神宮司廳藏版

# 古事類苑

天部
歳時部二

古事類苑刊行會

古事類苑

歲時部目錄

豐凶

# 古事類苑

## 歳時部九

### 年始祝一



## 歳時部十

## 年始祝二



# 歳時部十一

## 年始祝三

# 歳時部十二

## 年始祝四

# 歳時部十三

## 年始雜載

# 歳時部十四

## 子日



## 卯杖 卯槌 附入

## 白馬節會



## 踏歌節會

## 內宴



# 歲時部十五

## 御事

## 涅槃



## 彼岸



## 三月三日 雛遊附

## 歳時部十六

### 更衣

## 灌佛



## 五月五日

## 納涼

## 嘉祥



# 歳時部十七

## 七月七日

## 盂蘭盆

# 歲時部十八

## 八朔



## 八月十五夜 九月十三夜併入

## 九月九日 殘菊宴併入



## 玄猪

# 歳時部十九

## 追儺 土牛童子併入



## 節分

# 歲時部二十

## 豐凶

# 古事類苑

## 歲時部九

### 年始祝一

年始ニハ、一月一日ヲ特ニ元日ト稱シテ之ヲ祝シ、三元（歲ノ元、時ノ元、日ノ元、）三始（歲ノ始、月ノ始、日ノ始、）三朔、三朝（歲ノ朝、月ノ朝、日ノ朝、）四始（歲ノ始、時ノ始、日ノ始、月ノ始、）等ノ名アリ、後世ハ三元ヲ轉ジテ元三トモ云ヒ、其他三ケ日（一日、二日、三日、）五ケ日（一日、二日、三日、五日、十五日、）等ノ稱モアリテ、何レモ年始ノ祝日トセリ、朝廷ノ年始ノ祝ニハ、三ケ日ノ間朝夕ノ御祝アリ、朝ハ朝ノ物ヲ供ジテ、親王女御モ相伴アリ、典侍、掌侍、命婦等、何レモ天盃ヲ賜フ、夕ハ三獻ノ式アリテ、典侍等ノ外、伺候ノ公卿ニモ天盃ヲ賜フヲ例トス、年始ニハ、天皇親ラ院女院等ニ行幸シテ歲首ヲ賀シ給ヒ、院女院等ヨリモ答禮アリ、皇太子以下朝臣ノ拜賀ニハ、モト朝賀ノ儀アリ、朝賀廢レテ小朝拜ノ儀アリシモ、（朝賀、小朝拜ノ事ハ別ニ其篇アリ、）後世ハ別ニ諸禮トシテ、親王攝家ヲ始メ、門跡、寺僧、社人、醫師ノ類ニ至ルマデ、各〻贄ヲ獻ジテ私ニ年始ノ禮ヲ行ヘリ、後陽成天皇ノ慶長初年頃マデハ、其期日モ一定セザリシガ、後水尾天皇以後ハ略〻定マリテ、攝家ハ三ケ日ノ間ニ、親王家ハ四日迄ニ、其他ハ八日ヨリ十日迄ノ間ニ、參內スルコトヽナレリ、サレド時ニ臨ミテ延促アリ、殊ニ遠地ノ寺社ニ至リテハ、正月ノ末若シクハ二月ノ初ニ入リテ、參賀スルコトモアリテ、自ラ一樣ナラズ、其他二日、三日、四日ノ間ニ、牛飼童ノ御禮アリ、御領農民ノ參賀アリ、共ニ後世ノ事ナリトス、又拜禮トテ三ケ日ノ間ニ、朝臣ノ院、東宮、及ビ女院、皇太后、皇后、中宮等ニ參賀スルノ儀アリ、災異アル時ハ停

止セラル丶ヲ例トス、其他足利氏ノ時ハ、將軍親ラ參內院參シテ年始ヲ賀シ奉リ、德川氏ノ時ハ、將軍ノ名代トシテ高家ヲ遣ハシ、大刀折紙馬代、其他種々ノ物ヲ獻ジテ、年頭ノ禮ヲ行ヘリ、

幕府ノ年始ノ祝ニハ、足利氏ニテハ五ケ日ノ間、昆布勝栗等ニテ三獻ノ祝アリ、將軍ノ一族互ニ往來シテ、獻酬ノ禮ヲ行フ、德川氏ニテモ略〻之ニ同ジ、武臣參賀ノ式ハ、鎌倉幕府ニ在リテハ、三ケ日ノ間重臣代〻垸飯ヲ獻ジ、群臣庭上ニ列坐シテ劍、弓箭、行縢、沓、砂金、馬等ノ引出物ヲ進メ、宴ヲ賜ヒ樂ヲ張ルヲ例トス、足利氏ノ時ハ其儀稍〻備リ、元日ニハ、將軍對面所ニ出デ、三管領ヲ始メ、大名、御供衆、番頭、節朔衆、及ビ日野三條以下ノ公家衆等、一人ツ丶進ミテ盃酒ノ禮ヲ行ヒ、各〻練貫ヲ賜フ、三ケ日ノ間斯ノ如シ、四日ニハ、陰陽家、觀世大夫等ノ拜禮アリ、五日ニハ、吉良、澁川、石橋等ノ諸大名、及ビ關東衆ノ參賀アリ、其他八日ヨリ月末ニ至ル迄ノ間ニ、關東管領、遠地ノ代官、各種ノ職人、猿樂等ノ參賀アリ、三職ハ五ケ日ノ間、金覆輪ノ大刀ヲ獻ズ、其他ハ或ハ獻ジ或ハ然ラズ、皆其家格官職ニヨリテ、自ラ一定ノ制アリ、德川氏一統ノ業ヲ成スニ及ビ、舊規ヲ參酌シテ新儀ヲ定メ、元和二年正月ヨリ之ヲ行フ、元日ニハ、三家三卿ヲ始メ、譜代ノ大小名諸有司、及ビ法印法眼ノ醫師、畫工、觀世等、各〻其家格ニ應ジテ大刀折紙ヲ獻ジ、盃酒時服ヲ賜フ、二日ニハ、國主ヲ始メ、外樣ノ大小名、及ビ無位ノ醫師、連歌師、諸職人、猿樂等ノ參賀アリ、盃酒幷ニ祿ヲ賜フコト前ニ同ジ、三日ニハ、無官ノ大小名及ビ證人陪臣等ノ參賀アリ、斯ノ如クシテ式全ク終ル、蓋シ武臣ノ參賀式ハ鎌倉幕府ニ創リ、足利氏ニ整ヒ、德川氏ニ大成シタルナリ、寺社ノ參賀ハ、足利氏ニテハ、正月八日ヨリ廿三日迄ノ間ニ於テシ、德川氏ニテハ、同五日六日ヲ以テス、然レドモ遠國ノモノハ、二月或ハ三月ニ至リテ參賀スルモアリ、是レ亦其格式ニ由リテ、進物祿物等均シカラズ、門跡ノ參賀ニ至リテハ、使

ヲ遣シテ之ヲ迎ヘ、禮畢テ退出スル時ハ、將軍親ラ之ヲ送ルナド、待遇大ニ普通ノ寺社ニ異ナルモノアリ、又德川氏ニテハ町人ノ參賀アリ、江戸、京都、大阪、奈良、堺、伏見等ノモノハ、正月三日ヲ禮日トシ、遠地ノモノハ定日ナシ、又德川氏ニテ參賀ノ使ヲ朝廷ニ發スルニ就キテハ、朝廷ヨリモ答禮トシテ、勅使、院使、東宮使等ノ參向アリ、將軍ニ對顏シテ祝詞ヲ陳ベ、大刀馬代等ヲ賜フ、儀畢テ後、日ヲ期シテ勅使以下饗宴ノ事アリ、勅使ノ參向ト共ニ、親王、攝家、公家衆等モ、或ハ親ラ參向シ、或ハ使ヲ遣シテ年始ノ禮ヲ行フ、門跡モ多クハ此時ニ參賀スルヲ例トス、參向ノ期ハ時ニ由リ變更アレドモ、通常二月或ハ三月中ニ於テセシガ如シ、而シテ幕府年始ノ諸禮ハ、是ヲ以テ大抵最終トスルナリ、

古ハ正月ノ節ニ當リ、猥ニ他人ヲ拜スルコトヲ許サズ、然レドモ兄姉以上ノ親、及ビ氏長ヲ拜スルコトハ、大寶ノ制ニテモ之ヲ許セリ、サレバ年始ニ父母ヲ訪フハ勿論ニテ、氏人ノ其宗家ニ拜賀スルコトモ古ヨリ行ハレ、後世ハ家領ノ農民ニ至ル迄、各〻其領主ニ年始ノ禮ヲ行ヘリ、又民間ニテハ、各自互ニ贄ヲ執リテ回禮ヲ行ヒ、或ハ賀狀ヲ往復シテ新年ヲ祝スルコト、今日ト異ナルコトナシ、

年始ノ服裝ハ、身分家格ニ由リテ一樣ナラズ、諸禮ノ日ハ、天皇ハ引直衣ニ下襲、前張ヲ著シ給ヒ、諸臣ハ必ズ飾劍ヲ帶シ、魚袋ヲ著クルヲ例トス、幕府ニテハ、足利氏ノ時ハ、將軍ハ烏帽子直垂ニ、唐織物ノ服ヲ著ケ、武臣ハ大口、直垂、又ハ小素襖ニテ出仕シ、德川氏ノ時ハ、將軍ハモト足利氏ニ同ジカリシガ、文政十一年以後ハ、立烏帽子、小直衣ニ、指貫ヲ著スルコトヽナリ、武臣ハ官位家格ニ從ヒテ、直垂、狩衣、大紋、布衣、素襖等ノ別アリ、民間ニテハ一般ニ上下ヲ用キタリ、

朝廷年始祝ニハ、上ニ述ベタル朝夕三獻ノ祝ノ外ニ、御藥、齒固、節供等ヲ供スル式アリ、御藥

ヲ供スル事ハ、嵯峨天皇ノ弘仁年中ニ始マリ、三ケ日ノ間、天皇生氣ノ色(當年ノ吉方ノ色ナリト云フ)ノ服ヲ著ケテ清涼殿ニ出御アリ、一獻ニ屠蘇、二獻ニ白散、三獻ニ度嶂散ヲ獻ジ、殊ニ第三日ニハ、膏藥ヲ獻ズル儀アリ、典藥寮ノ官人及ビ陪膳ノ女官等ニ祿ヲ賜フヲ例トス、院宮ニモ亦此儀アリ、民間ニテモ一般ニ屠蘇ヲ飲ミテ之ヲ祝フ、皆其年ノ疾病邪氣ヲ豫防センガ爲メナリ、齒固ハ延年固齡ノ義ナリト云フ、其饌ニ菜蔬、魚類、鏡餅等ヲ用キル、モト三ケ日ノ儀ナリシヲ、後世ハ路儀トナリテ、正月ノ中吉日ヲ選ビテ、僅ニ一日之ヲ供スルコトヽナレリ、院宮及ビ幕府等ニモ亦此儀アリ、又節供ト云フアリ、强飯、魚類、菓物等ヲ具シテ、三ケ日又ハ五ケ日ノ間之ヲ獻ズルナリ、院宮幕府等亦然リ、

朝廷ノ群臣ニ宴ヲ賜フニハ、元日ニ節會アリ、二日ニ淵醉アリ、中宮、東宮等亦饗宴ノ事アリ、共ニ其篇ニ詳ニス、而シテ幕府ニモ亦年始ニ饗ヲ賜フコトアリ、殊ニ德川氏ニテハ、元日武臣ノ賀禮ヲ受クル前ニ、先ヅ黑書院ニテ、世子以下一族ノ獻酬アリ、兎ノ吸物ヲ出シ、老中近侍ノ輩相伴スルヲ例トス、又垸飯ト云フアリ、鎌倉幕府ノ時、三管領及ビ大名ヨリ、五ケ日ノ間交番ニ之ヲ獻ズ、御成始トテ、正月中將軍ノ、管領諸大名等ノ邸ニ臨メル時モ、亦此垸飯ノ饗應ヲ受クル例ナリ、其後幕府ニハ此儀絶エシカドモ、德川氏ノ時在府ノ三家ニ於テ、年始ノ祝儀トシテ、老中以下ヲ饗應スル事アリ、町奉行ノ宅ニ於テ、與力同心ニ垸飯ノ饗應アリ、其他民間ニテハ垸飯振舞トテ、親族朋友ヲ招キテ盛ニ之ヲ行ヘリ、又節振舞(セチブルマヒ)ト云フアリ、正月中貴賤共ニ各、其分ニ應ジテ饗ヲ設ケ、互ニ親戚知人ヲ會シテ歡ヲ盡ス、蓋シ佳節ノ饗燕ノ義ニシテ亦垸飯ノ類ナリ、其他年始ノ祝儀トシテ己ヲモ祝ヒ、客ヲモ饗スルモノニ種々アリ、蓬萊ハ、熨斗、昆布、橙、勝栗、海老等ヲ三方盤ニ飾リタルヲ云ヒ、雜煮ハ、鏡餅ニ、芋、牛蒡、蘿蔔、鮑、田作等ヲ加ヘ、煮熟シテ羹ト爲シタルヲ云フ、年始ノ餅ヲ鏡餅ト稱スルハ、其形ノ鏡ノ如

圓形ナレバナリ、又大服トテ、元日ニ若水ヲ沸カシテ茶ヲ點ジ、梅干ヲ入レテ之ヲ服ス、胸膈ヲ清クシ、一年ノ邪氣ヲ禳フノ意ナリ、凡ソ年始ノ祝儀トシテ用キルモノ、一トシテ祝意ヲ寄セザルハナシ、例ヘバ大服ニ梅干ヲ用キルハ、其面上ノ皺ニ似タルヲ以テ、延齡ヲ祝スルナリ、雜煮ニ芋及ビ數ノ子ヲ加フルハ、共ニ多子ノ義ニ取ルナリ、蓬萊ニ昆布ヲ飾ルハ、ヨロコンブノ縁語ナレバナリ、獨リ此等ノ飮食ノ中ニ祝意ヲ表スルノミナラズ、使用ノ言語モ亦務メテ不祥ヲ忌避ス、例ヘバ衰日ヲ德日、又ハ得日ト稱シ、疾病ヲ歡樂ト唱ヘ、寢起ヲ稻積、稻舉ナド云フ類是ナリ、蓋シ正月ハ一年ノ始ナレバ、百事凶ヲ避ケテ吉ニ就キ、以テ前途ノ福祉ヲ希フノ意ニ外ナラザルナリ、

名稱

〔伊呂波字類抄禰疊字〕年始 年首 年頭

〔運歩色葉集禰〕年甫(ホ)、年頭(トウ)、

〔下學集上時節〕履端(リタン)正月履二一切之事端一、故曰二履端一也、 肇歲(テウサイ)肇正月也、始也、甫(ホ)年甫正月也、始也、

〔世諺問答上〕正月は、としの始の祝事をして、知る人なるはたがひに行かよひ、いよ〳〵したしみむつぶわざをし侍る、〇下略

〔歌林四季物語一春〕そも〳〵あら玉のとしたちかへる、くもゐの庭の、御おほやけごとよりはじめものして、あまざかるひな人までも、むつきのことたつことぶきのめでたかるべきためし、はじめためりしは、こともおろかや、人の世みはしらにあたらせたまふうきあなのみやゐ安〇寧より、この事宮の中にてもとりおこなひ給ひ、四の海の外までもいはひものすることになりぬ、まことにいつとはなけれども、一とせのとぢめとはゐるくも見えてたてまつる御氣しかうぶりてつらまでも春めき、ふるとしの具は古代めきたるは、人の心の花になりゆくなるべし、

○按ズルニ、正月元日ヲ祝スルコト、安寧天皇ノ朝ヨリ始マルト云フハ、根據ナキ説ナリ、此事既ニ神武天皇ノ元年ニ在リ、朝賀篇ヲ參看スベシ、

〔名目抄恒例諸公事〕元日宴今世諸人以僧爲師、爰僧云元日、故爲誂之註之、

〔節用集久時候〕元日

〔増山の井〕正月元日けさの春　けふの春　四方の春　初空　日の始　三つの始　三つのあした　としのはじめ　あら玉のとし　あらたまの春　としたつ　あくる年　初とし　新しき年　上日　年頭　鶏旦　聖節　改旦　歳旦

〔改正月令博物筌正月〕元日異名（中略）改旦、歳旦、元三、年頭、初年、新しき年、明る年、年立、あら玉の年、年の始、三の朝、日の始め、

〔日本歳時記一正月〕元日、舜典にいはく、月正元日、舜格于文祖、蔡沈が注に、月正は正月也、元日は朔日也と記せり、しかれば唐虞の時、既に元日の名あり、

〔後拾遺和歌集一春〕正月一日よみ侍りける　小大君

いかにねておくるあしたにいふことぞ昨日をこぞとけふを今年と

〔名目抄恒例諸公事〕元三後生以三字可令清歟、故注之、

〔運歩色葉集久〕元三日年ノ始、月ノ始、日ノ始ハ正月朔也、謂之元三日也、

〔節用集久時候〕元三

〔栄花物語十日蔭の蔓〕あくる年、長和元年といふ、元三日のありさまたゞならましかば、いかにめでたからまし、

〔帝王編年記二十二條一〕永暦元年庚辰正月、今年依物忩天下無元三儀、

〔禮容筆粋五〕元三之事、○中略又三始と謂て古歌、

あら玉の年も月日も行歸り三の始の春は來にけり

〔山之井春〕正保二年の元日に　讀人不知

なにはさらすめでたき三つのはじめ哉

〔漢書七十二鮑宣傳〕明年正月朔日蝕、〇中略宣復上書言、〇中略今日蝕於三始、（如淳曰、正月一日爲歳之朝、月之朝、日之朝、始猶朝也、）

〔漢書八十一孔光傳〕歳之朝日三朝、（師古曰、歳之朝、月之朝、日之朝、故曰三朝、）

〔續山の井春〕三ケ日。。。

日に日日にあらたな春や三ケ日　攝州烏養　苞勝

君が春やかぞへもさらじ算ケ日　伊賀上野　正好

〔榮花物語三十四暮待星〕年がはりぬれば、内わたり花やかにいかめしう、御藥まゐり、御まかなひ三日のほどいとめでたし、

〔中島宗次記〕正月一日を元三といふ事、〇中略又五。。。ケ日と云事は、正月三ケ日、七日、十五日、これを五ケ日と云、

〔大諸禮〕萬躾方の次第

一正月朔日を元三といふ事、〇中略一同五ヶ日といふ事、一日、二日、三日、七日、十五日なり、又出家は、五日までをいふなり、能々心得べし、

〔貞丈雜記一下祝儀〕正月五ケ日とは、朔日、三日、七日、十四日、十五日也、出家方には初の五日を五ケ日と云、書札禮節諸聞書條々等に見、此説非也、〇中略元日、二日、三日、七日、十五日、是を五ケ日と云て、京都將軍家には專御祝あり、三職御太刀進上ありて、御盃頂戴也、申次記錄、東山殿年中行事、殿中申次記、年中恒例記等に見たり、

〔四季舊式〕正月〇中略五ケ日ト云ハ、朔日、二日、三日、此三ケ日ニ、七日ト十五日ヲ配合シテ五ケ日ト云、朔日天ニ象リ、二日ハ地ニ象リ、三日ハ人ニ比ス、三ケ日ト云祝也、七日ハ人日トテ、往古人出生ノ日也、〇中略十五日望月ノ祝ナリ、是ヲ合テ五ケ日ノ賀トス、〇中略釋氏ハ朔日ヨリ五日迄ヲ五ケ

朝廷年始祝

日ト云テ、五日ノ內諷經有、朔日ハ天神地祇諸神ヲ祈、二日ハ帝道ノ寶祚、武家ノ武運ヲ祈ル、三日ハ宗ノ祖師開山ノ僧ニ諷經ス、四日ハ一宗ノ旦那、一切ノ衆生ノ爲ニ祈、五日ニ自身ヲ祈禱ス、是ニヨリテ五日迄ヲ五ケ日ト云ハ釋氏ノ法也、

〔東都歳事記 一正月〕元日　今朝若水を汲む、今日より三日迄、貴賤雜煑餠を食し、大服をのみ、屠蘇酒をすゝむ、屋中年德棚を設く、今日より六日迄を松の內といふ、

〔日次紀事 一正月〕元日　御慶 新年貴賤相遇、先稱御慶、互謂少成、是歲初之祝詞也、

〔增山の井〕松の內 世話 春ながら 同 改年之御慶 世諺問答 履端之慶 元日に人を賀する詞也、書言故事、 履新之慶 是も正旦に、書を以て人を賀する詞也と書言故事にあり、書言故事、

〔和爾雅 二歲時〕正月　元日 書曰、正月元日、玉燭寶典曰、正月一日爲元日、 履端 履端于始、 元正　上日　三元 元始也、元日者、歲之元、時之元、月之元、 三始 元日者、歲之始、月之始、日之始也、故曰三始、出于鮑宣傳、 三朝 朝始也、同上三始、 三朔　正始 唐書、履端元日正始之初、 正日　正朝　正朔　元旦　正旦　七始 三才四時之始 天中節　四始 歲之始、時之始、日之始、月之始、 天臘 道書 元首　三微　人正 律曆志 履新 唐禮樂志 雞日 東方朔占 五書、一日爲雞、二日爲狗、三日爲豕、四日爲羊、五日爲牛、六日爲馬、七日爲人、八日爲穀、 雞旦　靑旦　初正　更始　元辰　歲朝　啓令節　首祚　歲旦

〔書言故事大全 十〕正月　履端　元日賀人曰履端之慶、左、文公元年、先王之正時也、○略 註 履端於始、曆法、以十一月甲子朔夜半冬至爲曆元、其日月五星、皆起於牽牛初度、更無餘分、以此爲步占之端、故云履端始也、 履新　正旦以書啓賀人、曰謹致履新之慶、唐禮樂志、皇帝受群臣朝賀、曰元正首祚、景福維新、惟陛下與天同體、臣等謹上千秋萬歲壽、群臣既上萬歲之壽、制答曰、履新之慶、與卿等同之、

〔後水尾院當時年中行事 上正月〕四方拜をはりて、常の御所に還御なり、常にならします方にてあしたの物參る、ひし花平むめぼし茶など供じて、御さかづき參る、御前にて女中御とはしあり、伊與酌をつとむ、儲君御同宿の時、又は女御などあれば、御相伴也、○中略 秉燭の後御祝あり、○中略、此時先強供御チ

（供ズル式アリ）、次第に御前を撤す、御さげなほしはりばかまをもぬがせ給ひて、小袖に赤すゞしの御はかま、垂纓組がけはもとのまゝにて、西の一帖の御座にうつらせおはします、此間におしも兩三輩ひさしに出て、女中男のこさかづきをしたゝめおく、たの御はんは御手長の御しも便宜の所に置、もとはゆどのゝ上におかれしよし也、回祿已後は、里内のことの外に狹少の事なれば、萬ツを清涼殿ひとつにてとゝのへられしほどに、御ゆどのゝうへも御殿の内とあり、此時の事也、是も便宜の所也、はいせん手ながおの〳〵きぬをばぬぎて、常の小袖にはかまばかりを著す、はだには白きねり貫紅梅二を重てきる、（如此の時、每度上著祫なり、）おの〳〵著座ののち、はいせんの人座を起て、母屋の北の間をへて御前にすゝむ、（御座の右の方）南の方へそばみて候ず、手長（右の方）の内侍同じく座を立て、御前にひざまづきて候ず、御しも御盃を持て、中の口より庇に出て、ひざまづきて手長のないしにさづく、内侍とりて、れん臺にのぼりて、はいせんの人にまゐらす、はいせん御前におく、次に初獻（三ツ肴）を供ず、御さかづき御左方へおし寄て、初獻をたゞしく御前におく、次てうしをもてまゐる、三盃の時御箸をとらす、御さかづきをとらしめ給ひて參る、（一獻）此間に手長の内侍、廂にある小さかづきの御はん（中央に強供御あり）をとりて、母屋の南の間をへて、れん臺の中央の間の東のはしらのもとにおく、陪膳、御盃をてうしにすゑてすゝみより、第一の人の座前におく、もとの座につく、手長のおしも、すゝみよりて次第にとほす、次に御盃もて參る、初獻の如し、陪膳よりて御前の御はんにすう、次に二獻（ざうばう）を供ず、三ツ肴を御右の方へおしやりて、二獻を中央におく、次にてうしをもて參る、御箸くだりて御盃參る、（一こん）次第にとほりて又盃出づ、此度は上﨟より勾當内侍まで、天盃を玉ふべき料に、其數あいの土器を重ぬ、重ねながらとりて御はんにすう、三獻（御まな）を供ず、二獻を撤して三獻を中央におく、次に手長の内侍、てうしを白散のもとにもて行て、とそ白さんを入て後、はいせんのもとにもて參る、御箸くだり御盃參る、（三獻）三獻めに御くはへあり、御前

の御はんを御右の方にくり寄て女中に給る、天盃をしきゐのうへにならべ置て、酌にて御とほしあり、(一獻)勾當ないしまで天盃給り、第二の典侍は、第一の典侍の盃をこひとりてもて參る、第三のないしは第二の典侍の盃をこひとりてまゐる、かくの如く次だいにくりてゆく、勾當のないしは又人につたへず、男の御とほしのときもて出べきため也、上﨟ぶんの人の盃つきぬれば、又第二のないしの盃をこひてもて出て、人數によりかくの如く、三反も四反もくりゆくなり、ひら御しもはれんだいにいらざるがゆゑに、廂の南のひがしの一間の次やうじに出、南のすのこをへて、れんだいの南の東の一間の次やうじより入て給はる也、次に勾當ないし左手に盃(男の御とほしの料也)をもち、右の手にさきとりをとりて、母屋の南の間をへて御前にすゝみ盃を置、燭のさきをとり、れん臺の中央の間のひがしの次やうじを明てしりぞく、男の次第にてとほしあり、天酌にてたぶ、(一獻)人々しりぞくついでに、小さかづきのもとに寄、小さかづきを給る、第一の公卿強供御をとりて次りぞく、最末の人盃をとりて、次やうじさして次りぞく、手長のないし座を起て次にすゝむ、はいせんの人御前を撤す、後にまゐりたるを次だい／＼さきに撤す、毎度毎度かくのごとし、事をはりて入御、女中起座、女中便宜の所にて小さかづき強供御を給る、次に御かれひとて、二のうねめてうしにさかづきを居て、土器物二種とり添てもて出て、申の口にて伊與にのましむ、さかなも同人役す、伊與さかづきを二のうねめに傳ふ、酌もさかなも伊與つとむ、夫よりつぎつぎの采女しゆにいたりて、同人酌にてとほしあり、肴は或は二の采女務なり、おの／＼たんざしきにてのむ、○中略　二日、あしたのもの昨日に同じ、○中略　夕方の御祝きのふにかはらず、○中略　女中こよひ紅梅にかぎらず、おもひ／＼の衣裳也、○中略　三日、あしたの物うけとり、昨日にかはらず、夕方の御祝また同じ、(御朝のもの、毎朝川端道喜是を上ル、是を香餅とよの人いふ、道喜俗名五郞右衛門、當時ちまき名家の名物也、)けふは女中あひに紅梅、うへはねり貫をきる、是を雪の下といふ、　四日、あしたのもの同七日をのぞきて十四日

迄は、ひし花平を供す、されどもけふより巳後は、御てうづの後むかはる計にて、きのふまでのやうにはあらず、

〔禁中當時年中行事〕御朝物、毎朝川端道喜上ル、川端ハ奈良之京ヨリ今ノ平安城ヘ住居スルヨシ云々、近世カレガ家ノ粽ヲ世ノ人賞翫之、道喜前ノ名五郎右衛門ト云、今以子息五郎右衛門ト名乘ル、　御朝物之事、小豆餅之由、イツノ頃ヨリカ如此アリシ、朝拜被遊ニ早朝ノ事故、是ヲ被召上シ歟、數ハ五十、今ノ一文取ヨリカ大キ成由、今者不被召上歟、女房達抔コレヲ可被給歟之由云々、又人是ヲ牛ノ舌餅ト云、

〔夏山閑話二〕御朝物は、餅粽菓子の類を、年中毎朝河端道喜といふ御菓子師より調進すると也、民家にても、朝食より前に何にても喰ふ事を、あさぶさと云は、此餘風なるべし、

〔友俊記〕年中御作法の大概物がたり〇中略　一朝〇正月元日の御祝　第一御膳やきかちむ、ひし、はなびら、ふくさごぼう、かず〱、あさ〱、第二御膳きじやき、しほやきのおかべとうふなり御硯ぶたにもりて、御肴二ツ、左右すぢかいの角に、わうじん、たもじ、ごん、にん玄ん、中に松たて、雉羽もり、毎日左右の御さかなはかへてとりあはするなり、此分御膳所より出る、〇中略　當番の典侍はいせん、内侍は御手なが、命婦は役送にて、御いはひの事あり、御てうしくはへまゐらする、おの〱きぬを著てまゐらる、　次に女御、上段の次の間、又次の間、典侍、内侍、命婦、次第に座さだまりて、やきかちん御膳のごとく給ふ、女御三方、次は平をしき、次に御とほり、天盃天酌をたまふ、御。とほ。り。とは、御前にて此玄な玄なめい〱に給ふなり、御とほりもたまふ、上に一こんなれば女中も一こん、上に二こんなれば女中も二こん、上三ごんなれば女中も三ごん、上にめし上らる、たびたびにめぐりくだる、上に二こんまでは御くはへなし、三ごんめし上らる、時は御くはへあり、御くはへ典侍にはたまふ、内侍よりはなし、大御乳の人の座は當時伊豫の局のうへなり、おさし御差は命婦の末座なり、禁

中の女中十二人、典侍四人、内侍四人、命婦四人なり、大御乳の人、おさしは外也、御陪膳給ふあたり御番の典侍、御手長内侍、役送命婦なり、いづれもはつき袴、大すべらかし、びんを出してつとめらる、女御は上段の御次に座したまふ、中宮よりは、上つかたと同じ、そのゆゑにめしつかはるゝ人も、其時は違あり、びんを出すといふ事、さしびんと云、前がみをわけてほそく出し下るなり、〇中略

夜になりて　一くしざし（ふほおひらのさい）　御はし　二からもの　三かずかず　右三ッ肴にて一献　一あさあさ（くき、高もり、）　二やきかちん（こはぐごの事也）　右二献　一きじやき（鹽燒豆腐也）　右三獻、此時は御くはへ、　右のとほり、女中へもやきかちん、きじやきにて、右御こんのたびたび御とほりをたまふ、こん數もおなじ、くしさしは、鹽鯛をさいにはやしくしにさし、ほそき紙にあげまきのごとくちゞみをかくる也、からものは大こん三つほどにして葉をのこし、くきつけ物なり、いづれも小かくにのる、かずかずは數の子也、かはらけにもる、あさあさも同じ、やきかちんは小角にのる、きじやきは御すゑものにもりて、くこんをかけらるゝ、きじやきはとうふのゑほやき也、御引かへ　御三つざかな右に同じ　一こん　ぼうぞう（いも、高もり、うへに餅又おきものあり、）　二こん　ひれのこん（とうふ、高盛、たひのひれ、）　三ごん　御くはへあり　いづれもとその酒を用ひらるゝ、此時天盃天酌をたまふ、女中はつきはかますべらかしていなり、大御乳の人も同じ、おさしの人はすべらかしゑゞらげよはり也、御さしには天盃はたまふ、天酌はたまはらず、右の御獻、女中の獻ともに、内膳司より調進す、〇中略　内々小番の公卿雲客には、常の御所にて天盃天酌三獻をたまふ、大中納言、宰相、一二三位等の公卿へはくはへをたまふ、殿上人にはひけの御くはへなし、後に末廣をたまふ、外樣の公卿殿上人にはたまはず、元三の朝ごとに内内小番の公卿殿上人とも、元三七日十五日の中、葩ふくさ御こん、きじやき、御てうしひさげを、小番所にたまふ、〇中略　中宮又女御、緋のはかまはつきめさるゝ、典侍、内侍、命婦も、黑紅梅、赤紅梅、もゝ、紅梅、はつき、緋の袴ていなり、又折々はおり

もんの織物も著す、典侍はさいの目、内侍、命婦は筋なり、いづれも白地也、筋は黒紅いとなり、又地赤白の緞にして、黒紅糸のすぢあるも、織筋ちがひては、典侍、内侍、命婦いづれも用ゆ、うらもあかのおもてほどはあかく、白き所は白うらすぢをあはせてもちゆ、○中略御さしは命婦の末につきて、はつきはかまをゆるされず、しゞらの織もの緞そよはりをつくる小そで也、大ひとへは、常にはひとへといふていなり、もえぎの絹、こしより下にきるなり、としよりたる人は小すべらかしにてもゆり給ふ、大すべらかしさほうの事也、常には小すべらかし長かもじ、小そでの上に袴也、御さほうの時ははつき也、大すべらかしにはびん出るなり、まへがみのほとりより、地がみながきをすこし出しさぐるなり、院の御所にても、御さほうおなじ事也、常ていかはれり、さげがみていに長かもじ也、御膳のときははかまなり、女御といふうちは典侍の上につき給ふ、中宮といふよりべち座なり、御上と同じ事也、夫ゆゑ女中のめしつかはる、禁中院中と女御のうちは、上臈はめしつかはるゝにも、その外は女中といふもあらず、かろき女を御こせうとてめしつかふ、女中といふよりは、禁中の女中と打まじりて、しだいに座もきはまりぬる也、天盃天酌もたまふ、

〔嘉永年中行事〕正月朔日朝の物　四方拜をはりて、常の御座にて、朝の物、菱花びら、梅干、御茶など供じて御盃參る、御前にて御とほしあり、伊輿酌を勸む、其やう先三つ肴、菱花びら、きじ、茶、硯蓋の御肴にて一獻を供す、加へあり親王、女御御相伴なり、天盃親王女御へ給ふ、女御より次第に御とほし、女中も内侍の限りは、御前にて菱花びら、きじ、茶を給ふ、命婦はおの〳〵末座の内侍のほとりへ進み出で給ふ、同所にて御膳供す、朝女中のうけとり進上ある日は、定れる御盃は供せず、○中略

御祝　秉燭の後御祝あり、○中略御引直衣脫せ給ひて、御小袖に赤き生の御袴、垂纓御組懸は本の儘にて、西の一帖の御座に移らせ給ふ、御陪膳以下各五つ衣をぬぎ、常の小袖に袴ばかりにて座に著く、先御陪膳母屋をへて中段に進み、御座の右の方北へそはして候す、御手長下段に候す、次

に役送の命婦御盃をもて御手長に傳ふ、御手長御陪膳に傳ふ、御陪膳御前に居ゆ、次に初獻三つ肴を供す、御盃を御左の方へ押よせて、初獻を御前に供す、次に御銚子を持て參る、御盃をとらせ給ひ一獻を供す、御陪膳御盃を御銚子にすゑて下段に出て、第一の典侍の座前に置き本の座につく、手長の命婦進みよりて次第にとほす、次に御盃を持て參る、初獻の如し、御陪膳とりて御前の御盤にすう、次に二獻ばうざうを供す、三つ肴を御右の方へ押のけて二獻を中央に居ゆ、御銚子を持て參る、御箸下り御盃參る、(一獻也)女中へも次第にとほる、又御盃出る、此度は典侍より勾當內侍まで天盃給はるべき料に、あひの土器を重ねながら取て御盤に居ゆ、次に三獻御ひら(闕)を供す、二獻を撤して三獻を中央に居ゆ、次に御手長の內侍、御銚子を白散の許にもて行き、屠蘇白散を入れ、御陪膳に傳ふ、御箸下る、御盃供す、(三獻也)三獻めに御加へあり、御前の御盤を御右の方へ押やりて、女中に給る天盃を敷居の上に雙べ置く、女中へ天酌にて給ふ、(一獻也)勾當內侍迄天盃給りて、第二の內侍は第一の典侍の盃をこひとり、第三の內侍は第二の典侍の盃を傳ふ、かくの如く次第にとほすなり、(小の小なり)命婦は簾臺に入らざる故に、下段の南の東の一間の障子より出て南庇をへて、簾臺の南の東の一間の障子より入て給はる也、次第に給はり終りて、御陪膳御前を撤す、次に入御なる、三ヶ日、七日、十五日、立春等皆同じ、

三日○中略御祝　夕方の御祝元日に同じ、けふは內々の男方に御盃を給ふなれば、三獻女中御とほしおはりて、男方めさる、南庇の御障子の開たる所より入り、中段の豫て設たる中央の御盤の所に到り、小盃を取り御前に進む、天酌にて一獻給はり、本の座に返り飲み、南の御障子のほとりにある小盃の許に至り、小土器に强供御を入れ、御障子を出て、南庇にて次の人に强供御を傳ふ、最末の人御盃を給はり、御障子をさして退く、夫より熊の間にて各へ御末廣を給ふ、勾當內侍傳ふ、

年始行幸及行啓

四日、朝の物、朝の物きのふに同じ、七日を除きて十四日迄は、菱花びらを供す、

〔御湯殿の上の日記〕長享三年正月二日、あさ御さか月おなじ、〇中略こよひの御いはひ肴ばかりなり、三日、あさ御さか月おなじ、こよひもこんばかりまゐる、

〔光恩院儀同記〕永祿五年正月一日丙戌、予〇藤原親孝四方拜以前參内侍所、次於白川亭神拜、退出以後於家中祝儀如例、次參伏見殿、御祝儀如例、入夜參內、御盃參仕輩、予、四辻大納言、〇中略侍從雅英等也、於御方□□□□□□□□□盃、予第一、仍給御盃、若宮御方御酌也、二日丁亥、祝儀如昨日、竹園御祝同前、入夜參內、御盃參仕人々如昨夜、三日戊子、祝儀朔二同前、入夜參內如昨日、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年正月一日、一日の御さか月三ごん、いつものごとくまゐりて、女中をとこたち御とほりあり、二日、こよひの御さか月三ごん、いつものごとくまゐる、御とほり女中をとこたちいつものごとし、

〔視聽草七集四〕寛永甲申正月御湯殿の記　寛永廿一年正月一日、御さか月三ごん參、御小さか月もまゐる、三ごんめにとうそう入參らせ候、女中をとこたち御とほりあり、二日、御さかづき三ごんまゐる、三ごんめよりとうそう、びやくさんいれまゐらする、御とほりもあり、三日、ぐごに御ひきなほしめさしまして、御さか月三ごんまゐる、二こんめよりながはしとうそう入まゐらする、女中をとこたちこんはいたぶ、内々のをとこたち御あふぎたぶ、

〔公事根源正月〕朝覲行幸　同日〇二日

是は天子年の始に、上皇幷母后の宮に行幸なる事あり、嵯峨天皇大同四年八月に、朝覲の儀ははじまる、〇下略

〔嘉永年中行事〕正月十一日、〇中略出御始、女御御殿へ渡御なる日限定らず、御引直衣めす、勾當內侍單衣きて御劍を持ち御供す、女中みな袴をきる、御口祝三獻供す、女御へも出る、御盃の後、菱花

諸禮

びら、きじ、御雜羹、御吸物、硯蓋の御肴にて一獻供ず、女御へも硯蓋の御肴參る、還御の後、女中へ三獻出る、典侍内侍は三方、命婦は足打、御差は平つけにのせて出るなり、

○按ズルニ、天皇ノ上皇、母后等ニ朝覲ノ事ハ、帝王部朝覲行幸篇歳首朝覲條ニ詳ナレバ、參看スベシ、

〔小右記〕長和二年正月十日壬寅、今日青宮〈○後一條〉被覲母后〈○御枇杷殿〉巳剋可有行啓、仍早參、

〔玉海〕仁安二年正月廿日己未、此日東宮〈○高倉〉行啓于院御所〈法住寺御所、自去夜上皇所還御也〉、蓋爲拜覲也、巳剋著東帶、〈○中略〉參東宮候殿上、人々未參、頭辨時忠來、余問云、御拜事如何、〈○中略〉時忠云、東宮御拜可爲右左右之由、左大臣所申也、是知足院殿仰也云々、勿論歟、

〔後水尾院當時年中行事〈上正月〉〕七日〈○中略〉このごろ諸禮とて、宮門跡、攝家方、御びく尼衆、外樣衆、院家、諸寺の僧、醫師にいたる迄、年始の御禮を申す、慶長の始つかたまでは、一人二人づゝ、不時に參りしを、近年は日を定められて各參る事になりぬ、法中は修正にひまなければ、今日迄は參内せず、近來はかゝることのやうになりて、入道尼風情も參らねば、八日より巳後の事なり、されば醫師などは、御用あるときは、八日より内にめさるゝこと、又常の事也、諸禮の日は、〈○中略〉内々宮門跡、攝家方等は、勾當局より伺公なり、まづ局にて一獻あり、その後常の御所にて御對面、二こん參る、二獻め第一の人の酌にて進上あり、おのおのに天酌天盃をたまふ、御比丘尼衆も同じ、日野、烏丸、柳原は外樣なれど、常の御所〈常御所、日御座、清涼殿、皆一所にて三ツ名なり、〉にて御對面あり、たれにても申つぎ御禮申て後、さし席〈御ひさしのひつじ申の角のたゝみ一帖を撤して、さし席一枚をしく、此さしむしろ、正月朔日より數て、正月中あるなり、〉に候ず、御はいせんに候ずべき人、手長の人、しきじ等、兼てより申の口に伺公して、御さがづきを供ず、次にさかな御前に參りて後、さしむしろの衆にもたぶ、六位藏人是を役す、南の戸を明て道とす、手長の人酌にて天盃たぶ、廂の中央にすゝみ出て給はる、本座にかへりて御さかなをとりて一人づゝ之りぞく、おの

おのぞきて後御前撤す、入御、是は外様ながら内々をうけたる心也、此中日野は、武家の傳そうに定められて、後に内々おぼしくはへられて、右の中にはいらざれども、近き比迄の事なれば、三人の名をばあげたるなり、若諸禮十五日巳後なれば、巳後は三さかなを用ひざれば、こぶあはびをすうる也、院女中などまゐらるゝことも、十五日巳後なれば此定なり、正親町院へ後陽成院の女中年始にまゐりし時も、若十五日巳後なれば、こぶあはびをすゑられしと、宮内卿かたりし也、外様の攝家衆、外様の門跡衆、外様の番衆、院家、諸寺の僧等は、清涼殿の北の方にて御たいめんあり、八幡別當、本國寺、清水寺、本願寺、醫師やうのものは、小御所にて御對面あり、

〔近代年中行事細記〕諸禮日限不定　攝家、親王、法親王、常御所御對面、申次武家傳奏、兩人次出御於清涼殿、次將持御劍、藏人候御裾、或出御以前卷御簾、但有出御而大臣、外様門跡等御禮了、有加持事、貫首卷御簾歟、清華大臣并攝家門跡、外様公卿雲客、院中公卿雲客、諸院家、諸寺僧、非藏人御對面、右申次職事相替勤之、○中略次於小御所、典藥頭、醫師、并八幡社家田中、善法寺等、其外清水寺執行成就院等御禮、申次同右、典藥頭、醫師等御禮了、寢御脉退出、五岳僧徒各御禮同右、但正月下旬、或二月上旬、在時宜也、武家傳奏被催體也、

〔故實拾要〕三攝家諸禮　元日、二日或三日、除御衰日御禮アリ、又元日小朝拜アル時、小朝拜ニ不參ノ攝家ハ別ニ改テ諸禮アリ、參内ノ時、長橋ノ局ノ御車寄ヨリ入テ、於常御殿御禮御獻アリ、都テ攝家清華家々ハ、正月天子御禮ノ時、表向ヨリシテ御禮也、此時天子御衣冠ヲ著御アリテ、御禮ヲ被受事也、此特ニ攝家清華ノ規模也、此外諸家中ハ内々ニテノ御禮也、更ニ改ル無御規式、○中略
親王家諸禮　八日或九日、十日、除衰日、諸親王、門跡、姫宮、比丘尼御所等、自長橋御車寄參内、於常御殿御禮アリ、
外様諸禮　外様諸家、院參ノ諸家、外様ノ門跡、院家、諸寺諸山ノ僧、於清涼殿御禮アリ、又八幡ノ撿

按田中、善法寺、新善法寺、鍼博士、諸醫等、於小御所御禮アリ、又柳原家於常御所差筵ノ御禮アリ、

〔日次紀事一正月〕二日　拜禮（今日攝關家參內、則於內殿叅筵上有拜禮、其所屬之家禮公卿、各出禁門、而迎之、其家諸大夫各供奉、近衞殿家諸大夫、別參長橋局而有獻、是爲榮、其他不然、〇中略）

九日　諸禮（禁裏昨日今明日同、被勤德日、年始之諸禮始、諸比丘尼、清華大臣、外樣公卿、及諸門跡院中、公卿殿上人、取次而出、凡禁裏近臣謂內々衆、其餘稱外樣、諸門跡、諸本寺僧侶、井鍼藥等輩各參內、院中亦多被用此日、僧徒中般舟三昧院、井清淨華院、中松林院、此爾僧雖爲黑衣、依舊例而參內、近年泉涌寺西堂亦雖爲黑衣、或代住職而勤之、又八幡正法寺安養寺長講堂、著香衣而參內、此日天台諸門跡、或院家僧正上首一人、於御前有高加持、高加持對內加持而稱之、非必高聲謂也、〇中略）　凡此月自朔日至七日、被制僧尼井圓頂輩入禁門、

〔光臺一覽一〕抑禁中肇春之御儀式、〇中略二日三日之中、御德日を撰み、（御衰日を御德日と云）五攝家之御禮參內之節は、御臺所御門より、長橋玄關左に見て、中門より南の御車寄へ昇殿被成、御家來分御門弟の公卿衆、中門之際迄一列に御出迎被成、默禮有之例也、尤前廉に御家門より御使者にて、幾日には參內被成旨、例之通御出迎可被進由、被仰遣御事也、平日之參內には、御出迎は無之候、年頭之砌計也、又御家門方之殿上人か諸大夫か、長橋玄關にて、其節從天子酒饌を被下御事なり、雖有規摸とかや、四日迄之內、俗親王家伏見、京極、有栖川、閑院四軒の御禮也、〇中略十三日迄之內、法親王、諸門跡方、院家總洛中の御禮也、日限は替れども、其衆中には御室仁和寺、大佛妙法院、粟田口青蓮院、今出川梶井圓融院、三井寺圓滿院、山科毘沙門堂御門跡、嵯峨大覺寺、岩倉實相院、一乘寺、竹內曼殊院、神樂岡聖護院、白川照高院、南山科勸修寺、南都一乘院、東山智恩院之宮、右は各宮門跡にて法親王宣下有之方々也、併時に隨ひ攝家より御相談の御事も有之、其代々其寺の格に拘らずして、攝家門跡の列に入給ひ、先途漸大僧正に任じ給ひ、格式ひくしと心得べし、其外攝家門跡には、醍醐三寶院、南都大乘院、山科小野隨心院、安井蓮花光院、上醍醐三准門跡、水本坊之報恩院、松橋理性院、釋伽院、此外叡山の學頭、三井の碩學、南都興福、東大、西大、法隆、元興、般若等之總代、諸門跡方之院家數多、大德、妙心、輪番之住持、金地院の僧錄、五山之紫衣、泉涌寺、般舟院、二尊院、芝山寺等之住僧、淨土鎭

西派四ヶ之總本山、大谷寺、知恩院、黑谷金戒光明寺、神樂岡百萬遍、知恩寺、洛陽淨花院、西山派之二本寺、東山永觀堂禪林寺、粟生之光明寺、深本派之義は、兩本山洛陽誓願寺、蛸藥師圓福寺、右之外諸寺諸山之總代、諸寺院之僧侶僧綱、﨟次を改め、寺法格式に隨ひ、代々の執奏傳奏に付て參內有、〇中略參內の行粧は、塗肩輿、緋衣、紫衣、香衣、素絹等、僧綱法儀に隨ふ道服也、供奉は、輿廻は布衣、先駈は素襖の青侍也、尤內侍所へも庭上より拜事有、神樂錢壹貫文か五百文、格に依輩之、刀自收ニ納之一、〇中略扨各參內有ては天顏を拜す、併禁中の御儀式は、御前は何れも無言の御禮、附札のみ之披露にて、上段二疊臺の上に御褥を被レ爲レ敷、御簾御禮通り迄下れば、輕々敷天顏を拜する事不レ叶也、然に大德寺(龍寶山大德寺、開山大燈)、妙心寺(正法山妙心寺、開山關山)、兩ヶの御禮は、左右列座の公卿も驚き恐入計之御禮にて、中段までうち登り、上段の玉緣に兩手を懸、御褥に頭の付程の御禮とかや、御近臣之御秘法有レ之也、尤寺法格式時の住持の規摸と稱す、此中に智恩院一ヶ寺、正月廿八九日兩日之內、御諸司へ付屆之、武家傳奏の執奏にて參內す、當寺綸旨の申次は、時々典侍、大夫典侍、新典侍の御取次なれば、智恩院參內入門の節、右之局方御家來挨拶に於、御局よりの口上も相述る、扨知恩院宮中にての口上に、御忌も首尾能相勤候に付、年頭之御禮申上ると、傳奏議奏の挨拶舊例也、尤法威と稱す、御門の蹴發しを庭中に入や否、杖を突事を定例とす、今に右の如くの格式也、扨又東西兩本願寺は、內々世に知るごとく、五攝家の御連枝方にて、尤門跡號を被レ下、大僧正を拜任す、寺門に於ては富貴第一、又我宗派にては威權に榮えたまへ共、禁中關東の格式は不足、夫故に右之日限に御禮申上る寺門の列に入給はず、正月の末二月の初めか參內有、强に年禮と申にも非ず、御見廻に口上にて參內有、平日心安く東西六條へ出入被レ成公家衆一兩輩、御車寄迄出迎たまふ、夫さへ公家衆御傍輩中嘲弄有よし聞り、

〔騾驢嘶餘〕梶井殿年頭御參內、御門跡香ノ御衣ニ五條袈裟、北ノ御門ヨリ被レ入、長橋被レ參、三荷三

種被進也、進物小高檀紙一束、扇一本、院家モ出世モ不御伴、只一人御參也、寺家幷坊官ウヅラ衣スヾシノ大口也、ウヅラ衣トハ重チノナキヲ云ナリ、足半ヲ著テ、敷皮ヲ敷キ、長橋ノ庭ニ居也、

〔友俊記〕年中御作法の大概物がたり　元日、親王攝政家の御禮は、常の參內にはことなり、唐門より長はしの局の御車よせより參りたまふ、親王は、ゑきゐのうち敷石のうへにてこしを出給ふ、一品牛車宣あるは、車寄の邊にておりたまふ、攝家は瑞籬のうち、御門敷居のそとの石壇の上にておりたまふ、車よせよりすぐに常の御殿にて龍顏を拜せられ、天盃天酌をたまふ、先菱葩にて御ごん、かず〳〵あさ〳〵やうのもの、きじやきなどを給ふ事すみて大ぶくの御茶をたまふ、是は御德日にあたれば二日にもあり、御陪膳は典侍なり、次の陪膳は內侍命婦なり、攝政家の御禮は、唐門より長橋局の御車寄より參りたまふ、武家傳奏議奏などの出むかひにて、常の御所にまゐり入て龍顏を拜せらる、殿上人御三ツ肴をとりたまふ、主上の御陪膳は、大臣の子孫の卿相、御手長の役送には、四位五位の藏人の中、六位の藏人等也、御陪膳御盃御銚子をまゐらす、ひさげの御くはへは手長の人也、天盃下されば、御銚子にのせて御陪膳に手長の人にわたす、ことすみて攝政家にまゐらす、二獻すみて、ひさげのくはへには六位藏人なり、又それよりもとのごとくかへりて、天盃をはじめのごとく第二の人にたまふことはじめにおなじ、攝政家は三公にあらずといへども、みなことごとくにまゐりたまふ、前大臣も參入し給ふ、又三公ならぬ納言といふとも、おして三方をもちゐらる、元日御とく日にあたれば二日にあり、〇中略享保四年、殿下九條殿御舊例を申請たまふ、天盃天酌の事也、御陪膳の公卿御前のみつざかな御さかづきをそなふ、手長の役送轉供也、次御銚子を殿下とりて三獻まゐらせらる、御ひさげは御陪膳にたまふ、すぐに御銚子にのせて、殿下にむかふ、主上御てうしを出されて殿下にたまふ、御盃をとりて頂戴、天酌を給ふ、いづれも同じ事にたまふ、ひさげには御陪膳の公卿なり、此事院御所にてもおなじ也、

〔嘉永年中行事〕正月朔日　攝家參賀　關白以下參內殿より勾當內侍局へ參り、夫より常の御殿にて御對面あり、御引直衣御張袴をめす、議奏申次なり、御盃を給ふ、先一獻三つ肴を供す、おのおのへも出る、大中納言（大臣の子孫にて大中納言たる人）御陪膳にて一獻參る、職事の酌にて各へとはる、二獻ほう（烹）ざう（雜）を供す、各へも出る、二獻め第一の人の酌にて進上あり、（加へ手長の人也）御銚子を黑緣のほとりに置て、第一の人復座す、御陪膳の人御銚子を取て上段にあぐ、次に各へ天酌にて天盃給ふ、御盃終りておの〱退出す、親王方また內々門跡の御盃のやうこれに同じ、小朝拜のある年は、當官の攝家は更に參られず、太刀折紙は勾當內侍披露するなり、　三日、親王家御參賀、　けふは伏見有栖川兩宮の御禮なり、參內殿より參らる、元日攝家參賀に同じ、　淸花大臣御禮　車寄より參らる、御禮のやう攝家參賀に同じ、　差筵御禮　北小路三室戶など差筵にて御禮申す、常の御座にて御對面あり、御陪膳大中納言御盃を供す、次に三つ肴供じて後、差筵の衆へも給ふ、六位藏人居ゆ、職事の酌にて天盃を給ふ、下段の中央に進み出て給ふ、本座に歸り三つ肴を取り、一人づゝ退く、後御前を撤す、次に入御なりぬ、　四日、外樣御禮、　外樣番所に祗候の人々の御禮なり、常御殿にて御引直衣に生の御袴めされ、小御所へ出御なる、中少將晝御座の御劒を持ち、職事御裾に候し、近習も同じく御供す、上段の御座に出御なりて御對面あり、申次は議奏なり、上卿は下段、殿上人は庇にて御禮申す、事おはりて入御なりぬ、天盃を給ふ家々は、（冷泉、日野西、伏原、西大路、竹屋、油小路、）八景繪の間に召し出して給ふ、　八日、內々門跡御參賀、　巳刻に仁和寺宮、午刻に聖護院、梶井、靑蓮院、圓滿院、知恩院などの宮々、參內殿より御參賀あり、常の御所にて御對面のやう、攝家參賀の如し、　九日、外樣門跡參賀、　隨心院、一乘院、大乘院、三寶院など也、御學問所の中段に出御なり、下段に進み出て御禮申さる、申次は議奏なり、入御の後同所へ召出されて、天盃を給ふ、　內々外樣入道御禮　公卿の入道せる人御禮申す、內々は御學問所、外樣は小御所にて御對面あり、　黑御所御禮　靈

鑑寺、圓照寺、中宮寺などの尼宮なり、長橋の奏者所より參らる、常御殿にて、ひし花びら、きじ、大服茶、硯蓋のさかなにて一獻參る、　十日、諸禮、　院家、諸寺、非藏人の御禮なり、小御所(清涼殿代也)の上段に出御なり、下段にて御禮申す、非藏人は簀子なり、をはりてえばし小庇にまします、此間に御座を改め小御所へ出御なる、八幡の三坊(田中、善法寺、新善法寺、)下段にて御禮申す、次に御醫庇にて御禮申、上段の黒縁まで進み天脉を伺ふ、何れも申次は職事なり、　廿日、法中參內、　今日養源院、法淨院、南禪寺、五山の僧侶參內あり、總て諸禮に同じ、大德寺妙心寺に限り、中段にて御禮申す、　廿一日、法中參內、　今日小池坊、智積院、進臺寺、本國寺など參內あり、諸禮に同じ、

〔看聞日記〕應永廿四年正月一日、早旦於新主(〇稱光)御方三獻祝著了、佛前參舊主(〇崇光)尊前、燒香禮拜、其後供強飯如例、三位源朝臣、重有朝臣、長資朝臣以下候、女中新尼公號斟酌、或不候、或祗候、云年始、云代始、祝著之儀雖不相替、心中舊事戀慕而已、　十二日、總得菴參賀、一獻持參、有盃酌、抑新主御方又一獻、御寮明元等被召、賜引出物、退出之後、予(〇後崇光院)御方へ新主入申、但御方狹少之間、於常御所有一獻、三位以下壽藏主等候、殊更表賀禮畢、　十三日、治部卿經時朝臣參賀、於御前賜一獻、　十四日、予聊盃酌申沙汰、右少辨經興參賀、(布衣薄色)一獻料(五百疋)獻之、舊冬御事(〇榮仁親王ノ薨去ヲ云フ)未申其禮、旁以表御禮歟、御對面有一獻、三位以下候、近衞局被祗候、(〇中略)　五獻畢退出、予不對面、行豐參賀、一獻持參、又一獻重疊、新主御沈醉無極、　十七日、正永參賀、

〔御湯殿の上の日記〕長享三年正月一日、とざまのばんしゆ御れいども申、御たいめんあり、　二日、とざまの御れい申さるゝ、　三日、こよひもとざまの御れい申、をぐらの宰相御さか月たぶ、

〔宣胤卿記〕長享三年正月四日癸亥、今日隆量卿、番代宣秀參候之間、夜著束帶、申年始之御禮云々、六日乙丑、黃昏著衣冠參內、當番之次申年始之御禮、申次以量朝臣也、出御議定所、入戶內、於板拜龍顏、實澄朝臣、長胤、於戶外簀子拜天顏、

〔元長卿記〕永正七年正月十七日、參內當番也、依召早參、典藥頭親就朝臣去三日申御禮於御三間馬道御對面恒例事也、件之道近年自御懸參入云々、然今度自殿上經東階前參上、不被得其意之由仰候處、曾他之道無覺悟由申云々、明日於勾當局堅被召仰、至承伏者可有寛宥之御沙汰、若又猶存緩怠者、沙汰之限也、可有計御沙汰由申入、大納言典侍局御使也、其後無他之儀其定歟、

〔御湯殿の上の日記〕文明九年正月八日、御ぢそうのさんがあり、あんせん寺殿、しんせう寺殿、つうげん寺殿、大しやう寺殿御まゐり、　十日、前くわんばく、花山、そのほかさんがどもあり、申つぎ辨、宰相中將殿ばかり御さんだいあり、三ごんめに御けんびしさやまゐる、くわしうじもちてしこう、御たいの御方口とりにて御まゐり、おなじく一こんに御さぶらひ、千しゆう萬せいめでたし、つゐでに御ちよくろにて御いはゐめでたし、

元龜四年正月四日、とう宰相おなじく侍從御れい申、御みまにて御たいめんあり、あすか井おやこ御れい申、きちやう所にて御たいめんありをとこずゑにて御さか月たぶ、藤宰相申すのくちにて御さか月たぶ、　六日、大ないき五でう御れい申さるゝ、きちやう所にて御たいめんあり、日の御れい申さるゝ、つねの御所にて御たいめんあり、いつものごとく御まへにて御さか月たぶ、

十日、くわんばくながはしまで御まゐりありて、御れい申さるゝ、月のわ御れい申、下すがたにて御たいめんなし、けふの御たいめんあり、　十一日、りしやうゐんまゐりて、御かぢ申さるゝ、いつも十日に御れい申さるれども、御がいきにてけふ御たいめんあり、

天正十九年正月一日、きくてい殿〇晴季ないへになされ候、御れい御申あり、つねの御所にて御たいめん、きくていおやこ御ひさしへ御まゐり、二こんまゐるゞ御の御はいせん三でう中納言、御てながさせうべん、きくてい殿御まへ、さまのかう、しん中納言の御まへ、しもんのすけなり、御てんしやくにてまゐらるゝ、めでたし〳〵、　四日、八でうの宮〇陽光院子智仁親王御れいになる、〇中略つ

ねの御所にして二こんまゐる、上らうちや〳〵、御ちの人も御まゐり、申のくちにて、こむ御すわりあり、御あふぎまゐらせらるゝ、　五日、五のみやのかた御れいになる、つねの御所にて二こんまゐる、　六日、けふのさんだいゆきふりてのぶる、　八日、大かく寺殿御れいになる、つねの御所にて二こんまゐる、御たる三色三かまゐる、めうほうゐん殿御れいになる、つねの御所にて二こんまゐる、御たる三色三かまゐる、御あふぎまゐらせらるゝ、　十日、くわんばく殿〇豐臣秀吉十二日にさんだい御申候はんとの御あんないあり、　十二日、くわんばく殿さんだいあり、つねの御所にて御たいめんあり、こん三ごんまゐる、御しやうばんくわんばく殿、八でうの宮、〇智仁親王きくてい殿、〇晴季うきたのさいしやう、〇秀家うへすぎ、〇景勝もり、〇輝元ちくせん、〇利家きん五、〇秀秋三郎しじう、いへやすしじう、〇秀忠以上十一人也、〇中略御てんしやくにてみな〳〵御とほりあり、しんくげしゆ廿七人、御たちをりかみにて御れい申さるゝ、〇中略御しやうばんしゆみな〳〵たゝれて、くわんばく殿八でうの宮のかたばかり御ざしきにて、しゆごう女御女中しゆは、御みやのれいに御いであり、きくてい殿、くわんじゆ寺殿、中山殿御まへに御まゐりあり、きげんよくめでたしめでたし、

文祿四年正月一日、くわんばく殿さんだいあり、ぎでう所にて三ごんまゐる、御はいせんさねえだ、御てなが右中辨、御しやうばん八でうの宮、右大じん、ぎふの中納言、やまとの中納言、びせんの中納言なり、殿上人御はいせんなり、　十一日、けふはさんだいどもあり、せいりやうでんへなり候はぬさきに、御がくもん所にて、せいほうゐんろあん御たいめん、せいそかうしん上申、ろあんりうなんぐわんしん上申、申つぎくわんじゆじ、そののちこ御所へならしまして、ゆぎやう上人せいすい寺のくわん御たいめん、〇中略六でうの上人御れい申、こ御所にて御たいめん、申つぎひろはし、そののちせいりやうでんへならしまして御たいめん、正ごゐんどのぎでう所にて御た

いめん御かぢあり、りしやうゐんかつもと、ゑんめいゐん御れい申さる丶、御たいめん同御かぢ申さる丶、三ぼうゐんどの御れい御申、御かぢあり、九でうどの、一でうどの、たかつかさどの、九でうどの御おやこ御れい御申、御たいめんあり、そののちとざましゆ、せいぐわしゆのこらずをとこたち、御たいめんあり、○中略けんかうゐんちご御れい申、御たいめん、やうくわんどのちやうらう二人御れい申、○中略めうゑん寺、二そんゐん、ちおん寺、正ほう寺、せんくわんじ、せんりんじ、ちやうらく寺、大さんゐん、ゑやうりんゐん、ゑん女だうのぢうじかんかいじのこらず御れい申、ぎでう所にて御たいめんあり、一そく一ほんいづれものこらずまゐる、ちおんゐんはわづらひとてさんだい申されず、

〔信尹公記〕慶長三年正月九日、參內、二獻親王御方無獻、依理也、聖門御出、二條殿、九條殿、御門マデ迎送之衆、廣橋父子、四辻少將、持明院侍從、山科侍從、萬里小路中納言、富小路、

〔孝亮宿禰記〕慶長六年正月九日、今日攝家并門跡、公家衆、諸寺僧等參內、被申年始御禮、予參禁中也、諸寺僧衆之分、早參次第帳ニ書付、令申御禮、予書付之、獻上之次第如引付、然間寺院之次第無之、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十二年正月廿三日、ゑよれいにて、せいりやうへならせられ、とざまのをとこたちへ御たいめん、そうゑやうも御れい申さる丶、一そくゑん上申、くすししゆうも御れい申、十でう御くすりゑん上申、たうさんにいつものごとく御あふぎたぶ、めうほうゐん殿より御たるまゐる、かぢ井殿御ゑでし、御むろの御所、せうろうゐん殿、たかつかさ中納言殿、ちうじやう殿、ふしみ殿、つねの御所にて御たいめんあり、こん二こんまゐる、このゑ殿より御たちをりかみまゐる、二でう殿御みまにて御たいめん、こん二こんまゐる、からすまるおやこ、やなぎはら、日のおやこ三人、つね御所の御さしむしろにて御れい御申あり、てんはい御いたゞきあり、

〔信尋公記〕元和七年正月二日、巳剋許參內、以進藤內々申入之處勅許、先季吉朝臣今日參內之由被

申觸家禮輩各承引、右衛門佐故障、巳刻許參內、於西門闈外下輿、家禮輩被出向、廣橋大納言、四辻中納言、西洞院宰相、廣橋宰相、柳原宰相、西洞院三位、季吉朝臣、孝治朝臣、時興朝臣、泰重朝臣、爲賴、右中辨光長、言總、秀雄、有純、季福、隆鄕、季吉朝臣捲輿簾、季福履、下輿之後氣色、家禮輩各平伏、入長橋局中門之時、廣橋前內府下階被出向、於局每年有二獻、當年內侍依歡樂無其儀、頃之內大臣〈○藤原兼遐〉伺候、先之前內府御禮、次予內大臣參御前、〈○中略〉於御前二獻、初獻三肴、此時一酌、次二獻〈ホウザウ〉、予御酌有加、御酌了退本座、次天酌、予御盃頂戴、次內大臣同前、次予盃女中御通、酌予、三獻ヅヽ、勾當內侍マデ有加、御酌了復本座、申次依氣色退出、

〔視聽草七集四〕寬永甲申正月御湯殿の記　寬永廿一年正月一日、ふしみどの、八でうどの御禮になる、つねの御所にて御さか月二こんまゐる、ふしみどの御しやくにて、ぐ御へまゐらせらるゝ、そののちてんしやくにて、ふしみどの、八でうどのまゐらせらるゝ、ふしみどの御しやくにて、女中へもたぶ、〈○中略〉こんし前くわんぱくどの御禮にさんだいあり、御みつざかなにて御さかづき一こんまゐる、うけとりの御さか月二こんまゐる、うげとりの御乘御さかづき御いたゞきあり、

五日、一でうどの御禮にさんだい、常の御所にて御三つざかなにて御さかづき一こん參、御たち折かみにて御禮也、　八日、にしきのこうぢどの、しん中將どの、ぢぶきやうどの、しんさいしやうどの御禮に御まゐり、常の御所にて御さかづき一こん參、どれどれへも御みつざかないで申候、てんはいたぶ、　十日、しよれいにて、大かう、九でう前くわんぱくどの御禮にさんだいあり、御たちをりかみにて御禮御申あげ、常の御所にて御さかづき二こん參、九でう殿御しやくにてくごまゐらせらるゝ、そののちてんしやくにて御ふたりへてんはいまゐらせらるゝ、御むろの御所しやうごゐんどの、かぢ井どの、しやうれん院殿さんだいなる、いづれも御かぢあそばさるゝ、そののち御さかづき二こん參、御さかづきまゐりやうさきのとおなじ、女中衆へも御とほりあ

り、おもてむきの御もんせきがた院けんぞうしゆの御禮、せいりやうでんにてあり、い玄やにはこ御所にて御たいめんあり、御さしむしろにてやなぎ原大納言おやこ、からす丸辨、てんはいたぶ、三人の玄ゆうへも御みつざかないづる、〇中略川もとだいそう玄やう、ぼ大ゐんそう玄やう、こんごうわう院そう玄やう、まつはしそう玄やう、うちやま玄やう玄やうゐんそう玄やう、ほうゐんほうげん、同玄んくう院ほうゐん、り玄やう院でし、玄やうきやう院ほうげん、玄やうりん院、とうほう院玄ゆなんゐん、かや院ほんかうじそう玄やう、だいとくじ、はんじゆ院、二そんゐん、こんかいくわうみやうじ、玄やうりん院、玄んによどう、やはた玄やうほうじ、せいぐわんじ、とんくわうじ、くわうみやうじ、こう玄やうじ、めう玄んじ玄ゆぎやう、ほう玄やうゐんせんぼうじ、玄んせんぼうじ、玄やう玄ゆ院、きやう玄ゆん上人、いしや玄ゆみやう院、けんたくほう院、せやくゐむ、ほうゐんそうか、すいせうゐんほうけんいちをう、りうあんほうけん、けいあんほうけん、大玄やうじどの、賓きやうじどの、どんげ院どの、入江どの御禮になる、御さかづき二こん參、御とほりもあり、宮内卿殿御れいに御さん有、てんはい御いたゞきあり、　十一日、玄ゆがうの御かた御禮に御まゐり、御さか月一こん參、御三つざかなもいで參らせ候、ゑんかう院どのも御れいに御まゐりにて御さかづきたぶ、御みつざかないで參らせ候、　十二日、いせのさい玄ゆ、御はらひ御たる二いろ二か上る、

〔禁裏番衆所日記〕寛文三年二月二日、今日諸禮、前攝政〇康通左府、左大將、一條大納言、式部卿宮、彈正尹宮、妙法院宮、聖護院宮、一乘院宮、青蓮院宮、曼殊院宮、各於常御所御對面、申次勸修寺前大納言、天盃獻等被略之、次於御三間、公卿雲客等御禮、申次賴孝朝臣、次出御於清凉殿、大乘院前大僧正、三寶院僧正、勸修寺、隨心院等御禮、申次勸修寺前大納言、次德大寺前右大臣、內大臣、大炊御門前內大臣、三條前內大臣御禮、申次賴孝朝臣、次上乘院前大僧正以下院家申御禮、次外樣公卿雲客、院中公卿

雲客等御禮、申次賴孝朝臣、非藏人、同院中非藏人等申御禮、柳原前大納言於差筵御禮如例、　三月五日、靑蓮院宮爲年頭御禮參內、於常御所御對面、　七日、爲年頭御禮梶井宮同新宮御參、於常御所御對面、

〔百一錄〕延寶二甲寅歲正月八日、門跡、堂上、北面、非藏人、醫師等御禮、　九日、外樣門室、院家、諸寺等御禮、　十四日、五山諸禮、　十七日、野宮黃門拜賀、

〔光榮公記〕享保元年正月三日、常御殿差筵、西園寺大納言、三室戶三位、德光朝臣、御禮云々、篤親卿談云、差筵者小筵也、常御殿下段者廂也、依之屋根裏無天井、不可敷疊事也、夫故御盃等之節者敷筵事也、右之旨傳聞云々、

〔宗建卿記〕元文二年正月八日、內々門跡御禮、靑門妙門等有御加持、於禁中如此、於洞中兩人御加持可被申歟之旨、內々被申評定衆、仍兩人有御加持、上皇(御門)○中有御不審、御在位中每度爲一人、多上首之人勤修、而今度妙門依爲座主、被申請歟、雖爲座主、有上首之人之時、上首被申者也、後聞、臨期於禁中彼此有沙汰、元祿二年兩人有御加持、以此例之故也云々、　十三日、諸禮、(中略)院家之中、僧正無一人、珍事也、仍報恩院、常住金剛院、兩法印御加持勤修、以法印之身勤之、太元帥法理性院之外無之、於金剛院者、當時護持僧無難者歟、於報恩院者非御持僧、可有難、雖然眞言僧侶上﨟也、又一座上首、彼此以勤之、於彼身可謂面目者也、

〔續百一錄〕寬延四歲正月四日、自御所今日親王方淸花大臣、於小御所御禮候、爲陪膳可有參勤候也、

〔輔世卿式中日記〕天保六年正月一日辛酉、攝家中御禮、役送辰半刻賴永參勤、午半刻計御對面、御盃之儀有之、常御殿時宜如例、御陪膳醍醐大納言、手長恭光、役送賴永等奉仕、一條准后內府公御不參、其餘御參、二條殿年始御禮御參、御出迎輔世參上、近衞殿同斷、俊廸、俊常等參上、臨期御不參、仍御出迎之義無之、　同三日癸亥、親王丞相差筵等御禮、役送俊廸、俊常、輔世、辰半刻參勤、屆議奏卿池尻承

知、未刻過於常御殿有御對面、御盃之儀有供替、萬事如例相濟、申刻頃各退出、同六日丙寅、外樣御禮、辰半刻各參勤、屆議奏卿、八景間天盃、役送議奏被招賴永被申渡、卽俊廸勤仕之旨申答、議奏被招賴永、今日御對面不被爲在、御用無之、勝手可退出、申刻頃被申渡、於內々番所南間賜三肴、俊常、輔世從之、於八景間賜天盃、俊廸役送、同八日戊辰、內々門跡御禮、役送辰半刻、輔世參勤、屆議奏卿、未半刻過於常御殿有御對面、賜天盃、有供替時立如例、御陪膳源中納言、手長愛長、役送輔世、前物役送內々雲客亦如例、一仁和寺宮內內門跡御禮御盃役送、其儀如左、先陪膳手長參進　次役送持參御酒盞、土器一枚　次役送持參御三肴、賜臣下三肴、賜臣下三肴、殿上人陪膳　次役送持參御銚子、御爐土器一枚添　賜臣下一獻、逐流三獻、手長取酌、次撤御銚子、次役送持參御酒盞、御具盃　次撤御三方、次役送持參御烹雜　次撤御三肴、賜臣下烹雜、便撤三肴、次役送持參御銚子、初御爐留御前時、更不持參土器、次役送持參御提、賜臣下二獻、各盃三獻、天酌陪膳取加、次撤御提、次撤御銚子、次撤御烹雜、撤臣下烹雜、次撤御三方、次手長陪膳退入　次第如左、但御前江參進以前、先議奏ヨリ以御詰非藏人案內有之、御陪膳手長役送等、御詰淸手水所ニ而洗手、次議奏卿ヨリ案內有之、御陪膳手長役送以下御三間南廂江參進、御陪膳以下次第列座、其次陪膳殿上人列座、出御以前議奏卿ヨリ案內有之、御陪膳手長役送等、常御殿御下段之北虎之間江參進、役送虎之間江參進ノ上降、御陪膳以下次第列座、次出御御對面畢、議奏卿可參進旨被示、御陪膳手長參進、役送直令御物役送也、同十日庚午、今日黑御所、大覺寺門跡、隨心院門跡、三寶院新門跡、大乘院門跡、內々外樣入道等、御禮參內之日也、俊常、外樣門跡御禮役送參勤之處、異卿不參、仍テ巳半刻計退出、外樣門跡御禮、若出御之時、於御學問所空位天盃賜之也、御對面者於小御所被爲在由也、其儀左之通、先手長參進中段御座、手長下段西ノ方中程也、次役送持參御銚子授手長、次役送持參御提手長之候下方、隨　次御獻奉行持參天盃置御銚子之上、退、但天盃載三方、次門跡參上拜領也　次役送撤御提　次撤御銚子　次手

長役送退出　同十三日癸酉、今日依諸禮、辰剋總參、（雖辰半剋、依中合）臨期無出御、秉燭以前一統退出、今日於省中諸禮參勤、交名執筆如左、（但從傳奏被渡之、書改之上言上、中奉書認之、外ニ傳奏ヘ中奉書、議奏ヘ次奉書、管首ヘ杉原、院藏人ヘ杉原、以上五通認之差出也、）
院家、（此分清涼殿代御對面）諸寺、（同上）若王子前大僧正、　妙心寺　住心院權僧正　泉涌寺　尊勝院大僧都
大德寺　勝安養院少僧都　法常寺　遣迎院　妙顯寺　正法寺　永源寺　八幡社僧、（小御所御對面）　安房介
醫師、（同上）新善法寺權僧正、　玄蕃權助晉　法眼勝順　越中介源德咸　豐後介源具訓
源隨　甲斐介賀茂保之　大炊少允源光敬　主計少允源克淳　右院家以下各參勤之上、人數次第官位等無相違哉相糺、且獻物引合、無子細後、附議奏卿獻上、其後傳奏卿以下附之、（議奏役所扣、獻上之序附之、）

院家、諸寺、八幡社僧、醫師之內、大炊少允、主計少允、內見相願、則申入貫首、追々有內見如例、　清涼殿代御對面、出御時、議奏西廂衝立ノ北ニ候、傳奏南廂東ノ御襖下ニ候、（北上西面）內々公卿殿上人等、東廂簀子等ニ候、外樣公卿殿上人等、西廂簀子等ニ候、職事南廂南面ノ唐戶ノ下ニ候、（東上北面）藏人南廂西面唐戶下南ニ候、（東上北面）出御後、先院家以下次第小御所西取合廊下ニ合列居、申次參進後、藏人氣色次第令參進拜龍顏也、　小御所御對面、先院家、次諸寺、次非藏人等、訖暫入御、內々公卿殿上人等敷替御茵、今度候西廂西簀子等、外樣、公卿殿上人等退入、非藏人依議奏命、撤東廂簀子等圓座、傳奏如元候南廂東方、以上具後更出御、藏人令列社僧醫師等東取合廊下、次第令參進也、　御對面出御之事、從議奏被申渡藏人、後藏人院家以下ヘ可申渡、且直可引率、　非藏人清涼殿代小御所御對面也、於南簀子拜天顏也、　此時藏人南廂西面唐戶下北ニ候ズ、（東上南面）是非藏人等自南取合依參進也、非藏人奉行二人候、南取合ニ列居、（東上北面）　拜診醫師御對面訖後、傳奏兩卿於中廊下被尋天脈安否、醫師言上後退入、　一未半剋過臨期無御對面旨、傳奏卿被示退出被申渡、各秉燭前退出、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年四月十四日、太閤やがてさんだいとの御事にて、をとこたちめして御とりおきあり、　十六日、太閤、秀賴十八日さんだい候はんとの御あんないなり、こんかたいつ

ものごと、ぐごあづかりにながはしより御申付、御ふるまひはとくせんゐん申つけらる、十八日、太かうのひでより御さんだいあり、つねの御所にて三ごんまゐる、○中略太かうよりねんとうの御禮、白がね五十まい、はくてう白鳥三ッ、おんたちしん上あり、ひでよりねん頭の御禮、白がね五十枚、御なか百は、はくてう三ッ、御たちしん上、大くら卿より二十でうゑゝら二おもて、うきやうの大夫よりすぎはら二そく、ゑゝら二まきゑん上、○中略ゑんわうの御かたへ太かうより白がね廿枚、はくてう二ッ、御たちまゐる、ひでよりから白がね廿まい、はくてう二ッ、御たちまゐる、杉原十束、これもひでよりまゐる、ゑ。ゆごうの御かた、女御の御かた、そのほか女中しゆ、いつものごとくおんみやあり、するしゆ御物し女しゆまで、みな〳〵のこらず御みやあり、めでたし、する〳〵とてんきよくさんだいにてめでたきよし、てんそうしゆ御申あり、

〔義演准后日記〕慶長三年四月十八日、太閤幷秀賴御參内、當年始也、御花見ニ付御延引歟、

〔孝亮宿禰記〕慶長五年正月十一日丙辰、太閤若君秀賴卿爲御名代、大津宰相參内被申御禮、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十三年正月廿三日、ひでより臣○豊ねんとうの御禮に、いちのかみのぼり、御たちおりかみ、御むまだい五十枚まゐる、

〔實麗卿記〕文久三年正月二日己酉、酉剋計更出御、會津中將有御對面、賜天盃、入御之後、於小御所取合廊下兩役列座賜紅打御袙、大江俊堅役送之、　三日庚戌、今日松平相摸守、因州松平長門守、長州松平土佐守、土州松平伊豫守、豫州毛利淡路守德山等參内、申剋出御、有御對面、賜天盃、入御之後、相摸守、土佐守、長門守等賜御衣、御單云々如昨日、　十五日壬戌、今日尾張前大納言參内、有御對面、賜天盃云々、

〔議奏言渡〕正月○文久三年二日、松平肥後守參上伺天氣、年甫御禮申上、且同人上京ニ付宜申上旨、大樹口上等、武傳被示、以駿河申入候、肥後守不存寄結構御沙汰を蒙候上、厚恩賜、重疊畏入、御禮申上旨、

武傳被ㇾ示、以二大乳人一申入候、

〔光臺一覽五〕又萩の城主松平大膳大夫兼長門守殿は、毎年禁中へ年頭歳暮勤められ候、大身之遠國大名可ㇾ成由緒やらん、大名多きなかに一人の格式也、

牛飼御禮

〔後水尾院當時年中行事正月上〕二日、〇中略牛飼御禮に參る、淸涼でんのにしの庭にこうず、勾當ないし、西面の簾をすこしおし出して、たゞめでたいめでたいと三度いふ、牛かひ其聲をきいて、かしこまりて退出す、

〔公家年事上〕正月三日　牛飼御禮　御牛飼彌一丸、仙納丸、跪テ候二淸凉殿西庭上一、內侍自二內搴一御簾、頓而退出ス、

〔天明年中行事〕正月四日　牛飼童御禮　是ハ、御車童子藤木仙納、吉田彌市、淸凉殿の西の御庭江參る、女中方御簾を動かし給ふを見て退く、

〔日次紀事正月一〕四日　御牛飼仙納幷彌市參二禁門一、仙納在二御泥池村一、彌市在二京師一、常飼下所ㇾ駕二御車一之牛上、

〔御湯殿の上の日記〕長享三年正月四日、御うしかひども御れい申、

慶長三年正月四日、うしかひいやいちせんなふまゐる、ぎでう所の御庭へまゐる、れん中より長はしめでたきよしなり、

〔親聽草七集四〕寬永甲申御湯殿の記　寬永廿一年正月四日、いやいちせむなふ、御れいにぎゑよう所の御にはまでまゐり、ないしはかまにて、みすのうちよりめでたきよし御申あり、

農民參賀

〔日次紀事正月一〕三日　御領農民每年今明日間、禁裏御領農民參二淸所一賀二年始一、則賜二餠并酒一、

將軍參賀

〔年中恆例記〕年中御對面幷雜事少々

正月十日　一御參內次第事、先御立烏帽子御直垂を被ㇾ召て、三御盃をまゐりて、則長橋殿迄御參、則長橋殿御冠、御指貫、御袍を御著用候て、有春御身固め在ㇾ之、次傳奏禁裏樣へ御案內被ㇾ申二入之一、則

長橋殿之南の方の御みすを巻あげ被申候時御參也、然に禁裏樣御座所之御障子を、內より長橋殿あけられ候時、御緣と御座敷との際のかべ邊にて、御檜扇を持たれながら、ふかく御禮を御申也、其時長橋殿請じ被申候て、御庇より御縁臺へ御參也、御ひさしに御茶湯在之、御茶湯棚のわきより御參入也、仍三獻參、三獻ながら御盃御頂戴之、これ正月にかぎる御儀也云々、臨時の御參內時は、必二獻めをば、大上臈被給之也、三獻めに御酌を御沙汰也、又天酌にて天盃御頂戴之、又御酌御沙汰候て、女中衆より公家まで御れんだいにて御とをり在之、三獻めの御盃、禁裏樣きこしめさる丶とき、御平鞘を傳奏持參候て、御進上のよしを禁裏樣へ被申入候て、禁裏樣御座候御右の御たゝみの上に置被申候也、次三獻以後、御肴あけ被申候て後御退出也、如本御ゑんへおりて□て御ゑんぎはのさいのへんにて御禮御申候て、其儘長橋殿御退出候て、如元御直垂、御立烏帽子をめされて後、長橋殿被參、又三獻參、御盃三ッながらはじめらる丶、初獻の御盃長橋殿被給之、二獻めのをば公家衆の中いちの上首被給之云々、三獻の御酌長橋殿持參候てきこしめされ候て、御盃長橋殿被給之、御酌也、公家衆迄御酌にて御とふり在之、如此ことすみて、長橋殿御かげへ被退て御退出也、御みす傳奏あげ被申候、〇中略　一五百疋、定て長橋殿へ參也、一獻料と號、長橋殿へ伊勢守持參、　一御供之事、御供衆三騎又は五騎七騎、同御供の同朋一騎、御小者六人、走衆六人めしつれらる丶、　一御警固は大名勤被申候、近年は大略右京大夫勤仕せらる丶のみ也、　一御出奉行とて、右筆方の內兩人御さきへ伺候仕て、庭上に敷皮をえき着座仕也、　一御直廬の役と號て、同朋一人長橋殿に伺候仕て、御裝束以下取あつかひ申也、長橋殿赤きへりの掛席の外にて三獻在之云々、　一御冠御裝束御著用の役者は藤宰相殿、御前裝束の役も公家衆也、又藤宰相殿父子御參之時は、御息は御前裝束を役せらる丶也云々、　一禁裏樣御配膳は上臈被勤申之、御相伴の配膳は佐殿也、又長橋殿と申は內侍のかしら也云々、御ひさげは內侍の役なり、長橋殿にての

御配膳は殿上人、近年は被勤申之、　一御とをりには、上﨟佐殿內侍以下、次に公卿少々、正月十日御參內にかぎりて御とをりの事、公家衆之中にも參つけられたる御人數在之云々、此御とふりに被參公家衆は、一段規摸のよし、藤宰相殿被申之也、　一御立石のきはにて御下輿の砌、公家衆あまた被參て蹲踞被申候とき、其中一の上首にそと御ゑしやく在之て御參也、これを參會の衆と申て、昔より御人數定まる也、御退出のときも此分也、　一禁裏樣於庭上著座次第、先長橋殿の御ゑんのきはに、御劒の役已下御供衆伺候、次御供の同朋、走衆、次御出奉行也、走衆のうしろのへんに、御小者、公人朝夕以下在之、御供の衆は、御供の同朋迄に打刀を持、引敷の上に著座、走衆は小太刀也、大雨にて御庭しるき時は、引敷の下に打板を敷と云說在之、　一御立石とて、伏見殿の邊に昔より石立之、其きはにて御下輿也、御輿の御あとへんに、御朝夕まゐる也、　一御裝束唐櫃の宰領には、公人つき申て、於長橋殿御直廬に伺候の同朋井藤中納言殿にわたし申なり、　一御道をば走衆もゝだちをとり、太刀をはきて被參候、御立石より太刀を右の手にさげ、もゝだちをおろして被參也、御供衆もゝだちおろさるゝ也、御供の同朋、御小者などは、そのぎにおよばざるのみ也、但ゑぎによる也、　一還御之後、御供衆同朋、走衆、御出奉行、其日の當番衆已下、御太刀金進上之、御參內初の御禮也、

〔年中恒例記〕年中御對面幷雜事少々

正月十日、御扇一本狩野進上之、御太刀被下之、御參內に御用之也、

〔後深心院關白記〕永和三年二月廿七日庚午、大樹〇足利義滿參內、是先々每年儀也、而去年不參入之、

〔花營三代記〕康曆三年正月十三日、御參內、年始恒例、前驅四人、衣冠下括、以下﨟爲先、重冬、成量、行冬、惟敎朝臣、次番頭八人、二行、次御牛飼八人、二行、次御車、八葉御直衣、雨皮持仕丁退紅、傘持舍人、次隨身五人、下毛野武音、秦兼茂、秦久方、秦久勝、下毛野武藤、次衞府侍齋藤三郞左衞門尉、眞下勘解由左衞門尉、朝山次郞左

衛門尉、粟生田次郎左衛門尉、小島又三郎、濱名四郎、杉原四郎、松田丹後八郎、次公卿車、(八葉各直衣)萬里小路中納言、按察中納言、藤中納言別當、次殿上人車、頭中將公仲朝臣、山科少將敎冬朝臣、

應永三十一年正月一日戊寅、御所樣御參內、(并)御院參、御方同、御方御供之事、　大館刑部少輔持房、同五郎持貞、畠山伊與九郎持安、三淵二郎持清、三上又三郎持高、二郎左衛門尉貞房、與一左衛門尉貞宣、貞彌等也、

〔二水記〕文龜四年正月十日癸酉、今日悉參賀武家云々、(○中略)未剋武家(○足利義澄)參內、(下形直垂)從一條於置石(綾小路明前)下輿、先參會衆勸修寺、中山、正親町中納言、甘露寺中納言、上冷泉右衛門督房卿、言繼等也、先傳奏直沓、月卿雲客悉平伏、騎馬五騎、右京大夫政元、武家參內已後參、(自正親町)先於長橋(爲直廬)改衣冠、(冬袍)繪文、藤宰相次祗候常御所、主上御引直衣御垂纓、三獻云々、其後右京大夫(折烏帽子上)常御所於緣拜龍顏、而戴天盃、先例稀者歟、珍事也、只武家追詔云々、前代未聞歟、又於長橋七獻有之、事外譏嫌云々、右京大夫中間迄祗候、珍事也、入夜退出、細川爲御禮萬疋進上、(但折紙歟)

〔宣胤卿記〕文龜四年正月十日癸酉、今日大樹御參內、於勾當局令著衣冠給、內々御參、一獻之時、細川右京大夫源政元朝臣被召常御所之御緣、被下天盃云々、希代事也、但永享度、彼祖父持之召御緣賜巡流盃、進十萬疋云々、其時武家堅被辭申、殿下頻被召上云々、今度者大樹頻被執申云々、殊天盃如何、當時程不足云、只天道也、進萬疋之折紙、終不納云々、

〔元長卿記〕永正六年正月十日、著直衣參內、室町殿御參內爲參會也、參仕人々、予、飛鳥井中納言、三條宰相中將、右大辨宰相中將、新宰相、雅業、言綱、永家等也、御退出之後、出禁門、

〔二水記〕永正十六年正月十一日、御參內也、(昨日雖爲例日、從常御所爲始御參之間、被擇吉日云々)見物罷出於近衛邊令見物了、未終剋許有御出、御輿如常、騎馬六人、同朋一人、行粧驚目、於置石令下輿給云々、其邊之義、程遠之間不見、(○中略)後聞、今日御參內之儀、如常三獻、武家(○足利義稙)御酌、廣橋大納言、勸修寺中納言、

將軍使參賀

〔幕朝年中行事歌合 上〕七番　右　京都御使

東路のかすみとともにたち初て雲井のはしを渡る春風

判云、京都への御使、伊勢日光の御代參、一時に召出て沙汰せしめ給ふなど、神と君とのかはらぬ御崇敬、實に斯有べき事とこそ誰もいふめれ、只何事ともたゞどらで、かゝる事よとのみおもふ輩も有ぬべし、尊き事も常となれば、何とも人のおもはぬぞいとたふとかりけり、〇中略　京都御使は、前と同じ日、〇正月七日伊勢日光代參の御事をはりて後、うちへの御使にさゝれし高家を召され、年頭の賀儀を奏せらる、

〔柳營年中行事 二〕正月十三日

一京都御使高家肝煎　右近々當地就發足登城、御判物之御内書、且准后江之御目錄、兩傳奏江御判物御目錄奉書覺書、白銀證文幷諸司代江之奉書、舊臘官位被仰付面々江口宣之奉書、且御使高家江人馬八人七疋御朱印被下之、於羽目之間月番老中出座渡之、但京都御使高家、正月十五日江戸發足、

一大納言樣より御進獻之御太刀目錄等、於西丸老中渡之、

一禁裏江御進獻之品左之通　禁裏江御太刀、御馬代銀百枚、蠟燭千挺、　御目錄折紙、兩傳奏江御内書、　仙洞江御太刀、御馬代銀五十枚、蠟燭五百挺、　御目錄折紙、兩傳奏江御内書、　女院、御太刀、御馬代銀三拾枚、　女御江右同斷　右女房江老中より奉書添　勾當内侍江卷物五卷　兩傳奏江御太刀、馬代黃金壹枚宛、　右之通被進之〇中略

二月十七日、京都御使歸、　高家肝煎

右出座、老中披露之御目見、禁裏御所方御使相勤候趣、高家言上之、上意有之、老中及御取合退座、

〔官中秘策年中行事十八〕年中諸國江御代參并御使者之事

一正月禁裏御年始之御使、高家之肝煎面々勤之、御暇之節於御座之間、判金拾五枚、時服三、御羽織被下之、

〔天明年中行事〕正月晦日　關東御使　是は、年始御祝儀御使として、高家肝煎三人の內上京あり、參內の日限仰出され、御使所司代衣冠にて同伴、唐御門より參內、諸大夫の間より昇殿、鶴の間に著座、傳奏出席、御口上申述有、兩卿言上の後、御對面有べきのよし仰出され、清涼殿御上段へ出御、兩卿誘引、布障子邊に列座、御進獻之御太刀折紙傳奏披露、御使中段において龍顏を拜せらる、次に亞相公御進獻の御太刀折紙、披露の次第前に同じ、次に貫首申次にて、御使所司代自分の御禮、御太刀折紙壹人ヅヽ、御中段へ持參有、ひさしにおいて龍顏を拜せらるゝ、次に天盃下され、中段にて一人ヅヽ頂戴、畢て鶴の間へ退き、御禮申退出也、參院の次第、凡右に同じ、女院の御所へ參上之儀は、御客之間にて兩局出會なり、御返答は、日限仰出され、御使の高家烏帽子直垂にて長橋の奏者所へ參上也、內院御附同伴案內にて上の間へ著座、傳奏兩卿出席有、御所所よりの御返答一所に仰出され、御暇の拜領物御物仕の女中持出、兩卿申渡さるゝ、又菓酒を被下、是も御物仕給仕なり、廿七日頃京著、廿八日廿九日頃參內の事も有、今は大かた廿八日頃著にて、二月朔日二日頃參內、其後御暇なり、

〔光臺一覽一〕抑禁中肇春之御儀式、○中略月末に從關東年頭之御上使、高家衆二人參洛有之、○中略年頭之御上使は、正月十五日、關東上元之御禮總詰、十五日之朝御登座にて、御直に年頭之御上使被仰付、兩人とも御城より直樣に品川迄發足有、供奉之面々も追懸供之氣色なり、前度に御老中方より御內意有事とかや、禁中へ關東より御獻上物は、御太刀一腰、御馬代判金一枚、御內書一通、兩傳奏連名、又傳奏衆へ御太刀馬代被下之、各通に御內書一通宛被下、御內書の御文書は、

猶以委細兩使可相述候、以上、

靑陽之慶賀、不可有際限候、禁裏彌御機嫌能被成御超歳、珍重存候、依之以太友少將、織田侍從、御太刀一腰、御馬壹疋致獻進之候、件之趣宜有奏達候、恐々謹言、

正月十幾日　綱吉御書判

高野大納言殿　柳原前大納言殿

兩傳奏拜領各通御內書之御文言は

年甫之嘉儀欣幸候、彌御無異越年之由、多慶處候、依之太刀一腰、馬一疋、相贈之候、猶兩使口上可演候、謹言、

正月十幾日　綱吉御書判

高野大納言どのへ

如斯なり、綱吉公と申奉るは五代目常憲院樣なり、彼御代より御文言如斯、文言延寶年中以前は、今少御念入たり、併宛名置所、月日の恰好、殿文字何れも如此、〇中略扨高家衆參著之由、從御諸司傳奏迄屆有之、二日め三日めの內、禁中院方關東御三方之御德日を選み參內有、御諸司御附之武家衆同道にて、長橋玄關より昇殿あり、小御所にて天顏を拜し、天盃頂戴する事なり、〇中略六七日め月番之傳奏之館にて饗應有、御料理は三汁十一菜、美食厚味之御振廻、御相伴は御附の御武家衆一人也、御料理出ると、追付禁中より八九寸計之生鯛炙掛け、卸生姜大皿に盛、肴之眞中に十文字切目を入る、是は天子御箸を被爲御との印とかや、此肴天子の御箸屬られたるを臺に申立、御所方にては、此振舞を今日は御上使へ御下也、御料理被下ると申習はし候也、御所より傳奏之御館迄持參之、御使は鳥飼衆也、〇中略頂戴事終り挾箱へ入、旅宿へ御持歸也、天子より御慇懃の御會釋也、兩傳奏と三々九度の盃事有、〇中略但錫冷酒也、日限有之、御暇被下節參內、長橋殿御上使に直に

段々被述、奥向女中預之公家衆一人、兩傳列座にて、女中晴之御風情とかや、御口上奉りし儀も有之、中々長口上也、傳奏公私二通御內書之御請返答、從長橋殿消息一通、是女房奉書と云へり、一處に諸司へ被渡、其席にて御上使へ被付屬なり、御內書御返答文言、

御內書之趣、謹而早披閱候畢、禁裏彌御機嫌能被成御迎歲、珍重被思召、則以大友少將、織田侍從、御太刀一腰、御馬壹疋、被成御進獻也、疾々遂奏達、備天覽候處、叡感未斜御事候、猶以女房奉書之旨、宜有言上候、恐々謹言、

二月幾日　　　　資廉　保春

土屋相摸守殿、小笠原佐渡守殿、秋元但馬守殿、本多伯耆守殿、大久保加賀守殿、井上河內守殿、

右文柄ハ少宛之違ハ可有之候得共、一體如斯、殿文字、留書、名宛置所も無違、○中略自分拜領御內書御受御返答は、

御內書被成下、謹而致披誦畏入候、大樹公倍御機嫌能被成御超歲、恐悅之至存候、依之爲御賀儀御太刀一腰、御馬壹疋、令拜受之、加祐之仕合難申盡候、此等之趣、御序之刻、宜預御披露候、保春恐惶謹言、

二月幾日　　　　保春

土屋相摸守殿、御老中連名具在前、○中略

外に女房奉書とて、長橋御局被認出一通、時に隨ひ女中之御祐筆認る事も有、其文言は、

將軍家より年の始の御祝儀とお座し候て、御太刀一腰、御馬壹疋進せられ、大友少將、織田侍從兩使を差上せられ、披露申て候へば、世に〳〵おもしろく思しめして、此よし能々心得候て申せとの御事にて、此よし能々心得候てお申べく候、めで度かしく、

高野大納言どのへ　柳原前大納言どのへ

如レ斯被レ認御事也、立文にて卷文尤□、□□□□也、奧向の名は不レ被レ書也、尤上使自分獻上之太刀馬代有、禁中より拜領物は、八景十體之和歌、公卿寄合書の色紙短冊、或は勅方之薰物香袋等、時に隨ひ品々也、

〔嘉永年中行事〕二月　大樹年頭使井年中獻物　日限定らず、關東使參れば、先鶴の間にて、武家傳奏へ大樹よりの祝詞を申す、傳奏承りて、常御殿にて言上す、夫より御引直衣めして、小御所へ出御なる、大樹より進上の御太刀折紙と、三家よりの太刀折紙とを傳奏披露す、關東使中段に進み御禮申す、退き庇にて自分の御禮、頭辨申次ぐ、太刀折紙を中段に置き、庇にて御禮申す、次に天盃を給ふ、御陪膳御手長例の如し、關東使天盃給はり退出す、次に入御なる、慶長十三年二月に、將軍の名代年頭の御禮として參る、夫より年々の事になれり、　關東使御暇の日は長橋の奏者所へ參る、公卿の間にて、傳奏より大樹への御返答の由を仰す、次に御暇給ふべきよし傳奏申し、品々を給ふ、關東使御禮を申す、三獻を給はり退出す、

〔御湯殿の上の日記〕慶長六年正月十八日、內府〇德川家康より年頭の御禮として、名代に池田三左衛門參り、御太刀折紙、馬代白銀五十枚參る、親王の御方へ、御太刀折紙、馬代三十枚進上申さるゝ、池田三左衛門、御兩所へ御太刀折紙進上申、　十三年二月廿八日、江戶の將軍より、年頭の御禮とて、大澤侍從御使に參り、蠟燭千挺、白銀百枚進上あり、宮の御方へも、女御の御方へも、長橋殿へも、白銀廿枚參る、大澤侍從御太刀折紙にて御禮申、右少辨酌にて天盃いたゞく、　十四年正月十六日、前しやうぐん〇德川家康よりねんとうに、大さはのぼる、せいりやうでんにて御たいめん、しやうぐんより御たち折かみ、御むま一疋、しろかね百まい、らうそく千ちやうまゐる、宮の御かたへも御たちをりかみ、しろかね五十まいまゐる、ひやうゑのすけ、ひたちのすけも、御禮に御たちをりか

みまゐる、御むま代三百疋まゐる、大さはも御禮申、御たち御むまだい三百疋しん上申、みやの御かたへくわんとうがみえん上、御こぶ、あはまゐる、御さか月下さる、

〔孝亮宿禰記〕慶長十九年正月廿五日戊寅、自駿河大御所〈〇德川家康〉禁中年頭之御使大澤□□上洛、今日參內也、禰藏人依召參之、自將軍大御所銀子百枚御進上云々、

〔東武實錄一〕元和二年正月三日、禁裏ニ新正ノ賀儀ヲ獻ゼラル、當今エ白銀百枚、蠟燭千挺、院御所エ白銀五十枚、蠟燭五百挺、女院御所エ白銀五十枚　女御エ白銀五十枚　白銀二十枚、長橋ノ局、黃金十兩、廣橋大納言、黃金十兩、三條大納言、白銀三枚、秋篠大弼、白銀三枚、岩倉木工頭、

〔孝亮宿禰記〕元和十年正月廿三日戊寅、武家年始之御使上洛、今日參內、大御所御使織田兵部少輔、〈銀百枚御進有之云々〉大樹御使吉良左兵衛督、〈御進上物同大御所云々〉兩御所御使依參內之事、忠利參禁中、女院御所御進物、自兩御所銀五十枚宛有御進上云々、

〔寬明日記〕寬永八歲正月六日、禁裏〈江〉爲年頭ノ御祝儀、大澤侍從被仰付之、每年雖爲四日、依御德日如斯云々、又御內書日付累年六日也、七日依立春是又如斯、二月十六日、禁裏へ年頭ノ御使ニ大澤右京被差遣、今日罷歸御返事申上云々、

〔萬天日錄〕寬文改　年中行事下附天和二年追加

一爲年首之御禮、禁裏へ上使高家衆每年被遣之、御進獻之品、

御諱識仁　禁裏〈〇靈元〉へ白銀百枚、蠟燭千挺、　同政仁　法皇御所〈〇後水尾〉へ同五十枚、同五百挺、

同興子　本院御所〈〇明正〉へ同五十枚、同三百挺、　同良仁　新院御所〈〇後西院〉へ同五十枚　同和子

女院御所〈〇東福門院〉へ同五十枚　東福門院女御方へ同三十枚　勾當內侍　白銀二百枚　兩

傳奏へ　黃金十兩

〔武家嚴制錄四十九〕公帖并御内書之次第

禁裏江御内書

爲年頭之御祝儀令言上候、仍御太刀一腰、御馬一疋、并蠟燭千挺進上之候、此旨宜被達叡聞候、謹言、

正月九日　　秀忠

廣橋大納言殿　勸修寺中納言殿

院中江御内書

爲年頭之御祝儀令言上候、仍御太刀一腰、御馬一疋、并蠟燭五百挺進上之候、此等之趣、宜預奏達候、謹言、

正月九日　　秀忠

秋篠彈正大弼殿　岩倉木工頭殿

〔東武實錄〕寛永元年正月二日、禁裏ヘ年始ノ賀儀トシテ、織田少將信良兵部大輔ヲ遣サル、

爲年始之御禮、以織田少將言上候、仍御太刀一腰、御馬一疋進上之候、宜樣可有奏進候也、

正月二日　　御諱〇德川秀忠

三條大納言殿　中院中納言殿

としのはじめの祝儀として、たゞ少將をもつて申上候、よきやうに申さるべく候、さてはしろがね二十まいまゐらせ候、めでたきのしるしまでに候、かしく、

ひで忠

勾當内侍どのへ

〔東武實錄〕寛永五年正月六日、禁裏ヘ年始ノ御嘉儀トシテ、御太刀御馬ヲ獻ゼラル、大澤侍從基量

右京亮御使トシテ京師ニ赴ク、

爲年始之御禮、以大澤侍從言上候、仍御太刀一腰、御馬一疋令進上之、宜有奏進候也、謹言、

正月六日　御諱

三條殿　中院殿

三條殿、中院殿ト相認ル事、如何アルベクノ由、御不審ニ依テ、建部傳內、本光國師へ金地院是ヲ問フノ處ニ、稱號計ニテ尤ノ由ヲ是ヲ答ル、曾我又左衞門在世ノ時モ、此事御尋アリ、稱號計リ然ルベキノ由申上ルニ依テ、其ヨリ以後當年ニ至テ、右ノ趣ニ調ヘ來レリ、

御太刀　一腰　御馬　一疋　以上

禁裏親王家兩通目錄カクノ如シ、此度本光國師へ尋聞テ、大高紙一枚ヲ以テ是ヲ調ル、親王家へ御內書無之ノ義、國師ニ相尋ルノ處ニ、御卽位ナキ以前ハ、御內書ナキ尤ノ旨ヲ答ル、中宮女院兩御所へモ進ゼラレズ、兩女院ノ御所へハ以前進ゼラル、中宮へハ終ニ年始ノ御內書進ゼラレザルニ依テ、女院ノ御所へモ去歲ヨリ以來進ゼラレズ、

爲年甫之祝儀、太刀一腰、馬一疋相送之候、猶大澤侍從可達候也、謹言、

正月六日　御諱

三條殿　中院殿

太刀　一腰　馬　一疋　以上

〔親聽草七集四〕寛永甲申御湯殿の記　寛永廿一年正月廿三日、江どよりねんとうの御れいに、大さは右京御つかひにまゐらせらるゝ、しやうぐんよりらうそくせんてう、しろがね百枚參、わか君より大ごん十兩、まき物廿まき參、大さはせいりやうでんにて御たいめん、てんはいたぶ、をはり大なごん、きいの大なごん、水戶中納言より御太刀馬代、大ごん十兩づゝ參、

將軍奉幣

〔禁裏番衆所日記〕寛文三年二月八日、從二大樹一爲二年頭御祝儀一、大澤侍從參內、御太刀一腰、御馬代白銀千兩、蠟燭千挺、於二清涼殿一御對面、申次勸修寺前大納言、大澤侍從、牧野佐渡守等、爲二自分御禮一、各御馬太刀白銀十兩進上、申次賴孝朝臣、各天盃頂戴、御配膳源大納言、御手長資廉、

〔輔世卿式中日記〕天保六年二月一日、今日高家武田大膳大夫、松平伊豆守、爲二東使一同伴參內ニ付、獻物披露、役送役廸俊常、辰半刻參勤、同議奏卿催、同刻天盃役送予參勤、今日松平伊豆守不參、主上無二出御一、空位天盃拜領也、手長藏人權佐恭光也、畢一統退出、申刻計也、但無二出御一之間、獻物不レ及二披露一也、其儀如レ左、　先手長參進（下段南第一間西ノ方ヨリ參進、役送同從二此所一參進也、手長役送退出同レ之、）　次役送持二參御銚子一授二手長一、（下略）訖候二西廂一、　次御獻奉行持二參御盃一、置二御銚子上一退入、　次東使參進拜二領（天盃、）一訖退入、　次役送撤二御銚子一、　次手長退入　但所司代同伴之時、拜二領天盃一也、仍御獻奉行、東使拜領訖後亦更持二參御盃一、置二御銚子上一退入也、仍役送兩人、拜領後撤二御銚子一也、

〔續太平年表九〕安政六年正月十五日、將軍宣下ニ付、京都へ御使、茶宇嶋十反、干鯛一箱、酒井雅樂頭同上人差添被レ遣、且年始御使兼ニ付、和紙一箱、

〔幕朝年中行事歌合上〕七番　左　伊勢日光御代參

旅衣にしに東に立わかれ行衞のどかにかすむ海山〇中略

伊勢日光御代參は、七日の日これを命せらる、前の夜よりさうじ淸まはり有て、兩御所おまし所に御着座、伊勢大神宮、日光御宮へ年の始の代參奉らる、つぎつぎ召出て御事あり、皆高家の面々是をうけたまはる、此日朝とく執參各一人づゝ出仕して、其事をさたせらる、

〔萬天日錄〕寛文改　年中行事下附天和二年追加

一伊勢太神宮御名代高家衆卄五ヶ年ニ一度宛被レ遣之處、兩宮へ御太刀御馬代黃金百兩宛、御二進獻之一也、

院宮拜禮

〔官中秘策 十八年中行事〕年中諸國江御代參幷御使之事

一同月〇正伊勢へ高家被遣之、兩宮へ御太刀馬代黃金十枚ツヽ、御使拜領物於御座之間黃金十枚、時服貳、御羽織被下之、 一同十七日、日光へ高家被遣之、拜領物黃金五枚、時服二、御羽織、

〔吾妻鏡 十九〕承元三年正月九日癸卯、將軍家於鶴岡八幡宮、有年首御奉幣、御使遠江守親廣、經供養之後被引施物於供僧、民部大夫行光沙汰之、

〔萬天日錄〕寛文四年二月七日ニ、伊勢へ御名代トシテ內藤式部少輔被遣之、於御座之間御目見御暇被下之、御召之御羽織拜領之、御前退去、於御次ノ間金十枚被下之、

一內宮江御太刀長光代金二枚五兩金十枚 一外宮江御太刀信國代金二枚同十枚 右之通御奉納之

〔建武年中行事〕正月〇中略二日、さしたる公事にもなけれど、けふあすは、かんだちめ、所々にまうづるなり、さるべき人殿上にさぶらへば、臺盤所にめして御對面あり、女房ども心づかひあるべし、女房の御方には扇をさしたり、よせあるかんだちめなどめし入られたるをりは、皆扇をぞおくめる、

〔故實拾要 三〕小朝拜〇中略 又同日〇正月元日院ノ拜禮〇中略アリ、院ノ拜禮トハ、小朝拜以前ニ仙洞御所へ院參アリテ拜禮アリ、是ヲ院ノ拜禮ト云、

〔友俊記〕年中御作法の大概物がたり 元日親王攝政家の御禮は、常の參內にはことなり、〇中略院の御所へもすぐにまゐらる、院傳奏の申にて、小御所において御禮あり、上段の次の間に列座せらる、御陪膳大臣の子まご、四位の殿上人、四位五位の上北面まゐりて、御手長役送す、院にては四位殿上人の手長なり、上北面四位の事役送なれば、階級のたがひなり、御みつざかなは、殿上人の中より攝政家にそなふ、御さかづきの事はまへ〇參賀中におなじ、殿上人上北面銚子提をとりそなふ、

〔爲房卿記〕延久五年正月一日辛巳、院拜禮、(○中略)午刻諸卿以下參集、次垂晝御座庇御簾、(五ヶ間)次御出、(直御裝束也)次關白前太政大臣、右大臣、(井)大納言、(能長、忠家、)中納言、(祐家、資綱、經季、能季、泰憲、資仲、)參議、(基長、經信、伊房、實季、)以上一列庭中、次殿上四位以下別當、判官代等一列、(藏人頭師忠公房等也、位階雖多、上﨟立最前、如何、六位判官代宗基爲口、資清立此列之末、小朝拜儀、六位列立五位後、又如何、)拜舞了之後、從上﨟次第退、次上御簾、事了之後、左大臣、中宮大夫、(顯房)治部卿、(隆俊)宰相中將、(宗俊、隆綱、)等參殿上退出、

〔中右記〕天永二年正月一日甲子、午時許參殿下、(○藤原忠實、中略、)大納言口入從東階被昇、自餘人々暫徘徊中門邊、則出御、(令下立對南階給)次參院(○白河)御所鳥羽北殿給、(今日無四位前驅、依無其人也、)諸卿連車扈從、三位中將(藤原忠通、忠實子、)前驅六人、五位四人、六位二人、府生行忠、番長六位二人、)路間小雨時々灑、但不及衣濕、申時有拜禮、先令院別當藏人頭爲房朝臣奏事由、勅許之後、入從西中門列立庭中、攝政殿內府以下公卿十七人、殿上人五十人許一列、(六位立後、)拜舞了殿下令參御前給、不經幾程則令歸給、

永久二年正月一日戊寅、午時許先參關白殿、(○藤原忠實、中略、)殿下則出御、從東門諸卿連車扈從、(按察大納言宗通被參逢門前也)令參院(○白河)御所給、(大炊御門萬里小路長實朝臣宅也)則有拜禮、先令院別當播磨守長實朝臣奏事由、聞召者、又仰云、夜前追儺之間參議遲參、是最末所役、右大辨長忠懈怠也、頻雖遣召、遂以不參、而只今欲候拜禮、甚無便憔、可被問、殿下以頭辨令問之處、長忠強無所陳申、件旨奏聞之處、重仰云、可恐申、仍長忠退出、其後有拜禮、但此御所前庭西東甚狹少、不能列立、仍納言以上一列、(內大臣雅、民部卿俊明、右衞門督顯通、被參加、東上北面、)藤大納言、(經實)按察大納言、(宗通)參議七人一列、殿上人四位一列、五位一列、六位一列、拜舞如常、

元永三年正月朔日壬寅、先參一條殿御方、(御出居廊)申時許有御出、口口內大臣殿、予(○藤原宗忠)別當、殿上人、頭中將以下七八人扈從、令參院御所、(正親町東洞院御所)依雨無拜禮、只今雖雨止、依庭濕無拜禮、　二日癸卯、午時參殿下、未時許內府令參給、皆令參院給、此間雨脚暫止、仍有拜禮、(依令數白砂)

天承二年正月一日癸巳、從去夜終日雨降、依雨無所々拜禮、予任大臣後、今日日次不宜、就中院拜禮

被止之間、不出仕也、　三日乙未、未時參大殿、〇藤原忠實、中略、關白殿〇忠實子忠通昇從對南階給、予以下昇從中門廊、大殿則出御、〇中略、被仰人々云、行步不叶也、車欲乘、依無禮早可被出者、依此仰人々或被出、或立隱、予、治部卿、民部卿、宰相兩三人、徘徊中門邊之間、寄御車於中門廊乘御、檳榔半蔀車、引關白殿以下、紺地平緒、打下襲、諸卿參入從院御所三條烏丸第西門、院御所西對也、左大臣、右大臣、大納言實行卿、左兵衞督實能卿、列立西中門外相加、爰大殿召藤中納言長實卿被奏拜禮由、□大略行步不叶之間、暫不能立庭中、早不待人々到先可拜歟、大殿立寢殿南階前庭給、關白殿順依南給、以下諸卿列立之間、大殿早拜舞、此間殿下予以下諸卿及殿上人居地、大殿舞蹈之間、關白進寄令扶持給、萬人屬目、或有感淚人、未見我身爲太政大臣、被扶子太政大臣、今日勝事只在此事、大殿先令舞蹈、進退有度、令參院殿上給、其後關白殿以下舞蹈、　四日丙申、早旦大殿給御消息云、昨日院拜禮、誠希代勝事也、大臣五人列立、未曾有之例也、就中□太政大臣□□同時相承列立前庭、古今無此例者、

〔台記〕康治三年正月一日癸丑、事終參院、白川押小路未、新造離宮、大宮權大夫連車□、皇后宮權大進顯遠來傳法皇〇鳥羽命云、須院拜禮入車中門西上列立、□□□□□□廊東上列立也、而日隱以東庭狹、院拜禮、雖入東中門、可東上列歟如何、申云、小朝拜庭狹、因公卿多時、漸々北進、今□准漸々西進、有何難哉、又如仰入東中門東上列立、非無便宜、且亦可隨仰者、左大將云善、顯遠歸來云、西上列、漸々可西進者、左大臣參入後、有院及皇后拜禮了、

〔山槐記〕保元四年正月一日丙辰、向納言御許、〇花山院中略、納言殿隨院拜禮有無可出仕之由被仰、被勸一獻菓物等於予、未時雨脚休止、拜禮一定云々、仍納言殿令參院高松殿給、予幷少將兼雅扈從、高松殿西中門外、博陸以下東上北面列立、納言殿不令加列立給、暫佇立門邊、于時別當信賴卿又參上、經公卿列前進立關白前揖、參御前申事之由、歸立復命後加列、次關白被練出庭中公卿位次次第一列、次四位五位一列、依所狹五位少々不列之、次舞蹈、此間敍降、拜了殿上人自下退出、次博陸經公卿列前退

出、親隆卿蹲居、次第退出、

〔兵範記〕仁安三年十二月廿七日甲寅、殿下以下移著院殿上、攝政令著端座上給、下官進寄居御座上、申條々仰詞、先院中事有定、　元日院拜禮可候否事、(中略)　拜禮事　太政大臣、內大臣、左大將、(師長)權大納言、(隆季)平宰相、右大辨等被申云、年首拜禮者、臣拜君也、非公議、不可及謙仰、被申可候之由、

〔愚昧記〕嘉應二年正月一日壬子、參院、先是太政大臣(藤原忠雅)在上達部座右、武衞已下卿相在殿上、予(三條實房)著此座、少時攝政(藤原基房)左大臣(藤原經宗)內大臣、左大將參上、相次右府參入、此間攝政已下列立中門邊、(自下臈立)令修理大夫奏事由、可許畢、列立庭中、(攝政被候、太相府已下不候、後日左府云、大臣皆可候歟、然而太相府不候、仍不候歟、但上臈)□□□拜舞了退去、　二日癸丑、未剋許參左府亭、平宰相來會云、昨日南方拜禮申次之間、有兩事之相違、(右兵衞督於地脫沓、歸出之後、不復本列、立妻戶前、修理大夫脫沓於沓脫上、歸出之後、手自取下沓於地著之、復本列、)如何、左府云、脫沓於沓脫上、是常事也、但有子息之人、昇畢後、取沓退去、歸出之時、持來著之有便宜、不然之人、手自取下之著之無便宜歟、又不昇著之、不復本列、立妻戶前也、不可復列也、

承安四年正月一日乙丑、朝晴、午後時々微雨、仍拜禮有無有疑、尋申中將之處、相府御返事云、光能朝臣許尋遣了、及申剋許、自相府被告仰可有拜禮之由、仍著衣裳、(飾劍、隱文帶、魚袋、如恒)參對殿、則相府令出給、(於門外乘車)予、相公、(參合二條京極)中將、侍從成定、土佐守資賴等、連車扈從、參院入給西對簾中、予同入、(中略)頃之有拜禮事、左右府以下下立中門下、(絹自遲參也、抑依小雨下、人々靴笠列立、)令大臣申事由、了列立南庭、(相府練給)納言以上一列、參議一列、殿上人一列也、參議以上可一列、其所狹之時、或依列儀立後列也、而去今年如此、如何々々、殿上人下臈兩三不立、終之間、博陸參上、經參議列後、再上加列、此道如何々々、執政臣不經人後歟、若自列前可被加歟、不然者納言以上後參議列前可宜也、

〔玉海〕建久三年正月一日甲戌、未剋人々來、(中略)次余出簾外、降自南階、(左中將親能朝臣持來履)出中門、(大將并兼良卿等居中門內、定能已下列居中門外北方、)北向、定能卿小揖、出門外乘車、(兼良卿扈從)參院御所、(七條殿)余到門外之間、公卿等降立、右大

臣巳下列立中門外、余降自車、（右中將伊輔朝臣獻杏）經列前立右大臣上、他公卿等追參之輩皆加列、左衛門督通親卿歸出自御所方同加列、（右大臣云、件卿可動申次、豫爲伺出御參御所方了、今歸來、巳以出御歟云々、）依右大臣氣色進來余前相揖、昇自中門外、參寢殿簾前、（候階東間）右廻歸出、降自中門內方、（降自實子南妻也）仰聞食之由、（其詞不聞）余目之、通親獨立中門外北方、（其息通季令着沓）次余氣色于右大臣、進出溜外二三尺許、練始、當南階東間柱、更向北練步、（頗練遲也）去階隱間溜四五丈許北面而立、（揖如常）次右大臣巳下次第列、依納言人數多、余一間許立進西、參議巳下立後列、次殿上人保盛朝臣巳下列其後、四位殿上人下﨟數輩不列之、依無其所也、次五位殿上人又列四位後、（納言巳上、參議巳下、四位五位幷四列也、）皆悉列立（六位不列）了、余巳下拜舞如常、公卿經房巳下及殿上人等、皆直出中門了、通親巳下猶列、余揖離列、大輪ニ右廻シテ練廻テ經列前、（左大將藤中納言等、小退列跪居、通親深被磬折、）於寢殿東妻程練留、於中門外昇自同外簀子入北腋戶、（不入車寄戶、是故實也、）暫居公卿座、

正治二年正月一日戊子、傳聞、（左大臣說也）院拜禮之間、攝政（○藤原基通）作法不審非一、第一不練步事、（去年稱脚病不列拜禮、今年巳列之、計知無恙歟、然者何故略練步哉、古之明主必告之、）第二舞踏了、作居一拜而立、是流例也、而無件小拜事、（先年如此、忠親卿嘲之、今又追被失儀、而其子右大臣〔基通子家實〕被引左大臣〔藤原良經〕巳有此拜、不從父作法、父子之案是非如何、）第三不帶飾劍、著螺鈿劍事、

〔明月記〕正治二年正月一日、後聞、院拜禮、攝政殿（○藤原基通）不練給、舞踏訖之後、取笏無一拜、是先年出仕給之時無此儀、仍始終有其事歟、但左大臣殿（○藤原良經）以下皆同有之、右府（○基通子家實）聞此儀給云々、父子間如何、諸人作座一拜之間相待漸立給云々、

〔玉蘂〕承元四年正月一日庚寅、今日院（○後鳥羽）拜禮、（○中略）次關白（○藤原家實）以下進立南庭、（關白被練、右府〔藤原良輔〕不練尤宜、內府〔藤原公繼〕練、未聞及事也、不足言不足言、○中略）抑今日院拜禮、關白進庭中、（被練）次右府（不練）尤可宜、次內府被練、不足言事也、未聞及事也、不能左右也、傳聞、院仰云、不足言、第一尾籠人也云々、

〔增鏡〕（五烟の末々）寶治も三年に成ぬ、春たちかへるあしたの空のひかりは、おもひなしさへいみじきを、院（○後嵯峨）うち（○後深草）のけしきまことにめでたし、攝政殿にも拜禮おこなはる、院の御まへはさ

らにもいはず、大宮院（○後嵯峨后姞子）にもあり、まづ冷泉までのこうぢ殿といふは、わしのをの大納言たかちかの家ぞかし、このごろ院のおはしませば、拜禮に人々まゐり給ふ、攝政殿（兼經）左大臣（かねひら）右大臣（たゞいへ）内大臣（さねとも）大納言にはきむすけ、實雄、あきさだ、道良、中納言にためつね、よしのり、資季、冬忠、實藤、公光、みちなり、定嗣、さいしやうにみちゆき、もろつぐ、あき朝、殿上人はりやう貫首をはじめかずしらず、つねのとしにこえて、此春はまゐりこえ給へり、人々たちなみ給へるとき、左のおとゞは攝政の御子なれば、引しりぞきてたち給へり、右も又そのおなじつらにたゝれたるに、内のおとゞすゝみいで給へり、夫につきて大中納言もおなじつらなり、よしのり、きんみつ、師繼、あきとも、またしりぞきてたちたれば、いで入して屏風ににたり、この事みにくしと、のちまでさまざま院の御まへにおほせられて、攝政殿にたづね申され、さたがましく侍りけるを、貞應元年のためしなどいできて、古のゝみや左大臣（○公繼）いまの内のおとゞ御おや、右大臣にてしりぞきたるつらにたゝれたりけるを、そのときのきろくなど見給はざりけるにやとて、内のおとゞの御ふるまひ、心えずとぞさたありける、（○中略）又大宮院の拜禮めでたくぞ侍りける、

〔園太曆〕康永三年正月一日壬戌、仙洞拜禮已下可參仕也、（○中略）參持明院殿、四足門下車、登中門暫祇候、以敎言朝臣申入參上之由、良久可參西面格子遣戸之由有召、仍參彼方、出御此處、（○中略）有被仰下事等、拜禮申次事、舊冬隆蔭卿忠季卿等可勤仕之由被仰了、而資明卿可參之旨申之、然者爲上首隆蔭卿勤仕定愁申歟、然者中々兩御方共可爲忠季卿歟、將又納言二人勤仕歟、可爲何樣哉云々者、申入曰、忠季卿女院御方申次歟、理運勿論歟、其外四條家又代々勤仕勿論也、就中勸修寺輩勤仕雖爲常例、日野流不承引、藤中納言雖參候於申次者、最前被思召定之分無相違哉、此上事可在時宜之旨申入了、重仰云、日野輩勤仕不打任之條勿論、但正安故俊光卿勤仕了、就彼□無御不審、有例之上者、又難被如何歟、然者上首兩人可宜歟云々、忠季卿兼聊雖有被仰之旨、就上首參被仰之由、可仰之旨

有仰、仍示其趣了、良久關白已被參云々、（中略）申次院御方藤中納言、女院御方別當之由、予（藤原公賢）密密示申之、仍被氣色于藤中納言、

貞和六年正月一日、參院、執柄未被參也、及子刻被參云々、已到門邊之由、有其聞之間、人々次第立列、立御車宿前（西上北面無揖）此後執柄可被下車也、而公卿未立整之間、下車被立門下、未曾聞事也、以仲房朝臣示予云、殿上人可列公卿末也、而相向公卿不可然、且去年如此之間、令立直了、可爲何樣哉、去年如然沙汰之上者、不可及左右之由報了、其後面々立改之歟、其後執柄被立加予上、（先有氣色也）其後被尋申次於予、春宮大夫之由、承之旨答之、其後聊氣色、權大夫參進向關白立、關白氣色、權大夫退昇中門外沓脫、（當妻戶北頭、昇沓脫并緣、不懸膝昇、此兩ヶ間、一ニハ可懸膝之由先公所命在、不懸又一說歟、可尋、）參進寢殿階間東邊申事由、歸出下廊中門內切妻、出中門向關白小揖、至初昇所著沓復本列、（此一儀也、又或本列前向列立、是又庭訓也、）次關白氣色予入中門、自砌外一丈許練步、（遲練心歟、其體非予等所存、可尋、）當御座間東柱立留（北面、去砌三丈餘、）一揖、其後予以下次第除步列之一揖、（中略）一同舞踏、予拜舞、左右左、以後每度突笏起、老力屈之故也、其後自下﨟退出、至中納言退了、關白被練歸、（春宮大夫欲揖之間、予制止之事、）次予以下次第自上退、予可復列而腰痛興感、起居更不容易、仍觸申子細於執柄早出了、尤爲恐、予退列前之間、春宮大夫蹲踞了、（中略）拜禮公卿　關白、（御參）右大臣、右大將、四條大納言、中院大納言、春宮大夫、松殿中納言、春宮權大夫、花山院宰相中將、葉室宰相、定宗朝臣、　殿上人　仲房朝臣、經方、時光、藤原範康、敎光、　抑今日拜禮散狀一見之處、左右廷尉相連、其間無人、仍爲用意內々談勸修寺前大納言、返狀續左、但右佐時光依內裏御藥奉行、拜禮以前參內不列之、仍不及沙汰也、

改年御慶、最前向御方申籠候了、幸甚幸甚、可參賀仕候、抑前驅鞍皆具進上候、下品物候、難立御用候哉、兼又拜禮、兩廷尉相并候之條、文治四年經房卿記、殿上人頭中將以下一列、兩佐相並、仍以下﨟親經立中、是近代今案歟之由所見候、此外只今不覺悟仕候、下﨟佐以下﨟立上候、近來大略流

例罷成候歟、若下﨟不候者、下﨟佐略之條、可宜候哉、但亦相並候之條、定傍例御覽ト存候、經顯、恐惶謹言、

正月一日　　經顯上

〔薩戒記〕永享五年正月一日丙辰、參院、〇中略此間攝政被參入、拜禮依雨可被停止歟、又於中門廊下可有此事歟、凡雨儀拜禮例、不慥歟之由、以四辻宰相中將被仰合攝政、雨儀有例之由、日野新中納言盛國卿發言、但不覺悟年記云々、雨儀可然歟之由、日野中納言兼卿申之、于時雨止、地上深泥、然而猶可用晴儀之由、有法皇〇後小松仰、仍諸卿降立中門外南方、北面東上殿上人等列其末、不可然事也、西園寺中納言申次之、依仰也、日野中納言執權、不申次之、如何、爲復命之後、大納言加立本列、攝政練步、以下次第進立庭中、南庭狹、仍予以下北折立、先例猶自上﨟次第如作輪立廻也、今日不然、至日野中納言一列、逼中門廊簷立也、仍予以下更北折立之了、殿上人列立大納言後、六位藏人立其後、拜舞、甚早速、是地濕之故歟、自下﨟退出、

〔康富記〕文安五年正月一日戊子、院〇後崇光御所拜禮也、御出家以後、尙被行拜禮之例、連綿故也、殿下以下公卿殿上人濟々被參列之、

〔百一錄〕元祿十年正月二日、仙洞御禮、諸家參集、頭辨宣顯與四位雲客有位次議、宣顯雖爲位次下﨟、猶貫首先例上座之旨募申、仍上首雲客早出去也、

〔宗建卿記〕享保十七年二月六日、〇中略予申云、古來法皇出御于簾外、有拜禮云々、如何、殿仰云、白河院ハ御落飾之後、出御于簾外、有拜禮之由、二條後淨明珠院康道公物語之由、妙有眞空院尙嗣公聞書有所見、出何記哉難心得、院拜禮出御于簾中常事也、況於御落飾之後乎、且入道前大納言冬覺亦先年東園故大納言基量物語之由被申了、是亦不知出何書、殿下於今無御所見之由也、　二十一年正月三日、院中御禮、隆秀、宗城未勤近習、列御禮之事、

〔續百一錄〕延享五年正月一日、宰相樣、兵部大輔樣、御同道ニ而御參內、酉刻御退出、　二日、〇中略久我

中將樣へ御使ニ參、洞中御禮、來四日可參旨被觸候處、自八條殿二日三日之內可參旨、別被觸候間、明三日令參院候、爲御心得御屆申入候也、　正月二日　資枝　久我中將殿

〔續百一錄〕寬延三歲孟春七日、來八日院御禮、布衣着用可爲勝手旨候、爲御心得申入候也、

〔小右記〕長和二年正月二日甲子、諸卿參皇太后宮、(〇藤原彰子)右大臣(〇藤原顯光)可有拜禮乎否之由、以左衞門督(〇藤原賴通)取案內、不可有拜禮者、仍右大臣以下著渡殿饗座、(賴通)左大臣先入、兼在座、拜禮有無必不可被取案內歟、右府舊年有思之後、今日初參左府、(〇藤原道長)萬人屬目、朝衣如泥、或卿云、今年令滿七旬、亦無子孫、强被追從不可然者、亦有女御事等、左府奉抱三宮、(〇後朱雀)出居卿相座、小選入給、一兩巡後、左大臣以下秉燭參內、暫候雲上、(〇中略)次參東宮、(〇敦良)左大臣已下宮殿上人拜禮歟、(左大臣不列中宮拜禮、可歟、但列青宮拜禮、亦可然)歟、

治安四年正月三日壬辰、早朝宰相來語云、今日諸卿參太皇太后宮、(〇藤原彰子)幷皇太后宮、(〇娍子)下官有愼不參上、以宰相令示權大夫、(經通)新中納言、(朝經)新三位(雅通)來、稱愼由不相逢歟、昨今辨幷兩宰相等來臨、夜宰相來云、關白及諸卿參會、禪室(〇藤原道長)關白(〇藤原賴通)相引諸卿參太皇太后宮、先拜舞、次有盃酌、次參皇太后宮、無拜禮者、后宮之拜禮有大饗之儀、而於太后宮有拜禮、異他宮歟、拜舞亦如此、

〔中右記〕寬治八年(〇嘉保元年)正月一日癸酉、未時許人々參集殿下御所賀陽院、有拜禮、(〇中略)殿下則御出、引公卿參御一院、(〇白河)御所六條殿、有拜禮、(〇中略)退出給後、女院、(〇六條院媞子、白河皇女、堀河母代、)御方有拜禮、依御同所用同南庭、左府以下殿上人又依位階、或人云、故上東門院御時有拜禮、雲客以貫首爲先、尤不依位階、而今度依位階如何、申剋事畢、人々則參內、

天承二年(〇長承元年)正月一日癸巳、依雨無所々拜禮、　三日乙未、(〇中略)又有女院方拜禮、予問新任公卿未被聽女院殿上、然者不可此物歟、新大納言被答云、今朝人々皆如舊可聽女院還昇之由被許可了、仍新任人々皆可立此列、(院御方還昇、去廿八日被許下、)女院拜禮畢、及秉燭人々各退出、

長承二年正月一日丁巳、臨未時有院拜禮、(○中略)行東中門、令女院院司越後守清隆朝臣申事由、於女院又有拜禮、(猶以西爲上)上達部如元、殿上人三十人許也、(女院御寢殿南東面、女房打出蘇芳衣、)

〔長秋記〕保延二年正月一日己巳、未刻著束帶、師行、師仲相從、詣關白亭、(三條高倉○中略)拜了退出、關白出給於門外、乘車參院、(○中略)關白以下經列前渡東、令清隆朝臣、拜禮由被申女院、昇自對代南簀子敷申之、返出申聞食由、又拜舞、昨日雨濕、餘氣未干、仍諸人衣服濕損、

〔台記〕康治元年正月三日丁酉、抑攝政口札云、明日太后宮(○崇德后藤原聖子)拜禮在今日未刻參四條殿(法皇、上皇、皇后皆坐、)申刻參攝政殿、光房傳事由、報云、歡樂不相逢、早々皇太后可有拜舞也、余申云、去年十二月廿七日立后日有沙汰、於皇后拜舞、又於此宮拜舞之條如何、報命云、可有拜舞之由、有法皇之命者、鄙生承諾、即參內、先內御方、次參宮御方、暫在殿上、人々參集後、於仁壽殿南壺拜禮舞蹈、余已下也、先以權亮爲通朝臣奏事由、依庭狹殿上人下臈不立、　三年正月一日癸丑、參院、(○中略)左大臣參入後、有院、及皇后、(○鳥羽后得子、號美福門院、中納言藤原長實女、)拜禮、(○中略)次參攝政(○藤原忠通)御許、今日不被出仕、今上(近衞)御時、元日不被出行、疑若不欲拜皇后歟、雖爲母后、已爲諸大夫女、因不欲拜歟、雖有高尙其事之美、似有無君之心、事君之朝、不尊君之母、可謂無禮歟、拜禮了步行參內、先皇太后拜、

天養二年正月一日丁未、未刻伴兩相公(忠基、教長、)參院、(六條烏丸新造宮、院及皇后居之、)有院幷皇后拜禮、(院使右衞門督家成奏、皇后使亮忠隆啓、)東面依無所便、共自西面出入、還昇參新院、(○崇德、)秉燭後拜禮、(使右宰相中將教長奏云々)還昇更參待賢門院、(○鳥羽后藤原璋子)依召參簾前、(○中略)次皇太后宮(○崇德后藤原聖子)拜禮、(兩亮不候、大進泰兼朝臣啓之、)

〔兵範記〕保元三年正月一日壬戌、入夜右大臣殿幷中納言中將令退出給、入東中門、進出南庭、被奉拜皇嘉門院、(舞蹈、不被奏事由、他人幷四位以下不列、唯兩人親族拜也、殿下御定也、)　二日癸亥、中宮拜禮、(右兵衞督雅通以下云々)次春宮拜禮、(傳右大臣以下皆參云々、)次中宮饗、(宣耀門西廊)次春宮饗、(同門東廊)亥刻事了、上下退出云々、是儀以右大臣殿御記大概記之、今日右大臣殿、有文御帶、螺鈿劍、魚袋、殿上人同前云々、但四品少將信能、丸鞆帶、蒔繪劍、不付魚袋、下

官九柄帶、蒔繪劍、不付魚袋、依不參饗所也、

〔山槐記〕保元四年正月一日丙辰、權左中辨俊憲朝臣奉院宣、於中門外跪、博陸前云、美福門院拜禮令參給者(事ノ有テハ)能候歟者、博陸揖被退出、關白以下皆被參彼院、(押小路殿)申次前中納言朝隆卿云々、

〔玉海〕嘉應二年正月一日壬子、參院、(法住寺御所○中略)有拜禮、(舞踏如常)畢次第經列前本列中門外、依可有女院拜禮也、次院司兼雅卿(中納言右兵衞督)進出氣色于攝政、參上(其路同成頼卿、但脫置沓於庭、兩人作法已以不同、)申事由、(其所不見及、)不如初下自中門內方仰聞食之由、出中門著履、獨立北方、次攝政以下進立庭中、(今度攝政不被拜)拜舞、(殿上人列立如初)畢各歸出、(○中略)次參中宮、(參御前)

承安二年正月一日庚午、申刻著束帶(色目如恒)參建春門院、(七條殿)拜禮之間也、舞踏已了、仍不能加列、竊昇自中門方向殿上、則拜禮儀了、攝政并左大臣直被出了、內大臣、左大將著殿上、

建久六年正月一日丁亥、今日七條院拜禮、左大臣已下參入、余不參、美福門院拜禮、故殿不立給、雖爲帝母、未必可受攝籙之拜歟、況於今之女院者、非上皇之同居哉、是以不參、女院打出裳唐衣、爲公家御沙汰、被宛召諸國也、

〔玉蘂〕承久二年正月一日壬辰、次有修明門院拜禮事、其儀如初、但關白不揀、仍予以下次第步從也、申次權中納言顯俊卿、(直復本列、無立別列之儀、上先例歟、可尋、)殿上人列立終、頭三位中將實基參入、如馳列立、頗有未揀之氣歟、(須殿上人列立了加列也、而雖入殿上人之中、衆人屬目、)次口口間、關白、予、右相府、右大將、昇自中門內、自餘昇自外方、關白云、可參新院拜禮歟、予云、隨體可參入者、則被出了、次予退出、

〔明月記〕元仁二年正月五日、右武衞書狀之次云々、女院拜禮、元日被遂、(秉燭已後)上首雅親卿、公宣、公氏、家行、申繼、資經、基隆、光俊、經高、賴資一列、公卿座不垂簾、掌燈(拜禮之間)廳官立明、光時奉行雜事、(光時光資二人聽昇殿、顯後所行歟、)

〔玉蘂〕安貞二年正月一日乙亥、右府(○藤原實敎)依召參御所、謁女房、女房口口持參、女院拜禮事、始邂逅、美

福門院拜〔鳥羽院崩之後〕法性寺殿〔○藤原忠通〕不參給、七條院〔○高倉妃、修理大夫藤原信隆女、〕拜禮、故禪閤〔○藤原兼實〕不參給、是非貴種之國母、上皇無御同宿之時、必不可參故云々、仍此兩年併遲參不參也、關白同不被參歟、而今年有所思之上、建春門院拜禮、上皇御熊野之間、一所拜禮、故入道爲右大臣參給、准據佳例也、加之北白川院雖非可貴、又高倉院崩御後、建禮門院拜禮、故內府被參、故入道殿御計也、公卿歟、美福、建春、七條、修明等院等、但前執政人者、猶不可參歟、崇重之故也、引撿先例處、保元三年美福門院拜禮、六條攝政〔○藤原基實〕被參、于時鳥羽院崩御之後也、

〔明月記〕寬喜二年正月一日甲子、小時雪又止、雨猶降、所々拜禮定止歟、　二日乙丑、宰相示送、〔○中略〕北白河院、〔拜禮未定、若有者三日、別當稱之云々、〕　四日丁卯、宰相示送、昨日〔○中略〕參北白河院拜禮、

貞永二年正月二日丁未、次中宮拜禮、〔大殿令參御前給了、此間已及昏、〕〔○中略〕亮申之、殿下不令練給、土御門大納言參加、

〔平戶記〕延應二年正月二日丁卯、今日有鷹司院〔○後堀河妃長子〕拜禮、舊年有議、昨日不被行、其由被仰奉行院司俊兼了、而今日之由、不告人々之間、各不存知、內府及晚自然參入、右大將殿又令參給、然而餘人不候之間、沙汰出來、奉行院司不能披陳、秉燭已後、俄相催人々之間、每事不合、堀川中納言別當左大辨等、及深更參入、如形被遂了云々、奉行院司有勘發云々、今日又有式乾門院〔○四條准母利子〕拜禮、處々拜禮無障、末世之至歟、

〔伏見院御記〕正應三年正月一日乙巳、後聞、今日院拜禮、次女院、〔東二條〕次引參春日殿、拜禮凡三度云々、
〔東二條院御方同舞踏云々〕

〔公名公記〕永享五年正月一日、次有女院拜禮、攝政出自中門北腋、中門外被立、〔如先〕申次日野新中納言國盛卿、舞踏畢退出於陣家、改裝束歸北山蓬華、窮屈之外無他、

〔薩戒記〕永享五年正月一日丙辰、參院、〔○中略〕如初列立中門外、依可有女院拜禮也、日野新中納言〔國盛、此卿兼示予云、女院申次事被仰下、我未加女院之司、〔藤中納言忠秀并予也、〕爲院司何不被仰哉、爲之如何、予答云、被聞藤中納言之條不審、但女院殿上始等未被行之、每事無沙汰、然者貴下又已被仰院司之〕

停拜賀

由候歟、被勤仕何事之有哉、納言諾之、申次之、復命後不加本列、立殿上屏前、如前參列、拜舞了各退出、于時丑二剋許歟、

〔玉海〕治承三年正月一日庚申、參內參御前謁龍顏、即入御、中將同候御前其後以女房依歡樂難候節會小朝拜等之狀奏之、有勅許、仍參東宮中宮御方等申入、即退出、中將同參

〔園太曆〕貞和六年正月一日、參東宮御方、於常御所暫奉待之、亥剋許出御入見參、小時退御前、相待拜禮之所、執柄拜禮未了、就中仲房朝臣只今罷向、歸參之時可被行云々、事々遲々不便、

〔宗建卿記〕享保十九年正月一日、參東宮、今日依有拜禮、當官輩不及御對面、○中略皇太子御束帶、麴塵袍初而著御之、極﨟丹波尚秀著位袍、東宮著御麴塵故也、主殿立明如例、按主馬立明有前例歟、主殿佑可然歟、當時無佑、於然ハ佑代可設之歟、亮重熙朝臣萬事申沙汰也、內々有傳大臣命歟如何、今日人々著魚袋、或不著之、於予著之、不著之儀如何、就中節會參仕之輩不著之、彌以不審、可尋有職人也、抑於東宮拜禮著靴拜舞之事希代例也、舊冬有議、於今年ハ御元服後、初度之儀、殊東宮出御簾外、旁以可然旨、關白傳大臣依被申之、各如此歟、且簾外立倚子、出御儀簾外、舊冬傳大臣被獻勘物、尤其說全雖不相叶無其儀歟、仍今日立倚子、出御于簾外、又雖可令著御靴、於此儀被略之、令著御草靴給云云、帶刀陣階下之儀、是又傳大臣所見之旨、被獻勘物、○中略今年雖被用拜舞、不可爲常例、又申拜賀人人、必可爲二拜云々、今夜左大將宗熙被申大納言拜賀二拜云々、其後被立拜禮了、

〔後二條關白記〕寬治六年正月一日甲申、殿下○藤原師實參給六條院、余○藤原師通以下候御供、殿下立給中門、以源大納言令執申之處、依雨停止拜禮、

〔愚昧記〕仁安四年正月一日戊午、無院○後白河拜禮、是依去年神宮事○神宮火災也、

〔百練抄九安德〕養和元年正月一日、無小朝拜所々拜禮、○中略依南都火事也、

〔百練抄十四四條〕嘉禎二年正月一日己未、依春日御事、藤氏公卿不出仕、○中略又無拜禮、衆徒等奉棄御神木神寶於宇治北門退散、

〔園太曆〕貞和二年正月一日辛巳、東大寺八幡宮神輿未歸座之間、院拜禮小朝拜等被止之、

〔後深心院關白記〕應安五年正月一日庚戌、小朝拜幷院拜禮無之、神木在洛之故也、

〔前恭禮門院御凶事記〕寬政七年十一月三十日、女院崩御、　八年正月一日、無節會、攝家中以下御禮總延引、尤正月式無之、在二二月一

# 古事類苑

## 歳時部十

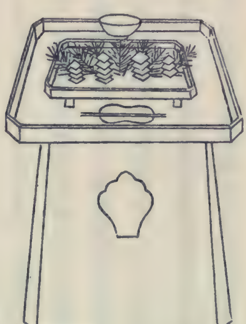
### 年始祝二

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄、御對面御祝已下之事、

一おもてむき御對面過て、內々の御祝まゐる、次に赤きもちゐ、白き菱の餅を、やがて重ねてちぎりて、角之折敷にするゑ、少き土器にあめを入て添て、御四方にすわりて參候、此餅ゐ、御老女うやかれ候、

〔正月祝儀飾之繪圖〕

一おもてむきの御祝すぎて、內之御祝參候は、赤き餅、しろきひしの餅をかさねて、角のをしきに居、ちいさき土器にあめを入て、御四方に居て參る、此餅則御前にてやかれ候、此次に御參候、是より次第次第に御祝參なり、



〔年中恒例記〕年中御對面并雜事少々

一內儀にて五ヶ日參る御祝の三獻めに、御嘉例にて必なすびの坪付、ひともじ、ざこのこさし、此三色昔より參也、子細在之云々、進士說、○中略

一正月五ヶ日式三獻よりさきに、昆布、あはび、か

ちぐり参、かちぐりは正月計参也、進士説、

〔成氏年中行事正月〕朔日、早朝ニ公方様御行水メサレテ以後、御手水ノ役人直垂ニテ致出仕トキ、足利ヨリ参ル御年男、御手水ヲ椋盥ニ入テ、御ヤウジ御手カケニ置テ、御中居マデ持テ参ル時、役人請取、御前ノ次ノ御座六間ニ東向キニ置申時、上臈様御持有テ御カケアル也、御陣之時ハ役人線塗小具足ニテ参リ、直ニ懸ラル、其後大御所様〇持氏御方御所様ヘモ役人参リ、御手水ヲ調進上、二日、三日、七日、十五日同前也、仍早旦ニ昆布、勝栗、鮑御肴ニテ、御酒一獻参ル、其故ハ、京都鎌倉ノ御両殿ハ、天子ノ爲御代官、諸侍忠否之淺深ヲ糺、可有御政務職ニテマシマス間、大樹ト申也、然間朔日早旦御祝ノ始、勝栗、昆布ニテ御酒アリ、其時番ニ伺候アル奉公中、御酒ヲクダサレ、御扇一本ヅツ拜領、御近邊ニ宿所アル人ハ、雖非番ニ参、御祝ニアヒ申方アリ、其後御臺様、御袋様、上臈、中臈、下臈、ミナ／＼御所ヘ御参アリ、上臈様ハ九間、其以下ハ皆々四間六間ノ御座ニシコウアリ、此三御座ハ何モ御家中也、〇中略　一朝ノ御祝、参肴ニテ御酒三獻、其時奉公衆老若出仕ス、宿老一人御前ヘメサレ、御サカヅキ并御劒拜領ス、〇中略　一殿中ノ朝ノ御臺ヲバ、御サンバ計被召、大御所様ヨリ御歸リ以後、晝御臺参、次ニ御椀飯、〇管領ヨリ獻ズル表向ノ椀飯ヲ云フ、中略、　公方様大間ヘ御歸アツテ、內之御椀飯始也、仍御袋様、上臈、中臈、下臈、如朝皆々御参、〇中略　御祝ハ先御二重、御瓶子、御銚子提持参、其後御三獻過テ强飯、同式之御臺参、奉公中令持参、上臈ニ賴申時御持参、大御所様御祝、御方々御椀飯以下御同前也、　一同二日、御祝如朔日、〇中略　大御所様御出、御酒數獻、御臺ヨリ是又久御吉例也、　一同三日、朝御祝同前、〇中略　其外之御祝如一日二日、

〔柳營秘鑑五〕享保年中行事之略　正月

一元日御表之御規式以前、御黒書院出御、御三家方御相伴、兎之御吸物御祝被成、其以後於中之間老中頂戴之、此節大目附相伴、

〔幕朝年中行事歌合上〕一番　左　兎羹

折にあへば千代の例と成にけり雪の林に得たる兎も〇中略

判云、兎羹の御事、歌にも言葉にも盡しぬれば、又何をかいひ出む、げにこゝらのいやしきものまでも、けふは元日なりといへば、雜煮もちゐに向はぬものもなき、めでたき御代のためしなるに、雪ふみ分て狩得しを奉りしも、むかひゐたまひしも、其ころの御事をふかく思ひ奉るべきこと也、されば今のよまでも年の始の御式となれる御掟、たうとしともいはむかぎりはあらじかし、

〔官中秘策十五年中行事〕兎之御吸物之由來者、御先祖世良田左京亮有親公者、上野國德川を領し、鎌倉之公方持氏之御家人也、然るに永享年中、足利義敎將軍者、鎌倉之公方足利左馬頭持氏と、不和之事出來して合戰有しに、持氏公終に自害ありし後は、關東は皆京都將軍之下知に應じ、管領上杉憲實が威勢盛に、大名彼に相從ふ、東國の威權大に衰へり、鎌倉公方の殘黨を搜しに、就中新田一族においては、根を斷葉を枯すべしとの下知なり、然るに有親公は、本より新田の族なる故に、德川に安堵なされがたし、永享十一年三月上旬、有親公、同子息親氏も德川を遁れ出、相州藤澤淨光寺において髮を剃、有親公は長阿彌、親氏公は德阿彌と號せり、左あれども東國のすまひ叶がたきにや、藤澤を立出、信州に向ふ、去る程に信州小笠原淸宗が三男、林藤助光政といふものあり、持氏在世之時、數年近習して勤仕しける所に、讒するによりて知行沒收せられ、名字を改林と號し、信州の山中に蟄居して有ける處、有親、親氏、鎌倉にありける時、互むつまじかりけるが、十二月下旬、彼藤助を尋て彼所に至りける、光政大に悅び、如何もして饗應なさんとすれども、家貧して心に任せず、十二月廿九日、光政雪を踏わけて狩せしに、兎を一疋捉得たり、翌十二年庚申正月朔日、有親父子へ雜煮をすゝめて、此兎を吸物にして年始を祝しけり、

自是兎の吸物を以て、德川家の家例とせり、

〔幕朝故事談〕公方家　御休息の間、御座の間、御黒書院、御白書院、元は元日御黒書院にて、御兩名樣・御禮なり、此時は御休息の間無之故也、古者御座の間が則御休息の間也、御三家樣方、御白書院也、享保中は御座の間にて、御兩卿樣、兩御所樣へ御禮被仰上、御ひかへ被成候處へ、御引渡被成候也、而後老中御禮なり、若年寄は御廊下にて、奥の衆一同なり、御側衆、御兩卿樣方より先へ御禮なり、是は奥より御先立被申故也、

〔元寬日記〕元和二年正月朔日、有年始之御禮、卯刻將軍家秀忠公、江城黑書院有出御、御太刀御刀近臣等役之、家光公（時十三才）有著座テ公之左座、尤被召御裝束（家光公御長袴召サル）、于時忠長卿（國松殿事、後ニ駿河大納言、）著長袴、自御勝手之方出座、于時御太刀目錄、酒井雅樂頭忠世持出披露ス、敷居之内ニテ御禮、則著座口御座右ノ方、御盃近臣井上主計頭正規、御吸物水野監物忠元、御拾土器主計頭役之、家光公ハ不及申、忠長卿ヘモ御吸物拾土器出之、御銚子（長柄）御酌ハ主計頭、御加ハ監物、秀忠公被召上有御加、其御盃三峯ニ載之、御上壇一疊目ニ御酌扣テ有之時、家光公有御中座頂戴有御加、同御盃持御本座退給、于時酒井忠世取御盃載三峯持參ス、御前御盃被召上時、家光公有御出御禮、御歸座之時、御手自御肴ヲ被進、有御出座頂戴、御復座之時有御加、其御盃忠長卿ヱ被進旨有御會釋、則御盃三峯載之御上壇ヨリ二疊目御酌扣有之時、忠長卿可有御中座頂戴有加、御次ノ間ヱ持盃被退、于時大炊頭利勝取盃載三峯御酌ヱ渡之、其盃被召上時ニ、忠長卿有中座御禮、歸座之時、呉服臺出之、有出座頂戴、復座時御加有之、右御盃御前被召上、御加有之、御納入、御銚子御吸物引之、畢テ家光公忠長卿段々御退座、其後秀忠公白書院出御、

〔東武實錄〕寬永九年正月朔日、辰ノ后刻、公（○德川秀忠）御座ノ間ニ出御、（御不例故御長袴）御齒固ノ御餅御熨斗出ル、（御熨斗出テ後、御齒固ノ御餅テ引ク、）御祝ノ御膳及ビ御引替ノ御膳、酒井阿波守忠行是ヲ役ス、御給仕酒井下

總守忠正、本多美作守忠相、太田釆女正資宗之ヲ役ス、(右ノ四輩各裝束)午ノ后刻、御座ノ間ニ於テ索麪ヲ獻ジテ、酒井阿波守忠行之ヲ役ス、御熨斗出、御銚子ハ出デズ、(御不豫故ナリ○中略)今晩御祝ノ御膳ヲ獻ズ、酒井阿波守忠行是ヲ役ス、(長袴)　同二日、巳ノ刻御齒固ノ御餠ヲ獻ズ、例ノ如ク酒井阿波守忠行是ヲ役ス、　同三日、巳ノ刻御齒固ノ御餠御熨斗御雜煮出、御祝ノ御膳ヲ獻ズ、

〔視聽草二集八〕慶長中御獻立留書

正月元日御祝之次第、但御內儀にて、　初獻　勝栗、熨斗、昆布、御引渡、　二獻　梅干、五種、御雜煮、(御箸)(手鹽)　三獻　御吸物(兎)　御相伴　上總介殿、三河守殿、　表御禮之次第、御禮過にて御三ツ盃參候て、但御前計也、諸大夫衆御ながれ被下、其上御脇被下候也、　同二日、公家衆御禮之次第、　勝栗、熨斗、昆布、御三ツ盃、(但御前計也)　此御引渡公家衆へも出也、但御三ツ盃はなし、

〔半日閑話一〕御當家御佳例、正月元日獻立、(未ㇾ知二眞僞一、古記所ㇾ見)

御本膳　御鱠(さいかく大根、しほいなだ、)御汁(いてう大根、田つくり、味噌、)御煮物(こんにやく、ごぼう、大根、)是を三河煮と云、　二　さしみ(鮒小付、いり酒)御汁(しほ、鱈)いり鳥(かも)　引下　御煮物(鹽いなだ)細かにさいのめに切、せうゆにて煮る、これをわりこさいにと云、　御燒鳥(きじ)御吸物(ひれ)御雜煮之上、御佳例之兎之御吸物出ル、御老中(江)御雜煮、御酒、御吸物被下之、

〔簾中舊記〕御なりの事

一正月二日は、時のくわんれいへなり候、御所さま御ゑやうぞくめし候て、車にめし候、上さまは御むねあけにめし候、御りきしやかき參らせ候、御きちやうなどもたれ候て、くわんれいにて御祝にて候、御女房衆車二りやうにて參候、みな／＼御はかまめし候て、むねのまほり御かけ候、御所さま女房たちも、やくしやばかり御供に御參り候、みなきぬども御もたせ候、　一五日には、御所さまばかり畠山殿へなり候、　一十日に御二所伊勢の所へなり候、上さまのなり候はねば、御

所さまの女房衆も御參り候はず候、一十一日には、御所さまばかり三ぼうゐんどのへなり候、一十二日には、御所さまばかりぶゑいへなり候、一十六日には、南の御所へ御ふた所なり候、上樣への御ひきいで物、御からおり物候也、三がさね參らせ候、一廿二日には、御所樣ばかり山名殿へなり候、一廿三日には、御所樣ばかり細川殿へなり候、一廿六日には、ゑやうれん院殿へなり候、一廿九日には、御ふた御所日野殿へなり候、

〔長祿二年以後申次記〕正月二日　一管領へ年始之御成始在之、(椀飯御對面以後之間、未刻之過程也、)同上樣も御成候也、先上樣渡御成りて、少御逗留候て、やがて御所樣御成候也、兩御所の御供衆、何も裏打也、走衆は小すあふ也、上樣は走衆無之、御中間共御輿の先へ二行に參也、今日の御成之儀、御女中衆御座候間、御相伴衆之大名不及伺候候、又猿樂なども無之、此御成之儀も、應仁亂前迄之事也、

〔年中恒例記〕年中御對面并雜事少々

正月二日　一管領へ渡御、上樣も同御成也、一細川殿へ御成始に、於御前進士白鳥を切申候、まないたをば伊勢同苗兩人してかきて參候、伊勢同苗も進士も大江ひたゑなり、包丁仁の左の方をかきて出る人上手也、宗五說也、五日　一畠山御成被下候也、猿樂在之、上樣は御成無之、

〔東山殿年中行事〕(正月)二日、未剋土岐美濃守成賴獻椀飯、御相伴衆其外出仕面々拜台顏、事過テ兩御所樣渡御于管領亭、兩御供衆(裏打)走衆(小素襖著ス)但(上樣ハ暫先ニ御成、走衆ハナキニ依テ、御中間二行ニ、御輿ノ先ヲ行、)女中衆御供ニ參上故、御相伴衆并諸大名不及供奉、無田樂、(應仁亂後ニハ御成斷絕云々)五日、未剋渡御于畠山殿亭、上樣ハ無御成、御相伴衆以下伺公、有猿樂、(觀世大夫舞之)當職之方(江)ハ、今月兩度御成アリ、十二日、未剋渡御于武衞亭、御相伴衆當日御供衆走衆供奉、有猿樂、(觀世舞之)上樣者無渡御云々、廿日、未剋渡御于赤松亭、還御以後、赤松致出仕、爲御成之御禮獻御太刀并萬疋、依之賜御服云々、廿二日、未剋渡御于山名宗全亭、當日御相伴衆御供衆走衆供奉ス、有猿樂、(觀世舞之)上樣無御成云々、廿三日、未剋渡御細川勝元

亭、規式如例、有猿樂云々、　廿六日、未刻御成于京極持淸亭、御作法同前、有田樂、（觀世舞之）夜深還御、直渡御于畠山敎元宅、有三獻之御祝、是舊例也東山御移徙以後者、無渡御於諸大名宅云々、

〔吾妻鏡　二十一〕建曆三年正月四日丙午、垸飯、和田左衞門尉義盛沙汰之、〇中略其後將軍家入御相州御亭、次渡御若宮別當雪下本坊、秉燭之程令還御給云云、

〔吾妻鏡　三十五〕仁治四年正月五日壬午、將軍家入御秋田城介甘繩家、被用御車、駿河守、遠江馬助、備前守以下供奉、隱岐太郎左衞門尉政義、懸御調度、御臺處、乙若君（各御輿）入御前右馬權頭亭、若君幷御母儀（號二棟御方、皆御輿）渡御若狹前司家、是皆御行始之儀也、面々御儲太結構、御引出物及風流云云、

〔吾妻鏡　三十七〕寬元四年正月四日甲午、入道幷將軍御行始、入御北條左近大夫將監亭云云、御臺所幷若君御前、渡御若狹前司泰村亭、將軍御母儀及將軍御臺所武州妹、入御秋田城介義景亭、

〔花營三代記〕應永廿八年正月二日、大御所樣、御臺、御方御所樣、管領へ（細川右京大夫入道道觀）御成、御方ノ御供畠山次郎持純、畠山中務少輔持淸、大館次郞持房、御臺御供貞房、貞彌、　十四日、御所樣、御臺樣、御方御所樣、伊勢守江有御成、佳例、　十九日、御所樣、上樣御方、北野殿江御成有、

〔花營三代記〕應永三十一年正月二日、御方管領へ成、御乘車、義資卿持御劒、被御車參、直垂也、譏三獻參、御太刀白、（御鎧、少弼與左馬助、御前へカヒテ被參、御弓征矢御馬、左馬助引之、）御コハ自彖スヘラル、持彖持房コレヲアグ、御供事、一色阿波太郎持彖、大館刑部少輔持房、伊勢守貞經、同兵庫助貞慶、加賀守貞直、與一左衞門尉貞宣、次郞左衞門尉貞房、同七郞左衞門貞彌、（八人ハ大帷也）畠山中務少輔持淸、大館五郞持貞、（兩人ハ裹打也）　御所樣成、御方還御後成也、同御臺成、御臺御供、長井宮內大輔元行、長修理亮、熊谷近江守、（二日御供番始也）三上又三郞持高、裹打也

〔空華日工集〕嘉慶二年正月十八日、府君〇足利義滿遣以近臣報曰、明後日入寺道話、作新年禮、仍贈經實三十條、蓋爲談助茶菓也、余卽副于使者、以衣鉢梵意而謹謝恩、且白明後日來賀之事、是日管領玉堂

來禮、廿日、台旆入山、互賀歲華、先入書閣而密語、而後點心座伴等持絕海而已、君復引余入書閣、道話商榷古今、品評人材、因問佛乘宗門之樞要、余粗條目應對、君不覺前席、出閣打齋、行茶罷、君尙不起于座、談及晚而還駕、駕時謂余曰、未有新歲禮、今日禮謝、無用吉日期、與諸老同來參、余曰、謹聞命矣、廿三日、相國空谷來禮、仍約以參府、　廿五日、詣于上府賀歲、余以賀歲故不敢啓恙、君卻問於余、余以實答焉、

武臣參賀

〔吾妻鏡十一〕建久二年正月一日庚戌、千葉介常胤獻垸飯、其儀殊刷、是御昇進故云云、午剋前右大將家(賴朝源)出御南面、前少將家時家朝臣上御簾、先有進物、御劒千葉介常胤、御弓箭新介胤正、御行騰、沓、二郎師常、砂金三郎胤盛、鷲羽(納櫃)六郎大夫胤賴、　御馬　一、千葉四郎胤信、平次兵衞尉常秀、二、臼井太郎常忠、天羽二郎眞常、三、千葉五郎胤通、四、寺尾大夫業遠、五、　庭儀畢上御簾、更出御于西面母屋、被上御簾、盃酒及歌舞云云、　二日辛亥、御垸飯(三浦介義澄沙汰)　三浦介義澄持參御劒、御弓箭、岡崎四郎義實、御行騰、和田三郎宗實、沙金、三浦左衞門尉義連、鷲羽、比企右衞門尉能員、　御馬　一、三浦平六義村、太郎景連、二、三、四、五、　三日壬子、小山右衞門尉朝政獻垸飯、御劒、下河邊庄司行平、御弓箭、小山五郎宗政、御行騰、沓、同七郎朝光、鷲羽、下河邊四郎政能、砂金者、最末朝政自捧持之、自堂上參進、置御座前云云、次御馬五疋、

〔了俊大草紙〕武家に御引出物を進事は、鎌倉之宮將軍の御時、正月の垸飯の御引出物より始事云々、役人は立烏帽子に水干葛袴也、庭の座より持參しける也、沓をはきて參と云々、一番に御劒を進之、御劒のつかの方を我左の方にして、御劒の齒の方を上になして、むねの方を下に成て、兩方の足の所を諸手に取て持參して、御座の左の方に二尺ばかり隔て、左膝をつきて、御劒の甲金の頭を疊につけて、御劒を取なほして、も丶よせの方を御身の方になして、はかせ給べき樣に進おきて、左の手をつきて畏て罷出也、次御弓征矢を進には、御弓を張て弦を前に成て、

弓の掬革より上、揩藤の所を左手に取て、左の肩さきに御弓を打懸て持て、右手に御征矢の矢結の所を取て、箙の蜻蛉形の所を前にて、右の肩先に打懸て持參して、御前の御左方に弓を立、御右に御征矢をば置也、當時は左に弓も矢も副て立歟、式には左右に置也、次御鎧を進也、上下の役貳人して持參するなり、鎧唐櫃の蓋に置て、甲の落ぬやうに、甲の緒を鎧のゑやうじの板にからみ付也、役人むかひあひて持參するあひだ、下手の役人は前に立て、うしろざまに歩也、上手の役人は跡に立て持也、御劒置つる所より少のきて置なり、北面にならぬ樣に置也、主君南面に御座あらば西面に置べし、東面に御座あらば南面に置べし、如ㇾ斯進置て後、下手の役人は急に罷出べし、上手の役人計り殘留りて、御鎧を少押直す樣にして後、畏て退出するなり、又御沓行縢を進には、行縢のうらとを含て緒を片結に結合て、白毛方を前にして、中腰の所を折て、兩方の手にて持也、御沓は緒を結合て、鼻を揃へて隻手に持て、行縢の陰に持て參て、御行縢の櫛上の方を、主人の御方に成て、ずその方をばこなたに成て、押のして置ざまに、御沓をば白毛のはづれに置也、立ても伏ても置也、又御馬を進には、鞍置馬一疋、はだか馬一疋引副と號也、役人は組たる烏帽子懸をして、末を結て一からみして、袴のもゝだちを高くはさみて引也、打ませの手繩を付て、下手の者に引するなり、下手は中間の役なり引副の馬は始て役人同曳出也、是は下手の手繩あるべからず、只一人引候也、

一御引出物進次第三獻目ニ進ㇾ之　一番御劒、二番御弓征矢、三番御沓行縢、四番御鎧、五番御馬也、

〔吾妻鏡十三〕建久四年正月一日己巳、將軍家〇源頼朝御ㇾ參鶴岳八幡宮、還御之後有ㇾ垸飯、千葉介常胤沙ㇾ汰之、源氏幷江間殿及御家人等候ㇾ庭上、時剋將軍家出御、上總介義兼起ㇾ坐參進上ㇾ御簾、相摸守惟義持ㇾ參御劒、八田右衞門尉知家御調度、梶原左衞門尉景季持ㇾ參御行縢、千葉大夫胤頼役ㇾ沙金、千葉介常胤鷲羽、次引ㇾ進御馬五疋、常胤子息三人、孫子二人引ㇾ之、所謂師常、胤信、胤道、胤秀等也、

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年正月一日壬午、垸飯相州禪室御沙汰相州○北條時宗以下著布衣出仕如常、申刻之後、各降庭上座列、左馬權頭時宗、○以下九十八人略將軍家○宗尊親王出御南面、土御門大納言參進、上御簾三箇間、次進物、御劍、武藏前司朝直、御調度、中務大輔敎時、御行騰、沓、宮內權大夫時秀、一御馬、武藏五郎時直、岡村三郎兵衞尉、二御馬、城六郎兵衞尉顯盛、同九郎長景、三御馬、出羽八郎左衞門尉行世、同九郎宗行、四御馬、佐佐木壹岐三郎左衞門尉賴綱、同四郎左衞門尉長綱、五御馬、相摸三郎時輔、諏方四郎左衞門尉、　二日癸未、垸飯相州御沙汰御簾、土御門大納言、御劍、尾張前司時章、御調度、越前前司時廣、御行騰、和泉前司行方、　一御馬、相摸左近大夫將監時村、四方田新三郎左衞門尉、二御馬、越後四郎顯時、糟屋左衞門三郎行村、三御馬、城六郎兵衞尉顯盛、同九郎長景、四御馬、出羽八郎左衞門尉行世、同九郎宗行、五御馬、越後六郎實政、伊賀右衞門次郎、　三日甲申、垸飯武州御沙汰御簾、土御門大納言、御劍、中務權大輔敎時、御調度、左近大夫將監公時、御行騰、太宰權少貳景賴、　一御馬、相摸七郎宗賴、安東宮內左衞門尉景光、二御馬、梶原太郎左衞門尉景綱、同五郎景方、三御馬、甲斐三郎左衞門尉爲成、同五郎左衞門尉爲定、四御馬、上野三郎左衞門尉重義、同左衞門五郎宗光、五御馬、陸奧十郎忠時、牧野太郎兵衞尉、

〔東山殿年中行事正月〕朔日卯剋、將軍家出御于便宜所、御烏帽子風折着白御直垂、御服唐織物、○註略出御于御對面所、御供衆、御部屋衆、申次、御次間閾際ニ雜居、一同平伏、多人數ノ剋ハ二三度ニモ出席也當番之申次進居テ披露之、退座ノ後、申次亦出于先所、銘々ニ披露之、退節獻御引渡三盃組付幷數土器、各載二四方御陪膳御酌御供衆勤之、三盃不殘被召上之、數土器ハ依人數三組ニモ五組ニ〻シテ並置也、上一通ノ盃ニテ被召上、被閣之時、御酌人御銚子ヲ・バ置御前、御盃ニアル御酒ヲ總土器ニウツシテ、載四方中央、御右方ニ直シテ則一宛取載御銚子、片膝ヲ立、御右方ユ扣有之砌、三職一人宛御太刀金覆輪持參御禮、膝行御盃頂戴之、欲被退剋、伊勢守御服二重練貫載廣蓋持出、置管領前、謹而拜戴、左手ニ御服ヲ持、

右手ニ盃ヲ取添テ退去、於御次間渡于同氏申杯云々、當職ノ人先座也、管領ノ外ハ不献太刀、伊勢守有故障時ハ同姓中役之、或曰御服ハ御次間ニ廣蓋ニ積重テ被置ナ、上ヨリ取テ授ト云々、次御相伴衆國持衆准國持外様衆御供衆、一人宛出席御禮、御盃御服各練貫一重拜領之、畢而御酌替ル、先酌人御盃御服頂戴之作法皆同前、各練貫、御服拜領之事、應仁亂以後ハ無之、然御銚子入退、御盃御膳等、右手ニ御銚子、左手ニ四方持退云々、至是番頭節朔衆攻衆走衆順々出テ奉賀之、次上池院千阿彌一人宛拜高顏、於是公家申次出于御次間閾際、公家ト披露シテ後、三職進上ノ御太刀取之、御左ノ角方ニ立置退時、日野勝光、三條公綱、烏丸飛鳥井雅親、廣橋、中山、山科、藤中納言常慶、伯忠富也、一人宛出座拜賀之、既而申次出于先席、事了之由言上之、則入御于常御所、(中略)御供衆細川淡路守、今日御弓御笠懸墓目等進上ノ事、御盃頂戴ノ時、右手ニ弓ト墓目ヲ取添、提革三寸計上テ引下、持之出于御前、左手ヲツキ、モトハズヲ疊ニ付テ御禮、然後御左方向ノ角ニ立置、則御盃拜戴云々、淡路守不出仕時ハ、早朝以雜掌獻之、申次於庭上請取之、御對面所ノ次ノ間ニ立置、三職御盃目拜見過テ、申次右ノ手ニ弓ヲ持、墨大同前左手ニ矢ノ箟中ヲ持テ出于御前、披露之、御左方向ノ角ニ立置退ク、墓目持樣同前、御弓ハハヅシ弓也、提革五寸計上ヲ水引ニテ弓ト弦ノ間ニテモヂリ、弓ノ方ニテ、兩締ニ結ブナリ、外竹ノ方ヲ我前ニシテ、弦ノ方ヲ御前ヘナル樣ニ心得テ、少脇(脇一本作隔)ヘヒネル也、應仁亂前ハ御裝束著ノ後、於御便所御供衆一列、御部屋衆一同、上池院千阿彌一人宛出席奉賀之、總而御部屋衆千阿彌於表向御禮ハ限今日、但御部屋衆ノ御太刀進上ノ時ハ、御供衆ノ次ニ出座云々、攻衆事、近年ハ申次ノ次ニ出席ナリ、大館伊豫入道常興ニ尋之處ニ、常徳院殿(足利義尚)御引付ニハ、節朔衆ノ次、走衆ノ前ト有之由返答云々、但上樣ニテ御禮ノ事、朔日五日七日計也、但於御所樣御目見過テ各參上、又御所樣申次悉披露之、但隔小路時ハ、上樣申次役之、御前ニテ御盃頂戴者、當管領并日野殿計也、御酌ハ上藹衆勤之、於花御所御相伴衆、國持衆、外樣御供衆申次迄ハ、御末ノ東ノ脇戸ヨリ參上、番頭以下ハ中藹ノ御末ヨリ懸鋪ノ内ヘ伺公、裏辻ノ外ニテ御盃拜戴、御酌ハ裏辻ヨリ右ノ脇ニ出カヽリテ役之、公家衆并番頭等ハ御所樣御盃雖無頂戴之、上樣ノ御盃ハ拜戴之云々、上ノ御末、中ノ御末ハ三間梁ニ九間ニテ、間ハ遣戸高閾也、眞中ニ柱有之、其際ノ戸兩方ヘ一本宛開ク、此口ニ掛鑑アリ、[illegible]リ、朝夕御膳獻ズルニモ、此際ニテ中藹ノ陪膳衆ニ渡ス、此時裏掛鑑、總テ上ノ御末ヘハ日野殿三條殿自然伊勢守、亦御供衆ノ内ニモ、參上ノ仁少々有之、自余ハ不伺公云々、(中略)公家ノ内ニ傳奏參上ノ事モアリ、不構官位先座也、日野事、任槐以後ハ、總公家御禮過テ一人出席、日野殿ト有披露云々、如恒例從日野殿御太刀金覆輪青銅二千疋被獻之、但千疋ノ時モ有之出御以前目錄共ニ於奥方女中披露之、

正月二日、將軍家御裝束同前出御于御對面所、御供衆申次拜賀之次第同上、當番之申次出于閾際、銘々ニ披露之シテ退時、獻御引渡三土器組付數土器、各載四方、御酌御陪膳役人如右、於是三職一人宛御太刀金覆輪持參御禮、膝行御盃頂戴シテ被持退、次御相伴衆、國持衆、准國主御供衆一人宛出席御目見、御盃拜戴過而御酌替、先酌人御盃頂戴シテ退去ノ後、御銚子入、規式同于昨日、至是番

頭節朔衆順々奉賀之、既而公家申次出于闕際、公家ト披露シテ、三職獻上ノ御太刀如昔納之テ後、公家衆一人宛出座御禮、退席ノ後、申次出于前所、事畢由言上之、則入御于常御所、〇中略 正月三日、將軍家（御裝束同上）出御于御對面所、御供衆申次奉賀之作法同于朔日、當番ノ申次進居テ披露之、退去之後、申次亦出于先所、銘々ニ披露之シテ退節、獻御引渡（三盃組付）數土器、（各載四方）御陪膳御酌役人規式等如朔日、於是管領一人宛、御太刀（金覆輪）持參御禮、膝行御盃拜戴之被持退、次御相伴衆、國持衆、准國主御供衆一人宛出席、御盃頂戴之、次第同上、既而御酌替、先酌人御盃拜戴、畢而御銚子入、退御膳、至是番頭節朔衆、一人宛拜賀之、然后殿上人出于闕際、公家ト披露シテ、三職進上之御太刀如例納之退時、公家衆、一人宛出座御目見過而、申次出于前所、事畢之由言上之、則入御于常御所、 正月四日、將軍家（御裝束同右）出御于御對面所、御供衆申次御禮如每、當番申次於闕際御身固ト言上シテ後、定行事（從三位陰陽師安倍有宣卿）出席三拜シテ勤反閉、畢而申次亦出于前所、銘々ニ披露シテ、則三職御相伴衆、國持衆、准國主外樣衆、一人宛奉賀之、於是殿上人出于先座、公家ト披露之後、日野三條御禮、次大外樣衆、總番衆、上樣御被官一兩人、奉行衆御目見過而、如恒例藝阿獻上之御扇子、（二本）申次持參披露シテ納之砌、藝阿出而拜賀之、退去刻、殿上人出于先席、公家ト披露之、于時式日參上之公家幷醫師等一人宛御禮過而、申次出テ善通事ト披露之後、（從三位陰陽師賀茂在通卿）出席三拜シテ退節、申次亦勸世ト披露シテ入于闕内、開御障子、御緣ニ蹲踞スル時、勸世大夫、同四郎一人宛出于庭上、拜台顏、既而申次出于御緣闕際、事畢之由言上之、則入御于常御所、（武家皆著小素襖、大外樣衆以下者不及披露、或曰、大外樣衆、總番衆、上樣御被官、奉行、醫師、笛吹、藝阿、善阿、通事、公家衆、定行事、勸世ト、次第ニ可有之由雖之、大館常興ニ尋之處、此順不宜、右ノ次第佳也ト返答アリ、善通事儀、文明十二年調阿日記ニハ、定行事ノ次ニ出席トアリ、予モ亦同意也、藝阿獻上ノ扇ハ閣于御前、藝阿御目見畢而納之事モアリ、亦御禮過テ、於奥方以女中進上ノ例モアリト云々、）〇中略 御所樣へ今日式日ニテ出仕ノ面々、上樣へ爲御禮伺公、於御對面所拜賀之、畢而於小侍所、一人宛春日御局ニ參會、述慶詞云々、（春日御局ハ御前樣ノ中﨟頭也、上樣へノ御禮ニテ候間、上樣ノ中﨟頭可出席處、至于今如此云々、） 正月五日、將軍家（御裝束如上）出御于御對面所、御供衆申次御禮如

例、當番申次出于閾際、吉良殿、澀川殿、石橋殿ト一同ニ披露シテ後、吉良殿出座、入于閾內御對顏、畢而澀川殿御目見、欲被退出時、御服一重（練貫）載廣蓋、伊勢守持參置于澀川殿前、謹而拜戴被持退、次石橋殿御禮、御服拜領之作法同上、次仁木右馬助義員、上杉民部少輔房定、一人宛奉賀之、次關東衆ト披露シテ後、神山駿河守以下數輩、一人宛出而拜賀之、御服（練貫各一重）載廣蓋、頂戴之規式皆同前、（吉良殿退出ノ後、以御使伊勢名字（練貫二重）被遣之、仁木上杉ハ不及披露而出席也、御服役事、伊勢守有故障時ハ同名中勤之、今日ハ御盃ノ規式ナシ、御服頂戴ノ作法同于元日、）　正月七日、將軍家（御裝束如前）出御於御對面所、御供衆申次御禮如常、當番申次出于閾際、銘々ニ披露シテ退砌、獻御引渡（三土器組付）數土器、（各載四方）御酌御陪膳等同朔日、三職一人宛御太刀（金覆輪）持參御目見、膝行而御盃頂戴之被持退、次御相伴衆、國持衆、准國主、御供衆、一人宛出席、御盃拜戴之作法同于朔日、至是御酌替、先酌人御盃頂戴而退座之時御銚子入、退御膳、規式如例、了而番頭節朔衆一人宛奉賀之、然後申次外郎獻上之御藥持參披露シテ持退節、外郎拜高顏、（獻物事、御前ニ儲置事モアリ、）其次公家申次出于先席、公家ト披露シテ、三職進上之御太刀如元日納之テ後、公家一人宛出座御禮、過テ申次田樂ト披露シテ入于閾內、開御障子、御緣ニ出テ蹲踞スル時、田樂一人宛出于庭上、拜台顏、於是申次出于御緣閾際、事過之由言上之、則入御于常御所、　正月八日、將軍家（御裝束同上）出御于御對面所、御供衆申次奉賀作法如每、當番申次出于先座、評定衆ト披露之シ而後、一人宛出テ拜賀之、（攝津者朔日出仕ニ付、今日不登營ト云々、）次陰陽頭（從三位安倍泰清朝臣）御禮、　正月十日、將軍家（御裝束同先）出御于御對面所、御供衆申次拜賀之作法如常、當番申次出于閾際、銘々ニ披露シテ後、三職御相伴衆一列入于閾內御目見、次國持衆、准國主、外樣衆、一人宛奉賀之、於是公家申次出于先所、公家ト披露シテ退時、日野三條幷常伺候之公家衆一人宛御禮、既而申次亦判門田（ハチダ）ト披露シテ、入于閾內、開御障子、下于庭上蹲踞砌、判門田出于同所、拜台顏、然後申次昇御緣閾際ニテ、事畢之由言上之シテ閉御障子テ後、入御于御便宜所、○中略　從京極大膳大夫白鳥一、鮒二十、從關東管領上杉以雜掌判門田、白鳥一獻之、　正月十一日、將軍家（御裝束同前）出御于御

對面所、御供衆申次御禮之作法如例、申次出于御次間閾際、槇嶋ト披露シテ、槇嶋玄蕃助出座拜台顏、(中略)槇嶋事、宇治代官總頭也、　正月十二日、將軍家〇中略出御于御對面所、御供衆申次御禮如前、申次出于閾際、宇治衆ト披露シテ退時、一人宛奉賀之、　正月十五日、將軍家〇中略出御于御對面所、御供衆申次拜賀之次第如每、當番申次出于閾際、銘々ニ披露而後、獻三盃并數土器、御陪膳役人規式等同上、於是三職一人宛御太刀各金覆輪持參之、御目見、膝行御盃頂戴之、持退、次御相伴衆山名右衛門入道宗全御太刀金覆輪持參之、御禮、次殘御相伴衆、國持衆、准國主、御供衆、一人宛奉賀之、各御盃拜戴之作法同于元日、宗全ノ外不獻御太刀、　畢而御酌替、先酌人御盃頂戴而後御銚子入、退御膳、次第如先、次番頭節朔衆一人宛拜台顏、至是公家申次出于閾際、公家ト披露之、而右之御太刀如例納之テ後、常參上公家衆一人宛出席拜賀之、既而申次出于先座、事過之由言上之、則入御于常御所、

〔長祿年中御對面記〕正月朔日、公家、大名、外樣、少々御供衆、御部屋衆、申次、番頭、番方、少々、節朔衆之事也、走衆、右各出仕

一御太刀金　三振、三職進上之、主出之時ハ持參、不參候時、申次持參之、　一御弓、御笠懸引目、役入　細川淡路守進上之、

一御太刀金　二千疋折紙、日野殿進上、是ハ御參より申入也、　次大名、外樣、少々御供衆、各御盃頂戴、次御棟貫拜領、三職ハ二重、其外ハ一重宛也、公家衆各同一重宛、但公家衆ハ御盃無頂戴、　一御對面之次第ハ、御出之砌御供衆一列ニ懸御目、其後御部屋衆也、申次又同前、但一口以前ハ御供衆ハ御びん所にて、被懸御目也、　出御對面、申次一番に面々と申入て、則三御盃數之御盃參て、其後管領をはじめて、大名以下次第に被參て頂戴之時、御棟貫拜領也、常の朔日節句には、管領一人先被參也、　二日、一公家、大名、御供衆、申次、番頭、番方、少々、節朔衆之事也、各出仕、　一御太刀金　三振、三職進上之、　三日、一公家、大名、御供衆、申次、番頭、番方、少々　同前、各出仕、御盃同前、　一御太刀金　三振、三職進上之、　四日、一公家、大名外樣并大外樣、御供衆、申次、總番衆、奉行衆出仕、　御扇二本相阿彌阿　善通士、觀世、同四郎　右御對

面之次第ハ、一番ニ御身固と申入て、有宣、在通參勤、二番ニ大名外樣、少々番頭、井前後ニ參賀之公家、三番ニ大外樣、總番衆、奉行衆、上樣御被官一兩人、井勢田判官大膳亮、加治等、番方につゞきて懸御目也、四番ニ口口進上之御扇、進上と申入て、御扇備上覽、卽懸御目、五番ニ公家と申入て、公家衆被參、其次陰陽少々續て懸御目、其後善通士と申入て、善通士參、其後觀世と申入て、御ゑやうじを內よりあけ申て、出庭上懸御目也、前々ハ吉良東條殿も出仕也、奉行以後公家之前也、吉良東條殿と申入て御參也、　扇ハ其儘御前ニ置申時もあり、但懸御目て則かげへとりて、總口對面以後、女中向參上可然云々、　一吉良東條殿、有宣、在通、相阿等も、御練貫拜領之衆也、東條殿ハ二重、其外一重也、東條殿父子出仕之時ハ、子息へハ一重也、次大外樣井奉行衆、御太刀拜領之次、前後之出仕無之時分、御對面之次第、不及其沙汰、　五日、一吉良殿、澀川殿、石橋殿、伊勢、仁木、關東衆出仕、御對面之次第ハ、一番に吉良殿、澀川殿、石橋殿と申入て被參也、其次之ハ不及申入被懸御目也、吉良殿、御練貫二重拜領、其外仁木殿まではハ一重宛也、吉良殿も父子出仕之時ハ、子息ハ一重也、澀川殿ハ近年ハ無出仕、先々ハ外樣も少々出仕、外樣には御太刀被下之也、

〔年中恒例記〕年中御對面井雜事少々

正月七日　一今日管領之御母御參り、式三獻供饗御手掛參、進士說、　十一日　一淀だいりより上らせられ、御禮に御參候、一獻、進士說、

〔成氏年中行事正月〕朔日、○中略大御所樣ヨリ御歸リ以後、晝御臺參、次ニ御椀飯、上古ハ酉刻計ニ始ル、近代ハ夜ニ入、○中略御一家以下ノ奉公老若、直垂ニテ出仕、朔日ノ椀飯ハ管領ヨリ參、遠侍ニハ高盛物二アリ、一ニハ波葉、一ニハ蜡也、置鳥置鯉アリ、椀飯奉行直垂ニテ出仕、是ハ右筆勤之、管領代官ト兩人御中門ニ令伺公、　一公方樣出御奉待、御座ハ妻戶之門也、御酒式三獻、御荷用之人々、各御舊屋ニ集、初獻ノ御肴ヲ始トシテ、皆々請取持參セラルヽ、二獻目、三獻メ、御酌何モ人體可相

替、三獻メノ御酌御酒ヲ申時、御一家ノ人銀劍持參、管領御代官手ヨリ直ニ被受取也、其後弓征矢ヲ役人持參、其次ニ沓行騰ヲ役人持參イタシ罷出後、管領被官武州守護代子、或ハ孫、或ハ兄弟等、御車寄ノ立砂ノ前ニ、御馬御鞍ヲ置テ引立、同引副ハ裸馬ナリ、其後御酌御前ヲマカリ出、御肴ヲバ初獻ヨリアゲ申、御盃ヲバ三獻目ヨリアゲ申ベシ、如此ノ後、當日番之御中居殿原、號御恪勤人體、御屏風疊テ十二間ノ御座ヲ明申、彼御座三重唐瓶子、同銚子提、ソレヲバ大草申出、御酒參、御マイリノ肴ニテ三獻、御一家幷評定衆召サレ、此御祝ニハ宿老中皆御荷用ヲ被申、三獻過テ御隔子役人如朝參御隔子被下、是ハ御一家ノ役也、其後宿老中歸宅、○中略 一同二日、朝御祝如朔日、○中略 仍椀飯相州守護ヨリ一年、房州之守護ヨリ一年、隔年參、椀飯奉行如朔夜參、銀劍弓征矢ヲバ、二日同三日夜ハ、椀飯奉行代官ノ手ヨリ受取テ役人ヱ渡也、沓行騰ヲバ代官ノ手ヨリ直受取テ持參アル也、御劍弓征矢、自代官手役人直受取事ハ管領職ニ限也、其外ハ皆々先椀飯奉行受取テ可渡役人、仍近年、御劍弓征矢、如管領之代官役人、直可渡由及異儀、外樣代官雖有之、爲不達上聞、如舊規相定者也、○中略 一同三日、朝御祝同前、○中略 御椀飯常州野州ヨリ隔年ニ參、其外之御祝如一日二日、○中略 一同六日、從管領御引出物以兩使進上、御劍、御具足、御小袖以下、唐櫃ニ入、御馬ハ別當幷御厩者請取、一疋モ二疋モ被立御厩、使ニ有御對面、大御所、御臺、御袋ヘハ、御小袖三重ヅヽ、上臈樣ヘハ二重、中臈、下臈ヘハ一重、次ニ手長小雜士マデ、或絹或染物ナド被出之、御酒料大草方ヘ三千疋被饋之、如此細事等ニ至迄、自前々定間記之、

〔幕朝年中行事歌合〕上二番　左　元日參賀

よろこびの聲もひとしく春にあふ君がみとの、内つ諸人

右　二日參賀

へだてなき春の光に玉だれのをすのと山も千代呼ふ聲○中略

元日參賀は、三家三卿の方々よりはじめ、譜代の大名小名、百の司々、皆城にのぼりて拜賀す、〇中略三家のかた〴〵、溜の間詰宿老の人々、侍從四位の輩は、白木書院にてかはらけ給ひ、おのおの呉服一重ねをたまふ、それより大廣間に渡御有りて、諸の大名、五位以上の輩、百の司々、法印法眼のたぐひまで、御まへにして大みきの流を給ふ、是を大流と云、皆呉服一かさねづゝをたまひ、かづきつれてまかづ、入御ありて後、布衣の輩に流れを給ひ、諸さぶらひ番士のたぐひ同朋にいたる、これを小流と云、此日四品より上つかたの輩は、太刀折紙みづからもて出てことほぎをのぶ、それより下つかたは、太刀折紙前に置て拜謁す、

二日は、大廣間にて國主の面々ひとしく出て拜賀し、相伴の座につらなれば、番頭の輩ひきわたしもて出づ、やがてかはらけ賜り、各呉服一かさねを給ひてまかづ、のち外樣の大小名及び昨日殘りし有司の輩、小流れを下され祿給ふ事、すべて元日にかはる事なし、兩御所の奉りものも又おなじ、

三番　右　三日參賀

春立ていく日もあらぬに玉くしげ三たびとなふる松の萬代〇中略

三日の參賀は、無官の面々松の廊下に列り、井伊、榊原、奧平の家の老ども、その末に有て拜賀す、入御の折との、中ゆるされたる市の長どもを始め、京、大坂、堺、奈良、伏見過書、銀座等のものども皆なみゐて、遙にをがみ奉る也、

〔禮容筆粹　七〕御流之事　御流とは、大名高家我が下ざまの家人に被下次第也、主人の御前に、土器を幾つも臺につみかさね、主人のきこしめしかけられたる酒を、其かはらけにうつし、段々下へうつしつたへ、兩銚子のわたりの上にかはらけをのせて、御酌持參する也、其時頂戴の人出て御禮を申、土器を取いたゞき酒をうけて、不戴呑て、土器を持罷立なり、

大流之事　大流は、貴人酒をのみのこし給ひて、銚子の中に打込給ふを、右のごとく土器をわたりにのせて、御酌持參いたす也、此時は土器をいたゞかずして、御酒をうけて後いたゞき、呑立にすべし、○中略

御通り之事　御通りといふは、貴人の御酌にて、壹人々々づゝ被召出、御酒をつぎ被下を、盃をいたゞかずして、御酒をいたゞき呑、盃を御前に置罷立也、

〔年中例式傳〕當江戶柳營年始式中、御通ニ成ト云有、古法躾之名目、御通ト云有、是ハ御通ト唱、主人酌テ被下云也、又柳營御通有者御通ト唱、大流事也、銚子渡ニ土器ヲ乘、兩人相并ビ持出ル時、兩人宛罷出頂戴致ス也、又外ニ兩人銚子ヲ持、渡ニ盃ヲ乘持出ル、互ニ兩人宛行違々々酌ヲ致、是ヲ千鳥掛ト云也、盃ヲ戴所ハ同所也、古法文字同シテ唱替リ、品モ替レリ、今御通リハ古御流之事也、

〔柳營秘鑑〕五享保年中行事之略　正月○中略　元日御規式之次第

一御白書院公方樣緋之御裝束出御、大納言樣是亦緋之御裝束出御、御先立之、月番之老中勤、御太刀御劍、御上段御著座、尾張中納言殿、紀伊中納言殿、水戶宰相殿、松平加賀守、松平相摸守、松平兵部大輔、松平越後守、右御三家方順々被出座、御太刀目錄老中披露之、直ニ御下段御右之方に著座、松平加賀守同斷、其餘相摸守以下壹人宛出座、銘々御太刀目錄持參之、御敷居之內にて御禮、但侍從ハ、御太刀目錄ハ內に置之、其身ハ外にて御禮、則御左之方に著座、各相濟而以後、年頭之御祝儀被申上候段、老中言上有之、御太刀目錄奏者番引之、御盃、御吸物、御捨土器、但御酌加ハ高家役之、御三家初著座面々へ賜之事、御引渡等ハ、兩番頭中奧五位之輩役之、右何も吸物出之、御酌御加御前江被召上、御加有之、其御盃を三方に載之、上より二疊目に御酌扣有之時、御三家先官次第一人宛被出席頂戴之、加有之、盃を持御次之間へ被退時、老中取之、三方に載之、御酌江渡し御前江被召上之時、中座有之御禮、御加有之、御扣之節、御吳服臺出る、但三疊目之上より

（四疊目かけて南北江長く置、中奥五位董役之、）御加有之、其御盃三方に載之、上より三疊目之下御酌扣有之時、加賀守出座頂戴之、此間數之御土器出之、加賀守歸座之節、明三方引之、吳服臺出る、（四疊目の中より五疊目かけて南北へ長く置）御前に有之數の御土器にて被召上、御加へ無之、其御盃を御銚子に載之、四疊目御酌扣有之時、相摸守を初一人宛出座頂戴之、歸座之節吳服臺出る、御敷居之內（東西に長く置）右畢而御銚子入、御吸物等引之、過而何も御禮、上意有之、老中御取合申上之、退座之、（但御酌扣處、官位に隨而高下有之、宰相ハ三疊目、中少將ハ四疊目、侍從ハ六疊目なり、）

一御三家御在國之節、名代之使者を以、御太刀目錄獻上之、老中披露之、御太刀目錄御奏者番引之、右御使者は其家々之長臣務之、勿論御白書院御疊緣廮障子際にて御禮申上ル、數々御土器、御捨土器、御酌、御加、御前江被召上、御加無之、其御盃御銚子に載之、四疊目御酌扣有之時、松平肥後守、松平讃岐守、井伊掃部頭、右一人宛御太刀目錄持參之、御敷居之內にて御禮、御盃頂戴之、吳服拜領之、御太刀目錄御奏者番引之、吳服臺出、（御敷居之內二疊目東西へ長く置）御前に有之數之御土器に而被召上、御加無之、其御盃御銚子に載之、六疊目御酌扣有之時、松平下總守、松平但馬守、松平左京大夫、松平大學頭、松平甲斐守、松平播磨守、松平左兵衛督、松平左近將監、酒井讃岐守、松平伊豆守、本多中務大輔、黑田豐前守、松平右京大夫、阿部豐後守、小笠原右近將監、右一人宛御太刀目錄持參之、御敷居之內に置之、少將ハ內、侍從ハ外に而御禮、御盃頂戴之、吳服拜領之、吳服臺出之、（少將ハ御敷居之內一疊目、侍從ハ外、東西へ長く置、）是より四品之列、松平備後守、松平若狹守、松平出雲守、松平大和守、酒井雅樂頭、酒井左衛門尉、右一人宛御太刀目錄持參之、御敷居之外ニ置之御禮、御敷居を隔而御盃頂戴之、吳服廣蓋にて拜領之、相濟而御銚子入、（廣蓋ハ進物番大紋著用役之、是を假諸大夫と云ふ、御盃ハ四品以上五位以下御流頂戴之、）

一大廊下御奏者並居、御太刀目錄前ニ置之御禮、老中披露之、

一大廣間公方樣大納言樣出御、御先立、（老中役之）此節老中西之御緣より御向を通り、御襖障子際ニ罷

在、御下段迄兩上樣御一同に出御、此時御次之御襖障子老中披之、老中披露之、御次之間に御譜代衆、幷外樣萬石以上之內、交代寄合之出禮分、表高家、御留守居、大番頭、御書院番頭、御小性組番頭、其外諸大夫、法印法眼之醫師、（奥醫師共）布衣幷若年寄支配之寄合、御書院番諸役人、大御番小十人組、且又西丸之面々、准御本丸一同に御禮、三千石以上之分、御太刀目錄前に置之、右相濟御襖障子閉之、重て兩上樣御上段御著座被遊、御引渡（御土器ハ組付）御酌、御加、御前江被召上、御加無之、其御盃御銚子に載之、御中段之時御酌代り御酌御加、御酌御下段二疊目に扣有之時、御勝手より御銚子出之、二銚子ニ成、數之御土器出之、松平遠江守、松平和泉守を始め、諸大夫兩人宛御流吳服頂戴、御勝手より又一銚子出て三銚子に成、萬石以上之諸大夫、若年寄、幷御側衆、御留守居、大御番頭、兩番頭、其外萬石以下之諸大夫、法印法眼之醫師、御流吳服頂戴之、右畢而御銚子入、入御、御先立、

一入御以後於大廣間無官之高家出座、吳服廣蓋ニ而頂戴之、重而七銚子に成、布衣之面々、御流被下之、九銚子にて寄合衆、御番衆、諸役人、御流被下之、御同朋まで頂戴之、畢而二銚子板緣にて幸若彌三郎觀世大夫、右一同に罷出、御流頂戴之、御銚子入、

一御白書院御次之間、御小性組之面々並居、一同御禮、人見又兵衞、人見七郎左衞門、人見帶刀、人見又四郎、久志本左京、久志本式部、久志本民部、久志本內藏助、久志本隼人、後藤、本阿彌、狩野、吳服師、幸阿彌、御扶持被　諸職人、右並居御禮、御奏者番披露之、

一八頭之御杉戶前、（○註略）大友因幡守、畠山下總守、右御太刀目錄前に置御禮、（○註略）

一御黑書院御勝手之方、（○註略）新御番組頭、表御右筆組頭、御膳奉行、新御番、奥御右筆、表御右筆並居、

一同御禮、

一大廣間御流頂戴之內、御白書院御緣側にて、御役高家、寄合之高家、右一人宛吳服臺にて頂戴之、

一入御以後大廣間上之間にて、在國在邑之面々、名代之使者を以、御太刀目錄獻上之、御奏者番請取納之、老中列座、　大納言樣に獻上之御太刀目錄も、御本丸江納之、

二日

一御白書院公方樣（御緋之裝束）出御、大納言樣（御裝束）出御、御先立（老中役之、御太刀御刀）御上段御著座、御三家之嫡子方順々一人宛被出席、御禮、御太刀目錄老中披露之、直に御下段御左之方に著座、（御太刀目錄御奏者番引之）年頭之御祝儀被申上之段、老中言上之、御盃御引渡御捨土器、右嫡子方江も引渡出之、御嫡子給仕御酌御加、御前江被召上御加有之、其御盃三方に載之、上より三疊目に御酌御扣有之時、右御嫡子方順々一人宛出座頂戴之、歸座之節、明三方引之、吳服臺出之（少さけて四疊目か東北へ長く置）右畢而御銚子入、御引渡等引之、過而御禮上意有之、老中御取合、申上之退座、松平中務大輔、右御太刀目錄持參之、御敷居之內に置之、外にて御禮御次之間迄退去、（御太刀目錄、御奏者番引之、）吳服臺出ル、（東西へ長置）畢而出座頂戴之、

一大廣間兩上樣出御、御先立（老中勤之、御太刀御刀）御上段御著座、松平陸奧守、松平大隅守、松平出羽守、松平信濃守、松平大膳大夫、松平安藝守、細川越中守、松平大炊頭、佐竹右京大夫、宗對馬守、松平筑前守、織田美濃守、上杉彈正大弼、松平土佐守、伊達遠江守、松平淡路守、右一人宛御太刀目錄持參之、御下段御敷居之內に而御禮、直に御左之方に著座、（御太刀目錄、御奏者番引之、）御引渡（御土器組付）御捨土器著座之面々江も引渡出之、御酌御加御前江被召上、御加無之、其御盃御銚子ニ載之、御中段四疊目ニ御酌扣有之時、著座之面々順々ニ一人宛出座頂戴之、歸座之節、吳服臺出、（東西へ長く置、但中將ハ四疊目、少將ハ五疊目、侍從ハ六疊目置之、）三人目頂戴之時、數之御土器出之、銘々御盃吳服頂戴之、畢而御銚子入、御引渡取之、數之御土器其儘置之、著座面々御禮相過て退出、重而御銚子出之、御酌御加、最前より御前に有之、數之御土器にて被召上、御加無之、其御盃を御銚子ニ載之、御下段上より三疊目に御酌扣有之

時、松平丹波守、立花飛驒守、有馬中務大輔、右表大名之四品一人宛御太刀目錄持參之、御下段御敷居之內に置て、其身は板縁にて御禮、御盃頂戴之、呉服廣蓋にて拜領之、畢而御銚子入、(御太刀目錄、御奏者番引之、)

一喜連川右兵衞督御下段中央にて御禮、御太刀目錄御奏者番持出之、御中段置之披露之、退座、於御次之間呉服臺にて拜領之、呉服臺出之、(但老中御襖障子之方に出座有之、右兵衞督頂戴畢而、老中最前之席へ着座、)

一御下段迄兩上樣出御、此時御次之間之御襖障子老中開之、老中披露之、御次之間に外樣万石以上之大名、表高家幷諸大夫、若年寄支配之寄合、(但三千石以上)御番衆、何も三千石以上之分、御太刀目錄前に置之、一同に御禮、御襖障子閉之、

一重而兩上樣御上段御著座、御引渡(御土器組付)御酌御加、御前(江)被召上、御加無之、其御盃御銚子載之、御中段西之方より四疊目に御酌扣有之時、御酌代り御酌御加、御下段二疊目に御酌扣有之時、御勝手より一銚子出之、諸大夫兩人出座、御流幷呉服頂戴之、又一銚子出之、三銚子に成、諸大夫相濟、御銚子入、過て入御、御先立、(老中務之)

一入御之後、表高家右出座、呉服廣蓋にて拜領之、重而七銚子に成、布衣以上の面々御流被下之、九銚子に成て若年寄支配之寄合(三千石以上)御番衆御流被下之、御銚子入、入御、御先立、

一御白書院御次之間、御代官、無官醫師、神道者、片山三七郞、連歌師、井關(蒔繪)諸職人、右進物前に置之並居御禮、年頭之御祝儀申上候之段、御奏者番披露之、

一山吹之間、總撿挍進物前に置之御禮、御奏者番披露之、

一大廣間三之間にて、在國在邑之面々名代之使者を以、御太刀目錄獻上之、御奏者番請取之納之、老中列座、(但西丸江獻上之御太刀目錄も御本丸納之、)

三日

一御白書院兩上樣、御長袴、御先立、老中役之、御刀、御上段御著座、幼少無官之大名、右一人宛御太刀目錄持ニ參之御禮、御奏者番引之、

但國持及御連枝方之嫡子、或ハ家によりて揭禮、中少將之嫡子ハ、御太刀目錄御敷居之內に置て、其身ハ外にて御禮、其餘ハ御太刀目錄も外に置之、

右相濟而

一大廊下溜迄兩上樣御一同出御、老中著座、無官之面々三千石以上ハ、御太刀目錄前に置之、小普請支配之三千石以上之諸大夫、幷布衣其外之面々並居御禮、老中披露之、後座に榊原式部大輔家來原田權左衞門、奧平大膳大夫家來奧平修理、夏目勘解由、井伊伯耆守家來松下源左衞門、並居御奏者番披露之、○中略御連歌之間北之御緣側通、岩松萬次郎、右進物前に置之御禮、御奏者番披露之、畢而入御、○下略

〔要筐辨志〕一年中行事正月元日

一御家門方、御譜代大名、諸御役人、裝束ニ而六ツ半時出仕、御禮、

一三千石以上太刀目錄獻上、大中納言、參議、中將、少將、暨侍從四品、五位之諸大夫迄、時服二領宛賜之、

一御白書院御相伴、御三家樣方御官位順御著座、御對顏御禮相濟候而、引續松平加賀守、松平越前守、松平因幡守御禮右同斷、御盃頂戴之、文化十四丑十月八日、松平越後守康孝五萬石御加增、十萬石被仰付、舊例ニ任セ年始元日著座、御相伴被仰付之、因幡守同樣也、御酌高家肝煎、

右畢而御連枝方溜詰井松平越後守、松平左兵衞督、松平淡路守、松平大和守、松平備後守、官位順出禮、御目見御盃被下之、御酌高家、時服侍從以上者臺、其外者廣蓋、諸大夫之面々、法印法眼之御醫師迄賜之、

一大廣間松平和泉守、松平遠江守ヲ始、御譜代大名柳之間出座之分、交代寄合、表高家御役人不殘、

寄合御番衆、幸若、觀世大夫、右御酌、中奥御小性、〇中奥御小性、一本作二兩御番頭一

一外樣出府之分、子寅辰午申戌出府、松平淡路守、松浦肥前守、仙石越前守、龜井隱岐守、秋月筑前守、土方大和守、大村上總介、堀大和守、一柳美濃守、

一同丑卯巳未酉亥出府之分、加藤遠江守、松平備後守、藤堂佐渡守、織田左衛門佐、大關土佐守、九鬼長門守、小出信濃守、久留島伊豫守、六鄉阿波守、木下肥後守、片桐石見守、松浦織部正、一柳對馬守、新庄駿河守、伊東播磨守等、京都所司代在府之時者、御禮溜詰次席、

同二日

一御三家樣方之御嫡子、國主城主、外樣大名、并喜連川左兵衛督、裝束に而、辰刻出仕御禮、御盃頂戴之、

一三千石以上、太刀目錄獻上、參議、中少將、暨侍從、四品、五位之諸大夫迄、時服二領宛賜之、

一御白書院、御三家樣方御嫡子樣方、御酌高家肝煎、

一於八頭之間、松平直之丞、但御盃不被下之、

一大廣間、國持大名外樣衆官位順、喜連川左兵衛督、諸大名、表高家、其外諸番頭、諸役人、御番衆、但御酌四品以上者高家、其外者中奥御小性、喜連川ニ者御盃不被下之、〇中略

一帝鑑之間著座、并雁之間詰御役人方、菊之間御緣頰詰出仕、元日之通、大坂御城代在府ニ候得者、當日御禮、

同三日

一諸大夫息無官之輩長袴著、辰刻前出仕御禮、榊原式部大輔、奥平大膳大夫、井伊右京大夫家來、太刀目錄獻上御目見御禮、〇中略

一御連歌之間北於御緣頰、德川之岩松滿次郎御目見御禮、

同六日

一寺社御禮裝束、辰之刻出仕、井八王子千人頭、○中略上州之正田隼人、○中略富士見御寶藏番井御天守番之頭組共、御目見御禮、

一富士見御寶藏番井御天守番共御禮式、寛政四卯年中、松平越中守定信御役中より被仰付之事、依之是を半席と云、

〔正寶事錄 三〕寛文五乙巳年

覺

一明三日、御城樣へ御年頭之御禮ニ上り申候衆中、勿論致月代を、上下を著し、明三日明六ッ前に、進物持參仕、追手大腰掛ヶ迄可被相詰候、尤每年出不申衆者、堅無用たるべし、少も違背有間敷候、以上、

巳正月二日

町年寄三人

附錄、寛文十一年迄、同御文言にて有之、尤少々宛は違も有之候處、寛文十二子年より御文言改り候、

〔正寶事錄 五〕寛文十二壬子年

覺

一明三日、御城樣江御年頭之御禮に上り候もの共、月代を致し、麻對之上下を著、明三日明六ッ前、御進物銘々持參仕、追手御大腰掛迄可相詰候、尤每年出不申者共壹人も、堅無用ニ可仕候、勿論手代抔出候儀可爲無用候、縱雨降候とも可相詰事、

一近年者子供井むざといたしたる者罷出候樣相見江、殊之外猥に有之間、自今以後、左樣之者壹人も罷出不申候樣、其町々名主方より急度堅吟味可仕候、若於相背者、可爲越度候、以上、

子正月二日　　町年寄　三人

右之通當年御文言改候、此前之御文言者、寛文五巳年ニ有之、延寶九酉年又改ル、

〔享保集成絲綸錄四〕延寶八申年十二月

覺

一元日御本丸江出仕之面々、同日西丸江登城、太刀目錄ハ三日午刻以前、以使者西丸江獻上之、但在國名代之使者長袴、在江戶之使者可爲半袴事、

一二日御本丸江出仕之面々、同日西丸江登城、太刀目錄ハ四日巳刻、以使者西丸江獻上之事、

一三日御本丸江出仕之面々、同日西丸江登城、太刀目錄ハ五日巳刻、以使者西丸江獻上之事、

一壹萬石以下三千石以上之面々、御本丸出仕、太刀目錄獻上之輩、右之日限之通、以使者可被差上之、中口より入、同朋部屋脇にて、奏者番之家來受取之、納使者可爲半袴事、

但三千石以下之諸大夫、法印、法眼之面々も右同斷、

一總御番衆無官之醫師、幷御扶持被下候町人等、西丸江六日七日兩度可致出仕事、

以上

十二月

覺

一紀伊殿、水戶殿、甲府殿、西丸江元日出仕、尾張中納言殿名代之使者同斷、何も太刀目錄奏者番受取之事、

一御三家御息方、西丸江二日出仕、太刀目錄ハ右同斷、

是より以下、元日二日三日、壹萬石以下三千石以上之面々、總御番等之文言前同斷、

〔享保集成絲綸錄四〕寶永三戌年十二月

覺

一來年始も、當年始之通、御本丸江登城之面々、西丸江も可被罷出候、御太刀馬代も當春之通、御本丸御納戸江可被相納候、

一年頭者三日より七日迄之內、右何れも不込合樣、勝手次第可被參候、但風烈之節者、年禮可爲無用候、○中略

一前々も相觸候通、供之者大勢無之樣可被致候、

以上

十二月

〔享保集成絲綸錄 五〕享保二酉年十二月

御留守居支配寄合面々之覺

一三千石以上計、月次五節句登城可致候、其以下者、年始計可罷出候事、

一年始御禮にも、三千石以上計可罷出候、其以下者、罷出候儀無用候事、　但年始ニ三千石以下者、諸大夫布衣之面々にても、三日に長袴著之可罷出候事、

以上

十二月

〔寶曆集成絲綸錄 三〕延享元子年十二月

覺

一年禮之儀、元日より七日迄之內、右何もへ勝手次第不込合樣可被參候、

附風烈之節ハ、年禮可爲無用候、

一寺社之分も可爲前々之通候、并町人諸職人等も可爲同前候、

右前々も相觸候通、供之者大勢無之樣可被致候、

十二月

右御書付同文言にて、寶曆九年迄每年十二月に至、御觸有之、

〔憲敎類典 三ノ二 御禮〕延享二乙丑年十二月廿八日

正月朔日

一大御所樣附、大納言樣附、

右之趣、面々於西丸年始御目見可被仰付候之間、御本丸江者二日ニ罷出、御禮可申上候事、　但御太刀差上候面々者、例年之通、御本丸江可相納候、〇中略

延享二乙丑年十二月晦日、中務大輔殿、伊與守殿御渡、大目附御目付へ、

正月朔日西丸之面々者、御本丸へ不罷出、正月二日不殘御禮罷出候筈ニ候、　但奥醫師も、西丸之分者、御本丸へ正月二日罷出、御流頂戴之事、

右之趣被心得、向々江も可被申談置候、

〔天明集成絲綸錄 一〕明和四亥年十二月

大廣間御禮申上候面々之持參御太刀置所疊目

年始　中將 御下段下より四疊目に置、三疊目にて御禮、　少將 御下段下より三疊目に置、二疊目にて御禮、　侍從 御下段下より二疊目に置、一疊目にて御禮、

四品 御下段御敷居之內、一疊目に置之、板緣にて御禮、〇中略

右之通、大廣間にて御禮申上候面々、爲心得寄々可被相達置候、

十二月

明和五子年十二月

大目付へ

雁之間詰　菊之間　同縁頬詰

元日御禮只今迄於南拭縁、御禮申上候得共、向後大廣間、二之間、御譜代衆脇北之御襖へ附、御禮可被申上候、

右之趣、雁之間詰、菊之間同縁頬詰へ可被相達候、

御流時服頂戴之節、外様と組合不申被出候様可被致候、

右之趣、雁之間詰へ可被達候、

十二月

大目付へ

雁之間詰　菊之間　同縁頬詰

右元日御禮、向後大廣間、二之間、御譜代衆脇北之御襖へ附、御禮可仕候、御流時服頂戴之節、御譜代外様次へ雁之間詰御奏者番差出候節、御譜代外様兩人殘り候節、雁之間御奏者番不組合殘ハ、二人差出雁之間詰御奏者番と差出可被申候、外様之内一人殘候節ハ、二人宛前に繰越差出、雁之間詰御奏者番と組合不申候様可被差出候、嘉祥御菓子頂戴之節も、右之通可被心得候、

十二月

寶暦十二年十二月

西丸年始へ出仕之覺

一御本丸へ登城之面々、其當日西丸へも出仕、謁奏者番退出、　但御太刀馬代ハ、御本丸御納戸納之、

〔家忠日記増補〕天正二年正月一日、諸士遠州濱松の城に登て、大神君家康○徳川に謁して、新正を祝す、

〔武德大成記十二〕五州ノ諸士歳初ヲ賀スル事

天正十一年正月朔日、參河、遠江、駿河、甲斐、信濃、五州ノ諸士、濱松ノ城ニ入テ、神君及ビ秀忠公ニ拜謁シ奉リ、新正ヲ賀ス、

〔武江年表一〕天正十九年正月、關八州の諸家、歳首の御賀として、始て登城ありしと云、

〔家忠日記追加〕文祿元年正月一日、群臣江戸の城に登て、大神君に謁し、新正を祝す、

〔家忠日記追加〕慶長五年正月一日、列候以下大坂の城西の丸に登て、大神君に謁し、新正の賀儀を獻ず、秀賴大坂の城本丸に在り、例の如く朔旦より五日に至て、諸大名及び近習外樣の面々城に登り、秀賴に謁して、各歳首を祝す、

〔慶長日記〕慶長十四年二月四日丙辰、○中略此頃關東衆駿府へ祗候、被遂年頭禮、又九州衆も去年不參間駿府へ下、有移徙禮幷年頭禮、於駿府伊達政宗進物事、金子百枚、馬貳疋、脇指二腰、小夜物(唐織緞子)也拾、其外女房衆五人ニ金五枚宛被出、年頭、自女房衆萬事言上、男方ヨリ言上之事、大小共不成間、女房衆賄賂不可勝計、又男人三四人へ銀五拾枚宛、

〔駿府政事錄二〕慶長十七年正月朔日丙申、巳剋出御前殿、(御裝束白水干)御劍高力河内守持之、越前少將忠直名代、御孫子、越後少將忠輝名代、幕下御舍弟本多上野介披露之、今日出仕輩大澤少將、松平河内守、松平和泉守、松平主殿頭、松平玄蕃頭、本多縫殿助康俊、水野日向守、戸田土佐守、○中略各獻御太刀御馬、本多上野介、永井右近、西尾豐後守披露之、其外無官侍出仕之輩、不可勝計、　二日、巳剋出御、○中略今日出仕輩、西尾豐後守、遠藤但馬守、竹中丹後守重門、一柳監物、九鬼長門守、古田大膳大夫、稻葉右近大夫、谷出羽守、平野遠江守、長谷川縫殿助、日野入道唯心、水無瀨入道一齋、山名禪高、上杉黨、土岐黨、大島黨、高木黨、木曾黨、各御太刀御馬獻之、　三日、國々諸大名、爲年頭之賀儀金銀御服獻之云云、

〔元寬日記〕元和二年正月朔日、有年始之御禮、卯剋將軍家秀忠公、江城黑書院有出御、御太刀御刀近

臣等役之、○中略其後秀忠公白書院出御、御太刀御刀之役人右同斷、此時尾張國主參議從三位兼右近近衞權中將義直卿御禮、太刀目錄土井利勝披露、御座左ノ方ニ著座、駿遠國主參議從三位兼右近衞權中將賴直卿御禮、右同斷、御太刀森川出羽守重俊引之、常陸國守從四位下右近衞少將賴房卿御禮右同斷、何モ追次第著座、次ニ越前守護從三位中將忠直卿御禮、太刀目錄酒井忠世披露ス、次ニ加賀守護小松少將利常、(筑前守、後改肥前守、)播州姬路城主、(始備前岡山、因幡鳥取、又播州姬路、)從四位下利隆、(松平武藏守、池田三左衞門嫡子、)太刀目錄持參御禮、何モ著座御禮、御盃井上主計、御引渡水野監物、御捨土器森川出羽守勤之、著座面々ヘモ引渡出之、御給仕ノ役トシテ、義直卿ヘハ阿部備中守正次、賴宣卿ヘハ水野隼人正忠清、賴房卿ヘハ青山伯耆守忠俊、忠直卿ヘハ內藤若狹守重俊、前田利常ヘハ松平越中守定綱、池田利隆ヘハ新庄越前守直定等勤、御酌ハ井上主計頭、御加ハ水野監物、御前被召上有御加、其御盃載三峯、自上壇二疊目御酌扣有之時、尾張殿有出座頂戴、加ヘ有之、其盃御次間江被持退、于時酒井忠世取之、載三峯御酌ヘ渡ス、御前被召上時、義直卿有中座御禮、復座之時、吳服臺出之、掛三疊目、南北方ヘ長ク置、高力左近大夫忠房、山口但馬守重邦持出之、尾張殿出座頂戴之テ、其後御前御盃駿河殿頂戴、御作法右同斷、吳服臺松平出雲守乘高、松平石見守康安持出之、駿河殿出座頂戴、其後御前御盃載三峯、水戶殿頂戴、御作法右同、吳服臺水野備後守介長、松平豐前守勝茂持出之、賴房卿出座頂戴、其後御盃載三峯、三疊目ニ御酌扣有之時、數土器出之、御盃越前中將忠直卿、加無之、其盃持退時、明キ三峯引之、阿部備中守役之、吳服臺高木主水正正成、皆川山城守廣照持出之、掛四疊目置之、忠直卿有中座頂戴、御前御盃載三峯、御銚子三疊目ニ扣有之時、前田利常有出座頂戴、吳服臺出之、松平大隅守重利、植村帶刀康勝持出之、自右所少下テ置之、利常在出座頂戴、御作法右同、御前御盃載三峯、御銚子三疊目ニ扣有之時、池田利隆有出座頂戴、加無之、其盃持退、明三峯引之、森河出羽守役之、吳服臺出之、置所右同、堀市正利重、牧野內匠頭信成持出之、利隆有出座、順盃入御銚子、水野監

物御雜煮、井上主計頭吸物、著座面々エモ雜煮出之、御酌監物、御加主計頭、御前被召上、有御加、其御盃載、三峯、最前席ニテ尾張殿頂戴、加有之、御次ノ間江被持退時、忠世取之御酌渡之、御前被召上、駿河殿江被遣之、有頂戴、被退時、忠世取之、御酌ヘ渡之、御前被召上、水戸殿被下之、有頂戴、被退時ニ、明キ三峯引之、森川出羽守役之、其盃載手、越前忠直卿、前田利常、池田利隆順盃入、御銚子、三獻御盃、主計頭御吸物、監物、御雜煮引之、著座之面々江モ吸物出、御替雜煮、御酌主計頭、御加森川出羽守、御前被召上、御加有之、御盃載、三峯、右ノ席ニテ尾張殿頂戴、御前被召上、駿河殿被遣之頂戴、御前被召上、水戸殿被遣之頂戴、復座之時、明三峯引之、監物役之、其盃載手、忠直卿、利常、利隆順盃入、御銚子、御吸物引之、何モ退出、其後御譜代大名近臣侍從ノ輩、太刀目錄持參、敷居ノ内ニ置之、御禮ノ時、御前被召上、御盃戴、御銚子自上六疊目、御酌扣有之時、松平伊與守忠昌出座、御盃頂戴、次ニ松平出羽守直政、松平甲斐守忠良、松平隱岐守定勝、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、安藤對馬守重信、永井信濃守尚政、青山大藏大輔幸成以下大勢、太刀目錄持參、面々一人宛御禮、御盃幷吳服頂戴、或ハ臺或ハ廣蓋出之、頂戴シテ退出ス、太刀目錄ハ、何モ近習衆引之、右畢テ大廣間江出御、上壇ニ著御、此時雅樂頭開間ノ襖障子、敷居際御次間ニ御譜代大名、諸番頭、近習、外樣諸大名、三千石以上之面々、法印法眼、太刀目錄前置之、其外布衣幷寄合、御書院番頭、諸役人、大番頭、扈從人組並居テ一同御禮、忠世披露畢テ御障子閉之、重テ御上壇ニ御著座、御引渡(御肴組付)主計頭、御酌監物御加御盃御前被召上、御加有之、御盃載、御銚子、中壇西ノ方自下二疊目ニ扣有之時、代御銚子酌、下壇二疊目ニ扣有之時、敷ノ土器出之、出羽守役之、松平和泉守家乘、(大給ノ家、御一族上座、)松平宮内少輔忠賴、(初メ左馬允、櫻井家也、)松平主殿頭忠利、(深溝家也)松平伊豆守信吉(初メ勘四郎、藤井之家也、)以下諸大夫面々賜御流、吳服廣蓋ニテ頂戴、自御勝手銚子出之、或二或三銚子、法印法眼御流吳服頂戴、畢入御銚子、主計頭、監物、出羽守、吳服頂戴(是御役ニ依勤ル)畢入御銚子、重テ五銚子出之、布衣諸役人御番衆御流頂戴、畢テ二銚子板緣下、衆名小八郎、次觀世大

夫、右御流戴之、入御銚子、亦入御之刻、大廊下久志本、幷諸國高家有由緖面々並居テ御禮、御白書院次間ニ、御小性組面々並居テ一同御禮、御緣後藤、本阿彌、狩野、御服所、其外御扶持人諸職人、其進物、面々前ニ置之御禮、阿部備中守披露之、御奏者役也白書院ノ溜、伏見勘四郎代々勘四郎ト云太刀目錄前ニ置之御禮、黑書院御勝手方ニ、諸番頭、組頭、同組中御前奉行、御右筆並居一同ニ御禮、入御、廣間御禮過テ已後、白書院御緣頰ニ於テ、主計頭、監物、出羽守、當時此三人高家衆勤ル何モ廣蓋ニテ呉服頂戴、入御已後、大廣間三ノ間ニテ、在國ノ面々以名代之使者、太刀目錄獻上、阿部備中守、青山伯耆守、內藤若狹守、水野隼人正、松平越中守、新庄越前守、高力左近大夫、山口但馬守、奏者番請取之納之、老中列座也、於是元日御禮儀式事終、同晩景秀忠公、酒井忠世、土井利勝ヲ召テ、唯今迄於駿府江戶、正月元日二日御禮

井三日御禮、○中略五日六日寺社御禮、往々雖有其儀式、次第混亂シテ放埒也、仍而自去年被遂御吟味、御禮之儀式新被定之、自今以後、御子孫於御代々可致定式之旨被仰出、　同二日、秀忠公大廣間

江出御、御太刀御刀近臣役之、松平左衞門督忠繼、松平宮內少輔忠雄、嶋津兵庫頭義弘、淺野但馬守長晟、毛利長門守秀就、細川越中守忠興、後號三齋森右近大夫忠廣、蜂須賀阿波守至鎭、立花左近將監宗茂、後號立齋宗對馬守義成、鍋嶋信濃守勝茂、右一人宛太刀目錄持參、下壇敷居際二疊目ニ而御禮、直ニ御左右ニ著座、太刀目錄奏者番引之、御引渡三組之盃井上主計頭、御捨土器水野監物、御前被召上、御加有之、著座之面々江モ引渡足打ニ而出之、御盃戴御銚子ニ、中壇四疊目ニ扣有之時、池田忠繼有出座頂戴、歸座之時、呉服臺出之、自上五疊目ニ東西江長ク置之、忠繼頂戴、次ニ池田忠雄御盃幷呉服頂戴、御作法右同斷、嶋津義弘御盃頂戴之間、數之土器出之、森川出羽守役之、呉服、侍從ハ自少將少シ下テ置之、右順々頂戴シ畢テ入御銚子、御引渡シ引込之、數土器其儘置之、出御銚子、御酌監物、御加主計頭、最前ゟ御前ニ有之、數土器被召上、御盃戴御銚子、御酌扣有之時、佐竹右京大夫義宣、伊達遠江守秀宗、黑田筑前守長政、京極若狹守忠高、右一人宛太刀目錄持參、下壇敷居之內ニ置之、其身

板縁ニ而御禮、則御盃頂戴有之時、呉服廣蓋ニ而拜領、畢而入御銚子、各退去、次ニ喜連川左衛門督（足利左馬頭基氏末葉）御禮、太刀目錄忠世持參、中壇ニ置之披露、中央ニ而御禮、呉服臺ニ而於御次間拜領、右過而襖障子開之、敷居際ニ出御、諸大夫之面々太刀目錄置前、一同御禮、重而御著座、御引渡（土器加組付）御銚子出之、御前被召上、御加有之、御盃載銚子、中壇西之方ニ而御酌代、御酌下壇之一疊目ニ有之時、諸大夫之面々一人宛出座、御流幷呉服頂戴、此時御勝手ゟ御銚子土器出之、二銚子御流被下、畢而入御銚子、次ニ畠山下總守、前田大和守豐孝、廣蓋ニテ呉服拜領、畢テ入御銚子、重而出之、御銚子御流被下、自大廣間入御之刻、大廊下無官醫師連歌師、進物置前御禮、白書院ニ御著座（私曰、當時此所ニ而御三家之御公達御禮有、御盃呉服頂戴）之間、御襖障子開之、御次之間ニ御代官（檜代前置）御前通ニ鈴木遠江、奈良大和、落縁ニ者諸職人並居而御禮、奏者番披露、入御以後、大廣間三ノ間ニ而在國在所大小名之名代之使者、太刀目錄、奏者番請取納之、老中列座、大廣間江自出御以前、著烏帽子出テ座ス、落縁ニ者舞々、猿樂伺候ス、右參勤在國不定故ニ、御禮之儀式出座之次第、年々少シ宛相違、是ハ大概此式可爲例年之式旨被仰出、　同三日、秀忠公辰剋白書院出御、御上壇ニ御著座、御刀近臣役之、國持大名息、無官之面面各一人宛、太刀目錄持參御禮、太刀目錄番頭引之、畢テ御廊下陷迄出御、無官大名、太刀目錄前ニ置御禮、忠世披露ス、右之後座ニ、諸大名證人幷井伊兵部少輔直好、松平式部大輔忠次、奧平美作守忠昌等ガ家老御禮、奏者番披露、　同六日、〇中略自元日六日迄御禮之儀式如右、是御當家御禮之格式被定者也、

〔東武實錄〕寛永五年正月七日、加賀中納言利常、新正ノ賀儀トシテ、太刀一腰、馬代黄金三十兩ヲ獻ズルニ依テ、御内書ヲ利常ニ玉ル、是日豐前少將忠利（細川越中守）年始ノ賀儀トシテ、太刀馬代黄金十兩ヲ獻ズ、是ニ依テ奉書ヲ忠利ニ玉ル、　二月三日、松ノ丸（太閤秀吉ノ室）ヨリ年始ノ祝儀トシテ、呉服二ヲ獻ズ、是ニ依テ御内書ヲ玉ル、

〔元寛日記〕寛永十九年正月朔日、諸御禮如例年、竹千代君二之御丸被成御座、依之諸大名幷旗本之健士、其外御本丸出仕之輩、悉二之御丸へ參上御目見故、例年ヨリ御城中賑ヒ群集、

〔寛永小説〕家光公、〇中略正月無官之衆御禮之節、事畢て入御被遊、老中へ御尋被成候ハ、無官之内に織田右近山城守事在之かと御覽被成候、彌其通に候哉、左候はゞ留置候樣にと上意に付、致僉議留置候處、信長より筋目之者、一同の御禮可被爲請分ヶにて無之候間、又御請直し可被遊とて、わざと出御、右近計の御禮御請被成候由、

〔寛明日記〕慶安三歲正月元日、御譜代大名松平越後守、松平相摸守、松平淡路守、藤堂大學頭、松平右京大夫、松平播磨守、松平刑部大輔、此外御旗本大名悉登城、然ドモ公方樣〇德川家光少シ依御腹中氣無御目見、大納言樣〇德川家綱御表へ被爲成、今日太刀不納、　二日、國持大名出仕ス、御太刀ハ不納、　三日、無官ノ證人出仕、無御目見、大納言樣御表へ被爲成、御禮相濟、　廿八日、御譜代大名衆年頭ノ御禮相濟、國持衆ハ如例年一人宛、其外ハ總一同ニ御禮、御盃ハ何も頂戴無之、　廿九日、國持大名年頭ノ御禮、儀式如昨日、　二月四日、大納言樣へ國持大名於二ノ丸御禮申上、年頭ノ儀式如例年、何モ太刀馬代ニテ御禮、　九日、無官ノ面々幷證人之輩、今日年頭ノ御禮可有之由ニテ、悉ク出仕スル處ニ、御禮相延退出ス、

〔續太平年表十四〕文久四年正月朔日、年頭之御禮、水戶殿御太刀目錄を以被申上之、紀伊殿德川元千代殿より、名代之使者を以、御太刀目錄被獻之、加賀中納言名代之使者を以、御太刀目錄獻上之、其外萬石以上以下、法印法眼之醫師、布衣幷若年寄支配之寄合、御太刀目錄獻上之、御禮申上、於席席謁老中、在國在邑病氣幼少之面々より、名代之使者を以、御太刀目錄獻上之、於御玄關御奏者番家來請取之、　同五日、備前守殿御渡御書付、明後七日當日之御禮、幷隱居之面々、年頭之御禮、老中謁候事、但四時揃ニ候事、隱居之面々、在邑幷病氣之者、年頭御太刀馬代獻上之義者、田安假御殿御

玄關へ以使者可被差出候、尤御間狹之儀にも有之候間、官位家格等ニ不拘、來掛リ次第、御奏者番家來へ相渡候樣可致候事、和宮樣、天障院樣江獻上物之儀も、檜之間替席において、御留守居調候筈ニ候事、右之趣可被相觸候事、　同六日、御覺書、年始御太刀馬代、差合等に而後れ獻上之面々、田安殿假御殿御玄關江使者を以差出、御奏者番家來江相渡候之樣可被申渡候、尤差出候日限之義者、御奏者番へ可被承合候、右之趣、萬石以上之面々江可被相達候事、右之通、大目付御目付へ相達候間、可被得其意候事、

〔瀨田問答〕一來午年〇天明六年元日日蝕なりと承る、公にて御禮有之候哉、いかゞ、

答、來午正月元日日蝕皆既、午の一刻西の方よりかけ初め、午の六刻甚しく、未の二刻南の方に終る、如斯に候得者、御禮明ケ七ツ時より始り、蝕以前退散の事と被存候、

正月元日日蝕の例　元祿五壬申年　未申の時蝕七分半　同十四辛卯年　卯辰の時蝕八分半　享保四己亥年　酉の時蝕二分　明和四丁亥年　未の八刻より申の刻迄

如斯に候、右の內元祿十四年の蝕、御禮刻限に候、其節も蝕終りて辰の中刻より御表江出御、右の外は皆御禮之刻限の外也、右の趣を以相考候得者、蝕の內は迚も出御は無之、來春も蝕以前御禮相濟候樣、未明より御禮始り候事と被存候、

〔要筐辨志一年中行事〕正月元日　但元旦朝蝕之時者刻限早ク出仕、天明六丙午年蝕之時、曉七ツ時前出仕、六ツ時退出、

〔類例略要集〕日蝕ニ付、御禮出御有之御刻限

天明六午年正月元日辰刻皆既ニ付、御禮御引上六ツ時、

文政十三寅年正月元日三分巳辰二刻より巳二刻迄御禮午后刻

但享保の例を以、去年中曆師共より內伺有之、曆江不載之、諸向都而知者無之、

〔柳營年中行事一〕正月四日

一年始三ヶ日御規式、幷御諸初相濟而、爲御祝儀御三家方、且御嫡子よりも、使者被差出之、於躑躅之間、月番老中謁之、

〔要筐辨志一年中行事〕正月十三日

一年始御規式向相濟候爲御祝儀、諸家方より、御城或者月番御老中宅抔へ、以使者申上候事、

〔玉露叢三十九〕延寶三年分ノ參勤御暇ノ扣上

一同（○正月十三日）ニ尾張殿ヨリ年始ノ諸御禮、首尾ヨク相濟ニ付テ、使者安東甚左衛門ヲ指上ラル、

一同廿九日ニ、右ノ使者安東甚左衛門御暇ニ付テ、時服ニ羽織ヲ玉フ、

〔東山殿年中行事正月〕八日、將軍家（御裝束同上、○元日ノ裝束ニ同ジ、）出御于對面所、（○中略）當番申次出于先座、（○中略）法中ト披露シテ而後、北野松梅院、妙藏院、密乘院、寶成院、常際院、常光院、清水寺之慈心院、一人宛拜台顏、至是殿上人亦出于先席、護持僧達ト言上シテ、入于閫內開御障子退刻、（○中略）住心院若王子一人宛御禮、各暫著座有御加持、退去、（中略）（住心院若王子者無御迯、今日出仕ノ法中衆、皆殿上人披露ノ事モアリ、殿上人不參ノ時ハ、申次勤之、殿上人勤役ノ節ハ、御供衆申次ハ西御緣側ニ伺公云々、）八幡善法寺、同社務因幡堂執行等、獻御香水、不出御前、後於奥方女中披露之、則有御頂戴云々、　正月十一日、將軍家（御裝束同前、）出御于御對面所、（○中略）次造宮司進上之卷數申次持出於先席披露之刻、御前へ持參、御頂戴之後持退時、造宮司奉賀之、次蔭凉軒出于先所、長老達ト言上シテ、入于閫內開西御障子砌、御相伴之長老達一同出席御目見、退去之節御緣迄御送、　正月十三日、將軍家（御裝束同前、）出御于御對面所、御供衆申次御目見如常、當番申次出于閫際、賀茂讙ト披露シテ退砌、社人一人宛御禮、過而又法中ト披露シテ後、岩倉衆、眞乘院、本初院、順々奉賀之、至是申次出于前所、日吉ト言上シテ入于閫內開西御障子、御緣ニ蹲踞スル時、出于庭上拜台顏、　正月十六日、將軍家（御裝束同上、）出御于御對面所、御供衆申次御目見如常、當番申次出于閫際、律家法中ト一同ニ披露而後、

（速成就院、法勝寺、元應寺、妙行寺、善福寺、神護寺、泉涌寺、智恩寺、）一人宛出座奉賀之、畢而申次出于先席、定泉正實ト披露而退時、御太刀（糸巻）定泉持參置于閾內、外ニ居而拜賀之、正實御禮獻物作法同前、申次又出于先所、事畢之由言上之、則入御于常御所、（自然淨土宗智恩院ナド參上ノ事アリ、別ニハ無披露、又別ニ法中ト披露スル事モアリ、速成就院事、東山太子堂別當也、定泉坊正實坊事、御倉法師ナリ、不及披露儀ト云ドモ、年始又ハ御太刀獻之時ハ披露アリト云々、）

正月十七日、將軍家（御裝束同先）出御于御對面所、御供衆申次御禮如例、當番申次出于閾際、善法寺ト披露シテ、入于閾內、開西御障子、出于御緣、可有出座之旨達之而後、御太刀（金覆輪）持參入于閾內奉賀之、退去之後、申次出于御緣閾際、事畢之由言上之、則入御于常御所、（善法寺事、東衆ノ雖爲列、限今日テ、加西衆、出座ナリ、御太刀獻上モ近例云々、○中略）今朝從善法寺、獻鮮鯛二十、於奥方披露之、

正月十九日、早朝從八幡善法寺、以雜掌獻幣帛（幣串三尺餘）伊勢名字於庭上請之、雜掌退于塀重門外砌、將軍家（御裝束同上）出御于御表、御立于庭中筵上、至是伊勢守獻御幣、則被取之、向南被遊三拜、而後、御幣賜于先役人、時、塀重門之外ニ持出、渡于彼雜掌、既而著御于御對面所、獻三土器、（載四方、）御盃不殘被召上、御銚子入退四方、於是申次出于閾際、日吉樹下ト披露シテ退刻、樹下御禮、退去之後、申次出于先座、事畢之由言上之、則入御于常御所、

正月廿日、將軍家（御裝束同右）出御于御對面所、御供衆申次御禮如例、當番申次出于閾際、山徒樂人ト披露シテ後、山門衆徒御太刀（糸巻）一振持參置于閾內、外居ニテ御禮、次行者一人宛出座拜賀之、次使節（月輪院、上林坊、護正院、杉生坊、乘蓮坊、最勝坊、福泉坊、圓明坊、）一人宛奉賀之、次伶人（豐筑後守、山井安藝守、同佐渡守、異本曰、一山徒使節ノ事、杉生坊、圓明、竹泉、護院、上林院、西林院、月輪院、金輪院、南岸、養乘連、山徒ノ内使節是也、山門ノ儀ニツキテ、御使ナド被仰付儀也、一樂人ノ事、豐筑後、山井安藝、同筑前、凡此等也、豐筑後ハ、公方樣ノ笙ノ御師範ニテ候、）一列出テ拜台顏、然後申次出于先所、四條上人ト披露之、退時、出座御禮、畢而右三人之行者一同ニ出席、有御加持云々、（山徒トハ總名也、衆徒トハ行者ノ事也、仍山徒、樂人ト一同ニ披露ス、行者御加持ノ事、應仁亂以後ノ事也、御加持ノ儀、御對面以前ニ、申次以女中可言上トノ義也、或曰、四條上人ヘ衆徒ヨリ前ニ出座ノ事モアリ、亦樂人ノ前ニ出席ノ時モ有ト云々、其節ハ山徒樂人ト一同ニ披露者如何ナリ、亦衆徒不參ノ時ハ、山徒樂人ト披露ハ不宜、以內々可言上トノ御沙汰アリ、四條上人ノ義、去十二日ニ參賀ノ事モアリ、異本ニ、蓮養坊、金輪院、南岸坊、西林坊使節ノ列ニアリ、）

正月廿三日、將軍家（御裝束同前）出御于御對面所、御供衆申次御禮如常、當番申次出于閾際、七條ノ聖ト披露而後、上人

出座奉賀之、畢而入御于常御所、

〔長祿年中御對面記〕正月八日　一護持僧、法中、秦清評定衆、御對面之次第、〇中略其後東より參法中、其次護持僧以下、是ハ西之衆也、御加持在之、西之衆をば殿上人被申次也、〇中略一因幡堂執行、一重被下之、　一評定衆并小野實成院、御太刀被下之、　十日　一法中參賀　十一日　一長老達法中少々、造宮司、眞木嶋も參也、御對面之次第は、一番に眞木嶋、其次造宮司と申入て、御祓申次持參申、御頂戴有て、則造宮司懸御目、其後法中也、先々は南都衆數多在之、大乘院、一乘院、長老達は、蔭凉軒被申次なり、猶一番也、　一造宮司、一重被下之、　十三日　一賀茂輩、眞性院〔岩倉〕同本初院參賀、日吉も參也、　一御對面次第は、賀茂輩、其次岩倉衆、其後日吉と申入て、於庭上懸御目、〇中略一岩倉衆、賀茂御師、日吉、各一重宛被下之、　十六日　一律家法中少々參賀、御太刀〔紙〕二定白水正實進上之、下鴨輩も今日參賀と存候、　十七日　一善法寺參賀、年始は西より參也、三重又は二重拜領也、十九日　一日吉樹下參賀、一重被下之、　廿日　一山徒樂人出仕、御太刀〔紙〕山門執當進上之、御對面次第は、一番ニ執當、其次御加持衆、其次使節以下、其後樂人也、〔執當一重被下之、次使節并樂人御太刀被下、〕　廿三日　一春日御師參賀、廿二日にも參也、一重被下之、〇中略二月朔日〇中略一臨時に御禮申上輩有之時は、さだまれる御對面已後申入候也、〇中略一年始に御練貫以下各拜領之事は、一亂已前之由、

〔年中恒例記〕應仁亂以前、正月各御ねりぬき拜領之事、伊勢同苗役之、〇中略八日　一聖護院殿へ〔五重、此外在之、〕三寶院殿へ〔五重、〕實相院殿へ〔五重、〕引合、因幡堂執行〔一重、〕　十一日　一造宮司〔一重、〕　十三日　一岩倉衆〔一重、〕賀茂御師〔一重、〕日吉〔一重、〕　十七日〇中略一善法寺〔三重、又ハ二重、〕　十九日　一日吉樹下〔一重〕　廿日　一山門執當〔一重〕使節、樂人御太刀〔金〕被下之、　廿三日　一春日御師〔一重、但廿二日にも參也、〇中略〕

年中御對面〔并〕雜事少々

正月一日〇中略　一唐納豆二箱、大福田寺日不定、　一御こきのこ臺にすわる也、光雲寺進上之日失念也、　四日〇中略　一御守、御餅、御守、祇園執行進上也、　八日　一護持僧、〇中略　因幡堂執行小野寶成院已下法中少々參賀、〇中略　一久喜　神護寺進上之　一梅漬一桶　三寶院殿より參〇中略　一護持僧事〇中略　毘沙門堂、隨心院、尊勝院、上乘院、號岡略　理性院　十日〇中略　一青海苔一折、蒟蒻一折、扣牛蒡一折、若王子進上之、　十一日　一御對面次第は、一番眞木嶋、次造宮司、次法中、是は盛富說也、　一長老達法中參賀、伊勢祭主、造宮司、眞木嶋出仕、　一御對面次第ハ、一番に長老達、是は蔭凉軒申被次候て、西より一列被參候也、次東より伊勢祭主と申入て、御祓を御頂戴有て、祭主懸御目、次眞木嶋掛御目、法中被懸御目也、〇中略　一五山之長老は必おくり御申也、紫衣にて候はねども、長老にて候へば、必おくり御申也、又會下の長老、念佛之長老などは、紫衣にて候得共、おくり御申無之、〇中略　一先々は、大乘院、一乘院以下、南都衆數多在之、是は盛富說也、因幡守說同之、十二日　一御室靑蓮院御參、法中少々〇中略　出仕、〇中略　一久喜　法金剛院より進上之

〔驢驢嘶餘〕一寺家年頭ニ武家御所ヘ參ル時ハ、裏衣ニ白綾平絹ヲ裏付タルヲ重ネコシ、生絹ノ大口ヲ著テ、五條ノ袈裟ヲカク、塗輿ツカヒ小者伴ニ中方裏衣ロクロ袴ノ衆多シ、其アト若黨中間アリ、御太刀進上、奏者大館左衞門大夫、被物一重賜也、同比丘尼御所ヘ被參也、　一被物一重トハ、綾小袖、或練貫一重ノ事ゾ、祿物金銀等也、末法橋凡僧ハ、ウス袈裟トテ、平絹ノ裏ノナキ袈裟ナリ、〇中略

〔幕朝年中行事歌合上〕六番　左　寺社參賀

春をえる聲はかはらじ神のます鳥ゐのからす法の山鳩〇中略

寺社の參賀は正月六日也、兩御所御風折烏帽子御直垂御所ハ薄色、西御所ハ赤色、各ひたゝれ狩衣大紋を著す、白木書院にして增上寺大僧正をはじめ、獨禮の寺院、山王の宮司など出て、ことほぎをのぶ、後大廣間に渡御ありて、諸國の寺社山伏等の拜賀を受らる、

〔甲子夜話五十七〕正月六日衆僧御禮、寺社ノ年頭御禮ハ、例年正月六日大廣間ニテアリ、出禮ノ僧ニ聞クニ、獨禮格ノ寺社ハ、一人ヅヽ、著坐ナレバ、勿論次第アリテ混ゼザレド、總禮ノ者ハ、各獻上モノ有リ、扇箱等ヲ自ラ持出ルトゾ、一同著坐シテ禮伏ノコトユヱ、淨土、眞言、諸禪、法華、門徒、其餘宗社人山伏マデ、先ニ進タル者前坐シテ、僧祝數百混雜ナリトゾ、ソノ中西ノ久保光明寺法華宗ハ例年梅ノ鉢植ヲ獻上スレバ、此物上覽ノタメ御下段御襖ノ外、二ノ間御舖居際ニ置ク、其右ニ本庄華嚴寺淨土宗折枝ノ梅ヲ獻上シテ置ク、其左ニ谷中天龍院禪宗コレモ亦折枝ノ梅ヲ上ル、依テコノ三僧ハ例年獻上モノヽ爲ニ總禮ノ上坐ヲスルトゾ、又コノ日ノコトヽヨ、德廟ノ御時カ奏者番披露スルト、僧一人御杜ヨリ上リ、鴨居ニ釣下リテ、尊容ヲ望タリトゾ、諸人群囂ノ狀想フベシ、

〔柳營年中行事三〕二月朔日

御太刀銀馬代三東二卷杉原金襴日光御門跡、右被出席、於御上段年頭之御禮、御太刀目錄高家披露之則引之、御右之方ニ被著座、御對顏辱之旨老中言上之、上意有之、老中御取合被退去、此節御下段迄御送り、但御太刀目錄御上段下ゟ二疊目ニ置之、進物ハ御下段上より二疊目ニ置之、中奥御小性役之、右畢而從御帳臺御襖御側衆持出敷之、御刀掛出之、但毘沙門堂御門跡御禮在時ハ、杉原二束金襴壹卷指上之、

御太刀銀馬代、靑蓮院御門跡使者、御太刀銀馬代、隨心院宮使者、御太刀銀馬代御薰物壹箱妙法院御門跡使者、

右壹人宛罷出御目見、年頭之御禮、御太刀目錄高家披露之、則引之、

〔柳營秘鑑五〕享保年中行事之略　正月六日寺社御禮

一御白書院、公方樣御緋之御裝束出御、大納言樣御裝束出御先立、老中勤之、御太刀御劍、御上段御著座、三束二卷增上寺、大僧正、右出座御奏者番披露之、於御下段年頭之御禮申上、直ニ御右之方著座、進物ハ御下段下より二疊目に置之、進物番役之一束一卷小石川傳通院　上同新田大光院　右同飯沼弘經寺　右同西久保

天德寺　右同（淺草）誓願寺　右一人宛罷出、於御下段年頭之御禮、披露同然、進物ハ御下段下より一疊目に置之、（進物番役之）（一束一本）（増上寺御佛殿）別當不殘　上同（西久保）大養寺　右同（深川）本誓寺　右同（増上寺御佛殿）役者　右同（増上寺）一簡　右同（増上寺）役者　右罷出進物持參之、於御疊緣年頭之御禮、披露同然、進物ハ進物番引之、過而増上寺（江）上意有之、老中御挨拶退去、（二束二卷）金地院（三束二卷）護持院僧正（一束一本）（品川）東海寺　上同（池上）本門寺　右一人宛罷出、於御下段年頭之御禮、披露同然、但進物ハ御下段下より二疊目ニ置之、（進物番役之）（三束二卷）護國寺（一束一本）（淺草）大護院（一束一本）（湯島）靈雲寺

右一人宛罷出、於御疊緣年頭之御禮、披露同然、進物ハ御敷居之外、一疊目ニ置之、（進物番役之）

一大廣間、兩上樣渡御、御先立（老中役之）御上段御著座、獨禮之寺社山伏、右最前より御下段上より二疊目に進物置之列座、社人山伏等後座板緣に群居、一同に年頭之御禮、御奏者番披露之、畢而御帳臺（江）入御被爲成、老中最前より御下段左右に伺公、寺社奉行退散、布衣之輩進物等引之、相濟て御帳臺より出御、御次之御襖障子老中披之、御敷居際出御、御次之間寺社山伏、右四疊目より進物前に置之、三之間幷御車寄南之方板緣迄群居、一同奉拜之台顏、年頭之御禮、御奏者番披露之、畢而入御御先立、

一入御之節、御白書院御次御疊緣、八王子千人頭（鞁打）伊勢（上同）因幡（長熨斗蚫）（伊勢御師）春木大夫（上同）山本大夫（一束一本）（上州德川）滿德寺（金壹兩）（上州德川百姓）庄田隼人　右進物前に置之、一同に御禮、御奏者番披露之、

一十五日、〇中略今日山王別當、同樹下民部、根津別當、同神主、神田明神之神主、氷川別當、其外駿河寶臺院、遠州可睡齋、參州觀音寺、足利學校、高野山、在府之院家等、年頭之御禮、且又遠國之寺社御次一同に年頭之御禮有之、〇中略

二月

一朔日〇中略山門總代、日光山總代、兼越後國要藏寺凌雲院大僧正　淺草傳法院僧正　武州仙波喜多院權僧正　信解院權僧正　上州世良田長樂寺權僧正　目黑瀧泉寺惠應院　目黑覺王院　四ツ谷自證院　兼水戶御宮別當吉祥院覺樹院　右一人宛罷出、年頭之御禮、御奏者番披露之、

但山門總代、日光總代、幷僧正之進物ハ、御敷居之內二疊目置之、中奥御小性役之、其餘ハ御敷居之外二疊目置之、進物番役之、山門日光總代ハ三束一卷、僧正ハ一束一卷、其外一束一卷也、

上野御宮別當　同所御佛殿別當　久能山德音院　鳳來寺松高院　千駄木保福寺　瀧山御宮御別當谷中靑龍院　感應寺　右進物持參之、六七人宛罷出、年頭之御禮、御奏者番披露之、進物ハ進物番引之、過而御間之御襖障子老中披之、敷居際に立御、此節御次之間、東叡山總中、遠國之寺院、紅葉山別當、日光山東叡山社家共、日光御門主家老　日光御目代山口圖書　東叡山目代田村權右衛門、樂人共、右之輩進物前に置之列座、一同に平伏、年頭之御禮、御奏者番披露之、右相濟而入御、御先立

〔日次紀事十二十二月〕此月、神人僧徒、其外勤公用之輩、或連歌師、〇中略各爲賀年始趣東武、

〔官中秘策十六年中行事〕一正月六日寺社御禮〇中略

一當日寺社御禮之由來者、神君御父廣忠公、天文十八年己酉六日逝去し給ふ、時に御年二十四歲にて、大樹寺に奉葬、瑞雲院殿應政道幹大居士と奉稱、而六日は御忌日たるによりて、諸出家年始を賀する日と定め玉ふとぞ、

〔德川禁令考四十二僧侶神徒〕慶安五辰年正月七日

寺社之輩參來之定

定

一年頭幷御祝儀等之節、關東中此書立十ヶ國、武州、相州、豆州、上州、野州、上總、下總、常州、房州、甲州寺社之輩、自前々雖令參來、寺社領貳拾石以下ハ、自今以後不及參府、縱雖爲貳拾石已上、自此跡不

參來輩ハ、不可有參來事、

一寺社領貳拾石以下、又者領知雖無之、由緒有之而、雖爲例年參府致來輩、向後ハ寺社奉行江相窺之、可受其指圖、縱唯今迄每年雖令參來、由緒無之寺社之輩ハ、二年三年一度宛可爲參來事、

一從遠國右十ケ國外爲遠國也年頭幷御祝儀之節、寺社之輩、雖令參來、寺社領五拾石以下ハ、自今以後不及參府、縱雖爲五拾石以上、自此跡不參來輩ハ可爲無用、但子細於有之ハ、寺社奉行江伺申之可爲參府事、寺社領五十石以下、又領知無之、由緒有之而、雖爲例年參府致來輩、向後ハ寺社奉行江相伺之、可受其指圖、縱唯今迄每年雖令參來、由緒無之寺社之輩ハ、或二年或三年一度可爲參來事、

慶安五年正月七日　豐後守○以下連署姓名略

〔教令類纂初集九十二〕元祿十六癸未年十一月

覺

一御年禮ニ罷出候遠國之寺社山伏、每年致出府候而ハ、人により可及難儀候間、向後ハ只今迄每年罷出候分ハ隔年、隔年に罷出候ものハ、二三年に一度ツヽ出府可然との旨、御老中被仰聞候に付、右之通、來年始より相心得候樣に、向寄次第可相通旨、觸頭共江申聞候、准右參府之年數可相延之旨、御料之面々江被觸知候樣に、御代官衆江御通じ可被下候、以上、

如斯寺社奉行衆より書付被相渡候付寫遣候、御代官所之寺社山伏江可被申通候、右文言之內聞合度儀候ハヽ、寺方ハ觸頭、社人ハ其支配支配江聞合候樣ニ可被申渡候、以上、

未十一月

總御代官中江觸之

〔大成令四十二〕享保十六亥年十一月

諸國寺社山伏、來子年より御年禮に罷出候定、

一當亥春迄每年罷出候分、向後三年目可罷出候、
一隔年ニ罷出候分、向後四年目、
一三年目ニ罷出候分、向後五年目、
一四年五年六年目ニ罷出候分、向後七年目、
一七年目より相延候分ハ、當春迄通、　但當春迄年々罷出候年より之積を以、向後御定之通可罷出候、
一江戸より貳拾里四方、只今迄之通可罷出候、且又寺院總代幷代僧神主社家等、名代を以御札等差上來候分ハ、只今迄之通可相心得候、
右之通、御料ハ御代官、私領ハ領主幷地頭より可申付候、承合候儀有之候ハヽ、寺社奉行へ可被談候、以上、

十一月

右之趣可被相觸候

〔空華日工集〕永德二年正月十六日、〇中略余與僧錄大淸參下府、〇足利義滿府君出接、略賀而退、人事銀劒一腰、杉紙十力、〇中略就于管領宅賀歲、人事青磁爐瓶一雙十力、時令弟將作在焉、次過赤松宅、他之不面、　十七日、大御所、次大方殿、次無等局賀歲、
〔梵舜日記〕慶長八年正月十六日癸酉、伏見〇德川家康へ諸家御禮、二位卿爲名代權少輔太刀折紙、予杉原十帖、扇二本令持參也、
〔駿府政事錄〕慶長十八年正月二日、〇中略醫者衆、法印法眼、御太刀持參、　六日、奧之御書院、金地院崇傳御目見、增上寺觀智國師、使僧廓山上人、其外天台、眞言、淨土、法華御禮、伊勢內宮外宮、三社人等御禮、諸社人等御禮、

〔元寛日記〕元和二年正月朔日、晩景秀忠公、酒井忠世、土井利勝ヲ召テ、唯今迄駿府江戸正月〇中略五日六日寺社御禮、往々雖有其法式、次第混亂シテ放埒也、仍テ自去年被遂御吟味、御禮之儀式新被定之、自今以後、御子孫於御代々可致定式之旨被仰出、　同五日、秀忠公被召御長袴、白書院御著座、叡山諸院或ハ權僧正ノ面々、淺草寺知樂院　山王現今之社家、日吉大膳、別當最教院等獨禮、其外諸院幷今小路民部卿中里等ハ總禮、　同六日、秀忠公御裝束、白書院御上段ニ御著座、增上寺御禮、御右ノ方下段ニ著座、次ニ傳通院、大光院兩人一人宛御禮、誓願寺、本誓寺、大養寺、幷增上寺ノ役者二人、右進物持參一同ニ御禮、其後大廣間ヱ出御、上段ニ御著座、獨禮ノ諸出家退出、于時下壇之御障子開之、下壇ニ御立座、諸出家諸神主一同御禮、入御之時、御白書院御次之間、上野新田庄德川萬德寺、比丘尼寺幷其所古來之地下人知行作取自家康公被仰付タル輩、御緣頰ニ蹲踞シテ御禮、又伊勢某千人頭、右進物前ニ置一同ニ御禮、右同座之御納戸構杉戸ノ際ニテ御禮スル有輩、然ドモ其人不定、其後入御、自元日六日迄御禮之儀式如右、是御當家御禮ノ格式被定所也、　七日、〇中略其外京都五山、鎌倉五山、幷總錄司等御禮、或名代御目見ノ次第坐位等事、昔足利義滿將軍之時、所被定置以定式ト被仰定、

〔寛明日記〕寛永八歲正月六日、御膳過出御、巳上刻御長袴御廣間、當年御小廣間御禮無之、增上寺依無住持也、傳通院、蓮馨寺、大念寺、新知恩寺、弘經寺、大善寺、淨國寺、結城弘經寺、是ヨリ二箇寺宛、天台、眞言、禪宗、日蓮宗、時宗、山伏、社家、外宮長官、御祓上段、則御床ニ置、內宮長官同上、山田三方進物下段、何も諸大夫役之、內宮總中、山崎八幡、巳下略之、　二月朔日、南光坊大僧正御禮進物、酒井下總守、本多美作守役之、〇中略山門總中幷天台ノ出家數十人、付信州ノ八幡神主何モ御禮、披露酒井阿波守、進物御書院番衆役之、

〔東武實錄〕寛永九年正月六日、例年今日寺社ノ輩御禮タリト云ドモ、御不豫〇西城ナル德川秀忠ナリニ依テ

出仕ナシ、　同二十二日、御小廣間ニ於テ、大僧正天海毘沙門堂御禮、各三束一卷ヲ獻ズ、榊原大內記照久御禮、太刀目錄、大僧正伴僧十餘輩獻物ヲ捧ゲ、御緣ニ於テ一同ニ御禮、〇中略伊勢內宮外宮兩長官御祓熨斗ヲ獻ズ、御祓ハ御上段ニ是ヲ置ク、山田三方內宮總中御祓ヲ獻ズ、右同所ニ是ヲ置ク、山崎八幡總中御札菖蒲革五枚ヲ捧テ御禮、御札ハ右同所ニ是ヲ置ク、是日江戶町人御禮、

〔寬明日記〕正保二歲正月六日、諸出家社人山伏等有御目見、獨禮ノ衆御目見畢テ、公方樣出御ノ砌、諸出家社人等悉ク奉拜トテ立騷ギ、不作法タルノ間、當年ハ作法正シキ樣ニ、兼テ可申渡ノ旨依上意、兼日ヨリ廻狀ヲ以、寺社奉行衆ヨリ本寺本社ヘ相觸ル、今日又安藤右京亮、松平出羽守幷ニ御目付ノ衆立替リツヽ、出御ノ前ニ相斷ル、然處ニ今日モ又出御ノ砌後ロナル出家立騷デ、寺社奉行ノ下知ヲ不用、御目付ノ衆トモニ立騷テ下知スレドモ不聞入、入御ノ后漸ク靜ル、御機嫌如何ト案ズル處ニ、別ニ仰出サレモナシ、

〔萬天日錄〕寬文改之　年中行事上附天和二年之追加

年頭叙禮　正月三日御禮略〇中略

一正月六日、增上寺方丈御禮也、御白書院上段著御、酒井河內守披露也、三束二卷進上、進物番衆捧出之、但著大紋、置所圍之內三疊目也、方丈ハ二疊目著座、門流之衆僧御目見之內歸座、畢而退座也、　小石川傳通院、新田大光院一束一卷ヅヽ進上之、同人披露之、右三箇寺者定紫衣之口所也歟、

台德院樣御佛殿別當寶松院　崇源院樣御佛殿別當最勝院　大養寺　西久保天德寺　誓願寺　伯樂町本願寺　增上寺役者兩僧

東海寺輪番僧　右一束一本ヅヽ、サヽゲ御禮也、奏者以番衆披露之也、進物者各持參候、御疊緣に並居、一同に平伏、畢進物番衆引之、各退出也、　右過て大廣間出御、上段御著座、例年獨禮也、出家社人任先規、出御以前下段御向之方に並居、前一通に進物置之、後之板緣御向之方に伊勢兩宮之社人、尾州津嶋、八幡山崎之神主、神明之社人、常州鹿嶋之神主、此外所々之神主數輩、御札、

御祓、卷數、熨斗鮑、品々前に置之、一同御禮畢て、御納戸構之内へ入御、此間右之面々退出、進物悉引也、重て出御、下段間之襖障子開之、敷居際に立御、御次間二三之間幷東西之板緣迄、諸出家神主山伏等數輩群候、進物前置之、一同御目見也、奏者御番衆披露之、

一凡諸宗著紫衣僧ト、又僧正之面々、酒井河內守披露之、餘者奏者御番衆披露之、〇中略

一增上寺方丈御盃無頂戴、正月廿四日彼寺御參詣之刻、方丈へ入御、御吸物獻上也、方丈被召出之、御盃被下之、且白銀時服等拜領之、

〔萬天日錄〕寬文十一年正月六日ニ、出家衆御禮ニ付テ、巳ノ后刻御白書院へ出御、御上段ニ御著座、絣ノ御裝束　三束二卷、增上寺方丈、一束一卷、新田大光院、一束一卷、小石川傳通院、右ハ獨禮、酒井河內守披露、宗源院殿御靈屋別當最勝院、台德院殿御靈屋別當惠眼院、馬喰町本誓寺、愛宕ノ下天德寺、西ノ久保大養寺、淺草誓願寺、增上寺役者、達的瓦我御佛殿役者常行院、壽光院等、各一束一卷ヲ持參、兩度ニ御目見、　一束一本、品川東海寺、酒井河內守披露御禮終テ大廣間へ出御、上段ニ御著御、下段ニ出御以前ヨリ、例年獨禮ノ諸宗之出家並居、一通リニ進物ヲ置テ、後ノ板緣ニハ、伊勢內宮外宮ノ社人、尾州津嶋、八幡山崎、鹿嶋香取、芝ノ神明、神田明神、鎌倉鶴岡八幡ノ神主等ノ外、神主山伏等數輩御禮、幷熨斗鮑島目前ニ置テ、一同ニ御目見、過テ寺社退去ノ內、御納戸構江入御、良アリテ重テ下段間ノ御襖障子明テ、下段ニ御立御、次ノ間ニ諸宗ノ出家、幷ニ板緣ニモ出家神主山伏數輩並居、前ニ進物品々ヲ置テ御禮、一同ニ御目見、奏者御番衆披露、卽入御、　入御ノ刻、御白書院下段ニ立御、御次ノ間御疊緣ニ、〇中略御祓、熨斗鮑一折、伊勢春木大夫名代、同伊勢山本大夫、一束一本、德川萬德寺、金一兩、德川ノ庄田隼人、扇子箱、鞍上、伊勢因幡、同、同、同傳左衞門、右並居、進物ヲ前ニ置テ、一同ニ御目見、

一二月朔日、日光御門跡、山門總代年頭ノ御禮アリ、吉良上野介披露ナリ、淩雲院、修學院、知樂院、檀

那院、松高院、眞光寺等ノ僧正、各一束一卷ヅヽ進上有テ御禮アリ、右ノ外今日寺院數輩御禮アリ、

〔玉露叢三十七〕延寶二年分ノ參勤御暇之扣上

一同月〇正十五日ニ、遠國ノ寺社數輩、進物ヲ捧ゲテ年始ノ御禮ヲ申上ル、〇中略

一同廿八日ニ、〇中略遠國ノ寺社幷ニ門跡方、使者使僧ヲ以テ、年始ノ御禮トシテ獻上物アリ、〇中略

一同晦日ニ、公家門跡幷遠國ノ寺社、年始ノ御祝儀トシテ、使者使僧指上ル、今日御暇ニ依テ時服白銀等ヲ給フ、〇中略

一同月〇二五日ニ、年始ノ御祝儀トシテ、參上ノ寺院御暇ニ付テ、黃金時服ヲ給フ、稻葉美濃守正則出席、戶田伊賀守渡之、　一小袖三、山門總代光聚坊、　一金一枚小袖二鳳來寺學頭松高院　一金一枚小袖三久能德音院　一小袖二、毘門坊官今小路式部卿、　右ノ席ハ柳ノ間也　一小袖一、鞍馬妙壽院、

右ノ席ハ檜ノ間也、〇中略

一同十五日ニ、例月ノ御禮過テ、遠國ノ寺社年始ノ御禮アリ、

〔玉露叢三十九〕延寶三年分ノ參勤御暇ノ扣上

一同月〇正廿三日ニ、年頭ノ御禮ニ參府ノ僧中、　二束一卷、黃檗萬福寺、　右同斷、小田原結秦寺、　御札、三束一卷、三井寺總代、　卷數一束一卷、甲州身延山久遠寺、　一束一本、甲州大野本遠寺、　御札、菖蒲革五枚、豐藏坊、　右ノ通リ捧上シテ各獨禮、〇中略

一二月一日ニ、山所總代御禮、三束一卷ヲ獻上、凌雲院、且那院、松高院、智樂院、眞光寺ノ面々、一束一卷ヲ捧テ一人ヅヽ出座ス、圓覺院、靈山院、圓德院、自證院、高重院、常德院、見明院、一乘院、覺成院、寒松院、德音院、東漸院、青龍院、大保福寺、觀理院ノ面々、一束一本ヅヽ指上出座御禮、

一同日ニ、山王神主、日吉大膳、御祓條十筋ヲ捧テ御目見、

一同日ニ明神神主芝崎宮内、御祓條十筋ヲ捧ゲ御目見、

一同日〈○二月十五日〉ニ、參府ノ御禮ノ族、〈○中略〉一束一本、竹生嶋吉祥院、御札、富士灰、富士山池西坊、〈○中略〉

一同日〈○二月十七日〉ニ、參府ノ御禮ノ衆、一束一本、竹生嶋妙覺院、一束一本、大先達大善院、御札、熊野三山總代坂本内匠、右ノ通リ捧上

一同日〈○三月十二日〉ニ、吉田侍從、名代大隅外記ヲ以テ御祓條二筋ヲ捧上、是年頭ノ御禮、〈○中略〉

一四月一日ニ、京大佛養源院權僧正、年頭ノ御禮トシテ、卷數一束一卷ヲ捧上、〈○中略〉

一同日ニ、鴨社家二人、例年此節江府參上付テ、卷數葵二曲物捧上シテ御禮、御臺所ヘモ御札、葵曲物ヲ捧上、〈○中略〉

一同日〈○閏四月一日〉ニ、參府ノ御禮ノ僧中、一束一卷、吉野山學頭明王院、同斷、山門惠心院、同斷、山門松禪院、同斷、山門福壽院、同斷、愛宕山福壽院、二束一卷、知恩院使僧西恩寺、同斷、京都興聖寺、右之通ヲ指上ル

〔玉露叢 三十九〕延寶三年分ノ參勤御暇ノ扣上

一同月〈○正〉十五日ニ、使僧ノ面々御暇、小袖二ツ、不動院、圓光院、右ハ高野山三十六院總代、小袖二、巴陵院、右ハ高野山行人方總代、小袖一、笹之坊、右ハ上醍醐行人方總代、小袖一、金剛證寺使僧、是伊勢淺熊總代、右ノ通リヲ給フ〈○中略〉

一同十九日ニ、御暇ノ面々、小袖四ツ、駿州ノ寶臺院、小袖三ツ、濃州ノ立政院、右同斷、遠州ノ可睡齋、小袖二ツ、雲州大社千家内記、右同斷、宇佐大宮到津主膳、右同斷、富士三浦内記、小袖一ツ、京愛宕山長床坊、右ノ通リヲ賜フ〈○中略〉

一同月〈○二〉二日ニ、御暇ノ族、時服二、三井寺總代、時服二、銀十枚、八幡山豐藏坊、時服二、〈同所社僧總代〉

梅之坊、　時服一、同所社家總代、　時服二、遠州見付上村淸兵衞、　右ノ通リヲ賜フ○中略

一同七日ニ、山門總代妙觀院時服三、三州鳳來寺學頭松高院時服二、金一枚、駿州久能山學頭德音院時服二、金一枚、鞍馬妙壽院時服二、銀十枚ヲ御暇ニ付テ賜フ○中略

一同十九日、御暇ノ族、　時服三、八幡田中坊、　金一枚、時服五、鳳來寺學頭醫王院、　時服二、竹生嶋吉祥院、　右同斷、智恩院使僧忠峯院、　時服一、愛宕山大善院使僧淸傳○中略　右ノ通リ賜フ○中略

一三月□日、御暇ノ僧中、　時服、地藏院、　時服二、竹生嶋妙覺院、　同斷、大先達大善院、　同斷、熊野總代坂本內匠、　時服一、京愛宕威德院使僧卜雲、　右ノ通リ賜フ○中略

一同○四月二日ニ、御暇ノ面々、　銀廿枚、時服二、高野山寶性院、　時服四、京東山圓光寺、　時服三、京都誓願寺、　時服二、北野德勝院、　右同斷、賀茂社人、　銀十枚、小法師石見、　右ノ通拜領也

○按ズルニ、以上ハ皆年始御禮ノ後暇ヲ賜ヒタルモノナリ、

〔萬天日錄〕延寶八年二月廿七日　　年頭之御禮　　御太刀目錄、妙法院門主名代菅谷太輔法印、　二束一卷、毘沙門名代今小路式部卿、　三束一卷、知樂院權僧正、　一束一卷、山門總代、　同、世良田長樂寺權僧正、　同、仙波喜多院僧正、　同、三州眞光寺權僧正、　同、遠州仙妙寺權僧正、　一束一本、上野信解院、　同、山王別當勸理院、　同、上野本闕成院、　同、戸隱山勸修院、　同、市谷自證院、　三束一卷、遠州信光明寺、　同、三井寺總代、　二束一卷、身延久遠寺、　菖蒲革十枚、八幡豐藏坊、　一束一卷、上州護國院、　一束一本、同寒松院、　同、三州鳳來寺松高院、　同、久能德音院、　同、水戸吉祥院、　同、上野常德院、　同、同東漸院、　同、三州青瀧院、　同、駒込大保福寺、　同、知樂院弟子宮內卿、　大緒十筋御札　山王神主日吉大膳、　手介十筋御札　神田明神芝崎宮內　　右終テ御次ノ間ニ天台宗井遠國之寺社、日光目代、上野目代、同社家、久能目代、日門家老、樂人衆並居、進物前置、一同ニ御禮、

〔有德院殿御實紀附錄七〕大岡越前守忠相○中略寺社の奉行命せられし時、はじめてその曹司に入んとせしに、同僚井上河內守正定、こゝは奏者番の伺公する所なり、おことは寺社奉行をこそ命

町人參賀

せられたれ、奏者のことはいまだ奉らざればいるべからずといなみしかば、忠相その日は休息する事を得ざりしが、後にこの事を聞召れ、奏者の曹司の隣に、別に寺社奉行の居所をくだし賜はりしとなり、さて河内守其次のとし正月六日、出家社人拜賀の時、播州書寫山の社僧總代の名だいめんするとて、いひあやまちけるを、いさゝかおそるゝけしきなく、かほを仰ぎ、尊顏をみながらあざ笑ひたり、其心不敬なりとて、御咎蒙りぬ、公もとより御寛仁なりといへども、不敬のふるまひするものを、つねに重く罪し玉ひけり、

〔柳營秘鑑五〕享保年中行事之略　正月三日

一御白書院御次之間御襖障子老中開之、御略に、　江戶町々年寄、上京、下京、大坂、堺、奈良、伏見、過書、銀座、朱座、五ケ所割符之者共、當所町年寄、總町中、　右並居御禮、御奏者番披露之、

〔要筐辨志一年中行事〕正月三日

一上京、下京、大坂、奈良、堺、過書、銀座、朱座、五箇所割符之者共、兩所町年寄、總町人、舞々猿樂迄、御目見御禮、江戶町年寄、紅葉之間ニ而御禮、

〔日次紀事十二月十二月〕此月晦○中略上下京年寄兩人、幷大坂、堺、奈良、伏見、大津年寄、各爲賀年始赴東武、

〔正寶事錄一〕慶安二己丑年

一御年頭之御禮ニ上り候者、手代留主居又はむざと致たるもの出シ申間敷候、以上、

丑極月廿六日

〔享保集成絲綸錄四〕享保六丑年正月

一明三日御城江御年頭に上り候面々、さかやき仕、麻上下を著し、明六ッ前大手大腰掛邊迄可被相詰候、縱雨降候共、無遲遲可罷出候、舊多書上候名主幷角屋敷の外壹人も罷出申間敷候、勿論手代名代堅無用可仕候、前後猥成儀有之間、町々名主方より吟味可仕候、若於相背者、可爲越度

候、以上、

正月

〔武家嚴制錄 三十九〕御成ニ付諸御禮被ㇾ爲ㇾ請之次第御書立

覺 〇中略

一年頭西丸にて諸禮ハ、四日五日たるべき事、〇中略

一無官之面々、年頭之西丸之御禮ハ、七日たるべき事、　附、江戸町中、京大坂所々町人、此内に可ㇾ付事、〇中略

以上

慶安二年九月十八日

〔憲敎類典 一ノ二十一 西丸〕享保十乙巳年六月廿四日

西丸江出仕之覺

年始 〇中略

一町人諸職人等、西丸江御禮ニ罷出ニ不ㇾ及、獻上物者御本丸江相納、〇中略

右之通可ㇾ被ニ相觸ㇾ候

六月

〔駿府政事錄〕慶長十八年正月二日、京、堺、大坂、奈良、伏見町人等御禮云々、　四日、駿府町人等御禮云云、

〔元寛日記〕元和二年正月三日、白書院次ノ間御緣ニ、江戸、上京、下京、大坂、堺、奈良、伏見、大津過書(近代銀座朱座加ㇾ之)並居御禮、奏者番披ニ露之、

〔大猷院殿御實紀 二〕寛永元年(二月晦日改元)正月七日、市人等新春の賀とて拜し奉る、

勅使參向

〔寛明日記〕承應三歳正月三日、諸町人御禮有之、
〔萬天日録〕寛文三年二月廿八日ニ、長崎町年寄參上、天鵝絨十端、高崎(町年寄)四郎兵衛、縮緬二十卷鵝毛二端、同市右衛門、紅絲五斤、(長崎總代)池田市郎兵衛、
右何モ落椽ニテ、一同ニ御禮、
〔玉露叢〕三十九延寶三年分ノ參勤御暇ノ扣上
一同日(〇二月二十七日)ニ、長崎ノ町年寄高嶋四郎兵衛、鵞毛十卷、縮緬廿卷ヲ捧上シテ御目見、〇中略
一三月廿一日ニ、銀座年寄野村新兵衛御暇ニ付テ、小袖二ヲ賜フ、
〔萬天日録〕天和二年二月十五日　年頭御禮〇中略　御十、上林竹庵、縮緬三十卷、綸子十卷、(長崎町年寄)高木平九郎、扇子、伊勢隼人、
三年正月三日、辰下刻ニ御白書院ヘ出御、〇中略　次ニ御白書院下段御フスマ障子明之、下段ニ立御、御次ノ間御疊縁ニテ、當所町年寄三人、進物前ニ置之居ス、同所御小性組御番所ノ内ヨリ南ノ御疊椽通マデ、當所ノ町名主數輩並居、前一通ニ進物ノ品々置之、幷落椽ニテ上京、下京、伏見、淀、過書、大坂、堺、奈良、右町ノ年寄共、總町、總代、朱座、銀座、大黒長左衛門、墨屋若狹、秤屋守隨等、進物前ニ置、一同ニ御目見、奏者御番披露之、則入御、
〔洞房語園〕上吉原開基之次第　御煤拂御疊替に、例年人歩出之、御年頭獻上の事、甚右衛門の〇傾城町(名主)總名主時より今に至る迄、奉指上事私ならず、
〔幕朝年中行事歌合〕上十四番　左　新年勅使參向
にほひくる大内山の花にまた春とこたふるみねのまつ風〇中略
右　勅使饗宴
さくら花かざす春べに成ぬとや大みや人にみあへすらしも

判云、上を尊み誠を盡し給ふ御政、むかしより今に至る迄聊かはる事なし、實に有難き御代ならずや

新年勅使參向と申は、年毎に禁裏、仙洞、中宮、東宮より勅使として、上達部を下されて歳首を賀せる、二月三月の間此事有、御たいめの日は、兩御所御直垂を召れ、白書院に出させ給ひて其式あり、勅使の人々各大内よりの賜ものもて出て御前にすゝむ、有司の輩直垂、狩衣、大紋等を著けり、御返答の日もまた是におなじ、老職の人もて歸京の暇給はり引出ものあり、

勅使饗宴は、大廣間の舞臺にして、猿樂を興行せられ、要脚廣蓋等の事あり、此日、白書院にしてあるじまうけありて、七五三の饗膳を出され、奈良臺を賜ふ、出仕の面々皆熨斗目長袴を著せり、

〔光臺一覽 一〕當月月○三 上旬之内、關東へ年頭之御禮として、勅使を被差下、勅使は武家傳奏兩人、院使は院傳奏、法皇使、女院使、東宮使、女御准后使等、御所方有合次第、大方は兼合公家衆五人計參府有、略○中 禁中方より被進物、家々格式之進物、御朱印箱に押續き、道幅狹しと荷ひ出、尤道中は御傳馬にて、十三日、春永日の頃には半鬧なる驛路也、城下城下にては、勅使の御參府とて掃除、自身番非常を戒め、領境より領境迄、露拂の足輕爲案内先驅す、桑名は時之城主の御馳走船被出之、宮は名護屋より被出て、何も使者一札之往返有、荒井の今切は天下の御船出るなり、宿次は泊り〳〵休迄、問屋馬借立傳ひ、怪我過ちのなきやうに大切に送り迎し奉る、凡道中筋如何成大名諸旗本の往來も行違事不叶、不圖出合頭、駕籠を田面に引隱れ、堂上方雜人下郎の行過る迄待せらるゝ、勅の威は勿論殊更關東の御權勢也、勅使各關東御下著之處は、傳奏屋敷とて、大名小路に御屋敷有、則御評定所の隣也、常々御徒頭格の士兩人、堤野村之何某留守居仕なり、外之公家方は似合似合に居館を預け下され、傳奏衆を始、何れも五萬石三萬石位の大名方を御馳走人に被仰付、御公

儀よりも、御旗本御寄合衆抔の內にて、心得能物馴たる仁を被為添、山谷海河の珍物厚味、朝夕の御饗應、公家衆の御膳下ると否、御馳走人の御大名方、御自身膳具を御改被成、禁好物等を尋求探り、伺書記させたまひ、城主の御身にて、公家方少祿の青侍共に、御言葉迄謙りたまひ、晝夜の機嫌、起居の樣體、飲食沐浴等の節程等、心を盡して御饗應有御事共、實に天下の餘光也、○中略扨諸卿著府、月番の御老中、三高家迄屆有之、翌日御老中御上使にて入來したまふて、禁中御所方の御安否を御尋被進、諸卿長途之辛勞を訪ひ被下、三日四日之內、禁裏關東之御德日、御忌日を撰み登城有、御玄關迄御老中、三高家御出迎被成也、御殿中御休息所に入たまひ、扨勅使御對面之席は白木書院也、關東に居合給御三家樣方、三大守幷國主郡主、或は御大老、大御留守居、御老中、御側御用人、若年寄、奏者御番、御詰衆、御小性組、其外間所之諸役人、番頭、御書院御番、新御番之諸士方、殿中狹しと列候す、尤大手口より御玄關迄、番所々々は總下座にて、畔鍬同心拍子木を合せ、登城退出ともに威光嚴密之御粧也、將軍樣も御官位相當の御衣冠にて、白木書院之御上段之左の方に著御有、兩卿之中下座之仁、禁中より被進候御太刀目錄御持參有、將軍樣へ手自御渡し被成、御口上は上首の傳奏右座に付、將軍樣と御對座にて被演述、將軍樣御平伏有て、勅諚之旨御拜聽奉畏給とかや、御太刀目錄頂戴被遊し後は、三高家三方に載せ、御床に直し奉る、此儀終て、兩卿は中段之左之方に著座有、其次院使、女院使等之御使之堂上方、夫々之御役目被勤、終次第中段之左右に、官位次第に著座有、將軍樣にも御上段之正面に居直らせたまふ時、自分々々の獻上物、高家衆御披露にて一人宛勤らる、勅使御口上往返相濟迄は、武臣達は一座一列、一同に勅使の聲のとゞかぬ處迄も平伏なれば、自分御禮申さるゝ、以後、將軍樣の上意に隨ひ、兩卿へ御老中方一二口も御挨拶有事とかや、扨將軍樣入御可有由、兩卿御會釋有共、其儘御座を被為締、先にと有御上意に任せ、兩卿下段に下り給へば、將軍樣中段之上之二疊目迄御送被遊、其節御老中方、大樹公是迄と被仰に付、兩

卿願見平伏有て退座有、將軍樣にも入御有、○中略當時勅使の御會釋は、大臣以上之格式に可仕旨、堅諸役人へも末々迄御内證之御上意とかや、尤も重き御事也、日柄を見合、增上寺、東叡山へ御佛參、扨其次之日御殿中にて御振舞、黑木書院、御料理三汁十一菜、嘉肴珍味、旨酒芬芼、言に盡ぬ御馳走、御能被仰付、將軍樣も御好之御方には、三番めのかづら事、御自身に御勤被遊事也、翌日は御休息日、其日は旅館へ御見舞として、從御城狩野法印、法眼何某共、御上意を蒙り參上し、御慰みとて繪を仕、色々品々所望に任せ差上る、尤歸洛之土產に被用御事也、其翌日登城御暇勅答之上、拜領物は勅使兩卿、恒例銀二百枚、綿二百把宛也、御對面迄迎前日の如し、其外御所方之御使御暇迄、各舊例に隨ひ御返答、臨機應變之拜領物次第有、○中略夫より旅宿に退出有迄は、御三家樣方を始、緣緣樞機之諸大名諸旗本、品々之御進物、金銀、馬代、時服、卷物、目を驚す御音物奏者も口上の儘、祐筆も腕痺るゝばかりにて、夥しき事ども也、日を經て歸洛有、勅答天聞に達し、公私の賀儀を賀し申さるゝとかや、實に公武御往來、君臣の道違はせたまはず、折にふれ時に隨ひ、主となり伴となり、勤させ給ふ御事、天下泰平の基ゐ、武運長久の表也と、上下とも恐奉感歎御事也、

〔嘉永年中行事〕二月　關東へ御使　日限定らず、關東へ年頭御使として、武家傳奏參る、御暇の日に御學問所へ出御なり、御對面にて各へ天盃を給ふ、申の口にて妻紅の末廣を給ふ、

〔萬天日錄〕寬文改　年中行事下附天和二年追加

一勅使兩人、法皇使一人、本院使一人、新院使一人、　從禁裏御太刀目錄、金三枚、從法皇御所同、二枚、從本院御所同、同、從新院御所同、一枚、從女院御所同、從女御御方同、

一公家衆滯留中御馳走人、勅使五萬石ヨリ六七萬石迄、兩院使二萬石ヨリ四萬石迄、新院使一萬石ヨリ一萬九千石迄、各五位ノ面々被仰付之、

〔柳營秘鑑五〕享保年中行事之略

三月上旬、公家衆參向ニ付御對顏、御返答、御馳走、御能之次第、

但勅使、法皇使、東宮使、當著之日、爲上使老中、副使高家一人被遣之、御對顏之前日、上使高家被遣之、右相濟候後、上使高家を以御樽肴被遣之、御能之前日上使被遣之、高家勤之、〇中略

一御對顏御白書院、公方樣（御束帶）御出御、大納言樣（御裝束）出御、御先立老中勤之、（御太刀御劍）御上段御著座、（但御上段御座疊、御ふとん除之、）

一禁裏より被遣之御太刀目錄、御前江中山前大納言持參之、園大納言、（近來）三條西大納言同列、爲年始之御祝儀被進之旨、勅使之趣演之、御次江退去、御太刀目錄御頂戴以後、高家御床納之、御馬代黃金三枚也、

一法皇より被進御太刀目錄、御前江坊城前大納言持參之、御祝儀被進之旨演之、御太刀頂戴之後、高家御床納之、御馬代黃金二枚也、

一東宮より被遣御太刀目錄、御前江園大納言持參、中山同列、御祝儀被進之旨演之、御太刀御頂戴以後、高家御床に納之、御馬代黃金二枚、右相濟而

一大納言樣江從禁裏被進之御太刀目錄、中山持參、園同列、御祝儀被進之旨演之、御太刀御頂戴以後、高家御納戶構に納之、

一同法皇より被進之御太刀目錄、坊城持參之、御祝儀被進之段演之、御太刀御頂戴以後、高家御納戶構納之、

一同東宮より被遣御太刀目錄、園持參之、中山同列、御祝被進之旨演之、御頂戴、高家御納戶構江納之、〇中略

一御對顏御返答之節、御譜代大名其外諸役人、其官位に隨而裝束著之登城有之、

一參向之公家衆御馳走御大名、左之通、

勅使（表大名、且御譜代衆も有之、）四五萬石位　法皇使（右同ニ）二三萬石

位〇中略

一公家衆御馳走之御能御規式、但前日上使之次第、先條記之、〇中略享保十五戌年三月六日之記、　勅使法皇使御馳走之御能被仰付、各登城、且御三家を始、溜詰御譜代大名登城、御表出御以前、何も見物之席江著座、

一大廣間兩上様出御、御長袴、御先立、松平左近將監、御刀、御下段御著座、御三家出座、御對顔、和泉守披露之、御能見物之御禮、同人言上之、

一御間之御襖障子和泉守、左近將監、披之、御敷居際に兩上様御一同に御著座、中山前大納言、園前大納言、坊城前大納言、右一同に御次之間著座、御對顔、御能見物之御禮、松平左近將監言上之、此節末座に御譜代大名、其外群居一同に御目見濟而、御襖障子閉之、

一御能上覽之御席江御著座、御簾中奥御小性勤之、

一御能初太田備中守務之、翁三番叟相濟而、御側衆を以、左近將監、和泉守召之、勅使法皇使緩々と見物可有之旨、左近將監を以被仰遣之、御三家江和泉守を以被仰遣之、御能三番過、要脚廣蓋相濟而御中入、

一勅使法皇使退座、休息有之、御饗應之席江被相越、御白書院勅使法皇使右御饗應、七五三、年寄共出座、及挨拶、配酒二獻過而盃臺出之、此節之御使左近將監、年寄共出座、高家侍座、畢而膳部撤之、茶幷餅菓子出之、重而吸物出之、二獻にて撤之、殿上之間江退去、竹之間御三家方右御饗應、〇中略柳之間、御譜代大名、雁之間詰、同嫡子、菊之間椽側詰、同嫡子、檜之間地下、右席々に而御料理被下之、

一勅使法皇使休息有之、御能見物之席江被出座、高家令案内、

一御能過而、御三家方、如今朝兩上様御對顔、御饗應之御禮、和泉守言上之、畢而最前之席江被退去候而、御間之御襖障子和泉守、左近將監、開之、勅使法皇使一同に御對顔、御饗應之御禮、左近將監言上之、

此節御次伺公之面々一同に御目見相濟而、御襖障子閉之、

一勅使法皇使退去之節、殿上之間迄年寄共送之、高家御玄關迄送之、勅使法皇使退去、御玄關前より被立歸、於殿上之間板緣年寄共謁之、御禮被述之退去、

一御三家方、御書院番所前板緣にて年寄共謁之、御禮被謝之退去、　御能組、〇中略右御能八ツ半時相濟而何も退去、〇中略

一公家衆上野增上寺參詣之節、御馳走之大名、何も官位に隨て裝束著之、先達而宿坊江相越、御佛殿警固之大名同斷、〇中略

一御返答御白書院、公方樣(縫之御裝束)出御、大納言樣(御裝束)出御、御先立老中勤之、(御太刀御刀)、御上段御著座、

勅使法皇使右一人宛罷出御目見、則御下段御右之方に著座、高家披露之、

一勅使御前江被為召之、從禁裏年頭之御祝儀被進候御禮、御返答被仰含、且又大納言樣江も年始之御祝儀被進候御禮ともに被仰出之、御次江退去、

一法皇使御前江被為召之、從法皇年頭之御祝儀被遣候御禮、且又大納言樣江も年頭之御祝儀被遣之候御禮とも被仰含之、御次江退去、

一春宮使(勅使之)御前江被為召之、從春宮年頭之御祝儀被進候御禮、且又大納言樣江年頭之御祝儀被進候御禮とも被仰含之、御次江退去、

一大納言樣より御返答之次第同然、右畢而老中御前江召之、勅使法皇使歸路之御暇被下之旨被仰出之、於御次之間、老中列座、御諚之趣演達之、且又拜領物被仰付之旨傳之、高家侍座、重而老中御前江罷出御請申上之、過而勅使法皇使一同に出席御暇、且拜領物之御禮老中言上之、相濟而退去、〇中略畢而御次之御襖障子老中開之、御敷居際公方樣、大納言樣出御、此節御譜代大名、其外並居御目見相濟而入御、御先立老中勤之、

一御白書院御下段に而、公家衆拜領物頂戴之、勅使兩人江白銀貳百枚、綿百把宛、法皇使江白銀百枚、綿百把、○中略

一柳之間にて、地下江被下物、老中申渡之頂戴之、○中略勅使家臣白銀拾枚、時服二ツ、、法皇使家臣白銀拾枚○下略

〔孝亮宿禰記〕元和九年三月四日甲午、西三條大納言今日下向江戸、公家年頭御使也、公家衆十三人歟、粟田口迄被送之、

〔寛明日記〕承應二歲二月廿六日、公家衆御禮之次第、禁中樣御太刀黃金三枚、仙洞樣御太刀黃金二枚、新院樣黃金二枚、女院樣黃金一枚、

廿八日、明廿九日公家衆馳走ノ御能被仰付、仍大名出仕可延引之旨、老中ヨリ被觸、廿九日、公家衆出仕有御能、大名ハ無登城、御譜代大名、諸物頭番頭出仕、

〔寛明日記〕明曆元歲二月廿四日、勅使淸閑寺大納言殿、野々宮大納言殿、院使小川坊城大納言殿、橋本中納言殿、右今日當著ニ候故、爲上使酒井雅樂頭ヲ被遣、廿三日、禁中樣ヨリ御年頭太刀、仙洞樣ヨリ御年頭太刀、新院樣ヨリ御年頭太刀、女院樣ヨリ御年頭金一枚、女御樣ヨリ御年頭金一枚、廿五日、公家衆御馳走ノ御能被仰付、白髮、實盛、東北、安宅、祝言、廿七日、公家衆御暇出ル、

〔萬天日錄〕寛文四年二月十九日、年始ノ公家衆、來月十日頃參向ニ付、御馳走人被仰付之、勅使、飛鳥大納言、秋田安房守柴村二郞右衞門院使、芝山中納言、木下淡路守熊澤喜兵衞新院使、淸閑寺中納言、土方備中守深谷喜衞門○中略右ノ面々殿中ニ被召、被仰付之、

〔玉露叢三十七〕延寶二年分ノ參勤御暇之扣上

一二月三日ニ、女院御所ヨリノ年始ノ御使、日野藤兵衞御暇ニ御返事ノ御書ヲ渡サル、御使ヘ白銀五枚ヲ賜フ、○中略

一三月四日、今日勅使院使參府ニ依テ、上使トシテ酒井雅樂頭幷ニ吉良上野介ヲ遣ハサル、

一同五日巳后刻ニ、白書院ヘ出御、紅ノ御直垂、勅院兩使ヘ御對顏次第ハ例年ノ通、

一同六日ニ、參向ノ勅院使ヘ、大澤少將、上杉侍從ヲ以テ、例年ノ如ク一種一荷ヅヽ遣ハサル、

一同七日ニ、勅使院使御馳走トシテ、明八日ニ御能仰セ付ラル間、見物致サルベキ旨、尾張殿、館林殿、尾張中將殿、水戸少將殿ヘ上使ヲ以テ仰セ遣ハサル、並ニ御譜代大名ヘモ相觸ラル、

一同八日ニ、御能五番アリ、

一同十一日ニ、勅使院使御暇、遣ハサルヽ物等例年如シ、

〔玉露叢三十九〕延寶三年分ノ參勤御暇ノ扣上

一三月十二日ニ、禁裏ヨリ御太刀目錄黃金三枚、法皇御所ヨリ御太刀目錄黃金二枚、本院御所ヨリ右同斷、新院御所ヨリ御太刀目錄黃金一枚、女院御所ヨリ黃金一枚、女御御方ヨリ右同斷、右何モ年頭ノ御祝儀ニ進ゼラル〇中略　中高十帖、縮珍一卷、勾當內侍、右ノ通進上〇中略

一御臺所ヘ、本院御所ヨリ金襴二卷、

〔機務覽要一〕參向之院使勅使、旅中ニ而病氣歸洛之事、

文化九年三月廿七日

一勅使廣橋前大納言、六條前大納言、院使唐橋前大納言下向之處、唐橋遠州濱松驛迄被二相越一候之處、病氣ニ而旅行難二相成一、逗留有レ之、廣橋六條兩卿、三月廿八日江戶著、唐橋ニ者院使御斷被二申上一候故、院使者兩卿ニ而兼相勤、唐橋ニ者直歸洛致候樣被レ命候由ニ而、直ニ歸洛被レ致、則御對顏御返答共、院使者六條廣橋と申順ニ、兩卿一同ニ而被二相勤一、拜領物モ例院使ヘ被レ下候通、兩卿各被レ下レ之、大納言樣よりの被レ下物も、例年之通ヅヽ、兩卿各ヘ被レ下レ之、御對顏朔日、御返答二日、

〔泰平年表亂記三〕勅使井仁和寺宮參向　弘化二年九月廿五日、年頭爲二御祝儀一勅使參向、〇中略當春者、御本城御普請出來不レ申、御移徙以前ニ付、公家衆參向當節ニ至、　同廿七日御對顏、同廿八日

親王門跡攝家公家衆參賀

御馳走御能、同廿九日御返答、

〔寶久卿記〕安政三年九月五日己未、去月廿五日夜、關東稀成大風雨、城內外大破、且市中一同風破不少、依之年始爲御祝儀武傳兩卿參向之處、自大樹公其理被申上、被聞食、（御祝儀拜受之由也、龍野侍從、於役宅當年）

〔東山殿年中行事（正月）〕八日、將軍家（御裝束同上○元日ノ裝束ニ同ジ）出御于御對面所、（○中略）至是殿上人亦出于先席、護持僧達ト言上シテ、入于閾內、開御障子退刻、大覺寺殿、圓滿院殿御參賀、（○中略）各暫著座有御加持、退去之時御緣迄送之、則入御于常御所、　正月十日、將軍家（御裝束同上）出御于御對面所、（○中略）然後申次昇御緣、閾際ニテ事畢之由言上之シテ、閉御障子テ後、入御于便宜所、被改御裝束、亦出御于御對面所、殿上人出于先席、攝家其外門跡ト一同ニ披露シテ、如最前開御障子退刻、一人宛出座御對顏、退去之節、御緣迄御送、（但大納言迄者無御送、清花等ハ任槐以後モ不及御送云々、）次典藥頭幷官外記御禮、畢而殿上人出于御緣閾際、事過之由言上之、則入御于常御所、（前後出仕有之時ハ次第如斯、東西之出仕無之時ハ、日野三條幷武家大名以下無登營、西衆トハ門跡攝家清花等也、典藥頭官外記ハ雖爲東衆列、今日ハ西衆之跡ニ就出座、如斯也、公家中東西出仕之時ハ、官位次第出席云々、）　正月十一日、將軍家（御裝束同前）出御于御對面所、（○中略）申次出于先座法中ト披露シテ、如最前開西御障子刻、南都一乘院殿、大乘院殿以下一人宛御禮、退出之後申次出于御緣閾際、事畢之由言上之、則入御于常御所、（一乘院殿大乘院殿ハ、非准后故無御送云々、）　正月十二日、將軍家（御裝束同前）出御于御對面所、（○中略）殿上人出于前所、法中ト言上シテ後、青蓮院殿御門下一人宛拜台顏、於是殿上人御室ト披露シテ、入于閾內、開西御障子退節、仁和寺殿御參賀、退座砌至御緣御送、然後殿上人出于御緣閾際、事過之由言上之、則入御于常御所、　正月十三日、將軍家（御裝束同前）出御于御對面所、（○中略）申次出于前所、門跡ト披露シテ退節、所先開ノ口ヨリ梶井殿、妙法院殿御參賀、退席之刻、御緣迄御送、而後申次於御緣閾際、事過之由言上之、則入御于常御所、（妙法院殿事、六月十六日御參賀ノ事モアリト云々、）

〔年中恒例記〕從正月一日至同七日御對面之時、公家法中西衆東の衆と申候、廣橋大納言兼秀卿記、

西衆（外様むき也）　宮、（伏見殿）常磐井殿、木寺殿、攝家、（近衞殿、九條殿、二條殿、一條殿、鷹司殿、）清花、（久我、花山院、德大寺、大炊御門、西園寺、菊亭、）中院、正親町、四條、橋本、清水谷、葉室、小川、坊城、綾小路、田向、園、持明院、高倉、（南家）平松、高辻、五條、唐橋、河鰭、西洞院、水無瀨、法性寺、木幡、姉小路、勸修寺、町、官務外記、（但清家ハ東衆也）　宮門跡、（井）門跡護持僧法中には、此分西の衆也、此外は皆東の衆也、護持僧も不召加已前は、東之衆にて候也、

東之衆　節朔、日野、正親町、三條、烏丸、飛鳥井、高倉、廣橋、（以上六人、根本直近也、）三條西、勸修寺、中山、上冷泉、北畠、（伊勢國司）同木造、白川、山科、阿野、滋野井、町、東坊城、此外甘露寺、柳原、小倉、松木、（號中御門）萬里小路、（近代節朔）中御門、下冷泉、醫陰兩道、清家外記、（宣賢流）伊勢祭主、吉田、平野、

〔殿中舊記〕御なりの事

一十一日（○正月）にはくろき御所々々、御れいになり候、ひるは內裏の御衆御參候、上﨟すけ殿ながはしくちの人御參り候、御所々々のなり候時は、（○中略）七獻御さかな參らせ候、つねの御所にだいりの上らふすけ殿は御入候、ながはしは御ゆどの、うへに御入候くぎやう（供饗）共にて參らせ候、御なかだちは御こしども御よせ候、御はんせんも御さた候、（○中略）

一十一日に御參り候はぬ御かた〳〵は、十六日の御ちやに御參り候みや〳〵へは、小上らうたち御はんせん候、とうたうたち御はんたちへは、御なかだち御はんせんを御さた候、入江殿より御ちやのこ參り候、參りさまには一いろづゝもちて御參り候、御あけ候時には、御ちやのこ御けんさん（建盞）ひとつに御あけ候、（○中略）大上﨟は御出候て、御みやづかひ候はず候、御さかなは參らせ候はで、のちにそと御たいめん候てかへし參らせ候、

〔長祿二年以來申次記〕正月八日

一護持僧と申は、假令聖護院殿、實相院殿、大覺寺殿、圓滿院殿、三寶院殿、（○中略）此外未在之、

一公方様被送申御方事、箇様之類也、假令御室梶井殿、青蓮院殿、聖護院殿、三寶院殿、實相院殿、妙法

院殿、竹内殿、此外末御入候なり、此御人數も准后にて御入候者、可被送申也、門跡にて御入候者、縦准后にて御入無之候といふとも、必送被申候也、

同十日

一攝家御事、攝家の内にて被送申方在之と申は、御童形幷御官大納言、迄は、不被送申候也、大臣以上の時被送申也、

一清華の御事、御淺官の時は不及申、御官大臣にて御入候へども、清華は被送申さず候、

〔年中恒例記〕年中御對面幷雜事少々

正月六日

一御所々々幷上々より御文參、御返事御所々々へは御自筆被參之、又は大上﨟御筆也、安禪寺殿よりも、其旨御所々々より參御使には、帶二筋被下之、上々より參御使には、帶一すぢ被下之、奉行左京大夫局杉原につゝみて出也、

八日

一護持僧門跡略〇中參賀

一門跡は准后に御なり候てのちにおくり御申也、いかに門跡にて御入候得共、准后にて御座候はねば、おくり御申無之、常輿說也、宮御門跡は又替るべし、

一護持僧事

三寶院門跡　聖護院門跡

十日

一攝家清花幷公家、同官務外記、典藥、又門跡幷法中參賀也、

一攝家は任大臣以後おくり御申也、清花其外の公家衆は、たとひ太政大臣に被任候へ共、おくり

御申儀無之候、

十一日

一御所々々御成在之、依一獻在之、

一御所々々御參の一獻次第事、御所々々一臺の上口より御輿を御おりありて、やがてうへくちに御座也、さて常の御所へ公方樣御出座ありて後、次第々々に御所々々御茶の湯所より御參也、其次にすい花院殿類のかみ〳〵著座、さて三の御盃參、三御盃かみ〳〵へは不參、公方樣きこしめされて後、上樣きこしめされて、次南御所よりはじめて、御所々々きこしめす、公方樣三の御盃、御所々々御三御所へ一づゝ被參也、其次初獻の御さかな參、御酌は一の臺也、公方樣きこしめされて、次上樣きこしめされて、次南御所よりはじめて、御著座次第にきこしめして、御とほり無之、二獻め御酌小上臈上樣はじめられて後、公方樣きこしめす、次南御所より次第にきこしめして、御とほり在之、三獻御酌公方樣南御所はじめられて、次公方樣きこしめされて、上樣きこしめされて、次第に御所々々きこしめす、御とほり在之、小上臈衆にまじりて、永久房類の御はん御とほりに御參也、如此三獻參て御膳あがりて後、數の御盃參て、三御盃御たまはりめは、又御所々々きこしめす、同上樣へも數の御盃參て、御所々々きこしめす也、女中衆御無人のときは、御びくに衆もみやづかひ被申云々、是は曇花院殿御說也、法慈院は上々にて候得共、四方にて參らせ候、

一御所々々、御輿をば小上臈よせ被申候、かみ〳〵は一臺上臈分人よせられ候也、又播磨局類の御乘被申と申一說在之、かみ〳〵は一臺の中の間より輿をおり給云々、

一御はんも御末にて三獻さかなに向はれ候、御配膳御下也、近年は伊勢同名幷つめ衆勤申候也、輿は一臺の御女房よせ申候、

一宮々の御輿は、松の御庭の西向の唐戶へよせられて、御下輿ありて、則其御座敷に御座候也、是も小上﨟よせ被申候也、御樣體御所々々の御趣也、但一かどの御賞翫の御事也、〇中略

一御所々々、少々御こきいた以下進上之、

十二日

一御室靑蓮院殿御參、法中少々井宇治大路橋本已下出仕、

一御對面次第は、一番に宇治衆、次法中東より被參、其後御室靑蓮院已下西の衆被參、此申次も殿上人也、御室御參候へば、被改御裝束、靑蓮院殿計御參の時は、不及其儀云々、〇中略

此書、宮々御所々々かみ〳〵と云事あり、御比丘尼方宮之御事　大聖寺殿、安禪寺殿、慶安寺殿、岡御所、大慈光院と申之、曇花院殿、入江殿、三慈知恩寺と申也、以上禁裏御寺御參內勿論云々、御所々々之御事　南御所、大慈院殿と申、入江殿、曇花院殿、通玄寺殿、總持院殿、寶鏡寺殿、光照院殿、持壽院殿、かみ〳〵の御事、次第不同、　くわうゑゆ院、ほんくわう院、かうし院、すいげ院、ゑやうえ院、せう慶院、慈光院、ちしやう院、ゑやうくわう院、此外も御座候哉、

一御はんと云事あり、右色々御所々々などの伴僧の比丘尼を御伴と云歟、

一蔭涼軒と云は、相國寺の西堂也、殿中に參られ、出家方の奏者を勤られしなり、

〔伊勢貞助雜記〕一攝家御參賀の時、諸大夫井御侍など、殿中御緣へはあがり不申之由候、如何、攝家の御供の時、諸大夫御緣へ祗候の事は無之候、自分に御禮被申時祗候勿論也、御侍衆の事不及申候、御門跡方坊官衆も同前、坊官衆の事、時代にもより可申歟、義持公ノ事也、自尊氏公四代目、勝定院之御母儀樣は勝鬘院殿と申て、其俗姓は三寶院殿坊官大谷安藝法眼息女にて御座候はゝ、間、他に異なる御威勢たるに付て、坊官安藝一段の立舞、諸家の譽非大方、其例を被引事も在之、此段は各別子細之由、古人注置之、隨時儀事也云々、　御侍衆は御對面も於御廐は無之由候、然に近代近藤山城御通に祗候、各不審

被申之、是は上樣御里かたたるによりての事也、不可淺、自餘由其沙汰在之、さもあるべき事歟、

〔日次紀事二 正月〕此月、禁裏院中兩傳奏幷院參之公家、爲使節趣關東而被賀新年、諸親王、諸門跡等、各以使者賀之、

〔幕朝年中行事歌合上〕十一番　右　台宗參賀

枝高き御法の花の春の色に苔の衣は名のみなりけり〇中略

台宗年賀は、御札納の式畢て、輪王寺の宮御所に出給ひ、歲首の賀あり、台宗紫衣色衣の僧等まで出て拜謁す、御たまやの別當、坊官、家司の類は、帝鑑の間の庇に並居て賀し奉れり、

〔光臺一覽一〕當月〇正月上旬之內、關東へ年頭之御禮として、〇中略五攝家親王家四軒、淸花九軒、宮門跡、攝家門跡等之者、代之使者、諸大夫坊家十九軒之昵近衆之家司、尤武家傳奏の雜掌四人供奉す、其外地下被番の內、御禮勤來りし族は、右の堂上方の馬下に付などして參府す、〇中略扨勅使御對面、〇中略其次は攝家、親王、宮門跡方、淸花の諸大夫、昵近の名代家司、任例御禮相濟、此御座敷是迄也、其後右之諸大夫家司、傳奏雜掌等、格式舊例之獻上物にて、自分の御禮申上る、御書院の廣椽也、何れも披露は高家方也、〇中略扨其次之日御殿中にて御振舞、〇中略翌日は御休息日、〇中略其翌日〇中略攝家、親王、諸門跡方淸華、昵近の諸大夫家司、傳奏雜掌迄御暇被下、銀十枚、時服一襲宛拜領する也、是等の家司雜掌之內には、別にも無筋目拙き諸士なるべし、一旦高家に仕官せる御影にて、日本の大將軍の御前に出て拜領物等仕事、時之面目身之冥加、あり難き事ども也、

〔光臺一覽三〕扨御攝家方より關東へ御書通之御文言格式は、又面白き御文體なり、享保の初年頃、鷹司前關白左大臣兼熙公御書御文言拜見仕畢、總體五攝家如斯よしなり、御祐筆認之由也、大中納言にて御若年之方は、御自筆も有げに候、

肇年之慶賀多幸に候、大樹公倍御機嫌能御迎歲之旨、目出度珍重に思給候、依之以名代牧野宮

內權大輔、目錄之通令進上之給候、右之趣宜預披啓候、嘉祝、

三月幾日　　兼熙

土屋相摸守殿、大久保加賀守殿、秋元但馬守殿、井上河內守殿、阿部豐後守殿、○中略

又從關東御書、御老中より四品以上之諸大夫迄、御奉書御返答到來せり、

從前關白殿御書被成下、謹而致拜見候、大樹公倍御機嫌能御迎歲之旨、被及聞召候に付、爲御名代、以牧宮內權大輔、御目錄之通令進上之給候趣共、則遂披露候處、早速御名代御對面被仰付、例年之通役義首尾能相勤之候、右之趣宜有言上候、恐々謹言、

三月幾日○此下阿部豐後守以下連署ノ名アリ、略ス、

小林主稅頭殿、種田信濃守殿、○中略

兩人は、彼御家之諸大夫也、

〔萬天日錄〕寬文改　年中行事下附天和二年追加

一御對顏之時、御白書院出御、○中略攝家衆ヨリ每年以使者年始之嘉詞被達之、御太刀進上之使者被召出之、御目見、○中略

一攝家之大臣、御門跡、御參向御對顏之節は、御白書院上段御座也、御右之御床之方著座也、退座之時、下段敷居之內一疊目迄被爲送、此時御一禮有之、淸花大臣、攝家之門跡方ハ、上段御左之方主居之座ニ被請之、退座之時、下段上より四疊目迄御動座也、上段御座疊并御褥御腰物掛何も除之、○中略

一御暇之節、御門跡方、并攝家、淸花大臣、攝家之大納言、此等之衆中以上使御暇也、白銀綿花等被遣之、爲御禮不及登城、自餘之大納言已下於殿中御暇、白銀綿花等被下之、○中略

一御能之時、上方樣大廣間下段御著座、公家衆御門跡方二之間著座、間之襖障子開之御對顏、則畢

テ閉レ之、御能初ムル、〇中略

一公家衆御饗應金銀之七五三也、御座席、御門跡方、攝家之大臣大納言、淸花之大臣參向登城之節ハ、御白書院上段著座也、宰相中將等ハ紅葉之間也、又攝家衆御門跡方大臣等、御白書院下段之時ハ、自餘之大納言ハ竹之間、御兩殿ハ圍之間也、不レ然時ハ御兩殿竹之間、御三人方ハ必御黑書院西廂之間也、坊官北面地下人等ハ檜之間、此外登城之面々、於二所々一御料理被レ下レ之、

〔柳營秘鑑　五〕享保年中行事之略　二月

一朔日、日光御鏡久能卷數等御頂戴ニ付、御白書院公方樣（袴之御裝束）出御、大納言（御裝束）出御、御先立老中役レ之、（御太刀御役）御上段御著座、　公方樣大納言樣江上リ候　日光山御札　同所御鏡　同所牛玉　久能卷數　同所御鏡

右順々高家持二出之一、兩上樣御頂戴被レ遊、御帳臺若年寄納レ之、御帳臺之內にて御側衆請二取之一、過て日光御門主被二出席一、於二御上段一年頭之御禮、御太刀目錄高家披二露之一、則引レ之、御右之方に御著座、御對顏忝之旨老中言二上之一、老中御取合申上退去、此節御下段敷居之內二疊目迄御送、御會釋有レ之、

一諸御門主方之年頭御禮使者、御太刀目錄高家披二露之一、則引レ之、〇中略

但御進物は御下段上より四疊目に置レ之、中奧御小性役レ之、右相濟御釋數レ之、御刀掛出レ之、

三月上旬公家衆參向ニ付、御對顏御返答御馳走御能之次第、

但勅使、法皇使、東宮使、當著之日、爲二上使一老中、副使ノ高家一人被レ遣レ之、御對顏之前日上使高家被レ遣レ之、右相濟候後、上使高家を以御樽肴被レ遣レ之、御能之前日上使被レ遣レ之、高家勤レ之、攝家親王諸門主江も御會釋大體同然なり、

一御對顏御白書院、公方樣（袴之御裝束）出御、大納言樣（御裝束）出御、〇中略

一攝家親王家御門主方年頭之使者、右壹人宛罷出、御太刀目錄高家披二露之一、則引レ之、勾當內侍右進

物中奥御小性持出之、高家披露之、進物中奥御小性引之、○中略

一御向之明障子高家開之、地下 攝家方使者、親王方使者、御門主方使者、兩傳奏家老、樂人總代、御冠師、御烏帽子師、御末廣師、右之輩板縁に並居、進物を前に置之、一同平伏、御奏者番披露之、畢而御間之御襖障子老中披之、御敷居際ニ而上樣立御、吉田二位使者、右於御次御疊緣平伏、御奏者番披露之、○中略

一攝家方親王家諸門主方參向之時は、御白書院於御上段御對顏、直に御右之方著座、上意有之老中御取合申上之、退去之時、御下段迄御送り被爲遊、御太刀目錄ハ高家披露則引之、兩本願寺右同斷、但攝家親王宮門跡方にハ、御下段御敷居之內貳疊目、清花之大臣攝家門跡方にハ、御下段上より四疊目まで御動座、其外自分參向之公家衆等ハ一人宛御禮、則御下段御右之方に著座、上意有之老中御取合申上之、退去、御太刀目錄高家披露之、御奏者番引之、

一親王家之殿上人下向之時ハ、御太刀目錄持參、御敷居之內ニ置之、其身ハ外にて御禮則退去、高家披露之、御太刀目錄御奏者番引之、但五攝家、親王方、諸門主方、兩本願寺參向之儀、恒例之事にあらず、所謂有之時下向なり、○中略

一參向之公家衆御馳走御大名左之通、○中略

右扣代被仰付、五攝家親王方參向之時御馳走五萬石位、其餘自分參向之輕き公家衆にハ下行被下之、

一公家衆御馳走之御能御規式、但前日上使之次第、先條記之、攝家諸門主方參向之時同斷、○中略 享保十五戌年三月六日之記、○中略

一御饗應之節、右之通之內、攝家親王家參向之時ハ御白書院、御門主參向之時ハ大方竹之間ニ而御饗應有之故、御三家方西湖之間にて御饗應有之、○中略

一御返答御白書院、○中略

勅使法皇使一同に出席、御暇且拜領物之御禮、老中言上之、相濟而退去、扨又自分參向之公家衆有之時、御暇之次第大概右同然、(○中略)

一御白書院御下段にて、公家衆拜領物頂戴之、(○中略)　自分參向之公家衆(白銀百枚、或五拾枚、或八十、時服其人に依て差別有、)(白銀二十枚も有り、時服)

一柳之間にて、地下(江)被下物、老中申渡頂戴之、　攝家親王諸門跡方使者(白銀十枚、時服等品有之、○中略)　自分參向之公家衆家臣(白銀十枚、尤人ニ寄品有之、)

一親王、攝家、御門跡方、兩本願寺歸洛之御暇之節、上使老中高家差添、(白銀五百枚、綿五百把、)兩本願寺(白銀二百枚、綿貳百把、)被遣之、御暇之爲御禮不及登營、被致前條之通、此衆中參向之儀非恒例之事、被遣物大概を記而已、

〔後深心院關白記〕應安四年正月五日庚寅、今日遣使者於武家(○足利義滿)賀年首慶、同仰遣武藏守賴之朝臣許、

〔宣胤卿記〕長享三年正月七日丙寅、自勸修寺亞相回覽之折紙到來、加筆返之、室町殿參賀事也、是遠路參事被痛思食之故也、自去々年江州御在陣之故也、

室町殿年始之由、御禮不可及御參之由被仰下候、將又御合番方ニ同此子細御傳達、可爲恐悅候、

正月七日　　政秀

柳原殿、葉室殿、冷泉殿、一條殿、中御門殿、三條殿、菊亭殿、久我殿、

室町殿年始之御禮、不可及御參之由被仰下之旨、御番方ニ可傳申之由、勸修寺大納言被申、可得御意候、

宣胤

西園寺殿、正親町殿、西坊城殿、

十日己巳、今日室町殿諸家參賀、式日也、雖然從去々年江州御在陣之間、去年者他日思々所參也、於當年者不可及參之由仰旨、去七日勸修寺大納言所相觸也、今日東山殿諸家參賀也、予故障不參、近年參人最少也、自殿下今日御參賀爲御乘用、予輿被借召之間、皆々進了、亂來攝家淸華皆以乘板輿、不及車之沙汰、輿所持方尙以希之、末代作法可悲之、

文龜二年正月六日庚辰、自二條殿祖母禪尼御方、文到來、來十日武家御參賀事、以家司之狀、御參否之由、勸修寺中納言申之可進案云々、

年始御禮御參事、就總並儀被仰出候歟、家門元服以前無出仕儀候、其間事可然之樣可得御意候、光賢謹言、

正月六日　光賢上

勸修寺殿

十日甲申、今日參賀室町殿、式日也、相伴右大辨宗相出京、於戶部旅所（南北所內也、去々年火事以後構假屋、濟繼朝臣同宿、）改衣裳、人々多自此所相伴、依咫尺也、巳剋許參集將軍御亭、御對面遲々及申刻、先東衆、次西衆、（○中略）御臺御方御禮、無可參候所、雖折紙可進之由、勸修寺中納言演說之、東衆（○註略）民部卿（政爲卿、冷泉、）小倉中納言（季種卿、）左大辨宰相（俊名卿、坊城、）賢房朝臣（頭右中辨、萬里小路、）濟繼朝臣（姉小路中將、）伊長（藏人右少辨、甘露寺、）親康（與樂頭歟、折烏帽子、大ワカ、）賴量（昏家、）宣賢（少納言、淸三位入道子、未昇殿、）西衆（○註略）近衞前關白（政家公、大閤准后前太政大臣、）一條前關白（冬良公、前太政大臣、）關白（尙經公、九條殿、）德大寺前左府（實淳公、）花山院前左府（政長、）前內府（豐通公、久我、）左府（公興公、菊亭、）內府（公藤公、西園寺、）右大將、（實香卿、三條、）三位中將（經名卿、○中略）次直垂衆、余、新大納言（實仲卿、○中略）權帥（廣光卿、）前權中納言（公兼卿、正親町、）源中納言（重治卿、日向、）園中納言（基富卿、）右大辨宰相（宣秀、）菅宰相（和長卿、）持明院三位（基春、）家幸朝臣（刑部卿、淸閑寺、）永宣朝臣（左兵衞佐、冷泉、）行季（侍從、世尊寺、）隆康（侍從、鷲尾、）重親（八歲、童形也、○中略）藤原資直（極﨟、）師富朝臣（大外記、局務、）師親（大外記、）時元宿禰（官務、）富仲朝臣（左衞門佐、五辻、）等也、公卿各參疊上、殿上人猶至簀子退了、普廣院殿以來、雖公卿不進長押上、去年可參

上之由被仰云々、當年談合勸修寺中納言藤宰相等、且又同定云々、尙顯(直垂、重ニ大口、)爲申次、參候御臺御方、書立東西書一折紙付、勸修寺中納言、姉小路中將書之、次各行政元、(細川右京大夫)

〔孝亮宿禰記〕慶長五年二月九日癸未、大坂秀頼亭諸家御禮之事、十五日之由定申之處、內府(○德川家康)末子就他界延引云々、　四月四日丁丑、今日於大坂城秀頼卿亭、諸公家衆被申御禮、內府御禮參、各有一獻、　六年正月廿八日、今日(予)向大坂、明日依內府諸禮也、(予)參二條殿御舟、鷹司殿、九條殿、關白、同御方御所、梶井殿、中御門中納言等御同船也、　廿九日、於大坂諸家御禮有之、秀頼卿御太刀持參、十五年正月十七日甲午、今日公家衆被向大坂、明日依總禮也、　十八日乙未、於大坂諸家被申年始之御禮、

〔寬明日記〕寬永八年二月朔日、日光ノ御札、(酒井阿波守役之、)御鏡、(永井信濃守、松平右衞門大夫役之、)御頂戴巳後御床ニ置之、久能ノ御札同斷、御鏡同斷、(○中略)毘沙門堂門跡御禮、進物御書院番衆役之、

正保四歲正月五日、日光御門跡年頭ノ御禮被仰上、次ニ例年御奧方ヘ御祝儀上ゲ付タル衆ヨリ皆上ル、

承應二歲二月廿六日、公家衆御禮之次第、(○中略)　太刀目錄銀馬代、近衞關白殿下、太刀馬代銀二枚、二條殿、同斷、二條前攝政殿、一束一卷、長橋、紗綾(三卷)銀馬代、淸閑寺大納言殿、同斷、野宮前大納言殿、同斷、淸水谷大納言殿、燒物、高倉大納言殿、御小袖(廿)、銀百枚、本願寺門跡、天鵝絨(廿卷)黃金一枚、(本願寺)茶々丸、

明曆二歲三月九日、公家衆下向、(○年始祝儀ノタメナリ)馳走被仰付、　二條前攝政殿、秋田安房守、宿坊表門跡本願寺、(○中略)　實相院門跡(伊達遠江守、或伊達兵部大輔、)宿坊法禪寺、　聖護院門跡、溝口出雲守、宿坊雲光院、　大覺寺門跡、山崎虎之助、　晦日、公家衆登城御暇出、被下物ハ、　(銀子千枚、小袖三十、)上使ヲ以二條前攝政殿ヘ、(同百枚、綿三百把、)上使ヲ以聖護院殿ヘ、同斷、同、大覺寺殿ヘ、銀子五百枚、上使實相院殿ヘ、同斷、同、圓滿院殿ヘ、

銀子貳百枚、綿百把、上使、德大寺内大臣殿ヘ、銀子百枚、小袖十、上使、東泰院殿ヘ、〇中略銀三百枚、綿百二把、淸閑寺一位殿、同斷、野々宮大納言殿、銀二百枚、小袖十、小川坊城大納言殿、同斷、同六、飛鳥井大納言殿、同斷、同十、勸修寺大納言殿、銀百枚、小袖十、薗池宰相殿、同斷、同六、中院宰相殿、同斷、同五、五條三位殿、銀十枚、小袖二、北小路刑部、同、同、富田主膳、同、同、齋藤主水、同、同、桑坂主水、同、同、村瀨采女、同、同、安田宮内、同、同、片山將監、同、同、木村壹岐、同、同、木村筑後、

〔萬天日錄〕寛文四年二月十九日、年始ノ公家衆、來月十日頃參向ニ付、御馳走人被仰付之、〇中略花山院左府御馳走所高倉屋敷　久留島信濃守野村彥大夫　三寶院門跡宿眞福寺　市橋下總守中川八郎左衛門　瑞眞院門跡宿靑松寺　細川豐前守高室郎左衛門　右ノ面々殿中ニ被召被仰付之

〔玉露叢　三十九〕延寶三年分ノ參勤御暇ノ扣上

一同日〇正月十九日ニ、新正ノ御賀詞ヲ、使者ヲ以テ述ブル面々、　御太刀銀馬代、伏見殿使者安藤内匠頭、右同斷、御香包、知門使者園式部卿、右同斷、梶井御門主使者寺賀宮内卿、右同斷、圓滿院御門主使者川村内藏助、　右ノ通リヲ獻ゼラル

一同廿九日ニ、伏見殿使者安藤内匠頭時服二、知門使園式部卿時服二、梶井門主使者寺賀宮内卿時服二、圓滿院門主使者川村内藤助時服二ヲ、御暇ニ付テ玉フ、〇中略

一二月一日ニ、日光御門跡年頭ノ御禮トシテ御對顏也、依テ御太刀目錄卷數三束一卷ヲ獻ゼラル、〇中略

一同月〇三月十二日ニ、〇中略御太刀目錄銀馬代、鷹司關白、同斷、近衛内大臣、同斷、二條前攝政、右同斷、一條右大臣、同斷、照高院御門主、同斷、靑蓮院御門主、　右ノ通、使者使僧ニテ進上、〇中略御太刀馬代紗綾三卷ヅヽ獻上シテ、一人ヅヽ出座御禮ノ衆中、日野前大納言、花山院前大納言、高倉大納言、池尻中納言、今城中納言也、〇中略　近衛、二條、鷹司ノ衆中使者、照高院、靑蓮院兩門主ヨリノ使僧、何モ進上物前ニ置テ、一同ニ御目見、

一御臺所ヘ、〇中略日野、花山院ヨリ棟貫三端ヅヽ、池尻、高倉、今城ヨリ紗綾二卷ヅヽ、勘解由小路ヨリ御下帶二筋ナリ、〇中略

一同十八日ニ、公家衆江御暇ヲ賜フ、銀二百枚、綿百把、日野大納言、右同斷、花山院大納言、銀百枚、小袖十、池尻中納言、銀百枚、小袖六、高倉大納言、右同斷、今城中納言、

一鷹司ノ使者廣庭中務大輔、近衞ノ使者齋藤玄蕃助、二條ノ使者隱岐修理大夫、一條ノ使者入江三河守、照高院ノ使者近藤織部正、青蓮院ノ使者進藤釆女正、日野家司兩人西野左近衞將監、上田釆女正、花山院家司兩人、檜山石見守、石川隼人正、御冠師木村筑後、御裝束師、豐田志摩、筑後子木村壹岐、樂人總代上越後、吉田侍從使者大角外記等、御暇ニ付テ、銀十枚、小袖二ヅヽヲ賜フ、

一御臺所ヨリ　小袖十、日野大納言、右同斷、花山院大納言、小袖六ヅヽ、池尻、高倉、今城ノ面々、右ノ通ヲ賜フ

一同十九日ニ、毘沙門堂門跡當著ニ付テ、上使酒井壹岐守ヲ遣ハサル、〇中略

一同廿六日ニ、毘沙門堂門跡參府ニ依テ、〇中略年頭ノ祝儀ニハ、御禮二束一卷也、〇中略

一同日ニ毘沙門堂家來、扇子箱ニテ一同ニ御禮、拜伏ノ面々、安田治部卿、今小路式部卿、清水左兵衞、渡邊木工助等也、御臺所江毘沙門ヨリ年頭ノ御祝儀ニ一束一卷、〇中略

一同晦日ニ、聖護院御門跡江府著ニ付テ、上使酒井雅樂頭ヲ遣ハサル、吉良上野介同道ナリ、〇中略

一同日〇四月四日ニ、梶井御門主當著ニ付テ、上使トシテ酒井雅樂頭ヲ遣ハサル、吉良上野介同道ナリ、

一同五日ニ、竹內御門主到著ニ付テ、上使トシテ酒井雅樂頭ヲ遣ハサル、吉良上野介同道ナリ、〇中略

一同十四日ニ、聖護院御門跡、梶井御門跡、竹內御門跡ヘ上使トシテ、畠山下總守ヲ以テ御菓子ヲ

遣ハサル、〇中略

一同廿三日ニ、銀馬代、紗綾五卷、轉法輪右大臣、同斷、菊亭大納言、同斷、烏丸中納言、同斷、櫛司中將、銀馬代計、久世中將、同斷、土御門極﨟、右一人ヅヽ御禮ナリ　銀馬代、繻珍十卷、聖護院御門主、右同斷、梶井御門跡、銀馬代、緞子十卷、竹內御門跡、右一人ヅヽ御對顏ナリ〇中略　一束一卷聖護院內 伽耶院、一束一卷竹內醫師 壽元法眼、一束一卷梶井內 本寬成院、一束一包、竹田眞慶法橋、右同斷、梶井醫師 玄清法橋　右御目見畢テ、聖護院家來八人、梶井家來七人、竹內家來七人、轉法輪家來二人、菊亭家來一人、大佛師左京、繪所了琢、樂人四十五人ノ面々、進上者前ニ置テ、一同ニ御禮、

一同廿五日ニ、御門主方公家衆御馳走トシテ、御能ヲ仰セ付ラル、

一右三門跡方ヨリ薰物一包ヅヽ進ラセラル、是今日御能見物ニ付テ也、〇中略

一同廿八日ニ、御暇ノ衆中、　白銀二百枚、御袷二十、中御門大納言、白銀二百枚、御袷十、菊亭大納言、右同斷、烏丸中納言、白銀五十枚、御袷十、甘露寺宰相、白銀百枚、御袷五、久世中將、右同斷、櫛笥中將、銀百枚、御袷四、土御門極﨟、銀十枚、高松寶珠院使、同斷、一條殿簾中使、同斷、西本願寺使僧、同斷、東本願寺使僧、金一枚、御袷二、大經師以俊、銀十枚、大佛師左京、同斷、繪所了琢、御袷二ヅヽ、樂人四十五人、銀十枚、菊亭家司堀川因幡、　右何も御暇ニ付テ也　轉法輪右大臣へ、上使大澤兵部大輔ヲ以テ、白銀五百枚、御袷二十ヲ遣ハサル、同御家來入江和泉守、入江壹岐守ニ御袷二ヅヽヲ賜フ、是上使ノ次デ也、

一同廿九日ニ、聖護院御門跡江　白銀千枚ヲ遣ハサル、同キ院家伽耶院ニ、白銀十枚ニ御袷五、同キ家來八人ヘ銀十枚ヅヽ、同キ醫師竹田眞慶ヘ御袷五ヲ賜フ、

一同日ニ、梶井御門跡江　白銀千枚ヲ遣ハサル、同キ院家本實院ニ銀十枚、御袷五、同キ家來七人江

外國人參賀

銀十枚ヅヽ、同キ醫師法橋玄淸ニ御袷五ヲ賜フ、

一同日ニ、竹内御門跡江白銀千枚ヲ遣ハサル、同キ家來七人江銀十枚ヅヽ、同キ醫師眞瀨壽元ニ御袷五ヲ賜フ、　右三門主ヘノ上使、酒井雅樂頭並ニ吉良上野介ヲ以テ遣ハサル、彼院家家來ヘノ面々ヘハ、上使ノ次デニ下サル、○中略

一御臺所ヨリ、三門跡ヘ時服二十ヅヽヲ進ゼラル、且又轉法輪右府江時服十、中御門大納言、菊亭大納言ヘ時服六ツヅヽ、烏丸中納言ヘ時服五、甘露寺宰相、久世中將ヘ時服四ヅヽ、櫛笥中將ヘ時服四、土御門極﨟ヘ時服三ツ、御使岩瀨市兵衞ヲ以テ下サル、

〔泰平年表嗣記三〕勅使並仁和寺宮參向

弘化二年九月廿五日、年頭爲御祝儀、○中略仁和寺御門跡到著、○中略同廿九日、仁和寺御門跡江、御使青山下野守を以、銀五百枚、綿三百把、又右大將樣よりも銀二百枚、綿百把被遣之、猶又御逗留中爲御尋、御使高家橫瀨美濃守を以、色繻子二十反、御文臺並御硯箱、右大將樣より御花活、昆布一箱被遣之、

〔續太平年表九〕安政六年正月八日、松平遠江守代り相良越前守、當春參向之公家衆御馳走人被仰付候、

〔日次紀事正月一〕當月阿蘭陀人自長崎港赴東武、拜公方家、時自大坂入京師旅寓、而謁所司、於茲暫休憩、則刷旅裝、或携所獻東武之珍禽奇獸、則洛人群聚而觀之、

〔長崎港草三〕紅毛江府拜禮　阿蘭陀平戶ヘ著船ノトキモ、年ゴトニ年頭ノ御禮トシテ、江府ヘ加比丹參勤イタシ、獻上物品々ヲ捧ゲ、御役人方ヘ進物ヲ上ルニ、松浦家ヨリ撿使馬廻リノ侍一人、徒步一人、通詞以下差添、前年ノ冬平戶ヲ出立シ、翌年ノ正月拜禮ヲ勤ム、寬永十八年長崎ヘ來テヨリ以來ハ、御奉行所ヨリ撿使トシテ、與力同心町使大小通詞以下數十人差添ラレ、前年ノ冬長

崎ヲ出立、翌年正月拜禮ヲ相勤ム、正保四年六月、黑船二艘來リシ時、其年ノ加比旦ヘンテレキコエタ、例ノ如ク參著スルニ御咎メアリ、年來御制禁ノ黑船日本ニ來ルヲ注進スベキ處ニ、其儀ナク候儀不屆ナリトテ、卽拜禮御受無ㇾ之シテ、空シク長崎ヘ歸ル、其翌年慶安元年、加比旦テレキスノク渡來タレリ、上使井上筑後守下向アリテ、目明仲庵ヲ以テ、去年黑船來リシ時、注進セザル趣御吟味アルニ、加比旦其儀曾テ不ㇾ承及ㇾ旨、橫文字ノ書一通差出ス、卽通詞ニ命ジ和解ノ文認サセ、御歸府ノ時、江府ヘ持參アルニ、則御免アルベキ旨仰アリテ、以前ノ如ク拜禮相勤ムトナリ、明曆三丁酉正月十八日江戶大火以來、萬治三年マデ四年間、正月ゴトニ阿蘭陀旅宿類燒セシニ付、翌寬文元年辛丑年命アリテ、正月十五日長崎ヲ出立、三月朔日拜禮スベキ旨仰出サレ、夫ヨリ以來定例トナル、夫ヨリ七十四年後、享保十八年癸丑ノ年、西國饑饉ニテ世間物騷シクナルニヨリ、四月十五日當地出立ス、　阿蘭陀ノ拜禮獻上物ト云ハ、端物ハ猩々緋以下奥嶋ニイタル、其外金唐革硝子器物名酒等也、從ㇾ御本丸ㇾ呉服三十、從ㇾ西御丸ㇾ呉服二十、大小通詞ヘ白銀拜領ナリ、又御役掛リノ諸家ヘ、阿蘭陀人ノ進物各品アリ、從ㇾ諸家ㇾ又阿蘭陀ヘ物ヲ賜フ也、昔シヨリ獻上ノ大概如ㇾ左、

獻上物銀高四十三貫目分　御老中、銀高五貫目分、御坊主頭衆、五拾目分、御若年寄、同貳貫目分、秋鹿長兵衛、六拾目分、御支配人、同貳貫三百目分、御給人衆、貳貫六百目分、寺社奉行、同壹貫百目分、御下役衆、壹貫百目分、江戶町奉行、同壹貫目分、町使二人、貳百五拾目分、御諸司代、同壹貫七百目分、筆者二人、貳百三拾目分、京町奉行、同七百目分、料理人二人、百三拾目分、大坂町奉行、同四百目分、江戶和蘭陀宿長崎源右衛門　壹貫貳百目分、同御家老衆、同貳拾目分、同家來、貳拾目分、百人御番頭、同百拾目分、京宿鮫屋與右衛門　壹貫目分、御徒目附衆、同三拾目分、大坂宿長崎屋五郎兵衛　壹貫目分、下關宿禮、四拾目分、馬指宿宰領駕籠頭貳拾目分、

〔寬明日記〕承應二歲正月十五日、阿蘭陀六人御目見有ㇾ之、所ㇾ謂メストロアシ、ゴシツアヒタレ、モミ

チヨ、シルセレトロ、ヲヒアレ、キリシトシ、右六人獻上物ハ、　一ウニカヲル一本、一猩々緋三端、一花絲毛氈二端、一黑羅紗三端、一金手猪臚絹三端、一浮羅紵三端、一アメレトヲ三十斤、一白縮緬廿卷、一阿蘭陀タイヒ三端、一紋曇子三端、一紗羅紵筋繻珍十端、一絲紗羅紵嶋廿端、一猪臚絹三卷、一木綿紗羅紵嶋廿端、一サヽヘイ廿筋、一琥珀砂時計一ツ、一チンタ酒一桶、一蒲萄酒一桶、

# 古事類苑

## 歲時部十一

### 年始祝三

〔令義解儀制六〕凡元日、不得拜親王以下、謂拜賀之禮、不及親王以下、其三后及皇太子者、幷須拜賀也、唯親戚謂親者、內親也、戚者、外戚也、及家令以下、不在禁限、若非元日、有應致敬者、謂假有事不得已、臨時須拜、非謂元日外理必拜、故文稱有應致敬者、卽有不應致敬者之辭也、四位拜一位、五位拜三位、六位拜四位、七位拜五位、以外任隨私禮、謂假有卑幼五位已上、拜伏尊長六位以下之類也、

〔日本書紀天武二十九〕八年正月戊子、詔曰、凡當正月之節、諸王、諸臣、及百寮者、除兄姉以上親及己氏長以外莫拜焉、其諸王者、雖母非王姓者莫拜、凡諸臣亦莫拜卑母、雖非正月節、復准此、若有犯者、隨事罪之、

〔續日本紀文武一〕高天原廣野姬天皇〇持統十一年八月甲子朔、受禪卽位、　閏十二月庚申、禁正月往來行拜賀之禮、如有違犯者、依淨御原朝庭〇天武制、決罰之、但聽拜祖兄及氏上者、

〔故實拾要三〕小朝拜　又同日、〇正月元日、中略、關白拜禮アリ、〇中略關白拜禮ト云ハ、同日關白亭ヘ諸卿諸臣參向アリテ、關白ヘ拜禮アリ、此時ハ關白ノ方ヨリ庭上ヘ下立テ、先諸卿諸臣ヲ關白禮アリ、其以後ニ諸卿諸臣ノ拜禮ヲ關白ノ被受事也、

〔貫嶺問答〕年首御慶承悅無極、今日關白家拜禮可候歟、何剋許可令參給哉、抑院拜禮、小朝拜以前、於臣下家月卿雲客致此禮、尤無便事歟、然而已爲例事、子細不審、併在面謁耳、謹言、

正月一日　　左大將

謹上　權大納言殿

今日殿下拜禮、一定可候云々、午刻可參入候也、件儀貴命尤可然、但儀制令曰、元日不得拜親王以下、但親戚(親者、內親也、戚者、外戚也、)及家令以下不在禁限者、此事外人不來、親昵依致此禮儀不憚歟、如何、恐々謹言、

正月一日　權大納言

〔日次紀事正月〕四日　農民來賀(凡禁裏院中御領民人、其外家領之農夫、各來其本所賀新年、則與餅酒而祝之、)

〔日本歳時記正月〕五日、采地ある人は、此頃領內の農人多く來賀す、必飯饌酒肉を與ふべし、一年の初の饗なる故に、分に隨て美饌を與ふべし、農は是四民の本なり、その稼穡の功によりて身をやしなふ事なれば、卑賤なりとておろそかにすべからず、是采地をたもつ事を祝し、且去年の農功にむくゆる意なり、又道路に醉人多きは太平の象なりと、古人もいへり、

〔正寶事錄九〕元祿十二己卯年

一明後十日朝、保田越前守樣(○宗鄕、江戶町奉行、)町中名主之御禮御請被成候間、さかやきを剃、麻對之上下を著し、十日朝明六ツ時、越前守樣御番所腰懸迄參著可仕候、若病氣ニ而不能出候ハヾ、其斷今明日中ニ樽屋所江可申來候、十日朝雨降候ハヾ能出義致無用ニ、重而相觸次第ニ可能出候、以上、

正月八日　町年寄三人

〔憲教類典三ノ一年中行事〕寶永二乙酉年十二月十五日

覺(○中略)

一年頭者三日より七日迄之內、美濃守老中右京大夫伊賀守若年寄中江者、不込合樣、勝手次第可被參候、(○中略)

十二月

寶永三丙戌年正月十八日

覺

一美濃守方江年始、五節句、歳暮之爲祝儀被參候儀斷ニ候、且又遠國より年頭之書狀被越候儀も斷ニ候間、右之段向々江可被相達候、

正月十八日

〔續百一錄〕延享四年正月

口上覺

牧野備後守殿〇京都所司代江爲年始御祝詞、來十五日十六日兩日之內、巳刻より午刻迄之內被仰合、御勝手次第御出可被成候、尤御畫形又者御所勞之御方樣者、以御使者可被仰入候、御行向之御方樣者、御出之日限且御組合等之儀御書付被成、來ル十三日迄、久我家江可被仰聞候、此旨各迄可申入之旨、兩傳被申付、如是、已上、

正月八日　葉室家――――　久我家――――

〔萬天日錄〕覺

一正月元日四時巳前、兩番頭同道、攝津守殿〇大坂町奉行宅江相越、夫より御本丸江出仕、御玄關之上掛緣ニ而、月番之番頭より熨斗蚫出之、年始之禮互ニ致、繼合候〇中略事、

已上

覺

一正月元日、相摸守殿〇大坂町奉行宅江五ツ半時相越、夫より御本丸江出仕、何も登城之節出合申事、

附供之者、元日計麻上下著用之事、

一正月二日、江戸江年始之書狀、繼飛脚指下付而、相摸守宅江寄合、のしめ麻上下之事、

一正月三箇日之間、與力ハ麻上下、同心ハ元日計之事、〇中略

已上

右兩通ハ、大坂在番大番頭手前之扣寫、

〔政談〕七人扱　一年始の禮に御老中の宅へ參る者限を、御目附より觸る事、近年始りたり、是又間違也、老中なりとも不和ならん人亦持寄あらば年始の禮に參るまじき也、御老中とても傍輩なる故也、夫を御目附より觸る時は、相對の禮を公法にするなり、御目付は公儀の役人也、公儀の役人は、相對の禮を差圖する事有まじきこと也、是又昔は是なき事なるに、近年御老中の使ひものと成て、己が作法を咎むる職掌なる事を忘れたるより、かくの如く成間違は出來たる也、

〔續日本紀〕二十九稱德　神護景雲三年正月壬申、〇三日　法王道鏡居西宮前殿、大臣已下賀拜、道鏡自告壽詞、

〔法成寺攝政記〕寛弘二年正月一日庚戌、家拜禮、上達部六人、殿上人地下四位並三十餘人、諸大夫六十七人事了、

〔小右記〕治安四年〇萬壽元年　正月一日庚寅、未剋宰相來云、參關白御許拜禮、卿相相引參禪室拜禮了、

〔左經記〕長元八年正月一日丙戌、午剋參關白相府、堀河第座　頃之春宮大夫以下六位以上、於南庭再拜、主閤答拜畢、

〔中右記〕康和三年正月一日壬戌、午剋參右大臣殿、東三條對大后同御也　執柄之後必可有拜禮、依庭濕於西透廊有拜禮、二位中納言、經實　中宮權大夫、能實　右兵衛督、師賴　右大辨、宗忠　大藏卿、道良、已上一列、殿上人頭辨重資以下十餘人、一列　諸大夫之一列之末、六位上官列立、依廊中狹少　二拜、若大納言被參者、可有答拜由雖有其議、不被參入也、人々渡南庭、右大臣殿出御、從東門率公卿令參大殿給、枇杷殿　此間小雨、仍無拜禮、

〔法性寺關白記〕保安四年正月一日、有拜禮事、余在寢殿簾中、大納言以攝津守盛家朝臣示云、於對南庭可拜歟、將於寢殿前可拜歟、上達部乏少之時、於對南庭有此事、定有便宜歟、余答、殿下御時無御答

拜時、於寢殿前庭有拜禮之樣ニ思給也、但相量宜樣可被進止也、則進出寢殿前庭有此事、上達部一列、殿上人一列、諸大夫一列、上官一列也、大納言來時多有答拜云々、然而大殿御時、故入道左大臣爲大納言被來之時無御答拜、依爲親人云々、今日上達部乏少、答拜可見苦之上、大納言一家親族也、仍不答拜也、拜了、人々退歸了、

〔中右記〕大治四年正月三日壬午、先殿下有拜禮、右兵衛督左中辨實光、新中將重通參、諸大夫上官等、

〔長秋記〕保延二年正月一日己巳、未剋著束帶、師行、師仲、相從詣關白亭、(三條高倉)先是皇后宮權大夫、新宰相中將、(重通)殿上人五六人許參會、右大將被參、良久關白於簾中示人々云、於今有拜禮歟、仍右大將以下下立、召家司泰兼被申事由、泰兼不申返事退出、右將軍更召歸被問、若是失歟、次將軍以下進南庭、公卿一列、殿上人一列、藏人列之次、家司上官等一列、拜了退出、

〔台記〕康治二年正月一日己丑、詣攝政、(近衛路程取松明)以光房申云、雖入夜可被拜禮歟、報云、入夜拜禮雖不覺前跡、人々被來、故猶可有乎、○中略拜禮了、

〔愚昧記〕仁安二年正月一日庚子、午始正朝服參攝政亭、(自去廿九日渡給北隣)先是治部卿、春宮權大夫、左大辨、平宰相等在之、相次大理、中御門中納言、源相公等參仕、頃之左中辨俊經朝臣來居東簀子云、拜禮早可候、仍人々下立中門外了、大理漸進出庭中、無答拜之時、猶先可申事由歟、無左右進出之條如何、俊經朝臣進寄雖示其由、敢不承諾云々、公卿一列、上官一列、列立了、(諸大夫不立、光成類雖加催、眞久遁々、仍再拜了、)再拜後各退歸、

〔玉海〕治承四年正月一日甲寅、今日大將(○右近衛大將藤原良通、兼實子、)可參關白(○藤原基通、兼實姪、)拜禮之由、內々有其告云々、此事不可必然、如大饗者、不論親疏行向例也、至拜禮者、殊屬之人、幷雖爲一族、不異門下之客人人(能實忠教等之輩即是也)所拜也、大將雖可相親、强非可行訪、就中如大將之輩、先々爲上首相訪者例也、如風聞者、大將上﨟可及五六人云々、於事似無用心、然而近日之事以恐爲先、又倩案、故攝政殿遺德、何强避

誹謗哉、因茲欲行向之間、關白先以參內云々、雖有恐又何爲哉、

〔吉記〕元暦二年正月一日乙酉、未斜參攝政□□□□□列立(西上北面)之間也、仍予立加之、○中略堀河大納言廻顧被問列畢歟之由、次主人相共再拜、主人小揖(無御揖讓歟如何)令昇給、此間家禮人々蹲居、次自上臈次第退入、攝政暫令著寢殿圓座給、○中略次堀河大納言、予已下降立(西上南面)中外門、攝政降南階出中門、相逢大納言令揖給、(家禮人々引入蹲居)於門外駕御車、(殿上人之外無扈從、公卿古來率參、近來別被召具之歟、)次人々次第退出參院、三日、詣左府、○中略申云、拜禮之時上首揀之、第三人相□□□□將又揀了、立定之後可出歟、殿下拜禮、予爲第二、而堀河大納言未被揀終、至庭中間進出、頗早速歟、如何、被答云、必不可待揀終、漸可出也、第二三人揀之有例歟、於我者爲第二、只一度所揀也、

〔玉海〕文治三年正月一日癸卯、余(○藤原兼實)召宗頼、問拜禮事具否、(殿上人上官等參否也)申具了之由、但宗家卿未參云々、陽日已傾、拜禮欲暮、且可被降立之由示人々、卽三卿降自中門外方、此間內府、三位中將、同以降立、(自中門廊外方降也)各列立中門外、(西上北面、內府立南內、)余在寢殿簾中、(打出間也)內府依爲上首也、縱大納言雖爲客、不可答拜也、□爰家司大藏卿宗頼朝臣、進內府前蒙氣色、昇自中門外方、入自車寄戶、經透渡殿寢殿南簀子等、就南面西第二間、(余在件間簾中、東三條儀在對東此南面妻戶簾中、是於對南庭有拜禮時之例也、於寢殿有拜禮之時、在簾中又例也、件間及西一間有打出、)申事由退歸、降自中門廊內方簀子、(南妻有沓脫如何)氣色內府出中門了、次內大臣、權中納言定能卿、經房卿、泰通卿、參議隆房卿、從三位良經卿等、列立南庭、(上首當南階東同柱立也、內大臣不練步、只徐步也、)殿上人頭中將實致朝臣以下、列立公卿後、(家司之中爲殿上人者有此列、)次五位外記列立殿上人後、(六位外記有列、末此列家司職事四人列立、而一人不立、尤違例也、但近例如此云々、如何々々、)皆悉立定了、內府已下再拜訖、殿上人之下﨟等幷上官先出中門畢、次內府已下經列前出中門、列立藏人所立蔀前、內府、三位中將留中門邊、次余出自寢殿西面妻戶、(隨便宜也)降自寢殿南階、(頭辨兼忠獻沓)出自中門、小向上首示氣色、過上達部前、(定能已下四卿列立也、余過之間皆居地、)於門外乘車、(三位中將褰簾)內府已下相引公卿等參院、(押小路殿也)

建久九年正月一日己亥、日蝕、二日庚子、今日有關白家拜禮、○中略傳聞、關白家拜禮、上首右大將有答拜云々、忠良大納言不立、依家禮歟云々、

〔明月記〕建久九年正月一日己亥、日蝕、二日、後聞、雨以前關白殿有拜禮云々、三日、後聞、昨日宗國少將袍、其大頸袖等用他文、人々見出此事嘲哢之間、拜禮可取殿下答拜御沓之處、忽被改定被用雅行云々、又云、有雅少將著縫腋出仕云々、

貞永二年正月二日丁未、大殿拜禮、權辨光俊申之、殿下令練給、九條新大納言、高中納言中將殿、伊平、實有、賴資、家光、經高、爲家、範輔、基氏、外人一人歟、資賴卿、有親朝臣、殿上人頭辨親季、光俊、職事三人高嗣歟、次北政所拜禮、宗平朝臣職事歟申之、人數同前、

〔玉蘂〕嘉禎三年正月一日、申刻上達部來集、右府○藤原良實、道家子、遲々、再三雖遣人、漸欲口黃昏、仍予○藤原道家著束帶、大納言○實經、道家子、同著之、諸卿降立、此間右大臣來臨、直進中門、使家司權中辨家賴朝臣令申事由、可許之後、右大臣以下列立南庭、右大臣練步、西上北面、公卿一列、殿上人一列、頭辨忠高朝臣、雖下臈列上、資季朝臣、親季朝臣在下、是近例也、家司職事一列、大外記師兼、大夫史季繼、大外記賴尙依爲家司在此列、上官一列、皆悉立了再拜、次自上臈經列前次第退下、官相公卿已下殿上人等先出、右府經列前候間、伊平、爲家、公雅等居、大納言退下候間、人々深敬折、次有准后○道家妻、藤原公經女、拜禮事、其儀如初、但右府不練、家司職事上官等不列、次○中略　今日來拜禮公卿　右大臣、九條新大納言、鷹司中納言、大宮中納言、新大納言、二條中納言、右衞門督、菅宰相、平宰相、藤宰相、皇后宮權大夫、大宮宰相中將、中御門宰相、左大辨、新三位中將、

〔平戸記〕延應二年正月一日丙寅、申刻許殿下有拜禮、右大將殿、侍從中納言、堀川中納言、吉田中納言、侍從宰相、左大辨等參上、頭辨經光朝臣爲申次云々、其後人々參一條殿、左大臣左大將兩殿、先被奉拜入道殿、次有准后拜禮、公卿七八許輩許也、殿上人不列云々、秉燭已後有大殿拜禮、猪隈殿、此御所織戸中門也、攝政殿、右大將殿、堀川吉田兩中納言侍從宰相、左大辨等云々、兵部權少輔親賴爲申次、

〔深心院關白記〕建長八年正月一日、未剋許參關白〇藤原兼平御許、有拜禮、一條大納言爲上首、主人答拜、關白被參太閤、〇藤原兼經連轅參入、關白幷余進庭中拜畢、

〔百一錄〕元祿九年正月元日、申下刻有關白家拜禮、

〔宗建卿記〕享保十九年正月一日、關白家拜禮、中略家司惟肅朝臣被示云、殿下降殿之時、家禮輩磬折且拜了、殿下令過前給時、磬折可然之由、此事予不審、於家禮禮節者、蹲踞常事也、而今日磬折大略他與參議同事歟、雖然家司申觸之間、定而殿下命歟、不及左右、予次阿野宰相中將被列、仍予密語云、去享保十四年、當家拜禮之時家禮、關白令過前給之時、各蹲踞歟、相公羽林覺悟同事、今日之儀、於彼相公亦有不審氣歟、中略殿下出門令過前給時、家禮輩深磬折、自餘參議散三位等磬折、殿上人蹲踞、抑今日家禮禮節、於磬折可有難歟、若退列深磬折可然者也、今日於東宮實全朝臣與相語之間、彼朝臣所存如此、而彼朝臣於關白家禮節、唯磬折不被離列、頗有後悔、仍於東宮、關白令過給時雖程遠、令過彼朝臣列前給、其時離列深磬折了、愚按、此事彼朝臣所存非無其謂、雖然家禮禮節、蹲踞可然歟、尤離列磬折之事有其例、管見注左、　園太曆、貞治五年正月七日、略之　如此說ハ、離列深磬折無難乎、　三長記、建久九年正月十九日、略之　親長記、明應二年正月十五日、同　如此等之記ハ、於上臈ハ家禮之人深磬折歟、　普通可被用蹲踞者歟、天永寬治等頃不用蹲踞、而近代有蹲踞沙汰歟、如何、爲後暫注兩說、可尋有職人也、　二十年十二月廿六日、參殿下之節申云、來年可被催小朝拜歟、每々家禮體節、種々不一樣、如何候哉、於家禮者蹲踞常事也、依之予勘物入見參、殿下御一覽之後仰云、予所申尤之儀、各申合可蹲踞云々、

〔愚昧記〕仁安四年正月一日戊午、無殿下拜禮、是依去年神宮事〇火災也、

〔玉海〕壽永二年正月一日丁卯、攝政家無拜禮、未知其故、後聞、長承二年、故殿初被行臨時客、無拜禮云云、被追彼例歟、

〔園太曆〕康永四年正月一日、依二春日神木幷神輿事一、東大寺八幡宮關白以上拜禮○中略無之、

貞和二年正月一日辛巳、東大寺八幡宮神輿未レ歸二坐之一間、○中略執柄拜禮又被レ略云々、　四年正月一日、春日神木、於二移殿一越年給、仍長者以下、執政一族不レ被二出仕一、大臣皆被二蟄居一也、依二度々之例一、關白幷仙洞拜禮○中略被レ止之云々、

文和二年正月一日、今日、關白拜禮無之云々、陽祿門院○光嚴妃秀子五旬之忌未レ過之故歟、舊冬執政被レ示合之間、予計二申此趣一、若被レ容二芻言一歟、

延文三年正月一日、依二東大寺神輿事一、○中略關白被レ止二拜禮儀一云々、

〔續百一錄〕延享三年正月十三日、百萬遍方丈諸禮、尊勝院樣同斷、寶慈院樣より諸司代へ一束水引、兩町奉行へ小鷹引合十帖ツヽ、例年今日也、御使喜內、　十五日、牧野備後守殿○京都所司代へ年始御祝儀、御使西野左近、

〔家忠日記增補〕天文十六年正月、廣忠○德川君御不例に依て、今川義元に新正の賀儀を告玉はんが爲に、御名代として松平藏人信孝をして、駿州に赴かしめ玉ふ、

〔總見記十四〕甲戌歲旦御酒宴御肴事

天正二年甲戌正月元日、歲旦ノ嘉儀ヲ祝シ、在岐阜ノ大身小身、皆々出仕御禮ヲ勤ケルニ、信長公御機嫌宜敷、三獻ノ御酒宴アリ、其後又此肴ニテ一獻メグラスベキノ由、御諚有テ、黑漆ノ箱ヲ取出サレ、列座ノ中ニ指置キ給フ、柴田勝家是ヲ見テ、イカナル御肴ニテ御座候ゾト申上ル、信長公自身其箱ノ蓋ヲ御ヒラキ成サレ候ヘバ、金銀ノ薄ニテ濃付タル白頸三ツアリ、各札ヲ付ラレテ、朝倉義景、淺井久政、同長政三人ノ頸ナリ、出仕ノ面々皆以、アハレ是ハヨキ御肴ト申上ル、信長公御諚ニハ、何レモ大身小身ノ面々、多年軍功ヲ勵シ、忠節ヲ盡スニ依テ、此三敵ヲ亡シ、今春ハ心安是ヲ肴ニシテ、酒ヲ酌ノ時ニ至レリ、何レモ各ノ滿足、我等ガ大慶不レ過レ之ト被レ仰、ソレヲ肴ニシテ、

列座ノ面々又盃ヲメグラサル、剣刀脇指銘ノ物、數ヲツクシ取出サレ、大身小身ソレ〴〵ニアタヘ被下ケレバ、各忝奉存候由、悦ビ合テ退出シケリ、

〔信長公記十一〕天正六年正月朔日、五畿内泉州越州尾濃江勢州、隣國之面々等、安土にて各御出仕、御禮在之、先朝之御茶十二人に被下、御座敷右勝手六疊布四尺縁、　御人數之事　中將信忠卿、二位法印、林佐渡守、瀧川左近、永岡兵部大輔、惟任日向守、荒木攝津守、長谷川與次、羽柴筑前、惟住五郎左衞門、市橋九郎右衞門、長谷川宗仁、以上、　御飾之次第　御床に岸の御繪、東に松嶋、西に三日月、四方盆、萬歳大海、水さしかへり花、周光茶碗、圍爐裏に御釜うば口くさりにて、花入筒也、御茶道宮內卿法印、以上、　御茶過候て各御出仕有、三獻にて御盃御拜領、御酌矢部善七郎、大津傳十郎、大塚又一、青山虎、其後御殿御座所迄皆見せさせられ、三國の名所を狩野永德に被仰付、濃繪に被移、色色御名物はせ集り、心も詞も及ばれず、御威光中々不可勝計、各此御座敷へ被召上、忝へ御雜煮并唐物之御菓子色々被下、生前之思出、末代の物語、忝次第不申足、

〔信長公記十三〕天正八年正月朔日、近年攝州表各在番粉骨に付て、年頭之御禮、舊冬より御觸にて御免、御出仕無之、

〔信長公記十四〕天正九年正月朔日、他國衆之御出仕被成御免、安土に在之御馬廻衆計、西之御門より東之御門へ被成、御通可有御覽之旨上意に而、各其覺悟仕候處、夜中より巳刻迄雨降、御出仕無之、

〔信長公記十五〕天正十年正月朔日、隣國之大名小名御連枝之御衆、各在安土候て御出仕有、百々之橋より總見寺へ被成御上、生便敷群集にて、高山へ積上たる築垣を踏くづし、石と人と一ッに成てくづれ落て、死人も有、手負は數人不知員、刀持之若黨共は刀を失ひ、迷惑したる者多し、一番御先御一門之御衆也、二番他國衆、三番在安土衆、今度は大名小名によらず、御禮錢百文ヅヽ、自身持

參候へと、堀久太郎、長谷川竹、以兩人御觸也、總見寺毘沙門堂御舞臺見物申、おもて之御門より三ノ御門之内御殿主ノ下御白洲まで祗候仕、爰にて面々被加御詞、先々次第の如く、三位中將信忠卿、北畠中將信雄卿、織田源五、織田上野守信兼、此外御一門歴々也、其次他國衆各階道をあがり、御座敷之内へめされ、忝も御幸之御間拜見なさせられ候也、御馬廻甲賀衆など、御白洲へめされ暫時逗留之處、御白洲にて皆々ひえ候はん之間、南殿へ罷上、江雲寺御殿を見物仕候へと上意にて、拜見申候也、

〔豐臣秀吉譜〕上 天正十一年正月元日、秀吉趣播州姬路、二日賜酒肴銀子及粮米于諸士、使賞春肇也、諸士大悅、張宴遊樂、自旦至中宵、然秀吉不敢休憩、召執簡者二三人、使記年年之恩祿太刀衣服粮米等之費、乃定監吏十人、其後喫朝飯而熟臥、至三日亭午而眠覺、氣色頓新、將拉鬼、然後受諸士之賀禮及神職僧徒等、

〔豐臣秀吉譜〕下 文祿二年正月、秀吉在名護屋、群臣獻正旦之賀儀、時城州八幡山暮松新九郎、爲告正辰之賀祝、故來于名護屋、

〔武邊咄聞書〕七 利家景勝年頭之禮式相論の事

一聚樂御城にて、秀吉公年頭の御禮御受の時、上杉景勝より先、前田利家出給ふを、景勝押て、同宰相にて我は先官也、貴殿を先へいだす間敷と有、利家は先へ出んとす、景勝せいて已に利家と刺違んとせられしが、堀尾帶刀、中村式部扱事濟、秀吉公の御前にての事也、景勝本國へ系圖を申遣し、京へ被取寄、其内利家を中納言に被仰付故、何事もなき也、

〔玉露叢〕二 慶長六年正月朔日、内府家康公、秀頼公ニ御對顏、歲首ヲ賀シ玉フ、今日天下ノ牧伯、内府公ヲ拜シ奉リケリ、

〔家忠日記追加〕慶長十三年正月二日、此日秀頼より、織田左門賴長歲首の使として、駿府に來賀す、

〔駿府政事錄〕慶長十八年正月二日、秀賴公御名代速水甲斐守來、大澤少將披露之、

〔親元日記〕寬正六年正月六日甲寅、奏者親元當番、御番御喝食兩人御入、改年御禮也、十一日己未、春日社御師、樽一荷、粽五連、圓鏡一、廿日戊辰、攝州神元寺、御卷數進上、幷貴殿〇伊勢氏江卷數樽一荷兩種、廿二日庚午、八幡善法寺太刀金、彥根寺御卷數二合進上、貴殿江一合、廿四日壬申、春日御師刑部少輔師淳參賀、御樽一荷、百二合、鯉一、

〔加澤平次左衞門覺書〕海野兄弟御退治矢澤賴綱無心事

長門守岩櫃ノ城ニ居テ、越後南方ノ大敵ヲ防ギ、堅固ニ城ヲ持ケレバ、勝賴卿不斜思シケル堺目ノ城代ナリケレバ、年始ノ御禮ニ參府ハナカリケリ、使者ヲ以テツトメラレケル、年頭ノ使者ヲ差上タル節御書アリ、其文曰、改年ノ爲祝儀、矢根到來、喜悅候、猶土屋右衞門尉可申候、恐々謹言、

正月十七日　勝賴御朱印　海野長門守殿

〔家忠日記〕天正二十年〇文祿元年十一月七日癸亥、筑紫殿樣ニ年頭の御禮として、酒井助大夫つかはし候、進上物御小袖一重、加賀爪殿へ銀子一枚、深尾淸十へ同三兩、松平源三郞へ同二兩、全阿彌へ二兩、三橋左吉一兩、鵜殿善六へ壹兩、

〔孕石家秘錄〕寬文三年正月元日、忠豐公〇山內ハ江戶御在、豐昌ハ御眼氣ニ付、御出座不被成、然共御家中御侍共ハ御屋敷江出仕、御嘉例之御規式ニ而、組切熨斗頂戴仕事、

一桐間伊東後兵庫と改組高屋所左衞門御母衣相煩不罷出候處、御禮帳ニ書載、其上御近習ハ年頭御禮ニ罷出事不定ニ付、例年も帳面に不記候處、大塚伊左衞門御鐵炮頭罷出候故、殿中禮帳附之者ニ其段理り候得と、伊東申聞事、

一伊東組生駒隼人組之御物頭替ニ罷出、大形相濟候時分、平御侍御禮之次第、少滯申樣ニ有之ニ付、伊東儀椽側へ罷出、兩組帳之引合、今年之帳付可爲不案內候間、如例罷出られ候得と、組之侍

中へ申渡事、

一伊東本座へ歸著暫至、御横目瀧九兵衞、安愼次郎作兩人、伊東前へ參、此方帳不案内之由被申ニ付、致吟味候處ニ、帳付ニハ誤ハ無之、伊東祉右兩人之儀誤之由、物あらに申ニ付、伊東返答に、所左衞門儀ハ帳之書損シ、猪左衞門儀ハ、子細有之段申候得共、其子細も不聞屆、理不盡に致惡口氣色仕候得共、伊東儀ハ、殿中殊ニ御嘉例之御規式不相濟由ニ候得バ、其方抔存タル儀に而ハ無之、人そばへを申候と申聞、色々口も不出罷在ニ付、元政雙方之間へ入、殿中と云、御規式も不相濟內、御横目役には不似合仕形、申分於有之ハ、重而之儀、此人多成所にてハ、何事もさせ申所に而ハ無之段申聞候內に、九兵衞次郎作をバ、何れも引立罷退事、

一二日ハ忠義公へ之御禮、御病中故御出不被遊候得共、於三ノ御丸如御嘉例切熨斗頂戴、伊東も元政も組中召連登城、御禮相濟歸宅否伊東方より、深尾帶刀、百々刑部、寺村淡路を以、野中傳右衞門迄書付を以、申込候趣左に記す、

一元日於御屋敷御禮申上候刻、私組中高屋所左衞門相煩、不罷出筈之處、不念ニ而罷出筈書付申事、

一御城に相詰候者、例も帳面に不相記候ニ付、當元日にも其通ニ仕候處、大塚猪左衞門御屋鋪を罷出候ニ付、帳付ニ相理り候得と申聞事、

一生駒隼人私兩組御物頭御差物組御小性中迄、御軍法之如く一段に左右替ニ罷出、御禮申上候處ニ、小性衆罷出刻少滯申ニ付、兩組之帳引合之義、帳附衆可爲不案內候間、如例罷出候樣にと、組之小性衆へ申渡候、然ル處安愼次郎作、瀧九兵衞、以後參申ニハ、帳付ニ誤無之候、右所左衞門、猪左衞門帳面相違之二ヶ條、私誤之樣に次郎作、九兵衞申成候ニ付、所左衞門儀ハ私誤、猪左衞門儀ハ右之子細兩人へ申譯候處、其子細をも不承屆、兩人私に樣々惡口仕、堪忍難

成存候得共、殿中之儀、殊に御嘉例之規式不相濟内故、無是非延引仕候、今以兩人と可相果儀候得共、左樣御座候得バ、御家中騷動、御爲不可然候、私親爾來御厚恩を忘申に相成候ニ付、私切腹可仕候、御撿使被仰付、其上にて次郎作、九兵衞切腹可被仰付候、以上、

正月二日　　桐間伊東判

野中傳右衞門殿

一元日晩、野中傳右衞門より渡邊左大夫を以、元政方へ申越候ハ、何卒和談させ申度候間、林三郎右衞門、深井正右衞門と寄合相談可仕也に候得共、伊東儀ニ候得バ相談不能成由令返答、其後御家老中不殘異見被申候得共取合不申、伊東より書付差上候以後、此上にも元政へ直談申度旨、寺村淡路を以、傳右衞門より申越候得共、出合不申事、

一元日二日にハ、伊東方より押懸可申樣に存候哉、御家老中氣付、殊に九兵衞、次郎作方にてハ、事事敷用心仕體、依之伊東元政屋敷邊にハ遠見を附置、夜中ハ門前を布引に見廻り申體ニ候事、

一三日之晝、忠義公被仰出候ハ、親兵庫爾來御爲を存候伊東儀、是式之事に可致切腹と申段、御爲に不成申分ニ候、此上ハ双方御暇被下候旨、於御城生駒木工に被仰渡、木工退出之處、伊東儀心底爲詰者に候條、此上にも切腹仕儀も可有之、左樣無之樣に木工覺悟仕得と追懸御意之由、

一伊東ハ即刻屋敷を明け、見龍院迄立退、依之元政家來長谷川源右衞門、兼松八右衞門差添遣す、然ル處關所之手形傳右衞門より不仕候に付、無是非見龍院に逗留相待事、

一元政儀ハ不及申、生駒木工も御暇之願申上候筈に相究引籠事、

一伊東へ御暇被遣候儀御後悔被遊、中村へ以早飛脚匠作樣呼に被進、同十日に御出府、伊東歸參之御相談に被掛御心、九兵衞、次郎作、閉門被仰付、伊東歸參仕候樣に異見仕候得と、木工へ被仰聞候得共、一度御暇被遣伊東儀ニ御座候間、同心仕間敷と木工申上、其後ハ木工も引籠罷在事、

一同十四日、匠作樣へ元政被召寄、被仰聞候ハ、兵庫已來御懇に被召仕候伊東に候處、是式之事に御暇被遣候段、忠義公別而御後悔に思召候、橫目兩人之儀、物毎相愼申役人として、殿中と云、禮式も不相濟内、非分之申樣不屆に思召候、此科を以、匠作樣へ御預ケ、中村へ被遣候、今度之義ハ伊東越度不成段ハ、忠義公御判形御出可被成候間、是に而歸參仕候樣に異見申候へと、御懇に被仰聞事、○中略

一右之次第、伊東へ申聞令異見候處ニ、此上ハ彼兩人式を心に掛ケ候段、おとなげなく小勇之至、旁に付致御請、同十六日之晩、本屋敷へ歸宅、同月十九日に忠義公へ伊東元政共、御禮申上事、

〔容山亭日記 一〕貞享三歲正月朔日、年頭之御目見被爲受候、　同四日、御家中息中幷隱居人被爲受御目見候、

左之通被仰渡候

元旦今朝御家中御禮仕候面々之内ニ、殊外頭高なる者在之、尾籠之時ニ候、於御前右之通候得者、他國御使且又江戶御供ニ被召連候節、於他所猶以不作法ニ可有之と被思召候、立廻り指南仕候者之敎ニ候哉、是跡ハ箇樣之義不被成御意候、向後之義別而作法相嗜候樣ニ、常々急度被相心得由可申渡旨被仰出候、

正月四日　寄合所

御寄合所より被仰渡候所、御書付之通寫し候、此旨可被得其意候、各末々江御廻し、以後手前江御返し可有之候、以上、

正月四日　頭

〔鹽尻 六〕尾州公御家人拜禮次第　或人問、尾州公の御家人拜禮の次第の中、成瀨氏の與力の次は、竹腰氏の與力なるべきに、渡邊氏の與力出座の事、渡邊氏も又今大夫の家なる故にや、答ふ、然、慶

長十六年十二月晦日、平岩主計頭親吉卒せり、翌年正月神君尾州へ御登りありて、故親吉の舊臣等六隊を、源敬公〇義直に屬し奉るべき由を命せらる、夫より平岩衆と號し、成瀨隼人正正成是が令をなせり、元和二年正成をして犬山の城主に命じ給ひし時、平岩衆の內を以て與力に屬し給ふ、同三年平岩衆〇中根茂吉明組隊を渡邊半藏守綱に附し、天野伊豆守重次を組頭に命じ給へり、重次もとは平岩宮內が隊衆なり成瀨渡邊兩氏の與力、元來一列の士なりしゆゑ、兩家の與力並び次で、御禮を爲べき旨、仰に依りてなりとかや、

〔南龍公言行錄上〕一或時御病氣にて、年頭之御禮を一度に御請難被成、長袴は元日、半袴は二日に御請可然と年寄中被申上候ニ付、賴宣君被仰候は、侍に上下之差別不可致、長袴半袴共に元日に出仕爲致、壹人々々の禮を請候事、病後成難く、總禮にうけ候と、諸士中に申聞候得と御掟にて、元日に殘らず出仕せしに、すなはち御出有之、中之間より表まで御廻り、禮を御請被成候ゆゑ、半袴の輩難有がりけるとぞ、

〔甲子夜話十七〕上杉家年始祝膳ニ、大根漬ヲ大ク一切ニシテ設ルヲ、重キ祝トスルコトノ由、コレ音通ニテ人切ノ香物ト云トゾ、一年庖丁ノ小吏誤リテ取落シテ膳ヲ進メシカバ、速ニ有司其罪ヲ論ゼリ、時ハ鷹山ノ代中ナリシガ、其コトヲシトモアシヽトモ挨拶ナク、傍ノ硯引寄テ、

治れる御代のためしにかうの物ひときれさへもわすられにけり、ト書テ有司ニ授ラレ、目出タシ〳〵ト云ナガラ奥ニ入ラレシトゾ、

〔雜話筆記二〕和州高取ノ城ニハ、古來ヨリノ例ニテ、每年正月ノ禮物ニ、城下ノ町人ヲ始メ、各々手比ノ一人持ノ石一ツ宛ヲ持テ、城ヘ禮スルト云ヘリ、高取ハ至テ高キ山城ナリ、山城ヲ敵ノ攻ルニ、石ヲ投ルニ如クコトナシ、

〔明君遺事〕從四位下侍從土佐守豐常君、〇中略江戶にて御在府の每年正月四日、御家御出入の町人

職人共、それ〲の捧物して御禮申上る事也、先例にて御近習の面々、其外諸役人中、右町人職人共の指上たる進物を、鬮取にして配當せり、しかるに御役人分は、鬮取に不レ及して、各望の品を一色も二色も指取にする事、是亦いつの頃よりか仕來となりぬ、巳ノ年正月鬮取畢て、御近習の面面へ、取たる品御問被遊、此時御役人中鬮取に及ずして指取にする由を、初て御聞被遊仰けるは、役人共の鬮取なくて、望の品を指取にいたす事心得ず、去ながら今年は最早過去ぬる事なれば、其沙汰に及ぶべからずとなり、此御意承り傳へ、役人中甚畏服して來年の事を誡めり、誠に不レ令して向來を示すとは、箇樣の事を可レ申、

〔甲子夜話四十五〕年始退朝ノトキ、次手ニ老若衆回勤スルコト、烏帽子大紋ノマヽ、回ルコトモアリ、此頃九鬼長州〈隆國、初和泉守、〉我肥州ニ話セシハ、某祖父存在ノトキ、此事ニテ烏帽子、駕ノヤネニ中リテ、度々ノ出入不自由ナリ、因テ年始ノ回勤ハ、廉上下ニ著替タル方然リ抔云シ者アリシヲ聞テ、何條出入ノ礙ニナルベキ、我勤シ頃ハ烏帽子ハ著ズ、手ニ持テ白洲ヲ歩行タリ、駕籠ノ中ニノコシ置テハ宜シカラズト誨ヘシガ、流石今ノ世ニハ斯クハ爲ガタシト、長州云タリト肥州語レリ、コノ頃ノサマ想知ルベシ、コノ祖父ハ隆邑ト云テ、德廟ノ頃ヨリ勤メテ、近年九十餘ニテ卒セシ人ナリ、武人ナリシ、

〔一話一言二十六〕南市令府簿書

彈左衛門由緒之事

一御入國之御時、御馬足痛、〇中略私先祖支配之猿引召連罷出候得ば、病馬快氣仕候に依て、爲二御褒美一鳥目頂戴仕、其爲二引例一、毎年正月十一日、御城樣御臺所にて頂戴仕候、中古より西之御丸下にて、從二御厩一御判頂戴仕、御納戸方より鳥目頂戴仕候、

一御入國之御時格式にて、只今に至迄年始之御禮、元日御老中樣へ罷上、夫より段々御役所樣へ

相勤申候、

〔一話一言 十二〕池田氏筆記 ○中略 一桂女、毎年始、八朔、所司代へ御禮トシテ三四人ヅヽ來ル、年始ハ飴、八朔ハ菓ヲ上ル、（菓ハ柿梨ノ類ナリ）桂ノ里ニ住ス、人別ニ鳥目一貫文ヅヽ下サルナリ、目見無之、著服ハ途中ニテハカヅキヲシ、例席ニテハカイドリヲシテ、頭ニ古キ布ヲ頂クナリ、

〔續百一錄〕延享三年正月七日

一百姓總禮（ごまめ、ゆづりは、ほなが、ひらきまめ、）ふくさ雜煮（もち、大こん、いもがしら、くしがい、いりこ、）引而重箱（牛蒡、くきかずのこ、）盃（あひのかわらけ、牛房、かずのこ、）○中略 一鳥目拾疋、庄屋、 一同貳十疋、百姓中、 一牛房、七郞右衞門、 一小豆、藤右衞門、 一小豆、五兵衞、 一小豆、五郞右衞門、 一同、喜兵衞、 一黑大豆、小左衞門、（なさき村）一扇子、利左衞門、（大ツカ村）一黑大豆、三上仙助、 一小豆、針新平、 一牛房、九右衞門、（田中村）梅津村 一鳥目三十疋、文大夫、 一扇子四本（又四郞、嘉兵衞、）一扇子十本、百姓中、 吉祥院村 一御禮御鏡、石原市正、 一扇子一箱（百姓中八郞右衞門）一黑大豆、百姓中、 一扇子一箱（東方金左衞門）一扇子二本、與左衞門、（北方）宇兵衞、宇右衞門、源右衞門、 下津林村 一（かつらあめ十本）彌右衞門 一靑銅廿疋、源左衞門、 一扇子十本、百姓中、 一小豆、半左衞門、

〔續百一錄〕延享四年正月七日 一公方御禮相濟、御下總百姓中、 一御盃被下候、松波父子、同左衞門尉、大隅雅樂權助、福田父子、辻銅女、辻平藏、攸監物、三上藏之助、雁金や父子、

寬延三歲孟春七日、鄕方庄屋年寄御禮勤、御盃不被下、御目通へ出拜申、

〔水谷蟠龍記〕常陸國久下田ノ城主水谷蟠龍ハ、○中略 同午ノ正月十二日（○天文十年）村々ノ百姓オトナシキ者共、御禮申上候嘉例ニテ、備一重幷食酒ニテ終日ノ御馳走ナリ、百姓ドモ申候ハ、例年ヨリ當年ハ餅ノ廻リチヒサク御座候ト子ダル、蟠龍仰ケルハ、餅ノ大小ハ、オノレラ次第ニ年貢サヘオホク上ルナラバ、フジノ山程ニシテモトラセント仰ラルレバ、百姓申ケルハ、我等ハ下蔺ナレバ、上ヲ恐レズムザト物ヲ申事御噴リ有ベキニ、狂敷ヲ御意ナサレ御機嫌能事、不思儀ナル御生レカナ

回禮

ト申、笑悦ビケル、

〔諸國圖會年中行事大成 正月〕元日、○中略諸家年禮、今日より十五日に至り、良賤互に知音の方に往來して、新年の賀辭を述ぶ、僧家醫師の屬は四日より勤む、婦女子も頃日より親屬懇意の家に至て相賀す、

〔日本歲時記 正月〕元日、○中略かくして後、仕官の人は出て主君を拜し、その國の大夫官長、鄕里の朋友諸士に行て、年始の賀をのぶべし、又庶人はその所の司奉行などに行て賀し、その友どちにも賀をのぶべし、されば此月は、知たる人のもとへはたがひに行かよひて、いよ〱むつみしたしむべし、二日、○中略きのふ新春の賀に行のこせる所には、今日明日行て賀すべし、

〔東都歲事記 正月〕元日 諸家年禮、（商家にては二日より出る、元日は戸を開かず、）

〔水戸歲時記 正月〕正月元日、○中略御儀式以上ノ人ハ、直ニ登城シテ奉賀ス、○中略登城禮終リ□□□老中諸役人ヘ見マヒ禮アリ、相互親故ノ處ヘ行禮ス、布衣以上ノ家ニテハ、玄關ニ上下ヲ著シタル若黨ナドオキ、帳附ヲシテ賀客ノ名ヲ錄サシム、用人若老老中ナドニハ、出入ノモノ多ケレバ、玄關ニ集ルモノ甚多シ、布衣以下ノ人ハ、玄關門內ニ帳ヲ出シオク、賀客自ラ名ヲ錄シテカヘル、町人ノ家マデモ如此シ、賀客內ヘ入トキハクヒツミヲ出ス、客モコレヲイタヾク、酒ヲ出シ杯事アリ、肴ハ大方カヅノコヲ用、

〔秇苑日涉 六〕民間歲節上○中略 元日、後、士庶互相慶賀、各戸置白紙簿及筆硯于几上、賀客不通謁、直記姓名、或插名刺于簿間去、

〔好古日錄 末〕爲客置簿 佳節ヲ始メ凡テ來客アル日、門內便宜ノ處ニ簿及筆硯ヲ置、客來テ姓名ヲ簿ニシルシテ去ル、此事何ノ時ニ始ルニヤ、古昔聞ザルコト也、明世說新語排調云、京師節日主人皆出賀、惟置白紙簿幷筆硯于几、賀客至書其名、ト、異域同事カ、若此風ノ移リシカ、

〔清嘉錄一〕拜年　男女以次拜家長畢主者率卑幼出謁鄰族戚友、或止遣子弟代賀、謂之拜年、至有終歲不相接者、此時亦互相往拜于門、門首設籍書姓氏、號爲門簿、鮮衣炫路、飛轎生風、靜巷幽坊、動成鬧市、○中略琳宮梵宇亦交相賀歲、或粘紅袋于門、以接帖署、曰接福或曰代僮、范來宗拜年詩云、走賀紛闐歲篇更、素非識面也關情、添丁誇列懷中刺、過午飛留簿上名、羽士禪師同逐々、東家西舍盡盈々、春明舊夢還能記、馳徧輪蹄內外城、　案、艮齋雜記、拜年、無論識與不識、望門投帖、賓主不相見、登簿而已、然長元志皆載、俗尙拜年、有從未識面、互相投帖、以多爲榮者、此風不行于守禮淸門、

## 飛帖

有遣僕投紅單刺至戚若友家者、多不親往、答拜者亦如之、謂之飛帖、

案、艮齋雜記云、拜年之風、有帖到而人不到者、宋時已然、見周密癸辛雜識、沈公子遣僕送刺、至吳四文家、取視之、類皆親故、因辭僕以酒、陰以己帖易之、其僕不知、至各家徧投之、而主人之帖竟不達、又周煇淸波雜志、至正交賀多不親往、有一士人、令人持馬銜、每至一門、撼數聲而留刺字以表到、有知其誣者、出視之、僕云、適已脫籠矣、脫籠爲京都虛詐閃賺之諺語、呂滎陽公言、送門狀、習以成風、既勞於作僞、且疏拙露見、司馬溫公在臺閣時、不送門狀、曰不誠之事、不可爲也、褚人穫堅瓠集云、拜年帖、國初用古簡、有稱呼、康熙中、則易紅單、書某人拜賀、素無往還、道路不揖者、而單亦及之、文待詔集有拜年詩、云不求見面惟通謁、名紙朝來滿敝廬、我亦隨人投數紙、世情嫌簡不嫌虛、

〔善庵隨筆一〕眉公見聞錄及堅瓠集に、元旦拜年、明末淸初、用古簡有稱呼、康熙中、則易紅單書某人拜賀、素無衣冠、逐々、大是可憎、不知起於何時、文衡山先生一絕、眞可撫掌也云、不求見面惟通謁、名刺朝來滿敝廬、我亦隨人投數紙、世情嫌簡不嫌虛といへる、我邦俗のなせる所にて、澆末の俗、憎むべきは固より論なしといへども、簡なるまでにてなほ年賀の禮は頗るありと思ひしに、癸辛雜識に載せる節序交賀の禮、不能親至者、每以束刺僉名於上、使一僕遍投之、俗以爲常など、薄俗至らざる

所なしとて感心せしが、後に堯山堂外紀に、京師每正旦、主人皆出賀、惟置白紙簿幷筆硯於几上、賀客至書其名、無迎送也といへるを見て、澆薄のさま今日の如きにまたも感せり、

〔鹽尻 一〕諸州節序佳例　諸州年始節序の祝各不同、古よりの風俗ありていと異也、南都は富家貧戸とも、元三家の入口の庭に圍爐裏を構へ、藁わらあつく其上に疊しき、家の主夫婦そこに出て拜す、年禮の客を接す、門には必むしろを垂れて賀客案內すれば請じ入、家の妻自ら餅やくまねして雜煮に入て饗す、客庭竈の祝にあひたるとて謝す、伊勢宇治邊は年禮の客來れば、先をしきにさんきちやるとて、二寸計りのわりたる木二三枚、わらにて結びたるを置、田作かうじなどおき交へて、これを年始の饗とし、つぎにいもがしら三ッ椀に入れて(資珠と云)すゑわたし、小紙壹帖を以て引出物とす、家の貧富により紙の大小多少あり、

〔狂歌合〕永正五年正月二日

三番　左

御禮とてむつれつゝ人のくるのみぞあたら閑居の春にはありける

〔山之井 春〕正保二年の元日に　屋信

門松にはかま腰する禮者かな

〔雅筵醉狂集 春〕題しらず

不鎖玄關春幾世　長閑禮者物申聲

〔改正月令博物筌 正月〕俳　樂人やいつまで殘す春の禮(遠水)　年立や家中の禮は星月夜(其角)　狂、禮に來て御慶といへば御慶とこたふ扱はあふむのとりの年哉(貞柳)

〔日本風土記 二 時令〕新正名曰少完之、以正字呼爲少音、完之卽月也、敬天地、祀鬼神、以松栢插門、乃取長靑之好、朔日賀歲、從尊至卑、禮節、如口云紅面的倒、乃陽光普照之言、千首萬世乃千秋萬歲、華蓋

華蓋長比少年乃通國俗語也、

〔忠富王記〕明應五年正月四日、參室町殿、御對面、中山中納言兩人、其後局々ニ祝言之由申之、細川右京大夫不謁、申置了、南御所へ、則御杯給、次三時知恩院へ參、同前、次關白、次相國、次内府亭、右府、次竹園參了、

〔孝亮宿禰記〕慶長六年正月九日、今日攝家井門跡、公家衆、諸寺僧等參內、被申年始御禮、予參禁中也、〇中略禁中御禮畢、參親王御方、次參新上東門院、次參八條殿、諸公家衆如此、予同之、

〔續百一錄〕寬保四正月元日、〇中略永壽院樣へ年始御禮ニ參ル、御あひ被成候、二日に、昨日之御禮にやうかん三さほ〇中略持參一・二日、年始御禮、出納殿へ扇子箱二本入持參ス、如例ノ由、大外記、官務、極﨟頭中將、頭辨、右禮申上ル、十日、深尾方へ參リ、〇中略年頭御禮ノ所聞申候、左記、禁裏樣、關白樣、傳奏、葉室、久我、兩貫首、園頭中將、葉室頭辨、極﨟、北小路、六位衆、慈光寺、小森、藤井、兩局、押小路大外記、壬生官務、

〔敬義宿禰記〕安永七年正月四日乙丑、今日爲年首嘉慶、大外記予、新大外記等、引率外記史史生官掌等、如例列參所々如左、

禁裏長橋奏者所兩局參、公卿間申ニ御禮、申次右京大夫出逢、長橋局有ニ返答ー、仙洞奏者所、上﨟局有ニ返答ー、女院、新女院、各内々口、上﨟局有ニ返答ー、女御、御車寄上﨟局有ニ返答ー、次右府公、鷹司云々次内府公、一條云々以上政官列參也、

〔續百一錄〕延享三年正月〇中略年始御禮、私ニ參所左通、

禁裏　女御　關白　傳奏　粟津、大隅、松波、左近、丹藏人、鳥居、寶慈院、瑞花院、北野、能長、敬角院、新三郎、藤田、葉室辨、平田、深尾、彌兵衛、下冷泉、廣橋、柳原、葉室大、日光、外山、桑原、裏松、豐忠、秀倫、丹下、松山、祇園、尊勝院、花垣、□□室町、慈田、尾崎、カリ金、萬右衛門、近藤、庄田、尹嶋、長金寺、長□寺、上若寺、東寺、三上、正榮寺、尙安、大文字、直繼、山科、慈光寺、藤井、河本、石野新九、德田、大外記、官務、北小路、頭辨、頭中將、出納、蒔田、□□下山、近衛、二條、

〔續百一錄〕延享四年正月二日○中略　一烏丸前大納言樣、勘ヶ由小路兵部大輔樣、爲御禮御出、一午半刻、諸方御禮御出、　三日○中略　一午刻御禮御出　九日○中略　一葉室宰相樣年始爲御禮御出、　十四日○中略　一辰刻御出御禮、牧野備後守亭、井小堀重左衞門、宰相樣御同道被進候、

〔空華日工集〕應安元年戊申正旦、坐禪不出戶而接客、凡俗間賀禮、一切免之業、子建寄八句偈慶歲、余戒以定座、默不敢輒和、　三月七日、洛之諸山入寺、凡叢林俗禮、一切禁止、入寺證明白槌一人、前後巡請止焉、余在叢林久厭鬧熱俗習之弊、今日及拆天龍春屋書、見新禁法、是病脫然去、體也快哉々々、吁俗以如之何、

八年正月歲旦如例　四日、作偈謝客曰、新年日月也尋常、俗習紛々賀禮忙、衰懶只貪春睡美、莫來喊我黑甜床、　十日、管領禮、禮話良久、○中略　禮草堂和尚於壽福、二款話、　二月十六日、澁谷遠州道堂來禮、

永德二年正月七日、晨誦罷、冒雪趣西山、○中略　院主人事、次雲居炷拜、與僧錄人事、○中略　次方丈及嵯峨中諸塔菴寺院大半巡禮中賀、或面或不面、　十六日、不還元章來賀、　十七日、○中略　次建仁方丈諸塔菴巡賀、　廿日、○中略　左京大夫殿月心和尚來禮、　廿一日、齋罷趣南禪方丈、次上生慈聖山中大半巡禮草賀、

〔親元日記〕寬正六年正月六日甲寅、御料人阿茶星輪院深心院江御出、改年御禮也、

〔梵舜日記〕天正十一年正月四日、大工新左衞門、太郎左衞門、傳左衞門三人禮來、拙子對面盃了、　九日、南豐軒年甫來儀也、

〔一話一言三十五〕正德六年日記抄

正月七日、日和濱町へ禮勤申候、名主へ紙貳そく、扇箱一ッ、組中へさんぶた箱五ッ、木工左衞門へ紙一そく、杉箱一ッ、錢百文年玉、此日築地へも禮勤申候、祖父へ半切百枚、祖母へ紙一束年玉にい

訪父世

たし候、

〔先哲叢談六〕南郭、某歲元日訪徂徠、徂徠方隱几閱孫子、面垢不洗、髮亂不梳、若不知新年者、乃亹々談兵不置、南郭竟不得祝新禧、

〔落葉の錦上〕安田氏藏

年始御禮拜受帳　　本居中衞

此鈴屋大人の年始禮帳の表書は、大人寛政十二年の冬めされてまゐられ、此府にて十三年の春をむかへられたるをりのにて、こも其時しのばるゝ物なればとて、はしつかたに白き紙のあるに、これらのよし一くさりと、持ぬし安田のいはるゝまゝに、筆とりてかくしるすになむ、

天保十年三月　殿村安守

〔玉川砂利〕二丁町にて櫻井といふ茶屋ばかり、元日の夜の火災にあひても、二日の朝麻上下にて、すり物を持て年禮を勤しと云、

〔成氏年中行事正月〕朔日、○中略朝ノ御祝、○中略此御祝過テ、公方樣始テ大御所樣へ御出、御酒三獻ノ後御退出、是又御吉例也、

〔幕朝年中行事歌合上〕十二番　左　進膳

うちなびくかすみの眞袖東風ふけば西の御とのにおものたつ也、○中略

判云、うち〳〵仕る者ならでは、問安視膳の御孝道も伺ひ得ざる事おほかるべし、○中略

進膳と申は、年の始の賀に、御所の西城にならせ給ふなり、宿老少老の人々あらかじめ彼殿に參り、大廣間の廣庭に出仰へ奉り、西の御所にも四の間のほとりまで出迎はせ給ひ、先導有て、おまし所にいらせ給へば、御身づからのし鮑を進め、おもの參らせらる、三卿の方々にも御土器を賜ひ、御次にして饗膳を出さる、宿老少老近侍の輩にも料理をたまふ、此日西の御所に參

れる人々は、皆熨斗目半袴を著せり、

〔榮花物語一月の宴〕冷泉院のきさいのみや○昌子みこもおはしまさずつれ〴〵なるを、この八宮○村上皇子永平親王、母藤原濟時女、こに志たてまつりて、かよはし奉らんとなんのた給はするといふことを、宰相○濟時つたへきゝ給て、○中略いみじうしたてゝ、ゐてたてまつりたまへれば、○中略かぎりなくあてにおほどかにおはするなめりとおぼしけり、○中略天祿三年になりぬ、ついたちには、かの宮御さうぞくめでたくしたてゝ、みやへいらせたてまつり給、聞え給ふべきことを、このたびはわすれて、をしへたてまつり給はずなりにけり、宮には、八宮參らせたまひて、御まへにてはいしたてまつり給へば、いと〳〵あはれに、うつくしとみたてまつらせたまふ、心ことに御志とねなどまゐり、さるべき女房たちなど、花やかにさうぞきつゝ、いでゐて、いらせ給へと申せば、うちふるまひいらせ給ほど、いとうつくしければ、あなうつくしやなどめできこゆる程に、志とねにいとうるはしくゐさせ給て、なにごとをきこえ給べきにかと、あつまりてあふぎをさしかくしつゝ、おしこりてみなゐなみて、かつはあなはづかしや、小一條のひめぎみの御かたの、いみじからんものをなど、きこえあへる程に、うちこはづくりて申いで給事ぞかし、いとあやし、御なやみのよしうけ給はりてなん參りつる事と申給ものか、こぞの御なやみのをりにまゐりたまへりしに、宰相のをしへきこえ給しことを、正月のついたちのはいらいにまゐりて申給なりけり、宮の御前あきれてものもの給はせぬに、女房達なにとなくさとわらふ、よがたりにもしつべきみやの御ことばかなとさゝめき、志のびもあへずわらひのゝしれば、いとはしたなくかほあかみてゐ給ひて、いなやをおの宰相の、こぞの御こゝちのをりまゐりしかば、かう申せといひしことを、けふはいへば、なでうこれがをかしからん、物わらひいたうしける、女房たちおほかりけるみやかな、やくなしまゐらじと、うちむつかりてまかで給ふありさま、あさましうをかしうなむ、

〔榮花物語二十七衣の珠〕とし〇萬壽二年もくれぬれば、一夜が程にかはりぬるみねのかすみも、あはれに御覽せられて、山里いかで春を忘らましなど、うちながめさせ給に、ついたちの日もくれて、二日たつのときばかり、辨のきみ〇藤原定賴任子公まゐり給へり、思ひがけぬほどの事かなとおぼさるゝに、御裝束もたせ給へりける、かくれのかたよりうるはしうして、御まへ〇任子公にいでゝはいしたてまつり給なりけり、人なかのをりの御すまゐだに、なほわが御心にはすぐれておぼさるゝ御有さまの、まいてさるやまのなか、たにのほとりにては、ひかるやうに見え給に、あないみじ、これを人にみせばやと見るかひあり、めでたのたゞいまのありさまやと、人のこにてみんに、うらやましくもたまほしかるべきこなりや、みめかたち心ばせ、身のざえいかでありけんと、あはれにいみじうおぼさるゝにも、御なみだうかびぬ、さて山ざとの御あるじ、ところに志たがひをかしきさまにて、御とものの人にも御みき給て、かへり給なごりこひしくながめやられ給、

〔家忠日記追加〕慶長十三年正月二日、台德院殿〇德川秀忠より酒井家次御使として、駿府に至て新正を祝す、

〔駿府政事錄〕慶長十八年正月朔日庚申、幕府御名代酒井左衞門尉家次、大澤少將披露之、又左衞門尉自分御禮、御太刀持參之、

〔慶長日記〕慶長十九年正月朔日甲寅、御禮如常、大御所樣〇德川家康江戸にて御越年、元朝之御禮過、將軍家〇德川秀忠西ノ丸へ御禮ニ御出被成、

〔駿府政事錄〕慶長十九年正月朔日甲寅、巳刻爲御禮、將軍家〇德川秀忠渡御新城、於南殿御對面、御太刀守家、御馬代銀子千兩、御奏者大澤少將、奧之於御座敷御上段御祝、御酌松平右衞門佐正久、御加水野金十郎、御陪膳金森左兵衞、北見長五郞、內藤掃部助、其以後諸士御禮、　五日、大御所〇德川家康渡御本丸、御祝儀終、

〔東武實錄〕元和九年正月朔日、大納言家〇徳川家光御本城ニ渡御、御座之間ニ於テ、公〇徳川秀忠ニ御對顏アリ、御太刀大澤少將基宿是冬中將ニ任ズ是ヲ披露ス、三獻ノ御祝御嘉例ノ如ク、事終テ還御、

寛永三年正月朔日、將軍家〇徳川家光西ノ丸ニ渡御アリ、御座ノ間ニ於テ、公〇徳川秀忠ニ御對顏、御上壇ニ御著座、御太刀大澤兵部大輔基宿是ヲ披露ス、御引渡シ御雜煮御吸物出、御三獻ノ御祝例ノ如ク、事畢テ將軍家還御、以後列侯西ノ丸ニ登テ公ニ謁シ、歲旦ヲ祝ス、九年正月朔日、是日未ノ上刻、將軍家〇徳川家光西ノ丸ニ渡御アリ、御座ノ間ニ於テ、公ニ御對顏、御太刀大澤中將基宿兵部大輔是ヲ披露ス、御上段右ノ方ニ御著座、御不例ニ依テ、公御袴計、將軍家ハ御長袴、御捨土器御引渡シ御銚子出、公ノ御盃ヲ將軍家ヘ進ゼラル、其盃公召シ上ゲラレ御納メ、御酌永井信濃守尙政、加ヘ江井下總守忠政之ヲ役ス、二獻御盃御吸物先出、公召シ上ゲラレ將軍家ヘ進ゼラル、其御盃公御納メ、御酌森川出羽守重俊、御加太田采女正資宗、

〔武家嚴制錄〕四十三正月御規式部

二日〇中略

一巳後刻三丸江被爲成、桂昌院樣〇徳川綱吉生母、光子、稱三丸殿、江爲年頭御禮、銀三十枚、御肴一種被進候、卽刻還御、

〔武家嚴制錄〕三十九御成ニ付諸御禮被爲請之次第御書立

覺

一御本丸江大納言樣年始之御禮者、可爲元日、但公方樣御禮過、入御之時分御成之事、

一正月三日、御本丸無官之御禮過候以後御成之事、〇中略

以上

慶安三年九月十八日

〔萬天日錄〕天和二年正月九日ニ、千代姬樣年頭ノ爲御祝儀、大奥ヘ御入輿、爲御迎口井內藏被遣、

賀狀

同十二日ニ、安宮様年始ノ爲御祝儀、大奧ヘ被爲入、爲御迎鵜殿十郎左衛門被遣之、三年正月三日、若君様御年頭ノ爲御禮、三ノ丸ヘ被爲入、夫ヨリ御本丸ヘ入御ナリ、

〔伏見宮所藏宸翰類一〕稱光院宸翰

まことに年立かへり候春のしるしも、けふのかひあるめでたさ、いよ〳〵天下おだやかに朝家再興の時いたり候へば、宮中も毎事御滿ぞくの春にて候はんといはひ入參らせ候、なほとくげざんの時、盡期候はぬ祝詞申うけ給ふべく候、このよし御□□參らせ候、かしこ、

後柏原帝宸翰寫

まことに改正の慶事、日新又日新、朝廷のまつりごと聖代にこえ、宮中舊貫に復し、才名美譽世にほどこされ候へば、祝詞のかぎりにあらず候、かならず參會候て、永々申承り申□候、ことに芳樽濟々送賜候、千秋萬歲いはひ入まゐらせ候、輕微に候へどもおなじく春祝言候、日々御慶申うけ給へかし、かしこ、

ふし見殿へ參る　　勝仁

正親町天皇宸翰

まことにあらたまり候年の光もかひあるめでたさ、天下いよ〳〵をさまり候て、まつり事、むかしのごとく再興の時をえ候へば、宮中も御はむじやう候て、よろづ御心に殘る事なき御滿ぞく、ことぶきのかぎりもあらずおしはかりまゐらせ候て、日をかさねてのめでたさは、とく御參賀候て申され候べし、あなかしこ、

伏見殿へ　御返事

後陽成天皇御眞翰

誠鳳曆端をあらため、夏正三陽の運會に對し、龍驪次を易て、堯天兩儀の交泰にあたる、百鳥聲和

して、おのづから善政無極の祥をとなへ、千山霜むらがりて、轉温厚宣化の德をあらはす、仁惠に懷ひて四夷八蠻辮を解て來貢儞此春に候歟、猶々千喜萬悅、御參賀の時を期し入候、あなかしこ、

伏見どのへ 御返事

〔故實拾要十五〕攝家〇中略

改年之吉兆、猶更不ㇾ可ㇾ有二盡期一候、大納言殿へ以二使者一慶賀申入候、可ㇾ然樣賴入候、穴賢、

月日 書判

ーーーどのへ

年甫の祝儀として、使者を以太刀一腰、馬一疋、これを進候、よろしく披露たのみ入候、慶賀日を追てなほ盡期有べからざる者也、穴賢、

月日 書判

ーーーどのへ

清華家〇中略

年始之慶賀不ㇾ可ㇾ有二盡期一候、大樹公彌御機嫌克可ㇾ爲二御靜謐一目出度存候、御次手之節、可ㇾ然賴入候、恐恐謹言、

月日 諱

諸家消息〇中略

年始之慶賀、天下泰平、殊以祝著候、兼又々被ㇾ仰候旨、跪以承訖、王春萬事之喜悅、聖代一統之洪化、言上而餘多候、就ㇾ中ロロ令ㇾ注二進候一、以二此等趣一可ㇾ有二計御沙汰一候、誠恐頓首、謹言、

月日 左大臣藤原公賢上

頭中將殿

元三之御慶、萬端重疊、更不可有際限、幸甚幸甚、早可參賀候、抑被仰下之旨、跪以承畢、□□□一天泰平歲、萬方娛樂之春、民庶迎義皇向上之風、群臣詠吾君無偏之澤、喜悅之趣併可參賀言上候、以此旨可令洩披露給候、公賢誠恐頓首謹言、

月日　藤原公賢上

頭辨殿

〔雲州消息上〕上啓案內事

右改年之後、富貴萬福、幸甚々々、抑陽春已報、可樂者是時也、詩酒之會、遊覽之興、聊欲付驥尾、殊有允容所望、可足、每事在面拜、謹言、

正月八日　左少辨藤原

右馬頭殿

請殿札事

右改年之後、須先拜溫顏也、而連日參內之間、于今闕如、悚鬱之處、故投玉章、且爲悅、且爲恐耳、抑聽驚翫花之興、已得其時、策馬脂車之態、欲隨高駕、今付驥尾之命、還恥異言耳、今明之間、參拜將遂心懷、不宜謹言、

酒時　右馬頭藤原

〔雲州消息下〕右年花初換之後、起居萬福歟、屠蘇白散之酒、無人獨醉、只今枉花軒臨蓬戶耳、請傾茅戶之一盃、可擬竹林之七賢也、努々不及禺中之時、謹言、

正月一日　東宮亮

大內記殿

上啓

右鷄鳴四方拜之間、明星爛々、天氣快晴、春者年之始也、望氣之者稱今歲豐衍之由云々、不如酌白散之風、樂青陽之候、參內之次可謁玉顏、諸事不能一二、謹言、

正月一日　　　　　　　　　　　　　　　　　內匠頭

圖書頭殿

〔澤巽阿彌覺書〕空齋樣より福山に被仰出、祖父澤巽阿に御尋之時申上之記、〇中略正月〇中略七日〇中略　一細川殿御見參候て、御太刀を被參候、　一細川殿則御禮に御出仕、是又御小素袍也、　私に云、〇中略御判始御吉書、貞孝樣御自筆御調進を見申候、御內書御料紙引合、一紙は上卷也、〇中略新年嘉慶雖事舊候、不可有際限候、祝義期面候、猶貞孝可申候也、

正月七日　　　　御判

細川右京大夫どのへ

むかしは不存、見不申候、是は見申候間如此、

〔禮容筆粹六〕年始之書狀之事　年始の狀は、唯發端より新稔之慶賀不可有休期御座候と書べし、尤下輩へならば御座をはぶくべき也、新春之御慶、改年之吉慶など、書べし、正月の末にもなり候はゞ、雖事舊候、猶更不可有休期御座候と書べし、留は前にも云ごとく、猶期永日候と留る也、永日之時と書事、至て文盲也、

〔四民往來一〕家老江遣年始文章（家老職は我ためには最上の貴人ゆゑ、行文字に書べし、凡貴人江遣年始狀の發端に、改春新曆新春年甫などいふ字書べからず、慮外也、改年と書べし、）

改年之御吉兆、不可有盡期御座奉存候、（御吉慶とは書べし、御慶とは書べからず、大に慮外になる事也、）上々樣倍御機嫌能被遊御踰歲、元三之御規式、御嘉例之通、於御廳御滯被遂行、引續御馬乘初、御弓鳥銃御高覽、年序之百祥、御作法之巨細、御舊規通無漏目相濟可申旨、恐悅御同意奉存候、於御當地、御屋館御靜謐、堂上御付屆

御祈願所御代禮、恒規之通無指支相勤申候、年甫御嘉祝奉申上度捧愚札候、恐惶謹言、

右は披露狀同前の格にて、殿の御前へも出るものなれば、家老の身分の會釋は書べからず、別紙の付屆にする事也、○中略

用人番頭江年頭狀之格 御大名家にて、用人番頭は同格なり、

改年之御吉賀、不可有休期御座奉存候、於江府上々樣倍御機嫌能被遊御重歲、御嘉例之御規式萬端首尾能相濟可申と、恐悅之至奉存候、次御手前樣彌御勇勝御越歲可被成、珍重之御儀奉存候、年首之御祝詞申上度如斯御座候、恐惶謹言、

同役人江遣文章

新春之御慶不可有際限御座候、殿樣益御機嫌能被爲遊御越年、元日之御登城無殘所、首尾能相濟可申と、恐悅御同意奉存候、且貴樣愈御堅固御迎陽可被成、目出度存候、當方拙者不相替致加年候、年頭之御祝儀爲可得御意如斯御座候、猶期永陽之時候、恐惶謹言、

下役人江遣年始狀 隨分文字を書して、ざつと書べし、

革曆之吉賀、不可有盡際候、其許御自分彌御無爲可爲加歲、重疊御事存候、當表我等前體ニ令加年候、始元之御祝詞爲可申演如茲候、恐惶謹言、

〔細川家書札抄〕公儀江年始之御禮言上之時、書札調樣事、

改年　年甫　青陽　新春　明春　孟春　明年

春三ヶ月之內、可有替儀候歟、文章以外心得在之、

一謹而言上と書候哉　此謹而は可爲無益候

一進上謹上ニ可有心得事也

一爲年始之御禮、御祝儀、何々致進上候、宜預御披露候、

一抑又は仍ともあるべし、同事、

獻上

〔名家手簡二集上〕爲新曆之御賀禮、貴翰忝致拜見候、御萬福御履新之事、珍重奉存候、拙者事無恙迎歳仕候、さ而去冬者、御精選之一冊御芳惠不知所謝、前書に縷々呈謝□□□、定而其書可達几下、奉存候、猶期永日萬慶可申伸候、恐惶謹言、

正月廿五日　新井勘解由

稻若水樣　貴報

〔名家手簡三集上〕如數諭新年御嘉祥無際限申納候、愈御安勝御迎歳被成候旨、目出度奉存候、僕無恙致加年候、被懸御心頭、早々預御祝書不淺忝奉存候、右貴酬年始御祝詞旁如斯御座候、□□□期永春之時候、恐惶謹言、

正月十八日　梁田藤九郎

伊藤庄助樣　貴報

〔年中恒例記〕年中御對面幷雜事少々

正月十日略○中　一御參內事、略○中　禁裏樣御座所之御障子を、內より長橋殿あけられ候時、略○中　ふかく御禮を御申也、其時長橋殿請じ被申て、略○中　仍三獻參、略○中　三獻めの御盃、禁裏樣きこしめさる丶とき、御平鞘を傳奏持參候て、御進上のよしを禁裏樣へ被申入候て、禁裏樣御座候御右の御た丶みの上に置被申候也、略○中　一殿上人の役にて御平鞘を被持て、御ひさしの外の御ゑんに、御前に御伺候間被申候、則これをも御劍の役と申也、三獻めに禁裏樣へ御進上の御ひらざやは、又別に在之、但御ひらざや二振御座なきときは、禁裏樣に御座候を、從內儀傳奏被申出之候て、御進上之云々、依後日に御ひらざやの代として、御倉より千疋おさめ申也、是も折紙を傳奏候へ侍に御供同朋衆渡之、

〔光臺一覽一〕抑禁中肇春之御儀式、略○中　十三日迄之內、法親王諸門跡方、院家、總洛中の御禮也、略○中

右之外諸寺諸山の總代、諸寺院之僧侶僧綱、○中略參内有、獻上ハ鬼杉原十帖、末廣扇一本、或ハ卷數御札等例ごとの獻上物也、

〔日次紀事正月〕九日　諸禮　禁裏、昨日今明日間被レ勸二禮日一、年始之諸禮始、○中略伊勢一身田專修寺、獻二太刀、馬代、并蚫熨斗、鯨魚、阿濃津挽物器等於禁裏一而賀二年始一、南都四大寺獻二札并豐心丹一、周防州國分寺獻二卷數并豐心丹一、長門國分寺亦獻二卷數并石硯一、此兩國分寺、勸修寺家執二奏之一、各賜二白銀一、近江國山王社司樹下并生源寺、獻二札於禁裏院中一、此兩人共祝部氏也、

〔日次紀事正月〕一日毎年大筆祐以、小筆善大夫、獻二御筆一、至二近世一世尊寺家主二紙師筆人之事一、猶二久我家之主二盲人一、今無二其儀一、

〔友俊記〕年中御作法の大概物がたり　元朝、典侍、内侍、命婦より、ひしはなびらあさ〳〵をめいめいに上らるゝ、女房たちにもたしめて、をとこすゑのうちにて、御膳の下づかさに末の衆といふわたすなり、これは御禮にまゐらるゝ院の女中、命婦、宮の上臈などのいはひになれり、御禮の人々多ければ、用ひらるゝほどの女中より上らるゝ、三ケ日ともに同じ、内侍の第一長橋の局は、典侍と同じ數ほどあがる、命婦の第一伊豫の局大御乳人は、内侍のなみにあがる、いづれもあさ〳〵ぞする、院の御所にては、典侍葩餅三百枚、内侍二百枚、命婦百枚ヅヽ、三日にあがる、あさ〳〵はあがらず、

〔故實拾要十五〕爲二年始之御祝儀一、御太刀一腰、御馬一疋、進二獻之一候、猶誰――可レ令二言上一候、此由宜レ被レ達二叡聞一候、謹言、

月日　將軍家御諱

宛所　兩傳奏

爲二年頭之御祝儀一、令二言上一候、仍御太刀一腰、御馬一疋、并蠟燭千挺、進二獻之一候、此旨宜レ被レ達二叡聞一候、謹言、

月日　將軍家御諱

宛所　兩傳奏、

○按ズルニ、德川氏ノ、年始ニ朝廷ヘ獻上物ノ事ハ、將軍使參賀ノ條ニ詳ナレバ此ニハ略ス、

〔御湯殿の上の日記〕天正十九年正月四日、八でうの宮御れいになる、御たる五色五かまゐる、　五日、五のみやのかた御れいになる、○中略三色三かまゐる、　十二日、くわんばく殿さんだいあり、○中略しんくげしゆ廿七人、御たちをりかみにて御れい申さるゝ、くわんばく殿より御むまたちまんびきまゐる、まへだちくせんせいりあり、しろがね二十まいしん上御申、

文祿四年正月一日、くわんばく殿さんだいあり、○中略くわんばくどのより御たちをりかみば代力十疋、御なか百は、はくてう三ツまゐる、大口けらいの廿三人御れい申、御たちをりかみば代まゐる、びせんの中納言よりの御れい、しろがね十まいまゐるをりかみば代口疋まゐる、やまとの中納言よりば代しろがね十まいまゐる、その外三百疋づゝまゐる、

慶長三年正月七日、そつどのより三色三かまゐる、とみ田つる一はしん上申、　八日、ふしみどのより御たるまゐる、　九日、○中略近衞殿より三かう三かまゐる、御れいに御まゐり、　十日、あきの中納言てるもとより、ねんとうの御れいとて、御たちしろがね廿まいまゐる、しゆごうよりひろうあり、

〔信尋公記〕元和七年正月二日、巳刻參內、○中略頃之內大臣○藤原兼遐伺候、先之前內府御禮、次予內大臣參御前、太刀折紙、當家依先例、折紙無裏紙、申次廣橋大納言、

〔視聽草七集四〕寬永甲申正月御湯殿の記　寬永廿一年正月一日、大をかみのゝ守、野々山たんごの守、御たちをり紙しん上、○中略かも二は、しゆせんしん上申候、あまのぶせんの守、たかぎいせの守、御たちをりかみ、白がね一枚づゝしん上、かも二は、おりべしん上申候、なかねたしまのさかき原あはぢ、御たるだい二百疋づゝしん上、

〔御湯殿の上の日記〕文明九年正月八日、御ぢそうのさんがあり、あんせん寺殿、しんせう寺殿、つうげん寺殿、大しやう寺殿御まゐり、御宮げに、をり御たるどももまゐる、ひめみやの御方へもまゐる、

文祿四年正月十一日、けふはさんだいどもあり、○中略ゆぎやう上人、せいすい寺のくわん御たいめん、ゆぎやうこたか一そく、もんしや一まきしん上申、くわんすぎはらしゞら一まきしん上申、申つぎくわんしゆ寺、○中略やうくわんどのちやうらう二人御れい申、一そく一ほんよりまゐる、これは三條申つぎ、

慶長三年正月六日、○中略くすしども三人、ゆうあん、けんか、せう二御れい申、十帖御くすりいづれもしん上申、御がくもん所にて御たいめんあり、申つぎ、ゆうあん、けんかは中山大納言、せう二はまでのこうぢ中納言也、　八日、○中略上せうゐんかれいの御あふぎしん上申さるゝ、　九日、○中略二そんゐん御れい申、十帖べざいてんの御ふだまゐる、せんりん寺同十帖一本まゐる、申つぎ三でうさい相中將、ちおん寺御れい申、一そく一本まゐる、申つぎひろはし大納言、しやうげゐん、大でう寺、こんかい寺、一そく一本にて御れい申、申つぎまでのこうぢ中納言、　十一日、○中略くわんしゆ寺の門跡より三色三かまゐる、けんかうゐんより三色三かまゐる、

〔孝亮宿禰記〕慶長五年正月十一日丙辰、太閤若君秀賴卿爲御名代、大津宰相參內、被申御禮、○中略又今日、德善院僧正相副參內也、兩御所、○禁裏親王御太刀馬代錦進上云々、於親王御方被下一獻事了、予退出、德善院入來賜五十疋、予參家門、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年正月八日、大かう○豊臣秀吉よりつる一はしん上あり、申つぎ中山大納言、ぎでう所にて御たいめん、御さか月たぶ、しゆごう女御女中へもれいあり、女中よりもめでたきなど申、

〔孝亮宿禰記〕慶長五年正月十一日丙辰、太閤若君秀賴卿爲御名代、大津宰相參內被申御禮、禁裏御

太刀一腰、御馬代銀五十枚、親王御方御太刀并銀廿枚進上云々、大津宰相御太刀御馬等獻上、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十三年正月廿三日、ひでより〇豐臣ねんとうの御禮に、いちのかみのぼり、御たちをりかみ御むまだい五十枚まゐる、みやの御かたへ廿まいまゐる、いちのかみ御禮に十まい、すぎはら十そくゑん上申、ほんだぶんごつわのはな三百きんゑん上申、女院の御所へ御すそわけに五十きん參らる丶、女中へも御くばりあり、ないし所へ、すぎはら一そくまゐる、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十四年正月四日、ひでよりねんとうに、市正の本よりゑろがね五十まい、御たちをりかみ口一折まゐる、宮の御かたへ御たち折かみ、ゑろがね廿まいまゐる、いちのかみすぎはら十そく十まいゑん上申、

〔御供古實〕正月朔日に大名御出仕之時、御太刀御進上御持參也、御太刀御進上候事は、三管領計なり、其外は正月十五日に、山名殿御進上候なり、

〔故實聞書〕正月一日、大名出仕候、御太刀參上のかたはわれとちきん候、御太刀參上のかたは、三くわんれい計御參上候、其外は山などの正月十五日御參上にて候、

〔宗五大草紙下〕殿中さま〴〵の事

一正月五ヶ日、大名出仕の時、三職計御太刀金御進上候、十五日過て申候、十五日までは御前に立おき申候後に八幡へまゐらせられ候、又細川淡路守殿進上の御弓御笠懸引目、朔日に主の御持參候て、御前に立置れ候、是は殿中にめし置れ候、

〔河村誓眞聞書〕扇は廿本を一包と云なり、但十本とも、細川殿より公方樣へ、年頭に進上は十本なり、

〔伊勢貞親以來傳書〕年始歳暮などに、公方樣へ御末衆御禮申入る事、見及不申候、自然御代始などには御禮可申なり、仍年始歳末御禮申入る、式日不可有之、是以可有分別候、同朋衆同前に候、同朋

衆公方樣へ御禮申上候時は、唐物などを進上候、各次に御太刀を進上仕候事無之儀也

〔道照愚草〕進上之披露狀に、謹上書進上書にも調事勿論なり、進上を除事も常の儀なり、二三月に進上候も、正月の日付可然候なり、但又所事にもよるべし、八朔の日附も同前、

〔年中恒例記〕年中御對面幷雜事少々

正月一日　一公家、大名、外樣、御供衆、御部屋衆、申次衆、番頭、節朔衆、走衆也、今日計也、　一御太刀金三職五箇日進上之、　一御弓、御笠懸、引目、細川淡路守進上之、　一御太刀金二千疋之折紙、日野殿進上之、是は御參より申入なり、○中略　一三職進上之御太刀、十五日迄は御對面所におかれ、其後八幡へ參、　四日○中略　一御扇二本、藝阿進上之、○中略　一御硯きり幷御筆ゆひ兩人、福壽、祐永、御硯筆進上之、御太刀被下之、○中略　一伊因記錄云、今日四日藝阿進上之御扇、披露以後そのまゝ御前に置申時も在之、但懸御目て則かげへ取て、御對面すぎて女中向を以て進上可然云々、　五日○中略　一美物五種、吉良殿進上之、因幡守說に云、此美物以女中被申入之云々、　七日○中略　一此藥外郎進上　十日○中略　一白鳥一ッ、判門田進上之、關東上杉雜掌、此儀御末より申入也、　十一日○中略　一白鳥一ッ、初鮒二十、京極進上之、　一初鮒、六角進上之、○中略　一薯蕷、蕨立、例年水主備後守進上之、　十二日○中略　一久喜二桶、梅づけ、梅むき、宇治大路進上之、

〔御內書案〕爲年始之禮、太刀一腰到來、祝喜候也、

二月十八日同(貞陸御調進)

畠山左衞門佐殿へ

爲年始之祝儀、太刀一腰、馬一疋黑毛到來、悅喜候狀如件、

永正十六年三月廿三日

北畠中將殿

〔信長公記十五〕天正十年正月朔日、隣國之大名小名、御連枝之御衆、各在安土候て御出仕有、○中略今度は大名小名によらず、御禮錢百文ヅヽ自身持參候へと、堀久太郎、長谷川竹、以兩人御觸也、○中略御白洲へ罷下候處に、御臺所之口へ祗候へと上意にて、御厩之口に立せられ、十疋宛之御禮錢、忝も信長直に御手にとらせられ、御後へ投させられ、他國衆、金銀唐物樣々の珍奇を盡し被備上覽、生便敷樣體不申足、

〔鹽尻四〕武家、年始に主君を拜するに、鳥目を捧て贄とするは、天正十年正月元日、江州安土の城にて、信長儉約の令ありしより始ると云々、

〔官中秘策年中行事十五〕正月元日卯中刻、百官總登城、○中略

一獻上太刀目錄、先達而留守居御城へ持參、留守居熨斗目半袴四品以上之留守居、布衣を著も有之、御坊主衆江類置、主人登城迄、御玄關切石之上、或御白砂筵道之緣ニ相待、主人出仕已後、蘇鐵之間、或者殿上之間之落緣へ伺公、主人拜領之時服、御坊主持出る時、共に御玄關へ罷出、宰領之士江相添、呉服入葛籠長持乘而御玄關へ取寄置、主人退出以後歸宅、

一在國在邑或は病氣等の御太刀獻上之使者、士烏帽子、のしめ、素襖袴、留守居素襖半袴同道、御玄關と殿上之間の掛緣に衝立屏風立候、其元ニ而御坊主衆帳面ニ付、主人名、使者名、帳面ニ付、其後御玄關疊之上並居、太刀目錄前に置、已後御徒目付衆帳面を以、主人之名被呼候時、居候之由、若帳面無之時、右之御徒目付へ相斷之、再々呼出し、起て御緣廻り順々に行、大廣間於三之間御老中列座、御奏者番へ渡之時、折紙を外へ打返し、主人之名見え候樣に渡、主人之名を書時少し退、呼主人之名披露之時稽首して退き、直に落緣に出勤之道を不行、同道之留守居、近年不被差置御禮也、

〔官中秘策二十二〕年頭八朔御太刀獻上使者之事

一到著、御年寄江同道御內意伺之、御用番同道御連狀差上候、時刻御差圖有之、殘御老中へ使者同

道口上計、御連名狀御用番ニ差上候之旨演之、前月廿五六日頃到著之事、在所使者を不差越、江戶ニ居候者を以、獻上も有之、其砌留守居計罷出、御用番へ罷出、奉伺獻上之御內意、御年寄へ伺も有之、

〔憲教類典一ノ二十一西丸〕慶安三庚寅年九月廿二日

諸大名御祝儀獻上之御書立〇中略

一如年始三千石以上、太刀目錄ニ而御禮可申上候事、

一總領二番目三番目迄之子息、例年歲始之御禮申上候衆者、太刀目錄にて御禮可有之事、〇中略

九月廿二日

〔憲教類典一ノ二十二獻上〕寶永元甲申年十二月廿八日

一中納言樣〇德川家宣江年始獻上之御太刀、上樣〇德川綱吉江御太刀獻上之使者、壹人ニ而相兼候樣ニ可被相達候、以上、

十二月廿八日

〔當時珍說要秘錄三〕殿中行事之事

一二日御禮は、元日に殘候衆中、大小名罷出候事、尤是は家柄にはより不申候、多年大目附中より割合の書附出候て、込合不申樣、元日二日と相替へ申候、尤御家門、御連枝、御三家は、決て元日の御禮なり、且御役人二日御禮の分は、青銅一貫文宛獻上也、元日の御役人御禮は獻上に不及事、

〔天保集成絲綸錄二〕文化十三子年十一月

大目付へ

年始八朔、其外諸御禮等之節、獻上之御馬代之儀、年始ハ正月中、八朔ハ八月中、其外諸御禮之節、獻上之御馬代ハ、其月切に御納戶江相納可申候、

右之通先年相達候處、近來別て延引致し候面々も有之哉に相聞候、先年相達候通、彌心得違無之、其月切相納候樣可ㇾ致候、右之趣向々へ可ㇾ被二相達一候、

十一月

〔享保集成絲綸錄四〕寶永四亥年七月

家千代樣江年始八朔獻上之覺

一御三家始拾萬石以上嫡子隱居共に、御太刀御馬代黃金壹枚、但拾萬石以下にても、公方樣御馬代黃金壹枚、但拾萬石以下にても、公方樣、大納言樣江金馬代致二獻上一來り候面々者、家千代樣江も金馬代可ㇾ有二獻上一候、

一拾萬石より以下壹萬石以上者、御太刀御馬代銀壹枚、何れも御本丸江可ㇾ被二相納一候、萬石以下之面々、家千代樣江ハ不ㇾ及二獻上一候、

右之通可ㇾ被二相觸一候、以上、

七月

〔享保集成絲綸錄五〕元文二巳年十一月

竹千代樣江年頭御太刀馬代

右者萬石以下計可ㇾ被二差上一候、公方樣、大納言樣江可ㇾ爲二獻上之通一候、尤御本丸江可ㇾ被二相納一候、○中略

御部屋樣江年頭　一種銀五枚、松平加賀守、　一種銀三百疋ツヽ、松平左京大夫、松平但馬守、松平大學頭、松平播磨守、　一種三百疋、松平下總守、　一種五百疋ツヽ、井伊掃部頭、松平肥後守、

一種三百疋、松平讚岐守、

右之通、向々可ㇾ被二相觸一候、○中略

竹千代樣江年頭御太刀馬代

右萬石以上之隱居、部屋住之面々も、差上候樣可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、

〔德川禁令考 三十 年始嘉節〕年頭、八朔、歲暮御禮罷出候町人、獻上物覺、

年頭獻上物　金貳拾兩、後藤庄三郎、　紅絲壹斤、銀座年寄、　銀壹枚宛、銀座大勘定役、　同戸棚勘定役、同戸棚役、　銀貳拾枚、銀座總中、　紅絲二斤、大黑長左衞門、　朱百兩、朱座、　紅白縮緬拾端、爲替御用相勤候者共十人組、　色縮緬五端、右同斷三井組、

右之通、御本丸江例年獻上仕、年始御禮申上候、

金拾兩、後藤庄三郎、　紅絲壹斤、銀座年寄、　銀壹枚宛、銀座大勘定役、　同戸棚勘定役、同戸棚役、

銀拾枚、銀座總中、　紅絲壹斤、大黑長左衞門、　朱百兩、朱座、　紅白縮緬五端、爲替御用相勤候者共十人組、　色縮緬三端、右同斷三井組、

右之通、西丸江例年獻上仕、年始之御禮申上候、

〔正寶事錄 六〕天和二壬戌年

覺

一來亥正月、西之御丸江御年頭之御禮ニ上リ候儀可ㇾ有ㇾ之候間、總町中獻上物、御本丸之半分ニ仕筈ニ有ㇾ之間、銘々之獻上物も其致ㇾ心得、支度可ㇾ被ㇾ致候、獻上物も致ㇾ書付、今明日中ニ樽屋所江持參可ㇾ被ㇾ申候、少も遲々有ㇾ之間敷候、以上、

十二月廿六日　町年寄三人

申渡

〔享保集成絲綸錄 五〕享保六丑年十二月

一町中御年頭獻上物之內、只今迄之品相減、來寅正月三日總町中獻上物、

御樽 貳斗入 拾　熨斗百把 但二臺

拜領

一名主角屋敷、御年頭ニ上ゲ候面々獻上も、何も御扇子三本入壹箱臺乘可奉獻上候、〇中略

一來寅正月三日、御城江御年頭御禮ニ上リ候名主并角屋敷之者、昨日喜多村にて申渡候通、扇子臺之下ヶ札、

御扇子三本入　何町名主誰　同斷　何町角屋敷誰

右之通、銘々名書致し、紙札を附可申候、紙の類熨斗包水引にも、金銀之箔は不及申、錫眞鍮之箔附候紙水引用ひ間敷候、若俄ニ無據差合有之難罷出面々者、正月二日迄之內、其斷書可被差出候、少も違背有間鋪候、以上、

十二月

〔享保集成絲綸錄四〕元文二巳年十二月

三奉行江

上京下京大坂堺過書總中年寄　奈良伏見總中　伏見新船坪井喜六、秤屋、墨屋、

竹千代樣江年頭獻上物、先達而相伺候得共、差上に不及候、且又江戶町中、其外都而此類ハ、其儀ニ不及候間、有之候ハヾ、其旨差圖可有之候、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕二日、〇中略夕方の御祝きのふにかはらず、〇中略內々のをとこ衆去こうのかぎり、申の口にて御扇をたぶ、勾當のないし是をとり傳ふ、

〔視聽草七集四〕寬永甲申御湯殿の記　寬永廿一年正月二日、ない〱のをとこたち、いつものごとく御あふぎたぶ、

〔看聞日記〕應永廿四年正月十四日、右少辨經興參賀、布衣濃色一獻料五百疋獻之、〇中略御對面有、一獻、〇中略御引物唐繪一對、雪窻筆杉原十帖賜之、

〔御湯殿の上の日記〕長享三年正月三日、かんろじ御れい申、御あふぎたぶ、

元龜四年正月四日、しやうしゆゐん御れい申、御みまにて御たいめんあり、御あふぎたぶ、

〔元長卿記〕永正四年正月一日、四方拜、及天明云々、日高伊長退出、雨儀云々、頭中將申沙汰也、軒廊下佳例御扇拜領、祝著也、

〔御湯殿の上の日記〕弘治三年正月十七日、しゆんりん御れいにまゐらるゝ、御たいめんあり、ひきに御あふぎしん上あり、からにしきたぶ、

〔宗建卿記〕元文二年正月二日、入夜參內、宗城同相從、先御通於申口賜之、長橋局酌、小土器天盃在側拜受、次立勾當內侍賜御末廣、主上依御不豫也、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十四年正月十七日、大さかへしよ禮にみな〳〵くだらるゝ、御つかひにてんそうしゆう御くだり、ひでよりへ御たち御むま一疋、御ふくろへ廿おもて、ひめぎみへ十おもてくださるゝ、みやの御かたよりひでより御たちをりかみ御むましろかね十まい、御ふくろへたき物十かいくださるゝ、

〔御昇壙記下〕寶永八年三月七日、勅使院使關東下向、〇中略年頭之御祝儀如恒例、從禁裏大樹公江
御太刀御馬代黃金三枚　從仙洞御太刀御馬代黃金二枚　從女院黃金壹枚　從新女院同斷
從大准后同斷

○按ズルニ、德川氏ノ年始ニ、朝廷ヨリ拜領物ノ事ハ、勅使參內ノ條ニ詳ナレバ、玆ニハ略ス、

〔年中恒例記〕應仁亂以前、正月各御ねりぬき拜領之事、伊勢同苗役之云々、〇中略
一三職一重　大名一重　外樣一重　御供衆一重　公家衆一重　四日　一吉良殿二重　東條殿二重　又父子出仕之時ハ、息へハ、一重　一今日出仕之外樣井奉行衆、御太刀金拜領之、但御前奉行にあらざれば不被下之、　一有宣一重　在通一重　藝阿一重　福壽一重　遊永一重　一御硯きり一重　五日
一吉良殿二重　澁川殿一重　石橋殿一重　伊勢仁木一重　四條上杉一重　神山一重　但吉良殿へハ以御使被進

之、御使伊勢同名、七日　一田樂一重　十二五郎一重　八日○中略　一北野法成院評定衆には、御太刀金拜領之、十日　一賴秀一重○中略　十三日　一岩倉衆一重○中略　十四日　一繪所一重　土佐一重　撿挍一重　十六日　一御鞠御人數一重完　十七日　一御弓細工一重　五入一重　鳩一重○中略　十八日　一御的射手衆、一重但十人數計也、○下略

〔御內書案〕爲年始祝儀、太刀一腰、馬一疋、鵞眼三千疋到來、喜悅候、仍太刀一振遣候也、

三月五日

土岐美作守どのへ

爲改年禮、太刀一腰、青銅三千疋到來、喜悅候、仍太刀一振常遠遣候也、

三月

朝倉彈正左衞門尉どのへ○中略

爲年始祝儀、太刀一腰持、青銅參千疋到來、目出度候、仍太刀一振助行遣候也、

永正八年五月

朝倉彈正左衞門尉どのへ

爲年始之祝儀、太刀一腰持、馬一疋、鵞眼三千疋到來、目出候、仍太刀一振一文字遣候也、

永正十三年五月貞陸御調進

土岐美濃守どのへ○中略

爲年始之祝儀、太刀一腰到來、喜入候也、

永正十四年四月十六日貞泰

畠山左衞門佐どのへ○中略

爲年始之祝儀、太刀一腰、馬一疋到來、祝喜候、仍太刀一振遣候也、

永正十六年正月十八日（同〇眞陸御調進）

一色左京大夫どのへ

〔御内書引付〕就年始之儀、去年御書信、殊太刀一腰、（絲）鳥目千疋送給候、令悅喜候、仍太刀一振（雲次）進之候、祝儀計候、恐々謹言、

八月十七日　右京大夫政元

謹上　上杉民部大輔殿

爲年甫祈禱、百度御祓一合、（幷）雁二到來候、目出、仍太刀一腰遣之候也、謹言、

二月十日　政元

三日市庭大夫どのへ

〔宗五大草紙 上〕公方樣御對面之事、同私樣のやう、

一人を送り候事、〇中略御使の時は、三職其外御相伴衆は御送り候、又事により候て御使の時、太刀其外小袖など給候事候、其時は、三職も給候ば、いたゞき候はず候、私に出候時給り候をば、いづれもいたゞき候、されば正月朔日三職へ禮に參候へば太刀金を給候、いたゞき候、

〔公格辨儀〕年中出仕衣服等之事

一元日二日拜領之時服、侍從以上は臺、其外廣蓋、諸大夫之面々、法眼法印之御醫師迄、

〔幕朝故事談〕諸侯　大名衆元日頂戴の時服を、二月十五日著用致す事は、十五日迄の登城は皆熨斗目にて、ふくさ小袖を著する日無之故也、因て十五日に著用不致れば、廿八日にても、其以後にても宜きなり、十五日に著用して、又廿八日に著用して棄物有之節は、もよりの御目付へ屆候事也、御徒目付立合改候上、子細無之候得ば、町奉行所へ出す、十五日立候て、闕所倉に入る事なり、御目付への屆、三日迄延引候分は不苦候事、棄候譯不相知候段、具に奉行所へ申達し、品物相渡候事

也、

○按ズルニ、武臣、寺社、及ビ公家衆等ノ、年始ニ幕府ヨリ拜領物ノ事ハ、各〻其參賀ノ條ニ詳ナレバ、茲ニハ略ス、

〔節用集土〕歳贊(トシダマ)

〔増山の井〕としだま、俳年始の持參禮物をいへり、

〔華實年浪草一上正月〕年玉(中略)雑談抄ニ、舊事本紀五、神武天皇元年紀曰、歳辛酉正月庚辰朔、宇摩志満治命、先獻二天瑞一、亦竪二神楯一以齋矣、(中略)部藏二天璽瑞寶一、爲二天皇一鎮二祭之一、(中略)

此天ノ瑞ヲ奏セラレシヨリ、代々ノ天皇元日之朝賀奏瑞トテ、二人ノ者庭ニ進テ、去年ノ目出度嘉瑞ヲ國々ヨリ申セバ、夫ヲ記シテ今日奏祝スル由也、是皆君ヲ賀シ世ヲ祝スル禮儀之信ナリ、オボロゲナガラモ、民間ニモ年始ニ音物ヲ相互ニ贈答スルモ、人ヲ賀シ春ヲ祝スル祝儀之信也、唯和俗年玉ト稱スル自瑞寶之義ニ似タルモ宜也、今按、年玉ハ年ノ賜ノ略語カ、

〔續山の井春〕年玉

年玉や春明ぬればくるゝ物　伊賀上野　式之

年玉は千世をこめぼねのあふぎ哉　出羽秋田　舊言

年玉に月をもてはやす扇哉　越前　古玄

〔雅筵醉狂集春〕とし玉を

折にあふつまくれなゐの末廣やこゝろの花の春の年玉

〔塵塚談下〕正月玄關に年玉の扇箱を飾る事、商賈が業をうらんとして専らにせし事也、武家町人にもまゝ有けり、年玉にもらひし扇子箱を井桁に積重ね、高きを伊達にし、内より持出し飾るもの有し也、然るに近來は諸町人扇子箱を配るはまれにして、いさゝかの品にて、有用の品を配る事になりしより、扇子箱を積あげる事絶てなし、

〔武江年表六〕此年間明和記事○中略大晦日の夜扇賣の聲かしましかりしが、此時代より次第に止みたり、

〔新鹽尻一〕凧を上る事も、明和之頃迄は正月を待てあげる故、親類よりも年玉に送り越せり、

〔日次紀事一正月〕此月士農工商及僧徒神官、各執贄互相賀、凡新年互贈答之物、總謂年玉、凡諸商常所賣其物之家、是謂得意方、新年必執年玉、行其家賀新年、凡大人小兒之醫、外科眼科針醫各執贄、行平生所施藥之家祝新正、醫家多延齡丹、丁子圓、萬病解毒圓、保童圓、萬應膏、太乙膏類爲贄、至諸民各作業之物相贈、如高貴、太刀馬代時服等贈答之物不及枚擧、

〔公家年事上〕正月三日　親王御方御使始　諸親王江御末廣一本宛被進之、御使釜殿勤之、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕四日、〇中略今日わたりより、宮門跡寺びくに衆などより、年始の御文參る、伏見どのより、すへのもの女房持て參る、勾當の所にて帯をたぶ、こなたよりの返事もひ司かなへどにもたせて參る、御寺の御所のつかひにも帯をたぶ、此外其さたなし、ふしみ殿八條殿等の宮方へも、御扇を參らせらるゝ、勾當の內侍文そひて、かなへどもちて參る、

〔御湯殿の上の日記〕長享三年正月二日、宮の御方、玄やうれんゐんの宮へも御あふぎ參らせらる、　四日、宮の御かたへくゞ井まゐる、ふしみどのへ、御あふぎひしくひまゐる、玄やうれん院の宮の御方へ御ようなるよし御申ありて、御あふぎ二ほん參らせらるゝ、新中納言に御あふぎたぶ、ほうあん寺どのより御ふみまゐる、御返事にいをひ一つゝみ參らせらるゝ、あんせん寺どのへ御かつしき御所へ二かう二かまゐる、こはまゐりののちあるべきを、まづまゐる、

永祿四年正月二日、御こきいた、御こきのこ、御あふぎ、わか宮の御かたへながはしいよ殿にもたせて、御かたの御所へ御まゐりあり、大玄やうじどのゝ御かつしき御所へも、御こきいた御こきのこまゐる、　三日、どんげゐんのかつしきへ、御こきいた御こきのこまゐる、

慶長三年正月一日、〇中略玄ゆごうより御かれいの御たるまゐる、　二日、〇中略女御よりかれいとて、二色一たるまゐる、〇中略玄ゆごうへ御こきいたまゐる、　五日、〇中略きやうじびぜんのかみ、ひ

せんの玄やうげん、玄もつけのかみ、玄きし玄ん上す、こ筆御ふで三つい玄ん上す、　七日、〇中略そつどのより三色三かまゐる、　八日、〇中略めうほうゐん殿より御たるまゐる、とくせんゐん御れい申、御むまたちまゐる、〇中略ふしみどのより御たるまゐる、上せうゐんかれいの御あふぎ玄ん上申さるゝ、　九日、〇中略二そんゐん御れい申、十帖、べざいてんの御ふだまゐる、せんりん寺同十帖一本まゐる、申つぎ三でうさい相中將、ちおん寺御れい申、一そく一本まゐる、申つぎひろはし大納言、玄やうげゐん、大でう寺、こんかい寺、一そく一本にて御れい申、申つぎまでのこうぢ中納言、　十一日、〇中略くわん玄ゆ寺の門跡より三色三かまゐる、げんかうゐんより三色三かまゐる、

〔親聽草七集四〕寛永甲申正月御湯殿の記　寛永廿一年正月一日、大をかみのゝ守、野々山たんごの守、御たちをりかみ玄ん上、〇中略院の御所、玄んゐんの御所、女院の御所へ、ながはし御つかひにまゐらせらるゝ、ゐんの御所へ御あふぎ玄ろかね廿まいまゐらせらるゝ、玄ん院の御所へも玄ろかね廿まいまゐらせらるゝ、女院の御所へも玄ろかね十まいまゐる、宮々の御かたへは御こきいた御こきのこまゐる、いま宮の御方、ひでの宮の御かた、とよの宮の御かたも御あふぎまゐる、〇中略ごん大なごんどのも御まゐりにて、女院の御所より五色、御たる十か參、ごん大なごん殿御わたくしより杉はら十でう、ひぢりめん一巻玄ん上、御玄やくにててんはいたぶ、〇中略　二日、八でうどのゝ御内ぎより杉はら三十でう、玄ろりんず一まき參、九でうまん所よりすぎはら十帖、御するひろ一ほん參、　三日、ねんとうの御玄うぎとて、一ゐどのより御たる三いろ三かまゐる、にしきのこうぢどのより御たるざかな三色一か參、かでのこうぢ殿より三いろ三かまゐる、梅がかうじどのよりも三色三か參、こさい玄やうどのより三色三か參、玄ん中將どのよりも三色一か參、少將殿より三色一かまゐる、治部卿どのより三色一か參、玄んさい相殿より三色一か參、新院の御所の御めのとより三色二かまゐる、すはうどの、みまさか殿、いづもどのより二色一

かづゝまゐる、　四日、中納言殿、ゑもんのすけどの、さいしやうどの、どれ〲も三色三か參、　五日、せんじどの、あやのこうじどの、三色三か參、さきやうどのより三色二か參、大二どのしきぶどのより三色三かづゝまゐる、をはりどのより二色一かまゐる、　六日、御つま五れう人より三色三か參、いせ殿、たまがき殿、いつめきどの、あは殿、こさこんどのより二色二かづゝ參、　七日、女ごの宮のかた、いつの宮の御かたへんきみ御れいになり、ひめぎみも女二の宮の御方より杉原三十でう、くれなゐ二きん參、いつの宮の御かたよりよしの十まる參、へんきみよりやき物のとくり參、ひめぎみより御茶わん十參、花山院大なごんよりゑむしろ三まいしん上、御いさの御かた御やく五れう人よりひき十でう御あふぎばこ一つしん上、御ちの人よりも、ひき十でうみづひきしん上、一條殿御かたの御所御禮にさんだいなる、常の御所にて御さかづき一こん參、御みつざかなもいで申候、御かたの御所より人ぎやうのやき物參、御三つざかなもいで申候、きやうごくどの御まゐり、御さかづきたぶ、きやうごくどのへも御みつざかないで申候、きやうごくどのより十でう、御あふぎばこ、御たる三色三か參、九日、ゑんまん院殿三色一かまゐる、しやうれんじどのより三色三かまゐる、しつさう院殿より三色三かまゐる、かぢゐどの、大しやうじどの、御むろの御所、くわんしゆうじより三色三かづゝ參、しやうご院殿より三かう三かまゐる、りしやう院殿三ぼう院どのより十でう一ほんづゝ參、石山寺せんそう院十でう一ほんくわんしゆを進上、同そち院よりも、二い殿御進井殿御まゐり候て、〇中略御しうぎとて、こだか三十でう、ちやわん、人ぎやう參、

〔看聞日記〕永享六年正月五日、抑自室町殿〇足利義教鵠一、種十給之、毎年佳例云々、令祝著、宮御方へ球杖三枝玉五、色々綾色こき板二、蒔繪置物繪等風流こきの子五被進、言語道斷殊勝驚目畢、御自愛無極、若宮まで被入思合、如此之物被進之條、誠喜悅珍重也、三條へ能々可得其意之由合申、

〔御湯殿の上の日記〕長享三年正月四日、むろまち殿より御あふぎ、ことしも御さか月御そうちやくありたきよし御申、　五日、むろまちどのへの御さかづきに二色五かそひてまゐる、てんそうへつかはさる、

明應四年正月四日、むろまちどのより、としの御あふぎびぶつ、三色まゐる、御つかひてんそう御ふみにて申さるゝ、

永祿五年正月一日、ぶけよりとしのたまぎつちやうまゐる、御つかひひろはし大納言、たまぎつちやうわかみや〈坊〉の御かたより、御いちやもたせて御まゐり、はくそじうにたまぎつちやうたぶ、

〔四民往來〕家老江別紙之文章

別啓申上候、於御吉慶者、本書奉得尊意候、先以尊公様愈御勇健御超歲可被遊と、目出珍重奉存候、隨而輕微之品御座候得共、御持扇一箱進上之仕候、誠以年序御祝詞之印迄御座候、恐惶謹言、

年始媚風の文章

肇曆之嘉兆、萬國一統幸福申納候、其御境貴下愈御全事御超歲、千鶴萬龜不可過之存候、隨而爲年賁、五明一箱致贈進候、素顯千秋之賀而已ニ御座候、萬慶期永陽之辰候、恐惶謹言、

〔空華日工集〕永德二年正月一日、天氣殊佳也、曉鐘一鳴、定起出堂、諸堂巡香罷、知事莊甲例至方丈、而人事獻賁、余亦有報、　七日、晨誦罷、冐雪趣西山、先三會燈前炷香三拜、院主人事、次㝢居炷拜、與僧錄人事、話及小田弁建長住持事、飯了、便出以一襲十力而爲人事、　十六日、〇中略伴僧錄抵通玄寺賀歲、尼長老母子三人、人事一襲十力、

〔空華日工集〕至德二年正月五日、上生看經、滿散罷、欲歸大慈院、臨將出門、忽萬壽獨芳賀歲、山門修正滿散鐘鳴、伺住持入佛殿、扣方丈室、略通賀歲之禮、徑歸大慈、諸堂炷拜、　六日、檀那佐々木殿來、禮獻

彩錦襖一襲、熊皮三枚、杉紙十力、守護代三井一領十力、奉行大河原同、　九日、往上生禮椿庭於楞伽院庭、　二月七日、參下府、作禮大方殿、大御所、左典厩頭殿、殿以佐脇爲使、見送三所禮物、

〔光恩院儀同記〕永祿五年正月六日辛卯、向花山院、携兩種一荷、　十六日辛丑、從菩薩山有音信、嘉禮樽兩種（鏡一串、柿一連）、一荷、爲禮遣紅帶三筋、　十七日壬寅、從枚方順興寺有音信、兩種（菱餅百、鯉五）、差樽二荷、使葛野信濃守、給帶三筋、　十八日癸卯、今日爲年頭御禮參陽明桃花坊、於兩所有御盃、沈醉退出、

〔梵舜日記〕天正十一年正月四日、葛川ヨリ佐竹出羽守ヨリ爲音信、炭五籠、五明一本來、爲摺子筆二對返進候、　八日、爲禮本所ヘ、樽代貳十疋、女房衆ヘ輕粉箱二ツ祝義也、　十一日、摺子京ヘ爲禮罷出也、始而因幡勘左衛門ヘ之禮樽代二十疋、同女房衆輕粉箱三ツ、中將ヘ紙一束遣之、

文祿五年正月五日、當院之被官者、如例年祝儀之有振舞也、次龍山樣ヘ爲御禮（錫雙、肴一束、唐扇十、昆布）、同御新造ヘ料紙一束、樽代貳十疋進上申也、次御内衆與兵衛尉ヘ（昆布五十本、扇五本）、勝吉（扇五本、樽代十疋）、主水佑ヘ扇五本遣之也、　十四日、祇園ヘ予禮に行也、壽等（貳十疋、錫二色）、同女房ヘ綿（百目）、娘ツルニ雜紙一束遣之也、妙法院（貳十疋、昆布一束）、梅坊（朱善紙一束）、松坊（錫雙、肴二色）、定林坊（扇子一本）送之也、　十六日、伏見ヘ禮ニ越也、得川殿ヘ（扇廿本）、月齋ヘ（貳十疋、唐納豆一桶、扇五本）、全阿彌ヘ（昆布百本）、加賀爪甚十郎ヘ（貳十疋）遣之也、次稻葉兵庫助殿（指樽一荷、肴二色）、同はヘ（貳十疋）遣之也、　十九日、京都ヘ禮也、光照院殿ヘ（輕粉箱五ツ）、入江殿（蘇香圓）、盛方院（二十疋）、同女房衆（水引五把）、光源院殿ヘ（二十疋）、柳原殿ヘ（扇子二本）、塗師定祖（雜紙一束、扇二本）、實泉坊（扇三本）、此分之年玉也、

慶長二年二月十三日、上醍醐等圓坊ヘ年頭之禮ニ罷、杉原十帖、錫雙、肴、唐腐（廿丁）、牛蒡二把、弟子敎圓小刀一ツ、扇子二本、小性衆扇遣也、　十八年正月八日、因幡堂藥師參詣次、羽柴少將ヘ爲禮罷、百疋蠟燭五十令持參了面會、羹已下也、次政所樣ヘ令祗候、柳樽一荷、肴、昆布三束、コンニヤク五十丁、牛蒡大把五束令進上、御古茶女房衆ヘ小扇（二本）進之、其拂除坊主衆扇二本宛遣之、次梅久ヘ扇五本遣了、次本所ヘ例年禮ニ三十疋、左兵衛殿ヘ革踏皮一足、幸鶴丸殿ヘ、次幸鶴御袋ヘ指樽一荷、肴

昆布二束、牛蒡大把三束、コンニャク五十丁進之了、　十日、片桐主膳正へ予杉原十帖、扇五、萩原百疋、片桐市正へ予諸白樽一荷、萩原馬代太刀折紙、緞子一端、予内衆へ扇二本宛遣也、○中略次秀頼様へ御禮巳刻萩原太刀折紙、緞子二端、杉原十帖、予杉原十帖、扇子一本、御袋様へ、引合十帖、水引五十把、大藏卿引合十帖、水引五十把、進也、次萩原方ヨリ御内儀方へ、御袋様杉原三束紅梅面裏チリ、御姫君様へ、杉原十帖紅梅面一ツ、大藏卿綾面一、杉原二束、二位殿帯一筋、杉原二束、姫君局帯一筋此分宛也、次秀頼様小袖二ツ萩原へ拜領、予小袖二ツ拜領也、仕合無是非次第忝儀也、

寛永九年正月廿一日、早天周防守殿へ年頭罷出、踏皮三足令持參、本所百疋、滿德丸十帖、扇一箱、仕合能一禮相濟了、次金子八郎兵衛へ扇令持參、依他行申置也、次昌三へ扇枇杓持遣也、

〔槐記〕享保十七年正月元日參候、如例年御口祝拜戴、君様方へ御年玉ニ鶉ノ掛物ヲ獻上、

〔續百一錄〕延享四年正月日○元

一巳半刻御出御禮　前大納言様江生御肴一折　宰相様江生御肴一折　瑤林院様江同斷　御子様方江御筆手遊被進之候　金子百疋、うこんへ、　金子百疋、牧けん物へ、○中略

一御隣より、年頭御祝詞御使者、　山鳥二、前大納言様より、　干鱈三、宰相様より、　鴨一羽、瑤林院様より、○中略

正月朔日　一久世様中院様へ年始御祝詞御使者、自證院様より、

二日　一烏丸前大納言様江御使者、年始御祝詞被進候、　御肴一折、シホ小ダイ十五、自證院様より、

三日○中略　一年頭御祝儀如例年、獻上左記、　大隅雅樂權助　するめ一折、昆布一折、御樽一樽、○中略

一年始御祝詞被仰遣候、左之通、

宗對馬守様、加藤豐後守様、鍋嶋丹後守様御奥方様、同姓信濃守様御奥方様、松平越中守様御奥

方樣へ金百疋被ㇾ進候、同河内守樣、慈照院樣へ金百疋被ㇾ進候、
九日○中略　一御年玉金子貳百疋、尊勝院樣より使僧、　一御年玉御茶碗五ッ、尊勝院樣より自勝院樣江、
十日○中略　一福壽丸樣爲二御禮一御出、自勝院樣江干だい五、苞鹽鱈二、やうりんゐん樣より干鱈一、福壽丸樣より、
十四日○中略　一御扇子　御昆布獻上　出口光善寺殿
自證院樣江御扇子獻上
廿二日　一昆布一折三わ、樽壹荷、百萬遍方丈江如二例年一爲二御祝詞一被ㇾ遣候也、
廿八日　一竹簀卷鹽鱈二、稻田平三郎殿より、年頭御祝儀書狀來ル、
三月七日○中略　一年頭御祝詞金百疋獻上　日野監物より

〔遊藝園隨筆抄〕水野日向守は、明和の頃御勘定奉行たりしが、元下賤より御取立を蒙りたる人なり、此人每年正月の始に、立涌の摸樣ある烟草入を、知る人には贈ることを家例とせりと云、其意は、立涌と申もの、曲りたるが如くにして全く曲らず、終におのがこゝろざす所に至る、おもしろき形にして、いと味あるものゆゑ、此摸樣を附るなりと、日州嘗て或る人に語りたる由、

〔俳諧一葉集消息七〕此君舍より白米五斗、發句一句、
一に俵ふまへて越よとしの坂
かくめぐみ給ふに、只四壁なるかりのすまひには過たる年だまながら、寢覺ごゝろよくて、
元日や疊の上に米だわら　北枝
さて〳〵感心不ㇾ斜、神代のこともおもはるゝと云ける句の下にたゝん事かたく候、神代の句は、守武神主相應に情の奇なる處御座候、米俵は、其元相應に姿の妙なる處有ㇾ之候、別て歲旦歲暮不

相應なるは、名句にても、感慨なきものに候、今年天下第一の歲旦なるべしと、京大津の作者も致稱美候、不備、

正月廿四日　　芭蕉

北枝樣

服裝

〔後水尾院當時年中行事上正月〕七日、〇中略諸禮の日は、御引なほしに御下がさね、御前張或はすゞしの御はかまをめす、

〔宗建卿記〕享保十九年正月十三日、諸禮也、今日著御、〇中略御門御單御打衣等、是後水尾院年中行事被注之故云々、

〔御湯殿の上の日記〕天正十九年正月一日、〇中略御ふく、御所に一かさね、御はかま御はいの御ふく、御ゆかたまゐる、ゐんの御所へも一かさね、わかみやのかたへ一かさね、ひめみやのかたへ一かさね、しゆごうへ一かさね、女御へ一かさね、御おびそへ候てまゐる、めでたし〳〵、

〔內院年中行事〕正月朔日、二日、三日、七日、十五日、從禁中獻をまゐらせらる、御陪膳上﨟、中﨟、女藏人、皆はつき袴、ピンフクテイ也、〇中略又院中御幸、宮々御參、御盃の時ハ、ハツキ、袴、ピンフク、スベラカシノテイ也、〇中略　二日、入夜御取初ノ御盃事アリ、此時皆ハツキ袴、古老ノ者ハ、オホクハ紅梅下ガサネ、白キ子リ、若衆ハ色々ノ段筋アリ、袴ハアルヒハ白キ子リ、又ハハクノモノナド也、〇中略

禁中樣女中方いしやうの事

一正月朔日、朝の御やきかちんの御いはひ、いたの物にても、から物にても、夕かたの御さかづき下シ、ねもじかうばいの二ツあり、うへにはりうらのあはせ、あさがれひにもかうばいの二ツあり、

一二日、あさの御いはひ右と同じ、夕かた御さかづきに、何にてもいたの物、たんにてもかうばい

にても、

一三日、朝の御いはひおなじ、御さかづきにてゆきの下とて、下にねもじ、あひにかうばいの御なか入、うへにねもじのあはせ、はりうら、

〔桃華蘂葉〕同裝束事

元三日（七日又同）官人以上、束帶壺胡籙、番長（左二藍狩袴、右萌木狩袴、）壺胡籙、近衞（番長）紅梅狩袴、

〔中右記〕寬治五年正月二日、參一院、有拜禮事了、（○中略）藏人少將俊忠被用巡方帶螺鈿細劍、如何、是入道殿爲子孫之公卿有此事、但至殿上人者、近代所不見也、可尋知之、

〔法性寺攝政記〕保安四年正月一日、午時許著束帶、（飾劍代、魚袋、有文帶如例、今日用紺地平緒、）相待人々、（○中略）余自寢殿南面自對南階下出中門、於東門外乘車、（檳榔毛車副六人、布衣、）經二條東洞院近衞高倉土御門等路參院、（○中略）當日貫□□□□□立中門邊、直奏拜禮由也、

〔玉海〕治承三年正月一日庚申、未剋著束帶、（飾劍、魚袋、紺地平緒、余所持飾劍只一腰也、仍借傳陸用之、余劍所令帶中將也、）三位中將良通同著束帶、（於女院御方曹司著之來余方、飾劍、魚袋、紫綾平緒、不著半臂打衣等、）相共參院、（七條院、）

正治二年正月一日戊子、傳聞、（左大臣説也、）院拜禮之間、攝政（○藤原基通）作法不審非一、第一、（○中略）第三不帶飾劍著螺鈿劍事、（此事定以有家記所見歟、但依人依時歟、如此之珍事荒涼不可擧言歟、）

〔猪隈關白記〕正治三年正月一日、午時許著束帶、（固文表袴、打下襲、飾劍、魚袋、有文帶如例、今日用紫綾平緒、）參殿、（前駈隨身不騎馬、依程近也、○中略）次殿下於門外令乘御車給、中納言、中將道經、三位中將兼基、殿上人六七人許候御供、余同之、先參御院、（二條第也、西門爲禮、東面東宮御座也、○中略）是日檳榔毛車、車副四人、著布衣如例、隨身府生束帶、番長以下褐衣如例、狩袴番長、二藍、下﨟紅梅、本府假隨身、將監、將曹各一人束帶、巳上壺胡籙、番長以下狩袴下給之、恒例事也、移馬舍人四人（裝束色々）居飼、（如例）前駈十六人、殿上人兩三人在共、元三之間檳榔毛車立門外、他車不立、車宿引入閑所、侍所垸飯如例年、隨身所同之、

〔玉葉〕承元四年正月一日庚寅、今日院拜禮、○中略仍著束帶、飾劔、紫淡平緒、節會□□日紫淡用之、故實也、有文帶□□□程付魚袋、未一點參院、○中略先是關白被參云々、○中略次關白以下經列前歸出了、著飾劔代、其勢如螺鈿劔、以金懸覆輪、紫檀地上唐草丸摺貝、其柄用瑠璃露、爲之、殊勝者也、定舊物歟、

〔園太暦〕康永三年正月一日壬戌、仙洞拜禮已下可參仕也、○中略予著裝束、左近將監御科重藤劍之、件重藤、父大藏少輔重任者陰陽師也、而裝束事傳授、故永賢猶、竹林院入道左府細々召仕了、已及二代也、藤丸遠文袍、ノシ地躑躅下襲、面ノシ地、不具佐張、不入粉、裏遠菱如例、已用青朽葉了、而節會不用朽葉之由、有其趣之上、先公年々節會日雖老後、令用躑躅給了、加之野宮左府安貞記注子細、仍旁隨其例單白綾單、先々用紅了、自今春用白裝束也、例單文也、袙須著之也、然而□□□仍近來偏略之、堅織物表袴、裏白□帶、金魚袋、紺地平緒、文摹手飾劔、令具靴笏紙了、不兼押之例也、○中略戌終頃出門、蓑毛於中門駕之、車副四人、警蹕如例、舊冬元三以下出仕單、可守正慶制之由被仰了、□□□伺不可著下袴了、如木雜色二人、平禮、垂袴、沓、雜色長秦峰茂、不帶壺胡籙弓、前駈四人、光遠朝臣、仲康、光照、兼氏等、召具之、又殿上人二人、頭中將基隆朝臣、山科少將教言朝臣、連車扈從參、持明院殿、四足門下車、登中門暫祇候、

〔宗建卿記〕享保十四年正月二日、東宮拜禮、今日人々著魚袋、或不著之、頃日殿仰云、東宮拜禮之日、著魚袋事見江次第、二宮大饗云々、仍予今日著之、殿下右府等門下人々、今日多著之、又今日殿上人各如公卿揖寄裾、或有揖不寄裾、實全朝臣一人無揖不寄裾、以沓寄裾、去冬雜談云、於雲客者、無揖可寄裾之由、父卿被申之由也、依之此朝臣一人作法如此歟、　十七年二月六日、○中略殿御物語云、於小朝拜著靴、於院拜禮著淺沓、此子細先年不審之由有沙汰、入道准后爲當職之時也、凡著御御倚子之時ハ著靴、於平敷御座ハ可著淺沓、院拜禮ハ是平敷御座之故也、此說先年准后勘出、依之子細分明者也、

〔長祿二年以來申次記〕正月朔日○中略　一正月御服事、朔日は唐織物をめさる、御ひたゝれは白きなり、此白き御直垂は正月三十ケ日ともにめさるゝ也、御腰物は海老名小鍛冶と申を、是も三十ケ日御用也、一尺二三寸也、御つかさやともに一尺五六寸も可有之、然御作りの樣は、御つかさや梨子地に、こじりつか頭御腰本、何もゑやくどう、御目貫は桐の丸燒つけ、御かうがいは桐也、　一御直垂めさるゝ時、役者之

事、御後腰は藤中納言殿、御前腰は山名宮内少輔豐之、御腰物御扇子鼻紙は、畠山宮内大輔致國兩三人也、是又亂前迄之御事也、

〔東山殿年中行事正月〕朔日、卯剋將軍家出御于便宜所、御烏帽子風折著、白御直垂、御服唐織物給、御後腰中納言、御前腰山名宮内少輔豐之、御劍、御扇子、御鼻紙、畠山宮内少輔致國役之、但亂前事也、（中略）御劍海老名小鍛冶ト號ス、柄鞘共ニ一尺五六寸アリ、金具各赤銅、鞘梨子地、目貫桐丸金燒付、鐔桐也、御劍御直垂ハ、正月中著用シ給フト云也、　二日、將軍家御裝束同前出御于御對面所、　三日、將軍家御裝束同上出御于御對面所、

〔花營三代記〕應永廿八年正月一日乙丑、諸大名御所樣〇足利義持御方御所樣〇足利義量御臺へ有出仕、御方御所樣御直垂、御地白文桐紺黃、三ヶ日ハ椀飯出仕之面々ニハ、御立烏帽子御狩衣也、佳例也、〇中略御方ノ御直垂、御地御文桐紺、御上下、御地淺紫、御紋桐、

〔宣胤卿記〕文龜二年正月十日甲申、今日參賀室町殿、式日也、〇中略巳剋許參集將軍御亭、御對面遲々及申剋、先東衆、次西衆、任例主人武家之折烏帽子、御スハウ袴也、近年如此、

〔簾中舊記〕御なりの事

一十一日〇正月には、〇中略内裏の御かた〳〵の御參候時は、おり物をめし候、衣をめし候、白きはかまにて候、〇中略一十一日に御參り候はぬ御かた〳〵は、十六日の御ちやに御參り候、〇中略おり物めし候下には、ゑぬひ物みな裳をめし候、〇中略

女ばうい玄やうの事

一正月めし物の事、朔日朝こそでそめ物、ひるの御いはひおり物、二日朝小袖、何にてもひるはおり物、三日朝小袖、何にてもひるははくゑ、〇箔七日あさこそで、何にてもひるはぬひ物、十五日あさ小袖、何にてもひるはおり物、　一正月のきりには、二小袖一ゑりにめし候、こうばいのたぐひめし候人は、はだにこうばいのたぐひめし候、ねもじもめし候、きりにはひとつ〳〵のゑりをそろへ

てはめし候まじく候、

〔正月ヨリ十二月迄御小袖ノ召樣ノ事〕正月より十二月までの、御小袖のめし候御やうだい、正月一日、朝小袖そめ物、晝の御いはひおり物、　二日、朝小袖、何にても、ひるおり物、　三日、朝小袖、何にても、ひるはくえ、　七日、朝小袖、何にても、ひるぬひ物、　十五日、朝小袖、何にても、晝おり物、

〔宗五大草紙下〕殿中さま〳〵の事

一公方樣御ひたゝれの色、かう、むらさき、くちば以下不定候、但正月はしろきをめされ候、高倉殿より調進候、

〔澤巽阿彌覺書〕正月の御ふく、十二月晦日にまゐる、目錄かなにあそばし候也、　御ふくのもくろく　一御かう一　一御おり物三　一御おりすぢ七　一御そめ小袖三　一御はた三　一御こそんぞ一　一御かたぎぬ御はかま二ぐ　一御ゆかた一　一御おび二すぢ　一御あかぶくろ　一御はだのおび　以上　女中衆へまゐらせられ候也、近年はとうなう衆にもたせられ候て參候也、　御もくろくは御自筆なり、近年は大略右筆正秀調進、引合一枚にたてに書て、上を杉原一枚にて横に卷申候也、

御方御所さま　くわうげん院殿樣御事　御ふくのもくろく　一御おり物三　一御ぬひ物二　一御はく二　一御そめ小袖三　一御はた二　一御ちやうけん一　一御ゆかた一　一御あかぶくろ一　以上　いづれも御女中衆へわたし申され候、まへ〳〵は横川掃部助もたせ候て御局まで參る、すみかはごとて、竹にてあじろくみたる物に入也、二をりに入候也、

一天文九十二三十　御ふくのもくろく　一御かう一　一御おり物一　一御おりすぢ七　一御そめ小袖一　一御はた三　一御こほんぞ一　一御ゆかた一　一御かたぎぬ御はかま一ぐ　一御おび二すぢ　一御はだのおび　一御あかぶくろ　以上　私に云、御あかぶくろと申は、

きぬのはゞの廣きを、四かくに四はうに一重にて御座候つる、おもゑろくねりぐりにて打たる物にて候、口にぬひくゝみ候、ひきしめかやうなる物に候、今は寸法知たる見たる物もまれに候か、

〔道照愚草〕若君樣御ふくのもくろく、引合たつに調進、年始の事也、　一御おり物一　一御ぬひ一　一御はく一　一御おりすぢ一　一御そめ小袖一　一御はた二　一御おび二すぢ　一御ゆかた一　以上

〔成氏年中行事正月〕朔日

一公方樣成氏○足利御上下二具、御紋松、又一具ノ御紋ハ桐、松ノ御紋ハ大御所樣持氏○足利ヨリ參、御吉例也、

一御小袖ハ定ル事ナシ、御隨意也、其以下ハ皆カケ萌黃也、

一朝ノ御祝、○中略次ニ御椀飯、○中略公方樣御直垂、御紋ハ桐、二重淺黃、白御小袖ニ、子リノ大口ヲメサル、御一家以下ノ奉公老若、直垂ニテ出仕、

一公方樣、○中略内之御椀飯始也、仍御袋樣、上﨟、中﨟、下﨟、如朝皆々御參、

一公方樣御裝束ハ、表ノ御祝同前、御袋樣幷上﨟樣ハ御衣召サレ、御荷用之方々ハ、上古ハ引付之衆、御椀飯御荷用ヲモ御免アリ、近年被破之、次ニ中﨟下﨟之裝束ハ、ユマデ裳袴ヲ召レ、自一日夜ニ入、至十五日同前、

一同二日、朝御祝如朔日、公方樣御單物褐地、御紋桐、御小袖ハ御隨意也、御袋樣以下、御裝束定事ナシ、紅隔子ハ御三臺樣、上﨟樣ノ外ハ不召、其外ハ摺繪書、縫物、織物、以下可爲御隨意、但臙粉入等之織物、香地朽葉、魚龍貫日、薄色之練貫、靑練貫、黃練貫、朽葉練貫等、女房被召事ナシ、尼公之御衣裳也、男ハ何ヲモ可爲、次練貫之廣小袖、公方樣御女房樣可被召、童體又兒喝食之外ハ、依爲御法

不著、

一同三日、朝御祝同前、公方樣御單物、御紋桐、御小袖ハ御隨意、御臺樣其外御衣裳モ御隨意也、

〔年中恒例記〕年中御對面幷雜事少々

正月一日　一公家、大名、外樣、御供衆、御部屋衆、申次衆、番頭、節朔衆、走衆等也、今日計也、〇中略　一元三ハ大口直垂にて出仕也、但御部屋衆走衆ハ素襖也、節朔衆之內檜葉一人ハ小素襖也、

〔東山殿年中行事正月〕朔日、〇中略　今日出仕面々著大口直垂、裏打、但御部屋衆、節朔衆、同檜葉走衆、皆著小素襖、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄、御對面御祝已下之事、〇中略

一管領大帷、其外御相伴衆、御供衆、申次、小笠原以下裏打也、結城三上同前、千秋檜葉進士小素袍也、

〔宣胤卿記〕文龜二年正月十日甲申、今日參賀室町殿、式日也、〇中略　於戶部旅所〇中略　改衣裳、〇中略　巳剋許參集將軍御亭、御對面遲々及申剋、先東衆、次西衆、〇中略　西衆、〇註略　近衛關白、〇中略　三位中將經名稱、以上或衣冠、或小直衣、狩衣等也、仍先參進大炊御門、雅光大臣家裝束之時、任位次、如此衣也、次直垂衆、各不重大口、〇下略

〔澤巽阿彌覺書〕空齋樣より福山に被仰出、祖父澤巽阿に御尋之時申上之記、〇中略

正月朔日　一御扇御繪福祿壽桐鳳凰御進上　一御出仕御うらうちなり、御小袖御拜領織物也、

一御中間ゑぼし上下なり、御黑太刀被持歟、　一御刀者、長刀不持、御雜色御弓うつぼ等不著也、此時節、御小者七人有之、番替に二人は被殘置、五人被召連歟、公方樣御小者六人參候故なり、諸家此分也、　二日　一御出仕同前、三日如此、　七日〇中略　一細川殿則御禮に御出仕、是又御小素袍也、

〔幕朝年中行事歌合上〕二番　左　元日參賀〇中略　元日參賀は〇中略御兩所は御烏帽子、御ひた、れを奉りしが、文政十一年の頃より、御立ゑぼうし、御小直衣、御指貫を用ひらる、御押紋、御色目等、

年々不同、御地はいつも唐綾なり、

〔萬天日錄〕寬文改　年中行事下附天和二年追加

表出御ノ時御支度ノ覺　一正月元日二日、緋御裝束也、御太刀御劍御役如例、　一同三日、無官之衆依御禮、御長袴也、　一同夜御謡初、右同斷、　一同六日、增上寺方丈御禮、緋御裝束ナリ、　一公家衆、御門跡方參向御對顏之時分、勅答院答被仰出時、緋御裝束、同御馳走御能之時、御熨斗目御長袴也、〇中略

諸大名年中出仕著服之制

一正月元日二日、大納言、宰相、中少將、侍從、四品、諸大夫、大紋布衣、　一同三日、無官幼童、熨斗目長袴也、　一同夜御謡初出仕、熨斗目長袴也、〇中略　一同十五日、年首拜領ノ熨斗目著之、半上下也、

〔官中秘策年中行事十五〕正月元日卯中剋、百官總登城、　一少將以上、白小袖、綾平絹違有之直垂、　一侍從、白小袖、直垂、　一四品、白小袖、狩衣、　一諸大夫、熨斗目、大紋直垂、　一諸役人、のしめ、布衣、　一無官、熨斗目、素襖長袴、

〔要覽辨志年中行事一〕正月二日

一喜連川、無官ニ而四品末ニ列候、素袍、侍烏帽子、紫糸組掛紐也、

一今大路半井兩典藥頭者、白無垢ニ直垂ヲ著ス、烏帽子者掛紐紙より也、　但兩醫元旦御禮也

年始に付、諸家供方良衣服之事、

年始十五日迄國持、御連枝方年始、七種迄外樣衆、帝鑑間年始、三箇日雁ノ間菊ノ間、其外御役人衆、右上下著、熨斗目ハ元日計、御譜代雁ノ間等ニ而爲著候、尤家ニ依而三箇日御脇ニ爲著候事も有、

〔享保集成絲綸錄十六〕正德元卯年十二月

一正月朔日二日之御禮、六日寺社御禮之節、諸大夫之面々、向後狩衣著用可被仕事、

一狩衣布衣著用之面々、足袋用候節者、向後足袋御免之事、

右之通可被相心得候、以上、

十二月

覺

一正月朔日二日六日之御禮之節、進物番者只今迄之通、緞大紋著用可仕事、

一向後足袋用候時節、御前江被爲召候面々、足袋御免候、且又進物番も、御規式之節、向後足袋御免候間、用可申事、以上、

〔武德編年集成八十九〕元和元年十二月廿九日、來元旦ノ出仕ヨリ、駿武トモニ諸臣其官位ニ隨テ、烏帽子狩衣大紋タルベシ、平ロハ素袍勿論タルベシト云々、

〔台德院殿御實紀附錄三〕元和元年浪華の再亂已にをさまり、全く大一統の業をなし玉ひぬれば、〇中略明る二年正月元日より新儀をはじめ行はる、〇中略此までは拜賀の者衣服の制も定まらざりしを、今年はじめて烏帽子、直垂、狩衣、大紋を著し、其以下は素襖を著せしめらる、

〔寬明間記一〕寬永元年正月朔日、御譜代大名諸旗本之健士登城、諸大夫ハ衣冠、物頭ハ布衣、平侍ハ素襖袴ニテ有御目見、儀式如例、將軍家光公被爲請御禮、

〔鹽尻三〕尾公正月元日臣下ニ酒ヲ賜フ時裝束

正月元日、尾州侯初めて御家人に大御酒たばせたまふ、御風折、縹の御狩衣、二藍の御指貫なり、

〔桃源遺事四〕一西山公〇德川光圀御國元にて年始の御規式、諸士布衣素襖を著し候儀、延寶六年戊午年より御はじめ被成候、小姓頭以上を布衣とし、寄合指引より中山備前守組付まで素襖とし、夫より以下を上下と御定め被成候、總じてか樣の義も廢たるを興し、絕たるを御繼候よし、

〔御家傳記〕天正十四年正月元日、一豐公〇山內紙子之服を著し給ひ、其後御家中共に年頭の嘉例と

すべしと、御詮被遊候よし、

〔蒼屋雜記〕一豐公〇中略御吉例始

一天正十四年〇中略正月元朝、紙子御祝儀御著用以後御吉例ナリ、

〔江戶年中行事〕正月二日、新吉原女郎年禮、其家々の仕著せ小袖、禿まで揃の衣裳にての道中あり、三日は跡著とて、銘々好みの衣裳にての道中、花美風流の粧ひなり、

供御藥

# 古事類苑

## 歲時部十二

### 年始祝四

〔增山の井〕御藥を供す(中略)屠蘇、白散、度嶂散、

〔節用集 土〕屠蘇白散(トソビヤクサン)正月一日飮之、藥也、

〔下學集 飮食 下〕屠蘇白散 正月一日飮此藥、一人飮之一家無病、一家飮之一里無病也、自少飮之、然後至老也、

〔日次紀事 正月 一〕元日　一獻供屠蘇、古者屠蘇之屠、忌死尸之尸、加一點作戸、是本朝之故實也、

〔世諺問答〕正月　問て云、元三の日は、屠蘇白散の酒を呑と云事ありや、屠蘇とはいかなるいはれにてなづけ侍るにや、答、此ことは醫心方、金谷園記などいふ書にしるせり、屠蘇は草庵の名なり、むかし草の庵りに住ける人の、此藥をその里の人のかたへおくりて、大晦日に井の中にひたして、元日にとりいだして、酒樽にひたしてこれをのまば、其年疫氣にをかさるまじきといへり、一人これをのめば一家に病なし、一家にのめば一里に病なしといふ功能侍り、

〔歌林四季物語 一春〕とそと名付くるは、なべては人のゑらぬことなるべし、古き藥のかみのうたへし文には、ゑはくといひしくすしのはかせ、もろこしにいまそかりし頃、こしらへためりしやく方にて、屠は割なりとかや、蘇は鬼の總名など聞えて、そのあしきおにのわざはひのさきだちぬべきやくとこありて、一人これをふくすれば一家やまふなく、一家これを用ゆれば一さとのわづらひをやむるとつたへたる文にも侍るならし、

〔月令廣義五正月〕屠蘇酒（韻語陽秋、飮屠蘇酒、以祓瘟癘惡、歳時記、昔有人居草庵之中、毎歳除夕、遺閭里藥一貼、令囊浸于井中、至元日取水置酒尊、名屠蘇酒、合家飮之、不病瘟疫、屠蘇一云、孫思邈草庵名、注云、屠割也、蘇腐也、）

〔秇苑日渉六〕民間歳節上　正月一日、〇中略進屠蘇酒、〇中略宛委餘篇曰、草曰屠蘇、屋曰屠蘇、冠幘曰屠蘇、酒亦曰屠蘇、品字箋曰、瀰葉草曰屠蘇、後因爲屋、有庵名飮名、〇中略魏略云、〇中略唐孫思邈有屠蘇酒方、蓋取庵名以名酒、後人遂以屠蘇爲酒名矣、〇中略群芳譜曰、元日進椒酒、次第從少至老、今屠蘇其遺意也、唐孫思邈有道術、作庵名屠蘇、除夕遺閭里藥囊、浸井中、元旦取置酒中、名屠蘇酒、合家飮之、不染瘟疫、謂屠絶鬼氣、蘇醒人魂、〇中略註七修類藁曰、屠蘇本古庵名也、當從广字頭、故魏張揖作廣雅、釋庵以此廜廯二字、今以爲孫思邈之庵名誤矣、孫公特書此二字於己庵、未必是此屠蘇二字、解之者、又因思邈庵出避疫之藥、遂曰屠絶鬼氣、蘇醒人魂、尤可笑也、其藥予嘗記、三因方上有之、今曰酒名者、思邈以屠蘇庵之藥與人、作酒之故耳、藥用大黃、配以椒桂、似即崔寔月令所載元日進椒酒意也、故屠蘇酒亦從少至長而飮之、

〔荊楚歳時記〕正月一日、〇中略進椒柏酒、飮桃湯、進屠蘇酒、膠牙餳、下五辛盤、進敷於散、服却鬼丸、各進一鷄子、造桃板著戸、謂之仙木、凡飮酒次第從少起、　按、四民月令云、過臘一日、謂之小歳、拜賀君親、進椒酒、從小起、椒是玉衡星精、服之令人身輕能老、栢是仙藥、成公子安椒華銘則曰、肇惟歳首、月正元日、厥味惟珍、蠲除百疾、是知小歳則用之、漢朝元正則行之、桃者五行之精、厭伏邪氣、制百鬼也、董勛云、俗有歳首用椒酒、椒花芬香、故采花以貢樽、正月飮酒先小者、以小者得歳先酒賀之、老者失歳故後與酒、周處風土記曰、元日造五辛盤、正月元日五薰錬形、五辛所以發五藏之氣、莊子所謂、春月飮酒茹蔥以通五藏也、敷于散出葛洪煉化篇方、用栢子人麻人細辛乾薑附子等分爲散、井華水服之、又方、江夏劉次卿以正旦至市、見一書生入市、衆鬼悉避、劉問書生曰、子有何術以至於此、書生言、我本無術、出之日、家師以一丸藥絳囊裹之、令以繫臂防惡氣耳、於是劉就書生借此藥、至所見鬼處、

藥方

諸鬼悉走、所以世俗行之、其方、用武都雄黃丹散二兩、蠟和令調如彈丸、正月旦令男左女右帶之、

〔土左日記〕元日なほおなじとまりなり、白散をあるもの、夜の間とて船やかたにさしはさめりければ、風にふきながさせて海にいれて、得のまずなりぬ、

〔菅家文草四詩〕元日戲諸小郞（仁和五年）

珍重行年五九春、可憐兒輩二三人、不須多勸屠蘇酒、其奈家君白髮新、

〔改正月令博物筌正月〕朔日　屠蘇、白散、（中略）供、數の子にとその末座を讓れ、會月、懸點に夫婦時宜するとその酒、仄萬、

〔續山の井春〕屠蘇

とその酒を祝ふや貴賤上戶下戶　播磨河合義貞

家々のかげん同銘やとその酒　友光

〔增山の井〕たうやく（千瘡萬病膏）

〔世諺問答〕正月　問て云、三日にたうやくとてつくる事侍るにや、答、たうやくは膏藥なり、かうやくといふは、きゝわろきによりて、たうやくといひかへたり、延喜式には千瘡萬病膏といへり、もろもろのかさ、よろづの病をなほす功のうあるにや、さて御藥の儀式は三ヶ日あり、第三日にはこれをつけ給なり、

〔延喜式三十七典藥〕元日御藥（中宮准此）

白散一劑、度嶂散一劑、屠蘇一劑、千瘡萬病膏一劑、供藥漆案三脚、（一脚安散膏、一脚安屠蘇餚子、花足一脚安酒盞、）銀盞一合、銀盤一口、白銅鋺一合、白銅盞子四合、朱漆下食盤八合、（徑八寸、並敷寮、）囊一口、（長二尺三寸）囊緒絲一兩、紙廿張、木綿三分、所須人參七兩三分、甘草六兩二分、桂心三分、（請內藏寮）白朮二兩三分、大黃一兩二分、附子三兩二分、蜀椒二兩二分、防風三分、烏頭一兩一分、細辛三兩、拔葜二分、干薑一分、麻黃一兩一分、桔梗三兩一分、當歸一兩、大戟二兩、升麻一兩、白芷一兩、芎藭一兩、茵草一兩、黃芩一兩、獨活一兩、蜘術一兩、生地黃

五兩、薙白廿莖、已上自寮庫行之、苦酒四升、猪膏十斤、藥篩絹四尺、大筩二合、折櫃二合、炭一石、

右起十一月下旬、盡十二月下旬、依例造備、所須雜物、十月十五日申省、省申官下符所司、十一月上旬請備、其雜物數隨時增減、○中略

東宮白散一劑、度嶂散一劑、屠蘇一劑、並盛同上、七氣丸二劑、四味理仲丸四劑、供藥漆案二脚、一脚安屠蘇、一脚安白散、白銅銚三口、蠻繪下食盤四口、緋囊一口、長二尺、囊緒絲一兩、紙十張、木綿二分、所須人參九兩二分、甘草九兩二分、桂心三分、干薑九兩三分、白朮十兩三分、大黃五兩二分、附子二兩二分、桔梗四兩三分、蜀椒三兩一分、防風三兩、菝葜二分、烏頭四兩、細辛三兩三分、麻黃一兩一分、半夏一兩二分、吳茱萸一兩二分、昌蒲一兩二分、伏苓一兩二分、芎藭一兩二分、紫菀一兩二分、石膏一兩二分、柴胡一兩二分、桃人一兩二分、油絁七尺、折櫃二合、餘器通用御藥、右料理供進依上例、但寮頭已下醫生已上共執入進、

〔世諺問答〕正月　問て云、元三の日は屠蘇白散の酒を呑と云事ありや、○中略　答、○中略　白散とは、五色の藥をつきふるひて、二こんにこれを供す、功能は大略とそのごとし、これをば方寸のさじにてすくひて酒にいるゝ、また度瘴散といふは、九種の藥をつきふるひて、三獻にこれを供す、山嵐瘴氣をのぞく藥術也、風おこりの物をのぞく藥なり、これをば一錢の茶匙にてすくひて、酒にいれて可呑よし見えたり、

〔年中行事故實考一正月〕屠蘇酒○中略　屠蘇の方は醫家にて種々あり、古代より禁中に用られし方、白朮、桔梗、山椒、防風、各壹匁　肉桂、五分　大黃、貳分半　右は紅の袋に入、東へ指たる桃の枝を、長さ二寸に切結び付、大晦日の夜、井の内へ下置、元朝取出し、土器に入備ふ、　白散の方、白朮、桔梗、各壹匁五分　細辛、三分半　右は土器へ入、上を白紙にてはる、　度嶂散の方　萆薢、山椒、細辛、防風、桔梗、乾薑、白朮、肉桂、各五分　右は土器へ入、上を黃紙にて張る、　膏藥の方どうやくとこれを唱ふ、故實あり、　細辛、乾薑、山椒、肉桂、大黃、各七分　大風子の油にて煉、土器に入、上包はなし、

〔改正月令博物筌十二月〕屠蘇方　白朮、桂心、各七分、防風一匁、菝葜五分、蜀椒、桔梗、各五分、大黃五分、烏頭二分五厘、赤小豆十粒、右の藥を三角の紅の袋に入、除夜に井の底にかけて、元日に取出し、酒につけて呑めば、えきれい其外一切の邪氣をさくる、時珍が曰、蘇は鬼氣の名也、此藥一切の鬼爽を屠割する故に名づくとぞ、

〔月令廣義正月五〕屠蘇酒、〇中略屠蘇酒方、大黃一錢六分、桔梗去蘆、川椒去核、各一錢五分、白朮、桂心、各一錢八分、烏頭炮去皮臍一錢、吳茱萸一錢二分、防風去蘆一兩、右㕮咀片絳囊盛、懸井中或水缸中、除夕製至元日寅時取出、以無灰酒煎四五沸、取飮自幼及長、

〔公家年事中〕屠蘇　丹家傳云、屠蘇は絳袋に入て、柳枝に付て、除夜の亥時より井戸へ入るゝ、水際一尺ほど上に釣て、地中より升る青陽の氣を藥にうけて、元朝の寅時に、井戸より出して、柳枝につけながら、銚子の酒に浸すなり、　紅袋に入るゝ事は、紅は微塵を拂ひ、氣血を補といへり、柳は青陽を司る故に、木の枝に付る也、春は本東方の卯より來るゆゑに、木扁に卯の字を書て柳と訓ずる也、

〔槐記續編〕享保十九年九月九日、夜參候、〇中略昔ヨリ正月元日ニ、屠蘇、白散、度嶂散、膏藥ヲ、典藥頭ヨリ獻上ノコト、定メテ古キコトナルベシ、屠蘇ノ方ハ本草綱目ニモ、古書ヲ引テノセタリ、白散、度嶂散、膏藥ノ方ハ、漢ノ書ニテ不見當、如何ノ事ニヤト申上グ、尤近代ノ書ニ、家傳預藥集ト云ヘル俗書アリ、此中ニ不殘ノセタレドモ、其出所モナシ、屠蘇ヤラカ玄朔ヨリ玄冶ヘ傳受ノ由ヲノセタリ、慥ナラズ、典藥頭ニ尋タレドモ明ニ云ベカラズ、イカニヤト申上グ、仰ニ此四藥ノコトハ、延喜式、江次第ニ載タリ、古法ト見エタリ、然レドモ何レニモ方ハナシ、藥名ノ數ハノセタリ、但シ一條禪閤ノ江次第ノ抄ニ、醫心方ヲ引テ曰、金谷園記ニ云ト云々、コノ金谷園記ト云モノ、色々御僉議アリケレドモ不知、イヨ〳〵方ハ不分明也、先ハ和方ト究ムベシ、未ダタシカニハアラズ、

定職員

〔安齋隨筆前編五〕屠蘇酒方　加藤佐渡守の庖丁、常に少し醫藥を好みしが、古方の屠蘇を制して、天明三年癸卯正月二日、其屠蘇酒を温めて、同役と共にのみたるに、暫時に舌縮みて腹傷、苦痛悶絶して兩人ともに死せり、彼屠蘇を同家中所々へ送りたりしに、少し飮たるものは死に至らざれども、大に惱み病めりき、彼屠蘇の方書を見しに、烏頭あり、烏頭の毒に中りしにやと、同家中の者談りき、本草綱目の屠蘇の方に、烏頭入りたり、此方にてありしや、怖るべき事なれば記之、

〔名目抄人體〕嘗藥元三御藥、命藥童子同時嘗御藥者也、用未嫁娘爲其人、年齡衣色等有勸文、

〔年中行事歌合〕一番　右　供屠蘇白散　新中納言

春毎にけふなめそむる藥子はわかえつゝみん君がためとか

〔公事根源正月〕供御藥　一日

是は元三の儀なり、〇中略藥子とて、少女のいまだ嫁せざるをもとめて、是を用る事有、屠蘇は少兒よりのむといふ本文あれば、其爲に少女を撰て、今日まづのましむるなるべし、

〔世諺問答〕正月　問て云、元三の日は屠蘇白散の酒を呑と云事ありや、〇中略答、〇中略また屠蘇をばまづ小兒にのましめよといへり、小兒は年をうるもの也、老者は年をうしなふといふゆゑなり、されば東坡が詩にも不辭最後飮屠蘇とつくれり、年よりての事にいへり、是によりて禁中にての御藥にも、藥子となづけて、童女に御生氣の色の衣をきせられて、御前へめされて、とその酒を呑せられて、後に供御にまゐらすることにせり、

〔過庭紀談一〕元日ニ屠蘇ヲ飮ムニ、小者ヨリ飮ミ始メテ、年カサノ者ヘハ結句段々ニ後ニマハスコト、是レモ唯本邦ノ俗禮ニテ、老者ハ年ワカナルニアヤカリテワカヤグ意ニテ、左樣ニスルコトナラント思ヒシニ、後漢ノ崔寔ガ月令ニ、小歳ノ拜賀ニハ、君親椒酒從小者起トアリ、小歳トハ臘後一日ヲ小歳ト云、元日ノコトニテハ無ケレドモ、畢竟元日ノ屠蘇ト同ジコトニテ、

椒酒從小者起ト云コト、後漢ノ世既ニコレ有ルヲ知ルベシ、其後晉ノ世ニ至リテ、或人董助ニ、元日ニ屠蘇酒ヲ飲ムニ、從小者起ノワケヲ問シニ、董助答ヘテ、小者得歳故賀之、老者失歳故罰之、ト云シヨシ、時鏡新書ニ載レリ、又唐ノ世ニ屠蘇ヲ飲ムニ、小者ヨリ飲ミ始メテ、段々年カサノ者ノ後ニ飲ムコトヲ名ヅケテ婪尾ト云、又啉尾トモ書ク、婪尾トハヲハリヲムサボルト云義ニテ、老者ホド跡ニテユルリト酒ヲヨケイニ飲マシムベキノ意ニテ、老者ヘノ馳走ゴヽロナルヨシ、莊季裕ガ雞肋ニモ、唐時稱婪尾者、以老者後得酒、當有餘、以優老也ト云ヘリ、董助ガ説ト莊季裕ガ説トハ表裏ノ違ニテ、何レモアマリ確實ノ説トハ思ハレズ、シカシ何レニモ、小者ヨリ飲ミ始ムルト云コト、フルキコトヽ見エタリ、

〔三養雜記 一〕屠蘇少年より飲始　屠蘇にかぎりて年少のものより飲始むるよしは、〇中略吾邦の古も亦然り、内裏式に、元日就内侍取机盛屠蘇云々、尙藥供御先賜少年とあり、又屠蘇攷云、盧柳南小簡に、屠蘇卑幼より始むること不遜なり、元日は一歳の始め長幼の分を正し、長者より始むべしといへるは、理さもあるべきことに聞ゆれど、考の足らざるに似たり、其よしは屠蘇もと邪氣を辟る藥方にして、卑幼より始むるは、全く藥を用ゆる法を借たることゝ思はる、禮記に君の藥を飲には臣先嘗む、親の藥を飲には子先嘗むといへり、說苑に殷の湯王の言を載せて、藥食は卑に嘗て貴に至るといふ、これにて考ふるに、家內の人々こと〲く屠蘇を飲むに、かりそめにも藥の名あれば、先こゝろむるものは誰をか先にし誰をか後にせん、故に卑幼をはじめとすること、至極のことわりなり、是全く聖人藥を用ゆる禮敎をかり用ゆることゝ知るべしといへるは、確論といふべし、

〔延喜式 十六陰陽〕凡應供元日御藥童女年幷衣色者、舊年十二月上旬、與御忌共奏之、

〔西宮記 正月上〕供御藥事

十一月中旬、依陰陽寮勘申、預點仰更衣典侍幷近習女房等、令擇進年齡符合者、仰內藏寮令進藥子裝束料云々、

〔江家次第(一正月)〕供御藥(正月元二三、弘仁年中始之、)

舊年十一月二十日以前、陰陽寮進勘文二通、(付藏人所、延喜陰陽式、十日以前、)一通御忌勘文(御八卦也)一通藥童子勘文(年並色目、見此勘文、)被定仰陪膳女房(如御乳母若典侍上﨟之人也、往年更衣奉仕云々、)奉仰之人求童女未嫁之者年齡符合、藏人仰內藏寮令給其裝束料云々、又被仰尙藥女房(近代定一人、即是尙藥也、)又被定命婦女藏人各二人(○下略)

〔朝野群載(十五陰陽道)〕陰陽寮

擇申應供奉明年正月元日御藥童女事

御年若干

生氣在某方色某、童女年若干某年、

件女可著某色衣、

養者在某方某色、童女年若干某年

件女可著某色衣、

年月日　　頭助以下陰陽師以上加署

〔名目抄(人體)〕後取(元三御藥、除夜藏人定其人、元日四位、二日五位、三日六位、)

〔公事根源(正月)〕供御藥　是は元三日の儀なり、(○中略)昔は上戶を撰て後取にめしけるとかや、一日は四位、二日は五位、三日は六位の藏人也、つごもりの日、奉行の藏人交名をきり紙にゑるして、殿上のすみの柱におす也、

〔江家次第(一正月)〕供御藥(○中略)晦日(○十二月)藏人定後取、押於殿上北壁角柱、(西第一門柱也)

〔蓬萊抄〕正月朔日、所司供御藥、(中略)殿上人奉仕後取、去年十二月晦日、行事侍中定其人三人、書紙屋紙、押殿上角柱、(元日四位、二日五位、三日六位勤此役、或又令召堪大飲者云々、近代不必然、花族人々或以固辭歟、)

後取
元日　某朝臣
二日　某
三日　某

(廣一寸八分、高一寸六分、元日四位、二日五位、三日六位、並可用高戶者、近代不必然、但元日不差近衞次將、)

〔爲房卿記〕延久五年正月一日、拜禮了後、行事判官代爲房奉仕御裝束、(件行事須藏人奉仕也、而未被補之間、昨日酉刻許、爲房可奉仕由被仰下、本行事橡綱、師季稱所勞由、各不參故也、○中略)相催雜事、御藥(○中略)後取昨日押之、(○中略)藥子(陪膳進之、仍兼日渡御正勘文、)後取元日高房朝臣、二日經成、三日資淸、

〔中右記〕天永二年正月三日丙寅、殿下令參內給間、頭爲房申云、依供御藥已出御、而宮內輔遲參之間、已及數剋、大略申障不參者、仍以殿下前驅元輔令勤其役、

〔吉記〕元曆二年正月一日乙酉、參內、于時秉燭也、暫候殿上、御藥依後取不參、遲々于今不被供、空及夜漏、適以供之、右馬頭經仲朝臣奉仕後取、

〔內裏式中〕十二月進御藥式

晦日中務省率內藥司、宮內省率典藥寮、持御藥及人給藥机、候延政門外、大舍人叫門、闈司就版奏云、御藥進(牟止)中務省官姓名等叫門故(爾)申、勅曰、令申、闈司稱唯、傳宣云、令姓名等申、中務卿輔丞率內藥官人醫生等、持御藥机置殿庭、宮內省同置、兩省可奏事者各一人、便留立机後、自餘皆引出、中務先進就版奏云、中務省申(久)、內藥司(乃)供奉(禮留)元日(乃)御藥、人賜御藥進(良久乎)申給(久止)申、次宮內奏云、宮內省申(久)、典藥寮(乃)仕奉(禮留)人給白散、又殖藥樣進(良久乎)申給(久止)申、(並無勅答、)訖罷、內藥更參入、持藥付內侍所、(醫生不足者、內竪相持、)內藥便受屠蘇漬御井、元日元旦就內侍取机、盛屠蘇、入左近衞陣側、安置庭中退出、尙藥供御先賜少年、訖、內藥司進舁机進內侍、二三日亦同、賜醫生以上物、各有差、

〔儀式十〕進御藥儀

十一月下旬、內藥司始合御藥、廿八箇日畢、十二月典藥寮造人給料白散、下旬中務省隨內藥司申、少輔已上一人與內藥正等監視、藥成、侍醫嘗之、然後封之、寫本方之後、具注年月日監藥者姓名、前晦日付內侍進奏、(餌藥之日、侍醫先嘗、次內藥正嘗、次中務卿嘗、然後進御、)晦日卯一剋、中務宮內二省率內藥典藥寮司、持御藥并人給藥机、共候延政門外、大舍人叫門如常、闈司就版奏云、御藥進止、中務官姓名、(謂輔以上、宮內亦同、)宮內省官姓名等叫門故爾申、勅云、令奏、闈司稱唯、傳宣云、姓名等令奏、中務卿輔丞率內藥正已下藥生已上、舁御藥案、(案別六人、)宮內卿輔丞率典藥寮頭已下醫生已上、舁人給藥案、入安庭中版後、依次退出、兩省可奏事者、各一人、(謂輔已上、)便留立案後、中務先進就版奏曰、中務省申久、內藥司乃供奉禮留元日乃御藥、又臘御藥進亘乎久申賜止久申、訖復本處、次宮內省進就版奏曰、宮內省申久、典藥寮乃仕奉禮留人給白散、又殖藥樣進亘乎久申賜登久申、(並勅無答、)訖退出、次寮司更入舁案退却、即付尙藥、(人不足、內豎相傳、)但屠蘇者、內藥司官人率藥生、同日午剋封漬御井、令主水司守之、元日寅一剋、官人率藥生等就井出之、即就尙藥受案、盛屠蘇、與省輔一人倶入、自右近陣側安庭中退出、即用銀鎗子煖酒漬屠蘇、(造酒供酒、主殿設火爐、)尙藥執御盞、率女孺升殿、令藥司童女(殿上所定)先嘗、然後供御、次白散度嶂散、三日而畢、其臘月御藥五日以前、內侍奏進、八日內藥司更受、進八省御齋會所、令加持、十四日返供如初、

〔延喜式三十七典藥〕元日御藥(中宮進此○中略)

造藥官人已下使部已上、各賜潔衣、(官人以下藥生已上、人別絁一疋三丈、綿三屯、未選生使部、調布一端、綿二屯、)限廿八日(○十二月)給酒食、其元日供奉御藥尙藥一人、(中宮東宮各典藥一人、)女孺五人、采女二人、賜潔衣、各絁一疋、綿二屯、(其色隨御生氣、預移陰陽寮、待報知之、請取、中宮東宮亦同、)十二月晦日卯一剋、宮內省并寮共候延政門之外、闈司奏訖、寮官人率藥生等舁御藥案、相共入置庭中版南、共以次退出、省奏訖、更入舁案退却、即付尙藥、但屠蘇者、官人將藥生、同日午時封漬御井、令主水司守、元日寅一剋、官人率藥生、就井出藥、即省輔一人并寮官人等、持藥共入進置、即用銀

銷子、煖屠蘇、(造酒供酒、主殿設火爐、)尙藥執御盞、率女孺昇殿、令藥司童女(殿上平定)先嘗、然後供御、次白散、度嶂散、三朝而畢、(中宮東宮准此)卽賜祿、五位褫子、允屬侍醫博士各綿一連、史生幷藥生十七人各綿三屯、尙藥及女孺六人各綿五屯、

〔北山抄 一正月〕同日(元日)供屠蘇白散事

第一度、入自夜御殿南戶、御東戶內、(預設所實圓座)陪膳取御盞、自外持參、御飮、第二獻北東戶可飮御、事畢出、御本所、獻第三度御酒云々、是女房等說也、若有由緖歟、(可據醫方)

〔江家次第 一正月〕供御藥(正月元二三、弘仁年中始之、)

舊年十一月二十日以前、(中略)藥殿請御藥幷雜器請奏、十二月十九日、藏人率諸司、向大藏省野倉出藥、(近代無此事)晦日(中略)典藥寮進御藥、(置朱高机四脚、藥女官預之、)近例納於辛櫃一合、卽籠於御生氣方、東爲生氣者、仁壽殿西南渡殿西面、南爲生氣下侍、北爲生氣黑戶上、西爲生氣後凉殿西南戶前、(近例額間東廂)以掃部寮御屛風立廻、若御生氣方無便者、籠於養者方、同日、以屠蘇漬御井、(以絳絹袋盛)件御井、在豐樂院西、典藥寮巽、以日中可懸沈井中、勿令至泥、先是(十二月中旬)行事藏人、給供奉女房女官當色料、(稱之飾物)陪膳、(五疋或四疋)藥頭、(四疋或三疋)女房、(各三疋)藥女官六人、(各一疋)近例采女不給飾物、事終給祿、此事不可然、舊例采女以上、皆著當色、由見西宮記之故也、御厨子所尋常御銚子、御酒盞渡於藥殿、元日早旦、御裝束、其儀垂東廂南第一二間、幷第五間御簾、以晝御帳南北面御几帳立於第三四間、晝御座前敷菅圓座一枚、爲陪膳女房座、其南又敷一枚、爲尙藥座、以南面端帖二枚、當第二間北柱南邊東西行敷之、爲命婦女藏人座、反晝御座孫廂灯樓綱、鋪菅圓座於孫廂南第三間南柱之北、(去長押三尺許)爲後取座、弓場殿東南北三面、主殿寮引幔、(其東南二方者便用節會幔)入自月華門著之、(近代列立弓場、無著座儀歟、)時簡前掃部寮敷膝突一枚、爲實御酒所司座、宮內典藥寮官人侍醫等、請申御藥、(作辛櫃昇之)立於弓場殿、(有下敷筵、掃部寮供之、)主殿寮設火爐、(燒御酒料)造酒司渡御酒、(或用銀銚子煖酒云々)平旦、天

皇御東廂、(著御生氣方御直衣、具引帶、)御生氣在北之時、著御綠色、(御生氣在北之時其色黑、故用異色、遊年方色也、)陪膳女房以下著座、(陪膳著尋常唐衣裳、稱之直衣、女房、花釵、纐纈裳、泥繪唐衣、)藥子入自鬼間、候尙藥座南、(無圓座、)采女二人、御藥女官(頭一人、女官六人、)候於右青瑣門內、(年中行事障子下、)御厨子所供御臺二本、(一御臺有御箸臺、土器、木箸一雙、)得還於鬼間御障子下、付女藏人、女藏人執之來、授陪膳、内膳自右青瑣門供御齒固具、○中略次供一獻、(屠蘇散也、八物細切云々、)先授御酒、以御藥入於酒、名之屠蘇、盛別器、宮內輔、典藥頭、侍醫等三人、一一進膝突嘗之、依位階皆用別坏、次供御酒盞、(於右青瑣門下付女官、女官取到第三間御几帳下、女官和合於御酒、)次供御料酒、(御銚子有蓋擊子、御盤上、居金銅金輪、其上居銚子、)此間、內膳官人以大土坏三枚、小土器三枚、與藥女官、女官分御酒、取分令嘗藥子、(本方自小兒起、)次盛御酒盞、自御几帳綻付於藥頭、藥頭傳陪膳、主上起座入自夜御殿南戶、當塗籠東方戶立給、陪膳女房取御酒盞、(入御酒、)通自東廂御障子、參御前供之、(私云、入自二間南御障子供之、)主上歸自本道、(本方云、入三升溫酒向東戶飮之、各三合、)次召後取、其人出自殿上上戶、經簀子敷、自第三間入著座、(不正座云々、六位第三日著青色下襲火色、參進云々、)次女官移入御酒盞餘分、御銚子餘分等、於大土器、傳給於後取人、其人飮畢、(女官取其坏畢、)次供二獻、(神明白散也、五物擣篩云々、)其儀准一獻可知之、但御藥者、不於弓場殿和合之、相副進之、所司只嘗酒也、先供御酒盞、次御銚子入酒、其儀如一獻、次供御銀匙、(本方五分七云々、)居馬頭盤、(又居中盤、)入神明白散於金銅小器、居中盤、尙藥勁藥入御盞、次飮御、(於晝御座飮、御三獻亦同、)畢後女官以匙三度入白散於大土器、次入御銚子餘分、次移入御酒盞餘分、給之於後取人、又入大土器、或此間、給肴於後取、(多給大根、元日人多精進之故歟、或給串刺、)女房置扇上出之、後取及給之、次供三獻、(度嶂散也、九物擣篩云々、)其儀與二獻同、(本方云、以溫酒服一錢七、一錢七與五分七等云々、)西宮記、今度當東戶飮御云々、此事無其謂、檢本方屠蘇散方、有當東戶飮之文、度嶂散文無其事之故也、(北山抄曰、第二度御東戶內、預設所皆圓座、亦無所據、)後取飮畢、以坏出於殿上、置於小臺盤下、或置於侍臣臺盤上、或王卿在座時巡行云々、近代無此事、或於御前給女官云々、三獻畢、返給御銚子御酒盞等、御藥籠於本所、第二日儀如昨、第三日三獻供畢、屠蘇本方曰、三朝飮之、次典藥寮供御膏藥、(忌名稱膏藥、)(カウ藥ノ名ヲ忌テタウ藥ト號也)撤御臺畢、留一本、次供御匙、如前、盛千瘡膏於金銅小器、居中盤、供之、付於

藥女官、女官付頭、頭傳陪膳、陪膳供之、主上取之、以右手無名指令塗於左掌給、（曲右第四指、是藥師印相也、乃用之、）次返給御銚子、御酒盞、小器匙等、其後、典藥官人返上銚子酒盞於御厨子所、陪膳女房調垸飯居臺盤、（大盛二十坏、飯二十坏、大折櫃交菓子二合、）給諸司女官并六衛府大破子、（三十荷、小折櫃交菓子三十合、）此外稱腋御膳、自御厨子所供御齒固具、又供御藥酒等、以高坏六本獻之、有餅鏡、（用近江火切、）三日畢給祿、（陪膳女房又給祿於女官、絹五十疋、又給理髮別祿、）典藥頭　宮內輔（以上各三疋、）侍醫（二疋、若五位者可給三疋歟、）藥生、（一疋、）刀自、（一疋、）釆女二人、（各二疋、）　每日弓場殿宮內輔以下衛重、（內膳設飯、大膳設菓料、）藥女官等料飯五升、炭五籠、（書下催與之、）御生氣御衣、（近例只御直衣一種也、具御引帶、著於例御直衣上給、）女房以下不必著淨衣、（訛也、）陪膳女房必著之、舊例未節分之時、藥子衣用舊年御生氣方色、　二三日間節分時例　長久二年正月二日有節分、依陰陽寮勘文、藥子衣有二色、元日者用舊年御生氣方色、二日以後用今年方色、　長經抄、二三日間雖有節分、被用元日所用之舊年御生氣、更不可用新年御生氣云々、此事不可然、　宮內輔用代官、（例、治暦五年正月三日、散位清科重任爲代官、是御厨子所預也、）殿上宮內輔奉仕例（同年正月一日、大輔重房依殿上人不執笏、又不著弓場殿、）藥殿雜具（金銅小器一口、同金輪一脚、銀匙一枚、銀馬頭盤一枚、）代初日次不宜時猶供（治暦五年、應徳四年、）日蝕廢務日猶供（延喜十一年正月二日御記、所司供藥如昨云々、）朝拜時、於小安殿供之、

〔蓬萊抄〕正月朔日所司供御藥、（二三日同之、）藏人令奉仕清涼殿御裝束、令催所司、○中略隨其催出自殿上上戸、著孫廂圓座、（雖有其座、只懸膝許也、不居圓座中央、）次女藏人供御臺二本、（自鬼間供之、）藥司等候右青瑣門內、次供天酒三度、先藥子嘗之、後獻御々所、御飲了、每度賜之後取、後取每度飲之、置御盃於座邊、次賜第三度之御盃、飲了如元還出、置空盞於殿上上戸南扉腋退出、或說置中臺盤上方云々、又置小板敷云々、近代多用戸腋歟、

〔建武年中行事〕夜もすがら事を行ぬる、（○四方拜ノ事ヲ行フナリ）をのこどもまかでぬれば、御藥申沙汰すべき藏人殿上に侍ひて、つかさ〴〵もよほすなど、女藏人どもやう〳〵臺盤所に參りあつまる、う

ちうちの御衣たゝめはてぬれば、御直衣を奉る、打衣はかま二つ、衣ひとへなり、所司まゐりぬるよし奏するに付て、御藥につかうまつるべき命婦藏人ども、かみあげそうぞくして座につく、晝の御座の御簾南のはし北の額の間をたれたり、此間に承香殿の人、昔はさぶらひけるとかや、中三間或は二間、御簾もとのまゝにあげたり、おの〳〵几帳をたてわたす、ちか頃里内裏などにて、あたりの間一間、中はむにあぐる事あり、ひがことなり、今の代には本儀に任せて、つねの時のごとく鉤丸をあぐ、御座のまへに、いさゝか南陪膳の典侍の圓座これをしく、次の南圓座一枚くすりのかみの座とす、石灰の壇北のはし西東のつまに、南めんのたゝみをしきて命婦藏人の座とす、南第二の間の弘廂に圓座一枚をしきて後取の座とす、典侍已下女房皆座につく、女藏人二人、上首鬼の間より御臺をもちてまゐる、一の御臺にはしだいあり、これも近頃はなきよし女官申、日記にまかせて是をなすう、これよりさきに晝の御座に著かせ給ふ、生氣の方の御衣を、尋常の御直衣のうへにかさねて奉る、朝餉にてこれをめす、勾當の内侍これを用意してさぶらふ、日の御座にてもめす、陪膳の典侍藥のかみ當色を著す、生氣の方の色の事なり、其外は著せず、はいせんの典侍の髮は内侍これをあぐ平額なり、此時まづ御厨子所の御はがためを供す、〇中略御はがためまゐりて、此藥子鬼の間よりすゝみて、端の几帳のもとにさぶらふ、女官青瑣門のほとりにて、典藥をめしてみくすりをもよほす、小庭にて典藥のかみ、侍醫、宮のうちのつかさ、おの〳〵まづこれをなむ、一こんすゝみて先藥子にのましむ、次に銀器に入て几帳のほころびより御座の次の間奉る、くすりのかみ是を取て、銀器のふたをひらきて典侍につたふ、是をめして返し給ふ、女官給て陪膳につたふ、主上座を立せ給ひて、夜の御殿の南の戸より入給て、御ぬりごめ東の方の戸に向ひて立せ給へば、陪膳御盃を持てまゐらす、是も屠蘇はひがしの戸に向て飲よし本文あるゆゑか、次に女官に返したまへば、是を後取の人にのましむ、一日は四位、二日は五位、三日は六位藏人なり、晦の日、奉行の藏人これを切紙に書て、殿上の角の柱におすなり、近衞府辨官常にはあられども例あるなり、さて二獻には神明白散をくうず、むかしはさかなを後取の人にたまふ事あり、大根をたぶ、女藏人給て臺にすゑてこれをいだす、元日は人人精進のゆゑかといへり、三獻に度嶂散を供ず、如此御藥の

儀式は三箇日なり、江次第に見えたり、三獻のたびは、夜のおとゞの東の戸にむかひて是をめす、藥のかみ是を持て、二間より陪膳に隨ふ、立ながらめすなり、後取に給はる事皆同じ、三獻はてゝ、御はがためをいだす、一度に一盤にすう、三日の儀是におなじ、但第三日夜のおとゞより、御座へ歸りつかせ給て後、かうやくをたてまつる、二ばん(銀器に入れたり、無名のゆびに付て、御ひたひ並に御耳のうらにつく、藥師の印相なり、)是はうちに留めらる、くすりのかみ是を取て、鬼の間よりまかりいだす、こよひうち／＼女房に頒ち給ふなり、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕れんだいの中央西にせまりて御褥ばかりをしきて、うけとりを供す、はいせんの人はひさしに候す、二獻まゐる、(初獻ひし花平、二こんかべ、)女中にもたぶ、二獻の時はじめて屠そ白さんをてうしに入、内侍是を役す、白散はもとより、上段の西北の角におく、(御かゞみの御前なり、)内侍廉だい(御右の方)をへて、白散のもとにすゝみよりて、是を入て本路をへて、はいせんの人のもとにすゝみよりて、てうしをまゐらす、二獻の時、うけとり進上の人、いづれも天盃をたぶ、

〔元寛日記〕寛永七年正月朔日、將軍家秀忠公ハ、女帝(○明正)之御外祖也、年中行事之次第、自傳奏板倉周防守方(江)記錄シテ遣之、即贈關東、(○中略)三箇日間、有屠蘇白散之規式、藥子ト云小女未嫁用之、一獻入屠蘇於酒、令飮藥子、次入銀器、傳配膳、後奉主上、一日四位、二日五位、三日六位、藏人之役也、二獻供神明白散、三獻供度嶂散、此儀式、人王五十二代嵯峨天皇御宇、自弘仁年中始ル由載之、(○中略)

右禁中年中行事、自傳奏記錄シテ獻之、

〔友俊記〕御茶を供す、(○中略)第一の御こんにとその酒、第二に神明白散、第三に御とうやく、(○註略)とその酒を命婦にこゝろみのましむ、これは昔藥子とて、少女にのましめて後奉るゆゑにや、此頃はたづぬるに少女の事なし、又後取の人もなし、御藥は典藥頭丹波の姓小森藏人家より調進す、白朮のへらあり、白朮のさぢあり、すゑ物に納て土のたかつきにのする、筥のかたちは、檜すみとりたるはこなり、身ふたのそこに、數々けづり木にて筋をつくる、(○中略)當時のけしきかくのごとし、

院中の事も禁中已下の家も、銘々もちゆとみえたり、

〔嘉永年中行事〕正月朔日、○中略うけとり、簾臺の中央西に迫りて御茵ばかりを敷き、うけとりを供ず、御垂纓御袴をめす也、下段に女御は南面に、典侍は東西に、內侍は下段の外なゝめに東面に候ず、初獻菱花びら、二獻かべを供ず、女御へも菱花びら、きじ出る、女中にも給ふ、二獻の時始めて屠蘇白散の入たる御銚子を供ず、白散は本より上段の西北の角に置く、御手長の內侍、簾臺をへて白散の許に進み、白散を入て御陪膳の人の許に進み寄り、御銚子を供ず、二獻の時、受取進上の人何れも天盃を給ふ、伊豫酌なり、命婦も同じ、御差の人は、御ゑたみの御盃を申の口にて給ふ、三箇日の間、女中かはるぐ〵うけとりを進上する也、

〔年中御祝儀記〕初獻三ッ肴、（小刺、數子、れぶか、大根、）二獻、（菱之餅、花びら、あさづけ、）三獻、（きじやき）右は請取之御獻ト申、女中方より、元日、二日、三日之間、替々上ル、但三ッ肴は御臺より上ル、

〔禁中當時年中行事〕御獻（初獻、二獻、三獻、元日、二日、三日、自女中方巡番役供之、獻者酒之事也、次又三獻自御臺所供之、三箇日間如此、）

〔日次紀事十二月〕晦日　屠蘇白散（典藥頭丹波氏獻屠蘇井白散度嶂散之三種於禁裏院中、是則元日之所充御用也、又獻御膏藥、）

〔西宮記正月上〕供御藥事

裏書天德五年正月一日御記云、供御藥如例、（今日尚藥女藏人等、不著摺衣夾纈裳、用尋常裳等、）

康保三年正月御記云、藥女孀例著潔衣供之、而稱所給絹麤惡之由、至于今日不著、不可爲例、

九記云、天曆二年正月一日、依典藥當色遲給不供御藥云々、

〔小右記〕永觀二年正月一日、參內、未時供御藥如恆、今日後取時中朝臣申有所勞、仍以共政朝臣令奉仕、

〔左經記〕寬仁二年正月一日乙未、晩景供御藥、（御生氣御衣、御匣殿依遲被奉及晩也、）

〔小右記〕寬仁三年正月一日己未、未剋許參入、先是被參大殿云々、仍參內參上殿上、卿相同候、前大府

出從大盤所座殿上、被催御藥、已及黃昏、○中略次攝政出自大盤所、被候殿上供御藥訖、

長元二年正月二日壬辰、資高候內、御物忌注書簡示送云、御物忌日、御藥之時不可上御簾歟、可問遣案內之由有仰事者、余申云、供御藥之間、不下御簾歟、雖御物忌臨時祭御禊間、出御御簾外之例也、何況供御藥之間許、無憚歟、玉簾哉云々、○中略資高示送云、供御藥事、被用下僕所言者、

〔中右記〕寬治八年嘉保元年○正月一日癸酉、午剋供御藥如例、左馬頭道良朝臣勤後取役、陪膳典侍藤光子、御乳母 二日甲戌、今朝供御藥如昨日、治部少輔懷季勤後取役、 三日乙亥、今朝供御藥如昨日、一﨟左衞門尉永實勤後取、

〔知信朝臣記〕長承元年十二月廿一日丁未、召元三生氣御服料絹於廳、美絹四丈送御服所、權大進光房 生氣養者兩方之間用吉色也、多被用生氣色也、明年御生氣青色也、任其意計可令調進之由、下知御服所了、

〔玉海〕建久九年正月一日己亥、今日依日蝕節會小朝拜等停止、仍未明供御藥、 十年正月一日癸巳、此日日蝕也、○中略宮御方御藥及深更者、是日沒以後、依有內裏御藥也、

〔伏見院御記〕正應三年正月一日乙巳、戌剋供御藥、事不供之間及此刻 陪膳權大納言役送、○中略後取修理權大夫永經朝臣、 二日丙午、酉剋供御藥、典藥遲參之間及此刻也 後取兵部少輔菅原淳兼、自餘如昨日、 三日丁未、午剋供御藥、後取藏人三善春衡、自餘如昨、但今日供膏藥

〔園太曆〕觀應二年正月一日、亥剋四條中納言隆持卿、束帶、來、招入內出居謁之、予著烏帽直衣、故來賀云々、又傳勅定、今日御藥儀、依兵革於簾中可聞食也、而陪膳中院大納言通相遲參、未見簾中、供常燈之條不可然歟、何樣可有沙汰哉者、被垂御簾之上者、下格子事之外、不可有子細歟、簾中有禮之時、垂御簾之外、常燈不打任歟旨申入了、卽曆應神木動座之時、如此有沙汰之旨、彼卿語之、且予計申旨云々、裏書云、傳聞、今日禁中儀、御藥天明之間有之、侍醫等面々故障、長官嗣成朝臣、屬某、六位宮內輔源仲之中院大納言口三位儀了從其役、 三日、典藥頭嗣成朝臣來賀謁之、元日禁中龍樓御藥遲々及二日朝、二日御

院宮進御藥

藥卽進之云々、

〔後愚昧記〕應安五年正月一日庚戌、內裏院御藥如例、是又雖神木在洛先規也、

〔御湯殿の上の日記〕長享三年正月三日、御たうやく、ちかなり、いまだゑこうは申さで、ことさら參らするを御つげあり、

〔延喜式 四十三 春宮〕元日遲明二日、三日准之、主殿署立火爐於殿庭、進一人主藏佑已上一人、率典藥官人、舁御藥案、出自東細殿南、進立殿庭版南、典藥寮官人侍醫等就案下、卽調藥酒、侍醫先嘗、次進嘗之、然後授典藥、典藥率女孺等并主膳供御肴、采女四人候殿東廂、便從東方進供事、訖主藏典藥等官人共舁案退出、○中略

凡十二月晦日、典藥寮進白散屠蘇一案、雜給料丸藥一案、其日平旦、官人率侍醫藥生等進之、如五月五日供昌蒲儀、但屠蘇者、進與侍醫比封漬御井、

〔厨事類記 一〕元三御藥、菓子八種、小預勤之、給十合菓子居御臺一本、進物所供御菓子也、記云、寛元院御藥

先進火、入土器居折敷、次菓子八種、居御臺一本、覆蓋、供時撤蓋、或說云、供肴物菓子四坏、干物四坏二本也、次進御藥櫃、居土高坏、但取具進之、元日典藥頭所進、二三兩日、施藥院使并近習醫師所進供之、次御酒盞、樣器在尻垸、居折敷、次御藥酒、入片口御銚子、温供之於御前、被入居蘇、次居土器、可隨著座人數、不居折敷、二獻盃、居折敷、次御酒、入改進之、三獻、同前　當日早旦、以廐原重催促、酒殿番衆小預仕丁等芳原庄役年預別當御沙汰也菓子八種、小預調進之、此外一二坏可用意之、御酒、酒殿所進、入瓶子、御臺一本、打銚子蓋一張、水振一、火櫃一、又用土鉢、御酒可温之、瓶子一口、折敷、已上進物所雜具也、土器穴可見之、深草、炭進物所片口御銚子、銀御藥櫃有土高坏一本、已上自臺所申下之、納長櫃一合、足高一荷、在仕丁白張裝、東進物所雜具也、以廐原廻御壺番衆、衣冠小預衣冠或狩衣相從之、刻限預參、衣冠爲堂上役、近代依無便宜地下立、小頭取居菓子、渡番衆、番衆傳女官、女官傳得選、得選傳殿上人、於御前陪膳公卿供之、三箇日如此、其後御藥雜具、預給置之、　或記云、一本肴物四坏、一本菓子四坏、已上各居御臺供之、裏書　或記云、後白川院役送殿上人著座、末間敷紫縁二帖、置火櫃、三階棚御厨子所預并上刀自候之、　先供御藥櫃、土高坏次御酒盞、次御

銚子、（入酒）次菓子、（居御臺）預上刀自傳役送殿上人、出御之後預降御緣取見參、

〔爲房卿記〕延久五年正月一日辛巳、拜禮了後、行事判官代爲房奉仕御裝束、（○註略）晝御座南廂御簾第一二五等間垂之、第三四間傍長押、每間立四尺御几帳一基、（取御帳東西用之）御座南頰寄西敷圓座一枚、爲陪膳女房座、（典侍源永子奉仕也）庇第三間中央頰寄東又敷圓座一枚、爲藥正座、（博士命婦奉仕也）同第二間小柱下南北行敷紫端帖一枚、爲藏人女房座、（二人候云々）南簀子敷第三間頰寄西遶高欄敷圓座一枚、爲後取座、西廊南庇前曳幔鋪座爲典藥寮所候、申刻侍醫雅忠朝臣率寮官人以下直丁以上參仕、次陪膳女房以下著座、次出御、（生氣御衣、靑色御直衣也、依無御服所、仰廳語元當女令奉仕之、）次采女二人供御齒固、（○註略）次典藥後取高房朝臣著座、次典藥供御藥酒、（女官役之云々）侍醫先嘗之、次藥女官等持參、後取幷藥子等打土器、次後取飮之、又二度供御藥酒了、其儀如初、後取取盃罷立、置殿上戶腋、次入御、次改御裝束、供奉女房采女等不著打唐衣、只直裝束也、是御定、　相催雜事　御藥昨日夜籠御生氣方、（其所無便宜、仍籠養者方了、西中門南廊、藥守女官祗候、召廳給疊、藥掌等副入辛櫃、付封持參、○中略）典藥寮每日給酒肴、（仰廳）後打口土器、（同前○中略）飾物祿物等（飾物昨日給之）祿事了後第三日給之、　飾物　四匹、（陪膳）二匹、（藥子）一匹三丈、（藥正）四匹、（采女二人、各二匹、）　祿　二十匹、（侍醫）三匹、（典藥官人三人、各一匹、絹、藥掌在此中、）六匹、（采女官六人、各匹絹、）二匹、（理髮、後々不可給歟、陪膳女房給別祿也、）　件祿未有一定、相尋大內幷諸宮等之例、商量行之、冷泉院例、典藥所供御藥者、兼申請物之數多、其外祿飾等、口一匹、（陪膳命婦）四匹三丈孃二匹、（藏人二人）四匹、（理髮掃部）　已上十二匹也、　今度准諸宮例給藥官人也、大內侍醫之外不給也、　廳辨備酒肴於殿上、所々御修法等不罷出、但後加持參如常、　三日癸未、未刻供御藥、後取資清、事了給祿、子細見元日、沙汰所事了後退出向所々、

〔厨事類記〕一院御藥（○中略）　仁安二年正月一日、上皇四方拜了召御藥、卯時御于寢殿北面御座、（御烏帽子、御宿物小口御袴、召之、）内大臣春宮權大夫、（邦綱）左宰相中將（成親）候御前、次供白散櫃、次御盃、次御藥、（御酒也、入提云々、）次菓子、（備御臺）美作守宗盛朝臣、武藏守知盛朝臣、左衛門佐信基、兵部少輔親宗等役之、次內府進寄被

獻御酒提、天酒畢賜御盃於內府、內府退後流盃、(不及殿上人云々)又二獻三獻同前、人々退出云々、

〔愚昧記〕仁安四年正月一日戊午、卯刻著直衣參院、(前驅經仲、布衣、)可參御藥之由、昨日依有其催也、(少將光能消息也)先是太政大臣、右兵衛督參候、相次人々多參仕、頃之光能朝臣告有召由、仍大相國以下參御前、(東廣御所)二獻之後供御菓、即下給柑子、(大相府御取之、)依次第取下之、三獻了各退去、依座間遠、各□瓶子取人轉杯□□應喚人々、(太政大臣、予、治部卿光、新中納言邦、右兵衛督兼、權中納言成、今日不參、別當時、今日不參、源宰相資、宰相中將定、)

〔山槐記〕治承三年正月一日庚申、今日依申日無東宮御戴餅云々、供御藥云々、儲君出御晝御座、近衛局(久我內大臣女)奉抱、御乳母洞院局(兄盛方朝臣逝去、輕服日數內、)候陪膳、勤件役之人、臺盤所出垸盤、(菜二十杯、盛笥入折櫃、交菓子二外居盛、)美、(三箇日如此、)女官等祿、上絹廿餘匹、綿百五六十兩、布二百段、菓子三百合許、假令用途如此、毎年女房相替勤之云々、後取讚岐守季能朝臣、采女供膳如恒、主膳盛光於中門邊傳供之、而依權大進經仲命、昇堂上傳采女、候簀子云々、專不可然云々、後二箇日不昇故云々、　二日、今日猶無東宮御戴餅事、依御衰日也、但供御藥、後取藏人右少辨光雅云々、　三日、東宮御藥、後取藏人大學助平親能一臈云々、

〔三長記〕建仁二年正月一日丁未、參東宮御方、有御藥事、御直衣御好袴、御直衣上著吉方御袍出御、後取前兵衛佐宗衡朝臣、女房女官裳唐衣、猶自內納殿借渡之云々、尤可調進事也、

〔明月記〕建仁四年正月一日乙丑、午時許先參院、出御之間、下北面等出居庭上、供御藥云々、門內無便宜、仍退歸、　二日、參院、供御藥訖、入御之後也、參著例二間、暫安坐、昨日供御藥之儀、(三日如此、)於弘御所有此事、太政大臣、源大納言、右大將、新大納言(已上直衣、)候御前、殿上人六人、役送長房朝臣、忠信朝臣、有雅朝臣、隆仲、親定、範茂、(已上衣冠、)　三日、公景來、御所元三之間事語之、　毎年之儀　元日御直衣出御弘御所、供御藥、(御藥晦日進入臺盤所、朝被下進物所、進物所預、)　暫御菓子供之、公卿直衣候御前、(故內府之時常三人、去年右大將、定輔、信清卿三人、今年初相國以下四人云云、)殿上人衣冠、役送先御菓物、(八種、)次御藥、(外居、)次御杯、次銚子、(御酒、)陪膳之人御藥ヲ御酒ニ入、御酒三獻、(每度御杯及臣下、而故內府二獻杯ヲ讓右大將、右大將飲返內府、去年右大將不讓人、今年又相國不被讓、)三獻之度御菓物ヲ押下天給之、陪膳人一種ヲ

取下天給之懷中、是定事也、

〔前豐前守憲說記〕弘安九年正月一日戊辰、春宮、皇后宮兩御方御藥、說春奉行之間、令奉仕御裝束、共用晝御座、○中略有皇后宮御方御藥、春宮御藥、後取顯範朝臣遲參間、及亥剋、尤不便、嘗醫師春宮御方侍醫和氣幸成、皇后宮御方權侍醫和氣時貞、　二日己巳、予○藤原憲說依可勤仕春宮後取、召寄束帶、於角殿殿上局說長局也改著之、自早旦著衣冠參候內御方御藥未剋事了、藥女官等參富小路殿、而醫師於藏人所行酒肴、數剋不參間、仰廳官守國、數反催促之、醫師適參仕之後、御膳宿刀自又以遲參、是內御膳未供終之故云云、度々責催之、先東宮御方御藥、○註略女孺舁之、下賜典藥寮下部、嘗座到、去年儲中門內南腋、今年透渡殿前南庭橘樹西儲之、南東引班幔之、釜殿役歟出御之後、諸司等遲參間、經時剋了、先藥女官等迎藥子、寮儲女房、著當年御生氣色、近年不著圓座、御座東間簾外、懸長押於尻祗候、采女先著藥頭座、次御膳宿刀自於御殿坤妻召內膳、音內膳官人唯稱、次進御齒固、采女取之自階間几帳上進、女房供了、采女退、次藥頭著座、著當色唐衣黃色、次藥女官召典藥、音典藥寮下部唯稱、次醫師夏成著座、嘗之進、御藥等女官四人著當色唐衣黃、取之、於階間簀子藥徒和御酒於御藥等入銀器、居御盤授藥頭、藥頭取之進入之、次予著圓座、座前大赤土器三重置之、禁裏□□東宮普通土器也、左□□典藥寮之處、先例爲如此由申之、次藥徒持來銀器、予取土器一受之飲之置前、次女官等持參、二獻如初、此時供入御酒之後、女官一人立簀子階間發祝言、阿耳樂之、玄上鈴鹿千萬歲、後萬歲、彌廣彌高、皇子八五人阿耳樂之、次又持來銀器、予受之飲之、土器置前次三獻如二獻、次予重持土器三、到殿上長臺盤之下、未方次於局改著衣冠、次有皇后宮御藥儀歟、予不見之、今日醫師侍醫冬成嘗之、　三日庚午、傳聞、春宮御方御藥、後取行事藏人說春勤仕之、

〔竹林院左府記〕弘安十一年○正應元年正月一日丁亥、傳聞、萬里小路殿、院○龜山無御藥、每事御謹愼、但有四方拜、新院○後宇多御藥如法密儀、被垂御簾、公卿土御門大納言、定家君、御遲參吉田中納言、經長奉行殿上人近習輩四五人或衣冠、或布衣、等云々、新院御烏帽子御直衣云々、○中略本院○後深草御藥儀同三司、四條前大納言、房土御門

大納言、家君、前平中納言、平宰相、（父子轉盃云々、頗不可然之由、家君有仰、）左大辨云々、殿上人兩貫首以下濟々焉、又御隨身下北面等參候如例、　二日戊子、今日不出仕、家君（御直衣）參新院、御藥給、（人數如昨日云々）次參本院御藥給、人數又如昨日、　三日己丑、辰剋著束帶、（有文帶、紺地平緒、蒔繪螺鈿劒、永經朝臣副之、）先參萬里小路殿、○中略頭之吉田中納言來傳仰云、新院御藥可祗候云々、申承了由、又來帥卿同可祗候之由仰之、仍二人相共廻廣御所方、土御門大納言、吉田中納言兼在此處、（先出御以前候御殿上、出御後隨召參著御前也、而今度殊密儀云々、仍公廉朝臣參候之、被垂御簾、今日殿上人等候御殿上二間、）土御門大納言帥著奧、予（○西園寺公衡）吉田中納言著端、（予外皆直衣也）不經程新院（御烏帽子、御直衣、鳥襷薄色御堅文織物御指貫、被結垂御括、）出御、諸卿動座、御座定安座、（上皇、出御後障子內、密々御覽御藥儀、）次皇后宮權大進定房（衣冠）持參火、置御火桶、取折敷土器等退去、次頭右大辨俊定朝臣（束帶）持參御菓子、土御門大納言起座參進供之、次中將伊定朝臣（衣冠）持參白散櫃、置陪膳前、次右中辨冬季朝臣（束帶）持參御酒盞、陪膳人供之、次前勘解由次官經繼朝臣（白襖狩衣、白衣、白單、）持參御銚子、陪膳人々白散振袋作法委不及見、（一度之間、定房置洩濁土器、）次陪膳人供之、次巡流如常、次中將師信朝臣（二藍狩衣、青色赤單、）持參御酒盞、定房持參御銚子、巡流如前、但今度土御門大納言盃、依帥讓、余受之、次擬帥、帥盃吉田中納言受之、次頭辨持參御酒盞、冬季朝臣持參御銚子、次巡流、次本役人參上撤御菓子白散等、次上皇入御、諸卿起座、

正應二年正月一日、參院、（常盤井殿）御藥可參由、兼日忠世卿相催之故也、○中略大將殿依御目解劒、令置座後給、御笏同被置之、（進退爲容易、今日可置笏由兼日有仰、）次起座令參御座邊給、（余平禮、御藥之時先々如此、）陪膳作法如例、中將資行（衣冠）持參白散櫃、中將兼行朝臣（衣冠）持參初獻盃、左衛門佐經親朝臣持參御銚子、大膳大夫邦高朝臣、（衣冠）左衛門佐經守（束帶）等次第役送、大將殿每度賜盃復座、氣色帥之後候、飲了巡流、（時繼卿盃、父子有憚之間、每度爲方卿飲之、）二獻之後、御隨身口敷砂、三獻之後入御、大將殿令帶劒取笏給、人々起座、　二日、予先開白散櫃、置盞於櫃傍、（以銚下爲我方、）取出屠蘇袋、浸酒振之、（三匝、）取上灑之、如元返入之、（白散二獻、度嶂散三獻、無供之支度也、）居寄取御銚子供之、供了返給御銚子於役人、取御酒盞（作居折敷持之、）起座著奧第二疊、（經具、俊定等在端座、）置御盃於座前、取出笏、

〇中略此間余以下盃巡流、次花山院大納言參著端座、次二獻御酒盞持參、於今者花山爲上首、可勤陪膳歟、仍其御氣色、（此事尤不可然、被奉仕陪膳事者、上首雖參更不可相替事歟、凡今日陪膳之式太違例、不可爲後例、）花山起座（不解劍）參進供之、御銚子卽供之、（不入散、不振盞、如何々々、）今度可下御菓子也、而不下之、忘却歟、

〔伏見院御記〕正應三年正月一日乙巳、戌刻供御藥、（事不供之間及此刻〇中略）此後於南御所供春宮御藥、陪膳中宮大納言、（故實顯卿女）役送（參河飛鳥井）御藥訖、二日丙午、酉刻供御藥、（典藥遲參之間及此刻也〇中略）次春宮御藥、次□膳了還御、次中宮御藥、三日丁未、此後供中宮御藥、此間春宮渡給南御所、女房抱之、戴餅之儀同一昨日、次供御藥、今日三方御藥晝間了、

〔園太曆〕康永三年正月一日壬戌、仙洞拜禮已下可參仕也、御藥事、俊顯卿二日三日領狀、於元日者、拜禮已前直衣參、舊例者雖勿論、近來御藥剋限遲々、大略及昏黑、仍其後改裝束之條可遲々、然者只拜禮之體ニテ祗候、陪膳人無領狀之由、有別仰、丞相束帶、雖不辨先規事、強不可有巨難歟、可隨勅定之旨申入了、但退案、予里第也仙洞呎尺也、可改著之條、不可有遲々之上者、先著直衣可參、□予午剋戴竹皮催促之處、前驅等遲參、及申剋、光熙、光連等參入、仍著裝束、（綾□直衣、奴袴、綾袙一領下之志、其也、□□□□□□□□平絹襪、）志網代車未調之、仍借用頭中將車、〇中略於四足門下車、（敦言朝臣來合此處、基隆朝臣遲參、）雜色長節會著束帶可來之由仰了、仍御藥ニハ略了、出御已前晉候東對代西面、（當時殷安門院公卿座也、）小時勸修寺前大納言經顯來此所、出御之由告之、〇中略侍從榮光（束帶）置御火爐、頭中將（帶劍懸闕腋裾、）持參菓子御臺、（經賢子昇御座次間長押候、）予聊伺御目起座參進、聊膝行取御臺持之、又聊膝行立御前板、逆行著第一疊中央、（今日爲陪膳也、）次宗光朝臣持參白散櫃、（取加土高月於右手如例、）置予前、予相扶之置之、土高坏置櫃南方也、次左少將敦言朝臣持參御盃、（赤土器有尻、居置折敷、）予又膝行取件折敷置御座疊上、逆行復座、次又左少將隆邦朝臣持參御酒、（片口御銚子、盛煖酒也、）參進跪櫃下、予開櫃蓋置櫃南方板、（伏置之也、）次出度嶂散器取渡左取廻七拔之入御銚子、（三度、）次置七、次置度嶂散器、取御銚子、膝行候御前板、上皇取御盃令受酒給、予少分供之、飲御了返給御銚子於本役人、聊伺御目、取御盃

（乍折敷取之也）聊逆行、更起復本座、（第二疊上程也）此間五位殿上人置澆濁器、取上御盃、氣色前大納言、畢後受酒飮之棄澆濁、授盃於前大納言、大納言氣色別當、取盃飮之、（先之予澆濁器取之置座後方、兩人者自最前卽置後、）依最末不澆濁置之、御銚子役人自末退去了、已上一獻了、次殿上人（其人忘却）持參二獻御盃、予又起座進御前、跪取御盃、（乍折敷取之、如先）膝行置御座上、逆退候陪膳座、次又殿上人（其人忘却）又持參御銚子、予又入白散於御銚子、（用七三度、如先）次取御銚子膝行供之、（其儀如先）飮御畢賜御盃之、次又聊伺御氣色、下菓子、（橘也）乍一盞取之、渡具御盃折敷復本座、先取御盃氣色前大納言、畢受酒飮之、畢沃凝濁、授盃於前大納言、巡流如一獻、此間予取出懷中扇、聊披置疊上、取橘一顆置扇上、次取件器授前大納言、大納言又取一顆置扇上、件器至別當許留之、此間予取上橘聊食之、了卽殘ヲ取出懷中帖紙入之也、下﨟等又如此、殘器別當置座下方也、（已上二獻）次又殿上人（其人忘却）又持參三獻御盃、予參進之、（其儀同一二獻）畢候陪膳座、次又持參御銚子、予取袋浸之三匝、右ニ廻欲返入袋、次取蓋、次取御銚子供之、儀如初獻、了復座之後巡流、其後頭中將參進、此間予又參進、聊膝行取御臺授基隆朝臣、畢復座、其後宗光朝臣又撤白散櫃、次可撤澆濁器也、　二日、今日院御藥被急云々、○中略予參進供御藥、儀如昨日、公卿三人也、　三日、參院、○中略小時御藥出御西面、予以下參著、今日左宰相中將（束帶）參加、一獻、（度嶂散白散各三七、皆同、七袋悉供之、二三獻同、）次二獻、下御菓子、（大柑子）次三獻、今日三獻盃別當受之、次予參進供膏藥、（先取膏藥器、左手取渡持之、次方七、）口藥參進置御前折敷上、（居御盃之折敷也、元日二日幷今日一二獻皆御盃居折敷、持退、而至今獻御盃許取之、復座、折敷殘置御前、是爲置膏藥也、但膏藥或左持被供之、）卽退覆櫃蓋、（先々ハ三獻御藥入了、覆之、取御銚子了、）更參進取膏藥、（乍居折敷取之、今日不然、）復座、聊付右無名指、如付額、以七下大納言、大納言又如此、至左宰相中將被置座後、次入御、又如先々、次予退出、

貞和三年正月一日、御藥申領狀、○中略內藏頭敎言朝臣持居蘇櫃、（取加土高月）置予前板、（以蓋銘字下向予方也）次右中辨長顯朝臣持參御盃、（亦土器尻居居折敷）予取之、以兩手持之、膝行置御前、（御座上置之）逆行復座、次右少辨朝房持參御銚子、（片口御酒）入予聊居寄、以兩手開櫃蓋、置櫃左、（仰置之）次取度嶂散器、以圓匕救之、三度入御銚子、

次取白散器、以圓匕又三度入之、其□取屠蘇袋浸酒三匝之後、如元返納袋、（匕幷器者每度返納也）次取御銚子、膝行參進之間、上皇令取御坏給、予盛御酒、上皇飲御了、如元令置折敷上給、予逆行返賜御銚子於本役人、（件人退賞子歟）候重參進賜御盃（數作折）逆退復陪膳座、以折敷置櫃蓋傍、取御盃（在尻居）起座（此間實夏動座）復本座、取御盃氣色經顯卿之後、受酒飲之、沃凝濁、盃欲□□□大納言、而頻相論遂受之、仍予遣之銚子役人、件座中央次第行給之也、次左衞門督、次東宮大夫等、次第巡流、先是凝濁器、勘解由次官時經置之、面面取之置座後、予沃凝濁之後遣後方、最末人者不凝濁、又例也、次二獻、朝房持參御盃、予參進取之置御前、（其儀如先）其後留候陪膳座、次時光持參御銚子、予入兩散幷袋、其儀併如前、次予取御銚子盛御酒、飲了返賜御銚子於本役人、賜御盃之次、候御氣色下菓子、（柑子）乍器物取之居加御盃折敷、取之起座復本座、先取御盃氣色經顯卿之後飲之、沃凝濁、經顯卿頻謝、遣隆蔭卿受之、次至實夏卿、次經顯卿飲之、次予取出懷中扇、取柑子一顆置扇上、取菓子器遣經顯卿、取空折敷投櫃蓋方、次取柑子聊食之、以殘入懷中帖紙、人々次第如此、先々砂可散之也、一獻之後定事也、而予幷大納言言忘失、二獻之終頭予思出示大納言、大納言下知之、御隨身等參進散之、召主殿令掃之、次三獻、御盃左兵衞權佐經方持參之、予又參進置御前、留候陪膳座、次勘解由次官時經持參御銚子、予又入兩散袋等、其儀如一二獻、取御銚子供之、御飲了賜御銚子於本役人、賜御盃復陪膳座、覆櫃蓋、次撤折敷、持御盃許復座、氣色經顯卿、今度又氣色、隆蔭卿飲之、次經顯卿飲之、次實夏飲之、次本役人參進撤御菓子臺、予參撤之畢復座、次又撤屠蘇櫃、（同本役人）次可令撤凝濁器折敷等也、而遲々之間先入御、諸卿動座、次自下﨟次第退出、　二日、今日御藥參仕如昨日、　三日、申一點參院、如兩日、○中略　俊冬持參三獻御盃、○中略　次予起座參進、取膏藥器持左手、以右手取方匕、付膏藥於匕鋒、（廉付也）便覆櫃蓋、（此間匕暫停御火爐、後案、可置土高坏歟、）更取匕參進、上皇取匕付藥於無名指、聊令付御額給了返賜匕、予賜之（鋒ヲ左ニシテ上テ取也）復座、次第付之、取下之至最末、次本役人參仕、予撤御臺、次撤櫃、次入御、諸卿蹲居如兩日、次第退出、

停御藥

〔薩戒記〕應永三十二年正月一日壬申、三條右大臣〈直衣下結〉參進、褰御簾、上皇〈御烏帽子直衣、令下結御〉南面御着座、〈○中略〉内藏頭教豐朝臣〈閑院御陪膳、〉不持參白散、〈他人陪膳之時、先菓子也、此右府陪膳之時、每度先白散也、然而撤之時、先可撤菓子之由被命、有子細歟、可尋、〉抑二三獻之時、上臈被讓盃於下臈事及再三、今日各不受之返上、此事同官人可受讓、他官雖被讓不可受之歟云々、

〔園太曆〕貞和二年正月一日辛巳、東大寺八幡宮神輿未歸座之間、院拜禮小朝拜等被止之、〈○中略〉禁裏坊中等御藥儀如例歟、仙洞御藥不及簾中出御、元應嘉曆後伏見院御所爲如此云々、但彼度も非御世務、可有儀歟之由、窮多申入畢、然而猶被止也、

〔康富記〕寶德二年正月一日丙午、院御藥無之、近例也、

〔宣胤卿記〕文明十二年正月二日癸未、無淵醉、子細注元日、御藥停止、子細同前、

○按ズルニ、御藥停止ノ由緣ハ、醉淵篇ヲ參看スベシ、

私家服藥酒

〔禮容筆粹七〕屠蘇酒之事

正月朔日に三酒を奉るべき事、屠蘇白散度嶂散是也、屠蘇をば紅の袋に入、晦日の暮亥の剋より、井の水一尺程上にくゝりさげ、元朝寅剋に取あげ、柳の枝にゆひつけ酒の中へ入、柳を長柄に持添て御酌に參るべし、三ツ盃を公卿にすゑ、上の盃一ツにて三獻のむ也、座中の少年より始むべし、二獻目は白散、別の御銚子にて參らすべし、白散を盃の中へかきたてまゐらすべし、三獻目は度嶂散、是も別の御銚子にて可參候、銚子の中へ入、かきたてゝ、可參也、かくのごときの時は、銚子をつゝみ申さぬもの也、是則祝儀の禮儀也、何れも三獻づゝ合て九獻也、

〔幕朝年中行事歌合上〕一番〈○中略〉　右　屠蘇白散

延といふ千世の藥の豐みきを君にさゝげて祝ふけふかな〈○中略〉

屠蘇白散と申は、新玉の春のあした大御酒にくはへて奉れば、萬の惡氣をさくるとて、古より

齒固

大内にも供じまゐらせしとかや、こゝの御所にも半井今大路の兩家より仰事ありて、年ごとにかはる〴〵是を調じて、兩御所をはじめ御方々にも率る也、元日のあした御酒に入て是をすゝめ、群臣にもかはらけたまふ時、是を加へて給ふにこそ、

〔水戸歲時記〕十二月晦、○中略醫家ヘ、歲事ヲ遣ストキ、必屠蘇ヲ□□□入テ返禮アリ、其屠蘇ヲ今夜井中ニ糸ヲ以テカケオク、

〔法性寺關白記〕保安四年正月一日、巳剋許、女房相共於東對面廂帳前、（件帳、日者在寢殿、去夕所令渡立也、）見鏡服藥如例、（件藥、施藥院使丹波重基去夕所持來也、）次於對南廂洗手如例、陪膳主殿頭惟信朝臣、

〔後深心院關白記〕應安五年正月朔日庚戌、齒固如例、　二日辛亥、見鏡服藥、　三日壬子、鏡藥如昨日、

〔玉海〕養和二年正月一日壬申、依爲喪家之內、不見鏡、不服藥、依長元元年經賴記也、

〔運步色葉集 業〕齒固（元三之祝言也、一ハ齒固之義也、）

〔故事記叢 二〕齒固メの辨、古へ官家の小兒、正月餅を祝すること有し、五歲迄の事なりとぞ、是を齒固メト云、いまは大人も齒がためとて餅にすわる、堂上家大人には、いまもこの事なきか、

〔世諺問答〕正月　問て云、同日、○元日齒固といひて餅ひかゞみにむかふ事は、いかなることぞや、答、人は齒をもつて命とするがゆゑに、齒といふ文字をばよはひともよむなり、齒がためはよはひをかたむる心なり、もちひは、近江國の火切のもちひを用ひ侍るべきことなり、

〔花鳥餘情 初音〕齒固は、元三の日の事なり、齒はよはひなり、則よはひともよめり、齒固はよはひを固むる意なり、高坏六本にをしきをするゑ、一の臺に餅、大根、橘を盛るなり、此餅は、近江のひきりの餅を專ら用ゐるべし、

〔江次第抄 一正月〕御齒固、齒謂人年齡也、齒固者延年固齡之義也、禮記文王世子曰、古者謂年齡、齒亦齡也、大戴禮云、男八月生齒、八歲而毁齒、是人壽也、

〔秇苑日涉六〕民間歲節上　正月一日謂之元日、〇中略進齒固、齒固猶言膠牙也、以白餈爲之、其狀如鏡、故俗呼餈曰鏡、累積飣盤以爲肴食、進屠蘇酒、

〔荆楚歲時記〕正月一日〇中略進屠蘇酒膠牙餳、〇中略　按、〇中略周處風土記曰、正旦當生呑雞子一枚、謂之煉形、膠牙者、蓋以使其牢固不動、今北人亦如之、熬麻子大豆、兼糖散之、案、煉化篇云、正月旦呑雞子赤豆七枚、辟瘟氣、又肘後方云、旦及七日呑麻子小豆各二七枚、消疾疫、張仲景方云、歲有惡氣中人、不幸便死、取大豆二七枚雞子白麻子、酒呑之、然麻豆之設、當起於此、梁有天下不食葷、荆自此不復食雞子、以從常則、

〔顏氏家訓養生下〕吾嘗患齒、搖動欲落、飮食冷熱皆苦疼痛、見抱朴子牢齒之法、早朝叩齒三百下爲良、行之數日卽平愈、今恒持之、此輩小術無損於事、亦可修也、

〔土左日記〕元日なほおなじとまりなり、〇中略いもあらめもはがためもなし、かうやうの物もなき國なり、もとめしもおかず、

〔鹽尻七〕雜煮齒固　或問、正月雜煮餠は古へよりある事か、曰、土佐日記を見るに、芋滑海藻等を齒固に用ること丶云事あり、然ればいにしへはがための餠は、今の雜煮なるにや、堂上家には烹雜といふなり、

貞按、此說非なり、土佐日記齒固は餠の事にてはなし、大根のことなり、夫故船の中なれば、年の始に齒固もなしとあり、海藻の類はあれども、大根はなきと云ことなり、烹雜の事も誤れり、堂上にて烹雜と云は、こんにやくの煮しめのことなり、

〔源氏物語初音二十三〕春のおとゞのおまへ、とり分て、梅の香も、みすの內の匂ひに吹きまがひて、いける佛の御國と覺ゆ、さすがに打とけて、やすらかに住なしたまへり、さぶらふ人々も、わかやかにすぐれたるを、姬君の御方にとえらせ給て、すこしおとなびたるかぎり、中々よし〳〵しく、さう

供齒固

ぞく有樣よりはじめて、めやすくもてつけて、爰かしこに群居つゝ、齒固のいはひして、もちひかがみをさへとりよせて、千年のかげにえるき、としの內の祝ごとどもして、そぼれあへるに、〇下略

〔枕草子〕三木は〇中略ゆづりはの〇中略よはひのぶるはがための具にもしてつかひためるは、いかなるにか、

〔賀茂保憲女集〕かしら白き翁おうな齒固とおぼしき事をいひとゞめて、鮎の口をうつくしみ影もうかばぬもちゐの鏡として、〇下略

〔續山の井〕春齒固

はがためもかむべき老のはじめ哉　生計

齒固を祝ふや芋もあらめでた　退步

〔年中行事故實考〕一正月齒固　鏡もちをかざり用ゆ、中古の圖後に見ゆ、樣は衡重紙を一重三方へ下ゲて敷、向は明て置、大なる餅大小二ッをかさねてかざる、其うへにひし餅を据ウ、但赤餅五ッ白餅五ッ置なり、置樣は松を中に立、まはりにひし餅を重ねて置なり、松は圖のごとく三重に枝あるを立、其まはりに、前は熨斗、向は昆布、右はかうじほだはら、左は柿三ッ栗とを見合置也、禁中にて內膳司よりこれを奉る、禁中にて上代は六本立の規式あり、〇圖略

〔成氏年中行事〕正月十五日ヨリ內ニ、御齒固ノ御祝アリ、平人ノ祝ニ見ル圓鏡ノヤウニハアラズ、ホソク長キ御鏡也、打衣トテ長サ五尺計ニテ、ヒロサ三尺計ナル衣ニ、コノリヲ付テ緣ヲ取テ、四ノスミニ總角(アゲマキ)ヲ綿ニテ結テサゲタル衣ヲ、ヒロゲテシキテ、其上ニ御齒固ヲ置キ申、

〔延喜式〕三十九內膳 蘿蔔、味醬漬苽、糟漬苽、鹿宍、猪宍、押鮎、煮鹽鮎、瓷盤七口、高案一脚、長三尺五寸、廣一尺七寸、高四尺、

右從元日至于三日供之、

〔西宮記〕正月上 供御藥事〇中略

内膳供御歯固、大根、苽串刺、押鮎、焼鳥等、付進物所、進物所例云、正月元日早朝供奉居蘇御膳事、猪宍二盤、（一鮮一焼）押鮎一盤、（切盛置頭二串）煮鹽鮎一盤、（同切置頭二串）但御器者度於内膳、瓷盤四口、天皇御東廂、（著御生氣御服、舊例采女已上著御生氣衣、）陪膳女藏人等候御厨子所、供御臺二基、女藏人取傳授陪膳、（自内供）采女二人藥司等候右青瑣門、内膳奉膳付采女、采女取之授女藏人、女藏人傳取自御帳臺上供之、（壇間御簾不上）宮内輔侍醫等、於小板敷前一々掌之、（有膳宍）次供御酒、

〔江家次第　一正月〕供御藥（正月元二三○中略）内膳自右青瑣門供御歯固具、盛青瓷、件青瓷自所渡於内膳、（○尾張百五物、○内）毎物有蓋鞶子、（内膳所設）采女傳取之、自第三間御几帳上付女藏人、女藏人傳陪膳、大根一坏、苽串刺二坏、（或説三坏、然而鶏七坏由有所見、）押鮎一坏、（切盛置頭）煮鹽鮎一坏、（同切置頭二串）猪宍一坏、（以雉代之）鹿宍一坏、（以田鳥代之）以上七坏之内、精進物供第一御臺、魚類供二御臺、（或説無鹿宍、有腹赤）

〔錦所談　一〕百五物　江次第御歯固具ヲ盛青瓷ノ注ニ、尾張百五物トアルヲ、先輩百五ノ二字ヲ貢ノ字ノ誤トシタリ、按ズルニ、長保二年四月九日權記云、（○中略）藤原頼經去年爲催百五物之使下越前國、（○中略）コレヲ以テ見レバ、強チ貢ノ誤ニアラズ、百五トハ、百五入ナド云數ノ名ヨリ、貢物ノ稱トナリタルナルベシ、

〔建武年中行事〕此時（○御藥ヲ供ズル時ヲ云フ）まづ御厨子所の御はがためを供ず、采女二人御座の次のまの几帳のうへより是を供ず、（采女刀自につたふ）命婦藏人、おの〳〵二人、上より次第にかはりて役送す、八の盤なれば二へんにあたるなり、本儀は四人なり、二人も時によるべし、典侍次第に御盤にすう、御はがため、一の御ばんにすうるなり、大方精進の物、一の御盤たるよし江次第に見えたり、かはらけばかりとりて、かいけいしをば本のごとく盤に居てかへし給へば、度毎に是にすうるなり、

〔後水尾院當時年中行事　上正月〕歯固は、陰陽頭勘文によりて日時を定めらるゝ、もし朔日などならば强供御已前に參るなり、參る所もむかはせ給ふ方も、はいせん等みな强供御に同じ、先打敷を

しき、次に酒さんを供す、中央にすう、次に御右、次に御左、次に銚、亦中央、〈酒さんのさき〉次に御右、次に御左、次にてうし參る、酒さんのふたとりのけて三獻參る、くはへなし、次第に撤す、平のはんばかりを撤して、たかつきをば打しきの中へ入て撤す、齒固は此ごろのは、ふるき圖などとは格別のものなり

〔厨事類記　一〕臨時供御〈內院宮儀〉　正月、〈○中略〉御齒固、折敷高坏六本、〈如恒〉在打敷、〈平絹〉元三備進之、〈爲略〉儀之時、或元日或撰吉日、近代上旬元日中下旬二三日勤之、非例歟、三箇日上旬可勤之、

〔年中御祝儀記〕御齒固之御祝、但御鏡餠、御菜、御盃也、右は正月之內何日にても吉日に一日上ル、內膳司調進之、

〔天明年中行事〕正月元日、〈○中略〉御齒固、　是は吉日を撰び、內膳司濱嶋氏より奉る、折敷高坏六本、糸松の飾りあり、其上に鏡餠、高盛、御盃などするゑたるもの也、

〔嘉永年中行事〕正月朔日、〈○中略〉御齒固、　日時定らず、朔日ならば强供御の前に供する也、供する所も向はせ給ふ方も御陪膳も、皆强くごに同じ、先打敷を敷く、次に御酒壺を供す、次に御右、次に御左、次に御銚、又中央、〈酒壺のつぎ〉次に御右、次に御左、次に御銚子參る、酒壺の蓋を取のけて三獻供す、〈加へなし〉次第に撤す、平盤ばかりを撤して、高坏を打敷の中へ入て撤す、

〔類聚雜要抄　一〕御齒固

一供御御齒固、從內膳司貢定、自弓場殿獻之、〈從元日至三日〉






不居盤、三口ヲ重テ進之、中ニ小土器三口入之、

御盤七枚、各有蓋、青瓷佐良七口、試肴日別三前、前別肴三種、各有箸、盞、宮内卿典薬頭、後取九口、日別三口、大土器九口、同前

小土器九十口、日別卅口、案一脚、長三尺五寸、廣一尺七寸、高四尺、

（首書）近代不用之、見式内膳卷、

春宮御料

七種物如上、尻取九口、日別三口、大土器九口、日別三口、小土器九十口、日別卅口、

太皇太后宮

七種物如上、尻取九口、日別三口、大土器六口、日別二口、小土器八十四口、日別廿八口、

皇太后宮

皇后宮

中宮但待賢門院中宮御時、依白河院仰、被用青瓷佐良之、

已上色目准太皇太后宮、

缻土器　尻取三十六口内大十八口、次十八口、大土器三十口、小土器三百三十六口、　已上楠葉御園作手

所進

用途料　山城國狹山江御厨、鯉、奈良御薗、蒸、茄子、蘿蔔、長江御園、同前、竹御園、同前、奈癸、同前、河内國楠葉御園、尻取大小土器、和泉御厨、鴆、水鳥、伊勢鮑川御厨、白干鮎、八工煮鹽鮎、

一御供脇御歯固六本立三箇日同前也、付御盞盤所供之、

但近代鯉、雉、鯛、鱸、如此盛之




料但不入自内膳司之

料但不入自内膳司者之

置鏡餅上物

柑葉一枚、蘿蔔一株、押鮎一隻、三成橘一枚、但近代用之一成

用途料　折敷十八枚、日別六枚土高坏十八本、同前佐良卅六口、日別十二枚窪坏十二口、日別四枚盞酒坏三口、日別一口折敷面十八枚、料白生平絹一丈五尺、各八寸餘定、打敷一帖、長八尺、弘三幅、兩面料白生平絹四丈八尺、但近代以四丈五尺、長七尺五寸定用之、以渡六丈絹依用事長不足也、同中倍上紙十八枚播數紙中入米三斗、已上物等自内藏寮渡之

〔内院年中行事〕年中御祝之次第

御鏡餅三枚日別一枚自藏人所出納渡之、苾、茄子、魚物等、晴御齒固用途内用之、内膳司沙汰

御はがための御祝御つぼ盃出ル、一番御かゞみ、二番いも、三番やき物、四番ひしほ、五番ねぶか、かうの物、御銚子出ル、御はいせん五ッ衣にてつとむ、

〔彤管記〕御はがための次第

一こん御つぼさかづき、二御かゞみ、三いも、四やきもの、五むし、六ねぶか、宗直云、御つぼさかづき、今は例のさかづき也、ふたゞい有之、ねぶか、ねぶか大根と申て、大根細くしたるもの、

〔公家年事上〕正月元日　御歯固

一番御鏡餅　二番芋　三番燒物　四番ひしほ　五番奈良漬香物　御銚子　御陪膳典侍五衣にて勤む

〔友俊記〕年中御作法の大概物がたり〇中略　一御歯固を供す、御こん、御とほり、三ツ肴あり、かゞみ餅、かちぐり、かき、ことのばちやうのもの、三方白き粉ぬり、若松竹、鶴龜、色繪、四方の角に絲のつくり松、總角あり、御そへものは土高坏にのる、　女中典侍内侍命婦きぬなり

〔爲房卿記〕延久五年正月一日辛巳、拜禮了後、〇中略　采女二人供御歯固、進物所調進之、御盤三枚也、御臺二本、從鬼間方、進物所刀自獻之、〇中略　次典藥供御藥酒、

〔玉海〕文治三年正月一日癸卯、余參內、〇中略　參御前、此間主上有御歯固事、著給公卿引直衣、內府依勅定勤仕陪膳、

〔伏見院御記〕弘安十一年正月三日己丑、御歯固等如例、

正應三年正月一日乙巳、於朝餉供夕御膳御歯固等、　二日丙午、酉剋供御藥、〇中略　次於朝餉供朝夕膳御歯固等、　五年正月一日甲午、於朝餉供御膳歯固如例、　二日乙未、御歯固御膳等如昨、

〔公清公記〕貞和六年正月一日丁巳、供御歯固、

〔御湯殿の上の日記〕文明九年正月三日、〇中略　御はがため、けふまですき〳〵とまゐりてめでたし、

〔親長卿記〕文明九年正月一日庚子、有御歯固云々、無臺盤直供之歟、

〔二水記〕永正十六年正月二日、於外様御膳朝飼等事有之、○中略後聞、御膳以前有御齒固之事云々、

享祿三年正月二日、御齒固御飯御膳等供之如例云々、聊密々令拜見歸華、

〔宗建卿記〕享保十八年正月一日、○中略且御齒固亦近世略儀多、今度被改古法了、

○按ズルニ、此記同日ノ前文ニ、朝飼出御久中絶、今年御再興、仍御膳近日如古法、陪膳女房著衣云々、此事從去年內々有御沙汰、予奉仰申談殿下了、尤正月三箇日七日十五日等、雖可爲如此、當時用途之儀有障不叶叡慮、仍今日一箇度如古法、○中略申刻出御于大床子、今度御再興也、次第略之抑朝飼大床子御膳近世甚略儀、今日御再興之、諸臣恐悅々々、　三日、自今年御銚子提片口銀也、去冬予奉之新調之トアリ、是ニ由リテ視レバ、當時用途ノ不足ニヨリテ、正月ノ御祝モ略儀ナリシヲ、今年朝飼大床子御膳等ヲ再興セラルヽト共ニ、齒固ノ儀ヲモ復古セラレシモノヽ如シ、

〔前恭禮門院御凶事記〕寬政七年十一月三十日、女院崩御、　八年正月一日、傳聞、今日被止御齒固、於朝飼御膳者、如例年有供進由、

〔年中恒例記〕年中御對面并雜事少々○中略

一御齒固事、當月中以吉日行之、仍日不定、此次第の事、先御出座以前、伊勢守裹打御祝を御座敷にすゑならべ申す、次に御出座ありて、大上﨟はかま著也、御不參の時は日野殿御酌にて、三度被聞召て、又御退座也、其後中﨟はかま著用之、同むれの守懸參じて、折敷の上に臺を重て、下にゑきたる帛にて、ひきつゝみて、御末へ持て出らるゝ也、如此之後、常之三盃參て、あがりて、御末にて伊勢守并諏訪御盃給之、御服拜領之也、御酌中﨟、日取書は有春朝臣對諏訪被遣之、御祝は大草調進之、御倉よりの御下行、大草と伊勢守と、間の御手水諏訪也、此御祝三箇日の內にてあれば、まづすはに御對面ありて御祝まゐる也、

一すい花院說曰、齒固上候ときすゑ候物の事、別には無之、御白散のふたにすわると也、

〔簾中舊記〕正月御はがためやうだい

一御はがためのこと、御日どりしだいにて候ほどに、日は定り候はず候、ぶぎやうはとき〴〵により候、いせびつちう大くちひたゝれにて、御はうのよき御かたにをしへおき參らせ候、此御方よく御入候と申され候へば、なり候て御むかひ候、大上らふは、ゑぬひものめして、むねのまぼり御かけ候て、御はかまめし候、御かたくちにて九こん參らせ候、此御盃はつぼき物にて候、三の御さかづきもまゐり候、それは御てうしにて候、小上らふは、もにかみをめし候て、ゑぬひ物めし候、御かたくちと御てうしとを、上らふへまゐらせられ候、御所さまの御たち候へば、御なかがしらの人、ゑぬひ物にはかまめし候て、まぼり御かけ候て、下にしかれ候きぬにつゝみて、びやくさんのはこのふたにすゑ候て、御すゑへ御出し候、御所□□もまゐり候、上さまのはそのときの御うぶすなへ參らせ候とて候、御まへにて伊勢に上の御さかづきたびて、御ふくたび候、御すゑにて、御いはひ、ぶぎやう三の御さかづきいたゞき、御ふくたび候、伊勢には小上らふ御しやく、ぶぎやうには御なかがしらたび候、

〔正月祝儀飾之繪圖〕一御はがため參次第之事略○圖 一此とき三ッの御盃參候、朝供御三迄參候てくだるなり、略○中

正月吉日に御はがための祝之事

一吉日をえらび、御はがため參候、雪松と申ものを調進候なり、一同日公方樣へも參候、同御臺樣へも參候、勢州之御手ながなり、おり物の御服頂戴候、一六膳參候、此膳に雪松をくみ付候、此御はしの臺に、盃も居申候、略○圖 右御齒固也

〔台記〕久安七年正月一日癸酉、齒固手水如ㇾ常、

〔山槐記〕保元元年正月一日癸卯、向二生氣方一有二齒固事一、來八日爲二正月節一、仍用二去年方一、

節供

〔兵範記〕保元三年正月一日壬戌、右大臣殿召御裝束、（飾劒代、有文帶、付魚袋、）入御、有齒固事、女房被供之、

〔玉海〕承安五年正月一日癸未、未出仕之前、小兒女戴餅幷齒固、

安元二年正月朔日丁未、齒固、　三日己酉、齒固如例、

治承三年正月一日庚申、歸家之後齒固如恒、（女房陪膳）余出行之間、皆人幷姫君等齒固了云々、　二日辛酉、歸家之後手水（陪膳光經朝臣）齒固等如例、　三日壬戌、齒固如常、

養和二年正月一日壬申、依爲喪家之内不見鏡、○中略　雖備進齒堅、不取出前也、（用精進、）

文治三年正月一日癸卯、有齒固事、（女房陪膳也、寢殿西面副奥敷繧繝端疊一枚、其上敷錦端龍鬢、其上施唐錦茵、爲姫君座、其北間敷高麗疊一枚、其上敷東京錦茵、不敷地鋪、爲女房座、依座狹、余座在南庇打出傍、只敷高麗疊一枚也、對屋儲客亭之時、寢殿幔前北座也、其儀中央間儲姫君座、繧繝敷二枚、其東西儲女房及余座、皆南面也、）豫侍男共取居齒堅之具、事訖又侍等撤之、先例也、見故殿御記、

建久八年正月一日乙亥、齒固如例、又小兒自去年向齒固、與余幷女房、於同所供之、　三日丁丑、齒堅如昨日、

〔玉蘂〕承元四年正月一日庚寅、先有小兒戴餅事、○中略　次不改裝束、見齒固如恒、女房固之、祝千秋萬歲而已、　二日辛卯、齒固如例、隨身著饗如昨、　三日壬辰、齒固等如例、

〔深心院關白記〕文永二年正月一日辛未、齒固又如例年、　三日癸酉、齒固手水如日來、

〔園太曆〕康永三年正月三日、抑今日齒固也、陪膳光連著衣冠、

〔後深心院關白記〕應安二年正月一日丁酉、齒固如例年、三位中將固之、

〔薩戒記〕永享五年正月二日丁巳、今日見齒固、

〔公事根源〕（正月）供御節供　一日

是も三箇日の事也、寛平二年二月の頃、後院の別當善○源氏といふ人におほせられて、毎節に調進せらる、諸院宮の御節供も是におなじ、異事は侍らず、

○按ズルニ、公事根源ノ説詳ナラズ、年中行事秘抄正月十五日ノ條ニ、御記云、寛平二年二月卅日丙戌、仰善曰、正月十五日七種粥、三月三日桃花餅、五月五日五色粽、七月七日索麪、十月初亥餅等、俗間行來以爲歳事、自今以後毎色辨調、宜供奉之、于時善爲後院別當、故有此仰ト見エタレドモ、年始三箇日ノ節供ニアラズ、姑ク記シテ疑ヲ存ス、

〔年中行事秘抄正月〕元日　供御節供事、三箇日　於朝餉供之、

〔廚事類記一〕御節供　内藏寮辨備之云々、首書　如式者内膳司同備進之、○中略

臨時供御内院、宮儀、　正月、御强飯、御菜八種、御菓子八種、元。三。立春、七日、十五日勤仕之、居御臺二本、

〔禁中當時年中行事〕御强供御之御膳御菓物御膳、元日、二日、三日、七日、十五日、立春、以上六箇日、大隅大炊頭供之、

〔形管記〕こはぐごの次第　一番御すゞ、二こはぐご、三御つけ、四御ひらの御盤に御さかづき、宗直云、御つけ、淺漬、生の大根盛、おつけの向に付、

〔内院年中行事〕年中御祝之次第

元日、○中略夕方の御祝、一番杉の御膳、二番こはぐご、三番御汁、四番ひらの御ばんに御さかづき居ル、御銚子出ル、御湯出ル、かな色にて御くだの御膳、御はいせん、是も五衣にてつとむ、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕常にならします方にて、あしたの物參る、○中略しばらくしてあしたの御飯を供す、堅固うち〳〵の體也、まゐる所も定らず、御心にまかす、朔日、二日、三日、七日、十五日、立春の日みな同じ、これらは夕方の强供御の時、あしたの御はんを供するゆゑなり、○中略其後あさがれひを供す、○中略秉燭の後御祝あり、御はり袴御さげなほしあこめをかさねてめす、是たゞの物といふ、うへに生氣の御袍平絹、生氣の方のいろ也、近年其さたなし、慶長のころたゞ一度著せしなり、をかさねて召、常御所のひがしの二帖の御座に、生氣の方にむかひて著せしめ給、上臈中臈下臈ともはりばかまに五ッ衣を著す、きぬ

の下には紅ばいなを着用す、縫のいりたる小そでなり、先あしたの御はんを供す、鯣とかいふ御まなを、白き土器に入て同じ土器おほひて奉る、是をきぬかづきといふ、至極衰微の時節よりはじめて、其嘉例をうしなはで今に奉るとか、ふたをおほふは、彼御まな、下ざまに専用ものなれば、おほひかくすにこそ、次に御こはく御供す、次に二の御はんを供す、はいせん人、強供御の先中央にある根ぶかを二ばかり、右の手しておしをりて、強供御のうへにおく、亦御前の方にあるこまかなる物を少シとりて、同じく強供御のうへにおく、是も右の手してとる也、次に御箸をとらしめ給て、二の御はんにあるかはらけを左の手にもたしめ給ひて、強供御をすこし御はしにて分て土器に入、亦二の御はんにある菜のあつものくゝたちを少うへに置てそと參る、次に平の御はんに御盃をすゑて供す、其やう、中央に三どの土器ひとつをすゑて、めぐりに深草土器三ッ宛重て九すう、是なゝさかづきといふ都合廿七がうへに玄だの葉をおほふ、はいせんの人左手に平の御はんを持、右の手にて玄だの葉をとりのけ、てうし醴酒を入をとりて、御前にさしよす、中央の御さかづきをとらしめ給ひて三獻參る、加へはなし、又玄だの葉をおほひて撤す、次に御ゆ御もゆを供す、強供御をとり分られたる土器にうけましくて參る、いづれも體ばかりなり、次第に御前を撤す、〇中略二日、〇中略夕方の御祝きのふにかはらず、くたの御はんは、昨日のを撤して、其所に今日のをとりかへておく也、今日のをばあすとりかへ、三日のをば七日にとりかへ、七日のをば十五日にとりかふる也、十五日のをばやがて其日撤する也、立春のをばやがて當座に撤する也、　三日、〇中略夕方の御祝また同じ、

〔日次紀事正月一〕毎日御後調進供御、御後調供御之女子也、御後課供御者乎、常侍清所、或謂樞司、又稱中言、此人常侍中間、節會御神樂等始、及其時自清所獻御剋限之雜煮、

〔嘉永年中行事〕正月朔日、〇中略御祝、　秉燭の後御祝あり、御引直衣、御單、御張袴をめす、常御殿の東二帖の御座に、吉方に向ひて著しめ給ふ、典侍以下張袴に五つ衣を著す、先あしたの御膳を供す、

次に強供御を供す、次に二の御盤を供す、御陪膳の典侍強供御の先中央にある根ぶかを二ばかり押折て、強飯の上に置く、又御前の方にあるこまかなる物を少しとりて、強飯の上に置く、次に御箸をとらしめ給て、二の御盤にあるかはらけを、左の御手に持しめ給ひて、強供御を少し御箸にて分け土器に入れ、又二の御盤にある栄のあつ物に壺立を上に置てそと參る、次に平の御盤に御盃を居ゑ、廻りに深草土器三づゝ重ねて九つ居う、是を小さかづきといふ都合廿七にて、上にゑだの葉を覆ふ、御陪膳平の御盤を持ち、ゑだの葉を取のけ、御銚子醴酒を入を取て御前にさし寄す、中央の御盃をとらせ給ひて三獻供す、加へなし終りて撤す、次に御湯御ゆゝを供す、強ぐごを取分られたる土器にうけまし／＼て參る、何れも體ばかり也次第に御前の物を撤す、くだの御膳は御手長の命婦便宜の所に置くよしなり、

〔伏見院御記〕正應三年正月一日乙巳、於朝餉供夕御膳、○中略等、二日丙午、次於朝餉供朝夕膳○中略等、

〔實隆公記〕文明六年正月朔日丁亥、酉下剋御強供御事有、召出、參仕之人々、○中略二日戊子、秉燭時分有御強供御、被召出、三日己丑、御強御供參仕之人々如昨夕、

〔御湯殿の上の日記〕長享三年正月一日、御こわく御一こんもつねのごとし、二日、昨日のごとくにく御もまゐる、三日、うけとりの御てうし、新大すけ殿御いままゐり、く御にもおなじくまゐる、

〔二水記〕永正十六年正月二日、於外樣御膳朝餉等事有之、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年正月一日、○中略こわく御まづまゐる、御はいせん大すけどのながはしいよどのなり、いつものごとく五ぎぬ、はりばかまにてまゐらるゝ、く御にも物のぐめさします、三日、○中略こわく御まゐる、御さか月三ごんまゐる、

〔宣胤卿記〕明應二年十二月廿一日、御齒固、百五十疋、元日バカリノ分、御强供御四百五十疋、○中略以上、明應二正、

〔元長卿記〕永正二年正月二日、今日御强供御省略、其足相違云々、

〔三中口傳二〕節供事、元日、七日、十五日、已上折敷高坏六本、盛物隨用之、有打敷、生絹平、陪膳四位家司、役送五位諸大夫、皆著束帶勤之、主人著冠直衣也、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄、御對面御祝已下之事、○中略

一御祝○正月元日はてゝ、朝供御參候、今一は伊勢守方より參り候、祓官人蜷川丹後守、同名新右衞門尉兩人、おこの方へ申付候て進上申候、赤金にてうちたる鉢に入候て、日に三鉢づゝ兩御所樣へ參候、若君樣御座候へば、それも同前に參候、赤金の鉢に入、同じく銅の鉢をふたにして、中の御末の御ゆるりに、口ながとて、是も銅のひさげの大きなるやうに、口の候物にて、湯煎にしておきて、供御の參候時、それを御末にて、うば御老ぢようきぬをきてよそひ申され候、御汁御參りをば供御方仕候、先調て丸桶とて口一尺四五寸計なる鉢を、赤漆に塗たるに、あさぎのすゞしの絹にて張たるふたをして持て參て、御懸盤に並べ申候、常は御懸盤にて參候、御臺樣も同前に仕候、御精進の時はあしの付たる折敷にてきこしめし候御盤にて候、いづれも青漆にぬり、內をば光明朱にて塗れたるにて候、○中略

一八の時分、御こはぐごとて參候、御臺樣へも同時に參候、御所御方御座候へば同前、御手長の女中、御中﨟紅の御袴、金襴のむねの守りを御掛け候、織物何れもめされ候、又縫物をもめされ候、本は織物にて御入候はゞ、ゑなどは日によりて定り候、男の手長は、伊勢名字の衆禁せられ候、名字中にも參つけたる衆にて候、我等兄弟父子、伊勢守兄弟親子、同名因幡守、備後、肥前、又下總守家に候、五人又は四人も參られ候、○中略

饗宴

一御强供御は、大草毎年調進申、式三獻をば進士調進申、御强供御の時七獻參候、是は供御方仕候者調供申、御點心まで七獻にて候、

一强供御の參やう、下の御末のさいの外迄、大草親類もちて參候を、さいの内より大草請取申て、中の御末のさいの中より、手長の衆請取候て、上の御末のさいの外まで持て參候を、御手長の女中御請取候て、御前に御ならべ候、するゝ樣ならび御入候、御ならべ候て後御出候、御むかひ候時、女中のうち大上﨟引御なほし候、御前の事は常の人は被存間敷候、御前に御座候御方は、日野殿御一人御座候、我等祗候いたし候、

〔玉海〕建久三年正月一日甲戌、及深夜有手水齒固節供等事、女房節供如例、陪膳皆以政朝臣也

〔玉蘂〕嘉禎二年正月一日、歸家之後著朱器節供、陪膳泰敏朝臣、

〔玉海〕養和二年正月一日壬申、依爲喪家之内、〇中略手水節供共停止、

〔昔昔物語上〕昔は大身小身衆は申に及ばず、下下輕き一人も召仕ふ程の者町人迄も、正月は椀飯(わうばん)振舞とて、親類縁者子供迄洩さず呼び集め、夫々酒食分限相應に結構して、目出度と壽うたひののしり、酒もりして遊ぶ、是遊ぶばかりに非ず、年中遠々敷打過たる親類も、此椀飯振舞年始の節一の祝儀なれば、一家親類つどひ集り、又は不通不和にて過候親類は親方へ詫び、此椀飯振まひの人數に交る爲なり、又誰の子息もはや年たけらるゝ、間、今年縁組然るべし、又は誰の息女當年中緣邊如何樣の所望るゝや、或は家古びたる人へは當年御普請可然と、年中の大用も談合し、機げんよく退散せられしなり、是故に疎なる親類の中も、正月の椀飯振舞より亦えたしく成事あり、

〇按ズルニ、椀飯ノ事ハ、禮式部饗禮篇ニ詳ナリ、

〔增山の井〕せち振舞俳

〔日次紀事正月〕凡新年、〇中略京師俗、自元日至晦日、親戚朋友互設酒食饗應、謂之節、

〔年中行事故實考正月〕節饗應　いにしへは臨時客とて、堂上にて春の初に客を招き、遊びありしといふ、今節ぶるまひとて親戚會集するも、此遺風にや、然ども中華にも又これに似たる事見えたり、〇中略四時宜忌曰、長安風俗、元日以后、遞以酒食相邀、爲之傳座、

〔荊楚歳時記正月〕〇中略元日至於月晦、並爲酺聚飲食、士女泛舟、或臨水宴樂、

按、每月皆有弦望晦朔、以正月初年、時俗重以爲節也、玉燭寶典曰、元日至月晦、今並酺食、度水士女悉湔裳、酹酒於水湄、以爲度厄、今世人唯晦日臨河解除、婦人或湔裙、

〔清嘉錄一〕拜年、〇中略薄暮至人家者、謂之拜夜節、初十日外、謂之拜燈節、故俗有有心拜節、寒食未遲之諺、〇中略

年節酒　元旦後、戚若友、遞相邀飲、至十五日而止、俗稱年節酒、范來宗留客詩云、登門即去偶登堂、或是知心或遠方、柏酒初門排日飲、辛盤速出隔年藏、老饕屢飲情忘倦、大戶流連態怕狂、沿習鄉風最眞率、五侯鯖遜一鍋香、又蔡雲呉歈云、大年朝過小年朝、春盤互見招、近日款賓儀數簡、點茶無復棗花挑、

案、宋僧道世法苑珠林、唐長安風俗、每至元旦已後、遞飲酒相邀迎、號傳座酒、又危致明岳陽風土記、岳州自元日獻歳、隣里宴飲相慶、至十二日始罷、號曰傳座酒、常昭合志、元旦後、親朋交宴、謂沿襲屠蘇之義、郡中新年、舊俗點茶饗客、有用諸色果、及撥棗爲花者、名挑辨茶、今廢、呉穀人祭酒新年雜詠小序云、新年、家設酒餚延客、三五行即辭出、有盡醉而歸者、顧淸詩、茗椀酒杯皆可意、好將新歳作傳生、

〔諸國圖會年中行事大成正月〕元日節饗、今日より十五日に至り、親家及び朋友の輩、互に招請して酒食を供し、無事に新年を迎しを賀す、これを節饗といふ、

〔改正月令博物筌 正月〕節（朝節、夕節、節振舞と云、親戚宴會をなして、たがひに往來するをいふ、新春の賀節を祝ふなり、尤令節毎に祝ひ悦ぶ事、年始のみに限らずといへども、正月は一年の始めなるゆゑをもつて、格別に節といへば正月の事とす、○下略）

〔日本歳時記 二 正月〕荊楚歳時記に、○中略 正月は初年なるをもつて、時俗おもんじて以て節とすといへり、今の世民間にも、年始に親戚宴會するを節會といふも、かゝる縁にや、されば此月世人おほく親戚を宴會す、○註略 しかれども歳初に、男女すでに親戚の家に互に往來して會面しぬ、且此月世上饗應しげくして約期多く、閑日を得事すくなし、しばしば使を馳て晦日を問に勞し、又世人此月多は飲食に醉飽して、宴會を以て却て厭ふ事とす、しかれば二三月天氣和暖の頃、鳥啼花開時に至て親戚を饗すべし、是人の宴饗を悦樂する時なり、古人花樹宗會の法も、二三月花開時なるべし、○中略 しかれども親戚すくなき人、或は父子兄弟、其外にも親密なるともがらは、亦情に任すべし、

〔柳營年中行事 二〕正月 十八九日ゟ廿五六日迄之内

一在府御三家方御年頭之爲御祝儀老中招請在之、

若年寄、御奏者番、御留守居、大御番頭、御書院番頭、御小性組番頭、芙蓉之間御役人、遠國奉行、新御番頭、御旗奉行、百人組頭、御鎗奉行、御持頭、御留守居番、御納戸頭、

右之通相越、老中、若年寄、御奏者番兩人ヅヽ、其餘ハ一役壹人宛相越、此外御賄頭、表御臺所頭、御同朋頭も罷越、衣服熨斗目半袴著用之、

〔萬天日錄〕天和二年正月九日ニ、水戸殿へ年頭之御振舞、御老中招請、 同十六日ニ、甲府殿へ年始ノ振廻、御老中招請、

〔萬天日錄〕寛文十二年子仲秋記之 ○中略

覺 ○中略

一正月九日、從二江戸一年頭之奉書到來付而、相模守殿〇大坂町奉行宅江參上、のしめ麻上下也、則今朝年始振廻有レ之、但九日已前用事有レ之、相模守殿宅江參候節、小袖羽織たるべし、上下は其時之樣子によるべき事

一正月九日已後、定番衆其外江年始之振廻之節、袴羽織之事、〇中略

一年頭は勿論、御番替暇乞振廻之時、家老幷取次之者上下之事、

一右振廻之節、塗三方にて熨斗鮑出候事、

已上

右兩通は、大坂在番大番頭手前之扣寫、

〔續百一錄〕延享三年正月十三日 一尊勝院樣諸禮、尊勝院樣より爲二御祝儀一、一兩日前に昆布、牛房、樽一荷、五升入二ツ、 獻立 あへませ、大こん、人じん、いわたけ、せり、あげふ、きんかん、 汁、あふみかぶ、こまごま、さい、 煮物、牛房、玉子、うはしいたけ、 飯、 引而かうの物 こくゑやう、くわゐ、山のいも、人じん、木くらげ、干かぶら、湯だうふ、重引あさづけ、御吸物、まつだけ 肴、ゆびし、のり、 中通侍衆上之通、下部之者、 やき鮹、取肴、かまぼこ、數の子、ゆびし、鹽小鯛やき物、汁さく〳〵、煮物だうふ、肴、牛房、數の子、あさづけ、〇中略

一烏丸樣へ、今日御節ニ付、退壽丸樣烏丸へ御出ニ付、錫一折三御持參候、

十六日 一烏丸樣、日野家へ御出節也、〇註略 御口祝、のしこんぶ 御吸物、たいひれ 御盃、御銚子、御肴、するめ、からすみ、ゆびし、御くわし、けんぴ、やうかん、みつかん、 夕御膳 御鱠、きすご、大こん、あかゞい、くり、くらげ、きんかん、 御汁、うけ、ごぼうり、まつだけ、は 口物、かも、うぐひすな、 御かうの物、御飯、 御二 さしみ、霜ふりだい、いり酒、いかの細作、わさび、うみぞうめん、九年ぼ、すまし汁、ぼら、みろ、引物、やき物、小だい、臺引、一付あぶりぼうぼ、平うば、 御銚子、肴、たこ、こぼうこがい、すまし吸物、へぎあわび、青ミ、湯、御くわし、かうたけ、くすこまん、やうし、い茶、

正月御祝之御獻立 御三方、ひしはなびら、のし、御雜煮、ほなが數て、田づくり、ひらき豆、餅、ひしかつうを、大こん、いも、いもがしら、くしこ、むすびこんぶ、や

きどうふ、いりこ、同御吸物、鯛ひれ、御すい、三方羽もり松、まきするめ、からすみ、牛房、同竹梅、えび、鮑もり、ゑほ貝、数のこ、たこ、御膳、御汁、鱠小だい、御めしいわし、ほながゑきて、ふくゑゆ、生みそ、にんにく、なます引而御やき物、こゝり鮨、御煮物、御かうの物、重ざかな、数のこ、牛蒡、あさづけ、

十二月略○中　正月物　一柏二合、十五文大々十三、七十八文柚十三、三十九文みかん百、百七十文柑子五十、五十文橘五十、間本だはら一束、百文串柿二束、百九十文ところ一升、廿五文柏五合、三十五文丸かち栗五合、百廿文ころがき百、八十文ほうづき十、十二文ほなが五十把、百五十文ゆづり葉三把、七十文くろ昆布二把、壹匁五分數之子壹斗、十九匁いわし四百五十疋、三十三匁七分串貝貳連、五匁五分ぶり壹本、廿五匁ゑび十三、五匁八分五厘ごまめ壹升、七分鳴二把、二匁四分

四年正月十四日　一烏丸前大納言樣御出、御家來、略○中主計監物、大炊允、右近、尚安、　一同宰相樣御出、御節ニ候、略○中　一葉室宰相樣江明日御節可被進之旨、被仰進候、

〔年中行事故實考〕一正月給の吸物、大根汁、いてう形に切田作り鱠、是は南朝信濃宮中務卿宗良親王子の御子良王、宮方の武士四家七名字の者を召具、尾張の國津島へ移らせ給ふ時、元日始て此祝ひありて、子孫長く津島に住給ふ、其佳例にて、當國の風俗を諸國に傳へ學ぶといへり、略○中四家は山川、岡本、恒川、大橋、七名字は堀田、平野、服部、鈴木、眞野、光賀、河村、何れも子孫今ニ繁榮し奉仕す、　麥飯、いなだ鱠、にらみ鯛、鹽いわし二ツ、其まゝ皿に置、ねぶか汁、是は三河邊元朝の佳例に用ゆ、上代質朴の風を傳へて祝ふなるべし、　富だはら、ほだはらを結び作るさんぎちやう、二寸計の小木三枝、わらにて結びたるもの、是は伊勢內宮邊の佳例に用ゆ、年禮に客來れば、折敷にさんぎちやうに田づくりかうじ置合て出し、次に芋頭を椀にもりて、寶珠と名付てすゆると、是も又上古質素の風なるべし、略○中　鰊の子、かずの子といふ義なとれり押鮎、あいきやうといふ、愛敬の音に通ず、上代より祝物に用ひ來れり、鰊は倭字、西國にては高麗いわしといふ、朝鮮に多しと云、正字未考、和名かどをかずと唱ふ、音便なり、其外諸の鹽者を用ゆるは、昔より京都は大和山城の地にありて、山中、海邊遠き國の俗を傳來れるものと見えたり、

〔華實年浪草正月一下〕骨正月。京大坂ニテ、新年ノ嘉祝ニ究メテ鰤ノ鯖チ用ユ、其魚骨正月ニ大豆、酒ノ糟チ入煮熟シ、爲ニ節物ニ食レ之、故ニ骨正月ト云、

〔浪花の風〕市中年中定りし食物のあらましを聞に、正月元日、二日、十日には、燒物におしなべて鹽鯛か鹽鰤を用ゆ、元日雜煮餅は、多分味噌汁にて、昆布、芋、燒豆腐、大根等を加ふ、二日はすまし雜煮にて水菜計り、他物は不加、屠蘇肴は、凡數の子、牛蒡、ごまめ、三種は一統に用ゆ、茶菓子は西條柿に蜜柑昆布に限るよしなり、十日は十日夷とて必家毎に祝ひて鹽鯛を用ゆ、其外年始客へ出す肴、鹽ぶりを用ゆ、都て江戸にて鹽引鮭を用るが如し、此鹽鰤の骨に附たるを、其儘に貯へ置て、廿日に至りて、酒の糟にて汁の如くになし、烹て喰ふよし、是を骨正月と唱ふと、市中一般なり、また六日年越には一同に麥飯なり、

## 蓬萊

〔故實拾要九〕正月飾ニ三方

是堂上諸家中、正月三方ノ飾ニハ、熨計鮑、昆布、此二種ヲ切テ、硯蓋ト云物ニ盛、白箸一膳ヲ添テ三方ニ載レ之也、年始客對ノ時、件ノ三方ヲ主人ノ前ニ備フ、時ニ主人以レ箸熨計昆布ヲ挾ムデ客ニ進ム、終テ引レ之也、硯蓋トハ硯筥ノ打カブセノ如蓋成物也、梨地高蒔繪、金ノ沃懸等アル物也、凡家ニハ喰積ノ臺トテ、種々ノ物ヲ盛飾也、如此ノ物堂上ニハ聊無レ之事也、都テ堂上諸家中、年始幷婚姻、元服、拜賀等ノ祝義、酒肴ノ時ハ、硯蓋ニ雉子ノ羽盛、海老ノ舟盛等ヲ用ル事也、此外種々ノ臺ノ物等、又土器モ種々ノ肴ヲ盛也、土器ニ肴ヲ盛時ハ、土器二ニ盛、小四方ト云小キ臺ニ載レ之者也、

〔増山の井〕蓬萊かざる　にしざかな、かずのこ、かどの田づくり、ところ、のし、いはし、なりこ、ほだはら、はらんだ　かや、かち栗、くし柿、梅ぼし、うらじろ、だいだい、くねんぼ、柚かう、柑子、たちばな、かざろ、野老、

〔秋苑日渉六〕民間歳節上〇中略　歳首以二柑、橘、橙、柚、榧、栗、朱梅、霜柿、海藻、昆布、草薢、龍蝦、鰒魚、削脯之類一飣二卓上一、插二松竹于其上一、爲二看食一、謂二之蓬萊一、或謂二之山棚一、有二賀客一先供レ之、

〔日次紀事正月一〕元日　蓬萊臺倭俗新年三方臺、置二海老、熨斗、昆布、榧、橙、穗俵等一、先供二賀客一、祝二新年一、是謂二蓬萊臺一、

〔續山の井春〕蓬萊附組付物　蓬萊のかざりはかぐのこのみ哉　伊賀上野　一笑〇中略　はだわらや祝儀表する宿の春　越前福井　祐元　梅ぼしや實さへ花さへけふの春　如貞　かずのこのいはひ初るや太郎月　筑前之住井土氏　辰政

〔改正月令博物筌正月〕蓬萊いはふ蓬萊島は仙人の住處にて、此處の菓物を喰へば、不老不死に至ると也、依て年始に命遠久と祝ひて、三方に種々の物をつみ重れ、蓬萊と名づけ祝ふ也、俳、蓬萊や疊の上に海とやま、可友〇中略、喰積蓬萊の飾は、日にいへる如く目出度ものゝ故、蓬萊の積かされたる菓ものを喰ふて、長壽を得ん心也、俳、ぼつ〳〵と喰積あらす夫婦哉、嵐雪、

〔華實年浪草正一月上〕蓬萊飾、喰積、(中略)史記本紀曰、海中有三神山、曰蓬萊方丈瀛州、僊人居之、列子曰、渤海東有山、一曰岱輿、二曰員嶠、三曰方壺、四曰瀛州、五曰蓬萊、華實皆有滋味、食之不老不死、所居人皆仙聖之種云々、蓬萊盤據之乎、

〔日本歲時記正一月〕元日、〇中略禮終て春盤をなむ、　和國の風俗にて、盤上に松竹、鶴龜などを作てすへ、栗、榧、海藻、海鰕、みかん、かうじ、たちばな、米、柿などつみかさねて、これをなむ、歲初に來る賀客にも是をすゝむ、是を蓬萊といふ、蓬萊は仙嶋なれば、その名とするならし、もろこしにも春餅生菜などを盤上に盛、春盤と名付て、なむる事あるよし、四時寶鏡に見えたり、さればこそ杜子美が詩にも、春盤細生菜とつくれり、また周處が風土記に、正旦楚人五辛盤を上る事を云るせり、かうやうの遺意にや侍らん、

〔水戸歲時記〕正月元日、〇中略賀客內へ入トキハ、クヒツミヲ出ス、客モコレヲイタヾク、酒ヲ出シ杯事アリ、肴ハ大方カヅノコヲ用、　十二月晦、〇中略明日ノクヒツミ、或ハ神ニ備ル餅ナドカザル、

〔月令廣義正五月〕春盤生菜晉李鄂於立春日、以蘆菔芹芽爲菜盤相饋、齊人春日食生菜、謂春盤、取迎新之意、春餅、唐人立春日食春餅、生菜、號春盤、今江南俗、春日猶然、春餅者薄劑傳菜肉褁食也、〇中略　五辛盤、謂葱韮姜絲芥辣蒜椒爲之、亦以佐黃柑酒者、

〔年中行事故實考正一月〕元日　蓬萊　三方にうら白、ゆづり葉、榧、かち栗、海老、ほだはら、みかん、かう

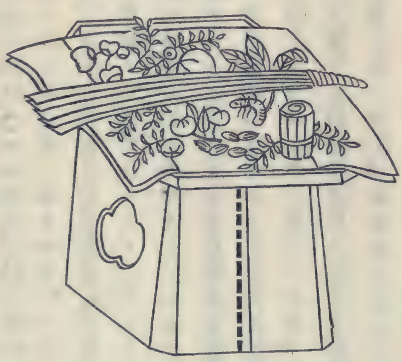
じ、橙、ところ、昆布、米、豆、かき、此類を取まじへかざる、又若松、やぶかうじ、梅の花をもさす、國俗によりて少異なりといへども、何れもめでたき緣をとる、蓬萊は仙人の住山になぞらへていふにや、唐の五辛盤とおなじ風俗にや、又百事大吉といへるも相似たり、

〔熙朝樂事〕正月朔日、〇中略 簽柏枝於柿餅、以大橘承之、謂之百事大吉、

〔翁草百二十〕正月の餝具は、山家質素の俗より始りけるにや、栗、榧、ところ、又齒朶、ゆづり葉など、雪中に枯ぬもの故、祝して用ひ來れるなるべし、其象を表し其儀をとるにはあらじ、田作り、海老等も、干堅めたる物なれば、名にめでゝ、之を用ひ、元日にいもじ、あらめ用ふる事は、延喜式にも見え、土佐日記にもあれば、久しき風俗と覺え侍る、唐の元餅を、我國の齒固めに附會し、五辛盤を倭の蓬萊の事のやうに語り侍るは、似て是ならず、又元日に餅肴を用ふる事、春陽は東より來ると云ふをもて、西の緣をかりて祝するなりと云り、

〔改正月令博物筌正月〕蓬萊いはふ、(中略)圖する處は、諸禮家本式の通り也、

蓬萊の圖



蓬萊、三方は臺のあはしたる所を、正面とする也、橙、實をむすべば七八年おちず、代々つゞく故祝ひの物とす、穗俵、ほんだわらとも云、搗栗、搗の字を勝にかへて、萬事にかちたる心にていはふ也、みかん、梅干、梅實珠といふ、玉の心にていはふ也、榧、くらへば、壽命をのぶる物也、柑子、ころがき、昆布、のし、柚、ゆかうとも野老、海老、橘、串柿、

〔華實年浪草正月一上〕飾海老、紅鰕俗謂之伊勢海老、或稱鎌倉海老、以爲賀祝之者、國俗春盤用之、(中略)蓬萊飾、〇中略 榧、(中略)漢武内傳曰、藥有松柏之膏、服之可

以ㇾ延ㇾ年云々、仍爲二嘉祝之物一乎、

〔守貞漫稿二十六〕蓬萊　古ハ正月ノミノ用ニ非ズ、式正ノ具ト云ニモ非ズ、貴人ノ宴ニハ唯臨時風流ニ製ㇾ之、今モ貴人ノ家ニハ蓬萊ノ島臺ト云、島臺ト云ハ洲濱形ノ臺ヲ云也、○中略今俗ハ島臺ト蓬萊ハ二物トシ、島臺ハ婚席ノ飾トシ、蓬萊ハ正月ノ具トシ、其製モ別也、○中略　今世ハ三都トモ蓬萊同制ナレドモ、京坂ニテハ蓬萊ト云、或ハ俗ニ寶來ノ字ヲ用ルモアリ、江戸ニテハ蓬萊ト云ズ、喰積ト云、クヒツミト訓ズ、其製ハ三方ニ、中央松竹梅、蓋シ眞物也、造リ花ニハ非ズ、三方一面ニ白米ヲ敷モアリ、其上ニ橙一ツ、蜜柑、橘、榧、搗栗、草薢、ホンダワラ、串柹、昆布、伊勢海老等ヲ積ハ、注連繩ノ飾ト同物ナレドモ、池田炭ハナシ、裏白、ユヅル葉、野老、神馬藻ヲ必ズ置ㇾ之、蓬萊、京坂ニテハ、正月床ノ間ノ飾物ノ如ク置居ヘシマヽ也、江戸ノ喰積ハ、正月初テ來ル客ニハ必先ヅ出ㇾ之、客モ聊カ受ㇾ之、一揖スレバ元ノ處ニ居ヘ置ク也、或ハ喰積ヲ製セズ、熨斗蚫ヲ出スモアリ、熨斗蚫モ江戸ニテハ長ノシヲモ用フレドモ、近年俵熨斗ト云テ、圖ノ如キ物○圖略流布ス、

○按ズルニ、朝廷及ビ武家ニ取初ノ祝アリ、其儀全ク蓬萊ニ同ジ、故ニ此條下ニ收錄ス、

〔內院年中行事〕正月二日、入夜御取初ノ御盃事アリ、○中略獻ノ調ヤウ、白キハナビラ、餅也福壽草、橘、榧ナドノヤウノモノ也、目遠キ物ナンドハ委ハ不ㇾ知、別當ヨリ御陪膳ノ女藏人マデ、御前ニ候ジテ是ヲ祝フ、此時昆布鮑ノ御盃御流ヲ給フナリ、

〔故實拾要九〕正月飾三方　是堂上諸家中、正月三方ノ飾ニハ、熨斗蚫、昆布、此二種ヲ切テ、硯蓋ト云物ニ盛、白箸一膳ヲ添テ三方ニ載ㇾ之也、年始客對ノ時、件ノ三方ヲ主人ノ前ニ備フ、時ニ主人以ㇾ箸熨斗昆布ヲ挾ムデ客ニ進ム、終テ引ㇾ之也、硯蓋トハ硯筥ノ打カブセノ如ㇾ蓋成物也、梨地、高蒔繪、金ノ沃懸等アル物也、凡俗家ニハ、喰積ノ臺トテ種々ノ物ヲ盛飾也、如ㇾ此ノ物堂上方ニハ聊無ㇾ之事也、都テ堂上諸家中、年始幷婚姻、元服、拜賀等ノ祝義、酒肴ノ時ハ、硯蓋ニ雉子ノ羽盛、海

老ノ舟盛等ヲ用ル事也、此外種々ノ臺ノ物等、又土器ニモ種々ノ肴ヲ盛也、土器ニ肴ヲ盛時ハ、土器二ニ盛、小四方ト云小キ臺ニ載之者也、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕二日、〇中略うけとりのさかづきのついでなり、いつの頃よりの事にか、其やう、まづ御さかづきに三方一ッに、ひし花びら、こぶ、かちぐり、くしがき、かずのこ、あめ、五辛等、さま〲の物をとり入て、御前にまゐらす、御はしをとらるゝまでもなく、むかはるゝばかりにて、撤して庇におきて、中臈下臈あまたすゝみよりて、彼さま〲の物をとり分、ひし花びらのうへにつみかさねて、女中上中﨟もにたぶ、次にてうし醴ざけを入れもて參る、三獻參る、くはへなし、御さかづき三ッまゐりて、ひとつは次第に、とほし、ひとつは勾當ないしにたぶ、

〔嘉永年中行事〕正月二日、朝の物うけとり、〇中略

あしたの物うけとり、昨日に同じ、うけとり御盃の序に、先とりそめの御盃供す、其やう、先御盃、次に三方ひとつに菱花びら、昆布、柏、かち栗、串柿、數の子、あめ、こせう等の、様々の物をとり入て、御前に供す、只向はせらるゝ計也、女御へも御前を撤して居ゆ、女中も殘らず給ふ、

〔年中恒例記〕年中御對面并雜事少々〇中略

一御取初在之、四方串柿、昆布、勝栗、餅、あめ、たはらこ、□□□□參を向はれ候也、御美女調進之、

〔埴山の井〕若餅三ケ日につきたる餅を、雜煮などに用る也、　雜煮いはふかんをいはふ、いものかみ、むすびこぶ、ひらきまめ、ひらきの牛蒡、ふとばし、兩のものにかけ也、

〔秇苑日渉六〕民間歲節上　正月一日、〇中略次甕合蘿菔、牛蒡、芋魁、昆布、豆乳等、爲羹、謂之雜煮、親戚故舊來賀者、亦進屠蘇酒、供雜煮、元日至三日、如之、

〔日次紀事正月〕元日　雜煮　今朝、良賤食雜煮、又盛雜煮并飯汁於小土器、而供神佛、又祭竈并井、凡今日良賤調味多用鯽魚、鯨魚、鯔魚、數子、鰹海鼠串、石決明、井牛蒡、大根等、

〔禮容筆粋五〕雜煮一名羹餅　歲の始家毎に煮たる餅をくひ門戸に松竹を樹、藁の繩を引、皆是吾神國

の風俗也、相傳ふ、垂仁天皇の御宇に大己貴命、大田々根子命にをしへてのたまはく、元月元日赤白の餅を以て我が荒魂をまつらば、國の中災なうして幸福を來しめんと、すべて節辰の祭は皆大田々根子命より始るといへり、此尊常に神に見えて、人と物語するごとくかたり給ふ、是を世の人習得て、年の祭をする也、

〔日本歲時記 一正月〕元日、〇中略ふるとし製し置たる餻に、こんぶ、打あはび、煎海參、牛蒡、薯蕷、菘、栗、するめ、蘿蔔、いもし、元日にいもしあらめなど用る事、延喜式にみゆ、貫之が土佐日記にも、いもしあらめはがためもなしとかけり、などを加へ煮て羹とし食ふ、俗にこれを名付て雜煮といふ、我國の風俗にて、悅ばしき事には餻を作りて祝ふ、此日より三日に至るまで餻をすゝむるも、春を祝ふ意なるべし、もろこしにも元日に膠牙餳をくらふ事、荊楚歲時記にのせ、立春の日春餅をすゝむる事、月令廣義にみえたり、

〔伊勢家禮式雜書 七〕伊勢守貞孝朝臣相傳條々〇中略

一雜煮之圖　モチ、丸アハビ、煎海鼠、燒グリ、山ノいも、里ノいも、大豆、　汁、タレミソ、　以上七色

家によりて、數のすくなきもあるべし、式三獻の後御まゐり肴と申は、ざうにの事也、

〔改正月令博物筌 正月〕雜煮冬年に製て置たる餅に、種々の品を加へて羹として喰ふをいふ、其品大國々家々の嘉例ありて、大同小異あり、その加ふる品を左に記、芋頭、根、芋の子、燒豆腐、かち栗、昆布、あはび、煎海鼠、するめ、うきな、牛蒡、あらめ、鰊鯑、田づくり、〇中略　羹祝羹は雜々調へ煮たるあつものを云也、即雜煮の事也、祝ふと云は元日なり、　結昆布祝ふ、むつび、よろこんぶと云心にて、元日に祝ふ也、　芋頭萬事の司頭になる心にて祝也、又頭といふ字は大學頭、藏人頭など、くらゐある人の名によぶゆゑ、元日に祝ふなるべし、〇中略　鰊鯑子孫繁昌によそへ祝する也〇中略　小殿原田作とも云、ごまめいはしの事なり、

〔華實年浪草 一上正月〕雜煮祝、かんを祝、(中略)雜談抄に云、雜煮ハ餅ニ大根、芋、蹲鴟、昆布、打アハビ、イリコ、菘等ヲ加ヘテ羹トシ喰フ、多種ヲ交ヘ煮ル故ニ雜煮ト稱スル歟、是ヲ略シテ羹ヲ祝フト云、(中略)年齋拾唾ニ曰、元朝餉餅ノ事、汀州嘉靖丁亥志ニ曰、汀國ノ人ハ餅ヲ舂テ賓客ヲ饗ス、貧キ人ハ市ニ買求テ節會ニナスト云々、〇中略　結昆布雜煮ニ究テ結昆布ヲ加フルハ、正月ヲ睦月ト云、ストツト相通ズ、昆布ハ倭俗悅ブト云義ヲ含ム、ムツビヨロコブ意ニヤ、　大根齒固ノ具并雜煮ニ用フ、ヨツテ鏡草ト云由、岷江入楚ニモ見ユ、

〔本朝食鑑 三葷辛〕葱、〇中略本邦正月朔旦、以二冬葱一供二雜煮之具一、呼二稱福主一、然辟レ邪之故乎、〇中略芋、〇中略正月

三朝以芋魁入雜羹中而俱賞之、上下家々爲流例也、

〔雜羹之卷〕正月雜羹　芋、肝、木ヲ表ス、色青、眼也、時ニトッテハ春也、方ニシテハ東ナリ、五常ニシテ仁也、　鰹、心、火ヲ表ス、色赤、舌也、時ニシテ夏也、方ニシテ南、五常ニシテハ禮ナリ、　串蚫、脾、土ヲ表ス、色黃、肉也、時ニシテハ土用、方ニシテハ中央、五常ニシテハ信ナリ、　餅、肺、金ヲ表ス、色白、皮也、時ニシテハ秋、方ニシテハ西、性ニシテハ義ナリ、　熬海鼠、腎、水ヲ表ス、色黑、牙、時ニシテハ冬、方ニシテハ北、性ニシテハ智ナリ、　凡此五色を雜羹にして、正月に食する事、第一は五常の則を發行に依て、先元日に是を食、五行に法て五常の敎を可行ために、最初に食之もの也、〇中略　右一卷雖爲秘事、依御懇望令相傳畢、可憚外見者也、

〔雜學集〕一雜羹上置之事　串蚫、串海鼠、大根、靑菜、花鰹、　右の五種を上置にする也、口傳、下盛に里いも、其上にもちを置也、規式の拵やう有、又上置に串柿、勝栗、結蕨などする事、精進の仕方なり、一向の菜は、五種の削物、燒鳥、からすみ、數の子などを、龜甲又は土器に高立して盛也、又具足餅の時は、大根の香の物、田作甲の大豆を用ゆ、

〔年中行事故實考正月一〕朔日　烹雜　國々家々にて佳例同じからず、唐の春餅是におなじきにや、堂上にては烹雜と云、餅(むすびのし、平かつを、いも、こんぶ、)向に菜莖、(土器に入ル)三州邊風俗、餅(なづな、結こんぶ、くしこ、くしあはび、かつを、)向に田作り、大豆、(土器に入る)西國邊風俗、餅(こんぶ、打あはび、いりこ、牛蒡、いもし、山のいも、みづな、栗、するめ、大こん、)信州邊風俗、餅(な、芋、こんぶ、から鮭、くしこ、串あはび、とうふ、漬わらび、大こん、干瓢、雉子、花がつを、)總じて十三色を入、餅をあぶりて煮る、向に根ぶか二筋をおくなり、

〔守貞漫稿二十六〕元日、二日、三日、諸國トモニ雜煮ヲ食フ、(雜煮本名ヲホウゾウト云也、五臟ヲ保養スルノ意ニテ、保臟ト書ス也、又或ハ縉紳家ニハ烹雜ト云、)今世京都ノ雜煮、戸主ノ料ニハ、必ラズ芋魁ヲ加フト云リ、　大坂ノ雜煮ハ味噌仕立也、五文取計リノ丸餅ヲ燒キ加之、小芋、燒豆腐、大根、乾蚫、大略此五種ヲ味噌汁ニテ製ス、膳ハ外黑

鏡餅

内朱ノ蝶足ノ膳ニ、四ッ椀モ内朱外黒ヲ普通トス、定枚付モアリ、膳上ニ裏白ヲシキ、鹽鯛一尾宛ヲスヘル、四ッ椀ノ間ニ鹽鯛ヲ置ク也、江戸ハ切餅ヲ燒キ、小松菜ヲ加ヘ、鰹節ヲ用ヒシ醬油ノ煮ダシ也、鹽鯛裏白等ノコトナシ、

〔鹽尻 一〕諸州節序佳例、〇中略 我尾州の俗、元日雜煮の上に蛤のあつ物、飯饌に大根の汁、田作の膾を用侍るは、津嶋よりの風俗と見えたり、(源合記考)今柳營及三家の御方、元旦より三箇日、御高盛麥飯ねぶか汁、いなだの膾、兎のあつものなど用させ給ふは、三州松平の御佳例とぞ、凡三州譜代の御家人家、多くは元朝麥飯、いなだ膾にしみ(鰯、鹽いわしを、三ッそのまゝにて置、)なんどするを嘉例とするも、華美の風ある事なく、中古武家質朴の所爲也、

〔水戸歲時記〕正月元日拂曉、家内打ヨリ盛服シテ祝儀ヲノベ、クヒツミヲ出シ、歲德神ノ方ニ向ヒ屠蘇酒ヲノム、小人ヨリ大人ニヲハル、餅ノ祝アリ、家々ニヨリテ家風トテカハリアリ、雜煮或ハ干餅ナリ、　三日、今日マデヲ三箇日ノ祝トテ、餅ノ祝マン日ニテ終ル、予家ハ、干餅ヲヤキ、鹽引或ハ煎鮭ヲ付テ食スルコト家風ナリ、　四日、朝雜煮ヲ食スルコト、予家風ナリ、　六日、今日ヨリ常ノ食ニ復ス、

〔前恭禮門院御凶事記〕寬政七年十一月三十日、女院(〇桃園后藤原富子)崩御、　八年正月一日、家内禮式總停止、無何、三朝喰雜煮餅、

〔改正月令博物筌 正月〕鏡餅(神に供ふる餅を、鏡の如く丸くなす故に名づく、もちいかゞみ共云、)

〔夫木和歌抄 三十二 鏡〕元日懸

千代までもかげをならべてあひみんといはふかゞみのもちゐざらめや

〔山の井 春〕元日、關東にて、

けさむかふあづま鑑のもちゐかな　蟬吟

或人云、此句は烏丸亞相公の也と、

〔續山の井春〕鏡餅

神の餅やうやまへば威をます鏡　秋田大光院桂葉

〔本朝食鑑二造釀〕餅、〇中略本邦自古以餅爲神明之供、而作大圓塊以擬鏡形、故呼餅稱鏡、此擬八咫鏡乎、正月朔旦、必以鏡餅供于諸神、及一家長幼團欒、同薦鏡餅以賀新歲、〇中略凡用鏡餅祝賀儀、以二箇相重號一重、此諱奇用偶者乎、

〔鋸屑譚〕新拾遺集、十二月晦日に藤原基俊、乃子法師といふが許に、〇註略もちのかゞみ遣すとていひやりける、〇中略按に、歳始用大餅如鏡面者、神前に供し、又君父に供し、或毎人居前以嘉祝之、此吾神國之風なり、直にこれをかゞみといふ、亦良有以也、

〔禮容筆粹五〕年鏡　鏡は神明の正體なれば、餅を以てその形をうつし、年の始まづむかひ奉る事むべなりけらし、是吾國の人遠き昔を忘れざるの謂か、先君父に備へ、宗族の方に送り、互にことぶきをなす、

〔日本歳時記一正月〕元日、〇中略又齒固といひて、もちゐかゞみにむかふ、俗に餅を鏡の形に作る故に鏡餅と稱す、按ずるに、張天知が對類大全卷之十七、餅字の下の細注にいはく、麥米粉做成形如鏡、入於爐内烘熟、蓋始于饌圖、これを以てみれば、もろこしにも鏡餅の類、鏡の形に作ると見えたり、

〔理齋隨筆五〕正月の餅を鏡といふは、日月に表したる也、禁中の餅は上は紅く下は白きよし、またひしと云は星と云事也、花べらと云は未詳、　此條も或人非也といふ、さりながら一説と見るもまた可ならんか、

〔世諺問答〕正月　問て云、同日〇元日齒固といひて、餅ゐかゞみにむかふ事は、いかなることぞや、答、〇中略餅は、蚩尤が肉となづけてくふ説も侍り、

〔世諺問答考證上〕かゞみ、〇中略瑜案するに、餅といふ名は同うして、物は同じからねど、正月元日

に祝ひて喰ふことは、唐山にも似たる事侍り、月令廣義曰、餛飩、俗名匾食、燕都元旦晨起、當家者率妻孥、羅拜天地祖禰、作匾食奉長上、爲壽、以次交相酬賀といへり、遵生八牋、花紅餅方、用手壓匾とあれば、匾食はおしひらめたる食なり、又熙朝樂事曰、正月朔日、民間設奠於祠堂、次拜家長、爲椒栢之酒、以待親戚隣里、以春餅爲上供とも見ゆ、是も月令廣義に、春餅者薄劑、煿菜肉裹食也といへるによれば、邦俗のいはゆるもちゐとは格別のたがひ也、○中略又案ずるに、蚩尤が肉にたとへて餅をくふといふ事、いまだより所を得はべらず、識者の敎をまちて補ふべし、

〔世諺問答〕正月　問て云、同日○元日歯固といひて、餅ゐかゞみにむかふ事は、いかなることぞや、答、○中略もちゐは近江國の火切のもちを用ひ侍るべき事なり、さて正月のかゞみにしてもちひむかふ時は、古今集に入たる、　あふみのやかゞみの山をたてたればかねてぞみゆる君が千年は、といふ歌を誦するなり、このうたは、延喜の御門の御時、近江の國より大嘗會の御べたてまつりし時、大伴の黒主がよめる歌なり、源氏初音の卷にも、此歌の詞をひきてかける也、

〔內院年中行事〕正月御かゞみの時の歌

けふよりは我をもちゐのますかゞみ嬉しきことをうつしてぞみる

いのち長くつかさくらゐをますかゞみ年のはじめに見るぞ嬉しき

天つちをふくろにぬひてさいはひを入てもたればおもふことなし　●

右の歌、三返よむべし、

〔日次紀事一正月〕十一日　武家具足鏡餅開、凡鎧有六具、悉具足之謂也、其所供具足之餅、特以刀忌截之、故以手或槌破之、鈇之而賞之、是謂鏡開、世所謂鈇餅之名、又起自此餅、

○按ズルニ、鏡餅ヲ開ク事ハ、年始雜載篇鏡開條ニ詳ナリ、

〔塵袋九〕年始賞餅事

年始ニハ人ゴト餅ヲ賞翫スルハ、何ニノ心カアル、餅ハ福ノモノナレバ祝ニ用フル歟、昔豐後國球珠郡ニヒロキ野ノアル所ニ、大分郡ニスム人、ソノ野ニキタリテ家ツクリ、田ツクリテスミケリ、アリツキテ家トミタノシカリケリ、酒ノミアソビケルニ、トリアヘズ弓ヲイケルニ、マトノナカリケルニヤ、餅ヲクヽリテ的ニシテイケルホドニ、ソノ餅白キ鳥ニナリテトビサリニケリ、ソレヨリ後チ次第ニオトロヘテマドヒウセニケリ、アトハムナシキ野ニナリタリケルヲ、天平年中ニ、速見郡ニスミケル訓邇ト云ケル人、サシモヨクニギワヒタリシ所ノアセニケルヲ、アタラシトヤ思ヒケン、又コヽニワタリテ田ヲツクリタリケルホドニ、ソノ苗ミナウセケレバ、オドロキヲソレテ、又モツクラズステニケリト云ヘル事アリ、餅ハ福ノ源ナレバ、福神サリニケル故ニ、オトロヘケルニコソ、福ノ體ナレバ年始ニモテナスベシ、二人ムカヒテ餅ヲヒキワルヲバ、福引ト云ナラハセルモ、ユヘナキニ非ル歟、又内教ニハ餅ノ名ヲ福生菓ト云ルト云ヘリ、

〔擁書漫筆三〕今の世、正月の餅をそこなはじと、酒樽に納おくことあり、曾呂里狂歌咄一の卷に、南都諸白と書つけたる一樽はる〴〵おくられけるは、俳諧好る人には氣がはたらかず、我等酒を好まぬ事は、日頃よく知ながら、名物なればとて、南都諸白うれしからず、今宵の客衆の仕合と、主不興ながら封を切てみれば、酒樽に餅をつめて越けるにぞ、上戸どもはおどろき、ちからをおとしぬと見えたれば、當時よりせしわざにや、

〔江家次第一正月〕供御藥、〈○中略〉此外稱腋御膳、自御厨子所供御齒固具、又供御藥酒等、以高坏六本獻之、有餅鏡、〈用近江火切〉

〔玉海〕養和二年正月一日壬申、依爲喪家之内、不見鏡、

建久五年正月一日癸亥、見鏡如例、女房於別屋著白褂見之、雖重服人無憚之由、見保元二年故殿御記、　二日甲子、見鏡又如例、　三日乙丑、即見鏡、

若水

〔猪隈關白記〕建仁二年正月一日丁未、巳時著直衣冠等、見鏡服藥如例、　二日戊申、今朝見餠鏡、嘗藥酒、　三日己酉、鏡藥手水如例、

〔明月記〕元仁二年正月二日癸亥、依吉日見齒固鏡、老後嬾而一日見之卽撤、

寬喜三年正月一日戊子、巳時許見齒固鏡、

貞永二年正月一日丙午、本尊念誦訖巳後解齋、著冠直衣見齒固鏡、

〔忠富王記〕明應十年文龜元年正月二日、看經畢後祝如昨日、○中略次鏡ニ向、又一獻祝著、

〔元長卿記〕永正十八年正月一日、彌陀三尊幷兩尊靈之御前、供香幷餠等、手自供御膳了、

〔本朝食鑑水一〕節氣水、本邦上下、通俗正月元日平旦新汲井華水、謂之若水、或曰弱水、若者少也、如少壯之少、以老衰變作少弱之義歟、所謂今曉先汲若水、盥漱沐浴及用茶酒朝炊則變老作少、送舊迎新也、古者主水司獻立春新汲水、號曰若水、以供天子之朝餉、言辟一歲之邪氣、此擬神水乎、近世元日亦用之、下俗不用立春水也、

〔年中行事故實考正月一〕元日　若水　禁中にて、去冬十二月土用巳前に、主水司御生氣の方の井を封じ、人に汲せず、立春の日早旦に土瓶に入、女官に付て奉ることあり、此日若水を飲ば、年中の邪氣を除くと云傳ふ、是を學びて、今朝くみたる水を若水とて祝ふ也、

〔昔京名所鑑一〕若水　去年の御生氣のかたの井をてんじ、ふたをして、其内くまず、立春の日むすびて、主水司內裏にたてまつれば、朝餉にてきこしめし給ふとなり、年中の邪氣を除くといふ本文あり、今民家に、元日のものとばかりこゝろうるはあやまれり、春のはじめにくめば、若水とは申にや、

〔北山隨筆一〕若水　今の俗に、正月元日初てくむ水を若水といふは、あやまりにこそ、古は立春の日にくむ初の水を若水といふなり、

〔榮花物語二十八若水〕わかみや〇三條皇女禎子の御としのまさらせ給べきも覺しめすに、夜のほどよろづかはりたるもをかしう、あらたまのとしよりも、はかみやの御ありさまこそ、いみじううつくしうおはしませ、わか水していつしか御ゆどのまゐる、よろづみなはるのこゝろつきて、そらのけしきもひきそへ、さま〴〵にものけざやかにめでたきに、〇下略

〔三議一統大雙紙〕正月朔日より三日の間御手洗の事、御年男の役なり、いだしはんざうを置事、御手洗の時、渡しのすみのかたを御前へ向て置べし、是則御小袖の妻をおさへさせんがためなり、さなきは御すそぬるゝなり、是によりわたしを作り付るなり、はんざうのそこに、ゆづりはうら白を敷、其上に靑き石のちひさきを置て參らせよ、手洗水かけ申時、左の手にては提の口より三寸ばかり隔てとり、右の手にてはふたのあかぬやうに持べし、湯をかけのこさゞれ、御手掛は物に振て、主人の御左の方に置べし、又左の方にかくる事も有、又御手洗水の粉かとあらば、追膳にすゑて參らすべし、御手より耳置べし、

〔今川大草紙〕躾式法の事

一正月のてうづだらひには、うら白を、本を右へ成樣に置て、其上にゆづり葉を、本を前にして、三葉も一葉も三所に置て、其上に靑目の石を三金輪に置也、水をこぼす時は、心得て手をかへてこぼすべし、手巾を團扇又は扇にも置べし、同楊枝をも置なり、

〔台記〕仁平四年正月一日甲寅、午剋盥手、實重朝臣爲手長、年來盥手時、西一間北邊敷高麗帖一枚、二間以東南邊敷同帖、而康和五年殿曆云、上立部座上敷圓座云々、今日任彼御記、二間以東北邊敷上立部座、高麗上敷龍鬢、其上敷茵圓座等、一間北邊敷菅圓座一枚、余著之盥手了、移敷其圓座於同間南邊、 二日乙卯、巳剋盥手、有成朝臣爲手長、

〔兵範記〕保元三年正月一日壬戌、右大臣殿〇中略出御、供御手水、行事職事資能先持參御脇息、次邦綱

朝臣爲陪膳、取打敷參進、展御座前、引懸御脇息上、次御手洗、上置貫簀、次御手巾筥、布二切御漬粉、御揚著納之、次様二口、已上職事四人役之、供了罷出、如供時、但打敷四方打覆手洗上、二人舁之退出、次有殿下御手水事、東對南面、敷厚圓座、清高朝臣爲陪膳、其儀同前、

〔玉海〕文治四年正月一日丁酉、同刻、〇巳刻有手水事、余著冠直衣、出簀筵座上菅圓座、引寄奥方居之、南面、次元。三。行。事。職事爲説、取脇息置余前、次陪膳家司大藏卿宗頼朝臣本領状季長朝臣遲參、仍點宗頼執行、家司勤此役、是又家例(家例一本作先例)也、取打敷參上、次第如常、撤手洗之後陪膳起座、其後行事取脇息退下、有是例也、　二日戊戌、午刻手水、陪膳季長朝臣、其儀如例、　三日己亥、手水陪膳以長朝臣、

建久五年正月一日癸亥、巳刻手水、陪膳文章博士業實朝臣、歸入見鏡如例、　二日甲子、午刻手水、陪膳以政朝臣、今日大外記依可持來叙位勘文、暫相待、先例手水之次有便宜故也、然而依遲々且始也、其後見鏡又如例、　三日乙丑、巳剋手水、陪膳如昨日、即見鏡、

〔玉蘂〕承久三年正月一日丙戌、手水、今朝依忽出無此事、近例也、陪膳家司、越後守有長役送職事、先例多以四位家司爲陪膳、有障之時五位上﨟勤之有例、而家司中宮權大夫信盛領狀參入、還御以前早出、甚以不當、召遣有長令勤之、如此輩先例強不然、但建久七年入道殿御記云、依無四位五位可然家司、以國行爲陪膳、間々有例、不可爲通例云々、今此例所存也、　二日丁亥、今日出行以前有手水事、陪膳中宮權大進知親、　三日、午刻有手水、陪膳左少辨家房、

〔深心院關白記〕文永二年正月一日辛未、申時有手水事、齒固又如例年、　二日壬申、手水藥如恒、　三日癸酉、齒固手水如日來、

大服

〔倭訓栞中編三十於〕おほぶく　元旦に茶湯に梅干を入て先これを飲を、大福と稱して祝賀す、もと大服の義なるを、通音をもて大福の義とするなり、今王公より士庶に至り佳例とせり、

〔山之井春〕元日　おほぶくをわかすや富貴ぶざい釜

〔續山の井 春〕大服　大ぶくの茶もゆづり葉をいはひ哉　伊賀上野　蟬吟

〔増山の井〕おほぶく、（俳）元日に大服にたてたる茶を、大福といひなして用る事也、

〔改正月令博物筌 正月〕大服（點茶の名也、服の字忌服の服の字にて不吉ゆへ、元日に立し茶を大福とかきて祝也、俳、大ふくにまづ霞たつ旦かな、宗鞁、）

〔本朝食鑑 四山草〕梅干、○中略 本邦正月元日、鷄鳴早起、盥漱洗レ面、或汲二井華水一沸レ湯、新浴改レ服、而後礪茶湯中、入二梅干一箇一而飮、呼稱二大福一而祝レ之、福服和訓通、叶之義、此本邦自二王公一至二庶民一、爲二歳初之佳例一、茶者百草之魁、梅者百花之魁、以二二魁一迎二靑陽之神一者、宜哉、加旃茶之芳苦淸二胸膈之鬱一、而禳二一年之穢惡一、梅之酸鹹、泄二腸胃之毒一、而辟二一年之疫邪一、此亦爲二年初之規祝一而可、是何世何人之所レ爲乎、

〔公家年事 上〕正月元日　朝の御祝大服上る　御獻次第　御盃（御三ッ肴に居出ル）　くし物、から物、　初獻（かずのこ、もちゐ、）　二獻（雉燒）　三獻（ひし花びら、麦のもちゐ、）　御銚子　御陪膳典侍五衣にて勤む

〔内院年中行事〕年中御祝之次第

元日の朝の御祝大ふく上ル、御盃、（御三ッ肴に居出ル、くし物、から物、）初獻、（かずの子、かちん、）二獻、（きじやき、）三獻、（ひしはなびらのかちん、）御銚子出る、御はいせん五ッ衣にてつとむ、　二日之御祝、初獻、（御三ッ肴居出ル、）二獻、（御はうざう）三獻、（御ひら、）御銚子出ル、是ハ一重衣にて御はいせん、　三箇日之御祝、初獻御盃、（御三ッ肴に居出ル、）二獻、（御はうざう）三獻、（御ひら、）御銚子出ル、是も一重衣にて御はいせん、

〔日次紀事 正月一〕元日　若水（今朝諸家新汲二井水一、是稱二若水一、倭俗以二若字一代二老弱之弱一而用レ之、）　歳男（汲二若水一人謂二歳男一、煮二此水一謂二福沸一、）　大服（以二此湯一點レ茶、或漬二鹽梅於若椀之内一、而合家飮レ之、又獻二賀客一、是謂二大服一（オホフク）、用レ梅、高年後面皮生レ皺、而欲レ倣二鹽梅之皺面一也、）

〔華實年浪草 正月上〕福沸福鍋（中略）雜談抄ニ云、和俗ニ七日ノ粥ヲ呼テ福ワカシト云、是福トハ餠ノ異名也、其故ハ古ヘ福引トテ、餠ヲ二人シテ引合事侍リシトヤ、其上餠ノ異名ヲ福生果ト云リ、今朝粥ニ餠ヲ和シテ煮熟スルヲ云ト云々、野州邊ニテ鏡餠ヲ福（フク）出（デ）ト稱ス、福生果ヨリ云ニヤ、或說、正月四日ニ神棚ヘ三個日供ジタル飯汁菜ノ類ヲ撤スルヲ棚サガシト云、是ヲ集メテ一ツニ煮熟シテ合家食フ、是福沸也云々、

〔華實年浪草 正月上〕大服（大服ハ點茶之名也、（中略）淡海志ニ云、正月朔ニ祝テ、勢田ニハ大服茶ヲ點テ、吹タリ啜タリト云テ呑、矢橋ニテハ是ニ異ナリ、早ニ粥ヲ食テ、今日ハ能キ

禁忌

カイ日和ナリト云ト云々、是互ニ旅人ノ多ナ悦ブ也、今式ニ云、大ぶくといふ事、古格ありといへどもいむべし、服といふ文字なれば、作になりてよろしからず、近く松崎闇如といふ俳人有、大ぶくと作るとも、何ぞ禍福其詞によらんやとて、大服や三口にちやうど寿福禄、とせしに、その年類孫の懸ありて、服なぞ受る事三度と云々、雜談抄に云、六十二代村上帝、六波羅密寺ノ観音ヲ信敬シ玉フ、或時御惱ノ事アリ、醫藥験ヲ失フ。當寺ノ本尊靈夢ノ告アリテ、供ズル所ノ靈茶ヲ服シ玉ヒテ御惱平愈シ玉ヘリ、然レバ主上ノ服御スルヲ以テ王服ト稱シ、毎歳元旦ニ當寺ノ供茶ヲ召テ服シ玉フ由、緣起ニ出云々、又足利家ノ時、茶道盛ンノ故ニ始ト云々、

〔守貞漫稿 二十六〕福茶　京坂ニテハ、元旦先若水ヲ以テ手水ヲツカヒ、次ニ大福ト號ケテ、烹花ノ茶ニ梅干ト昆布一片ヲ入テ飲之、主人ヨリ以下各飲之、唯今朝一回ノミ、蓋茶ヲ大服ニ汲ムヲ祝テ、服福音近キヲ以テ、行之ナラン、梅ハ甲州梅ト云小顆也、　江戸ニテハオヽブクト云ズ、福茶ト云、元日、二日、三日、六日、七日、十一日、十五六日等、數回飲之、或ハ三ヶ日飲之家モアリ、元日ノミト云ニ非ズ、然モ多クハ夜食前ニ烹之也、甲州梅干、大豆、山菽、以上三味ヲ、二三粒ヅヽ、釜中ニ投ジ喫之、昆布ハ用ヒズ、蓋近世乾物店ニテ、右三味ヲ塵紙ニ包ミ、四錢ヅヽニ此時賣之、其便察スベシ、

〔日次紀事 一正月〕凡新年萬事稱吉、故堂上方及地下人、變其詞而祝之、或寢日曰得日、疾病曰歡樂、或稱樂、臥謂重俵、起謂起稻、稻與寢俵語相同故也、倒謂轉俵、燒物曰保古羅加須、物之奴留々曰潤、涕泣曰無都加留、亦農夫耕田有宜水宜旱、其厭旱之土民、飲酒曰比多須、厭水之土民曰保須、

〔翰林胡蘆集〕鹿苑院殿百年忌陞座略○中

歎說略○中

又與廣照、常光二師、道契不淺、嘉慶二年春正月九日、請道照於三條官第、講金剛經、至十九日講了、山野謂、方今公武以正月為嘉節、忌僧徒往來、台靈獨異、是可怪矣、考之於唐朝、則貞觀元年正月、命京城僧三七日行道齋供、王公行香者在焉、

〔秋齋閑語 一〕年の始などは、佛事をいむ事、堂上の風なり、やまひをもことばに出さず、所勢といふべきを歡樂といふ事に成たり、御門跡方は、出家にてましますに、其風うつりて、御門主より外の

御門主へ進せらるゝ、年始の御文などの脇付に、線髮中となさるゝは、延喜式神事の忌詞に、僧を髮長といふより起りたるなるべけれども、もとより御法身の御方への脇付、忌るゝも理にあたらざるか、

〔吾妻鏡十九〕承元二年正月十一日辛巳、○中略去八日雖爲式日、依將軍家○源實朝御歡樂、延及今日、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年正月一日己未、垸飯相州御沙汰、今日不被上御簾、依御歡樂無出御之故也、

〔續百一錄〕延享五年正月十二日、○中略久我家へ覺、

來十五日、十六日、二條行向之儀、仍歡樂、十五日以使者申入候、右之段宜賴存候、以上、

正月　日、、　西野左近

久我―――柳原―――

十五日、○中略牧野備後守殿へ、西野左近年始御祝儀、依歡樂以使者被申入、小堀も同斷、

〔增山の井〕いねつむ、俳いねあぐる、同正月の寢起をいふなり、

〔俳諧歲時記栞草春〕寢積寢擧　寢と稻と和訓同じき故に祝詞とするか、積も擧も又稻の緣語なり、雜談抄に云、寢臥と常のごとく唱ふるは、病床などにまぎらはしければ、かくいふ也、泪をながすを米こぼすと云に同じ、

〔空華日工集〕康曆二年正月一日、佛前祝語曰、歲旦令辰焚此妙香、一願天子萬年、二願宰臣千秋、○中略六願兵革息而四海平、七願五穀登而萬民樂、忽或有人道、南陽尋常不徇人情、不好世禮、今朝目甚與麼道、余祇對佗道、聊復爾耳珊、僞、

〔親元日記〕寬正六年正月十日戊午、就今日御成、美物以下被進之方々、○中略齋藤越中入道、雁二、來々一折、○中略以上親元申次分、私云鱈ノ腸ヲ不來々々ト云テ正月用ダツ、不來々々ト云ハ、名詮アシキニヨリテ、中比ヨリ來々ト書タリ、

雨はおさがりといひならはせり、あめの玄たのこぼれ幸などゝめでたくいひなす、

おさがりはあまのさかほこの雫哉　了三、〇中略都て正月は、世のつねにかはる事のみぞおほき、鼠をよめがきみとよび、なまこをたはらごとなづけ、朝夕のねつおきつをも、いねつむいねをさむなどいひ、猶ひらきまめ、いものかみなどやうにいひつけたることわざ、こと〳〵しく玄るすもうるさければなん、思ひ出て句にしつらねば、其ことのきゝにくからず、あまりに賤しからぬをぞいひ侍るべきにや、

〔一話一言二十六〕八丈島方言

正月祝ことば　イチニチビ、元日の事、フツカビ、二日の事、ミツカビ、三日の事、コウニチ、九日の事、イ子ツミ、煩ふ事、カワフクロ、猫の事、常々ヘ子ツコメといふ ヨメゴドノ、鼠の事、マイタマ、芋頭の事、トミサガリ、雨降る事、ヲヽフク、福茶を祝ふ事、クロヲトコ、出家の事、但正月四日前計りいふ 國ガヘ、死去の事、イトヒキ、女經水の事、

〔華實年浪草一上正月〕若餅　三ケ日ノ間ニ搗ヲ若餅ト云由、古老イヘリ、雜談抄ニ、一說ニ云、三ケ日ニ餅搗事有ベカラズ、俗ニ餅ノ大小ヲ云時、少キヲ若キト云、是小ノ詞ヲ忌テ云、是賀客ニ饗スルニ便リ有ユヘニ、小キヲ賭フル故ト云々、唯可レ爲二祝語一而已、

〔神代餘波下〕正月元日朝嚔すれば、傍より常トコ萬歲といふ事あり、みづからは糞食クツクラヘといふ人あり、常萬歲は天竺にて、長壽といへるよし四分律にあり、から國にては、沿エン齡ネイ離云萬歲也とといへり、また糞食は簾中抄、塵袋抄、拾芥抄等にある、休息クソク萬命マンメイとよき字をえらびて假たるを、字のまゝに休息クソク萬命とよみたるをあやまりて、糞食となりしならんか、かゝる事はあまた記して、神代のなごりに似つかはしからねど、既に清少納言も玄たりがほなるものといへるくだりに、むつきのついたちの早朝に、最初に嚔たる人と、枕草紙にいへり、亦下つ卷のとぢめにしあれば、祝辭戲言まじへて、

かくはいへる也、かゝるも猶神代のなごりぞかし、

〔鹿之卷筆〕正月は物いまひ　田所町に、かふしう屋の甚右衛門とて、代々法花宗にて、ものいまひをせらるゝ、きうとう廿八日まで玄やうばいいそがはしさ、かざりのどうぐもこしらへざるゆゑ、作介をよびて、かざりなはをなへといふに、作助手をついて、ぶてうほうなるわたくし、かざりをいたさば、ろくではござるまいといふ、ていしゆ氣にかけて、ばかめがといふて、そばなるまきをなげつける、作介、これだんな、またなげきをなさると云、甚右さて〳〵せひもなきたわけじや、さやうの事はぬかさぬものぢや、あすは大つごもりぢや、かならずそさうをいふな、ことに元旦には諸事とりおとし、物をうちわりなどしても、めで度なつたとばかりいへと、いひつけけるに、たなよりもの、おちかゝりければ、作介ちうにてとり、わがあらんかぎりは、めつたにめでたくはせまいといふた、

〔根無草後編　一〕されども人情の淺はかなる、門松は冥途の旅の一里塚とも氣はつかで、無上に新春の御慶と壽き、懸棘鬣魚も魚の武骸と悟らねば、めつたに目出度ものとのみ覺え、熨斗鮑を顚倒せば、しのと讀まれ、四の字をきらへば、五の字にもごねるといへば、油斷ならず、

〔日次紀事　正月一〕元日　掩門戸　京俗自元日至三日、民間掩門戸、言不令福神出外也、

〔秇苑日涉　六〕民間歲節上　元日市民皆不開正戸、世傳、在昔僧狂雲、元旦掛髑髏於杖頭、行示市人曰、警悟警悟、市人皆閉戸回避、三朝不開正戸、蓋自是始、

〔日次紀事　正月一〕凡每年得方之家、大開鋪賣大小之薄冊、是稱帖屋、裝潢上大書大福帖字、左右記年月日、其市鄽人從其所好而記之賣、其人求之人於得方家買帖、則其年必得利云、○中略　凡其歲吉兆之方、必在幾農惠加農惠等之惠方、向斯方而爲事則必吉、俗以惠爲得字、每事欲得之也、

〔鹽尻　七〕歲德ノ方ヲ惠方ト云　歲德の方を俗に惠方と云、吉方とかくなり、伊勢守記に、寛正六

雜載

年八月、今出川殿夫人產の處に見えたり、吉をえとよむ事、假名書の誤なり、住吉をすみのえ、日吉をひえと讀におなじ、賢按、此說非也、惠は十幹の惠の方なり、然共兄の字なるべし、きのえかのえのえ也、

〔明月記〕寬喜三年正月九日、午時計乘車行賢寂之宅、依生氣方、今年初出行、見孫子之小女歸、

〔雲州消息中〕言上　右年花始換之後、起居萬福歟、〇中略　生氣之方今年當兌、先參貴殿、相共可詠萬歲千秋之句也、其後參處々耳、〇中略　不宣謹言、

正月元〇元、一本作一、日　　左近衞中將

謹上春宮亮殿

請恩章事

右新春御慶賀、〇中略　抑生氣之方當兌給之條、喜中之喜也、以吉日良辰之期、必排蓬門可待光臨也、萬歲千秋之句、尤所庶幾也、才子兩三輩可相招待、謹言、

乃時　　春宮亮

〔雲州消息下〕年首尋生氣方供燈明者例也、今年吉方幸當法輪寺、貴下已同甲子、相共可被參詣歟、〇中略　謹言、

正月日　　大藏少輔

兵庫頭殿

〔折たく柴の記下〕此年〇正德五年もすでに暮れて、十二月晦日の夜半ばかりに、忠良朝臣の家より火發して、延燒の家ども多く、〇中略　明れば丙申の春正月元日の巳時の終まで、火消る事もなし、火消しぬべきよそほひせしものども、ゑぼうしひたゝれせし人と行かふさま、けしかる事共なりけり、

〔甕尻七〕床に佛畫を掛くるは、禪宗の遺風、床に觀音達磨布袋なんどの繪をかけて、中央の卓に香花を置も、又禪林の風なりけり、今禪刹年始に、客間一間を拂ひ、觀音の像をかけて、中央の卓に香花を備へ、門家拜年を待を見てしるべし、

〔橘窓自語上〕本願寺門跡に、正月元日酒海といふことあり、是は元旦、門主に下間何某したがひて、親鸞上人の像の前へ酒肴を參らすことゝいへり、彼寺にていたく秘し侍ることゝきけり、肴は熨斗蚫とかきけど、さだかには秘事なればしらず、酒海とは、もとは酒をたゝへし器物なるを、いかでこの酒肴供進の事を酒海といふにや、

〔三養雜記一〕元日にハゼをまく　近きころまで、元日の朝まだきにハゼをまくならはしありて、ハゼ賣といふものあまねく來りしが、いつしか武家にのみその風遺りて、町には賣來らずなりし、これはもと伊豆の三島明神の池の餅は、明神のつかはしめなるよし云つたへて、毎年元日池の餅に、ハゼをまきてあたふる神事あり、元日にハゼをまくことは、かの神事起源なるべしと、伊勢安齋の説なり、又ある人の説に、むかしはハゼにする料の餅米をもとめて、家々に煎り試むるに、よくハゼる年は吉、ハゼのあしき年は凶なるよしを占ふことなりしが、後には只ハゼを買てまくことを吉兆とするのみなりしといへり、按に、戒菴漫筆に、東入呉門十萬家、家々爆穀卜年華、といへるは、爆孛婁の詩なり、これを併せおもへば、和漢一般の風習にて、ある人の説をよしとすべし、

〔守貞漫稿二十六〕元日、昔ハ毎戸必ラズ糗ヲ買ヒ、爆之テ孛婁ハゼトシ、當年ノ吉凶ヲ占ヘリ、其後ハゼヲ賣巡ルヲ買テ、宅裏ニ蒔之、近年ハ武家ノミ行之テ坊間廢之、昔ハゼヲ賣リ巡リシモ江戸ノミ歟、京坂未聞之、今曉江戸ニテハ、初日ノ出ヲ拜セント、高輪及深川ノ洲先等群集ス、

〔守貞漫稿二十六〕繭玉マユダマ圖〇圖略ノ緣儀物ノ一京坂無之　繭玉ハ土丸ヲ用ヒ、其他ハ厚ク重子張タル

紙製ニテ、胡粉、丹、綠靑、其外トモ彩ヲ加フ、　江戸元日ニハ、淺草寺ヲ初メ、其他諸所詣人多キ神社等頭上〇頭上恐途上賣之、初卯龜井戸亦專ラ賣之、當月中諸神佛緣日亦賣之、買人ハ霜月酉町ノ熊手ト同ク、又供〇供恐共誤天井裏ニ釣之、

〔草山集 九雜體〕歳旦　慈悲室法界琳、柔和衣知見香、超然忘出處、卓爾遺行藏、霞谷風光別、鶯啼春日長、雖無方便父、猶有般若母、門生六七人、如足亦如手、今朝偶逢三元辰、借取如來師子吼、所有功德分二分、薦父祇兮祝母壽、

〔元寬日記〕寬永十五年正月朔日、今日肥前國天草城有軍、〇中略板倉内膳正重昌、紺糸之鎧、唐之頭ノ串牛月指物、打出之砌取寄硯料紙、自筆認狀、其詞云、

去年元日、江城ニシテ烏帽子ノ緒ヲシメ、今日鎭西原城結甲緒、早打立候何事モ替リ行世ノ愼今更ニ候、カシク、

新玉ノ年ニマカセテ咲花ノ名ノミ殘ラバサキガケト知レ

正月元日　　板倉内膳正重昌

石谷十藏殿

〔枕草子 一〕正月一日は、まいてそらのけしきうら〳〵とめづらしく、かすみこめたるに、世に有とある人は、すがたかたち心ことにつくろひ、君をも我身をもいはひなどしたるさま、ことにおかし、

〔友俊記〕今宵子の剋過ぬれば、元朝の儀にて、公卿殿上人めい〳〵に内侍所に參り拜す、にぎはひ春のあしたをまち立たるけしきなり、内侍所にては、典侍内侍きぬにて、大御乳人、御すゑ、女しゆをもてつかう、已下それ〳〵の間、びやうぶをかこひ、めい〳〵にこんをすゝむ、院の御所にても、公卿殿上人とのゐにのこれる人々の外はまゐりむかふ、今にてはこのならひのごとくに侍る、

〔歌林四季物語 春一〕正月　四方拜の神さびたる御事よ、○中略天がしたゆたかに、國ひさしかれとの御うけひにて、ちはやぶる神の御心をとらせ給ふ事、御つぼ〳〵のあたり、みあらかのたゞずまひ、かにもりのつかさの、はゝきとり〳〵につかふまつり、けがれをやらひやるに、さゝやかなるわらはの、年たつ朝よろこびて、そこら塵なで、御このみのあまりうちやりたるを、をのこにもあらで、はゝきつかうまつり、はしたなのうへわらはなど、鼻にかけて守るに、御しらすのかたすないものまうしの御かくどものすれば、うたまひのつかさ、なれたる上のきぬ引かけて、とのもりのきよめたらはしなど、聲ゆがみ老だつつかさこゝら行かふに、とかくして御わざことをはり、御ゆきならせおはしませば、御藥のつかさとうしあけつかうまつりたる、とそびやくさん、どさうさん、とうやくなど、宮内のかんのつかさ藏人につたへ奉れり、

〔日本歳時記 正月 一〕元日、○中略除夜より歳を守りて寢ず、もし寢る時は、寅の初に起て新年をむかへ盥洗し、髮を結、淨衣を著、○註略禮服を著て威儀容貌をかいつくろひ、○中略父母ます時は、父母にまみえて、共に新年に逢事をよろこび、父母なき人は先祖の祠堂の前に侍候し、香を燒拜禮して、事なく歳を迎る事を悦べし、○中略食時に及で、雜煮を祖先考妣の靈前にそなへ、酒を獻ず、しかれども仕官の人は、今日拜謁の禮あり、仕へざる人も亦賀禮ありていとまなし、祭事に專にくはしき事あたはず、明朝これを行も亦可なり、楊氏復は除日の前三四日に事を行ひしよし、文公家禮の注に見えたり、○註略さてみづからも雜煮を食し、屠蘇酒を飮て飯を喫し、温酒をのみ、又手洗口すすぐべし、　二日、○中略今朝卯の刻に起、食時にいたりて雜煮をくひ、冷酒をのむこと昨朝のごとし、又温飯を食し温湯をのむべし、　三日、今朝飯食する事、又昨日のごとし、元日より今日に至まで、雜煮を食し屠蘇酒をのむ、奴婢も又しかり、

〔榮花物語 若花 十一〕長和三年に成ぬ、正月一日よりはじめてあたらしく、めづらしき御ありさまなり、

あらたまの年たちかへりぬれば、雲の上もはれ〳〵しうみえて、そらをあふがれ、夜のほどにたちかへりたる春のかすみも、むらさきにうすくこくたなびき、日のけしきうらゝかに、ひかりさやけくみえ、もゝちどりもさえづりまさり、よろづみな心あるさまに見え、枝もなかりつる花も、いつしかとひもをとき、かきねの草もあをみわたり、あしたのはらも、をぎのやけばらかきはらひ、かすがのゝとぶひの野もりも、よろづよの春のはじめのわかなをつみ、こほりとく風も、ゆるく吹てえだをならさず、谷のうぐひすも、行すゑはるかなるこゑにきこえてみゝとまり、ふなをかのねの日の松も、いつしかと君にひかれて、萬代をへんと思て、ときはかきはのみどりの色ふかくみえ、もたひのほとりのちくえふも、すゑのよはるかにみえ、はしのもとのさうびも、なつをまちがほになどして、さま〳〵めでたきに、てうはいよりはじめてよろづにをかしきに、宮の御かたの女房のなりども、つねだにあるに、まいてものあざやかにかほりふかきもことわりとみえたり、

〔ひともと草〕江戸の元日　　圓正恭

年たちかへる空は、いづこもめづらかなるものから、わきてあづまの江戸の賑はしさ、いへば今さらにくだ〳〵しけれど、おもひつゞくればさまことにや、霞ヶ關の北にかまへられたるみとのみくるわの石垣、たかうそびえたるうへに、生つらなれる松どもの色やう〳〵しらみゆくほど、ねぐらの鳥打はぶきたるにあはせて、櫓にかけたるつゞみ、明ぼの告げ渡るこゑうち出たるは、漁陽の三檛もさばかりにやと、いみじう聞ゆるまにまに、みかど〳〵引あくるより、とのもりの人、竹ひきならしけいめいし、さわぐもいはんかたなし、三家、三卿のきんだちを始めまゐらせ、みくにうどの國の守、又はけいしのつかさくらゐ、むねと時めける人々、つぎ〳〵下づかさにいたるまで、あけ紫の色々其の品にしたがへる直衣ゑぼうし上下など、とり〳〵さうぞきたてゝ

春のはじめのことぶき啓したてまつらんとて、いそぎまうのぼる、おのがむれ〳〵つらみだれず、打物鑓いし〳〵のぐいかめしう引續け、さきおひいそぎまゐるなん、何よりことに珍らかにして、か丶るわざはいづこのとつ國にあべきみものともおぼえず、げに武藏野のひろきおほん惠に、よもの民くさなびきつかふまつるさま、ことわりにおもひたまへらる丶もかしこくなん、町くだりの家はよべおきあかしたるま丶に、やり戸もはなたず、すだれおろしこめ、しめやかに見入らる丶は、初夢むすぶ人もありなましとゆかし、又初春の折にあひたるものあきなふ家は、門きよらにはらひあけ、くさ〳〵のもの花やかに、よそひならべすゑたるもあり、大路はのどやかに松たてわたし、家ごとに、もちゐ、わかな、おほねなどあつものにてうじ、朝氣いはひ、小松、うちあはび、ほしぐり、ねり柿なのりそやなにやと、洲濱にまうけすゑて、入くるまらうどをもてなしかしづく、とその桮くれなゐに、もちゐの鏡白う色はえたるもとり〳〵につきせず、かたみにさうぞき行かひ、春のことぶきいひかはすもめでたし、それが中にはまんざいといふ者、年ごとに三河國よりきつ丶、ことぶきいふも立まじりたる、ゑぼうし素袍引かけ、とひなれたる家にかならず入來て、鼓うち歌ひはやしたる、さうかのけうさくなる、れいの事ながらうちゑまる丶かし、まいて節分などにあたりたるとしは、ひ丶らぎいわしのかしら門にさしわたし、くる丶を待あへず豆打ちらし、鬼おふ聲きほひよぶもにぎはし、かたゐはとしいみはらふとて門にたち、さるがう事どもいひすて丶、行、神のおまへのともしびあかうか丶げ、ずびつに火いみじうおこしそへて、夜をもるさまにさうぞきたるも、とり〳〵つきせず、すべて此國のみつのあしたなんこ丶に生れて、とし月なれぬれど、猶ふりがたうかみさび、昔おぼゆるてぶりは、あかずめづらかにあるわざにぞ、

〔山之井 春〕あら玉の年立歸る心をつらねば、たて松はにほんによせて君をことぶき、かざるほな

がは國のとみくさになぞらへて、豊年を祈る、九重の空の上には、四方拜小朝拜など政事繁けれど、地下にさた〳〵沙汰し知べきわざにも侍らじなれば、只見えわたる四方山の、いつとなくうちかすみて、いひしらず長閑なる景氣、けさあたゝむるかんの氷も、かつ隙見する池の鏡餅をさへとりよせて、ちとせのかげもくまなき家の内の心祝儀ども、蓬萊の臺など置て、不死の藥の酒くむやうす、ゆるりくはんすとゞをして、おほぶくいはふていたらく、外にはしめかざり、内には年德、わかゑびすをむかへ、庭には庭かまどたき、ふくわらをしきたへ、うないやひすましらの、ほうびきや何やといひ遊び、庄屋の一番ふもはま弓をいたへありき、しやうどのゝおこうは、はごいたもてはねまはり給ふありさま、物まふといふ禮者の顏も、御出のよしまふといらふ下部がつらも、よひの年の寒さいそがしさをわすれはてつゝ、わかやぎあへる氣色など、詞のえん花やかに、ひとゝせの始、卷頭の心なれば、たけたかくすなほにあらまほし。

# 古事類苑

## 歳時部十三

### 年始雜載

年始ニハ、上朝廷ヨリ下庶民ニ至ルマデ、其行事甚ダ多端ナリ、今其記事ノ以テ一篇ト爲スニ足ラザルモノヲ合セテ、年始雜載ト稱シ、之ヲ年始祝篇ノ後ニ附ス、

門松ハ、歳首松ヲ門前ニ立テヽ、飾トスルヲ云フ、故ニ後ニハ又之ヲ松飾トモ稱セリ、而シテ歳尾ニ之ヲ立テ、正月七日ニ之ヲ撤スルヲ以テ、元日ヨリ此日マデヲ松ノ內ト稱ス、然レドモ或ハ十五日ノ爆竹ニ至ルマデ之ヲ存スルモノアリ、

注連飾ハ、注連繩ニ、譲葉、穗長草等ヲ插ミタルモノニシテ、之ヲ神棚、門戶等ニ施シ、以テ淸淨ノ意ヲ表ス、其之ヲ用キル日限ハ門松ニ同ジ、

年男ハ、年末歳首ノ儀式ヲ掌ルモノヲ言フ、足利氏ノ比ヨリ其名見エタリシガ、德川幕府ノ時、表ノ方ハ老中、奥ノ方ハ留守居ニ命ジ、煤拂、節分及ビ元三以下、凡テ年始ノ諸祝儀ヲ管セシム、

千秋萬歳ハ、後ニ萬歳ト稱ス、歳首、朝家及ビ幕府ニ參リ、又民間ヲ巡リ、歌舞シテ歳首ヲ祝スル者ナリ、後世其大和三河等ヨリ來ルモノヲ大和萬歳、三河萬歳ト稱ス、

鳥追ハ、蓋シ田疇ノ鳥ヲ驅ルニ起レリ、歳首乞丐ノ婦女、編笠ヲ頂キ三絃ヲ鼓シテ歌諸スル者ナリ、

初夢ハ、夢ノ吉凶ニ由リテ其年ノ禍福ヲ占フコトニテ、其夢ハ節分ノ夜トシ、除夜トシ、或ハ元日ノ夜トスルモアリ、二日ノ夜トスルモアリテ、時代ニ由リ、地方ニ由リテ各〻一樣ナラズ、サレド足利時代マデハ、概ネ節分ノ夜ニシテ、近世ニ至リ、漸ク變ジテ二日ノ夜トナリシモノヽ如シ、初夢ノ夜、舟ノ繪ヲ枕頭ニ置クハ、凶夢ヲ見シ時、此ニ附シテ流サントテノ所爲ナリシガ、後ニハ此ニ米俵及ビ其他種々ノ寶物ヲ畫キ加ヘテ寶船ト稱シ、更ニ後ニハ廻文ノ歌ナドヲモ書キ添フルニ至レリ、又每年正月二日ニ、禁中ヨリ諸臣ニ賜ヒシ船ノ畫ニハ、帆ニ獏ノ字アリ、後陽成天皇ノ宸筆ニシテ、獏ハ夢ヲ食フトノ說ヨリ起レリト云フ、

掃始ハ、上下並ニ之ヲ正月二日ニ行ヘリ、而シテ禁中ノ掃始ニハ、小法師等ヲ獻上シ、幕府ノ掃始ハ、老中之ヲ勤ムルヲ例トス、元日ニ屋中ヲ掃除セザルハ、或ハ新年ノ陽氣ヲ散ゼザラシムル爲ナリト云ヒ、或ハ人ノ其家ヲ離レテ後數日ノ間、家人屋內ヲ掃ハザリシ上古ノ遺風ナリト云ヒ、或ハ彼ノ閩ノ俗、歲首ニ糞土ヲ除カザルニ據リシトモ云ヘリ、

商始ニハ賣初アリ、買初アリ、賣初ニハ商品ノ初荷ヲ各〻其花主ニ致シ、買初ニハ薑辛ノ類、及ビ蛤海參等ヲ買フ、正月元日ハ商賈何レモ戶ヲ開カズ、賣買セズ、二日ニ至リテ始テ之ヲ行フ、

船乘始モ亦正月二日ニシテ、舟人等ノ水上ノ安全ヲ祝スルナリ、江戶大坂等ヲ始トシ、諸國浦々ニ之ヲ行フ、殊ニ大坂ノ船乘始、及ビ角倉ノ舟乘始ノ如キハ、其儀ノ最モ盛ナルモノナリ、諸侯ニモ亦此儀アリ、土佐ノ山內氏ノ如キハ、每年正月ニ當主親ラ乘船シテ此儀ヲ行フヲ例トス、事ハ兵事部水軍篇演習條ニモ在レバ、宜シク參看スベシ、此他年始ニハ奏事始、吉書始、御判始、書初、馬乘始、弓場始、謠初等ノ事アリ、別ニ其篇目アレバ、多クハ省略ニ從ヘリ、

正月七日ハ、人日ト稱ス、此日若菜ノ粥ヲ作リテ啜ルトキハ、疾病ヲ免ルト傳フ、因テ朝廷ニ

テハ、六日ニ水無瀨家ヨリ七種ノ菜ヲ獻ジ、七日ニ樞司ヨリ供進ス、民間ニテハ、六日ノ夜七種ノ菜ヲ切ルニ、聲ヲ擧ゲテ之ヲ撻テリ、

藏開ハ、朝廷ニテ、正月十日ヨリ十五日ニ至ル內ノ吉日ヲ擇ビテ、御藏ヲ開クノ儀ナリ、商家ニテハ之ヲ十一日ニ行ヒ、帳簿ヲ綴ヂ、雜煮ヲ食シテ祝セリ、

鏡開ハ、正月十一日、武家ニテ甲冑ニ供ヘタル鏡餅ヲ食シテ祝スルヲ謂フ、初メ二十日ニ行ヒシヲ、承應元年改メテ此日ト爲セリ、

十五日ハ、卽チ上元ナリ、上元ノ事ハ、時節篇三元條ニ在リ、此日モ亦七種粥ヲ作リテ食トス、後ニハ小豆粥ヲ用キ、或ハ之ニ餅ヲ加フルモノアリ、又十六日、十七日、十八日ニモ亦粥ヲ食シテ之ヲ祝セリ、

御薪ハ、ミカマギト云フ、正月十五日、百官薪ヲ宮內省ニ獻ズル儀ナリ、事ハ天武天皇四年ニ起ル、

爆竹ハ、サギチヤウト云ヲ、又左義長、三毬打ノ字ヲ用キル、左義長ハ、葉竹ニ、注連繩、扇等ノ飾ヲ施シタルモノニシテ、之ヲ爆シテ病魔ヲ畏懾セシムルニ起因スト云フ、朝廷ニテハ正月十五日、清涼殿ノ東庭ニ於テ御吉書ノ左義長アリ、左義長ハ、山科家ヨリ之ヲ獻ズ、次デ十八日、又同殿ノ南庭ニ於テ、諸家ヨリ獻ズル所ノ左義長ヲ燒ク、並ニ天皇御覽アリ、其之ヲ燒クニ方リ、陰陽師聲ヲ擧ゲテ火聲ニ應ジ、鬼面ヲ被リタル童子棒ヲ執リテ舞ヒ、其他大鼓、羯鼓ヲ擊チ、聲ヲ齊シクシテ之ヲ和ス、民間ニテハ、十五日ノ曉ニ、廢撤スル所ノ門松、注連飾等ヲ集メ、葉竹ヲ其四傍ニ竪テヽ、之ヲ燒ケリ、

二十日正月ハ、專ラ民間ニ行ハルヽ祝ニシテ、正月二十日ニ、毎家團子等ヲ製シテ燕遊スルモノナリ、

門松名稱

〔倭訓栞前編六〕かどまつ　正月門ごとに松竹など立て祝ふを、門松と稱せり、門神の祀なるべし、徒然草に、大路に松立わたしと見えたり、全浙兵制、我邦正月の事に、以松柏插門、乃取長春之好といへり、爲尹歌に、

今朝はまた都の手ぶり引かへて千色の始め（○千色の始め、爲尹卿千首和歌作ちひろのみしめ、）しづが門松、歲華紀麗に、元日松標高戶とも、董勛問禮に、繫松枝于戶とも、風俗記に、正旦楚人上松柏類ともいへり、其意近し、今寵閭の間、正月門戶に松竹を飾り立るは、國姓爺より始るよし、西川氏の書に見えたり、禁中并に堂上には、門松をかざる事なし、諸家中に注連をひく事あり、

〔世諺問答〕正月　問て云、一月よりしづが家ゐに、門の松とてたて侍るは、いつごろよりはじまれる事ぞや、　答、いつごろとは、たしかに申がたし、門の松たつる事は、むかしよりありきたれる事なるべし、しづが家居は、大かた封戶なるによつて民戶と申侍れど、むかしは一町のうちを五丈づゝにわりて、門をたてしかば、八の門ありしなり、その中に、賤が家ゐをつくり侍れば、門なかるべきにあらず、その門の前に松竹を立侍り、松は千とせをちぎり、竹はよろづ代をちぎる草木なれば、年のはじめの祝事にたて侍るべし、またしだゆづり葉は、深山にありて、露霜にもしをれぬ物なれば、しめ繩にかざりて、同じくひき侍るにや、しめ繩といふ物は、左繩によりて、繩のはしをそろへぬ物也、左は淸淨なるいはれ也、端を揃へぬは、すなほなる心なり、さればあまてるおほん神の天の磐戶を出で給ひし時、しりくめ繩とてひかれたるは、今のしめ繩也、淨不淨をわかつによりて、神事の時は必ひく事に侍り、賤が家ゐにひく事も、正月の神をいはひまつる心だてなるべし、

〔古今要覽稿時令〕かどまつ（門松）しめなは（注連繩）　正月の門松はふるき世より、その說さま〴〵あれど、いづれもたしかならず、ものにみえたるは、本朝無題詩、惟宗孝言の詩の自注に、近來世俗皆

以松挿門戶而余以賢木換之故云、とみえたるを始とすべし、此ほかには年中行事繪に、土佐光長が筆にあらはせるがごとし、歌には堀河院百首題季卿除夜の歌に、門松をいとなみたつる云々とみゆるぞはじめなるべき、さて是はすゑ〴〵の賤がいとなみに、しならはせるわざにて、もとよりうるはしきおほやけ事にはあらず、されば正しき書どもにはみえぬなるべし、今も榊をたつること、邊鄙などに稀々あり、いにしとし、詮丈が旅行せし時、東海道金谷島田の驛、又藤枝のあたりにしきみをさせる家どももみえたりき、上に引ける無題詩の自注に、近世云々とあるを思へば、延久承保の頃より、民の家々には、專ら正月の祝事として、立はじめけるにやあらん、さて下樣のみもてあつかへることのよしは、世諺問答の說、かつ左に擧たる古歌どもに、賤が門松云々とおほくよめるにて、そのおもむきたしかにしられたり、たゞしふるくは松のみにて、竹をたてそふるは、いづれの世よりといふことをしらず、世諺問答に、竹をもたつるよし見えたれば、應永の頃には、竹をもたてたる事勿論なり、さればいたく下りての世の事とおぼゆ、さてこの月家每の門に注連繩を引かくる事は、神代に天照大神をとゞめ奉るとて、天の岩屋戶に布刀玉の命、尻久米繩をもて引わたしたるを始にて、是より押うつりては、只神の前に引わたして、祭りあがむることゝなれり、今は春陽の氣をむかへて、門戶を祭るが爲なるべし、又西土にも禮記月令集說曰、戶者人所出入、司之有神、此神是陽氣在戶之內、春陽氣出故祭之などみえ、荊楚歲時記にも、元旦索に松柏をむすび、畫雞を門戶に付て、疫鬼をさくるよしみゆ、されば只門戶を祭るのみにあらで、是らをも思ひよせたるにや、さて皇國にてしめなはを門戶にかくる事は、延喜承平などの頃より、すでにあることゝ見えたり、下にひける土佐日記元日の條をみてしられたり、そも〳〵門松をたつること、ふるくよりさま〴〵にいひきたれど、いづれも後人のおしはかりにて、いふにもたらず、〇中略武家に行はるゝ事は、鎌倉室町兩將軍家には所見なし、天正の前後羽尾記、嘉良記隨

筆等にみえたり、西土にても正月元日、松標高戸といふ事は、李唐の代にみえたり、（歳事紀麗）

〔玄同放言下植物〕正月門松　鹽尻（巻之四湯武篇）云、正月門松立る事、藤原爲尹の歌に、しづが門松といへば、按ずるに、藏玉集に年具の歌を載て、大内やもゝしき山の初代草いくとせ人にふれて立らん、初代草は正月二日、大内に植る松也、門松の事也としるせり、む月二日大内の御門に松立給ひし事ありと見えたり、これも亦おが玉の木にして、門神にひもろけとり付侍る事にこそといへり、解云、右にいへる爲尹卿の歌は、　爲尹卿千首　今朝は又都の手ぶりひきかへてちひろのみしめ賤が門松、爲尹卿は諸家大系圖（第六）に見えたり、權大納言爲氏卿、（これを頭流とす）六世中將（一云大納言）爲邦卿の子、左中將正三位應永中の人也、（一書に應永二十四年正月廿四日薨、爲秀の子とするものは非也、爲秀卿の孫也、）藏玉集もおなじ時代の歌書にて、奥書に二條攝政良基公（後小松院のおん時攝政し給へり）注進し給ふよしいへり、按ずるに門松立ることは、應永より三百餘年前、堀河院のおん時よりこれあり、　堀河百首（中除夜）門松をいとなみ立るその程に春明がたによや成ぬらん　藤原顯季（從三位修理大夫）　又俊惠法師が林葉集（雜六）に、正月三日人のもとにまかりたりしに、中門に松をたてゝいはゝれたりしかば、　春にあへるこの門松をわけ來つゝわれも千世へんうちに入ぬる、林葉集は俊惠法師の家の集也、俊惠は俊頼朝臣の子也といへば、これもふるし、又　拾玉集五　我思ふ君がすみかのおもかげは松たつ門の春のけしきに大將軍　拾玉集は慈鎭和尙の家の集也、右のよみ人大將軍は賴朝卿也、その書の五の卷に、慈鎭和尙と鎌倉幕府と贈答の歌あまたあり、是その一うた也、かゝれば門松の事、堀河のおん時より連綿として證歌あり、さばれ公事ならざれば、年中行事などへは入られず、故に濫觴は定かならざる也、推て說をなすときは、往古春正月の朔毎に、宮城の中門外に大楯槍を樹らる、（大禮の時も樹れども、年首を宗とす、）こは石上榎井二氏の世々掌る所也、聖武天皇の天平十七年春正月己未朔、廢朝なり、この

立門松

とき俄頃に、山背なる恭仁京に遷らせ給ひしかば、石上榎井の二氏倉卒にして追集るに及ばず、故に兵部卿從四位上大伴宿禰牛養、衞門督從四位下佐伯宿禰常人、大楯槍を樹るよし、聖武紀に見えたり、かやうの事により、田舍にて元朝毎に門戸に松を立て、件の大楯槍に擬したるにてもあらん歟、むかし道次なる石神、或はふりたる樹に注連して神とし祭ること、皇國の習俗也、琉球國にもこれらの事あり、琉球事略に見えたり、正月には神を祭り、よろづ祝ぐものなれば、彼楯槍に換るに松を用てし、これを石神樹神に象りて、注連引繞らし、各門に立たるならん、この事田舍にはじまりて、後に京師に移りしかば、後々までも、賤が門松と詠みたるなり、今も箱根の山家にては、正月門に松を立てずして、大なる莽草(しきみ)を立つ、豐後にもさる處あり、榊を立つる處もありといふ、榊を立つることは、惟宗孝言の詩句より起る歟、〇此下引本朝無題詩、今略、こは齋戒のをりなれば、榊をもて松にかへたるよしなり、これらの事を傳へ聞きて、田舍にても、齋する家には、榊を立てたるにより、それさへ例となりたるもの歟、莽草を立つるもおなじすぢにて、清淨を宗とするなるべし、

〔年中恒例記〕十二月廿六日　今日立松つくり申候也、仍御太刀被下之、攝津守元道朝臣說也、近年は晦日に作申也、

〔享保集成絲綸錄〕四十九慶安元子年十二月

一正月之門松、十五日迄置可申事、

十二月

〔享保集成絲綸錄〕四十九寶永三戌年十一月

一門松例年大ク有之間、來正月より小キ松を立可申候、大キなる門松堅商賣仕間鋪旨、町中可相觸候、以上、

十一月

〔日次紀事十二月〕此月市中、〇(中略)又村婦戴飾藁於頭上、高聲賣市中、飾藁是代葦索而所用之也、山人賣稚松翠竹、松稱子日松、竹謂飾竹、松竹各一雙建門外之左右、別以竹一隻横左右松竹之間、人往來于其間、

〔日次紀事正月〕元日　門松飾藁(凡新年之賀儀、各有方土之異、或有一家之例、其式様不一、惟家内之葦索井門前之松竹者、貴賤共同之、倭俗正月門前左右各建松一株竹一竿、上横竹兩竿、其外面挿昆布果實等物、名稱門松、蓋孟春之月祀戸之義乎、)

〔日本歳時記十二月〕晦日(又除日といふ・)屋中及宅中を盡く掃除し、門松をたて、戸上に注連縄をかくべし、

〔改正月令博物筌正月〕門松(かどまつ)(立松、かざり松、かざり竹、松かざり、門の竹、門のかざり、(圖略)松は千歳を契り、竹は萬代を契るものなれば、年始の祝に用ふるよし、一條禪閤の御説なり、又松は十返りとて、百年に一度花咲ても春也、千年のよはひ有とて、年の始にも用る也、〇(中略))藁盒子(わらがうし)(藁にて小さき畚のごとき物を拵へ、門松にくゝり添物也、)

〔秇苑日渉六〕民間歳節上　元日至十



〔江戸年中風俗圖　東京帝國大學圖書館所藏〕門松圖

四日、〇中略又植雙松于戶外、懸以司命索、裝串柿、橙、橘、及炭、龍蝦之類、謂之門松、　歲華紀麗曰、元日松標高戶、註、董勛問禮、俗有歲首酌椒酒而飲之者何也、以椒性芬香又堪作藥、又折松枝于戶、以同此義、

按、串柿此云九子賀喜橙此云代代橘此云好事即熙朝樂事所謂百事大吉之意、蝦俗名海老、蓋取義於偕老、炭亦辟邪惡、本草綱目曰、白炭除夜立之戶內、亦辟邪惡、

〔諸國圖會年中行事大成 一正月〕元日門松飾藁　今日より十五日まで、門前左右に各松一株竹一本を立、上に竹二本を横たへ、飾藁を付、是に昆布、炭、橙、蜜柑、柑子、柚、橘、穂俵、海老、串柿、楪、穂長を付る、穂長一名歯朶、又裏白、或はもろむきと云、夫婦相生の義にとる、讓葉和名親子草と云、子孫相讓て長久を祝す、又根引松を門に立、間口に應じ注連飾を張り、其餘裏口、井戸、竈、神棚、湯殿、厠に至迄、松を立、輪飾とて注連を輪にして掛る也、門松は孟春戸を祭るの義乎、或云、神代穴居のとき、各其食するものを木に竹を架しかけて置たる徵意といへり、世諺問答云、此事いつの頃よりとはたしかに申がたし(中略)或説云、一條院御宇、寛弘の頃より、民間専ら門松をいとなみけるといへり、むかしは禁裏院中并に攝關などの貴家、門松或は注連飾は營む事なし、是は平生に不淨を入るゝ事なし、民家は常に不淨を隔るゝ事多かめれば、年の始に神を祭るため、あらたに門戸をまうくる義ならんと云云、一説に、素戔鳴尊南海に赴給ふとき、蘇民が子孫は、門に印の松を立べし、其家には疫神を入れじと誓ひ給ふと、又門松は巨旦鬼王の塚を表せりと云、何れも信がたし、

〔東都歲事記 四十二月〕廿八日　貴賤の家にて、門松を立、注連飾をなすに、大かた今明日を用ゆ、寺社も同じ

〔守貞漫稿 二十六〕門松、〇中略近年江戸ニテ稻穂ノ付タル藁ヲ以テ、輪注連ヲ小シ大形ニ精製シ、或ハ奉書紙ヲ蝶ノ如ク折タルナド飾リトナシタルヲ、床ノ間、或ハ坐敷ノ内、然ルベキ柱ナドニ掛ルコト、風流ヲ好ム家ニ專ラ用之、傚之テ常ノ小輪飾ニモ稻穂ヲ用フルモ製シ賣ル、　京坂門松注連繩ノコト、武邸等ハ多ク圖ノ如ク〇圖略、下同、製シ、坊間ニテモ三井、大丸、岩城、小橋屋等、呉服現銀店ハ必ラズ圖ノ如クス、然モ呉服店モ右等ノ大店ニ非レバ、此如クニ飾ラズ、其他ハ豪富巨戶ト雖ドモ、左圖ノ如ク、戶口兩柱ノ上、或ハ下ニ門松ヲ釘シ、戶上ニ麁ナル注連繩ヲ張ノミ、

前垂注連ヲ用、門松ニ竹ヲ添ズ、松根多ク砂ヲ盛ル、注連繩ノ飾ニハ裏白、ユヅル葉、海老、ダイダ

イ、蜜柑、柑子、串柿、昆布、榧、カチ栗、池田炭、トコロ、ホンダハラ、大略三都相同、榧、カチグリハ紙ニ包ム也、

江戸武邸ハ勿論、市中ニテモ呉服大店ノミ非ズ、諸買トモ大店ニハ專ラ此制ヲ用フ、如圖ニ飾ラザル門松ニハ竹ヲ添ヘズ、松ノミヲ專トス、

是モ前垂注連也、松ノ根專ラ薪ヲ以テ園ム、或ハ松ヲ中央ニ其三方ニ薪ヲ地ニ打テ、是ニ繩ヲ以テ引張ルモアリ、蓋每家恒例アリテ一定ナラズ、

江戸モ小戸ハ、京坂ノ如ク柱ニ釘スルモアリ、圖ノ如ク太キソギ竹ニ小松ヲ添ルモアリ、ソギ竹ヲ建タルニハ、注連繩ハ戸上ニ打也、醫師ナド此制多シ、

〔本朝無題詩五〕長齋之間、以詩代書、呈江才子、　惟宗孝言

占期百日潔齋庭、正月春中閉四扃、持案法華塵坐藥、鎖門賢木換貞松、近來世俗皆以松插門戶、而余以賢木換之、故云、西方晩觀素無怠、南无曉聲今不懈、戴土石山君所樂、我猶致信是金峯、

〔堀河院御時百首〕除夜　修理大夫顯季

門松をいとなみたつるそのほどに春あけがたに夜やなりぬらん

〔久安六年百首〕冬　待賢門院堀河

山がつのそともの松もたてゝけり千とせをいはふ春のむかへに

〔新撰六帖一〕ついたちの日　行家

今朝はみなしづが門松たてなべていはふことぐさいやめづらなり

〔爲尹卿千首和歌〕都立春

今朝は又都のてぶり引かへてちひろのみしめしづが門松

〔夫木和歌抄一〕元日、寛喜元年女御入内、御屛風花景人家元日、　光明峯寺入道攝政

初春の花の宮古に松をうへてたみの戸とめる千世ぞしらる丶〈〇中略〉

家集元日聞鶯　　西行上人

しめかけてたてたる宿の松にきて春の戸明る鶯のこゑ

〔徒然草上〕明行そらのけしき、昨日にかはりたりとは見えねど、ひきかへてめづらしきこ丶ちぞする、大路のさま、松たてわたして、はなやかにうれしげなるこそ、又あはれなれ、

〔京都御役所向大概覺書二〕二條御城松莊之事

一二條御城御門松鬼割木杌木、例年十二月廿七八日比、小堀仁右衞門方ゟ稻荷村役人方江申遣、三輪市十郎江相渡候、且又葉竹之儀は、角倉與一方ゟ市十郎江相渡候由、

大坂御城內外御門松莊之事

一大坂御城內外御門松莊道具品々之事、例年極月三日之比、大坂御城代御定番衆より、兩奉行所江申來候、早速小堀仁右衞門、古郡文右衞門、角倉與一江申達、同所御材木奉行ゟ仁右衞門方江案內申來次第、村々江相觸候由、

一杌木其外品々者、十二月廿三日比、川﨑御材木藏場迄指出、松竹者同廿五六日比、京橋口土橋先迄指出、御材木奉行中江相渡候由、

右納村方　〈小堀仁右衞門御代官所〉横大路村　〈同斷〉石田村　〈〇以下三十九村略〉

一右同所御入用葉竹之儀、伏見支配所ゟ例年相渡り候ニ付、石川備中守方江大坂ゟ被申越相渡り候由、

〔要筐辨志三〕大手御門より外曲輪諸番所勤仕之次第

一御松餝、竹は葉なし、竿に等敷、裏を切先の如く切り、松を添、如圖被爲建候事、

此恒例は、天正元龜之頃、神君濱松御在城之砌、甲斐信玄與御合戰被遊候、其節御敗軍ニ而、夏目

金右衛門御身代りニ罷立、濱松江御駕向奉りける時、君既ニ御城入有之、御城ニ而爲可燒旨被爲命候處、甲州方馬場美濃守、山縣三郞兵衛尉、御跡を慕ひ責、濱松迄奉追候時、御城内關ニ而爲燒、御城門開き、橋等も不被爲引、海道第一之大將なれば、是等之趣ニ而は定而謀事可有之、猥ニ攻入難し沖、揚貝ニ而引取候、依而御難逃れ給ふ、明れば元旦ニ敵方歲旦之句とて、松枯て竹類ひなきあしたかな、と贈り越候處、御前に酒井左衛門尉忠次罷在候て、神君御不興の御様子を察、右發句はヶ様ニ讀直して然るべくとて、松かれで武田首なきあしたかな、と奉祝ければ、御機嫌宜ましく、既に御開運を得給ふを以、御吉例となれり、今御餝松、武田の首を紛し伐也と申傳ふ、

〔甲子夜話　四〕正月門松ヲ設ルコト、諸家一樣ナラズ、通例ハ年越ヨリ七草ノ日迄ナルガ、十五日迄置ク家モアリ、筑前ノ福岡侯支侯、肥前ノ佐嘉侯、對馬ノ宗氏、予家〇松浦モ同ジ、南部盛岡侯、岩城氏出羽亀田ノナドモ同ジ、又宗氏ハ門内ニ松餝アルガ、玄關ノ方ヲ正面ニ向ケテ、立松ヲ用ル所椿ヲ用ユ、予ガ家ハ椎ノ枝ト竹トヲ立テ、松ヲ用ヒズ、是ハ吉例ノ譯アルコト也、又平戸城下ノ町家ニハ、戸毎ニ十五日迄餝ヲ置ナリ、又大城ノ御門松モ世上トハ異ルヨウニ覺ユ、今ハ忘レタリ、安藤侯ノ門松ハ故事アッテ、官ヨリ立ラルト云、此餘聞及ブニハ、姬路侯ノ家中ニ、モト最上侯ニ仕タル本城氏ハ、松ハ常ノ如ク拵テ表ヘ不立、裏ニ臥シテ置ク計ナリ、コレハ昔門松ヲ拵ヘタル計ニテ戰ニ出、勝利ヲ得タル古例ト云フ、又同家中ニ、モト名波家ニ仕タル力丸氏ノ門松ハ、一方計ニ立テ、左右ニハ不設、就テハ上ノ横竹ナケレバ、付ル餝モ無シ、是モ半バ拵カケテ戰ニ出デ、勝利ノ佳例ト云、又直參衆ノ曾根内匠ハ、竹ヲ切ラズ、中ヨリ下ノ枝ヲ去リ、長キマヽニテ立テ、末葉ヲツクル、横ニ結ブ竹モコレニ同ジ、小川町ニ居ト云〇中略又聞ク、新吉原町ノ娼家ニテハ、門松ヲ内ヲ正面ニ立ルト云、是ハ客ノ不出ト云表兆ナリト、又予ガ若年ノ時、上野廣小路ノ一方ハ、大抵買女衆ニ

テ、所謂私窩ナリ、此戸外ニモ皆内向キニ立タリ、其前道ハ登山ノ閣老、參政、大目付、御目付ナド往還アルニ、私窩ノ業ヲ押晴テ、目立ツヤウニセシハ、イカナルコトニヤ、ソノ邊寛政中ヨリ業ヲ改メテ、尋常ノ商家トナレリ、

〔青標紙三編〕一正月の門松かざり拜領之家は、安藤對馬守と松平九郎右衞門なり、

〔甲子夜話七〕前ニ安藤侯ノ門松ハ、故事アツテ官ヨリ立ラルヽコトヲ云ヘリ、後此事ヲ聞クニ、或年ノ除夕ニ、神君〇德川家康安藤ノ先某ト棊ニ對シ、屢々負タマヒ、又一局ヲ命ゼラル、某曰、今宵ハ歳盡ナリ、小臣明旦ノ門松ヲ設ケントス、棊クハ暇ヲ給ハラント、神君曰門松ハ吏ヲ遣テ立ベシ、掛念スルコト勿レ、因テ又一局ヲ對セラレテ、神君遂ニ勝ヲ得玉シト、自是シテ依例官吏來テ門松ヲ立ツトナリ、又今安藤侯ノ門松ヲ立ルトキ、御徒士目付其餘ノ小吏來ル、其勞ヲ謝スルニ、古例ノマヽナリトテ、銅ノ爛鍋ニテ酒ヲ出シ、肴ハ燒味噌一種ナリ、コレ當年質素ノ風想ヒ料ルベシ、

〔東都歳事記一正月〕二日　吉原遊女年禮(中略)此里の門松は、各家の方を向けて立るをもてならはしとせり、

〔攝津名所圖會七武庫郡〕大國主西神社西宮市庭町にあり〇中略　當所の生土神にして、毎歳正月十日は居籠祭とて、九日の夜には、此御神廣田社へ臨幸まします、神像の惡きにより、人目をはづかはしくおもひ給ふ諺ありて、市中の民家こと〳〵く門戸をかたく閉、筵簾など垂て、門松を逆に立けり、

〔新編相模國風土記稿三十足柄下〕底倉村〇中略　正月門戸ニ樒ヲ立、松飾ノ代トス、〇中略

大平臺村〇中略　當村モ正月、門戸ニ樒ヲタテリ、

〔松の落葉四〕門松　かどに松をたつるは、千年のものなるからに、年のはじめのいはひのこゝろばへ、かつはかざりにとてすること、たれもおもふなれど、さやうにてはあらじ、年のはじめはことさらに、神をまつるとてするにこそ、しかおもふよしは、一とせ江戸よりかへるさに、小田原の里にて年くれて、はこね山をむ月ついたちの日にこえしに、此山里にては、しきみの木を門ごと

にたてわたして、しめ縄ひきはへ、ゆふしでかけて、いとかう〴〵しくしなしたり、又しきみと松とまじへさしはやしたるところもあり、これを見てしりぬ、松をたつるも、ひもろぎとなし、神をまつるになん、萬葉集の歌に、にはなかのあすはの神に小柴さしわれはいははんかへりくまでに、といへるをもおもひあはすべし、さてむかしさかきとて、神わざに用ひし木はしきみにて、豊受宮にては、これを花さかきといふよし、故荒木田久老神主のいひしも、こゝによくかなへり、

〔妙法寺記上〕文明八丙申門松二度立ル也、

不立門松

〔故實拾要九〕不ㇾ飾二門松一

是禁中幷堂上諸家中、トモニ正月門ニ松ヲ不ㇾ飾也、於二諸家中一ハ注連ヲ引也、於二禁中一ハ猶不ㇾ引ㇾ之也、注連トハ縄ニ紙ヲ切垂也、於二俗家一正月門ニ松ヲ飾ル事、其謂レヲ不ㇾ知也、

〔藏玉和謌集春〕初代草　門松正月二日大内に植松なり、門松の事なり、

年貞記
大内やもゝ敷山のはつ代草いくとせ人にふ〇ふ、一本作ㇾなれてたつらん

〔甲子夜話四〕佐竹侯ニハ門松ナシ、是モ何カ困厄ノ後、勝利ノ例ト云、御旗本衆ノ岡田氏モ門松ナシ、其故事ハ未ダ聞ズ、コレハ織田家家老ノ家ナレバ、古キワケモアルナルベシ、

〔甲子夜話五〕嚮ニ門松ノコトヲ云タリ、後聞ク大坂ハ門松ナシ、町家ハシメ縄ヲ戸口ニ張ルナリ、因テ七草迄ノ間ヲ松ノ内トハ云ハデ、シ。メ。ノ。内ト云フ、又松ヲ飾ルモ、小枝ヲ戸口ノ柱ニ、釘ニテ打ツケ置クバカリト云、

〔立てぬ松〕天保十一年十一月十九日、光格天皇崩御まし〳〵ければ、京中畏りつゝしみて、聲高にものいふ人もなし、〇中略春を迎ふる心がまへは、かつても聞えず、門松しめ飾も、誰かは思ひよらむ、かゝる折にも武家とあるあたりは、正月の設、大方平年にことならず、定まりて出入るものどもゝ、互に新春の祝言をいふめるは、都のうちにも、唐天竺の人の交り住たらむやうに、見なさる

るを、さすがにいぶかしみ思へる人々も、少からぬ中に、薩摩の御館の預山田清安、獨畏りに堪へず、殿の京におはしまさば、いかでかさる手ぶりには變はりたまはむ、○中略せめては觸穢の日數過してこそ、年並の春にも逢はめと、男々しく思定められたるを、土佐の御館の預なる柴田勝世、おなじ心には競進みて、かのいぶかり漂はれし人々にも、この思取れるやうども傳へられしかば、其變らひある九ヶ所の御館は、一例に事定まりて、門松もしめ縄もなく、歳暮年始の行ひもすべて省かれたれば、實に亮闇のとしのさまは、かくすべくぞ見えたりし、

○按ズルニ、此時門飾有無ノ議アリ、又慶應二年、孝明天皇崩御ノ時、松飾取拂ヒヲ命ゼシ事ハ、禮式部服紀篇喪中雜制ノ條下ニ載ス、

## 撤門松

〔日本歳時記 二 正月〕十四日、門松注連縄を去、

〔増補江戸年中行事 正月〕六日　門松おさめる

〔東都歳事記 一 正月〕六日　今夕門松を取納む 承應の頃までは、十五日に納めしとなり、

〔享保集成絲綸錄 四十九〕寛文九酉年正月

一如跡々其町々之松かざり、明七日ニ取可申候、○中略

正月

〔嬉遊笑覽 十二 草木〕正月の松かざり、むかしは久しく立置たり、寛文二年寅正月六日町觸に、松かざり明七日朝取可申事、其後もなほやまざりしと見えて、寛文十年戌正月、又おなじ法度の觸ありて、來年よりは相觸申間敷候間、毎年左樣相心得可申候と見えたり、昔日の人情今より見れば、雅なきやうなれど、久習一旦にはうせがたきこと多し、武家には久しく立おくもあれど、大かたは門飾を取て、其跡に松の木梢を折て插おく、この故なり、明曆元年乙未十二月廿二日、正月の松かざり十五日前は、此方より一左右次第取可申事と見ゆ、上總姉がさきの俗、正月門戸ニ榊椎などを

立て松を用ひず、又三日松をたき木とせず、姉がさき明神雄神遠遊して歸らず、まつはつらきと怨み給ひしより、松を神の忌せ給ふとてなむ、

〔守貞漫稿二十六〕正月十五日、十六日、俗ニ小正月ト云、〇中略京坂トモニ、十五日ニ門松注連繩ヲ取除ク也、江戸モ昔ハ今日ナリ、大坂ハ門松注連繩ノ類ヲ、諸所川岸等ニ集メ積テ、十六日ノ曉前ニ焚之テ、左義長ノ義ヲ表ス、焚之ヲ坂俗ハトンドト云也、　十四五日頃ニハ、小戸貧民ノ男童等、藁筵ノ兩邊ニ竹ヲツケ、四人ニテ擔之、坊間諸戸ヲ廻テ、門松繩等ヲ乞フ也、多ク集ムヲ功トシ、少キヲ耻トス、年來ノ習風ニテ、何レノ時ヨリ如此歟、彼童等乞之詞、オエサン、ダナサン、シメナワクダンセ、トンドヘアゲル、ト同音ニ呼ビ巡ル、御家ハ人ノ妻、御家樣、旦那樣、シメナワ被下、頓度ニ上ルト云也、トンド字失念ス、又彼童等、十五日ニ至レバ、得之コト鮮キヲ愁トシ、九、十日頃ヨリ、或ハ强テ乞之、或ハ夜中ニ忍テ取之、故ニ官ヨリモ禁之、又坊長ヨリモ下ノ如ク、木戸其他ニモ張紙セリ、

御法度
門松注連繩猥に取はづすべからず

貪之ト雖ドモ、唯多キヲ功トシ與ズルノミ、錢等ヲ添加ニ非ズ、

〔諸國圖會年中行事大成正月一〕十四日歲越　今日より、元日建る所の松竹注連飾を取拂ひ、明朝の小豆粥をたき、又爆竹に燒く、〇中略また削かけをさす、

〔東都歲事記正月一〕十四日　家々注連を取拂ひ、軒端門口等へ削掛を下る、削かけは、廿日より前に收む、世俗廿日の風にあふを忌む、

〔守貞漫稿二十六〕正月十五日〇中略　同日江戸武邸門ノ兩柱ニ、割薪ニ圖ノ如ク〇圖略墨ヲヒキ建

ル也、名號テミカマ木ト云、御竈木也、閏月アル年ハ墨ヲ十三引ク也、江戸モ御竈木ハ武家ノミ、右ノ削リカケ、及ビ御竈木、京坂モ官家武家ニハ行之歟、民家ニ不設之ナリ、

〔大江俊矩公私雜日記〕寛政十年正月十四日己卯、今日飾をろし也、如例、

注連飾

〔改正月令博物筌 正月〕注連飾 飾縄、かざりわら、しりくめなはといふ、土佐日記に出たり、注連なわなひくは、不浄をはらふ心なり、神社には常にしめなわひくゆへ、しめとばかりは季にならず、かざる心なり用ゆれば、正月の季なり、

〔秇苑日渉 六〕民間歳節上 元日〇正月 至十四日、懸藁索於戸上、索以稻秸爲之、毎寸出其端尺餘、下垂如條、插譲葉及穗長草于其間、謂之司命索、譲葉登楠之類、登軒先生以爲交譲木、未詳當否、穗長草或以爲橘注草、相似差異、 晉書禮志曰、歳旦設葦茭桃梗、磔雞於宮及百寺之門、以禳惡氣、 荊楚歳時記曰、正月帖畫鷄戸上、懸葦索於其上、插桃符其傍、百鬼畏之、括地圖曰、桃都山有大桃樹、盤屈三千里、上有金雞、日照則鳴、下有二神、一名鬱、一名壘、幷執葦索以伺不祥之鬼、得則殺之、應劭風俗通曰、黄帝書稱、上古之時、兄弟二人曰荼與鬱、住度朔山上桃樹下、簡百鬼、鬼妄搰人、援以葦索、執以食虎、於是縣官以臘除夕飾桃人、垂葦索、虎畫於門、效前事也、潛確類書曰、按通典、夏后氏金行、初作葦茭、殷人水德易以螺首、謹其閉塞、使如螺也、周人木德以桃爲梗、言氣相更也、今人歳除插芝蔴稭于門、是葦茭之遺、螺門言氣所交也、銅環獸面一名椒圖、桃梗今之桃符、熙朝樂事曰、正月朔日、插芝麻梗於簷頭、謂之節節高、事言要玄引裴玄新語曰、五月五日、織麥類懸于門、以示農工成也、類音涓麥莖也、

年男

〔増山の井〕年男 俳

〔續山の井 春〕年男

年男今朝きて春や立田彦　伊藤如春

〔改正月令博物筌 正月〕年男 年越の豆をまくより、正月の儀式をつとむる人を云、又其年の十二支にあたりたるもいふなり、俳、もらひ者の袴をかしや年男、彈流、

〔改正月令博物筌 十二月〕節分 中略〇豆打(中略)豆をうつものは、來る年の支に當る者つとむ、是を年男といふ、

〔華實年浪草 正月上一〕年男 年男ハ其家々人ヲ撰テ定レ之、先舊年煤拂ノ竹ヲ以テ拂ハシメ、除夜追儺ノ豆ヲ撒シムル事、各當年ノ惠方ヨリ初ム、是年男ノ役トスル處、都來猶家々ノ嘉例ニ勿論ニヤ、

〔今川大草紙〕躾式法の事

一御年男きん〇勤ずる事、元三にいかにも早天に出しをして、先御やうじ二ッ奉りてよし、長さは六寸たるべし、是を一づゝかんなけに置てゑんずべき也、其後ゑやうじなどを明て、御座敷をきよめべき也、すみをも置べし、御てうづも御年男の役也、若水をいつもの御手水のかんにわかして參らせべき也、はんぞうたらいの中にゆづり葉を置べし、ゑだを下にゆづりはを上に、扨あをめなる石のちひさきを三ッ金輪に置べし、十五日迄は、何事も御いはひ事は、御年男の役也、節分の夜の鬼の大豆をも御年男きんずる也、

〔梅窻筆記 下〕年男ト云コト、南都春日社記、應永卅五年戊申正月日社頭之諸日記、若宮常住神殿守春雄 一應永卅五年正月一日曉、御奉行祐富殿、年男下番神殿守宗時ノ代官宗繁、一面一瓶持參ス、時ニ神主殿ヨリ鏡一面ツミクダモノニテ御酒三獻祝了、但下部ニハ小餅一前給ナリトアリ、

〔續百一錄〕延享三年正月六日、七日、八日之内、〇中略一年男 江島目貳百文、扇子三本入、

〔柳菴隨筆 七〕年男　役人系圖　御年男酒井雅樂頭忠清此前不レ知　貞享元年十二月九日、御年男御祝御規式役大久保加賀守忠朝、　元祿十一年十二月五日、御年男阿部豐後守正武、　寶永元年十二月九日、御年男土屋相摸守政直、　寶永六年十一月十八日、御年男小笠原佐渡守長重、　寶永七年十二月四日、土屋相摸守政直、　享保三年十二月朔日、井上河内守正岑、　同七年十二月九日、戸田山城守忠眞、　同十四年十二月朔日、水野和泉守忠之、　同十五年十二月朔日、松平左近將監乘邑、　延享二年閏十二月朔日、酒井雅樂頭忠知、　寬延二年十二月朔日、堀田相摸守正亮、　寶曆十二年十一月十一日、酒井左衞門尉忠寄、　明和元年十二月十五日、松平右近將監武元、　安永八年十

二月朔日、松平右京大夫輝高、　天明元年十二月朔日、松平河內守康福、　天明八年十二月朔日、牧野越中守定長、　寬政二年十二月十一日、鳥井丹波守忠意、　寬政五年十二月七日、本多彈正大弼忠籌、　寬政十年十二月七日、太田備中守資愛、　享和元年十二月三日、安藤對馬守信成、　享和二年十二月三日、戶田采女正氏敎、　文化三年十二月五日、土井大炊頭利厚、　文政五年十二月三日、水野出羽守忠成、

御留守居御奧の煤納、御年男被仰付候者、　寬永十七年十二月二十日、酒井紀伊守忠吉初て被仰付、（此忠吉は、酒井備後守忠利次男にて、忠勝少將の弟、當時酒井紀伊守家七千石なり、）　寬文二年十二月二十六日、本多美作守忠相被仰付、　同十年九月十二日御免　そののち貞享元年十二月二十六日、奧方御規式役杉浦內藏允（御留守居）被仰付、　寶永五年十二月朔日、大久保淡路守敎福に御年男被仰付候以來之通之由、

○按ズルニ、年男ノ事ハ、節分篇、歲暮篇ニモ散見セリ、宜シク參看スベシ、

千秋萬歲名稱

〔書言字考節用集　四人倫〕萬歲（マンザイ）（正月賀曰千秋萬歲、今按、男踏歌之遺風乎、）

〔倭訓栞　中編十二〕せんずまんざい　千秋萬歲の義、正月禁中に大黑まゐる也、踏歌を釋日本紀に萬歲樂也といへる是也、唐禮樂志に、皇帝受群臣朝賀云々、臣等謹上千秋萬歲壽と見ゆ、

〔古今著聞集　十六興言利口〕知足院殿大とのとておはしましける侍を御かんどう有けるには、千。秋。萬。歲。をもちてはやさせて、其侍をまはせられけり、さる御かんだうやはあるべき、

〔續古事談　五諸道〕大饗ノ鷹飼ハ中門ヲトホリテ、幔門ノ本ニテタカハスウルナリ、ソレニ東三條ハ中門ヨリ幔門ノモトマデハルカニトホシ、下毛野公久トイフタカヾヒ、西ノ中門ヨリタカモスヱデアユミ入タリケルヲ、上達部ノ座ヨリアラハニミエケルニ、錦ノボウシキタルモノ、手ヲムナシクシテアユミキケレバ、人々千。秋。萬。歲。ノイルハ、何事ゾトワラヒケリ、ソノノチ中門ノトニテタカヲスヱテエル也、

千。秋。萬。歲。法。師。

〔三十二番職人歌合〕一番　花　左持

春の庭に千秋萬歲いはふより花の木のねはさしさかへなむ〇中略

左歌千秋萬歲の態作は、毎年正月の佳曲なれば、諸職諸道の最初にいでゝ、歌合の一番にすゝめり、まことに花木の春にあひて、さしさかへなん根元をいはへるは、あら興がりときこゆる、〇下略

〔臥雲日件錄〕文安四年正月二日、一種乞食、革歲首到人家歌祝言、世號之千秋萬歲、前后相逐來、各與百錢、出一緡以草鞋錢普例也、予(僧周鳳)曰、出一緡則不辭之、分而與則非予所好、住官寺官院者問分而與、

〔晴豐記〕天正十年正月四日、今日せ。ん。す。う。ま。ん。ざ。い。にしこう不申候、

〔貞丈雜記二人品〕一萬歲とて、ゑぼし素襖著て、年の始に人の家に來りて、祝事をうたふ者、古よりあり、足利殿の營中には、正月七日參りし也、年中恒例記に、正月七日の部に云、千秋萬歲參ル〇中略いにしへは千秋萬歲といひけるを、後世は略して萬歲とばかり云也、萬歲のうたひ物の詞に、千秋萬歲といふ事ありし故、如此名付たりとぞ、昔は三河國より出たると也、今は三河、尾張、遠江の三ケ國より出る也、土御門殿公家也、陰陽師の頭也、より官位を申受る由也、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕萬歲はもと千秋萬歲といふ〇中略その唄諸處にて異なりとなむ、其內上がた小歌、絲の時雨などに萬歲あり、是は木造めけることは絶てなく、むねと商人の事をいへるは、ことにいやしき萬歲になむ、その唱歌に、やしよめ〳〵京の町の、やしよめうつたるものなに〳〵、大鯛、小だひ、ぶりの大うを、あはび、さゞえ、はまぐりこ〳〵云々、そこを打過そばたなみたれば、きんらん、どんす云々、此小歌、大廡、松の葉などにも載せざるは、いと近く小歌には作りたる歟、されど萬歲がかゝることをうたへるは、久しきことゝ見えて、寬永の發句帳に、萬歲樂まづうりぞめや京の町、西武が獨吟百韻に、六百は堺の町のとりやりに蛤こんと賣やすみよし、自注に、萬歲樂に百

なら御ざれ、はしたものは賣ぬ物、蛤こんとうたふなり、住吉は濱ぐりのえんにいふなりと有り、昔も下ざまの家に行ては、唱歌も相應にうたひしなるべし、○中略或人語りけるは、周防山口に覺定と云ものあり、每歲元旦に國主の城門に參る、此時門を開くを嘉禮とし、それより諸人出入す、祝詞を唱ふること、千秋萬歲に似たれどもやうかはれり、其服水干に烏かぶとを著る、士庶の家に至りて、此ことをなすといへり、これ萬歲の古風殘りたるなり、覺定といへるは、そのかみさる名の千秋萬歲法師にてありしを、其をつぎたるものなるべし、

〔本朝世事談綺 四〕萬歲　六十六代一條院の朝、長德のころ、大江定基參河守に任てければ、その國の民ども、每としのはじめに來り、千歲樂、萬歲樂と舞かなでけり、定基は佛乘に歸して、横川の源信僧都に法を受て、一向釋氏の學びにふかゝりければ、佛敎傳來の因緣を述て、刈谷の鄕の庄司吉郎大夫といふものにあたへて、年の旦に舞せけり、是萬歲のはじめ、今以三河の國より來る、

〔著作堂一夕話 二〕りうどうだ並せんず萬歲　眞葛原五卯子の話に、せんず萬歲は千秋萬歲なり、秋をずとよむべし、千壽にはあらず、このもの木造の日にまゐれるは私例なり、猿舞は恒例也といへり、千秋萬歲、くはしくは千秋萬歲法師といふべし、大和國窪田、箸尾の兩村より出、復大和の外にもありけるにや、岷江入楚にも見ゆ、三河萬歲は是又別派なり、唱歌は大江定基の作なりとぞ、

〔閑田耕筆 二〕千秋萬歲は大和より出る者一種類也、萬歲村有とぞ、河内、三河などより出るも其類歟、京都にては陰陽家の人小泉より出、これは禁裏、仙洞、后宮など計へ參りて、世にあまねくはしらず、壽詞五段頗古雅にて、大鼓一調をもてはやすとなん、彼大和の者はあまねく民間をもめぐり、舞ぶり詞がらもやゝくだりてけぢかく十餘段小鼓もてはやすさま世にしるごとし、因にいふ、彼唱歌にとくわかに御萬歲といふ詞、何ごとゝも知がたきを、或人いふ、とこ若にて、とことは

に若きのいひ也と、又やゑよめ〱京の町のやゑよめといふこと有、これもやさめにて、艶しきめといへる也、京の町のと重ねたるにてゑるべしとなん、

〔賤者考〕大和國より出る千秋萬歳、略○中三河國、尾張國知多郡よりも同く出づ、

〔張州府志二十九智多郡〕院内人在藪村、世稱陰陽師、受土御門家許可、以卜筮祈禱爲業、其先出自三河院内村、故名院内、雖居村里、不與民爲伍、其種族甚衆、又有万歳者、春初扮成著烏帽、唱祝辭、餬口、是其一種人也、隣邑貧民亦爲之、

〔三養雜記一〕萬歳略○中今來る萬歳を、江戸にては參河萬歳とおぼえたれど、遠江相摸よりも來るなり、關西へは、尾張大和よりいづるなり、張州府志に、無住國師所作樂稱萬歳樂、使小奴德若謳之以爲賀正、至今春初稱萬歳者師之遺愛也とあり、無住國師道跡考にいへるも、同じおもむきなり、尾張萬歳の唱歌は、無住國師の作のよしにて、今傳ふるもの五章あり、

〔尾陽雜記三〕木賀崎長母寺略○中一萬歳といひて今世に有、いんなひともいへり、其根元をたづぬるに、長母寺の領、むかしは方々に有て、此あたり味鏡といふ村をはじめ、知多郡木田大高の邊に至迄、所々寺領すとなん、然るに味鏡に、一人の鄙賤有けり、世に過わびて、ある年のくれに無住にまいりてなげきければ、あはれみて佛法のはじめを目出度作りて、年の初メにいひめぐりて、物もらひてよすがにせよと、教たまひしなり、略○中其外あやしきうらかたをも、かのもの丶世すぎの爲に、つたへおしへたまふとかや、その末々はびこりて、大高の邊はさらなり、今は他國迄此萬歳トいんなひ云の事多くなれり、剩となへうしなひて、あらぬかたこと共申侍るとなん、

〔尾張名所圖會前編六知多郡〕万歳藪村に、森福大夫、松福大夫、米福大夫、知木屋村に、上羽大夫等の數人ありて、三河院内万歳の同流なり、抑人皇八十九代亀山院の御宇、同國山田郡木ヶ崎長母寺の開山、無住國師のおはせし時、其寺領たりし味鋺村に有助といへる者、其身貧しければ、年の初に家々に來り、福が來るの、寶が滿のとうたひ舞などして物乞ひあるきぬ、國師これをあはれみ、本朝に佛法の弘まりし事なんどをまじへて、壽き祝ふべしとて、自ら頌歌を作りあたへらる、然るに知多郡寺本村も、富山の領地なれば、相百姓ゆゑ、是を傳習しけるが、後世公事起りて、味鋺万歳は府下へ來らず、只其地頭計りへ、今も來りて舞ふとなん、知多の万歳は、今府下一般なる舞ひあるければ、知多郡万歳とのみ通稱す、すべて五万歳とて、唱歌五通りあれど

參朝廷

も、辭長ければ
こゝに洩しつ、

〔守貞漫稿 二十六〕萬歲、千秋萬歲ノ上略也、○中略 京坂等ニ出ル者ハ、大和州窪田箸尾ノ二村ノ農夫也、萬歲三都ニ出ル者、トモニ正ヲ大夫、副ヲ才藏ト云、大和萬歲ノ扮、大夫ハ侍烏帽子ニ、萌木染木綿ノ素袍ニ、輪中ニ橘ノ記號ヲ白ク染出シ、腰邊藍色ノ所ニ、徑リ二寸許ノ菊桐ノ記號アリ、袴同色同紋也、各一刀ヲ佩ク、才藏無定扮、蓋藍木綿長囊ヲ肩ニシテ、所得米錢ヲ納ム、大夫ノ袴モ平袴ヲ用ヒズ、カルサン或ハタチツケ袴ヲ用ユ、　江戸ニ來ル者ハ、參河ヲ第一トス、故ニ專ラ三河萬歲ト唱ス而テ遠江等モアリ、尾張ニモ萬歲アリ、他國ニハ不出歟、江戸ニ來ル萬歲ノ扮、大夫ハ折烏帽子ニ麻布ノ素襖ヲ着シ、大小二刀ヲ帶ル、素襖色無定、紺ヲ專トシ、記號亦無定、袴或ハクヽリ袴、又ハ常ノ袴ヲモ着ス者アリ、侍烏帽子ヲ不用コトハ、幕府無官ノ士着之、步行ニテ登城ス、故ニ與之混ゼザル爲也、才藏ハ侍烏帽子ニ素襖ヲ着シテ無袴也、或ハ無素襖、是亦米袋ヲ携フ、此才藏多ハ總州ノ夫、年末江戸日本橋四日市ト云所ニ集ル、大夫擇之テ雇フ、是ヲ才藏市ト云、昔ハ大門通ニテ行之由、或人ノ話也、○中略 江戸ニ來ル萬歲ノ才藏ト云モノ、昔ハ下總アビコ村ノ農夫多シ、近年ハアビコノ者モアリ、或ハ大夫自國ヨリ伴ヒ來ルモアリ、○中略 三河ハ院內村ト云ニ住ス、此一村ニハ他村婚ヲ結バズ、小坂井ニツヾク、故ニ小坂井トモ云、

〔後水尾院當時年中行事 上 正月〕四日、○中略 舊院のはじめ後陽成院の比迄は、今日千秋萬歲參れど、正親町院御事の後は、御忌月なれば參らず、されば舊院御代の間中絕によりて、彼者の子孫共のゆくへをしらずなり行く、今はまゐらず、　五日、○中略 今日は櫻町の千秋萬歲參る、淸涼殿の西面に御座をかまへて御覽あり、三さかなにて一獻まゐる、女中とほりて後、議定所にて、內々の男衆御とほしあり、勾當酌にて伊豫さかな也、舊院の宮內卿かたりしは、もとは四日に參る、千秋萬歲はけふのごとく淸涼殿の西面にて御覽あり、五日のは、南方のあさかれひにて御覽あり、男衆も南

の妻戸より參りて、御通もありしとかや、されど此比は、五日のみ參れば、便宜の所なるによりて、西面にて御覽あり、

〔禁中年中行事正月〕五日　千壽萬歳　於東庭唱門師勤之　猿舞　同所ニテ在之　清涼殿出御、女中幷内々公家衆御盃被下、

〔禁中恒例年中行事正月〕五日　千秋萬歳　是は清涼殿の西面に簾中出御、萬歳を御覽なり、公卿は西の廣椽、殿上人は取合の落椽に候す、西の御庭(東の御庭といふ)にて萬歳舞畢て退き、猿廻し出、猿を廻し、果て入御なり、萬歳は小泉豐後とて、土御門家支配の陰陽師萬歳役なり、京住也、猿廻しは町家のものにて、御所にては瀧井兵庫といふ、猿廻し役にて京住なり、雜人拜見をも入るゝなり、

〔光臺一覽一〕五日(○正月)は千壽萬歳の猿廻しに、御所の庭にて勤之、

〔故實拾要三〕同日(○正月五日)千壽萬歳幷猿舞　是清涼殿ノ於西庭此義アリ

〔諸國圖會年中行事大成一正月〕五日、千壽萬歳、今日東の御庭に來り早歌唱ふ、次に猿舞あり、萬歳は大和國窪田、箸尾兩村より出る兩流あり、窪田大夫、箸尾大夫と云、左部右部に准じて稱す、今日東の御庭に於て萬歳あり、次に猿舞猿を牽き歌を唱ふ、これに合して猿幣を持て、御庭に舞ふ、或説云、千壽とは、猿舞の事なりと云々、其是非を玄らす、京師に猿を舞すもの六人あり、此外みだりに猿をつかふことを免さす、又伏見に六人あり、千壽萬歳は萬歳樂にて、踏歌節會を擬ぶと云々、

〔一話一言四十五〕禁裏萬歳之御式　此時所司代より警固出役無御座候、又諸人の拜見も不相成候故に、於彼地も誰も存じ不申候、珍敷物にて御座候、尤此書面とても、あらましに御座候、　京都住　萬歳　小泉豐後　毎正月四日、紫宸殿御庭にて舞申候、裝束は三位烏帽子(此烏帽子、古へ上より給はりし由申傳候、)大紋著(但下は半袴の如く裾短也、大紋萌黄色ノ薄キ樣ナルモノヽ、ヨシ、紋所丸ノ内ニ篦輪頭ヲ附ル、)服は紅の兩面の小袖、(尤無紋)下に白無

垢を著、小サ刀を帶す、舞時は兩人共に脱劒也、歳若は萬歳烏帽子素襖著、但下は半袴の如く裾短也、素襖花色、肩に模樣有、紋所無レ之、緘熨斗目紋は丸の内に從輪頭を附、則小泉氏の紋所也と云、を著、刀脇指を帶す、扨鞨鼓中啓を持、但豐後、獨鼓を手に持、手にて打レ之、歳若は何も不レ持して舞、地也、唄ひ物は委敷は存不レ申候、三番叟の舞の翁の舞に似よりしが、始めには、トウ〱タラリ〱ラフ、其次に壹本の柱より十貳本の柱と申、神々の御名を申終て、德若に御萬歳と枝も榮へ益シマス、愛敬ありける新玉の年立開カヘル日の朝夕より水も若やぎ、木も芽も吹榮へけるは、誠に目出度候へける、　北面の武士大紋長袴にて、御階の左りに有て、附小サ刀ヲ帶シ、床几ヲ用ユ、勇みませいと大音にて申　其後のうたひ候は、空穗猿の猿の舞にうたひ申候に似よりし樣に存候、又太子御誕生の事などあり、其跡は年々替り候事に承候、舞終候と、五位殿上人中啓を持參にて、御階御階十二段有六段目にて、北面へ御渡し、北面より豐後へ被レ下候、弓場殿此所土間故、座を敷、弓場殿ハ日華門ノ邊ニアリ、にて休息仕、御料理御酒、御鏡餅頂戴仕、勘解由使青銅貳拾貫文、米壹石持參にて、中啓と取替に相成申候、　中宮樣へ參り候節、御庭にて舞始り候と、女孺と見へて、白小袖に緋の袴を著、檜扇にて顏をかくし、御階の上に立て、いさみませいと大音にて候と、御翠簾の内大勢の女中の聲にて笑ひ候事、御庭迄聞へ、女孺も早くかけこみ申候、　頂戴物は御翠簾の内より、段々紙に包し鳥目、其外色々の物なげ出し頂戴仕候、其内に金壹分五ッ、五色の糸にて能々からみ候が壹ッ御座候、是は中宮樣より賜はり候歟、其外院の御所方、右之通に御座候、　宮方公家方は、御召御座候得者參り申候、御召これなきはまいり不レ申候、附、素足にて草履ははき候事　抑萬歳の濫觴者、神武帝の御字、大和國橿原郡におゐて、音頭を取し者のよし也、數代の後絶家す、其後同州小泉村の者へ勅有てより以來、其事を勤む、元來名も無き者ゆへに、唯千秋萬歳と申す名に稱し來り候、然者いつのころよりといふ事を玄らず、また小泉豐後と申こともも古き事なり、清明は同所の生れにして、豐後方にては血筋のやうに申せども、安家今の土御門家なりにては別家の樣に仰せられ候、今に出入は仕

參幕府

民間萬歳

候、　右は或人の覺し趣きを書付侍りしとておこせるをこゝに主るす、また豐後かたには、いろいろ六ヶ敷譯も有之候也、　因に云、萬歳の唄ふ節は、幸若の唄ひ候ふしに、により候者のよし也、又能の狂言の空穗猿の猿の舞候時、うたひ候歌のふしにも似よりし物のよしなり、尤時代は萬歳の方古く、幸若その後のもの也とぞ、

〔明月記〕元仁二年正月三日、臨昏千壽萬歳來、

〔看聞日記〕應永二十五年正月四日、千壽万歳參祝言申、賜酒肴如例、

〔御湯殿の上の日記〕明應七年正月七日、北ばたけ御千じゆ万ざい申、

〔時慶卿記〕慶長九年正月五日、女院御所より、明日可致伺候旨有御觸、千秋萬歳如去年參儀也、六日、御番初也、參勤、又女院御所千ス萬歳、如例年參上候、御振廻少納言局ニテ在之、其後御前ニテ謡アリ、御盃兩度參、八條殿御參也、外様ニハ阿野ト兩人計也、內々不參ハ、萬里少路、伯、所勞藤宰相同御トヲリ兩度及沈醉退出、

〔百一錄〕延寶二年正月五日、千秋萬歳猿等如例、

〔大江俊矩公私雜日記〕寬政十年正月十四日己卯、千秋萬歳也、（去五日依雨延引）　十二年正月五日戊午、千秋萬歳、卯半刻俊幹、予兩人參勤、（依仙洞御幸期限被急也）　巳半刻計出御、參臺殿萬歳猿舞如例、（不雨之間舞畢、不及笠之儀、）御通伯三位、定業朝臣、宗德朝臣、大江俊幹、予等出座、時宜如例、事訖、午刻過兩人退出了、

〔年中恒例記〕正月七日　千秋萬歳參、出於松庭被舞之、御太刀持被下之、同朋遣之、御供衆少々調候、先々は十二五郎參也、但長祿年中に、十二五郎は十一日參也、是は伊勢肥前守盛富說也、十二五郎は申樂の由、因幡守說同之、

〔人倫訓蒙圖彙七〕萬歳樂　年の初めでたきためしをいはへば、萬歳樂とは聞えし事也、此流諸國にあり、京に出るは大和より出る、中國は美濃より出る、東へは三河より出るなり、聖德太子の時

よりあるよし、太子よりゑぼしゑやうぞくをくだし給ふと也、中比とりうしないしに、又白河院の御代にことぶき仕候てより萬歳、

〔鹽尻八十三〕正月萬歳とて、素袍ゑぼしすがたにて、祝詞を唱へ侍るは、尾州春日井郡守山村地之內、木ケ崎長母寺禪僧に、開山無住といふ人、其詞を作りて、同國愛知郡印內村の民に敎しとかや、其詞は屋舍營造の事、其故にや、朝廷正月五日、東庭の千壽萬壽は、新始の次に、之を催す事流例なり、

〔諸國圖會年中行事大成一正月〕五日、千秋萬歳、○中略　今日京兆尹の御庭にも來てつとむ、京都の町々をも廻る、其體烏帽子素襖を著すもの、二人或は三四人、扇を開き祝語を唱ひ、內一人は鼓をうつてこれを和し、若夷誕生の體を舞ふ、京都に來るものを大和萬歳といふ、又參河國に一派あり、三河萬歳と稱す、或說に云、大江定基博識宏才にして、佛道にも疎からず、正月の祝も目出度事はふりたりとて、我領分の百姓に敎へ、佛法東漸の歌を唱はせ、春の始より世累を忘るゝ媒とすと云々、又美濃尾張邊の一向宗多き所には、鼓をうち、親鸞聖人の傳記を唱ひ來る、是は津島萬歳とて、尾州津島より出る、又九州邊の萬歳も、其體大和萬歳に等しくして、家別に來らず、但往還道を步行て祝語を唱ふ、家々の門口に、舊年刈收る稻一鎌を出し置くをとりて歸る、これを嗣わかしといふ、又江戶にては幸藏と云へる者從ひて戲言をなす、

〔一話一言十二〕池田氏筆記　一萬歳ノコト、京大坂ヘハ大和ヨリ來ル故ニ、大和萬歳ト云、尤三河萬歳トハ風俗モカハリ、ウタヒモノモ異也、和州ノ萬歳ハ大夫、才藏共ニ侍烏帽子、素袍ヤウノモノヲ著ス、所司代御城代ヘハ、七八人ヅヽ連立來ル、家中其外ヘハ兩人ヅヽ來ル、サレドモ小鼓ハ一人モツ也、

〔東都歲事記一正月〕元日　三河萬歳、今日より當月中、家々を廻る、

歳藏市

〔年中行事故實考正月一〕萬歳　是は延暦年中、京都を今の平安城に移されし時より、衣食住の三つを祝ける、其一つなりとぞ、其詞に御殿作の結構と唱ふ、是住の事をことぶくなり、中古室町殿時代は、大夫は扇を持ち、才三は鼓を持ち、兩人共に掛素袍にて、頭巾の上に士烏帽子を著、壹袴をきたり、近代正月五日、禁中御新始の後、清涼殿の南庭にて、千壽萬壽といふあり、兩人共に素襖ゑばしにて勤之、關東にては三河院内村万歳作大夫、毎年江府へ下り、正月十一日御勘定所にて萬歳を勤め金子を拜賜す、昔淺草御藏にして勤め、米拾五俵を賜けるとぞ、當國知多郡籔村森福大夫、松福大夫米福大夫といふ萬歳、加木屋村上羽大夫といふ萬歳何れも三州院内村の分流なり、先先より傳來す、春日井郡味鋺村陰陽師十六人、何れも萬歳を勤む、其内兀大夫といふ者は、先祖陰陽師石田新右衞門と云ふ者の家へ、源敬公御鷹狩の節立よらせたまひ、兀大夫と名を賜り、代々御祝儀を勤來りしが、今は中絶せり、其家代々兀大夫と稱せり、

〔千紅萬紫〕せんす萬歳の繪に　嘉辰令月吉書始、萬歳千秋男踏歌、
あら玉のとしのみはしのゑたつゝみうてやはやせやせんす萬歳

〔皇都午睡初編上〕十二月萬歳　京に京土産とも、十二月萬歳とも云物有、是は色文句ならず、唯年行事のみにて、初春の壽祝ふ松飾、表にさら〳〵新袴、モノカ大黒屋德右衞門年始の御禮、添ひ禮者の外はストントン〳〵、手鞠や拍子と諷ひ出し、ちよど三百六十豆の數、皆禮者の事こそ目出たけれと、終る迄いと興ある物なり、

〔俳諧歳時記十二月〕歳藏市　江戸日本橋の東二町ばかり四日市にあり、三河萬歳江戸に來りて、脇士の才藏を傭ふ也、この才藏は、安房上總よりいづるもの也、毎年四日市にて、その價をさだめて雇ふといふ、これを才藏市といふとぞ、

〔東都歳事記四十二月〕才藏市は當時○天保比なし、近き頃迄は下旬の夜、日本橋の南詰四日市にありて、

鳥追

三河萬歳江戸に下り、才藏を傭ふ、才藏は安房、上總、又は下總古河の邊より出る、大夫才藏の巧拙をえらび、價を定て雇ひ、正月になりて出入の家々をまはりしなり、

〔守貞漫稿二十六〕萬歳 今安政六年、近頃ハ四日市才藏市モ廢止ス、

〔人倫訓蒙圖彙七〕鳥追 千町萬町の鳥追と、みづから名乘るなり、

〔俳諧歳時記正月〕鳥追 元日より十五日に至り、田疇の鳥を追ふより起る歟、今は乞丐の婦女編笠を頂き、門々へ來り唄ふ也、

〔雍州府志八古蹟〕悲田寺〇中略 悲田院爲小兒之藥局、〇中略 其後至乞兒爲病者寓茲、藥餌之事無幾而絕、爲大人小兒乞丐之寓居、今專乞人會長居之、總謂與次郎、常造草鞋爲業而賣之、〇中略 自元日至十五日、著笠以白巾覆面、而敲手唱祝詞、倚門戸請米錢、是號敲與次郎、又稱鳥追、元民間出自追拂田疇鳥之辭者也、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕鳥追はもとより一種かゝるもの有しにあらず、千秋萬歳が士農工商の家に行、それぞれの職分に付て祝詞をうたひし、其内にて田家のためにせしものなり、今江戸の鳥追は、非人の女房娘にて、常には淨るりなどをうたひ、三絃ひきて來る故、俗に女大夫と呼、あるまじき名づけやうなり、この女共春毎に、衣服は木綿なれども、新らしきを著て、三四人ヅヽ一組となり、三絃胡弓ひきつれて、いとかしましく唄ひ來る、いつの程よりしかるにか、雍州府志悲田院の條に、〇中略 是號敲與次郎、又稱鳥追、〇中略 といひ、訓蒙圖彙にはたゝきとありて、注に鳥追と云り、何れもかくあれば、敲といふが本名と聞ゆ、其圖は二人にて掌を扇にてたゝくさまなり、江戸の鳥追とはいたく異なり、古き鳥追のうたひものを、浪速人の注したるあり、青陽唱話といふ、多田義俊が鳥追の歌は、殿うつり物語に似たりといへるによりて、其事の似かよふをしるせるよし注の內にみゆ、されど殿うつりは、この注者も予いまだみざる所、多田氏の僅に所々書置るを見るのみ

とい へり、〇下略

〔本朝世事談綺四〕鳥追　踏歌の遺風なり、相傳ふ、延文のころ、參河國に長者あり、數千町の田圃を持、土民にして土民ならず、武士にあつて武士ならず、常に貴人高位にまじはり、三槐九棘に因あつて、富て貴き人也、代々時宗をとうとみ、遊行上人を仰ぐ、一とせ正月、遊行上人此第宅に舍せり、村の土人歳首禮を長者の家になす、その中にさゝらをすりて、うたふもの數人あり、いかなる者ぞと上人の尋られしに、鳥追と云者也とぞ、蓋鳥追は長者の田圃の鳥を追ふばかりの勤にて、妻子を養ふ者ども、長者の諺を歌にうたひ、年のはじめに、ことぶきを述るなり、唄の發端に、せちよやまんぢよの鳥追と云は、千代も萬代も殿の田の鳥を追へし也、お長者のみうちへ、おとするはたれあろ、右大臣に左大臣、關白殿が鳥追、御內證へおとづるゝ人は、高位高官、扨は鳥を追ふわれわれかとなり、にしだもよせんでよ、ひがしだもんでよは、東西に八千町の田を持てる事を云り、

〔諸國圖會年中行事大成一正月〕元日　雜事、今日より正月中物もらひの輩、〇中略又一種鳥追といふものあり、少き女編笠を著し、さゝらをすり、祝詞を唄ひ、田圃の鳥を逐ふ聲に擬す、其曲章辭等古雅のものなり、

〔年中行事故實考一正月〕鳥追　是は食の事を祝ふ、五穀豐饒をことぶくなり、其詞に千町や萬町の鳥追と唱ふるは、田の事をいふなり、

〔甲子夜話三〕亡友仁正寺市橋氏云フ、至俗ノコトニテモ、人情ニ叶フコトハ、永ク傳ルモノト見ヘタリ、歲暮ニ市中ノ門々ニテ、乞兒走リナガラ、手ニ竹ヲ打テ口早ナル事ヲ言フ、節季候ト云、イツガハシキ態度アリ、春初ニ乞兒ノ女、衣服ヲ飾リ編笠キ、三線、胡弓ナド携ヘ、彈ジツゝ歌ウタフヲ、鳥追ト云、悠々トシタル容體ナリ、イカニモソノ時ノ人情ニヨク叶ヘリ、年々カハラズアル筈ナリ、

初夢
節分夜初夢

〔増山の井〕初夢、立春の朝の夢也、

〔山家集上春〕立春の朝よみける

年くれぬ春くべしとは思ひねにまさしくみえてかなふ初夢　西行上人

〔好色一代男三〕一夜の枕物ぐるひ

二日○正月は越年にて、或人鞍馬山に誘はれて、一原といふ野を行けば、厄拂の聲、夢違ひの獏の札、寶舟賣など、鰯、柊をさして鬼打豆、宵より扉をさしめて、○下略

〔浪花の風〕寶船を賣ること節分の日の事にして、正月二日に賣ことなし、節分の夜の夢を初夢となすこと、事理に叶へりと云ふべし、江戸にて正月二日夜を初夢とするは、誤なるべし、

〔嬉遊笑覧八忌諱〕初夢、○中略日次紀事、○中略この説にては除夜の夢をいへり、○中略日次紀事の説は誤れり、いつにても節分の夜のを初夢とするなり、

除夜初夢

〔改正月令博物筌正月〕初夢大晦日夜より、元日あかつきにいたるまでに見る夢也、

〔俳諧歳時記正月〕初夢、寶船敷、大晦日より元日に至るの夢を、はつ夢と稱す、

〔日本歳時記十二月七〕晦日　此夜獏の形を圖して枕に加へ侍れば、惡夢を避るとて、今の世俗にする事なり、○中略又今夜船を畫て褥の下に藉事あり、

〔近世事物考〕寶船、○中略近き頃まで終晦日にせしなり、季吟の句にも、よべは舟あすはふくわら式さ法とあり、是よべは俗にゆふべにて、昨夜は舟を枕に敷、けさは元日にて、福わらとて新敷菰を門口に敷たるをよめるなり、季吟は元祿の頃の人にて、芭蕉の師なり、されば此頃迄は、舟は晦日に敷たるなり、正月二日に成たるは、至て近き頃なり、

元日夜初夢

〔神代餘波下〕當世正月元日、朝とく寶船の繪うりありくを買て、元日の夜枕の下に敷て、初夢に吉事を見るよし也、今は二日の曉なるを心得たがへて、二日の初夢と思ふ人もあれば、二日にもう

る人あり、かふ人あり、をかしき事也、

二日夜初夢

〔水戸歳時記〕正月二日、〇中略此夜寶舟ノ畫ヲ枕ニ敷テ、其夜ノ夢ヲ見テ、其事ノ吉凶ヲ占スル事アリ、

〔貞丈雜記一下祝儀〕今時正月二日の夜、寶船の繪を枕の下に敷事あり、昔は節分の夜に、これを用ひし也、正月二日にはあらず、

〔嬉遊笑覽八忌諱〕初夢、〇中略今江戸にて元日をおきて、二日の夜とするものは其故をしらず、晦日は民間には事繁く、大かたは寐るものなし、この故に元日の夜はいたくこうじていぬめれば、さるまじなひ事などは、爺略にしたるよりの事にや、〇中略浮生が滑稽太平記に、試毫評判の條、回祿巳後爺相なる家居に越年をして、せめての祝儀にや、去年たちて家居もあらた丸太哉ト發たからの舟も浮ぶ泉水、玄札〇中略又年越の夜も敷ことあり、故に冬の季ともいひたり、然るに二ツあるものは、前するを季に用ゆ、新年をとゞむためなれば、此理近かるべしといへるもあり、されども玄札老巧たり、既に脇にする時は、如何にも春たるべしといへるも有けり、回祿巳後は萬治元年なりこれをみれば江戸にはそのかみより、元日か二日を用ひしなり、兩日定まらざりしにや、船の繪内裏より公卿に賜るは二日なりとぞ、かゝる故なるべし、

〔守貞漫稿二十六〕正月二日　今夜寶船ノ繪ヲ枕下ニシキテ寢ル也、昔ハ節分ノ夜行レ之、伊勢伊勢守、足利幕府進二上之一、將軍大引、其他小引、下ハ引合、末女ハ杉原、皆紙名也、今世禁裏ニ用ヒ玉フハ、舟ニ米俵ヲ積ムノ圖也、印板ナリ民間ニ賣ル者ハ、七福神或ハ寶盡等ヲ畫ク、寶盡、丁子、打出槌、分銅、カクレ蓑、カクレ笠等也、鍵、七寶、京坂ハ近世廢衰ス、江戸ハ今モ專ラ元日二日ノ宵ニ、小民賣レ之巡ル、寶船ノ印紙ニ、道中雙六ノ印紙ヲ兼賣ル、其詞曰、道中雙六、オタカラ〳〵、今夜ノ夢ヲ初夢ト云、故ニ吉夢ヲ見ント寶船ヲシクコト也、

寶船

〔倭訓栞中編十三〕たからぶね　寶貨を積たる船をゑがきて歌あり、回文也、全浙兵制にも載て、と

をのねぶりを十八共舟と釋せり、詠歌本紀には、長夜の眠の中に十界を流轉する事とす、此を除夜に枕の下にしく、吉夢を見てはつなぐといひ、凶夢を見てはながすといふ也、居家必要に、夢乗船吉、夢船渡主大富貴と見えたり、

〔華實年浪草十二月〕寶船、(中略)居家必用曰、夢乗船入日月吉、夢船渡主大富貴云々、節序紀原曰、節分畫船數床下者、疑原於韓退之送窮文作船歟、退之送窮文曰、正月乙丑晦、先調子、参星結柳作車、縛草爲船、載糗輿粻、牛繫軛下、引帆上檣、三揖窮鬼、而告之曰、聞子行有日矣、左賀殿、右問所塗、竊具船輿車、備載糗粻、日吉辰良、利行四方、按代辭唐人以正月下旬送窮云々、

〔文晁畫談〕寶船の事正月十六日文晁　節分の夜に内裏宿直のものに給ふ寶船の畫は、花園實久朝臣、獏。字は後陽成院宸翰にて、繪文字とも宸刻なり、(中略)寶船の板木は、萬治の火事に燒失せしを、京極殿にありしをもて飜刻せられたりしが、今つたへたる板木なり、内侍所に納めありて、節分の夜宿直のものに今も賜はれり、

〔不忍文庫畫譜〕睦月に用る寶船のゑは、いつの頃より始りぬるにや、大永のころ巽阿彌が記にみえたれば、其前よりや行はれぬらむ、いでや此一ひらは、かけまくもかしこき後水尾院、獏字を書せ給ひて、御手づから板にゑらせ玉ひしとて、今も勘使所にひめおかるとかや、是をすりうつして、年ごとのむ月二日に諸臣に賜はるによりて、年をへてやつれぬれば、いまは新にものせしを賜ふとぞ、然るにこれなむ御製作の板をすれるとみえて、いとこだいにて、かしこくともかしこし、　六十八翁源弘賢敬書

〔嬉遊笑覽八忌諱〕初夢、(中略)或人云、今内裏より堂上がたに賜る舟の獏字は、後陽成院宸翰を刻させ給ふとなり、又或説に、後小松院御夢に寶船を御覽じて、畫かせ給ふ獏字即宸翰なりとぞ、いづれとも知らざれども、後説は非なるべし、

〔年中行事故實考十二月三〕たから船　貊といふ獸の形を書し繪をも用ゆ、貊食惡夢といふ說、出所を不見、これを屛風に圖して邪氣を避といふ說は、白居易が貊屛贊に見えたり、

〔白氏長慶集三十九〕貘屏贊井序、貘讀陌、白豹也、

貘者、象鼻犀目、牛尾虎足、生南方山谷中、寢其皮辟瘟、圖其形辟邪、予舊病頭風、每寢息常以小屏衛其首、適遇畫工、偶令寫之、○下略

〔改正月令博物筌十二月〕節分○中略 貘枕貘の札、白澤といふ獸の事也と、白樂天はいへり、節分の夜、貘の圖を畫て枕とすれば、惡夢を見ず、諸の邪鬼を避る事妙也、俗に貘は夢を喰ふ獸也といふもいはれあり、（中略）五法水にて寫したる、此御像を家に所持すれば、時疫やく病うつらず、狐狸惡氣、其外諸の怪しきもの災をなす事なし、萬一怪しき事あるか、又は怪しき病人あらば、此白澤の像の前にて呪文を唱ふれば、いげん神の如し、近世は大坂吉文字屋市左衛門といへる本屋にて、五法水にて寫したる此白澤の像を賣る也、世間にある守札と違ひ、渉世錄其外諸書に出て、正しき事なり、余も此像を家にかけて、凶事の吉事となりたる事多し、依之諸人の爲こゝに記す、

○按ズルニ、貘枕ノ事ハ、器用部枕篇ニ詳ナリ、

〔槐記續編〕享保十八年三月七日ヨリ至十七日 世上年越ノ夜、寶舟トテ畫ノ上ニ、ナガキヨノトヲノネブリノ皆目サメナミノリ舟ノ音ノヨキカナト云、廻文ノ歌ハ古キコト也、倭類ノ記ノ中ニアルカト思召ノ由也、○中略後日ニ仰ラルヽハ、倭類ノ記ニハアラズ、何ヤラナリ、倭類ノ記トハシルスベカラザルノ由ヲ仰ラル、

〔嬉遊笑覽八忌諱〕初夢、○中略浮生ガ滑稽太平記に、○中略たからの舟も浮ぶ泉水、玄札 この寶舟は、種々の寶を舟に積たる處を繪にかきて、ながきよのとをのねぶりのみなめざめなみのりふねのをとのよきかな、といふ廻文の歌を書添て、元日か二日の夜敷寢に、惡き夢を川へ流す呪事なりとぞ、○中略をとは音なるべければ、おとのかななり、廻文なれば拘はらぬにや、いつの頃の歌ともいまだ定かならず、○中略また日本風土記五琴譜廻文詞とて、この歌を載たり、○中略なにを傳へて琴譜といへるか、そのかみ三弦などにて、此歌を彈たるにてもあるべし、

〔倭訓栞前編十八登〕とをのねぶり 回文の歌に見ゆ、此歌は聖德太子の、秦川勝が惡夢をけしたまふ呪歌なるよし、詠歌本紀に見え、全浙兵制にも載たれど心得がたし、

ながきよのとをのねぶりのみなめざめなみのりふねのをとのよきかな、十の眠にて十界をいふ、長夜の眠の中に十界を流轉す、みなめざめは皆目醒也といへど、をとは音なるべければおとのかな也、いかゞ、

〔日本風土記 琴譜五〕廻文詞

乃革氣搖那、多多多〇疑衍、下多字下同、和那揑不里那、密乃密索密、乃密那里不揑那、和多那搖氣革乃、

此譜倒順讀之、字語意理相同、故曰廻文、

釋音　乃革氣搖長夜、那助語、多多和那十人、揑木里那困倦、密乃密索密醒、乃密那里浪上行、不揑船、和多那響、搖氣革乃好、　切意、　十人共舟、夜長困倦、浪裏舟行、各皆醒看、

〔日次紀事十二月十二〕同夜分〇節　禁裏貼畫船於白紙而賜宮方及諸臣、地下良賤亦畫船、以敷臥榻之被底寢、今夜有吉夢則來歲得福云、若見惡夢則翌朝付是於流水、是謂流惡夢、倭俗斯船內畫種々珍寶、故稱寶船、近世是亦鋟梓、而兒童賣市中、大呼寶船々々、是又中華紙船之類乎、

〔年中行事故實考十三十二月〕たから船　舟に色々の寶をつみたる繪を枕の下に敷、よき夢を見てはつなぐといひ、惡夢を見てはながすといひてことぶく、

〔日本歲時記十七十二月〕晦日　又今夜船を畫て梅の下に藉事あり、これ韓退之の送窮文に本づけるにやといへる人もあれど、利欲に汲々たるは世俗の通患なれば、船にたからを積て、我家に入んことをこひねがひ、夢になりともその事を見まほしさに、俗人のかくはするなるべし、誠に婦人女子のたはぶれにして、丈夫たる人のすべき事にあらず、

〔改正月令博物筌十二月〕寶船紙に寶舟の繪を書て、節分の夜、人の寢る床の下に敷也、或人のいはく、寢はいれ也、我を稲として舟に積たるの心なるべし、除夜明方に人のまどろむをいれつむといふに同じ、

〔近世事物考〕寶船　當世正月二日の夜、人每に初夢とて寶舟の畫を枕に敷なり、こは古く唐にて、

年の終に舟を造りて、窮鬼を乘せて流し捨る事あり、夫が日本へうつりて、節分に舟を書きて、是へびんぼうがみをのせ捨るとて流せしなり、

〔年中恒例記〕十二月晦日　一節分夜、紙にかきたる舟繪、伊勢守進上之、女中衆同朋衆迄取調申之、

〔澤巽阿彌覺書〕貞孝之御調進節分御舟繪所は、一兩年上京、小川扇屋にて被書之說、又其後狩野法眼弟子に、峠右近と申仁、御被管人御扶持人候、其峠にか丶せられ候、又そのゝち公方樣〈光源院殿足利義輝〉御代に、某福山新五郎時御舟の繪の事、公方樣朽木より御上洛、二條妙光寺に被成御座候、其時貞孝樣は、御宿妙蓮寺と申所に御座候、公方樣と御臺樣は、大引合御舟二ツ、又御造子御所々々樣へ小引、上﨟、中﨟、御末女までは、杉原に入次第およそ調進、或時節分御伺公候て御入候へば、御所御所樣の御舟不足にて、俄に福山繪筆以て參れとの御使被下、二條春日御局さま御ゑんにて、不足の御舟を書申候、彼節分御舟圖、相阿むかしゑづ有、それにて調申候事も候し、

〔安齋隨筆〈前編十四〉〕正月寶舟繪　古代の書に、寶舟繪を正月枕の下に敷事所見なし、京都將軍の頃は、既に此事ありき、澤巽阿彌〈將軍家同朋、天文、永祿ノ頃、〉覺書云、貞孝之御調進、〈中略〉それにて調申候事も候し云々、貞孝は伊勢守貞孝也、將軍家の政所職也、貞孝より寶舟の繪を獻せし也、〈中略〉御造子は御曹子なり、

〔文晁畫談〕寶船の事〈中略〉寶船古繪本、蜷川相摸守家藏にあり、これは其先祖蜷川新右衞門親長入道標が寫せる圖なり、〈新右衞門、其頃京都將軍政所代なりし、其後御當家御奉公云々、〉裏書に云、此船寫はせちぶんの夜書せられ候御船なり、相阿彌筆寫也、惠林院御代に、進上物の內、歸山祐心母かた祖父巽阿彌進物也、抑もたせられ候淵玄抄の書を拜見申度候、古繪本を見て、光源院殿樣御代貞孝樣被仰付、歸山調進申候、公方樣妙覺寺に御座候時、御船不足の事あり、めし使被下、かすがの御局樣の御えんにて、五艘かきたし、御運枝御所々々さまへ上候、覺候事此通りしるせり、

〔嬉遊笑覽八忌諱〕寶船の繪は、〇中略むかしは何やうにかきたるか、彼相阿彌がかきたるよしの摸本あれども、實否はしらず、それは唯米俵を積たる船なり、其心をおもふに、いねつむといふことにや、年の初め寐る事をさ云ふなり、滑稽雜談に寢臥と尋常の如く唱ふるは、病床などに紛らはしければかくいふなり、涙を流すを米こぼすといふに同じ、是またいつの頃よりいひそめたるか、齋宮の諱言の遺風と覺ゆ、さりながら件の巽阿彌が覺書にも、舟とのみいひしをみれば、物を載たるにはあらぬなるべし、そはあしき夢を流さむとてするわざなればなり、さるを後には何くれと書そへて、今のごとなれりとみゆ、〇中略道祐が紀事に、近世梓に鐫てうるといへれば、其前は書たるを用ひしことゝしらる、そは賣ものにありやなしや、よき人のみにて、下ざまはせざりしならん、下にも學ぶに及んで板行出きしかば、末々の者どもゝする事となれるは、又その後とぞ思はるゝ、

〔古事談二臣節〕業房龜王兵衞之時、夢ニ御前ヲ奉被追却門外ヘ被追出ト見テ、後朝康頼ニカヽル夢ヲ見ツル、年始ニフクタノシキ事也ト云ケレバ、康頼云、極吉之夢也、可任靫負之尉之夢也、靫負陣門外之故云々、果シテ十ケ日中拜左衞門尉云々、

〔嬉遊笑覽八忌諱〕初夢、古事談、〇中略初夢とはなけれど、初春の夢を祝ふなり、

〔橘窻自語下〕五條天神今松原通西洞院西南角の神寶は、金のたから船なるよし、天明の大火災の時、動座させ奉りしことゝ、町家菊屋權兵衞語られしと、中野能充物語せり、この天神は少名彦の神なり、例年大晦日節分等に、たから船の畫を出せるを、人々請受けて守とするをおもへば、御神の御影の心にやあらん、

〔安齋隨筆前編十四〕一寶舟繪　壬寅正月、予が家に賀客來る、床に禁裏にて用ひ給ふ寶舟の繪を懸置たるを、客見て、寶舟繪予は不用也、此繪を用ひたれば、とて、福の來るべき理なし、無益の物也

掃始

と云、　貞丈云、天下萬國の人情、皆凶禍を惡み、吉福を好む事は一同也、故に年始にも吉福を祝すべき物を用て、賀事に備ふる者也、寶舟の繪實に無益の物也といへども、是を用ひたりとて、人道の害にならざる物なれば、禁止するに及ばず、用るも捨るも人の心に任すべし、凡人道に害ある物は、世俗に用ゆる物也とも固く禁止すべし、世間に、正月は樗蒲(カルタト云)を打ツ事あり、是博奕なり、是人道に害ある物也、堅く禁止すべし、寶舟を無益と云意にては、門に松竹を立るも無益也といはん歟、松竹を立る事人道に害なし、都鄙貴賤ともに是をもつて治世を賀する祝物とする事、我國の風俗也、凡人道に害なき事は、其國其世の風俗に隨て、戾る事なきは聖人の敎に叶ふもの也、理學を好む人は、寶舟を惡むごときの偏見あり、理に落入て、理をもつて我見識を志ばり屈むる故偏見出る也、

〔初夢歌合〕む月二日の夜、世にするわざなればとて、寶船の繪を枕にしきてねたる夢に、かの七柱の神居ならび給ひぬ、何事をし給ふにかと、やをらさしのぞきたれば、歌合の一卷をとり出給ひて、それが判を志給ふなりけり、○中略さめての後、わすれぬまにとて、筆とくかい志るし置き侍るになん、ゆめの志るしにさいはひをまつね、

○按ズルニ、まつねハ松根ニテ、著者村山氏ノ名ナリ、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕二日、○中略二本上ばうきを進上して、御はきぞめあり、常の御所上段、夜のおとゞ、障子の內などへは、はかまを着せずしてはまゐらざるゆゑに、はかまの緖をゆひてくびにかけてはく(正月にかぎらず、每度かくのごとし、)

〔日次紀事正月一〕禁裏小坪之掃除幷淸所之塵埃、丹波姬栗谷人拂去之、每日交勤之、其會長稱八十、後陽成院時、其長歲超八十、强健而勤之、其子孫至今稱之、又號覆(コボシ)、掃棄所覆之塵埃之義也、一說覆誤小法師者也、此說近是乎、此人獻緒太、

〔夏山閑話　二〕十二月晦日、水無瀬家より、わらしべにて作りたる箒を二ツ禁裏へ獻せらる、元朝御殿の御箒初の料也、○中略各ふるきことなりといへり、

〔柳營年中行事　一〕正月二日　一今朝出御以前、御座之間於御上段御箒始、御年男相勤、老中長袴着用勤之、

〔幕朝年中行事歌合　上〕三番　左　掃初

諸人のこゝろの塵もはらへとてけふとりそむる玉はゞきかな○中略

判云、むかしより、老そく中のすぐる老、箒取て此御式𛀁たまふ事とかや、今は何となう似氣なき樣なれども、昔の御事はすべて親く、且はことそぎたれば、おもきもかろきも、有のまゝにうちふるまへる有樣𛀁るくなん、　三日參賀は、もとより三朝の御式、替らぬ御事ながら、箒取て世の塵をはらいつゝ、ゆらぐ玉の緒、末久にさかえむ御代の此世の盡きぬ御ことほぎと成ぬる社ありがたけれ、　掃初と申は、老職の人、年闌たる人、年男といふ事うけたまはり、二日の朝とく出仕有て、箒を携へて、おまし所の惠方に向ひは、きを入る也、少老御側の衆是にそふ、

〔民間年中故事要言　正一月〕不爲掃地事　世俗ニ、元日ヨリ三日ニ到マデ掃除ヲセヌ事アリ、異國ニモ是ニ似タル事アリ、○中略モロコシ閩ノ俗ハ、元日ヨリ五日マデ不淨ヲ除ハズ、車ニテ野ニ往テ石ヲ拾テ寶ヲ得タリト祝フト也、和國ノ俗モカヽル事ヲ思ヒ寄シニヤ、或ハ曰ク、地ヲ除ハザルハ、是新ニ來ルトコロノ陽氣ヲハラヒステズシテ、靜ニ養フ意モ有ン歟、

〔四季舊式〕世俗ノ習ニ、大歲ノ日掃除シタルマヽニテ、正月三日マデ座ヲ不掃、人有其内ニ帚バ、福神他へ出ルト云習タリ、掃初ニハ、其年ノ得方ニ向テ掃族多シ、其理未分明、推據スレバ五雜俎天之部云、○中略コノ例ヨリ見レバ、本朝ノ俗、座ヲ掃ハヌト云意ナルニヤ、

〔五雜組　二〕元旦、○中略閩中俗不除糞土、至初五日輦至野地、取石而返、云得寶、則古人喚如願之意也、

〔搜神記 四〕昔有商人歐明、乘船過青草湖、忽遭風雨晦冥、而逢青草湖君、邀歸止家、謂歐明曰、惟君所須富貴金玉等物、吾當與卿、傍有人私語曰、君但求如願、不必餘物、明依其人語、湖君默然、須臾便許、及出乃呼如願、是一少婦也、湖君語明曰、君領取主家、如要物、但就如願、所須皆得、至家數年遂大富、後至歲旦、如願起晏、明鞭之、如願以頭鑽糞帚中、漸沒失所在、明家漸貧、故今人歲旦糞帚不出戶者、恐如願在其中也、

〔淸嘉錄 一〕歲朝 元日、〇中略俗忌掃地乞火汲水幷針剪、又禁傾穢潑糞、諱毀粥及湯茶淘飯、〇中略案、〇中略歲時通考、元旦不掃地、不汲水、不乞火、

〔年中行事故實考 正月一〕元日掃除せざる故事

五雜俎、〇中略我俗に掃除せざるもこれに據にや、一說、新に來る陽氣をはらひすてずして、靜養する意なるべしと、附會の說なり、

〔日本歲時記 正月一〕元日 世俗に、今日終日屋中を掃除せず、是新に來る陽氣をはらひすてずして、靜養する意なるべし、五雜俎に、閩の俗、〇中略古人如願と喚の意なりとしるせり、しかればもろこしにもかゝる事侍ると見えたり、

〔俳諧歲時記 正月〕元日不開戶 江戶の商家、元日多くは戶を開かず、一日廢務也、又俗間家內を掃除せず、凡新年の陽氣を重ずるの義也、唐山にもこの事あり、閩部疏に云、閩の俗歲首を重ず、民間正戶を開かず云々、

〔嬉遊笑覽 八忌諱〕人の去し跡を掃ことを忌も古き事なり、〇中略此に依て思ふに、元日より三日は家をはく事をせぬわざあり、今はさまではあらねど、元日は民家すべて掃ことをせず、是また件のことによりてなり、世說、故事苑、五雜俎、〇中略古人喚如願之意也と、是吾俗の元日より三日掃除せぬこと、又俵子及金銀の包たるを買て、祝する類なりといへるも、似たる事なれど、それは掃ぬに

はあらず、唯塵芥を掃ため置て、五日にいたりてすつるなり、箕とは器に入れて舁もてゆくをいふ、そはともあれ、家を掃ぬことは、此等のことによるにあらず、

〔萬葉集抄十九〕梳毛見自屋中毛波可自久佐麻久良多婢由久伎美乎伊波布等毛比氐、

くしも見じやなかもはかじと云は、人のものへありきたるあとには、三日は家の庭はかず、つかふくしをみずといふ事のある也、

〔台記〕久壽二年十二月十七日庚寅、傳聞、今夜亥刻高陽院入棺云々、出御之後、民部大夫重成、以竹箒掃御所、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年正月二日、玄ゆごう御まいり、こぼし御はうき玄ん上す、御はきぞめあり、

〔親聽草七集四〕寛永甲申正月御湯殿の記　寛永廿一年正月二日、〇中略こぼうしはうき玄ん上す、御はきぞめあり、

〔日本歳時記正月一〕二日　商家にはあきなひ初（ぞめ）をし、舟人は船乘初をす、

〔東都歳事記正月一〕二日　商家には、今日貨棧をひらき售を肇め、年禮に出る故に、市中賑ひて酔人街に多し、

〔諸國圖會年中行事大成正月一〕詠商始　八幡美濟

君が代のめぐみをうるもかふ人もおなじ心に祝ふはつ春

〔大日本年中行事正月一〕二日、〇中略今日諸家各業とする所の藝を始む、商家は賣始、農家は耜始（スキハジメ）あり、

〔浪花の風〕正月二日は初荷とて、元日夜半過より商物を車にて引出し、市中大に賑はし、江戸と替ることなし、其荷物に附添もの、大聲にて、賣たく／＼と呼歩行くことなり、

〔洞房語園異本考異〕正月の買初めには蛤に限る、此蛤賣大門より入て、蛤々と賣あるき、買はんと

舟乘始

いふものは、商人のいふ直段に買取、手打などして祝ひ、直段を直切るどいふことなし、扨商人大門より入て、賣ては大門へ出、また取て返しては大門より入て賣る、下もより大門口へ出る時賣聲なし、買人も上より來るのみ買ふなり、是は古きことなるべし、

〔日次紀事正月〕凡新年俗間、始買葷辛之類幷蛤蜊海參、葷辛除疫鬼、蛤蜊取和合之儀、海參其形似米囊、故祝之曰俵子、

〔日次紀事正月〕四日　諸職人各始家業、（市中今日諸商賣人亦始其事、凡幾年中所記物價之簿册、是謂帖綴、而各祝之、俗帖謂帳、）十一日帖綴（諸商今日綴年中買賣之簿書、是稱帖綴、饗酒食、互祝之、）

〔守貞漫稿二十六〕正月二日、三都トモ買人ハ、今曉丑或ハ寅ノ刻ヨリ初。賣ト唱テ、行人多キ街店ハ品物ヲナラベ、蠟ヲ點シテ賣之、又京坂ハ諸品物ヲ得意ノ家ニ携ヘ行テ賣之、蓋日用ノ品物ノミ也、（諸品物チ中ニシテ、開人ニテ擔之行ク、其詞曰、ハアヨイ〳〵ヨヒ〳〵ト呼行ク、）又大坂ノ菜蔬買ハ、今曉水菜（一名壬生菜、又京菜、）ヲ賣リ巡ルヲ例トス、江戸ニテハ日用ノ品物ヲ賣ル、小買ハ專トセズ、大買ハ傳ヘ賣ル中買ニ諸買物ヲ荷車ニ積ミ、僮僕五七人、或ハ十人、紅ノ弓張挑灯等ヲ照シ、車ニ副テ得意ノ店ニ行ヲ例トス、號テ初。荷。ハツト云、初賣、初荷トモ、天明ヲ限リトスルコト三都同事、（蓋京坂日用ノ品物初賣、昔ハ二日曉ノミ、一品二人賣來ル時ハ、後來ノ物チ買ザル家アリ、故ニ近年ハ或ハ元朝ヨリ賣之者稀ニ有之、又或ハ舊冬ヨリ初賣ノ分ナリト號テ强賣アリ、後世恐ラクハ、皆元日ニ賣之コトニナリ行歟、）

〔東都歲事記正月〕二日　船乘初

〔日本歲時記正月〕二日　商家にはあきなひ初をし、舟人は船乘初（ふねのりぞめ）をす、

〔壒山の井〕きそはじめ、（俳）きぬきそむるいはひ也、三ヶ日のうち吉日を撰びてする也、ある説には、競始（キソヒハジメ）とて、舟どもかざりてのりそめ侍る事ともいへり、

〔諸國圖會年中行事大成正月〕二日、船乘始、江戸大坂諸國浦々湊にあり、○中略諸侯方倉屋敷等に行るゝは、別して華麗なり、

〔華實年浪草正月上一〕船乘初(中略)攝州大坂ノ船乘初ニハ、舟ニ松竹注連ノ飾リヲ立、船靈神ヘ鏡餅神酒等ヲ供シ、水主ヲ揃ヘ、凡ソ一ダン許乘出テ漕戻ルト也、其日、船持ノ家家酒肴ヲ調ヘ、合家嘉儀ヲ催シ、年中難船ノ海上風波ノ難ナキコトヲ神ニ祈リ、自ラモ祝フト也、

〔諸國圖會年中行事大成正月一〕二日、船乘始、(中略)大坂邊にては、船に松竹注連を飾り、船靈を祭り、鏡餅、神酒、燈明種々の供物を獻じ、水主揖取等華やかに粧ひ、十段ばかり乘出し漕戻し、其後酒宴をなす、すべて欸乃歌を謠ひ、甚壯觀なり、(中略)今日船中に嚢二ツを双べ飾り、二ツ共一を上になし、一天宣平なる義を祝し、下の六は地六の直なるに象り、水上安全を祝ふ故實なりと云、

〔改正月令博物筌正月〕舟乘初(中略)舟乘初に嚢を二ツかざりおく故實あり、その並べるや、上へ一を二ツ並ぶ、一天日和よきやうにと祝してなり、左すれば下へなる方は、六地眞直にして、水上おだやかならんと也、二と二とを合す、中多からんと也、向ふへ三をならぶ、さいさきよし、前へ四をならぶ、仕合よしと祝ふ事とかや、

〔諸國圖會年中行事大成正月一〕二日、角倉船乘始、(中略)其式、高瀨川筋角倉家の前なる入江に、舟二艘を飾る、一艘は當主舟、一艘は舟歌舟なり、寅の刻、當主及び老臣監舟の士乘船ありて、入江を七度計漕廻る、此時船中に於て祝儀の酒宴あり、又謠及び舟歌を唱ふ、爾して後舟の表に備ふる所の饅頭を舟中へまき、又路上へ撒く、是を得て懷中すれば難船の患なしと、よりて海上往返の商家、競ふてこれを求むる者群をなす、

○按ズルニ、慶長十三年、角倉光好、加茂川ヲ引キテ高瀨川ヲ開ク、後幕府ノ命ニヨリ、世々高瀨川ノ舟ヲ司ル、

〔水戶歲時記〕正月二日、(中略)舟ノリ初、湊ニテ舟大將御舟ニノリ出ル、舟中ニテ水手舟歌アリ、

〔御家傳記〕慶長六年、一豐公(○山內一豐、始テ土佐ニ封セラル、)舊臘大坂御出船、淡州由良にて御越年、正月二日甲浦に御着船、(中略)同五日彼地御發駕、奈半利に御一宿、(中略)八日淡道通り浦戶へ御入城、(中略)或說千、阿州桂泊に御越年、正月八日浦戶に御着、此日を吉例として毎年船の乘初と被成也、

〔御船御乘初記附錄〕朝比奈右京殿日記に云、延寶八年正月八日、御吉例御船御乘初、(中略)

私に云、右御船御乘初、正月八日と定られたは、御初入御着岸の御吉例より始し處、其後延寶九年四月八日、將軍家の御日柄を憚らせ給ひて、同月十五日に轉せられ、深尾因幡殿御名代を勤られし事左の如し、慶長六年より天和元年迄、中間八十一年也、

〔御當家略年代記〕元祿十六癸未、御船御乘初、當年より正月十六日に被仰付、是迄十五日也、天和元年より元祿十六年迄、中間二十三年也、

〔東潜夫論下〕當時諸侯ノ國、文事ニモ非ズ、武備ニモ非ズ、昔ヨリ仕來リシコト甚ダ多シ、其一二ヲ擧ゲバ、謳初メ、鼓初メ、舟乘リ初メ、鷹狩初メ、此等ノコト初メ、ミナ益ナキコトナリ、

七日名稱

〔下學集上時節〕人日（正月七日也、凡每年正月一日曰雞日、(中略)七日人日、八日曰穀日、見荊楚歲時記矣、或書曰、人日以七種菜作羹、食之則諸人無病患也、）

〔書言字考節用集二時候〕人日（又云靈辰、正月七日也、事見歲時記、五雜組、勻瑞、）

〔月令廣義五正月〕初七日、人日、（七日主人）

〔荊楚歲時記〕正月七日爲人日、以七種菜爲羹、剪綵爲人、或鏤金薄爲人、以貼屛風、亦戴之頭鬢、又造華勝以相遺、登高賦詩、　按董勛問禮俗曰、正月一日爲雞、二日爲狗、三日爲羊、四日爲豬、五日爲牛、六日爲馬、七日爲人、正旦畫雞於門、七日帖人於帳、今一日不殺雞、二日不殺狗、三日不殺羊、四日不殺豬、五日不殺牛、六日不殺馬、七日不刑、亦此義也、古乃磔雞、今則不殺、

七種粥

〔二中歷五歲時〕節日由緒　七日採七種羹（七日七種羹、先嘗味、除邪氣之術也、）

〔壒囊抄一〕正月七日ノ七草ノアツモノト云ハ、七種ハ何々ゾ、七種ト云ハ、異說アル歟、不一准、或歌ニハ、セリナヅナ五行タビラク佛座アシナミヽナシ是ヤ七種　芹五行ナヅナハコベラ佛座スヾナミヽナシ是ヤ七クサ　又或日記ニハ、薺（ナヅナ）蘩蔞（ハコベラ）五行、スヾシロ、佛座、田ビラコ、是等也ト云々、但正月七日七草ヲ獻ズト云事更ニナシ、年中行事ニハ、七日白馬節會及叙位事、兵部省ノ御弓ノ奏事ト許リ記シテ、七草ト云事ナシ、十五日ニコソ獻七種御粥事ト註シ侍レ、又資隆卿八條院ヘ書進スル簾中鈔此定也、彼

鈔名物也、豈浮ケル事アランヤ、又禁中ノ事、年中行事ニシカンヤ、既ニ癈マデ註セリ、爭カ當時事漏哉、旁不審事也、乍レ去諸人皆七日ト思ヘリ、何ナル事歟、人ニ可レ尋也、

〔世諺問答〕正月　問て云、七日にあつ物をくふは、何のゆへにて侍ぞや、　答、正月は小陽の月なり、また七日は小陽の數なり、よつて朝廷をはじめとして、わたくしの家にいたるまで、宴會をもよほすなり、それにあつものを食すれば、万病また邪氣をのぞく術なりといふ本文あり、荊楚記といふ文にも、羹を食して人俗病なければ、けふを人日とするとみえたり、延喜十一年正月七日に、後院より七種のわかなを供ずとみえたり、七種わかなといふは薺、はこべら、せり、御形、すゞしろ、佛の座などなり、北野天神も和菜羹啜口と作給ひたれば、むかしより侍りし事にや、

〔本朝食鑑一穀〕粥　古者上元日、兼ニ赤豆粥ニ同獻ニ七種粥、七種者米、小豆、大角豆、黍、粟、薑子、薯蕷、或曰、白穀、大豆、小豆、栗、粟、柿、大角豆也、今俗正月七日、上下薺粥中入ニ燒餅子ニ而嘗レ之、此擬ニ七種菜ニ則迎レ新之意乎、

〔春の七くさ〕公事根源に、延喜(六十代醍醐天皇)十一年正月七日に、後院より七種を供ず、(江家次第に、後院は冷泉院朱雀院事をいふ也といへり、)按に正月七日に、七種を供せしは、この御時よりことはじまるなるべし、おほよそ若菜とは、ひろく春くさの初苗をさしていふ名なり、○中略　又公事根源に天暦(六十二代村上天皇)四年二月二十九日、女御安子の朝臣、若菜を奉るよし、李部王の日記にみえたり、(李部王は式部卿兼明親王、延喜の皇子なり、)若菜を十二種供する事あり、其種々は、若菜、はこべら、莒、せり、蕨、なづな、あふひ、芝、蓬、水蓼、水雲、(蘺一)に松と見へたり、○中略　天暦の御時に、十二種の名物は備たれど、七種の名物はいまだ詳ならず、○中略　或はいふ今松尾の社家より奉る七種は、芹、なづな、御形、(はゝこぐさ)はこべら、佛の座、(是は周定王救荒本草の鳳輪菜に充しくさなり、)すゞな、(かぶらな)すゞしろ、(大根)又あるひはいふ、今水無瀬家より獻ずる若菜の御羹は、青菜と薺ばかりなりとぞ、また榧司供御所より奉る七種の御粥は、薺を少しまじへて奉るといへり、(以上の三說は皆傳へ聞たる事なれば、またしくまらず、)今關東にて七種の粥といふは、青菜となづなをまじへて祝ふなり、

〔古今要覽稿時令〕七種菜なゝくさ　七種の若菜を以て、これを正月七日禁中に奉りしは、醍醐天皇の延喜十一年を始とす、公事根源それより以前、宇多天皇の寛平二年正月上の子日、內藏寮より若菜を奉りし事ありと同上いへども、七種を薺、蘩蔞、芹、菁、御形、酒々代、佛座に定められしは、四辻左大臣を始とす、河海抄には蘩を薺に作り、酒々代を須々之呂に作られたり、一說に七種は芹、なづな、御形、田平子、佛の座、あしな、耳なし也と墻囊鈔いひ、或は芹、五行、薺、はこべら、佛の座、すゞな、耳なし也といひ、又或日記には芹、薺、蘩蔞、五行、すゞしろ、佛の座、田平子也とも同上いへり、然りといへども、枕草子に七日の若菜を人の六日にもてさはぎ、とりちらしなどするに、みもしらぬ草を、中略みゝな草となんいふといふもの、あれば、うべなりけり、きかぬがほなるはなど笑ふにとみへたり、此みゝな草は、即墻囊鈔にいはゆる耳なしと一物にして、今も俗にみゝなぐさといふものなり、清少納言の見もしらぬ草を、子供のもてきたるといへる文によれば、此頃までは耳なぐさは、七種の數には入らぬ草にて、淸少納言もはじめて此草をばみし也、されど墻囊鈔に載る所の兩說の七種菜は、永禄の頃よりははるかに後の人の作りしものなる事しるし、或はいふ今松尾の社家より奉る七種は、芹、なづな、御形、はゝこぐさはこべら、佛の座、これは救荒本草の風輪に充し草なりすゞな、かぶらなすゞしろ大根なり、また別本公事年中行事に圖を出したるは、芹、なづな、御形、はゝこぐさ佛の座、おほばこはこべら、すゞしろ、大根すゞな、かぶらななり、今關東にて七種の粥といふは、靑菜と薺をまじへて祝ふなりといへり、凡七種の粥を禁中に奉りしは、梁の宗懍が荊楚歲時記に、正月七日俗以七種菜爲羹、といへる文にもとづかれしものなれども、其七種は西土の人といへども、後世に至りては、しるものなきによりて、本邦にては季冬より初春をかけて生出る種々を以て、强てその數に合せしものなるべければ、家々にてその說まちまちなりといへ共、四辻左大臣の說最ふるし、故に今その說に從ひて品物をわかちしなり、扨關東にては、靑菜と薺をまじへて祝ふといふといへども、それを打はやす俎板の上には、火箸、擂槌、

庖丁、杓子、わり薪等の五種をならべて、七種の數に合せ、そのうちの杓子、或は擂槌などにて打はやすなり、その打はやす時の祝詞、關東にては、なゝくさなずな、唐土の鳥と、日本の鳥と、渡らぬ先に、といへるを、備後の福山にては、唐土の鳥の、日本の土地へ、渡らぬ先に、といへり、これは歲時記に、正月夜多鬼鳥度、家々搥牀打戶捩狗耳滅燈燭禳之、といへるにや、似たり、岡村尙謙曰、公事根源に、延喜の時、後院より七種の若菜を奉りしといひしは、恐くは一條禪閤の傳說をかきゑるされしにて、其實は延喜御記にいへるが如く、たゞ若なのみを奉りしものなるべし、されば今樞司の供御所より奉る七種の御粥は、薺を少しまじへて奉ると（春の七種考）いへり、これは却て延喜の頃の遺風にてもあるべきにや、御形、田平子、佛座などいへる名は、まさしく後の世の俗稱にて、延喜式、新撰字鏡、和名鈔等には、その名なきにても、七種のわかなは延喜の頃のものにはあらざることゑられたり、もしその頃のものにて、いづれの野にも、冬より春かけて、よく生出るものは、芹、薺、をはき、（俗にいふ菘菜根也）おほばこ、うつぼくさ、（夏枯草）はゝこ、はこべら、これや七種にてもありぬべし、されど文德實錄、日本後紀等の諸書に、絕てその事のなきをみれば、いづれにも延喜の頃には、七種の若菜を奉りしものにては、あるべからずといへり、これまた一說なり、

〔梅園日記　三〕七草　世說、故事苑に七草を搥事、事文類聚に歲時記を引て曰、正月七日多鬼車鳥度、家々搥門打戶滅燈燭禳之、和俗七種菜を打つ唱に、唐土の鳥、日本の鳥渡らぬさきに、と云るは、此鬼車鳥を忌意なり、板を打鳴すは、鬼車鳥不止やうに禳也といへり、按ずるに、此說是なり、桐火桶（定家卿の作と稱す）に、正月七日七草をたゝくに、七づゝ七度四十九たゝく也、七草は七星なり、四十九たゝくは七曜、九曜、廿八宿、五星合て四十九の星をまつる也、唐土の鳥と、日本の鳥と、わたらぬさきに、七草なづな、手につみいれて、亢觜斗張とあり、亢觜斗張は、廿八宿の中の星の名なり、（また廉宿問答に、七日の七草は、在天七星、在地七草とあり、）星の名を書て、鬼車鳥の類の天鳥を逐事は、周禮秋官に、硩蔟氏掌覆天鳥之巢、以

方(注に方版也)書十日之號、十有二辰之號、十有二月之號、十有二歲之號、二十有八星之號、(注に自角至軫)縣其巢上則去之と云り、天鳥は鬼車の類なり、元の陳友仁が序ある無名氏周禮集說に、劉氏曰、天鳥者陰陽邪氣之所生、故欲妖怪而不祥於人間、夜則飛騰、所至爲害、若鬼車之類皆是、(書錄解題に、周禮中義八卷、祠部員外郎長樂劉彝執中撰とあり、劉氏はこれにや、)と見えたり、三善爲康の掌中歷に、永久三年(三年の二字、拾芥抄に據て補ふ、)七月の比、都鄙に鵼ありしに、十日、十二辰、十二月、十二歲、廿八星の號を、方に書て、懸たる事見えたれば、こゝにも周禮の說行れたるを知るべし、後世の書にも、淸異錄に梟見聞者必罹殃禍、急向梟連唾十三口、然後靜坐、存北斗一時許可禳、また埤雅釋鳥に、傳曰梟避星名、これ亦星の惡鳥を禳ふ事を知るべし、彼鳥夜中飛行すといへる故に、六日の夜より七日の朝まで、七草を打なり、七草雙紙に、七草を柳木の盤に載て、玉椿の枝にて、六日の酉の時に芹をうち、戌の時に薺、亥の時にごげう、子の時にたびらこ、丑の時に佛の座、寅の時に鈴菜、卯の時にすゞしろをうちて、辰の時に七草を合て、東の方より岩井の水をむすびあげて、若水と名づけ、此水にてはくが鳥のわたらぬさきに、服するならば、一時に十年づゝの齡をへかへり、七時には七十年のとしを忽に若くなりて云々、此はくが鳥の事は、いふにもたらぬ作りごとなれど、今も六日の酉の時よりたゝく也、(亦根芹の論にも云り)桐火桶に七度たゝくとある證とすべし、

〔秇苑日涉 六〕民間歲節上　七日(○正月)以七種菜爲羹、(○中略)　事文類聚曰、東晉李鄂立春日、命以蘆菔芹芽爲菜盤相饋貺、(摭遺)唐人立春日薦(一作作)春餅生菜、號春盤、(四時寶鏡)齊人月令立春日食生菜、取迎新之意、坡詩、漸覺東風料峭寒、青蒿黃韭試春盤、又蓼茸蒿筍試春盤、楊廷秀郡中送春盤詩、餅如繭紙不可風、菜如縹茸劣可縫、韭芽卷黃苣舒紫、蘆菔削冰寒脫齒、臥沙壓玉割紅香、部署五珍訪詩腸、　荊楚歲時記曰、正月七日爲人日、以七種菜爲羹、注舊以正旦至七日諱食雞、故歲首唯食新菜、(蘇軾詩曰、七種共挑人日菜、千枝先剪上元燈、)　月令廣義曰、五辛盤簇葱韭薑綠芥辣蒜椒爲之、又曰、七菜羹、歲時記揚雄賦、五肉七菜朦厭、

腥臊、 熙朝樂事曰、立春擧酒則縷切粉皮、雜以七種生菜、供奉筵間、蓋古人辛盤之遺焉耳、 四民月令曰、凡立春日食生菜、不過多取迎新之意而已、及進漿粥導餘氣、 類腋引王保定摭言曰、安定郡王立春日作五辛盤、以黃柑釀酒、謂之洞庭春色、 事言要玄引風土記曰、月正元日五薰煉形、注五辛所以發五藏氣、五辛卽大蒜、小蒜、韮菜、雲臺、胡荽是也、

〔隨意錄四〕晉宗懍荊楚歲時記云、正月七日爲人日、以七種菜爲羹云々、又云、正月十五日作豆糜、加油膏其上、以祀門戶、先以楊枝插門云々、我方俗所爲皆原乎此與、又云、正月夜多鬼鳥度、家々搥牀打戶、捩狗耳、滅燈燭以禳之、宗懍按云、玄中記云、此鳥名姑獲、一名天地女、一名隱飛鳥、一名夜行遊女、好取人女子養之、有小兒之家、卽以血點其衣以爲誌、故世人名爲鬼鳥、荊州彌多、我方俗正月六日夜至七日曉、撲七種菜、以稱呼唐土鳥不度者、蓋亦原乎此也、然起於何時與、未之審也、

〔三養雜記一〕七種のはやし詞　正月七日に、七種の若菜をいはふことは、都鄙ともにするわざなり、六日の夜、七くさをたゝくはやし詞に、七くさなづな、たうどのとりと、にほんのとりと、わたらぬさきに、といふことは、何のわけともしらで、ならはしのまゝに、家ごとに唱ふることなり、桐火桶といふ冊子に、正月七日、七草をたゝくに、七づゝ七度、かやうなれば四十九たゝくやと、有職の人申けると計なり、これもしひて問申ければ、それまでのことはとて、笑つゝ語りたまふ、まづ七くさは七星なり、四十九たゝくは、七曜、九曜、廿八宿、五星合せて四十九の星をまつるなり、唐土の鳥と、日本の鳥と、わたらぬ先に、七くさ薺、手につみ入て、亢觜斗張げに〱さりげなきやうにて、物の大事は侍りけりと、いよ〱あふがれてこそ侍りしかと見えたり、この亢觜斗張は、廿八宿の中の四宿にて、いづれも吉方の星宿なり、（宿曜經に見えたり）さて唐土の鳥といふは、證とするほどのものにはあらねど、七草冊子といふものに、須彌の南にはくが鳥といふ鳥あり、かの鳥の長生をすること八千年なり、此鳥春のはじめ毎に、七色の草をあつめてふくするゆゑに長生をするなり、

七日式

はくが鳥の命を、汝が親の命に轉じかへてとらせん、七色の草を集て、柳の木のばんに載て、玉椿の枝にて、正月六日の酉の時よりはじめて、此草をうつべしとあり、

〔守貞漫稿二十六〕正月七日、今朝三都トモニ七種ノ粥ヲ食ス、七草ノ歌ニ曰、芹、ナヅナ、ゴゲウ、ハコベラ、ホトケノザ、スヾナ、スヾシロ是ゾ七種、以上ヲ七草ト云也、然ドモ今世民間ニハ、一二種ヲ加フノミ、三都トモニ六日ニ、困民小農ヲ市中ニ出テ賣之、京坂ニテハ賣詞曰、吉慶ノナヅナ、祝テ一貫ガ買テオクレト云、一貫ハ一錢ヲ云、戲言也、江戸ニテハ、ナヅナ〱ト呼行ノミ、三都トモニ六日買之、同夜ト七日曉ト再度コレヲハヤス、ハヤスト云ハ、俎ニナヅナヲ置キ、其傍ニ薪、庖丁、火箸、磨子木、杓子、銅杓子、菜箸等、七具ヲ添ヘ、歲德神ノ方ニ向ヒ、先庖丁ヲ取テ俎板ヲ拍囃子テ曰、唐土ノ鳥ガ、日本ノ土地ヘ渡ラヌサキニ、ナヅナ七種、ハヤシテホトヽト云、江戸ニテ、唐土云々、渡ラヌサキニ七種ナヅナト云、殘六具ヲ次第ニ取之、此語ヲクリ返シ唱ヘハヤス、京坂ハ此齊ニ蕪菜ヲ加ヘ粥ニ煮ル、江戸ニテモ小松ト云村ヨリ出ル菜ヲ加ヘ煮ル、○中略或書曰、七草ハ七ヅヽ七度、合テ四十九叩クヲ本トス、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月行事

正月例　七日、新菜御羹作奉、太神宮幷荒祭宮供奉、○中略右三箇日節毎供奉、禰宜、内人、物忌等集、酒殿院、被給大直會、

〔厨事類記〕一臨時供御○内院、宮儀、中略　正月七日　若菜　茭茄實加進之、○中略　已上小預給料、米備進之、

〔故實拾要〕三正月六日、七種菜、是自水無瀨家獻之　七日御獻　是自御臺所供之、又菜ノ御粥ハ樞司ヨリ供之、

〔禁中年中行事〕正月六日　七種　水無瀨殿ヨリ獻之

〔禁中恒例年中行事〕(正月)六日　七種菜　是は若菜を竹籠に入、中に根松を立て、水無瀨家より奉らるゝ也、

〔光臺一覽〕(一)七日(○正月)七種之御粥を供す、

〔要筐辨志〕(一年中行事)正月七日　一七種爲御祝儀、御三家樣方、幷御嫡子樣、松平加賀守、松平越前守、長袴、溜詰半袴御出仕、但老若方も出仕、其外者無之、(松平越中守、同隱岐守、同下總守、酒井雅樂頭等之家溜詰之時、)嫡子出仕無之、

〔江戶鹿子〕(二御城之年中行事)正月　七日　七種之御祝儀

〔東都歲事記〕(一正月)七日　若菜(人日)御祝儀、諸侯登城、

〔幕朝年中行事歌合〕(上)六番　右　七種參賀

むさし野の雪まにつめる七草は君が八千代の數にぞ有ける(○中略)

七種の參賀は七日の日、兩御所黑木書院に成らせ給ひ、三家の方々、溜詰の人々、御前に出てことぶきをのべらる、此日朝餉の時、若菜の粥を進め奉るとぞ、

〔執政所抄〕(上正月)七日　御干飯幷七種御菜事　御飯　御炊上　御菜　葑、荳、菥蓂、芹、蘩蔞、紫菀、萱艸、味噌、鹽、糒、件御菜出納等任例調進之、年預下家司、兼日致廻文、政所厨女、當日早旦請取之、御料備折櫃、(旬出納進之)居栗栖野土高坏進上御盤所、所料副之、藏人所　侍所　政所　御隨身所　小舍人所　御厩　已上彼所々雜仕女請之、又宜旨殿政所雜仕女持參、

〔日次紀事〕(一正月)七日　七草(今日謂人日、貴賤互相賀、自昨日至今朝、家々載湯婦蘩萋薺等於砧几、而以枚敲之、代七種菜而用之、今日敲之謂拍七草、今朝以是謂菜粥、各食之、俗間以爆七草之湯、漬爪剪之、中華亦今日以七種菜作羹、而食之則無萬病云、)

〔日本歲時記〕(一正月)七日　今日七種の菜粥を製し食ふ、七種菜といふは歌に、せり、なづな、五形、はこべら、佛の座、すゞな、すゞしろ、これぞ七くさ、(五形は本草に鼠麴草といへるものなり、又佛耳草、黃蒿など)

七日例

どとも名づく、佛の座とは、俗にいへるかはらけなといふものなり、すゞなは菘なり、うきなないふ、京都にてはたけな、水菜などいふものゝ事なり、いなかにては、京菜と云、蔓菁と一類二物なり、世人多くは菘をしらず、本草綱目、農政全書等を考見べし、

〔諸國圖會年中行事大成 正一月〕七日七草○中略　城州寺田村より七種の若菜を獻る、又攝州菟原郡中尾村より七種の若菜を、西本願寺に獻る、今日民家良賤家々焼薺菁薺等を、砧几の上に置きて、細き竹管、或は箸をもてこれを敲き拍す、此時唱へて云、唐土の鳥と日本の鳥と渡らぬ前にと云て拍す也、秋齋翁説には、古へ何某といへる人、家富榮て殿造し給ひ、移徙の日、其家の下司等集て、日本の富や、貴との富やと唱ひしより、今に斯傳へしなりとぞ、此菜を今朝粥に和して食す、荊楚歳時記云、正月七日俗七種菜をもつて羹とし、これを食へば萬病を除くと云々、是邪氣をのぞく術也、

七種の菜とは所謂、薺、芹、蘩蔞、菘、鼠麴、蘿蔔、碎米花、

〔增補江戸年中行事 正月〕七日　七種祝ふ七種はやす、七種粥を祝ふ、

〔東都歳事記 正一月〕六日　今夜七種菜をはやす　七日　今朝貴賤七種菜粥を食す

〔枕草子 一〕正月○中略七日は雪まのわかな青やかにつみ出つゝ、れいはさしもさるもの、めぢかからぬところにもてさはぎ○下略

〔枕草子 七〕七日○正月のわかなを、人の六日にもてさはぎとりちらしなどするに、見もしらぬ草を、子どものもてきたるを、何とかこれをばいふといへど、とみにもいはず、いざなとこれかれ見あはせて、みゝな草となんいふといふもの、あれば、むべなりけり、きかぬかほなるはなど笑ふに、又おかしげなる菊の生たるをもてきたれば、

　つめどなをみゝな草こそつれなけれあまたしあれば菊もまじれり、といはまほしけれど、聞いるべくもあらず、

〔祇園執行日記〕正平七年○文和元年正月六日、堀川神人役、七種菜、沙汰人行心法師持參、　ナヅナ、ク、

タチ、牛房、ヒジキ、芹、大根、アラメ、各方五寸折敷、次ニ各入也、此外鹽噌各一土器在之、

〔看聞日記〕應永二十六年正月七日、人日吉兆、幸甚々々、七種以下祝着如例、

〔親元日記〕文明十五年正月六日庚子、下津屋三郎左衞門尉親信方より、若菜五十把、大根五十把、山芋五十本、牛房十把、芹二籠進之、嘉例也、

〔元寛日記〕元和二年正月七日ハ、七種の糝御祝儀あり、此事兼日より儒者陰陽寮博士出家等に御尋、依て銘々記錄を以てこれを獻ずといへども、其說區々にして一決ならず、亦禁裏にも仰遣はさるゝ處に、子の日の若菜、又七種の若菜の事、是を書記し遣はさるゝ、皆不同なり、故に世俗用ゆる所を以て、定式とせらるゝ、彼の文を記し則こゝに記す、○中略 七種若菜 人王六十代醍醐天皇の御宇延喜十一年辛未正月七日に、丹後國より七種の若菜を供す、是始なり、內藏寮幷ニ內膳司より正月上の子日これを獻ず、 或云、七種ハ、白穀、大豆、赤豆、粟、柿、小角豆なりと云々、 右者九條殿より進せらるゝ記錄也、 七種糝、正月七日ハ食糝事、正月一日を鷄日と云、二日を狗日と云、三日ハ猪日と云、四日ハ羊日、五日ハ牛日、六日ハ馬日、七日を人日と云、人日ハ人の生始たる日なれば、殊更以て五節句の第一として是を祝す、此日七日七種の糝を食する事、萬艸生長の故也、右者一條殿より進せらるゝ所也、 七種粥は人王五十九代宇多天皇の御宇、寬平二年庚戌正月十五日、七種の粥を獻ず、是は若菜の事にあらず、 右者儒家の獻ずる處なり、 簠簋內傳に云、七種の粥は不動明王の七把の髮惡魔降伏と云々、 右者陰陽博士獻ずる所也 七種粥の事 昔天竺に佛性國と云あり、其國に壹人の大外道あり、大曇王と號す、三界にてあらゆる所の大外道也、佛神三寶王法を穢し妨る、其國に加璃帝有り、彼王大曇王を責殺し、其靈祟り人民を惱す、これに依て加璃帝王渠肉を取て還丹謂藥に爛國土に呑しむる、病ある者皆若やぎ忽病愈る、其より國土豐饒也、長命なり、是により承續て三國にこれを用る、去れば七日の糝も大曇王が肉身をき

雜載

りあつめ、肉還丹とするといへり、故に七日節句の初とす、或は七種と云は、所謂る芹、薺、菁、紫葉、御形、佛の座、是を七種の粥とすと云々、　右は佛師の沙汰せしむる處也　右家々の記錄上覽あり、其說區々にして一決ならず、これに依て仰に曰く、七種の糝の事は異說多し、世俗に用來るを以て是とすべき旨仰付らるゝ、依て世俗の式を用る、其外京都五山鎌倉五山幷ニ總錄司者御禮或ハ名代御目見の次第、座位等の事ハ、昔足利三代義滿將軍の時、式を定らるゝ、所に仰定らるゝ、

〔嚴有院樣御代覺書〕正月七日、七種之爲御祝儀、御家門樣御登城、於御黑書院御對面、其外舊冬被仰付、官位衆御禮、又は隱居病後大名衆太刀目錄持參御目見、

〔坂井家日策〕天保七年正月六日、日暮て七種はやす、　七日晝後御住居（○廣島藩主淺野齊肅妻德川末姬）より若菜餠、干鯛一箱參る、　八年正月七日、藝州（江）參上致、直ニ歸宅、若菜餠下ル、

〔千紅萬紫〕七種　拔松拔竹御門前、叩菜叩薺俎板邊、唐土鳥兼日本鳥、東天未渡素天天、

〔梅園日記（三）〕七。七草爪。　正月七日七草爪とて、人こゝに必爪きるは、前條にいへる鬼車鳥、人の捨つる爪をとるといふ說あれば、とらせじとて、かの鳥を禳はん料にたゝきつる七草を水に浸し、其水にて爪をぬらしてきるなり、（日次紀事には、七草をゆでたる湯にて、爪をひたすと云り、）かの鳥、爪とる事は、玉燭寶典（卷十）に、博物志云、鵂鶹鳥晝目無所見、夜則目明、人截爪棄也、此鳥拾取、知其吉凶、鳴則有殃也、（今本博物志此事なし）北戶錄卷上に、陳藏器引五行書、除手爪埋之戶內、恐爲此鳥所得、其鵂鶹卽姑獲鬼車鵋鵂類也、（楊愼異錄にも亦此說あり）と見えたるにて知るべし、さて正月ならぬ時も、小兒の爪はみだりに捨ぬなり、清朝にてもしかり、盧文弨が鍾山札記に、淮南子高誘注云、鵋鵂謂之老菟、夜則目明、合聚（淮南子各本拾聚に作れり）人爪、以著其巢中、今人剪小兒指甲、棄置隱處、不欲棄擲庭院間、則亦因高說以爲戒耳とあり、

〔守貞漫稿（二十六）〕正月七日、今朝三都トモニ七種ノ粥ヲ食ス、（○中略）江戶ニテモ小松ト云村ヨリ出ル菜ヲ加ヘ煮ル、蓋シ薺ヲ僅ニ加ヘ煮テ、餘ル薺ヲ茶碗ニ納レ、水ニヒタシテ、男女コレニ指ヲヒ

タシ、爪ヲキルヲ七草爪ト云、今日專ラ爪ノ斬初ヲナス也、京坂ニハ此行ヲキカズ、

**藏開**

〔故實拾要三〕正月　御藏開　是十日ヨリ十五日迄ノ內、吉日ヲ撰デ此義アリ、

〔禁中年中行事正月〕十一日　御藏開　或十二日、十三日、御德日之外、十三日迄之內、

〔增補江戶年中行事正月〕十一日　町中藏びらき祝ふ

〔東都歲事記一正月〕十一日　商家貨買帳(ダイフクチヤウ)を綴ぢ、藏びらきを祝ふ、鏡餠をひらき、雜煮となし祝ふ、

〔年中行事故實考二正月〕藏開　正月藏の神に鏡餠を備へ、戶を開くことなし、十一日に至りて、始て戶を開き餠を祝ふ、藏の神は稻倉魂神を祀る、祭祀雜彙曰、大神宮御倉には、大宜都比賣命を崇め、御稻倉には屋船命を祀る、是を以て、其分あることを知るべし、

**鏡開**

〔倭訓栞中編加四〕かゞみびらき　正月の糕鏡を武家は甲冑にそなへ、是を廿日に開く、刃(ハ)柄(ツカ)を祝ふ義也、承應壬辰年より、十一日に改めらるゝとぞ、婦人鏡臺に供へたるをも廿日を用う、初顏祝ふの義也といへり、

〔雍州府志六土產〕鈌餠　凡倭俗新年所用之餠有數品、〇中略士人供甲冑、是謂具足餠、倭俗身甲一具謂具足、凡甲冑有六具、悉具足之謂也、其所供之鏡餠、以刀截食之、是稱開鏡、又謂祝鏡、至甲冑忌斬殺之詞、故以手破餠、鈌一片食之、故是謂鈌餠、於今一切稱鈌餠、

〔獨土問答二〕問、物ノ具ニモチヲ供スル事、イヅレノ時ヨリカ始候ラン、戰國ノ時ニ筆記セシモノニハ、曾テ其事見エアタラズ候ガ、モシヤ太平ノ時ニ及テ始リ候歟、　答、鎧ノ餠ノ古クハ聞エザルコト、サレドモ御當家太平ノ代ヨリ先、織田豐臣ノ世ニ始リシコトニヤ、羅山文集ニ鎧餠其起ヲ未知トアリ、考ルニ秀吉公薨ズル慶長三年、羅山十六歲ナリ、其頃以後ニ始リシコトナランニハ、其ノ起ヲ現在見聞アルベキコトナルニ、起リヲ知ラズト書シタレバ、猶其ヨリ先ニ起リシナルベシ、一條兼冬公ノ天文十三年ニ書給ヒシ世諺問答ニ、節分ニセウノモチヒトテクヒ侍ル、此

ノコト更ニ知ガタシ、此モチヒヲ食ヘバ、物ニ勝ツト云フ功能侍ル由、申傳タル斗リ也ト書キ給ヒシモ、此セヴノモチヒノ轉ジテ、鎧ノ餅ト云コト起リタルコトモアラン歟、鎧ノ餅ヲ食コト、今ハ多クハ正月十一日ヲ用フ、是ハ台德院將軍〇德川秀忠正月廿日ニ薨去アリシヨリ後ノコト也、夫迄ハナベテ廿日ヲ用タルコト、是モ羅山文集ニ見エタリ、京師幷五畿內ニハ廿日正月ト云テ、小豆餅或小豆强餅ヲ調シテ、廿日ノ日ニ祝フコト今モ猶アリト云、鎧餅ヲ調テ祝フコトモ、其始廿日正月ニ混ジテ起リシコトニモアルヤ、異國ニモ此日紅縷ヲ以テ餅ヲ繫ギ、屋上ヘ擲上グ、コレヲ補天ト云ト、陳眉公ガ秘笈ニ見エタリト云ニヤ、

〔諸國圖會年中行事大成一正月〕四日鏡開　今日神前及び井竈等、其餘家內に備ふ所の鏡餅を截る、新年截の言葉を諱て開くといふ、

十一日具足鏡餅開　正月具足に供する鏡餅を、手或は槌を以て破缺、是を食して祝ふ、是を鏡開といふ、缺餅の名是より起る、いにしへ廿日なりしが、承應年中より、今日を用ひらる、

〔嚴有院樣御代覺書〕正月十一日、御黑書院江出御、御具足之御祝有之、御給仕奧御□□衆、御□役之御小性衆被勤、井伊掃部頭兩代御目見御役被仰付、以後御相伴、今日登城之御譜代大名衆、御詰衆、御番頭衆、御役人衆、物頭衆、何も御目見有之、入御以後御具足之餅御酒頂戴、御肴熨斗出、例年御連歌有之、被爲成被聞召、

〔嚴有院殿御實紀三〕承應元年正月十一日、具足の御祝あり、黑木書院に歯朶の甲冑、ならびに行平の御太刀、國宗の陣刀、三原の陣脇差を飾らる、酒井雅樂頭忠淸役す、かくて中袴めして出御あり、井伊掃部頭直孝、酒井讃岐守忠勝相謁し、熨斗御酒ならびに餅を供し、掃部頭直孝伴食に候す、御一獻ありて、直孝御盃を給はり、持ながら退く、保科肥後守正之、松平右京大夫賴重、井伊靱負佐直滋、永井信濃守尙政拜し、次に普代の衆拜し、次に廊下にて其他の輩拜し、をの〳〵御祝の餅酒給

はる、今朝松平伊豆守信綱令しけるは、御代々この廿日に具足御祝ありといへども、先代の御忌辰なるにより、今より後は十一日を永例と定らる、となり、

〔柳營新編年中行事 正月一〕十一日　一御黒書院出御、御長袴著御、御具足御祝御上段御著座、　御熨斗蚫三方、御盃三方、番頭役之、　御具足餅三方、御銚子御酌加番頭役之、　但御給仕之者、長袴著之、

一御具足餅御祝御一獻被召上、御加有之御納メ、御銚子并品々引之、御具足餅御床ニ御　溜詰　松平肥後守　松平讃岐守○以下八人略　右一同席ニ御目見、次ニ御櫓代、大名六人宛出座、御目見老中言上之、南御椽通御勝手之方迄被爲成、

一高家衆、詰衆、御奏者番、其外月次御黒書院ニ而、御目見之面々、山吹之間、菊之間、雁之間詰、同嫡子、御奏者番、同嫡子、菊之間詰嫡子、同御椽頰詰、同嫡子、並居一同御目見、右之面々江御祝之餅御酒被下之、

〔要筺辨志 年中行事 一〕同月○正十一日　一御具足之餅御祝、辰半刻出仕、熨斗目半袴、溜詰并松平出羽守、立花左近將監、御譜代家大名不殘、遠山美濃守等も御祝頂戴之、

〔幕朝年中行事歌合 上〕八番　左　御具足祝

あなたうとけふの睦月の十日あまりひとたびおがむ神のきせなが○中略

御具足祝は、むかし東照宮の召させ給ひし御物の具を、黒書院の床に飾て、祝はせ給ふ也、金の歯朶の立ものゝ御冑に、黒塗二枚胴の御具足、御陣刀差添等迄、みな戰に臨ませ給ひし時、帯させ給ふ御物也、革の柄に御手澤の殘りしなど、かしこきまでおぼゆ、やがて出御有之御祝あり、御膳撤しぬれば、溜詰、譜代の大名五人づゝ出て拜賀す、夫より西湖の間の廂まで成らせ給ひて、高家、雁の間、菊の間大名、及び司々の拜賀をうけらる、此日宿老に具足のもちを賜ふ時、番頭の輩相伴たり、その餘諸大夫布衣の輩、山吹の間の外、雁の間、きくの間にかけて並居つゝ、是を

給ふ、もとはむつき二十日に、此事有しに、御三代の君の御忌日たるにより、承應元年より改めて、十一日にいは丶せ給ふとぞ、

〔江戸鹿子 二御城之年中行事〕正月　十一日　御具足之御祝　諸大名に而も同斷

〔增補江戸年中行事 正月〕十一日　御具足御鏡開

〔東都歳事記 一正月〕十一日　御具足の餅、御鏡開諸家同じ、

〔桃源遺事 四〕一西山公〇德川光圀御隱居後、御山莊にては、正月御門松も建られず、五節供等、その外何にても御祝儀これなし、唯正月十一日に御具足の御祝ゐ計は、每年嚴重に遊ばされ候、

〔守國公御傳記 七〕每年正月十五日、具足ノ餅ヲ頒チ賜フ時、兩營ノ番頭始諸士一同、甲冑ヲ帶シ、陣列ヲナシ、夫ヨリ行軍ニテ鎭守社ニ拜謁シ、凱旋ノ式アリテ、書院ニ列居シ、前ニ記セル自書〇松平定信令條ヲ横目ニテ奉讀、一統拜聽、畢テ餅酒ヲ拜戴セリ、

十五日粥

〔二中歴 五歳時〕節日由緒　十五日粥 炎高辛氏女、性甚恭悪也、世人被厭也、正月十五日巷中死、其神爲ニ遠神一、〇事起、年中行事秘抄作ニ悪神一、迷ニ人於道路一、此人生好レ粥、以此祭ニ其靈一無レ咎害一、凡作レ屋産レ子、移徙、有レ惟則以レ粥灑ニ四方一、災禍自消除矣、

〔世諺問答〕正月　問て云、十五日にかゆを食するは、何のいはれのはべるぞや、　答、人の國のむかし黃帝蚩尤を正月十五日にたいらげ給ひしに、魂は天狗となり、身は蛇靈となり、人民をなやましければ、時に黃帝天にいのりしかば、天つげてのたまはく、魂魄をば祟、弊身をばめつせよとありしによりて、月每にそのこんはくに幣をたてまつり給ひし、それによりて今の代にいたるまで、正月十五日の亥のとき、あづきのかゆをにて、庭中に天狗をまつりて、東に向ひ再拜して、ひざまづきてこれを食すれば、年中の疫氣をのぞくと、うけたまはりし、わたましうぶやの時、かゆを四方にそ丶ぐも、このくのふとぞおぼえ侍る、

〔本朝食鑑 一穀〕粥　赤小豆粥者、米中合ニ小豆一而煮熟也、正月十五日古來上下皆ニ之、今俗赤豆粥中入ニ餅

子而嘗之、俱謂辟邪、

〔日次紀事 正月〕十四日　諸公家敲門（今夜諸公家奴僕插圓餅於枚杖、毎諸家敲門戶、則此餅入十五日赤小豆粥內、同煮而食之、是亦逐疫祟禳之微意也、）十五日　膏粥（玉燭寶典曰、正月十五日作膏粥以祠門戶、）

〔日本歲時記 二 正月〕十五日　今朝小豆粥を煮て餻をまじへてこれを食す、清少納言が枕草子に、十五日はもちがゆのせくまいるとかきしも此事なり、寬平の比より初りしとかや、又七種の粥といへるは、米、粟、黍子、稗子、葟子、胡麻子、小豆也と、延喜式に見えたり、又九條の右丞相の記には、白穀、まめ、あづき、粟、栗、柿、さゝげなどなりとしるせり、正月に地黃粥、防風粥、紫蘇粥などをくらへば、人によろしきといふ事、千金月令にみえたり、　世風記に、正月十五日小豆粥を煮て天狗祭をなす、庭中に案を置、そのうへに粥をそなへ、その粥凝時、東方にむかひ再拜長跪して是を服すれば、疫氣なしといへり、此外續齊諧記、劉敬叔が異苑などに、さまざまの說侍れど、みな妖妄の說にして信ずるにたらず、玉燭寶典に、正月十五日膏粥をつくりて、門戶を祭るとしるせり、又荊楚歲時記にも、正月十五日豆糜をつくりて、油膏をそのうへにくはへ、門戶をまつると見えたり、月令にも孟春に戶を祭るといふ事侍れば、是なん據とはすべき、

〔秇苑日涉 六〕民間歲節上　十五日食赤豆粥　荊楚歲時記曰、正月十五日、作豆糜加油膏其上以祠門戶、先以楊枝插門、隨楊枝所指、仍以酒脯飲食及豆粥插箸而祭之、　玉燭寶典曰、正月十五作膏粥、以祠門戶、　潛確類書引續齊諧記曰、吳縣張成夜見一婦人、立宅東南角、謂成曰、此地是君蠶室、我卽地神、明日正月半、宜作白粥泛膏於上以祭我、必當令君蠶百倍、言絕失所在、成如其言、爲作膏粥、年々大得蠶也、　范石湖集、臘月村田樂府數粥行叙曰、二十五日煮赤豆作糜、暮夜闔家同饗、云能辟瘟氣、雖遠出未歸者、亦留貯口分、至襁褓小兒及僮僕皆預、故名口數粥、豆粥本上月望日祭門故事流傳爲此、

〔諸國圖會〕年中行事大成〔正月一〕十四日歲越　今夜諸公家の奴僕團餅を枚杖に插み、諸家ごとの門戶を敲く、則此餅十五日小豆粥の內に入煮てこれを食す、これも亦疫を逐ひ福を索るの微意なり、

十五日小豆粥祝〇中略　今日小豆粥の中へ餅を入て食す、是を粥柱と云、また福沸といふ、此粥を粘として、牛王神札を貼る、皆疫を避る法なり、此粥柱を入るゝ事、古き事にや、枕草紙に十五日もちかゆのせくまいると見えたり、下野國には、漆膠木を尺許に切、半は皮を去、其所を木口より四ッに割、小豆粥の內へさし入て、粥の付たるを門戶に祭る、是を粥箸と云、

〔守貞漫稿〕二十六〕正月十五日、十六日、俗ニ小正月ト云、元日ト同ク戶ヲトザス、又三都トモニ今〔十五日〕朝赤小豆粥ヲ食ス、京坂ハ此カユニ聊カ鹽ヲ加フ、江戶ハ平日カユヲ不食、故ニ粥ヲ不好者多ク、今朝ノカユニ專ラ白砂糖ヲカケテ食ス也、鹽ハ加ヘズ、又今日ノ粥ヲ餘シ蓄ヘテ、正月十八日ニ食ス、俗ニ十八粥ト云、京坂ニハ此コト無シ、〇中略　江戶ニテハ武家及ビ市民トモニ、削リ掛ト云物ヲ、今日ノカユヲ以テ諸門戶ニ垂ル、柳ノ木ヲ以テ制之、上ハ箸ノ如ク、下ハ圖ノ如ク、〇圖略　細ク削リ掛タリ、小ナル物長二三寸、大ハ尺餘モアリ、武邸等ハ尺餘ノ物ヲ用フ、民戶ハ專ラ小形多シ、門戶正中ノ上ニ釣ル、〇中略　南畝〔號蜀山人ト號ス、爰ニ二三十年前ト云ハ明和ニ當ル、〕曰、削掛ケ二三ケ年前迄ハ門松ヲ割リ、或ハ柳ヲモ削ル、今ハ削ル人ナシ、守貞云、今ハ自ラ不削也、數十ヲ四錢計ニテ賣リ來ル故也、古ハ自制也、

〔東都歲事記〕正月一〕十五日　貴賤今朝小豆粥を食す

〔延喜式〕中宮十三〕十五日〇正月　粥幷酒肴給、內侍已下女孺已上、

〔延喜式〕主殿四十〕正月十五日供御七種粥料〔中宮亦同〕　米一斗五升、粟、黍子、䅚子、葟子、胡麻子、小豆各五升、鹽四升、土盤七口、鋺形五口、片盤十口、阿世利盤三口、瓫堝各七口、陶洗盤麻笥盤各二口、臼一口、匏八柄、柏廿把、炭二石、

〔西宮記正月下〕御粥　十五日、主水司獻御粥事、七種付女房供之、御器納所當日請之、

〔年中行事秘抄正月〕十五日主水司獻御粥事付女房

十節云、高辛氏之女、心性甚暴惡、正月十五日巷中死、其靈爲惡神、於道路憂吟、過路人相逢即失神、人人令盜火、此人性好粥、故以此祭其靈無咎害、凡作屋產子、移徙、有祐則以粥灑於四方、災禍自消除矣、月舊記云、天平勝寶五年正月四日勘奏云、黃帝伐蚩尤之時、以此日伐斬之、其首者上爲天狗也、其身者伏而成蛇靈也、是以風俗、此日亥時煮大小豆粥而爲天狗祭於庭中案上、則其粥上凝時、取東向再拜長跪服之、服者終年無疫氣也、又俗諺云、草繫ト云リ、故者、草束此蚩尤之身者、是以草束家則竊取草束而於家內密所藏置、則其家者當年之內終無疫者也、

七種粥　小豆、大角豆、黍、粟、葟子、薯蕷、米、　延喜主水司式云、正月十五日、供御七種粥料、米一斗五升、粟、黍子、䅶子、葟子、胡麻子、小豆各五升、又云、白穀、大豆、小豆、粟、栗、柿、葟子、代大角豆　此事見九條殿御記、幷外記記云々、

御記云、寬平二年二月卅日丙戌、仰善曰、正月十五日七種粥、三月三日桃花餠、五月五日五色粽、七月七日索麪、十月初亥餠等、俗間行來以爲歲事、自今以後毎色辨調宜供奉之、于時善爲後院別當、故有此仰、

〔建武年中行事〕十五日、〇正月御かゆなどまいる外、ことなる事なし、わかき人々杖にてうちあふことあり、

〔公事根源正月〕獻御粥　十五日〇中略

寬平の比より年毎に是を奉る、其外三月三日などの御節供も、此御時より同定めらる、七種の粥とは白穀、大豆、小豆、あは、くり、かき、さゝげなど也と、九條の右丞相の御記にみえたり、

〔厨事類記一〕臨時供御〇內、院、宮儀、中略　正月十五日　御粥〇中略　已上小預給料米備進之、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕十五日、あしたの物あかの粥を供す、御かゆのさかづき參ル、女中も御前にてたぶ、七日のみそに同じ、夕方御いはひ强供御以前に同じ、

〔禁中恒例年中行事正月〕十五日　七種御粥　是は主水司七種の粥を供御所より調進す、中頃より絶たりしを、近代御再興あり、

〔光臺一覽一〕十五日〇正月小豆御粥供之、

〔執政所抄上正月〕十五日　粥御節供事　殿下御料十二本　栗栖野樣器、同高坏、　御粥七前白穀、小豆、大豆、栗、黍、栗、薑子、　盛飯塗彼色物折敷一枚居一坏、　御菜二前　一折敷　海松　青苔　牛房　河骨　一折敷　瓜　昆布　蓮根　蕪　御菓子二前　一折敷　松栢　棗　柘榴　一折敷　栗　甘子　橘　獼猴桃　四種一折敷　折敷面押白生絹供之　打敷一帖六尺六幅　北政所御料十二本　同樣器高坏　色目同前、但打敷折敷面龜甲文唐綾千壽鶴松巢之、件事秉燭行事所司行之、四位陪膳、五位諸司官人益送之、御殿油出納勤之、　所々粥　藏人所　粥二桶白穀小豆杓二柄　交菓子二外居　菜八種　酒一瓶　雉一羽　鯉一雙　御臺盤所　粥二桶同前、　交菓子二外居臺盤美　菜八種　侍所粥二桶同前　菜八種　政所同前　御隨身所　粥二桶白穀、小豆、杓二柄、　雉一羽　鯉一雙　交菓子一外居　菜八種　酒一瓶　御讀所　贄殿　小舍人所　御車副　御牛童　主殿所　政所舍人御厩舍人　釜殿仕丁　已上白粥一桶、小豆粥一桶、杓一柄、菜三種、件粥等早旦所課家司調進之、使以例文分行之、

〔散木弃謌集一春〕むつきの十五日に、あかつきがゆの見ゆるを見て、人々歌よまむなどいふを聞て、などかよまざらん、兼盛が集にもある心ちこそすれどてよめる、

初春のもち月にもるかゆなればなべてならずはあかきなりけり

〔言繼卿記〕天文十一年正月十五日丙申、佳例粥祝如例、

〔坂井家日策〕天保七年正月十五日、朝小豆がゆ祝ふ、御住居〇廣島藩主淺野齊肅妻德川末姫江白酒三升大德利に入上る、

〔大江俊矩記〕寬政九年正月十五日丙辰、早天小豆粥餠祝夕節等家禮如例、

〔倭訓栞前編六〕かゆづゑ　粥杖也、かゆの木とも見ゆ、幸の神祝と稱するも同じ、正月十五日粥を焼たる木を削りて杖とし、子もたぬ女房の後を打ば、男子を産といへり、その事源氏、狹衣、枕草紙などに見えて、むかしは諸國にても、新婦を迎へし正月には、よめたゝきと稱、今いせの神宮あたりにも有、

〔簾中舊記〕正月御つへの事

一御杖と申事は、十五日のあした、とく、さぎつてう、おもてにて御覽じ候てのち、いつもの御所にて、上樣はじめまゐらせ候而、御女房衆の右の御かたのうゑを、三づゝそと御うち候、その御杖に御あたり候が、御面目にて候、ちとはくをゝかれ候て、春の野のゑなどろくしやうゑに、かゝれ候とて候、

〔日本歲時記正月二〕十五日　今日粥杖とて、松枝柴などにて女の腰をうてば、子をうむまじなひとていまもする事なり、但今は小兒の戲事となりて、男のわらはおほくむらがりて、道路にたゝずみ、道行女をうつなり、北國には松の枝を五色にいろどりて、それにて女を打所あり、西國には、棒にて女をうつ所あり、故に所により、今日は婦人女子外に出ず、凡かうやうの事は、其父兄、その所司、禁じて人をなやますべからず、

〔民間年中故事要言正月二〕粥杖　十五日ニ粥杖トテ男兒ノ戲ニスル事アリ、〇中略美濃國泳宮ノ村ニハ、正月十五日ニ新ニ杖ヲ削テ、其削屑ノ縷ノ如クナルヲ杖ノ頭ニ殘テ、名テ削掛トイフ、是ニテ女ヲ笞テ、犬ノ男十三人トイヘリ、然レドモ其義ヲ知ル者ナシ、是モ男子ヲ生コトヲ求ル祝コ

トバナラン、枕艸子、狹衣ナドニモ書レタル事ニテ、大内ニモ昔ヨリ有來タル事ヲ、民ノ上ニモ習フテ、童ノ戲ニモスル事ナランカシ、

〔諸國圖會年中行事大成正一月〕十五日粥杖又粥木とも　今日粥杖とて松枝柴などにて、女の腰を打なり、○中略信濃、飛驒、三河等の國には、染欅木をもつて、其長サ一尺二寸許に切、上下より削かけて、先の方に左に卷、柳櫻の花の如き物を紙にて造り粘て、松煙をもつて燻べ、其花の形を取除れば、其摸様白く木に殘る、是を御祝棒と號け、新婦ある家毎に入て、新婦の腰を打、兒童の戲なり、又今朝茶竹の五六尺計なるを、半まで五ッ六ッに割かけて、染欅木の枝二三寸廻りなるを、長五六寸に切、件の割たる竹の先にさし、家毎に門口の軒端に、二本充これを指す、是をほんだるといふ、是豐年の祝ひ、穗垂の祝儀とす、京師近郷は、此頃兒童の戲れに、橙を糸にてくゝり、通行の婦人の腰を打、皆粥木の遺風なり、

〔用捨箱上〕粥の木　折かけ燈籠　昔の質素をうしなはず、今に古風を存するは、正月の式と、七月の魂祭りなり、それさへいつの程にか絶、江戸に近き田舍には殘りし事あり、其一ッ二ッを記す、

向の岡不卜撰延寶八年印本　粥木　かゆの木や女夫の箸の二柱　才丸

撰者不卜は江戸の人なり、才丸は難波の產ながら、若きほどより江戸にあり、されば延寶の頃までは、粥木といふ事江戸にありし故、句にも作り、集にもいれしならんが、今はさる名だに聞ず、江戸近き田舍には猶在、所々にてすこしづゝ異なり、此句によく合するは、越谷の東大川戸村江戸より八里程の土人の話なり、彼あたりにては、正月十五日に、楊櫨を長き箸程に二本きり、頭のかたを削かけのやうに作り、鍋の粥の煎たちしとき、その頭をさしこみ、すぐに引あげ打返して、門の兩脇へ一本づゝさすなりと、才丸の句是なり、粥杖を粥の木といふとは異なり、

〔枕草子一〕十五日正月○は、もちがゆのせくまいる、かゆの木ひきかくして、家のごだち女房などの

うかがふを、うたれじとよういして、つねにうしろを心づかひしたるけしきもおかしきに、いかにしてけるにかあらん、うちあてたるはいみじうけうありと、うちわらひたるもいとはへばへし、ねたしと思ひたることはり也、こぞよりあたらしうかよふ、むこのきみなどのうちへまいるほどを、こゝろもとなく、ところにつけて、われはとおもひたる女房ののぞき、おくのかたにたゝずまふを、前にゐたる人は心えてわらふを、あなかま〳〵とまねきかくれど、きみ見しらずがほにて、おほどかにてゐたまへり、こゝなる物とり侍らんなどいひより、はしりうちてにぐれば、あるかぎりわらふ、おとこ君もにくからずあいぎやうづきてゑみたる、ことにおどろかず、かほすこしあかみてゐたるもおかし、又かたみにうちて、おとこなどをさへぞうつめる、いかなる心にかあらん、なきはらだち、うちつる人をのろひ、まが〳〵しくいふもおかし、内わたりなどやむごとなきも、けふはみなみだれてかしこまりなし、

〔狹衣四〕十五日〇正月には、わかき人々こゝかしこにむれゐつゝ、をかしげなるかゆづゑ引かくしつゝ、かたみにうかゞひ、又うたれじとよういしたるすまひおもはくども、おの〳〵をかしう見ゆるを、大將殿は見給ひて、まろをあつまりてうて、さらばぞたれも子はまうけん、誠にしるしある事ならば、いとふ共ねんじてあらんなどの給へば、みな打わらひたるに、いとゞいまはさやうなるあぶれものいでくまじげなる世にこそと、うちさゞめくもありけり、わか宮ぞちひさきかゆづゑを、いとうつくしき御ふところよりひき出て、うち奉り給へば、うちゑみ給ひて、あなうれしや、宮のあまりかたじけなくおぼえ給ふに、わたくしの子まうけつべかりけりと、かひ〳〵しくよろこび申し給ふもをかし、

〔辨内侍日記上〕正月〇寶治三年十五日、月いとおもしろきに、中納言のすけどの、人々さそひて、南殿の月見におはします、月華門より出て、なにとなくあくがれてあそぶ程に、あぶらのこうぢおもて

十六日粥
十七日粥
十八日粥

の門のかたへ、なをしすがたなる人のまいる、いとふけにたるに、たれならむ、皇后宮大夫の參るにやなどいひて、つまへいりてみれば權大納言殿也、いとめづらしくて、兵衞督どのだいばん所にて、あひしらひ給ふほどに、まことやけふは人うつひぞかし、いかゞしてたばかるべきなどいひて、出給むみちにて、いかにもうつべし、いづかたよりかいで給はんをしらねば、あしこゝに人をたゝせむとて、〇中略こめいちのしやうじのもと、御ゆどのゝなげしのしもの一間に、勾當內侍どの、みのどの、きりみすのもとに、中納言のすけ、兵衞督どの、年中行事のしやうじのかくれに、少將辨などうかゞひしかども、あかつきまで出給はず、いとつれなくおぼえて、すけやすの少將して、なにとなきやうにてみすれば、殿上のこ庭の月ながめてたち給へるといふ、兵衞督殿日の御ざの火どもけちて、くしがたよりのぞけば、殿上のかべにうしろよういしてゐたまへり、かくしてしけむもねたし、なにとまれつえにかきつけて、くしがたよりさしいださばやなど、さまざまあらますほどに、夜もあけがたに成ぬ、いかにもかなはず、つひにあぶらのかうぢの門のかたよりいで給ぬと聞もかぎりなくねたくて、しろきうすやうにかきて、つえさきにはさみて、をひつきてつかはしける、少將內侍、

うちわびぬ心くらべのつえなれば月みて明す名こそおしけれ〇下略

〔辨內侍日記下〕十五日、〇建長三年正月頭中將爲氏まいりたりしを、かまへてたばかりてうつべきよし仰事ありしかば、殿上に候を、少將內侍げざんせむと心えて、大かたたび〳〵になりて、こなたざまへまいるをとぞ、人々つえもちてよういするほど、なにとかしつらむ、みすをちとはたらかすやうにぞ見えし、かへりて少將內侍うたれぬ、ねたき事限りなし、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕十六日、〇中略今日も御粥を供す、　十七日、けふもかゆを供す、　十八日、今日もかゆを供す、

御薪

〔東都歲事記正月一〕十八日　大師粥と號して、貴賤小豆粥を食す、（又十八がゆともいふ、元三大師へ供養の心なるべし、）

〔伊呂波字類抄見雜物〕薪（ミカマギ）

〔倭訓栞前編三十〕みかまぎ　御薪と書り、正月十五日百官悉薪を大內に奉るなり、御竈木の義、天武天皇に始る、

〔令義解雜十〕凡文武官人（謂在京官人、其親王及婦女、不在此限也、）每年正月十五日並進薪、長七尺、以廿株爲一擔、一位十擔、三位以上八擔、四位六擔、五位四擔、（謂勳位亦准此也）無位一擔、諸王准此、无位皇親不在此例、其帳內資人各納本主、（謂中宮及東宮舍人、亦皆於本職本坊納、）

凡進薪之日、辨官及式部兵部宮內省、共撿校貯納主殿寮、

〔儀式九〕正月十五日於宮內省進御薪儀

其日平旦掃部寮設式兵等省輔以下座於西舍、（式部北上、兵部南上、並東面、）當廳東第三間南面設辨大夫座、第二間棟以南西面設史座、其後設史生座、當第四間設式部兵部宮內三省輔、丞、錄座、徐西去設同史生座、（並東面北上）設官掌及三省省掌座於庭中、（北面東上）于時辨大夫入東一戶就座、次史及史生入自堂東廡就座、次三省輔升自西階就座、次丞以下昇自西側階就座、訖式部省掌出於門外唱計諸司幷畿內國司、訖官掌省掌四人共進置版於中庭、（先當辨座置辨官版、次式部、次兵部、次宮內、並北面、）三省省掌共退出、官掌便留就座、式部省掌率諸司幷畿內國司、入自屛西就版、（省掌行且稱容止、）其一人申云、司々申久、御薪札進（留）申、丞命云、進（禮、）諸司共稱唯、傳取中分、其最後者二人總取進置錄傍、復本列、錄計其札數、訖取一札讀申云、司々乃進（禮留）御薪進（留）札若干枚申賜（止）申、輔判云、勘之、錄稱唯、丞命云、候之、諸司共稱唯退出、（省掌稱容止、如初、）兵部亦如之、次式部唱計諸家、引入出如前儀、次三省省掌進就座、每司造移一枚、訖就二省請押署、二省史生取移、就丞錄後取署、訖諸司就二省史生受移文退出、訖宮內省掌率文武官史生就版、（稱容止、如前、）其一人申云、司々進御薪文進（止）申、丞命云、進（禮、）史生共稱唯、傳取中分、其最後者二人總取進置宮內錄傍、錄讀申

云、司々乃進禮留御薪數札若干枚申賜止申、輔命云、縦、錄稱唯、丞命云、縦、史生共稱唯、訖式兵二省錄退出、更入、自雛東頭就官版、(以西爲上)式部錄先申云、式部省申久、御薪勘了止申、訖兵部錄西進就版、式部降在東退、兵部錄申詞准式部、訖式部西進、兵部東退、辨大夫判云、縦、錄共稱唯、退出更自屏西頭經西舍後、升自西側階復座、訖辨官史生進開廳北東第一戶、卽辨大夫退出、次三省輔以下依次退出、于時所司總設床子食床於廳上、辨大夫以下番上以上列立屏外、五位以上一々列、主典以上一列、番上一列、依次參入立於庭中、(以東爲上)謝座酒如常、五位以上先升、自西階就座、六位以下升自西側階就座、(五位以上南面東上、主典以上東面北上、番上在其後、)所司賜饌幷粥、訖各退出、先是諸司史生持二省所押署移文、向主殿寮進之、巳剋彈正忠幷巡察已下、主殿寮撿察御薪、

〔延喜式 十一太政官〕凡大臣以下應進薪數、正月十五日下式部省、卽辨史及左右史生官掌各一人、就宮內省、與式部兵部及本司共撿挍諸司應進薪數、(事見儀式)事畢諸司歸去、其後式部兵部勘造總目、申送辨官、

〔延喜式 十八式部〕凡諸司諸家去年得考人數、幷可進薪等勘定、正月十五日移宮內省、訖更總注考人色目及薪數進官、

凡省內雜色每年進薪限一千擔、其三百擔、分充春宮坊、自此以外不得更徵、若有違徵者、省掌解任、永不敍用、

〔延喜式 十九式部〕收薪

正月十五日質明、輔以下就宮內省、撿收諸司畿內進薪、(事見儀式)

〔延喜式 二十八兵部〕十五日(○正月)平旦、輔已下向宮內省、撿武官薪、(事見儀式)

〔延喜式 三十一宮內〕凡每年正月十五日、辨官及式部兵部會集於省、相共撿挍諸司所進御薪、訖省丞錄各一人率史生二人、就主殿寮撿挍御薪數幷好惡、其行事諸司給粥幷酒食、

〔延喜式 三十八掃部〕十五日(○正月)勘御薪之日、設辨官幷三省輔已下座於宮內省廳上、設式兵二省座於西

細殿、並用中床子卅脚、

〔西宮記正月下〕御薪　同日、〇上子日　宮內省御薪事、辨史式兵本省輔已下著正廳、辨南面、諸司東面北上、　諸司次第列立、作法畢、最後辨摩袖云、從與之、諸司唯稱退出、次所司設粥等、辨諸司共著之、行晴儀、謝座、具見儀式也、

〔江家次第三正月〕御薪年中所用御薪、諸司幷五畿內國司、供進、見主殿寮式、　宮內省正廳近例立幄行之　東第三間立辨床子南面　第二間立史床子四面在中央以南　其後立史生床子同上　第四間立式部、兵部、宮內、輔丞錄床子、東面北上重行、　其西設史生床子、　底中立官掌及三省省掌床子東上北面　辨入自東戶近例用幄東第三間、著靴　就床子　史及史生入自東砌著　三省輔昇自南面西階著　丞以下昇自西面著　式部省掌出唱計訖　官掌省掌等四人、置版四出了、　官掌著座　式部省掌就版申云々、中云、司々申御薪進申、　丞云進禮　錄讀申云云讀申云、司々乃進禮留御薪進留札若干枚申賜上申、　輔云勘　錄稱唯　丞曰候　諸司唯出　兵部亦如之　次宮內亦如此宮內省掌率二省史生著版、勘合文武官所進薪之札數也、　二省錄一一著版云々　辨云與之　次辨以下退辨官爲勅使向宮內省請取、二省等進薪、中辨官云縦、　次改座設饌　次辨以下著改履　次抔酒三行　次下箸　次退出

〔公事根源正月〕御薪　同日〇十五日

是は百官悉薪を奉て、宮內省におさめらるゝなり、其數などは延喜式に見えたり、天武天皇四年正月十五日、百寮諸人薪を奉る事有、御薪と書て見かま木とよむべし、

〔日本書紀二十九天武〕四年正月戊申〇三日　百寮諸人初位以上進薪、　五年正月甲寅〇十日　百寮初位以上進薪、

〔年中行事歌合〕八番　左　御薪　家尹朝臣

百敷のもゝのつかさのみかま木にたみのけぶりもにぎはひにけり〇中略

左、みかま木と申は、百官こと〳〵くみかま木をたてまつるなり、たとへばこれもたみのかたをやすめんためなり、くないのつかさにおさめられけるなり、其數はゑんぎの宮內式などに

爆竹名稱

見え侍る、

〔書言字考節用集時候二〕爆竹（サギチヤウ）初春有二此義一、蓋起二於庭燎一、見二博物志、歳時記、事文一、左義長（同）詳二徒然草野槌一三毬杖（同）

〔世諺問答〕正月　問て云、爆竹はなにのゆへにて侍るぞや、　答、神異經西方の山中にたけ一丈餘の人有、これを見る者、則寒熱の病をうるをもつて、竹火をたきて爆烞の聲あれば、則驚去といへり、又事文類聚と申ふみに、爆竹聲中一歳除、春風送レ暖入二屠蘇一、千門万戸曈々日、總把二新桃一換二舊符一、○中略爆の字は廣韻に火烈と注せり、またはためくとよめり、

〔日本歳時記正月二〕十五日、今日を上元といふ、是道家の說なり、今曉門松注連繩等を俗にしたがひて燒べし、但家ちかき所にてやけば、火災の憂あり、爆竹の火より回祿出來たる事、近年も多し、しかれば家近き所、又は宅せばくは、竈の下に燒べし、風靜なる夜は、門外に燒も又可なり、（爆竹とは、竹をたきてはしらしむる事なり、）我國に今日爆竹する事定說なし、いつの比より初りし事にや、もろこしには、元日庭前に爆竹すれば、山臊惡鬼を辟るといふ事、歳時記に見えたり、又除夜にもするとなん、されば王荊公が詩にも、爆竹聲中一歳除と作れり、上元には、漢の武帝の、大乙を祭るに、昏時より夜のあくるまでおこなふを、事の始として燃燈の事あり、又正月望夜庭燎を設くといふ事、開元遺事に見えたり、天竺には、正月十五日僧徒あつまりて、燈をともし佛舍利を見る事あり、爆竹の事なし、日本のさぎちやうは、僧家にいひつたふるは、後漢の明帝の時、初て天竺よりもろこしに佛法わたる、五岳の道士、是をやぶらむと訴るによりて、そのしるしをみんとて、佛經を左におき、道士の書を右におきて、火をかくるに、道士の書燒たり、されば左の義長せりといひて、左義長と云、又西域義長や東土（とうど）とはやす、（京都の俗に、爆竹を東（とん）土（ど）と云も是によれり、）西域佛法の義まさりて、東土へ流布すといふ事なりともいへり、是は沙門のかきをける事なれば、我道を譽たるなるべし、（林羅山の說なり、）しかればみぎの說は據とするにたらず、又陰陽家の說には、巨旦將來を調伏の威儀なりとて、三笈杖燒齋會は、

三毒退治のことはりなるよし、晴明が簠簋內傳に見え侍れど、これ又妄誕の說なれば、世信するにたらんや、但もろこしにて、除夜元日などに爆竹する事あるをまなびて、我國には今日するならし、春の始なれば、一年の邪氣をはらひ散せる意なるべし、吳の俗、十二月廿五日爆竹するよし、范至能が說にみえ侍れば、あながち除夜元日にのみする事にてもあらざるべし、凡爆竹の聲は、陰氣の欝滯せるを發散し、邪氣を驚かしむるとなり、神異經にいはく、西方深山中有人焉、長尺餘、犯人則病寒熱、名曰山臊、其音自叫、人嘗以竹著火中、爆烞而有聲、山臊皆驚憚、又朱子語類に、或人のいはく、鄉間に李三といふものあり、死して厲となる、鄉曲凡祭祀佛事あれば、かならず此人のために別に饌具をそなふ、若かくのごとくせざれば、齋食盡く爲所汚、後に人ありて、爆杖を放てその所依の樹を焚、是より遂に絕てやみぬ、朱子のいはく、是他枉死氣未散、被爆杖驚散了、又焦氏筆乘に、李畋該聞集を引ていはく、爆竹、妖氣を辟事信然たり、鄰人に仲叟といふものあり、山鬼のために祟をなされて、戶牖を開く事あたはず、山鬼しきりに瓦石を投て妨をなす、叟、巫覡を求てこれをいのりければ、却て妖、祟をなすこといよ〳〵さかんなり、畋これに謂ていはく、日夜庭中におゐて、除夜のごとく爆竹する事數十竿せよ、叟その言を然りとして、爆竹して曉にいたる、これより妖祟の事やみしとなん、この數說を以て見れば、爆竹の邪氣を辟る事、其理あり、しゐがたし、

〔改正月令博物筌 正月〕十五日　三毬打 左義長ともかく、正月に打たる毬打玉を、眞言院より神泉苑へ出してやき上る也、車につれあり毬打玉は三角にして、天地人に表し、やき上るは陽をまつる也、今の世民間には、正月のかざり松竹しめなはの類をやく、是をとんどいふ也、唐は元日に竹をやく、竹のやくる音にて陰氣はらひ、妖邪のがいをのぞくと也、本朝これにならふなるべし、　爆竹 ばくちくとよむ、又竹をほこらすともよむ、竹をやくなり、　吉書上る 書初にかきしを、今日やくなり、　ひし花びらほこらす ほこらすといふは、やくといふ字をいむ故、いふなるべし、

〔秋苑日涉 六〕民間歲節上　是日正月十五日取門松及司命索、積庭中、竪竹於其四傍、燎之、謂之散鬼杖、杖讀如兆、蓋爆杖之遺、或謂之熂度、熂度國語、猶言燒熂也、火熾貌、　事物紀原曰、歲時記曰、元日爆竹於庭、以辟山臊、山臊惡鬼也、

制度

神異經曰、犯人則病、畏爆竹聲、宗懍乃云、爆竹燃草起於庭燎、風俗通謂起於庭燎、不應濫王者也、按、周衰之末、大夫而僭天子、庶人而服侯服者皆是也、奚獨燎明爲不然乎、懍之所記理或然矣、　范石湖集、臘月村田樂府爆竹行叙曰、此他郡所同、而呉中特盛、惡鬼蓋畏此聲、古以歲朝、而呉以二十五夜、　熙朝樂事曰、除夕人家祀先及百神、架松柴齊屋、舉火焚之、謂之烑盆、作火爆（群談採餘）　煙焰燭天、爛如霞布、爆竹鼓吹之聲、遠近聒耳、　帝城景物略曰、除夜以松栢枝雜柴燎院中、曰燒松盆、熰歲也、　通雅曰、除日焚柴曰烑盆、月令通考、呉中風俗、除日送舊神、焚松柴、謂烑盆、或曰以松栢桃杏爇火曰生盆、孫愐曰、烑粉滓也、韻會曰、粥凝、歲時雜記、除夕作蕡燭、以麻烑濃油、如庭燎、律有元日油烑之義、今烑盆也、或作𤎩、音莘、青藤曰、俗謂之喪盆、或燒冬青樹、武林舊事南郊用之、又元夕有蕡燭烑盆、

〔諸國圖會年中行事大成一正月〕十五日爆竹幷吉書揚〇中略　三笈杖、又三毬打、左義長とも、或は三元張とも書、三元張より起るか、徒然草に云、さぎちやうは正月に打たる毬打を、眞言院より神泉苑へ出して燒よし侍り、唐土にては、毬打を蚩尤が頭に比して是を弄す、日本又毬打を燒て、巨旦を伏するならんと云々、止牟止の正字詳ならず、爆と云字、火烈と注して、ハタメク、ヒバシルと訓む、左義長を爆す、吉書蔆葩を爆といふは、燒といふ字を忌ばなり、俗に誤て物を焦すを、燒爆といふに同じ、

〔徒然草下〕さぎちやうは、正月に打たるぎちやうを、眞言院より神泉苑へ出して燒あぐる也、法成就の池にこそとはやすは、神泉苑の池をいふなり、

〔武家嚴制錄一〕禁裏臨時之御條目

覺〇中略

一左義長御作法までにちいさく被仰付、幷盆之燈籠かろくいたし上られ候樣に可然事、〇中略

右條々相守之、油斷有間敷候、若猥之儀被承之於無言上者、面々可爲越度者也、

寬文八年三月廿八日〇署名略

〔享保集成絲綸錄四十九〕慶安元子年十二月

一正月之左毬打ニ、薪澤山ニ積重、たき申間敷事、

十二月

十五日爆竹式

〔故實拾要四〕正月十五日　御吉書左義長　是左義長ハ自山科家獻之、淸凉殿ノ東庭ニ置之也、左義長ハ以葉竹搆之、扇等ノ飾アリ、常ノ如左義長、是ニ吉書ヲ被上事也、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕十五日〇中略淸凉でんの東庭にて御吉書之三毬打近キ記ニ小三毬打トありあり、三毬打は近年山科しん上す、御領の御代官なせし時よりしん上して、其例をうしなはで、今は御代官ならねど、しん上するなり、淸凉殿へ渡らせおはします、〇中略内侍御座に御劒をもち、御さきに行、又勾當の内侍、御吉書を硯のふたにすゑてもちて、御うしろに行、もやの東の庇にかまへたる御座につかしめ給ふ、勾當内侍、御座に御劒おく、又勾當内侍もちたる御吉書をとりて、同庇の南第一の間の簾のしたよりさし出せば、藏人さしよりて、御吉書をうけとりて、東階にのぞむ、修理職の者慶長のころまでは、すあをを著す、近年布衣を著す、階にすゝみて、御吉書を給はりて、三毬打のもとにあゆみより、御吉書を入て歸り參る、藏人階の南にある燭だいのろうそくをとりて、しゆりしきの者にあたふ、又三毬打のもとにゆきて火をつく、牛飼仕丁ぶつとくを著す等聲をあげてはやす也、事はて、ゝをはりて、三毬打の竹二本を、御吉書のすわりたる硯のふたにすゑて、しゆりしきのものもて參る、藏人これをとりて、御吉書いだしたるすだれの下へ入べし、内侍とり御前にもて參ル、のち還御、

〔洞中年中行事正月〕十五日、御吉書の事、近代諸家中より左義長獻上無之、入夜南殿上の南庭にて御沙汰あり、先御簾の前に燭を左右に立て、階下左右に北面四人狩衣にて候す、殿上のをちゐんに藏人二人候す、内侍御簾を尺計卷あげて、御吉書を御硯蓋にのせ出さる、是を藏人上座の者請

取て、北面に渡す、左の北面二三階のぼりて請取て、左義長の中へ入置て、本の座に居す、次に下座の藏人立て、御前の燭を取て、又北面に渡す、右座の北面階を上て請取て、せんのう〇原書傍書、仙洞牛飼童也、に渡す、請取て御左義長をほこらす也、事終て左義長の竹二三本計切て、右の御硯ぶたにのせ上る、北面より藏人に渡す、藏人より簾中内侍へ渡す也、此時内侍てゝはつき袴びんふく也、

〔禁中年中行事正月〕十五日　吉書左義長　山科家ヨリ調進　於清涼殿東御庭有之、極﨟催、修理職勤之、仙納彌市伺候、

〔禁中恒例年中行事正月〕十五日　三毬打　又爆竹　又左義長

是は十五日の夜、清涼殿東向簾中出御にて、東庭にて御吉書を三毬打に而燒る、御規式なり、長橋廊下に而公卿殿上人列座有、三毬打は竹と藁にて作り、紙をまめに附たるもの也、山科家御料御代官を勤られたる時よりの例にて、山科家より調進なり、出御の後、御吉書を硯蓋に載、簾中より出さる、藏人受取、殿上より修理職に渡す、修理職狩衣にて受取、三毬打の内江入、次藏人御前の燭臺の蠟燭をとり、修理職に渡す、修理職受取、牛飼童にわたす、牛飼童兩人裝束に而詰居り受取、三毬打江火をうつし、燭は修理職江返し、修理職より藏人江返し、藏人元の如く燭臺に指す、三毬打燃上れば、牛飼童とうどやとはやし、夫より仕丁大せい十德を著、扇を手に持、三毬打をめぐりて、とうどやとはやす、其内新參の仕丁は、紅白粉を面にぬり出る也、三毬打燒る内、燒竹二本硯蓋にのせ、牛飼童、修理職江わたし、修理職階下より上げ、藏人受取、簾中江入る、三毬打はて入御なり、

〔日次紀事正月〕十五日　左義長今晩山科家所獻之左義長、爆主上御吉書、修理職從其事、極﨟右手持燭、左手捧載御吉書之硯蓋、自殿上賜修理職、仕丁等各出庭上拍之、倭俗擊手或鐘鼓勤之、謂拍、中華除夜或元夕爲爆竹、

〔諸國圖會年中行事大成正月〕十五日爆竹幷吉書揚〇中略　今日山科家より獻する所の左義長、主上の御吉書を爆す、修理職其事に從ふ、極﨟右の手に燭を持し、左の手に御吉書を載る硯の蓋をさゝ

十八日爆竹式

げ、殿上より修理職に賜ふ、仕丁等各庭上に出て拍レ之、十八日にも其式あり、

〔日次紀事 正月一〕十五日　上賀茂左義長（今夜上賀茂太田前、井社家松下門前、爆二左義長一數基、地下人各巡二左義長一而拍レ之、諸人群觀、）

〔長祿二年以來申次記〕同〇正月十四日　一さぎつちやうの事、及二晩候て、馬場殿にてはやし申也、三間御厩之御緣へ御成候而、辻ごしに被二御覽一之、すぐに常之御所へ還御成候也、上樣は御所樣さぎつちやう被二御覽一間に、常之御所へ還御成也、

同十五日　一爆竹、（三毬打共書レ之）此爆竹は、今朝御對相過候て、則垸飯より以前之事也、御西向松の御庭にて、さぎつちやう囃申を、簾中より被二御覽一候、御供衆、申次衆、庭上に伺公也、

〔殿中申次記〕正月十四日　一左義長（永正十三）　一本　囃申レ之

十五日　一左義長（永正十三六七八年同前）　五本、囃申之、被二御覽一、仍御太刀被レ下レ之、

〔日次紀事 正月一〕十五日　洛中家々左義長（今晚爆レ之、爆了以二其焦餘竹一插二厠內一、然則其家無レ疫云、或爆竹火燒レ餅食レ之、則以二此火一煮二今朝赤小豆粥一、又以二此粥一爲レ糊、貼二牛王井札一、皆避レ疫之法也、）

〔諸國圖會 年中行事大成 正月一〕十五日　爆竹并吉書揚〇中略　洛中家々今曉竹を立、昨日迄飾たる注連飾をたき吉書を燒く、其紙の灰空に飄るときは、手跡上達すと云、此時口々にとんど左義長と拍す、此火をもつて、今朝の小豆粥を煮、又餅を燒き食ふ、是を菱葩ほこらすといふ、又其爆す所の焦餘る竹を、厠の內に插ば、其家疫なしと、又其灰を屋敷の四面に散せば、蛇近づかずと云、　大坂にては昨日より家々の注連飾を取て、河邊にこれを燒く、皆兒童の戲とす、田舍にては高サ二三間の爆竹を作り爆す、攝州兵庫近鄕には、昨夜土產神の社壇に、一村の者及び往還の旅人を引止め、燈火を消し、男女闇中に入亂れて一夜を明す事、大原の雜居寐に等しく、今朝大きなる爆竹を建て、西方へ引合ひ、引勝たる方は獵よしとて、大に悅ぶ事綱引と等し、

〔故實拾要 四〕正月　十八日爆竹　是去ル十五日、自二山科家一獻上ノ左義長、今日淸涼殿ノ於二南庭一燒

上也、天子出御清涼殿ニ有天覽、極﨟此事ヲ催ス也、又御殿ノ階ノ下ニ、北面ノ侍兩人跪候也、件ノ左義長燒上ル時、陰陽師大黑囃之（大黑トハ其陰陽師ノ稱號ノ如シ）也、凡其次第先陰陽師大黑烏帽子素袍ヲ著シ、扇ヲ持チ、清涼殿ノ御庭ノ中央ノ右ノ方ニ立テ囃之、又陰陽師兩人麻上下ヲ著シ、笹ノ枝ニ白紙ヲ切下テ持之、件ノ大黑ト立向囃之、次ニ鬼面ヲ掛タル童子一人、金銀ヲ以左卷ニ畫タル短キ棒ヲ持舞曲ヲナス、次ニ面ヲ懸赤キ頭ヲ被タル、童子二人、太鼓ヲ持テ舞曲ス、次金立烏帽子ニ大口ヲ著シ、小キ羯鼓ヲ掛テ打鳴之、舞曲ヲナス、又笛一管、小鼓一挺、半上下ヲ著シタル者打囃之也、但舞曲ヲナス間ニ、件ノ左義長ニ御吉書ヲ添テ燒上ル也、又燒上ル左義長ノ數ハ十二三飾也、

〔後水尾院當時年中行事〕上正月十八日○中略 三毬打あり、亦曉より催したつ、弓場代にて此事あり、朝餉にて御覽あり、女中だいばん所に候す、公卿侍臣どもすのこに候す、大こく役者を召具して參る、（陰陽師大黑松大夫と云ふ）囃之、かつこ、棒ふり、かくし太鼓等の事あり、ことはて、常の御所にて一獻（こぶあは）參る、うちうちには、例のひし花平にて御祝あり、

〔禁中年中行事〕正月十八日　左義長　極﨟催之（清涼殿南庭ニテ有之）　宿直　院北面勤之　拍子　大黑唱門師勤之

〔禁中恒例年中行事〕正月十八日　三毬打（又爆竹）

是は清涼殿朝餉之間、簾中出御にて御覽あり、公卿殿上人南の椽に候す、宿直の瀧口二人階下に候す、南廣庭四脚門より東方、月華門より西方にて三毬打有、出御後修理職始むべきよしを申す、陰陽師大黑民部是を勤む、三毬打に火をうつす、三毬打燒る間、鬼の姿にて一人棒ふり有、次に羯鼓打小童二人有、次に鬼の姿にて隱し太鼓といふて太鼓打有、右終る頃三毬打も燒畢、入御也、今日の三毬打は、諸家より調進也、作り方十五日の如し、今日も雜人拜見を入るゝなり、

〔日次紀事〕正月十八日　左義長（朝辰剋、禁裏左義長預自諸家獻之、上賀茂社家亦獻上、凡爆左義長之間、上賀茂士二人侍庭上、唱門師首長大黑亦然、其徒首著緇黲）

**爆竹例**

鬼面、撃羯鼓、吹横笛而舞、是謂拍左義長、爆之謂保古羅加須、

〔年中重寶記（正月一）〕十八日　禁裏左義長　この灰を聖護院村天王御旅所に捨

〔光臺一覽（一）〕十九日（○正月）は、六十六本の左義長、土御門殿の下陰陽師大黒と申もの勤之、宿所塔之段の神子町より行列にて參上す、南殿の前に、竹に色々紙を結付、火を焚、辨面を懸芥の裝束し、鬼面にて夜叉衣裝拵して、大鼓鉦鼓を打、前進後退して歌舞す、其稱言は、貴也御法、左義長や御法と、下略、平人豫參して拜見す、

〔諸國圖會年中行事大成（正月一）〕十八日左義長　今朝辰刻左義長あり、預め諸家よりこれを獻ず、上賀茂社家も亦獻上あり、左義長爆竹の間、上賀茂の士二人、庭上に侍す、先淸凉殿の御庭に竹を飾り、是に扇を結付、これを爆す、唱門師大黒松大夫、その徒四人、內二人は、翁の形をなし、二人は嫗の形をなし、鬼面を被り、赤熊髮を被り、二嫗は太鼓を携へ、二翁は逐舞ふてこれを打、童子二人素面に赤熊髮を被り、腰鼓を打、又傍に袴肩衣を著たる者五人、並立てこれを囃し、止牟止也といふ、摺袴著たる者一人、聲に和して波阿と云、其由緣を知らず、舊臘御煤拂より今日まで、竹串の調味を用ひられず、

〔一話一言（十二）〕池田氏筆記　一三毬打、正月十八日ナリ、蒹葭堂云、堂上方ヨリ獻ゼラル、竹ニ扇子短冊ヲ付、下ノ紙ニ姓名ヲ記サル、ナリ、トンドウヲ焚ナリ、是ハ新參ノ仕丁ナリ、此トキ白赤鬼出テ舞フ、是ハ土御門殿ノ卑官ナリ、所謂唱門（トモジ）師ナリ、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄御對面御祝巳下之事
一夜（○正月十八日）に入て爆竹五本ほこらかす、五ケ番より一本づゝ進上、

〔看聞日記〕應永廿三年正月十五日、地下村々松拍參、先山村（木守寺之人供行者等）種々風流摸舞樂參向之儀有其興、則燒三球杖如例、菓子二合、搥賜之、次三木村、次石井村、次舟津、各種々風流、其興千萬、皆同賜

捶見物雜人群集、十八日、三球杖少々燒之、於門前大三球杖燒之、

〔二水記〕大永八年正月十五日、入夜參內、御盃儀如恒、於東庭小三毬打拍也、十八日、入夜參外樣番衆所、三毬打令見物、聖門師拍之如恒、

〔言繼卿記〕天文十一年正月十五日丙申、暮に御祝ニ參內、〇中略於東庭御三毬打例式、仕丁共ハヤシ候、勸修寺三本、予十本進上、已上十三本有之、極﨟藤原氏直、祗候申沙汰也、次於大所勸、廣予薄五辻等一盞候、十八日己亥、今日禁裏進上之三毬打用意、於禁中如例年沙汰之、大澤長門守、同下野權守、同彥四郎、澤路筑前守、同彥九郞、同修理進、井上次郎五郎、安彌四郎、小谷彌五郎、與次郎、澤路夫三人、人夫二人沙汰之、於禁中極﨟夫々渡之、當年一圓數少、至賀茂以上廿本有之、暮に參內、見物被參輩、廣橋中納言、權中納言、萬里小路中納言、伯二位、予、四辻宰相中將、重保朝臣、國光、藤原氏直、源爲仲等也、極﨟氏直申沙汰也、於男末一盞如例年、御警固藤中納言、庭田兩奉行、夫參見物候輩以外多、

〔晴右記〕永祿十三年正月十五日、三毬打三本如嘉例進上申也、

〔言經卿記〕慶長九年正月十二日癸亥、山科七郷ヨリ三毬打竹二百八十本持來了、勸修寺ヨリ人相副、十四日乙丑、禁中へ三毬打十本如例年進上了、如左、

かしこまりて申入候、三ぎつちやう十ほん、あいかはらずまん上いたし申候、御心候て、御ひろうにあづかり候べく候、かしく、

とき經

勾當内侍どの、御局へ

御返事有之

いつもの三ぎつちやうまいり候、めでたくおぼしめし候よし、心候て申とて候、かしく、

山しな前中納言どのへ

〔御湯殿の上の日記〕慶長九年正月十四日、やましなよりさぎつちやう十參る、　十五日、う大辨よりさぎつちやう三かど參る、御さか月ののち、さぎつちやうあり、御きつしよ、長はし、きよくら人いださる、、

〔時慶卿記〕慶長九年正月十五日、三毬打吉書ヲホコラカス、長左衞門ニ申付候、

〔言緒卿記〕慶長十七年正月十一日丙午、一勸修寺中納言へ、山科大宅鄕ヨリ三毬打竹貳百八拾本、每年ニ來候間、不相替被仰遣候て可給由申遣、從當年板倉伊賀守御料所代官仕候間、如此申遣、勸修寺へノ狀之案、

內々申入候、三毬打竹貳百八拾本、每年從山科大宅鄕遣申候儘、不相替仰遣候て可被下候、將又十八日之三毬打竹は、從深草五本出申候、一尺貳寸の竹とは申候得共、近來は一尺ばかりの竹にて御座候、祖父言繼日次記に見え申候はうは、長岡より出申候へ共、かず委不知候間、猶日次記見付次第に可申入候、先竹の儀被仰遣候て被下候者、可爲過分候、言緒謹言、

端書、尤以參上可申入候へ共、先如此候、

正月十一日　　言緒

勸修寺殿人々御中

十二日丁未、一勸修寺中納言昨日之三毬打之事、則立入河內守ヲ添可遣候間、拙子靑侍ヲ、板倉伊賀守內板倉金衞門所へ可遣由承了、三毬打之竹の事、金衞門隙入ニヨリ、金子內記ニ、立入河內、拙子靑侍申候處ニ、則山科大宅鄕へ、今日人ヲ可遣由、內記申候也、深草ノ竹ハ傳奏と能々示合候て、傳奏次第ニ可申付之由申之了、　十三日戊申、一三毬打竹貳百八拾本、如例年從山科大宅鄕持來了、　十四日己酉、一廣橋大納言へ兩種壹荷遣了、其狀案文、

當春御慶、珍重々々、不可有休盡候、隨而兩種壹荷、乍些少致進上候、誠表祝義計候、將又禁中ニ十

八日之御三毬打御座候哉、左樣ニ御座候へ者、拙子致進上候三毬打ハ、深草ヨリ竹五本從前々出申候間、不相替出申候樣ニ、被仰付候而可被下候、竹の寸は、一尺二寸とは申候へ共、近年は九寸一尺の竹にて御座候、祖父言繼日次記に見え申候條、任吉例被仰付候て被下候者、可爲過分候、尤以參可申入候へ共不存御隙候間、先一書如此候、言緒謹言、

正月十四日

如此申候て遣候へバ

返狀

誠新春之嘉慶、珍重々々、殊兩種壹荷被懸御意候、喜悅之至候、祝詞從是可申入候、仍禁中十八日之御三毬打御座候、珍重候、竹之事、深草より出付申候吉例之由、左樣候者尤存候、當年者御庭せばく候間、何もちいさく候て可然候、吉例之寸法は、來年より其通可然存候、萬々以面謁可申述候、かしく、

正月十四日　　兼勝

山科殿ウハガキ　○中略

一三毬打十本禁中へ進上、文如此ちらし書、永祿十年、言繼日次記ニ見え申候案文也、毎年の事ナレ共、折節日記一覽候間如此、

かしこまりて申入候、三ぎつちやう十ほん、あとのまゝしん上いたし候、いくよろづ代までも、しん上いたし候べきよし御心え候て、御ひろうにあづかり候べく候、かしこ、

勾當內侍どのゝ御局へ　　とき緒

御返事

文のやう、ひろう申候、三ぎつちやうしん上候、めでたく思めし候よし、心候て申とて候、かしく、

くらのかみどのへ

一仙洞へ御在位ノ如時、三毬打十本進上、文言禁中ノ文言ニ同、但アテ處ハ、宮内卿どの丶御局へと書申候也、御用被仰付候とて、御返事ナシ、御滿足之由、使者ニ被仰了、　十五日庚戌、一禁中十八日御三毬打觸有、其文言、

端書、十七日可被進候由被仰下候、宿紙拂底候間、先內々申入候也、

來十八日、三毬打三本、可令持參給之由被仰下候、各可得御意候也、

正月十五日　　　稙忠

頭中將殿〇以下四十人宛名略

則加奉、加様ノ六位ノ觸ニハ、奉了トカク也、　十六日辛亥、一從今日三毬打コシラヘ了、　十七日壬子、一三毬打令進上、三毬打ノ長、本座迄三間、本座一間一尺五寸、四手竹貳間、足アヒ貳間、四手竹ニ扇一本付之了、　十八日癸丑、一三毬打ニ各參內、三毬打過テ御酒有之了、

〔孝亮宿禰記〕慶長十七年正月十八日癸丑、禁中御三毬打五十九本有之云々、　十八年正月十五日甲戌、院〇後陽成御所三毬打卅八本有之、自去年始、

〔百一錄〕延寶二年正月十五日、吉書御左義長雖爲例年夜、當年日午行之、　十八日、左義長、其長三尺計、纔數本耳、

〔大江俊矩公私雜日記〕寛政十二年正月十五日戊辰、御吉書三毬打、酉剋俊幹、助功參勤、當番議奏へ相屆、出御以前鷲尾前亞相被示云、去年被出御吉書所間違候、當年者例所之旨也、　十七日庚午、三毬打獻上也、如例年、　十八日辛未、三毬打也、依申沙汰、俊幹巳剋參勤、依雨下、今日延引、可爲來廿一日被仰出、卽剋退出、　廿一日甲戌、三毬打去十八日依雨御延引申沙汰、俊幹參勤、申半剋出御、秉燭前退出、傳聞、獻上之三毬打、十七日より今日迄其儘在御庭云々、

文化四年正月十五日丁巳、御吉書三毬打、酉剋予俊常兩人參勤屆議奏卿、　一戌剋前出御于小御所、中段御座（簾中）小兒出庭後受議奏卿目、（當番六條前中納言）予參進下段北間簾下、取御吉書、出東階上、渡修理職、復座、次俊常進南方燭臺下、取蠟燭、出同所、渡修理職、待返上、如元立之復座、其後修理職上燒竹、予更進出階上、取之、就簾下返上御硯蓋了、兩人退候殿上人座末、（廻座之事條中、番頭催如例）但此夜修理職一廳不出仕、御吉書松宮主水、蠟燭高島監物也、　一入御後修理職令退事、議奏卿被氣色、予出階上目之、（今度不及引籠）　一事訖尋議奏卿、戌剋過兩人退出了、　十七日己未、三毬打獻上也、予家來自巳剋以前令候東廻廊、貫首以下獻之、三毬打請取、都合十八本相揃後引取也、尤前後候內玄關、屆議奏卿、平唐門開閉之後、同令申之、如例年、（議奏初中山前大納言、後花山院右大將承知也、）尤上賀茂獻上三毬打二本、一社傳奏滋野井家家來附添持參、如例年令請取置也、　十八日庚申、三毬打也、催巳剋予參勤屆議奏卿、（○中略）　一申剋過出御小御所、中段御座（簾中也）小兒出產後受當番議奏氣色、（淸閑寺前亞相）予進出東簀子、階上目修理職、（寄南方、向良方進、退下襦也）修理職仰大黑越後撥、頭左廻退入如例、

〔總見記　二十一〕爆竹興行附自異國黑坊主來朝事

同月（○天正九年正月）四日、御爆竹御興行、御馬廻衆用意致シ、頭巾等結構ニ拵ヘ、各出立思々ニ用意セシメ、同十五日、必罷出ヅベキ旨御觸有之、江州衆被仰出、爆竹申付ル、御人數ノ事、北方東一番ニ仕ル次第、平野土佐守、多賀新左衞門、（○中略）御馬場入ノ次第、御先へ小姓衆、其次ニ大臣家（○織田信長）御出馬、黑色ノ南蠻笠ヲ召サレ、唐錦ノ御半臂、虎ノ皮ノ行縢、葦毛ノ御馬、勝レタル早馬飛鳥ノ如クナリ、關東ヨリ伺公仕リシ矢代勝助ト申ス御馬乘、是ニモ御馬乘セラル、近衞殿、伊勢兵庫頭、幷ニ御一家衆、北畠殿、上野介殿、三七殿、津田源五殿、同七兵衞殿、其外歷々美々敷御出立、思々ノ頭巾、樣々ノ裝束、皆以結構ナリ、何レモ早馬十騎二十騎ヅヽ乘セラレ、後ニハ爆竹ニ火ヲ付、膸ト一度ニハヤシ候、御馬ドモ驅サセラレ、其後町通リヘ乘出サレ、扨御馬納ラレ、見物群集ヲナシ、結構ナル次第、

爆竹停止

上下心目ヲ驚シ畢ヌ、

〔守貞漫稿二十六〕十五日〇正月ノ夜諸川岸焚之、〇門松注連、彼童夜中、牛房注連等ヲ以テ、或ハ地ヲ撲チ、或ハ民戸ヲ撲等シテ、トンドジヤ、チヤンギリコジヤト報告シ巡ル、蓋焚之ニハ雇夫等出テ助之テ、兒童ノミニハ非ズ、彼輩今夜寢ザルユヘニ、夜不寢講ト云リ、ヨヂンカウト訓ゼリ、チヤンギリコハ左義長ノ訛ナラン、江戸ニハ更ニ無此事、或ハ川ニ流シ、或ハ家ニテ焚之、或ハ芥溜ヘ捨之ノミ、

〔年中行事故實考正月二〕三毬打　信州松本町にては、町々辻の中央、長さ拾間計の竹を立、松竹をかざり、御柱といふ、童部どもあつまり、一人を別當と名づけ、水あびせなどして、其柱の下にて饗をなす、是三毬打の遺風にや、我府下にとんど竹と名附、大竹を立るも、三毬打の遺風也とぞ、

〔事實文編附錄十六〕福山爆竹圖卷序　空踈陳人

邦俗爆竹以正月十四日、而吾福山之觀、號稱第一、未聞他方有此比也、其製植巨竹四竿、竿頭合束爲尖、四脚隨下隨張、衣以草藁、形如四注屋、而雍且聳焉、高殆三丈、而置如梘斗者、松葉作之、其上又施諸樣貢飾、或飛鳥、或走獸、自花卉樹石至宮室舟車器械、凡百形狀、無所不有、而一株竹葉裊々拂雲、府下三十街、爆竹二十五本、市人舁之、自城北始、轉循東濠、涉街衢、鼓譟驩呼、逐隊以行、終至城南蘆田川上、火之、火烈既揚、藩士年少各著鎮火衣、跨馬鳴鞭直入煙火中、縱横馳突、沙石皆飛、而觀者喝采不已、無論府下士民、自四方隣國來、雜沓亂簇、不知幾萬人也、二十五本已爲灰燼、日暮人散、是爲歳例、街長三好光諄作圖卷、就求余序、余意爆竹之擧、泛然見之無用遊戲、徒費貨財、然國有紀律、民守儉素、如彼貢飾、爲觀美者惟用紙麻草藁、不敢厠一片金帛、且藩士年少、藉以講武事、亦足觀國光矣、乃叙事略與之、

安政六己未年正月、

〔看聞日記〕永享六年正月十五日、三球杖面々進、〔前宰相三本、源宰相三本、隆富朝臣三本、有俊三本、木寺六本、〕入夜木守參燒三球杖、

二十日正月

風流如形也、次舟津參同前、(石井三木村不參)各給捶如例、十八日、松拍參風流、自前々超過有其興、

〇按ズルニ、昨年十月、後小松天皇崩御シタマヒシヲ以テ、十八日ノ爆竹ヲバ擧行セザリシナラン、猶ホ次下引ク所ノ宣胤卿記ヲ參看スベシ、

〔宣胤卿記〕長享三年(〇延德元年)正月十八日丁丑、今日禁裏三毬打停止、依諒闇(〇去年三月、後花園后藤原信子崩也、〇中略)十五日小三毬打如例云々、今日三毬打諒陰中有否事、舊冬被尋下、永享度停止(十五日小三毬有之)由申入了、

〔二水記〕大永七年正月十五日、秉燭之程參內、御盃儀如恒、(〇中略)於清涼殿小三毬打如例年、但依諒闇(〇去年四月、後柏原崩)不發聲也、十八日、今日三毬打無之、依諒闇也、

〔享保集成絲綸錄二十六〕元祿二巳年正月

覺

一跡々如相觸候、町中ニ而左儀長焚候儀、堅無用ニ可仕候、幷かざり道具、屋敷之內、又は往還之道にて燒申間敷候、但船に積捨候共、埃捨場へ捨可申候、又は薪に致し候共、可爲勝手次第、附火之元之儀、彌念入可申事、

〔和漢三才圖會四時候〕廿日正月　陳眉公秘笈云、池湯以正月二十日爲天穿、以紅縷繋餅餌擲之屋上、謂之補天、　按京都俗、正月廿日、每家食赤豆餠餌、蓋小豆赤色以准紅縷乎、但不祭天祭口而已、其他畿內民俗、此日糯糲和赤小豆蒸之爲强飯食之、其品異而趣一也、以此日稱廿日正月嘉祝、

〔日次紀事正月〕二十日　團子(今日地下人諸人各遊樂、謂二十日正月、食團子、是稱二十日團子、)

〔日本歲時記二正月〕廿日、今日女人の鏡臺の祝とて、それに供たりし鏡餠を煮食ふ事あり、これ武士の鎧の餠をいはふとひとしき事なり、廿日をもちゆるは、廿日をいはふと、初顏祝と詞おなじきゆへに、これを綠にとれるよし、他にいひならはせり、

〔東都歲事記一正月〕廿日　商家夷比壽講(〇中略)今日太神樂來る　貴賤廿日正月とて鑑開年始食

し祝ふ、家毎に祝するにもあらす、

〔臥雲日件錄〕文明二年正月五日、熏曰、三井寺乃敎待和尙、初居此百餘年、旣而智證大師相承興隆此地、大リヤウ創舊跡也、亦號蒲生長者也、凡正月廿日人皆以爲飽食之日、實蓋始於此長者云々、平日以此日施于天下萬民以飮食也云々、

六月朔日正月

〔半日閑話十二〕六月朔日、世俗今日をもて元日とし、雜煮をいはふことのあり、元官中より出し事となん、　試筆

　みな月の朔日ながら世とともにけふともふじの正月を見る

假作正月

〔叢桂偶記二〕假作正月

凡世俗遇疫邪災疾凶荒之歲、則不問何月何日、假作正月模樣、以爲除舊迎新、凶災可轉、相呼曰流行正月、香祖筆記曰、老學庵筆記、陳師錫家享儀、以冬至前一日爲冬住、又云、唐盧頊傳云、是日冬至除夜、乃知唐人冬至前一日亦謂之除夜、吾鄕三十年前、冬至節、祀先賀歲、與除夕元旦同、近乃不行、亦不知其所以然也、乙酉夏、二東多疫、忽有鄕人持齋素者、言以五月晦爲除夕、禳之則疫可除、一時村民皆買香燭祀神祇祖先、亦妖言也、乃知西土亦有流行正月、

〔嬉遊笑覽八方術〕田舍にては、いつにても農業を休みてあそぶを正月といふ、これ年の初め、遊び居る事にたとへて云しにあらず、其起りは、何ぞの呪にてせし事と見えたり、寬文七年未七月六日町觸、今度、在々所々にて、松飾りを仕り、正月を祝ひ申由にて、江戶近邊の町屋迄、其通り、此月は祝ひ申由相聞候、就夫御代官所へも無用可仕旨被仰渡候間、江戶町中にても、右の通正月を祝ひ申事、堅無用に可仕候云々、始めはかやうに松かざり何くれと正月の如くせし事なり、

〔玉蘂〕承元四年三月三日辛卯、或人曰、略中又曰、賀茂氏人夢、三月三箇日如元三、可儲禮儀云々、又五六月之程、世間拂底死去也、可恐之、

〔後見草 中〕寶曆九年の夏の頃より、誰仕出せしといふ事もなく、來る年は十年の辰年也、三河萬歳の謠へる末錄○彌勒十年辰年に當れり、此年は災難多かるべし、此難を遁れんには、正月の壽を祝ふにしく事なしと申觸たり、依之あるひは雜煮を祝ひ、蓬萊を飾り、都鄙一統の事とはなしぬ、

〔後見草 下〕又同じ比○安永五年の事なりき、御府內の人々、五六月の間より、正月の壽をなし、豆をはやし雜煮をいはふ事、寶曆九年の如くせり、命あればかゝるうつけしひが事を再び見侍りしと、友どち語り笑ひしなり、

〔梅園日記 五〕流行正月　文化十一年夏のころ、某の國某の山にて、猴人の如くものいひけるやうは、ことし疫病にて人多く死ぬるなり、ことしは過て來年の正月になりぬるさまに、門松たて雜煮餠くひなどせば、病をまぬかるべしといへりとて、かの說の如くになしたる人もいと多かりけり、これ亦前にも有しことなり、○中略又伊勢安齋翁の洗革記云、安永七年五月晦日、江戶にて大晦日と稱して、節分の如く鬼やらひの豆をうち、厄拂の乞食いで、六月朔日を元日と稱して門松をたて、雜煮を食し、屠蘇酒をのみ、鏡餠を設祝ふ、町家にては商をやめ、戶を立よせ、簾をかけ、買人來れば、雜煮を出し酒をすゝむ、寶舟の畫を賣者も出たり、江戶中かくの如くしたるにはあらざれども、此事をなす者多し、もと若狹國よりはやり出て、諸國につたへけるとぞ、彼國の土民、山中にて異人に逢しが、かくの如くすれば疫病を除くと敎へし故に、行ひはじめたりといふ、○中略是を流行正月といふ、冬の日といふ誹諧集に、つるべに粟を洗ふ日の暮、といふ句に、はやり來て撫子かざる正月、にと付たり、冬日注解に、前句のさまを女の業也と見たれば、撫子は子といふ語綠にして、疱瘡か麻疹のまじなひに、正月を仕直して祝ふなるべし、時ならず正月のはやるといふ事、都鄙ともに有こと也、昔も四月朔日親椀をもて、豆打して、年を取直せば、疫難を除く也とて、正月のはやりし事ありけるとぞとあり、また叢桂偶記に、凡世俗遇疫邪災疾凶荒之歲、則不問何月

何日、假作正月模樣、以爲除舊迎新、凶災可轉、相呼曰流行正月、香祖筆記曰、乙酉夏、二東多疫、忽有鄕人持齋素者、言以五月晦爲除夕禳之、則疫可除、一時村民皆買香燭祀神祇祖先、亦妖言也、乃知西土亦有流行正月とあり、又按ずるに、淸康紀聞拾遺（學津討源本）に、去年（按に淸康元年たり）十二月立冬、術者王浚明（學海類編本、王浚明に作れり、）以謂國家大忌丙午冬三月、可於此日借春致祭打牛如立春、朝廷從之、聞者或以爲笑、天時豈可借也、但京畿之陷、竟不出此月、理或近とあり、流行正月の漢名借春なり、（○下略）

# 古事類苑

## 歳時部十四

### 子日

名稱

子日ハ、古ヘ正月子ノ日ニ、高ニ登リテ遠ク四方ヲ望ミ、以テ陰陽ノ靜氣ヲ得ルニ原ヅクト云フ、我國ニテハ、其第一ノ子ヲ初子(ハツネ)ト云ヒ、第二ノ子ヲ弟子(オトネ)ト云フ、若シ子日三アル時ハ中子(ナカネ)ヲ用キ、或ハ二月ニ之ヲ行ヒシコトアレドモ、初子ヲ以テ主トスルナリ、此日朝廷ニテ宴ヲ賜ヒ、野ニ行幸シ給フコトアリ、故ニ臣庶ニ在リテモ、亦野外ニ遊ビ、小松ヲ引キ、若菜ヲ摘ムヲ以テ例トス、

〔運歩色葉集〕〈禰〉子日(ネノヒ)〈初學記、歳首祝松枝、男七、女二七也、十節記、正月七日登岳遠望四方、得陰陽之靜氣、除煩惱之術也、〉

〔書言字考節用集〕〈二時候〉子日(ネノヒ)〈十節錄、正月子日、登岳遙望四方、得陰陽靜氣、則除憂惱、〉

〔二中歷〕〈五歳時〉節日由緒　正月子登岳〈正月子日、登岳遙望四方、得陰陽靜氣、除憂惱術也、〉

〔倭訓栞〕〈前編二十二禰〉ねのび　正月初の子日、野邊に出て小松を引て祝とす、子の日を根延によせて、根ごめにするなるべし、小松も又子松の義に取なるべし、

〔年中倭歌年中行事〕〈正月〉子日遊〇中略　子日に、初子、中子(ナカネ)、弟子(オトネ)のみつあり、

〔拾遺和歌集〕〈一春〉おほきさいの宮に宮内といふ人の、わらはなりける時、だいごのみかどのおまへに、さぶらひけるほどに、おまへなる五葉に鶯のなきければ、正月はつ。ね。の。ひ。つかうまつりける、

子日宴　子日遊

松のうへになくうぐひすのけふをこそはつねの日とはいふべかりけれ

〔後拾遺和歌集〕雜十八　けふ中の子とはえらずやとて、ともだちのもとなりける人の、松をむすびてをこせて侍ければよめる、　　むまのないし

たれをけふまつとはいはんかくばかりわするゝ中のねたげなるよに

〔空穗物語〕菊の宴　かくてきさいの宮賀、正月廿七日にいでくるを子になむ、つかまつり給ける、

〔空穗物語〕國讓下　廿五日、〇正月　にいでつるをとねは、いぬ宮御百日にあたりけり、〇中略　右大將、

姬松はをとねのかぎりかぞへつゝちとせの春はみずとえらなむ、とてさしいづれば、〇下略

〔續日本紀〕十五聖武　天平十五年正月壬子、〇十二日　御石原宮樓、在城東北、賜饗於百官及有位人等、有勅鼓琴、任其彈歌、五位巳上賜摺衣、六位巳下祿、各有差、

〔萬葉集〕二十　二年〇天平寶字　正月三日、〇丙子　召侍從豎子王臣等、令侍於內裏之東屋垣下、卽賜玉箒肆宴、于時內相藤原朝臣、〇仲麻呂　奉勅、宣諸王卿等、隨堪任意作歌幷賦詩、仍應詔旨、各陳心緖、作歌賦詩、未得諸人之賦詩幷作歌也

始春乃波都禰乃家布能多麻婆波伎手爾等流可良爾由良久多麻能乎

右一首、右中辨大伴宿禰家持作、但依大藏政、不堪奏之也、

〔類聚國史〕七十二歲時　平城天皇大同三年正月戊子、〇六日　曲宴賜五位巳上衣被、　庚子、〇十八日　曲宴賜侍臣衣被、

〇按ズルニ、類聚國史ニ、子日曲宴部ヲ立テヽ、之ヲ其首ニ收メタリ、

〔日本後紀〕二十二嵯峨　弘仁四年正月丙子、〇二十二日　曲宴後殿、命文人賦詩、賜祿有差、

〔河海抄〕十三若菜　內宴記曰、弘仁四年始有內宴、唐太宗之舊風也、正月一二三日間有子日、著件日行之、藏人式淸涼記等、此日注曰、一二三日之間、若有子日便用之、

〔類聚國史 七十二歳時〕弘仁五年正月甲子、○十六日宴侍臣、賜綿有差、　八年正月甲子、○四日曲宴後庭、
淳和天皇天長八年正月壬子、○十三日曲讌仁壽殿、參議以上預焉、賜祿有差、
〔文德實錄 八〕天安元年正月乙丑、○二十六日禁中有曲宴、預之者不過公卿近侍數十人、昔者上旬之中、必有此事、時謂之子日遊也、今日之宴修舊迹也、

○按ズルニ、丑日ニ子日宴ヲ行ヒシハ蓋シ特例ナリ、

〔扶桑略記 二十二宇多〕寛平八年閏正月六日、○戊子有子日宴、行幸北野雲林院、其扈從者、皇太子、○醍醐及一品式部卿本康親王、上野太守四品貞純親王、四品貞數親王、大納言正三位源朝臣能有、中納言從三位藤原時平、中納言源光、中納言菅原道眞、參議從三位藤高藤、從三位藤原有實、參議源昇、參議正四位下源貞恒、參議源希、殿上六位以上、皆著麴塵衣、
〔菅家文草 六序〕扈從雲林院不勝感歎聊叙所觀井序扶五
雲林院者、昔之離宮、今爲佛地、聖主玄覽之次、不忍過門、感功德也、侍臣五六輩、翫風流而隨喜、院主一兩僧、掃苔蘚以恭敬、供奉無物、唯花色與鳥聲、拜謝有誠、唯至心與稽首而巳、予亦嘗聞于故老、曰上陽子日野遊厭老、其事如何、其儀如何、倚松樹以摩腰、習風霜之難犯也、和菜羹而啜口、期氣味之克調也、况年之閏月、一歲餘分之春、月之六日、百官休暇之景、今日之事今日之爲、豈非爲無爲事無事乎、予雖愚拙、久習家風、廻與有時、走筆無地、聊擧一端、文不加點云爾、謹序、○詩略
〔河海抄 十三若菜〕御記曰、御賀事、延長二年正月廿一日、右大將藤原朝臣來自院有仰云々、近間寂然甲子日朝摘若菜奉入之、二十五日甲子、此日自院賜子日宴云々、
〔日本紀略 二朱雀〕天慶六年正月九日戊子、於御前有子日之興、
〔大鏡 四右大臣師輔〕此式部卿の宮○爲平親王は、よにあはせ給へるかひ有おり、一度おはしまし〳〵たるは、御子日のひぞかし、御をとどのみこたちも、いまだおさなくおはしまして、かのみやおとな

におはします程なれば、よおぼえ御門の御もてなしも、ことにおもひ申させ給へるあまりに、その日こそは御とものの上達部殿上人などのかりさうぞく馬くらまで、だいりのうちに、めし入て御らんずるは、またなき事とこそはうけ給はれ、たきぐちをはなちては、布衣のもののうちにまゐる事は、かしこき君の御時もかゝる事の侍りけるにや、おほかたいみじかりし日の見物ぞかし、物見車は大宮のぼりに所やは侍りしとよ、さばかりの事こそこのよには候はね、とのばらののたまひけるは、おほぢわたる事はつねなり、ふぢつぼのうへの御つぼねにつどふ、えもいはぬうちでども、わざとなくこぼれいでゝ、后の宮うちの御せんなどさしならび、みすのうちにおはしまして、御らんせしに、御まへとほりしなむたふれぬべき心ちせしとこその給ひけれ、又それのみかはおほぢにも、宮の出車十ばかりは、ひきつゞけてたてられたりしは、一町かねてはあたりに人もかけらず、瀧口さぶらひの御前どもに、えりとゝのへさせ給へりし、さるものゝ子どもにて、心のかぎりけふはわがよと人はらはせ、きらめきあへりしきそくどもなど、よそびとまことにいみじうこそ侍りし、

〔大鏡裏書下〕式部卿爲平親王子日事

康保元年二。月。五日壬子、爲平親王遊覽北野、子日之興也、平旦天陰、及午剋漸晴、同剋召爲平親王、參議伊尹朝臣於前、又召覽陪從殿上侍臣、鷹飼等被馬、（四位著直衣、五位著狩衣、鷹飼四人著野裝束、）又召從親王小童三人、其騎馬等同覽、未剋許爲平親王使藏人所雜色藤原爲信、獻鮮雉一翼、助信朝臣所捕獲云々、入夜爲平親王、右衛門督藤原朝臣朝忠、伊尹朝臣等還參候侍所、卽於侍所給酒、侍臣等執獻物列立、藤原朝臣問之、卽重光朝臣稱親王獻御贄、各稱物名、藤原朝臣仰、令給御厨子所、侍臣酣醉、奏絃歌、良久賜王卿等祿、先是親王退下、不給祿、亥剋入內、

〔禁秘御抄中〕一可遠凡賤事

村上御宇、爲平親王子日時、布衣輩渡御前、(中略)如此例雖多、不可有尋常事也、

〔日本紀略 村上四〕康保三年二月五日庚子、令守平親王及小童等、於東庭有子日之戲、其後召侍臣於梅樹下、給酒奏絃歌、

〔日本紀略 花山八〕寛和元年二月十三日戊子、朱雀院太上天皇(○圓融)出自堀河院、幸于紫野、騎御馬、爲子日興也、扈從公卿以下、布袴狩衣、各以任意、奉絲竹、獻和歌、

〔小右記〕寛和元年二月十三日戊子、巳時許參院、(○圓融)今日御子日也、御御車、令向紫野給、左右丞相、大納言爲光(大將)中納言文範(中途布衣)顯光、重光、保光、右近權中將義懷(散三位布衣)參議忠清、(右衞門督布衣)右近中將道隆、(散三位布衣)公卿皆騎馬、著直衣下重、以纓柏插、左大臣追候野口、太上皇於野口乘御御馬、右衞門尉惟風、左馬允親平等、爲御馬轡、殿上侍臣皆悉布衣、京路野邊見物車如雲、即御御在所、其裝束立幄敷板敷、又立簾臺懸御簾、其中立輕幄、(南向)其東爲公卿座、(南面)其幄東又立幄、(子午妻)爲侍臣座、御前四方立屛幔、御前植小松、御在所幄後立膳所幄、御厨子所供御膳、(懸盤)陪膳權中納言顯光、(顯光、重光、保光著布袴、)次居公卿及侍臣衝重、一巡之後、大納言爲光以下侍從等起座、執籠物十及折櫃四本列御前、左大臣於御前問云、各稱名云々、(左大臣所儲也)次居檜破子於御前、左大將幷正清、懷遠、時通、下官等添調儲也、次召和歌人於御前、(先給座)兼盛朝臣、時文朝臣、元輔眞人、重之朝臣、曾禰善正、中原重節等也、公卿達稱無指召追立善正重節等、時通云、善正已在召人內云々、召兼盛、左大臣仰可獻和歌題之由、即獻云、於紫野翫子日松者、以兼盛令獻和歌序、此間有蹴鞠事、左大將、左衞門督、源中納言、兩三位、藤宰相、余(○藤原實資)及殿上侍臣等、蹴鞠事及黃昏、仰云、至于和歌於院可獻序幷和歌等名者、秉燭還御本院、召公卿於御前、有歌遊之事、召余爲和歌講師、右大臣以下獻和歌、左大臣不獻如何、左右兩丞相賜御衣、納言以下賜白褂、侍臣疋絹、又給御隨身、深更各々分散、御紫野之間、從內使右近少將信輔有御訪、即召御簾外、給圓座、申御消息、余執祿被之、拜舞之間失禮太多、今日四位五位六位皆著綾羅、如何、下官著白襖薄色袴

小松引

等。〇又見古事談

〔兼盛集〕我君としごろ民をめぐみ國をおさめおはしますこと、御まつりごとかずおほくて、山にのぼり水にたはぶれ給ふおほみあそびもみえざりき、西はをぐら山の秋のもみぢ、いたづらにその色をうしなひ、東はむらさい野の春の梅、むなしうそのかげをうしなひ、きしのほとりみづきようすみ、山の聲たかうよばふ、風はえだをならさず、あめはつちくれをやぶらず、世中もたのしければ、けふの御幸もありますなり、かぎりなき我君の御とくを、おいたるは老たるをよろこび、わかきはわかきをよろこぶ、世中のたのしきことは、けふの御幸をためしとすべしとつけしめて、其日の和歌、

子日してよのさかゆべきためしにはけふの御幸をよにはのこさん

〔散木弃謌集一春〕伊勢國に侍ける比、むつきのはつねの日、ねいみといひて、家をいでゝ野にいきて、ひねもすにゐくらして、かやをかりてこがひするおりに、えびらといふなる物にすなるを、そのついでに、ことのもとなれば、松をなをざりにひきてかへるとてよめる、

春たてば初子のいみにたびゐして袖のこたなる小松をぞひく

〔成氏年中行事正月〕九日、例日タル間、御祝等無之、但初子日ニ相當時、見好法師參テ種々ノ祝言ヲ申、根松ヲ三本持テ參、其時評定衆之子共親類ノ間、以上意直垂ニテ松ヲ受取テ扇ニ置テ、御二間ノ御妻戸ヨリ、十二間ヘ令持參時、松ヲ御請取アッテ被置也、見好法師ハ管領評定奉行ノ亭ヘモマカリ出、自公方樣御祝、自政所下行、其外祝言アリ、

〔土左日記〕廿九日、ふねいだしてゆく、〇中略む月なれば、京のねの日の事いひいでゝ、こまつもがなといへど、海なかなればかたしかし、ある女のかきていだせるうた、

おぼつかなけふは子の日かあまならばうみまつをだにひかましものを

〔源氏物語若菜三十四〕正月廿三日、子の日なるに、左大將殿の北方わかなまいり給、○中略けふの子日こそなほうたてけれ、老ばしは老をわすれても侍べきをときこえ給、かんのきみもいとよくねびまさり、もの〳〵しきけさへそひて、みるかひあるさまし給へり、

わか葉さすのべの小松をひきつれてもとの岩ねをいのるけふかな、とせめておとなひ聞え給、ぢんのをしきよつして、御わかなさまばかり參れり、御かはらけとり給て、

小松ばらすゑのよはひにひかれてやのべのわかなもとしをつむべき、などきこえかはし給て、上達部あまたみなみのひさしにつき給、

〔拾遺和歌集春一〕題しらず　たゞみね

ねのひする野邊に小松のなかりせば千世のためしに何をひかまし

〔後拾遺和歌集春一〕三條院の御時に、上達部殿上人など子日せんとし侍けるに、齋院の女房、ふなをかにものみんとしけるをとゞまりにければ、そのつとめて齋院にたてまつり侍ける、　堀河院右大臣

とまりにし子日の松をけふよりはひかぬためしにひかるべきかな

〔後拾遺和歌集春一〕小野宮太政大臣○藤原實賴の家に子日し侍けるに、よみ侍ける、　清原元輔

千年へんやどの子日の松をこそ外のためしにひかむとすらめ

〔年年隨筆五〕此ころの歌よみ、子日といふ題に、小松をよみて若菜をよまず、子日遊の子細をまらざる也、後撰集子日の歌五首ある、小松のなき歌もまじれゝど、若菜よまぬはなし、小松も菜の一種なり、されど千年萬代とめでたる物なる故、とりわきたるにて、つひには小松引ばかりの事に人おもへり、かの後撰集のうた、朱雀院の子日におはしましけるに、さはる事侍りてえつかうま

供若菜

つらずして、延光朝臣につかはしける、左大臣、松もひきわかなもつまずなりぬるをいつしか櫻はやもさかなむ、院の御かへし、まつにくる人しなければ春の野のわかなも何もかひなかりけり、小松引になんまかると人のいひければ、君のみや野べに小松を引にゆく我もかたみにつまむわかなを、宇多院、子日せんと有ければ、式部卿のみこをさそふとて、行明親王、故郷の野べ見にゆくといふめるをいざ諸ともにわかなつみてむ、子日しにまかりける人のもとに、おくれ侍りてつかはしける、みつね、春の野に心をだにもやらぬ身は若菜はつまで年をこそつめ、と有、五首ことごとく若菜をよみて、二首は小松をよまず、正明これにこゝろづきて、子日に若菜をみづからもよみ、人にもおしへてよまする事なり、七種の菜は、すゞなすゞしろなど、は、たがへる物也、年中行事秘抄にや有けん、白河院仰に、松を添て奉るはひがごと也、菘と書てなとよむ也と、の玉へりし事みえたりき、其頃はやう松はくはざりし也、○中略今時好事のひと、子日に野外に遊びて小松はひけど、何にすべき物とも志らず、俊成卿歌に、さゞなみや志がの濱松ふりにけり誰世にひける子日なるらん、とあるは、引栽しことなれば、はやう實をうしなひし也、

〔古今要覽稿 時令〕若菜わかな　正月子日に、若菜のおもの調して奉りし事は、嵯峨天皇の弘仁四年を始とす、河海抄引内宴記これは唐の大宗の舊風にならひ給ひしと同上いへり、それより代々の天皇も、つぎつぎに此事を行ひ給ひしなり、おほよそ若菜とは、皆人食ふべき春草の若苗をさしていひし名なれども、その食ふべき春草の中にも、初春の頃に生出るものは、薺、をはぎ、芹などのたぐひにて、今いふつまみな、或はうぐひすなの類にてはあるべからず、その若菜をつむには、人々野邊に出て子日するとて、小松を引けるよすがに、此菜をもつめばなり、その故に寛平八年、宇多天皇の雲林院に行幸し給ひし時の序文に、倚松樹以摩腰、習風霜之難犯也、和菜羹而啜口、期氣味之克調也と菅家文草いひ、藤原元眞が歌にも、霞たつ野邊の若菜をけふよりぞ松のたよりにと家集いひ、

また院のみやの御息所、わかなを給ふに小松ありて、片岡の野邊のこまつを雪間より（同上）などみえたり、扨子日の遊を、或は朱雀院、圓融院などの御時より有けるにやと（公事根源）いへども、大伴家持の歌に、初春の初子のけふの玉はゝきと（萬葉集）よめるによれば、いと舊より此遊はありしなり、されどその歌に、小松引よしはみえねども、柿本人丸の子日の歌に、二葉より引こそうゑめと（家集）よめるにて、子日に小松引ける事は、承平の頃より始りしにはあらざるなり、然るを後の世に至りて、子日の若菜といへば、ひたすらに七種の菜をそろへて奉るとのみおもへるは、古をしらざる誤り也、

〔西宮記 正月下〕若菜　上子日、內藏、內膳、各供若菜、

〔北山抄 一正月〕上子日、供若菜事、（內藏寮、內膳司、各供之、）

〔年中行事秘抄 正月〕上子日、內藏司供若菜事、

內膳司同供之　十二種若菜　若菜、薊、苣、芹、蕨、薺、葵、芝、蓬、水蓼、水雲、松、（河海抄）○白河院仰云、松字如何、師遠申云、若菘、上皇被仰云、相具松進上、此僻事也、（藍菘、和名古保祢、）　七種菜　薺、蘩蔞、芹、菁、御形、須々代、佛座、

〔公事根源 正月〕供若菜　上子日

內藏寮ならびに內膳司より、正月上の子日是を奉る也、寛平年中より始れる事にや、延喜十一年正月七日に、後院より七種の若菜を供ず、又天暦四年二月廿九日、女御安子の朝臣、若菜を奉れるよし、李部王の記に見へたり、若菜を十二種供事あり、其くさぐさは、若なはこべら、苣、せり、蕨、なづな、あふひ、芝、蓬、水蓼、水雲、松とみへたり、此松の字の事、白川院御時師遠に御尋有しかば、若松と書て、こほほねと讀也、若此事にて侍ると申き、松をそへて奉る、さてはひが事也と、上皇被仰侍き、尋常は若菜は、七種の物也、薺（ナヅナ）はこべら、芹、菁、御形、すゞしろ、佛の座など也、正月七日に七種の菜羹を

雜載

食すれば、其人萬病なし、又邪氣をのぞく術も侍ると見へたり、

〔袋草紙四〕能宣、父頼基ニ語云、先日入道式部卿御子日ニ宜歌仕テ候、頼基問之如何、能宣云、
ちとせまでかぎれる松もけふよりはきみにひかれてよろづよやへむ、世以稱宜云々、頼基暫詠吟シテ、カタハラナル枕ヲトリテ打能宣云、慮外昇殿有帝王御子日之時、以何歌可詠哉、ワザハヒノ不覺人哉云々、能宣須臾ニ起テ逐電云々、

〔本朝文粹十一和歌序〕春日野遊　和漢任意　橘在列

夫上年之候、仲春之天、出槐林之深窟、望松樹之遠地、所謂好客之群遊也、于時嵩岳之西脚、洛水之東頭、嘯野煙之春光、各吟一句、酌山霞之晩色、皆醉數盃、倚松根而摩腰、千年之翠滿手、折梅花而插首、二月之雪落衣、斯蓋吾朝之風俗、子日之嘉會也、志之所之、盍命翰墨云爾、

〔本朝續文粹十和謌序〕早春詠子日和謌一首并序　前藤都督

王春初月子日令辰、月卿雲客陪椒房之者多矣、蓋浴皇澤謌聖德也、于時亘鵲橋於前池、展燕席於中島、歩沙草而徙倚蹤踏三分之緑、携林松而徘徊齡伴千年之陰、誠是上陽之佳猷、却老之秘術者也、況亦庭草色々、窈窕之袖添薫、宮鶯聲々、鳳凰之管和曲、命希代之勝遊、課習俗兮諷詠、○下略

## 卯杖　卯槌　併入

卯杖ハ、正月上卯ノ日、大舎人寮、諸衞府等ヨリ御杖ヲ天皇及ビ中宮、東宮等ニ獻ズル儀ナリ、其杖ハ、曾波木、比々良木、棗、牟保許、桃、梅、椿、黒木、榠樝(クワリン)、木瓜等ノ、各長サ五尺三寸ナルモノヲ用キル、蓋シ精魅ヲ驅逐スル法ニシテ、日本書紀持統天皇三年正月乙卯ノ紀ニ、大學寮ヨリ卯杖ヲ獻ゼシヲ以テ、書冊ニ見エタル始トス、神宮、諸社、及ビ幕府ニテモ亦之ヲ用キル、

卯槌ハ、桃木ニテ作リタルモノニテ、卯杖ヲ獻ル日、絲所ヨリ獻ル、臣民ノ間ニモ亦互ニ贈遺シテ之ヲ祝セリ、

名稱

〔伊呂波字類抄 人事 字〕卯杖 本朝事始云、持統天皇正月朔日、朝＿萬國於前殿＿、乙卯、大學寮獻＿杖八十枚＿、或云、正月卯日、以＿桃枝＿作＿剛卯杖＿、厭＿鬼也、

〔書言字考節用集 器財 七〕卯杖ウヅヱ

〔倭訓栞 前編 四 字〕うづゑ　卯杖と書り、正月上卯日、桃、梅、椿、柳などにて杖を作り、五色の糸にて卷て、大やけに奉る也、〇中略 剛卯とも数改とも見え、もとは漢朝の故事にて、我邦にては持統紀より始て見えて、百官參內の時に賜はれる儀もあり、歌の辭書にうづゑの松をたまはりてと見え、賀茂の年中行事には、日蔭苔をも用たり、されば廣業卿卯杖の詩に、女蘿色舊大椿枝と作れり、伊勢神宮にも奉りし事、儀式帳に見えたり、うづゑのほうし枕草紙に見え、熱田の祭に卯杖舞あり、

〔夫木和歌抄 一 卯杖〕御方違よりまた曙ほどに、かへらせ給ふとて、卯杖ほがひをきこしめしてと云、

花山院御製

あさまだきいのる卯杖のしるしあらば千とせの坂もゆかざらめやは

〔榮花物語 十一 若花〕うへ〇三條 いづらは若宮〇三條皇女禎子 はととはせ給へば、命婦のめのといだきたてまつりてまいる、〇中略 あなうつくしとみたてまつらせ給て、いだきとりたてまつらせ給て、もちゐかゞみみせたてまつらせたまふとて、きゝにくきまで、いのりいはひつゞけさせ給ことゞもを、おまへに候人々はえねんせずおのづからうちさゞめき、うづゑほがひなどいふ心ちこそすれとて、しのびやかにわらふを、いかに〳〵とおほせらるゝほども、すゞろにめでたくおぼえさせ給、

〔世諺問答〕正月　問て云、正月に卯杖と申事の侍るにや、答、をのづからもろこしに、桃杖をもて

惡鬼をはらふ事の侍る也、本朝のおこりをたづぬれば、持統天皇三年正月の卯の日、大學寮よりたてまつるよし、日本紀にみへたり、其後仁壽二年正月に、諸衞祝の杖を獻じて、精魅をはらふと見へたり、たゞこれ惡氣をはらふこゝろなり、うづへといふものは、つくも所よりすはまの作物のうへに、いはほをつくり、いはほの中に、御生氣の方の獸をつくりてたてまつりて、卯杖にあはしむるなり、たとへば生氣東にあるとしはうさぎをつくり、南にあるとしは馬をつくる也、延喜式をかんがふれば、兵衞督已下まいりて御杖をそうするとあり、いろ〱の木どもを五尺三寸づゝにきりて、二束三束にゆひてたてまつる也、是を正月かみの卯の日たてまつれば、卯杖といふなり、

〔古今要覽稿時令〕うづへ 御杖 初卯のつへ　卯杖は正月の上の卯日、色々の木を五尺三寸にきりて、あるは一株、或は二株、あるは三株づゝゆひて奉るものなり、延喜式このこと持統天皇の三年にはじまれり、但このときは大學寮より進れり、日本書紀文德天皇仁壽二年より、諸衞府の獻ずることになりたり、是をもつて精魅を逐よしなり、文德實錄作物所洲濱をつくり、その上にいはほ、中に御生氣の方の獸をつくりて、卯杖にあはしむ、江家次第なほくはしきことは、內裏式、延喜式、江家次第等に見へたり、この儀建武の御宇までは、たしかに行はれたれども、いつよりやたへにけん、近代はきこへず、卯杖を漢の剛卯にならひてつくりたりといふ說はあやまり、○中略されどはやくよりあやまりきたれることゝ見へて、江家次第の卯杖の條にも、漢書をひかれたり、禁中のみにあらで、伊勢にても內宮外宮へ奉り、大神宮儀式帳、止由氣宮儀式帳賀茂社にても在家などへおくり、四季草木行事三光院殿御說又熱田祭に卯杖舞あり和訓栞といへり、

獻卯杖式

〔內裏式上〕上卯日○正月獻御杖式

天皇御紫宸殿、卽春宮坊大夫以下舁御杖机、皇太子相扶入自日華門、升自南階、樹簀子敷上退出、若皇

太子不參入之時、令坊官獻之、坊官不足加近衛次將、雨濕付內侍獻之、內侍傳取奉覽、訖坊官就內侍司賜机、大舍人寮、左右兵衛府捧杖、候於建禮門外、近仗服中儀、一列陳階下、儀同雷鳴、兩近衛將曹各一人率近衛、左近衛五人、右近衛五人、開承明門、相對開之、先共北面立門內壇下、共置弓登階開之、將曹倚立、兵衛亦開建禮門、訖引還、闈司二人出自紫宸殿西分居門內左右、掃部預鋪座、大舍人叫門、闈司就版奏云、御杖進牟止大舍人寮官姓名等、謂五位助以上、若無五位權任、叫門故爾申、勅曰、令奏、闈司傳宣云、姓名等乎令申、掃部寮入立案於殿庭版位東西、相去各一丈許、大舍人寮先入、諸衛與奏進、其詞曰、大舍人寮奏久、正月乃上卯日乃御杖供奉氐、進樂久乎申給波久止奏、若親王奏、以進禮樂久乎替進樂久乎、他皆效此、勅曰、置之、厲以上俱稱唯、手〇手、一本作相、傳安案上退出、次左右兵衛府入奏進、勅曰、置之、醫師以上俱稱唯、訖衛仗坐、其杖者口內藏寮允以下史生以上、若寮官人數少、用內豎大舍人等、入自日華門、舁安御杖之案退出、按大舍人寮記文、親王若任寮頭者、奏辭進字下加恐美恐美毛之詞、又中衛記文奏辭、有御杖止供奉之詞、而延曆年中、直稱御杖供奉、以省稱御杖止之詞也、

〔內裏式上〕會日〇元

皇帝受群臣賀訖、遷御豐樂殿、〇中略若此日當上卯、未召群臣之前、令獻御杖、他節效此

〔儀式六〕上卯日〇正月進御杖儀

其日早旦、所司裝飾紫宸殿、近仗服中儀服、皇太子參入內裏、坊官率舍人四人、舍人監預擇定容貌端正者、舉御杖案隨之、皇帝御紫宸殿、坊官大夫以下四人舁案、皇太子相扶入自日華門、升自南階安簀子敷上退出、內侍轉取奉覽、訖坊官就內侍司請案、大舍人寮頭以下率舍人、左右兵衛府督已下率兵衛、各執御杖一束、候承明門外、左右近衛將曹各一人、各率近衛八人開門、五人各開門、三人各開掖門、訖還本陣、左右兵衛開建禮門、訖引還、闈司二人出自紫宸殿西分居承明門內左右、掃部寮預設座、大舍人叫門如常、闈司進就版奏云、御杖進牟止大舍人寮官姓名等、謂五位已上、若無五位權任、候門等申、勅曰、令奏、闈司傳宣云、姓名等乎令申、掃部寮入立案於殿庭尋常版東西、大舍人寮先入奏進、其詞曰、大舍人寮申久、正月乃上卯日乃御杖仕奉氐、進良久乎申給波久止申、若親王奏、以進禮樂詞、代進良久乎詞、又其下加恐美恐毛詞、勅曰、置之、厲已上共稱唯、隨次相傳置案上畢、即退

出、其杖曾波木二束、比々良木、棗、牟保許、桃、梅、各六束、(已上二株爲束)燒椿十六束、皮椿四束、黑木八束、(已上四株爲束)次左右兵衞府入奏進、勅曰、置之、醫師已上共稱唯退出、其杖榠樝三束、(一株爲束)木瓜三束、比々良木三束、牟保許三束、黑木三束、桃木三束、梅木二束、(已上二株爲束)椿木六束、(四株爲束)内藏寮允已下史生已上、(若寮官人數少、用内竪舍人等)入自日華門、擧安御杖之案退出、

〔延喜式中宮十三〕凡正月上卯遲明、職官設案二脚於南廊、左右近衞次將率將監以下近衞已上、陣列常寧殿左右、訖職大夫已下舍人已上供進御杖卅具、安於案上退出、次皇太子進之、内侍傳取奏覽、次大舍人、次左右兵衞、訖内侍令職官撿收、卽近衞引退、

〔延喜式大舍人十三〕凡正月上卯日、供進御杖、其日質明、頭將舍人候承明門外、舍人叫門曰、御杖進(牟止)大舍人寮官姓名門候(止)申、訖播部寮設案於中庭、頭以下舍人以上各執杖分爲兩行、入至案下立、(去案三尺)頭進奏曰、大舍人寮申、正月(乃)上卯日(能)御杖仕奉(氏)進(良牟止)申給(波久登)申、勅曰、置之、屬以上共稱唯、隨次相轉置案上、畢退出、其杖曾波木二束、比々良木、棗、毛保許、桃、梅、各六束、(已上二株爲束)燒椿十六束、皮椿四束、黑木八束、(已上四株爲束)中宮、比々良木、棗、毛保許、桃、梅、各二束、燒椿、皮椿、各五束、(但奉儀見東宮式)拭細布四丈五尺、裹紙五百卌張、木綿六斤、木賊十五兩、十二月五日申省、

〔延喜式内藏十五〕大舍人寮、左右兵衞府獻卯杖、訖寮頭已下率史生藏部進庭撿收、

〔延喜式掃部三十八〕上卯日獻御杖、大舍人叫門後、立案二脚於殿庭版位東西、(相去一丈)

〔延喜式春宮四十三〕凡正月上卯早旦、東宮參於内裏、坊官率舍人四人(預擇定容貌端正同位者)昇御杖案隨之、天皇御紫宸殿、坊官大夫以下四人昇案、東宮杖入日花門、昇自南階、安簀子敷上退出、卽入中宮獻亦如之、訖還宮、左右兵衞各屯門外、及開門如常儀、帶刀舍人服中儀分頭陣階下、主殿署官人率舍人等昇机參入自南門、安庭中罷出、坊官率品官舍人等各捧杖、東西相分入立庭中、大夫差進、啓曰、正月(能)上卯日(能)御杖供奉(氏)進(良久登)申給(登)申、令曰、置之、主典已上倶稱唯、轉安案上退出、次大舍人寮、次兵衞府、並

無啓辭、

〔延喜式 四十七 左右兵衛〕小儀（謂告朔正月上卯日）〇中略

凡正月上卯、督以下兵衛已上、各執御杖一束、次第參入、立定、佐一人進奏、其詞曰、左右兵衛府申、正月（能）上卯日（能）御杖仕奉（氐）進（良久登）申給（波久登）申、勅曰置之、醫師已上共稱唯、獻畢以次退、其御杖、榠樝三束、（一株爲束）木瓜三束、比比良木三束、牟保己三束、黑木三束、桃木三束、梅木二束、（已上二株爲束）椿木六束、（四株爲束）中宮、東宮、宮別榠樝一束、（二株爲束）木瓜二束、比比良木二束、牟保己一束、黑木二束、桃木三束、梅木二束、椿木二束、並各長五尺三寸、

〔西宮記 正月上〕御卯杖　元慶元正七、延喜四正七、有御杖奏、未召群臣之前、獻御杖、天慶例兩日無奏云々、

天皇出御、近衛陳列、（中儀）春宮坊立案（以蘇芳木作之）日華門外、太子於直廬著靴、大夫昇案坤、學士乾、亮艮、又五位巽、（爲若）太子入自日華門、扶案西行、（當額東間北行）登南階立簀子上、（自下﨟去）太子後下、（大夫退間、太子正笏暫立案下、）內侍出取、（內侍二人昇机立御帳西南）太子還宮、（坊官自內侍所請机）次開門、（開承明建禮閣門司著）大舍人叫門、（闈司奏）勅令申、（與）闈司傳宣云、姓名令申、掃部寮立案、（入自承明門）大舍人頭已下捧杖、入自承明門、（延喜十五年正月十四日、以掃部頭爲代）頭留奏云々、勅置介、共唯、遞置案上出了、左右兵衛佐、（天曆九年正月十日、右兵衛佐不參、左兵衛佐二人渡、一人爲代官、縫腋靴、或闕腋、）府生已上、（著靴留不著笏）捧杖入自承明門、（杖頭左右相對、）左佐就版奏云々、（天曆十□年、右佐奏、延喜十五年例、）勅置介、同音唯、（醫師已上唯）佐就案傳杖退出、內藏允已下昇案退出、（入日華門）閉門、近代上卿奏事由、付內侍所、作物所進、（十二月十八日、同所請申雜物、羅、鵝紙、畾紙、雜册等、）上卯諸司獻御杖之後、作物所供卯杖四枝、作御氣方物形、置洲濱上、令持件御杖、置高机二脚、彼方別當藏人相扶經殿上前仙華門、立南長橋上、糸所女孺傳取、立孫廂御前、覽之後、以杖立晝御帳兩柱、（返給机）

〔江家次第 二 正月〕卯杖事

上古有出御南殿、皇太子參上儀、近代不行、春宮被獻卯杖、（件案、天慶九年以蘇芳作之、）大進著腋陣、付藏人進之、藏

人昇之、經神仙、無名、明義、仙華等門、自長橋上進之南廊小板敷、（不給祿、近例豐御座孫廂、）立、次大舍人、進御杖六十束、（式云、曾波木二束、比々眞木、牟保許、棗、桃、柏、各六束、已上二株爲束、燒椿十六束、皮椿四束、黑木八束、已上四株爲束、此中有五大杖、以紙裹其頭、又半分以下同以紙裹之、）付內侍所、女官傳取入、自仙華門、經長橋南廊小板敷、內侍取之立夜御殿南戶內面東西壁下、（近代令女官立之、失也、）件案掃部置之、次左右衞府進御杖、其儀同上、（○中略）次作物所進卯杖、自去年十二月十八日、彼所別當藏人始行事、所作之、其料物成內藏請奏、奏下、羅蝎紙墨雜冊金銀絲一絢等自納殿請之、案二脚之上置小臺、其上置洲濱、其上作奇岩、怪石、嘉樹、芳草、白砂、綠水、其作御生氣方獸形、令合卯杖、生氣在離作馬、生氣在坤作羊、不作猿、生氣在兌作鷄、生氣在乾作猪、不作犬、生氣在坎不作鼠、尋養者方作馬、生氣在艮作牛、不作虎、生氣在震作兎、生氣在巽作龍、不作蛇、行事藏人以下昇之自仙華門昇上、立晝御座廣庇案等、返給所、（他案返內侍所、本所各請之、）造物等或有御前召、若當節會日、大舍人寮兵衞等、卯杖立外辨、內辨奏事由、御出以前付內侍所、東宮卯杖又當節會者、節會以前進之、代人必不然、又案弘仁式、立南殿簀子敷云々、若准之雖清涼殿可立簀子敷歟、但清涼殿者有廣庇、仍可異南殿歟、可尋、

〔建武年中行事〕卯日（○正月）にあたれば卯杖の奏あり、六府杖をたてまつる、つくも所生氣の方の獸のすがたを作て、卯杖を托はす、樣々の物つくり物あり、臺盤所に奉る、中宮春宮おなじ、春宮より宮司を使にてたてまつらる、藏人祿をたまふ、六府たてまつれる卯杖をとりて、ひの御帳、夜のおとゞの御帳、四のすみにたつるなり、

〔公事根源正月〕御杖　上卯日

持統天皇三年正月の卯日、大學寮より是を奉る由日本紀にあり、仁壽二年正月に、諸衞祝杖を獻じて、精魅をおふと見へたり、是を以て惡鬼を拂ふ心地なり、作物所よりすはまを造物にして、其に岩ほの中に、御生氣の方の獸をつくりて、卯杖にあはしむ、たとへば生氣東にあらば兎、南にあらば馬なるべし、臺盤所におかる、延喜式に正月卯日、兵衞督以下參て御杖を奏する儀有、色々の

木どもを、五尺三寸づゝにきりて、二束三束にゆひて奉るを、御杖といふ由みへたり、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

正月例　以先卯日、禰宜内人物忌等、奉造御杖、供奉太神宮幷荒祭宮、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月行事

正月例　以先卯日、造御杖、神宮幷高宮奉進、(太神宮八枚、高宮四枚、○中略)　右三箇日節毎供奉、禰宜、内人、物忌等、直會被給、

〔建久三年皇大神宮年中行事〕(正月)一初卯日卯杖立事(件祭物、下行紙一帖、栗、柑子、橘、各五十計、串柿五串、生物海老十、ヲバ五貝計、干物ハ干魚少、散米一升、麻少、錢十文、)　爲宮守物忌父等ノ勤、自宮廳紙御贄菓子等請預勤之、抑卯杖ト謂者、椿ヲ長サ五尺許ニ伐テ、本方ヲ五寸計削テ、紙ヲ卷ル杖也、瑞籬御門ノ左右ニ各六筋、(并)十二筋立ツ、興玉ニ二筋、宮比矢野波々木ノ御前ニ各二筋、豐受宮ヲ奉祝石疊ニ二筋、櫻御前ニ二筋、荒祭御門(左右筋宛)ニ四筋、同御倉ニ二筋、抑件御倉近代ヨリ、造立御倉也、但件卯杖者、彼宮ノ下部ノ所勤歟、又諸殿舍、自瑞垣御門ノ外、又御倉(幷)正權神主ノ宿館ニハ隨人數、(但立之、五位已上、)小朝熊奉祭禮石疊ニ二筋立之、抑瑞垣御門ニ立卯杖ハ、正殿御料二筋、左相殿御料一筋、右相殿御料二筋、已上六筋也、又東寶殿ニ二筋、西寶殿ニ二筋、當門料ニ二筋也、以上六筋也、

一今日又如七日、於神事河原勤行神事、(卯杖之神事是也、)供奉人、詔刀饗膳等次第同于七日、但自河原卯杖二筋本宮ニ奉、件卯杖二筋銘ヲ書、當年歲次年號ヲ書也、南荒垣ノ御門ノ外方ノ左右ニ立也、件銘當鄕刀禰之中、堪事者書也、

獻卯杖例

〔殿中申次記〕正月十四日　(永正十三)一御卯杖二　大館上總介　嘉例進上之

〔日本書紀〕(三十持統)三年正月乙卯、(○二日)大學寮獻杖八十枚、

〔類聚國史〕(七十一歲時)天長七年正月己卯、(○四日)天皇御紫宸殿、皇太子獻御杖、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年正月癸卯、(〇三日)天皇御紫宸殿、皇太子獻御杖、

〔文德實錄 四〕仁壽二年正月己卯、(〇十二日)諸衞府、獻剛卯杖、逐精魅也、

〔漢書 九十九王莽〕始建國元年正月朔、(〇中略)又曰、予(〇王莽)前在大麓、至於攝假、(〇中略)註深惟漢氏三七之阨、赤德氣盡、思索廣求、所以輔劉延期之術、靡所不用、必以故作金刀之利、幾以濟之、(〇中略)今百姓咸言、皇天革漢而立新、廢劉而興王、夫劉之爲字卯金刀也、正月剛卯金刀之利皆不得行、(服虔曰、剛卯以正月卯日作、佩之、長三寸、廣一寸、四方、或用玉、或用金、或用桃、著革帶佩之、)

〔後漢書 三十輿服〕佩雙印長寸二分、方六分、乘輿諸侯王公列侯以白玉、中二千石以下至四百石、皆以黑犀、三百石以至私學弟子、皆以象牙、上合絲、乘輿以縢貫白珠、赤罽蕤、諸侯王以下以綔赤絲蕤、縢綔各如其印質、刻書文曰、正月剛卯既決、靈殳四方、赤靑白黃四色、是當帝令、祝融以敎夔龍、庶疫剛癉、莫我敢當、疾日嚴卯、帝令夔化、順爾固伏、化玆靈殳、既正既直、既觚既方、庶疫剛癉、莫我敢當、凡六十六字、(前書注云、以正月卯日作、)

〔文德實錄 八〕齊衡三年正月乙卯、(〇十一日)東宮獻御杖、諸衞府獻卯杖如常、

〔三代實錄 二清和〕貞觀元年正月十日丁卯、所司獻剛卯杖、天皇不御前殿、付內侍奏、

〔三代實錄 十二清和〕貞觀八年正月二日己卯、所司獻剛卯杖、天皇不御紫宸殿、付內侍奏、

〔日本紀略 醍醐一〕延喜三年正月一日癸卯、午四刻御南殿、是日當上卯、左大臣時平參上、開門之後奏氷様、以前奏卯杖、

〔西宮記 正月上〕御卯杖

延喜四年正月七日御記云、御南殿內辨上、自餘儀如例、年來奉卯杖仁和寺、(〇宇多法皇御在所)而去年有不可奉仰、仍不奉仁和寺卯杖、(〇中略)

延喜五年正月八日、御南殿、春宮坊進杖、傅右大臣、大夫右大將、亮菅根進杖、良捧持杖樹簣子敷、掌侍

二人持槌樹御帳未申角五尺餘、(未擡舊例、又或只稱大夫以下、而此度有例、傳扶取之、)大舍人左右兵衞上卯杖如常、

〔西宮記正月上〕御卯杖

延喜六年正月一日云々、御南殿、開門後、坊官捧御杖立階上退、(坊官不足、用左近少將例、)次大舍人左右兵衞進御杖、訖內辨參上云々如常、

〔貞信公記〕延喜七年正月二日己卯、御南殿、獻東宮御杖、傳大夫中持共也、中持東宮所爲也、又未獻此御杖前、南門開、近衞口也、諸司御杖如例、

〔日本紀略醍醐一〕延喜十年正月十二日癸卯、卯杖令付內侍所、　十三年正月十二日乙卯、所司依例進卯杖、依雨不御南殿、付內侍所、　十五年正月十二日癸卯、御南殿、獻卯杖、

〔西宮記正月上〕御卯杖

天慶九年正月十一日、天皇御南殿、左右近衞陣南階、(服中儀、不立胡床、)春宮坊預舁御杖案、(以蘇芳作之、)立日華門闈外、皇太弟(○冷泉)於直廬著靴、次大夫師輔舁案坤角、學士維時朝臣乾、亮隨時朝臣艮、左少將源朝臣爲善巽角等、皇太弟出自直廬、於日華門闈內舁案、(擔匆舁案南中央、)西行當南殿東間北行、舁自南殿階立簀子敷、先爲善、次隨時、次維時、次大夫退出、次太弟退出(大夫以下退出之間、太弟端匆暫立案下、)云々、了還宮、今日右大臣參議保平、師尹、著宜陽殿座、太弟參上之間、大臣以下起座隱於宜仁門內云々、

天曆七年正月四日、小一條記云、(春宮大夫)依御卯杖參東宮、右大辨云、今日供奉諸司可從吉服之由、已有天氣、而著鈍色衣、參入如何者、予陳云、今日之事非大儀、若無便宜、只退出許也、於著吉服者尤有憚、辨云、是候氣色可示者、暫又仰云、御杖令亮以下供奉、汝候陣座可行事者、從仰候陣座、未二剋御南殿、近衞陣階下、後學士亮以下舁御杖案奉獻、其後大舍人、左右兵衞奉獻之、

〔日本紀略朱雀二〕承平七年正月二日乙卯、卯杖付內侍奏之、

〔中右記〕寛治八年(○嘉保元年)正月七日己卯、今日依當卯日、作物所獻御杖、(臺二脚、)至於奏者、近代付內侍

雜載

所歟、

大治四年正月十二日辛卯凶會、殿下給御消息云、今日依卯日女官持來卯杖、是后宮事也、女御如何、就中女御宣旨未下間不審也、又假雖給祿、今日凶會如何、予〇藤原宗忠申云、女御宣旨以前卯杖事、不尋得候、但給祿事強不可忌事歟、其故者於禁中給祿事□給內侍祿、祿每度強不可被忌歟、後聞不給祿云々、可被尋例者、

〔台記〕仁平四年正月二日乙卯、左衞門督參著仗座、使藏人奏卯杖奏、可付內侍所之由、蒙可許仰外記云々、

〔山槐記〕治承三年正月八日丁卯、自東宮被獻卯杖於內、中宮御方自中宮又被獻東宮云々、自內不被獻兩宮云々、自中宮被獻之條不可然之由、或人難之、先例不分明、可尋事、大進基親稱有所見致沙汰云々、權大進宗賴傾奇云々、

〔大館常興日記〕天文九年正月八日、御賀例、御卯枝〇枝恐杖誤の爲に、ざくろの木、今朝佐かたより人を遣てきらせ候、例年之御事也、人數遣之、いづくにても可然より來候所のを、きりとり申候也、

〔貫之集〕卯杖

卯づゑつく君の姿は翁にて千とせの坂を今や越なん

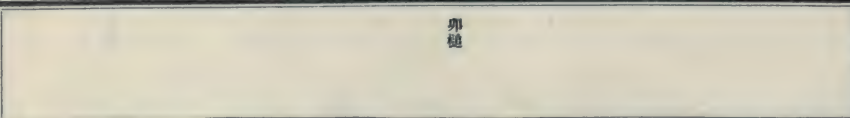
〔赤染衞門集〕正月に業遠が卯杖して、臺盤所へ人たりしに、

いかなりし杖のさかりの日かげともたがことだまと見えもわかれず

かへし　業遠

わきてこそ思ひかげさす山の端に我ことだまの杖もきりしか

〔後拾遺和歌集春一〕正月七日、卯日にあたりて侍けるに、けふ卯杖つきてやなど、通宗朝臣のもとよりいひおこせて侍ければよめる、　伊勢大輔



卯槌

うづゑつきつま丶ほしきは玉さかに君がとぶひの若菜なりけり

〔散木弃謌集春一〕七日卯杖にあたりける日、常陸守經兼がもとより、わかなにそへてをくりける歌、

おいらくの腰ふたへなる身なれども卯杖をつきて若菜をぞ摘〇中略

伊勢に侍けるとし、むつきの一日、卯日にあたりければ、みうちに卯杖などたてまつるをみてよめる、

けふぞしるこえくる山のけはしさに年もう杖をつくにやあるらむ

はつうの日よめる

あさましやはつ卯の杖のつく〲とおもへば年のつもりぬるかな

〇

〔書言字考節用集七器財〕卯槌(ウヅチ)江次第糸所進卯槌、俚俗所謂大子御是矣、

〔倭訓栞前編四字〕うづち　江次第に糸所進卯槌と見へたり、卯杖と同じきよし、源氏の抄にいへり、枕草紙に五寸ばかりなる卯槌二ッを卯杖のさまかしらつゝみなどして、山たちばな、ひかげなど、うつくしげにかざりてと見えたれば、形の異ある成べし、

〔西宮記正月上〕卯杖

絲所式云、卯槌御机組幷縫覆料十兩二分、毎三年一請卯槌結組料七兩二分、毎例用同獻三宮、一院本院作之

〔江家次第正月二〕卯杖事

上古有出御南殿、皇太子參上儀、近代不行、春宮被獻卯杖、〇中略次絲所進卯槌、如絲所式者可居机歟其料絲卯槌、御机組、幷縫覆敷料十兩二分、毎三年一請參河糸、結組料七兩二分、丹波糸已上申請納殿藏人取之、結付晝御帳懸角柱副立細木為柱、槌末出五尺許可用桃木、又四方可削、近代丸也、失歟、

〔枕草子二〕うぶやしなひ、うまのはなむけなどのつかひに、ろくなどとらせぬ、はかなきくすだま、

うづちなど、もてありく物などにも、猶かならずとらすべし、

〔枕草子四〕さぶらひのおさなるもの、ゆのはのごとくなるとのゐぎぬの袖のうへに、あをきかみの松につけたるをもきて、わなゝきいでたり、そはいづこのぞとゝへば、齋院よりといふに、ふとめでたくおぼえてとりて參りぬ、○中略御文あけさせ給へれば、五寸ばかりなる卯槌ふたつを、うづゑのさまにかしらつゝみなどして、山たちばな、ひかげ、山すげなど、うつくしげにかざりて、御文はなし、たゞなるやうあらんやはとて御らんずれば、うづちのかしらつゝみたるちひさきかみに、

　山とよむをのゝひゞきをたづぬればいはひのつゑのおとにぞありける、御返しかゝせ給ふほどもいとめでたし、

〔枕草子七〕正月十日そらいとくらふ、雲もあつく見えながら、さすがに日はいとけざやかにてりたるに、ゑせものゝ家のうしろ、あらばたけなどいふものゝ、つちもうるはしうなをからぬに、ももの木わかだちて、いとしもとがちにさしいでたる、かたつかたはあをく、いまかた枝はこくつやゝかにて、すはうのやうに見えたるに、ほそやかなるわらはの、かりぎぬはかけやりなどして、かみはうるはしきがのぼりたれば、又こうばいのきぬ白きなどひきはたへたるをのこゞ、はうくははきたる、木のもとにたちて、われによき木きりていでなどこふに、又かみおかしげなるわらはべの、あこめどもほころびがちにて、はかまはなへたれど、色などよき、うちきたる、三四人うづちの木のよからんきりておろせ、こゝにめすぞなどいひて、おろしたれば、はしりがひ、とりわき、われにおほくなどいふこそおかしけれ、

〔源氏物語五十一浮舟〕正月の一日すぎたる比わたり給て、わか君のとしまさり給へるを、もてあそびうつくしみ給、ひるつかた、ちいさきわらはゞ、みどりのうすやうなるつゝみ文の、おほきやかなる

に、ちいさきひげこを小松につけたる、又すくずくしきたてぶみとりそへて、あふなくはしり參る。〇中略わか君のおまへにとて、卯づち參らせ給、おほきおまへの御らんせざらんほどに、御らんせさせ給へとなん、こま〴〵とこといみもへしあへず物なげかしげなるさまの、かたくなしげなるも、うち返し〴〵あやしと御らんじて、今はの給へかし、たがぞとの給へば、むかしの山里に有ける人のむすめの、さるやうありて、此ごろかしこに侍るとなんきゝ、侍しと聞え給へば、おしなべてつかうまつるとは、見えぬ文かきをと心得給ふに、かのわづらはしきことゝあるに、おぼしあはせつ、卯づちおかしう、つれ〴〵なりける人のしわざと見えたり、またぶりに山たちばなつくりて、つらぬきそへたる枝に、〇歌略

名稱

# 白馬節會

白馬節會ハ、訓讀シテアヲウマノセチヱト云フ、正月七日ニ行フ儀ナルヲ以テ、又七日節會トモ云ヘリ、元日節會及ビ新嘗會等ト同ジク中儀ト爲ス、是日白馬ヲ觀レバ、青陽ノ氣ヲ調ヘ、年中ノ邪氣ヲ除クト稱ス、因テ天皇豐樂殿ニ出御シテ、左右馬寮ノ官人、牽ク所ノ青馬ヲ御覽アリ、竟テ宴ヲ群臣ニ賜フ、此日又兵部省ヨリ御弓矢ヲ獻ズルアリ、之ヲ御弓奏ト云フ、又文武官敍位ノ儀アリ、又國栖ノ奏アリ、內敎坊ノ女樂アリ、其敍位ノ儀ハ、政治部ニ別ニ其篇アレバ、多ク省略ニ從ヘリ、

〔下學集 上時節〕白馬節會(ハクバノセチヱ)正月七日、於禁中行之、或青馬節會共云、馬陽獸也、青春色也、正月七日見青馬、除年中邪氣、從天武天皇始也、

〔運歩色葉集 阿〕青馬節會(アヲムマ)正月七日

〔書言字考節用集 二時候〕白馬節會(アヲムマノセチヱ)正月七日公事

〔年中行事秘抄正月〕七日節會及叙位事

白馬事　十節云、馬性以白爲本、天有白龍、地有白馬、是日見白馬、卽年中邪氣遠去不來、○中略

帝皇世紀云、高辛氏之子、以正月七日恒登岡、命青衣人令列青馬七疋、調青陽之氣、馬者主陽、青者主春、岡者萬物之始、人主之居、七者七耀之淸徵、陽氣之温始也、

〔看聞日記〕應永二十六年正月十三日、經時朝臣參賀、對面暫雜談、白馬節會號青馬事、根元御不審之由、室町殿○足利義持諸人ニ有御尋、誰も不存知云々、仙洞へ被尋申、其も無分明之御返事、一條亞相○兼良有御尋、寛平法皇御記ニ有此事、被注進之間御悦喜云々、如此事存知之人、當時希有事歟、

〔公事根源正月〕白馬節會　七日

白馬の節會を、あるひは青馬の節會とも申なり、其故は、馬は陽の獸なり、青は春の色なり、是によりて正月七日に青馬をみれば、年中の邪氣をのぞくといふ本文侍なり、仁明の御門、承和元年正月に、豐樂院におはしまして、青馬を見給、同六年正月には、紫宸殿にて御覽せらる、されば此馬の事、禮記に春を東郊にむかへて、青馬七疋を用るとあり、七は少陽の數、正月は少陽の月なり、又十節記に白馬を馬の性の本とす、天に白龍有、地に白馬有、又天の用は龍なり、地の用は馬也、人の用は龜也と申本文も侍にや、今の節會には、三七廿一疋をひかるゝなり、是は三は三陽にかたどる、七は七日にあへるよし、寛平の御記にのせられたり、今日の毛つけの奏にも、皆あし毛とばかり有、是白馬をもとゝせる故也、

〔世諺問答〕正月　問て云、けふおほやけにて、白馬をみ給ふは、何のいはれぞや、　答、十節記に、白馬を馬の性の本とす、天に白龍あり、地に白馬あり、また天の用は龍なり、地の用は馬なりと申本文あり、また禮記といふ文に、春を東郊にむかへて、青馬七疋をもちゆるとみえ侍りし、また白馬を青馬と申侍は、陽の獸なり、青は春の色なり、きはめて白き物は、青ざめてみゆるものなり、されば

青馬とも白馬ともかよひて申にや、正月七日に青馬をみれば、年中の邪氣をはらふといふ本文侍るなり、いまのわらはべのはる駒といふは、これよりはじまり侍るにや、

〔玉勝間十三〕白馬節會　正月七日の白馬節會の白馬、古は青馬といへり、萬葉集廿の卷に、水鳥乃、可毛能羽能伊呂之、青馬乎、家布美流比等波、可藝利奈之等伊布、とあるを始として、續後紀、文德實錄、三代實錄、貞觀儀式、延喜式などに多く出たる、みな青馬とのみ有て、白馬といへることは一も見えず、然るを圓融天皇の御世天元のころよりの家々の記錄、又江家次第などには、皆白馬とのみあるは、平兼盛集の歌に、ふる雪に色もかはらで牽ものをたが青馬と名づけそめけむ、とよめるを見れば、當時既く白き馬を用ひられしと見えたり、然れば古よりの青馬をば、改めて白き馬とはせられたるにて、そは延喜より後の事にぞ有けむ、延喜式までは、青馬とのみあれば也、さて然白馬に改められしは、いかなる故にか有けむ、詳ならざれども、源氏物語の𣑊巻の河海抄に、年始に白馬を見れば、邪氣を去といへる本文、十節錄にありと見え、公事根源にも、十節記とて引れたり、さるよしにやあらむ、されどなほもとの本文は、禮記の月令にて、孟春之月云々、天子居青陽左个、乘鸞路、駕倉龍、載青旂、衣青衣、服倉玉、とあるによれることなるべし、倉龍は青き馬なり、文德實錄にも助陽氣也とあれば、白き馬にはあらず、青なりしこと決し、貞觀儀式には、青岐馬とさへあるをや、然るを後世までも、文には白馬と書ながら、語には猶古のまゝにあをむまと唱へ來て、しろむまとはいはず、白馬と書るをも、あをむまと訓によりて、人みな心得誤りて、古は實に青き馬なりしことをばえしらで、もとより白き馬と思ひ、古書どもに青馬と書るをさへ、白き馬を然いへりと思ふは、いみじきひがこと也、白きをいかでか青馬とはいはむ、

〔比古婆衣十一〕七日の青馬白馬　正月七日青馬を御覽じ給ふ事は、萬葉集に、水鳥乃可毛能羽能伊呂乃、青馬乎、家布美流比等波、可藝利奈之等伊布、（かぎりなしとは、命の限り無きよしを賀ぎたるなり、）右一首、爲七日侍宴、

右中辨大伴宿禰家持預作此歌、但依仁王會事、却以六日、於内裏召諸卿等賜酒肆宴給祿、因斯不奏、とあるぞ書にみえたる始なる、こは前に天平二年春正月三日、（初子の日なり）召侍從竪子王臣等、令侍於内裏之東屋垣下、即賜玉箒宴云々、應詔旨、各陳心緒作歌賦詩、始春乃、波都禰乃家布能、多麻婆波伎云々、右一首、右中辨大伴宿禰家持作云々とある、さし次に載たれば、此卷の例に依るに、聖武天皇の御世、天平二年正月七日の事なり、此事これより前に始給へるにか、其は詳ならず、又其後相續て行はれしにや、それも考るところなければ、うけばりたる恆例にはあらざりしにや、色葉字類抄に、本朝事始を引て、光仁天皇寳龜六年正月七日、天皇御楊梅院安殿、設宴於五位以上、已而内廳宴進青御馬、兵部省進五位已上裝馬とあり、河海抄にも此文を引て、是青馬始也と注されたり、此事續日本紀には載られざれど、舊記の文ときこえて、實に此事の恆例として行はるゝ事となりたる始にぞあるべき、○中略されど此後の御代々々に行はれたる事は、續日本紀、日本後紀等には載られずして、弘仁内裏式、弘仁十二年正月卅日撰上、正月七日の會式に、引青馬式を載られたり、水鏡に、弘仁二年正月七日、はじめて青馬をみそなはし給ひきと見え、詔運錄嵯峨天皇の御譜に、弘仁二始覽青馬と見えたるをおもへば、中間廢られたりつるを、此時再興し給へるを、かくは記せるものなり、○中略國史には續日本後紀より始て載られて、仁明天皇の御世、承和元年正月壬子朔戊午、（七日なり）御豐樂殿、觀青馬宴群臣と見えたるぞ始なる、（公事根源に、此時を始のごとく記されたるは疎なり、）此後三年をおきて、同五年より七年まで行はれ、又中間八年をおきて嘉祥二年に行はれ、同三年には行はれず、但此正月の頃は、天皇不悆し給へり、（三月廿一日崩給ひき）次に仁壽元年の正月は、既に文德天皇の御世となりて諒闇のほどなり、明る二年正月戊辰朔甲戌、（七日）幸豐樂殿以覽青馬、助陽氣也、賜宴群臣如常と實錄に載られ、相次て淸和陽成光孝の三代の實錄にも、恆例として廢えず載られたり、これによりて稽るに、仁明天皇の御世に停られたる事も有けれど、嘉祥二年より舊に復して、又恆例

と爲給ひけるが、上に云へるごとく、明る三年は天皇（仁明）不念ましけるによりて行はれず、遂に崩給ひ、文德天皇御世を嗣ましくて、明る仁壽元年の正月は、諒闇に坐ましければ行ひ給はず、その明る二年に、其式を相繼て行はれたるなり、故其事を載らる、御世の始なれば、覽青馬助陽氣也と、其覽給ふ謂を記して、賜宴群臣如常と言分て記され（此日賜宴の事は舊儀にて、青馬を覽給ふにつきての事にはあらず、）それよりうち連續て行はれたる事を、年々載られたるをもて知るべし、○中略青馬は、儀式の青馬儀の條の宣命に、常毛見留、青岐馬見太萬閉退止爲氏奈毛云々、弘仁內裏式、內裏儀式、延喜式等に載られたるも同じくて、○中略そは或は葦毛とも云ふ毛色とぞきこへたる、和名抄に、爾雅注云、菼（騅今按、菼者、蘆初生也、吐敢反、俗云葦毛是也、）青白如菼色也とある毛色にて、白馬毛付奏文にも、葦毛と書例なるをもおもふべし、○中略さてその青といひ、葦毛ともいふ毛色を、又或は青驄毛ともいへり、其は新撰六帖の歌に、あを馬を題にて、右京權大夫源信實朝臣、見渡せばみなあをさぎのけつるめを引つゞけたるうま司かな、とよまれたるをもて知るべし、○中略然るを後の御世となりて、青馬を白馬に更て覽し給ふ事となれり、其は醍醐天皇の御世、延長の末つ方よりの事なるべし、然稽へたる由は、延喜五年八月詔ありて、延長五年十二月に撰集して奏進られたる延喜式に、正月七日青馬云々、また青馬二十疋、自十一月一日至正月七日半分飼之とあるに、紀貫之朝臣の延長八年正月、土佐守に任されて彼國に下り、（京を發たまへる日頃は詳ならず、）任畢て上京の時の、土佐日記承平五年正月七日の條に、○中略今日はあをむまなどおもへどかひなし、たゞ波のしろきのみぞ見ゆると、書れたるをおもへば、延長八年の頃には、其儀の名目にはなを青馬と唱へながら、既に白き馬を換用ひ給ひたりし事決し、然るに延喜式撰ばるゝ時、既に白馬を用ひられたらむには、其馬をさして青馬と書るべき謂なし、（寬平御記にも、禮記に據りて以青馬七疋云云と記し給へる事、上に引たるがごとし、）しかれば延長六年七年八年の三年が間にぞ更へられたりけむ、さらずば延喜の末つ方より更られたりけるを、式撰集の間、既に舊式を

白馬節會儀

載おかれたるまゝにて、訂し漏されたるにぞあるべき、○中略故延長の末よりの事なるべしとは云ふなり、又平兼盛朝臣集に、あをうまを題にて、降雪に色もかはらで引ものをたれあをうまと名づけそめけむ、と云ふ歌みえたり、此ぬし天暦年中越前權守に任され、從五位上駿河守まで進みて、正暦元年に卒り給へり、貫之朝臣には、凡三四十年ばかり後れて壯なりし人なるべし、○中略さて遂に其青馬儀の字をも白馬と改られたり、所謂白馬奏、白馬節會などこれなり、されど白馬と書ても、詞にはなほ舊のまゝに、アヲウマと唱ふ例なり、○中略かくてまか白馬と書たる事の書に見えたる始は、西宮記七日節會條、左右御監白馬奏とある方始なるべし、○中略村上天皇の天暦元年正月七日癸巳、白馬宴ありと書るを始にて、次々皆白馬と書き、其外の書ども、また家々の記どもにも、延喜より後のものには、皆白馬と書て、青馬と書るは、をさ〳〵ある事なし、○中略さて然白馬に更給へる謂は、年中行事秘抄に、正月七日白馬事、十節記云、馬性以白爲本、天有白龍、地有白馬、是日見白馬、卽年中邪氣遠去不來、(公事根源、河海抄等にも、此文を引れたり、)など云るかたの說に、さらに據り給へるものなるべし、

〔萬葉集二十〕水鳥乃(ミヅトリノ)可毛能羽能伊呂乃(カモノハノイロノ)青馬乎(アヲウマヲ)家布美流比等波(ケフミルヒトハ)可藝利奈之等伊布(カギリナシトイフ)、

右一首爲七日侍宴、右中弁大伴宿禰家持預作此歌、但依仁王會事、却以六日、於內裏召諸王卿等、賜酒肆宴給祿、因斯不奏也、

〔年中行事歌合〕五番　左持　白馬節會正月七日　頓阿

松の葉の色にかはらぬ青馬を引ば是もや子日なるらん

〔內裏式上〕七日會式(正月)　前一日、所司辨備豐樂殿、構舞臺於殿前、(自殿南階南去十一丈七尺、舞臺高三尺、方六丈、)設樂人幄於舞臺東南角、(南去八許丈、東去二許丈、)舞臺北四丈、中務置宣命版位、(南去一許丈)置尋常版位、四位五位座於顯陽承歡兩堂、六位以下座於明義歡德兩堂、其日平明、左右衛門樹梅柳於舞臺之四角及三面、內藏

寮以標帶結著、卽置舞臺鎭子、（寮官人少數者、用內豎大舍人等。）掃部寮立位記案於版位東西、（自尋常版位南去四尺、東折一丈安親王位記案、又南去七許尺安三位以上案、又南去七許尺安四位以下案、兵部亦同。）所司預辨供御饌幷群臣座饌等、一如元日、（但元日不召非侍從。）乘輿幸豐樂院後堂、賜可敍人歷名於內侍、內侍臨東檻授大臣、大臣喚內豎宣、喚式兵二省、二省丞各一人參入、大臣賜歷名、令召計、近仗服上儀、（少將以上仗槍、左右兵衞佐以上亦同、諸衞同服上儀、但不樹器仗等。）陣殿下、既而皇帝御豐樂殿、內侍置位記筥於大臣之座前、卽臨東檻喚大臣、（若無大臣者、參議亦得、得一本作同）大臣到左近陣西頭謝座、訖登自東階、（凡昇殿人皆用此階）著座、次皇太子登自同階、到座東而西面謝座謝酒、（凡每拜隨座宜）著座、所司開豐樂儀鸞兩門、闈司二人出自青綺門、分坐逢春門南北、（掃部預設座）大舍人叫門、如常、闈司進自左近陣東南、就版奏云、御弓事奏賜（止乎）、內舍人姓名叫門故（爾）申、勅曰、令奏、闈司傳宣云、姓名（乎）令申、大舍人稱唯、訖內舍人入自逢春門、經左近陣南、就版奏云、御弓進（止乎）、兵部省官姓名等（謂大輔以上）候門（止）申、勅曰、喚之、內舍人稱唯出喚、卿稱唯、錄以上及造兵司等、安弓矢櫃於高机上、共舁入自逢春門、尋常版北一許丈東去五許尺立置退出、卿若大輔一人留、（進立兩机中央）（兩机之間一許丈）奏云、兵部省奏（久）、造兵司（乃）供奉（禮）留正月七日（乃）御弓、又種種矢獻（良久乎）奏給（波久止）奏、（無勅答）卽退出、內藏寮允已下史生已上（寮官人少數者、用內豎大舍人等）共舁机退出、（舊例大臣先喚內豎、令喚內藏寮允已上得之）內記授宣命文於大臣若中納言以上、大臣令內侍奉覽、訖返給、（待宣命時而授宣命者）大臣喚內豎、稱唯、內豎大夫趨立左近陣西頭、大臣宣、喚式部兵部、稱唯出喚、二省輔稱唯、（若多位記筥丞等隨）入自逢春門立左近陣西頭、大臣宣喚式部、稱唯、升殿賜位記筥、復本所、兵部亦同、訖各捧位記筥趨置案上、（兵部度軸進置之）相引退出、大臣喚舍人二聲、舍人候逢春門外、稱唯、少納言替入自逢春門就版位、大臣宣、喚大夫等、稱唯、出自儀鸞門喚之、親王已下五位已上稱唯、親王以下參議非參議三位以上一列、入自儀鸞門東扉、比入門諸仗共興、次五位已上東西分頭參入、（並用東西扉）式部錄正容儀、相次六位以下參入、省掌正容儀、（參議以上後自親王五許丈、四位後自參議七許丈、五位與四位連屬、五位最後者比到明義堂北頭、六位已下參入、但參議以上列行之間三許丈、）親王以下六位已上、東西分頭立、庭中去舞臺南二許丈東西立定、（未入之前、酒部等各立酒罇下、）大臣宣侍座、共稱唯謝座、訖造酒正把空盞、（傾用升殿者酒盞）

來授第一人、共跪受授、更還却二三許丈北面立、親王以下謝酒、訖造酒正受還、他皆效之、參議已上非參議三位已上、以次升就座、次五位已上六位已下東西相分著座、見參議以上兩三人升殿、則五位已上六位以下相共著座、不必待參議之昇竟、他皆效此、六位已下最後者比到堂下、式部兵部率可叙人、東西分頭入立舞臺南、自臺東南角東去三許丈、南折三許丈、立四位已下行立標、兵部亦同、大臣喚堪宣命參議已上一人、授宣命文、受卽復本座、皇太子立座東而西面、次親王以下下殿東階、若大臣預叙位者、便往就列、自左近衛陣南去三丈、西面北上立、不昇殿者、見在殿上者兩三人下殿、則相應俱下、後昇亦同、他皆效此、各立堂前、東西面、進自堂前、各二丈、他皆效此、宣命大夫降自同階就版、宣制云、天皇我詔旨止麻勅大命乎衆聞食止宣、皇太子先稱唯、次上下稱唯、訖皇太子再拜、次上下再拜、更宣云、仕奉人等中爾、其仕奉狀乃隨爾治賜人毛在、又御意愛盛爾治賜人毛一二在、故是以冠位上賜治賜波久止詔、天皇大命乎衆聞食止宣、皇太子先稱唯、次上下稱唯、訖皇太子再拜、次上下再拜、不昇殿者各當堂前東西面、他皆效此、各復著座、訖式部輔進叙之、訖兵部亦同、卿叙親王、大輔叙三位已上、少輔叙五位已上、訖二省共引退出、次被叙人等相依馳道拜舞、不必待二省出門、訖退出、諸仗共坐、若叙親王者、親王先入、次式部卿、共叙畢、卿先出、次親王拜舞退出、二省丞或一人、或二人、隨宮多少、入自逢春承秋兩門、執宮退出、掃部寮參入、撤案與二省同、新叙者親族在殿上及堂上、則被叙人退出之後、各下立殿堂前拜舞、訖各復本座、左右馬寮引青馬入自延明門、從顯陽堂後北上、入自逢春門、近仗興、待度畢乃坐、經舞臺北度殿庭、近衛分配前後、左近在前、右近在後、每七匹前後寮官人分陣、出自承秋門、經承歡堂後、出自萬秋門、訖內膳司各著當色、益供御饌、左右各五人、近仗興、供饌訖坐、群臣亦同、主膳監益供東宮饌、大膳職益送群臣饌、一觴之後、吉野國栖獻御贄、若有蕃客、不奏歌、他皆效之、奏歌笛、及大歌立歌人等奏歌如常、或不必召、若有蕃客、亦不奏、他皆效之、舞妓出自青綺門、大夫二人、用在堂五位端正帶劔者、若不帶權帶之、分在樂前、南向經近仗東頭、更西折一許丈、向南行至幄東、並北面而立、樂人就肆、訖大夫便就顯陽堂座奏、訖引歸如初、皇太子先起座、次親王以下下殿、不升殿者下堂、各立定、皇太子先拜舞、次親王共拜舞、他皆效此、訖大藏省積祿、掃部寮舞臺南立祿臺、辨官前奏曰、絹若干匹、綿若干屯進止申、無勅答、大臣進宣命文及五位已上見參數、內侍傳取奉覽、訖宣命大夫受宣命文復本座、上下群臣避座如上、若有蕃客、

〈勅使引客列宣前、倶東面、與此間大夫等倶拜舞、〉宣制云、天皇我詔旨止萬宣不大命乎衆聞食止與宣、皇太子已下稱唯再拜、更宣云、今日波正月七日乃豐樂聞食須日爾在、故是以御酒食閉惠良岐、常毛見留青岐馬見閉多萬退止爲氏奈毛、酒幣乃御物給久止宣、皇太子以下稱唯拜舞、式部大少輔及丞錄、相分執札入自儀鸞門、〈大輔東扉、少輔四扉、〉先是、預定可使給祿之參議一人、宣命訖降殿、就祿所、令唱名賜祿、〈大少輔唱五位已上、丞錄唱六位已下、但六位已下者與五位倶待唱給、唯皇太子祿授坊官、〉所司獻所餘物於內侍、〈但六位以下祿殘者、返納大藏省、〉即女史唱名賜命婦及女官等、宴畢廻御本宮、其日逮昏、主殿寮執燎入自逢春承秋兩門、與宣命版位平頭、北面列立、左右各十炬、又賜五位以上祿所各二炬、亦左右衞門門部秉燎入自延明萬秋兩門、列於顯陽承歡兩堂前、各十炬、〈北面〉又賜六位以下祿所各二炬、若有蕃客者、前一日所司整設御座如常、〈諸衞服上儀、但不樹器仗、〉不升殿者座整於顯陽堂、六位以下座於觀德明義兩堂、勅使及客座於承歡堂、構舞臺於殿前、〈自殿南去十三（三一本作五）丈許、方六丈、〉設樂人幄於舞臺東南角、〈南去八丈許、東去二丈許、〉舞臺北四丈置尋常版位、南去四丈當承歡堂北第三階、置勅使宣命位、自勅使位南去二丈五尺、更西折二丈置通事承宣位、自承宣位南去二丈許、置通事承傳位、自承傳位南去二丈、置客徒、〈○徒、一本作等、下同、〉大使已下錄事已上位、自大使已下位南去一丈、置首領位、自首領位南去二丈、置通事位、但當大使位東去四丈置治部位、東去二丈置玄蕃位、其日未御座前、膳部酒部等列立酒罇下、〈臨時簡大學生及內豎等容貌端正者、令著當色、其勅使蕃客座、鋪氈皮上施床子及食床、氈上施酒器、事具所司式、〉御座定、開豐樂儀鸞兩門、少納言候逢春門外、大舍人同候如元日會儀、少納言奉宣出自儀鸞門東扉、召群臣、即參入、〈入自東扉、〉六位以下東西相分參入、〈群臣行立標具式部〉坐定、治部玄蕃通事引客徒參入、比入門諸仗倶興、〈（興一本作立）此間新叙者退出之後、通事引客入、通事若帶五位者立客前、帶六位以下者與客相雙入、〉各就位、客徒拜舞、式部少輔丞各一人、入自儀鸞門、立治部前、掃部寮入自同門、立案於宣命位後、〈自宣命位南去三丈五尺、更西折五尺許、立三位以上位記案、南去七尺、立四位以下位記案、〉式部錄擎位記筥、入自同門、置案上退出、承勅者自左近仗東頭稍南進、更西折進十許丈、南折進當勅使位、西折即就位、喚通事二度、〈若以五位爲通事、喚名、以六位爲通事、稱譯、〉通事稱唯、就承宣位、時宣制曰、天皇我詔旨止萬勅御命乎渤海客人衆聞食止宣不、國乃王差某等進度

志、天皇我朝廷乎拜奉留事乎矜賜比慈賜比、冠位上賜比治賜久止勅天皇我大命乎聞食止宣、通事稱唯、就承傳位曰、有勅、客徒稱唯再拜、訖通事傳勅旨、客徒稱唯拜舞、通事復本位、承勅者還本處、時式部少輔進叙大使、次丞進叙副使已下、訖客徒拜舞、輔丞錄退出、次式部掃部擎宮却案退出、內藏幷縫殿寮入延明門候顯陽堂南、預擇容止合禮者、（臨時擇取儲之）隨客徒數各取朝服、各到客徒傍、北面賜之、客徒受之、授了、還如入儀、訖治部玄蕃引客徒出、令脫本國服著我朝服、參入列立如前、卽拜舞訖供食、勅使就位與出儀同、承勅者喚通事二度、通事稱唯、就承宣位、勅使宣、客人倍安良可座留侍止宣、通事稱唯、就承傳位、勅使宣如常、客徒拜舞、酒部一人把盞下自第四階至大使前立、大使跪把盞、酒部跪授、訖西還、錄事左北面立、大使以下謝酒、訖酒部進把盞還樽所、勅使西進當承歡堂第二階、北折進當第一階北面立、通事引客徒西進當第四階、北折進當第二階立、首領當第三階立、勅使登就座、次首領升堂著座、（通事立大使後、若帶五位者、著座勅使後給饌、）治部玄蕃東折就群臣座、左右馬寮各牽青馬入自延明門、自顯陽堂後北上、入自逢春門經殿庭西度、出自承秋門、經承歡堂後出自萬秋門、訖所司（服色見上）益供御饌、（近仗幷諸臣客徒起座、凡每近仗興、諸臣客徒起座如常、）舞妓出自青綺門、五位二人分頭在前、差進經左近仗東頭南進、當幕前北面而立、舞妓就肆、訖便著顯陽堂座、舞妓奏樂、訖還入、五位在前如出儀、群臣各下座列立、供食勅使下自第一階、少東進東面立、次通事引錄事已上、下自第二階東面立、首領下自第三階東面立、群臣及勅使客徒俱一時拜舞、（通事不預、他皆效此、）舞妓還、訖掃部寮入延明門、立祿臺於庭中、（不必待舞妓還）辨官幷大藏省輔令持祿物置臺上、宣命拜舞如常、群臣各著座、訖勅使通事引客徒列庭中位如初儀、其賜祿儀者、式部大少輔入自儀鸞門（大輔東屛、少輔西屛、）給之、大輔先喚升殿者名、訖唱不升殿者名、日既逮昏、主殿寮執燎、左右分列於殿庭、頃之左右衞門門部各卄人、執燎入自萬秋延明兩門、列於顯陽承歡兩堂前、左右京職各卄人、入自同門列於明義觀德兩堂前、賜客徒祿未訖、治部玄蕃下堂列立賜祿、訖引客徒退出、左右衞士各二人、執燎迎儀鸞門送朱雀門、勅使南折進東折度殿庭、自顯陽堂第四階就群臣座、訖閉豐樂儀鸞兩門、乘輿廻宮、（延曆

（十三年正月十三日、於射場勅定、）

〔儀式七〕正月七日儀

前一日、所司装飾豐樂院、（事見元日）中務録率史生省掌等、置宣命版於舞臺北四丈、南去一許丈置尋常版、式部丞録率史生省掌等立標、（自顯陽堂北第四柱西去十五丈、南折二丈、一親王標、次太政大臣標、次左右大臣標、次大納言標、次中納言標、次三位參議、非參議三位、四位參議、少退在此列、次臣四位參議標、次王四位五位標、次臣四位標、次五位標、並以一丈三尺爲間、）次立敍。位。行立標（自舞臺東南角、東去二丈、更南折一丈、立親王標、次一位標、次二位三位標、次王四位五位標、次臣四位標、次五位標、次六位標、並以六尺爲間、）次立位記案標、（自尋常版南去四尺、東折一丈、立親王案標、南去七許尺、立三位已上案標、南去七許尺、立四位已下案標、）兵部省丞録率史生省掌等、立敍位行立標、（自舞臺西南角、西去二丈、南折一丈、立親王標、次立一位標、次立二位三位標、次立王四位五位標、次立臣四位標、次立五位標、次立六位標、）次立位記案標、（自尋常版南去四尺、西折一丈、立親王案標、南去七許尺、立三位已上案標、南去七許尺、立四位已下案標、）當日寅刻、掃部寮設式部座於興禮門以西壇上、（南面西上）輔以下就座、點撿五位以上、兼仰御齋會（○正月八日）職掌、諸衞服上儀、（佐以上仗槍、不樹器仗、）平明左右衞門樹梅柳於舞臺四角及三面、掃部寮敷調薦於臺上、内藏寮以縹帶結著梅柳枝、剪綿爲花形、以兩面敷薦上、以鐵爲鎭子、（寮官不足者、以内竪大舍人充之、）掃部寮立位記案、辰刻式兵兩省丞各一人、爲賜可敍人簿、豫就東廊而候、所司辨備御饌羞群臣饌、時刻乘輿御淸暑堂、賜可敍人歴名於内侍、内侍臨東檻授大臣、大臣喚内竪、内竪稱唯進立、大臣宣喚式兵兩省、内竪稱唯、出而喚、二省參入、大臣賜歴名、丞受出自陽祿門、南行就豐樂門外東西列、（輔已下列立相侍、式部在東、兵部在西、其就列之儀、式部便留就東、兵部度馳道就西、）立定、式部丞目録、録進受簿而復列、喚省掌名一聲、省掌稱唯、進受復列、録命唱計、省掌稱唯、唱計敍人等、（不唱參議已上、無位孫王列六位上、若有不參者、預定其人代、）稱唯列立、（西面西上、兵部准此、東面東上、）訖輔已下相分禮成崇賢二門、列立豐樂門内左右、（式部北面西上、兵部北面東上、）先是式部丞録率史生省掌等、東西相分北面、列立延英招俊兩堂南頭、（東列以西爲上、西列以東爲上、史生省掌相分從之、）彈正忠疏率史生臺掌、東西相分列立、式部史生二人各持大札、左右相分進當録前、（左西面、右東面、）唱計五位已上、稱唯列立、六位已下亦東西相分、列立禮成崇賢兩門外、于時乘輿御豐樂殿、内侍置位記筥於大臣之座前、即臨東檻喚大臣、（若無大臣者、參議已上得之、）大臣到左近陣西頭、謝座、升自東階著座、（凡升殿者、皆用此階、）

次皇太子升自同階、到座東頭、西面謝座謝酒、就座、所司開豐樂儀鸞兩門、（大臣升殿則開門、不必待皇太子就座、）闈司二人出自青綺門、分居逢春門南北、（掃部寮預設座、）大舍人叫門如常、闈司進自左近東南就版奏云、御弓事奏賜（牟止、）内舍人姓名叫門故（爾）申、勅云、令奏、闈司傳宣云、姓名（乎）令申、大舍人共稱唯、訖内舍人入自逢春門、經左近陣南就版奏云、御弓進（牟止、）兵部省官姓名等（大輔已上）候門（止）申、勅曰、喚之、内舍人稱唯出喚、卿稱唯、錄已上及兵庫寮官人置櫃（弓矢引櫃）於高机上共昇、（卿輔丞錄六人、指笏昇御弓案、丞錄及寮官人六人、昇御矢案、）入自逢春門、尋常版北一許丈東去五許尺、立置退出、（兩机之間、相去一許丈、御弓案在西、御矢案在東、）卿若大輔一人獨留待僚下出畢、進立兩机中央奏曰、兵部省奏、兵庫寮奉（禮留）正月七日（乃）御弓、又種種矢獻（良久乎）申給（波久止）申、（若親王任卿者、奏詞云、太天爲都禮良久乎、）訖退出、（無勅答、）内藏寮允以下史生以上參入、（寮官人内竪大舍人等、）共擧机退出、内記進宣命文於大臣、大臣受令内侍奉、訖返賜、（待宣命時、授宣命者、）大臣喚内竪、内竪稱唯、内竪大夫（元爲内竪者、）趨立左近陣西頭、大臣宣、喚式部兵部、稱唯出喚、二省輔稱唯、入逢春門立左近陣西頭、（若多位記筥、丞隨輔而進、）大臣喚式部、稱唯升殿、受位記筥降復本處、（若筥有數、以次授、）兵部亦如之、訖各擎筥趨置案上、（兵部度馳道置之、出自承秋門、）訖各退出、大臣喚大舍人二聲、舍人共稱唯、（預候逢春門外、）少納言代入自逢春門就版、大臣宣、喚大夫等、稱唯、出自儀鸞門東戸、立屏幔外北向而喚之、親王以下五位以上稱唯、次六位以下稱唯、參議已上一列入自儀鸞門東戸、比至門諸仗共起、次五位以上東西相分參入、並用東西戸、式部錄進立屏内左右、互稱容止、丞錄率六位以下參入、省掌稱容止、（參議以上後自親王五許丈、四位後自參議七許丈、五位與四位連屬、五位最後者比到明義堂北頭、六位已下參入、但參議已上列行之間三許丈、）親王以下各就標、大臣宣侍座、共稱唯謝座、（未入之前、造酒正以下預立樽所、）訖造酒正把空盞來授貫首者、（共跪受授、）跪受共再拜、（造酒正還却三許丈、北面而立、）親王以下謝酒、訖造酒正進跪受復樽所、參議以上依次就殿上座、次五位以上六位以下、東西相分就座、（待參議已上兩三人升殿、即四位以下依次就座、不必待參議升畢、）訖諸仗共居、爰式部錄二人、左右相分各執大札、升顯陽承歡兩堂、正五位以上座、次史生等左右相分、記諸司六位以下主典以上見參、初六位以下最後者、至觀德明義兩堂下、式兵兩省率可叙人、東西相分入、（諸仗共起、）就標、（若不叙親王者、卿不率、其人代立叙人後、）大臣喚堪宣命參議已上一人授

宣命文、受復本座、皇太子立座東而西面、次親王以下降自東階、左近衛陣南三許丈、東折一許丈列立、(東堂西面、若大臣預叙位者、便往就列、)東西堂五位已上六位以下、見親王以下兩三人降殿即始下、(後升亦同、他皆倣之、)各立堂前、(東堂西面、西堂東面、他皆倣之、)宣命大夫降自東階、就版宣制云、天皇(我)詔旨(良萬止)勅大命(乎)衆聞食(止)宣、皇太子先稱唯、次五位已上稱唯、次六位已下稱唯、訖皇太子再拜、次五位以上六位已下共再拜、(下同)更宣云、仕奉人等中(爾)、其仕奉狀(乃)隨(爾)治賜人(毛)在、又御意愛盛(爾)治賜人(毛)一二在、故是以冠位上賜治賜(波止)(久)詔(夫)大命(乎)衆聞食(止)宣、皇太子先稱唯、次上下稱唯、訖皇太子再拜、次上下再拜、(不升殿者、各當堂前東西面、)各復著座、(宣命使先復著座、)訖式部卿進到案下開宮、執位記唱授、叙人稱唯、趨進跪受一拜就列、(若有不參者、其人代受位記、直退出、)唱授訖覆宮復本列、(大少輔亦同之、卿叙親王、大輔叙三位已上及四位參議、少輔叙五位已上、親王任卿、大輔帶參議者、令權輔授之、)兵部亦如之、訖二省輔丞錄相目退出、次被叙人等相依馳道拜舞、(不必待二省出門、)訖退出、諸仗共居、(若叙親王者、親王先入、次式部卿、其叙畢卿先出、次親王拜舞先退出、)二省丞入自逢春承秋門、執宮退出、(或一人、或二三人、隨宮多少、)掃部寮參入撤案、新叙者親族在殿上堂上者、各降拜舞、訖復本座、左右馬寮牽青馬入自延明門、從顯陽堂後北上、入自逢春門、(近仗起、待度畢乃居、)經舞臺北度殿庭、出自承秋門、經承歡堂後出自萬秋門、其行列也、左近衛左右各五人前行、(裝束見府式、)左右馬寮頭次之、青馬七疋、(馬及牽人裝束、見府及寮式、)在中、次之、左右寮允左右各一人、次之、青馬七疋在中、次之、寮屬左右各一人次之、青馬七疋在中、次之、左右寮助左右各一人、次之、右近衛左右各五人、次之、訖内膳司(著當色、)益供御饌、(左右各三人、其次第采女司前行、次正率膳左右相分擎御饌、典膳次之、典膳不足者、用進物所人、)升自西階、至第一階而留、授采女、降階趨退、初内膳司擎御饌進時、近仗起、供饌畢乃群臣居、主膳監益供東宮饌、大膳職益賜群臣饌、一獻之後、吉野國栖在儀鸞門外、供御贄、奏歌笛、(若有蕃客不奏、)大歌立歌人等奏歌如常、或不必召、(若有蕃客亦不奏立歌、)于時舞妓出自青綺門、大夫二人(用五位容貌端正帶劔者、若不帶劔者、聽權帶之、)分在樂前、南向經近仗東頭、更西折一許丈、南行到幄東並北面而立、樂人就肆、訖大夫即就顯陽堂座奏樂、畢引歸如初、訖皇太子起座、次親王以下降殿、東西堂四位以下降堂立定、皇太子拜舞、次親王以下拜舞、訖大藏省積祿庭中、(左右相分、積祿顯陽承歡兩堂間、)辨大夫進奏云、

絹若干疋、綿若干屯進止申、（無勅答）内記進宣命文、外記進見參文、大臣執進内侍、轉執奉覽、訖宣命大夫受宣命文復本座、皇太子起座、親王以下降立如常、（若有蕃客、勅使引客立堂前、俱東面、與此間大夫共拜舞、）訖宣命大夫降就版、宣制云、天皇我詔旨止萬宣不大命乎衆聞食止與宣、皇太子以下稱唯、再拜如上、更宣云、今日波正月七日乃豐樂聞食須日爾在、故是以御酒食閉惠良岐、常毛見留青岐馬見太閉萬退止爲氐奈酒幣乃御物賜波久止宣、皇太子以下稱唯、拜舞亦如上、宣命大夫復座、訖皇太子以下復座、式部大少輔并丞錄各二人、率史生等左右相分、入自儀鸞門東西戶、（大輔東戶、少輔西戶、就賜祿所、）先是預定監給祿之參議一人、即降殿就祿所床、辨史生各一人亦就給祿座、輔執札進唱、（參議以上於殿上稱唯、四位以下於堂上稱唯、并就祿所受之、皇太子祿付坊官、）所司祿物之餘送内侍司、先是中務省丞錄各一人、點於女官見參、省即造見參簿付内侍奏之、訖内侍司以所司送祿物、頒賜命婦及女官、（女史喚名賜之、）宴罷乘輿還宮、其日若逮昏、主殿寮執燭、入自逢春承秋兩門、當宣命版位北面列立、左右各十炬、左右給祿所各二炬、左右衞門門部秉燭入自延明萬秋兩門、列顯陽承歡兩堂前、各十炬、若蕃客所司整設御座如常、（諸衞服上儀、但不樹器仗、）四位已上總就顯陽堂、六位已下分就觀德明義兩堂、勅使及客徒就承歡堂、（勅使對大使、客徒東面北上、其勅使大使者、熊羆皮上施床子并臺盤、毯上施酒器、）構舞臺於殿前、（去殿南十許丈、方六丈、）設樂人幄於舞臺東南角、（南去八許丈、東去二許丈、）舞臺北四丈置尋常版、南去四丈當承歡堂北第二階置勅使宣命位、自勅使位南去二丈五尺、更西折二丈置通事承宣位、自承宣位南去二許丈、置一通事承宣位、自承宣位南去二許丈、置一通事承傳位、南去二許丈、置客徒大使已下錄事已上位、南去一丈置首領位、南去二丈置通事位、當大使位東去四丈置治部位、東去二丈置玄蕃位、當日乘輿未御之前、膳部酒部等列立酒樽下、（擇大學生及内豎容貌端正用之、著當色、）乘輿御豐樂殿後、所司開豐樂儀鸞兩門、少納言并大舍人候逢春門外、大臣升殿、并喚大舍人、少納言稱唯等事如常、少納言奉宣、出自儀鸞門東戶喚、群臣參入、（入自同戶、）六位以下東西分參入、此間新叙者退出後、治部玄蕃通事率客徒參入、（若通事帶五位者立客前、六位以下與客相雙而入、）比入門諸仗共起、客徒各就位定、共拜舞、式部少輔丞各一人入自儀鸞門立治部前、掃部寮入自同門立案於宣命位後、

（自宣命位南去三丈五尺、更西折五許尺、立三位以上位記案、南去七尺四位已下案、）式部錄擎位記筥、入自東門、置案上、退出、承勅者出自左近仗東頭、差南進更西折進十許丈、南折進當勅使位西折就位、承喚通事二聲、（若以五位為通事者喚名、以六位為通事者稱譯、）通事稱唯、就承宣位、承勅者宣制云、天皇我詔旨良止萬勅御命乎其客人衆聞食止宣不、國乃王差某等進度志、天皇我朝廷乎拜奉留事乎矜賜比慈賜比、冠位上賜治賜久止勅、天皇我大命乎聞食止宣、通事稱唯、就承傳位曰、有勅、客徒稱慈拜舞、通事復本位、承勅者復本處、于時式部少輔進唱叙大使、次丞進叙副使已下、訖客徒拜舞、輔丞錄退出、次式部掃部擎筥却案退出、于時內藏幷縫殿寮入自延明門、候顯陽堂南、預擇容止合禮者、（臨時擇取諸人、）隨客徒員各執朝服、到客徒旁北面賜之、客徒受之、授畢還如入儀、訖治部玄蕃率客徒出儀鸞門外、脫却本服、著所賜服、更入列立如初、拜舞訖供食、勅使就位、其出儀同、承勅者喚通事二聲、通事稱唯、就承勅位、勅使宣、客人部安良爾可座留侍止宣、通事稱唯、就承傳位宣如常、客徒拜舞、酒部一人把盞降自第四階、到大使前立、大使跪把盞者跪授訖西還、錄事左北向立、大使以下謝酒訖、酒部進把盞還樽所、勅使西進當承歡堂第二階、北折進當第一階北向立、通事引客徒西進、當第四階北折進當第二階立、首領當第三階立、勅使升就座、次通事引錄事以上就座、次首領升就座、（通事立大使後、若帶五位者、設座勅使後給饌、）治部玄蕃東折就群官座、左右馬寮各牽青馬入自延明門、自顯陽堂後北上、入自逢春門、經殿庭西度、經承歡堂後出自萬秋門、其裝束幷次第如常、但儺人近衛停青摺著袍、（前頭幷最後儺人裝、自餘幷、）訖所司益御饌、（近仗幷群臣客徒起座、）舞妓出自青綺門、五位二人分頭在前、差進經左近仗東頭南進、當幕前北面而立、妓就肆、訖便就顯陽堂座、奏樂訖還如初儀、群臣各降座列立供食、勅使降自第一階、少東進東向而立、次通事引錄事以上降自第二階、首領降自第三階、並東向而立、群臣及勅使客徒一時拜舞、（通事不須、他皆倣此、）舞妓還畢、掃部寮入自延明門、立祿臺於庭中、（五位已上祿積顯陽堂前、客徒祿於承歡堂前、六位以下祿東西相分、觀德明義兩堂前、）辨官幷大藏輔令持祿物置臺上、宣命拜舞如常、群臣各就座、訖勅使通事引客等列于庭中如初儀、式部大少輔率丞錄各二人幷史生等入儀鸞門、（大輔東戶、少輔西戶、丞以下分隨、）就賜五位以上祿所、丞錄各三人、

（加權）丞錄率史生省掌等入自同戸、共就賜六位以下祿所、大少輔持札唱之如常、（大輔先唱參議以上、訖唱四位三人、少輔唱大使、以下互唱、唯其六位以下祿作三番持札唱之、）各稱唯、進受之一拜而退、左右京職東西相分入自同門、列觀德明義兩堂前、賜客徒祿、未畢、治部玄蕃降堂列立、賜祿畢、引客徒退出、勅使南折進、東折度殿庭、升顯陽堂第四階、就群臣座、訖閉豐樂儀鸞兩門、乘輿還宮、日若逮昏、主殿寮秉燭、左右各廿炬、列立殿庭、左右衞門門部各秉燭、入自萬秋延明兩門、分列顯陽承歡兩堂前、其客徒賜祿畢退出、左右衞士各二人秉燭、迎儀鸞門、送朱雀門外、掌客使幷左右京職相共送鴻臚館、

〔延喜式十一太政官〕凡正月七日、賜宴於五位已上、若有敍五位以上者、前二日大臣及參議以上於御所擇定應敍位人、即令書位記、仰之、（事見儀式）

〔延喜式十三大舍人〕凡正月七日節會、兵部省進弓矢、舍人叫門、其詞曰、御弓事申給（牟止）、內舍人姓名門候（止）申、

〔延喜式十八式部〕凡闕荷前使之侍從、及次侍從者、待中務移無預正月七日節、非侍從者奪位祿、亦無預同節、

凡正月七日、幷新嘗會等祿召名札、令大藏省寫取、

〔延喜式二十八兵部〕七日（正月）○平旦、丞錄率史生省掌立武官敍位標、其後獻御弓、卿以下率兵庫寮候逢春門外、（若御內裏、承明門外、）內舍人奏畢、省寮舁弓矢案入立庭中、輔已上一人留奏進、其詞云、兵部省奏久、兵庫寮（乃）供奉（禮留）正月七日（乃）御弓、又種々矢獻（良久乎）奏給（久止）奏、（無勅答）即退出、又率敍人參入、式部敍後、省亦敍之、訖共退出、（事見儀式）

〔延喜式三十大藏〕諸節祿法

正月七日節（十一月新嘗准此）　皇太子絁八十疋、綿五百屯、一品絁卌五疋、綿三百五十屯、二品絁卌疋、綿三百屯、三品絁卅五疋、綿二百五十屯、四品絁卅疋、綿二百屯、無品絁廿疋、綿一百屯、太政大臣絁七十疋、

綿五百屯、左右大臣各絁五十疋、綿四百屯、大納言絁卅疋、綿二百屯、中納言絁廿五疋、綿一百五十屯、三位參議絁廿疋、綿一百屯、四位參議絁十五疋、綿六十屯、一位絁卅疋、綿二百屯、二位絁廿五疋、綿一百五十屯、三位絁十五疋、綿六十屯、四位絁六疋、綿卅屯、五位絁四疋、綿廿屯、外五位絁三疋、綿十屯、(内外命婦准此、)六位女王絁二疋、綿四屯、(女王明日給之、新嘗會亦同、)

〔延喜式三十八掃部〕七日(○正月)設座與元日同、但設六位已下座於觀德明義兩堂、又版位以南左右相分立置位記筥案、叙位訖撤案、女樂拜舞之後立積祿床、

〔延喜式四十造酒〕諸節會料酒

七日(○正月)三石四斗、(○中略)若可過此限、聽辨官處分、

〔延喜式四十五左右近衞〕中儀(謂元日宴會、正月七日、十七日大射、十一月新嘗會、及饗賜蕃客、)

凡正月七日青馬𩍐近衞、著皂緌、末額、細布、青摺衫、紫小袖、(其頭錦小袖、若蕃客朝會緋袍、但頭紫袍、)白布帶、横刀、緋脛巾、(右紺脛巾、)帛襪、麻鞋、(不帶弓箭、)其馬前陣近衞十人、(右近衞十人後陣之、)裝束同𩍐、(但帶弓箭、)

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡青馬廿一疋、自十一月一日至正月七日、二寮半分飼之、(一疋互飼、)其料日秣米五升、大豆二升、灯油二合、奏聞請受、國飼以正稅充之、

凡正月七日青馬籠頭鑣、(一疋前頭及最後馬別著金裝、自餘烏裝、)尾帒、當額花形、(已上二種各著鈴、)及𩍐人錦紫兩色小袖、紺絁脛巾、並收寮家出用、但韁鞚紺細布、(以一端充二疋、)結額髮尾絞絲、臨時請受、其𩍐人以左近衞充之、著本府青摺衫、末額、寮小袖、(第一者錦、自餘紫、)若蕃客入朝之日、著寮緋紫袍、(第一者紫袍、自餘緋袍、同收寮家、)其前陣左近衞舍人、次左右寮頭、次馬七疋、次左右允、次馬七疋、次左右屬、次馬七疋、次左右助、次後陣右近衞舍人、(近衞各裝束見本府式、)

〔西宮記正月中〕一七日節會、(二省入自永安門立標、有藏人丞之時、出自射場殿加列、立了歸入、中務丞置宣命版、或開門後入、自承明門、庭左右立位記案、當卯日此間有御杖奏、東宮奏了開門、次大舍人兵衞奏、次閉門、次下名如例、)天皇御南殿、(女官人持位記筥候御供、或男持、有外任奏者、内弁此間令奏、)内侍給下名、(内侍持文出東階、内辨著靴、到東階、昇三階、取文、著兀子、召内豎、二音、内豎稱唯參進、兩日立宜陽殿南二間砌上、内弁仰云、式乃書兵乃書召せ、内豎稱唯、出召丞等、參進北面西上立、兩日立宜陽南一間壇上、式部立柱外、兵部立庇内、四

(上北面、内弁召式省、稱唯、進倚、大臣可跪以左手給文、了歸立、召兵省、如初、稱唯共退、内弁歸入、)近衛陣階下(雨日平張)立、天皇出御、(警蹕)内弁著兀子、内侍置位記宮、(置内弁著程、置臺盤上、解結緒、上式部二、下式部一、次兵部宮、宮多者女藏人共置、延喜十三年依式、御出以前置之、頭藏人示内侍置之、)内侍出、内弁謝座昇、(如元日、承平七年正七、内弁未昇之間、大納言已下六人昇御元服表案入日華門、昇自南階、立簀子上、自下臈退出、陣列云々、可尋之、)自太子昇、(謝座如例)王卿著外弁、(式部列立建禮門内左右北面、西上、彈正立東西、北上東西面、兵部立西、東上北面、)開門、(闈司著座)御弓奏、(或付内侍、大舍人叫門、雨日立承明壇上、闈司奏、勅令申、輿内舍人奏、勅召々、兵部卿以下兵庫官人昇案、立版南、雨日立承明門、輔已上一人留奏之、無勅答、内藏官人入自日華門、撤案、進藏人所、延喜四年正月七日、惟恒親王奏、承平七、元良親王奏、)内弁奏宣命、(内記以宣命挿杖、候階下内、弁執杖昇奏、進如例、歸下授杖於内記、持命昇著座奏、)宣置賜位記宮、(内弁召内豎、内豎稱唯、入立左仗南、雨儀經宣陽壇上、進立近仗西一間西面、内弁仰云、式乃省、兵乃省召、々内豎稱唯、出召二省、輔丞代多官用立標東北面西上、立六位後、雨儀立廊西一間、北面西上、内弁召式官、稱唯、入自母屋南面東一間、立内弁巽、去七尺、内弁揖笏、以上宮自右方給、輔下階授丞、歸登立本所、内弁給次宮如前、有著又三登宮、内弁正笏、召兵司給宮如前、内弁每度揖笏、丞等以宮置案上、雨儀立承明門左右腋、取宮、經春興殿置案上、)内弁召舍人、(二聲、稱唯、少納言就版位、雨日立承明門中央壇上、内弁仰云、刀禰召、々少納言稱唯、出自幔外、王卿列立、少納言出立門壇下、召王卿以下、列入、立跡伏、雨儀立宜陽殿西廂、諸大夫立南廊東西、内弁云、侍座、尹之王卿再拜、酒正授空盞於貫首人、相跪取之、謝酒了、酒正取盞歸、王卿一々昇自東階、入自廊東、二四分著堂上、諸大夫著幄下、式部錄以簡點檢、)式部輔率叙人參入、(參議以上立輔前、式文親王不被引、已下可被引、雨日立南左右廊、)立定、内弁召宣命使、(納言若參議被召者立、稱唯、立内弁後、給宣命、右廻復本座、太子立南廂、王卿以列立西面北上、異位、諸大夫立幄前、内弁被叙者下加列、了出歸著之、)下宣命使就版、(每曲折有揖、雨日立宜陽殿南三間、壇上、宣命使指笏披文、右廻宣制、太不再拜、王卿再拜、又制、太子再拜、王卿以下再拜、宣命使復座、太子已下再拜復座、)宣召給位記、(叙親王者、以參議爲代、就案唱位記、親王者取位記、左廻歸列、獨拜、舞出、大輔唱公卿位記、少輔唱五位已上位記、叙人中不參者、省史生取之、兵唱武官位記、唱了復簠、叙人拜舞出、丞代入自左右門撤簠、掃部寮官人昇案、)部拜、(内裏式云、被叙王者親族、在堂上拜之、王者卿以下降殿列立西面北上、拜舞復座、諸仗居、)左右御監奏白馬奏、(御監等下立東階壇上、馬允各執奏、令持硯、史生等入自日華門、參進取御監名、不參者於里亭取名、御監執奏杖登付内侍奏進、左奏間、右御監立東庇北邊、侍左邇、歸進倚、无御監者、内弁可相兼奏、復座、無一方御監者可兼奏、大臣兼左御監儀也、又就本殿奏之、時允持奏、相從、或有奏白紙之例、左右府生取標、左將監取版、置殿巽角壇上、宣命位不取版、標前、取之、諸仗起、)御馬渡、(左陣渡、次左右馬頭、[illegible]次御馬七、次左右允、御馬七、次左右馬寮、御馬七、左右助、[illegible]右陣渡、次渡御馬在所殿前、次分參三宮、齋院齋宮等、)内膳供御膳、(群臣立、采女撤御臺盤杷、給太子以下、)供御酒、(給太子、給臣下、先供三節、)二獻、(或一獻)國栖奏、(承明門外發歌笛)三獻御酒勅使、(内弁奏聞、仰參議如例、或文云、樂後仰、或二獻、)内教坊別當奏、(別當不參者、内弁奏、坊家別當立東階下、別當少將令持奏杖於將監、將監立巽角壇下、傳取進別當、別當立壇上、披文加署、剰杖登付内侍、右廻復座、樂人等於射場、發音樂、調子參入音聲、)舞、(帶劒二人前行、舞妓斜進出、大夫留立校書殿巽方、妓女進登舞臺、大夫歸、舞四曲、皇帝、萬歲、喜春、玉樹等、了退出、音聲、雨日登殿舞、樂女候、南縁、御酒置母屋中、)具樂舞、(太子立南廂、王卿下列西面北上、諸大夫立幄前、太子拜舞、王卿拜舞、太子復座、已下復座、)掃部立祿臺、(立舞臺左右、入自承明門、)大藏積祿、(入自

同門、弁奏目錄、（立舞臺艮角、雨日立廊下、）內弁奏宣命見參、（拜後著陣、見歸登奏、召參議等、各給儀如常、太子已下拜舞、宣命使歸登、上下復座、）祿、（內侍奉太子、式部輔召給臣下、臣下取祿、出自日華門、）天皇還御、（近仗警蹕）○中略

寛平八年正月七日宣旨、雖免雜役預節會人、不預謝座酒之禮者、不給當日祿、立爲恒例、

〔江家次第 二 正月〕七日節會

裝束司奉仕上下裝束、外記催諸司、藏人催內侍闈司幷女官等、階下饗、（左近設上官料、右近設殿上人料、）式部、（入自永安門、）兵部、（入自長樂門、）立標、中務置宣命版位、（置尋常版北一丈、）藏人所出納渡殿上見參於外記、（今案、非必內辨參上以前事歟、）若非一上者、可被仰內辨、一上時、只被問諸司具否、或進被申、外記申代官、（於小庭申之、問諸司具否之間、可申、）式部（乃）輔丞　兵部輔丞代官給　上宣誠（太リヤ、）外記申、式省輔代（爾）、某官某丸、政人（乃）代（爾）某官某姓某丸、兵（乃）部（乃）云々、上宣令勤、二省輔丞必用代官、以催正員爲違例云々、諸司奏可付內侍所由被奏、（付藏人、）或奏外任奏、次令申、（先召外記問、）兵部省御弓奏　宮內省腹赤奏（元日違期不參時也、）若當卯日、卯杖奏等也、奉仰、仰外記、（無御出時、依不可有勅答、可付內侍所由、見延喜十六年御記、）往年王卿就外辨後被仰者、外記傳仰外辨外記、外記申外辨上卿云々、被奏外任奏、（先召外記令進、入宮付藏人奏之、）仰令候例、或給下名後、歸入在陣後令奏、天皇渡御南殿、（經長橋、入自南殿乾戶、）內侍二人持璽劒、命婦女藏人各四人相從、執政之人候御裾、（若不參者、藏人頭、）藏人持式御靴等、內侍女藏人等（近例藏人、）置位記宮於公卿臺盤上、（計內辨座前置之、）內侍持下名、臨東檻、（藏人五位引導之、）內辨著靴到東階下取之、（於階下搢笏、後昇二三級、取下名却下、拔笏取副左廻、）著宜陽殿兀子、（自壇上南行著之、）召內豎、（二音、高長、）內豎於日華門外稱唯、趍立大臣前、（當宜陽殿南第二間西去一許丈、北面磬折立、）內辨宣、式（乃）司兵（乃）司召、內豎稱唯出召之、兩丞（各一人著靴、）入自日華門進立大臣前、（當宜陽殿南第二間、西去一丈五尺許、北面西上雙立、式部西、兵部東、）大臣宣、式（乃）省丞、稱唯、度兵部前、進昇石階立內辨座南頭、（先於南柱南搢笏、進依大臣所、（記作官）西宮抄於座南頭可插笏屈行、貞信公御記磬折給之、以跪爲失、）大臣以左手微々給之、丞給之、拔笏取副、左廻經兵部前立本所、次內辨召兵部如前、兵部退出間、式部相待、（未到六尺許、先退出、）大臣暫起座入陣後方、（或此間在外任奏、）近衛陣殿前、（入自月華門、左次將出敷政門、到日華門下、將曹一人行前、若無

着府生　中將執紫緌殳、少將執緋、以上東西面著胡床、遲參將令官人立殳、出自宣仁若無名門、著内裏式給下名後、末置位記筥前引陣、而清涼抄如之、　王卿著外辨出自敷政宣陽門、入鳥曹司東戸著靴、出南戸、經辨少納言床子北進、若辨床子逼北立時、令召使引之、登自石階、著南面西上、有後參大臣者、納言以下皆起座定居、少納言辨著、四位辨者、先進著上、外記史以下著、有後參參議以上者、少納言辨以下暫起座、　外辨上卿非大臣者、令下式筥、召召使令下之、　上卿令召使召外記、問諸司具不、外記作立申、　近例大臣時、跪申之、不見可尋、若雨儀壇上、雖雨令申之、　大舍人候哉、若不足四人、以召使補之、　刀禰列候哉、　叙人列候哉、式乃官、兵乃官云々、或可加彈正二字、　國栖候哉、外記毎度申云候不　上宣令候、　式部入自春花門、列立左右兵衛陣南、教正禮儀、彈正同之、諸大夫列立、二省率叙人列立東西、兵部内舍人候御弓、内辨押笏紙、以次上儀　天皇著御帳中倚子、先於北廂著靴給、入自帳北面著御、　内侍置璽劒於東机、藏人置式筥於西机、　近杖稱警　内辨又著宜陽殿兀子、　内侍臨檻　内辨起座微音稱唯、經宜陽殿壇上北行、出自軒廊東第二間斜行、到左近階下陣南頭、出中將座南去七尺、西出五寸西面立、陣不動、此間近衛將爲内辨子族者暫退、　謝座再拜、先突左膝、但起時先右、近例一起拜再拜、一拜右廻、經軒廊井東階入自母屋東一間、計座程著之、吏部記曰、内辨入軒廊暫留、顧西招來路、或曰、是爲休息也、　開門左右將曹各一人、若無著用府生、率番長一人、近衛七人、開承明門、番長以下五人闈門、三人腋門、著緣襪、兵衛志左右各一人、率兵衛開建禮門、左右近衛各二人、趁出就長樂永安門外、禁察濫行、　闈司著二人、自射場經安福殿前井廊下、分著左右草墩、　大臣奉宣命、或説未開門前奏之　内記候東階南頭壇下、大臣先取宣命、見畢返給、令插文杖取而參上、經公卿座末、到御帳東北御屛風妻、付内侍退、把笏右廻、九條年中行事左廻　立障子戸西柱下、坤面　奏覽了返給、進搢笏取之、不插文杖　左廻退下、先給文杖内記、取副宣命於笏參上、　内辨宣、内豎於日華門外稱唯、參入立左仗南頭、　内辨宣、式乃省兵乃省召せ、稱唯出召之、　二省輔丞代官　立櫻樹東、北面西上　六位在南、以上著靴　内辨宣、式乃省輔稱唯、昇自東階入自母屋南面第一間、斜行大臣座巽角、去座七尺磬折立、　内辨搢笏、宣命入懷、取位記筥給之、自座右給之、輔插笏磬屈取筥、降自同階、於廊下授丞代、更還昇又給退下、給筥間、大臣毎度必搢笏、若叙親王者、丞代有二人、次又召兵部給之如前、　兩省輔幷丞代趁進、置筥於庭中案、式部置筥間、兵部輔趁涉驪道、置筥於西案、式部自日華、兵部自月華退、　大臣宣、舍人、二音　大舍人四人於承明門外稱唯、　少納言代就版、候外辨少納言、入自承明門左扉、　此間外辨公卿起座、經屛幔南鷹行於左兵衛陣南頭、西面西上　辨外記史已下起座立、　内辨宣、刀禰召せ、　少納言稱唯出召左廻出門、先於幔外息、餘立北面稱唯、　王卿以下列入立標、入自承明門左扉、異位重行、北面西上、版位南

（去七尺、東去二丈五尺親王標、南大臣、次大納言、次中納言、三位參議并散三位、四位參議、小退在此列、次四位參議標、次四位標、次五位標、聽道西、王四位五位標、及臣四位標、次臣五位標、各以七尺爲間、貫首人踞警咳、）近仗立（王卿入門程）　內辨宣、之支井爾、　群臣再拜　酒正趍來（自軒廊來）經左仗南頭、授空盞於貫首人、相跪置笏取之（以左右手取之、不取盤、酒正取盤右廻歸、經左仗南間、乍居小拜立、）　群臣再拜、畢酒正來亦跪、貫首人相跪返之、取笏跪、先左膝、酒正歸到左仗間、乍居小拜（立先右足）　群臣著座　次第右廻、入自軒廊東二間、經南庇一間母屋、參東一間上著座、內辨北面、親王南面、著北人經東廂入、自中間北邊、著南人如內辨路、納言以上猶可著北面座歟、就中大納言以上必北面、參議對座、非參議二三位著北、參議大辨必著南、　諸臣相分著幄　諸王四位參議以上兩三人皆昇殿、諸臣著幄、　諸仗居　式部錄二人持簡、入自長樂永安門、點撿諸大夫（近代不見）　次二省引叙人參入、先親王、次式部卿代（以參議爲之、乃獨留外辨引列參入、）　參議以上先參入、次輔引五位以上、丞引六位、尋常版東去三丈五尺、南折七尺立親王標、次一位、次二位、次三位、次王四位、五位、次臣四位五位六位、武官四位以下標在西、卿代標在舞臺艮角東頭、大輔標在舞臺正東、少輔標在其後、　諸仗立　內辨召納言若參議一人（其詞在別）　近例有上階時用納言（親王大臣等被叙時歟）　自餘用參議、　被召者立座稱唯、揖進立內辨後六尺（揖插笏）　內辨給宣命、宣命使進給之、退拔笏加宣命、右廻復座、　內辨以下下殿、列立左仗南頭（西面北上、異位重行、）　內辨被叙暫留本座、王卿列立後、更下加叙列（或依次直行立）　拜舞後引退出、更入自宣陽門、候本座、近例被叙人不參內辨、　幄下諸大夫等列立　宣命使下殿就版、自軒廊東二間南行、當日華門北扉乍南向揖、西折就宣命版、經位記案南、近例自案北往反、有兩案時、經其中間往反、若有三案者、經親王案與三位案之間、　宣命一段　群臣再拜　又一段　群臣再拜（不舞踏、但叙人不拜揖立、）　宣命使復座（卷文把笏、揖而左廻退還到初所、揖北折昇殿、）　次群臣復座　次卿代進就最北案叙親王、就案下、插笏開筥（以蓋置東）　揚筥身置蓋上、取位記傾右開之、召唱之後、被叙之者進跪於卿代之右邊、卿代相跪授位記、叙人置笏取位記、乍居一拜、把笏左廻還立本標、若親王不參者、省丞進取之授錄云々、叙了掩筥、取笏左廻直退出、畢（入自宣陽門參上）　親王獨舞踏、畢退出（四條抄曰、歸列獨拜舞、）　次大輔代叙公卿（以四位爲大輔）

代、叙人進還立新叙標、召唱詞云、正三乃位、從三乃位等、三位及四位參議以上也、雖武官、三位以上在此列、　次少輔叙五位以上、　召唱詞云、正四乃位乃上階、從五乃位乃下津階等准可知、但六位被叙五位者、置笏取位記、不更取笏、立新叙之標、叙了、大少輔暫還立本標、　次兵部少輔叙武官五位以上、雖文官加階、兼武官者在此列、　在西列者、稱唯、進跪輔左、置弓給位記、一拜取弓起、右廻經列上、從後復本所、五位叙四位者、卽加其標、非參議中將叙三位者、不帶弓箭、可加式部列歟、但不如不參、　兩省輔共退出了　次叙人左右相共、依馳道舞踏退出、不必待二省出門、東方叙者左廻、西方叙人右廻、　次式兵兩省丞代、入自日月華門、取位記筥退出、兵部自月華門、　掃部寮入自兩門撤位記案、　次王卿以下下殿拜舞、謂之親族拜、列立左仗南頭、西面北上、異位重行、諸大夫列立幄前東、西上北面、　畢復座、　次左右大將下殿、立巽角壇上、馬允奉奏文、史生持硯、大將先取之奏覽之、允取硯候、大將加署後取文侍、縱插文杖鳥口參上付內侍、退著本座、口傳云、左大將參上奏聞間、右大將東庇北間西面而立、左大將度前之後進奏云々、是左大將爲大臣、右大將爲納言之例也、或私記云、左右共爲同職者、左大將退歸間、右大將入母屋相交代者、又見重明親王天慶三年記、九條記曰、大將一人不參者、並插一杖獨奏、共不參者內辨奏之、件奏留御所、件御馬本必二十一疋也、每年左右寮各十疋進之、其殘一馬稱之餘馬、隔年兩寮互進之、　大臣大將者、只注朝臣字如常、天曆三年、右馬寮不進奏、內辨元方爲經奏聞、插白紙進奏、　大將復本座、　次左右府生各一人取標出自本陣、　次左將監跪取尋常版位、出自本陣、置殿巽角壇上、　次左白馬陣度近衞舍人也　次左右馬頭度帶弓箭、雖四位入尻鞘、著靴、　次白馬七疋　次左右允　次白馬七疋　次左右屬　次白馬七疋　次左右助　次右白馬陣度畢　次白馬經殿上前無名門、明義門、仙華門度御前、自瀧口出、此間垂御殿御簾、　雖御物忌猶度、次分參三宮東宮齋院等、　酒部立內豎入自日華門、酒部入自長樂永安門、立胡瓶下、　采女撤御膳杷自西階給之於內膳官人、　內膳入自月華門供御膳、遲供時、內膳別當公卿起座催之、正以下令史等叉手前行、膳部相從、正令史留立版、令史將膳部等八人、相並登南階第一階、采女迎取供之、　群臣諸仗共立　供御膳間、采女磬折立、但陪膳居帳臺上、供了却著草墩、酢、鹽、酒、醬、餛飩、索餅、餲餬、桂心、每物有蓋盤子、進物所自西階受盤、　群臣諸仗共居　次

自西階供膳（餛飩、餢飳、粘臍、團喜、）次給臣下餛飩（大膳大夫奉、內豎役送、）次御箸下　臣下應之　供鮑羹、（便撤索餅、）供御飯、（便撤餛飩、）次供進物所御菜十度（窪器六、汁二、盤二、）次供御厨子所御菜二度（一度八坏、一度四坏、）次給臣下飯汁物追物、次御箸鳴　臣下應之　供三節御酒、一獻　國栖奏（於承明門外奏歌笛、）二獻　仰御酒勅使、內辨起座磬折奏云、大夫達（爾）御酒當給、天許了復座、內辨召參議一人、（詞云、某官朝臣、尋在座人召之、）被召者進立內辨巽角七尺、內辨仰、大夫達（爾）御酒給、稱唯、左廻下東階、召外記問勅使等名、（外記書進之、）參議取副於笏還昇進南簀子第二間、（自庇第二柱西去二尺許、西面立、磬折、立第二柱坤四許尺乾、召之、）召了復徽音仰云、大夫達（爾）御酒給、（不必待參進、）右廻復座、

三獻　內敎坊別當（若不候者、內辨奏之、）奏舞妓奏、（別當次將令持奏於將監、於巽角壇下傳取奉之、將監執筆候、）別當加署後參上、付內侍奏之、（件奏留御所、）別當復座、樂人等於射場殿發音樂、（先調子、次參音聲、舞妓并樂女等在校書殿東庇座、）樂前大夫二人前行、（用帶劍者、若無者權帶劍、留立橋樹坤、或王卿唱歌、）舞妓等登舞臺、樂前大夫等退　次舞五曲（大曲必一曲、）皇帝破陣樂　玉樹後庭花　赤白桃李花　萬歲樂　喜春樂等也　舞師一人、以大拍子進舞臺下敎節度、每一舞了舞妓居、

舞畢退出（有退音聲、若入夜者、不必可奏大曲、）次王卿以下下殿拜舞（謂之樂拜、如親族拜儀、）次各復座　次掃部寮入自承明門、立祿臺於舞臺左右、大藏省入自同門積祿、　辨奏目錄（近代不見、）給祿物後、立舞臺艮角奏物數、詞云、絹フタチムラ、綿比止與ロヅ萬キタ・テマツルト申、訖著床子、　掃部寮立參議以下省官以上床子於春興殿前艮庭、　內辨著陣　外記進見參、了返給、（或七十以上者、雖身不參、可預見參、但參議以上非有宣旨不入、五位以上一通、侍從非侍從皆書加、）

內記奉宣命、見了返給、　內辨起座到東階下、外記取宣命、横插見參杖跪而進之、大臣執之參上、到御帳東北御屛風妻、付內侍、如前、天覽了返給、大臣下殿返杖於外記、取宣命見參參上、復座召參議一人、（多用帶劒人、）被召人立內辨後七尺、內辨給宣命、參議給之、右廻著本座、又召參議一人、（多用大辨、）被召者如初立、內辨給見參、參議給之、右廻下殿（出自母屋一間庇一間、）一著祿所、以見參與辨、辨下史、內辨以下下殿、列立左仗南頭、（西面北上、仗頭南去五尺許、異位重行、）諸大夫各立幄前、　近仗起　宣命使就版（出自軒廊東二間南行、當日華門北扉、午南向揖、西折經公卿列南、就宣命版揖、）宣制一段　群臣再拜（先可稱唯、近代不然、）又一段　群臣再拜　宣命使復座、（欲離版揖、左廻欲北折時有揖、）

內辨以下復座（右廻）　諸仗居　式部兵部輔、執簡立舞臺東西、召唱之、（近代不必見）　王卿以下一々起座稱唯、到日華門下、待次跪蘆葦上、插笏取祿稽類、（一拜也）　右廻自日華門退出、　省輔以下取祿物授王卿、祿所參議待次取祿退出、　天皇還御（次將警蹕如常）　遲參王卿、令藏人奏事由、蒙可許著座、詞曰、某官某姓朝臣、朝間有所勞不候列候陣、　若有追叙者、被仰內辨後、內辨渡南之後被仰之、內辨申下下名、仰參議令書入返上、（不入宮）或召外記仰、以白紙可令讀由、

〔江家次第 正月一〕節會雨儀

七日　二省自壇上進給下名、　二省輔代、被召立軒廊南端、　位記案、立承明門東西第二間、　叙人標、在承明門東廊第一間壇上、武官四位以上標在西、　二省丞、入自長樂永安門、取位記筥退出、　白馬（雖甚雨、猶依晴儀、仍疾行度由、見年々記、可尋之、）　女樂儀　采女先舁御酒器等、置母屋西第二間御屛風東頭、掃部寮立音聲人座於簀子南階以西、內敎坊參上、著座於南廂奏、主殿司副柱炷指燭、　辨於東廊奏目錄、（不論晴雨、）近代久絕、　西宮抄　內豎立宜陽殿南二間壇上、　丞等立同殿南一間壇上、　式部立柱外、兵部立庇幔內、（西上）　輔代等立廊西一間、〇中略　御弓奏（付內侍所）位記案立承明門壇上東西第一間、叙人立東西廊、於門內相遞拜舞、（東西一間）　白馬雖深雨、趁渡猶晴儀、　故俊家大臣爲內辨、自掖門並南廊令引入、不爲可、舞妓於殿上西第三間舞、移御酒具置母屋、音聲女官等候南簀子敷、

〔年中行事秘抄 正月〕七日節會及叙位事

御弓奏事　件事、近代出御以前、奏事由付內侍所、

白馬渡御殿前、　雖御物忌猶渡之

參叙列人裝束　帶劒人、螺鈿劒、魚袋、　永久三正、侍從實能列叙列、螺鈿劒、魚袋、

〔建武年中行事〕七日〇正月は、白馬節會なり、このひはことにいそがるれば、まへの日より官に仰て、南殿の御裝束とゝのへたり、記文にゆづりて、御裝束の樣などは元日にもしるさず、さりながら

えつらひの様はかゝず、猶おぼつかなき事ありぬべければ、あら〳〵えるすなり、御帳にかたびらをかけ、もやのかべえろなどつねのごとし、御帳は三方あけて、すみのはしらにかたびらをゆひつく、うしろはたれたり、うちに平文の御倚子をたつ、そのまへに火びつをすへたり、御いしの左右前へよせてに机をたつ、かうらいのおほひあり、左には劒璽をかるべし、右には式のはこを置べし、又とゞまる文は、右の机にをかるべし、火びつの前に御だいばんをたつ、よこざまその南に二の御だいばんたてざまなり帳臺のうへに北のはしをかけて、南をば、べちのだいにてこれををく、みな雨めんのおほひあり、大なるかねのうつは物にくだ物を入て、一二の御臺に、をの〳〵これををく、そのまへに左によせて、うねべが草とんををく、もやのひんがし三間に、四尺の臺盤をつゞけてたてならぶ、末には八尺のだいばん一脚たつ、たつみいぬゐざまに、いさゝかゆがめてたつる也、北辰にかたどるともいふ、下にこんの布をしく、うへにくだ物をすへならぶ、はしかいのだいおく、はしにこれををく、奥端に兀子をたつ、親王大臣のれう雨めんのおもて、納言はみどりのおもて、參議の座はながえやうじなり、御帳のうしとらの方に、五尺ばかり東によせて、大宋の屛風をたつ、內辨この所にて奏を內侍につくるなり、御帳の西北のはづれに、通障子を二脚西ざまへたてならぶ、その內北に內侍の座をまうく、ひさしの西二間に酒臺ををく、南階の東西に左右近の胡床をたつ、宣命のへん、尋常の版、つねのごとし、へんの東西に位記の案をたつ、東式、西兵、上階あらば式二、參列のへう、所々のまん、胡へいのたてやうなどつねのごとくなるべし、南庭にみなみ、いさゝか西によせて舞臺を立たり梅柳を舞臺のすみにたつと見えたり大臣參議まいりぬれば、加叙あらば先これをかきいれらる、奉行くら人下名をもちて大臣にくだす、大臣參議に仰てこれをかき入しむ、やう〳〵人々參あつまりて、外記えろつかさを申さしむ、いましめたりやと仰すれば、いましめて候よしを申、これよりさき諸司をとふこと常のごとし、外任奏くだされて、御後に出御あり、劒璽は先つくえにをく、式宮もおなじ藏人位記のはこを內辨座のまへの臺盤のうへに

をく、式うへ兵下、式二あれば、二をうへにをくべし、内侍位記の筥の上なる下名をとりて東階にすゝむ、これより
さきに諸卿外弁につく、内辨宣陽殿の饗上のへんにたつ、御後に出御のよしを聞て、近衛の陣は
ひくなり、内侍東階に出ぬるをみて、内辨はしのもとにすゝみて下名をたまはる、内侍かへり入、
内辨宣陽殿の兀子につきて、ちさわらはをめす二聲、内豎すゝむ、仰云、のりのつかさ、つは物のつ
かさめせ、式兵丞六位藏人つれにさぶらふすゝみて内辨のまへにたつ、武官弓をもつ内辨のゝつかさをめす、稱唯
してわしりすゝみて、ひざまづきて下名をたまはり本列にかへる、つはものゝつかさ又おなじ、
二省の丞ともにしりぞく、内侍又東階にすゝみてめす、大臣稱唯して軒廊よりねりすゝみて、謝
座をはりて堂上にのぼる、大臣ちさわらはをめす二こゑ、内豎さくらの木のもとにすゝむ、仰云、
のゝつかさ、つはものゝつかさめせ、二省の輔代、櫻の木の下にたつ、めしによりて式部輔代五位
堂上にすゝむ、式のはこをたぶ、二あらば歸りまいれといふ、輔代丞にはこをもたしめて又歸り
まいる、又一のはこを給、又つはものゝつかさめす、輔代まいりてはこを給事さきのごとし、二省
はこを丞にもたせて、をの〳〵案にをきてしりぞく、内辨開門仰せ、闈司座につき、とねりめすこ
と元日のごとし、諸卿謝座謝酒をはりて、堂上の座につく、内辨座をたちて、敍位の宣命をとりて、
かへりのぼりて内侍につけて奏聞す、返給て杖をかへして歸りのぼる、上階あるときは中納言
の中に宣命使を仰す、しからざれば參議これをつとむ、大臣參議に仰て敍列を催す、式兵輔代敍
人を引て前庭にすゝむ、輔代は案のもとにたつ、敍人は標にたつ、宣命使めしによりてすゝみて
宣命をたまはる、大臣已下下殿、宣命使こんらうより出て、曲折の揖して、西にむかひて練て、案の
もとをへて式案二あるあはひなりへんにつく、宣制のやう、元日にみえたり、但後のたびも二拜也、敍人は拜
せず、宣命使かへりのぼりて、大臣已下おなじくのぼる、式兵の敍人、をの〳〵案の下にすゝみて
位記をたまはる、輔代これをたぶ、案の下にひざまづきて給て、いさゝかひらきみる、揖してしり

ぞく、(いうありなしせち〳〵あり、式左にめぐり、兵右にめぐる、)をの〳〵新叙のへうにたちあがる、(もとは三位のへうに立たりつるが、二位にならば、二位のうへに立あがるなり、)みなたまはりはてゝ輔代まゐりぞく、二省の叙人たがひに見あはせて、馳道にすゝみて一同に拜舞す、次第にまゐりぞく、大臣已下下殿してをの〳〵拜舞す、(これを親族の拜と云、本儀は加階給たる人々のよせある人々悦心なり、今のよはみな立也、立樣宣命の拜のごとし、)左右の大將下殿して、軒廊にて白馬の奏をとる、御監まゐりよをくはふ、次將これをとりつぐ、隨身に仰て文を杖にはさましむ、左右ともにすゝむ、左もし大臣ならば、右東の廂にとゞまりて立、大將一人あらば、左右ともにとる、大將候はずば、內辨これをとる、御らんじて西の机にをかせ給也、白馬わたる、先左、つぎに右、かみ、すけ、をの〳〵わたる、その人なくば代をさだめらる、次に御膳まいる、三節一こん、くず、二獻みきの勅使、三こんをの〳〵元日におなじ、樂は女樂也、三獻はてゝ、內敎坊別當下殿して(別當大納言の中にあり)奏をとる、次將とりつぐ、奏御まへにとゞまる、白馬奏のごとし、近衞の樂人ゆみばどのゝへんにて樂を奏す、舞妓舞臺にのぼる、五曲なり、(皇帝、桃李花、喜春樂、)樂はてゝ宣命見參をそうす、元日のごとし、せんみやうを宣命使にたび、祿法を大辨にたぶ、宣命はてゝ群臣祿所にむかふ、祿をとる大辨の宰相ろく所につく也、入御のゝち、白馬中殿の前をわたる、神仙無名門をとをりて東庭をわたる、先ねりおとことかやいひて、七度庭をめぐる、近衞官人どもなり、うへのをのこども、小板敷のへん長橋などにて馬をうつ、そのゆへおぼつかなし、中宮東宮にもおなじくまいる、節會の程、北の陣にてけんひゐし雜犯をたゞす、

〔公事根源正月〕白馬節會　七日

此節會の事、大方は元日などにおなじ、元日は氷の樣、はらかの贄、御曆などあるによりて、押なべて諸司の奏といふなり、けふは兵部省より奉る、御弓奏ばかりを內辨も奏聞するなり、若卯日にあたらば、けふも諸司奏と云べし、卯杖の奏あるによりてなり、まゐからざる時は、たゞ御弓奏候やと仰す、天竺の貝多羅葉は、其長さ七尺五寸なり、弓のたけも七尺五寸なる故に、是をたらしとは

申にや、〇中略儀式などは大かた元日におなじ、其上いつもの事なれば、記すも不珍やうなれば書のせず、天武天皇十年正月七日に、御門小安殿におはしまして宴會の儀有り、是や七日の節會の始なるべからん、

〔禁中年中行事 正月〕七日　白馬節會北陣　判官十七石　撿非違使左右衞門尉勤之　看督長三石五斗　五人　使廳貳石五斗　九人　火長壹石五斗　三人　率行職事　四位五位職事勤之　藏人　四位五位職事六位藏人勤之　陣官人　庭火　主殿寮調進之　催　勢多判官勤之　白馬節會　內辨　左右大臣、內大臣、左右大將、或大納言第一人勤之、〇下略

〔續近代年中行事 正月〕白馬節會

一正月上旬御點被下、申沙汰被仰出、此已後催之條々、

一如元日儀、但舞妓儀、長橋局江申入置事、

一左右馬寮下知之事

白馬節會左馬寮役御馬之事、任例可令下知給者、依天氣執達如件、

月日　　官名

謹上今出川殿

右依時官禮節書之、貫首五位職事同前、

白馬節會右馬寮役御馬之事、任例可令下知給者、依天氣執達如件、

月日　　官名

謹上　三條殿

右同斷

右三條今出川之內、故障之節、一方江一所申遣事、

當時被レ置二使別當一、仍可レ令レ案二內于大理一事、

一北陣申遣事

白馬節會參陣官人之事、任レ例可レ被二相催一之狀如レ件、

月日　官判

勢多大判事

掛紙　追仰四人事、同可レ被二存知一候也、

剋限何剋之由、口上ニ而申遣也、

當日

一北陣ニ付、武家江警固申遣序、何剋之由、是又申遣也、

一時儀一如二元日節會一、但御弓奏之事、內辨被レ仰如二諸司奏一、職事歸出仰之事、如二諸司奏一、

一白馬奏左右大將取レ之、就二御屛風妻一奏聞、無二出御一時者、進二弓場代一以二職事一奏聞、如二宣命見參奏一、但此奏者留二御所一事、

一坊家奏者、內敎坊別當取レ之、就二御屛風妻一奏聞、無二出御一時、進二弓場代一以二職事一奏聞、如レ前若無二別當一、內辨取レ之奏聞、如レ初此奏者留二御所一事、

一右次將第一江坊家奏取次之儀申入置、相知候ハヽ可レ被レ示之旨申入候事、

一舞妓儀、以二表使一相催、舞妓舞畢後、內辨江申入之事、

一節會畢後、早出、役付等散狀書付、儀如二元日一、御悅申上序、以二表使一白馬奏坊家奏等獻上之事、

一參內之後、北陣之役人相揃候哉、勢多方江尋遣、事具之由申來後、以二議奏一可レ始哉相窺、被レ仰後勢多方江可レ進旨申遣、六位北陣可レ廻之旨、警固等申付事、北陣相濟後、以二議奏一言上之事、〇中略

左右馬頭代官事〇中間文缺

北陣所

參內殿中門外西方

雨儀

西唐門下

〔光臺一覽〕七日、〇正月、中略、今夜は白馬之節會、天下安全の祝義の陣是とかや、參候の輩、元日に相同じ、

〔故實拾要〕三同日〇正月七日白馬節會　節會始ラザル以前ニ、於北陣、勢田、堀河、姉小路、町口等ノ判官、卒看督長、使丁、火長等、犯人恩赦ノ作法アリ、又勢田、堀河、姉小路、町口等ハ、官人ノ稱號也、或勢田左衞門尉、姉小路右衞門大夫抔云也、此人判官タル官人也、此節會參陣ノ人々、內外辨以下、又調進物等、元日節會ノ如シ、但役人ノ內ヘ增加ル官人、　樂前大夫兩人　舞姬兩人　左右馬頭　左右馬允　文殿　內敎坊　以上加之也　調進物　御硯文殿　御馬二疋左右馬寮　坊家奏內敎坊　以上加之也、此節會ヲアヲムマノ節會ト云、白馬ト書テ、アヲムマト讀、又青馬共書也、馬ハ陽ヲ掌ル也、春白馬ヲ見ルトキハ、除邪氣人身ノ氣和スト云々、故ニ馬ヲ被牽也、又白馬ト書テ、アヲ馬ト讀ハ、青キハ春ノ色也、

白馬節會例

〔日本書紀景行七〕五十一年正月戊子、〇七日招群卿而宴(トヨノアカリキコシメス)數日矣、

〇按ズルニ、類聚國史ニハ、本文ヲ以テ七日節會部ノ首ニ擧ゲタリ、

〔日本書紀推古二十二〕二十年正月丁亥、〇七日置酒宴群卿、

〔日本書紀天智二十七〕七年正月壬辰、〇七日宴群臣於內裏、

〔日本書紀天武二十九〕二年正月癸巳、〇七日置酒宴群臣、　十年正月丁丑、〇七日天皇御向小殿而宴之、是日親王諸王引入內安殿、諸臣皆侍于外安殿、元置酒以賜樂、

〔日本書紀持統三十〕三年正月庚申、〇七日宴公卿賜袍袴、　四年正月甲申、〇七日宴公卿於內裏、仍賜衣裳、

〔續日本紀三文武〕慶雲三年正月壬午、〇七日饗金儒吉等于朝堂、奏諸方樂于庭、叙位賜祿各有差、

〔續日本紀九元正〕神龜元年正月戊辰、〇七日御中宮宴五位已上、賜祿有差、

〔續日本紀十聖武〕神龜四年正月庚辰、〇七日宴五位已上於朝堂、　五年正月甲辰、〇七日天皇御南苑宴五位已上、賜祿有差、

天平二年正月壬辰、〇七日宴五位已上於中朝、賜祿有差、

〔續日本紀十五聖武〕天平十五年正月丁未、〇七日天皇御大安殿宴五位已上、賜祿有差、

〔續日本紀十六聖武〕天平十七年正月乙丑、〇七日天皇御大安殿宴五位已上、詔授從四位上大伴宿禰牛養從三位、從五位下阿貴王從五位上、〇中略宴訖賜祿有差、百官主典已上、於朝堂賜饗祿亦有差、

〔續日本紀十七聖武〕天平二十年正月戊寅、〇七日天皇御南殿宴五位以上、授正五位上坂上忌寸犬養從四位下、〇中略宴訖賜祿有差、

〔續日本紀十九孝謙〕天平勝寶六年正月癸卯、〇七日天皇御東院宴五位已上、有勅召正五位下多治比眞人家主、從五位下大伴宿禰麻呂二人於御前、特賜四位當色、令在四位之列、卽授從四位下、

〔續日本紀二十淳仁〕天平寶字四年正月己巳、〇七日高野天皇〇孝謙及帝御閤門、五位以上及高麗使依儀陳列、〇中略宴於五位已上及蕃客、賜祿有差、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年正月壬子、〇七日宴五位已上於內裏、賜祿有差、授從三位圓方女王正三位、從四位上伊福部女王正四位下、　三年正月丙子、〇七日御法王宮宴於五位已上、道鏡與五位已上摺衣人一領、蝦夷緋袍人一領、賜左右大臣綿各一千屯、大納言已下亦有差、

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜四年正月丁丑朔辛未、〇辛未恐癸未誤勅曰、〇中略宜可大赦天下、〇中略是日御重閣中院、授從五位上依智王正五位下、〇中略禮畢宴於五位已上、賜物有差、

〔續日本紀三十五光仁〕寶龜十年正月戊申、〇七日宴五位以上及渤海國使仙壽等於朝堂、賜祿有差、

〔續日本紀 三十六 光仁〕寶龜十一年正月癸酉、日〇七 宴五品已上、及唐新羅使於朝堂、賜祿有差、授從五位上田上王、山邊王、並正五位下、

〔續日本紀 四十 桓武〕延曆八年正月己酉、日〇七 宴五位已上於南院、授從五位上笠王正五位下、

〔類聚國史 七十一 歲時〕延曆十二年正月丙戌、日〇七 宴五位已上、奏女樂、賜祿有差、叙位云々、　十四年正月丙子、日〇七 宴群臣、賜束帛有差、

〔日本後紀 八 桓武〕延曆十八年正月壬子、日〇七 豐樂院未成功、大極殿前龍尾道上構作借殿、葺以彩帛、天皇臨御、蕃客仰望、以爲壯麗、命五位已上宴樂、渤海國使大昌泰等預焉、賚祿有差、

〔日本後紀 十七 平城〕大同四年正月甲申、日〇七 宴侍臣、賜衣被、　丁亥、令諸國停獻正月七日十六日兩節會珍味、以煩民也、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年正月壬寅、日〇七 宴五位已上幷蕃客、賜祿有差、

〔帝王編年紀 十二 嵯峨〕弘仁二年正月七日、始覽青馬、

〔日本後紀 二十二 嵯峨〕弘仁四年正月辛酉、日〇七 宴五位已上於豐樂院、奏樂、賜祿有差、

〔日本後紀 二十四 嵯峨〕弘仁六年正月己卯、日〇七 宴五位以上幷渤海使、奏女樂、是日正四位下藤原朝臣緒嗣、秋篠朝臣安人授從三位、〇中略 賜祿有差、

〔類聚國史 七十一 歲時〕弘仁十一年正月庚辰、日〇七 宴五位已上及蕃客於豐樂殿、

〔續日本後紀 三 仁明〕承和元年正月戊午、日〇七 天皇御豐樂殿、觀青馬、宴群臣、

〔大日本史 二十五 本紀〕按、舊史書觀青馬、始見于此、

〔續日本後紀 八 仁明〕承和六年正月庚申、日〇七 天皇御紫宸殿、覽青馬、宴百官、詔授正四位下菅原朝臣清公從三位、〇下略

〔文德實錄 四〕仁壽二年正月甲戌、日〇七 幸豐樂院、以覽青馬、助陽氣也、賜宴群臣如常、

〔三代實錄 清和十〕貞觀七年正月七日己丑、天皇御前殿、簾中覽青馬、及宴群臣、賜祿如常、太政大臣（○藤原良房）自去冬寢疾彌留、故拜爵之儀、今日寂寥焉、

〔三代實錄 清和十六〕貞觀十一年正月七日乙丑、天皇御紫宸殿、覽青馬、宴于群臣、奏女樂、日暮賜祿各有差、

〔三代實錄 陽成三十〕元慶元年正月七日己卯、天皇御前殿、（○中略）覽青馬、宴群臣、日暮賜束帛、諸國牧宰五位已上奉使入京者、預參賜祿、

〔日本紀略 朱雀二〕天慶三年正月七日癸酉、宴會、無音樂、不出御、依東國兵亂也、

〔日本紀略 村上三〕天曆元年正月七日癸巳、白馬宴、

〔小右記〕天元五年正月七日庚子、未時許參內、南殿御裝束了、申時出御南殿、左大臣爲內弁、節會如恒、但御弓奏被付內侍所、是依入夜也、（須不經位記筥之前、可被奏、似被吉例、）丑二點事了還御、今日左中少將遲參、仍左大臣被奏、以右中將時中遣左陣、可令引陣之由依請也、樂前大夫二人、（治部大輔利康、雅樂頭守節、）舞妓進舞臺、已無敷板、仍暫致庭舞、

長元四年正月七日乙卯、未時許參內、中納言乘車後、資房、資高、經季相從、內大臣（○藤原教通）已下候、余（○藤原實資）著內座、內大臣在外座、依承內弁事歟、外記相親申外任奏候由、內府問下官云、外任奏甚早、如何、余云、更不謂早晚、隨申奏覽之例也、頭弁令奏即下給、又召外記返給、仰詞不聞也、有定詞之事也、次外記相親申代官、內府問云、戒乎、申式兵輔丞等代官、內府只目、稱唯退出、有仰詞、其詞云、仰宜ヘ、內府起座、若著靴歟、亦令押笏文歟、良久之後、進軒廊、昇東階、受取內侍所持下名退歸、（於階下插笏、太早、昇階於三級許可插笏歟、取下名、拔笏、取副笏退下、）使隨身直立宜陽殿兀子、未見之事也、可令裝束司立歟、著兀子、召內豎二聲、同音稱唯、別當之淸參入、仰召式司兵司、稱唯退出、次二省丞參入、立定後召式司、稱唯進給下名、還本所、次召兵司、如式司、相共退出、次內弁起座退、又諸卿出、外弁右大弁經賴一人留陣、依可有下官一人也、左右近陣階下、次御座定、近仗警蹕、刻移、內弁著兀子、內侍臨檻、起座歸入、東出軒廊東二間、於左仗南謝座、（不見、）

了參上、次開門、內弁退下、立巽壇上、催新叙宣命、先例立軒廊、可謂失誤、但坊家奏相撲奏等立壇上取之例也、宣命見參者不然之事也、頭弁傳下官云、兵庫寮官人不參、御弓奏如何者、余答、寮官不候者、只可被付內侍所、頭弁含勅命、仰內弁、內弁仰外記、內弁執新叙宣命參上、卽退下、內記國成歸陣腋、不候階下、差隨身令召、經營參入、於本所返給、文夾之所指非前跡、有見人必致傾奇歟、上官等不著階下座、依下官之候陣歟、尤可然矣、內弁召內豎二音、於日華門同音稱唯、別當之淸參入、仰召式司兵司、稱唯退出、二省輔丞□□參入、召式司、(相成)稱唯參上、給宮退下、傳給丞、次召兵司、(廣遠)如式部、兩省丞代執宮置案上退出、次召舍人二聲、(其聲猶長如元日)小時大舍人同音稱唯、少納言經成入就版宣召刀禰、稱唯退歸、群臣參入各立標、宣侍座、群臣謝座謝酒如常、公卿參上、卽引叙列、此間下官著靴參上著奥座、欲召新叙宣命使、仍下官退出、須於春花門乘輦車、而未還御本殿之間、退出非無事恐、仍令引輦車於□東宮坤乘之退出、是謹之致也、黃昏歸家、入夜慶賀人々來、丑時許、頭弁來拜、了來格子外云、侍從信家(內大臣息、叙四品、新一品宮御給、)被聽還昇、今日見參、左大臣、(○藤原賴通)內大臣、大納言賴宗、能信、長家、中納言實成、師房、經通、資平、定賴、參議通任、兼經、顯基、公成、重尹、經賴、三位二人、(惟憲、兼賴、)九日丁巳、大藏省進七日之祿絹、

〔日本紀略後一條十四〕長元九年正月七日丙戌、節會內辨內大臣(○藤原教通)諸卿謝座了、造酒正不參不授空盞、內辨忽下殿賜代官、

〔江家次第一正月〕內辨細記　大嘗會

故行成大納言抄云、七日、有腹赤之時、先何奏哉、供御爲先者、腹赤可在先、依省次第者、御弓可在先、稱御弓奏久絕、一條院御時、令實成大輔奏之、承保二年、故源右府(○師房)爲內辨、又稱御弓奏久絕、令大輔實宗奏、

〔中右記〕寬治八年(○嘉保元年)正月七日己卯、御弓奏付近代儀、付內侍所歟、

〔百練抄六崇德〕保延二年正月七日、節會、公卿饗無飯、

〔玉海〕治承四年正月七日庚申、此日白馬宴會也、余(○藤原兼實)勤内辨、大將(○兼實子良通)可取奏、仍早旦修諷誦、余三ヶ寺、(吉田、崇神院、六角堂、)大將七箇寺、(賀茂、春日、大原野、吉田、崇神院、法成寺、六角堂、)又大將祈仰僧等、終日令致祈念、

〔伏見院御記〕正應三年正月七日辛亥、白馬節會、辰一點、光泰參行事、巳一點、内弁内大臣(○藤原實兼)參候、相續而公卿等參集、光泰奏外任奏、見了返給内侍、勾當典子出西階、關白令扶持之、給下名於内弁、次將陣階下之後、出著倚子、(先下﨟内侍置璽筥於西机退、次上﨟内侍同机上置劒了、)位記筥自本置臺盤上、内弁歸著宜陽殿兀子、内侍(勾當典子)臨西檻、召内弁、内弁謝座昇、次開門、此間内弁召藏人、仰以式二筥可置上之由、藏人置之了、次闈司著座、次内弁付内侍奏宣命、覽了返給、次内弁召内竪、(二音)稱唯參入、卽堂上式省兵省召ゝ、内竪稱唯退、内弁言可進橘木南頭堂上太不可然云々、二省輔參進給位記筥、二省輔給之授丞代、丞代以筥置案上、次内弁召舍人、(二音)次少納言親氏朝臣就版、内弁宣、刀禰召ゝ、少納言稱唯退召之、次王卿權大納言藤原朝臣、(實重)春宮大夫藤原朝臣、權大納言藤原朝臣、(兼基)左衞門督藤原朝臣、皇后宮權大夫藤原朝臣、左大弁藤原朝臣、右近中將藤原朝臣(冬季)等列立標下、(異位重行)内弁宣敷尹、次群臣再拜、次造酒正授空盞、群臣再拜、次王卿等著堂上座、此間白地起座入内、(大宮女院御幸之間、暫起座也、)卽歸著座、宣命使就版之程也、宣命使皇后宮權大夫宣制一段、群臣再拜、又一段、群臣拜舞、王卿復座、別當藤原朝臣、中納言中將冬季朝臣、武官少將業顯朝臣等給位記、拜舞退出、次二省丞撤筥、次掃部寮撤案、次親族拜舞、次左右御監奏白馬奏、内大臣付内侍奏之、(不返給、置机上、)次内弁降殿著兀子、可取標版位之由催之、左右府生取標、左將監取版位、主殿寮取松明參上供掌燈、次左近陣渡、次左右馬頭代、次白馬渡、次右近陣、次供御膳如元日、二獻之後、召左大弁仰御酒勅使、三獻之後奏舞妓、不返給置東机、次樂人發音、次舞妓出、次王卿下殿拜舞、次掃部寮立祿臺、大藏省積祿物、次内弁奏宣命見參、覽了返給、次内弁召參議冬季給宣命、又召俊定給見參、次内弁以下下殿列立、宣命使著版、宣制一段、群臣再拜又一段、群臣拜舞、次宣命使幷内弁已下復座則退出、次入内、近仗稱警、此後白馬可渡東庭、而御殿通用之間、以西向中

門內用東庭代、侍臣藏人等打白馬如例、次白馬參中宮、於御殿前打之、次參東宮御方儀同前歟、

〔續史愚抄 後醍醐〕元弘四年 ○建武元年 正月七日丙申、節會、

〔言繼卿記〕永祿二年正月七日庚辰、白馬節會有之、內弁三條大納言、外弁廣橋大納言、勸修寺中納言、新宰相、滋野井宰相中將等也、陣儀外弁之座已下如元日、次將左公遠朝臣、右言經朝臣、召內侍、長橋局內弁開門闈司舍人宣之、少納言代言經朝臣著版、內弁宣、マチ公達召セ、進退如元日、公卿參列再拜堂上、次白馬渡、左馬頭代助源爲仲、右馬頭代言經朝臣、次一獻以下如常、二獻ノ後、御酒勅使新宰相、立樂有之、笙隆秋、笛景長、兩人也、三獻宣命見參如常、祿所參議新宰相、弁輔房等著祿所、則起座、言語不可說、誰人之商量哉不審、節會了可有起座事也、內弁下殿、坊家奏大膳職書之、插杖 言經朝臣傳之、次奏聞、次內弁以下下殿、右杖宣命使滋野井宰相中將如常、次內弁賜祿退出了、

〔公卿補任 後水尾〕慶長二十乙卯年 ○元和元年 白馬節會、奉行藏人左少辨光賢、

〔大江俊矩記〕文化四年正月六日戊申、白馬節會御裝束設試也、未刻奉行賓愛朝臣助功等參勤、官外記方諸司同刻出仕、以奉行命御裝束令奉仕、如例、今日藏人方諸司不出仕、仍南殿格子以鳥飼侍令上之、御裝束設了、奉行點撿後、御酒具置炭等令移便所、如元令下格子、庭上版標其儘、其餘明日鋪設舞臺者修理職也、惣如例年、○中略　自評定卿御用觸到來、予參洞、當番評定樋口前宰相被申渡曰、明日白馬御覽、申次如例可存知旨也、畏奉、即助功參勤之旨申入置、即刻退出了、　七日己酉、白馬節會、辰一點早參也、奉行頭辨資愛朝臣、官外記出納以下同刻出仕、出仕次第、以奉行命御裝束令奉仕、但雨儀也、大外記依重服不參、催分配外記權少外記禹昌也、出納職厚雖實重服出仕也、父子相並出仕、今日初度、○中略 一樂前大夫今日出仕交名、權少外記、禹昌、中務大丞俊彥兩人也、昨年亦俊彥雖出仕、昨年者中務省相兼出仕故無煩、當年者中務省別人宗岡行有出仕故、俊彥者樂前大夫而已出仕之樣子也、元來樂前大夫者、外記史之中、可用帶劍者本儀也、雖然如昨年、則中務省重役出仕之事故無子細、如當年、樂

前大夫而已出仕之時、用攝家諸大夫事如何、分配相改可然歟、一應可相糺旨奉行被示、卽傳命權少外記禹昌相糺之處、分配巡番之事故難相改、勿論如此先例有之由申答、故其趣申奉行處、然則其先例可注進旨被示、卽又命權少外記處、年月人體不記臆、故少外記康敬聞合、其上可注進、暫可及遲々段相斷、後刻書付差出如左、　樂前大夫　享和三年正月七日〔花山院家諸大夫梅戸石見守〕　中務少丞光泰　文化三年正月十六日　同　右書付進奉行處、落手相濟也、

一造酒正依闕官被用本司佑由、內辨御命之旨奉行被示、申渡權少外記、且陣頭申詞之儀、爲心得相尋之處、禹昌曰、諸司ハ候ヤト內辨御尋之時、造酒正未ダ任ゼズ、佑ヲラシメテ候ト答申、覺悟之旨也、

一御裝束諸司、悉相具後告奉行、〔次將兩三人有遲參、奉行被示、以仕人令催促、〕

一午半剋過、陣始、直節會出御、且外任奏內覽鬼間、奏聞朝餉之旨奉行被觸、卽鬼間設殿下座、官外記出納、內膳司御厨子所等、出御之儀申渡、

一奉行參陣、藏人一人相從、執筥如例、〔助功〕外任奏鬼間內覽、朝餉奏聞也、

一未剋前出御南殿、先是於朝餉御座、著御御服、外任奏御覽等如例、所役如元、　早參職事　重能朝臣、資愛朝臣、明光、建房、俊明、予、藤原助功、源常顯、大江俊常、　御服奉仕　八條三位、言知朝臣、　御裾　關白〔政熙〇鷹司〕　御插鞋御靴　重能朝臣　予〔取傳〕　劍璽扶持　通知朝臣、公師朝臣、　式筥　建房　內侍扶持　明光　命婦扶持　藤原助功、大江俊常、

一白馬渡馳道後入御、被仰出御服、次將、扶持將官、外記、出納、內膳司、御厨子所等申通、

一公卿堂上了、催入御、〔御服扶持將出納等也〕

一白馬渡馳道入御也、所役如初、〔時申剋〕

一入御暫時後、白馬被引渡東庭、〔先是白馬渡南庭後、暫繫馬繫鄽置事、可爲如例年、奉行被示、命出納令掛引了、〕其儀先以奉行命藏人、下東

面御簾、令出納催修理職、開長橋馬道、明義仙華等門扉密々撤之、露臺代下切戸開之等之事相具後告奉行、（筵道布單不撤之、長橋馬道之間、打反卷置而已如例、）奉行附議奏被伺、其後可爲只今被示、卽頭五位六位職事各列候南廊壁下、（但藏人一兩人在南殿者不候之、）以奉行命、命出納、告只今參進之儀於左右馬頭、左右馬頭以下白馬渡東庭出自瀧口戸代、時儀如例、但當年亦依雨儀左右馬頭掛裾相渡也、（左馬權頭治貴、右馬權頭基標、）事訖職事退入、馬道門扉等如元修理職奉仕、藏人卷御簾、申半剋前相濟、

一助功依洞中白馬御覽申次、參院早出之儀、今朝（予）申入奉行置、此時勝手可參院旨奉行被示、仍卽剋助功早出參院也、（洞中之儀、巨細在奧、）

一予依中宮白馬御覽早參參宮、早出之儀、今朝申入奉行置、自此時可早出處、暫可見合旨奉行被示、（中宮奉行裏松辨（江）者、自奉行理被申置云々、）其後勝手可參宮旨被示、酉剋前早出參宮也、（此時裏松辨亦參宮也、飛香舍之儀、巨細在奧、）

一（白馬渡東庭以後也）出御方御裝束撤却退出、奉行被示官外記、出納內膳司御厨子所等申渡、

一藏人亦申合一人相殘、可退出旨奉行被示、常顯可退出之處、御殿御裝束撤却、且令供掌燈、點撿之儀等、彼是繁多、其內宴終、兩人同時戌剋頃退出也、

一一獻催舞妓廻來、於御拜道廊下西方著裝束、（以表使催之時、申半刻前也、其後表使尋來曰、只今卽剋於令參進者不及脂燭故、不可及女官相具運之歟之旨也、仍答曰、只今卽剋於參進者雖不及脂燭、今暫可有隙間、先女官相具運來可然申之、仍如例脂燭女官亦相運居也、）同時催采女廻來、令候御膳宿、（是依雨儀、移設御酒具於母屋故也、）

一三獻坊家奏之間、令采女移入御酒具於母屋西第二間、（依雨儀、舞妓舞廂故也、不及令如元故、采女直歸入御內儀、）內敎坊別當不參故、續內辨坊家奏畢、（經御後執弓、以職事奏之、）催立樂復座、次立樂、（於西廻廊奏之如常、）吹調子畢參入、音聲初太鼓之後出舞妓、（藏人催之、）其儀舞妓二人降女官階、出神仙無名等門、經軒下昇南殿西階、（其道設筵道、掃部寮奉仕之、）經南簀子、自西第三間入南廂、其間一ヶ間之間舞之、引導闈司一人立南簀子、（同間東柱下西面也、）依白晝不及女官差脂燭、（近來希有之儀也、）舞畢舞妓經本路退入、（時乘燭以前也、）樂前大夫止立西階下如例、（依雨儀如此也、）

一舞妓舞畢及黃昏、仍催主殿女官令供掌燈、先藏人二人供御帳前燈臺二基、次女官臺盤脇燈臺二基、南廂燈械八、御粧物所燈臺一基等、如例供奉之、

一戌剋前宴會終、所役早出、聞亂官外記、告奉行撤却退出、以命示官外記、出納、內膳司等、戌剋計、常顯俊常兩人退出、

〔蒼梧隨筆一〕白馬節會拜見のありさま　正月七日の節會を白馬(阿於と訓ず)の節會といえり、抑春は東方に位して木の德あり、木の色は靑し、よて靑陽共、靑春とも賀す、然して年のはじめに馬を見れば、其年の邪魔を除くといへる事、禮記に見えたり、是を以、今日主上群臣と共に白馬を覽し玉ふの義也、○中略　古此節會には、月毛の馬を廿一疋牽出て庭上をわたる事なり、則左馬寮より十疋、右馬寮より十疋、此外に餘馬と稱して、左右馬寮より隔年に一疋ヅヽ牽わたせるよし也、是は大內裏時の義にて、諸の官舍も備り、庭上も其を行るゝにたへたる結構なるゆへなり、今は庭上もせは〳〵しく、左右馬寮も名のみなるをもて、たゞ禮容を失ざるの義のみにて、廿一疋の十分一にて、たゞ二疋を引わたすのみなり、然れども節會に大小の二樣あり、白馬と豐ノ明りは、大節會にて、元日踏歌などいへるより、又一きはに嚴重なる趣きなるよし也、中世以來、四節會共(元日、白馬、踏歌、豐明、)大凡酉の剋の催にて、日入て後の行事にて、其御式のはてぬるは曉方に及べり、然るに當今(○光格)の御代に至りて、殊更の僉議をもて、馬は靑春覽し玉ふ事は、春の陽氣をむかへて邪氣をはらふの古實にて、舊例も晝の間に馬を覽し給へる事なり、去れば古は除目の義は六日の事なりしかども、其式の繁多なるに及ては曉に及べる事もありしによて、然る時は白馬の節會の妨なりとて、五日に除目を轉せられて行るゝよし桃花の御說見えたれば、古しへ、白馬の御式は、晝行れし事顯然たるもの也、去程に今年の春、去年の霜月に京上して、其處此處逍遙して、おもはず年を重ねたるの幸に、件の御式を拜し奉りし、其義年來拜し來れるに聊も替れる事なく、誠に嚴重

停節會

なる御次第なりし、況や毎年拜見せしは、夜の節會のみなりしに、此年や幸に右のごとく改たりし白日の御式、殊にもて田舍翁が眼を驚し奉る事のみなりしまゝ、荒々拜見の趣左に筆して、孫子供への家土產に備るものなり、　抑御節會の式は、內弁外弁の公卿、武官の警固、執柄の諸司等、夫々の束帶して、堂上砌下より集ひ給ふこと、式は御帳臺江出御の御作法、公卿の練足、宣命の次第、又庭上に版を設、標を建、鳥瓶子とて、頂に鳥の形の五色に色どりたる大瓶子を居置れて、御酒を設給ふのありさま、內弁の大臣の開門、闈司等を仰するの事、又は立樂を奏し、舞妓の袖をひるがへし舞つるの事、其義はてゝ、月花門にして祿を給ふまでも、悉く三節會豐の明りに同じ次第也、然して今日の義の替れるありさま、其大抵を申さんには、外弁の公卿南門より練り參らせられて、西の階より昇殿まし〳〵、臺盤につかせられて、御酒賜へる一獻二獻の間に、立樂とて、舞人樂人庭上にすゝみ出て音樂ヲ奏し、舞妓は東階のもとにて、袖をひるがへして、舞ひかなでしありさま、此時樂前の大夫とて、中務の丞束帶して舞妓を誘ひめぐる也、舞姬は五衣二裳からぎぬ等を著ス、二人也、其間に庭上に立らるゝ鳥瓶子より、造酒司の御酒うつすありさま、內豎の進退、殊に以て嚴也、又此間に庭上に立られたる標版を撤して、砂をならして庭の面を粧へば、馬寮の頭日花門より馬部舍人を率て、白き馬二疋庭上ヲ引わたして、月花門の方へわたる也、此二疋の馬には、各々馬衣をかけて引わたす也、此義は御帳臺の中ゟ叡覽まし〳〵、群臣も共に拜見して、事はてゝ入御まし〳〵、公卿も又西の階を下りて退りたまふありさま也、扨月花門の許には、大藏省の官人、祿のものをかづくありさま、最嚴重也、　此節會、辰の刻の催しといえ共、やう〳〵午の刻ゟ少シ前に始まる事、後には夜に入候ゆへ、退り給ふには、唐門より炬火をとりて、召具のもの供まうすありさま、申も中々及びなき事なり、〇中略　天明八年正月十日記之　老邁嘉樹〇大塚

〔續日本紀〕二十二淳仁 天平寶字三年正月甲戌、〇七日停節會、雨也、

〔三代實錄清和二〕貞觀元年正月七日甲子、是日天皇不覽青馬、停節會之事、〇文德帝去年八月崩也、

〔三代實錄清和二十一〕貞觀十四年正月七日戊寅、天皇不御紫宸殿、以停節會也、召左右馬寮青馬各七疋於內殿前覽之、青馬及儀人並不裝飾、

〔西宮記正月中〕七日節會　貞觀十四正七、無節會、去九月太后〇仁明后藤原順子崩、心喪中也、召左右馬寮御馬各七疋於內殿前覽、儀人不裝束云々、

〔三代實錄陽成三十九〕元慶五年正月七日丙辰、節會停止、〇去年十二月清和帝崩不覽青馬也、

〔日本紀略冷泉五〕安和元年正月七日辛卯、止節會、〇去年五月村上帝崩御弓奏付內侍所、

〔日本紀略一條十〕長保二年正月七日乙酉、停止叙位幷節會、依同崩、〇去年十二月太皇太后昌子內親王崩也、但於中殿御覽白馬、　三年正月七日己卯、停節會、依皇后崩〇去年十二月一條后藤原定子崩也、但左大臣以下參入、今日節會等皆以停之、

〔日本紀略三十二〕長和元年正月七日乙亥、無節會、依諒闇〇去年十月冷泉帝崩也、但諸卿參仗座、

〔左經記〕長元元年正月三日己亥、頭中將被示云、一日詣左府、〇藤原賴通奉問無節會之時、白馬淸涼殿御前之儀、命云、御前御裝束下東廂御簾、上達部座如御讀經之時、上卿進弓場、令頭奏御馬奏之後、有召皆著御前座、次御馬不裝束經日月兩門幷殿上前、渡御前如常、馬頭助闕腋淺沓樋螺鈿、儀葛衣伊知比脛巾布帶、次第如例云々、馬數左右各十疋、或八疋云々、或又敷菅圓座於御前云、上達部云々、是卒爾之時例云々、　四日庚子、今朝大外記賴隆眞人云、白馬貞觀七疋、長保十疋、貞觀例合式條義者、　七日癸卯、傳聞、節會停止、但御覽白馬云々、其儀下東廂御簾、御座敷南第三間、小筵二枚上敷半疊、御座南方、東又廂南第一二間敷綠端疊、爲上達部座、如季御讀經時之、及午刻、右大臣、藤中納言、朝經大藏卿、通任左大弁、定賴新宰相、公盛參左仗、頃之參殿上侍、左右馬助允取御馬奏候弓場、右府、右大將兼於弓場殿取兩寮奏、付藏人資房朝臣令奏之後、昇候殿上、次有召著御前座、餘卿同參著、次左右御馬各七疋、入自春華門、經中隔幷宣陽

雜載

日月華等門渡殿上前、人自明義門渡御前、先左右馬助、（著闕腋袍、平胡籙、靴沓等、）次左御馬七疋、（結唐尾、無銀面、）儲近衛、（褐衣布帶、伊知比脛巾、）次左右允、（平胡籙、麻鞋、）次御馬七疋、（如左儀、）次左右屬、（裝束如允、）渡了右府以下次第退出、次上御簾、抑院宮小一條院無牽別、東宮有牽別云々、又或人云、宜陽殿敷座、大膳儲饌云々、而大外記賴隆眞人稱無先例之由、令撤却先了云々、又兵部省御弓等付內侍所退出云々、

〔日本紀略後一條十四〕長元元年正月七日癸卯、無節會、但白馬不裝束牽渡、右大臣以下參仗座、有見參事、

〔孝亮宿禰記〕慶長十年正月一日子、主上（○後陽成）依御不例、四方拜無之、節會同無之、

〔枕草子一〕ころは正月、○中略七日は、○中略白馬見んとて、里人はくるまきよげにしたてゝ、見にゆく、中の御門のとじきみひきいるゝ程、かしらども一ところにまろびあひて、さしぐしもおち、ようゐせねば、おれなどしてわらふも又おかし、左衞門のぢんなどに、殿上人あまたたちなどして、とねりの馬どもをとりて、おどろかしてわらふを、はつかに見いれたれば、たてじとみなどの見ゆるに、とのもりづかさ女官などの、ゆきちがひたるこそおかしけれ、いかばかりなる人、こゝのへをかくたちならすらんなどおもひやらるゝうちにも、見るはいとせばきほどにて、とねりがかほのきぬもあらはれ、しろきものゝゆきつかぬところは、まことにくろき庭に、雪のむらぎえたる心ちしていと見ぐるし、馬のあがりさはぎたるもおそろしくおぼゆれば、ひきいられてよくも見やられず、

## 踏歌節會

踏歌節會ハ、正月十六日ニ行フ儀ニシテ、持統天皇ノ七年ニ創ムル所ナリ、後之ヲ女踏歌ト稱シ、前二日ニ行フモノヲ男踏歌ト稱ス、而シテ臨時ノ踏歌、社寺ノ踏歌、及ビ私ニ行フ踏歌

ノ事ノ如キハ、樂舞部踏歌篇ニ詳ナレバ、宜シク參看スベシ、

名稱

〔書言字考節用集 二時候〕蹈歌(タウカ)（正月公事、十四日爲男蹈歌、十六日爲女蹈歌、）　蹈歌(アラレバシリ)

〔舊唐書 七睿宗〕先天二年正月乙亥、上元日夜、上皇御安福門觀燈、出內人連袂踏歌、縱百寮觀之、一夜方罷、

節日

〔令義解 十雜〕凡正月一日、七日、十六日、（中略）皆爲節日、其普賜、臨時聽勅、

〔日本後紀 十七平城〕大同四年正月丁亥、令諸國停獻正月七日十六日兩節會珍味、以煩民也、

踏歌節會儀

〔內裏式 上〕十六日踏歌式

早旦天皇御豐樂殿、賜宴次侍從以上、（有蕃客者、侍從及六位以下皆召、）供設儀式一同元日會、（內膳服色亦同、）但不構舞臺、一盞之後、吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛、獻御贄、及大歌立歌人等、參入奏歌如常、（若有蕃客、並不奏、）訖宮人踏歌、出自青綺門、五位二人分頭在前、差進經左近仗東頭、南進更西折、當殿中階南進、當顯陽堂南階時、大夫東去七許丈北面立、踏歌者踏分、卽升著堂座、踏歌者欲還、起座卽進、引還如初、上下群臣起座、拜舞如常、訖大藏省安祿於殿庭、（掃部立祿臺如常、）辨官進奏曰、綿若干屯進（止）申、（無勅答、）宣命大夫受文復本座、上下群臣起座如常、卽宣制云、天皇（我）詔旨（良萬止）宣（不）大命（乎）衆諸聞食（止）宣、上下再拜如常、更宣云、今日（波）正月望日（乃）豐樂聞食（須）日（爾）在、故是以踏歌見御酒食（閉）、惠良伎退（止）爲（氏奈毛）、御物給（久止）宣、上下拜舞如常、宣命大夫退罷之後、中務輔以上唱名賜綿各有差、但皇太子祿授坊官、（延曆以往、踏歌訖、縫殿寮賜祿擔衣、群臣、着擔衣、踏歌訖共跪庭中、賜酒一坏、綿十屯、卽夕令近臣祿引、至于大同年中、此節停廢、弘仁年中、更中興、但祿引樣擔群臣踏歌並停之、）所司獻祿餘於殿上、卽內侍令女史賜踏歌者各有差、若有蕃客者、所司整設御座如常、當顯陽堂西南角設樂人幄、（不構舞臺、）未御之前、雅樂寮先入侍幄座、御座定召群臣、五位以上、六位以下參入如常、治部玄蕃引客等參入、諸仗興、客等拜舞、訖供食、勅使宣命令拜舞謝酒、（此日儀、皆同七日、）訖諸仗座、所司（服色與七日同、）益進御膳、主膳益供東宮饌、大膳益送群臣饌、卽樂官奏樂訖、或有勅令客等奏其國樂、訖宮人踏歌出青綺門如上、踏歌者東向之時、大夫進而引

還如常、群臣客等拜舞、宣命賜祿亦如常、(式部唱名、亦賜諸臣、)旣逮昏、執燎者列殿庭、同七日儀、其客等祿法五品以上、與此間大夫同、六品以下各綿十斤、訖治部玄蕃引客等退出、其儀亦同七日、次雅樂寮等退出、

〔延喜式(三十八掃部)〕十六日(正月)〇踏歌設座與元日同、踏歌訖拜舞後卽立祿床、

〔延喜式(十五內藏)〕踏歌人等裝束料、女藏人四人、白絹八疋二丈、帛三疋四丈、絹四疋、支子一斗二升、內敎坊歌頭四人、白絹二疋、絹八疋、帛一疋二丈、紗四丈、綿十六屯、水司女孺二人、白絹一疋、絹四疋、東豎子四人、正月節裝束料、人別冠一條、巾子一口、絹三丈七尺、(汗衫料)深紫絹二丈、(半臂料)白絹三丈、(袴料)五月節亦准此、

〔西宮記(正月下)〕踏歌事

八日被定踏歌之事、召內藏寮官人、仰自明日可辨備踏歌調樂所酒肴、幷可奉帖綿廿帖、細屯綿一連、祿料綿十連、綿花料綿二屯、糸三兩之由、召掃部寮、仰可奉床子鋪設之由、召主殿寮、仰可奉燎火之由、召左右衞門府、仰可掃中院幷含章堂之由、(調樂之事、晴日用中院、雨濕行含章堂、仍兼仰也、)召大藏省木工寮官人等、仰來十四日可打七丈幄於中院之由、召穀倉院預、仰可設同日中院出立饗之由、召修理職內匠、令作進歌頭已下舞人已上之杖、(調樂之間、假以楫作之、)又召大臣大將幷女御等家司、仰可辨備來十四日踏歌饗之由、酒飯被綿隨所有、別又召御巾子造、仰可奉高巾子二口之由、又召內藏寮、仰可奉高巾子料冠絹之狀、(以絹二條爲一條、)又召同寮信濃布一丈六尺、卽以一丈令縫囊、以六尺遣於畫所、調小舍人二人囊面料、又以內藏寮所進綿、遣掌侍等所、令調被綿、(以廿帖爲料、以十帖爲歌頭以下舞人已上料、)又以細屯綿一連、遣同所、令調十四日中院料肩綿、(敷廿二帖、)召左衞門府官人、仰可採進杖廿五枝之狀、彼府進上之後、給作物所、令削搆、又以高巾子冠等給御冠師等、令調設、又可令設長櫃、件長櫃御前座起之間、袋面小舍人二人持出、取入飮膳料、(召用內藏寮、)祿法、歌頭六人、支子染褂各一領、歌掌已下舞人以上、支子染衾各一條、樂人九人、襖子各一領、熨斗、袋持、物師等各疋絹、(爲取才藝、雅樂物師一兩、召預此列、因聊注而已、)事畢、高巾子返納於所、同日夜若有男。踏。歌。前六

七日、於御前被撰定歌頭以下囊持以上人々、行列次第載在圖中、其後於中院習禮二三度、召酒殿酒贊殿肴、爲饌與之貲、兩饗之時、於八省院含章堂練習之、前二日、於中院試樂、內藏寮立平張、備酒饌、掃部寮立床子、主殿寮擧炬火、當日大藏省木工寮立幄中院、裝束色目可載注、深沓缺腋等可加載、又諸司二分以下預此事者著位色缺腋袍、內藏寮辨備酒饌、或穀倉院備之、晚景著麴塵袍白下襲著座、打毬囊持等著位袍、內藏寮被綿、作物所奉綿花白杖、前四五日、召內藏寮綿一屯絲三兩、給被所、令造進、但高巾子冠自所給之藏人、當夜歌人候右近陣、入自月華門、出御、東孫廂南四間、鋪遠代、立御倚子、王卿依召參上、數圓座、數多長橋、內藏寮賜王卿酒肴、御厨子所供御料、歌人於南殿西發調子、入自仙華門、列立東庭、踏歌周旋三度、列立御前、言吹進出、當綿案、件案當南四間立、奏祝詞畢、喚囊持、二囊持唯進、料綿奏絹鴨、次奏此殿曲著座、行立間、掃部寮當御階南階南邊、相去一許丈立床子、爲歌頭以下舞人以上座、各相對南北西上、仁壽殿西階南邊立床子、爲管絃者座、南廊小板敷東邊西面東上、數疊立机、爲打毬斗持囊座、若諸司二分吹管、同著此座、同壁下北面西上、數疊爲殿上人侍、內藏寮昇四尺臺盤三基、立舞人已上座、又立八尺臺盤於管絃者座、臺盤皆辨備肴饌、王卿以下下殿勸盃、侍臣所衆行酒、三四巡後吹調子、唱竹河曲、即起座、列立如例、歌曲唱後、舞人已上雙畢舞、進北上東面南階、內侍二人分被綿、且舞且還、女藏人二人、持入綿匝、候內侍後、彈和琴者、已下男藏人傳取自御簾中、於庭中被之、奏我家曲、退出自北廊戶、向所々、曉歸參御座、如初、歌頭以下座給庭中、南北對西上、管絃者座在横切、北上西面、打毬斗囊持座在南、西上北面、御出、歌人依召參入著座、給酒饌、此間奏管絃數巡、畢祿有差、天慶□年正月十四日、踏歌舞人麴塵持袋、左近將監伴有時吹笙、左近衞大石富門垂纓、著位袍、淺沓云云、○中略

女踏歌十六日、藏人催舞妓樂、供奉女房、闈司等、同元日儀、坊家外妓女外、內裏及內藏人自內藏寮給飾物、被催中宮東宮藏人等勤仕、坊家奏請飾物、有外任奏者、內辨付藏人奏之、

天皇御南殿、內侍女房候、近衞陣階下、天皇著靴出御、近仗警蹕、內辨著兀子、內侍出、內辨謝座昇殿、太子昇、謝座謝酒、開門、闈司著、有射禮御裝束者不開、內辨召舍人、二音、唯、少納言就版、內辨仰召侍從、詞云、大夫達召セ、王卿已下入立標、先中務立標置、版、內辨仰侍座、詞云、敷居仕、王卿已下謝座謝酒、昇、侍從著靴、中務錄點檢、供御膳、采女先撤御臺盤肥、群臣起、給太子及臣下、供粉熟、給臣下、供飯汁、給太子臣下、供御酒、先供三節、不給臣下、一獻國栖奏風俗、三獻、或二、內辨仰御酒勅使、立樂、坊家別當奏圖、別當少將於階下授圖、別當不參、內辨奏之、舞妓出、有樂前大夫二人、兩儀、舞堂上、主殿女孺秉燭、如五節、御酒具移母屋、樂女可候簀子云々、三遍畢、退參三宮、王卿下拜舞、太子先拜歸上

大藏積祿、(掃部立臺) 辨奏目錄、內辨奏宣命見參、(先下見之) 內辨歸著座、召參議等、給宣命見參、(參議著祿所) 王卿下、宣命使就版、(宣制、臣下再拜、又宣制拜舞、) 宣命使昇、王卿昇、中務少輔唱簡、王卿已下降賜祿綿、(出自日花門)

〔北山抄 一正月〕十四日踏歌事 (付後宴、可抄出淸涼抄、新儀式、二朝御記、淸愼公九條記、吏部王、殿上記等、)

〔江家次第 三正月〕踏歌 (正月十六日被行由、事起無所見、今案、正月十五六日月明時、京中士女踏歌云云、見朝野僉載、天武天皇三年正月、拜朝大極殿、詔男女無別、闇夜有踏歌事、天平十四年正月十六日、御大安殿宴群臣云云、琴歌日、新年始邇何久社供奉良米萬代摩提丹、)

裝束司供奉上下裝束 (如元日) 有明日射禮行幸時、不開建禮門由見舊記、 外記催諸司、 藏人催內侍以下 (泥繪唐衣、纈結裳、華釵、錦鞋等、) 階下饗 (左近殿上官料、右近殿上料、) 中務立標、並置宣命版、 坊家妓女裝束、依請奏給之、(其飾物錄日奏下) 坊家妓女外、中宮春宮妓女各二人催之、(被候內宴時) 女藏人奉仕 (內宴女藏人四人必奉仕) 藏人頭渡殿上見參於外記 (近例出納) 若非一上者、可仰內辨、 內辨奉仰著外座 (一上本日着) 召外記令進外任奏、付藏人奏之、仰令候列、 天皇渡御南殿、 內侍二人持璽劒、命婦女藏人各四人相從、 藏人頭候御裾、藏人持式并御靴等扈從、 御廚子所候明義門內、設腋御膳、(又云、腋御膳里內不供、) 近衛引陣 (左右將曹各一人前行、自日月華門進、還參時右自殿上方出、左自陣方出、先令官人立杖槍云云、) 主上著御帳中倚子 (近仗警) 置劒璽於左机、置式於右机、 內辨著靴、著宜陽殿兀子、 王卿著外辨 (出自宜陽門、入自鳥曹司東戶、著靴、出自南戶、經辨少納言床子北、西行、若遇北立時、令召使引之、登自石橋、辨少納言著壇下床子、共五位少納言著[illegible]四位著北、若非第二上臈者、令下式筥、御召使令下之、令召使召外記、問諸司具不、外記作立申、可大臣口大舍人候哉、侍從列候哉、圖楫候哉、外記等度申云、候不、第二上臈者謂右大臣也、上宣令候、若有後參參議以上、辨少納言起床子、) 內辨於閑所令押笏紙 (一上自里亭押參入、或給外記令押也、大將者或給隨身令押云云、件笏紙納言後相具可參云云、若不具時、仰外記令書之、) 天皇出御 近仗稱警 內辨於陣後著靴、著宜陽殿兀子、(聞近仗警蹕著之、宜陽殿西壇著額南間兀子云云、) 內侍臨東檻、(出自東御屛風妻、自母屋北障子邊東行、副東格子南行、到東檻、階上暫居退入、近代職事一人引道、[illegible]) 內辨起座、微音稱唯、經宜陽殿壇上北行、出自軒廊東棟行也、謝座拜也、 二間斜行、列左近將胡床南頭、(南去七尺、出西六寸、) 謝座再拜 (右經軒廊第二間東階等、著殿上座著南、) 開門 (左右將曹率近衛八人、開承明門及左右門、左右兵衛開建禮門、) 閤司二人著座 (出自射場殿、斜行著承明門左右座、) 內辨召舍人 (二音) 大舍人四人稱唯 (同音於承明門帷外稱) 少納言代就版 (入自承明門左扉) 此間外辨公卿起座、經屛幔南、鴈行於左兵衛陣

南頭、内辨宣、大夫達召、少納言稱唯出召（於幔外息、歸出、去壇七八尺、北面稱唯、）王卿已下參入（入自承明門左扉）列立標下（異位重行、北面西上、）諸仗立、内辨宣侍座、群臣再拜（謂之謝座）酒正授空盞於貫首人（相跪取之）置笏取之、不取盤、酒正持歸、到左仗東間、貫首人乍居一拜立、群臣再拜（酒正來、亦相跪返之、取笏乍居一拜立、）次第右廻入自軒廊東二間、參上著座、侍從著幄、諸仗居、中務錄點撿（近代無之）酒部立（内豎入自日華門、立軒廊、了左右八人入長樂永安門、立胡瓶子下、）采女撤御臺盤帊（陪膳撤之、役供以盤受鑷子帊等、歸西階、）内膳入自月華門、供御膳（遲遲時内膳別當公卿下殿供之、内膳正以下令史）群臣諸仗共立（待御膳供了居等、又手前行、陪膳部等擎御膳相從、正令史留版、令史稱警、陪膳部八人相並登南階等第一級、采女等出自御前次間迎取供之、酢、酒、鹽、醬、餛飩、索餅、餲餬、桂心、）次供膳（自西階供之、自此後皆如此、鎚子、黏臍、饆饠、團喜、）次給臣下餛飩（大膳大夫率内豎給）御箸下、臣下隨下箸（可搢笏、近代倚臺盤、）次供鮑羹（便撤索餅）次供御飯（便撤餛飩）次供進物所御菜十度（盛器二、盤物六、汁物二、）次供御厨子御菜二度（一度八坏、一度四坏、）給臣下飯（大炊頭率内豎）給臣下汁物菜等（大膳大夫率内豎）御箸鳴、臣下應之、供三節御酒（不給臣下、甘糟也、盛青瓷、）一獻、采女供御酒、酒正給臣下、國栖奏歌笛（於承明門外奏之、或内辨仰參議大辨令催、大辨下東階、仰外記令催之、）二獻仰御酒勅使、内辨起座磬折申云、大夫達御酒當給、御許了復座、召參議一人（其詞召之）參議進立内辨後七尺、内辨仰、大夫達御酒給、稱唯、左廻下東階、問外記（書進之）還昇進南簀子敷第二間（西進二尺許、西面、）召畢右廻復座、三獻、立樂（先調子、參音聲、左萬歲樂、右地久、左賀殿、右延喜樂云云、用舞裝束、）治部雅樂率樂人、自長樂永安門、到承明門北庭各奏二曲、了退出（有退音聲）坊家別當奏圖（別當不參、内辨奏之、別當少將於階下授之、進奏儀如見參等、留御所、先披見後、乍令持杖插之、不知者取之、）了復座、左右近府生取標札、舞妓出（西宮抄、四十人、至版位下、折南行、更還北行、踏舞三遍、了如元退、）樂前大夫二人（帶劍者）前行、當校書殿南端東向立、舞妓分自殿西進、當校書殿南端東折、夾馳道分進南、更北還作大輪、右廻一匝、又分左右南行、更折自内北進、了退留校書殿東庭、東向立唱歌、了退入、了參三宮云云、王卿下殿拜舞（西面北上、異位重行、）謂之女樂拜、立左仗陣頭、了復本座（内辨或不登著陣）掃部立祿案、大藏積祿、辨奏目錄（近代不見）内辨著陣（脱靴）外記進見參、内記進宣命（了見返給）内辨到階下、外記取宣命、横插加見參（富家説、皆縦插烏口也、）杖進之、内辨經王卿座東北、到御屏風南頭、付内侍奏之、拔笏、退立東障子戸西柱下坤面（右廻）

奏覽了返給　內辨進揷笏取之、左廻退下於東階下、返書杖外記取文、參上著座　召參議一人給宣命（給之右廻復本座）　召參議一人給見參（給之左廻下殿、就日華門內蔭床子、）　內辨以下下殿列立（如上）　近仗立　宣命使下殿就版　出自軒廊東二間斜行、當日華門北扉南向揖、經公卿下著宣命版、　宣制一段（群臣再拜）

又一段　宣命使復座　內辨以下復座　中務輔召唱（近代不見）　群臣下殿（到日華門前待唱、跪蘆弊上、取祿一拜、向乾出自日華門、）

天皇還御

同御裝束

前一日、令掃除南庭敷砂、殿上幷所々裝束同元日儀、射場殿板敷上、欄檻內南北行鋪筵二行、（每行鋪黃端疊二枚、）校書殿北第一二間東廂板敷上、南北行鋪薦三行、其上各鋪長筵、東壇上南北行鋪薦二枚、（舞妓座）當日早朝中務丞錄率史生以下、入從日華門、尋常版位北去一許丈、置宣命版位、（兩儀同元日儀、）尋常版位南去七許尺、東折二丈五尺立親王標、次大臣標、次大納言標、次中納言標、（並以七尺爲間）東折一丈三尺三位參議標、南去七尺非參議三位標、次王四位參議標、次四位參議標、次王四位五位標、次臣四位標、次五位標、（各以八尺爲間）又馳道西、立王四位五位標、南去臣四位標、次五位標、（其丈尺准東）兩儀、宜陽殿西廂宣命版位東去二尺、立親王標、東去三尺五寸大臣標、東去三尺五寸大納言標、東去一尺五寸、更南去三尺中納言標、其南去四尺、更東去二尺三位參議標、南去五尺非參議三位標、南去三尺東折一尺四位參議標、承明門東西壇上砌上東西兩行、立王四位五位標、次臣四位標、次五位標、

〔江家次第一正月〕節會兩儀

踏歌

妓女踏歌於南廂（如七日女樂）　外廻輪轉、南方從欄、（重明親王記○中略）於南殿西第三間奉仕、廻廂幷南簀子作輪、

〔夕拜備急至要抄上正月〕一踏歌節會大概同元日白馬等

官外記兼日可相觸　舞姫六人兼仰御乳母等沙汰六位、內々相觸內侍、　踏歌圖內敎坊別當、若內辨付內侍奏之、入御之時、於弓場以職事奏之、留御所取次近衛次將兼點定之、　后宮舞妓之、御宿所之時被進、兼相觸宮司、

〔建武年中行事〕十六日○正月　踏歌節會、三獻までは元日にことならず、樂はてゝ、舞妓南庭をめぐる、遲ければ、內辨御後に職事や候、ぶぎとうといふ、舞妓殿上の小庭より出て、校書殿にならびゐる、掃部寮南庭に筵道をしく、二行にまろくしく也、樂前大夫と云者二人、帶劍してこれをみちびく、橘の南ざまにてとゞまる、舞妓庭をめぐること三反、內敎坊しりにあり、舞妓は典侍御めのと、后宮などよりいださる、次にぶぎの拜あり、次に宣命常のごとし、けふは一こんに國栖御酒の勅使、二獻に樂、三獻に舞妓なるおりもあり、節會はてゝ、舞妓中宮にまいる、祿あり、

〔公事根源正月〕踏歌節會　十六日

踏歌といふは、正月十五日の男踏歌の事にて侍べし、近比行れ侍るは女踏歌なり、それは十六日なり、光源氏の物語などにもおほくはおとこ踏歌の事を申侍るにや、大かた正月十五六日は月の比なれば、京中の男女の聲よく物うたふをめしつどへて、年始の祝詞をつくりて、舞をまはせなどせられ侍し故に、踏歌とは申なめり、天武天皇三年正月に、大極殿に渡御なりて、男女わかつ事なく、闇夜踏歌の事有と見えたり、然ば月の比ならねども、烏羽玉の闇の夜にも有しにや、持統天皇の御時は、漢人踏歌をそうし、唐人踏歌をそうす、○中略延曆十四年の正月には、詩を作りてうたひけるとかや、おほよそ節會の儀式は常の事なれば、今更記不及、○中略踏歌節會をばあらればしりのとよのあかり共申にや、或はあられまじりと、宣命の譜にはよめり、此殿竹川をうたひて、高巾子綿の華をつくる事は、男踏歌の事なるべし、今の代に行侍るは、十六日の女踏歌なんかし、

〔光臺一覽一〕十六日○正月、踏歌の節會、本朝あらればしりかざしの綿の記と云、尤酉剋より寅剋に

至る、參陣列供之輩、元日七日に相同じ、

〔年中行事故實考正月二〕十六日　踏歌の節會

禁中にて舞妓武人長橋右京大夫勾當內侍召仕女これを勸む、古代は京中の男女聲よき者を召集め、年の始の祝を作りて舞をまはせ給ひしとぞ、今は其形ばかりなり、

〔日本書紀三十持統〕七年正月丙午、〇十六日漢人等奏踏歌、　八年正月辛丑、〇十七日漢人奏請踏歌、　癸卯、〇十九日唐人奏踏歌、

〔源平盛衰記二十八〕天變附踏歌節會事

抑踏歌節會ト申ハ、人王三十九代ノ御門、天智天皇ノ御時ヨリ被始置タル事也、其時ノ都ハ近江國志賀郡大津宮トゾ承、此御時鎌足大臣始テ藤原姓ヲ給テ、奥州守ニ任ズ、常陸國ヨリ白雉一羽、一尺二寸ノ角生タル白馬一匹奉ル、鎌足大臣是ヲ捧テ殿上ニ參ル、彼送文云、雉色白者、表皇澤之潔、馬角長者、治上壽之世トゾ書タリケル、彼雉ヲ其角ニ居テ、大臣乘テ南庭ニ遊、聖代ノ奇物何事カ是ニ如カンヤ、天子御感有テ鎌足ヲ賞シ、金銀色々ノ賞多カリケリ、此事正月十六日ノ午時ノ始也ケレバ、其例トシテ年々ノ正月十六日、雲ノ上人參テ、馬ニ乘テ引出物ヲ給ル事アリ、溶々タル池ヲ堀テ水ヲ湛ヘ、田々タル草ヲ植テ雉ヲ飼給キ、四季ニ花サク櫻ヲ植テ、駒ヲ遊バシメ給シヨリ、是ヲ志賀ノ花園トハ申也、踏歌節會ト名テ、代々ノ御門イマダ怠リ給ハズ、〇下略

〔續日本紀十聖武〕天平二年正月辛丑、〇十六日天皇御大安殿宴五位已上、晩頭移幸皇后宮、百官主典已上陪從踏歌、且奏且行、引入宮裏、以賜酒食、因令探短籍、書以仁義禮智信五字、隨其字而賜物、得仁者絁也、義者絲也、禮者綿也、智者布也、信者段常布也、

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年正月壬戌、〇十六日天皇御大安殿宴群臣、酒酣奏五節田舞、訖更令少年童女踏歌、又賜宴天下有位人并諸司史生、於是六位以下人等鼓琴歌曰、新年始邇何久志社供奉良米萬

代摩提丹、宴訖賜祿有差、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶三年正月庚子、〇十六日天皇御大極殿南院、宴百官主典已上、賜祿有差、踏歌歌頭女孺忍海伊太須、錦部河內、並授外從五位下、

〔續日本紀二十二淳仁〕天平寶字三年正月乙酉、〇十八日帝臨軒授高麗大使楊承慶正三位、〇中略賜國王及大使已下祿有差、饗五位已上及蕃客幷主典已上於朝堂、作女樂於舞臺、奏內敎坊蹋歌於庭、主典已上次之、事畢賜綿各有差、

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字七年正月庚申、〇十七日帝御閤門、饗五位已上、及蕃客文武百官主典已上於朝堂、作唐、吐羅、林邑、東國隼人等樂、奏內敎坊踏歌、客主主典已上次之、賜供奉踏歌百官人及高麗蕃客綿有差、

〔續日本紀三十六光仁〕寶龜十一年正月壬午、〇十六日賜唐及新羅使射及踏歌、

〔日本後紀八桓武〕延曆十八年正月辛酉、〇十六日御大極殿、宴群臣幷渤海客、奏樂、賜蕃客以上蓁揩衣、並列庭踏歌、

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁六年正月戊子、〇十六日御豐樂院、宴五位已上及蕃客、奏踏歌、賜祿有差、

〔類聚國史七十二歲時〕弘仁十一年正月己丑、〇十六日御豐樂殿、奏踏歌、宴群臣及蕃客、賜祿有差、　十三年正月戊申、〇十六日御豐樂殿、宴五位已上及蕃客、奏踏歌、渤海國使王文矩等打毬、賜綿二百屯爲賭、所司奏樂、蕃客率舞、賜祿有差、

天長二年正月庚申、〇十六日爲諒闇、〇天長元年七月、平城天皇崩、無視踏歌、但賜酒肴及祿、　四年正月戊寅、〇十六日從去十二月晦日、聖體〇淳和不豫、不御紫宸殿、皇太子已下侍從已上、賜祿觀踏歌、詔曰、天皇我詔旨止良萬宣布大命乎、諸衆聞食給止倍宣、比來寒風爾不當給御坐留依天、今日乃豐樂理如常久不聞食、然毛常毋見留踏歌、見太部爲〇爲字衍退止爲氏奈毛、御物賜波久止宣、皇太子已下稱唯拜舞、賜祿有差、

〔續日本後紀 仁明 六〕承和四年正月庚辰、〇十六日 天皇御紫宸殿、觀踏歌、皇太子侍焉、賜侍從已上祿、

〔三代實錄 清和 六〕貞觀四年正月十六日乙酉、踏歌之節、天皇御前殿、宴於侍臣、踏歌如常儀、賜祿各有差、

〔三代實錄 清和 八〕貞觀六年正月十六日癸卯、踏歌之節、天皇御前殿、賜宴侍臣、伶官奏樂、宮人踏歌如常儀、賜親王已下祿各有差、

〔三代實錄 陽成 四十三〕元慶七年正月十六日癸未、踏歌之節、於紫宸殿宴于侍臣、雅樂寮奏音樂、宮人踏歌於殿上、以雪落地濕也、賜祿有差、是日天皇不御紫宸殿、

〔日本紀略 醍醐 一〕延喜三年正月十四日丙辰、覽男踏歌、

〔貞信公記〕延喜十三年正月十四日、有男踏歌事、仍入夜參入、依心神不調、不參八省、

〔日本紀略 醍醐 一〕延喜十三年正月十六日己未、御南殿、女踏歌也、　廿二年正月十四日乙未、男踏歌、十六日丁酉、女踏歌、出御南殿、

延長六年正月十六日、踏歌、不出御南殿、依所煩御也、

〔日本紀略 朱雀 二〕承平四年正月十四日、男踏歌、

天慶五年正月十四日己巳、男踏歌、　六年正月十四日癸巳、男踏歌、　九年正月十六日戊申、踏歌、天皇御南殿、中納言元方行內辨事、行列之後、中納言源清蔭卿參入、其後元方猶行事、失也、

〔河海抄 初音 十〕圓融院天元六年〇永觀元年 正月十四日、有男踏歌、太政大臣藤原賴忠公承香殿東庭、左大臣源雅信桂芳坊、右大臣藤原兼家公藤壺、大納言藤原爲光卿神鳴壺、權大納言藤原朝光卿梨壺、名差上首有踏歌、今後男踏歌絕而無之、

〔日本紀略 圓融 七〕永觀二年正月十六日丁卯、女踏歌、

〔今昔物語 二十三〕相撲人成村常世勝負語第廿五

今昔、圓融院天皇ノ御代ニ、永觀二年ト云フ年、〇中略 正月十四日ノ踏歌、昔ヨリ毎年ノ事トシテ

被行ルヲ、大后(○醍醐后藤原穩子、天曆八年崩、)ノ正月ノ四日失セ給ヘレバ、御忌日ナルニ依テ不被行ルヲ、怪ク人ノ心ヲ不得テ、踏歌ハ后ノ御爲ニ忌事ト云出テ、今ハ不被行ル也、此レモ不心得ヌ事也カシ、(○下略)

〔日本紀略 八花山〕寬和元年正月十六日辛酉、女踏歌、天皇出御南殿、國栖不參、

〔小右記〕永觀三年(○寬和元年)正月十六日辛酉、參內、申時出御南殿、節會儀如恒、雅樂奏立樂、內辨大納言爲光也、踏歌了還御本殿、(時亥四點)兩后不被獻舞妓、依御別當依仰候御後、事了罷出、(○中略)今朝以進正信從宮被仰云、御他所之時、不被獻妓女云々、仍無其儲、而從殿被仰云、若依何所定乎、儻可被行歟者、即令啓云、皇后御他所之間、不被獻妓女之事、已是定事也、又有所見、此數令啓了、

〔日本紀略 八花山〕寬和二年正月十六日乙酉、女踏歌、天皇出御南殿、

〔小右記〕寬弘二年正月十六日乙丑、召使申云、今日節會可早之由、依左府(○藤原道長)御消息所令申也者、未終參內、欲入左衞門陣之間、右大臣(○藤原顯忠)以下(大納言道綱、懷忠、中納言齊信、俊賢、參議有國、懷平、忠輔、正光、三位二人親信、兼隆、)出外辨、仍相共向鳥曹司、次第著外辨座、(申刻許)右大臣召外記、式部、中務省幷侍從、大舍人等、皆申祗候由、小時中務省引侍從列立、次開門等儀如恒、酉刻許供御膳、二獻仰御酒勅使踏歌間暫令退、庭燎踏歌後拜舞有無、彼是相疑、右金吾云、無拜舞者、右府云、見懷紙小書云、有拜舞者、余(○藤原實資)云、聊有注懷紙之次第、已注踏歌後拜舞由、仍右大臣以下降殿、列立左仗頭拜舞、此間左大臣於陣見見參宣命等、自餘儀云云、今日內敎坊別當左衞門督不候、仍內辨左大臣奏之、是例也、右大臣已下就庭積所給祿、了諸卿退出、(時亥刻許歟)侍從中納言徘徊左仗壁後、令通可相遇之由、仍下殿相逢云、無劔遲參若令奏聞也何者、余答云、供御膳了、事已過半、仍不令奏退出、

〔日本紀略 十一一條〕寬弘五年正月十六日戊寅、女踏歌、天皇出御南殿、

〔左經記〕寬仁二年正月十六日、參內、早旦仰裝束使令掃南庭雪、晚景出御、節會如常、但雖掃庭雪、庭沙

猶濕、仍舞妓等於殿南廂舞、三匝畢引退出、（主殿女官取脂燭、立南柱等、如前例、）列次群臣拜了、內弁左大臣（○藤原顯光）於東階下召宣命、歸登奏聞、（例見參宣命二度奏、而取落見參不奏、仍令余（源經頼）奏此由、仰云、自腋可令奏者、仍內弁著陣座令余奏見參幷祿目錄等、挾文杖、）覽了返給、內弁給之歸登賜宰相等、如例、事了余參東宮、而殿上南第一間、引廻主殿寮班幔一帖、（東北兩方引之、）是內裏女藏人居所云々、大宮事畢、舞妓等參入、於前庭踏舞訖退出、給祿如常、　四年正月十六日戊辰、參內、（所司等掃除庭雪、）所々裝束皆晴儀、及申刻出御南殿、其儀如常、雖掃雪庭上猶濕、仍改晴儀、爲雨儀、近衞陣口於砌下、（左宣陽西廂、校書殿東砌上、）諸司移幄下饗於安福春興兩殿、（內弁上云々、少納言入自承明門東間、當同間西柱立標、）云々、了群卿參入列立宜陽西廂、（左近陣胡床暫却去、）云々、了各著座、御膳等事皆如常、余退出、仍不見後事、傳聞無音樂、（是內弁被奏音樂之由被止云々、此事非例也、）又雨儀時立幄南陣、東西爲近衞陣、被移砌下、頗不例、就中闈司座、校書殿前庭向承明門、是依避右近陣所爲也、又群卿謝之間、左近立去、每事不穩便、

〔水左記〕承曆四年正月十六日、申初著裝束參內、（高陽院、）向陣之間、春宮權大夫、皇后宮權大夫、左大將參會、予（○源俊房、）佇立陣腋後、爰頭弁來仰云、可奉仕內弁者、便著外座、令陣官置膝突、喚大外記宣俊、問諸司具否幷外任奏事、申皆具由、次外記兼孝進外任奏、付頭弁令奏聞、返給、仰云、令候列、仰其旨下外記、此間示人々可著外弁之由、予起座著靴、召外記宣輔、令押笏紙、春宮權大夫、左衞門督、皇后宮權大夫、左大將、藤宰相中將、（○宗俊）左大弁、左宰相中將、（○源雅實）左京大夫等著外弁、于時日景已暮、漸及秉燭、左右近衞引陣、予著兀子、待內侍出、時剋推移、令人伺簾中、簾中無人云々、令問在殿上之右兵衞督之處、答驚此旨令催之由、大略兩頭不存內侍可出之旨歟、奇怪事也、數剋之後、內侍適出、下官起座入廊中、更出謝座、參上著座、近衞開門、闈司分著、予召舍人、（二音、）少納言宗季著版位、予仰云、大夫君達召セ、稱唯退出、公卿等參入、謝座謝酒著座、今日依無御出、不供御膳、居粉熟、下著、次居飯、次居汁、又下箸、一獻了、下官暫起座、（拔笏、不拔挿、）退下、令催國栖、復座、二獻畢、仰御酒勅使、（依無御出、不奏直仰之、）三獻奏立樂、左右各一曲、樂人等欲退出、下官仰各可畢今一曲之由、令奏之、次下官起座退下、召外記、令催坊家奏、右近少將顯實朝臣

令持奏文於右近將曹助任、取傳授予、予開見差直鳥口返給、就御所令頭辨奏聞、不返給書杖復座、左右府生取標、次妓女踏歌三廻入、次公卿下自殿、予觸春宮權大夫不立拜舞、爲催見參宣命向陣、內記祐俊進宣命、外記兼孝進見參、給外記插一杖、令持外記、就御所付□□□了返給、如元令持外記到階頭、見參宣命副笏昇、召左近中將雅實卿給宣命、其儀如例、次召左大辨伊房卿賜見參目錄、又件卿著祿所、公卿宣制如常、人々昇殿又退下、著祿所給祿退出、于時子剋也、

〔後二條關白記〕寬治五年正月十六日丙子、黃昏予（藤原師通）參內、著左仗座、已及秉燭、頭辨來傳宣旨云、仰內辨事、予承了起座、陣壁後立之、令推笏紙如常、著外座膝突如恒、官人令置膝突之、次予令召大外記、師平卽參、予問諸司具否、大外記令申候由、予仰左右將候哉、申候由事、外任奏候哉、予仰持參之由、大外記稱唯起了、可令獻外任奏如常、付頭辨奏聞返給、又仰事如恒、以官人問渡御南殿否之由、已御出由官人來令申之、上達部等就外辨座如恒、引陣著御、御帳中平文螺鈿御倚子、近仗以下警蹕了、予著兀子、內侍出、予起座揖之、謝座如常、謝座了左旋昇殿就座、次開門、予傳催近衞將令催開門、次闈司二人著草墪如常、內辨舍人召（二音）少納言替著版位、內辨仰云、大夫達召（世）、少納言稱唯退出、公卿雁行各就標下、立定後、內辨云、侍座（色葉尹爲）王卿再拜立、造酒執盞如恒、又謝酒了昇殿著兀子如常、予云、采女可撤大盤覆由被示之、大膳職供御膳、（采女出相逢、出自中央間授傳之、奉陪膳采女、）此間警蹕、以前群臣起座立兀子前、供了復本座、自西階供了不起、賜臣下了、大辨取氣色、其後予乍居座端笏取氣色、天皇目予插箸食了、供御膳飯了、供汁了、又賜群臣居了如初、臨龍顏又食了、天皇供三節御酒了、臣下一獻了、經時剋之時、內辨避座著兀子召外記、令催國栖者也、予昇殿供御酒了、臣下二獻了、置箸不置匙、予起座磬折而立、大夫達御酒給（本）、天皇目予微音稱唯、復座召參議、仰云、大夫達御酒給へ、參議稱唯、了下殿召外記如恒、進贅子敷立第二間如恒、仰了復座、天皇三獻了、臣下從之、仰參議令催音樂之由、進立庭中、左右各二曲舞退出了、按察使起座、內敎坊奏付御屛風南頭奏之、退歸就座、內辨令取標之由仰參議者、坊家人

進三廻了、早廻如例、若不示者臣下喚之、坊舞退出、予以下下階、階下留、次人讓之、予就陣召宣命見參等如常、就軒廊乍立之插笏執杖昇殿、付御屏風南頭、付內侍奏聞、右廻立障子下、杖文等返給、相加給內辨、內辨小早進而給之、有杖上文等、（杖右文左）左旋下階召外記、被下文杖、宣命、見參、取副於笏、（宣命一通、見參等一同加卷者、）昇就座召宣命使、下宣命復座、又召左大辨被下目錄、更下自階就祿所、臣下下殿左陣南頭立、宣命使著宣命版、參議插笏開之推合見遣、其後再拜立如初推合、予舞踏了立、宣命使昇著兀子、予以下昇、天皇還御、（大將稱警蹕、）內侍二人取御劍璽宮等了、內辨下自階、祿所前敷薦蘇、其上著之執祿進之、予取之、乍居小拜退出了、　七年正月十六日甲午、申剋參內、（今日節會、酉剋可參也、○中略）秉燭之間天皇御南殿、經陣前立中門廊下、引陣警蹕如常、予（○藤原道師）就宜陽殿兀子、內侍出、內弁起座微音稱唯、（九條殿行事見之）入廊依殿召（西階下）謝座、陣南頭相去五尺謝座、（再拜先後揖之）昇殿著兀子、仰次將令開門、次闈司二人相分著、召舍人二音、少納言著版位、召侍從一音、（謂之大夫達）群臣各就標下、仰云、宜子幾尹、謝座謝酒、畢昇如常、釆女陪膳令撤杷云々、供御膳如常、一獻、（國栖）二獻、（御酒勅使）三獻、音樂、次民部卿內敎坊奏如常、仰左右府生令取標、坊家進立、（卅人）三廻了、群臣列立庭中拜舞、予不立、著陣召宣命見參等如常、（○中略）舞人四人立庭、（六人也、違例、）左右舞人裝束等相混、舞曲驚眼、奇怪無極、

〔中右記〕嘉承二年正月十六日、晚頭參殿下、（○藤原忠實）依有申給事、參內奏聞、殿下不參仕給也、依大饗近近也、右大將以下參集仗座、秉燭以後、藏人頭道時仰右大將云、內辨右大將移著端座、令敷軾、召大外記被問諸司具否、次進外任奏、付道時被奏、（入宮）返給內辨結申、仰云、令候列、（與）其後頃而出御南殿、先近仗陣引、外辨公卿著幄、少納言家隆、右少辨實光、外記史同著、上卿新大納言（○藤原經實）下式宮被問諸司開門、（西中門也）闈司分居、內辨召舍人、大舍人稱唯、少納言家隆稱唯、外辨公卿列立、新大納言、（經實）左衞門督、（○源雅俊）左兵衞督（○藤原能實）源中納言（○源國信）新中納言（顯通、加階之後、雖未著陣、被參也、）下官（○藤原宗忠）新源中納言（○源基綱）左宰相中將（○藤原忠敎）右宰相中將（○源顯雅）左大辨（○源重資）藤宰相（○藤原顯實）新宰相（○藤原俊忠）謝坐謝酒著堂上

座、撤大盤覆供御膳、賜餛飩供御飯、賜臣下供三節、一獻、內辨右大將下軒廊催國栖、二獻、御酒勅使、（顯實朝臣召）三獻、雅樂寮立樂、（左右樂、參音聲、春庭樂、萬歲樂、延喜樂、賀殿、地久、退出音聲、長慶子、）坊家別當大納言（經）奏圖、近衞官人取標幷胡床子、舞姬出前庭、（從西弓場殿出）三廻、于時河漢雲晴、禁庭月明、妓女之起舞、自如踏嚴霜、公卿列立拜舞、（右大將此間行向障座、見宣命見參、）還昇、內辨奏宣命等、返給下軒廊、給文杖於外記、了歸昇召宣命使給之、（右宰相中將顯雅）次召左大辨重資朝臣、（召詞如此、四位參議只名許召歟、御酒勅使時、顯實朝臣止召也、今日二人四位宰相召時、一人ハ加官如何、可尋之、）左大辨給見參向祿所、左少辨實光、史定政著祿所、公卿列立、宣命使就版、公卿二拜、次拜舞、右大將以下公卿兩三人還昇、天皇入御、大將稱蹕、人々退出、于時亥四點許也、

〔永昌記〕天治二年（○大治元年）正月十六日、節會先參前齋院、次參內、（有文帶靴）治部卿、新中納言爲隆等參上、內大臣、（別仰）宰相中將、（宗輔）皇后宮權大夫、（師時）右武衞伊通、相辨七人也、依御物忌、如例懸廻御簾、立公卿臺盤兀子、床子、內府被奉、內辨被奏外任、（頭辨引陣）內辨著兀子、內侍出、內辨謝座、內辨末立、伇座之前、治部卿以下起座著外辨、禮部召召使、（二音之中稱唯如何）召外記、磬折立、被仰云、大舍人列候哉、國栖候哉、刀禰列候哉、式部彈正候哉、申候之由、仰云、候へ、（可尋）外記歸入、此間開門、闈司著、內辨召舍人、（二音）大舍人唯、少納言俊隆替參歸來、公卿列立、（北面參議列後）內辨宣、禮部謝酒、（正宗房持來空盞、相跪取之、傍人不居、）再拜、（禮部跪又授之）謝座又再拜、昇堂上、內府目予、（○藤原爲隆）令居粉熟、（召內竪）予氣色、次一獻、內辨下座、被催國栖、（宿老人被仰大辨、中古只仰末座參議、）二獻被仰御酒勅使、（師時中將今度無音、只氣色許、）三獻立樂、予下立催之、（以官人令催）左右各二曲、次踏歌拜舞、次仰宣命使伊通卿復座右廻、次召予被下見參目錄左廻、（箸七皆伏）下堂就祿所、群臣下列、宣命使宣制、拜舞復座、次下立來祿所、敷蘆蔽一拜、（向御所給祿各退出）

〔長秋記〕保延元年正月十六日庚寅、晚頭參內、內辨太皇太后宮大夫謝座程也、外辨中宮權大夫、新宰相中將、外他人不著、皆是爲見內辨作法云々、此事尤奇怪也、就中第二人必著外辨、可行事也、近來作法萬事如此、可謂忘故實歟、少納言國敎召諸卿、只中宮權大夫與下官（○源師時）雁列、自餘自中門邊加列、

此儀如何、參人々大納言師顯、實行、中納言雅定、實能、宗輔、下官、伊通、宗能、參議成通、公敎、重通、實衡雖參退出云々、成通卿列納言、兄伊通卿有嘲哢氣、列立謝座間、實行卿置笏於右方、是劣親也昇堂上、外辨謝座間、次將不立替、忘古實也、依御物忌無御出、居餛飩、飯盛於小盤、節會時盛合子也、內辨不起座、召內豎被催事、老儀歟　一獻國栖、內辨著兀子被催、二獻御酒勅使成通、三獻立樂、雅樂寮無舞裝束、頭辨申請在納殿之裝束、主上德〇樂　不借給、仍只著袍限舞、凡宮中公事如被廢、寮兼不申、又及聞食、無御沙汰歟、前例借給於樂器常事也、頭辨宗成存故實、委不申入歟、奏內辨立座下軒廊取之、按察使云、於兀子前可見、豫云、無便宜歟云々、舞姬參上、出自東方、此事不可然歟、前例自弓場殿方出也、拜間內辨於陣被見參、奏了令持外記、不取見參宣命等昇堂上、念返更退下取之、宣命使公敎、祿所重通、事了內辨以下東面列立、一拜後內辨又不起、老耄歟、祿事了退出、此間於中宮御方被饗舞姬云々、

〔園太曆〕貞和四年正月十一日、抑今日自禁裏被下天書、兵革時節會間事等也、所存載之、

歲首之嘉慶、於今日者、雖事舊候、日新重疊、猶更不可有盡期者歟、就中干戈早戢、民庶咸樂、幸甚幸甚、　抑神木今夕可有歸座之樣其聞候、御目出候、然者十六日節會儀、依兵革又可有省略候事候歟、舊冬被召集候ける兩局勘例申請仙洞、加一見候之處、彼是不同、猶多不審事候、淸澄にも可勘進之由、可被仰候哉、先出御有無事、天慶治承等者、無出御候歟、建武三年出御之有無、勘例不載之候、若出御候けるやらん、又國栖奏、大略歌笛共停止歟、然而建武三年歌許奏之候、此等之儀、今度可依何例候哉、舞樂者一向停止流例候歟、何樣にも淸澄勘例を亦々可被召候也、

被仰下之旨、跪以奏了、肇歲嘉祝、遂日調疊、朝廷之無爲、華夏之靜謐、併可在今春候歟、猶早可參賀言上候、　神木歸座事、未承及候ッ、返々目出存候、就其十六日節會、每事如例被行之條、尤可宜之處、兵革誠可有議候哉、匡遠師茂勘例進入仙洞候、備天覽候歟、淸澄捧此請文候き、委所見不候歟之由存候、出御事、天慶治承不候、建武三年事、元日者不覺悟候、白馬參勤、內辨出御候歟之旨存候、

難謂嘉例候之上者、任二代例御沙汰若可宜候哉、　國栖事、上古者御忌月節會之時、歌笛共被止之候歟、近來者止笛奏歌、御忌月幷天下有事之時、皆如此候哉、就中建武三年兵革之時、同如然候歟、今年兩會、何樣沙汰候乎、遵建武例被行之條、可爲嘉摸候歟之由存候、以此等之趣可被洩奏達給、公賢誠惶誠恐頓首々々、謹言上、

正月十一日　　藤原公賢上

頭辨殿

追言上　於舞樂者、停止之條多、度々蹤跡乎、不能左右存思給間、不得御意候也、重誠恐頓首、謹言、

依兵革被行御祈例、隨所見一通者注進候、兼又近國兵革之時、禁裏仙洞元三儀略否事、所見不詳候、但正慶二年踏歌節會、依河內國楠木合戰被止舞樂之由注置候、此外所見不分明候、內々可得御意候、恐々謹言、

十二月廿七日　　清澄

十四日、抑自禁裏被下御書、十六日節會出御已下事也、所存捧請文、

平治者、正月九日被渡義朝首、十六日解陣歟、關白者、雖兵革中、諸公事強不被省略之例繁多候、況今度逆徒已滅亡之上者、諸事省略、尤不庶幾候由を被申候、

明後日節會出御事、建武三年之外、無出御例者、誠今度旁令略之條、可宜哉之由、自仙洞も奉候間、存其旨之處、平治二年、自去年警固、元日小朝拜、幷所々拜禮等、雖被停止、三節出御如例之由、山槐記所見候、又壽永二年、元曆二年等、依御忌月、雖無出御、小朝拜拜禮以下諸公事、無省略儀歟之由、同見及候、就此等之儀、若猶能々可經沙汰歟之由思給、所詮近日兵革之分、與先例能々被校量候歟、可被盡沙汰候哉之由思給、實盧分可被述委細候也、

被仰下之旨畏承了　明後日節會出御間事、愚意所存、先日言上候了、建武三年出御之例、不庶幾之上、平治又出御候者、彌今度被達其儀之條、可宜存候、兵革形勢者不相似平治洛中、強雖無物忩儀候、又難謂太平年候、就之國栖立樂被止之、隨而被止出御候者、相叶折中時宜候歟旨存思給、平治兵革者、洛中騷亂節會出御○此間蟲損其儀不附合候哉、且彼一代被行例、難謂嘉摸候歟、此上事須在勅斷候哉、以此旨可令計奏達給、公賢誠惶誠恐、頓首謹言上、

正月十四日　　藤原公賢上

頭辨殿

追言上　壽永元暦出御不候之條、強非御忌月一事候歟、被省兵革時宜哉之由推量仕候、御忌月有出御之條、又蹤跡勿論候哉、同可得御意候也、重誠恐頓首謹言、

十五日、抑頭辨長顯朝臣爲勅使入來、明日節會出御已下事也、所詮關白出御已下如例、每事不被省略可被行之由計申、此條若猶可有議歟、殊加思慮可申入云々者、愚意所存、先日申入了、正連黨類少少雖被打取之、官軍未歸參、南山幷東條體分明無聞事、警固凡不及沙汰候上者、如解陣雖無沙汰、節會已下間事、被行太平禮之條、猶不可然歟、居安不忘危、尤君子所存歟之由申入了、　十六日、今日節會儀、後日相尋候處、不出御懸御簾、不供御膳、國栖歌笛共停止之、舞妓如例云々、若猶可有議歟、但今日節會、舞妓爲踏歌本、仍不略之歟、可尋先規、

〔園太暦〕文和五年○延文元年正月三日、德大寺前内府送消息、條々有相尋事、篇目續左、

元日日食之時、翌日被行例歟、見及候し心地候、月食如何候つらん、兼又大藏卿長房、御酒勅使事、其比記少々披見候歟、不見候、但土記以下多見候之間、おぼつかなく候、若被撰出候事、其次以便宜可申出候、依月食早速被行之例候ける、今度如何候はんずらん、但是はあくれば十六日之寅にて候歟、比與々々、不審等候歟、

王春凱樂之節、聖朝太平之儀、祝言、最前拜貴方申籠候了、日新重疊、不可有盡期、幸甚々々、今春連々可參拜之條、可爲第一之祝詞候、叙位儀依神木動座可被停止候歟之由、其說候し、如何治定候らん、兩年不被行之條、不可然候歟、動座間も被行年候しやらん、但不分明候、節會も無出御候乎、十六日月蝕候歟、食之時古來有無之論候しやらん、近比如何候けん、若寅剋以前事終候樣に、可被行候やらん、亥剋拜賀、件日までや候べき、猶構試之由にて候、雖不定之條勿論候、爲用意不審候、千萬猶可參賀候也、誠恐謹言、

正月三日　　公淸

踏歌節會當月蝕例

承平八年正月十六日節會、月蝕、　天慶元年正月十六日女踏歌、自酉二剋至戌一剋月蝕、　應保二年正月十六日、踏歌節會也、依月蝕無出御、　建永二年正月十六日、同節會、今夜月蝕、　寬元二年正月十六日、同節會、依月蝕不出御、蝕已後被行之、〇中略

節會儀都護注送事

文和五年正月十六日丁酉、今日月蝕（皆既虧、初寅五刻、加時卯六刻、復末辰七刻、）也、節會出御有無、兼日有其沙汰歟、被尋先例之處、昌泰四年正月十六日、相當月蝕、節會有出御、其外自承平八年至寬元二年、六箇度無出御云々、雖爲萬機旬以後、神木遷座移殿之間、元日白馬兩節會共以出御簾中、而去十三日（寅刻云々）賢木歸座畢、仍任昌泰佳摸、今日可有出御云々、〇中略

踏歌節會相當月蝕例

昌泰四年（節會出御云々）　承平八年（自酉二刻至戌一刻）　應保二年　建永二年（申酉戌刻）　承元二年　元仁二年（子刻）

寬元二年（復末亥刻、以後被行節會、）　以上承平已後無出御例云々

今度蝕不正現云々、聖德之至歟、珍重々々、抑蝕剋限或人說不審、十五日夜寅剋以後也、仍爲十六日、

今夜節會者蝕後(闕)當也、

延文四年正月十六日、今日節會、關白可被勤内辨云々、(通相)内府又奏慶可候節會云々、朝廷禮儀之興復、尤珍重事候歟、亥剋許實夏卿例新大納言、陣家出立參内云々、予(○藤原公賢)就寢之後、丑終剋自内裏送實夏卿狀、傳勅定、節會出御間事也、予申愚意之所存了、其子細載左、後聞、簾中出御如此、間、一獻供了入御云々、内辨關白(自里第押笏紙、一上未奏慶、)是謝座堂上事等行之、外辨内辨以下堂上、内府卽早出、其後内辨起座退下、被參候御後、依東大寺神輿在洛、内辨實夏卿續之云々、

今年節會元日無出御、白馬出御簾中、今夜關白勤仕内辨候而、適元應例如此候、可爲何樣候哉、今聞者可申談之由被仰下候、可然候樣、可被計申入給候哉、恐々謹言、

正月十六日(子剋)　實夏狀

丹後前司殿

今夜節會間事、博陸内辨邂逅規模、勿論候歟、出御儀、元應例雖非無子細、神輿在洛之間、被垂御簾之條、大略流例候哉、且者當代于今被用其儀及多年、然者就元應一度例、若難被改此間儀候歟、但件度外猶若此例候哉、可被尋問兩局候歟、於出御度數者、三節會之間、一度出御雖連綿候、依内辨規模今夜出御、白馬之外、及兩度候之條、何事候哉、不被懸御簾、被改此間儀之條者、無左右難計申入候、可被得其意給候狀如件、

正月十六日

元應三年、東大寺八幡宮神輿在洛時節會間例、正月一日節會晴儀也、御膳以下被略舞樂國栖、(止笛歌奏)今日小朝拜如例、同七日、出御以下如例、於事有與行之沙汰、被止舞妓幷坊家奏國栖(止笛奏歌)等、北陣雜犯者如例、同十六日、出御如例、無舞樂國栖(止笛奏歌)等、(○中略)

今日踏歌節會也、(○中略)寅剋許被始行節會、(○中略)依東大寺八幡宮神輿在洛、立樂國栖等停止之也、被

仰候歟、〇下略

〔薩戒記 部類 一〕應永廿五年正月十六日丁卯、今日節會、中納言殿令參給、予〇藤原定親又參入、秉燭之後、三條大納言已下著陣、納言殿不著陣給、依未著陣也、藏人右少弁經興、於陣仰內弁於三條大納言、大納言移著外座、召官人令敷軾、召外記問諸司奏外任奏、次主上御南殿、次將弁六位藏人等取脂燭前行、實鄉朝臣、予、雅兼朝臣、有定朝臣等也、左中將季保朝臣付劒內侍、右中將教有朝臣付璽內侍也、教有朝臣位階上臈、奉行藏人右少弁經興、相觸內侍扶持出御朝臣之時、以教有朝臣可爲劒內侍之由、所定仰也、而季保朝臣曰、此事不可依次、左將可付劒內侍也者、教有朝臣答不可然之由、頗及相論、然而兩人共以不弁先蹤、只遲今案云云、仍雖決之處、教有朝臣承伏、季保朝臣堅及所存也、予案此事、尤依位次、不可依左右歟者、元日節會、劒內侍左中將雅清朝臣、璽右中將教豐朝臣也、依之左可付劒內侍之由、執之云々、而雅清朝臣者上臈、教豐者下臈也、凡不可爲證據歟、又白馬節會、劒隆豐朝臣、璽隆盛朝臣、共以左將也、右將皆被下臈也、左右將事歟、往古例又不同也、今日季保朝臣申狀大略爲非歟、抑如此相論之間、已出御、兩將共以不知其期、不付內侍、後聞仰天云々、次近仗引陣、次外弁著座、中納言殿令下式筥問諸司給、次天皇出御、今度近衞可稱警蹕、而無之、其儀如何、於予者非左將第一之外不諾之家說也、次內弁謝座昇殿、早速練也、次開門、次闈司著座如恒、次內弁召舍人、少納言長政朝臣就版、次內弁宣、大夫達召、次中納言殿已下外弁雁列中門下、少納言出召外弁、參進、納言殿令參進給之時、不起胡床、自床上方退立櫻樹長方、納言殿令昇殿給之後、即著座、于時諸仗立前、內弁敕尹、次諸卿謝座、再拜次謝酒、次外弁堂上、近仗居座、次供御膳、次將等立前、御膳經前之時可警折歟、三獻之後立樂、參向春庭樂、左圖亂旋、万歲樂、太平樂、右古鳥蘇、地久、長保樂等也、次坊家奏、敕行朝臣取次奏、予辭已後早出、不見後事、〇下略

〔宣胤卿記〕永正十四年正月十六日、今夜節會奉行頭中將公兄朝臣、公卿菊亭大納言、今夜拜賀季孝卿帥中納言、公條卿新中納言、康親卿右宰相中將、實胤卿鷲尾宰相、隆康卿少納言宣賢朝臣、辨秀房、次將左宗藤朝臣、範久、右重親朝臣、通胤朝臣、以上散狀、職事公兄朝臣、秀房、六位源諸仲、藤原氏直等參云々、頭弁伊長朝臣、賴繼不參、又資定三節會不參、六位卜部兼將、藏人橘以緒、同三節會不參、又公卿除亞相勸修寺中納言、西園寺中納言、實宣菅中納言、章長在國侍從宰相、爲孝在國松殿宰相、忠顯菅宰相、爲學新宰相行房等不參、又少納言當時一人也、此節會當御代初度也、自文正二年至延德二年退轉、中廿二年、延德二年再興、明應五年被行以後又退轉、

〔樂家錄 四十七〕寬永年中踏歌立樂之法

寬永之比、踏歌立樂二曲賀殿急酒胡子也、一說用胡飮酒破、則以賀殿爲終曲矣、而紫宸殿前構敷舞臺、（敷疊、設三鼓、後設屛風、無幔、）而奏舞樂三番、先振桙三節、（左狛氏、右多氏、）次万歲樂、延喜樂、桃李花、登殿樂、陵王、納蘇利、退出音聲長慶子也、

〔樂家錄 四十七〕踏歌御節會舞樂略式

踏歌節會左右樂人五十人、（著常裝束）至于剋限會聚于月華門之西邊、左右列立、（北右方、南左方、東首、但一獻之後、奏國栖之笛、其法如元日及白馬、而後列立、）次第、（不拘位階）先舞人、次鼓、（左一鼓、右三鼓、）次笙、次篳篥、次笛、（各上首立下臈）次荷太鼓、次荷鉦鼓、（令白丁者持之）三獻之後、內辨令官人乞立樂、（其法如元日及白馬、）于時奏調子、（但左右同音奏之、是異于元日白馬笛音取也、）次奏春庭樂以之爲參音聲、（左右同音）經月華門稍南曲而東行、至於南門之邊、北行向于紫宸殿、（一法直行）左右列立、（左右之間隔二間許、左方西首、右方東首、各三行、先一行舞人、後二行管奏輩、太鼓鉦鼓者在中之末也、又還列之時、下臈立、故以鉦鼓爲先、）各立定後止聲音、而奏舞樂二番也、万歲樂、延喜樂、陵王、納蘇利、（無舞臺及樂屋、於庭上舞之、陵王等裝束於樂人後着之、而出入左右列立之間、）而後奏大食調之音取、以長慶子爲入曲、（左右同音）入于月華門、止聲音各退散、

右踏歌略式、慶安三年以來之法也、　雨氣之時、於月華門之下、春庭樂三拍子許奏之、舞者於軒廊或宜陽殿之南腋舞焉、（東西樂所、左右混立也、）

〔大江俊矩公私雜日記〕寬政十三年（○享和元年）正月十六日癸巳、踏歌節會、未一點早參、奉行權右中辨國長、諸司同剋出仕、（南局此日除服出仕）

一先以奉行命殿庭御裝束奉仕事、仰南局出納、

一淸涼殿御裝束、藏人奉仕如例、

一造酒正、今日除服出仕、仍不及代官也、但今日出仕之事故、勿論雖可爲勤仕之覺悟、一應可相尋旨奉行被示、則新大外記相糺之處、隨分造酒正勤仕覺悟之旨申之、其段通奉行了、

一酉半刻計、奉行被示曰、只今陣儀被始、直節會可被行、鬼間、內覽相餉奏聞也、仍鬼間可設殿下圓座旨也、卽陪膳圓座設之如圖、次陣節會等之事、仰兩局出納了、(○圖略)

一右大臣、中宮大夫、中宮權大夫、中納言中將、新宰相中將、右宰相中將等著陣、戌刻前國長降殿上沓脫、經御後參陣、仰內辨、暫時之後執覽筥歸來、(助功密々見還到陣後邊、非相從之儀、仍自北簀子到件所、徒跣也、)先於鬼間覽殿下、(○藤原政照)內覽了暫退候馬形障子邊、于時戌刻、出御朝餉御座、直參進簾下奏聞外任奏、(御服以前覽御也、)返給後還出陣、返給、上卿歸來、(今度不及見還、)此間著御御服畢、渡御南殿、其儀如例、所役散狀如左、(但早參職事初列候馬形障子邊、御服之間祗候東簀子、)

御服奉仕、山科中納言、伏原二位、　御裾、殿下、　御草鞋御靴供進、貴董朝臣、同手長大江俊幹、　執式筥、延光、　御後脂燭奉仕、貴愛、　脂燭殿上人(臨期四位一人不參)長親朝臣、國豐朝臣、光施、貞隨、時雍、丹波賴望、

內侍扶持　(御)隆純朝能、(臣)重能朝臣、　命婦扶持　予、藤原助功、　召內侍扶持　國長

## 踏歌節會

公卿　左大臣(臨期不參)、右大臣(陣以後早出)、內大臣(臨期不參)、中宮大夫(陣以後早出)、按察大納言(陣以後權內辨)、四辻大納言、中宮權大夫(陣以後早出)、左衞門督、今出川中納言、中納言中將(謝酒以後早出)、新宰相中將(宣命使)、菅宰相(造酒勅使)、右宰相中將(雜事催祿所奉行)、大藏卿、右三位中將(謝酒以後早出)、新侍從三位、少納言、俊長朝臣、辨明光、　次將　左、重能朝臣、公師朝臣、定業朝臣、公陳朝臣、宗德朝臣、　右、隆純朝臣、公說朝臣、實福朝臣、雅光朝臣、有家朝臣、

一出御帳中之期可為知旨、前以公師朝臣有入魂、仍俊幹入東小戶經東廂出南簀子、以咳聲告左次將、次將稱警蹕如例、

一公卿堂上後、入御被仰出、御服脂燭次將扶持、兩局出納內膳司御厨子所等告之、

一外辨參列標下之頃催入、御掌燈差油等點撿如例、

一亥半剋過入御、其儀如例、所役同前、

一入御後、清涼殿御裝束撤却、申合可退出、尤出御方諸司撤却、退出可申渡、奉行被示傳命、兩局出納御塞解後、藏人撤御裝束、（今夜御調度悉納筥、燭臺之具皆返御諸、）俊幹予助功等、子剋過早出了、

一二獻催舞妓、（於御拜廊下四邊著裝束、暫候其所待時期、）三獻舞樂関、坊家奏了撤標、後舞妓出舞如例、（降女官階出無名門、斜到南庭、有筵道、無脂燭、如例、）今夜内敎坊別當早出、仍内辨奏坊家圖、奏聞了歸昇之時、便撤標之儀催之復座、仍不仰參議、（但舞樂未関時、起座奏聞了復座、後奏退出、長慶予頗便宜歟、）

一丑半剋計宴會終、所役早出、申奉行撤却退出、命諸司、賴望退出、寅三點、

〔源氏物語（六末摘花）〕ついたちのほどすぎて、ことしおとこたうかあるべければ、例のところ〳〵あそびのゝしり給に、（○下略）

〔源氏物語（二十三初音）〕ことしは、おとこたうかあり、うちより朱雀院にまいりて、つぎに此院にまいる、道の程とをくて、夜の明がたに成にけり、月のくもりなくすみまさりて、うす雪すこしふれる庭のえならぬに、殿上人なども、ものゝ上手おほかるころほひにて、ふえの音もいとおもしろくふきたてゝ、このおまへはことにこゝろづかひしたり、御かた〳〵物見にわたり給べく、かねて御せうそこどもありければ、左右のたい、わた殿などに、御つぼねしつゝ、おはす、にしのたいの姫君は、寢殿の南の御かたにわたり給て、こなたのひめぎみに、御たいめん有けり、上もひとゝころにおはしませば、み木帳ばかりへだてゝきこえたまふ、朱雀院きさいの宮の御かたなどめぐりけるほどに、夜もやう〳〵あけゆけば、みづむまやにて、ことそがせ給べきを、例あることよりほかに、さまことにことくはへて、いみじくもてはやさせ給ふ、影すさまじき曉月夜に、雪はやう〳〵ふりつむ、松かせ木だかく吹おろし、物すさまじくも有ぬべき程に、あを色のなへばめるに、しらがさねの色あひ、なにのかざりかはみゆる、かざしのわたは、にほひもなき物なれど、所がらにや

踏歌後宴

おもしろく心ゆき、いのちのぶるほどなり、殿の中將の君、内の大殿の公達、そこらにすぐれてめやすく花やかなり、はの〳〵と明行に、ゆきや、ゝちりて、そゞろさむきに、たけかはうたひて、かよれるすがた、なつかしき聲々の、繪にもかきとめがたからんこそくちおしけれ、御かた〳〵いづれもいづれもおとらぬ袖ぐちども、こぼれいでたるこちたさ、ものゝいろあひなども、あけぼののそらに、春のにしきたち出にける霞のうちかとみわたさる、あやしく心ゆくみものにぞありける、さるはかうこじのよばなれたるさま、ことぶきのみだりがはしき、をこめきたることも、ことごとしくとりなしたる、中々なにばかりのおもしろかるべきひやうしも聞えぬ物を、例のわたかづきわたりてまかでぬ夜あけはてぬれば、御かた〳〵かへりわたり給ぬ、

〔年中行事歌合〕八番　右　踏歌節會同十四日十六日　貞世

このとのゝこゑさへすめる雲ゐかなかざしのわたのまろき月よに中略○

右踏歌節會は、正月十四日男踏歌の事にて侍るべし、此ころおこなはれ侍るは、女踏歌十六日なり、いづれもおなじ事なれば、題の心にもそむくべからず、彼ひかる源氏の物がたりなどにも、男踏歌のことおほくは申侍り、大方みやこの遊士の、こゑよく物うたふをめして、としのはじめのいはゐのこと葉をつくりて、まひをまはせられけるなり、されば十四日十六日は月のころなれば、明月に踏歌の、きよくを、御覽じけるなるべし、このとのといふは、踏歌にうたふ歌の曲なり、かざしのわたといへるは、かふりにわたをまきて、かざしにもちひたるなり、たかこじなど、源氏にいへるもこの事なり、

〔西宮記正月下〕後宴踏歌○　二三月間、

○按ズルニ、踏歌後宴ノ時ニ賭射ヲ行フ事ハ、武技部賭射篇ニ載セタリ、

〔日本紀略一醍醐〕延喜五年三月廿九日、踏歌後宴、御賭、左大臣藤原時平○以下奉貢物、廿二年三月九日

節會停止

己丑、踏歌後宴、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕延長七年三月廿六日、踏歌後宴のまけわざ、次第の事共はて丶、御遊有けり、敦忠笛をふき、義方和琴を弾じけり、〇下略

〔日本紀略 二朱雀〕承平四年三月九日、有踏歌後宴、

天慶五年閏三月四日丁亥、踏歌後宴、　廿九日壬子、踏歌後宴負態、　六年二月六日甲寅、去月男踏歌後宴、於東弓場有弓事、

〔類聚國史 七十二歳時〕大同二年十一月丙申、停正月七日十六日二節、

〔本朝文粋 四論奏〕太政官謹奏、請正月元日、七日節會依舊不停、十六日踏歌依詔停止、十七日射禮改月被行事、

菅三品

夫孝稱要道、〇中略伏惟皇帝陛下、〇村上天經在憶、人德歸厚、追凱風而悲聲未息、望諱月〇村上母、醍醐后、藤原穩子、去年正月崩、而憂色更深、〇中略至如踏歌之類、偏是耳目之娯、無便於改月、何妨於虚年、〇中略謹以申聞謹奏、

天暦九年十二月廿五日

〔政事要略 二十四年中行事〕殘菊宴事

詔、〇中略重陽廢於承平之初、踏歌停於天暦之末、〇中略方今驪騶代遷、星霜程隔、傷佳會之多廢、憶古典之更存、正月十六日踏歌、十七日射禮、九月九日節等、宜復舊制、庶使登降之禮無違、文武之道不墜、主者施行、

安和元年八月廿二日、高成忠作、

〔百錬抄 五後三條〕延久四年、後冷泉、後三條、兩代之間、不被行踏歌節會、依朱雀院御忌月也、

〔長秋記〕大治五年正月十六日、内府御消息、踏歌停止由外記來告、無踏歌不可有拝歟、予〇源師時申云、被停留音樂時、有踏歌、被停止踏歌者、不可節會候歟、重問令相尋給者、後聞停音樂有踏歌、

〔百練抄九安德〕壽永元年正月十六日、踏歌節會停止、依御忌月也、

〔源平盛衰記二十八〕天變附踏歌節會事

養和二年〇壽永元年正月一日、改ノ年ノ始ノ御祝ナレ共、諒闇ニ依テ節會モナシ、十六日ニハ、踏歌節會モ不被行、當代ノ御忌月ナレバ也、〇中略踏歌節會ト名付テ、代々ノ御門イマダ怠リ給ハズ、哀哉三十餘代ノ節會ナリ、數百年ノ吉例也、何ンゾ今年始テ斷絶スルヤ、但平家ノ一門ノ過分ナリツルシワザナリ、所以ニ臣下勇者、天下不安云事アリ、偏ニ此體ノ事ナルベシ、

〔玉海〕文治三年正月十六日戊午、雅頼卿來、余〇藤原兼實謂之、定房卿有示事、依御忌月、無踏歌之宴、定例也、

建久二年正月十六日乙丑、無舞樂踏歌、依御忌月也、恒例也、

〇按ズルニ、養和元年正月、高倉天皇崩御アリシ故ニ、其忌月ナルヲ以テ、壽永元年以後、踏歌節會ヲ停止シタルナリ、

〔園太暦〕觀應二年正月十四日、參內依世上擾亂、今夜俄可有行幸仙洞、持明院殿　十六日、今日節會、曾無領狀輩之上、御旅所之間、旁不被行云々、

〔親長卿記〕明應七年正月十六日、無節會、亂後連々被行平座、其後還幸已後雖如形、三節會等被行畢、當年自武家不進用脚、又自公家不被仰出、一向諸公事無沙汰之條、不可然事歟、

〔宣胤卿記〕文龜二年正月十六日庚寅、今日節會不及沙汰、

## 內宴

內宴ハ、正月下旬ヲ以テ、天皇宮禁ニ於テ、私宴ヲ設ケ、侍臣等ニ賜フ所ナリ、其主トスル所ハ、賦詩ニ在リテ、餘ノ宴會トハ大ニ異ナリ、長元以後中絶セシガ、保元三年、藤原通憲建議シテ、

之ヲ再興シタリキ、

名稱

〔名目抄 恒例諸公事〕内宴(ナイエン)

〔年中行事歌合〕九番　右　内宴　宗時朝臣

千早破神の泉のそのかみや花を見ゆきのはじめなりけむ

判者申云、○中略右内宴と申は、内々の節會也、仁壽殿にて行るゝ也、○中略内宴に限らず、神泉ばかりにては、題の心不足にや、此事保元に信西申行し後、絶て侍るにこそ、文道のためも念なく侍れ、

〔舊五代史 七十一 唐書四十七〕蕭希甫、宋州人也、○中略莊宗將建國、置百官、李紹宏薦爲魏州推官、同光初、有詔定内宴儀、問希甫、樞密使得座否、希甫以爲不可、樞密使張居翰聞之、怒謂希甫曰、老夫歷事三朝、天子見内宴數百、子本田舍兒、安知宮禁事、希甫不能對、

式日 臨時

〔公事根源 正月〕内宴　二十一日

内宴と申は、うち〳〵の節會なり、仁壽殿にておこなはる、文人ども題を給り、詩を作て、やがて御前にて講せらる、二十一日、二十二日、二十三日の程、子の日にあたらば、其日おこなはれて、一二獻の後、親王公卿に、若菜のあつものを給ふ、保元に信西申行侍し後は、絶て侍にこそ、

〔西宮記 臨時 十〕内宴事

此日、時及晩景、則近衞將等帶弓箭、遞候出居之座、

同日、若有臨時叙位之時、次將一人取位記、加弓進立文臺下、跪而置弓、立而召給之、又臨時之宴之次、忽然無其位記者、以白紙召唱給之云々、但叙人雖稱唯不賜白紙歟、叙親王者、中將可讀之、

同日、王卿列立、謝座了、次將執空盞、出自北方、渡舞臺西頭、仁壽殿例也、授之、貫首人謝酒訖、返執空盞等之儀、皆如酒正也、

同日、及節會奏樂之時、內敎坊別當少將執舞奏杖、授之別當上卿、

同日、九日有探韻時、左少將置殿上料、[上卿可給也]

同日、及臨時九日詩宴之日、依上卿仰、少將更就文臺下、乍立取其筥、登殿置御座前去七八許尺、但南庭之筥、式部輔所執也、然則少將昇殿、進從簀子敷取筥還、便留東階、取加式部輔所持之筥、更登入自母屋東二間、置御座東南七八尺許、但於本殿者、取筥登自前階、直置御座前、又讀詩之時、殿上將二人、各執脂燭候御前之左右、

同日、內藏寮積祿綿、近衞少將召名給事、

〔北山抄[三拾遺雜抄]〕內宴事〇[中略] 裏書

藏人式

前一日、藏人令所雜色非雜色上仁壽殿格子、母屋及廂皆懸御簾、[卽用彼殿所有]但南廂東面一間、南面五間上之、掃部寮立六尺御屛風三帖、母屋東戶前、[東向]北邊二帖、[南向]東廂南第一間南邊一帖、[北向]第四間北邊一帖、[南向、並漢書御屛風、]母屋南邊立五尺二帖、[北向]母屋幷東廂鋪滿長筵、五尺御屛風前、鋪錦端疊三枚、[南北妻一枚、東四妻二枚、若設皇后御座之時、母屋幷東廂南邊、立四尺御几帳、又同廂東面立度御几帳、母屋西邊北邊、立山水五尺御屛風、又母屋東第一間、立大床子二脚、西間東西妻鋪錦端疊二枚、大床子幷疊後、立御几帳二基、東御几帳後東西妻鋪兩面端疊、北御屛風前、敷錦端疊三枚、東西妻一枚、南北妻二枚、母屋東面三間上御簾、東廂南一間、東三間遍御簾、敷兩面端疊各一枚、同廂北妻、御屛風南邊一間、其二間敷黃端疊四枚、又暫放承香殿東立蔀、爲供膳之道、]殿內東戶北掖、立御屛風二帖、其中鋪小筵二枚、立小倚子、爲御裝物之處、殿內南戶三間、立御屛風、其內敷長筵幷兩面端疊、南廂西戶前敷疊二枚、[南北妻、遍南敷、裝束之後、所雜色等、宿直件殿、]又東北角廂一間、立屛風、敷筵疊、爲陪膳休息所、[皇后若御時、用北廂西第三間西簾、]木工寮立舞臺東庭、[當綾綺殿南三四間、立之、當仁壽殿東、遍綾綺殿西砌立之、臺東構付假橋於綾綺殿、爲舞妓道、]當日早朝、南廂東第二間、鋪繡毯代、立螺鈿倚子、其東西立置物御机、[御倚子等在所]書司供御硯、殿司供御火爐、內膳司立御臺盤、供唐菓子、掃部寮置草墪、御座坤角爲陪膳座、[座東邊鋪所管圓座、爲其座、其座可在御臺盤巽角、]南廂東第一柱南邊簀子、鋪兩面毯代、立平文倚子、爲皇太子座、[西面]座右立机、置硯、主

膳監立臺盤一基、其座前、渡殿鋪紺布毯代、置草墪、爲王卿座、左右相對、西北爲上、內藏寮立八尺臺盤二基、設王卿饌、掃部寮置草墪、南殿北廂簀子東第一間、及其艮角壁下、爲文人座、北面西上、渡殿東欄邊、置草墪二枚、爲出居座、西面北上、南殿北簀子東第三間、立文臺案、內藏寮鋪虎皮其下、置漆筥其上、造酒司立御酒臺、中渡殿西南角、掃部鋪簟臺下、臺西鋪疊二枚、爲采女座、又上南殿北廂東第二三四間御格子、若皇太子不參時不上、其東第一間鋪疊、爲東宮膳處、本宮立棚廚子一基、西柱下立五尺御屏風二帖、爲隔、節少開屏風北頭、爲供膳之道、中戶東柱下立五尺御屏風二帖、其西爲供御膳女藏人候所、仁壽殿西廂南第一二三四間、立廻御屏風、其內鋪紺布毯代、立壺床子、爲尚侍座、南面、鋪同毯代、立兀子床子、爲典侍、掌侍、殿上命婦座、東西相對、以北爲上、內藏寮立四尺臺盤、設尚侍饌、立五尺八尺臺盤各一基、設典侍以下命婦以上饌、南戶外立三尺臺盤、爲酒臺、西渡殿壁下鋪黃端疊二三枚、爲饗女房侍臣座、仁壽殿承香殿之間、東邊南北妻、懸軟障一條、用所唐圖軟障、又承香殿東北庇三間、懸御簾、內藏寮鋪舞臺兩面、立綿花、垂帽額、綾綺殿南庇九間、皆懸御簾、南五箇間上之、掃部寮立度軟障母屋東邊、南北行立之、其前立草墪代幷床子、爲舞妓等座、西面北上、主殿寮南殿東軒廊北砌北立度班幔、當同廊東第三間開幔門、去北三許尺立屏幔、綾綺殿南第一間砌西去一許尺立幔、南北立之、自仁壽殿東北角、迄綾綺殿西北立幔、相對南方、又開幔門、當綾綺殿西廂北第三間砌、西去一許尺、北行更立幔、掃部寮鋪折薦疊、其內爲樂人座、恭禮門與左靑瑣門東邊、南殿東北軒廊壁下立床子、爲殿上侍臣座、南北相對、以西爲上、內藏寮立八尺臺盤、設侍臣饌、恭禮門內、造酒司立酒臺、候其下、所出納率御藏小舍人、令持紙筆墨脂燭、同候其內、

所例、藏人奉御靴、前一日、藏人率雜色等、供奉仁壽殿裝束、兼其夜雜色等宿直同殿、又當日早朝、未出御之前、相分益送男女房饗、出納人率小舍人三四人、賚候紙筆墨硯等、紫宸殿艮角壇上應召、殿上人傳取、賜親王公卿及文人等、筆廿管、硯廿枚、櫛筥五合、中折櫃十合、召內藏寮紙疊、以所用、出納於階下取、親王已下見參、內藏寮運進祿絹屯綿千屯、其祿法如左、元慶例、至晚頭、出納內藏寮官人共、班行祿物、不足、後日召同寮、加行者、

〔西宮記 正月下〕內宴 ○中略

主上出御、近代著赤色闕腋御袍、著靴、陪膳著座、更衣若典侍青色、出自殿西庇戸、召太子、侍臣召太子、自南殿北簀子敷東妻階到座東、謝座、亮授空盞、出自南殿北廂東二間、經王卿座南頭、來跪授之、退立壁下、太子謝酒畢、取盞、太子著座、近衛次將依勅召王卿、就膝突召之、王卿立座、於敷政門外著靴、式文、不注召由、王卿列立謝座、王卿出自軒廊前昇橋、列立舞臺南頭、北上西面、與舞臺平頭、參議已上一列、五位已上一列、六位一列、中少將二人出居座、內記等同列立、少將取空盞、出自北方、渡舞臺西、授貫首人、貫首人取之、謝酒畢、少將返受空盞、歸和德門、酒正豫候和德門內、王卿已下著座、昇自南殿艮角階、親王南面、大臣北面、第一人或著赤色、四位已下著廊下、內記參上著、或三獻參上、供御膳、先供餛飩、次給臣下、先采女撤御臺盤杷、女藏人出自南殿北中戸、次第可注、一供東宮膳、益送人兩所昇殿相兼者、供人不足者、依仰同殿上人供之、給臣下三獻、給臣下、兩々相分唱平、勸王卿出居內記也、文人參上、出居召儒者、縫腋、無平絹袍者、申宣旨著綾綺座、給紙筆、殿上人給之、坊家別當進舞妓奏、執奏杖、昇自東階南片階、經南殿簀子上、奏進陛下、或經出居座前、自御座東方奏之、發音聲、妓女著座、入自綾綺殿東小戸、經軟障南妻著、大臣奏獻題事、起座奏、勅許、畢、召博士仰、稱唯跪、書題召兩人者、書一紙、大臣執之奏聞、復座、又令書、奉太子不入宮、又書之下王卿座、或有仰付題、或給御題、次仰序者、公宴題兼有其間云々、式文云、先奏題、次返給、次奉御料題云々、公卿行酒、或親王行、奏樂、漸獻詩、日暮、次將等帶弓箭、撤魚袋、但不著平緌、著細緌、執文臺、少將取文臺、置御前東邊、陪膳退積祿、內藏寮積舞臺南、太子以下候御前、以圓座爲太子座、召講師、次將二人秉燭、講詩畢、大臣屬文、賜祿、少將唱見參、掃部敷膝突、臨時有爵賞者、大臣奉勅仰內記、令成位記、或以紙唱、立舞臺前若東邊、式文云、女王敍位者不唱、付內侍、延喜八、致仕人依召參、或近衞將唱位記、敍親王者參議可唱云々、當子日一二獻後、女藏人等以若菜羹盛土器、就王卿座相分、王卿下座、跪受之、祿法、細屯綿一千屯、內藏寮進、一品八九十屯、二品十屯、三品七十屯、大臣九十屯、大納言七十屯、中納言六十屯、宰相三位五十屯、四位卅屯、五位廿屯、藏人十屯、詩人加十屯、六位獻詩者十屯、內藏人出納檢知之、先御四種、女藏人、各坏居御盤供之、陪膳典侍取居東御臺盤巽角、次餛飩、索餅、居前端索餅、昆屯西、次鮑御羹、居四種御器北、以御盤撤索餅、次盛物汁物等、盛物居馬頭盤右、汁物居右方最端、次御厨子所御膳、以先供物、移座西御臺盤供之、次御酒三獻、供御酒、藏人持其盞候之、返給御盞、覆盞退出、

〔小野宮年中行事 正月〕廿日內宴事 廿一二三日間、若有子日、便用其日、

所司裝束仁壽殿、遣使藏人所於親王第、令示仰明日可參之狀、先例、親王一人預之、但堪屬文親王有召加例、不過二人而已、又藏人頭奉仰、差內豎令仰廻可參文人等、儒士幷文章博士、索傑出者一兩、但內記依例預之、

起源

仁和四年正月己未御記云、太政大臣〇藤原基經送朕〇宇多書云、内宴陪膳、古跡以采女爲奉仕之、而先帝令更衣陪膳、令問古老采女等自奏之、若無更衣、復舊用采女、

〔年中行事秘抄正月〕廿一日内宴事〇中略

國史云、弘仁三年二月、幸神泉苑、覽花樹、令文人賦詩、花宴之節始於此矣、

廿一二三日之間有子日、件日行之、長元以後、久不被行、若有内宴年、三月有殿上賭弓、麴塵之袍歟、

〇按ズルニ、國史ノ文ハ、日本後紀ニ見エテ、二月辛丑ノ事ト爲ス、而シテ賦詩ノ下ニ賜綿有差ノ四字アリ、

又按ズルニ、類聚國史ニハ、大同四年正月戊戌ノ曲宴ヲ以テ、之ヲ内宴ノ首ニ收メ、弘仁三年二月ノ花宴ヲ以テ之ヲ天皇遊宴ニ載セタリ、

〔日本書紀景行七〕五十一年正月戊子、招群卿而宴數日矣、時皇子稚足彦尊、武内宿禰、不參赴于宴庭、天皇召之問其故、因以奏之曰、其宴樂之日、群卿百寮、必情在戲遊、不存國家、若有狂生而伺墻閤之隙乎、故侍門下備非常、時天皇謂之曰、灼然、灼然、此云以耶知擧則異寵焉、

〇按ズルニ、濫觴抄ニ、此文ヲ引キテ、内宴ノ始ト爲セリ、故ニ茲ニ附載ス、

〔河海抄若菜十三〕内宴記曰、弘仁四年始有内宴、唐太宗之舊風也、正月〇月下恐脫廿字一二三日間有子日者、件日行之、藏人式、清涼記等、廿日注曰、一二三日之間、若有子日便用之、

中興

〔文德實錄四〕仁壽二年正月己丑、帝觴于近臣、命樂賦詩、其預席者、不過數人、此復弘仁遺美、所謂内宴者也、

〔兵範記〕保元三年正月廿二日癸未、被行内宴、長元以後中絶云々、殿下〇藤原忠通幷右大臣殿〇藤原基實已刻令營參給、殿下御裝束、丸文綾赤色御袍、闕腋櫻御下襲、面綾張單、蒲萄染打、黑半臂、固文表袴、飾劒代、魚袋、馬腦御帶、被具靴御沓、

御隨身、褐衣、垂袴、壺胡籙、前駈廿人、四位二人、右大臣殿、青色闕腋御袍、唐地綾、例下襲、黑半臂、浮文表袴、打袙、張袙、餝劍代、有文御帶、魚袋、御靴、中納言中將、毎事同前、

〔平治物語〕一信頼信西不快事

其比、少納言入道信西ト云者アリ、山井三位永頼卿八代後胤、越後守季綱孫、鳥羽院御宇、進士藏人實兼ガ子也、儒胤ヲウケテ儒業雖不傳、諸道兼學シテ諸事ニクラカラズ、九流百家ニ至ル、當世無雙ノ宏才博覽也、○中略、内宴、スマフノ節、久ク絶タル迹ヲ起シ、詩歌管絃ノ遊ビ、折ニフレテ相催ス、

〔續世繼〕三内宴 かくてとしもかはりぬれば、○中略 廿日○保元三年正月 ないえんおこなはせ給、も、とせあまりたえたる事を、をこなはせ給、よにめでたし、題は春生聖化中とかやぞき、侍し、關白殿など、かんたちめ七人、詩つくりてまいり給へる、あをいろのころも、春の御あそびにあひて、めづらかなる色なるべし、舞姫十人れうき殿にて、袖ふるけしき、から女をみる心ちなり、ことしはにはかにて、まことの女はかなはねば、わらはをぞ、仁和寺の法親王○覺性奉り給ける、ふみをば仁壽殿にてぞ、かうせられける、尺八といひて、吹たえたるふえ、このたびはじめて、ふきいだしたりとうけ給はりしこそ、いとめづらしき事なれ、

〔百練抄〕七後白河 保元三年正月廿二日、被行内宴、長元七年以後、歷百廿三年、今被興行、一昨日依雨延引、關白○藤原忠通 幷太政大臣○藤原實行 已下爲文人、

〔類聚國史〕七十二歳時 平城天皇大同四年正月戊戌、曲宴奏樂、賜四位以上被、

淳和天皇天長八年正月乙未、於仁壽殿内宴、令賦春妓應製詩、日暮賜祿有差、

九年正月乙卯、皇帝○淳和 於清涼殿内宴、獻詩者十三人、有御製、賜祿有差、

承和元年正月辛未、主上内宴於仁壽殿、敎坊奉態、中貴陪歡、殊喚五位已上詞客兩三人、幷内史等、同賦早春華月之題、

〔續日本後紀 五(仁明)〕承和三年正月庚申、內宴於仁壽殿、以詩興爲先、同賦理殘粧之題、訖賜祿、

〔續日本後紀 二十(仁明)〕嘉祥三年正月己亥、此日內宴也、緣聖躬不豫、不御仁壽殿、於清凉殿垂御簾、覽舞妓、大臣已下文人已上陪宴、日暮賜祿有差、

〔三代實錄 四(清和)〕貞觀二年正月廿一日壬申、天皇內宴近臣、如常儀、凡每年正月廿一日、天子內宴於近臣、喚文人賦詩、預席者不過四五人、內敎坊奏女樂、親王、公卿、及文人殿上六位已上賜綿各有差、他皆效此、

〔三代實錄 十一(清和)〕貞觀七年十月廿六日甲戌、雅樂權大允外從五位下和邇部宿禰大田麻呂卒、大田麻呂者右京人也、吹笛出身、備於伶官、(中略)○天長初任雅樂百濟笛師、尋轉唐橫笛師、數年爲雅樂少屬、俄轉大屬、齊衡三年除權大允、貞觀三年正月廿一日授外從五位下、是日內宴也、大田麻呂伎術出群、故加殊奬、

〔本朝文粹 九(詩序)〕早春內宴、侍仁壽殿、同賦春娃無氣力、應製、　菅贈大相國(道眞)○菅原

夫早春內宴者、不關荊楚之歲時、非踵姬漢之遊樂、自君作故、及我聖朝、殿庭之甚幽、唉嵩山之逢鶴駕、風景之最好、嫌曲水之老鸎花、節則新焉、一人有慶、年惟早矣、萬壽無疆、於是粧樓進才、粉妓從事、纖手細腰受之父母、軟雲穠李備于蠶臍、況陽氣陶神、望玉階而餘喘、韶光入骨、飛紅袖而羸形、彼羅綺之爲重衣、妬無情於機婦、管絃之在長曲、怒不闋於伶人、變態繽紛、神也又神也、新聲婉轉、夢哉非夢哉、臣通籍重門、踏綵霞而失步、登仙半日、問靑鳥而知音、樂之逼身、詞不容口、請祝堯帝、將代封人云爾、

〔日本紀略 一(醍醐)〕昌泰元年正月廿日庚寅、內宴、題云、草樹暗迎春、　二年正月廿一日乙卯、內宴、題云、鶯出谷、

〔北山抄 三(拾遺雜抄)〕內宴事

同(延喜)八年、召散位菅原淳茂、左大臣(時平)○藤原所奏、小野篁黃衣葛屨、得預宴席例云々、讀詩畢賜酒、次

授藏人內藏善行從五位下、大臣仰左少將恒佐令唱、

延喜十年、依承和故事、令奏絃歌、帥親王聽佩劍、親王下殿拜舞云々、還淸涼殿、更出侍所、奏歌畢酒、以定方朝臣劍、令帶將順親王、卽召藏人所劍、令佩定方朝臣、

同十三年（〇三、一本作二、）申刻、夕陪膳、更衣代出陪之、讀詩畢、授式部丞淳茂從五位下、令恒佐唱、淳茂候階下、稱唯拜舞、

同十五年、令仰右大臣候內御書所、勘解由次官諸蔭可召預由、（前例、候藏人所、校書殿文章生、皆預、此所未有例、故仰稱召之、）奏舞間、召大納言藤原朝臣（〇道明）仰右大臣男實賴、依院（〇字多）仰可敍事、（從五位下）作位記、令奏之、樂訖、右少將俊蔭立文臺下唱之、右大臣下殿、於舞臺前拜舞、事畢令奏絃歌、仰右大臣、左少將忠房可敍從五位下事、大臣召恒佐朝臣仰之、恒佐朝臣直進唱、忠房稱唯拜舞、

同十九年、獻題後、仰右大臣、女御藤原能子可加從四位下事、大臣退下、令成位記、令伊衡仰、大臣宣、侍座、令納言行之、良久、左兵督藤原朝臣（〇定方）奏位記文、捺印奏之、仰令內侍就給、（以上御記）同日云々、太子久不昇殿、求訪獻詩書體之間也、依勅定畢、

　七言早春陪內宴、同賦和風初著柳、應製一首、（以歌爲韵）

　　皇太子臣保明上

鬱金絲樓婿春多、風著枝條扇景和、絃管相催高奏處、柳花新入柳花歌、

書者少進小野好古、心神迷惑、書改再三、儲君有召參上、暫留取御詩可參者、卽參上、授大臣、先講師千古朝臣賜酒三盃、講畢、大臣卷合、先張詩等出氣色、卽賜御製、又先賜講者酒三盃云々、（邦基卿記）

延長六年、事畢召王卿、奏絲竹、后宮給祿有差、（殿上記）二世宗城王（故敦固親王二男、有殿上之勞、）敍從四位下、左兵衛少尉大石峯吉、雅樂大屬勝道成、外從五位下、右少將實賴立庭中召名、（內記所記）

同七年、大外記伴久永預之、故大藏善行爲大外記之時例也、

承平二年、左大辨扶幹、式部少輔在衡、勸盃、依有秀句云々、御遊之間、太宰帥親王帶劍、左衛門督恒佐

卿昇殿、內侍等給祿、采女疋絹、雖無先例、依當時初聞食也、

〔九暦〕天暦元年正月二十三日、內宴、參內、殿上裝束頗違去々年例、仍示藏人令改、未四剋卽御座、依公卿遲參及此剋、依雨儀無謝座謝酒、又不列立直昇、其次第、王卿次將內記、三獻後召文人、次予（○藤原師輔）進坊奏、藤中納言右（○右、一本作左、）大辨獻題、用中納言進花氣染春風、以薰爲韻、令大辨付韻字、依倚子剋退出、典侍灌子爲陪膳、後聞、寅剋事了云々、

〔日本紀略三村上〕天暦元年正月廿三日己酉、天皇於綾綺殿行內宴、式部卿敦實親王、中務卿重明親王、右大臣（○藤原實賴）以下諸卿候殿上、有管絃事、題云、花氣染春風、鶯聲聽管絃、式部大輔大江維時朝臣以下十二人召文人、今日公家御衰日也、然而依先例有此宴、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕天暦元年正月廿三日、內宴を行はれけるに、重明親王、勅を承りて、琴を引給けり、一絃ゆるかりければ、右兵衞佐清正に仰て、はらせられけり、先春鶯囀を奏し、後に席田をとなふ、次酒淸司をぞ奏しける、この間琴の武絃たえたりけれど、猶彈じはて給ひけり、

〔九暦〕天德元年二月二十二日、內宴、題云、春樹花珠顆、章明親王及爲明、源氏等、柔子內親王服也、而著吉服參入云々、

〔山槐記〕保元四年正月廿一日丙子、今日內宴也、予（○中山忠親）依可候出居、午剋著束帶（青色闕腋、螺鈿劒、魚袋、相具靴、平胡籙、緌、）參內、御裝束等如式、未剋（自御殿額間、至于仁壽殿西面四南戶、出御自同南庭東面廊中、）先是女藏人十人著紫宸殿北廂座、次采女二人進撤御臺盤覆、右中將俊通朝臣、取御劒前行、出御座西間簀子、入東間、置御劒於置物机、次主上（赤色闕腋御袍、著御靴、）著御御倚子、（關白取御裾、關白又被著赤色袍、）右中將實國朝臣置神璽於西置物机、（去年信賴卿爲頭中將置此机云々、猶同御劒可置東机歟、）次陪膳典侍（此役更衣役之、然而無其人之故也、件典侍紫匂五、紅單、紅打、欵冬表著、青色唐衣、地摺裳、紅張袴著之、）出自廂西簾中、下御座西間簀子、更昇御座間長押、著御座之巽角圓座、（不居草墪、頭權左中辨俊憲朝臣扶持之、向乾著之、）次右中將俊經朝臣昇南殿艮片橋、經公卿座與出居座中央、候石灰壇間、伺天氣歸出本路、經左青璅門宣仁門幷幕外、著膝突、召公

卿、不持笏、(此人著闕腋位袍、)次公卿(內大臣[左大將]、按察[illegible]前中納言[illegible]、左衞門督[illegible]、權中納言[illegible]、中納言、侍從宰相、藤宰相[illegible]、皆著青色闕腋、)出居(左中將成憲朝臣著位袍、雖可著青色、略儀云々、予又左近也、)內記(大內記一信重、少內記一人、)等於敷政門外、著靴正笏出幔(出西頭、被列、去年式可出東頭、云々、出居以下出東頭、且公卿未進于幔門、無便宜、)列庭中(內大臣當土庇艮角柱程、公卿一列、出居并大內記一列、舞臺南可列坤角、云々、然而公卿頗遲々、故退出也、大內記後、六位內記立、已上北上西面、)謝座、(謂二拜也、)次右少將實宗(著青色闕腋、)持空盞、出自北幔門西頭、授內大臣、相共跪受盞、(如節會、但不趁、)實宗退立舞臺艮角邊、謝酒、(謂又二拜也、)畢、實宗來返盞、還出本路、(造酒正隆候和德門內、云々、)次公卿以下、還自本道、(上﨟經列前練、)昇紫宸艮片階著座、(內大臣、前中納言、[illegible]左衞門督、權中納言、藤宰相著南座、按察前中納言、[illegible]侍從宰相著北座、出居經公卿座後著座、北上西面、大內記著文人座、計座程著之、六位內記著自下第二草墪、相並大內記、內大臣問六位內記著座否之由、大內記信重、答著座之後起退之由、)次女藏人等出自南殿北廂中戶、供御膳、(次第見式、自御座間傳陪膳、)陪膳傳取居御臺盤、索餠御飯供之、臣下給之、(居飯之時、撤索餠、)五位殿上人著靴益送、(下箸事、并末座宰相居了、氣色、上卿氣色事如恒、)此間中納言中將(基房)被參加、次供一獻、(陪膳典侍起進、御座右邊供之、)賜臣下、內藏頭家明朝臣行酒、(進內大臣座上、先受酒跪飲之、又受酒授內府、不唱平、)藏人取杓、內府飲之、返給酒盞、次第勸南座人、次進上勸北座人、(公卿座者、始自內府終按察也、)次進出居、次勸文人、次供御厨子所御膳、今日依爲子日、女藏人等持若菜給公卿、賜奥座之女藏人、經末座公卿拔箸、下草墪、跪指笏給之、居大盤、拔笏著座立箸、次供二獻、臣下右馬頭信隆朝臣行酒、于時欲及入晚、仍內府二獻後稱云、成憲朝臣(不經奏聞、三獻後可召之、然依及晚、二獻召之、)成憲起座、經公卿座末、跪內府後、內府被仰文人可召之由、成憲朝臣下南殿艮片階、於敷政門邊召之、此間內教坊別當按察大納言起座下殿、於青瑣門東、指笏取舞妓奏、(右中將實國朝臣傳之、件人別當也、著闕腋位袍、)參上經公卿座末弁西、至于仁壽殿南簀子、漸屈行入東第一間、(右足爲先、)當置物机程、作北面跪膝行、向西奏之、主上取奏置御西机、按察持空杖、左廻下殿、於本所返杖、此間樂人作音樂、(式云、便立綾綺殿西砌壇上、自樂人以扇鳴笏者、)按察於階邊取盃被勸內府、(按察不飲、)唱平、次第如先、殿上五位取酌、(至三獻、猶殿上人不勸也、然依及晚可被停獻數之故、二獻、公卿勸盃也、然而猶有七獻如何、文人著座後、亦可被勸之由、內府被示、然按察猶被進、)次舞妓樂人出自綾綺殿軟障南頭、殿內三匝、著草墪、(此間奏最凉州、)次文人(式部大輔永範、[illegible]大學頭範兼朝臣、文章博士長光朝臣、大內記信重、自本著座、式部權少輔成光、散位敦國、貞衡、大監物惟俊、散位守光、皆著青色闕腋袍、)著座、(西上北面、右大辨資長朝臣、頭權左中辨俊憲朝臣、大宮權亮實經朝臣、不著座、文章博士俊經雖參、依所勞不侍退出云々、抑資長朝臣、青色并下襲等尻

（長、後經朝臣日來著用之程短、青色之日、猶可長歟、如何、可尋、）著次殿上人等給紙筆於公卿文人、（王卿料置柳筥、雖不獻詩之人前置之、置大盤上也、文人料置折櫃臺、件硯等、兼並置恭禮門內階、出納等兼候其所、）次內大臣拔箸、取笏起座、向御所方磬折、（式云、奏詞令進之、詞不聞、氣色許也、）御目後復座、（式云、微音稱唯、其音不聞、）召永範朝臣、稱唯來立內大臣後、仰云、題進（禮、）永範朝臣稱唯跪居、內大臣取座前硯給之、（自座下方給之、）永範朝臣書題、（花下催歡舞、榮字、）撤柳筥雜具、入題柳筥授大臣、（件書題紙屋紙、兼置其硯也、）內府差笏取之、入東一間、（先右足、）當置物机程、向西跪、（突右膝、）膝行奏之、主人取御文、內府持柳筥候、次御覽了返給題、內府左廻還着本座、返給永範、清書御題、奏覽如初、主上取御、令置西机給、次四獻、中納言中將行酒、五獻前中納言、（朝）六獻前中納言、（公）七獻權中納言、（左衞門督起座之故也、）四獻以後用土器、按察之外、不被唱平、公通卿行酒、次第、先文人、次出居、自余先出居、次文人也、四獻之間奏舞、（妓女裝束、櫻五、紅單、紅打、紅長袴、）此間入御之後、簾中人々見舞之間、不知入御、而後內府以下有被恐之氣色、頭權辨於階邊示出居云、劒璽可置簾中者、成憲朝臣予進取之、置簾側御疊上、舞先春鶯囀、次喜春樂、次三臺、舞曲之間、頭權左中辨俊憲朝臣、進內府座後、宣下女敍位（紀伊三位（信西妻）敍二品也、）事、內府起座、被向陣座、頃之被還昇、頭權辨令右中將實國朝臣（坊家別當）申按察（坊家別當）云、舞雖可有六曲、已及黃昏了、四曲有例、三者不分明、何樣可候哉者、入御了、付職事可奏聞之由、內府相共被答、仍令藏人奏之、遂三曲也、三臺急之間供掌燈、（御座左右當机公卿臺盤上下、件下有數、乍帖可數之由、朝隆卿被示、）先是依及晚、成憲朝臣起座、於敷政門外、卷纓懸緌帶平胡籙、（劒猶不改、纓緌也、）歸參、次予相替、又帶弓箭參上、次舞了、文人自下臈獻詩、（不著座之人於階邊座、次參上置之、頭權辨雖位階下臈、右大辨之後獻之、）取副詩於笏、跪文臺南北面、懷中笏、（本儀者可插歟、）頗開文臺筥蓋入之、（以文下為御所方云々、或僅自東方置之、又置宮傍、不敢事歟、）公卿（中納言中將以下也、）又同前、（已上文人稱名之由見式、然而不聞及、）此間主上令還著御倚子給、成憲朝臣予進簾下、取劒璽置之、內侍傳之、次內侍被仰可取文臺之由於成憲朝臣、起座經公卿座末、跪內府後、更又奉命直可進文臺下歟、被仰可取文臺之由了、然重何可奉命哉、次進文臺南、跪置弓、北面取文臺上筥、經臺東、昇御座間、置御前、（猶經柱東可置御前也、此旨見或記、）內府可置巽之由被示、仍置東南、（康保御記、東南違例之由見、去年或年之例、或東南、或御前、置東南者、御臺盤東五尺許云々、但可置御前歟、講時大臣取之、可置東南歟、可尋、）次陪膳退入、次內大臣

停止

起座、候東第一間長押上、〈西面〉中納言中將以下、候御前幷東一間簀子、〈北面、按察大納言、文人獻詩之時退下了、〉次文人依召候公卿後、次於南殿艮片階邊、成憲朝臣取脂燭、經公卿與出居座中央、入東面間、候簾中、予又取脂燭、經公卿座末、入御座、候御臺盤巽角邊、弓猶持之、〈若可入一間歟、然公卿群居、文臺在柱下、仍隨便坐了、去年又如此云々、舊記不見及、〉內大臣召成光、成光入東面、候內府北邊、次內府先取宮蓋、置成光前、取序、〈序者永範朝臣也〉披展置蓋上、〈以文爲面、向御座也、〉成光爲講師也、次取宮身、授前中納言朝隆卿、令撰其次第、〈按展以面爲下、入宮身、返置內府傍、〉講頌許也、無祿、〈去年又如此云々〉講師講詩、頌者讀師勤之、然而內府不堪其事、願被命公卿座、朝隆卿召頭權左中辨俊憲朝臣、俊憲進長押下、傾之退歸、已上十九首、講了講師退下、內府乍重卷詩覆文臺宮蓋退下、次脂燭退、抑讀詩二三枚之間、少將實宗唱祿見參云々、〈式云、少將唱名、自下召之、隨召稱唯、下殿給祿云々、其音不聞、只進立祿邊者、先是內藏寮積舞臺南、掃部寮置机云々、〉公卿以下事了下殿、〈大將留立階上邊〉次藏人敷圓座於御座間簀子、東行敷之、〈式云、自御前簀子至公卿座南邊斜行置之云々、〉次內大臣、〈拍子〉按察、〈笛〉新三位、〈季行、篳篥、〉被著圓座、〈西上北面〉次右中將俊通朝臣、〈箏〉實國、〈笛〉予、〈和琴、御遊今度始參勤、內侍所御神樂和琴者、近衞院御宇奉仕了、〉參上候公卿後、次侍臣取琵琶、於南殿北廂中戶、授內大臣、內大臣取之入御座西間、被置御前机、〈此机去年不被立歟、依時儀歟、〉次侍臣又置御笛宮於內府前、內府取拍子、次第取下、按察取笛、被授實國朝臣、次侍臣置箏於俊通朝臣前、置和琴〈鈴鹿〉於予前、御遊次第、先呂、阿名尊、鳥破、美作、賀殿、破急、次律、伊勢海、万歲樂、更衣、三臺急、御琵琶可謂神妙、內大臣不堪興、願仰實國朝臣、令仕五常樂急、次侍臣取祿出南殿中戶、給之有差、改御遊座、猶不脫靴、次寢儀〈○後白河〉還御、右中將俊通朝臣、取御劍前行、頭權辨取御裾、博陸〈○藤原基實〉不著座、令退出給之故也、於西簾中脫御靴、令著御草鞋御、予取璽置弓於机下、脫靴於簾邊、於額間障子戶傳劔璽於內侍、於夜御殿可取歟、如何、入御後、予逐電退出、

〔百練抄 七 二條〕平治元年〈保元四四廿改元、依即位也、〉正月十二日、於清涼殿東庭覽妓女、　廿一日、內宴、妓女奏舞曲、如陽臺之窈窕、我朝勝事有此事、信西入道奉勅令練習其曲、

〔三代實錄 七 清和〕貞觀五年正月廿一日甲申、停內宴、以天下患咳瘧病也、

服裝用途

〔三代實錄 十四清和〕貞觀九年正月廿一日壬戌、停内宴、以仲野親王薨也、

〔日本紀略 一醍醐〕延喜十一年正月廿一日、止内宴、

〔西宮記 臨時八〕内宴

天皇御服、赤白橡、(縫腋、近代闕腋、)皇太子王卿以下、同服麴塵腋袍、著魚袋靴等、帶劔之者著飾劔、但文人者文官服、縫腋著魚袋靴等、先例、當日上或服赤白橡袍、又近衞將等、臨晩景則撤魚袋、著弓箙、互候出居座、(但不著下襲、著細劔云々、)

〔延喜式 十五内藏〕内宴儲料、革筥楊筥各一合、硯五口、(事了返納、)紙屋紙二帖、筆廿管、絲綿卅屯、

右筥幷紙筆硯、當日早朝進藏人所、寮儲王卿及殿上男女房饗、兼亦給内敎坊音聲人等、(飯酒所司饌之)事

訖積絲綿於舞臺下、

〔西宮記 正月下〕内宴(調仁壽承香綾綺殿御簾事、仰木工寮、立舞臺事、仰内匠寮、綾綺殿母屋立軟障臺事、仰掃部寮、運鋪設事、主殿寮炬火、)内藏寮申請雜物、(甘葛煎四升、甘栗子六籠、梨二桶、棗一桶、楚割二口、與呂止二籠、煮鹽鮎二缶、腊漬鮎一缶、鮎鮨漆月一口、千島二籠在前、保夜一缶、仰被候内后女御東宮、被出女藏人各二人、遣催大内、給飾物、已上十人、)陪膳十疋、内藏人六疋、後取四人各四疋、殿上人各有差、廻文、文人儒者得業生、候二所、文章生各故人等也、

先一日、遣藏人所、衆召親王、(二人許、)衆數日檢内藏寮雜具事、有損破令修理、催酒正、(令候和德門、)催采女事、催坊家事、依承和例云々、紙筆墨硯廿人已上料紙一百張、召内藏寮、墨廿挺、筆廿管、奏請圖書寮、仰作物所召續墨、仰内匠寮召柳筥五合、仰内藏寮召折櫃十合、

〔北山抄 三拾遺雜抄〕内宴事

一可兼日行事

可有内宴之由、仰内敎坊、采女、雅樂寮事、　給男女房裝束料事　陪膳女藏人比禮料羅事(舊年仰織部司、人別一丈三尺、)　差内豎召文人事

清涼抄云、前一日、藏人頭奉仰、令仰廻文人等、儒士幷文章得業生、候藏人所文章生、在諸司舊文章

生、才學傑出者一兩、但內記依例預之、

前十日遣狩使事（式、仰馬寮給副馬、）　神泉令取魚事（仰左右衛門府、以藏人所衆為使、）

一前一日可行事

藏人所雜色以下參入、上格子裝束之後、其夜宿侍事、　內匠寮參入、立軟障臺於所々事、　木工寮立舞臺事　掃部寮候筵疊等事　左右衛門府鋪砂事（前例、當日鋪之、延長六年、依仰前一日鋪之、）　藏人所儲紙墨（墨十挺、給作物所、令切紙廿挺、）硯筆柳筥折櫃等事（件四種、兼日召內藏寮、）

# 古事類苑

## 歲時部十五

### 御事

御事ハ二月八日ト十二月八日トニ行フ、十二月ニ於テスルヲ事始ト云ヒ、二月ニ於テスルヲ事納ト云フ、或ハ云ク、二月ナルヲ事始ト云ヒ、十二月ナルヲ事納ト云フト、此日民間ニテハ竿ヲ屋上ニ樹テ、籠ヲ以テ之ニ懸クルヲ例ト爲シ、又婦人ハ針供養ト稱シテ、裁縫ノ業ヲ執ラザルモノアリ、

名稱

二月御事

〔書言字考節用集二時候〕御事コト閑左便民以二八一爲二事。始一、以二臘八一爲二事。收一、本據未レ詳、今按說二東作西收之業功一之義乎、

〔江戸總鹿子新增大全七〕江都年中行事　二月八日事納　江戸中町々の家每に、籠を竿に懸て高く屋上に建置く、いかなる故とも知り難し、或書に九字の形を表して魔除也と云は、附會の說成べし、殊更今日を事始と云は彌心得がたし、十二月八日を始として、今日を納めといはゞ可ならんか、暦にも十二月に正月事始よしと記せし日多し、然ば此日を事納とせん事、勿論なるべきにや、

〔歲時故實大概二月〕事始一說には事納なりともいへり、いづれか詳ならず、或說に、神代武甕槌命魔鬼制伏出陣の日なり、十二月八日は、歸陣の日なりとはいへり、むかし神託の告ありて、此日叡に矢をもりて神へ奉りしより、今も目籠を竿の先にかけて庭中へ建る、是則叡を捧し遺風なりと云り、俗說不レ詳、いづれの書にも此事見えず、　又國俗十二月八日を事始として、正月の事を取り賄ひ始る日とし、二月八日を正月の事を賄ひ納る日といへ

り、是又據なし、十二月八日は臘八とて、竈を祭るの日なり、是等は十二月の部に記し申べき也、又案に、簸をさゝげし遺風にて、目かごを用るも尤據あり、元來矢を盛を箙又胡籙ともに、元ト靈を養ひし筐なり、夫を用ひて矢を盛りたるが故に、箙の字は竹冠にして服の字作りたり、エビラと云は衣枚の訓也、胡籙は漢字にて、訓は矢の杭とも、又矢の根を喰せ置故に、矢の喰ともいえり、〔二説也〕如此其起る所は筐よりなれば、今の世目籠を用るも然るべし、或云、籠の目の多きによて、鬼魅をして恐れしむとも、何も俗論なり、

〔俳諧歳時記二月〕事納〔八日〕　針供養、六質汁(しつしる)、武江の俗二月八日を事おさめとし、十二月八日を事はじめといひて、竹竿の先に目笊を付ケて家々の軒に出す、又今日芋、牛房、大根、赤小豆等の六種を烹て汁とし、これを六質汁と名づく、婦人は針の折たるを集て、淡島の宮へ納め、一日線針の業を停、これを針供養といふ、いまだその由來をさらず、或はいふ、大凡十二月八日ごろより、年頭嘉祝の事を始メ、二月初旬に至りてそのこと終る故に、この名ありと、或はいふ、廿日源義家朝臣奥羽征伐の日、先ヅ大屋大夫が家に陣す、この時東國牛はいまだ服せず、大夫同志の者に約すらく、八幡殿に志あらん者は、門に識を出して證とせよと、こゝに於各門に簸を掛て、二心なきことを示す、義家朝臣奥羽征伐の事を始たまひしは、十二月八日にして、軍機の事を納給ひしは、二月八日也、今も軒に目籠を出すこと、此遺意也と、この言無稽にちかし、何ぞ信ずるに足らん、さかれども二月線針を停ることは巳に久し、五雜俎に云、唐宋以前皆以社日停針線、而不知其所從起也云云、謝肇淛云、呂公忌云、社日男女輟業一日、否則令人不聰、始知俗傳社日飲酒治耳聾者如此、而停針線者亦如此也、本朝の俗二月線針を停ることは、これによる歟、さかれども社日を以せずして、八日を以し、八月をいはずして十二月とす、是いまだ解べからざるもの也、

〔近世事物考初編〕事始いとこ煮の事　世俗、年の二月八日を事始と云、是は年始の規式事畢て、一

年の政事萬端の事も、此頃より初る故に、事始と云、又十二月の八日も、此頃より追々歳暮の規式初る故に、一年の雜事は事納る故にいふ、此日色々の物を汁に煮て、いとこにの汁と云、是はいも、牛房、大豆などのにえ難き物を、まづ入て、おひ〳〵に煮安き品を入てにるなり、よりて追々煮るといふより、甥々似ると云て、甥とおひは從弟なれば、追々にるといふことを、いとこにとは戯て云し物なり、夫より此名始れり、

〔用捨箱上〕お事始　節供といふは、此日必神に物を供する設なんどなすにより、如此いふよしなれば、節供といひて食物の事とせば、理なきにもあるまじけれど、女童は唯式日の事とおもひ、節とのみいへば、却て正月式日の食物の事と思ひあやまれり、お事といふも、彼お節といふに齊く食物の事にて、是は僧家より起り、在家に移りし歟と思はるゝ事あり、無住雜談集三卷に、昔は寺寺只一食にて、朝食一度えけり、次第に器量弱くして、非時と名づけて日中に食し、後には山も奈良も三度食す、夕のをば事と山にはいへり、未申の時ばかりに非時して、法師原坂本へ下りぬれば、夕方寄合て事と名づけて、我々世事して食すと云りといふ事を載たり、按るに、十二月は日の短き頃にて、年の暮は事せはしくなる故に、八日を限り二食となるが、當時の僧家の風俗にして、事納めとゝなへ、二月は日も漸ながくなれば、八日より三度食する故に、事始といひしにはあらずや、（二月八日は、周正に依ば釋迦佛生日なり、十二月八日は浴佛日なる事、事物紀原に見えたれば、此日を用ひし歟、）此日調ずる汁をお事煎といふ、（従弟煎、意得煎、ともに附會の説なるべし、）芋、牛房、人參やうの物に、粒赤大豆をいるゝ、（近年はさゝげ）をもて、又案るに、赤小豆の汁に、醤油を和して煎たる豆腐を、黄檗豆腐といふ、お事煎もその類にて、赤小豆にて味をつくるは、僧家の食物なればなるべし、古風を守る家にては、此汁夜食に調じて朝は調せず、その原は知らずして、自然に昔風俗の殘りしにやあらん、雜談集に、山といへるは叡山の事なり、彼所に事始事納の久しく傳はりてありしが、故ありて寛永中ヨリ、江戸の在家へ移りしなるべし、是はとりわ

け、證據もなき異説なれど、思ひいづるまゝに書載ておきつ、扇の透へ掛給へ、

江戸鹿子〈貞享〉二月八日事初、〈江府中にて籠をつるなり〉十二月八日事納、〈上同〉

誰袖の海〈寶永〉吉原の事をいふ條に、二月八日事初、師走八日事納めといふ、此日吉原にかぎらず、棹のさきへ籭(いかき)つけて出す、京の卯月八日の如しとあり、今の俗は二月を事納、十二月を事初とおもふもあるめり、正月の式にかゝはりし事にはあらず、二月が事初めなりといふ證に錄す、

〇中略

萬世節用集廣益大成〈寶永三年印本〉に載たる年中行事月並世話

二月八日御事といふ事、〈極月八日門戸に籠をつる事〉字彙、事は業也ト云々、二月お事はじめ、十二月御事をはり、田家にてなす事なり、土佐日記注に云、節忌也、精進をするといふなり、春は農事のはじめ、冬はをはりなれば祝義なり、八日は齋日の中なれば、たまたま此日を用ひきたる事ならし、戸口に籠をつるは、籠の目といへば、方相の目になぞらへ、邪氣をはらふ事なり、〈金葉〉逢事の今はかたみの目をあらみもりてながれん名こそをしけれ、方相は邪氣のおそるゝ物なれば、其面をかけて儺のとき追はらふ事なり、或説に、籠をつる事は九字の形なり、籠に似たる九字とは、臨兵鬪者皆列前行の九字也、道字の秘呪なり、今は佛家にも用るなり、居家必(きよかかならず)用ゆと云、縱横之秘法門卌〈門内ニ立テコレ呪スト云々、コレ九字ト同心也、カゴヲツル事ハ縦横ノカタチ也、以上月並世話に見ゆ、畫もすき横に云たるなり、〉農家になす事なりといひしは、予〈〇柳亭種〉彦が推考とは異なれども、此説凡よかるべし、〈此後の册子には、種々の説あれども、唯人おどしなる古書を引たるのみ、當れりとも思はれず、故にこゝに不載、〉籠の目の事は、こゝに云或説と、予が聞しと略同、〈按るに、此書の作者も、老人の傳へを聞しが、九字とのみにて、晴明九字の事を聞もらしし、籠目にては卌に似ざるゆゑ、味噌漉と二ツ畫しなるべし、〉江戸鹿子に籠をつるとありて、此書と同、されば畫の如く門へ釣、又今のさまに棹にて高く出しゝは、袖の海にて明なり、〈此草紙の作者は、由之軒とて、京の者なり、古郷の人に江戸の風俗を知らせんとて、都にては、灌佛の日、つゝじの枝を棹へつけて出すゆゑ、卯月八日の如しと記たるなり、〉三州の事は知らず、遠州にて節分の日、棹に旂をつけて

十二月御事、

出すをば、恙たしく見たりと、友人の物がたれり、江戸にてかの追儺に、薄き板に晴明九字を書、それと柊を門戸へさし、赤鰯を用ひざる舊家あり、(ある島國にて、いと暗き夜、鬼の遊行するとて、戸外へ出ざる事のあり、其夜さりがたき用あれば、目籠を持て出るなり、さすれば難なしと、かの島人の話なり、)それかれ思ふに、節分に鰯は出すべきを、お事の日にあやまりしといふ説は是なるべし、

〔年年隨筆 六〕江戸にて、二月八日、十二月八日、芋、蒟蒻、小豆などをいれて汁をにる、これをおこと汁と云、二度ともに事はじめ也とも、事おさめなりともいひて、さだかならず、尾張にては、二月は不沙汰なり、骨のなき物をくふ事なりといふ、むじつ講とて、無實の難をまぬかるゝ義也といひ傳へたり、臘八は釋迦成道の義なりといふは附會なり、おことゝは何事ならんと、年比不審なりしを、出雲國日御崎の神職神西左門行䄂が語けらく、出雲にては、十二月十三日に、煤取などやうの正月の事をしそめて、芋、蒟蒻、小豆等の汁をくふ、これを事始といふ、さて年神をまつりて、正月廿日に鏡餅を撤却して飯を供す、是を飯くらへと云、二月一日鱠を供す、是をなますくらへと云、鱠くらへ七日ありて、八日に年神の棚を取、これを事おさめと云、十二月と同じ汁をくふといへりき、これにて事とは正月の事なることも、初終もよくわかれたり、

〔江戸鹿子 二 年中行事〕二月 八日 事初 江府中に而、籠つる也、

〔增補江戸年中行事 二月〕八日 正月事おさめ、江戸中家々に、ざるかごを出す、

〔東都歲事記 一 二月〕八日 正月事納め、家々笊目籠を竹の先に付て、屋上に立る、(或は事始といふ)

〔大江俊矩記〕文化六年十二月八日甲午、針供養、こんにやく煮付、

〔日次紀事 十二 十二月〕十三日、事始日、(今日、正月萬事之經營始修之、俗是謂事始日、正月所用之物亦多買之、)

〔江戸鹿子 二 御城之年中行事〕十二月 十三日 御事納御祝 御すゝはらい

〔江戸鹿子 二 年中行事〕十二月 八日 事納 江府中籠つる也、

〔歳時故實大概十二月〕一事納メ同日、○八日　今日は此年中の家事雜用をいはひ納るの日なりとも云へり、故に事納と云といへり、又一說には、けふは事初なり、新に迎ふる年の祝事を始るの日なりとも云へり、何れとも定めがたし、兩說共に俗說にて、古き書にも、此名目曾て見えざる事也、されどもけふは、年の終り佳日にて、和漢共に竈を祭るの期日なれば、誠に年の終りの祀り納メなれば、事納めと稱せん事先可なるべし、此後煤納め餠搗など、さま〴〵の祝事あれども、みな〳〵新に迎ふる年のための營みなれば、今年の事を納るは、實にけふの祀りなるべし、二月八日を事初事納めといへるの說と、けふの名目と共に反對也、猶二月の處に合せ考べし、

〔增補江戶年中行事十二月〕八日　正月事はじめ、家々にざるをつるす、

〔東都歳事記四十二月〕八日　正月事始め、世俗お事といふ　家々笊目籠を竿の先に付て、屋上に出す、二月八日のごとし、又今日を事納とし、二月八日を事始とするは、可ならざるよし、總鹿子名所大全に既にいへり、されど中古よりも、かくとなへ來りしにや、芭蕉庵小文庫に載る冬の句に、一兩や相場の替る事納、嵐竹、身代も霞でとれけり事納、史邦、

〔道の幸下〕廿一日、○寛政四年十二月○中略御油を過ぐ、此あたりは十二月八日を事おさめといひ、正月八日を事はじめといふ、藁にて人形つくり、竹をまげて舟のかたちをして、かね太鼓打て、村ざかひにをくりすつるを、こはすのせんきのかみといふは、節季のかみといふことにや、

## 涅槃

涅槃ハ、大圓寂ノ謂ニシテ、二月十五日釋迦入滅ノ日ヲ指スモノナリ、涅槃會ハ、山階寺ニ行ヒシヲ始トシテ、其後諸寺ニ之ヲ行ヒ、涅槃像ノ圖ヲ懸ケテ、衆人ニ拜セシム、京都千本引接寺ノ涅槃會ハ、一種ノ異例ニシテ、每春櫻花ノ候念佛ヲ修ス、傳ヘテ足利義滿ノ創メシ所ト

名稱

云フ、又同所大報恩寺等ニテハ、遺敎經ヲ訓讀シテ、遺敎經會又ハ訓讀會トモ云フ、又此涅槃ハ、經ニ常樂我淨ヲ涅槃ノ四德ト云フ事アルニヨリテ、興福寺、四天王寺、金剛峯寺等ニハ、之ヲ常樂會トモ云ヘリ、此日民間ニテハ寺ニ詣デ、又炒豆、糕餠等ヲ佛ニ供スルヲ例トス、

〔隨意錄　七〕釋迦之死、稱涅槃、涅槃梵語、釋曰示寂、釋氏之說云、佛之死示寂而已、非眞死也、今謂其死非眞死也、則其生亦以爲非眞生、斯其不生不死、畢竟空之說、與莊周冥死生以爲虛無、其見全同焉耳、

〔祖庭事苑　六法眼〕涅槃、（此云大圓寂、刊定唯識論說、有四種涅槃、一自性淸淨涅槃、凡聖同有、二有餘依、即出煩惱障、有苦依身故、三無餘依、身出生死苦、無依故、然小乘以灰身滅智爲無餘、無餘有三、一煩惱餘、二業餘、三果報餘、大乘則以究竟所爲無餘、故智論說四住地煩惱、盡名有餘依、四無住處悲智相兼、不住生死涅槃故、即大乘之無餘、四種之中、無住處涅槃也、謂不住菩薩變易生死、不住二乘灰斷涅槃、即眞無住、名爲無餘、）

〔閱藏知津　二十五涅槃〕大般涅槃經　四十卷　（南本寶師王、北寶師王鳴、）　北涼中天竺沙門曇無讖譯

壽命品第一、佛在拘尸那城、力士生地、阿利羅跋提河邊、娑羅雙樹間、二月十五日、臨涅槃時、大聲普告衆生、若有所疑、今悉可問、爲最後問、面門放光、徧照十方、爾時八十百千諸比丘、六十億比丘尼、一恒河沙菩薩、二恒河沙優婆塞、三恒河沙優婆夷、四恒河沙諸離車等男女大小、五恒河沙大臣長者、六恒河沙諸王眷屬、七恒河沙諸王夫人、八恒河沙諸天女等、九恒河沙諸龍王等、十恒河沙諸鬼神王、二十恒河沙金翅鳥王、三十恒河沙乾闥婆王、四十恒河沙緊那羅王、五十恒河沙摩睺羅伽王、六十恒河沙阿修羅王、七十恒河沙陀那婆王、八十恒河沙羅刹王、九十恒河沙樹林神王、千恒河沙持呪王、億恒河沙貪色鬼魅、百億恒河沙天諸釆女、千億恒河沙地諸鬼王、千萬億恒河沙諸天子、十萬億恒河沙四方風神、十萬億恒河沙主雲雨神、二十恒河沙大香像王、二十恒河沙師子獸王、二十恒河沙諸飛鳥王、二十恒河沙水牛牛羊、二十恒河沙諸神仙人、一切蜂王、一切山神、海神、河神、皆悉集會、樹林變白、猶如白鶴、四天王、三十三天、乃至第六天、大梵天王、阿修羅王、所設供養、倍々勝前、佛皆不受、魔王獻供幷護法呪、佛受其呪、不受其供、大自在天王設供倍前、東方虛空等佛、遣無邊身菩薩、

朝廷涅槃

來獻香飯、大地震動、南西北方諸佛世界、亦有無量無邊身菩薩、所持供養、倍勝於前、乃至毒蛇及惡業者、一切來集、唯除摩訶迦葉、阿難二衆、阿闍世王、及其眷屬、

〔後水尾院當時年中行事上二月〕十五日、御三間のひがしの方に、北首西面に涅槃像を掛て、前に机を置、香花佛供、餅等をそなふ、また佛前便宜の所に、柳の枝を立て捧物をかけらる、供御の御捧物、院、女院、御所々々などのは勿論、女中內々、外様の番衆、采女、女官に至るまで、たてまつりあつめたるもの共を佛前におく、少分の物は柳の枝につく、秉燭のゝち舊院御ゆどのゝうへの日記は、或は翌日、或は一兩日巳後のことゝ見えたり、近年如此、捧物共の鬮とりあり、禁中よりも院、女院へ捧物參る、般舟三昧院へも杉原十帖、扇一本參る、女中衆よりも扇參る、下行あり、

〔內院年中行事〕二月十五日、涅槃ノ像被掛洞中ニ、前ニ白木ノ机、其上ニ香花燭備ナリ、左方ニ柳枝長一間計ナルニ、色々ノ掛物ヲ結付ル、洞中ノ男女上下獻之ナリ、此時ニ出御アリテ御拜セラル、いかゞナル事か不知、此外爲指事ナシ、

〔看聞日記〕永享五年二月十五日、今日涅槃之儀、梵佑是明等參、讀講式如例、捧物人々獻之、入江殿、水無瀨殿捧物如例進之、

〔四座講式涅槃講式〕先總禮　拘尸那城跋提河、在娑羅林雙樹下、頭北面西右脇臥、貳月十五夜半滅、南無大恩敎主釋迦牟尼如來、生々世々値遇頂戴、　次導師著座　次法用　次表白　敬白大恩敎主釋迦牟尼如來、涅槃遺敎、八萬聖敎、娑羅林中五十二類、一々微塵毛端刹海不可說不可說、三寶境界而言、

夫法性絕動靜、動靜任物、如來無生滅、生滅約機、至如彼鞞瑟長者揚檀塔中、見常住佛身、海雲比丘、大海水上開普眼契經、誰含歡喜之咲于藍園誕生、流痛惜之淚于雙林入滅乎、是知八相一代之化儀、驚長眠群類之明燈、三百五十之諸度、渡沈淪諸子之飛梯也、其光照遠迄於末代、其濟度不捨乎

闡提、嗚呼悲哉快哉、我等有聞信之功德者、長夜將曉、有結緣之善根者、苦海當渡矣、依之每迎今月今日、開演四座法筵、泣戀雙林入滅之昔、慇忍現在遺跡之德、且爲慰滅後孤露之悲歎、且爲成當來値遇之大願也、開一々旨趣、在後々講席、當座是開白涅槃之初度也、於中立入滅茶毗涅槃因緣雙林遺跡發願廻向五門、粗顯戀慕悲歎之旨矣、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年二月十五日、けふはねはん、いつものごとく御みまにかゝりて、かちん、みやかしまいる、御ほうもつ十でう、しゞら一たん、ぢんかう文ばこいづる、しゆごう、女御、女中より御ほうもつまいる、三位どのよりも御ほうもつまいる、ないく〵の御はんしゆ、ずへのしゆも、いつものごとく御ほうもつかけまいらする、御所々々、わかみやの御かた、女二の宮の御かた、女三の宮の御かたも、御ほうもつかけさせらるゝ、夕かた御くぢとりあり、御所樣御ほうもつ、しん大すけ御くち御とりあり、ちおん院より御ちやのこの折まいる、とうさいしやうたね丸げんぷくにつきて、御かふり申いださるゝ、しんないしどのより、御ひつしまいる、はんしゆゐんへ上、わたくしより御ほうもつまいる、

〔今昔物語十二〕於山階寺行涅槃會語第六

今昔、山階寺ニ涅槃會ト云フ會有リ、此レハ二月十五日ハ、釋迦如來涅槃ニ入給ヒシ日也、然レバ彼ノ寺ノ僧等、昔ノ沙羅林ノ儀式ヲ思フニ、心无キ草木ソラ、皆其ヲ知テ戀慕ノ形チ有キ、何況ヤ、心有悟リ有ラム人ハ、釋迦大師ノ恩德ヲ報ジ可奉シト、儀シ思テ、彼ノ寺ノ佛ハ、釋迦如來ニ在セバ、其ノ御前ニシテ、彼ノ二月ノ十五日ニ、一日ノ法會ヲ行フ也ケリ、○中略尾張ノ國ノ書生ナル者有リケリ、國司ノ政ノ枉レル事ヲ見テ、心ヲ佛法ニ係テ、頭ヲ剃テ本國ヲ去ナムト思ケル間、山階寺ノ僧善殊僧正ト云フ人、請ヲ得テ彼ノ國ニ至ルニ、此ノ書生大意有ルニ依テ、彼ノ僧正ニ伴ヒテ、本國ヲ棄テ、山階寺ニ行テ頭ヲ剃リ、衣ヲ染テ彼ノ僧正ノ弟子ト成ヌ、名ヲ壽廣ト云フ、○中略此

ノ壽廣、更ニ此ノ涅槃會ノ儀式ヲ造テ、色衆ヲ調ヘ、樂器ヲ副ヘテ、改テ嚴重ニ行ヘリ、〇中略但シ此ノ會ノ儀式作法、舞樂ノ興微妙クシテ、他所ニ不似ズ、心ノ及ブ所ニ非ズ、極樂モ此ヤ有ラムトゾ人云メル、日本第一ノ事也トナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔後拾遺和歌集二十釋教〕山階寺の涅槃講にまうでゝ、よみ侍ける、　光源法師

いにしへの別れの庭にあへりともけふの涙ぞなみだならまし

〔千載和歌集十九釋教〕山階寺の涅槃會の暮がたに、沙羅入滅のむかしを思ひ、よみ侍ける、　惠章法師

もち月の雲がくれけんいにしへのあはれをけふの空にしる哉

〔長秋記〕天永四年二月十五日、中宮〇鳥羽后藤原璋子涅槃講、進捧物三捧、付錫杖、袈裟付作蓮葉、木蓮子念珠、居金剛五古等也、毎物有御感、件物中宮親人、幷女房等相營調、五十領云々、請僧十二人、內僧綱六人、公伊大僧都、定圓少僧都、仁惠法眼、經賢律師、覺救律師、定遍已講、覺基已講、齊意、寬嚴、阿波阿闍梨、常陸公宰相阿闍梨等也、御堂南廂西向戶內懸三幅涅槃像、其前立花机五前、南廂之三四間敷高麗端各三枚、二行爲僧座、其末立机五脚、居供花佛供燈明等、臨期可有傳故也、源大納言、本宮權大夫、皇后宮權大夫、大宮權大夫被參、各有捧物、但右衞門督不被奉云々、大宮權大夫俄進所持念珠、御導師定圓僧都、事了給布施幷捧物等、

〔東寶記六法寶下〕涅槃講　二月十五日　佛生講　四月八日

已上二ヶ法會、始行年紀不分明、可尋之、凡御影供、舍利講、修正、幷涅槃講、佛生講、捧物、皆以寺領尾張國大成庄年貢備進之、定濟大僧正寺務之時、被充置之、德治三年公文賴尊注進云、每月舍利講、御影供二ヶ度、捧物雜紙八十帖、涅槃講、佛生講捧物、雜紙各卅帖云々、

〔續史愚抄龜山〕文永九年二月十五日癸卯、於淨金剛院有涅槃講、今年殊當于釋尊入滅支干云、〇中略或記、

(五代物語、歴代編年、)

〔實悟記〕一二月(〇永祿三年)十五日ニ勤行、齋ナド御入ナキヲ、他宗ノ聞及候テ、事ノホカニ不審ヲナシテ、難ジ申候事ニテ候カ、如何ノ御事候ヤ、蓮如上人ノ御時ハ、勤御入候ト申人モ候、圓如上人モ又難ジ申事、御聞候、一段ト勝事ト思食、實如上人ノ御時、可レ有二御申一トノ御事ニテ候キ、既ニ盆モ彼岸モ、就二佛說一御入候ウヘハ、涅槃ハソト御入候ハデ、不レ可レ叶御事ニテ候ツル、諸宗一同、涅槃儀有事ニテ候由ニサフラウ、

〔花洛名勝圖會〕(八)惠日山東福寺、(〇中略)例年二月十四日、十五日、佛殿に懸るところの涅槃像の大幅は、應永十五年六月、兆殿司五十七歲にして圖するよし、脇書にあり、(竪八間、横四間、)其筆精の絕妙たるや、實に本朝無雙といふべければ、其名畫の聞え高く、彼兩日、詣人に縱觀せしむ、この日貴賤の遊客、辨當始と號して群集す、

〔諸國圖會年中行事大成〕(一上、二月)十五日今日、諸寺に掛る所の涅槃像の中、名畫と稱するもの、佛光寺新坊の像、(唐筆、涅槃前十四日の體相也、)西の岡長法寺の像、(唐筆、十六日の圖なり、)京極通廬山寺の像、(思恭筆、佛足を摩る人を、耆婆醫王如來と云は非なり、一老婆哀んで佛足に淚を落し、異色となすものなりと、釋迦譜を引て、此像を證とす、)又今日、二條通木屋町善導寺に掛る所の、三十二相の觀音、十六羅漢の像、最奇觀なり、其餘寺院に安する所の名畫多し、繁によつて略レ之、(江戶、大坂、及び諸國の分は、後編に記す、)

大雲院涅槃會　京極通四條の南にあり　巳刻、釋迦佛像(惠心作、長二尺三寸、)輿に乘せ、衆僧香華を捧げ、行樂を奏して、本堂より羅漢堂に迁し、樂法事あり、日中舍利會を修し、申刻、釋尊の像を本堂に還座なさしめ、(行粧始に同じ、)法事音樂あり、開山貞安上人よりこれを勤む、(〇中略)

嵯峨柱炬(さがのはしらたいまつ)　清凉寺釋迦堂前に於て、大績松三基を建て、暮に及び火を點じ、各績松を繞り、彌陀號を唱ふ、是西域に於て、釋尊の遺骸を茶毘せし遺意なりとぞ、(其式、釋迦堂の前に、四間許の大炬を三ヶ所に立、めぐりには竹を立て、夫に竹の葉、杉葉の燥きたるを數多結び付、堂前には、近

郷十三ヶ村、所謂毘沙門町、大門町、中院町、川端村、立石造道、池裏村、小淵村、仙翁寺村、山本村、往生院村、新在家村、小嵯峨村、觀空寺村の百姓、各かはる〲に篝火を焼き、鉦をうち、念佛を唱ふ、暮六ツ半時に至れば、大覺寺御門跡の侯人、挑灯を照らし、火消役の者を數多召連、堂前に來りて、なのなの炬火の前に列し、火消役は、過半大門の階上に登る、是大門の非常の備にあつる所、又本堂の方にな も居ならび、其體嚴重にこれを備ふ、其後常磐村の西なる中野村といへる穢多の者七人來る、其内の魁首たる者一人、烏帽子素襖を著して、炬火の闇に立、刻限に至ば、此穢多の者、火を燧て薬に燃し、竿頭に付て、大炬火の上より落すと、等しく此火竹の葉、杉葉にもえ付、大炬に移りて、次第に下の方へ火移り、一度に焔々と燃あがる、其餘二本の炬も亦斯の如くして、三本等しく共熾んなる時、魁首一人刀を抜きて、あたりをめぐる事三度す、むかしは七人のもの、みな刀を抜きめぐりしと云へり、此火熾んなりし程に、火を消の者、纏をふり立、前後を警固す、見物の遠近より群參して、堂上或は茶店諸堂の軒端に、稻麻のごとく道合たり、炬は半燃たつ時、横に倒し、消終るを限りとす、

〔古今著聞集釋教二〕湛空上人、嵯峨の二尊院にて涅槃會をおこなはれける時、人々五十二種の供物をそなへけるに、花をうへにたてゝ、歌をよみて付けるに、西音法師、水瓶に櫻を立ておくるとて、よみける、

きさらぎの中のいつかの夜半の月入にしあとのやみぞかなしき

返し　湛雲上人

闇路をばみだのひかりにまかせつゝ春のなかばの月はいりにき

又一首をそへられける

會をてらすひかりのもとをたづぬれば勢至ぼさつのいたゞきのかめ

〔諸國圖會年中行事大成二下三月〕花盛　閻魔堂大念佛　千本の北引接寺に於て勤之、此法會定日なし、但境內の櫻開次第開闢ありて、十ヶ日の間、(中略)一說云、千本の念佛は、二月中旬、涅槃會昔行はれしなり、應永十五年三月八日、後小松帝、北山義滿公の御所へ行幸の事あり、此時、當寺普賢像の櫻、名木の由御沙汰あり、將軍家より、斯波治部大輔義重を使として、明年より、花の盛に念佛を執行すべしと上意あり、則粮米五十石を賜ふと云々、其式、每年堂前の普賢像の櫻、開花を期として、寺僧一枝を折て、是を京兆尹に獻る、卽米三石五斗を賜ふ、是を以七ヶ日法會の料とし、堂前に於て俳優をなす、其技壬生念佛、嵯峨念佛の扮戲に等く、其樣各假面を被り、堂前舞臺の上に於て俳優をなす、壬生寺の俳優は、無言にして、手技を以て其態を知らしむ、當寺は言を發して技をなせり、今十ヶ日の間これを勤む、

〔吹塵錄三十五皇室追加〕慶應三年三月 御所御賄向其外凡取調書〈○中略〉

千本念佛料　一米三石　是は前同斷〈○前ニ、是〉

遺敎經會

は年々二條御藏より相渡候トアリ、

〔江戸名所圖繪十四〕東叡山寛永寺〇中略常行堂おなじく左の方にあり、阿彌陀如來を安置す、此ふたつ(法華、常行、)の堂の中間に、渡殿を設くる故に、世に荷擔堂と云ならはせり、毎歳二月十五日、涅槃會修行あり、此日、狩野常信の筆の涅槃の畫像をかくる、此堂は尾州公の御建立なり、

〔房總志料續五長柄郡〕玉崎山觀明寺〇中略經堂、本尊釋迦如來、玉崎社の西にあり、玉前の神輿、八月祭禮の日、此所に出て、十社の來を待、二月十五日、涅槃會、里人、きやういりまちと云、經納の義なるべし、經堂の東北の隅に井あり、祭の日、此堂へ涅槃像を掛、横九尺許、堅丈二尺許、經文を一紙一枚に押て賣れり、參詣の人是を買、井中に納る、

〔秋苑日渉六〕民間歳節上　二月十五日、寺院懸臥佛圖像、爲涅槃會、茶棚酒店糖果之舖、藏擫、呑刀、舞盤、沙書、聚觀戲場、在々叢集、士女托拈香遊觀者、道路接踵、俗以黄黒諸豆、襍霰子糕、炒之以供佛、薦祖先、歳子糕見十二月下

〔諸國圖會年中行事大成二二月上〕九日　釋迦堂遺敎經會、又訓讀會共云、今日より十五日迄、上京五辻千本にあり、瑞應山大報恩寺、又千本釋迦堂ともいふ眞言新義、洛東智積院の別院なり、依て智積院の僧衆これを勤む、此經は、釋尊入滅の時、佛弟子の爲に遺誡し給ふの經なり、故に遺敎經と云、訓讀會とは、此經を訓讀するの謂なり、此寺は、用明天皇の御宇に草創して、後猶間中納言光隆卿、此所に住せ給ふよし、今の本堂は、奥州の藤原秀衡建營して、如珠上人を請ず、是當寺の中興なり、秀衡上洛の時の車の輪、今尚存して寺内にあり、諺に遺敎經に參より、竈の前に參れと云へり、此節風烈しく、尙餘寒あれば、京童の斯いふなり、

寺記云、等持院殿尊氏降府命、命本寺令行涅槃講云々、

〔佛遺敎經〕亦名佛垂般涅槃略說敎誡經　姚秦三藏法師鳩摩羅什奉詔譯
釋迦牟尼佛、初轉法輪、度阿若憍陳如、最後說法度須跋陀羅、所應度者、皆已度訖、於娑羅雙樹間、將入涅槃、是時中夜、寂然無聲、爲諸弟子、略說法要、〇下略

〔親長卿記〕文明七年二月八日、千本釋迦堂遺敎經始行云々、　十四日、詣千本釋迦堂、聽聞遺敎經、源

大納言入道、武者小路大納言已下數輩同道了、　十五日、依レ召參内、於二室町殿一舞十間有二遺教經一、亂已前每年事也、依亂中絶、又再興、爲二御聽聞一主上出御之故被レ召云々、元長同祗候、　十八年二月十二日、參二詣遺教經一、中御門中納言、日野中納言等同道、有レ樂、八、樂林軒、有幡新中納言、季經慶秋、景兼、景益等也、

〔言繼卿記〕天文十四年二月九日壬寅　一四辻薄等令二同道一、千本維教經ニ參詣、先出立に廣橋にて一盞有レ之、舍利講式第一段中程也、雙調胡飲酒破、酒胡子、武德樂等有レ之、

常樂會

〔諸國圖會年中行事大成二上二月〕十五日　南都興福寺常樂會　東金堂に、閻浮檀金の釋迦佛の像あり、厨子に安ず、其扉に涅槃像を畫く、相傳ふ、巨勢金岡が筆なりと云、今日其扉を開く、涅槃は梵語なり、譯して滅度と云、又常樂我淨を、涅槃の四德と云、しかれば常樂會といふは、即涅槃會ならん歟、

〔華實年浪草二二月〕常樂會　拾芥抄曰、二月十五日、南都興福寺常樂會云々、紀事曰、今日、東金堂有閻浮檀金釋迦像、其扉面有二涅槃像一、相傳、金岡之所レ畫也、今日開二其扉一、常樂會者、涅槃經文、常樂我淨四德波羅蜜云々、南書經籍志曰、涅槃釋言二滅度一、亦言二常樂我淨一、注曰、常不レ遷不レ變、樂謂レ離二生死苦一、我謂レ得二大自在一、淨謂二三業清淨一、弘傳序云、早淨二六根一、速成二四德一、四德謂三涅槃具二常樂我淨之四德一也云々、常樂會モ涅槃會ニ同ジ、(中略)諸宗每ニ寺院、修二涅槃之法會一、攝州四天王寺ニ於テモ、常樂會ト云、

〔百練抄十四四條〕仁治二年二月十五日癸酉、南都常樂會、入道相國被レ參、被レ進二會料米百石一云々、

〔野山名靈集一〕常樂會　毎年二月朔日より同十日まで、大樂院に於て、涅槃經の講筵をひらき、十一日には、遺教經を講じ、十五日には、涅槃會を修す、其儀頗嚴重なり、中頃龜山院、此會の殊勝なる事を聞召て、宸筆を以、涅槃會の式文を寫させ給ひ、其外羅漢遺跡舍利の式をば、當時能書の公卿に仰て、寫さしめ給ひ、又大師御作の舍利塔、幷に數軀の尊像共に、大師より嵯峨天皇に奉り給ひ、御代々御相傳ありけるを、今般院主信日阿遮梨御歸依によりて、ことごとく寄附し玉ひ、剩備後國太田の庄等を以、涅槃會の料として、これを宛行はる、夫より已來、勅願の涅槃會と號するものなり、

雜載

〔守貞漫稿二十六〕二月十五日涅槃會　諸所佛寺ニハ涅槃像ノ掛物ヲカケ、往々詣人アレドモ、三

都トモニ群集ト云程ノコトハ無之、　大坂ニテハ正月ノ餅ニテ製シタル霰ニ、白豆青ヲ変ヘ煎テ、供之家モアリ、俗ノ言ニ、是ヲ御釋迦サマノ鼻糞ト云也、　江戸ハ今日イタヾキト名付テ、新粉製ニ赤小豆餡ヲツケテ供物トス、大坂上巳ノ物ト同製ニテ小形也、

名稱

## 彼岸

彼岸ハ、毎年二月八月ノ二季、晝夜平分ノ時ヲ以テ、法會ヲ營ム例ニシテ、其緣由ハ詳ナラザレドモ、或ハ延暦二十五年三月十七日ノ官符ヲ以テ、崇道天皇ノ爲メ、國分寺ノ僧ヲシテ、春秋二仲ノ月七日間、金剛般若波羅蜜多經ヲ讀マシメシニ濫觴ストモ云ヘリ、此說或ハ然ラン、波羅蜜多ハ到彼岸ノ義ニシテ、卽チ轉迷開悟ヲ謂フ、此時啻ニ諸寺院ニテ、法會ヲ修スルノミナラズ、民家ニ在リテモ、或ハ佛事ヲ營ミ、祖先ノ冥福ヲ祈ル等ノ事アリ、

〔拾芥抄下本齋日月〕八月彼岸、欲到諸佛淨土者、二八月、八王堯會時、修到彼岸齋會法、是云吉祥之時、又云淨滿也、此時修功德者、所願成就、凡萬事相叶不滅失云々、

〔河海抄九乙通女〕ひがんの比をひわたり給　彼岸齋法成道云、一切衆生依持二八月齋、十方世界、一切衆生、離苦得樂、靈瑞而已、乃至彼岸二八月幸會時、修到彼岸齋會云々、

〔壒囊抄十〕以二季彼岸、作善根時節トスルハ何ゾ、　夫一年ヲ四季ニ分ツト云ヘ共、誠ハ春秋ノ二季也、夏ハ春ノ餘リ、冬ハ秋ノ餘也、サレバ晝夜ノ長短ヲ云モ、極長ハ夏ニアレ共、春ノ日長シト云、極長ハ冬ニアレ共、秋夜長シト云也、左傳ニモ、二季ニ分ガ故ニ、春秋ノ名アリト云々、此春秋二季ノ間ニ、彼岸ハ是正時也、　經云、晝夜齋等ニシテ、如此兩岸左右均等ト云々、仍テ名比岸、又日出日沒ノ兩岸、彼ノ岸ト々々ト齊ガ故ニ、彼岸共書ク、時分相應故ニ、所作成就スト云々、

〔華實年浪草二二月〕彼岸　時正

龍樹菩薩天正驗記云、欲界六天中央夜摩兜率中有大城、名曰中陽院、中高樓閣號靈應臺、此院內年二八、七个日間、色界摩醯首羅天尊爲上首、八神井大梵天王、大歲神、乃至玉女道祖神等人中、天上冥官冥衆集會、注一切善惡、天尊降敬勅八神、持三卷勘帳、三復八校獻天尊、天尊覽了、爲證善帳指寶印、爲證惡帳指縛印、爲證惡中善指非寶非縛印、彼八神者、帝釋閻王天王天大將軍天一行役司命司祿倶生神也、問彼天尊有何由、以二八月降天正勅、召天地神、答阿迦尼吒天自在尊所居宮殿、前有高樹、名天生樹、形如須呂、春開華有七日散、七葉七色、有青黃赤白紫翠、秋結果有七日落、七葉七色、如上、見開花移中陽院、見落陽還本宮、定知法爾道程所令然也、

〔倭訓栞前編二十五〕ひがん　源氏に、十六日ひがんのはじめにてとも、又ひがんのはてとも見えたり、諸說佛語を引れたれど附會多し、大般若經に、卽便前進得到彼岸と見ゆ、我邦上代に、般若波羅密會行はれし、生死を此岸とし、涅槃を彼岸とし、波羅密を到彼岸と釋す、よて彼岸會といへり、されば七日の佛事、日本にのみ行はれて、西土天竺にはなき事成よし、砥平石銖に見ゆ、春秋二仲晝夜過不及なし、此を時正といふ、日本後紀に、國分僧に、春秋二中、月別七日、存心金剛般若經を轉讀せしむるよし見ゆといへり、新古今集に、

今こゝに入日を見てもおもひ知れ彌陀の御國の夕暮の空

日沒觀の意なるべし、二中の入日は、わけて日光の赫奕たる觀て知ぬべし、天日、天の中道を廻り、晝夜の長短相ひとしきをもて也、夫木集に、

けふ出る春の半の朝日こそまさしき西の方はさすらめ

〔鹽尻三十五〕一曆家、春秋の彼岸會を書する事久し、昔は春分秋分の日を中日にあたるやうにせし事、安倍家の曆本に見ゆ、近世は春秋二分より三日目をその初にし、六日目を中日とす、九日目を終りとす、古へは彼岸に入る日、沒日に値れば、一日を延て次の日を入りとせし故實也、貞享曆、沒日を用ひず、いつとても二分一日を隔て、彼岸の初とす、

〔長曆上〕二季彼岸事

二八月中前三日也、沒日四日來、專善根日也、

〔善庵隨筆 一〕春秋ノ二分ハ、日正東ニ出デ、正西ニ沒スル故ニ、天竺ノ俗、コレヲ時正トイフ由ナレドモ、此時ニ彼岸會ヲ修スルコトハ、佛經ニ所見ナシ、（但シ立世阿毘曇論ニハ、二月春分ヲ以テ爲歳首、是劫初ニ日月下生ノ日トスル故ニ、彼論ノ日月行品ニ云、是時最初日月下生世間、相去甚遠、日下東弗婆提中央、月下西瞿耶尼中央、當時光明遍照、滿四天下、日照一半、月照一半云々、是故梵曆ニハ春分ヲ以爲曆元、宿曜經云、上古白博叉二月、春分朔、于時曜躔婁宿、道齊景正、月中氣和、庶物漸榮、一切增長、梵天歡喜、命爲曆元、巳上、又云、大唐ニハ以建寅爲歳初、天竺ニハ以建卯爲年首云々、是乃唐土日本ノ春分ハ、天竺ノ歳首ナル故ニ、世俗皆祝之、佛家ニハ是日ヲ爲吉日ナリ、八月秋分ニハ、日輪又再ヒ赤道線ヲ通ル故ニ、時刻春分ニ同ジ、天竺ニハ爲自恣時也、但彼岸ト名クル事ハ、一向無據、）十六觀經ノ日想觀ノ文ニ、正坐向日、諦觀於日、專想不移、見日欲沒、狀如懸鼓ナドアリテ、日想觀ハ必シモ時正ニ限ルコトニハアラザレドモ、淨家ニテ、時正ハ日正東ニ出デ、正西ニ沒スレバ、日想觀ノ時節トセルヨリ、其徒コノ時ニ乘ジテ、一七日ノ法筵ヲ開キ、談義說法シ、沒日ヲ觀念スルヨリ、西方淨土ヲ識知セシムルノ因ヲ以テ、彼岸會トハ名ヅケシ、コノ彼岸會ヲ曆ニ載スル故ハ、昔時談義說法ハ、比叡山ノ阪本ニ限リ、廿一箇所ノ談義所アリテ、能辯ノ僧出席シテ說法スルコトニテ、他ノ寺院ナドニハ絕テナカリシ故ニ、都鄙善信ノ男女、阪本ニ群集シテ聽聞スルモノ、彼岸ノ時節ヲ辨知セズシテ、每度迷惑セシユヘ、叡山ヨリ曆家ニ請テ、曆本ニ書キ載セモラヒシヨリ、イツトナク時候ノ樣ニナリタリ、〇中略 佛說彼岸功德經、龍樹菩薩天驗記ナドニ說ク所ハ、杜撰附會、齒牙ニ掛ルニ足ラズ、前文ノ次第ユヘ、昔ハ春分秋分ノ日ヲ彼岸ノ中日ニ當ル樣ニセシト、安倍家ノ曆本ニ見ヘシヨシト、鹽尻ニ云ヘリ、左モアルベキコトニゾ、今ハ春分ヨリ六日マヘ、秋分ハ二日マヘヲ彼岸ニ入ル日トスル、（榊巷談苑ニ、春秋分ノ後二日ヲ、彼岸トイフ事ハ、イツノ頃ヨリイヒ出テケルニヤ、行幸ノマキニ、十六日彼岸ノハジメニテ、トアリ、蜻蛉日記ニモ、彼岸トイフコト見ユ、）曆家ノ說ニ、二十四氣ヲ一年ニ割付ル、平實ノ二法アリテ、本朝ノ曆ハ平氣ヲ用ヒ、唐土ノ曆ハ實氣ヲ用ユ、故ニ本朝ノ春秋分ハ平氣ニシテ、實ノ春秋ニアラズ、實ノ春分ハ、平春分ヨリ三日前、實ノ秋分ハ、平秋分ヨリ三日後ニアリ、實ノ春秋分ハ、太陽赤道ヲ行キ、晝夜等分ユヘ、此日ヲ彼岸ノ中日ニ當テ、平春分ヨリ六日前、平秋分ヨリ二日前ヲ彼岸ニ入ル日トスルコトナリ、

本朝ノ暦、天保八年丁酉、春分ハ二月十七日、彼岸ニ入ル日ハ十二日、秋分ハ八月二十二日、彼岸ニ入ル日ハ二十一日ナルヲ、唐土ノ暦ニテハ、道光十七年丁酉、春分ハ二月十五日、秋分ハ八月二十四日、卽チ彼岸ノ中日ナリ、コレニテ知ルベシ、

○按ズルニ、當時ハ春秋二分ノ日ヲ以テ、必ズシモ彼岸ノ中日ニ當テザルモノヽ如シ、右ノ天保八年ノ外、數十年ノ暦日ヲ査スルニ皆然リ、例ヘバ享保十三年ハ、二月十二日春分、十四日入彼岸、八月十八日秋分、二十日入彼岸、寶暦十年ハ、二月二十二日入彼岸、二十七日春分、八月三日入彼岸、四日秋分、文化十一年ハ、正月大ニシテ、其二十七日入彼岸、二月二日春分、八月八日入彼岸、九日秋分ナルノ類ナリ、

〔海錄 一〕暦に彼岸をのする事は、あづからぬことながら、中古よりのことなり、白河燕談卷の二曰、古老有言、古者如今諸寺說法談義無之、故比叡山坂本廿一箇所有號談義所所、能辯僧出之、春秋二時說法、令在俗聽、諸方群參、因玆爲其時節令知遠近、請之暦家書載、到于今同矣と見えたり、むかしは下段に、神よし、佛よし、といへる事のありしを、佛よしは省きて、今神よしのみあり、彼岸はたまたまに殘れる事なるべし、又半夏生といふ事も、今は竹の子くはぬ見合にのみなりしなれども、是ももとは七十二候をことごとく中段へ書入たるが、たまたま半夏生のみ殘りたるにこそあれ、

〔隨意錄 一〕倭暦之節、春秋之中、有彼岸者、彼岸者是佛氏之語、梵言波羅密、譯以爲到彼岸、又以爲度、斯非關節氣者也、按、彼岸、飛鴈之訛也已、月令、以鴻鴈來往、爲春秋之候、故作倭暦之初、亦以飛鴈爲春秋之節也、而自佛之盛、傅會以爲彼岸、流俗期其日數七日、以行佛事者、亦可笑也、

〔海錄 二〕日本後紀卷六、延暦二十五年二月官符、應五畿七道諸國轉讀金剛般若經云々、宜使國分僧春秋二中、月別七日存心奉讀之云々、是爲崇道天皇也、信景云、春秋二仲、一七日佛事、蓋和俗彼岸會權輿歟、

彼岸例

讀金剛般若波羅密多、按波羅密譯到彼岸則彼岸會名依般若經而起乎、然延暦二十五年春分(中日也)彼岸會之始也、この說用ゆべし、暦林問答集假名暦注などいへるものにも、春秋何の故に彼岸といふ事をしるさず、先にのする彼岸の說をあはせ見て、始めて暦に彼岸をのするのゆへよしを詳にせり、

〔延喜式二十六主税〕凡諸國春秋二仲月各一七日、於金光明寺請部内衆僧、轉讀金剛般若經、其布施三寶綿十屯、僧各布一端、但供養用本寺物、若無國分寺及部内無物寺者、并用正税、

○按ズルニ、金剛般若經ハ、具ニハ金剛般若波羅蜜經ト云ヒ、略シテハ金剛經ト云フ、金剛經略疏ニ云ク、波羅蜜亦梵語、此云彼岸到、意以生死為此岸、煩惱為中流、涅槃為彼岸、全由般若為之舟楫、乃能離生死岸、渡煩惱流、而登涅槃岸也ト、此經ヲ轉讀セシメシ意以テ觀ルベシ、

〔類聚三代格三〕太政官符

應五畿内七道諸國轉讀金剛般若經事

右被右大臣(○神王)宣偁、奉為崇道天皇(○早良親王)、令永讀件經者、宜使國分僧春秋二仲月別七日存心奉讀之經、并僧數附朝集使言上、其布施者、三寶調綿十屯、衆僧各調布一端、自今以後、立為恒例、

延暦廿五年三月十七日(○又見日本後紀十三)

〔源氏物語二十九行幸〕かくのたまふは、二月ついたちごろなりけり、十六日ひがんのはじめにて、いとよき日なりけり、ちかう又よき日なしと、かうがへ申けるうちに、(○下略)

〔源氏物語四十七角總〕廿六日、ひがむのはてにて、よき日なりければ、(○下略)

○按ズルニ、角總卷ハ、細流ニ、薫廿三歳の秋より、冬までの事也トアレバ、此ひがんハ、秋ノ彼岸ナリ、

〔台記〕久安六年二月十九日丙寅、自今日七ケ日(彼岸)潔齋、(夜前沐浴後、服淨衣居淨筵、)於不動尊銀三寸像(二件像、去十二日鑄之、)

今日令覺仁供養、前、滿其呪十萬遍、(七ヶ日間、十万反也、千反間無言、非有要事、有數千反無言之時、)祈請七ヶ日之內(自今日到廿五日)可蒙立后宣旨之由、(書願趣、納本尊御身、)又七箇日、日別讀心經廿一卷、(雖有過日、無不足日、)奉春日祈請同事、初(今日)中(廿二日)後(廿五日)持齋(不持戒)法眼賢覺來讀願書、廿二日己巳、今日持齋、先日一條殿仰曰、彼岸中日、午時燒薰陸、以所求一事白佛、無不成就矣、仍不動愛染王聖觀音(不限佛數之由、有一條殿仰、)前、備佛供香花燈明、到午時燒薰陸、(例香上一散之、一條殿仰也、)滿三尊呪、祈請立后宣旨彼岸內可蒙之由、廿五日壬申、持齋入參高陽院、歸家通夜不動尊御前、今夜奉獻年來所持明鏡一面於賀茂下社、(昨日欲奉之、而恐人見不奉、仍事成後奉之、)今朝問禪閤(○藤原忠實、賴長父)曰、初有彼岸竟日持齋之志、而立后之定爲最吉事、持齋非無所憚、若亦不持、恐變先約、仰曰、猶須持齋、仍從此命、但定後、取念珠詣佛前、

〔兵範記〕仁平三年二月廿三日壬午、彼岸初也、高陽院於北川御所被行恒例御懺法、下官(○平信範)奉行、寢殿中央母屋敷錦地鋪、立大壇安御經筥、在天蓋、其東間奉居釋迦三尊、大壇西間立七寶御經、大壇前立前机、禮盤磬臺等如常、南庇敷僧座帖三枚、立經机六前、他事如例、未及委記、

〔醍醐寺雜事記〕一自八月三日(○壽永三年)八日(○中略)彼岸者、自十一日所始也、其饗役人、皆此僧前勤之、內々各申云、彼講非恒例式日彼岸、以後秋物普出來之後、被令宛勤者、爲人宜歟云々、又爲講衆料者於御社可居之、

〔吾妻鏡四十四〕建長六年八月十一日辛巳、今日彼岸懺法之結願、導師左大臣法印、花山院中將、尾張少將、中御門少將、各取唱導布施、那波左近大夫政茂、能登右近藏人仲時等、役請僧布施、

〔本朝高僧傳二十一淨禪〕相州淨智寺沙門正念傳
釋正念、自號大休、(○中略)咸淳五年夏、乘商舶東渡、本朝文永六年也、繼居相州、(○中略)遷建長壽福圓覺諸刹、(○中略)彼岸上堂、日本風俗有春二月秋八月彼岸修崇之辰、敎中道、譬如船師不著此岸、不著彼岸、不住中流、唯欲度此岸衆生至於彼岸、(○下略)

民間彼岸

〔薩戒記〕正長元年八月九日己丑、參院、供御之次、於御前賜飯酒、今日彼岸中日也、雖爲精進、依勅定魚味、直被下御膳物之故也、

〔看聞日記〕永享十年二月廿五日、彼岸中日也、違例中不及持齋、

〔親俊日記〕天文十一年八月九日丁亥、彼岸中日、

〔秋苑日渉 六〕民間歲節上　自春分前五日凡七日、謂之彼岸、浮屠爲彼岸會、俗多供佛飯僧、

〔日次紀事 二月〕凡當月彼岸中、諸寺院有法事、七條金光寺、四條金蓮寺、大炊道場聞名寺、五條御影堂、丸山安養寺、靈山正法寺、大津莊嚴寺等、時宗寺僧作踊躍念佛、莊嚴寺法事、東山法國寺僧行彼地而勤之、四條坊門極樂寺空也像前、毎日有踊躍念佛、京極光明寺宇津宮彌三郎朝綱持佛彌陀開帳、江州東坂本西敎寺幷來迎寺有法事、西敎寺今兼法勝寺、來迎寺今兼元應寺、　攝州天王寺參詣、短聲堂修大念佛、

〔上醍醐雜事記 三〕社領彼岸田五段 範圓寄進　字此藤心

南山科鄕四條大藪里十四坪内 西繩本

所當地子段別四斗、定炊料斗 二季彼岸僧前料、

季別一石宛之

〔日次紀事 二月〕凡京師俗、彼岸中偶逢親戚之忌日、則供茶菓而祭之、以其祭餘之菓互相贈、或請親戚明友而饗茶菓、彼岸中稱菓子曰茶子、點茶曰立茶、食麩燒曰讀經、倭俗彼岸中專作佛事、民間請熊野比丘尼、使說極樂地獄圖、是謂掲畫、又請巫女代死人使說所思、是謂寄口也、或念佛講中、男女毎夜聚頭人宅、揭彌陀像、鳴鉦高聲唱彌陀號、其終高揚音急唱之、是謂責念佛、

〔改正月令博物筌 八月〕彼岸 當月の節より、十五日めに入る也、後の彼岸とか、又は秋季を結びて、秋のひがんとす、(中略)京東山靈山念佛おどり、又空也堂にもあるなり、大坂天王寺、春の彼岸と同じく、參詣人おほし、

〔守貞漫稿二十六〕彼岸春秋トモニ七ヶ日
大坂ニテハ諸人四天王寺參詣ス、此時婦女美服ヲ著スコト、洛ノ知恩院御忌詣ニ比スベシ、江戸ニテハ親鸞宗ノ徒、東西本願寺ニ參詣スル人多シ、他宗ノ輩ハ參詣ノ所ナシ、
〔江戸名所圖會十七〕春秋二度の彼岸には、六阿彌陀廻とて、日かげの麗なるに催され、都下の貴賤、老たる若き打群つゝ、朝とく宅居を出るといへども、行程遠ければ、遲々たる春の日も長からず、秋はことさら暮やすうおもはるべし、
〔百家琦行傳四〕河内屋太郎兵衞
大坂備後町堺筋に、河内屋太郎兵衞といふ者ありけり、世人略して河太郎と呼ぬ、商家にして家もつとも富り、安永より寬政の頃まで、浪華に名高き滑稽家なり、常に人と談話するに、其おもしろき事訾ふべからず、浪華の風俗にて、彼岸の茶の子といふ物を、家毎にくばる事あり、是は彼岸會のこゝろざしなれば、みな齋物を專として、蘿蔔四五根、豆腐一ちやう、或は胡蘿蔔牛房のたぐひ、其外何にまれ、價十四五錢ぐらゐより廿四五錢が程のものをくばる事、家毎大やう相おなじ、河太郎思ふやう、彼岸の茶の子、何れも同じ物をやつたり貰たり、不益の事なり、何ぞ跡にのこりて、要にたつものを配んと思ひ、或彼岸に竹を多く買入おき、物干竿を一本づゝ配りけり、衆人をかしき茶の子なりとて笑ひしが、後々永く要に立て、何日までも河太郎が名をいひ續しとぞ、〇下略

# 三月三日 雛遊附

三月三日ハ、節日ニシテ上巳ト稱ス、支那ニテハ、初メ三月第一ノ巳日ヲ以テセシガ、曹魏ノ

時ヨリ直ニ三日ヲ用キ、觴ヲ流水上ニ流シ、不祥ヲ祓除シ、仍ホ上巳ト稱セリ、我朝廷ニ於テモ、上世ヨリ之ニ倣ヒ、水邊ニ宴ヲ設ケ、此ヲ曲水宴ト云フ、後世ニ至リ、其儀ハ自ラ止ミタレド、仍ホ禊祀ヲ行ヒ、是ヲ上巳祓ト稱ス、此祓ノ事ハ、神祇部祓禊篇ニ載セタリ、

〔下學集上時節〕上巳〔初作三月三日之遊時、日適當巳、故至今呼此時云上巳也、〕

〔月令廣義七三月〕初三日　上巳〔癸辛雜志、上巳當作十干之己、古人用日例、如上辛下戊之類、無用支者、如首午尾卯、則上旬無巳矣、〕上巳〔〇中略、毛人曰、陽氣生于午、終於巳、巳者、巳也、俗以有鉤挑者爲終巳字、無鉤挑者爲辰巳字、未知字義也、正字千文、辰巳之巳、其口合、人已之已、鉤從口下、巳止之巳、少出鉤首、其義明矣、〕元巳〔暮春之禊、元巳之辰、元巳必戊己之己也、〕重三〔月令通攷、今言五月五日曰重五、九月九日曰重九、則三月三日亦宜曰重三、張說詩、暮春三月日重三、魏元忠詩、三月重三日、可據也、〇中略〕三日爲上巳、〇略 註上巳節〔唐德宗以上巳爲令節、翰林志、貞元四年勅、晦日、上巳、重九節賜錢、〕

〔續齊諧記〕上巳曲水　晉武帝問尚書郎摯虞仲治、三月三日曲水、其義何旨、答曰、漢章帝時、平原徐肇以三月初生三女、至三日俱亡、一村以爲怪、乃相與至水濱盥洗、因流以濫觴、曲水之義、蓋自此矣、帝曰、若如所談便非嘉事也、尚書郎束晳進曰、仲治小生、不足以知、此臣請說其始、昔周公成洛邑、因流水以泛酒、故逸詩云、羽觴隨波流、又秦昭王三月上巳、置酒河曲、有金人自河而出、奉水心劍曰、令君制有西夏、及秦霸諸侯、乃因此處立爲曲水、二漢相緣、皆爲盛集、帝曰善、賜金五十斤、左遷仲治爲城陽令、

〔荊楚歲時記〕三月三日、士民並出江渚池沼間、爲流杯曲水之飲、〇中略　按、韓詩云、唯溱與洧方洹洹兮、唯士與女方秉蕑兮、注謂、今三月桃花水下、以招魂續魄、祓除歲穢、周禮女巫歲時祓除釁浴、鄭注云、今三月上巳水上之類、司馬彪禮儀志、三月三日、宮民幷禊飮於東流水上、彌驗此日、南岳記云、其山西曲水壇、水從石上行、士女臨河壇、三月三日所逍遙處、周處吳徽注、吳地記、則又引郭虞三女並以元巳日死、故臨水以消災、所未詳也、張景陽洛禊賦、則洛水之遊、傳長虞神全文、乃園池之宴、孔子云、暮春浴乎沂、則水濱禊祓、由來遠矣、

〔宋書禮志二十五〕舊說、後漢有郭虞者、有三女、以三月上辰產二女、上巳產一女、二日之中而三女並亡、俗以爲大忌、至此月此日不敢止家、皆於東流水上爲祈禳自潔濯、謂之禊祠、分流行觴、遂成曲水、史臣案、周禮女巫掌歲時祓除釁浴、如今三月上巳如水上之類也、釁浴、謂以香薰草藥沐浴也、韓詩曰、鄭國之俗、三月上巳之溱洧兩水之上、招魂續魄、秉蘭草拂不祥、此則其來甚久、非起郭虞之遺風、〇中略自魏以後、但用三日、不以巳也、

〔羅山文集隨筆七十〕桃花佳節、用季春上巳日、蓋古人此日赴東流水畔、祓禊不祥、見後漢志、且曲水之事、晉東晳說武帝、以周公營洛羽觴隨波、此爲權輿、自魏以後用三月三日、不拘巳日、月令廣義謂、上巳十幹之己也、非辰巳之巳、蓋二月晦日、當於巳午、則三月上旬不有巳日、故知十幹之己而不爲十二支之巳、雖然至今推三日爲巳節者、國俗沿襲因循之習也、

〔日次紀事三月三日〕三日　節供　俗稱節供、年中五節供之一員也、中華元用上巳、魏以來但用三日、不復用巳、本朝亦從之、

〔日本歳時記三月三日〕三日　今日を重三と云、又上巳ともいふ、上は初といふ意也、いにしへは三月初の巳の日を以て上巳とす、三月は辰の月なれば巳を除日とす、不祥を除く意なり、沈約が宋書に、魏より以後三日を用て、巳の日に拘はらずといへり、

〔雛遊の記上〕三月三日に雛(ひな)祭する事は、唐土にても、鄭の國には溱洧といふ川の上にて、貴賤男女あつまり、蘭といふ草を取て、災難厄難を祓除する儀式有て、文人は盃を流して詩を作り、酒宴して遊ぶ、これを曲水宴といふ、本朝にては、二十四代顯宗天皇の元年三月、巳日の祓とて、花園へ御幸ましまし、始て曲水宴をなし給ふよし、日本紀に見へたり、我朝にても唐土にても、其むかしは、三月上の巳の日に此事ありしが、唐土にては魏の代の時、上の巳の日を止て、三月三日に定めしと、宋書といふ書に記侍りぬ、我國にても、上巳の節とはいへども、今は三月三日にいとなむ事とはなり侍る、

朝廷上巳

〔秇苑日渉 六〕民間歳節上　三月三日謂之上巳、以艾糕爲節物、　按三月上巳、見韓詩外傳、或曰三巳、（北堂書鈔引王廙洛都賦曰、若乃暮春嘉禊、三巳之辰、）又曰元巳、（張衡西都賦曰、暮春之禊、元巳之辰、）據周公謹說、己字當作戊己之己、（音紀）今作辰巳之巳、（音似）非、（癸辛雜識曰、上巳當作十干之己、蓋古人用日、例以十干、如上辛上戊之類、無用支者、若首午尾卯、則上旬無巳矣、故王季夏嘗上巳詞云、曲水湔裙三月二、）　宋書禮志曰、魏以後但用三日、不復用巳、

〔令義解 十 雜〕凡正月一日、七日、十六日、三月三日、（中略）○皆爲節日、其普賜、臨時聽勅、

〔西宮記 三月〕曲水

出御、王卿參上、次置紙筆文臺、有勅令獻題、上卿召當座一博士於砌下仰、有公卿博士者、乍在本座上卿仰之、即題進之、上卿插笏捧宮、進經御覽返給、別書一通奏進、（上卿以空宮復座、若有付者付之、後重奏覽、）更書一通給文人座、（給題之次仰序事、）次給肴物三獻發聲、（有勅、）漸進文獻序之後取文臺、（上卿依仰少將令取、）召少將二人秉燭、諸卿候御座邊、有勅召講師、上卿伏宮蓋置御前、先披序、（向御前、）次々始自下﨟展文讀之、上卿候氣色給御製、（撤臣下文置之、）講師或相替讀御製、（仍讀臣下文欲立座、有仰之時復座也、）讀御製了上卿取御製、諸卿復本座、或有祿、（已上八字可書注之、）

〔年中行事秘抄 三月〕三日　御節供事（內膳司）　內藏寮酒肴事

〔柱史抄 上 三月〕三日節會（用杖無內覽草奏等、此事絕而不被行之、）

今詔久、今日波三月三日乃豐樂聞食須日爾在、故是以御酒食倍惠良岐退止卒、奈常毛賜布御物賜久波止宣、

某年三月三日

〔公事根源 三月〕曲水宴　三日

是はむかし、王卿など參りて、御前にて詩を作て講せられけるにや、御溝水に盃をうかべて、文人以下是をのむよし、康保の御記にのせられたり、又顯宗天皇元年三月上巳日、後苑に幸して、めぐり水のとよのあかりきこしめすと、日本紀に有、曲水宴は、周の世よりはじまりけるにや、文人ど

も水の岸になみゐて、水上より盃をながして、我前を過ざるさきに詩を作て、その盃をとりてのみける也、羽觴を飛すなどいふも此事なるべし、又上巳のはらへとて、人みな東流の水上にて、はらへするよし、漢書などに玄るせり、

〔厨事類記　一〕臨時供御内、院、宮儀、○中略

三月三日　御節供　赤御飯、御菜、御菓子八種、各居御臺、○中略　已上小預給料米備進之、

〔禁中近代年中行事　三月〕三日　初獻、あづきめし、あいのかわらけに高盛にして、こゝろけにまめの粉を入置、　二獻、常の朔日の御こんに同じ、桃の葉をこまかにして、出ル御酒の中へ入ルなり、　三獻、右同じことはり、

〔內院年中行事〕三月三日、桃花ヲ用事如常、御盃ノ事無指事、女中皆柳カヅラヲ掛ルナリ、鬪鷄ノ事不知指事、禁秘抄ニ幼主時常事ナリト有、洞中ニテモ童體、宮ニアル時ナドハ御沙汰アリ、此外無指事、

〔日本書紀　十五顯宗〕元年三月上巳、幸後苑曲水宴、　二年三月上巳、幸後苑曲水宴、是時盛○盛、原作喜、據一本改、集公卿大夫臣連國造伴造為宴、群臣頻稱萬歲、　三年三月上巳、幸後苑曲水宴、

○按ズルニ、顯宗天皇ノ元年ハ、齊ノ武帝永明三年ニ當レリ、彼土ニ於テモ、既ニ魏以後ハ、三日ヲ以テ上巳ト爲シタリ、故ニ此上巳モ亦三月三日ナラン、

〔聖德太子傳曆　下推古〕二十八年三月上巳、太子奏曰、今日漢家天子賜飲之日也、卽召大臣已下、賜曲水之宴、請諸蕃大德、幷漢百濟好文士、令裁詩、奏賜祿有差、

〔日本書紀　三十持統〕五年三月甲戌、○三日　宴公卿於西廳、

〔續日本紀　二文武〕大寶元年三月丙子、○三日　賜宴王親及群臣於東安殿、

〔續日本紀　九聖武〕神龜三年三月辛巳、○三日　宴五位已上於南苑、但六位已下官人、及大舍人、授刀舍人、兵衛等、皆喚御在所、給鹽鍬各有數、

〔續日本紀 聖武十〕神龜五年三月己亥、三日 天皇御鳥池塘宴五位已上、賜祿有差、又召文人令賦曲水之詩、各賚絁十疋布十端、内親王以下百官使部已上、賜祿亦有差、

天平元年三月癸巳、三日 天皇御松林苑宴群臣、引諸司并朝集使主典以上于御在所、賜物有差、　二年三月丁亥、三日 天皇御松林宮宴五位以上、引文章生等令賦曲水、賜絁布有差、

〔續日本紀 淳仁二十四〕天平寶字六年三月壬午、三日 於宮西南新造池亭設曲水之宴、賜五位已上祿有差、

〔續日本紀 稱德二十八〕神護景雲元年三月壬子、三日 幸西大寺法院、令文士賦曲水、賜五位已上及文士祿、

〔續日本紀 稱德三十〕寶龜元年三月丙寅、三日 車駕臨博多川以宴遊焉、是日百官文人及大學生等、各上曲水之詩、

〔續日本紀 光仁三十二〕寶龜三年三月甲申、三日 置酒靫負御井、賜陪從五位已上、及文士賦曲水者祿有差、

〔續日本紀 光仁三十四〕寶龜八年三月乙卯、三日 宴次侍從已上於内嶋院、令文人賦曲水、賜祿有差、

〔續日本紀 光仁三十五〕寶龜九年三月己酉、三日 宴五位已上於内裏、令文人賦曲水、賜祿有差、　十年三月甲辰、三日 宴五位已上、令文人上曲水之詩、賜祿有差、

〔續日本紀 桓武三十八〕延曆三年三月甲戌、三日 宴五位已上、令文人賦曲水、賜祿有差、　四年三月戊戌、三日 御嶋院宴五位已上、召文人令賦曲水、賜祿各有差、

〔續日本紀 桓武三十九〕延曆六年三月丁亥、三日 宴五位已上於内裏、召文人令賦曲水、宴訖賜祿各有差、

〔類聚國史 七十三 歲時〕延曆十一年三月丁巳、三日 幸南園禊飲、命群臣賦詩、賜綿有差、　十二年三月辛巳、三日 禊于南園、令文人賦詩、五位已上及文人賜祿有差、　十七年三月癸未、三日 宴五位已上、命文人賦詩、賜物有差、

〔日本後紀 桓武十二〕延曆廿三年三月戊寅、三日 宴次侍從以上、命文人賦詩、賜物有差、

○按ズルニ、曲水ノ宴ハ、此後平城天皇ノ大同三年ニ停止セラレタレド、菅家文草ニ、三月三日

停節宴

同賦花時天似醉應製トアリテ、其序ニ、春之暮月、月之三朝、天醉于花、桃李盛也、我君一日之澤、萬機之餘、曲水雖遙、遺塵雖絕、書巴字而知地勢、思魏文以翫風流、トアレバ、宇多醍醐ノ朝ノ頃ニハ、朝儀トシテ行ハシメシニハアラザレド、文人ニ命ジテ詩ヲ上ラシメシ事ハアリシナリ、

〔日本紀略（四村上）〕天德三年三月三日戊申、今日曲水宴、御製水映紅桃色、

〔北山抄（三拾遺雜抄）〕花宴事

應和元年三月三日、御釣殿、泛觴流水、令侍臣飲、公卿侍臣獻詩云々、

〔西宮記（三月）〕曲水

應和二年三月、曲水宴、自中宮以女房裝束絹給侍臣以下等、

康保三年三月三日御記云、立倚子東又廂著、召左兵衛督源朝成――等、令候東簀子、次召御書所人等及殿上文人藏人所文章生等、入自仙花門、就御溝邊座、（殿上人座溝西、自餘溝東、）侍臣給紙筆、仰源――、召直幹、令獻題云々了、令延光――探吾料韻、即到庭中文臺下、探二字、雲進二字奏、次源朝臣進探韻、內藏給酒肴、公卿已下即流盃溝水、文人等飲之、晚召樂所人、令奏絃歌、事了給公卿祿、左少將濟時唱見參、後日給侍臣文人樂人祿云々、

〔台記別記〕久安六年三月三日庚辰、依例女御（○近衛女御藤原多子）方有節供事、重方調進之、親隆朝臣陪膳、其儀同正月十五日、

三月三日御節供事（重方調進之）

土高坏十二本（以金青畫松鶴、）　折敷（面宮形萌木繧物、緣有伏輪、）　有心葉、盛物如常、萌木宮形、三重織物打敷、

〔續日本紀（四十桓武）〕延曆九年三月庚子（○三日）、停節宴、以凶服雖除、（○母后高野新笠、去年十二月崩、）忌序未周也、

〔類聚國史（七十三歲時）〕平城天皇大同三年二月辛巳（○二十九日）、詔曰、朕（○平城）孝誠有闕、奉親無從、橋山崩心、仰遺劒而已遠、穀林茹恨、望遊冠而何及、況復春風動樹、結蓼思於終天、秋露霑叢、貫棘心於畢地、夫三月

者、先皇帝〇桓武及皇太后〇平城母后藤原乙牟漏登遐之月也、在於感慕、最似不堪、三日之節、宜從停廢、

〔長祿二年以來申次記〕同〇三月三日公家、大名、外樣、御供衆、申次衆、番頭、節朔衆出仕也、

一御鳥合在之、

一御對面同御盃次第事　三職、御相伴衆、國持、外樣、番頭、節朔衆、公家までなり、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄、御對面御祝已下之事、

一三日、〇三月御對面前のごとし、〇中略

一內々の御祝の次に、蓬餅まいる、

〔殿居囊〕武家年中行事

三月三日　五時、熨斗目長袴、上巳御祝儀、御不參之御三家方、當日使者如正月十五日、

〔柳營新編年中行事〕〇三月三月次之御禮、近年依上巳御祝儀近、雖無之、二月廿八日御差合出仕無之ニ付、此一日出仕可仕旨被仰出、總出仕有之候、

一爲上巳之御祝儀、一種一荷、御三家方ゟ、二種一荷、日光御門跡ゟ、右之通被差上之、謁老中使者退散、

同三日　上巳　熨斗目長袴

一御白書院出御、御のしめ御長袴御差立老中勤之、御刀、御小性衆役之、但シ御間飾無之、御三家方、同御嫡子方、松平加賀守、松平肥後守、松平讚岐守、松平下總守、井伊掃部頭、松平中務大輔、右御禮、御次之間ニ而、高家詰衆芙蓉之間御役人祗候御目見畢而〇註略大廣間江渡御、

一大廣間御中段御座疊御褥御飾物掛有之、御先立、老中司之、御刀、御扈從役之、例式之通、國持侍從以上御下段御敷居之內ゟ二疊目、四品以下拭緣、諸大夫より二人、三人、五人、七人、護持院、金地院、御次之間西之張出に、法印幷法眼之醫師、御納戸構後、御使番著座有之、御車寄落緣、舞之猿樂罷在、右之

通諸士之御禮被爲請之、尤於席々御目見有之、

〔御留守居勤方手扣〕一安政六未年三月三日　六半時、熨斗目麻著、部屋江出、五ツ時、御廣敷江一同罷出伺御機嫌、上巳之御祝儀申上、菱餅二度出、御重壹組持出、御雛拜見ニ付御菓子被下候旨、表使申候に付、一同御禮申上、御用人部屋江引、〇下略

〔幕朝年中行事歌合上〕十五番　左　上巳參賀

君をまづ祝ふ心のいそがれておのがみの日のはらひをもせず〇中略

上巳は、年毎に三月三日、白書院にして、三家の方々、溜詰の面々拜賀す、後大廣間に渡御有て、國主の面々よりはじめ、大小名の拜賀を請らる、皆のしめ長袴を著す、此日土御門家より、巳の日の祓撫物などを參らせ、また兩御所より、御臺所姫君の御かた〴〵へ雛を贈らせ給ふ、執參の輩よりも、是を奉る事有、

〔親元日記〕寛正六年三月三日庚戌、御祝物調進上之、自此御節供今出川殿始進上之、仍三御方也、

〔親俊日記〕天文七年三月三日丁丑、細川殿御出仕、馬頭殿御出仕、貴殿依不例無御出仕云々、桃花節會拜見、

〔駿府政事錄〕慶長十八年三月三日、節供之爲御禮諸大名出仕、於南殿御目見、　二十年三月三日、大御所南殿出御、日野唯心其外諸士御禮如例之云々、

〔有德院殿御實紀附錄十六〕なにごとも繼絕興廢のこと、まつりごち玉ふあまり、公武ともに久しく絕たりし曲水の宴を、一度おこし玉はむとの御事にて、成島道筑信遍に仰ありて、中右記等をはじめ、和漢の書の中より、古例あまねくさぐりもとめられ、そのうへにも御みづからの盛慮もて、古今を斟酌し玉ひ、遂に一時のおきてをさだめられ、享保十七年三月三日、その事行はるべかりしに、雨にさはりて、同じき四月二日、遂にとげ行はる、巨勢大和守利啓、田沼主殿頭意行、小堀土

佐守政方、菅沼主膳正正定、伊丹三郎右衞門直賢、大島雲平以興、大久保源次郎忠喬をはじめ、和漢の才人、各御庭の池邊に座を設け觴を流し、各詩歌を賦す、信遍は別の仰事をうけて、この座に列し、七言の古體をつくりて奉る、ことはてゝみな御前に召て祿多く賜はり、各歡をつくして退きぬ、けふの序は浦上彌五左衞門直方<sub>小納戸</sub>書て奉る、信遍はさらにかなの記をかきて進らせたり、その草稿は今も家に存せり、

〔文恭院殿御實紀七十二〕天保八年三月朔日、上巳の御祝として、日光准后、三家のかた〴〵使してものまいらせらる、　三日、上巳の御祝規のごとし、

〔執政所抄上三月〕三日御節供事

御節供　殿下御料（朱器色目如元日）　件御料節供、家司所課如常也、但藏人所御隨身所饗等近代絕了、无人被改行之歟、　北政所御料（栗栖野樣器色目同前如元日）　件御節供、北政所家司所課如常、但女房御料衝重廿前所被調副也、而近代年成勤、或不勤事、參差也、　已上兩方陪膳役送如常

〔萬葉集十九〕三日（〇天平勝寶二年三月）守（〇越中）大伴宿禰家持之館宴歌三首（〇二首略）

漢人毛、栰浮而、遊云、今日曾和我勢故、花縵世余、

〔日本紀略十一條一〕寬弘四年三月三日庚子、今日左大臣（〇藤原道長）於上東門第設曲水宴、題云、因流泛酒、

〔法成寺攝政記〕寬弘四年三月三日庚子、有曲水會、東渡所板流東西、立章錖硯臺等、東對南唐廂上達部殿上人座、南於下廊文人座、辰時許大雨下、水邊撤座之後、風雨烈、廊下座雨入、仍對內儲座間、上達部被來就座、新中納言、式部大輔兩人出詩題、式部大輔出因流泛酒用之、申時許天氣晴、水邊立座下土居、羽觴頻流、移唐家儀、衆感懐、入夜昇上、右衞門督、左衞門督、源中納言、新中納言、勘解由長官、左右弁、式部大輔、源三位、殿上地下、文人廿二人、　四日辛丑、文成就、流邊淸書、立流下、立廻草錖講詩、池南廊樂所、數曲有聲、昨日舞人著直衣、今朝位袍、講書了間被物、納言直指貫、宰相直、殿上人、或絹褂、或白

褂、五位單重、殿上六位袴、自餘疋絹、序匡衡朝臣、講師以言、

〔江吏部集(上四時)〕七言、三月(寛弘四年)三日侍左相府(藤原道長)曲水宴、同賦因流汎酒、應敎詩一首(以題爲韻、幷序、)

夫曲水本源、其來尚矣、昔成王之叔父周公旦、卜洛陽而濫觴、今聖主之親舅左丞相、亦宅洛陽而宴飮、蓋乘輔佐之餘暇、惜物色之可賞也、方今仰士大夫仙郎儒吏之工詩、天下一物以上、連賓榻於林邊、盡鑿詞華之冠、汎羽觴於水上、須酌文草(○草或作章)之酒、至彼獻酬之淺深任波心、巡行之遲速經岸脚、醉鄕氏之俗、伴鄭泉而得水路、酒德頌之文、因巴字而添風情者也、於戲何處不賞今日之花水、而居槐庭遊桃源者猶稀、誰人不感此地之風流、而列鵷群振鳳藻者有限、今日之事、盛矣優哉、我相府薦賢之樂調妙、以政典爲琴箏、養才之菓味濃、以道德爲梨棗、何唯妙舞淸歌之悅耳目、綺肴玉饌之堆盃盤而已、但遇花少榮耀、對水耻沈淪者、位纔正議大夫、隔靑紫而命薄、職只太子賓客、亞黃綺而齡傾、誤爲唱首、謂時人何云爾、

時人得處坐靑苔、汎酒淸流取次廻、水瀉右軍三日會、花薰東閣萬年盃、巡行波月應明府、斟酌沙風是後來、扶醉初知春可樂、魯儒猶耻洛陽才、(○又見本朝文粹八)

〔百練抄(四後朱雀)〕長曆元年五月十五日、遣推問使左衛門權佐於太宰府、是去年三月曲水宴時、安樂寺與帥實成卿鬪亂、依彼寺訴也、

〔百練抄(五堀河)〕寬治五年三月十六日、內大臣(○藤原師通)於六條水閣行曲水宴、

〔中右記〕寬治五年三月十六日乙亥、內大臣於關白殿(○藤原師實)六條水閣、被展曲水詩筵、未剋許人々參會之後、尊客到來、引就庭中草墪座、(南庭水邊敷、置筆硯唐臺、)殿上人五六輩同著之、(左府、內府、民部卿、左大弁、三位中將、新宰相、顯輔、政長朝臣、師賴朝臣、基綱朝臣、予、(藤原宗忠)有賢、)次文人等引著水邊座圓座、了後、羽爵流水、(庭前流上樹下、引遶屏幔爲酒部所也、)一々持之令飮、(知家朝臣取盃奉大臣、納言以下能遣奉之、文人等自取飮之、)次左大辨書題立座、覽殿下幷尊客了、復本座、又付韻覽之、其後被下題、(白唐紙書)之、次召管絃具、(諸大夫五位役送)各置所役人前、內大臣(琵琶)民部卿(拍子)三位中將(笛)予(笙)有賢(和琴)先吹雙

調、于時樂人著衣冠、七八人許、棹輕舟付岸聯合奏、安名尊、櫻人、席田、鳥破急、春鶯囀、春庭樂、此間、源大納言參來著庭前座、次平調、青柳、庭生、萬歳樂、五常樂急、羽觴屢流、人々令飲、船樂退出吹、廻忽春日已暮、人々引著饗饌座、大臣昇自縁殿南階、左府御盃師頼朝臣取之、內府御盃三位中將取之、自餘人々昇自西廊四泉上渡殿著座、公卿殿上人同著之、殿下御輿座、尊客左府座疊上敷茵、文人饗在侍所、初獻、二獻、頭辨勸盃三獻、新宰相此間餘興未盡、重有管絃平調、新宰相持拍子、民部卿彈琵琶、自餘如前、伊勢海、五常樂破急、三臺急、時々朗詠、次盤涉調了、撤饗饌、置文臺、人々各置詩了、召左衛門權佐有信爲講師、讀師左大丞一々講了、後退下、爰召序者孝言朝臣、殿下乍御座上、脫御衣給之、內大臣取給之序者下庭前二拜、老翁遇逢之秋也、　次被獻引出物於尊客、劍、有袋、新宰相取之、御馬、次給琵琶一面於民部卿、予取之夜及深更、各々退出、

文人公卿、左府、內府、民部卿、左大辨、以上直衣、殿上人、頭辨、師頼朝臣、束帶基綱朝臣、衣冠道時朝臣、兼實朝臣、予、成宗、爲房、束帶重實、束帶時範、束帶藏人友實、衣冠出青色衣儒者、是綱朝臣、敦基朝臣、有信、束帶在良、公仲、俊信、實義、文章生、孝言朝臣、序者束帶宮內丞藤宗仲、已上合廿六人、此外召知房朝臣、爲隆、右大弁幷隆兼、雖有其召、有故障不參也、文人之外、新宰相公、政長朝臣、衣冠有賢依爲管絃者、有其召也、去三日可有此儀、而依一切經會延引及今日也、或人云、曲水宴會之時、必用桃花石帶云々、又前例必奏音樂之時、用赤白桃梨花、今度已無之如何、今日歌樂雖有其式、依日暮不盡歟、又人々裝束、公卿殿上人直衣、文人等衣冠也、此中或有束帶之輩也、太后幷北政所、內大臣殿、三位中將殿、女房人々見物、御座簾中云々、

〔續世繼四波の上の盃〕三月〇寛治五年三日曲水宴といふことは、六條殿にて、この殿〇藤原師通せさせ給ときこえ侍きから人のみぎはになみゐて、あうむのさかづきうかべて、もゝの花の宴とてすることを、東三條にて、御堂のおとゞ〇藤原道長せさせ給き、そのふるきあとを尋させ給なるべし、このたびの詩の序は、孝言といひしぞ、かきけるときゝ侍し、

〔本朝續文粹一賦〕羽觴隨波賦以周公卜洛因流沈酒爲題、三月三日於秘書閣而作之、　江大府卿〇大江匡房

昔周公之卜城也、瞻彼東洛、建我西周、開翠罇于岸上、濫羽觴於波頭、臨翫有心、水能可滌雜穢、會飮無

算、酒亦足除百憂、原夫豫遊擇地、獻宴傳風、其說聞于東氏、其義起自姬公、潭月纔浮、手擧纖影之白、岸華漫落、口吹輕葩之紅、於是潔其心、去其卜、酌下若之餘味、臨中流而求禍、浮魚泛躍、似轉三雅於遠近、浴鳥和鳴、疑呼四字於遲速、爾乃洞乎頻勸、陶然自樂、誠置酒之如淮、遂取醉於曲洛、沙頭快飲、默任冷暖乎風烟、潭邊漫傾、豈待賓主之酬酢、既而一周爰始、二漢相因、尋勝趣于吉日、傳芳躅于嘉辰、水是無情、誰論淺深之戶、浪其不定、難知次第之巡、況復十分頻酌、三遲無休、始染指於泓澄之蕙渚、終開眉於瀠泞之芳洲、顏兮已酡、奪紅桃之曉色、心不及亂、只枕麴塵之春流、國家恩波遠蕩、惠景高泛、人皆得醉德而熙々、義何必流盃之汎々、馨香其治、咲鄭俗之採蘭、珍惟其祥、嘲金人之捧劍、則知神器惟新、聖曆可及、配靈瑞於天地、詢往事於左右、叡智生知、非獨同類於晉武之風、膏澤遍施、非獨傳美於秦昭之酒者也、

〔台記〕久安七年(○仁平元年)三月三日甲戌、依例有御節供、余(藤原賴長)書之、次有二位節供事、(初度)

〔兵範記〕保元三年三月三日癸亥、右府(○藤原基實)御節供、於宇治供之、家司季兼朝臣調進之、盛業爲行事、邦綱朝臣陪膳、五位六位役送之、(束布衣)

〔三長記〕元久三年(○建永元年)二月十三日甲子、參內、次參殿下、(○藤原良經)以長俊朝臣(殿曲水宴間沙汰)申、昨日奏聞條々、藤中納言(資實)參有御對面、予(○藤原長兼)又依召參御前、曲水宴間事有評定等、寬治之例、於有所見之事者、可被用之由、納言并予申之、次第指圖可被作之由、納言被申之、寬治式匡房卿作之也、本溝淺水淺、有屈曲、又迫中門廊前之間其所狹、南庭西行、新可堀溝之由、納言被申出、可然之由予同申之、羽爵寬弘黑漆、寬治作水鳥綵色、置盃、可被用寬治例之由各申之、草墪色々可依內宴例、殿上人料以布裹由、雖見寬治記、其色不分明、予申云、准疊緣可被用黃色歟、親範入道計申旨、如予申之由有仰、地下文人座、寬弘壺圓座、其體不審、寬治皆圓座、可依寬治例之由共申畢、文人公卿以下大略有議定、序、者寬治孝言御師匠也、成信當仁之由、納言被申、高長朝臣成信之間、猶未定歟、三月三日、日次不宜、今年無御作文、

先可有御會之由、納言被申之、御移徙以後、四韻詩未被展席、仍此事先日予所申出也、十八日可有御會之由議定、納言詩題、州縣春光遍、（題中記韻）各可催文人之由有仰、更闌退出、十六日丁卯、參殿下、（○中略）曲水宴事有評定、草墪事、偏難被遂内宴之例、私宴也、又公卿以下著直衣、已非禮儀、遊興也、只牙象草墪上被敷色々唐綾褥可宜之由、中山入道殿下令計申給、卽彼御札下給見之、寛治被用法性寺草墪、（舞臺草墪也）件草墪卽牙象、中山殿令計申給之旨、尤可然之由申、内宴草墪自納殿被取出之、大臣紫、大納言縹、中納言欵冬、（地黄文以丹畫之、已上以其色輪チガヘチ畫）參議並文人黄、（以黄絹裹之也、已上地體用桶如誠）仰云、參議與文人無差別不得心、保元文人民部卿入道（親範）奉行也、此色就何文令分別哉之由、雖有御尋、文書燒失之由申之、不明歟、

〔一代要記 土御門〕建永元年二月廿八日、熊野本宮燒失之由、三月三日風聞、今日於中御門殿可有曲水宴、而依此事延引、來月乎、三月七日攝政良經頓死、三十八、

〔夫木和歌抄 五 三月三日〕百首御歌遊宴　慈鎭和尙

書とめしはの字に波や結ぶらん絕にし道をとをりはてねば

あはれともけふこそ桃の花ざかりかみのみのひと誰さだめけん

此二首、御歌詞云、曲水の宴は、我國には顯宗の御ときはじまれり、いゑ（○藤原氏）には寛弘、寛治いみじき事になん申つたへたれど、その後はきこえぬを、道を得たまへるゑるしに、おこしをこなはんとて、文人伶人申さだめて、すでに三日（○建永元年三月）とて侍りしを、熊野火事、二日ゆふべにきこえしかば、のべられけるになん、上のみの日をとりてもおこなふ例あれば、十二日には、などきこえし物を、詩句はいたづらに文人のこゝろにおさまり、拍子はむなしく伶人のたぶさに殘りて、神なり、又神なりともいはず、夢きかぬにあらざるかとのみおどろくところ、まことにたましゐをたつなかだちとなりて、心をまよはすかぎりに侍りけれど云々、

神社上巳

〔義經記 七〕平せんじ御見物の事
富樫が城をみれば、三月三日の事なれば、かたはらには、まり、小弓のあそび、かたはらには、鳥あはせ、又くはんげん、さかもりと打見えて、酒にゑひたる所も有、

〔房總志料 三上總附録〕一夷隅の俗、上巳に戸戸小蒜を檐に狭みぬる事、端午の菖蒲に同じ、蒜なければ、かゆるに葱を以てす、來由詳ならず、源氏物語に、こくねち(極熱)のさうやくといふ事みゆ、かゝる事の轉せるにや、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事并月記事
三月例　三日節、新草餅作奉氏、太神幷荒祭宮供奉、然後禰宜内人物忌等、集酒院直會被給、

〔鹿島宮年中行事 三月〕三日、大宮祭、大宮司、月次ハ小別當、
是時御供ニ草餅加奉、備神前、人々モ三月節供草餅食スレバ、邪氣除無病ト云本文事多、略ス、

桃酒

〔世諺問答〕三月　問て云、三月三日に、桃花の酒をのみ侍るは、何のいはれぞや、　答、人の國のことにや、太康〇西晋武帝年號年中に、山民建山自然武陵といふ所にいたりて、桃花水にながれしをのみしより、氣力さかんなりしかば、いのち三百餘歳にをよべり、されば今の世に、桃花をもちひ侍るとかや、酒をのむ事は、周の曲水の宴に、盃をながせしよりや初りけん、

〔日本歳時記 三月三日〕三日　今日艾糕を食し、桃花酒をのみ、艾糕を親戚にをくる、〇中略　桃花酒をのむ事、月令廣義に法天生意を引ていはく、三日桃花を取て酒にひたし、これをのめば病を除き、顏色をうるほすとなん、桃花を酒に浸さば、ひとへなる花を用べし、千葉の花を服すれば、鼻衂いでてやますと、本草に見えたり、

〔俳諧歳時記 三月〕桃の酒　三月三日、桃花一斗一升を採り、井花水三升、麴六升、米六斗、これを以よく炊ぎ、酒に醸してこれを飲ば太よろし、千金方、

〔備急千金要方二十一 七竅病方〕面藥第九方

令人面潔白悅澤顏色紅潤方○中略 又方、酒漬桃花服之、好顏色、治百病、二月三日收、

白酒

〔年中恒例記〕三月三日 御祝之時、御酒桃花入申候也、

〔東都歳事記一 二月〕當月中旬より、江府の酒肆白酒を造りて售ふ、中にも鎌倉町豐島屋の酒店には、廿日頃、纔一朝に商ふ、遠近より求るもの夥しく、未明より戶外市をなせり、

〔東都歳事記一 三月〕三日 上巳○中略 良賤佳節を祝す、艾餅、桃花酒、白酒、炒豆等を以て時食とす、

〔浪花の風〕上巳には、小赤豆飯、白酒を祝ふこと、江戶と替ることなし、

草餅

〔掌中歴上 歳時〕節日由緒

三月三日草餅 周幽王淫亂、群臣愁苦、于時設河上曲水宴、向幽王、或人作草餅貢于王、王嘗其味爲美、可獻宗廟、周世大治、遂致太平、

〔本朝食鑑二 穀〕餅 訓毛知古、訓毛知比、 草根樹葉亦造餅者不少、艾餅者采嫩艾苗、去莖煮熟合蒸糯擣作餅、三月三日、必用此餅而賀祝之、

〔年中行事秘抄三 月〕三日 曲水宴事○中略

日本博士中臣丸連等奏云、昔平野有三女、甚嗜粉餅、三月三日沒於河中、是以平野作餅祭之、

一云、黄帝有三男子、甚嗜粉餅、三月三日比死、故黄帝以此日作粉餅醮祭三子等、

〔公事根源三 月〕曲水宴 三日

草餅を三月三日に用る事は、周幽王より事おこりぬるよし申つたえたり、

〔日次紀事三 三月〕三日 節供(中略)凡五節供內、今日婦女重之、製草餅、各食之、草用鼠麴草、俗母子草、蓋此草存母子之名、故用之作餻、期母子俱全、今專用艾代母子草、

〔日本歳時記三 三月〕三日 今日艾餻を食し、桃花酒をのみ、艾餻を親戚にをくる、今日艾餻をくらふ事を考るに、荊楚歳時記に、三月三日鼠麴の汁を取て蜜と合せ粉に和す、名付て龍舌粁音粄、米餅なり、

といふ、これを食すれば厭時氣と云るせり、又本草に、鼠麴、調中止洩除痰、壓時氣、去熱嗽、雜米粉食甜美なりとあり、これを以て見れば、もろこしには鼠麴餻を用るとみえたり、又文德實錄第一卷に、田野に草あり、俗に母子草と名づく、二月に始て生ず、莖葉白してもろし、三月三日に婦女これを取て蒸し、擣て以て餻とす、傳えて歲事とすといへり、云かれば我國にも、いにしへは鼠麴餻を用ひしと見えたり、いつの比よりか、鼠麴を用ひずして、艾を用ひ來りしにや、又錦繡萬花谷にいへるは、周の幽王の時、或人草餅をつくりて幽王に奉る、幽王その味の美なることを感じて、この餅珍物なり、宗廟に獻せば、周の世大に治り、遂に太平を致べしといへり、後人此事を相傳て三月三日に草餅を作り祖靈にすゝむ、草餅のおこり是よりはじまれりとなん、云かれども此說たしかなる出所を見ず、ことに幽王のかくいへりしとて、つたへて歲事とすべき事にもあらず、たゞ附會の說なるべし、信ずるにたらず、歲時記の說を以て正とすべし、

〔俳諧歲時記三月〕草の餅 蓬餅 艾の餅

〔秇苑日涉六〕民間歲節上　三月三日謂之上巳、以艾糕爲節物、　西京雜記曰、漢宮中九月九日佩茱萸、食蓬餌、飲菊花酒、令人長壽、又曰、蓬餌以祓妖邪、蓬餌即艾糕也　宋史高麗傳曰、上巳日以靑艾染餅爲盤羞、　遼史曰、五月五日、國主及臣僚飲宴渤海、廚子進艾糕、　中山傳信錄曰、三月三日上巳、家作艾糕相餉、官民皆海濱禊飲、又拜節相往來、　荊楚歲時記曰、三月三日、取鼠麴草汁蜜餅粉、謂之龍舌粁、　正字通曰、鼠麴、卽鼠耳草、土人采莖葉餅粉、擣作米果、北人呼茸母、邵桂子甕天語曰、北方寒食、采茸母草餅粉食、宋徽宗詩、茸母初生認禁煙、是也、　按、此方人在昔亦用鼠麴草、文德實錄曰、三月三日、婦女采母子草爲糕、母子草、此讀曰破歎古草即鼠麴草也、

〔守貞漫稿二十六〕三月三日中略○蓬餅

古ハ如何ナル形ニ製シケン、今世ハ三都トモニ菱形ニ造リ、京坂ニテハ蓬ヲ搗交ヘ、靑粉ヲ加ヘ

闘鶏

潮干

テ綠色ヲ美ニス、江戸ハ蓬ヲ交ユルハ稀ニテ、多クハ靑粉ニテ綠色ニ染シノミ也、因云、江戸ニテハ大概クサモチ、京坂ニテハヨモギ餅ト云也、　女兒產レテ初テノ上巳前ニハ、親族知音ヨリ雛調度、或ハ人形、其他ニテモ、種々祝ヒ物ヲ贈ル、報之ニ、此菱餅ヲ遣ルヲ通例トス、或ハ請待シテ饗之、或ハ酒肴及膳ヲ贈ルモアリ、菱餅大小アレドモ、橫長キ方ニテ尺計リヲ普通トス、〇中略　菱餅雛ニ供スルニ、圖〇圖略ノ如ク餅ニ同ジキ菱形ノ臺ニ居ル、黑塗ニ多ク雛蒔繪アリ、雛マキエハ乃チ牡丹唐草ノ物ヲ云、菱餅三枚、上下靑、中白也、

京坂ニテ初年ニハ、右ノ菱ノ餅ヲ贈リ、二年目ヨリハ、イタヾキト號テ、米ノ新粉ヲ楕圓形ニ扁平シ、聊カ凹ニシテ、一方ニツマミタル形ヲ付ケ、凹ノ所ニ砂糖入リノ赤豆餡ヲ付ケ、是ヲ重箱ニ盛リ配ルヲ普通トス、江戸ニハ此物小形也、涅槃會ニ供シ、今日不用之、

〔文德實錄一〕嘉祥三年五月辛巳、嵯峨太皇太后〇橘嘉智子崩、　壬午、葬太皇太后于深谷山、〇中略先是民間訛言云、今茲三月三日不可造餻、以無母子也、識者聞而惡之、至于三月宮車〇仁明晏駕、是月亦有大后山陵之事、其無母子、遂如訛言、此間田野有草、俗名母子草、二月始生、莖葉白脆、每屬三月三日、婦女採之、蒸擣以爲餻、傳爲歲事、今年此草非不繁、生民之訛言、天假其口、

〔長秋記〕保延元年三月三日丙子、女院有闘鶏事、左方限合之、〇臨時祭方右頭經宗、依病不參之故也、

〇按ズルニ、三月三日闘鶏ノ事ハ、遊戲部物合篇ニ詳ナリ、

〔諸國圖會年中行事大成二下三月〕三日　潮干　此日所々の海潮大に涸く、殊に泉州堺浦、住吉の海濱甚し、是を見物の輩群をなし、干潟に出て蛤を取、これをにじるといふ、足にて踏み、或は鎌にて砂をわくるに、其鎌にあたるを採取る、今日より七日迄を大潮と云、十日の比を長潮と云、其餘潮干に名高きは、紀州加多、武州品川等也、

〇按ズルニ、潮干ノ事ハ、產業部漁業篇ニ在リ、

名稱

## 附雛遊

雛遊ハ、ヒヒナアソビト云フ、往昔ハ、平生ニ之ヲ行ヒシガ、後ニハ三月三日ヲ期シテ之ヲ爲セリ、ヒヒナハ、原ト兒女ガ平日弄ブ所ノ小偶人ニシテ、略シテヒナト云ヒ、雛ノ字ヲ用キル其雛ニハ土偶アリ、紙製アリテ一ナラズ、其附屬品モ亦甚ダ多シ、德川幕府ノ時、盛ニ華美ヲ競フヲ以テ、幕府屢〻之ガ制限ヲ立テタリ、

〔書言字考節用集二時候〕雛遊(ヒナアソビ)上古年始、於二宮中一有二此遊一、上宮太子以來、期二上巳一爲二女兒之戲一、

〔和字正濫要略〕ひゝなあそび　此假名いまだたしかなる證を見ず、又眞名はましてえらず、齋宮女御集に、うちにおはせし時、ひゝなあそびに云々、又おなじひな社の前の河に、紅葉ちる處にて云々、又中務集に、中宮のひゝなあはせに、かはらのかた、すはまにつくれり、ひゝなのくるまのなぬか、たなばたもけふはあふせと聞く物をかはとばかりや見て歸りなん、又云、れいけいでんの女御、中宮にたてまつれ給ふ、ひゝなのもに、あしでにて、えら浪にそひてぞ秋は立ちぬらしみぎはの蘆もそよといはなん、俗本の假名は證とえがたけれど、これら一同に皆ひゝなとかき、又ひなともあれば是を引、俗書にひいなと書、眞名は雛の字を書けり、最負の音は、ひきなるを、音便にひいきといふごとく、ひなの音便も、ひいなといへるかと思へるにや、假名にはさることなし、鳥のひなをいふ時、ひゝなといへることは見及ばねど、ひゝと聞えてなく物なれば、ひゝなきを略して、ひゝなといひて、それを猶略して、ひなといふにや、ひゝなをも俗にはひなとのみいひ、齋宮女御集に、ひなやしろとあれば、互にひゝなとも、ひなともいふべきにや、鳥のひなは、ちひさういたいけえたれば、裝束のかたなどをも、ひながたと云、これを思へば、ひゝなも、屋形人形よりよろづちひさういつくしきを、ひなにたとへて名づけたるにこそ、

〔玉勝間十〕ひゐな　人の形をちひさく作りて、わらはのもてあそぶ物を、物語ぶみどもに、ひゐな

といへり、これはちひさくつくれるを、鳥のひなになずらへていへる名にて、字も雛とかき、今の世の人も、ひなといふを、ふるくひゐなとしもいへるは、詩歌をえいか、四時をえいじ、女房をにようばうといふたぐひにて、ひもじを引ていふなれば、假字はひいなと書べきを、ゐと書るはたがへり、物の雛形といふも、ちひさく物したるよしの名なり、

〔骨董集上編下前〕雛の假字の事　契冲雜記に、ひゝは、ひゝと聞ゆるこゑ、なは、鳴かといへり、古言梯も此說によれるにや、鳥の子のひゝと鳴音もて名づくるなるべしといへり、又或說に、宇津保物語の藤原君の卷に、巢をいでゝ、ねぐらもえしらぬひな鳥もなぞやくれゆくひよとなくらん、とあるにて、ひよとも、ひゝともなくものゆゑに、ひゝなといふことゝわりえらるといへり、玉かつま十卷の說は、これらにたがへり、ふるくひゐなといへるは、ひもじをひきていふなれば、かなはひいなとかくべきを、ゐとかけるはたがへりといへり、おのれ〇岩瀬醒齋此說によりて、えばらくひいなのかなをもちふれども、釋日本紀、卷十四二比賣那素寐の釋に引る私記のことばに、比々奈遊とあり、江家次第卷七十立太子の條にも、比々奈とかける古例あれば、ひゝなとかくもわろきにはあらざるべし、されどひゝと鳴義とさだむるときは、ひゝなは本なり、ひなといふは略言にて末なるに、鳥の子を、ひな、ひな鳥などはいへれど、ひゝなと物にかけるをいまだ見あたらず、ふるきものにも、人形のたぐひ、すべてちひさくつくれる物のみを、ひゝなとかけるは、末を本とせるに似たり、又人形のたぐひを、ひなとつゞめていへるも、ふるき物にはすくなし、たま〳〵齋宮女御集卷下に、ひな社とあれど、契冲師の校本を見れば、古本には、ひゝなやしろとあるよしにて、ひきなほしたり、又御堂關白御集のことばがきに、たかまつのきみの御もとより、ひなやまゐらせ給ふとてとあれど、下の詞がきには、わかみやの御ひゝなやに云々とあれば、上にひなやとあるは、おぼつかなくぞおぼゆる、かく末を本にせるにて、ひゝなのかなにもうたがひなきにあらず、又ひゝとなく義と

せる說をやぶりて、和名鈔に比奈とあるを、本の名とせんときは、玉かつまの說のごとく、ひもじをひきていふなれば、ひいなのかなならまし、おのれがおろかなるこゝろには、いづれをよしともさだめがたし、

〔古今要覽稿（歲時）〕ひゝなあそび（ひゝなあはせ○ひゝなまつり）　ひゝなあそびの始、さだかならず、崇神天皇の御時、和珥坂の少女の歌に、比賣那素寐殊望［ヒメナツビスモ］とあるを、私記に、今案、ひゝな遊なりといへり、弘仁私記か、公望私記か、えらずといへ共、公望、承平六年十二月八日、宜陽殿東廂に於て日本紀を講ずといへば、其ころの私記ならん、さらばたとひ崇神天皇の御時よりありといふことは、うたがはしくあり共、承平の前より行はれしことは、うたがひなかるべし、（釋日本紀）天曆四年、東宮御殿祭の條に、ひひなの料といふものをあげ、（御產部類記引九記）うつぼ物語に、右大將の、とう宮わかみやに、もてあそびもの奉り給ふといふ下に、ひいなに子の日させなどあるを合考ふるに、當時は、やごとなきあたりにても、せさせ給ふ事とえらる、たゞしこれはあまがつ、はふこの類にて、それよりうつりて、ひゝなあはせなどいふこと、さかりにをこなはる、（齋宮女御集、中務集、うつぼ物語、源氏物語、清少納言枕册子）されど時節はさだまらざりしを、今のごとく三月にかぎりて、家ごとにかざりまつることも、後土御門院の御宇の比は、すでに有しと見えて、飛鳥井榮雅の三月三日雛遊の歌、月刈藻集に見えたり、（たゞし本集には見えず、此歌は文明五年に出家して、延德六年に薨ぜられたり、すなはち後土御門院の御時なり、）さるを一條禪閤の世諺問答にえるされざりしは、世間一統の事にはあらざりしなるべし、さていにしへは、時節にかゝはらざりしを、今はかならず三月三日にをこなふことゝなりしは、上巳の祓の人形と、ひなあそびと混せしなるべしといへり、（日次記事、鹽尻、伊勢貞丈ひな問答、稻山行敎說、）一說には、幸の神祭の遺風なるべしともいへり、（鹽尻）

〔釋日本紀（和歌二十四）〕十年（○崇神）九月壬子、大彥命到於和珥坂上、時有少女、歌之曰、（○中略）比賣那素寐殊望［ヒメナツビスモ］（私記曰、問、不知殺之謀、爲見女之遊、今案、比比奈遊也、）

〔日次紀事三月〕三日 雛遊今日良賤兒女製紙偶人、是稱雛、玩之者、元贖物之義、而乃祓具也、或名母子、蓋以新物撫母子身體、於水邊解除之、或飲桃花酒、亦修禊事之微意者乎、

〔日本歳時記三月〕三日 今日めのわらはのたはぶれ事に、ひゐなあそびとて、ちいさき人形をもてあそぶ事あり、ひゐなあそびの事は、源氏物語などにも見え侍れば、いにしへより有し事なり、又源氏に、十にあまりぬる人は、ひゐなあそびはいみはべるものをとあれば、十よりうちにてする事ならし、又這子とて、ふとき人形に衣服をぬふてきせ、帶などさせて、これをもてあそぶ事あり、源氏にも見えたるあまがつは此事なるべし、

〔倭訓栞前編二十五〕ひゝなあそび 齋宮女御集、源氏物語、枕草紙などに見えたり、雛遊の義也、雛は小形をいふ、ひな形などいふが如し、よて人勝をもひゝなと呼り、源氏に、元朝にも野分の朝にも翫し事見えたれば、昔は平生の事たりしにや、 ひゝなあはせといふ事、中務家集に見え、ひなやしろは、齋宮女御集にみえたり、 上巳の雛遊は、もと贖物の義也といへり、源氏の君、須磨に左遷の時、三月巳の日陰陽師を召て祓へさせ給ひ、こと〳〵しき人形を舟に載て流す事、彼物語に見えたり、一説に幸ノ神祭の義なるべしといへり、

〔秇苑日渉六〕民間歳節上 三月三日、○中略是日家有女兒、必陳人勝、○中略謂之雛會、○中略近世衣之以繡績、飾之以金珠、一對價或至五六十金、比者嚴禁其淫靡者、雖頒歸質、要非復古制也、

〔名物六帖器財三偶像說〕人勝ヒナ武平一景龍文館記、中宗正月七日、御清暉閣、登高遇雪、因賜金綵人勝、令學士賦詩、

〔荊楚歳時記〕正月七日爲人日、以七種菜爲羹、翦綵爲人、或鏤金箔爲人、以貼屏風、亦戴之頭鬢、又造華勝以相遺、登高賦詩、

○按ズルニ、康熙字典ニ引ク所ノ荊楚歳時記ニハ、或鏤金箔爲人ノ人字ヲ人勝ノ二字ニ作リ、勝ハ婦人首飾ナリト解セリ、

〔骨董集上編下前〕三月三日の雛遊　古代のひいな遊びは、平日の玩なりし事は、前にいへるが如し、三月三日を期とせしは、いづれの比歟、詳ならず、○中略無言抄に、雛、人形の事也とのみありて、季をさだめず、雛也、此書は天正七年より二とせあまりに、これを記すとあれば、天正の比も、いまだ三月三日にさだまらざりしか、御傘にも雛を雛とす、增山の井寛文三年印行三月三日の條に云、ひいな遊こそ慥なる期もあらねば、打まかせては雛なるべし云々、但聊あひしらひあらば、此比の俗にまかせて、今日の事にも成ぬべし云々とあり、是等を合せ考るに、三月三日を期とせしは、とほからぬ事なるべし、天正以後の事歟、　三月上の巳の日、水邊に祓する事、和漢ともに古し、源氏物語須磨の巻に、源氏須磨へ左遷の時、三月の朔日巳の日にて、浦邊に出、陰陽師をめして祓せさせ給ひ、舟にこと〴〵しき人形をのせて、流させ給ひし事見え、加茂保憲女集に、おほぬさにかきなでながすあまがつはいくその人のふちをみるらん、などもいへれば、上巳の祓に、天兒を水に流せし事もありしなるべし、後世に、三月上巳を雛遊の期とせしは、是等の遺意にて、天兒母子等の贖物に酒食を供じ、もろ〳〵の凶事を是におはせ、おのれ〳〵が身を祝ひしが、やゝ古の雛遊びの方にうつりて、つひに今の如くにはなれるなるべし、國朝佳節錄、三月三日、兒女制紙人、爲祓者、贖物之義、乃祓具也云々といへり、然則原潔身の神事によりて起りたれば、今の世には、雛遊といはで雛祭と稱るも、緣なきにはあらざりけり、

古へのひいな遊びは、たゞはぶれのみ也、今のは、たゞはぶれの遊びわざにあらず、女は高きいやしき、嫁しては夫にしたがひ、男は外をさめ、女は内をさむるものなれば、幼時より嫁して夫しにつかふるわざ、家業の事も、ひいな遊びにてそのまねびをなし、手馴ならはしむるを本意とすめれば、民の童は、ことに飯かしぐわざまでもこれに手馴、家内むつまじき體をまねび、質素をむねとして、美巧をこのむまじきことぞかし、今の世の女兒の、男女のかたちをつくりて、夫婦ごと、又奴婢のさまなどなして遊べるぞ、かへりて中昔のひいな遊びにもかよひ、伊勢の小米びなにもかよへりといふべき、

〔松の落葉四〕比々奈　今の世、三月三日に、女のわらはのいはひごととて、比々奈をかしづきまつ

ることあり、此事おのれ〇藤井高尚がおもひとれるやうをいひてん、上巳のはらへとて、いにしへ三月のはじめの巳の日にせしはらへを、はやうより三日にかぎりてなすこと、なり、中ごろの陰陽師のはらへするやう、はらへどに神をまつり、人がたをおくなる、其人がたのちひさきを比々奈といひて、神をまつるかたへにあるからに、神のごとくおもひまがへて、まつること、はなりぬるなめり、めのわらはのものとすなるは、源氏物語の若紫の卷に、源氏君の詞に、いざたまへよ、をかしきゑなどおほく、ひゝなあそびなどするところにと、いひたまふは、紫上のいとをさなきころにて、比々奈をもてあそびぐさにしたまふゆゑなり、さる世のならひより、めのわらはのものとはなれるなるべし、そのはじめをおもへば、しかるべくなんあらぬ、江家次第十七の卷、立太子のくだりに、或幼宮時、以女房為陪膳云々、奉帳中阿末加津云々、但有常阿末加津土器撤、其後供比々奈、とあるを見れば、比々奈は阿末加津のたぐひにて、をさなき人のかたへにおく人がたなり、これも陰陽師のをしへてなさしむるわざにぞありける、をさなき人のかたへに、うちまきをおくと同じく、はらへより出たることなるべし、いとけなき子のれうなれば、ちひさきをつくれり、かたへにあれば、おのづからもてあそびぐさともなしつるになん、たゞしめのわらはの情にかなへるものなれば、そのかたには、かたよれるにこそ、さてこの比々奈、ふるくは紙にてのみつくれりとみな人いへど、そはしもざまにては、むかしは絹もてえつくらざりしゆゑに、ふるきは紙なるがおほければ、しかおもふにてたがへり、江家次第に、東宮の比々奈の事をいへるくだりに、比々奈料絹、本宮給之とあれば、絹にてもつくれることしるし、上のくだりに、ときあかせるにて、むかし今の比々奈のやう、大かたにはしられぬべくなん、

〔傍廂前篇〕雛　今世俗の内裏雛といへるは、冠服の姿なる故に、おしはかりもて内裏といへるにつきて、或は仲哀天皇神功皇后として、男女と次第をたて、または神功皇后應神天皇として、女男

と次第をたつるは、皆據もなき僻事なり、誰の妾といふことはなく、只男女の妾なり、源氏紅葉賀卷に、紫の上、よき雛によき衣きせて、源氏君と號け給ひしは、其時にとりての事なり、當世少女のもてあそぶ紙人形、みづからつくりて姉樣と稱するが、卽古の雛なり、同物語に、十にあまれる姬君は、ひゝなあそびせぬ由いひしも、今世の紙人形の事なり、いにしへも當世の紙人形の如く常の物にて、三月には限らず、紫の上の雛あそびに、いぬきといへる少女が、雛の屋こぼちたるは、正月元日なり、さるを三月初巳日に、身滌の祓あり、雛形の紙にて、身のはらへして川へ流す故に、なでものとも、形代ともいふ、同物語東屋の卷に、

見し人のかたしろならば身にそへて戀ひしき瀨々の撫ものにせん、とよみしは、三月上の巳日の祓をよめるなり、そのなでものと、少女遊びの姉樣の雛と混じて、三月上の巳日の物となり、又三月三日の重三と、上巳と混じて、ひとつになりたるなり、外戎にては魏晉の頃より混じたるよし宋書にあり、今は三日は、巳日ならでも上巳日といふがならはしなり、但ジャウヴンの日を、音訓まじりにジャウミと唱ふるは拙し、

〔嬉遊笑覽六下見戲〕今の雛祭は、上巳の祓を思へるにや、俳諧水鏡に、ひゝなあそびこそ、慥なる故もあらねば、打まかせては雜なるべし、源氏物語には、元日にも野分の朝にも、ひゝなごとありし由侍れば、今日に限らぬ〔○此間恐有脫字〕ゑられたり、但いさゝかあひしらひあらば、此ごろの俗に任せて、今日のことにもなりぬべしやとて、新續犬筑波集にも、少々まじへて入侍りし〔此書、享保十五年、涙花人紹蓮といふものゝ撰なり、それを後に、増山井と書名をかへ、作者の名を削りて、季吟の名を入たるは、書肆が利を得むとての所爲なり、〕さて新犬筑波は季吟の撰なり、件の文は季吟が說を錄したるなれば、此頃の俗とは、萬治前後をいふ歟、それより前にもさるべきあたりには、もてはやしゝ事ながら、民間にも專ら行はれしは、おほやう其頃よりなるべし、犬子集は貞德の撰にて、寬永八年より同十年正月にゑるし終る、守武千句、宗鑑が犬筑波に次での撰な

り、花の句よせたる中に、政直が句、ひなといへど花の都の細工かな、これ罸に雛をよせたり、其頃は、いまだ遍くもてあつかふことにはあらずとみゆ、明暦二年刻したる世話焼草、三月の條、三日節句云々、ひな遊、巳日祓とつゞけて出たり、寛文元年一雪が獨吟百韻、もとむるにさても直段のやす屏風、ひゝなあそびはたゞ祝言のみ、是又雛に用

〔東都歲事記一三月〕三日　女子雛遊び　二月の末より、屋中に段をかまへて飾るなり、當才の女子ある家には、初の節句とて分て祝ふ、

〔江家次第十七〕立太子事

或幼宮時、○中略奉レ帳中阿末加津一云々、但有二常阿末加津土器一撤、其後供二比々奈一、

〔空穗物語嵯峨院〕おほとのゝきたのかた、御物がたりし給ところ、きんだちあそびありき給、女ぎみ御ぐしかいしきばかり、いとおかしげにて、ひゐなあそびし給、

〔空穗物語樓の上上〕宮は雪をぞ山につくらせ給て、まろと二宮とは、ならべてみ侍しかしとの給まゝに、○中略ひゝなあそびなど、もろともにしてみせたてまつり給、

〔空穗物語樓の上下〕あけぬればくるゝまで、いぬみやひな○ひな、一本作二ひいな一あそびしたまふ、

〔中務集〕七夕の繪の中宮のひゝなあはせ○あはせ、一本作二あそび一に、かはらのかた、すはまにつくれり、ひゝなの車のかた七月七日、○歌略

〔齋宮女御集〕うちにおはせし時、ひゝなあそびに、神の御もとにまうづる女に、おとこまであひて、物いひかはす、○歌略

おなじひな社の前の河に、紅葉ちる所にて、○歌略

〔枕草子二〕すぎにしかたこひしきもの　ひいなあそびのてうど

〔源氏物語五若紫〕ひゐな遊びにも、ゑかい給ふにも、源氏の君をつくり出て、きよらなるきぬきせかしづき給ふ、○中略ひゐななど、わざとやどもつくりつゞけて、もろ共にあそびつゝ、こよなきもの

おもひのまぎらはしなり、

〔源氏物語七紅葉賀〕おとこ君〇源氏君は、てうはいにまいり給とて、さしのぞき給へり、けふよりはおとなしく成給へりやとて、うちゑみ給へる、いとめでたうあいぎやうづき給へり、いつしかひゐなをしすへて、そゝきゐ給へり、三尺のみづしひとよろひに、しなゝゝしつらひすへて、又ちいさきや共つくりあつめて奉給へるを、所せきまであそびひろげ給へり、なやらふとて、いぬきがこれをこぼち侍にければ、つくろひ侍るぞとて、いとだいじとおぼいたり、げにいとこゝろなき人のしわざにも侍かな、いまつくろはせはべらん、けふ〇正月一日はこといみして、なない給そとて出給ふけしき、いと所せきを、人々はしにいでゝみたてまつれば、姫君〇紫上もたちいでゝみたてまつり給て、ひゐなの中の源氏のきみつくろひたてゝ、内にまいらせなどし給、

〔源氏物語二十八野分〕物さはがしげなりしかば、とのゐもつかうまつらんと思給へしを、みやのいと心ぐるしうおぼいたりしかばなん、ひゐなの殿はいかゞおはすらんととひ給へば、人々わらひて、あふぎのかせだにまいれば、いみじきことにおぼいたるを、ほどゝゝしくこそ吹みだり侍りにしか、此御とのあつかひにわびにて侍りなどかたる、

〔紫式部日記〕わか宮〇後一條の御まかなひは、大納言のきみ、ひんがしによりてまいりすへたり、ちいさき御だい、御さらども、御箸のだい、すはまなども、ひいなあそびのぐとみゆ、

〔栄花物語八初花〕こひめ君〇藤原道長女は、こゝのつ十ばかりにて、いみじううつくしうひゝなのやうにて、こなたかなた、まぎれあるかせ給ふ、

〔栄花物語十九御著裳〕大宮のおまへ〇一條后藤原彰子ひめ宮〇禎子内親王を見たてまつらせ給、〇中略大宮、東宮〇後朱雀をこそきよらにおはしますと覚しめしけるに、是はいとこまかにうつくしう、あけくれ我物にて見奉らばやとのみ覚しめされけり、ないしのすけ、たゞいまの御ありさまながら、うへ〇後一條に

ならびきこえさせ給へらば、いかにひゝなあそびの樣にて、おかしうおはしまさんとけいすれば、宮々笑はせ給、

〔蜻蛉日記下之下〕けふかゝるあめにもさはらで、おなじところなる人、ものへまうでつ、さはることもなきにと、おもひていでたれば、あるもの、女かみには、きぬぬひてたてまつるこそよかなれ、さしたまへと、よりきてさゝめけば、いで心みむかしとて、かとりのひゝなぎぬ、みつぬひたり、𛀙がひどもに、かうぞ書たりけるは、いかなる心ばへにかありけん、神ぞ𛀙らむかし、〇下略

〔台記別記〕久安六年正月廿三日辛丑、上〇近衞渡御女御〇近衞女御藤原多子御廬、御冠御衣生御袴有比々奈遊事、遣召左兵衞佐實定所持之作物、

〔昔々物語〕むかしのひなは侍烏帽子なり、尤神代質素の時を傳へしゆへ、紙にて作りしなり、いつの比よりか天子公卿の冠服を著す、諸道具に至るまで、あられぬ美を盡す、是古代を取失ひし故なり、

〔東都歲事記一二月〕廿五日 今日より三月二日迄、雛人形同調度の市立、(中略)内裏雛は寛政の頃、江戸の人形師原舟月といふ者、一般の製を工夫し、名づけて古今ひなといふ、是より以來世に行れて、大かた此製作にならへり、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕ひなは、もとより小きものにて、後世までも𛀙かありし、七八寸、或は一尺にもこゆるなどは、いと近き風俗なり、五元集、雛やそも碁ばんにたてしまろがたけ、折菓子や井筒になりてひなのたけ、温故集、超波が句に、落雁にのまれてみゆる雛かな、その小きいへりいま古今ひなは、寛政年中、江戸にて原舟月と云ふ者製し出て世に行はる、〇中略今の紙ひなといふもの、寛永頃の繪にみゆ、これ小兒平日の手遊なり、又古き裝束びなは、今の次郎左衞門雛の體に似て、男雛は大刀なく、女ひな天冠なし、衣服の體はかはれ共、貞享元祿ごろのも其如くなり、おもふに江戸ひなと稱するものは、享保巳後の製なるべし、新野問答、烏頸劒の條

に云ふ、今世にも小兒の所翫、俗に裝束ひなと申候人形の劒、皆柄首鳥頸に候云々、

奈良の在所帶解といふ處に、土〇燒〇の〇雛あり、略〇註 この土雛古きも有べけれど、予〇喜多村信節が見しは、男雛太刀を帶、女雛天冠をきて、共に臺あり、高さ六寸五分許ありき、古風にはあらず、

〔雍州府志 七土產〕繪草子　倭俗以紙作小偶人夫婦之形、是謂雛壹對、其外大人小兒之形各造之、女子並置座上、供酒食、爲人間而玩之、是謂雛遊、又稱雛事、女子平生雛玩雛、三月三日專爲此戲、凡雛諸鳥之子也、誤稱之者乎、

〔諸國圖會年中行事大成 二下三月〕三日　上巳、又桃の節供ともいふ 今日を俗に節供と稱す、略〇中 今日良賤の兒女子、雛祭とて雛人形を祭る、雛は小きの謂なり 是少彥名命を祭なりとぞ、往古は紙〇偶〇人〇を用、其形、烏帽子を著し、袴をはきたる大なる形を男雛といふ、下髮に袖なしに卷たる小なる形を女雛と號し、是を紙雛と云、大なるは大己貴命、小きかたは少彥名命なりと云々、或云、今男雛といふは神功皇后にして、小なるは應神天皇いまだ襁褓の内に居たまふ體なりといふ、何れが是なるやしらず、 近年は綾羅綿繡をもつて制したるを、衣〇裳〇雛〇となづく、又御殿隨身橘櫻の造り花を莊り、小き調度をならべて饗應す、是兒女は幸福有んことを祝するなりと、

〔見た京物語〕雛はよろしきあり、多く御殿作り、隨身衞士などあり、

〔ひな人形の故實〕享保の頃は、宿〇禰〇ひなとて、土の比々奈用、丹靑にて色飾、殿は男山八〇幡の土を以て作り、姬は加茂の土を用ゆ、　女は高きもいやしきも、よめ入して夫に隨ひ、男は外を納め、女は内を納るなれば、家業筋もひな祭になぞらへ、其まゝ手馴ならひ引を本意とすゝめ、家内むつましく質素をむねとなし、粟嶋大明神いたつて小き御すがた故、御ひなのすがたと云を、ひな人形神馭、唐土にも上巳〇鍵(ヒ)〇入(ナ)〇祭も有とか、略〇中　ひなは、ちいさき義なれば、女子ひなさま事とて、まゝごとなどして、紙びな作、色紙などへゝきせ、婢女奴等つくり、平紙にのりで付、人家むつましき體をいたし翫び、小〇米〇ひ〇な〇といふ、略〇下

〔名物六帖人事五節序禮俗〕鏤人（ヒナヽクリ）文昌雜錄、唐歲時節物、三月三日則有二鏤人一、寒食則有二假花鷄毬鏤子堆蒸餅餳粥一、

〔雛遊の記上〕伊勢の神宮には、昔より女子のもて遊び草に、小米びいなとて、ちいさき男女の人形を作り、宜岐とて衣服を著せ、家臺の上に居置て、夫婦むつましき粧ひをなして遊ぶと聞侍る、

〔骨董集上編下前〕伊勢の小米雛　おのれ（岩瀨醒齋）此事を伊勢山田の某氏にとひしに、伊勢山田あたりに、古へより傳へて、女兒平日の雛遊びに、小米雛とて、五六分許の紙びなを造り、その衣服にするものをきゝといひ、巾一寸許、長さ二寸許のちひさき鳥の子などの紙に、丹青もて文様をいろどり、或は行成紙などをちひさく裁て用ひ、或はちひさき紅絹のきれなどを添て、衣領つきをとゝのふるもあり、さて鳥の子などの巾ひろき一ひらの紙に、座敷客間、居間、臺所など、家のさし圖をかき、小米びな夫婦、或は婢女奴僕などもつくりて、そのさし圖の所々に粘してつけ置、人家平日のさまむつましき體をまねびて、常のもて遊びにまたるよし、今より八十年許前（享保の末にあたる）までは、此事ありしが、今はたえて小米びなといふ名をだにまれる人稀なり、年八十餘の老人にあらでは志らずとぞ答られける、童のもて遊びも、古はかく質素にてありし也、源氏の紫のうへのひいな遊びに、ちひさき屋形をつくり、ひいなをまするて、もて遊び給ひしことなど、おもひあはすれば、此小米びなは、古の民の童のひいな遊びにて、それが享保の末までも傳りしなるべし、ひいなは、もとちひさき義なれば、小米びなは、よしある事ぞかし、（中略）○今も伊勢の山田あたりにて、孩兒にいろどりし物を見せて、きゝ〳〵とをしへ、又は端午の幟などを見せて、幟き、〳〵といふ言殘り、うつくしき衣服をきゝめゝともいふよし、きゝといふは、すべてうつくしき物をさしていふ言か、この言義は知がたし、

〔ひな人形の故實〕草ひな　九月九日髮葛子體、（中略）○（圖略）女子ひなくさをとつて、雛のかみをゆひ、平日のもてあそびとす、むかし民のひなは、此るいのよし、

〔骨董集上編下前〕ひ。い。な。草。　今の世の女童、ひいな草を採て雛の髮をゆひ、紙の衣服を著せなどして、平日の玩具とす、これもいと古き事なり、丹後守爲忠朝臣家百首、契久戀、源仲正、おもふとはつみゑらせてきひいなぐさわらは遊びのてたはぶれより、　按るに、仲正は源三位賴政卿の父にて、堀河院の比の歌人なれば、今文化十年より、およそ七百二三十年ばかり前、わらはのひいな草つみて、もて遊びたる事のありし證とするにたれり、これらをもて思ふに、いにしへの民の童のひいな遊びは、彼ひめ瓜、此ひいな草のたぐひにてありしなるべし、古代は童のもて遊び物とて、別につくりて賣事まれなりしゆゑに、前に出せる竹馬のたぐひにて、自然に生ずる物を用ふ、今も田舍の童は、野山におのづから生て、食料にもならざる物をとりて、もて遊ぶゆゑに、つひえなくてよし、

〔骨董集上編下前〕姫。瓜。の。雛。　姫瓜は、漢名を金鷰蛋といふ、形鷰の卵に似たればなり、元祿の前後、女兒これを雛につくりて、平日にもて遊びたることありき、

〔ひな人形の故實〕姫。瓜。雛。金鷰蛋といふ　八月一日ひめ瓜節句といふ、田間より出、大さ梨子のごとし、此求、其面白粉ぬり、墨にて、目、はな、口をかき、色紙を以、水引を帶となし、もてあそぶ、

〔甲子夜話九〕世ニ云ニハ、木下氏ノ備中足守侯モトニハ、人。ノ。長。ホ。ド。ア。ル。雛。人。形。アリ、太閤秀吉ノモノニシテ、今彼家ニ傳フト、親シ人ノ語ヲ屢聞ケリ、然ルニ木下氏ニ問タルト言シ人ノ語ヲ聞クニ、如斯キ大偶人ハカノ家ニハ有ラズト、然レバ太閤傳來ト云コト虛說ナリト思シニ、或日、木下三之丞今ノ足守侯訪來テ物語セシ中ニ、彼ヒヽナノコトヲ問タレバ、是ハ秀吉公ノモノト云ハ非ナリ、吾ガ先代肥後守後長久ト云シガ、予ガ叔母眞隆夫人ノ夫ナリ造リタルモノナリ、成ホド人ノ長ヨリモ大キク、二間ノ處ニ一對ヲ置クベキホドナリ、今ハ女子ヲ嫁セシ水上織部ト云フ人ノモトニ、ソノ娘持行シト語リシ、イカニモ如斯大偶人ハ罕ナルベシ、大佛殿ノコトナド思比ベテ、太閤ノモノナド

雛調度

世人ノ附會セシナルベシ、

〔享保集成絲綸錄 三十六〕慶安二丑年二月

一如前々雛之道具に、蒔繪幷金銀之箔付ケ、結構ニ仕間敷事、上り候雛之道具には各別之事、

二月

〔享保集成絲綸錄 十九〕寬文八申年三月

覺

一金銀之から紙、破魔弓、羽子板、雛の道具、五月之甲、金銀之押箔、一圓ニ無用之事、○中略

右之通江戶町中へ、從町奉行相觸候間、可被得其意候、以上、

三月日

〔享保集成絲綸錄 十九〕元祿十七申年二月

覺

一はま弓、菖蒲甲、束帶之雛、幷雛の道具結構ニ仕間敷候、○中略

右之通被仰出候間、急度可相守候、以上、

〔享保集成絲綸錄 三十六〕享保六丑年七月

覺

一雛　八寸より上可爲無用、近年結構成雛、段々有之候間、次第を追而輕く可仕事、

一同道具　梨子地者勿論、蒔繪無用ニ仕べく候、上之道具たりとも、黑塗に可仕候、金銀かな物可爲無用事、○中略

右之通り職人共江可被相觸候、以上、

七月

〔享保集成絲綸錄三十六〕享保二十卯年十一月

覺

一雛寸法幷同衣服諸道具等之義、總而結構仕出し、商賣致間敷旨、拾五年巳前、丑年七月、委細相觸候處、當春も御停止之雛商賣いたし候者有之、不屆に候、且亦只今迄組合ニ不入、雛商賣いたし候者有之由、自今雛商賣致度ものは、向々にて組合を定メ商賣いたし、組合互に遂吟味、御停止之雛商賣堅致間敷候、此上組合江も不入、雛商賣致者有之候はゞ、急度可申付候、若組合へ不入者有之候はゞ、其近邊之雛屋共ゟ可申出候、吟味之上、急度可申付候、此旨町中可觸知者也、

十一月

〔雛遊の記上〕雛の調度の數々なる其中に、犬張子といふ物あり、是も神代より事發りて、惡魔を退け、災異を拂ふ誓ひの物也、其始めは火酢芹命、御弟彦火々出見尊の御德に及ざる事をしりて、我子孫のもの、隼人と成て仕へ申さんと誓ひ給ふ、此隼人は狗人ともいふて、常に天皇の宮墻のかたはらを離れず、吠る狗まねして、つかふまつるもの也、〇中略今の犬張子も、狗人といふ緣により、拒魔犬(コマイヌ)の形容をうつして、雛調度の中にても第一の物とするは、惡魔を拂ひ災害をしりぞくる、神代の傳へものなればなり、

〔還魂紙料上〕雛の蛤貝　古老の傳へて云、むかしはものごと質素にて、雛遊びの調度も、今のごとく美麗なるを用ひず、飯にもあれ、汁にもあれ、蛤の貝に盛て備へけるとぞ、柳亭曰、今も古風を存して、蛤の貝を用ふる家も、たま〳〵ありと聞り、百姓五節句遊といふ草紙に、雛遊のかたかきたる繪の賛に、蛤は雛に對して昔椀、といふ句を載たり、今の草冊子の類にて、剞梓の年號なしといへども、寶曆元年の作なるべしと思はるゝこと卷中に見えたり、もどかしや雛に對して小盃、といふ、其角が句によりし狂吟なり、又、都老子、東都名勝湖鏡編、寶曆二年印本、に曰、近年は雛配膳の調度など、殊の外美をつくし、金銀を鏤などすることゝはなりぬ、然れども貧賤

の家には、蛤の貝殻に飲食を盛て供ずるも又多し云々とあり、按に、五節供遊びに、昔椀に准へ、ここに貧賤の家にはといへるをもつて、寶暦のはじめより、此事のはやく廢たるをおもふべし、又、長水が著し、不思議物語（寶暦十年）の序に、雀海中に入て蛤となる、それによりて此物語、うそと實の行違ひ、うそばつかりとおもうても、蛤化して雛の椀、これは實の雛遊び云々、此文は美を盡したる器にて備るより、蛤貝の椀を用ふるこそ、實の雛遊びなれといふにやあらん、又、黛山が評したる前句附に、雀又椀と化したる雛節供、といふ句あり、是は又といふ字に、月令の古事を聞せ、蛤といふことを略たる利口なり、此帖に辰の八月とあり、寶暦十年なるべし、（今かならず、雛あそびに蛤を備ふるは、この餘波にやあらん、）又云、内田順也が俳諧五節句（元祿元年印本、倚齋蘄書、）三月の條に、桃の繪櫃（同柳）木地の櫃に桃柳を畫、内に草の餅赤飯もいる、御臺匙といふ物添、是には繪なし、おつぼ、是五器なり、木地の挽物に繪ありと記したれば、ふるく雛の五器（ワン）のなきにはあらず、こゝにいふ木地の挽物の漆器となり、綠青繪なんど畫たるが、蒔繪の美を盡すやうになりたるは、寶暦の都老子に近年といへば、享保元文の比に起る歟、高貴の人は別のことなれば、美麗なるもふるくよりありしなるべし、

俳諧坂東太郎（延寶七年印本、才麻呂撰、）　手道具や蒔繪の林雛の桃　調泉

是さきにいふ如く、高貴の人の雛遊びをいふ歟、又常の手具足に蒔繪あるを、雛のとき取出して飾りしにて、雛の具にはあらざる歟、

〔骨董集上編下前〕雛繪櫃　寛永より元祿のあひだの繪どもを參考するに、當時の雛遊はいたく質素なりき、たゞ座上に敷物してすゑ置のみにて、壇をまうくることなし、雍州府志（貞享三刻巻七）倭俗以レ紙作二小偶人夫婦之形一、是謂二雛壹對一、其外大人小兒之形各造レ之、女子並二置坐上一云々といへり、これらにても知るべし、たゞし其角が五元集に、段のひな清水坂を一目かな、といへる發句もあれば、たま〳〵段をまうけたるもありし歟、享保にいたりて一段をまうけたる圖あり、下にあらはす

が如し、〇略圖　さて當時ひなの繪櫃といへる物あり、その圖を見るに、飯櫃形の曲物にて、蓋は方なり、祝ひの繪あり、江戸芝神明の御祭に賣ちぎ櫃といふ物に似たり、一雪が鋸屑、(明曆中撰)正業ガ句、ひな鶴の繪びつを祝ふ三日哉、嵐雪が其袋、(元祿三年撰)〱ガ句、山崎の櫃買てこよ雛あそび、續猿蓑、桃市が句、雀子や姉にもらひし雛の櫃、などもいへり、雍州府志卷七、正月兒女所ㇾ用、毬杖、羽子幷板、上巳所ㇾ用、板櫃云々とも見えたり、　正德三年印行の物に、商人には桃の節句をかけての繪びつ云云といへるは、二月の末より、ひなの繪櫃賣と云者ありきしをいへり、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕むかしは、雛遊びの調度も、今の如く美麗なるを用ひず、飯も汁も蛤の貝に盛て備へけるとぞ、其角が雙紙輪に、雛に世話局もおもき尻あげて、欠伸で乗る蛤の殼、(寶角)といふ句あり、配膳の老女をいふなるべし、又柳樽(五編)蛤であげるが娘氣にいらず、こは(明和七年の刻なり)都老子(寶曆二年)に、近年は雛配膳の調度など、殊の外美をつくし、金銀を鏤めなどする事とはなりぬ、然れども貧賤の家には、蛤の貝殼に飲食を盛て供するも又多しといへり、今その殼をば用ひざれども、必蛤を備ふることはこれによりてなり、但し高貴のあたりは、格別のこと、さらでも都下には、木地の五器などはありしなり、都老子に、近年美を盡すといへれば、寬保延享のころなどおもふべけれど、さにはあらじ、寬文七年町觸、商賣の雛の道具結構に不ㇾ仕、かろく可ㇾ致事、これ作り置て售ふをいふなり、然らば早くよろしき家などには、これを買ふて用ひし事とみゆ、

〔守貞漫稿二十六〕三月三日

上巳ト云、又桃花之節ナル故ニ、婦女子ハ桃ノ節句ト云、〇中略　今世今日三都トモニ女子雛祭ス、〇中略　古モ高貴ノ兒女ハ、雛ノ調度ト云テ、膳椀ノ類、其外モ小形ニ製シ、又善美ニモ造リ、人形モ精製ナルモアリシナラン、〇中略　蓋古民間ニハ、紙土偶等ヲ並ベ、諸器モ木葉、蛤売等ヲ用フノ類ナルベシ、近世迄、雛祭ニハ物ヲ供ズルニ、蛤売ヲ用ヒシト聞リ、今三都ハ蛤ヲ供スモ、昔売ヲ用ヒシ遺意

雛市

ナランヽ○中略

京坂ノ雛遊ハ、壇二段バカリニ赤毛氈ヲ掛ケ、上段ニハ幅尺五六寸、高モ同之許リノ無屋根ノ御殿ノ形ヲ居ヘ、殿中ニ夫婦一對ノ小雛ヲ居ヘ、楷下左右ニ隨身二人、及櫻ト橘ノ二樹ヲ並ベ飾ルヲ普通トス、又近年豆御殿ト號ケ、尺許ニテ屋根アル物ヲ造リ飾ルモアリ、他ハ准右也、調度ノ類ハ簞笥長持、其多クハ庖厨ノ諸具ヲ小摸シテ飾之、江戸ヨリ粗ニシテ、野卑ニ似タリトイヘドモ、兒ニ儉ヲ敎ヘ、家事ヲ習ハシムルノ意ニ叶ヘリ、膳部ハ蝶足膳ヲ專トス、今日雛膳及ビ食事ニモ、必ラズ蛤ヲ用フヲ例トス、江戸ハ正月蛤ヲ用ヒ、今日雛膳ニ必ラズ榮螺ヲ用フ、

江戸ハ壇ヲ七八楷トシ、上段ニ夫婦雛ヲ置ク、蓋御殿ノ形ヲ用ヒズ、雛屛風ノ長尺許ナルヲ立廻シ、前上ニハ翠簾或ハ幕ヲ張リ、其內ニ一對雛ヲ飾ル、二段ニハ官女等ノ類ヲ置ク、又江戸ニハ必ラズ五人囃子ト號ケ、笛、太鼓、ツヾミヲ合奏スル木偶ヲ置ク、必ラズ五人也、或ハ音樂ノ形ヲ作リ、多クハ申樂ノ囃子也、其以下ノ棚ニハ琴、琵琶、三絃、碁、將棊、雙六ノ三盤、御厨子ダナ、黑棚、書棚、見臺、筆筒、長持、挾箱、鏡臺、櫛筥等ノ類、皆必ズ黑漆ヌリニ牡丹唐草ノ蒔繪アルヲ普通トシ、或ハ別ニ精製シテ、定紋ニ唐草ヲ金描シ、或ハ梨子地蒔繪ノ奢美ヲ盡スアリ、凡テ京坂ヨリ雲上華美結構也、庖厨ノ具等ハ稀也、總蒔繪、女乘物、或ハ御所車アルモアリ、近年ハ臺時計ノ形サヘ摸造シテ賣之、○中略江戸ノ雛及調度、トモニ其制精美ナル故ニヤ、古雛古調度ヲモ賣之、諸所ノ古道具店ニテ、上巳前專ラ賣之、又十軒店等ニテモ賣之中店アリ、蓋新古店ヲ別ニス、京坂ニテハ古雛古調度ヲ賣買スルコト極テ稀トス、

〔大江俊矩記〕文化六年三月一日辛酉、きく宿之者和田良藏、買物功者故相賴、四條雛店ニ而八寸之雛一對、壹分貳朱貳百文、燭臺(ぼんぼり付)一對、三百廿文ニ而調與、今夜持參、此方敬順兩人之料と同體也、至極心安令、大慶、是下立賣ノおつね料也、此間被相賴、故調遣也、膳ハ白木三方、茶碗三ッ、小皿貳

枚宛、是も一對、明朝此方ニ而相調、一所ニ明日爲レ持可レ遣心組也、

〔江戸鹿子 二年中行事〕二月　廿七日ゟ三月二日迄、ひいな道具賣、　中橋、尾張町壹丁目、拾間棚、糀町四丁目、人形丁、此所ニ而賣也、

〔江戸名所圖會 一ノ一〕十軒店　本町と石町の間の大通をいふ、桃の佳節を待得ては、大裏雛、裸人形、手道具等の鄽、軒端を並べたり、〇中略其市の繁昌言語に述盡すべからず、實に太平の美とも云んかし、其餘尾張町、淺草茅町、池の端仲町、麴町、駒込杯にも、雛市あれども、此所の市にはおよばず、

〔東都歲事記 一二月〕廿五日　今日より三月二日迄、雛人形同調度の市立、街上に假屋を補理ひ、雛人形諸器物に至る迄、金玉を鏤め造りて商ふ、是を求る人、晝夜大路に滿てり、中にも十軒店を繁花の第一とす、〇中略十軒店本町　尾張町　人形町　淺草茅町　池の端仲町　牛込神樂坂上麴町三丁目　芝神明前　元祿の總鹿子に、中橋の雛市を誌せり、今はなし、

〔諸國圖會年中行事大成 二上二月〕廿五日　雛市、今日より三月二日の夜に至る迄、三月三日、女兒が飾弄ぶところの雛人形紙びいな、あるは御殿、または手道具、這子人形の類ひを商ふ、京師は四條五條の東、江戸は、中橋、尾張町一町目、十軒店、麴町四町目、大坂は御堂前順慶町にあり、夜は燈燭を耀し、光影羅綺彩粉に映じ、行人の目を奪ふ、こゝにつどひて來るあり、還るあり、手を拍あり、留るあり、萬福の輻輳ところ、太平の美と謂んか、

〔天保度御改正諸事留 五〕天保十四卯年二月十八日

　本石町貳丁目　同三丁目　同十軒店　尾張町壹丁目元地　同壹丁目新地　麴町五丁目

右町々、例年二月廿一日ゟ三月四日迄、雛市仕候ニ付、御法度之八寸已上之雛、幷梨子地蒔繪金銀等相用ひ候道具類、紋所之外、一切賣買致間敷旨被二仰渡一候、然ル處、道具類、花塗眞鍮鐵具に而、高價にも無レ之候はゞ、名主共心得に而、見免し置候而も苦かる間敷哉、都而去三月同樣、當年之義も商爲レ仕可レ申哉、且又去十月中、總而商物正札に致置、符帳を相用候義は致間敷旨、被二仰渡一御座候得共、

雛師

正札直段に而買取候者は稀に有之、左候迚、正札ゟ下直に賣渡候而者、正札附置候詮無御座、一體雛商之義者、際物と唱、魚市場同樣之商に御座候間、可相成義に御座候はゞ正札に無之、多分之掛直不申、正路に賣買仕候樣嚴敷申付、商爲仕可申哉、此段奉伺候、以上、

本石町名主孫兵衞　尾張町壹丁目元地同佐兵衞、　同一丁目新地同伊左衞門、　同文藏

麴町五丁目同與兵衞、

右二月十八日小倉朝五郎殿江出ス

例年二月廿一日ゟ雛市商仕候處、市中諸色、正札相用商可仕旨、被仰渡御座候處、右雛之義者、際物故、正札に而者景氣も沈候に付、正札相用不申、相當之直段ニ賣買仕度旨申之、右に付、是迄正札用不申商爲致候類、御聞濟被爲在候義、御尋に御座候處、差當右ニ類し候義者無御座候得共、都而市商之義は、正札相用候而者、日々景氣に而、直段高下も有之候に付、雛市之義も、市中に而市商內之振合を以、御聞濟被下置候はゞ、其筋商人共商內規縮不相成、辨利可相成哉奉存候、此段奉申上候、以上、

二月十八日　　諸色掛　名主頭

右者南御年番所江差出候處、上ゲ置候樣、仁杉八右衞門殿被仰渡、二月十九日、伺之通致候樣被仰渡候事、

〔人倫訓蒙圖彙五〕雛師　紙びいな、裝束ひいなあり、紙ひいなは紙をもて頭を造る、又ほうこのかしら、これをつくりて、ひいなやにうる也、雛屋これをもて品々仕立あきなふ也、

〔ひな人形の故實〕享保年中迄は、京都に細工人二百二十軒御座候處、當時〇嘉永は相減候、

〔江戶買物獨案內〕萬木彫細工　御雛師　本町二丁目木戶際　原舟月

姫瓜節供
髪子節供

〔骨董集上編下後追加〕姫瓜節供、髪葛子(カツラコ)節供、　今伊勢桑名わたりの俗に、女童のことばに、八月朔日を、姫。瓜。の。節。供。ととなへ、ひめ瓜に顔を畫がき、べにおしろいをいろどりて頭とし、つけ木、又竹の筒などを身とし、紙又絹などの衣服をきせて、ひいな人形につくり、棚にすゑ、酒、赤飯などをそなへてまつる、又九月九日を、か。づ。ら。子。の。節。供。ととなへ、ひいな草つみて、ちひさく男女の頭をつくり、これも棚にすゑ、おなじごとく物そなへてまつるとぞ、前にもいへるごとく、瓜に顔かく事は、淸少納言の草紙に見え、ひいな草つむ事は、源三位賴政卿の父、源仲正が歌によめれば、いといとふるき事なり、按に、これらはいにしへ質朴なりし世に、天兒、母子などの略儀とし、贖物のこゝろばへにてまつれる古俗のなごりなるべし、これらをこそひいなまつりともいふべけれ、今の上巳のひいなは、かへすがへすもいにしへに似ず、和名抄を見るに、今のかもじを、古へはかづらといへれば、かづらこの節供と云も、ふるきとなへならまし、後のひいなは、此かづら子のうつれるにはあらずや、江戸ちかき地にても、ひいな草つみて、ひいなつくる事はすれど、物そなへてまつる事はせず、

〔骨董集上編下前〕後の雛　後の雛の事、古き物にいまだ見あたらず、元祿以後の事なるべし、滑稽雜談(正德三年撰)三卷十七に云、後の雛(九月九日)和國の女兒ひな遊びをなす事、古き物語にも出たり、上巳の節に據あるよし、三月の部に記す、今又九月九日に賞する女兒多し云々、俳諧是を名付て後の雛とす、其上巳に對して謂る也、晉子十七回(享保八年刻)乘物の步みすくなき後の雛、といへる附合の句あり、されば正德享保の比は、すでにありし事也、今も京大坂などにはあるよしなれど、三月の如くするにはあらず、雛を一ッ二ッ出してかたばかりなり、それもなべてにはあらずとなん、吾山が朱むらさきに、いづみの堺にもあるよし見えたり、　播州室の邊には、八朔にひなを立る所ありと或人いへり、其實否はしらず、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕後の雛は、○中略續五元集、(中)穴いちに塵打はらひ草枕、ひゝなかざりていせの八朔、又入子枕、(正德元年草子)二季のひゝなまつり、今も京難波には、後の雛あるよしなれば、三月の如くなべ

てもてあつかふにはあらずとなむ、播州室などには、八朔に雛を立るとぞ、

〔見た京物語〕九月出かはりあり、雛賣る、

〔浪花街能噂雜誌〕一千長○中略　イヤ雛を三月立て、又九月もかざるといひやスが、さうでありやすかチ、鶴人、九月は唯一寸と、かざるばかりさチ、五月の菖蒲人形は、綺麗なことでムりやす、

〔御留守居勤方手扣留〕三御雛拜見心得

一御禮濟御雛爲拜見、御廣敷江相廻り候間、御表詰合不申段、當番より大目付幷御同朋頭江申斷置、半袴著替、一同御廣敷江相廻り、御用人部屋に扣居、尤御雛爲拜見相廻り候段、番之頭江達候得者、其段番之頭ゟ奥江申込、其後拜見相廻り候而宜旨、番之頭申聞候間、御用人一同相廻ル、御廣座敷御緣ゟ表使案内ニて、竪廊下罷越、千鳥之間御緣御杉戸内ニ而解劍致し、表使の案内ニ而、御對面所御三之間御緣ニ而案内之表使拔き候間、一寸時宜いたし、猶又少々上之方ニ表使不殘著座致し居候間、右之處にて下ニ居挨拶致し、夫ゟ御下段御緣ニ老女衆著座致し被居候間、圖之處江罷越、時宜致し相應申述候而罷立、御二之間江入、猶又拜見、不殘拜見相濟、尙又圖之處江罷越相應申述、千鳥之間御緣御杉戸内ニ而帶劍いたし、御廣座敷江罷越候へ者、表使出居候間、御雛拜見之御禮申述ル、且多分御上り合之御肴、幷御下夕等之被下有之候間、右等之御禮も申上、御用人部屋江引、夫ゟ退散、○拜見之圖略

〔甲子夜話〕九大城大奥ノ御雛ハ、世間ノ如ク高ク棚ヲ設テ並ベ置クコトハ無ク、席上ニ氈ヲ鋪テ並ベ在リト云、三月ニハ拜見ヲ免サレテ、婦女ノ輩ハ市坊ノ人ニテモ、大奥ノ女員ニ親緣アルハ、ソレ〳〵ノ部屋ヨリ手引シテ、御庭ヨリ御間中ノ御雛ヲ見物スルヨシ、拜見セシ人ノ語ナリ、イカサマ雛ハ公卿ノ形ヲ作リシマデノモノナレバ、尊上ニテ貴ルベキモノニハ非ズ、世上ノ所爲ハ畢竟民間ノ習ハシナリ、

〔江戶名所圖會八〕明顯山祐天寺〇中略　開山大僧正長悅像開山小石川の傳通院在住の頃、元祿年中、大將軍家御前において法問說法ありしを、瑞春院殿御感賞のあまり、御親刻ませ給ひしを、上覽ましく〳〵、長悅と呼べしと上意ありて、鶴姫君樣へ進ぜられ、御雛祭の首席につられさせ給ひしを、其後祐海上人へ給はりて、當寺に收む、此故に毎年三月當寺にて、雛祭の儀式執行事あり、

〔昔々物語〕一昔は、〇中略　三月は男子は鷄合して、鷄を持出出會、女は雛遊とて、雛をかざり食事を備へ、色々の諸道具を飾り、草餅を雛の行器に入、甘酒を錫の器に入、小蛤等澤山に、節句の禮とて雛を乘物に乘せ、樽行器持て、親類の親方へ遣す、是は成人の時娶入して、世帶持の稽古なり、當分の事にあらず、

〔年中行事故實考四三月〕串あさり　木の葉かれい　三日ひなに備ふ、京都にては、草の餅の上に、木の葉かれいをならべ祝とす、是又質素の風にして、正月の餜具と同じ、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕相摸愛甲郡敎木の里にて、年毎に古びなの損じたるを兒女共持出て、さがみ河に流し捨ることあり、白酒を一銚子携へて、河邊に至れば、他の兒女もこゝに來り、互にひなを流しやることを惜みて、彼白酒をもて離杯を汲かはして、ひなを俵の小口などに載て流しやり、一同に哀み泣くさまをなすことなり、此あたりのひな、內裏びなは異なることなし、其外に藤の花をかづける女人形多し、おもふにひなを河水に流すは、もと祓除のことによるなるべし、妹背山淨るりに、ひなの道具を水に流すことあるは、作り設しことゝのみ思ひしに、かく似たることもあり、

〔ひな人形の故實〕子の日比々奈祭とて、女子生て初の正月子ノ日、又は百日にあたる日に、御ひな幷御けんぞくの人形多、ひな諸道具、翫び品々釣臺乘、酒肴、赤飯、草餅等を、親るい遊友だちへくばり持行奉獻、三月上巳節供に勤候はゞ、則ひな便りといふ、

〔骨董集上編下前〕ひいな草　貞享三年著、婦人養草、一卷船にのるものは、雛一對をもちて海上をわ

たるに、風波のうれひをのがるゝといふ事、いかなるゆゑといふ事は未考、貞享四年刻、年中風俗考、案るに、ひいなをば、井をほり、やねふき、柱立などにも立用ひて、祝するものなれば云々、享保十四年印行、女用花鳥文章、ひいな云々、井の內に入て、淸水をもいのるなど見えたり、

〔四方のあか下〕初雛賦

門びらきの御祝儀すみ、眞綿のつむのもてあそびもの所せく、桃のやう〳〵咲そむる頃、この子のこゝに嫁べき、雛あそびの調度求んと、十軒店の二階に、雲の上の雲を摑み、麴町の室咲に、つくり花の花を飾らんと、鷄合の牝雛ときをすゝむれば、潮干のひかぬ父親の心こそをかしけれ、內裏雛の袖はかけ鯛の尾をさかだて、次郞左衞門の丸顏は、玉子に目鼻つけたらんがごとし、紙ひいなの雨ふりに腰は立ずと、てる〳〵法師の形にて事たりなんを、今は古今の雛の裝束の詮議より、大宮人を裸にして、折からの桃華蘂葉に、一條禪閤のお肝を潰させ、ふらそこの壺井も、義知ぎちと爪をくはふべし、小人形の寸は箱のふたにあらはれ、男とも見え、女とも見はやすべきかたはおらぬが、長たぶの首うちかたぶけ、足のうらより竹釘を打付けられたるもいた〳〵し、からくりこそ猶をかしけれ、〇中略近頃囃子方といへるものいで來て、切禿のせんじをもて、芝居の下座にやうつしけん、笛小つゞみおほつゞみ、太鼓地謠まで一を欠ては事足ぬ心地ぞする、裸人形は腹掛に美をつくし、六尺の手まはりは、鉢卷に氣をつけたり、まして調度は乘物外居のみに限らず、御厨子黑棚は東山殿の床飾を欺き、簞笥長持は座敷杯の二間かと疑ふ、一雙の屛風は柳櫻をこきませ、式正の本膳にあさつき鱠蛤もをかし、毛氈しき幕うち廻し、落雁の鯛、杉折の沙魚、草餠の菱、豆ゐりの霰、山川白酒は豐島屋矢野を傾け、饅頭干果子は鈴木金澤を盡すかゝれば紫淸少が筆すさみはゑらず、加田栗島の故實は、猶さら疎々しけれど、世にをのこゞもちて、のぼりいかめしげにたて並ても、栢餠粽の皮を剝もうるさく、干鰒かさごの齒にはさまらんより、先何

事もさし置て食物の多きこそ、こよなう賑はしき節句なれ、
樟脳の匂ひもまだき箱入のむすめのごとしけふの初雛

# 古事類苑

## 歳時部十六

### 更衣

名稱

更衣ハコロモガヘト云ヒテ、冬春ノ衣服ヲ更ヘテ、夏秋ノ衣服ト爲シ、夏秋ノ衣服ヲ更ヘテ、冬春ノ衣服ト爲スヲ云フ、朝廷ニテハ四月朔日ト、十月朔日トニ於テ之ヲ行ヒ、其殿中ノ鋪設モ亦之ヲ改ム、後世ハ其年早ク寒キ時ハ、九月ニモ袷衣ヲ以テ、夏衣ノ上ニ襲フコトアリ、德川幕府ニテハ、五月五日ヨリ八月末マデ、帷子ヲ用キ、九月九日ヨリ五月ノ末マデ、綿入ヲ用キ、四月一日ヨリ五月四日マデ、及ビ九月一日ヨリ同八日マデハ、袷衣ヲ用キル、民間モ多ク幕府ノ例ニ依ル、

〔倭訓栞中編八〕ころもがへ　四月にいふ、春衣を更て夏衣にする也、冬の衣がへは十月也、倶に朔日に行はるゝ式也、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事　一衣裳のかはり候時節の事、三月中はあはせにうす小袖、四月朔日よりあはせを著候、〇中略五月五日迄はあはせ、五日より男衆はかたびら、女中は殿中には、すゞしうらのねりぬきをめし候、御腰まきもすゞしうら、六月朔日より七月中、かたびらをめし候、八月朔日より又ねりぬきをめし候、御腰まき染付の小袖を各御用候、男衆もいにしへは、八月一日よりあはせを著したるとて候、今は九月朔日よりあはせ、九日より小袖を著し候、

〔壷簪錄二紀寛〕今制通官民、端午始服衫、九月朔服夾衣、重陽始服複衣、至四月朔服夾衣、故名四月曰更

四月更衣例

衣、按、唐員外郎起璘因話錄云、德宗嘗暮秋獵二于苑中一、是日天色微寒、上謂二近臣一曰、九月衣衫、二月衣袍、與二時候一不二相稱一、欲二遞遷二月一、翌日命二翰林一議二承旨一、李吉甫請下宣二示萬方一編中之於令上、學士李程奏曰、月令十月始裘、月令是玄宗皇帝删定、不レ可二改易一、上乃止、由レ是與二吉甫一不レ協、

〔故實拾要〕四月同日〇四月朔日　更衣改衣トモ云

是今日夏冬ノ御衣ヲ被レ召改一義也、南殿ノ御裝束ハ裝束ノ史幷史生、官掌等奉レ仕之、清涼殿ノ御裝束ハ出納、役號也　掃部寮御藏、役號也　南座、役號也　奉レ仕之、

〔小野宮年中行事四月〕同日〇朔日　掃部寮撤二冬御座一、供二夏座一事、

〔東宮年中行事四月〕一日改二御裝束一事

このひのあしたに、行事のくら人、ならびに宮づかさら、たちはき、ところの衆、女官等をして、冬の御しやうぞくをあらため、なつの御しやうぞくをよそふ、なつはかべしろをかけず、ござこれをしきあらたむ、かたびらかけあらため、てん上をよそほひ、所々のたゝみこれをしきあらたむ、大ばむ所には、ひやつをとる、てんしやうにはひやつをとりて、ゐぎのばむををく、

こんあんに、よるのおとゞのふるき御丁のかたびらども、をよび所々のござは、大ばむ所にたてまつる、女房に是をわかち給はる、ひのござをば、によくわむにわかちたまふ、たゞしござを給はず、とばのゐんの御時、ちやうぢぐわむねんの四月に、すけあきすゑのあそん三位の、ちゝ、すけいまださだまらざるあひだ、大進あきたかれうを、ゐん〇白河より給はりて、とゝのへたてまつる、おなじきとしの十月のころもがへのとき、れいにまかせて、女房によくわむにわかち給ふべし、しかるをひれいなりとて、ゐんのおほせにて、女房によくわんに給はず、ちやうどをさだめたるによくわむらうれへ申、これによりてすけためふさのあそむ、ごぎしよのわたをめして、一人に一とむ、これを給はる、二でうのゐんの御時、このれいによりて、ゐん〇鳥羽のおほ

せによりて、きうじゆ二ねむのなつ、みちやうのかたびらをも、おなじきふゆ女房によくわんにこれをたまはらず、是によりてすけちかたかのあそむ、わたくしにわたをたまふ、又所々のてんじやうに、ゐぎだんぎのばむををく、志かるを春宮の殿上には、だむぎのばむををかざるなり、

〔蓬萊抄四月〕朔日更衣事　藏人令供夏御座、雖無南殿御出、殿上人必參內、入平座見參、今日裝束、無文冠、夏袍、白緣半臂、下襲、(宿老之人、雖平絹無憚著用、)白張單衣、例表袴、(雖被聽禁色人、今日不著綾羅例也、但宿老藏人頭或不著白重歟、)今日以後、宿衣之時、暫不著直衣、幷著冬袍著同指貫、藏人頭著夏直衣之後、非職改之、御禊之比、多改之歟、

〔夕拜備急至要抄上四月〕一御更衣　御帳幷御几帳帷(可相催諸國注文在別)　御座疊(內藏寮)　燈爐綱以下(行事所沙汰、以相模武藏貢物勤之、)　圍碁彈棊局(料木召土產國々)　御座以下所々疊(一向掃部寮沙汰)

〔建武年中行事〕四月ついたち、御衣がへなれば、所々御志やうぞくあらたむ、御殿御帳のかたびら、おもてすゞしにごふんにて繪をかく、かべしろみなてつす、よるのおとゞもおなじ、とうろのつなおなじ物なれど、あたらしきをかく、たゝみおなじ、志とねかはらず、御ふくは御なをし、御ぞすずしのあやの御ひとへ、御はりばかま內藏寮より是をたてまつる、女房きぬあはせのきぬども、衣がへのひとへからぎぬ、すゞしも(裳は上らう薄物、小上臈うす色、)つねのごとし、

〔後水尾院當時年中行事上四月〕朔日、(中略)○こよひの御盃より女中ひとつゑり也、うはぎ(張うらの袷)ひとつを著する也、

〔內院年中行事〕四月朔日、御祝御盃等如常、今日ゟ更衣也、冬ノ御衣、几帳ナドテッシテ、夏ノスヾシニ取カヘラル、女房皆板物(白キ羽二重也)著シ、賀茂祭ゟ葵ヲ獻ズ、是ヲ御殿ノ四方ニ掛ル也、調ヤウ、葵ヲ七クサリ桂ノ枝サゲテ、簾ノコマルノ輪ニ指入ナリ、　此外指タル事モ不及見、不知也、　女中皆葵ヲカツラニ掛ルナリ、

〔禁中年中行事〕四月朔日　今日常御殿立炭御火鉢被撤〇中略
紫宸殿御帳臺御更衣　奉行　四位五位職事或六位藏人勤之　裝束使史生御帷子調進　左右官掌　官之召使
清涼殿御帳臺御更衣　奉行　四位五位職事六位藏人　出納御帷調進　掃部寮　御藏　南座

〔禁中恒例年中行事〕四月朔日更衣　是は御服類夏に改られ、清紫兩殿御帳臺を帷壁代を夏の飾にとりかへらるゝなり、紫宸殿は史生、行事官、官掌等勤む、

〔光臺一覽一〕扨四月朔日衣替、天子今日より奥向御内證はとまれ角まれ、綿入御服を改て袷御服に被召替、冬春召れし綿入御服、典侍内侍御下之女臈へ、五十、三十、十七は配賦して拜領有、尤一尺四寸幅之白羽二重之御服也、毎朝新調之御服一つ宛は、上著に被召替御事なれば、夥敷御事ならめ、

〔日次紀事〕四月朔日　更衣、今日稱更衣節、禁裏諸家自今日被著夏袍、自今日紫宸殿清涼殿改御裝束、紫宸殿者裝束使、史生、官掌奉仕之、御裝束者行事官調進、清涼殿者出納、御藏小舍人、掃部寮等奉仕之、御裝束者出納調進、至九月晦日、几帳等用單紗、地下良賤亦改綿服著袷衣、互相賀也、今日より五月四日まで袷を著るゆへに、今日を衣がへといふなり、

〔中右記〕寬治六年四月一日癸丑、藏人右兵衛尉高階爲行率所雜色等、依例撤冬御裝束、供夏御座、

〔長秋記〕元永二年四月一日、今日依日蝕不改御裝束、不被行平座、納言云、康和比、蝕不現、仍改兩殿御裝束、件事覺給哉如何、下官〇源師時不覺悟、日不触入了、　二日、今日改内裏御裝束、

〔永昌記〕保安五年四月一日戊申、今朝奉仕更衣御裝束、雲州所獻御几帳十帖、別納疊等令改鋪殿上座、本間一間改三間、

〔玉海〕建久二年四月一日戊寅、中宮御方依御更衣被改御裝束、奉行宮司六位進行方也、而遂以不參

云々、尤奇怪、仕所幷掃部寮進御座已下疊等、廳進御帳帷御几帳等如例、女官幷宮侍著衣冠勤雜役、毋屋不懸壁代、夏季不懸之例也、

〔明月記〕建仁三年四月一日、日蝕現了、〇中略今日更衣之儀、人々案不同云々、不可有不審歟、二日、昨日入夜可更衣御裝束由、俄有沙汰、諸國難濟、大略今朝改之云々、

建曆三年四月一日壬申、今日實時中將著染重束帶參內云々、是宿老者所爲歟、壯年近將尤不可然、後日聞、或識者違云、上官職事之外、近代不著之云々、近代何代乎、足爲奇、文治建久之比、自他大略著之、依如此說出來、末代彌衰微歟、　三日、少將退出云、今日侍從參內著染重云々、更衣之後、三四日之內、猶不甘心事也、不具之令然歟、

〔大江俊矩公私雜日記〕文化十二年四月一日丙辰、更衣、卯刻予參勤、出納代山科長門守生直以下諸司五六輩參仕申、屆議奏卿、加勢中宮權大夫如例令奉仕了、辰刻過退出了、

〔年中恒例記〕四月朔日　從今日五月五日迄袷を著也

〔殿居嚢〕武家年中行事四月朔日　五ツ時のしめ袷、麻、今日ゟ足袋不用、

〔德川年中行事四月〕朔日

一月次御禮在之、熨斗目袷、麻上下、〇中略

一今日ゟ殿中足袋不用

〔幕朝年中行事歌合上〕十七番　左　更衣

今朝よりは夏にあはせのころもがへ是もあづまの手ぶりなりけり〇中略

更衣は京都には此日よりひとへの衣を用ふ、こゝには旬などいふ事もなし、唯袷のしめにかぎる計也、是よりは束帶衣冠のをり、單の袍を著す、

〔碧山日錄〕長祿三年四月一日癸丑、俗自此日不綿、故訓四月一日之字、讀爲綿拔朔也、

〔日本歳時記四月〕朔日　國俗今日より五月四日まで袷を著ゆへ、今日を衣がへといふ、古歌におほくよめり、

〔年中行事故實考五四月〕朔日　更衣と云、俗に綿ぬきの祝といふ、人家此日より袷を著す、中華には四日にはじめて紗衣を服すと見えたり、

〔東都歳事記二四月〕朔日、更衣、今日より五月四日迄、貴賤袷衣を著す、今日より九月八日まで、足袋をはかず、庶人単羽織を著す、

五月更衣

〔年中恒例記〕五月五日　從今日帷子也、女中衆は袷也、

〔殿居嚢武家年中行事〕五月五日　五ッ時、染帷子、長袴、端午之御祝義有之、如上巳、

〔德川年中行事五月〕五日

一端午之御禮有之　染帷子、長袴、

〔日次紀事五五月〕五日　端五、(中略)自今日貴賤各著帷子、俗布衣謂帷子、或依年暑氣未到、則貴賤亦綿服上著之、謂表帷子、於公家著衣冠之輩者無此儀、禁裏院中命婦各著白地帷子、

〔東都歳事記二五月〕五日　貴賤今日より麻の袷衣を著して、八月卅日に至る、

九月更衣

〔光臺一覽一〕九月朔日は衣替、四月に相同じ、併是迄夏中袷御服也、夫を今日より綿入に被召替御事也、夏中召たる御袷をも、お局方配分して拝領有之也、

〔年中恒例記〕九月朔日　今日より九日迄あはせ也　九日　從今日小袖也

〔殿居嚢武家年中行事〕九月朔日　五ッ時ふくさ袷、麻、月次御禮有之、○中略九日五ッ時、花色小袖、長、重陽御祝儀、萬石以下花色ニ不限、

〔德川年中行事九月〕朔日

一月次御禮有之、服紗袷半袴、

九日

一重陽之御禮有之、花色小袖麻上下、

〔幕朝年中行事歌合 中〕廿五番　右　九月更衣

咲菊の花の綿のきせわたを人のうへにもけふやかさねむ〇中略

更衣は九月朔日より、袷のきぬに更る也、また九日には綿入小袖にあらたむ、束帶及びすべてのそう束は、四月朔日より九月晦日迄、夏のを用ひ、十月朔日より三月つもごりまで、冬のを用ふる也、

〔日次紀事 九月 九月〕一日 自二今日一至二九日一、武家幷地下良賤各著レ袷、　九日　菊酒 今日良賤著二綿色小袖一

〔日本歳時記 五 九月〕朔日、今日より八日まで袷衣を著、　九日、〇中略　國俗今日より絮衣を著、　十日、國俗今日より足衣をはく、三月晦日に至て終る、但いにしへより定れる禮式にはあらず、

〔東都歳事記 三 九月〕朔日、今日より八日迄、諸人袷衣を著す、　九日、良賤今日より絮衣を著す、

〔小野宮年中行事 十月〕同日、〇朔日　掃部寮撤二夏御座一、供二冬御座一事、

〔東宮年中行事 十月〕一日御ころもがへの事　そのぎ四月にみえたり、たゞしかべしろをかく、又でむ上にゐぎのばむをとりて、火びつをすへたり、又大ばん所にも、火びつをたてまつる、

〔蓬萊抄 十月〕朔日更衣事　其儀同二四月一、抑於二宿衣一者、藏人頭著二冬直衣一、後、非職雲客改レ之、貫首二人之內、擧二一人一相改之後、無レ憚著二用之一、而近代兩貫首被レ著之後、非職雲客所二著用一也、十月以後、著二直衣一以前、夏宿袍同二奴袴一用レ之、又稱二紫苑色一、自二去月晦日一用二冬指貫一也、夏袍雖レ用二冬指貫一、冬袍不レ著二用夏指貫一也、當初或雲客十一月一日、著二冬直衣一云々、是准二公卿一歟、衆人斷腸、一身招レ耻云々、此事能可レ用レ心也、

〔夕拜備急至要抄 上 十月〕一日改二御裝束一 同二夏季一、但壁代加二調之一、

〔建武年中行事 十月〕一日、御衣がへ、ひら座四月におなじ、

〔公事根源 十月〕旬　朔日

十月一日は先御衣がへあり、掃部寮夏の御裝束を撤して、冬のにあらため給ふ、

〔年中行事歌合〕二十八番　右　十月更衣　爲邦朝臣

たちかへて霜ものこらぬころもでをいまはたぬらすはつしぐれかな

〔後水尾院當時年中行事上十月〕朔日、毎年つねのごとく、けふよりつねの御所御座の左の方におき、炭の火鉢をおく、炭の立やうあり、けふより女中わたの入たるものを著用、九月中はわたの入たるものをきず、さむきときは袷をとり重ねてきる也、夕方の御いはひより張うらのねりを著ると云、

〔禁中年中行事十月〕朔日 今日ヨリ來年四月朔日迄、立炭御火鉢、常御殿御中段ノ間ノ内、上段ノ敷居間北ノ方ニ被レ置、

紫宸殿御帳臺御更衣　奉行　職事六位藏人勤レ之〇餘同ニ四月

清涼殿御帳臺御更衣　奉行　職事六位藏人勤レ之〇餘同ニ四月

〔禁中恒例年中行事十月〕朔日更衣　是は御服類多に改られ、清紫兩殿の飾を冬の飾にかへらるゝ儀、四月朔日の如し、

〔日次紀事十月〕一日　開爐節(中略)自二今日一被レ掲二紫宸殿清涼殿之壁代一、其儀同二于四月更衣之式一、諸公家自二今日一至二來年三月晦日一、各被レ著二冬袍一、

〔東京夢華錄九〕十月一日　十月一日、宰臣已下受レ衣著二錦襖一、三日、入則五日士庶皆出レ城饗レ墳、禁中車馬出道者院及西京朝陵、宗室車馬亦如二寒食節一、有司進二煖爐炭一、民間皆置レ酒、作二煖爐會一也、

〔兵範記〕仁安二年十月一日乙未、未時參內、著二白重一、但堅文表袴冠如レ元、藏人藤原爲賢奉二行更衣事一、夏御裝束於二五條殿一燒失了、御帳帷、御几帳、壁代等新調如レ例、

〔玉海〕文治六年〇建久元年十月一日壬午、中宮御方御更衣、行事小進兼時、仕所進二御疊御帳御几帳等一、廳沙汰云々、御服所獻二御衣一、

〔百練抄十五後嵯峨〕仁治三年十月一日、中宮御方更衣也、但長元十年四月依レ相二當忌日一延引、二日被レ改了、

久安惡日仍雖延引、任式目今度獨被改之、

〔大江俊矩公私雜日記〕文政四年十月一日戊寅、更衣、卯刻予參勤、出納代生靜以下諸司、同刻追々出仕、如例屆議奏卿前香園池前相公仰出納、令供改晝御座御裝束、供畢後加撿知、屆議奏卿、申渡諸司退出、辰刻斜令退出了、關平唐門事中如例

名稱

# 灌佛

灌佛ハ、每年四月八日、釋迦誕生ノ日、沐浴ノ舊儀ヲ追ヒ、其像ニ灌グヲ謂フモノニテ、推古天皇ノ十四年ヨリ始リシモノヽ如シ、此後恒例ノ儀式トナリテ、朝廷ヨリ院、宮、女院、大臣、武家、及ビ諸國ノ寺院ニ至ルマデ皆之ヲ行フ、但シ朝廷ニテハ、此日神事ニ當レバ、延引スルヲ例トス、而シテ院宮、女院等モ朝廷ニ行ハザル時ハ、多ク延引スト云フ、又此灌佛會ハ、或ハ佛生會ト云ヒ、或ハ龍華會トモ云ヘリ、

〔壒囊抄九〕灌佛　四月八日、佛ヲ沐浴シ奉ルヲ灌佛ト云也、卯月八日、佛誕生之日ナレバ、舊儀ヲ慕有此事、夫沐像ト者、本來自性清淨之水ヲ以テ、如來ノ無垢身ヲ洗浴シ奉ル、是最上之功德也、沐像之法委秘藏記ニ見エタリ、

〔秘藏記鈔五〕第三十六章〇中略歸命前取華懺悔了、誦普供養、稱名禮拜、次先以辨事眞言、加持水、以杓酌水、誦百八遍閼伽眞言等、即觀以此本來自淨清淨水、浴諸佛無垢身、及洗自他衆生界百六十心、即浴、

沐像法者、顯密聖敎、多明沐浴尊像法、今且依密敎意、立一章、明此法也、天竺每月行浴像法、浴像儀軌沙門慧琳述云、西國五印度僧衆住持、稍加嚴麗、或居伽藍寺宇蘭若僧薗、每日浴像焚香、採衆名華、布

散供養、禮拜讃佛、貞恭旋遶、日日如是精進畢命爲期文、可思之、沐者沐浴釋籤第六云、洗頭曰沐、洗身曰浴云々、今沐浴無簡別歟、　像者尊像　法者法則、沐浴尊像法則明之、故云沐像法也、　問、今尊像者何像乎、　答、惠琳軓云、其像唯除土木彩畫可浴之、若是金銀寶玉銅鐵石如是等像、悉堪常沐文、可知之、

〔南海寄歸內法傳四〕三十一灌沐尊儀

詳夫、修敬之本、無越三尊、契想之因、事過四諦、然而諦理幽邃、事隔麤心、灌洗聖儀、實爲通濟、大師雖滅、形像尚存、翹心如在、理應遵敬、或可香華、每設能生淸淨之心、或可灌沐、恒爲足蕩昏沈之業、以斯標念、無表之益自收、勸獎餘人、有作之功兼利、冀希福者、宜存意焉、但西國諸寺、灌沐尊儀、每於禺中之時、授事便鳴健稚、授事者、梵云羯磨陀那、陀那是授、羯磨是事、意道以衆雜事指授於人、舊云維那者非也、維是唐語、意道綱維、那是梵音、略去羯磨陀字、寺庭張施寶蓋、殿側羅列香瓶、取金銀銅石之像、置以銅金木石盤內、令諸伎女奏其音樂、塗以磨香、灌以香水、中略〇以淨白㲲而揩拭之、然後安置殿中、布諸華綵、此乃寺衆之儀、令羯磨陀那作矣、然於房々之內、自浴尊儀、日々皆爲要心無闕、中略〇又復凡造形像及以制底、金銀銅鐵、泥漆甎石、或聚沙雪、當作之時、中安二種舍利、一謂大師身骨、二謂緣起法頌、其頌曰、　諸法從緣起　如來說是因　彼法因緣盡　是大沙門說　要安此二、福乃弘多、由是經中廣爲譬喩、歎其利益不可思議、若人造像如穬麥、制底如小棗、上置輪相竿若細針、殊因類七海而無窮、勝報遍四生而莫盡、其間委細具在別經、幸諸法師等、時可務哉、洗敬尊容、先生値佛之業、華香致設、代々富樂之因、自作教人得福無量、曾見有處、四月八日、或道或俗、持像路邊、灌濯隨宜、不知揩式、風飄日暴、未稱其儀矣、

〔僧史略上〕創造伽藍、中略〇浴佛者、唐義淨三藏、躬遊西域、見印度、每日禺中、維那鳴鐘、寺庭取銅石等像、於盤內作音樂、磨香或泥灌水、以氎揩之、舉兩指瀝水於自頂上、謂之吉祥之水、冀求勝利焉、問、浴佛表何通曰、像、佛生時、龍噴香雨、浴佛身也、然彼日々灌洗、則非生日之意、疑五竺多熱、僧既頻浴、

初見

朝廷灌佛

佛亦勸灌耳、東夏尙用八、或二月、四月八日、乃是爲佛生日也、

〔釋氏要覽中三寶〕浴佛摩訶刹頭經云、佛告大衆、十方諸佛、皆用四月八日夜半子時生、所以者何、爲春夏之際、殃罪悉畢、萬物普生、毒氣未行、不寒不熱、時氣和適、今是佛生日、人民念佛功德、浴佛形像、今江浙用四月八日浴佛、

〔故實拾要八〕灌佛　是四月八日ニ被行也、是ヲ佛生會ト云也、推古天皇ノ御宇ニ始ルト云々、釋尊天竺倶毘羅城ニテ生レ玉ヒシ時、天龍水ヲソヽギシ故事ト云々、

〔華實年浪草上四月〕灌佛　浴佛　佛生會　龍華會　佛產湯　甘水　五香水四月八日、凡諸寺院修灌佛會、以諸品花飾小堂、是謂花堂、其內安小釋迦像、而灌甘草等香水也、(中略)大慧高釋僧師浴佛上堂語云、今朝正是四月八日、淨飯王宮生悉達、吐水九龍天外來、捧足七蓮從地發、(中略)浴佛以都梁香爲青色水、鬱金香爲赤色水、丘隆香爲白色水、附子香爲黃色水、安息香爲黑色水、以灌佛頂、是云五色水、是王者香水、龍華會者、荊楚歲時記曰、荊楚以四月八日、諸寺各設會、香湯浴佛、共作龍華會、以爲彌勒下生之徵也、彌勒下生成佛經云、時有菩提樹、號名曰龍華、慈氏日本紀私記曰、慈氏彌勒大悲尊、於下成正覺云々、是ハ龍華之樹ト云木ノ下ニテ、彌勒始メテ正覺チトナヘ玉ヒ、此處ニ三度說法ノ會アリ、コレチ龍華ノ三會ト云也、四月八日ハ釋迦降誕ノ日ナレドモ、釋迦チ浴シ奉リ、當來彌勒ニ逢ヒ奉ル結緣トスレバ、四月八日チ、スグニ龍華會ト云也、

〔吾妻鏡四十〕建長二年九月四日丁卯、鶴岡別當法印隆辨上洛、園城寺與隆弁執行龍華會云々、

〔日本書紀二十二推古〕十四年、自是年初每寺四月八日、七月十五日設齋、

〔聖德太子傳曆上推古〕十四年四月、丈六佛像二軀造竟、居于元興寺、○中略此夕於寺有五色美雲、覆佛堂之甍、此夜丈六佛像放光明、數度之中、一度如火映內外、太子奏曰、自此年始、每四月八日、七月十五日設齋、

〔伊呂波字類抄久諸寺〕灌佛會日本紀曰、延曆十七年戊寅四月八日、始修此會、或書云、仁明天皇御宇承和七年庚申、初被灌佛、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年四月癸丑、○八日請律師傳灯大法師靜安於淸涼殿、始行灌佛之事、

〔二中歷三法用〕灌佛頌　我今灌浴諸如來　淨智功德莊嚴聚　五濁衆生令離苦　願證如來淨法身

灌佛布施公家　大臣五帖、納言四、參議三帖、殿上人、四位五位各二帖　六位幷童各一帖

今案、以白木當中付之、上下以細紙閉結云々、木左頰低注其人、小野宮流者、納言以上只注官者、參議

以下書名二字、自餘大臣不注名、納言以下皆注名、雖六位不注姓、長保五年始改錢用紙、寛弘三年、右大臣書名字可佐之、四位五位(二帖)、六位并童(一帖)、裹如公卿注名字、六位同之、但奉神事人不奉布施、齋院禊祭行事上卿、并御禊前駈諸衞佐可勤祭使之人、

〔延喜式圖書十三〕御灌佛裝束

金色釋迦佛像一體(備金銅盤一枚)山形二基、(一基立青龍形、一基立赤龍形、)金銅多羅一口、(受水料)黑漆案四脚、(一脚餝料金銅杓二柄、安同盤、一人給料黑漆杓二柄、一脚白銅鉢一口、銀鉢四口、各加輪、並五色水料、一脚花盤二口盛時花、金銅火爐一口加蓋、一脚散花筥五枚盛時花、)茵一枚、(道師料)磬一枚、(加槌)

右四月八日、供備御在所、

〔延喜式掃部三十八〕八日(四月)○殿上灌佛下敷席二枚、從僧座東筵二枚、參議已上、并出居中少將座、并用帖、

〔延喜式雅樂二十一〕凡四月八日(中略)○齋會分充伎樂人於東西二寺、并寮官人詣寺檢校、前會三日、官人史生各一人、就樂戸郷簡充、(在大和國城下郡杜屋村)

〔江家次第四月六〕八日御灌佛事(若當神事停止、當杜本當麻大神祭等使立日者、或有明日可立仰、猶被行之、)

前一日、內藏寮官人、申藏人可請明日御導師由、藏人奏聞、依仰定之、(召第一定額)內藏寮成請書進所、賜校書殿衆令請之、　當日早旦、御浴殿藏人奉仕御裝束、令所衆等垂母屋御簾、撤晝御座、返燈樓綱、圖書寮立灌佛臺二脚於東廂南第四間、其南北立黑漆机各二脚、(中略)○奉神事之人不參、不奉布施、(齋院禊祭行事上卿并弁、御禊前駈諸衞佐、可奉仕祭使之人、初齋院齋宮等行事上卿并弁、奉臨時幣之行事上卿弁等之類也、)僧綱爲導師時、藏人取祿之例、(康保三年權少僧都觀理爲導師、藏人濟時取之、應和四年、同應和二年權律師觀理、藏人延光取之、)九記天曆五年四月八日云、起座進退又用廂第三間、而義方云、例用四間云々、　又曰、北宮所被奉布施錢六百文、(見天曆十四八)天德四年四月八日、侍臣錢進給間、忠尹取今宮(○四親王爲平)料錢置机、錢五百文裹色紙付削木、是當代(○村上)在齋時例云々、

〔年中行事秘抄四月〕八日灌佛事　金云、釋迦如來以四月八日降生、前生爲摩納仙人、將金錢於婦人

邊買花供養、燃燈佛約爲夫婦、仙人者佛也、婦人者羅睺也、今人每至四月八日買花供養、幷浴佛者、四月八日諸寺各設供養會湯浴佛忌、以香花禮拜、出錢以灌佛、案灌佛經云、日一灌至七灌、滅無間罪、〇中略

當遠社祭使立日止例　長德三年四月八日辛丑、大神祭使立、仍止灌佛、寬治元年四月八日己丑、同之、

內裏依神事雖止灌佛、院宮不止例、　李部王記云、天曆三年四月八日、依山科祭灌佛被止、卽差使奉二條院灌佛布施、

大嘗會年灌佛事　承保元年四月五日記云、大嘗會以前灌佛、仍有尋、注申了、仁和四年、天祿元年等也、同八日乙亥、灌佛也、　仁安三四、灌佛如例、大祀以前也

初齋院御禊年、雖八日不當神事灌佛停止事、　長曆元年、寬治四年例也、近代多雖不當神事、初齋院年停止、　經賴記云、長曆元年四月三日、齋宮良子入大膳職、同八日、雖不當神事、依伊勢賀茂齋院禊無灌佛、同十三日丙辰、齋院娟子入右近府、　康和三年四月八日、灌佛如常、同十三日、初齋院入御紫野、　天永元年四月八日、灌佛如常、同十三日、初齋院入御紫野、

灌佛事　當神事時止之、但院宮不止、又天治元年四月八日、灌佛止、院宮同之、依大神祭也、

內裏穢間灌佛不停止　天長二年四月八日、自去年內裏有穢、

〔公事根源四月〕灌佛　八日

神事にあたる日は行はれず、灌佛有時は、九日より御神事をはじめらる、御殿の母屋の御れんをたれて、ひの御座を撤して、その跡に山がたをたてたる、佛のむまれたまふけしきを作て、いとにて瀧を落し、色々のつくり物あり、北のかたに机を立て、鉢五に五色の水を入らる、公卿參あつまりて殿上にさぶらふ、女房の布施ども、色々に結びたる花に付て、風流など有を、衣箱のふたに入

て、臺盤所よりいださるれば、藏人とりて、殿上の臺盤のうへにおく、上達部、わがふせのふなづゝみを持て、御殿のなげしの上なる白木の机に置て、次第に座につく、御料の御ふせは、かみをおかる、不參の人のふせ、藏人をく、御導師の僧まうのぼりて、佛前の作法おはりて、鉢の水を一にくみあはせて、先御導師くわん佛す、公卿次第にすゝみて、笏をさし、膝行して、ひさごをとりて、水を汲て、灌佛して後禮佛す、導師ふせ給てまりぞく、此佛生會は、推古天皇よりはじまる、釋迦如來の倶毘藍城にてむまれ給ひける時、天龍下て、水をそゝぎて、釋尊にあぶせ奉し事を申なり、

〔三代實錄〕（二十八清和）貞觀十八年四月八日乙卯、停內裏灌佛、以行神事也、

〔九曆〕天德三年四月八日、灌佛布施錢、依寬平例進古錢、是中將說也、

〔法成寺攝政記〕寬弘三年四月八日己卯、有御灌佛事、布施用紙、大臣五帖、納言四帖、宰相三帖、四位五位二帖、六位一帖、其儀如常、

〔中右記〕寬治八年（○嘉保元年）四月八日戊寅、依例有御灌佛、暫移晝御座於南面、則撤御座、南面供御裝束如常、但大殿（○藤原師實）令參給、（束帶）依御簾中加敷圓座一枚、大殿令候簾中給、未四點、藏人播部助高階遠實、置御布施物、（紙二十帖云々）次出居左中將國信、右少將顯實、左少將俊忠朝臣、右少將有賢、宗輔著座、次藏人兵部大輔通輔、取大殿御布施置之、（件御布施紙十帖者、又無御名、御堂入道殿辭退攝政之後、令奉給例者、）次關白殿自取布施、出自殿上之上戶、進置之、令著公卿座上給、（藏人勘解由次官時範傳取獻之）次藤大納言殿、中宮大夫、（但不獻布施、又不灌水、是還宮行事依爲神事上卿也、唯被候座許也、）右大將、治部卿、右衞門督、左兵衞督、藤中將、（已上被候座）二位宰相中將、左大弁、右兵衞督、中宮權大夫、（已上置布施歸殿上）頭弁、頭中將以下、殿上侍臣至藏人、參仕人々廿餘輩、各置布施如例、次藏人等置不參人布施并女房布施物、第一御導師源快率弟子僧四人、入自西中門、進御前、先禮佛散花、灌五色水、次關白以下諸卿皆以灌之、其中右大將九條殿子孫用來路也、依爲外戚歟、（○中略）頭中將以下出居兩三人、侍臣一兩人灌之、至藏人高階遠實、用九條殿子孫路也、年少之咎、人々不爲怪也、給衵一領、事

了、僧侶退出、公卿出居退下、其後下御簾、女房灌佛、酉時許、人々參中宮御方御灌佛、但大殿令退出給、關白殿令候御殿給、藤大納言以下參仕如例、御所廊南面泉上也秉燭之後、事了退出、○中略

後聞、第二御導師明胤申云、已爲三會講師、尤不列凡僧上、仍吾已可參仕也、源快申云、依爲年﨟第一、去年已勤此役、至于今日何有改定哉、殊有仰召源快者、仍內、中宮、一院、新女院御灌佛間參仕了、

一院新女院脫屣之後、初有御灌佛也、

〔中右記〕嘉承三年○天仁元年四月八日戊子、內、○鳥羽院、○白河中宮、皇后宮、大后皆有御灌佛云々、今日不出仕、但內、院、中宮、皇后宮獻布施、　布施紙大臣五帖大中納言四帖參議三帖四位五位二帖六位殿上童一帖　布施上銘　小野宮、公卿中納言上書官歟、此家習書名二字、但大臣書官也、此攝政殿、寬治七年爲中納言之時、令獻布施、只今書名二字給也、仍雖納言以上、書名之由慥所聞也、○中略

裏書　後聞、民部卿談云、御灌佛之間、殿下令候給、件布施、藏人頭爲房可取進殿下之由、令存給之處、爲房朝臣遂不取、以藏人弁顯隆令取進也、但於院御灌佛座、爲房遂取布施進殿下也、　此事相尋舊例之處、去寬仁二年御灌佛之日、宇治殿爲攝政令參給之時、頭中將公成取布施進殿下之由、見故經賴左大弁記云々、然者藏人頭、舊例皆進也、但爲房又有所見歟、可尋知事也、

長承四年○保延元年三月十三日、從殿下被仰云、初齋院年灌佛、　例　康和三年四月八日、灌佛、十三日、初齋院入紫野院、天永元年四月八日、灌佛、十三日、初齋院入紫野院、長曆二年、寬治五年、初齋院入御紫野院、灌佛停止、　外記勘申如此、何樣可被行哉、予申云、被行何事哉、　四月八日辛亥、雖不當神事、無御灌佛、是依爲初齋院年也、先例或被行、或被止、然而今年被止也、

〔玉海〕建久四年四月八日甲辰、此日公家被行灌佛、依不當神事也、午剋著直衣參內、上﨟等不可出仕云々、仍余又不可出座也、先是獻布施於內裏、中宮八條院等、他所依無催不獻也、以美紙裹之、付白木、署所樣左方ニ頗低テ書之、關白兩字也、以下﨟隨身獻之、內、中宮兩女房布施各盡善、但依新制不用、

金銀錦綉等、其中一兩有綉幷二重織物等也、止之不出、未終事具之由、親國職事奉行令申、仰可始之由、小時出居著座、次公卿各取自布施著座、先置長押際机、如例、通親獨就机南、可然、他人就机東頭、不可然云々、上首通親卿也、次實明朝臣置布施、即著出居座、次宗頼朝臣、次兼宗朝臣、次光綱、親國、已上二人五位藏人、長房卿祗候、不置之、猶職事人皆可置歟、次六位藏人二入置之、次藏人等運置、不參之人布施一度取兩三置也、抑公卿布施置了後、親國取餘布施置机上、依無所置本布施左衞門督布施上也上置也、是例也、凡机置餘布施置板敷、是又例也、次御導師慈弁法橋、相具從僧二人入自中門、准大內者、可入自西幔門、准瀧口也、經南庭昇自南階、直著佛前半帖、從僧二人著廣庇座、件座四間、西長押頭南北行敷所司疊一枚也、三禮之後打磬、公卿置笏、次弟子僧從僧也唱唄、次同僧進散花、机下取花筥立佛前、長押下唱散花、已上事等舊記者、御導師自起座取花筥立半帖外、唱唄散花云々、今作法如何、次導師啓白了、起就鉢机東頭、讚嘆之後、取御斟酌黃也酌三度灑之、○先斟小鉢四口水中央鉢、其次第先巽、次乾、次艮、次坤也、讚歎了復座、次左衞門督已下、○○○次第灌佛、其作法皆相違、通親、雅長、已上入額間出山形間、欲不擬御於柱、粗大內九條殿說、又愚案如此、奉通、入山形間、出額間、偏如大內九條殿說、故似擬御於柱、如何、親宗、隆房、實教、光雅、定輔、以上出入額間、此作法未知其故、大內小野宮共出入山形間也、未知參退共用額間、又奉通、隆房等、用西鶴黑漆酌、自餘其東酌、是非如何、次實明朝臣在出居座灌佛、此後任位次可灌佛、而雅行朝臣忩進之間、其上﨟宗頼朝臣已下不灌也、尤無用心也、次親國、次六位行事藏人等也、次成經卿取祿、依僧綱公卿取之、又大々祖也、不賜弟子僧布施、此間導師敎化廻向了取祿退出、如舊記、大取布施呪願云々、今日無其事、如何、次公卿退出、次出居退下、次六位藏人垂御簾、次女房灌也、余密々灑之、依切洗也、次渡山形於宮御方有灌佛、其儀如恒、未事訖以前、依窮屈忩退出、

〔勘仲記〕弘安十年四月八日戊辰、今日內裏灌佛、予分配也、兼日事雖申沙汰、當日事顯世奉行、○中略御導師出納催之、內藏寮役事、寮頭沙汰也、山形用途事千疋、任官功被下之、諸司助一人被宣下、近日被停止任官功之際、一向以諸國用途被宛其足之處、面々難濟之間、職事等面々奏聞散狀之處、今日殿下有御參、可有計御沙汰之由被仰下、治定分諸國外無之者、可爲任官功、敍負尉千疋之由被定下、

〔光嚴院御記〕元弘二年四月八日丁未、今日禁裏幷諸院宮無灌佛、是今年雖不當神事、代始被憚御衰

日例也云々、弘安就之仙洞不被行之、事儀未得辨可否、然而有先例之間被略之、

〔園太曆〕康永四年四月八日、抑今日御灌佛事、適不當神事、仍御方々被行之云々、人々或進布施歟、中院大納言有相尋事、續左、

抑今日灌佛欲構參候、取布施之時、於殿上御倚子前指笏取之(藏人傳之)由、見申舊記候、而近來記に、御倚子前事不注置候、不審候、兼又布施中紙も、杉原之條勿論候哉、表ハ強杉原など申候物ハ可宜候哉、御方々分可追進之上者、以長櫃可進候歟、條々可被勸下候哉、誠恐謹言、

四月八日　　通冬

山茗兩種給了、殊恐悅候、

抑灌佛御參目出候、取布施事、強御倚子前トハ不存候、殿上長押許ニ跪之時、小板敷之布施を藏人傳之歟之由存候、如何、兼又布施内紙事、船形さのみ大にては難治間、中紙と申候物を納候也、(大臣五帖、納言四帖、參議三帖、四五位二帖、六位一帖、)本式如此候歟、但大臣、納言共三帖許納候しと覺候、表ハ尋常強杉原勿論候也、御方々分送進之時、或弘蓋、或硯筥蓋勿論候、長櫃是又常事候哉、恐々謹言、

四月八日

〔宗建卿記〕元文二年三月廿八日、於御前拜見灌佛畫像、(古風之繪也)件灌佛、内々從當年於院中者、雖非本儀、如形可有御再興、山形之體如何之由、被尋下於(宗建)之間、雖考之無所見、尤雖尋申前殿下、同無御所見之由、而今日拜見之圖有彼山形、其體如巖有佛體樹木等、又山腹之程有龍、(右左相對)其下方有窟、其内安置誕佛像、(○註略)佛像之下有鉢、其前有水并橋、(此水構以來造之歟、公事根原有所見、)其側誇馬之人有之了、上皇(○中御門)仰云、辨才天像如此有山形、若同事歟、近日可見御覽之由也、從近年雖爲内々儀、於院中被始之事如何、依賀茂祭、宮中御神事之中也、於宮中御神事者、延引有前例、殊山形難調、旁以延引可然歟之旨令言上了、公家不被行灌佛之時、院宮灌佛不被行例有所見、(中右記、寬治元年四月八日、台記、康

治三年四月八日、　百練抄、寶治元年四月八日、　此勸物入御覽了

〔台記〕久安三年四月八日辛丑、未剋參院、(白重)雖無公家灌佛、院及高陽院被行之、依出家歟、申斜參泉殿、(率諸卿)即法皇幸此殿、灌佛如常、余不取布施、欲著座、依顯遠諭取之參上、亦灌佛時酌中央鉢、大失也、及昏事了、參高陽院、余灌佛時灑鉢水霑衣、今日破物忌出仕、是故多失禮乎、欲盡忠已表耻耳、

〔玉海〕承安二年四月十五日癸丑、恒例尊勝念誦修之、雖祭月不憚之、凡祭月神事之法、隨人々意趣歟、公家幷執柄人之家作法、八日無灌佛之時、自朔日神事、有灌佛者、自九日神事也、於他家者、自御禊日神事、但或說、執柄家不論灌佛之有無、自九日神事云々、

〔長秋記〕大治四年四月八日丙辰、依爲初齋院年、所々無御灌佛、而於女院、每年可有此事云々、雖當初齋院年有此事、但長元ニハ無之歟、

〔年中行事歌合〕十三番　左　大神祭(四月卯日)　宗信法眼

わが君の御代やさかへん新世もおほわの神の祭なりせば

右(勝)　灌佛(四月八日)　新中納言

咲そめし卯月のけふをかぞふればさかり久しき法の花ぶさ

新中納言申云、右灌佛の心、少おぼつかなきやうに侍れば、左かち申べきよし申侍りしを、左もおほわのそへ詞も、いかゞと人々申て、右を猶佛生會、灌佛同事にやとてかち侍き、

〔秇苑日涉(六)〕民間歲節上　四月八日、寺院爲俗佛會、以盆坐銅佛、浸以甜茶水(甜茶漢名、千歲藁)覆以花亭、隨喜者以小杓灌佛、

〔東都歲事記(二)四月〕八日　灌佛會(諸宗寺院勤行あり、本堂中又は境内に、花の堂を餝け、銅像の釋迦佛を安じ、參詣の諸人小柄杓を以て、香水を佛頂に澆奉る、在家にも新茶を煮て、佛に供じ、卯の花をさゝげ、又戸外に卯の花を插なり、今日佛に供ずる所の餅を號して、いたゞき、又花くそといふ、年中行事大成に、花供御の訛にやといへり、但し京師には、涅槃會の團子をさして、しかいふとぞ、)

寺院灌佛

〔守貞漫稿二十七〕四月八日灌佛會
三都トモ諸所ノ佛寺ニテ花御堂ヲ作リ、誕生佛ニ甘茶ヲソヽグコト也、又三都トモニ、今日ノ甘茶ヲ墨ニスリ、千早振卯月八日ハ吉日ヨ神サケ虫ヲセイバイゾスル、ト云歌ヲ書テ廁ニ張置バ、毒虫ヲ除クト云傳ヘ、專ラ行之コト也、其歌甚拙キコト云ニ足ラズト雖ドモ、古クヨリ行レ、然モ諸國ニ弘リシコト可笑ノ一ツ也、又三都トモニ今日ペン〳〵草ト云ヲ採リ、五七莖ヲ糸以テ束テ、逆ニ行燈ニ釣リテ、虫除ノ呪トス、是亦其據ヲシラズト雖ドモ、古ク仕來ルコト也、ペン〳〵草本名及ビ正字後考スベシ、　大坂ニテハ、今日每家ニ竿頭ニ躑躅花ヲ結付テ、屋上ニ建ル、或ハ一竿、或ハ二三竿ヲ繼テ甚高クスルモアリ、釋尊ニ供ル心歟、日天子ニ捧ル意歟、未詳之也、○中略今世江戶今日卯ノ花ヲ賣レドモ、門戶ニ挾ムヲ見ズ、專ラ佛前ニ供ズノミ、

〔東寶記六法寶下〕灌佛會、亦號佛生會 四月八日、於金堂行之、　與樂、彈正、京職、玄蕃、檢非違使、雅樂人等參來、
長保二年家注進云、灌佛具、金銅太子一體、在多羅 同蓮花二本、同花瓶二口云々、裏書云、御灌佛導師作法、東寺樣、先注用、次表白、神分幷供養淨眞言、丁、次下座四智讚誦、次導師佛名敎化、次三取杓灌佛頂云々、我今灌沐諸如來云々、天上天下無如佛、十方世間亦如足下、座來歸吉祥讚、次沐像去了、已上作法集載之、是公家作法歟、

〔空華日工集〕至德三年四月八日、新造華亭、蓋去年佛誕日、諸行者爭取華亭裝飾、有作喧擾、其故者、本寺例、掌紀綱者、每至佛生之辰、預命沙喝、以採花裝飾浴佛之亭、是以沙喝行力、俱往山野、採擷草花來色者、飾于亭者、斅朱甍碧瓦之色、造華鬘旛蓋者、比擬于衆室莊嚴、各盡其妙相、互爭優劣、遂有及鬪諍者、雖似恭敬尊重吾佛、是則末世比丘、荒本業勤末業者之起本也、故余出和貲遣木工、新造華亭、五色彩畫、金碧光耀、繒蓋旛旛、寶珠瓔珞、凡所可有者悉備焉、乃歸之常住、以充每歲浴佛之設矣、由是諸刹皆倣于此、　佛誕余因新造華亭、上堂垂語云、佛之一字我不欲聞、今日衆中還有掩耳者麼、有僧進云、古德因僧問、法身淸淨、報應無垢、爲甚麼香湯浴佛、德云、今朝四月八、意自作麼生、答曰、浣盆浣盆、僧云、

卽今三身之中、浴ニ那箇身ニ、答曰、雲門乾屎橛、僧云、滿院薔薇兩濯ニ出架頭錦ニ、答曰、希有世尊、希有世尊、僧禮拜、○下略

〔看聞日記〕應永二十五年四月八日、佛生會大光明寺ニ參、浴佛之儀聽聞、三位重有長資等朝臣參詣、經了、予○後崇光浴佛、三位以下同浴佛、總得菴聽聞、長老對面歸了、

〔諸國圖會年中行事大成三上四月〕八日 比叡山戒壇堂佛生會（中略）當時受戒座牒の沙汰なし、結夏なるを以て、今日より圓戒壇を開き、法會を修せらる、參詣夥し、又今日女人を免して、東坂本花摘の社に詣しむ、此所に花堂を造て、誕生釋迦の銅像を安ず、平日女人結界なり、花摘の社は、傳教大師の御母、妙德婦人を祭ると云、婦人存生の時、大師に御對面の爲、此所まで登山し給ふ、今日女人の參詣を許すは此遺意歟、

〔華實年浪草四上四月〕戒壇堂開帳（中略）紀事曰、四月八日、諸人參詣、女人常不ㇾ得ㇾ登ニ叡山ニ者亦許、今日詣ニ東坂本花摘社ニ、謂ニ之花摘ニ、造ニ花堂ニ安ニ小釋迦之銅像ニ、今日四谷之衆徒、四口出仕、修ニ法華三昧ニ、謂ニ之卯月會ニ、

○按ズルニ、花摘ノ社ハ、比叡山東坂ノ半腹、卽チ今ノ東坂本村ヨリ上ル所ニアリ、

〔江戶名所圖會十四〕東叡山寬永寺○中略 法華堂中堂の前右の方にあり、普賢菩薩を安ず、每年四月八日、佛生會修行あり、この堂は紀州公の御建立なり、

雜載

〔孝經樓漫筆四〕花の塔 京師四月八日、つゝじ及び卯の花を、竿の先に結付、九輪の塔のごとくし、家々に立て、花の塔といふ、熱田の花の塔は、剪彩花を多く造る、江戶四月八日に、卯のはなを門戶に插、意同じ、

〔賤のをだ巻〕一四月八日には、釋迦の誕生とて、小さき盥へ茶を入、中に釋迦の誕生のすがたを建、屋根は色々の色紙などにてこしらへ、卯花などを付、ものもらひの坊主が、戶々家々をもち步行たり、屋敷へも入りたり、一錢二錢ヅヽの散錢を皆上たり、

# 五月五日

名稱

五月五日ハ節日ニシテ、端午ト稱ス、朝廷ニ於テハ節會ヲ行ヒ、中務宮內ノ二省ヨリ菖蒲ヲ獻ジ、皇族及ビ臣下ニ藥玉ヲ給ヒ、宴ヲ賜フ等ノ儀アリ、中世以後此儀絶エタレドモ、猶ホ節日トシテ菖蒲ヲ獻ズルコトアリ、藥玉ハ五綵ノ絲ヲ以テ、菖蒲艾等ヲ貫キシモノナレドモ、後ニハ時花若シクハ造花ヲ以テ飾レルモノアリ、又菖蒲ヲ屋上ニ葺キ、或ハ鬘ト爲シ、枕ニ用キ、之ヲ湯ニ投ジテ浴ミ、之ヲ酒ニ和シテ飲ム等ノ事アリ、皆邪氣ヲ避クルノ法トセリ、粽モ亦此日ノ節物ニシテ、後世ノ柏餅ハ、之ニ代フルニ似タリ、又屋內若シクハ庭上ニ旗幟ノ類ヲ立テ、菖蒲冑、菖蒲刀、冑人形等ヲ飾ルモ、亦此日ノ事ニシテ、專ラ男兒ノ戲翫ニ充ツ、舊制此日ヲ騎射節、又馬射節ト稱シ、天皇射場ニ出御アリテ、近衛兵衛ノ騎射ヲ覽ルノ事ハ、武技部騎射篇ニ載セ、又此日競馬ヲ行フ事ハ、同競馬篇ニ載セタリ、

〔運歩色葉集 多〕端午(タンゴ) 五月五日事、又端五、

〔本朝月令 五月〕弘仁格云、勅、供奉端五之節國飼御馬、自今以後、宜附專知官貢進、(中略)寶龜五年五月九日

〔月令廣義 五月十〕初五日　端五日 端正也、始也、　端午 五月建午、故日端午、○中略　重五 五月五日、故曰重五、

〔壒囊抄 一〕端午トハ何ゾ、五月五日名也、端字ヲハジメトヨム、風土記仲夏端午ト云ヲ註シテ云、端ハ始也ト、嘗ヘバ楚ノ屈平五月五日午日ナル日、汨羅江ニ身ヲ投テ死、其端午投汨羅云ヘリ、仍五月五日端午ト云也、午ニ當ルヲ幸トスル也、猶五月五日午日也、五日是節日也、午ニ當ルヲ相應トシテ、端ノ午ト云習ハセルヨリ事起歟、歌ニモ端午ヲバ五日ノ心ヲヨメリ、

〔隨意錄 一〕五月端午、端、始也、蓋亦宜以上午日、與然戰國之時、既有忌五月五日生子、後凡以五日爲端午、未見其明據焉、唐人之文、八月五日亦稱端午、謝肇淛引容齋隨筆辨之、又李濟翁資暇錄云、周處風土記、仲夏端五、烹鶩角黍、端、始也、謂五月初五日也、今人多書午字、其義無取焉、予按、詩人多以屈原爲五日故事、然荊楚歲時記、五月五日、競渡、俗爲屈原投汨羅日、傷其死、故並命舟楫以極之、邯鄲淳曹娥

五日節會

碑云、五月五日、時迎伍君、逆濤而上、爲水所淹、斯又東呉之俗、事在子胥、不關屈平也、越地傳云、起於越王勾踐、不可詳矣、

〔日本歲時記 四五月〕五日、端午と云、又重五ともいふ、五雜俎にいはく、張九齡上大衍曆序にいはく、謹以開元十六年八月端午獻之、又宋璟が表にいはく、月惟仲秋、日在端午、しかる時は凡毎月の五日みな端午と稱すべし、此月にのみ限るべからずとなん、しかれども世俗には、專五月五日を端午と稱す、

〔隨意錄 六〕五月五日曰重五、九月九日曰重九、宋王楙、野客叢書云、三月三日、亦宜曰重三、觀張說文集、三月三日詩、暮春三月日重三、又曲水侍宴詩、三月重三日、此可據也、予謂、重三則可言也、更稱三月者、無乃鄭重乎、曰九月重九、五月重五者、未之見也、

〔秇苑日涉 六〕民間歲節上　五月五日謂之端午、○中略　珊瑚鉤詩話曰、端五之號、同於重九、後世以五字爲午則誤矣、　事言要玄曰、歲時記、京師以五月一日爲端一、二日爲端二、三日爲端三、四日爲端四、五日爲端五、提要錄、五月五日爲天中節、　容齋隨筆曰、唐玄宗以八月五日爲千秋節、張說上大衍曆序云、謹以開元十六年八月端午獻之、唐類表、有宋璟請八月五日爲千秋節表、云、月惟仲秋、日在端午、然則凡月之五日、皆可稱端午也、僕觀續世說、齊映爲江西觀察使、因德宗誕日端午、爲銀餅高八尺以獻、是亦有端午之說、　農圃六書曰、初五日爲地臘、又曰蒲節艾節、午時謂之天中節、

〔諸國圖會 年中行事大成 三下五月〕五日　端五 ○又重五中略　今日家々に飾冑、菖蒲刀、○中略　あるひは武將の人形を飾る、○中略　是を俗に男の節句といふて、專ら男兒の慰とす、

〔令義解 十雜〕凡正月一日、○中略　五月五日、○中略　皆爲節日、其普賜、臨時聽勅、

〔延喜式 四十五左右近衞〕小儀 謂告朔(中略)五月五日○又見左右衞門式、左右兵衞式、

〔公事根源 五月〕五日節會

天皇武德殿に出御なりて宴會をおこなはれ、群臣に酒を給ふなり、內辨なども四節に同じ、人々みなあやめのかづらをかく、日蔭のかづらのごとし、典藥寮あやめの御案をたてまつる、群臣に

藥玉をたまふ、五色のいとをもてひぢにかくれば、惡鬼をはらふと申本文侍るにや、

〔内裏式中〕五月五日觀馬射式

前一日、所司供張（供張之儀所司存）於武德殿、○中略其日未明、中務省置尋常位於庭中、兵部省置奏事位於埒東門南掖、又東南去二丈許置兵部卿位、南去一許丈置大輔位、又南去一許丈置少輔位、所司設御饌幷上下群臣饌如常節、平明、皇帝出宮就御座、諸衞服中儀、警蹕侍衞如常、○中略群臣趨各就座、（升殿者升自東面南階）訖中務率內藥、宮內率典藥、舁盛昌蒲机、自埒東馳道進、未到埒東門八許尺留候、闈司二人經右近東陣南頭、分立埒西門南、北掖、大舍人一人進埒東門南邊、北面立叫門、闈司就版位奏云、昌蒲草（此間謂漢女草）進（牟止）、中務省官姓名等（謂輔已上）叫門故（爾）申、勅曰、令申、闈司傳宣、大舍人進共稱唯退出、兩省率寮司、舁盛昌蒲机置庭中、二省輔各一人留机後、自餘皆退出、頃之中務輔就版奏曰、中務省申（久）、內藥司乃供奉（禮留）、五月（乃）五日（乃）昌蒲草進（樂乎）（久）申賜（久止）申、訖退出、次宮內輔奏曰、宮內省奏（久）、典藥寮（乃）奉（禮留）、五月（乃）五日（乃）人給（乃）昌蒲草進（樂乎）（久）申賜（久止）申、（並無勅答）退出、闈司還入、兩近衞將曹各一人、率近衞各一人、令閉埒西門、（通蹕之時已閉、仍今閉之）被大臣喚內豎二聲、內豎（各著當色）稱唯、當左近東陣西立、大臣宣、喚內藏寮、稱唯出喚、允以上一人入立前處、大臣宣、進（禮留）昌蒲草收之、稱唯退出、率寮舍人等、從大舍人幕北經左近東陣南邊參入、各就机處、即搢笏取昌蒲机退出、女藏人等執續命縷（此間謂藥玉）賜皇太子已下參議已上、（女藏人當太子倚子西面而立、太子起至初謝座處、北面跪受、女藏人跪授、即還、次授親王已下、即隨賜受取、下自東面南階出東南庭、北上西面、立定、太子佩之拜舞著座、次親王以下俱佩、拜舞上殿、）午刻內膳益供、（上下群官起座）主膳益供、大膳益賜、皆如常節、

〔儀式八〕五月五日節儀

平明皇帝御武德殿、諸衞服中儀、警蹕侍衞如常、○中略中務丞取奏菖蒲版、入自同門、置於中庭退出、訖中務率內藥、宮內率典藥、舁盛菖蒲机、進自馳道、未到埒東門八許丈候、闈司二人經右近陣南頭、分立埒西門南北掖、大舍人寮官人一人、率舍人四人、立於埒東門外南邊、喚闈司二聲、闈司問阿誰、大舍人

稱姓名而申久、漢女草進止率、中務官姓名等謂輔以上叫門、故官申宮內省被率中務省奏聞、卽闈司進就版、奏如大舍人申辭、勅曰、令申與、闈司稱唯、退就本所、告大舍人云、姓名乎令奏與、大舍人稱唯而退、爰中務省率內藥司、盛供御菖蒲於二黑木案、進置版位東北、宮內省率典藥寮、盛人給菖蒲於二黑木案、置版以南、去版二許尺、二案南北相去四許尺、其第一案、省丞左右一人在前舁之、輔并內藥正各一人在中扶之、藥生二人在後舁之、第二案、內藥官人二人在前舁之、藥生二(二下恐脫人字)在後扶之、藥生二人在後舁之、若無丞者、內舍人代之、人給料菖蒲者、第一案、宮內丞二人在前舁之、省輔寮頭在中扶之、省錄二人在後舁之、第二案、典藥屬二人在前舁之、助一允各一人在中扶之、醫二人在後舁之、置版以南相去同上、兩省輔各一人便留案後、自餘從下退出、訖中務輔就版奏曰、中務省申久、內藥司乃供奉禮留、五月乃五日乃菖蒲草進樂乎申賜久止申、訖退出、宮內輔奏曰、宮內省奏久、典藥寮乃奉禮留、五月乃五日乃人給乃菖蒲草進樂乎申賜久止申、並無勅答退出、闈司還入、左右近衞將曹各二人令閉𤗼西門、通譯之時巳閉、仍令閉之、大臣喚內豎二聲、內豎各著當色稱唯、當左近陣西立、大臣宣喚內藏寮、稱唯、出喚允以上一人、入立內豎立處、大臣宣進禮留菖蒲草收之、稱唯退出、率藏部等從大舍人幕北、經左近陣南邊參入、各就机處、卽取菖蒲机退出、女藏人等執續命縷此間謂藥玉賜皇太子以下參議以上、女藏人太子倚子、西面而立、太子起至初謝座處、北面跪受、藏人跪授、卽還、次授親王以下、受取下自南階出東南庭、西面北上、立定、太子佩之、拜舞著座、次親王以下佩、拜舞上殿、午剋內膳益供御饌、上下群官起座主膳益供東宮饌、大膳益賜群臣饌、內藏取菖蒲机出畢、

〔西宮記 五月〕五日節會事○註略

天皇出御、著昌蒲蘰、如日景蘰、○中略諸仗居、宮內省獻昌蒲、省率典藥、舁昌蒲机四脚、兼立治部輿前、進自馳道、未到東𤗼門入丈、闈司二人經右近陣南頭進行、分立𤗼西門西邊南腋、大舍人四人進自𤗼東門外南邊叫門、闈司一人就版奏云々、勅答令申ヨ、闈司唯歸、大舍人唯退、闈司歸、所司立机庭中、輔留就版奏、無勅答、了退出、內藏允以下入自左近陣南邊、取机退出、○中略賜續命縷、內侍執之直度御前、當太子倚子西南邊立、太子起座、北面跪受、內侍跪授之、太子小拜、立、內侍還入、女藏人等又取之、進御前、東邊廂西面列立、王卿以下一一進、共跪插笏受、小拜、左廻下自南面東階、共出東面南庭一列、西面北上、太子先佩、拜著座、懸右肩垂左腋、卽相分其緖結腰、次王卿共佩、拜舞畢復座、承和年依降雨於東檻邊跪佩之、供御膳、內膳出自右近陣南頭、自東面北階供、采女傳供、群官立、主膳供太子膳、自南面西階供、宮采女傳、大膳賜群臣饌、二獻後國栖奏、於左兵衞陣外發聲、○下略

〔類聚國史 七十三 歲時〕弘仁七年四月乙巳、右大臣從二位勳五等皇太弟傅藤原朝臣園人、上書請停今年

五月節、不ㇾ聽ㇾ之、

〔續日本後紀仁明十一〕承和九年五月乙未、勅、五月五日供節、四衞府六位官人已下裝束、除甲冑飾之外、不ㇾ得ㇾ用金銀及薄泥、五位已上走馬之鞍幷馬飾、不ㇾ論新舊、聽ㇾ用金銀、但薄泥不ㇾ在聽限、

〔延喜式彈正四十一〕凡金銀薄泥、不ㇾ得ㇾ爲服用幷雜器飾、但五月五日諸衞府甲冑之飾、不ㇾ在制限、

〔延喜式內藏十五〕凡四月駒引及五月節、預前一日、裝飾武德殿、綴雜飾料、熏革半枚、絲五兩、車駕行幸者、懸御在所帳幔、

〔延喜式內匠十七〕凡五月五日節、前一日、武德殿構立斗帳又軟障臺二基、立御座壇以南西二間、其神泉苑立斗帳亦同、但軟障十基、御幔東西各五基

〔延喜式大藏三十〕五月五日節、立七丈幄七宇、五丈幄七宇、平張二宇、懸幔、
六日、立七丈幄六宇、五丈幄六宇、懸幔、

〔延喜式內膳三十九〕五月五日節
米一斗三升、糯米一斗七升、糯稻五束、燒米料、糯粟糯各二升、大豆二升、小麥四升、胡麻子荏子各四升、酒一斗、酢油各五升、醬一斗、鹽二升、鳥腊四斤、東鰒一斤十兩、長門鰒、阿波鰒、出雲鰒、隱岐鰒各二斤五兩、鮭二隻、烏賊一斤五兩、煮堅魚螺各十三兩、腊五升、紫菜五兩、海藻一斤五兩、干栗子一斗、生栗子一斗七升四合、龜筥二合、生絲二分四銖、青蔣十圍、竹一圍、炭四石、薪六十斤、供奉膳部卅人、卅人御、十人中宮、各給紺布衫一領、

〔貞信公記〕延長五年五月五日、節會如ㇾ例、但依ㇾ雨濕ㇾ無謝座酒禮、而賜藥玉間、頗燥、仍拜舞如ㇾ例、

〔厨事類記一〕臨時供御內、院、宮儀、○中略　五月五日　赤飯　御菜　御菓子八種一種粽○中略　已上小預給料米備進之、

〔禁中近代年中行事五月〕五日朝　初獻、よもぎの露御さらに入、くちなはいちご十ヲ計、小皿に入

停節會

出ル、硯ぶたの臺にのせ出ル、　ちまきをむき、こぐち切あいのかわらけに入出る、鹽を高盛にしてこゝろけに入置、　二獻、常の如く朔日の通、(せうぶをこまかに切、こゝろけに入置、御酒の中へ入ル、)　三獻、右同斷、

〔續日本紀 (二十孝謙)〕天平寶字二年三月辛巳、詔曰、朕聞孝子思親、終身罔極、言編竹帛、千古不刊、去天平勝寶八歳五月、先帝(○聖武)登遐、朕自遭凶憫、雖懷感傷、爲禮所防、俯從吉事、但毎臨端五、風樹驚心、設席行觴、所不忍爲也、自今已後、率土公私、一准重陽、永停此節、

〔續日本紀 (四十桓武)〕延曆十年五月乙丑、天皇以天下諸國頻苦旱疫、詔停節宴、

〔續日本後紀 (九仁明)〕承和七年五月庚辰、停五日節、以後太上天皇(○淳和)不豫也、

〔三代實錄 (二清和)〕貞觀元年五月五日庚申、停端午之節、諒闇(○文德帝崩、去年八月、)也、

〔三代實錄 (四清和)〕貞觀二年五月五日甲寅、帝不御武德殿、停端午之節、

〔三代實錄 (十清和)〕貞觀七年五月乙酉、停端午之節、

〔三代實錄 (三十九陽成)〕元慶五年五月五日壬子、停端午之節、諒闇(清和帝崩、去年十二月、)也、

〔日本紀略 (一醍醐)〕延喜七年五月五日、無節會、

〔扶桑略記 (二十四醍醐裏書)〕延喜廿二年五月五日、節會依京中病苦停止、

〔日本紀略 (一醍醐)〕延長二年五月五日壬寅、停節會、　三年五月五日丙申、止端午節、

〔日本紀略 (五冷泉)〕安和元年八月廿二日癸酉、右大臣參仗座、停五月五日節、依先皇(○村上)忌月也、

〔年中行事秘抄 (五月)〕五日書司供菖蒲事(先是進請奏、結付御帳、)節會久絶、就中承保聖代(○白河)已當御忌月、(○延久五年五月、後三條帝崩、)但未被口可停止件節詔也、

〔九條年中行事 (五月)〕五日節會事

件節會停止時、奉宣旨之日仰外記、四月廿八日、駒牽以前可被仰歟、

〔建武年中行事〕五月、(○中略)五日の節、絶て久し、

〔年中定例記〕一五日〇五月御對面常の如し、內々の御祝いつものごとし、

〔成氏年中行事五月〕朔日御祝如常、同五日御祝御同前、公方樣御單物、御紋逢菖蒲、因茲諸人此紋ハ致斟酌也、

〔殿居嚢武家年中行事〕五月朔日　日光御門主、端午之御祝儀使僧被差上之、　二日　端午之御祝儀、御三家方始諸家、以使者時服獻上之、　五日　五ッ時染帷子長袴、端午之御祝儀有之、如上巳、

〔柳營新編年中行事五月〕三日端午之爲御祝儀、御三家幷萬石以上ゟ時服帷子單物獻上之、〇中略但シ極たる日限等は非ずといへ共、大方例年如此獻上、何方ゟ御觸被仰出も無之、御三家ゟ御伺之日限を承り、諸家より獻上する也、　但シ享保十八年五月三日、證明院樣御逝去以後二日となる、〇中略



一日光御門主よりも、端午之御祝儀二種一荷、以使僧御進上之、於燒火之間謁老中、

〔幕朝年中行事歌合中〕十九番　右　端午參賀

御國生の竹のこのよも幾千はたかぶとの花にとりそへて見む〇中略

端午は、軒毎にさうぶ蓬をさしはさむ事は、都鄙のへだてなし、出仕の人々皆長袴著て、ことぶきをのぶ、其式上巳にかはる事なし、此日より麻の御ぞを奉れり、若君誕生あれば、兩御所をはじめ、御方々より菖蒲冑を參らせられ、國主外樣譜代の大名よりも是を獻ず、北のとのゝ前なる大路に假屋を建、壇をまうけて是をすゆ、其數いくもゝちなる事をしらず、白地に御紋の旗二十ながれ、紅白の吹ながしなど風にひるがへり、傍に鑓薙鉈弓矢などぐひの類、すべて兵仗いかめしく立つらねたるけはひ、實に武門の有樣也けりと見ゆ、

〔東都歳事記二五月〕五日　端午御祝儀、諸侯御登城、粽獻上有、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

五月例　五日節菖蒲蓬等供奉太神幷荒祭宮、月讀宮、瀧原宮、伊雜宮、及諸殿仁供奉、然則藥御酒神宮幷荒祭宮供奉、然後禰宜內人物忌等集御厨院、菖蒲蘰藥酒直會被給畢、即御厨參向氏大饗被給畢、

〔鹿島宮年中行事　五月〕五日、大宮祭、大宮司、大禰宜、物忌、

今日端午之節會ニハ、御供ニ粽、是ヲ付テ奉備神前、此例、昔高辛氏之惡子、五月五日船ニテ海ヲ渡ルトテ、惡風俄ニ吹出浪沈、水神ト成、常人ヲナヤマス有時、五色之糸ヲ以、粽ヲシテ海中エ提ゲ入ケレバ、靑龍ト成リ、其ヨリ海神人ヲナヤマス事ナシ、自爾以降、諸社ニテ粽ヲ神ニ奉リ、君臣上下祝之、

藥獵

〔倭訓栞　前編　八〕くすりがり　推古紀に、五月五日、藥獵於菟田野と見えて、萬葉集に多くよめり、鹿茸を主にて、百藥をも採なるべし、天台訪隱錄に、以端午日入天台山採藥と見えたり、

〔日本書紀　推古　二十二〕十九年五月五日、藥獵於菟田野、取鷄鳴時集于藤原池上、以會明乃往之、粟田細目臣爲前部領、額田部比羅夫連爲後部領、　二十年五月五日、藥獵之集于羽田以相連、參趣於朝、其裝束如菟田之獵、

〔萬葉集　十六〕乞食者詠二首

伊刀古、名兄乃君、〇中略　八重疊、平群乃山爾、四月與、五月間爾、藥獵、仕流時爾、〇下略

〔萬葉集　十七〕加吉都播多、衣爾須里都氣、麻須良雄乃、服曾比獵須流、月者伎爾家里、

右六首歌者、天平十六年四月五日、獨居於平城故鄕舊宅、大伴家持作、

藥玉

〔運步色葉集　久〕藥玉

〔增補下學集　下二　飲食〕藥玉　五月五日、小兒懸之也、

〔內裏式　中〕五月五日觀馬射式　女藏人等執續命縷、〇此間謂藥玉、

〔荊楚歳時記〕五月五日、〇中略以五綵絲繋臂、名曰辟兵、令人不病瘟、又有條達等織組雜物以相贈遺、取鴝鵒教之語、　按、仲夏繭始出、婦人染練、咸有作務、日月星辰鳥獸之狀、文繡金縷貢獻所尊、一名長命縷、一名續命縷、一名辟兵繒、一名五色絲、一名朱索、名擬甚多、青赤白黑以爲四方、黃爲中央、襞方綴於胸前、以示婦人計功也、此月鴝鵒子、毛羽新成、俗好登巢取養之、以教其語也、

〔月令廣義五月十〕初五日　賜續命絲、風俗通、五月五日賜五色續命絲、俗說益人命、壽索李肇翰林志、五日賜百福百壽索、　長命縷即五綵絲、亦名續命縷、北人午日、以雜絲結合歡索、纏于臂、　綵絲繋臂荊楚記、五日繫五綵絲于臂、辟兵厭鬼、令人不染瘟疾、日內常稱游光厲鬼四字、知其名則鬼遠避、　辟兵繒裴玄新語、五日繫五綵繒、謂之辟兵、　合歡索初學記、北人端午、以雜絲結合歡索、纏手臂、一名條達、又名條脫、續組雜物、以相贈遺、及日月星辰鳥獸之狀、文繡金縷帖畫貢獻于所尊、

〔倭訓栞前編八〕くすだま　長命縷をいふ、風俗通に見ゆ、延喜式に藥玉と見え、五月五日の儀式にある事也、三代實錄陽成天皇の七年に始て見えたり、御記に、糸所供奉藥玉、撤去年九月茱萸、以藥玉差替御柱、前例也と見ゆ、綵糸をもて花を造る、よて清少納言にも、縫殿より御くす玉とて、色々の糸をくみさげて進らせたる、道長公の記にも、絲所藥玉持參と見えたり、藥の玉をつくるをもて藥玉といへる也、內々行事に、若宮は左の御袖、姬宮は右の御袖のかたそぎにつくる、御年は八ッ九ッの內也と見ゆ、

〔古今要覽稿時令〕釋名　くすだま　仲田顯忠曰く、くす玉は、藥玉とかけるによれば、藥玉の意かともおもはるれど、なほさかはあらで、奇玉のこゝろならん歟、さるは、くしは、奇クスしく靈なる意にて、くしなだ姬、くしみたまなどいへる類ひのくしの轉用にて、漢土にて、靈絲などいへるや、やがてかなふべからん、さらば藥玉の邪氣をはらひ、疾を除く靈あるもの故、そを稱へて名付たるなるべし、かくはいへども、續後紀などにすら、既に藥玉とかゝれたれば、醫師を、くすしといふ類にて、もとより邪氣をのぞくの藥となれば、藥玉の意としても、一わたりは聞えなんかし、

〔源氏物語螢二十五〕五月五日〇中略には、くす玉などえならぬさまにて、所々よりおほかり、

〔河海抄十二〕光くすだまなど　續命縷　靈絲　綵絲　彩索などいへり、いづれも藥玉の體也、○中略御記曰、延喜十三年五月五日丙午、糸所供奉藥玉如常、撤去年九日茱萸、以藥玉替懸之御柱、前例也、延長三年五月五日丙申、書司立菖蒲瓶、糸所奉續命縷如常、　五月五日、糸所藥玉を供ず、去年の茱萸を撤して、御帳の東の柱に結付也、

〔枕草子三〕せちは　五月にしくはなし、○中略そらのけしきのくもりわたりたるに、きさいのみやなどには、ぬひどのより御くすだまとて、いろ／＼の糸をくみさげてまいらせたれば、みちやうたてまつる、もやの柱の左右につけたり、九月九日の菊を、あやとすゞしのきぬにつゝみてまゐらせたる、おなじはしらにゆひつけて、月比あるくすだまとりかへてすつめる、又くすだまは、菊のをりまであるべきにやあらん、されどそれはみないとを引とりて、物ゆひなどしてしばしもなし、○中略つぢありくわらはべの、ほど／＼につけては、いみじきわざしたると、つねにたもとをまもり、人に見くらべ、えもいはずけうありと思ひたるを、そばへたることねりわらはなどに、ひきとられてなくもをかし、

〔古今要覽稿時令〕くすだま藥玉　くす玉は、そのはじめ漢土よりおこりて、皇朝にも世事となれり、さてその造なせるさまは、ふるくは五綵の糸にて、菖蒲艾などを貫たるもの也、それを後には、なでしこ、あぢさゐ、その外色々の時の花どもしてかざれるよし、新古今集の歌などにて、しかおぼえたり、これを後々は絲花にてつくれり、すなはち今の世にも見所あるさまに造なしたるものあり、此國にては嘉祥二年五月に、はじめて群臣に藥玉を給へるよしみえたり、もろこしにてもはやくよりのことゝ見えて、風俗通などにもしるせり、さて漢土にて續命縷といひ、又長命縷五色縷、あるひは縷索、辟兵、繒などもいひ、さて五月五日に、是をひぢにかくる時は、あしきやまひをうけず、かつ壽命をのぶといへり、されば續命縷の名もあるなるべし、さて内裏には、此藥玉を

糸所より奉りて御帳にかけられ、群臣にも給はる事あり、司々にて是をまうくるよしは、延喜式にみえ、さて帯るさまなどは、小野宮年中行事等に出たるがごとし、さるは糸所奉れる藥玉を、去年の九月九日に御帳にかけられたる茱萸の嚢、かつ御前におかれたる菊瓶など丶ともにとり拂ひて、藥玉にかけかへて、九月まで是をおく事とぞ、さてかくる所は、夜の御殿の御帳の東の柱にかくるよしなり、そも／＼皇朝にも此日藥玉を用ふる事は、邪鬼をはらひ、疫をのぞく術にて、民家にも五月五日、婦女子の翫ものに、色々の造り花を糸につけ、紙にて張などしてもてあそぶは、もと禁中にせさせ給ふを習ひて、下々にもなすことゝみえたり、

〔世諺問答〕五月　問て云、同此日〇五日藥玉とてかくるは、何のゆへぞや、　答、凡けふをば藥日といひて、一切の藥をばこの日とるなり、〇中略　さればけふ藥草を五色のいとにてとゝのへて、ひぢにかくれば、惡氣をはらふとも申本文侍るにや、公にも群臣に藥玉を給事の侍るなり、

〔夫木和歌抄七五月五日〕家集夏歌　　惠慶法師

　くすりびのたもとにむすぶあやめ草たまつくりえにひけばなるべし

〔雲州消息上〕今朝自二或所一給二藥玉一旒一、作以二百草之花一、貫以二五色之縷一、摸二草虫形一、栖二其花房一、芳艶之美有レ興有レ感、古人云、此日懸二續命縷一、則益二人命一云々、若此物之謂歟、欲レ報二賽之處一、忽無二其物一、唯綴二和語一、聊可レ答レ謝、綫雖レ成二篇什一、未レ猶二弁首尾一、爲レ承二取捨之訓說一、先以進覽、幸加二一字一、不レ屑二千金一者歟、事是嗚呼也、莫レ及二外聞一、謹狀、

　五月五日　　權右中將

　　兵部大輔殿

〔安齋隨筆前編十二〕一藥玉　今世京都に在る藥玉、右の體也、今在ルハ紅白のツヽジの花糸花なり艾草菖蒲を少結付て、花枝の中央に玉あり、香物を合たるカケ香也、草虫の形はなし、五色の糸

六七尺計垂レ下る、御簾に掛る也、上に釘にかくる輪あり、

〔后宮名目中〕一藥玉之法

麝香一兩　沈香一兩　丁子五十粒　甘松一兩　龍腦半兩　右者和家之傳

麝香半兩　沈香一兩　丁子一兩　甘松二匁　藿香二匁　白檀三匁　龍腦二匁　右者丹家之方

藥玉一聯十二閏月のある年は十三

一粒の大さ、〇圖略これ程にてさぶらふ也、

袋は用二錦或紅練(ベニネリ)一、紐は攝家は白く、清華羽林家は紫、其以下は縹色(ハナイロ)を用ひ侍る也、

〔延喜式十二中務〕藏司

五月五日續命縷絲五十絇、紅花大三斤、年料、楕四隻、麻筒二口、楫一口、水瓶一口、大案一脚、杓二柄、

〔延喜式四十五左右近衞〕凡五月五日藥玉料、昌蒲艾一總、(盛二一輿一)雜花十捧、(盛二居臺一)三日平旦申二內侍司一、列二設南殿前一、(諸府准レ此)

〔西宮記五月〕同日〇五日 絲所獻二藥玉二琉一、(又差二內竪一送二諸寺一)藏人取レ之、結二付晝御座母屋南北柱一、(撤二茱萸袋一、改著、彼所ヽ請二料糸一、)

〔小野宮年中行事五月〕三日、六衞府獻二昌蒲幷花一事、〇中略

九條右相府記、(裏書)佩二續命縷一體、(件縷結有二四筋一)先留二左腋一、以二一筋一從二右肩一起、以二一筋一自二左腋一出而相合、當レ前結、以二二筋一當二革帶上一、自レ後前廻而結二右袖下一、但二重之緒、四筋隨レ草垂也、

〔花鳥餘情十四〕むかし武德殿にて、五日〇五月節會行れて騎射の事あり、その時宮內省典藥官人あやめを獻ず、又內侍藥玉を太子以下に給ふ時、くす玉を右のかたにうちかけて、左のわきへたれて、二の緒を分て腰にゆひて、各拜舞するなり、

〔東宮年中行事五月〕五日、いと所くすだまをたてまつる事、

くら人これをとりて、ひのござの御ちやうのまへ、ひだりみぎにむすびつく、あるひはみやうぶまいりて、これをむすびつく、

〔建武年中行事〕五日、五月〇いと所くす玉を御帳左右の柱にむすびつく、

〔後水尾院當時年中行事〕上五月五日〇中略けふは御所々々くす玉をかけてまゐらる、一兩日已前、此御所より給はる也、いと所の藥玉を御帳の左右のはしらに結びつくなど、かなの年中行事にはあれど、此ごろはさたもなくなりぬ、

〔內院年中行事〕五月　一端午、旬殺也藥玉扇ヲ別當〆女藏人マデニ被下、扇ハ中廣ナリ、片ボチニ付て源氏繪ヲ書也、裏ハギンノスナゴナリ、是ヲウスヤウト云、

〔禁中近代年中行事〕五月五日藥玉　藥玉色々のきれにてふくろをぬひ、三ッ作り花に付る、作り花大サ一尺計、若宮は左の袖、姬宮は右の袖、そでのかた先に付る、宮々方八ッ九ッまでの內計、

〔恒例年中行事〕五月五日　藥玉　是は糸にて赤白の杜鵑花、幷艾菖蒲を作り、五色の糸をかけたるもの也、又糸にてあみたる橘の實あり、內に藥を入らる・と云、延喜式、凡五月五日藥玉料、菖蒲艾雜花十捧とあれば、むかしは菖蒲艾橘などの藥ものを時節の花にて飾、五色の糸にて調たるものゆへ、藥玉といふ、後世藥物雜花をも糸にて作る故、藥を入らるゝにや、當時御所江上るは藥を入られず、西宮記に、五月五日、糸所獻藥玉二琉、藏人取之、結付晝御座母屋南北柱、又五日節會賜續命縷とあれば、むかしは糸所より調進して、御所にも掛られ、人にも賜りたると見ゆ、今は御出入の職人上るなり、

〔續日本後紀〕十九仁明嘉祚二年五月戊午、天皇御武德殿、覽馬射、〇中略有勅命、文矩等〇渤海使陪宴、宣詔曰、天皇我詔旨良万止宣布勅命乎、使人等聞給止宣久、五月五日爾、藥玉乎佩天飮酒人波、命長久福在止奈毛聞食須、故是以藥玉賜比、御酒賜止波久宣、日暮乘輿還宮、

〔三代實錄 四十三 陽成〕元慶七年五月五日庚午、天皇御二武德殿一、覽二四府騎射、及五位已上貢馬一、喚二渤海客徒一觀レ之、賜二親王公卿續命縷、伊勢守從五位上安倍朝臣興行引レ客、就レ座供レ食、別勅賜二大使已下錄事已上續命縷、品官已下菖蒲蘰一、

〔今昔物語 十九〕東三條内神報二僧恩一語第卅三

今昔、何レノ程ノ事トハ不レ知ズ、二條ヨリハ北、西ノ洞院ヨリハ西ニ、西ノ洞院面ニ住ム僧有ケリ、〇中略五月五日ニ、菖蒲共葺渡シ、藥玉ノ世ノ常ナラズシテ、〇下略

〔拾遺和歌集 十六 雜春〕女のもとに、しろきいとをさうぶのねにして、くすだまをおこせ侍て、あはれなる事どもを、あるおとこのいひおこせ侍ければ、　よみ人しらず

聲たてゝなくといふとも郭公たもとはぬれじそらねなりけり、

〔赤染衞門集〕五月五日、右大將殿より、さうぶあはせしたるあふぎに、くす玉をゝきて、これがかちまけさだめさせ給へとありしに、との〇藤原道長は左大臣におはせしかば、

ひだりにやたもとのたまも結ぶらん右はあやめのねこそあさけれ

〔枕草子 五〕なまめかしきもの　五月のせちのあやめの藏人、さうぶのかづら、あかひもの色にはあらぬを、ひれ〇領巾くたい〇裙帶などして、くすだまを、みこたちかんだちめなどのたちなみ給へるに奉るもいみじうなまめかし、とりてこしにひきつけて、ぶたうしはいし給ふもいとをかし、

〔榮花物語 十二 玉村菊〕はかなう五月〇長和五年五日にも成にければ、大宮〇藤原彰子より、ひめ宮〇禎子内親王にとて、くす玉奉らせ給へり、それに、

そこふかくひけどたえせぬあやめ草千とせをまつのねにやくらべん、御かへし中宮〇藤原妍子より、

年ごとのあやめのねにもひきかへてこはたぐひなのながきためしや

〔榮花物語十四あさ緑〕五月（〇寛仁二年）五日、院（〇小一條）より姫君（〇禎子内親王）の御かたにとて、くすだま奉らせ給へり、

この比をおもひいづればあやめ草なかるゝおなじねにやともみよ　御かへし

いにしへをかくるたもとは見るからにいとゞあやめのねこそしげけれ

〔千載和歌集九哀傷〕枇杷どのゝ皇太后宮（〇三條后藤原妍子）わづらひ給ひけるとき、所をかへて心みむとて、ほかにわたり給へりけるを、かくれ給ひて後、陽明門院一品親王（〇禎子）と申ける、枇杷どのにかへり給へりけるに、ふるき御ちやうの内に、菖蒲くすだまなどのかれたるが、侍りけるを見てよみ侍ける、　辨乳母

あやめ草泪の玉にぬきかへてをりならぬねを猶ぞかけつる

返し　江侍従

玉ぬきしあやめの草はありながらよどのはあれむ物とやは見し

〔徒然草下〕御帳にかゝれるくす玉も、九月九日、菊にとりかへらるゝといへば、さうぶは菊のおりまでもあるべきにこそ、枇杷皇太后宮（〇三條后藤原妍子）かくれ給ひてのち、ふるき御帳の内に、さうぶ、くす玉などのかれたるが侍りけるを見て、をりならぬねをなをぞかけつると、辨のめのとのいへる返事に、あやめの草はありながらとも、江の侍従がよみしぞかし、

〔看聞日記〕應永二十五年五月四日、早旦菖蒲葺如例、續命縷室町殿（〇足利義持）進之、付常宗進之、若公内々付女房進之、御返事共御祝著之由奉之、藥玉前々遣所共皆賦之、

〔簾中舊記〕五月御くすだまの事

一五月五日の御くすだまは、御所さまへは十二すぢづゝのが參り候、上らふたちより御下まではは九すぢにて候、御びでうは六すぢづゝにて候、内裏伏見殿こりやう殿より、大なる御くす玉參

り候、わきゐけの上﨟たちへ參らせ候て、そと御かけ候て、わぎあけの程御かけ候、

〔殿中申次記〕五月五日　一藥玉　禁裏樣ヨリ參　一藥玉　伏見殿ヨリ參（但四日にも參也）

**獻菖蒲**

〔晴右記〕永祿八年五月五日、武家へ爲御使くす玉參候也、申次伊勢七郎左衞門也、

〔雍州府志（七土産）〕藥玉幷燈籠　小川人家、（中略）○藥玉等物賣之、以彩絲作花枝、貼白紙上掛之於女兒背後、是謂藥玉、古以藥丸交其間、避穢氣、則中華所謂長命縷之類也、

〔日次紀事（五五月）〕五日　端五（今日端五節、（中略）女兒插菖蒲於頭髮、繫長命縷於背後、凡高貴長命縷今日用之、後命修驗道山伏先達、而令納大峯、）

**菖蒲輿**

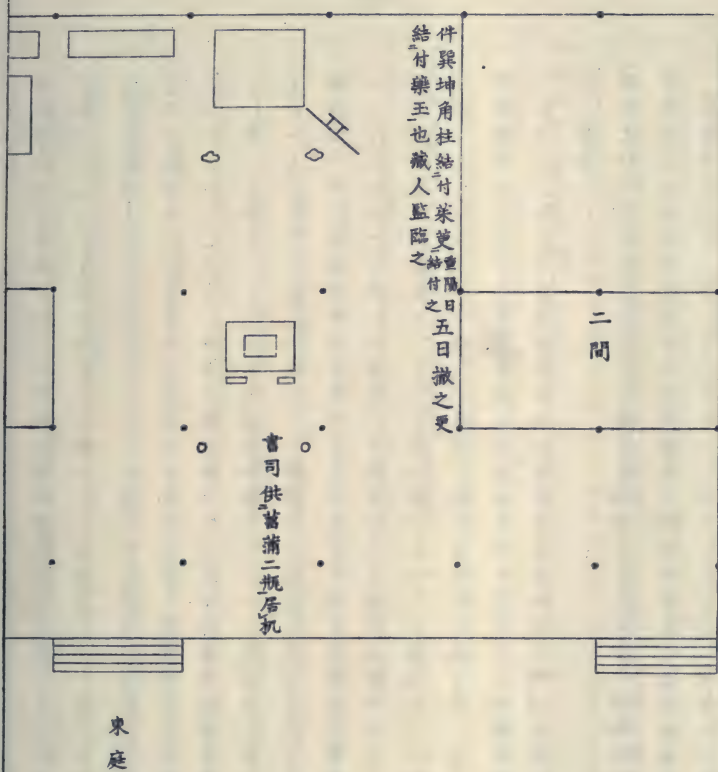
〔古今要覽稿（時令）〕あやめのこし（菖蒲輿）　あやめのこしは、五月三日平旦、六衞府より禁中へ奉れり、藥玉料昌蒲蓬、（捴盛一輿）と、（延喜近衞府式）みえたるを始とせり、これよりして、あやめのこしの名目おこれる也、六府立昌蒲輿瓮花、（各一荷、花十捧、）南庭と（西宮記）見えたり、又さうぶのこし、さうぶのこしともいへり、いはゆる五月五日になりぬれば、御藥玉、さうぶのこしなどもてまゐりたるもと（世繼物語）見え、又三條の宮におはしますころ、五日のさうぶのこしなどもちてまゐりと（清少納言枕雙子）見え、五月四日夕つかたに成ぬれば云々、さうぶのこし、朝がれひのつぼにかきたて〳〵、殿ごとに人々のぼりて、ひまなくふきしこそ、みつのゝあやめも、今はつきぬらんとみえしかと、（讃岐典侍日記）かけるによれば、くすの玉の料、あるは御殿ごとにふくあやめを、輿につみてかきもてありければ、とりまはしよき故に、設けられしものなり、しかるを後世はさなくして、別段あやめのこしをつくりなせり、これを菖蒲の御輿とも、又あやめの御殿ともいへり、其製法は、以連根菖蒲爲棟梁、且以細木爲柱、造小殿形、以檜葉幷菖蒲蓋殿字と（日次紀事）見え、菖蒲の御殿とは、菖蒲を以て小き殿を作り物にして獻之と（故實拾要）見えたり、昔は六衞府より奉りしかども、近世は東坊城家より獻せらるゝよしなり、菖蒲の御輿を、昔は六府（左右近衞、左右衞門、左右兵衞、）より調進せし事古記にみえたり、近代は東坊城家より獻せらると（夏山雜話）見え、菖蒲輿、東坊城家人副衞士土佐調進、下行壹石と（年中行事帳下）見えたり、黑川道祐說に、菖

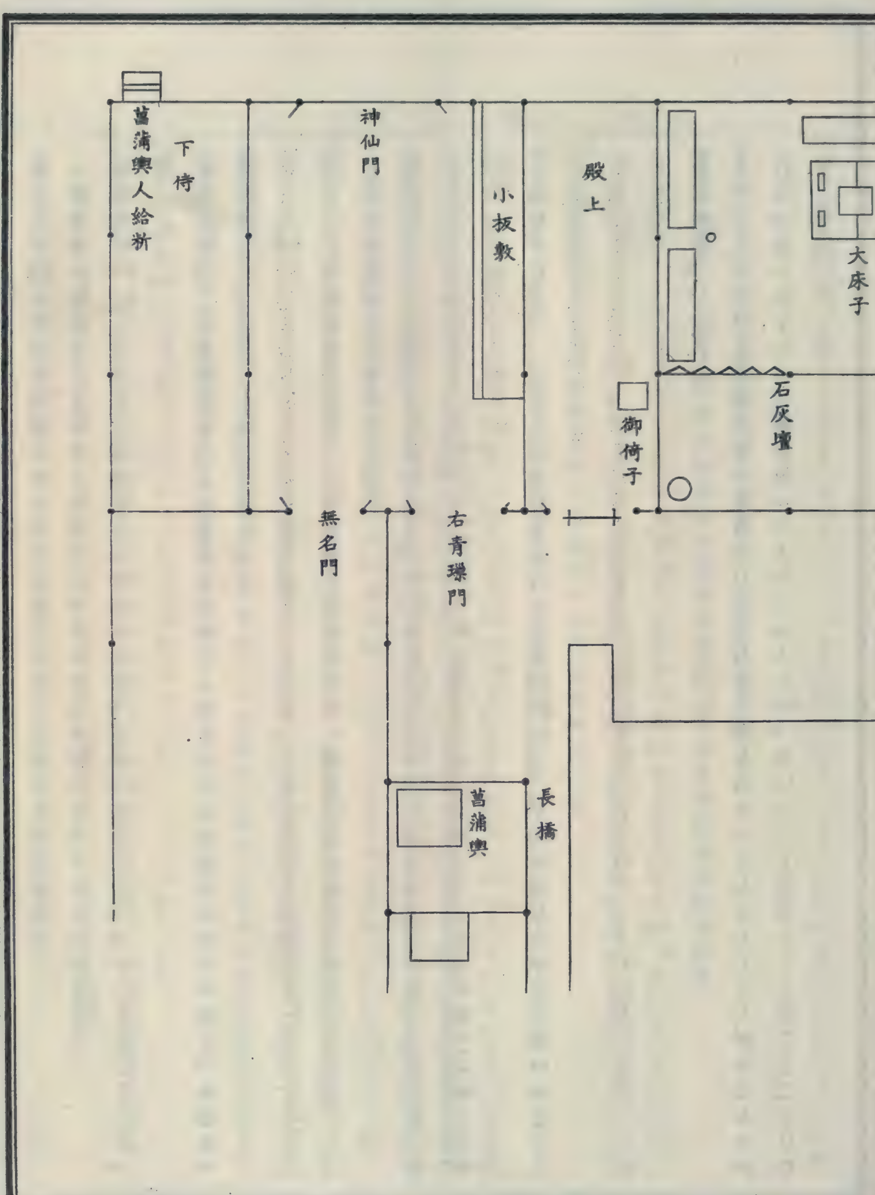
蒲御輿料木、自梅畑供御人納今出川家、即遣衛士、衛士作之と（日次紀事）見えたり、古製は山岡俊明説に、菖蒲のこしは、五月端午禁裏の宮殿へふき、又藥玉などの料にあやめを持まゐる時、車に積て來る、それを輿とはいふなりといへるぞ穩に聞え侍る、さすれば別段ことやうにつくりなしたるものにはあるべからざるにや、しかはあれど、ふるき圖式なければ、其製作しるべからず、雲圖抄に、あやめのこしするし場所の圖を載たれど、輿の圖は見え侍らず、近代のものは、藤井家調進のよし傳ふる圖あり、これ和土記、故實拾要などにいふ所の説に粗あへり、これをあやめの御殿ともいへり、そのさまは、二本柱にして屋根あり、小殿の形ちを作りなせるものなり、やねの四すみ棟等の六所には、蓬あやめをさすよしなり、さて和土記、文龜三年五月五日の條に、あやめの輿をつくれる木材を、八瀬より調進する事見えたり、其調の材をもてつくれるあやめのこしならば、藤井家調進の二本柱につくれる輿の説にあへり、文龜三年より今茲天保辛丑迄、三百四十二年に及べり、またはるかに後れて、延寶の頃は、あやめの根を以て棟梁となすと（日次紀事）記したれば、藤井家調進のものとは異なる樣に推はからるゝなり、さて小殿の形をなせるものは、應永の頃よりありしとみえて、其體如屋形之飾菖蒲、是菖蒲輿也と（藤成記）みゆれど、古代の輿の形、詳にしれがたし、猶考べし、

〔延喜式三十七典藥〕凡五月五日、進菖蒲生蒋（寮家充之）黑木案四脚、（二脚供御、二脚人給、並寮儲之、）苧六兩、黑葛四斤、（中省）省輔已下寮頭已下、共執入進、訖即退出、輔留奏之、（詞見書式）中宮東宮黑木案各二脚、（一脚供御、一脚人給、）

〔世諺問答〕五月　問て云、五月五日にしやうぶをもちゆるいはれは、何のゆへにて侍るぞや、答、昆明百節のしやうぶとて、一寸がうちに百ふしのあるしやうぶあり、あのしやうぶの根、萬病をいやすといへり、されば百ふしなけれども、これをいはひ侍るなり、酒中に入、あるひは帶にし、あるひは沐浴に入侍る事は、本草、また大戴禮、月令などゝいふ書に侍るとなり、

〔雲圖抄〕五月五日書司供菖蒲事




菖蒲輿人給㭊
下侍
神仙門
小扳敷
殿上
大床子
石灰壇
御倚子
無名門
右青瑣門
菖蒲輿
長橋

〔延喜式內藏十五〕凡諸衞府所獻昌蒲幷雜彩時花、寮官率史生藏部等撿收、附絲所、凡典藥寮所獻昌蒲幷艾、奏進之後、寮允以下參入撤之、若官人已下不足者、召加內豎、

〔延喜式大舍人十三〕凡五月五日、典藥寮進昌蒲草、舍人叫門、其詞曰、漢女草進(止)、(其率)宮內省輔姓名門候(止)申、

〔延喜式宮內三十一〕凡典藥寮、五月五日進昌蒲、省輔已上與本司共入奏進、其詞曰、宮內省申(久)、典藥寮(能)進五月五日(能)昌蒲、又人給(乃)昌蒲進(登)申、

〔延喜式春宮四十三〕凡五月五日、典藥寮進昌蒲、官人率侍醫一人藥生等、持昌蒲案候西門外、坊官令舍人引迎、入就西細殿南、典藥官人以下舁供料雜給料案各一脚、進立殿庭退出、主藏官人舍人捴八人、入舁案退出、附藏人所雜給料附坊官、

〔西宮記五月〕三日、六府立菖蒲輿瓫花、(各一荷、花十捧、)南庭、(見近衞府式也、先申內侍、)內藏寮官人行事、藏人等給絲所女官、五日、早旦書司供菖蒲二瓶、(居机二脚、立孫廂四間、近代不見、○中略)無節會之時、典藥供菖蒲輿四脚、(二脚供御、立明義門前廊下、二脚人給料、立下侍西邊、)內藏寮官人撤之、(見式也、)

〔九條年中行事五月〕三日、六衞府獻菖蒲幷花等事、(於紫宸殿前獻之、)早朝諸衞舁立南庭之後、內藏寮官人以下史生以上撤之、

〔建武年中行事〕三日、(○五月)六府昌蒲の輿を南殿の階の東西にたつ、四日、あさがれゐの庭に一これをたつ、

〔公事根源五月〕獻菖蒲　三日

六府あやめの輿を南殿の階の東西にたつ、また時の花を折そへて、おなじくをく、四日はあさがれゐの庭に是をたつ、主殿寮所々にしやうぶふく、(○中略)弘仁式にも、菖蒲よもぎ花など、三日は早旦に南殿の前におくとあり、

〔類聚國史 七十三 歳時〕弘仁十四年五月戊午、五日○御紫宸殿宴侍臣、中務省率所司献菖蒲、如常、日暮賜祿有差、

〔日本紀略 四村上〕天德四年五月三日辛丑、六衛府献菖蒲輿、

應和二年五月三日己未、諸衛献菖蒲輿雜花於南殿、　五日辛酉、典藥寮献菖蒲輿、

〔小右記〕天元五年五月五日丙申、典藥寮進菖蒲、舁立御前庭中、糸所進藥玉、置中殿 彼所女官相扶參上、立御前賚子數、女孺四人及下女四人、賜祿有差、女孺疋絹、下女布二段、依路程遠殊所給、但令仰不可爲例之由、女官等申云、件祿是爲恒例、又荷中取衛士等賜布者、依無故不給、

治安三年五月四日丙寅、少將良賴、實康、著行東宮廳進菖蒲蓬等、

〔春記〕長久元年五月三日丁巳、諸衛献昌蒲、其事如例、有時花盛壺也、　四日戊午、昨日早旦、六衛府献昌蒲輿并時花、其儀諸衛官人參入、官人不參失也 舁件輿等列立南庭、左右近輿當御階東端立、時花等各盛十壺居三机帳、當輿南行立之、次々衛府在其東、列立如近衛也、西方又如之、解文插輿上、不可然歟、官人可付内侍所也、以件解文内侍奏之、女官取傳云々 晚頭内藏寮官人已下參入、撤件輿花等了、女官取之云々 與一厩、女官舁之立朝餉御前、是非指事、只爲備叡覽也云々、　五日己未、今日糸所女官献藥玉樻、藏人取之結付御座柱東西、但撤茱萸袋、又圖書女官献昌蒲瓶二脚、立孫廂御座間、有臺并小席等 入夜撤之云々、又典藥寮官人献昌蒲案四脚、二脚御料、立南廊壁内、二脚人給料、立殿上下侍北戸前、初立殿上前、予令改立件所也、晚景内藏寮官人撤之云々、

〔古今著聞集 十九草木〕堀川院の御時、五月五日、江帥菖蒲をたてまつりたりける狀に、

進上　水邊菖蒲

千年五月五日　大江爲武

この狀を殿上にいだされて、人々によめと仰られけれ共、誰も其心をえる人なかりけるに、師賴

卿其時弼少將とてさぶらひけるが、あんじえてよみ侍ける、

たてまつりあぐるかはべのあやめぐさちとせのさ月いつかたへせん（進上水邊菖蒲千年五五日　大江爲武）

〔薩戒記〕應永卅三年五月六日己亥、晩頭藏人中務丞重仲一﨟來臨、談曰、昨日自所々所進於内裏之菖蒲在三ヶ所、一所者南殿南面、簀子上、一所者御殿東面簀子、一所者内侍所也、入夜主上（○稱光）密々被召具女房出御、件所令取菖蒲給之事、例年之儀也、而今年所置南殿之菖蒲無之、若遲參歟之由被思食、數剋令相待御之處、遂不進之、違例不便之由頗逆鱗、然而彼昌蒲所進候所々不知食、又祗候之輩不覺悟、仍召衞士被尋問之、申云、所進置御殿幷内侍所之昌蒲者、衞士所持參也、於南殿事者、不存知云々、又申云、可被尋典藥寮歟云々、仍内裏御使則向典藥頭鄕成朝臣宅問之、答不存知之由、猶不審之餘、向官外記許、問件所進之司、各申不覺悟之由、如此間、後日可有御沙汰之由被仰了、件事今日猶八講堂諸人成不審之處、日野中納言談曰、去比自滿濟僧正（三寶院）知行所領、可進菖蒲於内裏、可爲何樣哉之由、可伺申入道殿之由、彼祗候女房被□我、然而付他人可申之由答了、若件事歟云々、其後付藤中納言入道申入道殿、無御返事云々、仍不及進入歟、不便々々、予（○藤原定親）案此事、五月三日、六衞府獻昌蒲花之事、見年中行事、是則當時衞士所持來之昌蒲也、又同五日、書司供昌蒲云々、當時如何、又同日典藥寮供昌蒲云々、是近來所進於兩殿之昌蒲也、其體如屋形作之飾昌蒲云々、是昌蒲輿也、抑彼典藥寮所進昌蒲事、寮頭鄕成朝臣不覺悟歟、不足言事歟、彼寮頭爲別納、故廣成朝臣女（○註略）知行之、存生之間、毎年進件昌蒲、死去之後、彼所領爲入道内相府殿沙汰、被寄進三條八幡宮滿濟僧正、依爲彼宮別當知行件領、無左右被寄附寺社了條、不可然事歟、尤可被付寮頭事也、

〔年中行事歌合〕十五番　左持　五日節會（五月五日）　經賢僧都

御酒たまふけふのためとや菖蒲草六の司もかねてひきけん（○中略）

左、五月の節會の心なり、五日宴を群臣に給也、今は絶てなきにや、左右近衞、左右衞門、左右兵衞、

菖蒲を奉る、あやめの輿とて、南殿にかきたて侍也、

〔殿中申次記〕五月四日　一根菖蒲　恒例　細川小四郎

〔年中恒例記〕五月四日　根菖蒲臺にすはる、細川陸奥守進二上之一、

〔親俊日記〕天文七年五月四日丙子、從二細川奥州一爲二嘉例一根菖蒲貴殿へ被レ進レ之、其御狀ニ、來年ハ若子御誕生アリ、甲莊ニさせらるべき由にて口歌アリ、

ひく心あさかの沼にあらぬとは君ぞあやめのねざしにもみん

於二當座一色々返歌可レ仕候由□候間　親俊

君がひく心のそこゐあさからぬあさかの沼のあやめともみん

〔後水尾院當時年中行事〕上五月五日、○中略清涼殿の東庭、おにのまのとほりに、高らんに添て、さうぶの御殿とかいふものをたつ、あやめのこしなるべし、あやめのこしは、六府のさたとみえたれど、いかなることにか、此ごろは東坊城家より材木下行等の物を出して、衛士をしてつくらしめて是を奉なり、又ないし所の西にもたつ、是は梅が畑と云所より材木を出して、是も衛士作りて調進する也、

〔禁中年中行事〕五月五日　菖蒲御殿　東坊城殿調進

〔恒例年中行事〕五月五日　菖蒲御殿　是はいつの頃よりや、東坊城家より材木等の品を出さる、衛士是を作りて奉る、清涼殿の東庭、鬼の間通に高欄に添て立らる、又梅ヶ畑村より材木を出し、是も衛士作りて奉る、内侍所の西の緣にて立らる、西宮記に、五月六府立二菖蒲輿南庭一といへる遺風なるべし、

〔日次紀事〕五月五日　菖蒲御輿　御輿料木、自二梅畑供御人一納二今出川家一、即遣二衛士一、衛士作レ之、其法以二連根菖蒲一爲二棟梁一、且以二細木一爲レ柱、造二小殿形一、以二檜葉井菖蒲一葺二殿宇一、衛士獻二禁裏一也、

葺菖蒲

〔大江俊尚記〕元祿三年五月五日、淸涼殿御拜間ノ階ノ南ニシヤウブノ御殿立、○略

〔古今要覽稿時令〕軒のあやめ葺菖蒲　五月四日の夜、軒にあやめふく事は、中むかしよりはじまれり、國史式等にしるさゞれば、さだまりたる恒例にはあらざるなり、しかはあれど、五月四日夜、主殿寮內裏殿舍葺菖蒲と(西宮記)みえたれば、此頃よりはじまりて、定例となりしにや、又よもぎをさうぶにそへてふくことは、いはゆるさうぶよもぎなどのかほりあひたるもいみじうおかし、このへの內をはじめて、いひしらぬ民のすみかまで、いかでわがもとにしげくふかむとふきわたしたると(枕草子)みえたるによれば、此ころほひには、菖蒲よもぎともに軒にふきし事しられたり、こゝのへの內をはじめて、いひしらぬ民のすみかまでといふをもてみれば、世にあまねく定例となりしことおしはからる、既にかげろふ日記にも、我いゑにとまれる人のもとより、おはしまさずとも、しやうぶふかではゆゝしからむをと、みえたると、西宮記との二記をおもへば、九百年前、千年ちかきむかしよりのならはしにして、たかきいやしきなべて家の軒にふきしなり、さて聟とりたる家、三箇年ふかずといふ說あれど、これもはゞからざるよし山槐記に見え、新造の家、三箇年不葺よしの說あれど、これも不憚よし同書にみえたり、又新宅不葺よし、後成恩寺殿の說(諒闇記)なり、されども新造家必葺之、代々例也と(年中行事秘抄)みえたれば、ふく說にしたがふべきなり、さうぶふく事、諒闇中不憚と(後成恩寺殿諒闇記)みえ、喪家には、あるひはふき、或はふかざる說あれども、多くは憚らざる說なり、文曆元年五月四日、故女院舊院不被葺菖蒲、世俗之說、終焉御所不葺と(百練抄)みえ、但建久六條殿葺之、嘉承堀河院葺之、治承高倉舊院不葺と(同上)みえ、不吉家、或葺、或不葺と(年中行事秘抄)みえたるによれば、二書ともにたしかならざれども、多くは葺說なれば、ふく方に隨ふべきなり、殊に山槐記、後成恩寺殿諒闇記等の說によれば、新造の家、諒闇、喪家にいたるまで不憚よしなれば、これにしたがふ、且そのうへ凡葺菖蒲事者、爲除火災也、非家飾、仍不憚之也と(後成恩寺殿諒闇記、恒例行事)

略、いへり、げにさあるべき事なり、

〔秇苑日渉　六〕民間歳節上　五月五日謂之端午、插艾及菖蒲于門簷、〇中略　四時寶鏡曰、五日採艾懸於戶上、以禳毒氣、　帝城景物略曰、五日漬酒以菖蒲、插門以艾、　熙朝樂事曰、端午爲天中節、家々買葵、榴、蒲、艾、植之堂中、

〔東京夢華錄　八〕端午　端午節物、如百索艾、花銀樣、鼓兒花、花巧畫扇、香糖菓子、粽子、白團、紫蘇、菖蒲、木瓜之類、並皆茸切以香藥相和、用梅紅匣子盛裹、自五月一日及端午前一日、皆賣桃柳葵花蒲葉佛道艾、次日家々鋪陳於門首、與粽子五色水團茶酒供養、又釘艾人於門上、士庶遞相宴賞、

〔西宮記　五月〕四日夜、主殿寮內裏殿舍葺菖蒲、（不見式）

〔拾芥抄　中末年中行事〕五月四日　主殿寮葺內裏殿舍菖蒲、

〔建武年中行事〕四日、〇中略、（五月）主殿寮所々にさうぶふく、

〔後水尾院當時年中行事　上五月〕四日、さうぶは主殿寮ふくとあれど、此比は丹波國小野といふ所（小野鄉丹波境鷹峯より北三里山城の內也、勸修寺殿也、去帝土こと三里、平之丞、兵庫、淺井淺之進とて、以上三人有、）より獻ず、同所のものあまたまゐりて、御てんごとにふきわたす、

〔禁中年中行事　五月〕四日　御殿菖蒲　小野六鄉ヨリ勤之

〔光臺一覽　一〕五月菖蒲の節句御儀式、故實には、古賦に、菖葉樗花回鸞殿とあれば、菖蒲、艾、蓬、樗花三色を軒に指し事にや有けん、弘仁式に曰、五月五日平旦、菖蒲蓬花置於南殿前云々、是其證ならんか、今は五日の未明に、葛野郡小野鄉六村家々に此役を傳へて、鄉人菖蒲蓬を持參して葺之、往古は禁中の被官として、官務之催し方、主殿寮の史生を勤たりし餘流とかや、下行米一石五斗被下之、

〔日次紀事　五月〕四日　殿舍葺菖蒲（古者禁裏院中殿舍菖蒲、主殿寮葺之、當時山城國小野庄六鄉之民、著烏帽子素襖袴葺之、封于中古小野黍主殿寮領知之、依之子）

今自小野勤之、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄、御對面御祝已下之事、

一三日月〇五 曉、御殿の軒に昌蒲に蓬をそへてふき申也、檜皮師の役也、

〔年中恒例記〕五月四日　蓬、菖蒲、御殿にふかるゝ、檜皮師の役也、公人相添、下行在之、

〔執政所抄下五月〕五日昌蒲事　淀刀禰卅駄　蓬十駄　根十荷　大津御厩廿五駄　蓬五駄　垂水東牧卅駄　同西十駄　橘御園卅駄　散所百十駄公種方七十駄、兼弘方四十駄、　件菖蒲者、四月下旬、以例文句案主成上、政所御下文下知之、　葺所々　當時御所　東三條殿　棧敷殿　一條殿　塔本殿　御厩　執事家司　宣旨殿　法成寺　京極殿御堂　御所并東三條殿、四日召檜皮葺木守等、其請取葺之、於出納物口美菖蒲根者、五日隨召進之、

〔蜻蛉日記中之中〕五月にもなりぬ、我いゑとさたにとまれる人の本より、おはしまさずとも、さうぶふかでは、ゆゝしからんを、いかゞせむずるといひたり、

〔蜻蛉日記下之下〕あくれば五日月〇五のあか月に、せうとたる人ほかよりきて、いづらけふのさうぶは、などかおそうはつかうまつる、よるしつるこそよけれなどいふにおどろきて、さうぶふくなれば、みなひともおきて、かうしはなちなどすれば、さばしかうしはなまいりそ、たゆく香さへうせん、御らんせんに、もともなりけりなどいへど、みなおきはてぬれば、ことをこなひてつかす、昨日のくもかへすかぜ、うちふきたれば、あやめのかは、やうかへていとおかし、

〔枕草子三〕せちは　五月にしくはなし、さうぶよもぎなどのかほりあひたるもいみじうおかしこゝのへの内をはじめて、いひしらぬたみのすみかまで、いかでわがもとにしげくふかんと、思ひさわぎてふきわたしたる、猶いとさまことにめづらし、いつかことおりはさはしたりし、

〔榮花物語六耀く藤壺〕はかなく五月〇長保二年五日になりぬれば、人々さうぶあふちなどのからぎぬ、

うはぎなどもおかしうおりしりたるやうに、さうぶのみへがさねのみ、木丁のうす物にて、たてわたさせ給へるに、かみをみれば、みすのへりもいとあをやかなるに、のきのあやめもひまなくふかれて、心ことにめでたくおかしきに、御くす玉、ゑやうぶの御こしなど、もてまいりたるも、めづらしうて、わかき人々みけうず、

〔榮花物語八初花〕五月〇寛弘五年、中略、五日かみにはひまなくふかれたるあやめも、ことおりにす、おかしうけだかし、

〔讃岐典侍日記〕五月〇嘉承三年四日、夕つかたに成ぬれば、さうぶいとなみあひたるをみれば、こぞのけふ何事思ひけん、さうぶのこし、朝がれゐのつぼにかきたて丶、殿ごとに人々のぼりて、ひまなくふきしこそ、みづ野のあやめも、今日はつきぬらんと見えしか、

〔日次紀事五五月〕五日　端五今日端五節、(中略)市中家家插菖蒲艾葉於檐間、

〔日本歳時記四五月〕四日　國俗今日艾菖蒲を屋ののきに挾む、　按ずるに、歳時記に、五月五日艾をむすびて、人の形のごとくして戸上にかくれば、毒氣をはらふと見えたり、國俗艾菖蒲をのきに挾むも、か丶る遺意なるべし、

〔東都歳事記二五月〕五日　端午御祝儀、〇中略貴賤佳節を祝す、家々軒端に菖蒲蓬をふく、

〔年中行事故實考六五月〕四日　禁中にて御殿に菖蒲をふかせらる、上代は主殿寮これをふきし由、今は小野の郷の百姓まいりてふくなり、人家にて艾菖蒲を軒にさすは、中華艾虎の遺風にて、清少納言が草紙、鴨の長明が無名抄の説によれば、古代よりの風俗にや、陸奥にては菖蒲なきゆへ菰の葉にてふく、西國にて棟の葉を菖蒲にまじへさす、是もまた邪氣を除く本文あるゆへにや、此日をふき籠りの祝といふ、あやめふくゑんによりて、福こもると云意なるべし、

〔年中行事秘抄五月〕四日　葺菖蒲事　新造家必葺之、代々例也、　不吉家、或葺或不葺、〇下略

〔兵範記〕仁平四年五月四日丙辰、新造寢殿葺菖蒲、無禁忌之由、舊記等有所見之故也、

〔山槐記〕仁安二年五月四日辛丑、藏人右衛門權佐經房示送曰、執聟所、三ヶ年不葺菖蒲之由有巷説、如何者、答不知之由了、不憚事歟、是越後守時實爲聟、仍相尋歟、　法住寺殿葺菖蒲、去年十二月御移徙也、新屋三ヶ年不葺之由、有閭巷訛言、仍所記也、不憚事也、

〔玉海〕養和二年〇壽永元年五月五日甲寅、喪家所之外、雖重喪家葺菖蒲也、

〇按ズルニ、喪中菖蒲ヲ葺クヤ否ヤノ事ハ、禮式部服忌篇喪中雜制ノ條ニ載セタリ、

〔拾遺和歌集二夏〕屏風に　大中臣能宣

昨日までよそにおもひしあやめ草けふわがやどのつまと見るかな

題しらず　よみ人しらず

けふみれば玉のうてなもなかりけりあやめの草のいほりのみして

〔續世繼十敷島の打聞〕陸奥守橘爲仲と申、かのくに、まかりくだりて、五月四日、たちに廳官とかいふもの、としおいたるいできて、あやめふかするを見ければ、れいの菖蒲にはあらぬくさをふきけるを見て、今日はあやめをこそふく日にてあるに、これはいかなるものをふくぞと、とはせければ、つたへうけ給はるは、このくにゝは、むかし五月とて、あやめふくことも知り侍ざりけるに、中將〇藤原實方のみたちの御とき、けふはあやめふくものを、いかにさることもなきにかとのたまはせければ、國例にさる事侍らずと申けるを、さみだれのころなど、のきのしづくもあやめによりてこそ、いますこし見るにもきくにも、心すむことなれば、はやふけとのたまひけれど、このくにゝは、おひ侍らぬなりと申ければ、さりとてもいかゞ日〇日字恐衍なくてはあらん、あさかのぬまのはなかつみといふもの有、それをふけとのたまひけるより、こもと申ものをなんふき侍るとぞ、むさしの入道隆資と申はかたり侍ける、もしさからば引くてもたゆくながきねといふうた、

菖蒲鬘
佩菖蒲

おぼつかなく侍り、實方中將の御はかは、みちのおくにぞ侍なるとつたへきゝ侍りし、

〔金葉和歌集二夏〕郁芳門院根合にあやめをよめる　藤原孝善

あやめ草ひくてもたゆくながきねのいかであさかの沼に生けん

〔古今著聞集十九草木〕五月の頃、圓位上人〔行〇西〕熊野へ參りける道の宿に、あやめをばふかで、かつみをふきたりけるを見て、よみ侍りける、

かつみふく熊野まうでのやどりをばこもくろめとぞいふべかりける

〔古今要覽稿時令〕あやめのかづら〔菖蒲鬘〕　あやめのかづらは、五月五日未明、禁中に糸所より獻するを、天子かけ給ひて武德殿に行幸ましまし、例の節會行はる、內外の群官も皆かくる事なり、是は時の疫邪惡氣などをさけんためにせしめ給ふ也、これ往古よりの仕來りなりしを、聖武天皇の御時の比は、既に此事廢せしとみえて、天平十九年五月、太上天皇〔正〇元〕詔に、むかしは五日の節、常にあやめをもつてかづらとなす、比來すでに停二此事一、今より後あやめのかづらにあらざるものは、宮中に入ることなかれと、〔續日本紀〕みえたるによれば、いづれの御代よりか、此事行なはれざりしを、此御時よりして、年々の五月五日には、文武群官、必ずあやめのかづらをつけて、宮中に出入せしめしより、定例となりし事、この詔にて明也、萬葉集に、詔ありし年より四五十年前、あやめのかづらをよめる歌みえたり、則山前王の作歌に、ほとゝぎすなくさつきには、あやめ草、花橘を、玉にぬき、かづらにせんと、とよまれたるは、文武天皇の御宇にてやありけん、山前王は養老七年十二月卒すとみえたれば、天平十九年にさきだつ事二十五年なれば、かにかく山前王の世にいませし比は、あやめのかづらを用ひられしこと、かの歌にてしられたり、又それより後、家持卿の歌に、あやめぐさかづらにせんひとも、菖蒲草よもぎかづらきとも讀れたるによれば、よもぎをもあやめにそへて、かづらとせられしなり、しかはあれど、あやめの鬘製作の事、九條右相府記に、く

は敷さるされたれど、よもぎを用ひられし事みえねば、時によりて其製作は異なりしにやあらん、延喜式、西宮記等には、內外群官、皆著菖蒲鬘とも、天皇出御著菖蒲鬘とのみにて、異なる事なし、小野宮年中行事には、くは敷さるされたれども、萬葉集にみえし、花橘を、玉にぬき、かづらにせんと、よめる歌には合はず、これ皆時世によりてたがひあるのみ、

〔續日本紀十七聖武〕天平十九年五月庚辰、○五日天皇御南苑、觀騎射走馬、是日太上天皇○元正詔曰、昔者五日之節、常用菖蒲爲縵、比來已停此事、從今而後非菖蒲縵者、勿入宮中、

〔延喜式十一太政官〕凡五月五日、天皇觀騎射幷走馬、幷及史等撿按諸事、○中略是日內外群官皆著昌蒲鬘、諸司各供其職、事見儀式、

〔延喜式二十八兵部〕凡同日○五月五日節會、文武群官著昌蒲蘰、

〔延喜式十五內藏〕造五月五日昌蒲珮所、支子一斗七升、橡一斗七升、黃蘗八斤、紫草五十斤、茜五十斤、汁灰一斗七升、酢七升、蘘十圍、薪八荷、折櫃廿合、十五合、納諸寺昌蒲佩料、五合雜用、敷料調布二端、安藝木綿十二枚、商布一段、紙廿張、土器百枚、錢百五十文、油一升、生絹一丈、油絹一疋三丈、調布一丈、筵一枚、已上寮物飯六斗、糟三斗、雜魚一斗五升、陶由加二口、酒槽二隻、已上官物四衞府駕輿丁十二人、左右近衞各四人、左右兵衞各二人、充雜駈使、

右料物、送絲所造備、但件昌蒲佩、供御幷人給料外十五條、內竪爲使供諸事、東西(各二寺)梵釋、崇福、常住、東名、出雲、聖神、法觀、廣隆、東藥、珍皇、佐比、嘉祥、寶皇、

〔小野宮年中行事五月〕三日、六衞府獻昌蒲幷花事、○中略

裏書九條右相府記、○中略造昌蒲蘰之體、用細昌蒲草六筋、短草九寸許、長草一尺九寸許、長二筋、短四筋、以短四筋當巾子前後各二筋、以長二筋廻巾子、充前後、草結四所、前二所、後二所、每所用心葉縒組等、

〔榮花物語三十四晩待星〕五月○寬德元年最勝の御八講に、うへの御つぼねにおはしますさうぶをみなうちて、やがてさうぶの唐ぎぬ、くすだまなどつけて、ながきねを、やがておまへのみすのまへのやり

水にひたして、いでゐたるもおかし、麗景殿〇後朱雀女御藤原延子も、おり〳〵の裝束おかしう、細どのにて、ことびはひきあはせて、殿上人などもの誦しなどしてあそぶ、五日、加賀左衞門、一品宮〇後一條皇女章子のいではに、

たもとにはいかでかくらむあやめぐさなれたる人のそでぞゆかしき、といひたりければ、いではのべん、

へだてなくしらせやせましこゝのへのおろかならぬにかくるあやめを

〔枕草子三〕せちは　五月にしくはなし、〇中略御せくまいり、わかき人々は、さうぶのさしぐしさし、ものいみつけなどして、さま〴〵からぎぬ、かざみ、ながきね、おかしきおりえだども、むらごのくみして、むすびつけなどしたる、めづらしういふべき事ならねど、いとおかし、

〔日本歲時記四五月〕今日〇五日婦人女子、たはぶれに菖蒲を頭上に插み、又腰にまとふ、如此すれば、病を除くと、俗にいひならはせり、　歲時雜記に、端午の日、菖蒲艾を刻て、小き人形に作り、又は葫蘆の形のごとくし、これを帶れば邪氣を辟と記せり、かゝる遺俗にや、

〔萬葉集三挽歌〕同石田王卒之時、山前王哀傷作歌一首、

角障經、石村之道乎、朝不離、將歸人乃、念乍、通計萬四波、霍公鳥、鳴五月者、菖蒲、花橘乎、玉爾貫一云貫交蘰爾將爲登、〇下略

〔萬葉集十夏雜歌〕詠鳥

霍公鳥、汝始音者、於吾欲得、五月之、珠爾交而將貫、

〔萬葉集十八〕國掾久米朝臣廣繩以天平二十年附朝集使入京、其事畢而天平感寶元年閏五月二十七日、還到本任、仍長官之館設詩酒宴樂飮、於時主人守大伴宿禰家持作歌一首幷短歌、〇中略

保止止支須、支奈久五月能、安夜女具佐、餘母疑可豆良伎、左加美都伎、安蘇比奈具禮止、〇下略

菖蒲枕

〔古今要覽稿時令〕あやめのまくら菖蒲枕　五月五日、菖蒲をもて枕にしく事は、中むかしよりはじまれる事也、前中納言雅賴卿歌に、都人引なつくしそあやめ草かりねの床の枕ばかりは、又俊成卿の、立花にあやめの枕にほふ夜は、とよまれたるによれば、七百年ばかりのいにしへよりして用ゐられしもの也、嘉禎四年五月四日、自將軍家、被調進昌蒲御枕幷御扇等於公家と東鑑みえたるによれば、嘉禎の比は、あづまにても用ゐられし事しられたり、又明應の比には、世にあまねく用ゐられしものとみえて、五月五日、今宵は菖蒲の枕しく夜也とて、しき侍りてと東海道記みえたるにて明らか也、凡五月五日、あやめ草をもて屋の軒にふき、或はかづらとなし、或は續命縷につくり、或は枕にしく事、皆時の邪氣をさけはらはん爲に用ゐらるゝなり、菖蒲は辟瘟氣と荊楚歲時記みえたり、又同日、あやめの筵を用らるゝ事、三百年前よりあり、五月四日の夜、昌蒲の御筵御枕參りて、しかせられて御しづまり候と殿中御對面記みえたり、是も邪をさけ、あしき虫などをよくるまじなひに用ひられしにや、さて又禁中へは、五月四日新藏人あやめの御枕獻ずるよし、禁中年中行事、年中下行帳にみえたり、枕のつくりかたは、菖蒲をたけ五六寸ばかりにきりて、五寸廻りばかりに、跡さきをかみひねりにて結びて、兩方の小口によもぎをさし挾むよし、後水尾院當時年中行事にしるさせ給へり、

〔日次紀事五月〕五日　菖蒲御枕自六位藏人獻禁裏院中

〔後水尾院當時年中行事上五月〕四日〇中略　あやめの枕薄やうにつゝむ一對、およひ御枕本にあり、薄やうは極﨟調進す、御枕は勾當内侍より出す也、其やう、あやめをたけ五六寸ばかりに切て、五寸廻りばかりに跡さきを、かうひねりにて結びて、兩方の小口によもぎをさしはさむ、

〔恒例年中行事五月〕五日　菖蒲御枕　是は菖蒲をふとさ四寸廻り、長さ三四寸ばかり、跡先を紙捻にて結たるもの也、長橋局より獻らる、上包の薄樣は極﨟より調進す、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年五月四日、しやうぶの御まくら、くわんじゆ寺大なごんよりまいる、しやうぶの御まくらまいる、しやうぶの御まくら、しゆごうの御かた、ひろはしながはしより、しやうぶの御まくらつつみ候うすやう、しんくら人よりまいる、

〔大江俊矩記〕寛政四年五月朔日戊戌、菖蒲枕獻上、今年初年也、朝飯後青侍(ふくさ上下)長橋奏者所へ爲持遣、

菖蒲枕二把　一包(元上々奉書、當時御書略中故、用大奉書、次奉書二枚重、白紅水引ニて結之、表書無シ、)
二重緣目錄臺ニ乘セ
下ヶ札
大江とし矩上

右之通ニ仕立、獻上相濟、仙洞、女院、右同樣、各後到可有披露旨、返答承り歸由也、

文化十二年四月十四日己巳、菖蒲枕之事不伺來故、今朝新町下立賣經師五兵衞方へ申付遣處、昨年五兵衞病死、妻子分散、其後家大宮下立賣ノ寺へ、臺所賄ニ參居由、町之會所ニ而承歸故、又々其寺へ尋ニ遣處、今ハ其寺ニモ不居、新烏丸夷川邊ニ宿有之間、其宿ニ而可尋合、其寺ニ而被敎下ノ町へ罷越漸尋當り、裏屋ニ後家一人居候由、仍菖蒲枕之事相尋處、猶相しらべ明日有無之御返事可申上由承歸也、　十五日庚午、表具屋源七(當時高辻通油小路四ヘ入所ニ住居云々)來、是經師吉兵衞忰也、親吉兵衞前廉菖蒲枕年々調進候處、吉兵衞死去後ハ相續難仕、右菖蒲枕之形、經師五兵衞へ預ケ置、此者より年々調進仕候處、右五兵衞儀も昨年病死仕、相續難仕候ニ付、則菖蒲枕之形、私方へ相戻シ申候故、當年より私調進仕候間、不相替御用被爲仰付被下度奉願候、尤自先日罷出、此段御斷申上可相伺心得ニ罷在候處、日々多用ニ取紛、且遠方故、一日々々延引仕候處、昨日御使被成下候由、五兵衞後家より申聞ニ付、不取敢今日御伺參上仕旨申來也、仍吉兵衞儀ハ、前廉調進候事、當家ニも存居事故、無子細之間、如前々當年より可調進、當月二十五日迄ニ可相納樣申付了、尤來年よりは四月

差入ニ可伺出旨申付置候、畏入候由申之、且又仕立之事、大樣相覺居候得共、久敷不手掛候故、重子ノ色目不分明之由相尋ニ付、古キ薄樣之折形見せ遣、一覽シテ歸候、　十三年五月一日庚辰、菖蒲枕今日令獻上、　禁中東宮(已上附長橋奏者所獻上)中宮等三御所也、如昨年(高貴宮、猶宮等不及獻上、依雖儲君親王宣下以前不獻也、)以次奉書二枚包之、以白紅水引二把結之、居二重緣目六臺、下ゲ札大江とし矩(上ト)認、三御所共同樣令獻上、一昨年之通也、長橋奏者所取次荒木大江之助、中宮御所奏者所取次茨木安太郎使(平松道次、著服紗麻)上下、例年之事故、一統可及披露由、卽席返答申之由也、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄、御對面御祝已下之事、

一四日(月〇五)の夜、昌蒲の御筵御枕參りて、しかせられて御しづまり候、

〔吾妻鏡 三十二〕嘉禎四年(〇暦仁元年)五月四日戊寅、及晚自將軍家(〇藤原賴經)被調進昌蒲御枕(鐵金銀)幷御扇等於公家云云、件御枕者、爲六位定役調進者也、而依被求御進物之次、如此云云、

〔日次紀事 五月五日〕五日　端五(今日端五節(中略)今夜大人小兒用菖蒲枕、)

〔新後撰和歌集 三夏〕千五百番歌合に　皇太后宮大夫俊成

立ばなにあやめの枕にほふ夜ぞむかしをしのぶ限なりける

菖蒲湯

〔古今要覽稿 時令〕あやめの湯 蘭湯　あやめの湯は、菖蒲の根葉をきざみて湯に入て、五月五日に浴する事なり、しかやうぶの根沐浴に入る事、本草又大戴禮月令などといふ書に侍ると(世諺問答)見え、五月五日、昌蒲の御湯御行水ありと(殿中御對面記)見えたり、是は菖蒲の功能多くあるのみならず、可作浴湯と、本草に出たるによれる也、いはゆる開心孔、補五臟、通九竅、明耳目、出音聲云々、久服輕身、不忘不迷惑、延年益心智、高志不老云々、四肢濕痺不得屈伸、小兒溫瘡身積不解、可作浴湯と(本草綱目)見えたるにても、貴藥なる事しられたり、しかはあれど、殿中御對面記、世諺問答等によるに、四百年以降の遺風なり、又蘭湯に浴する事も此日なり、五月五日採蘭、以水煮之爲沐浴と(拾芥抄)見えしは、蓄

蘭爲沐浴と夏小正いへるによれるなり、志かれば蘭湯に沐浴する事は、周世よりの遺事なり、夏小正は周公旦の手に成しよしいひ傳へたり、又楚辭、大戴禮、歲華紀麗等にも蘭湯の事見え、其外騷客の詩賦に載たれば、西土にては、專ら端午には蘭湯に沐浴せし事と志られたり、菖蒲の事は、本草綱目に見えしのみにて、外に所見なく、且そのうへに端午のみにかぎりたるには非ず、病症によりて可作沐浴よし記したり、偖皇國にては、二百年來、都鄙の良賤、おしなべて菖蒲湯に浴せり、近代は又五日六日兩日ともに、あやめの湯をたきて入湯せり、京師にては端午屋擔にふく所の菖蒲をとりて、六日に湯となすよし（花實年浪草）記せるは、古くはなき事ながら、五日の夜の露を受たるを用るは、金門記にいへる、神水の說によるとなり、さはあれど世諺問答に、五月五日志やうぶをもちゐるいはれは何のゆゑぞ云々、酒中に入、或は帶にし、あるひは沐浴に入侍る云々といへるによれば、むかしは五日に限れる事と志られたり、

〔日次紀事〕（五月）六日　菖蒲御湯（自釜殿獻之）

〔後水尾院當時年中行事〕（上五月）五日（○中略）けふはさうぶの御湯參ル、よべのさうぶの御枕一對をうすやうにつゝみながらかなへどに出ス、かなへど、かうひねりを引ときて御ゆに入、御ゆどのゝ御湯の中に、さうぶはみえねど、匂ひはなはだし、

〔禁中年中行事〕（五月）六日　菖蒲湯　釜殿調進之、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄、御對面御祝已下之事、

一五日、（○五月）昌蒲の御湯の御行水あり、　一勢州へ御成、御風呂、但昌蒲御湯參る、

〔東都歲事記〕（二五月）六日　諸人菖蒲湯に浴す

〔建內記〕嘉吉三年五月五日己未、蒲節幸甚、浴蒲葉、飲蒲根、昨夕蒲根一雙、自甘露寺有芳志、每年不易之儀也、

蘭湯

〔時慶卿記〕慶長八年五月五日、神拜、粽ヲ供、先早々菖蒲湯浴、

〔拾芥抄上本歳時〕五月五日、〇中略是日採蘭、以水煮之、爲沐浴、令人辟除甲兵、攘却惡氣、大戴禮

〔月令廣義十五月〕初五日　浴蘭湯浴、本草云、蘭乃澤蘭香草、非今之勾蘭花也、楚詞浴蘭湯兮沐芳華、大戴禮、五日蓄蘭爲沐

〔長秋記〕大治四年五月五日壬午、裏書、〇中略御湯被入蘭、

〔建内記〕文安元年五月五日甲寅、蒲節幸甚々々、沐浴蘭湯、壽酒祝著如例、

菖蒲打

〔東都歳事記二五月〕五日　端午御祝儀、〇中略貴賤佳節を祝す、〈中略〉小兒、菖蒲打の戯れをなす、

〔嬉遊笑覽六下兒戯〕洛陽集に、剳ばさみいづれあやめぞ蓬ぞと、行正中古風俗志に、享保のころまでは、所々の廣小路へ童集り、菖蒲にて大きなるふとき三ツ打の縄をこしらへ、或は長竿等を持出、往來の子供へゑやがめ〳〵といひて、下座をさせ、もし下座をせざれば打かゝりなどして、使につかはしたるは、小裍布など重箱をこはされ、はう〳〵逃かへりし事などありしが、今は絶てなしといへり、されど予〇喜多村信節が幼き頃までも、童共人家の簷なるあやめを、竹のわりばさみにて取あつめ、三ツ打に組で持あるき、他所の小供を見れば、此縄にて地を打、草履を脱で下座せよと云ふ、されども下座する童もなく、又絶てさするに及ばず、唯かくして遊ぶことなりき、今も此戯する處もあるべし、

〔守貞漫稿二十七〕或曰、端午ノ印地打止テ印地切インヂエギリト訓ズトナリ、正保慶安ノ頃ハ、此日專ラ童ノ挑爭フ印地切モ停テ菖蒲打トナル、〇註略後廢テ唯吉原ノ禿ノミ行之、衆禿二隊トナリ、號テ江戸町方京町方ト云、待合ノ辻ニ行之コト、上ニ云ルガ如シ、是寛延ノ書ニ載タリ、何ノ時ニカ是モ廢ス、

菖蒲酒

〔古今要覽稿時令〕あやめざけ菖蒲酒菖華酒　菖蒲酒は、あやめの根の一寸九節のものを取てこまかにきり、粿のごとくになして、さけに汎て五月五日に飮ば、瘟氣或は蛇蟲の毒をさくるよし、和漢と

もに所見あり、いはゆる取菖蒲根七莖各長一寸、漬酒中服之と（拾芥抄）記せり、世俗はたゞ根節の數に拘らず用ゐ侍れども、一寸九節のもの尤驗あるよし（荊楚歲時記、千金方、本草綱目）いへり、一説に、一寸のうちに、百ふしあるしやうぶあり、かのしやうぶ萬病をいやすと（世諺問答）いへるは、いづれの書に據りしにや、いまだ其出所を詳にせず、偕酒中に浸し用る菖蒲に、功能多あり少あり、池澤に生ずるものは泥菖也、溪澗に生ずるものは水菖也、水石間に生じ、葉に有劍脊（作脊○脊一本背、下同、）者、石菖蒲也と（本草綱目、群芳譜、）見えたるを以て考ふれば、其生ずる所によりて、各名あるなり、此水石間に生ずるものを、撰びとりて、酒に浸し用べきなり、これ眞の石菖蒲にして、功能枚擧すべからず、くはしくは本草に見えたり、しかるを近世は、池澤溪澗をきらはずして用ゐ侍るは、甚だ無稽なり、必ず水石間に生じ、葉劍脊ありて、一寸九節のものを撰びとりて用ゐば功驗あらはるべし、世俗は盆に水をたくはへ、石上に植るものを石菖とすれど、これは本草にいはゆる錢菖なり、葉にも劍脊なくして、細小なるを以て錢菖の名あり、眞の石菖蒲は長さ二尺の餘に及べり、又菖花とて菖蒲の花をも酒に浸し、端午に用る事あり、菖華汎酌堯樽綠なりと、韋簡公端午帖子に見えたり、

〔年中恒例記〕五月朔日　同じ御祝（○朔日）之御酒に、菖蒲をきざみて入也、

〔日次紀事（五月）〕五日　端五（今日端五節、（中略）市中家々（中略）細刻菖蒲葉、入酒中而飲之、辟瘟云、凡中華用菖蒲者、石菖蒲也、本朝以水菖蒲爲菖蒲、端五用漬酒者非也、）

〔日本歲時記（四五月）〕五日、端午と云、（中略）國俗今日粽をくらひ、菖蒲酒をすゝむ、（中略）菖蒲酒をのむ事、歲時雜記に、午日菖蒲を取て縷のごとくし、或細末して酒にうかべてこれをのめば、陽氣を助け年をのぶといへり、山澗九節の菖蒲よしとなん、

〔月令廣義（十五月）〕初五日、菖蒲酒、（神農書、午日以菖蒲、或縷或屑泛酒、助陽氣、延年、以山澗九節者佳、笑談錄、五日菖蒲未酒服、亦解酒痛飲不醉、）

〔改正月令博物筌（五月）〕五日　菖蒲酒（石菖を切て酒にひたして是をのむ、雄黃を少しばかりくはへて、ますく よし、一切の邪氣をさくる、）

〔東都歲事記（二五月）〕五日　端午御祝儀、（中略）貴賤佳節を祝す、家々（中略）菖蒲酒を飲み、又角黍（ちまき）柏餅を製す、

粽

〔新撰字鏡 米〕糉、糉、粽、三形、作弄反、去、並知萬支、

〔倭名類聚抄 十六 飯餠〕糉　風土記云、糉、作弄反、字亦作粽、和名知萬木、以菰葉裹米、以灰汁煮之、令爛熟也、五月五日啖之、

〔箋注倭名類聚抄 四 飯餠〕玉燭寶典引作俗重五月五日、與夏至同云々、先此二節一日、又以菰葉裹黏米、雜以粟、以淳濃灰汁煮之令熟、二節日所尚啖也、藝文類聚引作仲夏端五、烹鶩角黍、端、始也、謂五月五日也、又以菰葉裹黏米、煮熟謂角黍、初學記引作以菰葉裹黏米、以象陰陽相抱裹未分散、太平御覽三十一引作仲夏端五云々、先節一日、又以菰葉裹粘米、以栗棗灰汁煮令熟、節日啖、齊民要術引作俗先以二節日、用菰葉裹黍米、以淳濃灰汁煮之令爛熟、於五月五日夏至啖之、黏黍一名糉、一名角黍、蓋取陰陽尚相裹未分散之時象也、御覽八百五十一引略同、各書所引、皆有小異、而齊民要術所引、與此略同、

〔本草綱目 二十五 穀〕糉 綱目　釋名、角黍、時珍曰、糉俗作粽、古人以菰蘆葉裹黍米、煮成尖角、如椶櫚葉心之形、故曰糉、曰角黍、近世多用糯米矣、今俗五月五日以爲節物、相餽送、或言爲祭屈原、作此投江、以飼蛟龍也、氣味、甘温無毒、主治、五月五日取糉尖、和截瘧藥良、時珍

〔掌中歷 上 歲時〕節日由緒

五月五日茎糭 チマキ　高辛氏惡子、乘船渡海、忽暴風、五月五日沒死海中、其靈成水神、以色糸茎纏投海中、變化五色蛟龍、海神惶懼敢不成害、

〔世諺問答〕五月　問て云、けふ〇五日ちまきくふは、何のゆへにて侍るぞや、　答むかし高辛氏の惡子、五月五日に、舟にのりて海をわたりし時、暴風にはかに吹て、なみにしづみけるが、水神となりて人をなやましけるに、ある人五色の糸にて、ちまきをして海中になげ入しかば、五色の龍となる、それよりして海神人をなやまさずと申つたへたり、または屈原汨羅にしづみ魚腹に葬せし、楚人のまつりし供物とも申にや、

〔續齊諧記〕五花絲粽　屈原五月五日投汨羅水、楚人哀之、至此日以竹筒子貯米投水以祭之、漢建

武中長沙區曲、忽見一士人、自云三閭大夫、謂曲曰、聞君當見祭、甚善、常年爲蛟龍所竊、今若有惠、當以楝葉塞其上、以綵絲纏之、此二物蛟龍所憚、曲依其言、今五月五日作粽、幷帶楝葉五花絲遺風也、

〔延喜式三十三大膳〕五月五日節料

粽料、糯米、(參議已上別八合、五位已上別四合、)大角豆、(五位已上一合、)搗栗子、(參議已上四合、五位已上二合、)甘葛汁、(五位已上一合、)枇杷、(參議已上二合、五位已上一合、)笋子五圍、箸竹、串竹、各三圍、青蔣十一圍、生絲三兩一銖、鮮物臨時買用、(參議及三位已上料、七月九月准此、)大陶盤、洗盤、各四口、叩瓮五口、(並納煮腊雜物、九月節盤瓮亦同、)

〔禁中年中行事五月〕五日　御獻粽　道喜調進之

〔日次紀事五月〕五日　眞薦粽(今日、製粽家渡邊道喜獻眞薦粽於禁裏院中、)

〔殿中申次記〕五月四日　一粽百　恒例　眞木島次郎

五日　一粽百　例年進上之　伊勢守

〔日次紀事五月〕五日　端五(今日端五節、(中略)今日貴賤造角黍食之、昔日屈原汨羅沒水死、後人每年以五色絲絡粽數而用之、此其始也、(中略)市中家々(中略)各造粽食之、或互相贈、)

〔日本歲時記五月〕四日、沐浴、粽を製すべし、餌粽を製するには、もちよねを用ひず、粳米をきはめて白くし、細末して沸湯にてこね作り、又沸湯にてにる、又うるし米と、もち米等分にして水にて和し、沸湯にて煮もよし、凡ちまき餌などは、米を磨にて引たるはわろし、臼にてつき、末してよし、又粽を煮に、稻柴の灰汁にて煮べしと、月令廣義に見えたり、唐の代に端午の粽其品多し、角粽、菱粽、角黍、百索粽、九子粽あり、粽を角のごとくにし、又錐のごとくにし、又菱角のごとくし、又竹の筒のごとくし、また秤の鎚のごとくにし、或五色の糸を縄になふて、數珠の如くつなぐもあり、(我國にもいにしへは、粽を五色の糸にてかざりけるとなん、されば伊勢物語にも、人のもとよりかざり粽をおこせりとかけり、又拾遺集十八の詞書にも、ちいさきかざりちまきとあり、)或だんごのごとくして、九つらぬるもあり、いづれもまこもの葉にてつゝむなり、是を角粽とも、角黍とも

いふなり、今日或は明日、粽を親戚に送べし、

〔秇苑日渉 六〕民間歲節上　五月五日、謂之端午、○中略飯菖蒲酒食粽、○中略　月令廣義曰、一統賦註、夏至俗食麥粽、歲時記、午日以菰葉裹粘米、謂之角黍、取陰陽包裹之義、又粽卽角黍同類、唐時歲節、端午粽子名品甚多、形制不一、有角粽、錐粽、菱粽、筒粽、秤錘粽、又有百索粽、九子粽、事物紀原、食粽一名角黍、一曰因屈原也、異苑屈原姉所作、樓類詳見二第八卷一　山堂肆考曰、歲時記京師以端午為解粽節、以粽葉長者勝、短者輸、

〔諸國圖會年中行事大成 三下五月〕五日端五○又重五中略　今日良賤粽を製して祝ふ事は○中略其製いにしへは、茅をもつて巻し故、ちまきといふ、今京師は鞍馬山の奥より出る隈篠の弱葉をもつて、團子をつゝみ、藺をもつてこれを巻、密して飯に入蒸ば、篠の香團子に移りて、味ひ尤よし、是を篠粽といふ、京師專らこれを用る故、四月下旬より此篠を持出、市中を賣歩行者多し、大坂其餘田舍にては、蘆の葉にてまく葉粽といふ、又菰にてまくもあり、菰ちまきと云、今五日禁裏御用粽所川端道喜菰粽を製して禁裏に獻る、又一種團子を柏の葉つゝみ蒸す、柏餅といふ、是も柏の香移て味ひよし、武家專ら用之、又伊勢物語にかざり粽とあるは、種々の色に飾たるをいふと也、

〔伊勢物語 下〕昔男有けり、人の許より、かざり粽をこせたりける返事に、

あやめかり君はぬまにぞまどひけるわれは野に出でかるぞわびしき、とてきじをなんやりける、

〔古今和歌集 十物名〕ちまき　大江千里

のちまきのをくれておふるなへなれどあだにはならぬたのみとぞきく

〔古今著聞集 十八飲食〕長谷の前大僧正、五月五日、人々にちまきをくばりけるに、俊惠法師聞て、其うちにいるべきよし申つかはすとてよみける、

あやめをばほかにかりてもふきつべしちまきひくなるうちに入らばや、返し僧正、

はづかしやよどのあやめをおきながらちまきひくなの空にたちぬる

〔古今著聞集 十九草木〕泰覺法印、五月五日、人の許へ菖蒲をつかはすとてよみ侍りける、

わりなくぞあやめのふちを心ざすちまき馬をや引いだすとて

〔拾遺和歌集十八雜賀〕五月五日、ちひさきかざりちまきを、山すげのこに入て、ためまさの朝臣のむすめに心ざすとて、　春宮大夫道綱母

心ざしふかきみぎはにかるこもはちとせのさ月いつかわすれん

〔建內記〕嘉吉三年五月五日己未、蒲節幸甚、〈○中略〉丹州角黍自五辻到來、貢物萬歲祝著々々、小原雨程送遣之、是又例也、

文安四年五月五日丙申、蒲節幸甚々々、〈○中略〉東南院僧都狀到來、〈○中略〉

節供之義珍重候、兼而雖比興候、粽百進候、可有御祝著候、每事期後信候、恐惶謹言、

五月五日　　持覺

萬里小路殿

〔臥雲日件錄〕寶德二年五月五日、壽濃淨人獻小粽子五首、〈○首恐誤〉非此物、今日空過佳節耳、所謂粽子、此方俗謂之茅卷、蓋以茅裹之也、凡店所賣者、以竹葉代茅、非貴人之食、今淨人所獻是也、

〔親元日記〕寬正六年五月五日辛亥、御祝物粽巳下三御方〈御所樣、上樣、今出川殿、〉分令調進候畢、

文明十三年五月四日戊寅、御料所播州松井庄右方公事粽千五百進納、自貴殿被副人〈杉江〉御方御所之御末へ被納之、〈○中略〉桐野河內より粽まいる、　五日己卯、定光院〈蜷川丸〉粽百進上之、

〔改正月令博物筌五月〕柏餠〈むかし、あふちの葉につゝめり、柏も神道に用ゆるめでたきものなればもちゆるなるべし、すべて今日のかざりもの、邪氣を拂ふため也、夏は毒虫多く、人の家にも入り來るにより、粽は蛇の形に表す、是を食すれば毒を降伏する心にて、夏の中わざわひなき事を表して、祝するなるべし、〉

〔俳諧歲時記五月〕菖蒲人形〈菖人形〉　江戶の俗、端午に餠を製し、裏に餡を裹み、檞の葉を以これを覆ふ、名づけてかしは餠といふ、其角が附句に、餠作るならの廣葉を打合せなどせしは是也、

〔東都歲事記五月〕五日　端午御祝儀、〈○中略〉貴賤佳節を祝す、〈家々(中略)角黍柏餻を製す〉

〔浪花の風〕端午には、〇中略柏餅を製するは稀なり、すべて茅卷を用ゆ、

〔守貞漫稿二十七〕粽幷柏餅

京坂ニテハ、男兒生レテ初ノ端午ニハ、親族及ビ知音ノ方ニ粽ヲ配リ、二年目ヨリハ柏餅ヲ贈ルコト、上巳ノ菱餅ト戴ノ如シ、〇中略江戸ニテハ初年ヨリ柏餅ヲ贈ル、三都トモ其製ハ米ノ粉ヲネリテ圓形扁平トナシ、二ツ折トナシ、間ニ砂糖入赤豆餡ヲ挾ミ、柏葉大ナルハ一枚ヲ二ツ折ニシテ包之、小ナルハ二枚ヲ以テ包ミ蒸ス、江戸ニテハ砂糖入味噌ヲモ餡ニカヘ交ル也、赤豆餡ニハ柏葉表ヲ出シ、味噌ニハ裏ヲ出シテ標トス、

艾人

〔菅家文草四詩〕端午日賦艾人寬平元年扶三

艾人形相自蒼生、初出雲溝束帶成、運命歎逢端午日、追尋恐聽早鷄鳴、有時當戶危身立、無意故園信脚行、只合萬家知採用、縱焚筋骨不焚名、

〔本朝無題詩二地儀〕賦艾人　藤原明衡

建午月逢端午日、艾人懸戶應嘉賓、備形偏任園中露、尋跡空離野外塵、驚殿蝸廬無擇處〇處一本作地、樗花菖葉自同辰、荊州秘術長傳妙、菅氏美詞更識神、菅原集中有賦艾人之詩、籬菊非秋誰足貴、庭蘭當夏可稱臣、親朋憐汝宜憐我、蓬髮蹉跎餘七旬、

〔荊楚歲時記〕五月五日、四民並蹋百草、又有鬪百草之戲、採艾以爲人、懸門戶上、以禳毒氣、

按、宗則字文度、嘗以五月五日鷄未鳴時採艾、見似人處、攬而取之、用灸有驗、師曠占曰、歲多病、則艾先生、

菖蒲冑　菖蒲刀　冑人形　幟

〔和漢三才圖會四時候〕端午　此日每家立旗及甲冑刀等兵器、俗呼曰冑人形其刀以菖蒲飾之、仍號菖蒲刀也、荊楚歲時記云、荊人皆蹋百草、採艾爲人、懸於門上、以禳毒氣、此與冑人形趣相似矣、

〔鹽尻七十二〕菖蒲かぶとは、元は石打の戲れより起りて、少童のもてあそびなり、近年美を先とし、

金銀の箔だみて甚費多かる、殊に東都には、大方かぶとの外、大なる木偶人あまた立ならべ侍る、一形のあたひ數百匁に及ぶ有とぞ、是もまた時尙の觀なりし、〇下略

〔鹽尻四十二〕今世五月端午の節、兒輩菖蒲兜とて翫ぶ、是を山城國藤の森の祭りより起りしやうにいふは非也、端午の鎧の事、史にも見えて久し、亦中頃關東の武士、五月六日野馬乘鞍とて、甲冑を帶し、馬上にて兵術の手合せをなす、刃引の太刀長刀を以てする由、伊豆日記嘉慶元年五月等にみゆ、〇中略後河原石打其遺風にして、兒輩はたを立、甲を著、木太刀をもつて戲れし、今石打の事なくなれり、大家の小兒のみにあらず、市井村落迄のぼりを立、かぶとをつらぬるも、唯壯觀を事として、何事といふをしらず、東都の如きは、時尙人形をのみ多く置て、いよ〳〵いにしへに遠ざかり、本を忘るゝにや、

〔雍州府志七土產〕藥玉幷燈籠　小川人家、〇中略端午所ㇾ用木刀、或謂二菖蒲刀一、以二其狀之相似一、准二節物一而稱ㇾ之、兒輩橫二腰間一、端午石戰戲後、多以二斯刀一相戰、是謂二菖蒲切一、菖蒲與二勝負一倭語相近、故寓二一戰勝負之義一者乎、

〔骨董集上編上〕冑人形　增鏡うちのゝ雪の條に、五月五日、所々より御かぶとの花、くす玉など、色色におほくまゐれり云々とあり、かくいへるは、八十八代後深草院位につかせ給ひて、いとけなくおはしましゝ、建長三年辛亥五月五日の事なり、南畝叢書に載る某の隨筆に、右の增鏡の文を引て云、冑花は紙をもて冑をつくり、其上にさま〴〵の花をかたどり、あるひは紙にて人形をつくりするなどして、わらはべのもてあそびにするとなり、今の端午の菖蒲冑は、此遺制なるべしといへり、おのれ此說により、ふとこゝろづきて、日本歲時記貞享五年印本のうちの繪を見るに、冑の上に人形をつくりすゑたる圖あり、これをもておもふに、冑人形といふ名目は、原冑の上に人形をつくりすゑたるゆゑにしかいひしを、後に冑と人形と別の物になりて、人形ばかりをも冑人形

といひ、略して冑とばかりもいひたるなるべし、然則右の隨筆に、冑の花は、冑のうへに紙にて、人形をつくりすゑなどするといへる說によく合、冑人形は、冑の花の遺制なること疑なからん、

〔嬉遊笑覽 六下 兒戲〕削りかけの冑は、俳諧懷子 明曆二年 甲をみれば削りかけなり、殊更にもる鹿茸や馳走ぶり、重賴 內田順也が俳諧五節句 貞享戊辰 大かた檜物師細工なり、人形に武者あり、舟あり、平家物語の體有り、麁相なる張貫もあり、しころに木をつぎ、かんなにて削り、短冊の長きやうなるを色々に染、いくつともなくぶらさげるによりて、削りかけの甲といひ實にや、又けづりかけにあらぬも有り、此頃は宮殿寺社兒法師女さまぐ\の古事どもあり、江戶にては張良辨慶など、名ある武者を只一騎作て、張良々々辨慶々々と賣り、冑とは賣ありかぬ也、〇中略 鷹筑波集 三 安井正親 けづりかけの冑のだしは鰹節、これ彼厚紙にて作りて、冑の上に付たる物をだしといへり、江戶にて今神祭のだしといへるものも、うへに付たる人物草木何くれの作り物をいふ名なり、此句は右の作り物と、鰹節のだしとをかねていへり、又世話盡 三 明曆二年 刻 夏の冑をかさはむる窓、檜物師の軒もあやめの節句にて、是も削りかけとはなけれ共、檜物師といへるにてしるべし、正保慶安の町ぶれにも、前々より小旗之義、絹布一圓仕間敷候と仰付らる丶、萬治二年四月十六日、毎年如申觸候、五月節句の甲結構に仕間敷、勿論作りもの作り花糸類、金物金銀の箔漆につけ、商買堅仕まじく候、いかにも麁相なる人形、一つ二つより外付申まじく候、寬文七年十一月朔日、町觸の內、五月のもてあそびの甲、古へのごとくかぶり候やうに拵へ、人形ほり物可為無用、但甲に立物は不苦候、すべて結構に不可仕事、此頃かざり物をむねとして、かぶられぬ冑を作れるとみゆ、今の上り冑といふ物、麻を垂たる木の削りかけに、かへたるなるをむねとして、かぶられぬ冑を作れるとみゆ、今の上り冑といふ物、麻を垂たる木の削りかけに、かへたるなるべし、もとうへに付し人形を、後には別に作ること丶なりても、猶冑人形とはいふなり、上り甲とは、やごとなき

あたりへ奉るの義なり、ひなにも此名ありしとみゆ、類柑子、廣蓋を車大路やあがりひな、（適山）ひなは小きものなればなり、　世說故事苑（寶永七年板）胄及人形を造り門戸にかけ、紙に畫きて門に出すといひ、五元集に、五月雨や傘につる小人形とは、雨日には傘を其うへにさしかけたるを、傘につると作れるにや、又菰の葉にて馬を作り、戸外に立と歲時記にいへり、

〔嬉遊笑覽（六下兒戲）〕繪のぼり、懐子（三）五月幟、門や又立榮ゆべき紙のぼり、（正村）其外紙のぼりといふ句多きは、寬永頃は端午のぼり、皆紙にてありしなり、羅山文集、慶安辛卯五月端午云々、家々插蒲造粽、且爲童兒立紙幡木偶、また一代女、（六）五月の處、のぼりは紙をつぎて、素人繪をたのみ云々、五元集拾遺、なよ竹の末葉のこして紙のぼり、今も田舍にはこれを用ゆ、又五元集に、卯月十七日、或人の愛子にねだり申されて、郭公幟そめよとす、めけりと云もあれば、此頃より下ざまにても、布のぼり行はれしにや、武者繪の板すりて、蘇枋黄汁等にて彩れり、江戸にても鍾馗のぼりは紙を用るもあれど、それも此ごろは少なきにや、板行の繪などは絕たり、（奥村文角などが、墨繪の鍾馗を板にて摺たる目玉に、金箔置たるなどありし、）續山井、繪にかくや目に見ゆる鬼かみのぼり、（風鈴軒）又色三線に手遊の幟賣あり、

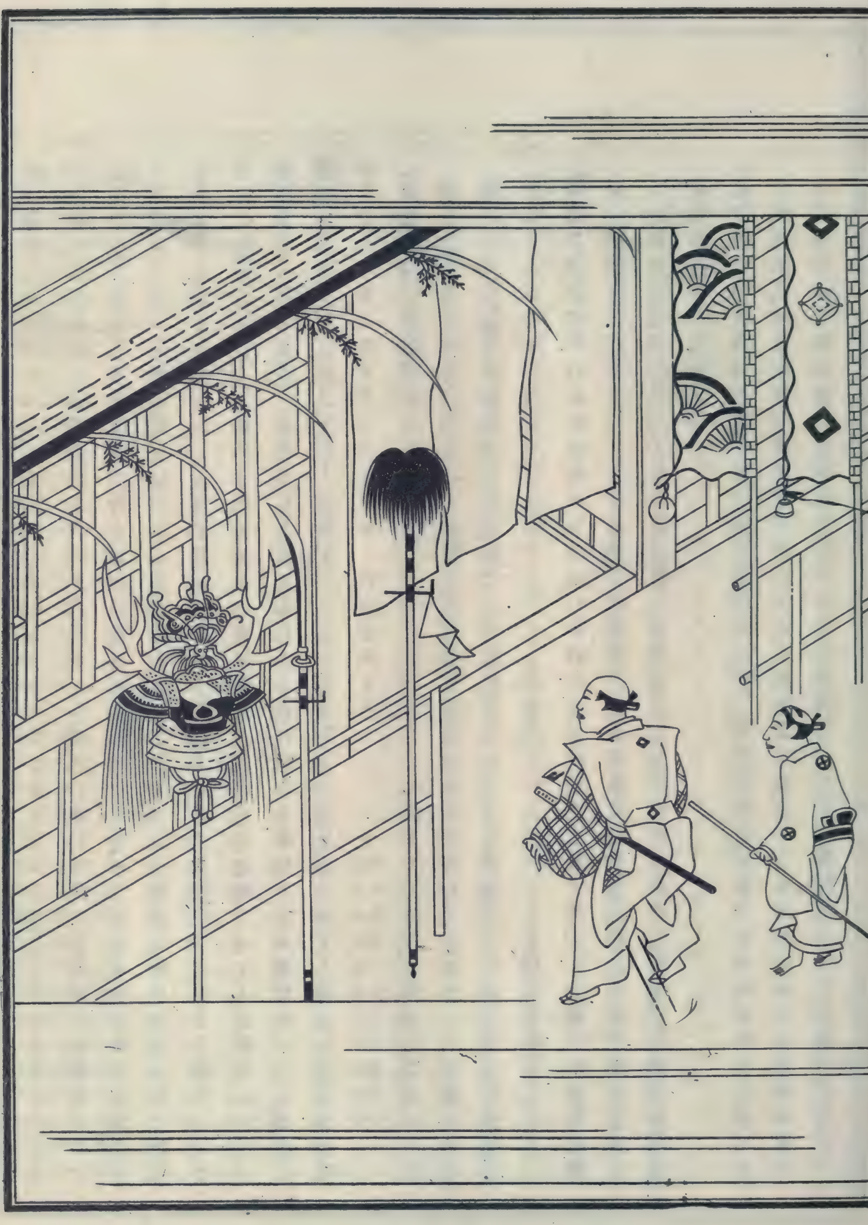
〔守貞漫稿（二十七）〕今世ノ飾リ鎧兜、其製金革ヲ用ヒズ、厚紙ヲ重テ張リ、胴草摺小手脚當用之テ製造シ、或ハ切小ザチノ如ク、其他種々外見眞ノ甲冑ノ如ク、鎧ノ組糸ヲ以テ威之、紙張リ表ニ漆シ、或ハ黑ヌリ、又ハ鐵粉ヲ塗リ、所ニヨリ鉑ヲ押シ蒔繪ヲ描キ、金メッキノ銅具ヲ打テ精製ナルアリ、大サモ著用ニ足ルアリ、又ハ小形モアリ、粗製ハ紙張ノ表ニ、緋縮緬等ヲ張リ製スモアリ、今日ノ飾具足、及ビ其他武器、摸造ノ諸物、總テ京坂ノ方花美精製ヲ用フ家多ク、江戸粗製多シ、上巳雛遊調度ハ反之、京坂甚粗也、

〔年中恒例記〕五月四日　御甲の菖蒲、檜皮師進上之

〔日本歲時記（四五月）〕五日　今日、山城紀伊郡深草の里藤の森の祭に、大鎧を著して競馬あり、○中略　都



（日本歲時記 四月 五月）端午圖



郎の童子、今日菖蒲のかぶと太刀をもてあそぶ事も、此祭をまなぶとなり、されば此事、むかしは厚き紙に人形をほり付、薄き板を冑の形にこしらへ、或菰の葉にて馬を作り、或木を鎗長刀のごとくけづりなどして戸外に立侍りしが、近年は風俗美巧をこのみて、木をもつて人馬の形をきざみ、又はりこにして綵色をほどこし、或甲冑をきせ、劒戟をもたせ、戰闘の勢をなさしめて戸外にたて侍る、是をかぶとゝいふ、又紙旗にいろ〳〵の繪をかきて長竿につけ、是をも戸外にたて侍る、これをのぼりと云、或絹を用るもあり、或は長旒を加えて、是を吹ながしと云、朔日より五日まで、兒童の弄事とす、　按ずるに、もろこしにもこれに似たる事侍り、歳時雜記にいたく、端午に都の人天師を畫て賣、又土にて天師を作り、艾を以て髮とし、蒜を以て拳とし、門上に置、又艾を採、結んで人の形に作り、門戸の上にかくれば、毒氣をさくといへり、按するに、道家に、後漢の張陵を祖師として天師とす、

〔藤森社緣起〕謹勘二舊記一、當社三所天王者、神護景雲年中、山城國紀伊郡藤尾之靈地垂跡者也、人皇四十九代光仁天皇第二皇子早良親王、年來御崇敬異二于他一也、爰天應元年四月一日、超二御兄山部親王一〇桓武立二太子一、今年異國蒙古責來之由有二風聞一、以二立太子一爲二大將軍一、可レ有二退治一之由有二宣旨一、依レ之立太子大軍勝利事被レ祈二申當社一、同年五月五日、御出陣之處、大風吹而大海飜二波浪一、件蒙古不レ及二一戰一、悉以令二滅却一畢、以二此因緣一、毎年五月五日、祭禮神幸之時、在地之神人等、鎧二甲冑一帶二弓箭一列二騎馬一事、第一異國降伏之表示、第二天下泰平之瑞相、第三疫病消除之祈禱也、自レ爾以降、洛中洛外、至二邊土遠國一、小男童兒帶二作太刀刀等一、以二菖蒲一飾レ之稱二菖蒲刀一、是則當社祭禮供奉行粧也、依二此等本緣一、以二當社一被レ奉レ號二弓兵政所一者也、

〔秇苑日涉六〕民間歳節上　按、貝原氏歳時記曰、〇中略嗚呼貝原氏時、距レ今百餘年、風俗雖二已變一、古意未レ泯、余猶記、幼時市肆有レ賣二紙脱甲冑一者、至二近日一絶無二復有一焉、而今人馬木胎粉飾、以レ玉爲レ眼、衣服甲冑、鞍轡器械、皆錦綺繡纈、鈒花鍍金銀以飾レ之、金銀彩漆以粧レ之、其旗幟或有レ用二綵緞繡帛一者、而世不レ

以爲侈矣、風俗之日趨淫靡、有若斯者焉、官每曉示禁限、以矯其弊、然而不獨不得復菰馬紙人之朴、欲如貝原氏之時、亦已難矣、

〔日次紀事 五月〕五日 端五 今日端五節、(中略)以柳木作大小之刀、是謂菖蒲刀、男子橫之於腰、著頭巾、倣山伏體、

〔民間年中故事要言 四五月〕紙冑人 朔日ヨリ五日マデ、童ノ遊ニ紙ヘ冑ヲ作リ、或ハ板ニテモコシラヘ、亦ハ張拔ノ人形ニ甲サセテ、弓箭ヲ持セテ、合戰ノ勢ヲナサシメテ、戶ノ外ニ立侍ル、是ヲ冑人ト云フ、亦紙ノ旗ニ色々ノ繪ヲ書、亦ハ絹ニテモコシラヘテ、是ヲ竿ニツケテ同ク立侍ルナリ、是ヲノボリト云、

〔俳諧歲時記 五月〕飾兜 けづりかけの冑 菖蒲刀 幟 菖蒲人形 冑人形 菖蒲刀は菖蒲を以て飾るゆゑの名也、和三 菖蒲人形も又同じ、此人形は力士の形を摸して作れる多し、江戶にて元祿の頃までは、市中を賣ありきしにや、其角が、五月雨や傘に付たる小人形、などいふ發句あり、今は十軒店、人形町、その外便りよき街にて是を賣る也、但幟の吹流しにすといふ、ちひさなる紙製の鯉は、今も賣ありく也、

〔諸國圖會年中行事大成 三下五月〕五日 端五 又重五 今日家々に飾、冑、菖蒲刀、および弓、鐵炮、鎗、長刀、幟等の武器、あるひは武將の人形を飾る、皆木偶師の細工物にして、眞の物に非ず、是を俗に男の節句といふて、專ら男兒の祝とす、男子は軍陣に出て、武威を逞して國郡を領するを功とす、故に出陣威勢の體をなして、武器をかざる、十一月始て一陽生ず、卦に在ては地雷復、夫より一月に一陽ヅヽ生じ、四月に至て純陽となり、五月に至り始て一陰生ず、卦に在ては天風姤なり、是陰氣陽に逆ひ、地を冒すの節、陰は叛逆の意にして、是を退治するの器を飾るならん歟、(中略)今月朔日より男兒ある家には幟を立、武者人形、及び諸の武器をかざり、又粽を製して、親族知己の方に贈て祝義とす、粽の製は次下に記す、初生の男子あれば、其親屬より諸武器を贈て饋とす、是にはかならず、銀箔をもつて飾たる頭巾を添る、四日より五日に至り、飾置る所の武者人形に、神酒并に粽を供じ奠之、然れ共神祭等の如き、崇敬し、如在の禮を致せるにあらず、畢竟兒童の遊戲にして、三月雛祭と同じ、夜は燈燭を點じ、

其體甚壯麗なり、又親戚懇意の人など來集し、宴を設け、其家兒の爲に詩を賦し、歌を詠じ、或は連俳等、夫々の賀辭を述、與來酒酣に及んでは、吹管彈絃など、時に臨んで盛なり、又下野國の方言に、此兒人形を志賀美人形といふ、

〔東都歳事記 二〕四月廿五日　男子ある家には、大かた今日より五月六日迄のぼりを立る、

五月五日　端午御祝儀、〇中略貴賤佳節を祝す、(中略)武家は更なり、町家に至る迄、七歳以下の男子のある家には、戸外に幟を立、冑人形等飾る、又坐舖のぼりと號して、屋中へかざるは、近世の簡易也、紙にて鯉の形をつくり、竹の先につけて、幟と共に立る事、是も近世のならはし也、出世の魚といへる諺により、男兒を祝するの意なるべし、たゞし東都の風俗なりといへり、初生の男ある家には、初の節句とて別て祝ふ、

〔享保集成絲綸錄 三十六〕慶安元子年四月

一五月節句之甲、結構蒔繪梨子地金物糸類仕間敷候、縦何方ゟ誂候共仕間敷候、御城樣江上り申候甲は不ㇾ苦候事、

一小旗之儀、絹布一圓仕間敷候、布木綿は不ㇾ苦候事、

一いかにも麁相成人形貳ッ三ッ有ㇾ之、かぶとは不ㇾ苦候事、

四月

明暦二申年五月

一甲之事、結構ニ仕、商賣ニ仕間敷旨、例年先日も相觸候處、猥ニ有ㇾ之由ニ候、此上結構成ル甲以下商賣仕候者は、家主共に急度可ㇾ申付ㇾ候、勿論結構成、甲小旗吹貫等立候事、堅可ㇾ爲ㇾ停止ㇾ候、附り節句ニ人形多、あやつり、からくりなどいたし、人集仕まじく候、若違背候輩有ㇾ之においては、當人は不ㇾ及ㇾ申、五人組共に曲事たるべし、

五月

寛文七未年十一月

覺〇中略

一五月持遊の甲、古への如く冠り候やうに拵、人形作り物可爲無用、但甲に立物は不苦候、總而結構に不可仕事、○中略

十一月

〔享保集成絲綸錄十九〕寛文八申年三月

覺○中略

一金銀之から紙、破魔弓、羽子板、雛の道具、五月之甲、金銀之押箔、一圓ニ無用之事、○中略

右之通江戸町中へ從町奉行相觸候間、可被得其意候、以上、

三月日

〔享保集成絲綸錄三十六〕寛文十二子年十二月

覺○中略

一五月之兜、幟、鑓、長刀、脇差、結構ニ仕間敷候、尤大人形、からくり人形、一切不可立之、其外何ニ而も目に懸り候物可爲無用事、○中略

十二月

〔享保集成絲綸錄十九〕元祿十七申年二月

覺○中略

一はま弓、菖蒲甲、束帯之雛、并雛の道具、結構に仕間敷候、○中略

右之通被仰出候間、急度可相守候、以上、

〔享保集成絲綸錄三十六〕享保六丑年四月

覺

一菖蒲甲、立物計箔置可申候事、

一鉢まころ何もすみぬりに可仕候、紋ゑがき候はゞ、たん、ごふん、ろくしやうにて、少し彩しき可申候事、　但織物類ニ而包申間敷事

一鑓、長刀、はく置申間敷候、其外塗彩しき、甲同樣之事、　但人形可爲無用事

右獻上之菖蒲兜たりといふ共、此定より宜仕間敷候、是より麁相成は、只今迄用ひ來り候、通たるべく候、以上、

四月

右之通先達而町奉行へ渡候間、此通可被相心得候、當年之儀は、町方ゟ願之品有之、拵置候分は商賣仕候筈に候、誂候とても、一切定之外不成候、尤來年ゟは、相觸候通急度可相守候、

〔一話一言 四十〕神田旅籠町名主中村氏書留抄書　丑〇享保六年　四月十三日、ならや、一菖蒲甲人形類之義、先達て御法度之趣被仰付候へども、當年は商賣御免之事、

〔増鏡 五內野の雪〕五月五日、所々より御かぶとの花、くす玉など、いろ〳〵におほくまいれり、

〔辨內侍日記 下〕五月〇建長四年　五日につ〇此間恐有脫文　女房たちに、しやうぶかぶとせさせ、花ども〇此間恐有脫文、あやめのかつらかけば、けしきほどに、〇下略

〔建內記〕文安元年五月六日乙卯、傳聞、去朔日於大炊御門烏丸邊女房輿過候、童部等、あれは誰が御輿、大炊殿御輿とはやしけるを、共の男、童部の頭をはるまねして過候けるを、あとにさがりて共シタリケル男が、以外沈醉けるが、それと見て、件童部を樣なく三刀さして過けり、〇中略件童部は八歲になりける、父巳死、孤露也、菖蒲實ノ刀ニテモ持タラバ、敵はとるべかりし物と云ケルト云云、

〔臥雲日件錄〕文明二年正月五日、予謂都鄙之間、无貴无俗乘輿過、則四五歲小兒、必唱阿禮和誰御輿大リヤウ殿御輿、

〔親俊日記〕天文七年五月五日丁丑、若公様御菖蒲刀御太刀、貴殿御進上、中島仕之、

〔羅山詩集二十一歳時〕甲申〇正保元年　端午

端午登府、被或達官誘導、入廚門庭、縦観侯伯士大夫所献木冑木長刀、皆篆刻彩飾、以壺華旗、冑二百十七八剣、長刀六十柄許、又揚白旗十五竿於石堞上、風飄長旗、與奇雲共映於遠處焉云、爾於是登階入殿、任例若徒列坐、少焉禮畢退、今日春齋亦同登、

端午朝来徽雨晴、宮橋車馬傲群行、艾人帯得菖蒲剣、結構平城傀儡棚、

〔秋令類纂初集六十一〕天和元辛酉年

菖蒲御甲之覺

一御甲作り也、三拾貳間、或は拾貳間、或は八間、筋金間銀、八幡座、まびさし、紺青緑青にて彩色、繪様あり、其外椎なり、或は桃なり、或頭なりに可仕事、

一御しころ五枚下り、總金革おどし、紫革、或赤革、花色之革、十五通すがけひし縫之板に、葵の御紋と鶴の丸の繪様有、上四枚は紺青緑青に而彩色、しころの裏は朱に可仕事、

一御前立物、丸之内に葵の御紋すかし、紺青緑青にて彩色、丸は金御紋之下にしかみあり、亦はくわがた、又は上り半月、其外わり立物、或後立物可仕事、

一御うけ裏、さや、ちりめん、羽二重之類可仕事、

一御忍び之緒、同前之事、

一御ひき廻しすが糸、白或は花色、或は赤色、或は黄色、或は金砂ませ候而も可仕事、

一御面ぽう金、內朱擬すが糸白、よだれかね五枚下り、御しころ同前に可仕事、

一御置甲立、白木可仕事

以上

幟市

一金銀金具無用之事

一はぐま、玄やぐま、こぐまの類無用之事、

一糸之類、おどしに遣申間敷事、

一うるし遣申間敷事

一御甲立、檜梅之外無用之事、

〔守國公御傳記四〕寛政三年九月十三日、正室ニ男子誕生シ玉ヒ、上下擧テ歡抃限リナク、名ヲ太郎丸君ト稱シ奉リテ、乃チ保國公定永（諱ハ）是ナリ、同月二日侍妾中井氏ニモ、男子出生シ玉ヒシガ、次郎君ト名付玉ヒ、〇中略翌年五月初幟ノ祝式、旗、弓、鐵砲、長柄ノ槍ヲ飾リ玉フ、其數ノ多少ヲ以テ、嫡庶等ヲ分チ、菖蒲兜ノ類ヘ到來ニ任セテ並ベ立玉ヒ、旗ニ招キ付タレドモ、世ニ云ノボリトハ異ナレリ、後弓鐵砲長柄モ、誕生毎ニ新調スベシト定メラル、武器ヲ増シテ不虞ニ備フベキ賢慮ナリトゾ、

〔見た京物語〕五月幟、甚少なし、人形は所々にあり、

〔四方のあか下〕初幟銘

鯉風を含て魚木にのぼり、劍鞘を出て鬼地をはしる、あがりかぶとの金箔は、延喜式の倹約をつたへ、淺香の沼の花がつみは、中將殿の歌枕にしく、頃は五月の初のぼり、紋のあやめもあざやかに、月ののぼりのごとく、日ののぼりのごとく、終南山の進士のごとく、柏もちの葉の茂がごとく、菖蒲刀のはかけずくすれず、猶竿竹の直なる道をたて、つけたるちゝをはづかしむる事なかれといふ、

〔諸國圖會年中行事大成三上四月〕二十五日　今日より三都の木偶人店に、端午に飾る武者人形、菖蒲太刀、甲冑、鎗長刀、弓鐵炮の類を賣る、其箇所三月雛店に同じ、

〔守貞漫稿二十七〕飾甲〇中略

今世飾幟飾兜ノ市、總テ雛市ト同ジ、京師ハ四條、大坂ハ御堂ノ前、江戸ハ十軒店、尾張町、麴町ニテ

雜載

賣之、江戸ハ四月二十五日ヨリ中店ヲ構ヘ、又他賈ノ店ヲモ幟市トスルコト、雛市ト異ナルコトナシ、蓋三都トモ平日此類ヲ商フ店ハ、大略三月五六日限リ、雛ノ類ヲ藏ニシ、明年ヲ待テ賣之、三月六七日ヨリ、直ニ幟兜等五月物ヲ店ニ置テ賣之、

〔江戸鹿子二年中行事〕四月廿七日ゟ五月四日迄　甲人形賣　中橋　十間棚　尾張町壹丁目　淺草かや町　人形丁　神明前、此所に而賣なり、　五月三日ゟ六日迄　江戸中、甲人形のぼり立、

〔江戸名所圖會一ノ一〕十軒店　本町と石町の間の大通をいふ、○中略端午には、冑人形、菖蒲刀、こゝに市を立て、其賑ひをさ〱彌生の雛市におとらず、

〔東都歲事記二四月〕廿五日　今日より五月四日迄、冑人形、菖蒲刀、幟の市立、場所は三月の雛市に同じく、往還に小屋を構へ、甲冑、上り冑、幟旗插物、馬印、菖蒲刀、鎗長刀、弓箭、鐵砲、偃月刀、其外和漢の兵器、鍾馗像、武将勇士の人形等を售ふ、夜にいたれば、燈燭にかゝやきてうるはしく、買人晝夜にたえず、再刻の江戸總鹿子に云、通塩町、昔は此町にて冑人形細工人多く、塩町人形と號し、其製麁なり、價の賤を以、田舍人のもてはやしける、今はこの名をだに知る人稀なり云々、此節より菖蒲刀、街を賣歩行、

○按ズルニ、雛市ノ場所ハ、三月三日篇ニ載セタリ、

〔枕草子三〕せちは　五月にしくはなし、○中略むらさきのかみにあふちの花、あをきかみにさうぶの葉、ほそうまきてひきゆひ、又白き紙をねにしてゆひたるもをかし、いとながきねなど、文のなかにいれなどしたる人どもなどもいとえんなる、返り事かゝんといひあはせ、かたらふどちは、見せあはせなどするおかし、人のむすめ、やんごとなき所々に御文きこえ給ふ人も、けふは心ことにぞなまめかしうおかしき、夕ぐれのほどに、郭公の名のりたるも、すべておかしういみじ、

〔古今著聞集十九草木〕永承六年五月五日、内裏に菖蒲の根合有けり、此こと去る三月晦日、堪能の上達部ひとりふたり殿上人等をめして、弓の勝負ありけり、又鶏合も有けり、其勝負なきによりて、菖蒲の根をあはせて、勝負を決せられける也、

〔日次紀事五五月〕五日　端五　今日端五節、(中略)京俗毎二佳節一各食二赤小豆飯一、今日忌ㇾ之不ㇾ食、不ㇾ知二其謂一、

名稱

〔浪花の風〕端午には、汁にふき、茗荷の子、小赤豆、細根大根にあぶら物、焼物には鹽さわらを用ふといふ、

〔見た京物語〕五月節句に、髪置の白髪やうのものを賣る、男の子へは、菖蒲刀を祝ひやり、女の子へは、其まゝらがやうのものをいはひ遣す、この名を玉つばきといふ、八千代といへるこゝろなるべし、

〔東都歳事記二五月〕六日　今日婦女子の佳節と稱して遊樂を事とすれども、未その據るところを知らず、

## 納涼

納涼ハ、スヾミト云フ、三伏ノ候、水邊ニ赴キ、或ハ閑地ヲ覓メテ、暑ヲ避クルヲ謂フナリ、其朝ニ於テスルモノヲ朝涼ト云ヒ、夕ニ於テスルモノヲ夕涼ト云フ、夕涼ノ地ニテ最モ名高キモノハ、京都ノ四條河原、江戸ノ隅田川等ト爲ス、

〔伊呂波字類抄大疊字〕納涼ナウリヤウ

〔書言字考節用集一乾坤〕納涼ナフリヤウ　〔同二乾坤〕追涼スヾム　納涼〔同〕逐涼、乘涼、避暑、並同、

〔倭訓栞前編十二須〕すゞみ　納涼をいふ、すゞみとるなどもよみ、日本紀に避暑を訓せり、今京師六月七日より晦日までの風俗は、祓の遺意成べし、涼床は蓮生八歳、涼棚は天寶遺事に見ゆ、

〔夫木和歌抄九納涼〕二夜百首御歌納涼　後京極攝政

日をさふる松よりにしの朝すゞみこゝには暮ぞまたれざりける

陰ふかき外面のならの夕すゞみ一木がもとに秋風ぞふく

日時 場處

〔日次紀事 六月〕七日。祇園會(中略)凡自今夜至十八日夜、四條河原水陸不漏寸地、並床設席、而良賤般樂、東西茶店張挑燈、設行燈、恰如白晝、是謂涼、其中至十三日夜殊甚、是因夜宮也、 十九日下鴨社此月下鴨社司於川合社前住吉社東河邊修六月祓、自今日諸人參詣爲納涼之遊、林間假設茶店、而賣酒食及和多加鮓等、鯉刺身、鰻樺燒、眞桑瓜、桃、林檎、太糫菓、或以竹串貫小團子數箇、燒而賣之、是稱御手洗團子、社司盛此團子於臺而獻高貴家、參詣人亦求之、或蒲鉾金燈籠草買之嚫兒女、

〔都名所圖會 二〕四條河原夕涼は、六月七日より始り、同十八日に終る、東西の青樓よりは、川邊に床を儲け、燈は星の如く、河原には床机をつらねて、流光に宴を催し、濃紫の帽子は河風に飄飄として、色よき美少年の月の明きに、おもはゆくかざす扇のなまめきて、みやびやかなれば、心もいとどきそひて、めかれせずそゞろなるに、妓婦の今を盛といろはへて、芙蓉も及ばざる粧ひ、蘭麝のこまやかに薫り、南へ行北へ行、淹茶の店に休ふては、山吹の花香に酔を醒し、香煎には鴨川の流れを汲んで、京の水の輕を賞し、かゝる口咄は晉の郭象にも勝れて、懸河の水を注が如し、物眞似は函谷關にもおとらぬかや、猿の狂言、犬のすまひ、曲馬、曲枕、麒麟の縄渡は鞦韆の俤にして、嗩吶の聲かまびすく、心太の店には瀧水沼々と流て暑を避、硝子の音は珊々と礀して涼風をまねく、和漢の名鳥、深山の猛獸も、こゝに集て觀とし、貴賤群をなして川邊に遊宴するも、御祓川の例にして、小蠅なす神を退散し、牛頭天皇の、蘇民將來に教給ふ夏はらへの遺法なるべし、

〔在京日記 本居宣長〕寶曆六年六月十四日、暮かたきよく晴ぬれば、こよひより始てすゞみあり、三條のわたりへ用ありて、まかりしかば、かへさに大橋へ出て、川原のけしき見侍るに、星の如くにともしび見えて、いとにぎはし、かゝる事は江戸難波にもあらじと思ふ、ましてさらぬゐなかなどはさら也、 十八日、このすゞみの比は、みやこの中のにぎはしきおもしろき最中也けらし、すずみも廿四日迄、日延かなひ侍るよし、こよひなどはわきてにぎはしく見ゆ、 廿四日、すゞみもこよひかぎりとかや、ことしは十四日夜よりはじまりて、こよひ迄、一夜もかけ侍らず、さりけれ共、例より人もすくなかりしとかや、是より又鴨の糺のすゞみ也、 七年六月七日、けふよりひよ

りつゞきて、すゞみ一夜もかけず、そも〳〵七日のよより十八日までつゞける事は、十三年まへに有しまゝ也とぞ、

〔本朝文鑑二賦〕涼賦　渡吾仲

洛陽の東に川ありて、上をかも川といひ、下をしら川といへる、君がちとせの石川や、蟬の小川ともいふなるべし、されば年ごとの六月七日より、十八日の夜もすがら、五條の橋のこなたより、三條の橋をかぎりとして、その川水に床をならべ、繪すだれの繪には、愛宕の雪を思ひ、花むしろの花には、音羽の嵐をさそふ、まして宵月をむかへ、有明をおしめる、こゝに四時の風景をあつめて、そよ時鳥いづち行らん、況やみやこ人の錦繡をかざり、蝶鳥の香も風におふらん、夜は一きは物のはへあるにこそ、さて東西の岸にのぞみて、その家々の挑灯を出し、をのがさま〳〵の名をしるせる、大和山城は名にこそあふれ、鶴屋龜屋のめでたさも、やを屋萬の軒につゞきて、扇屋はよし此折なるべし、風も柳屋の涼しきには、かりのやどりの西行も、宿かしは屋の色にめでけむ、誰かはまつ屋の松を染かねて、眞葛がはらや祇園があなたまで、萬燈のひかりに、白日をあらそひて、沈香火底の管絃をも聞つべし、しからばもろこしの歌吹海には、いかなる事の面白かりけむ、爰の錦城のあそびには、雨に神鳴をもしらざりし、さて年々の河原おもてには、餅あり、酒あり、になひ茶屋ありて、櫻皮燒の煙はふん〳〵と、三千坊の比叡にたなびき、石花菜(トコロテン)の瀧はさつ〳〵と、八十抔の龍門にみなぎる、名も安兵衞が地黃煎をよばれば、味も芳野屋の長命草をうる、辻談義あり、放下師あり、歌祭文には女中をなかしめ、太平記には浪人をたゝずましむ、あるは水嚢投に猿猴の手をのばし、あるは滅多的に王餘の目をふさぐ、辻に早嫁の戀をさへ、橋に乞食の無常をだに、覗からくりの地獄極樂も、都は一錢に善惡を見すれば、一刻千金のあそびの中に、巾著摺はいかに見るらん、〇下略

〔江戸名所圖會 一〕兩國橋○中略　此地の納涼は五月廿八日より始り、八月廿八日に終る、常に賑はしといへども、就中夏月の間は尤盛なり、○中略　兩岸の飛樓高閣は大江に臨み、茶亭の床几は水邊に立連ね、燈の光は玲瓏として流に映ず、樓船扁舟所せくもやひつれ、一時に水面を覆ひかくして、あだかも陸地に異ならず、絃歌鼓吹は耳に滿て囂しく、實に大江戸の盛事なり、

〔東都歲事記 二五月〕廿八日、兩國橋の夕涼、今日より始り、八月廿八日に終る、幷に茶屋、看せ物、夜店の始にして、今夜より花火をともす、遂夜貴賤群集す、○中略

納涼　兩國橋邊（前にいへり）　大川通　隅田川　不忍池邊（五月の半よりは、黃昏より辻々廣場等に、假の出茶屋を儲け、ならびに街の商人多く、夜々の賑ひいふも更なり、神佛の緣日は夏を專として、植木その餘商人わけて多し、江戸店や、戸ざゝぬ御代の下すゞみ、梅翁、通り町筋　上野黑門前廣小路　山下　淺草雷神門前　四谷御門外　市谷御門外　赤羽根川端　芝神明宮境內）

○按ズルニ、納涼ノ時、花火ヲ弄スル事ハ、遊戲部花火篇ニ載セタリ、

〔鶉衣 前編上〕隅田川涼賦

水無月のあつさの、けふことにさめがたければ、いざ隅田の川風に、扇やすめばやと、牛込といへる所より舟出してまづ涼し、○中略　數々の橋こへ過、兩國の河づらにこぎ出れば、風はかたびらの袖さむきまで吹かへすは、秋もたゞこの水上より立初るなるべし、椎の木の蟬、日ぐらし、けふもくれぬと啼すさみ、岸の茶屋々々、火影をあらそふほど、今戸あたりのかけ船も、ともづなを解、糸竹をならして、をのがさま〴〵にうかべ出ぬ、京に四條の床をならぶるより、爰に百艘のふなばたをつらねたるは、誠に都鳥の目にも恥ざるべし、舟として諷はざるはなく、人として狂せざるなし、高雄丸の屋形の前には、花火の光もみぢを散し、吉野屋が行燈の影には、樺燒のけぶり、花よりも馥し、幕の內の舞子は、鶯聲聞にゆかしく、舳先の生醉は、衛足みるにあぶなし、伽羅薰物のかほり心ときめきて、吸物かよふ振袖は、燭臺のすきかげいとわかく、大名の次の間には、袴著たる

物眞似あり、女中の酒の座には、頭巾かぶりし醫者坊あり、かしこにどよむ大笑ひは、いかなる興にかあらん、こゝに船頭のいさかふは、何の理屈もなき事なり、老人の碁會は、仙家のかげをうつし、役者の聲色は、芝居もこゝにうかぶかとうたがふ、卵子々々、田樂々々、瓜西瓜、三味の長糸賣る聲西南にかしかましく、東北に漕めぐる、風呂をたく船、酒をうる船、菓子にあらぬ饅頭あり、鼓にあはぬ曲舞あり、あるはみめぐり、深川にうかれ、あるは兩國の橋にとゞまる、遊ぶ妻ことく〳〵なれども、たのしむ心ふたつならず、○下略

〔都の手ぶり〕兩國の橋

大江戸より本所へわたしたる橋を兩國の橋とぞよぶ、○中略夏のころは、ことに舟あまたつどひて、いと竹の音、川波にひゞきあひておそろしきまで聞ゆ、げにひろき都の中にも、なぞらふべき所だになく、こよなうにぎはしきわたりになむ、川づちには、葭をあみてへだての垣となし、すのこだつ物あまたならべて、いこふ人ごとに茶をもてあきなふめり、又おなじつらなる假家つくりて、小弓の射場まうけて、いとなみとするものもあり、髮つがぬる家、舟かす家、もちひ、くだもの、酒うる軒など、所せきまでたちならびたり、

〔甲子夜話二十四〕世ノ有樣ハ、今ト昔トハ變ルモノナリ、予○松浦清十歲頃ヨリ十八九バカリ迄ハ、兩國ノ納涼ニ往キ、或ハ彼ノ邊ヲ通行セシニ、川中ニ泛ル舟イク艘ト云數シラズ、大ハ屋形船、小ハ屋根舟、其餘平タ船、ニタリ舟抔云フモ數シラズ、或ハ侯家ノ夫人女伴花ノ如ク、懸燈ハ珠ヲ連ネタルガ如キ船數十艘、コノ餘絃管、鬪拳、倡歌、戲舞ニ非ザルハ無シ、故ニ水色燈光シテ、映ニ繁盛甚シ、コノ間ニ往々一小舟アリテ、大ナル鼓ヲ置キ、節操モナク、漫ニ累撾シ、ソノ喧噪云バカリナシコノ舟必ズ絃詠謠曲、或ハ倡舞スル船ノ傍ニ到テ鼓ヲ打テ大叫ス、人以テ妨トシテコレヲ避ケシムレドモ退カズ、止ムコトヲ得ズシテ、金錢ヲ與ヘテ退カシム、鼓舟コレヲ受ケ、乃退テ又隣船

ノ傍ニ至テ然カス、隣船モ又コノ如クス、或ハ金ヲ得ルコト少ケレバ退カズ、遂ニ數金ヲ獲ニ至ル、世コレヲアヤカシ舟ト呼キ、寛政ニ諸般改正セラレテヨリ、風俗一變シ、コノ舟絕テナクナリヌ、今三十餘年ヲ過テ、世風寛政ノ頃トモ大ニ違ヘレド、彼舟ナドハ竟ニ昔ニカヘルコトナク、今知人モ稀ナリ、又兩國川ノサマモ、屋形船ハ稀ニ二三艘、屋根舟モ處々往來スレドモ、多クハ寂然僅ニ絃歌スルモ、有ルカ無キカナリ、タマ〳〵屋形船ノ懸燈ハ川水ヲ照セドモ、多クハ無聲ノ船ノミ、年老タルハ悲ムベケレドモ、昔ノ盛ナルヲ回想スルニ、カヽル時ニモ逢シヨト思ヘバ、亦心中ノ樂事ハ、今人ニ優ルベキ歟、如何、

〔春雨樓詩鈔九江門節物〕開河(カハビラキ)　五月念八、兩國橋下放烟火、名開河、自是遊舫始盛、昏暮橋上、士女塡溢、夾水樓臺、明燭待客、又有臨岸編葦代廬屋、列榻賣茶、擔端懸燈毬、如繁星、水面遊舫密布、唱彈嘔啞、與橋上足音相混、轟轟不異殷雷、

晝舫叢中湧醉歌、人言今日是開河、太平樂事君須記、十里無由見寸波、

〔日本書紀十一仁德〕三十八年七月、天皇與皇后居高臺而避暑(スヾミタマフ)、

〔文華秀麗集上遊覽〕夏日左大將軍藤原朝臣〇冬嗣閑院納涼探得閑字應製一首

令製〇淳和、時皇太弟、

此院由來人事少、況乎水竹每成閑、送春薔棘珊瑚色、迎夏巖苔玳瑁斑、避景追風長松下、提琴搗茗老梧間、知貪鸞駕忘囂處、日落西山不解還、

嵯峨院納涼探得歸字應製　巨識人

君王倦熱來茲地、茲地清閑人事稀、池際追涼依竹影、巖間避暑隱松帷、千年駁蘚覆堦密、一片晴雲亘嶺歸、山院幽深無所有、唯餘朝暮泉聲飛、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年十月廿日辛卯、勅、山城國乙訓郡相應寺者、元是漁商比屋之地也、往年權僧

正壹演泛水觀、行橋頭、遭天暑熱、上岸風涼、有一老嫗、避舍獻地、壹演便在其中、

〔空穗物語祭の使〕かゝるほどに、六月の比ほひにもなりぬ、大將はいけひろくふかく色々のうへきゝしにておひたり、水のうへにえださし入などしたるなかじまに、かたはしは水にのぞき、かたはしは玄まにかけて、いかめしきつり殿つくられて、おかしきふねどもおろし、うきはしわたし、あつき日ざかりには、人々すゞみなどし給ふ、十二日いとまの日にてまいりたまはぬを、つりどのにてけふすゞませたてまつらん、けうあらんくだものなど給へよなど、きゝしをきたまひて、つりどのにいで給ひぬ、

〔源氏物語常夏二十六〕いとあつき日、ひんがしのつりどのにいで給てすゞみ給、中將のきみもさぶらひ給、玄たしき殿上人あまたさぶらひて、にし川より奉れるあゆ、ちかき川のいしぶしやうのもの、おまへにてゝうじてまいらす、

〔江談抄二雜事〕忠文炎暑之時不出仕事

又云、忠文秋冬者、勤陣直夙夜匪懈、炎暑之時請暇、向宇治別業以避暑爲事、或時被髮洗于宇治川云云、

〔本朝文粹八序〕夏日於左親衞源相公河陽別座、同賦何處堪避暑、　慶保胤

何處堪避暑、河陽館勝境矣、誰家好遂涼、源相公別第焉、古松老檜蔽其天、靑苔白石鋪其地、從平旦及黃昏、有淸風無赤日、移床連榻、優息其陰、蓋颯然冷然、如八月如九月矣、夏天炎居、去此何求、袁氏昔有河朔之飮、相公今有河陽之期、食客保胤聊記勝遊云爾、

〔宇治拾遺物語序〕世に宇治大納言物語といふ物あり、此大納言は隆國といふ人なり、西宮殿高明也の孫、俊賢大納言の第二の男なり、年たかうなりては、あつさをわびていとまを申て、五月より八月までは、平等院一切經藏の南の山ぎはに、南泉房といふ所にこもりゐられけり、さて宇治大納

## 雜載

言とはきこえけり、もとゞりをゆひわけておかしげなる姿にて、むしろをいたにしきてすゞみゐはべりて、大なるうちわをもてあふがせなどして、往來の者たかきいやしきをいはずよびあつめ、むかし物語をせさせて、我はうちにそひふして、かたるにしたがひて、おほきなる雙紙にかかれけり、

〔勘仲記〕弘安五年七月十五日壬申、向經持第、長講堂盂蘭盆奉行之間同車、予伴、爲便宜之間、暫所納涼也、及晩歸了、

〔吉備烈公遺事〕御野郡中原に公〇池田光政の遊覽の地あり、中原は旭川の傍にて、夏日暑を避給ふ時は、爰に至らせ給ひ、里正の家に幕と串とを預け置せ給ひ、幕打廻し、毛氈を野土に敷せ、行厨を開きて憩はせ給ふ、今彼蒿萊の地數丈の間に牛馬を牧せず、公の憩はせ給へる地とて民共敬せり、召伯甘棠の古を思ひ出られ侍る、

〔江吏部集上〕七言、夏夜守庚申侍清涼殿、同賦避暑對水石、應製一首、井序、以清爲韻、〇中略
幸入蓬萊近聖明、遂涼避暑石泉清、五更眠覺巖風冷、三伏汗收岸雨晴、展簟空歆孫楚枕、開襟自濯子陵纓、千秋溪體今移得、長備天臨頌太平、

〔本朝無題詩四夏〕避暑 勒　　源經信
移座林間欲夕陽、夏天景氣似秋光、張公簟冷風空拂、班氏扇團月自涼、送老交遊詩兩韻、忘憂鄉邑酒三觴、不唯此地消炎日、擧雨松聲足斷腸、

閑中納涼
三伏納涼何處好、閑中待客立徘徊、愛眠獨臥清風簟、多暇誰妨避暑盃、蘿月開衿臨晚水、樹陰移榻掃殘苔、泉聲松響夏天外、勝地不知炎熱來、

〔後拾遺和歌集三夏〕だいしらず　　そねのよしたゞ

夏衣立田河原の柳かげすゞみにきつゝならす比かな

名稱

## 嘉祥

嘉祥ハ、カジヤウト云フ、又嘉定ノ字ヲ用キル、六月十六日ヲ以テ之ヲ行フ、其例ハ朝廷ニテハ、七種ノ菓子ヲ用キ、幕府ニテハ十六種ノ菓子ヲ用キル、民間ニテモ錢十六文、米一升六合、ヲ以テ物ヲ買ヒ食ヲ調ヘ、又ハ錢十六文ヲ以テ直ニ食物ヲ買フ、

〔書言字考節用集二時候〕嘉祥(カジヤウ)傳云、仁明帝朝、承和十五六月、豐後國獻二白龜一、故朝廷設レ宴、改二元於嘉祥一、是濫觴、嘉定(カヂヤウ)傳云、後嵯峨帝潜龍時、以二宋嘉定錢十六文一、此日適有レ設二饌供一之義上、踐祚後猶用二其式一、是權輿、

〔倭訓栞前編六〕かぢやう　六月十六日の儀式也、仁明帝の時より事起りて、年號の嘉祥も同じきよし、鴨長明が四季物語に見えたり、後嵯峨帝の時、嘉定通寶の錢の事いへる說も侍り、されど嘉祥は宋寧宗の年號、後嵯峨帝の踐祚よりは、わづか二十年前の事也といへり、禁中にてかつうともいへり、よて嘉通とも書り、實は納涼會成べし、

〔世諺問答〕六月　とふていわく、嘉定と申事は何のゆへぞや、答、この事はさらに本說ありがたきことにや、たゞかの錢の銘に、かぢやう通寶と侍れば、勝と云みやうせんを、かぢやうくわんするよしをぞ承をよび侍りし、

〔日本歲時記四六月〕十六日、此日かぢやうといふ事あり、歌林四季物語にいはく、かぢやうは嘉祥とかきて、仁明のすべらぎ、承和の比ほひに、御代のさか行ことをいのらせおはして、賀茂上の御やしろにたてまつりて、御はらひなどなしそめ給ひたまへり、六月十日あまり六日なん、吉日なるよし、御うらの人々かうがへ申せばとて、その日おこなはれ、年號をもあらためて、嘉祥とものせ

しかば、ながく此事嘉祥と、ねんがうによりて、さだめられしと、當社縣主賀茂の道幹が日記に侍る、又羅山子の說には、近比世俗に云傳るは、室町家大樹の時に、六月納涼のあそびのために、楊弓を射てかけものとし、負たるもの嘉定錢十六文を出して、食物を買て、かちたるものをもてなすなり、嘉定は宋の寧宗の年號にて、十七年あり、其年每に鑄たる錢に、元年より十六年までのゑるしあるを、十六錢あつめて、今日一人ごとのもてなしもの丶代に定むるなり、右の本說たしかならざれども、ならはし來ることかくのごとし、　今按ずるに、四季物語の說にゑたがへば、そのよつて來る事、誠に久しき事になん侍る、されども延喜式、江家次第、公事根源、年中行事などにも見えず、まして國史にもゑるさゞれば、いぶかしき事にこそ覺え侍れ、羅山子の說のごとく、ちかき世よりの事なるにや、猶本朝の故實にくはしからん人を待のみ、

〔改正月令博物筌 六月〕十六日　嘉祥祝 嘉定食、嘉定錢、かつう、仁明帝の時、豊後國より白龜を奉る、吉兆として年號を嘉祥と改む、一說に同帝の時、御代の祭を、賀茂に祈らせ給ふ、今日吉日也とて御祓あり、年號嘉定と改ろとあれども、實記見えず、一說には室町家の納涼の遊に楊弓を射て、負たるもの嘉定錢十六文を出す、嘉定は宋の年號十七年まで、毎年錢を鑄さしめ、年毎に玄るしあり、此元年よりの錢十六文を用ひしと也、

〔嬉池叢書 六〕嘉定　嘉定、何代より起るといふこと未詳、或は平城天皇の大同中よりといひ、或は仁明天皇嘉祥元年よりといひ、又は後嵯峨院御宇よりともいひ、一說には、室町殿の御時よりともいひ、一說には、元和元年大阪事終りて、京師へ入せられ、初ての賀儀なりともいへり、諸說區々にて一決しがたく、かつは妄說信じがたし、其うち室町殿の御時よりと云說を信ずべきにや、道春先生曰、近代俗云傳ふるは、室町家の時、六月納涼の遊興あり、楊弓射負たる者、嘉定錢十六文を出して食物に代て、勝たる者をもてなすに始れり云々、本說たしかならざる事也、弘賢謹按ずるに、本說たしかならずといへども、是を以據とすべき也、其ゆへは慈照院殿御代年中行事、ならびに申次記、及享祿三年以前の年中出御對面の記、其他此時代の諸書に所見なくして、蜷川親俊の

朝廷嘉祥

天文日記には毎年記せり、此日記殘缺三冊あり、天文八年六月十六日、嘉定イリコノフトニと書し、十一年には、嘉定如恒例認之と記せり、しかのみならず、御湯殿上日記に、天文二十年六月十六日、長はしよりとしくのごとく、かつうまいるとみえ、後圓明寺關白（兼冬公）の世諺問答に（○中略）みえたり、是も天文十三年の作なれば、此三書を以、道春先生の説を徵すべきにや、文安の下學集、壒囊抄、塵添壒囊抄の類には、所見なき事なれば、慈照院殿御代よりは後、天文よりは前に始りし事なるべき也、凡今の御代は、萬の事室町の式を用ひさせ給へば、かたのごとくさる例をおはせ給ひしなるべし、或問曰、禁裏にも此事ありといふは誠にや、其式などはいかやうなるにや、答曰、當時年中行事（後水尾院御製）に見えたり、（○中略）淸閑寺大納言熙房卿說云、御內々ノ諸家へ料進被下、（諸家陪臣於御臺所請取、白米三斗宛ノ由也、）以彼料心次第菓子等進調、兼日銘々紙ニ裹ミ、御前へ持出被服之、（大納言以下到殿上人）其後謠三曲等ト有之、（第一大納言獻之）古ハ御酒ヲ持出飲レタルモ有之也、此儀何頃ヨリ始リタルヤ不分明由云々、又女房私記、異本當時年中行事等にもみえたり、然れども內々の御儀なれば、柳原年中行事には記さず、ふるき年中行事には、まして所見なきことなれば、もしは武家の習をうつされしもしるべからず、問曰、武家の式、室町の御時の親俊日記にみえたるおもむきにや、今のごとく八種と定まりて、嚴重に行はるゝは、いつの比よりぞや、答曰、くはしくしりがたし、但し駿府政事錄慶長十七年六月十六日、嘉定如例云々、珍菓、嘉肴、片木ニ如山積之、所候之輩頂戴之と見えたれば、此比より今のごとくの品々にて有けるにや、

〔故實拾要　四〕六月十六日嘉祥　是親王以下諸家中ニ御祝ノ物ヲ玉フ也、多クハ御菓子也、但於院中黑米等ヲモ玉フ也、

〔後水尾院當時年中行事　上六月〕十六日、兼日おの〳〵嘉定をたぶ、院、女院などへは勿論參る、御所御所攝家方門跡方、その外人々時宜によりてたぶ、定たるやうなし、つねにならします方にて、嘉定

何にても七種とりならべて、御前に供す、親王御同宿のとき、女御などあるときは御相伴なり、御前を撤して後、女中御かつうを持參して、御前にて給る、今日は女中の衣しやう、すゞしのうらのねりに、こしまきをする也、こしまきはねりにても、まろすゞしにても、おもひ〳〵なり、內々の男衆は、兼日長はしより、ふれ催して參る、常の御所の南面をとり放て、ひさしと申の口との間に、翠簾をかけわたして、女中見物の所とす、男衆おもひ〳〵にかつうを持參してすのこに候す、公卿一列、殿上人は、公卿の後に又一列也、上段の南のはしに、しとねばかりを、しかせおはしまして御見物也、とり〳〵かつうを給はる、事はてゝ下﨟よりしりぞく、更に各すゝみ出て、元の座につく、六位の藏人てうしに肴の臺などもて出て、御とほしあり、五ど土器などいでゝ、うたひなどうたふ、每度しひ過たるもの多くしてにぎはし、

〔洞中年中行事 六月〕十六日嘉祥御盃の事如常、女房言にかつうと云は、嘉祥通寶の中りやくしての事也、

〔禁中年中行事 六月〕十六日 御嘉通 院中攝家親王門跡御連枝方、內々公家衆女中方御內上下江被下、

〔禁中近代年中行事 六月〕十六日、 嘉定、女中ことばにかつうといふ、
晝すいせん上ル、葛切の事なり、銀のはちに入ル、三方に銀の大ざら七寸程の銀のちよくに、しやうゆの汁入ル、銀のすくひ有、ゆのこすくひなり、御はし有、 次に七かじやう むくぐわし七色、あいのかわらけ七ツに入、七色の內うづら餠有、うづらの鳥のごとし、 親王法親王方へ大まんぢう被下、さし渡し五六寸ほど、是をたいぶまんぢうといふ、 親王方女中方より、いろ〳〵の蒸ぐわし獻上なり、 攝家、親王、清華、諸家の堂上、御內の地下の北斗迄に、くろ米壹升六合已下、此米を一條どほりの二口屋といふくわしやへ遣し、米壹升六合相應のむしぐわしをとり、堂上方此くわしを御所へ持參してまゐる也、

〔禁中恒例年中行事六月〕十六日　嘉定　是は七嘉定とてむかし菓子七色淸所より上る、黑米一升六合宛、錫盛にもりて、院中親王門跡方、堂上方所々江御祝儀下さるゝ也、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年六月十六日、かつう、女ゐんの御所、女御の御かた、宮の御かた、大御ちの人より參る、この御所よりも、いつものごとく女ゐんの御所、御所々々、女中、おとこたち、下々までたぶ、おとこたちしこうなり、のち、だいの物いでゝ、くもじ參る、御ひし〳〵也、めでたし〳〵、

〔時慶卿記〕慶長八年六月十五日、明日嘉通ノ御觸アリ、かしこまりてうけ給候ぬと申入、　十六日、公宴ヘ所勞御理申入、不參、但嘉定ノ料ヲバ給、嘉定進上ノ所々別ニ記、女院御所、同女御殿ヘ、饅頭一ツヽ、御袋ヘ初而進入、金團、大聖寺殿、同女院御所之衆別ニ記、大聖寺殿衆同、予ハ食不成故ニ、少祝計也、多阿、御城、孝藏主內衆不殘遣、　九年六月十六日、嘉通如例、女院御所、女御殿、大聖寺殿、御袋ヘ進上候、此方ヘモ女御殿ヨリ、少納言兩人ニ給、御所ニハ、將軍〇德川家康御參內ノ有增ニテ、嘉通無之、女院御所ヨリ、嘉通三人ニ給、予ニハ御酒ナリ、則半分飮、其儘醉臥、　十年六月十五日、明日嘉通ノ料ヲ、女御殿ヨリ拜領、少納言ヘモ初而給、　十六日、嘉通如例、御所々々其外下々ヘモ、調合飯籠餅五切ツヽ、女院御所、女御殿、大聖寺殿、政所殿ヘ進上、其外ハ金團也、但砂糖ハ當時忌ミ物ニテ不加、女院御所ヨリハ、御酒、內儀ヘ鮎餅五ケ、金丸ヘ串鮑認テ給、御所ノ御嘉定ハ各不被召、如何可尋之、去年ハ料ヲ給處、當年ハ各モ無其沙汰ト云々、

〔大江俊矩公私雜日記〕文化三年六月十六日壬辰、嘉祥御盃、巳刻參勤、助功、常顯、俊常等四人相揃、後屆議奏卿、包物各持參、互相振廻如例、〇中略今日持參包物、如近年黃青白饅頭十六也、
文政十一年六月十三日辛巳、嘉祥御盃長橋回文到來、如例加奉返却、留在往來、　嘉祥米申出山本和門印形持參差遣、如例年拜領了、　十六日甲申、嘉祥御盃巳刻參朝、一臈三臈四臈同之、相揃ト屆議奏卿、當番圖池包菓子持參、相振廻如例、　一午半刻過御催、未刻過有召、公卿三人、鷲尾前大納言、勸解由小路宰

相、廣橋左大辨宰相、殿上人八人、公連朝臣、爲國朝臣、雅壽朝臣、光宙、大江俊常、予、丹波頼永、源常保等也、各包物持參、如形開之喰了、直自下﨟退入、此時有出御、女房出座如例、議奏各出座也、入御之後、公卿以下再參候、御盃之儀如例、初獻巡流、二獻俊常取酌、予普酌二獻小掛、三獻酌俊常、加予、肴頼永、常保昇之、萬事如例了、未半刻頃各退出了、

〔憲法類編二十三〕嘉祥米幷玄猪御祝ノ事

第三百廿一　戊辰○明治元年六月三日

來ル十六日嘉祥ニ付、從當年嘉祥米被下候間、來ル十二日十三日巳刻ヨリ未刻迄、會計官ヘ申出可有之候事、　但他國在勤之向ヘハ不被下候事、

第三百廿二　己巳○明治二年六月　日辨事達

今後嘉祥米、官中之輩ヘハ不被下候間、此段爲心得相達候事、

〔武德編年集成四十四〕慶長三年六月十六日、夜ニ入嘉祥ノ祝アリ、秀吉ハ上段褥ノ上ニ蒲團ヲ布テ著座、秀頼其傍ニ侍座セラル、其下段中央ニ、片木ニ色々ノ菓子ヲ積ンデ並べ置、此席ヘハ、中老、五奉行、近習ノミ出座シテ是ヲ頂戴ス、其餘每席如是ノ品々ノ菓子積ミ置、官職ノ高下ニ依テ其席ヲ異ニシ、皆菓子ヲ得テ退クコト恒例ノ如シ、秀吉、中老、奉行ニ向テ曰、吾願フ處ハ、秀頼十五歳ニ及バヽ、海内ノ政ヲ讓ント欲スルコト日アリ、渠天下ヲ管領シ、此嘉儀ヲ成スコトヲ見バ、吾本懷タラン、吾命既ニ以竭ントス、遺恨少ナカラズトテ落涙アリ、伺候ノ輩涕泣シテ退ク、

〔幕朝故事談〕諸侯　御嘉定の御菓子十六色なり、一品宛へぎ板に載て、御前に並置なり、御嘉定の御祝儀申上候て、御老中方、大暑の節故、入御被遊寬々頂戴可仕旨被仰渡、御簾なり、四品以上は三人宛進て頂戴、帝鑑の間衆は五人宛進て頂戴す、布衣以上の御役人迄なり、其以前に中奥御小姓衆、御給仕の習禮あり、進物番の習禮あり、其後初て出勤の大名、習禮稽古す、

〔嘉定私記〕嘉定之御規式被仰出候、慶長年中之頃與申傳候、其以前嘉定御祝儀候義之初者、元龜三年、味方原御合戰之時、羽入八幡にて嘉定錢、裏に十六與鑄附たるを被遊御拾、御利運被爲思召候、折節先祖大久保藤五郎、六種の御菓子奉獻候處、時節能奉差上、直ニ御軍勢へも被下、此度之御陣御勝利不可疑との上意有之候、此砌藤五郎末鐵砲疵に而歩行難相成、上和田ニ罷在、右御菓子調製仕、仙水清左衞門、熊井五郎左衞門差添、御陣中へ奉差上候處、御陣勢へ被下之旨被仰出、御目通におゐて長持之蓋へ菓子等盛之候、且嘉定御祝之儀者、聖武帝之御時、嘉定錢珍菓を以、御祝有之事被爲思召、嘉定御祝儀可被仰出候處へ、嘉定錢幷六種之菓子一時に御手に入、御機嫌ニ被爲思召候旨蒙上意、右御例に而嘉定渡ニ盛奉獻上、御時服拜領仕來候處、御祝六月十六日御規式與被仰出候節より、銘々白片木へ盛、饅頭、羊羹、鶉やき之外、三種者寄水、金飩、あこや與可相唱旨被仰付、此節より御用多ニ相成、御代銀被下置、右者此度御尋御座候ニ付、代々申傳候を以奉申上候、以上、

文化六巳年七月十日　大久保主水

〔殿居囊（武家年中行事）〕六月十六日、五時染帷子長、嘉祥御祝儀、萬石以上、同嫡子、高家、交代寄合、無官之面々、雁之間詰、御奏者、菊之間御緣頰詰、同嫡子共、諸番頭、諸物頭、御三卿家老、諸役人、御番方、五百石以上之寄合、御留守居子共、大番頭子共、御醫師御同朋迄出仕、御菓子頂戴、御三家方出仕無之ニ付、使者差出伺御機嫌有之、

〔德川年中行事（六月）〕十六日

一嘉定御祝儀在之

一出仕之面々染帷子長袴著用之、表向五半時各登城、

一御三家方、同嫡子方、松平加賀守、松平左兵衞督ハ登城無之、

但松平加賀守、同嫡子、部屋住之内ハ登城、大廣間ニ著座、御祝頂戴之在之、家督ニ而者登城無

レ之、
一辰中刻西詰橋通大納言樣御本丸江被ﾚ爲ﾚ成、御禮過而被ﾚ遊ﾆ還御ﾆ、
一辰下刻大廣間公方樣大納言樣出御 長袴 御先立 月番老中 公方樣 御刀 御小性 大納言樣御刀 御小性 御中段御著座 御傳御刀掛
一月番之老中ハ、二之間御緣頰二本目御柱際著座、
一老中之內壹人、二之間北之御襖障子之方一本目御柱際ニ著座、
一溜詰外之老中、西丸共三之間御緣通、銜立之內氈之上ニ列居、
一御奏者番者同所、老中之向通板緣伺公、
但京都諸司代、大阪御城代、在府之節者、老中之次ニ著座、
一御禮著座之次第　　侍從已上　御國持　御連枝方
右壹人宛出席、於ﾆ懸椽ﾆ御目見、直ニ御向ニ著座、此節　御熨斗餠 御三方 御給仕 兩御番頭 御菓子 御三方より 三ツ 右同斷　右順ニ持ﾆ出之ﾆ、備ﾆ御前ﾆ、著座之面々江も御菓子出ﾚ之、給仕進物番役御前江被ﾚ召ﾆ上之ﾆ、何も頂ﾆ戴之ﾆ、御熨斗ゟ之御菓子引ﾚ之、著座之面々御菓子持ﾚ之、末座ゟ退座畢る、
一月番且著座之老中之內、此兩人著座を立、三之間御緣通銜立之內、外之老中列著座、何も書面之通出席、御菓子頂ﾆ戴之ﾆ、畢而傍座、　但二之間北之方御襖障子際著座、壹人者御菓子頂戴之後、最初通著座、
溜詰　老中　在府之節京都諸司代　松平大和守　御譜代侍從　高家 但少將者其席順々著座
表向四品　御側御用人　在府之節大阪御城代　右四品以上之分者官位隨ﾆ前後ﾆ順々壹人ッ、出座、　右不ﾚ殘頂戴相濟而、月番老中御下段御敷居際ニ著座、四品之面々迄御祝頂戴相濟候段、言上之時は、暑氣之節候故、不ﾚ殘頂戴相濟迄者御著座不ﾚ被ﾚ遊、御目見被ﾆ仰付ﾆ之旨、其段出仕之面々江

可申渡旨上意有之、老中退座、四之間御敷居際ニ老中著座、上意之趣一同出仕之面々江傳達之、過而二之間御菓子在之邊迄、公方樣、大納言樣御一同出御、御次伺公之面々、一同御目見相濟而入御、

○中略

一西丸之面々准御本丸罷出、右之通不殘御菓子頂戴之、

但頂戴之面々退座之節、三之間末掛椽ゟ薄緣通、御白書院御番所前へ退散、

一御側御用人、若年寄、中大廣間、三之間、北御襖際ニ列居、出御之內西御椽御納戶構、御側衆幷奧向之面々伺公、御納戶構後御使番兩人勤仕、

一不殘御菓子頂戴之、相濟而出仕之面々退出、畢而大廣間二之間懸椽南方老中列座、次御奏者番、芙蓉之間御役人、小普請奉行、御目付迄順々御車寄之方迄列居、御祝儀之御菓子、且素麵御酒被下頂戴之、

但老中給仕者御同朋勤之、其餘表坊主勤之、

一御三家方、同嫡子方、當日御祝儀、御表江就入御、爲伺御機嫌、使者被差出之、於躑躅之間謁月番老中、

一今朝出御已前ゟ大廣間二之間ゟ東方迄、御菓子順々並置之、　一熨斗もち　數貳拾壹宛　一饅頭　三宛　一羊羹　五宛　一鶉餅　同　一よりみつ　三十宛（まんこ黃白）　一あこや　廿一宛（いたゞき白）　一きんとん　三十宛、白團子也、（靑豆粉黑ごま付）　一ふ　五宛　右八品、一品宛枌ニ檜葉敷之、其上ニ右御菓子盛之、南北江貳拾六通リ、東西江六十九通、都合千七百九十四膳置之、

一御城中御門ニ出御、道具餝之、與力染帷子麻上下、同心對之羽織著之勤仕、　埓重御門、御先手御弓頭一組、　中之御門、同斷御鐵炮頭一組、　御臺所前、右同斷一組、　右之通加番勤之、御玄關前中之被延敷之、

一老中退出已後平服

一西丸當番詰番之面々、西丸於席々御菓子、

〔要筐拼志一年中行事〕同月〇六十六日

一嘉祥爲御祝儀、辰刻前出仕、染帷子長袴、

一國主、御連子方、溜詰、御譜代大名、幷外樣大名、嫡子とも、高家、交代寄合、無官之面々、雁之間詰、御奏者番、菊之間御緣頰詰、同嫡子共、諸番頭、諸物頭、御三卿御家老、諸役人御番方、五百石以上之寄合、御側、御留守居子共、大御番頭子共、御醫師、御同朋迄出仕、御菓子頂戴之、

御三家樣御出仕無之、加賀守越前守も同じ、

〔嘉定私記〕御菓子總數千六百拾貳膳　木地片木杉之葉鋪

一饅頭三盛、百九十六膳、總數五百八十八、　一羊羹五切盛、百九十四膳、同九百七十切、　一鶉燒五盛、二百八膳、同千四拾、　一阿古屋拾二盛、二百八膳、同二千四百九拾六、　一金飩拾五盛、二百八膳、同三千百五拾、　一寄水三拾盛、二百八膳、同六千二百四拾、　一平麩五盛、百九十四膳、同九百七拾、　一熨斗二拾五筋盛、百九十六膳、同四千九百筋、　右並場所　大廣間二の間下の方、竪二拾七膳、横二拾六膳、同所三の間上の方、竪三拾五膳、横二拾六膳、　前日御退出後並置申候　夜中火笠掛燭臺六本　但張番附居申候　右之外　一切麥素麪御酒詰錫陶其外共、當朝相廻、

〔幕朝年中行事歌合中〕二十番　右　嘉祥

千代の數敷ならべつゝもろ人の手にまかせたるけふの賜もの

嘉祥は室町の頃より初りしにや有らむ、當家にては代々の佳例となれり、六月十六日兩御所大廣間に渡御有、二三の間にかけて、菓子ひとくさづゝ折敷にもりて並べおく、其數二ちゞばかりもやあらん、此日兩御所には大廣間の中段におはします、松の間の中少將侍從の面々一

人づゝ出て、板縁に著座あれば、打鮑菓子を御まへに進め、相伴の輩にも出す、各折敷もちてまかづ、夫より譜代の中少將侍從四位の人々ひとり〳〵出て、折敷を持てしぞく、此間署により て入御あるの旨を、宿老より列座の面々に傳ふ、二間まで渡御有てのち入御あり、譜代外樣の 大小名、百の司々番士同朋のたぐひに至る迄、或は五人、あるは九人ひとしく出て、彼の折敷を もちてまかづ、

〔享保集成絲綸錄四〕正德二辰年六月

一嘉定御祝之節、布衣以下之寄合五百石以上は登城、五百石以下之分者不レ及二出仕一候間、被レ得二其意一可レ被二相觸一候、

〔德川禁令考三十年始嘉節〕慶應三卯年三月廿三日

御祝儀事御廢止之件々

河內守殿御渡　　　　　大目付〇江中略

嘉祥、〇中略右御祝儀御禮等御廢之事、〇中略

右之趣向々江可二相觸一候

三月

〔駿府政事錄〕慶長十七年六月十六日、嘉定如レ例、日野惟心、水無瀨一齋、飛鳥井中納言、冷泉三位、土御門左馬權助、舟橋式部少輔出仕、在府之諸武士伺候、午刻出二御南殿一、〇御座上壇宰相殿、〇德川義直中將殿、〇德川賴宣少將殿、〇德川賴房同相隨給、日野大納言入道、水無瀨宰相入道、飛鳥井、冷泉、土御門、舟橋等、〇各座疊上依二上意一、山名禪高召二疊上一、其餘皆候二御緣一、御前御膳、〇御三方日野、飛鳥井、〇三方冷泉、土御門、舟橋、水無瀨、山名、〇足付其後珍菓嘉肴、片木如レ山積レ之、所レ候之輩頂戴之、　十九年六月十六日、御嘉定如レ例、巳刻南殿出御、宰相殿、中將殿、少將殿御列座、御祝之時、三人公達御少年故、令レ出二御座一給事御無用之由、陪膳西尾丹後

私人嘉祥

守、次日野大納言入道、三方傳長老、足付○中略御緣山名禪高、片木佐々木中務、片木○中略其外諸侍不可勝計、

〔諸國圖會年中行事大成 四六月〕十六日嘉定喰○中略今日公家武家嘉定の御祝あり、所謂嘉定通寶十六枚をもつて、食物を買調へて服すれば、其家に福あり、故に今に至て其例にならふ、又嘉通と勝と訓近し、軍に勝の義に取て、特に武家吉兆儀とす、此日五色の團子、幷に諸品の肴を、土器兩箇に盛、各白紙をもつてつゝみ、水引をもつて是を結び、群臣に賜ふ等の儀有、是卽十六錢をもつて、求得るの遺意なり、諸家も亦此儀あり、或は孔方十六枚、米一升六合を家人に與ふ、其人々是をもつて、雜品諸物を調て是を獻ず、又土器に杉葉を敷、其上に大饅頭三箇を盛、杉原紙にてこれをつゝみ、凡て物每に十六の數を用ゆ、今夜諸家の中十六歲の人、振袖を切て詰袖とす、其土器にもる大饅頭の正中に穴を穿ち、其穴より月を見る、これを月見といふ、今宵袖を留るの式なり、

〔慶長日件錄〕慶長十年六月十六日、從掃部頭嘉定給之、梅龍軒より餅餡給之、○中略家中嘉定如例、各切麵、次自九條殿嘉定給之、

〔東都歲事記 二六月〕十六日 嘉祥御祝儀、諸侯御登城、良賤佳節を祝す、家々餅を製す、下賤の者は、錢十六文を以て食を調へ、食する事、かへつていにしへの例にかなへるにや、

# 古事類苑

## 歳時部十七

### 七月七日

七月七日ハ、古來其夜ヲ賞シ、是ヲ七夕ト云フ、七夕ハ古ハ、ナヌカノヨト呼ビシガ、後ニタナバタト云フ、棚機ツ女ノ省言ニテ、織女ヲ云フナリ、支那ノ俗說ニ云フ、此夜牽牛織女ノ二星相遇フ、巧ヲ之ニ乞ヘバ、其願ヲ得ト、故ニ我朝廷ニ於テモ、乞巧奠ノ設アリテ、織女祭トモ稱ス、後世民間ニテハ、葉竹ヲ屋上ニ樹テ、色紙短册等ヲ附スルヲ例トス、亦乞巧奠ノ遺意ナリ、

〔改正月令博物筌 七月〕七日節供（中略）七は少陽不變の數なり、故に當七日は本朝五節句の一とし式日なり、俗二星の祭りにかたよりて、公事の式日たることを忘れたるに似たり、て祝ふこと、日本紀、江次第、公事根源等、其外諸書に出て、歷然たる

〔古今要覽稿 時令〕なぬかのよ 七夕 七月七日のよを七夕といふは、ふるくよりみえたり、いはゆる一年邇、七夕耳、相人之、と（萬葉集）いひ、また今之七夕、續巨勢奴鴨、と（同上）いへるによれば、なぬかのよといふべきを、いつの比よりか七夕をたなばたと訓るは、より所なき事也、されど延喜の比までは、七夕をなぬかのよといふ事たしかなり、いはゆる寛平御時なぬかのよ、うへにさぶらふをのこ共云々、（古今和歌集詞書）又なぬかの日のよ讀る、なぬかの夜のあかつきによめる（同上）などありて、一所も七日とかけるはなし、しかるを後撰集より以下、いづれも七月七日、又は七日のひに、或は七夕をよめると（後撰和歌集）みえたり、以下代々の集おなじ、しかれば萬葉古今の二集を正しとすべし、さて今日をなぬかひと（古今六帖）よみ、秋の七日と（後撰和歌集）よみ、秋のはじめのなぬかと（新千載和歌集）よめ

朝廷七夕

り、今夕を星合の空とよめるは、中むかしよりなり、是花山院御時、七夕の歌つかうまつりけるに、藤原長能、袖ひぢて我手に結ぶ水の面にあまつ星合の空をみるかなと（新古今和歌集）よめるをはじめとして、星合のかげとよめるも、おなじき比よりとおもはる、能因法師の星合のかげみぬ人のと（後拾遺和歌集）よめるをはじめ、是より以前には撰集諸家の集等に所見なし、此能因が歌も長能の家にてよめるとあれば、此比星合といふ詞はいひ出しものとおもはるゝなり、又天つ星合のよ、星合の濱などよめる歌もあり、あげてかぞふべからず、

〔萬葉集（十秋雜）〕七夕

乾坤之、初時從、天漢、射向居而、一年丹、兩遍不遭、妻戀爾、物念人、天漢、安乃川原乃、有通、出出（〇出出恐之誤、出蓋衍）乃渡丹、具（〇具恐其誤）穗船乃、艫丹裳舳丹裳、船裝、眞梶繁拔、旗荒（〇荒恐芸誤）本葉裳具（〇具恐其誤）世丹、秋風乃、吹來夕丹、天川、白川凌、落沸、速湍涉、稚草乃、妻手枕迹、大船乃、思憑而、榜來等六、其夫乃子我、荒珠乃、年緖長、思來之、戀將盡、七月、七日之夕者、吾毛悲烏、

〔萬葉集（十秋雜）〕七夕

一年邇、七夕耳、相人之、戀毛不過者、夜深往久毛、

一云、不盡者、佐宵曾明爾來、

〔實隆公記〕永正三年七月七日乙酉、星節、幸甚々々、

〔令義解（十雜）〕凡正月一日、（〇中略）七月七日、（〇中略）皆爲節日、其普賜臨時聽勅、

〔西宮記（七月）〕七日、內膳供御節供、（付采女、采女付女房、五七九月同之、但三月不入內膳式、）內藏設殿上酒、（〇中略）已上見藏人式、

〔江家次第（八七月）〕同日（〇七月七日）御節供　內膳司付采女、采女付女房、入自鬼間北障子供於朝餉、御臺二本、盛物十六坏、陪膳女房以下上髮、雖夜朝餉不下格子供之、　內藏寮居酒肴於殿上如恒、

〔東宮年中行事（七月）〕おなじき日（〇七日）、すせむのかみ、供御せちくをまいらす事、おなじきちやうか

うてむしやうをよび、所々のせちくをすふ事、

〔年中行事秘抄七月〕七日、御節供事、内膳司　内藏寮酒肴事

〔後水尾院當時年中行事上七月〕七日、〇中略けふの御料にとて、前一兩日の中、上らふより、ちの輪を調進せらる、御所にて女中衆にたぶ、おの／＼袖につけらる、主上のも進上あれど、御そでにつけらるゝまでの事はなし、二親有人は輪三、金、銀、紅なり、かた親ある人は輪二、金か、銀か、紅、二親ともになき人は輪一、金か、銀か、朝盃あさがれひ等例のごとし、夕方御祝に初獻そろそろ御汁を供ず、土器ニ少シ御汁をうけられて後、少シづゝ三口めす、御かへ參る、又二口めす、次に索餅を供ず、是も御はし下る、次に御盃參る、二獻御まな三こんからうりを供ず、女中御前のをしきに半そろ／＼、なかばは索べい入てたぶ、三獻の唐瓜も御ばんに入て、もて出で一樹づゝたぶ、

〔延喜式三十九内膳〕七月七日

米糯米各六升、糯糒八斗、粟糒三升、黍子小麥各六升、小豆一升、酒二斗、酢油各五升、醬一斗、鹽一升、東鰒一斤十兩、隱岐鰒二斤五兩、烏賊螺各一斤五兩、煮堅魚十三兩、腊五斤、紫菜四兩、海藻一斤、竈一具、炭四石、薪六百斤、

〔厨事類記一〕臨時供御〇中略内、院、宮、儀、　七月七日　索餅　御菓子八種　蘇實　小豆〇中略已上小預給料米備進之、

〔日本書紀三十持統〕五年七月丙子、〇七日宴公卿、仍賜朝衣、

〔續日本紀十一聖武〕天平六年七月丙寅、〇七日天皇觀相撲戲、是夕徙御南苑、命文人賦七夕之詩、賜祿有差、

〔大日本史十六聖武〕七夕宴、至此始見、後世乞巧奠、卽是也、故此後不書、公事根源以爲天平勝寶七年始修乞巧奠、然本書所不載、故不取、

〔續日本紀十三聖武〕天平十年七月癸酉、〇七日天皇御大藏省覽相撲、晚頭轉御西池宮、因指殿前梅樹勅右

幕府七夕

衛士督下道朝臣眞備及諸才子一曰、人皆有志所好不同、朕去春欲翫此樹、而未及賞翫、花葉遽落、意甚惜焉、宜各賦春意詠此梅樹、文人三十人奉詔賦之、因賜五位已上絁二十匹、六位已下各六匹、

〔大館常興日記〕天文八年七月七日、七夕之草花如例年六角霜臺進上之、仍披露狀今日日付也、佐申入之、○中略

一今朝五番衆進上草花、番頭佐より以水藤進上之也、進上五番如此ふだを被付也、毎年五ヶ番進上候儀也、申次豆州可令披露候由候歟、被請取之也云々、

〔續日本紀孝謙十八〕天平勝寶三年七月丁亥、○七日天皇御南院賜宴大臣已下諸司主典已上、授正六位上紀朝臣伊保從五位下、女孺无位刑部勝麻呂外從五位下、

〔日本後紀平城十七〕大同三年七月丁亥、○七日幸神泉苑觀相撲、令文人賦七夕詩、

〔日本後紀嵯峨二十一〕弘仁三年七月癸亥、○七日幸神泉苑觀相撲、命文人賦七夕詩、

〔日本紀略朱雀二〕天慶八年七月七日辛丑、有御遊事、

〔日本紀略村上四〕天德三年七月七日庚戌、御製風驚織女秋、　四年七月七日乙巳、御製月扇動涼風、應和元年七月七日戊辰、御製別路動雲衣、

〔百練抄御堀河十三〕嘉祿二年七月七日、所々展宴席、七夕相當庚申、　貞觀元年、延喜十六年、永觀元年、寛弘六年、長久元年、長承二年是也、

〔長祿二年以來申次記〕七月七日、公家 大名 外樣衆 御供衆 申次 番頭 節朔衆

一御對面次第、同御盃以下同前之、

一草花禁裏樣へ御進上也、此草花は五ヶ番より參を、御花瓶に被爲立、御盃に被居候而、以傳奏御進上なり、御藏籾井被官ども、草花をもたせ候而、傳奏に相隨而内裏へ參也、花は代々立阿彌立申也、

一所々より草花進上候、御對面以前にても、以後にても宜依時宜、御末より以女中向申入候也、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄御對面御祝已下之事

一七月朔日御對面、内々の御祝如常、

一七日御對面已下同前

〔成氏年中行事七月〕朔日御祝如例、同七日御索麪參、其外御祝如常、公方樣御單物、御紋梶ノ葉也、

〔殿居嚢武家年中行事〕七月四日、日光御門主七夕之御祝儀、以使僧被差上之、六日御三家方始、例之面々、以使者七夕之御祝儀鯖代獻上有之、　七日五時白帷子、長、七夕御祝儀出仕如上巳、

〔德川年中行事七月〕七月三日四日頃

一日光御門跡より七夕爲御祝儀、二種壹荷以使僧被差上之、於燒火之間謁月番老中、

一御三家方より七夕爲御祝儀、御城附を以て一種一荷被指上之、於詰所前廊下、月番老中御目錄請取之、

七月六日

一七夕爲御祝儀、左面々より以使者鯖代獻上之、　黄金壹枚、尾張中納言殿、　同、紀伊中納言殿、
同、水戸宰相殿、　黄金壹枚、刺鯖二百刺、　松平加賀守〇中略

七月七日

一七夕御禮有之、白帷子半袴、

一辰中刻西詰橋通大納言樣、御本丸江被爲入、御禮過被遊還御、

一辰下刻公方樣、大納言樣御表江出御、白御帷子御長袴〇中略

此節御黑書院御勝手之方、新御番組頭(中略)右一同並居、御通がけ御目見、

一竹之御廊下通御黑書院出御、御上段御著座、

但御白書院御禮之內、御下段御敷居之外西御柱際ニ月番老中著座、鷺之御杉戸前溜詰老中列座、櫻之間御奏者番著座、若年寄中者帝鑑之間御椽頰西御障子際列座、西御椽御帳臺之內御納戸構御側衆奥向之面々側公、御納戸構後御使番兩人勤ㇾ仕之、

御三家方

右順々被ㇾ出席御禮、老中披ㇾ露之、直ニ御下段御右之方ニ被ㇾ著座、御祝儀被ㇾ申上候段、老中言ㇾ上之、上意有ㇾ之、老中及ㇾ御取合ㇾ退座、○下略

〔要筐辨志一年中行事〕七月七日、七夕爲ㇾ御祝儀ㇾ辰剋前出仕、白衣長袴、

〔柳營新編年中行事七月〕七日

一七夕白帷子長袴ニ而御禮、總出仕有ㇾ之、如ㇾ上巳、　一禁裏江初鮭御進獻之

〔幕朝年中行事歌合中〕廿二番　右　七夕參賀

かさゝぎの翅ならぶるをりしもあれ袖をつらねていはふ諸人○中略

七夕參賀は、おの〳〵白き無紋の麻の單を著す、このほか上巳端午にかはる事なし、○中略此日大名の面々、その家々により、鯖代を獻る、

〔親元日記〕寬正六年七月七日壬子、御祝物三御方分令ㇾ調進上畢、

〔台德院殿御實紀五十七〕元和八年七月七日、御喪制により星夕拜賀停廢せらる、都下烟火戲を翫ぶ者なし、

〔台德院殿御實紀五十七〕元和八年七月三日、松平肥前守利常○前田の北方加賀の金澤城にて逝去あり、御歲は二十五、御所○德川秀忠第一の姬君珠姬君なり、

〔浚明院殿御實紀四〕寶曆十一年七月七日、七夕の拜賀を停廢せらる、○是年六月、德川家重薨、群臣白帷子に麻平袴著て宿老に謁す、

臣庶七夕

〔執政所抄 下七月〕七日 早旦別御菓子、年預下家司調進之如例、

御節供 朱器 如例 樣器 同 已上所課、家司依所充役所被勤行也、 陪膳役送、藏人所所司沙汰如常、

〔日本紀略 五冷泉〕安和二年七月七日壬子、左大臣〇藤原師尹於白川家有七夕宴、

〔玉海〕承安三年七月七日、歸家之後、節供如恒、陪膳季長朝臣、行事邦業、乞巧奠如恒、行事信光

文治二年七月七日壬午、戊刻女房始羞節供、家司上﨟季長朝臣勤仕、陪膳權右中辨平基親朝臣參勤、年預也 役送北政所家司光綱長房、不足余〇藤原兼實方職事等補闕也、折敷高坏十二本、白鑞甲織物折敷、南西簀子立燈臺二本、擧灯無立明、女房著二藍單重、女郎花二重織物、表著蘇芳二唐織物小褂、生紅袴、陪膳女房 京極局 幷取入女房兩人皆著物具張袴等、他女房少々又刷衣裳祗候、女房御座帳臺前敷高麗端疊一枚、其上敷龍鬢一枚、其上敷唐錦茵也、余節供不著之、〇中略 乞巧奠、職事良清奉行、

〔梵舜日記〕文祿五年七月七日、七夕逍遊差樽兩種ニテ嶋田與兵衞より音信也、

慶長二年七月七日、七夕禮如常、

〔房總志料 五安房附錄〕一房總の俗、七夕重九、倶に佳節たる事をしらず、相傳、天正十八年七月七日小田原城陷、又元和元年九月九日館山城陷、これよりして二節を惡日なりといひて忌來れりと、此比の民情さも有ぬべき事也、

神社七夕

〔鹿島宮年中行事 七月〕七日、大宮祭、大宮司、〇中略

今日之節會出社務始中官マデ頂之、祭子細多ニヤ、略ス、サテ王之箱駄丈八龍神楯之板三枚、懸(カケ)鉾(ホコ)御行器(ホガイ)一ツ、右之外神寶餘多出ル、祭之場、即彼寶藏之面、本社之御後也、然今月七日之會當ニハ、先神前エ奉供索餅、此事高辛氏之惡子、七月七日ニ死、其靈鬼ト成テ人ニ瘧病、常彼小子好索餅故ニ、今日以索餅是祭レバ、年中之瘧病除之、內裏ニテモ、七日節會ニハ、專以索餅ヲ祭之、有御

式法云、奉天子故、於當神モ、今日奉供索餅、人モ食スレバ病ヲ除、本誓勿論也、扨件之神寳等取出シ、異朝退治之靈法勤行畢テ座ヲ立、御正面藤之方輿利北ニ出、大宮司始テ神官等立並居、三韓降伏調義之火ヲ立ル例有利、是中神大神役ス、

〔古今要覽稿時令〕年中行事略式云、星の宮の神事は、筑前國大島の星の宮と云あり、北は彥星の宮、南は織女の宮、兩社の間の川を天の川と稱す、土人婚禮の望ありて、女を得んと欲する人は、川北の彥星の宮に祈る、七月朔日より七日の夜半に至り近鄕の男女群集して、晝夜の神事嚴重なり、川の中に二つの棚をかまへ、名香を燻、灯明をかゝげ、瓜、果物、神酒等をそなへ、竿のはしに五色の糸をかけ、梶の葉に歌をかきてたむけ、笙笛等を列らね、たらひに水を湛へ、星の影をうつし、若男女の望ある者は、其名前を短冊にしるし、彥星の棚には男の短冊を置、織女の棚には女の短冊をつらね、七日の夜に必ず風ありて、彼短冊を川水に吹流す、若婚緣の神慮にかなふものは、男女の短冊、たらひの水にならび浮む、是を緣定の神事と號する也、○下略

索餅

〔掌中歷歲時上〕節日由緒

七月七日索餅　高辛氏小子、七月七日死、其靈無一足成鬼神、於人致瘧病、其存日常喰索餅、故、

〔年中行事秘抄七月〕七日御節供事內膳司　昔高辛氏小子以七月七日死、其靈爲無一足鬼神、致瘧病、其存日常食麥餅、故當死日以麥餅祭靈、後人此日食麥餅、年中除瘧病之惱、後世流其□矣、

〔公事根源七月〕七日御節供　內膳司より是を調進す、けふさくべいを用事、ゆへある事にや、むかし高辛氏の小子七月七日に死たり、其靈鬼となりて、人に瘧病をいたす、その存日に麥餅をこのみしがゆへに、けふ索餅をもて是をまつれば、年中の瘧病をのぞくといへり、

〔玉海〕治承四年七月七日丁巳、節供如常陪膳季長朝臣○中略　又嫁娶之後、三年不取入索餅於家中云々、

索麪

〔壒囊抄一〕七月七日索麪、鬼腸トテ食之、高辛帝ノ小子七歲ニシテ、此日死、湯以祭ル、然巳午時、沐浴

衆病除、索麪以祭ㇾ下食ヲ食スレバ、其年瘧病ハ不ㇾ病也、

〔日次紀事 七月〕七日 七夕 世俗稱ニ七夕、武家幷地下良賤各著ニ白帷子ニ修ㇾ慶、家々喫ニ索麪、又互相贈、

〔浪花の風〕七夕には西瓜を賞玩す、一統に冷索麪を食ふこと江戸と同じ、燒物にはかますを用ふ、飯の菜にはおしなべて天不羅を用ふ、

〔貞德文集 下〕名物奈良索麪、道明寺糒送給候、則七夕用立可ㇾ申候、殊梶葉被ㇾ取別ㇾ候、〇中略 恐々謹言、

七月七日　水淵石見守

高槻駿河守殿

## 曝涼

〔西宮記 七月〕涼御調度〇七日 藏人所人等共涼ㇾ之、召ニ長筵一、敷ニ東孫庇一拂拭、涼ニ仁壽殿御屏風、

〔江家次第 七月 八〕同日〇七日 拂ニ拭御物事

鋪ニ廣筵於清涼殿孫庇、風ニ戾タツテ御物等、良久拂拭後、如ㇾ元返置、又披ニ清涼仁壽宜陽殿等御物、

〔東宮年中行事 七月〕七日御もちをはらふ事

御もちおほくすくなきにしたがひて、ぎやうじ行事のくら人おこなふ、

〔年中行事秘抄 七月〕七日 拂ニ拭御調度藏人行ㇾ之

〔建武年中行事〕七月〇中略 七日、藏人御てうどをはらふ、

〔玉海〕治承四年七月七日丁巳、乞巧奠又如ㇾ例、〇中略 今日拂ニ書籍虫、如ㇾ常、

〔嚴有院殿御實紀 入〕承應三年七月七日、佳節朝會例のごとし、左馬頭綱重卿、右馬頭綱吉卿より二種ニ荷獻せらる、松平伊豆守信綱、數寄屋茶具書畫等の曝涼を閲視す、

〔雍州府志 神社 三〕北野宮〇中略 七月六日出ニ所ㇾ在ニ外陣一之神寶於西間幷幣殿及會所ニ曝ㇾ之、其間宮司掃ニ内外陣之煤塵、同七日曉、松梅院主一人入ニ内々陣ニ獻ニ御手水、神寶中、松風硯宮上置ニ穀葉ニ供ㇾ之、爲ㇾ被ㇾ詠ニ七夕祭之歌ニ也、

乞巧奠

〔伊呂波字類抄キ疊字〕乞巧キツカウ 乞巧祭タナハタマツリ 或タ 〔同タ天象〕織女タナバタツメ 河鼓同 七夕同

〔名目抄恒例諸公事〕乞巧奠キカウデン今世俗云ニキツカウテン一、不レ足レ言云々、織女祭タナバタマツリ

〔倭訓栞前編十四多〕たなばたつめ　倭名抄に織女を訓せり、萬葉集も同じ、棚機姫神をして、神衣を織しめたまふこと、古語拾遺に見えたり、よて織女をたなばたつめといひしより、織女星をも同じく名くる成べし、つは助語なり、織女の年に一度牽牛に嫁する事は、齊諧記に出たり、たなばた妻てふ意に心得るは誤れり、神代紀の歌に、おとたなばたとよめるは、弟棚機の義也、〇中略七夕を義訓するは後世の俗也、理なし、萬葉集にはなぬかの夜とよめり、宋時、節序皆有₂休暇₁、惟七夕、有司皆入₂局不₁レ准₂假₁、と委巷叢談に見ゆ、七夕の歌に、糸をよむは、月令廣義に、是夕人家婦女結₂綵縷₁、穿₂七孔針₁と見えたり、ねがひの糸は、白居易が詩に、憶得少年長乞巧、竹竿頭上願糸多と見えたり、まうけの糸ともいへり、庭の琴も七夕の琴也、衣をよむは、竹林七賢傳に、舊俗七月七日、法當₂曬₁レ衣とみえ、七夕の雨を洒涙雨といふよし、歲時記にみえたり、源順が歌に、

　織女はそらに知らんさゝがにの糸かくばかりまつる心を是は事文類聚に、京師七月七夕、婦女望レ月、以₂小蜘蛛₁在₂合子內₁、次日看レ之、若₂網圓正₁謂₂之得₁レ巧、〇中略星夕は御硯水、江州山邊邑星の井の水を用う、七月初旬に、文殿の官人下向し採來といふ、

〔古今要覽稿時令〕たなばた祭　たなばたまつりの事、ふるくは書に見えざれど、七月七日織女祭と延喜式見えたるを初とせり、是より百四十有餘年前、天平勝寶七年にはじまりしよし公事根源見えたれども、是を續日本紀にたゞすに、此事なし、七月七日乞巧奠云々、天平勝寶七年勸文云々と年中行事秘抄見えたり、これらによりて、此年織女祭のはじまれるよしを、一條禪閤のしるされしにや、又天平勝寶七年の勘文に、はじめてたなばたをまつれる事を書つらねたるを、兼良公は見給ひしによりて、公事根源にしるされしにや、此勘文いづれの書にいでたるや、いまだ見あたらず、しか

はあれど延喜前より此事年々行はれけるによりてこそ、式にはしるされたれ、さて此御時より年々歳々に、祭器祭供等も追々設けられしと見えて、延喜式よりも江家次第に、種々の祭器を書載たり、くはしくは上に出せば略せり、さて織女祭を七夕祭といふは、七月七日の夕に祭る故にしかいへり、又乞巧奠ともいへる、是西土より事起れり、乞巧といふことも、唐土より事おこれり、七夕まつりともいふ也、香花をそなへ供ぐをとゝのへて、庭上にふみを置て、さほのはしに五色のいとをかけて、一事を祈るに、三年のうちに必叶といへり、此故に乞巧と申なりと、(公事根源)いへり、扨たなばたまつりといふ時は、神祇にかゝはるごとく聞ゆれど、乞巧奠といふときは、さしたる祭祀とは思はれず、且その上神祇官年中行事に、たなばた祭の事見え侍らず、又さしたる恒例にもあらざるにや、諸家の年中行事に、乞巧奠の事をかきのせず、しかりといへども、此祭年々かくべきにもあらざるにや、諒闇時猶祭と(江家次第、年中行事秘抄、)みえたり、江次第にしるせるは、村上天皇天暦八年の例也、是は朱雀帝天暦六年に崩御し給へば、八年は諒闇の中なり、行事秘抄の方は、延久五年の例也、是は後三條天皇延久四年十二月、天皇傳位於太子、而明年五月崩じ給ふ、しかるを其年七月祭りし例を擧たり、又天暦八年より延久五年までは、百二十年の間也、後世いづれも此例によりて、諒闇をさけずして、乞巧奠行はれしと見えたり、又内裏有穢時猶祭と(同上)みえたるは、應和二年、貞元四年の例を引てしるせり、しかるをいかなる義にや、産後百日内乞巧奠有憚事を(年中行事秘抄)しるせる、是は元永二年五月、中宮於三條殿御産あり、其七月七日乞巧奠を行ひたまはざるよし(同上)しるせり、是五月より七月七日にいたりて、百日にみたざる故なり、

〔古今要覽稿 時令〕七月六日爲乞巧奠例　七夕は七月七日の夕をいへり、しかるを六日を以て、牽牛織女の二星をまつる事あり、これ皇國にては中古行なはれし例あり、いはゆる爭敎七夕縮爲六、更課秋風計會新と(新撰朗詠)みえたり、西土に此例多し、京口人七月六日爲七夕、而常南唐重七夕、而

常以帝子鎮京口、六日輒先乞巧と（入蜀記）いひ、古書皆以七月七日之夕謂之七夕、今北人卽以七月七日之夕乞巧、詢其所自則有異端、靜而思之、抑有由也云々、北朝帝王必當七日而崩者、故其俗間用六日之夕、南人不爲之忌と（兼明書）いへれば、當時かゝる事のありしによりて、六日を以て乞巧せられしと見えたり、又初六初七晩、貴家多結綵縷于庭、謂之乞巧縷、則當時初六初七兩日、皆可乞巧と（香祖筆記引東京夢華錄）いへるは、前の例とはいさゝか異也、これは六七兩日ともに乞巧行はれし一例なり、しかるに乞巧に六日を用ひられし始は、たしかならざれども、五代にはじまりしと見えたり、唐世無此說、必出於五代耳と（容齋三筆）いへるをもてしられたり、此風俗四五十年にしてとゞめられしとおもはる、宋の太平興國三年七月の詔に、今之習俗多用六日、非舊制也、宜復用七日と、（同上）禁じ給ひたるにてしられたり、また七夕改北俗用六日、太平興國三年七月乙酉、詔曰、七夕改用六日、宜以七日爲七夕、頒行天下と（瑯邪代醉引貽謀錄）いへるは、同時同年の詔なれども異文なり、しかれども六日をとゞめられしは同義なれば、此年より以後は六日を乞巧に用ひ給はざる事しるし、

〔古今要覽稿　時令〕七月七日二星に物を手向る事　凡二星にこよひ物を手向る事、ふるくよりみえたり、寶治二年百首に、乞巧奠を常盤井入道太政大臣よませ給ふ歌に、しら露の玉のを琴の手向して庭にかゝぐる秋のともし火、とみえたるをはじめ、手向るとよめる歌外に數首あり、又たてまつるといふことは、いとふるくより見えたり、天のがは瀨ごとにぬさをたてまつると、（萬葉集）みえしをはじめとせり、また七夕に星に物をかすといふ事も舊くよりあり、衣或は琴などの類、何物とかぎらぬなり、太郞百首に、玉のをごともけふはかさましとみえたり、かすとよめる歌はあまたあり、これらは皇國のならはしなれど、西土にも是に似たる事あり、咸與籍居道南、諸阮居道北、北阮富而南阮貧、七月七日北阮盛曬衣、錦綺粲目、咸以竿掛大布犢鼻褌於庭、曰未能免俗と（晉書列傳）いへるをはじめ、竹竿頭上願絲多と（白居易詩）みえ、七月七日云々、曝經書及衣裳習俗然也と（崔寔四民月令）

いへるをおもへば、これらの事いにしへよりの事にて、皇國にて今時竹竿に五色の短冊をつけ、家々にたつるもこれらによりしならん、又庭上にふみを置て、さほのはしに、五色のいとをかけて、一事を祈るに、三年の内に必叶と公事根源あるは、全く暴經書及衣裳といひ、竹竿頭上願絲多といへるによりしなり、

〔塵添壒囊抄七〕乞巧奠事　七月七日七夕祭り也、風土記曰、七月七日牽牛織女會天河、俗掃庭露施机筵ト云々、牽牛ヲ爲夫ト、織女爲婦ト、七月七日ニ庭上ニ机ヲ立テ、供具ヲ備ヘ、香花ヲ調ヘテ、又筆ノ前ニ色々ノ糸ヲ懸テ、織女ニ供ジ奉ル也、只是織女祭リ也、

〔續齊諧記〕七夕牛女　桂陽成武丁有仙道、常在人間、忽謂其弟曰、七月七日、織女當渡河、諸仙悉還宮、吾向已被召不得停、與爾別矣、弟問曰、織女何事渡河去、當何還、答曰、織女暫詣牽牛、吾復三年當還、明日失武丁、至今云織女嫁牽牛、

〔西京雜記三〕戚夫人侍兒賈佩蘭、後出爲扶風人段儒妻、説在宮內○中略至七月七日、臨百子池、作于闐樂、樂畢以五色縷相羈、謂爲相連愛、八月四日出雕房北戶竹下圍棊、勝者終年有福、負者終年疾病、取絲縷就北辰星求長命乃免、

〔開元天寶遺事〕蛛絲卜巧　帝與貴妃每至七月七日夜、在華淸宮遊宴、時宮女輩陳瓜花酒饌列於庭中、求恩於牽牛織女星也、又各捉蜘蛛、閉於小合中、至曉開視蛛網稀密、以爲得巧之候、密者言巧多、稀者言巧少、民間亦効之、○中略

乞巧樓　宮中以錦結成樓殿、高百尺、上可以勝數十人、陳以瓜果酒炙、設坐具、以祀牛女二星、嬪妃各執九孔針五色線、向月穿之、過者爲得巧之候、動淸商之典、宴樂達旦、士民之家皆効之、

〔荊楚歲時記〕七月七日、爲牽牛織女聚會之夜、　按、戴德夏小正云、是月織女東向、蓋言星也、春秋斗運樞云、牽牛神名略、石氏星經云、牽牛名天關、佐助期云、織女神名收陰、史記天官書云、是天帝外孫、

傳玄擬天問云、七月七日、牽牛織女會天河、此則其事也、河鼓黃姑牽牛也、皆語之轉、是夕人家婦女結綵縷、穿七孔針、或以金銀鍮石爲鍼、陳瓜果於庭中以乞巧、有喜子網於瓜上、則以爲符應、　按、世王傳曰、竇后少小頭禿、不爲家人所齒、七月七日夜、人皆看織女、獨不許后出、有光照室、爲后之瑞、

〔東京夢華錄 四〕七夕

至初六日七日晚、貴家多結綵縷於庭、謂之乞巧樓、鋪陳磨喝樂、花瓜酒炙、筆硯針線、或兒童裁詩、女郎呈巧、焚香列拜、謂之乞巧、婦女望月穿針、或以小蜘蛛安合子內、次日看之、若網圓正、謂之得巧、里巷與妓館往々列之門首、爭以侈靡相向、（磨喝樂、本佛經摩睺羅、今通俗而書之、）

〔和漢三才圖會 四時候〕七夕　七月七日祭河鼓織女二星、謂之乞巧奠、

按、河鼓星（俗訛爲牽牛星）主軍鼓鈇鉞、備關梁而拒難、中央大星爲大將軍、左將軍、右將軍、共三星、以明大光潤爲吉、織女主果蓏綿絲寶玉及女功、以明大光潤爲吉、七月上旬夜半二星中於天、以此時祭之、祈幸福者有所以然、二星以爲夫婦者不可也、（二星宿度詳天文牛宿之下）



〔秇苑日涉 七〕民間歲節下　七月七日謂之七夕、是夕婦女懸彩絲於竹竿、陳酒饌果瓜、以祈牽牛織女、

朝廷乞巧奠

謂之乞巧奠、六日之夕、兒女題詩於楮葉及彩牋、繫竹枝懸燈毬數十、嗚呼至鴨河投之、因亦以六日之夕為七夕、　荊楚歲時記曰、七月七日為牽牛織女聚會之夜、〇中略　香祖筆記曰、七夕之說、自三代以相沿舊矣、宋太平興國中、詔以七日為七夕、著之甲令、而其後多以六日為七夕、名七夕而用六、不知起于何時、右見異聞錄、按、東京夢華錄、初六初七晚、貴家多結綵樓于庭、謂之乞巧樓、則當時初六初七、兩日皆可乞巧、遂相沿而不察耳、然今並無初六為七夕之說、　言鯖曰、古書皆以七月七日之夕為七夕、今北人卽以七月六日之夕為七夕、思之未得其說、當詢其所自、　瑯邪代醉編曰、遇月三七日不食酒肉、蓋重道教之故、而七夕改北俗用六日、太平興國三年七月乙酉、詔曰、七夕改用六日、宜以七日為七夕、頒行天下、蓋方其改用六日之時、始於朝廷、故當正之、自朝廷始、諸錄

〔古今和歌集四秋〕なぬかの日の夜よめる　　凡河内躬恒

七夕にかしつる絲の打はへて年のをながく戀やわたらむ

〔夫木和歌抄十七夕〕寶治二年百首乞巧奠　　信實朝臣

見るまゝに庭のともし火かすかにて七夕祭る夜は更にけり

寶治二年百首乞巧奠　　常磐井入道太政大臣

しら露の玉のをごとの手向して庭にかゝぐる秋のともし火

〔年中行事歌合〕十九番　左持　乞巧奠七月七日　　爲邦朝臣

七夕にけふは手向る琴の緒のたえぬや秋のちぎりなるらん

〔宗長手記下〕大永六年七月、〇中略　七夕に法衣かし奉とて、

法にあふ二の星のかり衣けふのえにてや思ひはなれん、今日の法衣を借衣にて、二星ともに萬年の業をつくしはて侍れかしといふこゝろなり、

〔延喜式三十織部〕七月七日織女祭

五色薄絁各一尺、木綿八兩、紙廿張、米酒小麥各一斗、鹽一升、鰒堅魚腊各一斤、海藻二斤、土椀十六口、(加盤)坏十口、席二枚、食薦二枚、錢卅文、

右料物請諸司辨備、造棚三基、(二基司家料、一基臨時所料、)祭官一人、祭郎一人、供事祭所、祭郎先以供神物次第列棚上、祭官稱再拜、祝詞訖亦稱再拜、次稱禮畢、

〔西宮記 七月〕乞巧奠(七日)○七

內藏寮辨備祭物二前四脚、(召神泉蓮、內侍所粉、)兩夜奠仁壽殿砌下、所人雜役終夜候南廊砌下、曉撤之、(以上見藏人式)

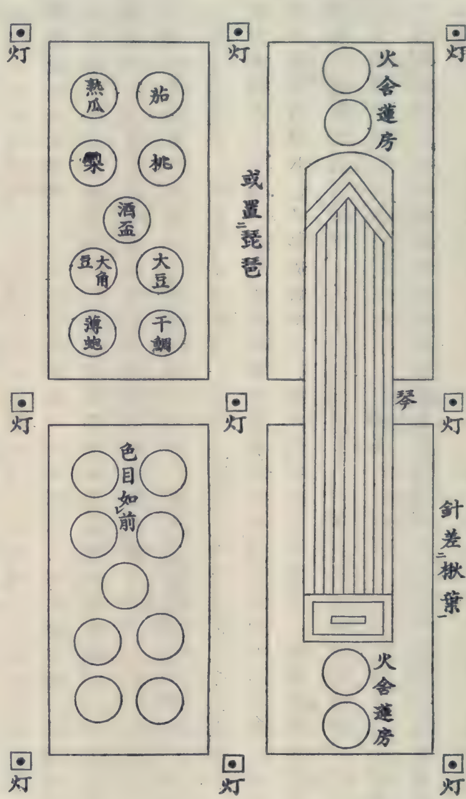
貞元四年七月七日、內裏有穢、而依例有乞巧祭、其儀如恒、

〔江家次第 八 七月〕七日乞巧奠事

兼日行事藏人令成廻文、令催雜役雜色以下、　當日掃部寮鋪葉薦於清涼殿東庭、(當南第三門、)其上鋪長筵、(東西妻、)　內藏寮官持雜器奠物候於仙華門外、雜色以下傳取供之、　朱漆高机四脚立筵上、(東西妻二脚在北、二脚在南、相並立之、)其東南机南妻居菓子等、　一坏(梨、東第一、)　一坏(桃)　一坏(大角豆)　一坏(大豆)　一坏(熟瓜)　一坏(茄子)　一坏(薄蚫)　或說加干鯛一坏、然而違式歟、(式謂藏人式也、)北妻居酒坏一口、　以上並尾張青瓷有朱漆華盤、　西南机(同上)、西北机居香鑪一口、(在西、納殿百和香、四兩盛之、)　居朱彩華盤一口、(在東、盛神泉苑蓮十房、五房歟、)置楸葉一枚、(東在苑、插金針七、銀針七、件針別有七孔、以五色絲縒合貫之、裏書曰、七孔針、荊楚歲時記、七月七日牽牛織女會天河、此則其事、家家婦結綵縷穿七孔針、或以金銀鍮石爲針、設瓜菓於庭中、以乞巧、有蟢子羅於瓜果上、則以爲得巧、)　前例件針金銀各一、差色紙一枚而近代各七可怪之、　東北机(同上、但無針、)　自御所申下箏一張、置東北西北等机上北妻、(延喜十五年例用和琴、)(箏裏書云)立柱有三樣、常用半呂半律秋調子也、　立黑漆燈臺九本於件机四方四角幷中央、(加打敷、謂之九枝燈、)內藏寮供御燈明、(用土器、)　件中央燈明有兩說、或向北或向御前、　召內侍所粉五合、散机上及筵上、立御倚子於庭中、(或無之、)爲覽二星會合也、(令殿上侍臣結香、)　窺之、　藏人取御插鞋、祇候、鋪座於河竹臺東、爲雜色以下祇候座、(式可候南廊壁下云云、)　或有御遊御作文等事、事了給祿及曉更撤之、事了下格子、(雖逮明猶下之、亦上云云、)　諒闇時猶祭、(天曆八)　內裏穢時猶祭、(應和二)　雨濕時設於仁壽殿西庇

下、行事藏人終夜東帯盛臨候小板敷、雜色以下亦終夜逓撿知之、東帯、

〔雲圖抄上〕七月七日乞巧奠事清涼殿東庭供之、南階間立之、或立御倚子於東庭、伺見二星之佳會、臨曉召侍臣令奏管絃、




立朱漆高机四脚、東西妻立之、或説又南北妻立之、以掃部寮筵爲下敷、雨濕之時、仁壽殿西廂内奠之、

雜色所衆等候南廊壁下、終夜巡撿、臨曉散香粉也、灯一向逐南、或又相對各有打敷、

〔東宮年中行事七月〕おなじき日〇七日きつかうてんの事

この日のゆふべに、ぎやうじのくら人、ひのござのみすをたれて、にはにひろむしろ三枚をしきて、しゆでんのかみのしもべこれをしく、そのうへにつくゑをたて丶、まつりの物どもをそなふ、たいりやくさしづにみえたり、くら人ならびに所のざうしき、おなじき所のしゆ、たちはきをのをのそくたいをして、これをやくす、又同ともがら、よもすがらかはるがはるこの所に候、ちやうくわむもせう／＼候べきなり、あか月にのぞみて、つくゑならびにむしろのうへにかうをちら

す、あけぼのかたにまつりのぐどもをてつす、
ざう料　むしろ　かもれう　しろきのつくゑ四きやく　もくれう
御かゞみ　御ひとり　しやうのこと　こがねしろがねのはり　香粉等　巳上自御所給之
奠物等　蓮花トウダイ　巳上チャウニマウク
あぶら　しゆでんのかみ　今案、つくゑはうちにも、春宮にも、ふるくはづしよれうのつくゑをもちゐられたり、しかるをえんぎ十七年に、うちに候し朱のつくゑを、とゝのへまうけられてのち、そのつくゑをもちゐらるゝ、とうぐうには、もくれうしらきにてたてまつる、たゞしとばのゐんのとうぐうの御時、しらかはのゐむより、これをたてまつられたりと見えたり、その日あめふる時には、びんの所にとゝのへまうく、ふるくはぎよゆうある時は、くわんぐゑんにたへたるともがらめして、そのことをはり、又別の仰にて詩歌の事もあり、

〔年中行事秘抄七月〕七日　織部司織女祭事　乞巧奠事於御殿庭藏人行之○中略　先例重服不憚之云々用神泉苑蓮房　觸穢時乞巧奠事　江記云、寛治八年七月六日乙巳、自院○白河判官代季安、奉仰示送云、觸穢時、乞巧奠可被行否如何、即令申云、西宮抄穢時尙祭、延長例　應和二年雖穢尙祭、見二代御記　貞元四年內裏有穢時、乞巧奠如常云々、諒闇時、被行乞巧奠事　延久五年七月例也、藏人著吉服、産後百日內、乞巧奠有憚事、　元永二年五月廿八日、中宮於三條殿御產事、皇子　七月七日、不被行乞巧奠、是御產以後、百日內有憚之故云々、　穢中乞巧奠例　永祚二年七月、宮中有穢事、而依舊例有乞巧奠、見西宮裏書　相尹記、正曆元年七月七日、乞巧奠、大內雖有穢氣、依延喜十一年例不止之、案之、去二日、大入道殿○藤原兼家薨去、

〔建武年中行事〕七日、○七月、中略、夜に入て乞巧奠あり、庭に机四をたてゝ、燈臺九本をの〳〵ともし火あり、机に色々の物すへたり、しやうのこと柱たてゝ、これをおく、つくゑの火とりに夜もすがら

空だきあり、陰陽寮ときをそうす、ことぢに三の樣有、つねは盤渉調、半呂半律あきのしらべなり、しる人すくなし、

〔體源抄十五〕乞巧奠に箏をしらべてつくゑにおく事、机二脚なり、東西にこれを次で又一脚も侍也、二脚あらば東のつくゑは雙調にしらぶべし、西は平調にしらべて、箏は一張なるべし、但一ちやうだてつくゑも一きやくあらば、平調のことぢにしらべておくべきなり、

〔後水尾院當時年中行事上七月〕七日、梶の葉に歌をかゝしめ給ひて、二星に手向らる、御引なほしめして、御三間の御座に著御、御はいせんの人、例のきぬをいだきて御前に參る、かけ帶ばかりをかけて候す、內侍ひとへ衣をきて、御すゞりをもて參る、其やう重硯の中のすゞり七ッをとり出し、ひろぶたにすう、二とほりに並ぶ、上に三ッ、下に四ッ也、いもの葉に水をつゝみゆひて、ひろぶたの上の方の御右の方角によせて、あたらしき筆を二管、墨一挺、硯の傍におゝ、梶の葉七枚を重ね、おなじ枝の皮七すぢ、そうめん七すぢ、索べい二ッを三方にすゑて御前におく、七ッの硯にいもの葉の中なる水をそゝがせたまひて墨すり、梶の葉一枚ヅヽとりて、歌をかゝせ給ふ、或は當座御製、或は古歌定やうなし、硯七面をかへて一首づゝかき終せ給ふ、（古歌ならば七首也、當座の御製ならば、同じ一首を七枚に書なり、）はいせんの人梶葉七枚を重ねて、索べい二つを中に入ておし卷、上下を折てかぢの木の皮七すぢ、索餠（○索餠恐索麪誤）七すぢをもて、十文字におし結びて出すなり、女官便宜の所やねに打あぐ、中なるものに心をかけて、からすなどのかけてゆくこと、每度の事也、御硯は院女、院親王女御等御座の時、次第にまゐらせらる、御ものし右京大夫などもて參る、（○中略）こよひ星の和歌兼題にて各詠進す、講せらるゝ迄はなし、たゞとり重ねて置るゝばかり也、每年一首懷紙也、若七首のくわいしあり、同御遊あり、勿論御所作堂上地下のがく人しこう、盤渉調七なり、但御遊は有無不定也、

〔洞中年中行事七月〕七夕從二禁中一御硯まいらせらるゝ、右京大夫持參なり、內侍請取獻レ之、則かぢの

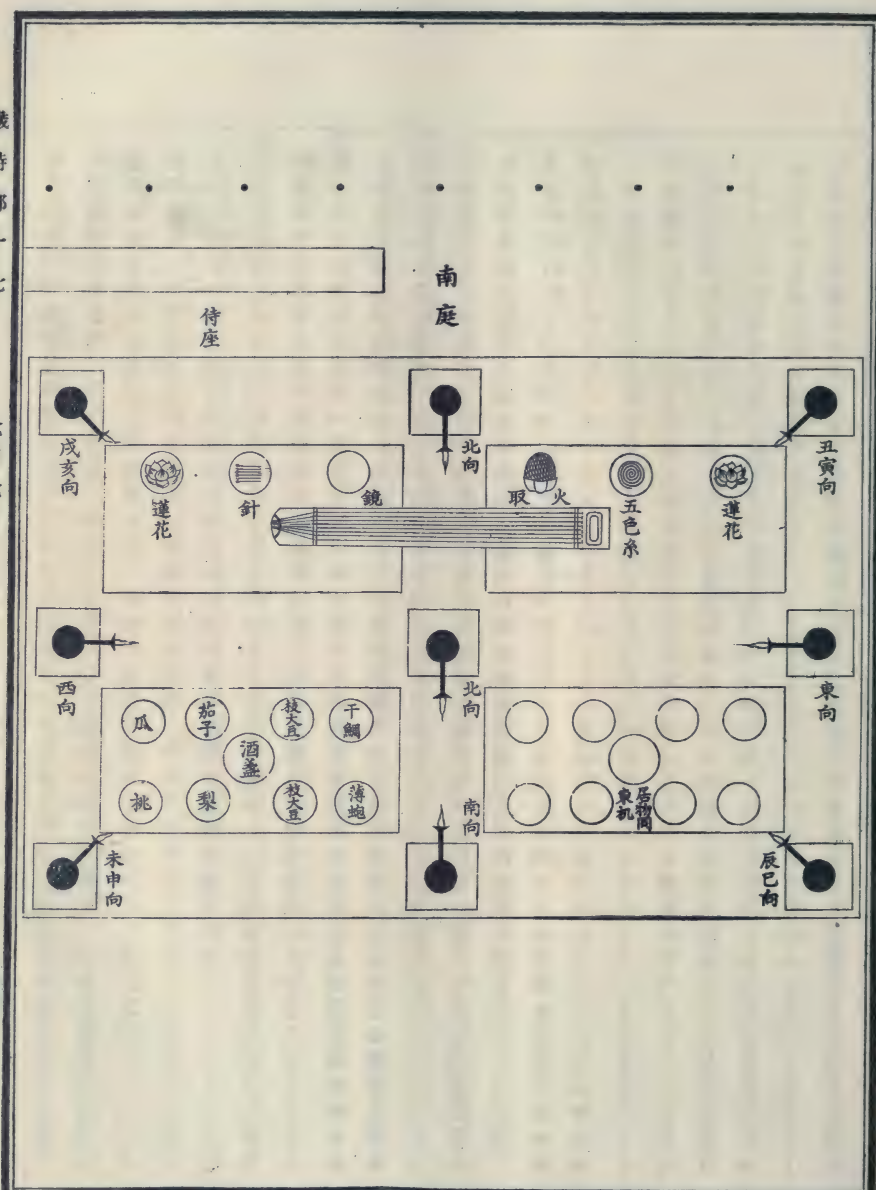
葉に手向の歌を被書付、是を御硯蓋にのせ、內侍持出て藏人に被渡、藏人請取て是を七夕に備るなり、御殿の棟へ上る也、　御硯調やう廣蓋に御硯石計七ッ、御筆墨あり、○圖略　御歌被書付て後、其かぢの葉に供物を包、其上を紙のひねりにて十文字に結なり、供物は秋の景物などやうのもの也、委は不及見、此外不知爲指事、

〔禁中近代年中行事七月〕七日夜七夕祭　常の御殿御庭に、二間四方埒に四角に、ゑだ付の竹長サ七八尺程、ふとさ五寸廻り程、上に小なわを四方に引、御前の方のなわに、五色のきぬ糸かけさげる、竹四方の內にはこもを敷、御ゑんがわに高つくへ有、其上に、はり、糸、あふぎ、笛をおき、あこだうりを皮ともに輪切にして、かわらけ七ッに入、臺にのせ、しほあわびを切、かわらけ七ッに入、臺にのる、かぢの葉、ひさごの葉をしき、此上にはすの花をむしりおく、御ゑんにもこもを敷、つのだらひに水いつぱい入おく、御燈七ッともし、御くわいししよくの上にあり、

〔日次紀事七月〕七日　扇子（禁裏賜扇子於諸親王及女中、高貴童形人、金銀茅輪一雙、以絲結之、懸衣領之間、其中有兩尊親之人、則用茅輪兩箇、至晦日而止、）

〔左經記〕長元元年七月六日己亥、及晚景參殿、依御出、權辨云、宮（○後一條中宮藤原威子、去年十二月父道長薨、）乞巧奠祭可有歟如何、尋先例、延長間、大內有穢猶被祭、又御讀經修法僧等雖祭日不退出、但御服時、被祭之例不見、天曆八年諒闇時有祭、以此由等還御申事由、可被示也者、權辨諾畢、　七日庚子、早旦權辨相示云、乞巧祭可被停止之由有仰者、仍召仰屬爲信畢、

〔知信朝臣記〕天承二年七月七日、夜有乞巧奠事、下官依爲行事、著束帶參宮、供奉奠物、其儀口晝御座庭中掃部寮敷葉薦二枚、（南北行）上施長筵、（東西妻）其上立赤漆高机四脚、（皆東西妻、件机木工寮進之、而依異樣美麗造調、爲永年物在廳、今日用之、）北二脚居十六坏、（色目見圖）南二脚中央橫置箏一張、南西机辰巳角居火取一口、（有籠、焚名香、）其西敷楸葉一枚、婉置五色糸、其西敷同葉、盛蓮、南東机未申角居御鏡一面、（開蓋）其東敷楸葉一枚、差金銀針各二、穿五色糸、其東敷同葉、又盛蓮花、立燈臺九本、（三行立之、有打敷、）北廊北砌內、掃部寮司敷帖、爲侍等通夜座、諸司女


南庭
侍座
戌亥向
北向
丑寅向
蓮花
針
鏡
火取
五色糸
蓮花
西向
北向
東向
瓜
茄子
枝大豆
干鯛
酒盞
桃
梨
枝大豆
薄蚫
南向
居物間
東机
未申向
辰巳向

口官侍等東帶供奉雜役長以下、無官侍兼日口催、當日參集刻限、結番次第、通夜祗候、撿知、行事宮司同前、自御所申出物、　箏　火取　御鏡　名香　口口等廳存例皆催儲之、　內女官持參白粉散之廳辨備衡重、進大盤所、又居侍所饗如例、　廳相折云、乞巧奠料米五石四斗　油三升代米九斗　七日料米廿四石二斗色目同五月　別納相折云、御節供料米廿石、

承保三年乞巧奠、高陽院內裏儀御所南面也、准彼年例所供奉也、又可爲後代例、

〔長秋記〕長承二年七月七日庚申、自女院被仰云、七月七日、當庚申時於乞巧奠前、不論男女七人會同、各書舊歌百首、都合爲一卷、用歌占如指不違云々、早可書進者、此事未聞、然而依仰奠之、於其前書、女房二人、大夫公尼也、花見天男五人師任、師仲、舞人忠方男、近方男、當時依來合也、事畢結調納置、後知此事之人語云、件歌等都合作造紙一帖也、自其夜至明年七夕納置東向戸上、七夕取出間占也、若其間爲風爲鼠被吹落者、不待七夕開之、間事例事也、各百首中有同歌、又無事妨云々、

〔兵範記〕仁安三年七月七日丙寅、內裏御遊具於清涼殿東庇如例、被涼於東庭、乞巧奠如例、藏人基光奉行於桂芳坊御服犬頭糸奉借織女如例、白河殿御節供、家司左衞門佐信基調進之、

〔増鏡十三秋のみ山〕七月〇元亨二年七日、乞巧奠いつのとしよりも御心〇後醍醐とゞめて、かねてより人々に歌もめされ、ものゝねどもゝこゝろみさせ給ふ、その夜は例の玄象ひかせたまふ、人々の所作ありし作文にかはらず、笛篳篥などは殿上人どもなり、板の程にさぶらひてつかまつる、中宮もうへの御局にまうのぼらせ給ふ、御すのうちにも琴琵琶あまた有き、播磨の守ながきよの女、いまは左大臣の北方にて、三位殿といふも箏ひかれけり、宮の御方の、はりまの內侍も、おなじく琴ひきけるとかや、琵琶は權大納言の三位どの、帥藤大納言女いみじき上手におはすれば、めでたうおもしろし、蘇香萬秋樂のこゝるてなく、いく返となくつくされたる、あけがたは身にしむばかり、わかき人々めであへり、さらでだに、秋の初風は、げにそゞろさむきならひをことはりにや、御遊

はて、文臺めさる、此たびは和歌の披講なれば、その道の人々、藤大納言爲世、子どもむまご共引つれてさぶらへば、うへの御製、

ふえ竹のこゑも雲ゐに聞ゆらし今宵たむくる秋のしらべは、すむことなかるめりしかど、いづれもたゞ、あまの川かさゝぎのはしより外は、めづらしきふしは聞えず、まこと實敎の大納言なりしにや、

おなじくばそらまでおくれたき物のにほひをさそふ庭の秋かせ、げにえならぬ名香の香どもぞ、めでたくかうばしかりし、

〔看聞日記〕應永廿三年七月七日、七夕爲御法樂、草花人々被召集、仍早旦人々獻之、座敷聊被餝屛風立廻、本尊唐繪懸之、其前チガキ棚一脚立之、種々唐物共置之、花瓶盆等數十瓶置之、委細記別紙、花所進人々新御所、余、○後崇光綾小路三位重有朝臣、長資朝臣、大光明寺僧達、指月坊主、藏光菴、行藏菴、退藏菴、淨隱菴、卽成院、光臺寺、玄忠、憚啓、有善、寶泉、北藏等獻之、廿六瓶出來、餝具足唐物等、寶泉悉進之、僧俗參拜見申、節供如例、　廿四年七月七日、七夕梶葉法樂依服暇略之、草花殊更五六瓶立之、花面々所進令略、但光臺寺一兩瓶獻之、御節供廣時申沙汰、爲下司役、自往古被定置、而近頃善理下司職雖知行、不致沙汰之間中絕畢、廣時下司被補之間、任往古之例令懃仕、珍重也、

〔薩戒記〕應永三十二年七月七日甲辰、自早旦參院、於泉殿被立草花、四辻宰相中將奉仰相觸、緇素所召進也、及百餘瓶云々、法樂御樂例年儀也、而今日依雨被停止了、參集人々空退出云々、內裏乞巧奠權大納言實秀奉仕之、依雨撤長橋、其跡立棚云々、院乞巧奠相待雨脚之休止、被用晴儀、季保卿調箏云々、

〔宣胤卿記〕永正十四年七月七日、今日內裏和歌題乞巧奠、詩題星夕雲似衣、中納言兩席共詠進、余得度以後者不詠進也、內藏頭和歌無了簡云々、詠遣了、私手向如例、索麪賞翫、四條右少等在席、內裏御

幕府乞巧奠

樂如ㇾ例、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年七月七日、朝御さか月まいる、七夕の御うた御がくもん所にて、いつものごとくあそばし、御すゞりあらはれて、きぬにて長はしおかるゝ、いつものごとく、かぢのはにあそばしたる御うたに、さく(索)べい(餅)を入て、とく(得)せん(選)にいださるゝ、小御所の御やねにあぐるなり、朝かれい新大すけ殿、新内侍どの、さへもんのすけ御まいり、こよひの御さか月三こんまいる、じゆごう御まゐりなし、女御よりうりまいる、御神事の御行ずいまゐる、

〔後拾遺和歌集〕四秋七月七日、風などいたくふきて、齋院にたなばたまつりなどとまりて、八日まであるべきにあらずとて、まつり侍けるによめる、　小辨

たまさかにあふ事よりも七夕はけふまつるをやめづらしとみる

〔年中定例記〕七月七日、御對面巳下同前、梶の七葉に御詠あそばされ候也、

〔年中恒例記〕七月七日、○中略梶葉に七夕の歌七首あそばさるゝ也、○中略寅時の水にて、御硯を御會所同朋あらひ申て、御硯水には、いもの葉の露を、そのまゝ葉にて包て、御硯水入の上に置申也、又御硯のふたをあほのけて、梶葉七枚、梶皮、さうめん等を入て、梶葉に歌をあそばされて後、梶皮そうめんにて竹に付て、御やねへあげらるゝ也、

〔伊勢貞助雜記〕七夕に梶の葉に御歌被遊候御事候哉、七夕の御會は面向に而御座候、梶の葉に御歌被遊候御事は、内々の御事候哉、梶葉七枚に御歌をあそばされ、やねへ後向れて打上られ候、何も内々に而の御事に而候、

〔幕朝年中行事歌合〕中廿二番　右　七夕參賀○中略

六日のゆふべより、さゝ竹に願の糸をかけ、短冊などにものかきて星に備へ、管絃の具など手向る事、乞巧奠をまねびし也、

〔中右記〕永久六年〈○元永元年〉七月七日、今夕牽牛織女相見、乞巧懸懃祈萬歲、

大治四年七月七日癸未、晚景風頗吹小雨下、今日被ㇾ止乞巧奠依ㇾ穢也、

〔宣胤卿記〕文龜四年七月七日乙未、七夕手向如ㇾ例、人々來七夕同詠織女雲爲ㇾ衣和歌、

〔江戶鹿子〈二年中行事〉〕七月　同日〈○七日〉七夕祭　江戶中子供、短冊七夕ニ奉ル、

〔東都歲事記〈三七月〉〕六日　今朝未明より、每家屋上に短冊竹を立る事繁く、市中には工を盡して、いろいろの作り物をこしらへ、竹とともに高く出して、人の見ものとする事、近年のならはし也、

〔嬉遊笑覽〈六下見戲〉〕江戶にて近ごろ文政二三年の頃より七夕の短冊つくる篠に、種々の物を色紙にて張りてつるす、其頃はなべてせしにはあらざりし、只濱町邊の町屋などにて見しが、今は大かた江戶の內、せぬ所もなきやうなり、

〔諸事留〈一〉〕天保十二〈丑〉年六月

例年七月七夕祭と唱、笹〈江〉短冊を付差出候者、前々ゟ之義ニ候處、近年大行之造物、又は如何敷造物等差出、年々致ㇾ增長ㇾ候由、短冊下〈江〉付候位之小き品は苦カル間敷候得共、短冊竹之外ニ、格別大行之造物等は、今般御趣意も有ㇾ之候ニ付、不ㇾ可ㇾ然哉、町々名主共ゟ心付候樣、今日樽藤左衞門殿ニ而、御演說有ㇾ之候間、此段御達申候、御組合限月行事持場所共、不ㇾ洩樣御申合可ㇾ被ㇾ成候、以上、

六月廿八日　　南北小口　年番　世話掛

〔守貞漫稿〈二十七〉〕七月七日、今夜ヲ七夕ト云、〈タナバタト訓ズ、五節ノ一也、○中略〉

今世大坂ニテハ手跡ヲ習フ兒童ノミ、五色ノ短冊色紙等ニ、詩歌ヲ書キ、青笹ニ數々附ㇾ之、寺屋ト號ル筆道師家ニ持集リ、七夕二星ノ掛物ヲカケ、太鼓ナド打テ終日遊ブコト也、

江戶ニテハ兒アル家モ、ナキ屋モ、貧富大小ノ差別ナク、每戶必ラズ青竹ニ短冊色紙ヲ付テ、高ク屋上ニ建ルコト、大坂ノ四月八日ノ花ノ如シ、然モ種々ノ造リ物ヲ付ルモアリ、尤色紙短尺ハト

モニ半紙ノ染紙也、如此江戸ニテ此コトノ盛ナル、及ビ雛祭ノ昌也ハ、市中ノ婦女多ク大名ニ奉公セシ者ドモニテ、兎角ニ大名奥ノ眞似ヲナシ、女ニ係ル式ハ盛ナル也、故ニ男ノ式ハ行レズ、形バカリニテ女式ハ昌也、○圖略

作リ物、昔ハ家ニ自造シテ興トス、今ハホヽヅキ形、帳面ノ形、西瓜ヲ切リタル形、筆形等、又枕ノ引出シヨリ文ノ出タル形ナド賣ル、然レドモ稀ニ自作シテ、種々ノ形ヲ付スル者往々有之、作リ物多クハ竹骨ヲ用ヒ、紙ヲ張ル、右圖ノ梶葉クヽリ猿瓢等ハ、紙ニテ切タルノミ、

〔房總志料四上總附錄〕一夷隅の俗、星夕に藁にて牛馬の形を造り、戸上にかく、云牛郎、紅女をむかゆと、他邦にもある事にや、艾虎などの轉せるにてあらんか、ゝる古俗はあらたむまじき事なり、

〔水戸歲時記〕七月七日、七夕登城奉賀、五色ノ紙ニ和歌ヲカキ、竹枝ニ著テ庭ニ立ル、

〔藻鹽囊五〕星祭

信濃路やすくなき竹の星祭　長霍

關東にて幼童の謠に、色の紙をたちて歌を書、笹につけて、七夕にさゝぐる事あり、都邊は、楮の葉桐の葉などに歌を書て、川へ流して星の手向とす、

〔鹽尻十一〕同所○信濃松本　七夕、木ニ人形ヲツル、又初秋七夕、町に繩を以て家ごとの軒にかけ、路をよこぎり、それに木にて人形をいとおろそかに作り、紙衣をきせ、いくつとなく彼繩につりおく事、城下皆同じ、國々節序の風俗、いと珍らし、

〔倭訓栞前編十四多〕たなばたつめ○中略　信州松本の七夕の風俗に、繩をもて家と家との軒にかけ、路を横ぎりて、張木の人形に紙衣をきせ、いくつとなく彼繩につり置りといへり、

〔年齋拾唾下〕七夕　本朝の風俗に、七月六日夜、土民おほく野邊に出て、火をもやして、たはぶるゝ事侍り、是牽牛星を祭るなるべし、予○空惠此夜二三子を誘引して、和歌山の城下を出て、北の方字

## 七遊

治川にあそびて、四方をのぞみければ、山の麓河の堤、さかりに火をたいて、秋の夜も晝かとうたがふ、一葉の輕舟をわたり、むかひの里粟村などよぎりて、大谷と云村にちかづくまぢかくよりて是を見侍に、里人續松に火をかゝげて、たがひにたゝかひあへり、予たちよりて、ひとりの老人にあふていはく、かく燃してたゝかふ火は、何の益ありけるにか、こたへて申さく、今宵たゝかひて勝理を得たる里には、當年の秋の田よくみのりて、世の中ゆたかなる事をおぼゆ、又此續松の灰をとりて、明日の朝、牛の鼻にふれ、或は今宵牛に水をあみせて、此火にてあたゝむる事あり、みな牛の病ひをさけんがためなりと、かたりをはれり、五畿內、其外近國所々に、此風俗ありときこゆ、愚案ずるに、石申暦星經に、牽牛六星は、牛をつかさどる星也、春夏は木の姓をそなへ、秋冬は火の姓ありといへり、故に七月七日は、牛女の二星をまつる日なるにちなんで、前の夜より火をたきて、牽牛をまつり、耕牛の恙なき事をいのると見えたり、漢武帝の正月十五日に、太乙星をまつられしも、火を燒ておこなはれしとあり、○下略

〔古今要覽稿時令〕七遊七物　七月七日七遊といふ事、ふるくは物にみえざれども、此事のはじまれるは、南北兩朝の頃よりや初りけん、其證は七月にもなりぬ云々、七日は七百首の詩、七百首の歌、七調子の管絃、七十韻の連句、七十韻の連歌、七百の數のまり、七獻の御酒なりと（おもひのまゝの日記）みえたり、（此日記は、後普光園院攝政良基公のしるさせ給ふ所なり、）此說によりて、此公の暦年をおしはかるに、貞和二年に關白にならせ給ふ、貞和二年は建武に後るゝ事、十一二年なれば、此以前より此遊びありし事しられたり、しかはあれど、此日記に年月をしるし給はざれば、若年の時しるし給へるや、晩年に及たまへる時なるやいなやはえるべからざれど、嘉慶二年に薨じ給へり、嘉慶二年は後小松天皇の在位の中なり、後小松院御代七物といふ物の興行ありし事あり、享德三年七月七日丁巳、抑今夕於禁中七物七十韻（以上五十歟）御樂可有之由被定、此事後小松院御代被興行之後中絕と（康富記）いへり、後小松

院の至德元年より、上にいふ所享德三年までは七十一年なり、此年曆の間いつの頃よりか中絶したるを、ふたゝび興行せられしとみえて、洞院內府有申沙汰、既可有之由治定と（同上）記したり、又文明十二年七月七日晴、今日有七種事と（親長卿記）見えたるは、享德三年に後るゝ事二十六年なり、又七種法樂、七色御手向といふ事あり、永正十五年七月七日、上略又於此亭（大納言方）七種法樂と（宣胤卿記）みえたり、天正十八年七月七日、七色御たむけとて、御歌、鞠、御碁、花、御貝おほい、御楊弓、御かうありと（御ゆどののうへの日記）みえたり、これらの二箇條は、二星にたむけの爲に設けられし事とおぼしき也、桃園院御代には七遊とて、詩歌管絃をはじめ、七種の御遊びあり、御當代は御沙汰なしと（恒例行事略）いへるは、もつともちかきこと也、さて諸家の日記によりて考ふるに、七遊の事はおもひのまゝの日記にはじめてみえ、それより後は、御代御代或は廢し、或は行はれしとみえて、此事後小松院御代、被興行之後中絶と（康富記）記せるにてもしらる、扨また七つ物といひ、七種の事といひ、七色の御遊といひ、七遊といふ名はかはりたれど、いづれもおなじ意なるべし、これらは其御代其時によりて異なるなり、故に後普光園院の御記には、七百首の詩、七百首の歌、七調子の管絃、七十韻の連句、七十韻の連歌、七百の數のまり、七獻の御酒と、こと〲く七數をそなへて、遊を設けられしかば、七遊とこそいふべけれ、以下はたゞ七種の遊を設けられしのみなれば、七つ物といひ、七種の事といひ、けふの御遊七色などゝありて、七數を用ゐざるは、時の興廢によりてかはれる也、親長卿記には鞠、楊弓、樂、郢曲、和漢五十韻、和歌七盃飮とみえたるを以ておもふに、七の數を用ゐたるは、七盃飮の名のみ也、和漢五十韻とあるにても、他は七數を用ゐざる事しられたり、諸家の記に御遊の品異同まち〱なり、此等の事は其時代時宜によれば、彼を是とし此を非とするにも及ばじ、偖又いつの比よりか始りけん、此日飛鳥井家、難波家蹴鞠の會あり、又六角堂池坊、東西兩本願寺立花を設るよし、（日次紀事）しるせり、これらも七遊より事起れる也、鞠、花は七物の數の中なれば、さ

もあるべし、扨凡の物多くは西土より事起りて、皇國に傳りぬれど、皇國のみにありて、西土にしらぬ事まゝあり、これ風俗のしからしむる所にして、國異なれば物異なる理なり、これらのあそび西土にてしらざる事は、彼土の書籍中に一もうはさなきによりてなり、

〔おもひのまゝの日記〕七月にもなりぬ、吹たつ風のけしきやう〳〵おもしろきころなり、七日は七百首の詩、七百首の歌、七調子の管絃、七十韵の連句、七十韵の連歌、七百のかずのまり、七こんの御酒なり、さま〳〵れいの事なれば注に及ばず、

〔年中定例記〕七月七日　常德院殿〈○足利義尙〉御時は、笠懸、犬追物、御歌、御連歌、御鞠、楊弓、御酒、以下七種の御遊び御座候時も御入候、

〔園太曆〕貞和四年七月七日、今日禁裏詩御會、仙洞和歌御會、幷御遊春宮七調子御樂等也、

〔康富記〕享德三年七月七日丁巳、抑今夕於禁中七物七〈以上五十計也〉御樂可有之由被定、此事後小松院御代被興行之後中絕、仍洞院前內府有申沙汰、既可有之由治定處、樂人等有申所存事、各不參候、仍俄被略了云々、

〔親長卿記〕文明十二年七月七日、今日有七種事、　一鞠　一楊弓　一樂　一郢曲〈依人々故障無之、俄改圍碁了、〉　一和漢五十韵　一和歌〈兼日七首題賦之、當日披講[illegible]元長、讀[illegible]飛鳥井中納言、披講之時來了、予早歸了、〉　一七盃飲　人數　予、中御門中納言、飛鳥井中納言、侍從中納言、新宰相〈基綱〉元長、寂譽入道、空齋法眼、富就朝臣、俊通、三善淸房、永有、景益、良世法眼等也、酒畢又有楊弓碁鞠等、依乘興也、

〔宣胤卿記〕永正十五年七月七日、今日內裏和歌題、月前望二星、詩題禁庭巧夕、宣秀卿兩席共詠進之、各不持參、內ニ付甘露寺大納言、余得度以後不詠進也、御人數者御月次衆許也、〈及夜御參〉有又於此亭〈大納言〉七種法樂左金吾、〈同中將基規朝臣〉　四條山科左少以下來、和歌、連歌一折、楊弓、鞠、花、酒、索麪等也、

〔御湯殿の上の日記〕天正十八年七月七日、けふ七色の御たむけとて、御うたまり、御五、はな、御かい

おほひ、御やうきう、御かうかうあり、ながはしにてぐ御二どあり、ひるはそろ〳〵あり、

慶長六年七月七日、あさ御さか月まゐる、けふのみあそび、七色、詩歌くわんげん、御やうきう、たてばな、御まり、御五、せつけ、せいぐわ、とざま、ないく〳〵いづれもやくしやたち、御しようなり、○下略

**七夕踊**

〔日次紀事七月七日〕七日　踊躍（今日洛下兒女結レ帶爲二隊伍一、擊二太鼓一催二踊躍一、）

○按ズルニ、七夕踊ノ事ハ、樂舞部踊篇小町踊條ニ在リ、

**雑戯**

〔空穗物語祭の使〕七月七日に、大將殿にあくる日とゞめて、にしのおとゞよりあをいろに、すはうがさね、れうのうへのはかま、みへがさねのはかま、ひとへがさねのあや、かいねりのあこめきたるわらは、かみたけひとしき八人のなかのおとゞより、あか色にふたあゐがさねのあこめはかま、おなじき八人、きたのおとゞより、うすものにあやかどりかさねたる、をみなべしいろのかざみ、あこめはかま、おなじやうにて八人、かた〳〵よりあゆみいでゝ、おまへのせんざいまへのしたに、そりはしうきはしをわたしつゝ、いろ〳〵のいとどもを一づゝ、たなばたにたてまつる、つぎてすのこに、まきゑのたなつま七ッたてゝ、ひさしにみすかけならべたてゝ、よきけづりさほわたして、色々の御ぞ共いろをつくしときほどき、おほいかをならべ、御てうどいろをつくし、なをとゝのへ、御かづらどもたけをとゝのへ、かずをつくして、かた〳〵にかざられたり、風にきほひて、ものゝかどもふきくはへぬところ〳〵なし、節供れいのことあづかりことにをしきまゐり、物はおなじかずにまゐり、あづかりどもに女のよそひこと〳〵く、本家の御方より、めしならべて給、なみたちてよたうしたり、

〔源氏物語幻四十一〕七月七日も、例にかはりたることおほく、御あそびなどもし給はで、つれ〳〵にながめくらし給て、星合みる人もなし、まだ夜ふかう一ところおきゐ給ひて、妻戸をしあけ給へるに、前栽の露いとしげく、わたどのゝ戸よりとをりてみわたさるれば、いで給て、

七夕のあふせは雲のよそにみてわかれの庭に露ぞおきそふ

〔北條五代記五〕昔矢軍の事

見しは昔、關東諸國に弓矢とる東西南北にをいて、やんごとなし、〇中略扨又鐵を木鋒のごとくうちのべ、さきをのみのごとく作り、矢の根とす、是をすやきと名付、毎年七月には、七夕の矢と號し、大名、小名、知行役に主人へ上る、十筋の內五ッはすやき、五ッは木鋒、いづれも是を數矢と名付たり、

〔日次紀事七月〕六日　穀葉今日市中賣穀葉、明夜書詩歌、以所供二星也、

〔梅花無盡藏三下〕戊午〇明應七年之夏、余庭背生穀一株、無培植而自然萌生、予欣然撫之、蓋般之中宗以桑穀生于朝、而能欽其道、一新遂保位七十五霜、由是則桑穀還眉壽之祥也、本邦風流之家、星夕必摘穀葉寫歌、獻牛女求祐、今取庭背一葉書小律祝二星云、

一道銀灣如帶回　星房會合不須媒　曉邊枕穩歡聲湧　雖有隔雲秋早催

〔懷風藻〕大學頭從五位下山田史三方

五言七夕一首

金漢星楡冷、銀河月桂秋、靈姿理雲鬢、仙駕度潢流、窈窕鳴衣玉、玲瓏映彩舟、所悲明日夜、誰慰別離憂、

〔本朝麗藻上〕七夕佳會風爲使以知爲韻　御製〇一條

靈匹佳期素在斯、涼風爲使去來儀、感通鵲翅成橋路、韻訪龍蹄促駕崖、且託歡情飄至報、追傳別恨咽中知、一從蘋末迎秋起、念化自慙未得移、

牛女秋意　儀同三司〇藤原伊周

何爲靈匹久相思、一歲唯成一會期、行佩應紉冷露玉、雙蛾且畫遠山眉、未終秋夜難來意、已至朝雲欲別時、此恨綿々無說盡、蒼茫天水問阿誰、

〔本朝文粹 八詩序〕七夕代牛女惜曉更應製　野美材

夫七月七日、靈匹佳期也、仰秋河之耿々、瞻白氣之弈々、守夜之人、以此爲應登仙之語、信而有徵、今夕詔詩臣曰、伉儷相親、天人惟一、易離難會、古今所傷、宜代牛女、深惜曉更、臣奉綸綍、敢獻蕪韻、原夫二星適遇、未叙別緒依々之恨、五夜將明、頻驚涼風颯々之聲時也、香筵散粉、綵縷飄空、宮人懷私之願、似面不同、墨客乞巧之情、隨分應異、臣有一事、非富非壽、家貧親老、庶不擇官云爾、

〔萬葉集 十秋雜〕七夕

天漢、安川原、定而、神競者磨待無、

此歌一首庚辰年作之、右柿本朝臣人麿歌集出、

〔萬葉集 八秋雜〕山上臣憶良七夕歌十二首

天漢、相向立而、吾戀之君來益奈利、紐解設奈、一云向河、

右養老八年七月七日應令 ○中略

牽牛者、織女等、天地之別時由、伊奈宇○宇恐牟誤之呂、河向立、意空、不安久爾、嘆空、不安久爾、青浪爾、望者多要奴、白雲爾、滯者盡奴、如是耳也、伊伎都枳乎良牟、如是耳也、戀都追安良牟、佐丹塗之、小船毛賀茂、玉纏之、眞可伊毛我母、朝奈藝爾、伊可伎渡、夕鹽爾、伊許藝渡、久方之、天河原爾、天飛也、領巾可多思吉、眞玉手乃、玉手指更、餘宿毛寐而師可聞、秋爾安良受登母、

反歌

風雲者、二岸爾、可欲倍杼母、吾遠嬬之、事曾不通、

多夫手二毛、投越都倍伎、天漢、敝太而禮婆可母、安麻多須辨奈吉、

右天平元年七月七日夜、憶良仰觀天漢、

〔萬葉集 九雜〕七夕歌一首

久堅乃、天漢爾、上瀬爾、珠橋渡之、下瀬爾、船浮居、雨零而、風不吹登毛、風吹而、雨不落等物、裳不令濕、不息來益、玉橋渡須、○中略

右件歌、或云、中衞大將藤原北卿宅作也、

〔萬葉集十秋雜〕七夕

天河、打橋度、妹之家道、不止通、時不待友、

機、蹋木持往而、天河、打橋度、公之來爲、

天漢、棚橋渡、織女之、伊渡左牟爾、棚橋渡、

作者未レ詳

〔家持集〕秋歌

かさゝぎのはしつくるより天川水もひなゝむかち渡りせん

〔古今和歌集四秋〕だいしらず　　よみ人しらず

天の川もみぢを橋に渡せばやたなばたつめの秋をしもまつ

〔夫木和歌抄十七七夕〕家集七夕歌を　　躬恒

雲はるゝあまのさよはしたえまかもと渡りくらし七夕つめは

〔海人手子良集〕秋

鵲の行合の橋の月なれば猶わたすべき日こそとほけれ

〔新勅撰和歌集四秋〕だいしらず　　殷富門院大輔

かさゝぎのよりはの橋をよそながら待渡るよに成にける哉

〔續古今和歌集四秋〕光明峰寺入道前攝政家秋三十首に　　正二位知家

かさゝぎの雲ゐの橋の遠ければ渡らぬ中に行月日哉

〔新後撰和歌集秋四〕題しらず　雅成親王
けふといへば暮るもおそく彥星の行合の橋を待わたりつゝ
〔玉葉和歌集秋四〕龜山院に奉ける七夕歌の中に　安嘉門院四條
またれつる天の河原に秋立てもみぢをわたす波のうきはし
〔萬葉集秋八雜〕山上憶良七夕歌
牽牛之、迎嬬船、己藝出良之、漢原爾、霧之立波、
〔萬葉集秋十雜〕七夕
彥星之、川瀨渡、左小舟乃、得行而將泊、河津石所念、
〔新撰六帖一〕後のあした女〇織　光俊
久かたの天の河とは明にけり妻をくりぶね今やいづらん
〔新古今和歌集秋四〕花山院御時、七夕の歌つかうまつりけるに、　藤原長能
袖ひぢて我手にむすぶ水の面にあまつ星合の空をみる哉
〔後拾遺和歌集秋四〕長能が家にて七夕をよめる　能因法師
秋のよをながき物とは星合のかげみぬ人のいふにぞ有ける

## 盂蘭盆

盂蘭盆ハ、倒懸ト翻シテ、死者ノ倒懸ノ苦ヲ救フノ義ナリ、卽チ目蓮其亡母ノ爲ニ、七月十五日ニ、衆僧ヲ供養セシ故事ニ依レルナリ、或ハ略シテ盆ト云フ、我ガ國ニテハ、推古天皇ノ十四年ニ、齋ヲ設ケシヲ初見トスベシ、朝廷ニテハ、十四日ニ清涼殿ニテ御拜アリ、又十五日ニ

ハ、太政官之ヲ督シテ、供物ヲ諸寺ニ送ル、寺院ニテハ法會ヲ營ミ、施餓鬼等ヲ爲ス、民間ニアリテハ、祖先ノ魂ヲ家ニ迎ヘテ供物ヲ獻ジ、燈籠ヲ懸ケ、僧侶ハ棚經ト稱シテ、戸々ニ就キテ諷經スルアリ、又士女ハ街巷ニ集リテ、唱歌謳舞スルアリ、又送リ火トテ、十五日若シクハ十六日ノ夕、薪ヲ焚ク事アリ、京都東山ノ大文字火等ハ、尤モ著名ナルモノナリ、又中世盆前ニ生身玉ト云フ事アリキ、蓋シ盆中ニ死者ヲ供養シテ、其魂ヲ祭ルニ倣ヒテ、生存ノ人ヲ饗應シテ、延年ヲ祝スルナリ、

## 名稱

〔名目抄〕恒例諸公事 盂蘭瓫供（ウランボン）（不讀供字例也）

〔書言字考節用集〕二時候 盂蘭盆（ウラボン）（七月十五日、具設百味百菓、著盆中供佛也、事出盂蘭盆經）

〔倭訓栞〕中編二十三 ぼん うらぼんを略して、盆とのみいへり、七月の節也、

〔蜻蛉日記〕上之上 十五六日（○應和二年七月）になりぬれば、ぼになどするほどになりにけり、

〔翻譯名義集〕四總明三藏 盂蘭盆（○○）盂蘭、西域之語轉、此翻倒懸、盆是此方貯食之器、三藏云、盆羅百味、式貢三尊、仰大衆之恩光、救倒懸之窘急、義當救倒懸器、（如孟子云、若今之時萬乘之國、行仁政、民之悅之、猶解倒懸也）應法師云、盂蘭言訛、正云烏藍婆拏、此云救倒懸、

〔釋氏要覽〕下雜紀 盂蘭盆（○○）此釋子、申孝報恩、救苦之要、以目蓮救母爲始也、

〔隨意錄〕七 正月十五日曰上元、七月十五日曰中元、十月十五日曰下元、本是道家之事、以此三日神靈下人間、校定罪福云、而以中元祭祖先者、全原于釋氏盂蘭盆經目蓮之事、而唐代宗篤信浮屠、七月望日、宮中造盂蘭盆、設高祖以下七聖位、綴飾以祭之、斯其權輿歟、釋氏要覽、梵語盂蘭、華言解倒懸、盆則盆其薦具之器也、而世俗唯稱盆者、不通之言也、且方俗稱中元祭曰盆、別稱二十四日以爲盂蘭盆、不知是何由也、方言表裏之裏、曰宇羅、故愚俗以盂蘭盆爲裏盆之謂者、尤可捧腹也、

〔四方の硯〕下 七月十四日の夜、家ごとにその先祖のまつりをなすを、佛とむらふといはずして、精。靈。まつりといひ、佛壇といはずして、たま。棚。といひ、棚經といふ、春秋の祭式は、忌日にもかくいひ

たき事なり、

〔菩提心集下〕問、人の子、なき親の爲に、七月十五日、盆供といふ事するはいかなる事ぞ、　答、目連尊者の始て得道の聖と成て、うせ去りにし母の在り處を求むるに、餓鬼の中に生れて、飢せまり、骨皮のかぎりにて居たるを見て、鉢に食ひ物を盛りて食せ給ふ、かれ取りて食はんとする時に、左の手を打おほひて、右の手して飯をつかみて、口によする程に、火に成りてもえあがりぬ、目連尊者かなしびて、佛に申し給ひければ、佛のたまふやう、七月十五日は、佛歡喜したまひ、僧自恣する日なり、其日百味飯食の物を鉢に盛りて、衆僧に供養せば、母の苦みを救ひてんと仰せらる、目連そのまゝにして、母の苦患を濟ひたり、其をかたぎにて、此世にもするなり、七月の望の日は、佛の喜びたまふ日なり、其故は、もろ〳〵の僧、安居のつとめを、四月の十五日に始めて、九十日の程歩行かで、をの〳〵學問おこなひし、戒行つゝがなくして居たり、其つとめ常よりも勵む、七月十五日に、日の數足りて、事なく行ひ得たり、しかれば佛喜び給ふ、衆僧は自恣といふ行ひして、深くして、をの〳〵外々へ去り趣く、年の夏ごとに、かくしつゝ、數をかさねて、數まさるを上とし、少なきを下にするなり、

〔谷響續集一〕盂蘭盆會　有客問曰、俗書中云、七月中元日、謂之盂蘭盆會、目連因母陷餓鬼獄中、故設此功德、令諸餓鬼一切得食也、人之祖考不望其登天堂生極樂世界、而以餓鬼期之乎、弗思甚矣、此事如何、　答、是謝在杭〇五雜組編者之語乎、此翁不詳經意、故作如是說、經意、是日供養十方自恣大德衆僧、以此功德力、及與衆僧呪願力、拔父母等惡趣苦、得生天上淨土也、復次施餓鬼功德亦大、足拔其苦趣、徒望其昇天堂生極樂界、且列八珍、設百味美、安得彼受用而生天上淨土耶、經不云乎、汝雖孝順聲動天地、神祇邪魔外道道士四天王神亦不能奈何、

〔佛說盂蘭盆經〕佛告目連、十方衆僧、於七月十五日、僧自恣時、當爲七世父母及現在父母厄難中者、

具飯百味五果、汲灌盆器、香油挺燭、牀敷臥具、盡世甘美、以著盆中、供養十方大德衆僧、當此之日、一切聖衆或在山間禪定、或得四道果、或在樹下經行、或六通自在敎化、聲聞緣覺、或十地菩薩大人、權現比丘、在大衆中、皆同一心、受鉢和羅飯、具清淨戒、聖衆之道、其德汪洋、其有供養此等自恣僧者、現世父母、七世父母、六親眷屬、(六親眷屬、一本作六種親屬)得出三塗之苦、應時解脫、衣食自然、若復有人父母現在者、福樂百年、若已亡七世父母、生天自在、化生入天華光、

〔閱藏知津九方等〕佛說盂蘭盆經一紙 南北藏中知 西晉月支國沙門竺法護譯

佛爲目連、說七月十五日供自恣僧法、度其母脫餓鬼苦、

〔海錄十七〕問曰、七月十五日中元ノ時ヲ盆ト名テ、先祖ノ精靈ヲ供養スルコト、佛敎ニ分明ニ出候ヤ、答曰、盂蘭盆會ハ、佛在世ニ初リテ、支那ニ傳ルモ古キコトナリ法苑珠林一百三十右晉劉薩呵師傳曰、七月望日、沙門受臘、此時設供彌爲勝、續僧傳三十九左廿一隋德美傳曰、夏末、諸寺受盆、隨有盆處皆送物、往俗所謂普盆錢也、俗書ニハ、晉ノ荊楚歲時記十四右ニ出タリ、故ニ知ヌ、晉隋ニ已ニコレアルナリ、日本ニハ、推古ノトキト云、又聖武ノ時ト云ヘドモ、明カナルハ日本紀二十六、齊明天皇卽位三年ニ始リ、卽位五年ニハ、寺々ニ盂蘭盆經ヲ轉ゼシム、コレ其初ナリ、一夏九旬ヲハリテ、僧臘ヲ重ルノ日ナレバナリ、〇中略水府黃門源義公、久昌寺ノ法則ヲ定メ玉フ十七條ノ中ニ、近世薦亡者修法事、出其位牌於佛殿、香華茶菓備極供養、而佛前供具不及其百分之一、是大詖也、夫薦亡之法、以諸供物奉獻如來、勤修法事、則依其功德力、亡者昇脫、然不供如來、而惟供亡者、則豈理也、向後薦亡法事、當如法行之、至亡者牌位、則於其平生所安之處供養而可也ト、此說善盡シ美ヲ盡セリ、此コトニ準ジテ、盆ノ供養モ思ヒ知ルベシ、盆祭リノ時ニ、亡者ノ來ルト云コトハ、經說ニ見ヘネドモ、敬ニヨリテ鬼神ハ著ル、佛說ヨリ云ヘバ、心佛衆生ハ融卽セルモノナレバ、來ルト思テ祭ルニ、來ルコトナシト云フベカラズ、然レドモ佛ノ威力ヲカルトキハ、追福ノ功何ゾ空シカランヤ、同上

〔清嘉錄 七〕七月半　中元、俗稱七月半、官府亦祭郡厲壇、游人集山塘、看無祀會、一如淸明、人無貧富、皆祭其先、新亡者之家、或倩釋氏羽流、誦經超度、至親亦往拜靈座、謂之新七月半、

初見

〔日本書紀 二十一推古〕十四年四月壬辰、〇八日　銅繡丈六佛像並造竟、是日也、丈六銅像座於元興寺金堂、〇中略卽日設齋、於是會集人衆不可勝數、自是年初、每寺、四月八日、七月十五日設齋、

〔日本書紀 二十六齊明〕三年七月辛丑、作須彌山像於飛鳥寺西、且設盂蘭盆會、暮饗都貨邏人、（或本云、墮羅人、）

〔伊呂波字類抄 字諸寺〕盂蘭盆會（日本紀云、延曆十八年己卯七月十四日始修之、或書云、盂蘭盆事、聖武天皇御宇天平五年癸酉七月、始供於大膳職、）

朝廷盂蘭盆

〔延喜式 十三大舍人〕凡七月十四日、奉盂蘭盆供養使舍人七人送省、

〔延喜式 三十大藏〕七月十四日、大膳職備盂蘭盆供養所、立五丈紺幄一宇、懸幔、

〔延喜式 三十一宮內〕凡七月十四日早朝、丞錄各一人、率史生二人、向大膳職、撿挍七箇寺盂蘭盆供物、

〔延喜式 十一太政官〕凡七月十五日、盂蘭盆供養、送諸寺、命史撿挍、（事見大膳式、）

〔延喜式 二十一雅樂〕凡〇中略七月十五日齋會、分充伎樂人於東西二寺、並寮官人詣寺撿挍、前會三日、官人史生各一人、就樂戶鄉簡充、（在大和國城下郡杜屋村、）

〔延喜式 三十五大炊〕七寺盂蘭瓮料（寺號見大膳式、）米一石二斗六升、（新舊各六斗三升、寺別九升、）糯米四斗七升六合、（別六升八合、）黍米三斗五升、（別五升、）大豆二斗八升、（別四升、）

〔延喜式 三十九內膳〕七寺七月十五日盂蘭盆料、菜三石二斗、（寺別四斗五升七合、）菓子二石四斗三升、（寺別三斗四升七合、）

〔延喜式 四十造酒〕七月十五日盂蘭盆料、酢二斗五升二合、糟二斗九升一合、十四日送大膳職、

〔延喜式 三十三大膳〕七寺盂蘭盆供養料、（東西寺、佐比寺、八坂寺、野寺、出雲寺、聖神寺、）寺別、餅菜料米一斗四合、糯米二斗、篭杵米二升四合、糯糒四升、糖三升、黍米五升、小麥一斗四合、大豆五升、大角豆一升、小豆一升二合、胡麻子六升、胡麻油七升、醬八升一合、滓醬四升、味醬二升五合、酢三升六合、糟四升一合六勺、豉二升、鹽七升八合四勺、昆布半帖、細昆布十四兩、紫菜一斤三兩二分、海藻二斤五兩、鹿角菜、角俣菜、於期菜、大凝菜、海

藻根各二斤、滑海藻三斤、漬薑一升一合、干薑三兩、生薑六房、芥子四合、青大豆三十把、青大豆三束、熟瓜三十六顆、青瓜一百十顆、茄子二斗、水葱二圍、蓼蘭各二把、胡桃子八升、青橘子廿顆、李子、梨子、桃子各四升、支子一升、荷葉三百枚、炭六斗、薪二百卌荷、瓫六口、明櫃二合、缶七口、瓶廿一口、

右大藏省預設幄於職內、辨史各一人、史生二人、專當其事、辨備生件〇生恐誤料、每寺差大舍人充使供送之、

〔西宮記七月〕十四日御瓫供

內藏寮進料米請奏、藏人奏下上卿內藏寮弁備、四十口、供兩所者八十口云々、有解文、寮有穢者、於他所弁備、所雜色、若來運置御前、南二三間垂御簾、或不垂長櫃四合、上置蓋、以瓫居上、御拜了、三度撤之、送先皇御願寺此外七箇寺料、於大膳調備、差大舍人送、弁史催之、東西寺、佐比、八坂、野寺、出雲、聖神等寺、

〔江家次第八七月〕御盆事　行事藏人、兼日成內藏寮請奏奏下、成廻文催雜色以下、當日、早旦、主殿寮供御湯、次內藏寮持參件御盆等於殿上口方、次藏人、取彼寮送文奏聞之、作插本寮白木杖奏之、近代不奏、次下廂御簾、次以大床子上圓座鋪第三間簾中、逼御簾、或說猶新可召所圓座云々、次掃部寮鋪廣筵於清涼殿東孫庇、南第二三間、若有二具者可及一間歟、次主上著御、御直衣、早晚不定、次所雜色以下、昇長櫃居於件筵上、南北行、以蓋仰櫃上、昇自右青瑣門、被奉二所者、一所者八合、八十口、一所者四合、四十口、　次殿上侍臣以下、取御盆物居之於長櫃上、於小板敷取之、入自殿上東戶居之、入自長櫃中北行、次第居之、以紙裹盆置西、以蓮葉裹盆置東、先白一具、次青一具、其後皆如此、藏人頭近代不役、可尋、次殿上人少數者、所雜色以下亦役、上自青瑣門、兩相並居之、　以下每櫃十口　次御拜三度、合掌次侍臣等撤之如初、次藏人仰出納令成送文、送於先皇御願寺、當時寺、四十口送圓宗寺、四十口送法成寺阿彌陀堂、是承保例也、可隨時、　若當御物忌者、夜前可籠之、藏人仰役人若寮有穢者、於他所司可辨備、大膳歟、若內裏有穢時、只覽送文、直遣御願寺、若相當神事者、自寮直送寺、應和三年例

請奏　內藏寮　請白米伍斛　右來十四日御盆供料、以諸國所進年料內、依例所請如件、　年月日

正六位上　正六位上

童帝之時無御拜、未令著御國忌齋會給之故也、寛治元二　天仁元二　天承元二例也

〔公事根源七月〕盂蘭盆　十四日

內藏寮御盆供をそなふ、晝御座の南の間に、菅圓座一枚を敷て、主上笈にて御拜あり、幼主の時はなし、天平五年七月に、はじめて盂蘭盆を大膳職にそなふと見えたり、盂蘭盆は梵語なり、倒懸救器と翻譯す、倒懸はさかさまにかくると云心なり、餓鬼のくるしみを思ふに、さかさまにかけたらん者ごとし、救器は此餓鬼の苦をすくふうつは物なり、佛弟子目連、はじめて六通をゑて、其母の在所をみるに、餓鬼の中に有しかば、是をかなしみて、則釋尊にまうで、此苦をすくはん事をもとめしかば、七月十五日に、自恣の僧を供養せば、解脱をえんと說給し由、盂蘭盆經にみえたり、昔齊明天皇の御時、飛鳥寺にして、須彌山のかたを作り、盂蘭盆會をまうけられけるとかや、すべて諸寺にて、行はるゝ事なるべし、

〔日本書紀二十六齊明〕五年七月庚寅、〇十五日詔群臣、於京內諸寺勸講盂蘭盆經、使報七世父母、

〔續日本紀十一聖武〕天平五年七月庚午、始令大膳備盂蘭盆供養、

〔大日本史十六聖武〕按、日本紀齊明帝三年七月、設盂蘭盆會於飛鳥寺、其後無所見、公事根源、濫觴抄、以是年爲原始、今據之、

〔扶桑略記二十二宇多〕仁和五年〇寛平元年七月十四日甲辰、主上奉爲先帝〇光孝備盂蘭盆八十具、或送御願寺、或送西塔院、或送華山寺等、

〔中右記〕寛治八年〇嘉保元年七月十四日、今日於御前無御瓫事、是主上〇堀河御服藥之間也、當時未有此事也、

〔年中行事秘抄七月〕十五日、法勝寺盂蘭盆、　大治五年七月十五日始之、白川院崩御後年也、

〔長秋記〕保延元年七月十五日丙戌、依盂蘭瓫上皇〇鳥羽御幸法勝寺、下官〇源師時著直衣追參、供養法權

少僧都覺基、事了、布施僧綱被物紙、凡僧帷紙、上達部殿上人取之、參入公卿、關白、民部卿○中略等也、事了還御、時諸卿殿上人等、皆可參尊勝寺、但別當藤中納言可候御共者、仍不供奉還御、參尊勝寺、論義覺譽、供養法覺增、講師被物下官取之、事了退出、

〔玉海〕治承四年七月五日乙卯、自新院○高倉為右中弁兼光奉、可被獻法勝寺御瓮哉、將年代相隔、可從停止哉之由被尋問、申不能停止之由了、但鳥羽院御時、圓宗寺御瓮被附寺家、雖然今度不似彼例也、○中略　十四日甲子、今日為新院御訪、○訪、一本作沙汰二字、三寺被獻瓮供、法勝寺、安樂壽院、最勝光院等也、法勝寺事、兼日被問人々云々、余○藤原兼實申不可被停止之由、子細見先日記、　五年○養和元年七月十二日丙戌、酉剋許、頭辨為攝政使來、余相逢、經房云、公家御瓮、今年可被行歟、明年可被行歟、凡人之例過一期在之、而公家例、天曆八年之內有此事、天仁元年、次年被行、寬德延久無所見、但為房卿記承保元年記云、自今年於圓宗寺被行盂蘭瓮云々、以之思之、謂講演歟、被送御瓮事、又以同前歟、以此等之趣可被計申云、余云、天曆例上代吉例也、天仁雖為次年、猶一周萁之內也、然者今度明年被行之儀ニハ不可叶、諾經房仍案事理、今年可被行也、不可及異議云、經房又云、來十四日可被行改元、而翌日被講盂蘭瓮講之條、改元最初之公事、似有事憚、為之如何、余云、此條尤可然、改元必十四日可被行者、又明年何事之有哉、但猶可被勘先例歟者、經房云、被尋人々之處、左大臣、左大將、被申改元事也、帥大納言、已上申明年可宜之由也、各無子細、但左府就近例被申明年可宜之由、若不被覺悟天仁一萁之內歟、如何々々、忠親宗家被申今年可宜之由云々、余云、不承改元之事以前、今年可叶道理之由所存也、改元之條、左大將申狀尤可然歟、若公家御瓮有無講演之例哉、不然者可被期明年歟云々、○中略　其後余引勘延久注記之處、已有御瓮、仍送消息於頭辨、其狀如此、公家御瓮事、引見延久五年七月十四日注記之處、御瓮院御料被送圓宗寺云々、彼太府卿承保元年記、自今年被行盂蘭瓮講之由被注置云々、以之思之、年內御瓮似無講演歟、然則今般十四日被送御瓮、依改元事、縱十五日雖無講演、自叶延久例歟、重案先規、無指故、又無日次障之時、空被過一萁之條、已以無證據歟、然者旁今

年可被行之由所存思給也、但此上猶尋先例可被計申行歟、依爲被尋問事、内々問達如件、

七月十二日 酉刻　在判

頭弁殿

入夜返報到來、延久例分明被勘出、尤所悦承也、早以此旨可申沙汰云々、後聞、依此申狀被送御瓮云云

○按ズルニ、高倉天皇ハ、治承五年正月崩ズ、因テ今年盂蘭盆アリ、

幕府盂蘭盆

〔三長記〕建仁元年七月十五日癸亥、參尊勝寺、依盂蘭瓮奉行也、上卿皇后宮大夫 直衣 兼著座、先盂蘭瓮講、次例講有論義、次供養法、此間例時行道了、給紙帷等寺家導師請定慈辨法眼、而依遲參、上卿以他僧被行導師紙等之上加給一重相違之條、慈辨定欝歟、頗不便也、次參成勝寺、次延勝寺、於此兩寺也、盂蘭瓮了、例時行道了、給布施、無紙、尋子細之處、近例陵遲云々、

〔親長卿記〕長享二年七月十三日、有勾當內侍奉書、御盆供事何比ニテ有御沙汰哉、當年など有御沙汰度之由有仰、予申云、禁中事、先神事、次法事之由見禁秘抄、當時公事悉闕怠、限此御盆供再興、無益之由申入了、

〔吾妻鏡 六〕文治二年七月十五日庚寅、迎盂蘭盆於勝長壽院、被行萬燈會、仍二品○源頼朝 幷御臺所渡御、是奉爲二親以下尊靈得脫也云々、

〔吾妻鏡 十〕文治六年○建久元年七月十五日丁卯、今日盂蘭盆之間、二品參勝長壽院給、被勤修萬燈會、是爲照平氏滅亡衆等黄泉云々、

〔成氏年中行事 七月〕一盆御追善、於殿中有之、御代之次ニ不撰忠不忠ノ人體ヲ、供ニ以テ御弔在之、御寺之僧達、兩日被參、仍御寺ヘ御燒香ニ御出、十五日ハ建長寺施餓鬼御聽聞、供奉如常、同十六日濱之新居閻魔堂、號圓應寺、應永大亂ノ時、爲亡魂御弔施餓鬼ノコト、扇谷會下海藏寺エ仰出也、如

」此之次第、御代々甚依」有」子細、令」記」錄之、

〔天明集成絲綸錄二十六〕寶曆十一巳年九月　寺社奉行江

十月廿四日、池上源德院樣御靈前御廟所、　御名代　御側衆

一盆中　御名代　御側衆

右之通向後御名代被」遣候、惇信院樣御在世之節之通候間、可」被」得」其意」候、

九月

寶曆十二午年三月　寺社奉行江○中略

一五月、日光御祈禱、御門跡爲」御名代」唯識院、盂蘭盆、日光江御名代、例之通順番之衆徒、○中略可」被」差遣」候、

右何茂御門跡思召之通被」成候、上野執當江可」被」達候、

三月

〔執政所抄七月下〕十五日法成寺盂蘭盆講事

諸國召物　六丈絹細布雜料　近江十段　播磨十段　伊豫十段　讚岐十段　備前八段　土佐四段　已上、此中八段机覆料、寺家請」之、　上州弘紙　備中三百帖　丹波三百帖　但馬三百帖　備後二百帖　件布紙、彼國之例進也、國々下」郡鄉」所濟、且每年六月下旬之比、行事下家司以」例文」申」成召下文」下」知之」近代仰」給御教書」歟、

〔東山往來書狀集上〕以」明日早朝」擬」獻」盆供」之處、件物具、從」私庄」未」持參」、若其遲々臨」夕方」歲事功爲」淺乎、世人說曰、午時以前、諸靈走」廻諸寺」求」食、若無」訪人」、其靈顚倒、空還」本居」、而則日中以後之故不」充」彼口」云々、此說如何、若有」證據」者、早晚隨」仰耳、謹言、

請」仰事」

右盂蘭瓮供事、以夕部爲其時、何者瓮供、爲勞安居衆疲極也、件黨一夏九旬事訖、擬散去之剋、以此十五日晡時、集會塔前佛前、行自恣法、當於此時供養百味、於是衆僧受之呪願、令彼施主七世父母現在父母離業得道、由此善根施主世々得長命色力云々、晡時卽申時也、又諸經於說鬼神、日中以後、乃至入夜求食、以夜爲食時、主冥道故、以是故、尊靈若居淨土、无追求之義、若留鬼界何有期之望、又一切經中、兩卷宿曜經意、一切、十五日晝至于午時、世出世間一切事不成云々、是故比丘布薩用日午以後、且以如是文證、縱臨夕方有何失哉、子細不宜、謹言、

〔東山往來書狀集上〕瓮供三箇前事

獻上員各三口（飯代米一口、雜菜一口、菓子一口、）　二前先考先妣御料　一前乳母料

右件瓮供、須准公家之作法、辨百種之蔬食也、而任不堪之力、聊捧微少之供耳、乞也垂領納唱呪願御者、彼靈等離苦得脫之事可足者乎、抑今朝自爲報恩、卽步行竊參愛宕寺、於塔本擬擊金鼓之處、水滿基上、泥作田形、其壇角已破、殆似不便事、爰自進問此由於住寺僧、僧答曰、下女等競集、爲施餓鬼靈界、各汲水以沃流壇上也、雖加制止不敢承引、仍寺僧等更不得其意也、若靈界餓鬼等實可臨塔基受水者、自欲作此事、如何、不宜、謹言、

請御瓮供三前事

右謹所請如件、嗟呼、弟子雖居山寺、未勤安居、仍不堪受瓮、而則獻上三寶、其三所尊靈御證果之由奉祈上畢、抑所被仰塔壇沃水事、不可作事也、何者塔有護塔善神及護舍利神、遣除靈鬼、不敢令近者也、弟子謹披經論、餓鬼等求水之者、多在河邊、悕望水故、而若鬼臨水時、河伯水神駈之不令近、或水爲彼成火、或有人渡水、已其足下餘水濕石染土、餓鬼希得其潤、吸之舐之活生、是故常在河邊、若人作法會施僧時、鬼集堂階下、或鬼到人家聞食器音、万生皆是慳貪報耳、未聞登塔壇矣、縱由施心力、雖可濕鬼界、尙不可汚破塔壇者也、但今日万人爲訪靈界、皆集彼寺、是分觀音善巧力也、人比於餘寺廣祈現世、

唯於彼寺偏可祈過去者、是故靈鬼等、其日臨彼寺邊歟、若爾者夕方臨彼寺大門前、渠邊作呪願、可被投水者也、但餓鬼雖得施水、無飲入腹、所以腹大如甕咽狹如針穴、若不稱廣博身如來名號者、無由得飲、是故施水食時、必應稱念彼佛名號、子細難盡、謹言、

〔秋苑日涉七〕民間歲節下　七月○中略　十五日謂之中元、爲荷葉飣、士庶互相拜賀、略如歲朝、俗自十四日至十六日、具麪餌百味、以荷葉貯苽果、祀先靈、嚫僧尼、展掃墳墓、謂之盂蘭盆、因以中元爲盆節、遂有盆前盆後之稱、○註略　十五十六兩日、近郊農戶各鄉結夥、敲鉦擊鼓、來往于市中、或有請延者、則團聚街上、唱佛名、鉦鼓喧闐、殆聵人耳、謂之陸齋、僧尼於水次豎紙旛、具百味、擊銅鈸諷經、乞施物於檀越、謂之施餓鬼、○註略　中元後、家々設燈籠、前是市肆售各色華燈、六稜萬眼、藍苔毬子、人物馬騎、紗綃琉璃、品類不一、十六日之夕、城外諸山設火字、○下略

〔華實年浪草七上七月〕聖靈祭、靈棚、靈祭、聖靈棚、棚經、自十四日至十六日、人家設棚安各位之牌、謂之靈棚、或謂之聖靈棚、祭其靈、謂之靈祭、又謂之聖靈祭、其式敍飯器於公卿臺、破子、加牟奈加計、井供茶菓香華而祭之、又以鼠尾帥(ミソハギ)灌水而拜之、是謂向水、其家之宗門僧徒來、而誦經於牌前、謂之棚經、盂蘭盆會中、俗謂三方臺曰公卿臺、倍木(ヘギ)是謂加牟奈加計、是京畿之方言也、　掛索麪、麻柯(ガラ)箸、枝豆、枝豇(サヽゲ)豆、根芋、青蕎麥、秈(ワサゴメ)米、水米、瓜、茄子、增山井曰、此類有祭聖靈之意者可爲秋云々、按、飜譯名義集曰、三藏云、盆羅百味、式貫三尊、然則新穀瓜果之類、皆百味之義也、(中略)一休和尙歌、山城の瓜や茄子をそのまゝに手向となれや賀茂川のみづ、

〔東都歲事記三七月〕十三日　精靈祭今日より十六日にいたる迄、人家聖靈棚を儲け、件々の供物をさゝげ、先祖をまつる、この間、僧を請じて誦經するを、棚經といふ、十三日の夜、迎火とて麻柯(アサガラ)を燎く、十六日朝送火とて、又麻がらをたく、この內を俗盆中といふ、諸人先祖の墳墓に詣づ、盆の中、托鉢の僧多く來る、

〔改正月令博物筌七月〕十三日　魂迎迎火、今夕方に、亡人の聖靈をむかふるとて、麻柯をなりて火に燒く、是を迎火と云也、佛家に說多し、世間に松を門火に焚き、樒の枝にて、清水をそゝぐ事あり、思ふに火の陽光を以て、天の陽の魂を降し、木の陰精にて、地の陰氣魄を呼びのぼして、亡者の魂魄をむかふるなるべし、蓋漢土の鬼神をまつる式をまなびたるものならんかし、

〔華實年浪草七上七月〕墓參祀事曰、自朔日至十四日、其賤各詣祖考之墳墓、俗謂墓參、正同中華淸明日上壙祭掃之禮也、

〔大阪繁昌詩下〕女兒魚貫彩燈鮮、枯草煙中迎祖先、家廟何煩繙佛典、古筐捧出誦遺編、

盂蘭盆節、都下女兒、戴華笠、蒙彩絺、前後相列、恰似貫珠、且步且歌者、呼稱遠牟古具、樂美按、是清嘉錄所言走月亮之類、(清嘉錄、婦女盛粧、聯袂出遊、互相往還、謂之走月亮、)苧幹一束、燎之門前、燎後灌水、則祖先歷世神靈、皆降臨云、(迎神之儀、法華宗在十二日晚、眞言、淨土及禪諸宗在十三日、送神總在中元夕、一向宗絕無此儀、菅茶山、嘲鸞公詩、實的當、既見本願寺條、)樂美竊按、此儀雖蔬笋臭、實似周代之遺制、謹考古禮、有酌鬱鬯降神之儀焉、(朱注云、方祭之始、用鬱鬯之酒灌地、以降神也、)嗚呼徒知尊天竺古先生、而不知西土古先王之禮猶存矣、　我邦中元、人家挂籠燈、始于寬喜中、按、江家次第、公事根源、日本紀略所言、各不同、漢土張燈、屬上元、其於中元自宋始、按、通鑑宋、太宗紀曰、太平興國三年七月中元張燈云々、又見山堂肆考及洪邁俗考、此日蒸糯米、荷葉裹之獻祖先、邦俗呼荷白蒸、即是彼土荷包白飯也、出于東京夢華錄、○中略

吾佩雙刀僕挈槍、采蘋曉獻露珠香、墓前拜禱安全事、祖母七旬長在堂、

中元後一日、都人往檀寺禮古碑、樂美自十五時代家父從傔僕數輩、一行整然拜先墳、今既三年、

〔長崎聞見錄一〕長崎盆祭の事　長崎の風俗にて、七月十三日は迎火、十五日は送り火とて、墓前に大きなる雪洞をかけつらね夥しく見ゆ、その墓は、皆四方の山々にあり、○中略扨藁にて船を作り、生靈を祭りたる種々のものを皆積み、此船にも小きぼんぼりを、多く掛つらねて持行、大きなる船は、一二間もあり、人拾人貳拾人もかゝる、また貧家の船は小さく、壹人にて持たるもあり、大波戸といふ海濱にて、火を付て推流す、其火海面にかゞやきて、流れ行くさま夥しき也、此夜は、みなみな寢る人なく、曉比まで如斯さわぎて、賑々しきなり、

〔日本歲時記五七月〕十五日　又今日、世俗山海の漁獵をせず、もろこしにもかゝるにや、唐の百官志に、中元日、非供祠不採魚と見えたり、

〔東遊記乾〕一松前○中略　七月は、あらまし用向もすみ、靜なる故、兒女共皆躍をおどりて遊ぶ、躍は餘國よりも上手也、精靈祭は、武家、町人、ともに七月十三日の夕、先祖の墓ある所にまうで、燈籠を

ともし、靈膳を備へ祭る、膳部も丁寧也、領主も御菩提所へ參詣し、自ら禮供をそなへ給ふといふ、町人百性といへども、皆麻上下を著し、拜禮嚴重也、扨家にむかへ戻りて、十四日、十五日、座敷に座を設け祭る事、餘國の如し、十六日、また菩提所へ送りゆく、その間其墓所に、燈籠香火などたゆる事なし、すべて此地にては、神佛へかりに參詣するにも、上下を著せざれば、まうでぬ事に心得たり、邊土なれ共、古風殘りて、殊勝の風儀也、

〔蘭使日本紀行三〕通例靈魂ヲ祭ルハ、八月〇太陰曆七月ニ於テ、二日間之ヲ修ス、其式左ノ如シ、夜中各樣ノ畫彩アル燈ヲ簷頭ニ揭ゲ、市中或ハ野外ニ出ヅ、蓋シ信心者アリ、又遊觀者アリ、暗ニ乘ジテ外出シ、迷游セル靈魂ヲ迎フ、適好ノ地ニ至テ、敢テ有形物ヲ見ルニ非ザルモ、之ニ逢フト假想シ、之ニ向テ告テ曰ク、善ク來レリ善ク來レリ、余待ツコト既ニ久シ、請フ休憩セヨト、則チ爲ニ食物ヲ供ス、又曰ク、遠路來著、疲勞察スベシト、米、果實、及他ノ食品ヲ地上ニ排列ス、然レドモ溫湯ヲ供スルコトナシ、此ノ如クスルコト一時頃ニシテ、則チ食シ終ルト爲シ、延テ我家ニ誘ヒ、之ヲ淸室ニ請ジ、盛膳ヲ供ス、此ノ如ニシテ、既ニ二日ヲ經レバ、街上炬火ヲ焚キ、靈魂暗夜歸路ニ迷フヲ照ラスナリ、此ノ如クニシテ、衆人皆歸家スルトキ、家背ニ瓦礫ヲ投ジ、靈魂ノ遺存隱匿ヲ防グナリ、何トナレバ、靈魂逗留スルコト二日以上ニ亘ルコトアレバ、復ビ極樂ニ赴クノ機會ヲ失シ、地獄ニ至ル可ケレバナリ、今炬火ヲ焚クコト盛ナレバ、風雨アルモ、路ニ迷ヒ、歩ヲ失スルコト勿ラシムル爲ナリ、

〔日本歲時記五七月〕十三日　今夜世俗の人、なき魂の來る夜とて火を燃し、門外に出て迎る事あり、愚夫愚婦はせむるにたらず、士君子たる人も、習て察せざるにや、佛氏の說にまどひ、實に今夜祖先の神靈來臨すとおもひて、かゝるよしなき事をなす人多し、いと口おしき事にぞ侍る、されば五雜俎にも、中元の朝、父祖を喪せし子孫たる人、冠服を著て門外に出、空を望て揖讓し、神を導て

入、祭畢て又これを送て出、孝思の誠を盡にいたれども、戯にちかしとあれば、もろこしにも、かゝる事の侍るにこそ、　十五日　今日を中元と云、國俗蓮葉飯を製して、來客に饗じ、親戚にをくる、○註略又きのふ父母先祖の墓を掃除し、今日墓を拜し、昨夜今宵墓前に燈籠を燃す、月令廣義に、中元夜置具度亡、放水燈といふ事侍るも、これに似たる事なり、みづから家にては素食し、先祖考妣の靈牌を出して、飲食をそなへ、酒果をつらねて祭る、もろこしにも又如此なるにや、夢華錄に、七月十五日、祖先を供養し、素食して墳墓を拜すとあり、これ浮屠の說に志たがひて、かくのごとし、ならはし來ること久しといふとも、聖人の道においては、此禮義なし、正道に志ある人は、なんぞ改ざるべき、朱子のいはく、韓魏公、俗節祭、處得好、但、七月十五日、用浮屠設素饌、不用、もし又やむ事を得ずして、俗に志たがはんとならば、先祖の靈前に飲食をそなへ、墓前に行て拜し、墓前に燈籠をば燃すべし、先祖の靈前に食を奉るに、疎薄にして、祖先をないがしろにすべからず、凡今夜は世俗こぞりて、親なき人は墓に行て拜し、親ある人は、そのもとへゆきてまみゆ、親ある人はけしきうるはしく、おやなき人はけしきうれはしくて、たのしみ悲みはるかに異なり、

〔秦山集雜著甲乙錄三〕盂祭、神道無之、今流俗盛行之、魂祭三日之間、公卿無朝參、父母具存之公卿、結番禁裏耳、國風忌魂祭、如此、而諸家不祭、可哀哉、重遠謂、家々祭祖先、我獨黙然曠闕、人情有所不忍焉、當更詳之、

〔天保度御改正諸事留七〕天保十五辰年七月八日

一町中聖靈棚之道具、御堀江一切捨申間敷候、若相背候者有之候はゞ、御穿鑿之上、急度可被仰付事、○中略

右之通、町中不殘可相觸候、

辰七月八日　町年寄役所

〔蜻蛉日記中之中〕七月○天祿元年十日にもなりぬれば、よの人のさはぐまゝに、ぼにのこと、としごろ

は、まこと心にものしつるも、はなれや去ぬらんと、あはれなる人もかなしうおぼすらんかし、

〔蜻蛉日記下之中〕七月〇天祿三年十よ日になりて、まらうどかへりぬれば、なごりなうつれ〴〵にて、ぼにのことの御ふうなどさま〴〵になげく、

〔枕草子十二〕うちとくまじき物　右衛門のせうなるもの、ゝ去せおやをもたりて、人の見るに、おもてぶせなど見ぐるしう思ひけるが、伊よのくにようのぼるとて、海におとしいれてけるを、人の心うがりあさましがりけるほどに、七月十五日、ぼんを奉るとて、いそぐを見給ひて、道命あ去やり、

わたつうみにおやをおし入てこのぬしのぼんする見るぞあはれなりける

とよみ給ひけるこそ、いとをしけれ、〇又見続詞花和歌集二十

〔今昔物語二十四〕七月十五日立盆女讀和歌語第四十九

今昔、七月十五日ノ□盆ノ日、極ク貧カリケル女ノ、祖ノ爲ニ食ヲ備フルニ不堪シテ、一ツ著タリケル薄色ノ綾ノ衣ノ表ヲ解テ、瓷ノ瓫ニ入レテ、蓮ノ葉ヲ上ニ覆テ、愛宕寺ニ持參テ、伏禮テ泣テ去ニケリ、其後、人怪ムデ寄テ此レヲ見レバ、蓮ノ葉ニ此ク書タリケリ、

タテマツルハチスノウヘノ露バカリコレヲアハレニミヨノホトケニ

ト、人々此レヲ見テ、皆哀ガリケリ、其人ト云フ事ハ不知テ止ニケリトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔爲房卿記〕寛治元年七月十五日甲子、午上參法成寺、依盂蘭瓫供也、家司行事清長朝臣、稱病當日不參、雖申事由、不被仰替人、

康和二年七月十五日庚辰、今日法成寺自恣也、仍參入、去年六月以後、大殿〇藤原師實、參御堂給、而今日御衰日也、隨不參御、權大納言以下上達部五人被參入、權律師慶增、僧綱三人、凡僧卅餘口參入、

〔殿曆〕康和五年七月十四日辛卯、北政所御渡京極殿、余〇藤原忠實參御共、今日依日次宜、拜盆、余衣冠於

簾中拜之、先大殿、次二條殿、各拜二度、盆具後延職事非職著束帶雜役、大殿御盆送宇治、二條殿御盆送木幡也、行事盛家、五位家司職事等束帶雜役、又非職諸大夫等同之、其儀垂簾、其中に敷疊一枚、（余座南面）敷長筵、其上立長櫃、其ふたをかへいて其上置瓫、長櫃各四合八也、拜了、各還了、未剋許還高陽院、戌剋許退出、拜以前沐浴潔齋也、

〔中右記〕永久二年七月十五日、午時許參法成寺、治部卿、右兵衛督、源宰相中將、殿上人五六輩參入、先有盂蘭盆講、講師兼禪已講、次諸僧著南庇僧前座、次有例講、講師嚴勝已講、問者覺秀、諸僧例時行道、此間公伊大僧都行供養法、事了、諸大夫置雜紙申時、事了、欲參尊勝寺之處、人告云、上卿源大納言、藏人辨參彼寺、早行講筵被出了、

〔玉海〕壽永二年七月十四日丙子、送瓫具於三所、淨光明院（故殿）光明院（先妣）西御堂（故女院）各禮拜如例、建久二年七月十四日庚申、送瓫供於三堂、（故殿、先妣、女院等也、）余依病不能正衣帶、在簾中如形拜之、公家瓫猶依日次不宜無其沙汰、先被問例也、

〔明月記〕天福元年七月十四日丙辰、二代之御瓫存例送嵯峨、○中略 俗習有父母者、今日魚食云々、於予不忌憚、適好念誦者、齋日葷食、極無其詮、訪世々父母事、不可依今生二親、　十五日丁巳、御堂盂蘭盆遲々云々、左大辨、新宰相參云々、

〔勘仲記〕弘安五年七月十五日壬申、早旦著衣冠參大宮殿、被行盂蘭瓫講、御導師房愉律師、請僧二口、内一口遲參、殿下、左大將殿入御、有御聽聞、事了給御布施、予（○藤原兼仲）先取御導師被物、其外業行朝臣、擧俊朝臣兩人取之、（地下四位兩人任位次可取之由稱之、余答曰、殿上地下無別、任位次條雖治也、且殿中執事異他、爭可勤地下之下﨟哉之由所答也、）次退出、參京極殿法成寺于蘭瓫、依神木御座不被行之間、於此御堂被供養于蘭瓫經、御導師房曉法印、請僧二口、（標玄僧都、俊譽竪者、）寺家講定、此輩供僧也、御布施、御導師裹物一（予取之）紙廿五帖、帷布一段、（入平裹）諸大夫仲經取之、自餘無裹物、紙帷等許也、凡僧帷不入平裹、寺務成壽律師著座、給御布施、仲經同取之、宗俊遲參、中俊

一身所奔走也、調鉢備、當參僧分執事、幷僧名口等同給御布施、今日紙帷等以寺家下行所濟給之、自餘庄々不及廣催、東西兩獄囚人饗任例被下行了、事了退向經持第、長講堂盂蘭盆奉行之間、同車予伴、爲便宜之間、暫所納涼也、及晩歸了、　七年七月十五日辛卯、參殿下、(兼平○藤原)爲盂蘭盆御聽聞御出大宮殿、仍不入見參、參前殿下(實經○藤原)御方、數剋有御雜談、次參法成寺自恣、爲奉行也、職事時方、所司行房等致沙汰、公卿雖相催、無人等領狀、僧寺家廻請之、未剋許參入、能禪法印已下廿餘輩奉仕、予(○藤原兼仲)召預、仰可始行之由、先例講次著供食座、(南庇)次盂蘭盆講、次例時、其後給御布施、僧綱北座(二行著ス)一口別絹裹一、(寺家儲之)帷布一端(入平裹)紙十二帖、諸大夫時方、兼信、宗雄等取之、予監臨之、各自北給之、次給凡僧、自南給之、無絹裹、只紙十帖、帷(不入平裹)次五位知經、諸司官人等役之、次給五勾當等、今年庄々稱異損之由、例進帷布未到之間、多不乞、於當參僧侶者、皆悉可引之、勾當已下令不足者、到來之時追可給之由、所令下知所司也、緇素見參所司付職事、其後予退出、於夕郎者、修正自恣等、先例奉行無巨難、於御八講者、不奉行先例也、

〔康富記〕嘉吉二年七月六日甲子、自大住庄當司領公事物、索餅、幷盆供茄子、根芋等上、亦麥粉之麥等到來、　十五日癸酉、盂蘭盆供、如例致沙汰了、高祖父(○光惠)曾祖父(○念西)祖父(○貞淨)先考(○心淨)等十餘前也、

〔建內記〕文安四年七月十四日甲辰、參詣淨蓮花院御石塔、先大納言殿御塔、次大貳殿御塔、件御塔乾邊有舊塔、如敎禪尼御塔歟、慥不知之、於大貳殿御塔猶供水、(○下略)

〔親長卿記〕文明三年七月十四日、同前、晩盆供水、中御門大納言於予亭供之、　十五日、曉天供靈供、次參談義、供水同前、

〔實隆公記〕永正三年七月十五日癸巳、曉天盆供如恒、荷葉强飯等、遣九條、万里小路、入江殿等、一荷兩種各遣伯山科許了、愚亭祝著儀如例、盆供念誦、終日看經念佛、及晩水向如例、

〔宣胤卿記〕永正十五年七月十五日、盆供如ㇾ例、元ハ父方七膳、母方七膳備ㇾ之、近代省略、不ㇾ可ㇾ然、

一夏中、毎日万反百万反念佛卒都婆、一夏中、毎日一本外、至二今日一二千六百本、

〔尊語集抄〕一于蘭盆ニ者、御書院ニ竹を御つらせ被ㇾ成、紙を小さく御切せ、處々御陣の節致二御供一討死抔仕候御家來之名御書せ、右竹ニ張並べ有を、十德を被ㇾ召、御數珠御手〇蜂須賀家政ニ御持、御立向ひ被ㇾ遊、どこそこの御陣處ニ面骨折たると、夫々被ㇾ仰、一禮宛被ㇾ遊御通り之由、古き者共内海彌五大夫抔とも語り傳候由之事、

〔桃源遺事四〕一西山公〇徳川光圀或とき御歩行の序に、何方善兵衛が祖母の家にたちよらせ給ひし、折節七月十三日なりし、彼老女盆棚をかざり置候が、位牌ども計をならべて、其前にいろいろの供物を備へ、本尊は何も見えざりければ、かやうにはせぬもの也、もろもろの供物を如來に獻じ奉り、其功德によつて、そのこゝろざす所の靈魂昇脱することなり、板や有と御尋候に、しかるべき板も御座なく候よし申上候へば、門にうち候大般若の札を御取寄、御小刀にて御削り給ひて、

袍休(ホウク)蘭羅佛

薩(サツ)達(ダル)磨(マ)芬(フン)陀(ダ)利(リ)伽(キヤツ)素多覽　日蓮大士天地萬靈有緣無緣

釋迦牟尼佛

かくのごとく御認め、盆棚へ懸候へとて下し置れ、玉まつりのいはれ御物語なされ聞せられし、彼札は、老女死後善兵衛事久昌寺へ納め申候、

〔駿臺雜話禮〕二人の乞兒〇中略又加賀の國に野田山とてあり、前田家先祖以來代々こゝに葬る、故に家中の諸士も、死すれば其麓に葬らざるはすくなし、さる間中元には、家々より墓前に燈籠を具ふ、每歲の事なり、厚祿の家こそ、假屋を造り、人をつけ置て守りもすれ、其外は大かた夜ふくれば、ともし捨て歸りぬるに、下部の惡黨ども來て、火を打けし、蠟燭を奪取けり、側に乞食とおぼ

しき者、こもをかぶりて臥し居たりけるが、それを見て、人の祖考のためとて、墓にすゝめける物を、さやうに狼藉する事あるべからずと制しけるに、惡黨ども、もろともに罵て、こもをかぶる身として、いらぬ事をいふ奴かなといひしに、その乞食きゝて、各が今するやうなる事をせぬ故に、こもをかぶるといひしとぞ、

〔泉涌寺諷誦類〕南瞻部州大日本國々□□□□黒白諸衆等白

伏値七月半之勝時、因盂蘭盆大會、聊營香華燈燭微供、敬勵諷經念佛之殊勲、以救鬼趣之難、兼祈恩所得脱者、

右伏以、實相虛曠、泯十界於一理、心植包容、收千如於方寸、迷之則苦樂永隔、悟之乃凡聖頓融、凡中以惡趣而爲極、苦中以鬼道而爲重、至如目連供於亡母、一飯化成火炭、耶舍遊海邊、二鬼同禁牢鎖、皆是莫非慳業所致、心力企然、倩觀六道衆生、悉是生々父母親族、切願四生群類、共復世々恩夢知識、斯日不資彼神靈、何時得拔其處苦、依之因逢盂蘭盆之大會、聊設微供、得遇佛歡喜之勝日、敬誦神呪、伏冀、三品九類之諸鬼、頓釋倒懸、而越苦海、七世四恩之群生、速藉重修、以到樂邦、更乞衆聖之冥加、必鑒一會之懇誠、謹疏、　應永□□□□□

〔建内記〕嘉吉元年七月十五日己酉、諸寺盂蘭盆也、蓬屋靈供等如形致沙汰者也、淨蓮華院盆供物先相語寺家、依西國不通也、白蓮社盆供物玄周定致沙汰哉、勝栽使職年貢内示合之故也、

文安四年七月十五日乙巳、諸寺盂蘭盆也、河東西郊以下如例、年貢未到之間、先寺家可致用意由、内内相語知事云々、又於蓬屋御靈供如例、委時常註置歟、今夕供水又如例、

〔碧山日錄〕長祿四年(○寛正元年)七月十五日己丑、春公開盂蘭盆會、有供佛齋僧之儀、

〔國師日記〕寛永九年七月十五日、增上寺(江)御成、尾張、紀伊、水戸御三人、國師同道出仕、御燒香以後、奥之書院にて、卽心成佛之法問有之、僧衆廿人、其後御菓子御吸物御酉被召上、御三人樣國師御相伴

也、何も三方也、住持龍岳被召出御相伴、是は足打也、御成以前、拂曉ニ施餓鬼有之由、其以後御成也、御成以前於宿坊、尾大樣御振舞有之、

〔國師日記〕一寛永九年七月十四日、南部信濃殿ゟ、彦八弔施餓鬼料銀子拾枚、蠟燭百挺、樽米味噌野菜以上五十色、目錄ニて來ル、明十五日施餓鬼可申付筈也、則請取狀禮狀遣ス也、

一同日〇十五日午時、於當院施餓鬼、施主南部信濃守也、子息彦八郎爲之弔也、彦八郎、寛永八年辛未霜月廿一日病死也、龐嚴蘊公大禪定門ト書付來ル、此方ニ而彦龍院ト院號ヲ加ル者也、

〔改正月令博物筌七月〕十三日　京都(東西本願寺灯籠拜見、十五日まで、)　十六日　水灯會(宇治黄檗山の僧、宇治川に出て修行す、)

**迎鐘**

〔扶桑鐘銘集上〕東山珍皇寺鐘銘

夫洛陽東山珍皇寺者、嵯峨天皇聖朝、小野篁君他界後、其歸魂現此地、而復本身、故弘法師開其遺跡、而號六道、因安篁君於勝區、號竹林大明神、從此此地、謂通徹于冥府、良有以哉、每歲早秋及盆前、庶民男女詣之、則如逢六親亡族、加之撞一聲鐘、呼迎亡親、鐘年々借隣鐘、雖補舊典、終不自由、仍力募大小衆緣、銘鑄焉、彼篁君之廟守今江重次、一日扣予陋室、請銘之、予曰、頃者被惱炎蒸惡客、推枕偃帳、不得近傍陶先生管城公、故賦伽陀一章、式代厥銘云、〇中略

寛永二年乙丑孟秋如意珠日　前南禪々寺古㵎叟慈稽首誌焉

〔改正月令博物筌七月〕九日　京都六道參(槇賣、槇買、迎鐘、建仁寺の南にある、六道の珍皇寺といへる寺へ參るを云なり、今日明日、諸人此所にまうでゝ、聖靈を迎ふるといふて、此寺の鐘をつく、是を迎鐘といへり、)

**草市**

〔増補江戸年中行事七月〕十三日　〇精靈會、かざり物、草市所々に立、(吉原にては、十二日に市立、)

〔東都歳事記三七月〕十二日　草市(又〇盆市ともいふ、精靈祭り、魂棚、飾物の市なり、何れも卯の刻より始る、鼠尾草、麻がら、白黄の茄子、まこも、瓜、茄等にて作りたる牛馬燈籠、其外種々の供物、供花等商ふ、草市やかむろが袖にきり〴〵す、作者不知、吉原仲の町、深川櫓下、南小石川傳通院前、本所四ツ目、根津門前)

〔守貞漫稿二十七〕七月十一二日比ヨリ、魂祭ノ具ヲ賣ル、大坂順慶町、松屋町等、常ニ夜市アル所ニ

燈籠

專ラ賣之、又擔ヒテ賣巡ルモアリ、其ニミイロミイロト呼ブコトハ、桃柿梨以上ヲ云、三菓トモニ食用ニナラザル程ノ麁果ヲ賣ル也、梨ヲ此時ノミ、アリノメト云、其他蓮葉、ミソハギ、粟穗、キビ穗、稻穗、枝栗、折敷、土器、　苧売ト經木モ賣レドモ、此二種ハ別ニ賣巡ルヲ專ラトス、ヲヽガラ〳〵、上板ノ經木ト呼歩ク、又菓物ノ內ニナウリト云ヲ加フ、此ナウリ江戶平日食用ニスル丸漬瓜也、江戶ニテハ食用ニスレドモ、魂祭ニ不用、大坂ハ魂祭ノミニ用ヒ、食用ニセズ、江戶ニテハ專ラ諸所ニ賣ル、十二日夜也、草市ト云、昔ハ十三日曉ヲ專トセシガ、二十年計以來、十二日夜ニ買之、賣詞揃ヒマシタ揃ヒマシタト云也、賣物ハ大略大坂ニ似タレドモ、經木ナウリ賣ラズ、眞菰、雛、藁細工ノ牛馬、ホヽヅキ等ヲ賣ル也、眞菰以下、京坂ニハ不用也、〇中略

七月十五日ヲ中元日云、今日于蘭盆會ヲ設ク、故ニ或ハ上略シテ盆ト云、〇中略

今世大坂ノ魂祭ハ、大略持佛檀中ニ、下圖〇略圖ノ如キ經木ト號クル薄板ニ法名ヲ記シ、上下ニサンアル板ニ挾ミ、檀中ニ置キ、供物ヲ備ヘ奠ル、今世江戶ニテハ、大略佛檀中ニ祭ルヲ略トシ、專ラ下圖〇略圖ノ如キ棚ヲ造リ、四隅ニ青竹ヲ立テ、菰繩ヲ張リ、下ニハ眞菰筵ヲ敷キ、棚ノ周リニハ、青杉葉ニテ造リタル籬ト云ヲ以テ、棚ノ如クニス、此棚上ニ、常ニハ佛檀ニ置ル位牌ヲ取出シ祭ル、〇中略昔ハ蓮葉麻売以下、魂祭ノ諸物ヲ川ニ流セシト也、中古以來大坂ニテハ、或比丘尼寺ヨリ官ニ請テ、大坂中諸所ニ小舟ヲ廻シ、一町限諸戶ヨリ、十五日晚ニハ辻番所ニ集之、右ノ小舟ニ送ル事トナリヌ、此魂祭ノ雜物皆各所用アリテ價トナシ、其尼寺一年ノ費ニ足ルト也、又江戶ニテハ十六日ノ朝、近在ノ小百姓等、是モ小舟ヲ諸川岸ニツナギ、市中ヲ巡リ、精靈サマオムカヒ〳〵ト呼ビ來ル、此時棚ノ雜物ヲ下シ、敷タル眞菰ニ包ミ、十二錢ヲ添テ與之、蓋舟ヲ廻スト、市中ヲ巡ルト、同人ニハ非ズ、市中ヲ廻ルハ困民ナルベシ、

〔日次紀事七月〕十六日　燈籠禁裏十四日十五日所被用之灯籠、多今日頒賜諸家、

〔明月記〕寛喜二年七月十四日癸卯、近年民家、今夜立二長竿一、其鋒付下如二灯樓一物上、張レ紙擧レ灯、遠近有レ之、逐レ年其數多、似二流星一、人魂夜著二綿衣一、

〔宣胤卿記〕文龜四年〈○永正元年〉七月十四日壬寅、燈樓一〈水中蟹、屋上鳥、有下人持レ鉢拔レ蟹、東坡詩、恕移二水中蟹一、愛及二屋上烏一、有二本文一、〉進二内裏一、御悅喜之由有二御返事一、盆供如レ例、

〔鹽尻 十六〕一二水記〈○七月生御靈の事○中略〉十三日、今日各燈籠進上、　按ずるに、明月記に、寛喜二年七月十四日の條に、近年民家今夜立二長竿一、其木梢附下如二燈樓一物上、張レ紙擧レ燈、遠近有レ之といへり、　賢按、四季物語に、靈屋へ火を上ルなるべし、偏家の事に而はなし、　其時は、未だ官家に用ひ給はざる事明らけし、况や朝廷をや、其後張燈盛になりて、三元の燃燈を附會し、其本を忘る、今七月十四日、朝廷御燈籠を獻ず、永正の時のごとし、

〔をとぎばうこ 三〕牡丹灯籠　年毎の七月十五日より廿四日までは、聖靈のたなをかざり、家々これをまつる、又いろ〳〵の灯籠をつくりて、あるひはまつりの棚にともし、あるひは町屋の軒にともし、又聖靈の塚にをくりて、石塔のまへにともす、その灯籠のかざり物、あるひは花鳥、あるひは草木、さま〴〵しほらしくつくりなして、その中にともしびともして、夜もすがらかけをく、これを見る人、道もさりあへず、又そのあひだにをどり子どものあつまり、聲よき音頭に、頌歌出させ、ふりよくをどる事、都の町々上下みなかくのごとし、天文戊申の歲、五條京極に、荻原新之丞といふものあり、近きころ妻にをくれて、〈○中略〉

いかなれば立もはなれずおもかげの身にそひながらかなしかるらむ、とうちながめ、涙ををしぬぐふ、十五日の夜いたくふけて、あそびありく人も稀になり、物音もしづかなりけるに、ひとりの美人、その年廿ばかりと見ゆるが、十四五ばかりの女の童に、うつくしき牡丹花の灯籠もたせ、さしもゆるやかに打過る、〈○中略〉その後雨ふり空くもる夜は、荻原と女と手をとりくみ、女のわ



〔日本歳時記 五 七月〕燈籠圖

らはに牡丹花の灯籠ともさせ出でありく、

〔舊府政撰要集法度拔萃〕慶安元子年六月

一町中盆之燈籠、此以前より如被仰付候、結構仕間敷候、勿論作物幷糸類金物金銀にて箔付候事、漆之類に而燈籠拵商賣、堅仕間敷事、〇中略

六月

〔武江年表八〕此年間〇文政記事　白き盆挑灯、切子燈籠廢れ、彩色の草花を書る挑灯行はる、

〔守貞漫稿二十七〕盆燈籠〇中略

今世ハ三都トモニ七月朔日ヨリ晦日ニ至リ、燈ヲ點ジ、又八月モ三日迄繼之ヲ、無緣法界ノ爲也トシ、又京師ニテ、或ハ明智光秀ノ爲ト云ハ、逆賊ナレドモ、京都ノ地子錢ヲ免ゼシ報恩ノ意ヲ云也、精靈棚ニ供ズ、燈籠一年限飾制也、京坂白紙、江戶ハ蓮ヲ畫ク多シ、大坂ニテハ、每戶必ラズ圖〇圖略、下同、ノ如ク挑灯ニ記號ヲ一面黑、一面淡墨ニ描タルヲ用フ、小戶ニテハ小挑灯ヲ用フモアリ、小提灯ハ格子內ニツリ、下圖ノ如キハ戶口ノ軒ニ釣ル、江戶ハ圖ノ如キ白張挑灯ヲ用フヲ本トス、然レドモ二三十年漸クニ他ノ小提灯、或ハ燈籠、種々ノ形ナルヲ用フ、然ドモ巨戶ハ今モ專ラ此白ハリヲ用フ、中以下モ當年死亡アリシ家ニハ用之、上下ノ花形ヲ、紙ヲ二重ニス、白ノマヽヲ專トシ、或ハ六字名號、或ハ南無妙法蓮華經等ヲ書モアリ、今世普通ハ下圖ノ如キ小挑灯ニ、彩色ノ繪ヲカキタルヲ用フ、或ハ同制ノ褁形ヲモ用フ、京坂ニテ隱宅、或ハ女主ノ小戶等ノ用フ物モ、是ト同制也、盆燈籠、盆挑灯ニハ蠟燭ヲ用ヒズ、下圖ノ如キヒヤウ燭ト云ルヲ用フ、木綿太糸ヲ以テ燈心ニ代ル、三都トモ用之、江戶モ昔ハ切子ヲ用ヒシガ、中古以來廢シ、今稀ニ用之、又切子ニ非ル種々ノ形モ今往々用之、

〔紀州政事鏡下〕一雖儉約中、盆中三日之內、夜中燈籠切籠一ツ二ツ、花火三本宛出し可申候、無益

盆踊

之費ニは候得共、年中其時々之義不致候得ば、人の心窮屈ニ成行事なるもの故、右之通可爲致候、畢竟年中儉約いたす事も、其時々の事を可致爲也、諸人ニ悦び慰をも、一向ニ差留候事は、木石同樣之事也、元來諸人の悅は、當家の祈禱と可存事也、

〔春日權神主師淳記〕明應六年七月十五日、南都中近年盆ノヲドリ、異類異形一興、當年又奔走云々、不空院辻ニ躍堂自昨日初建之、毎年盆ノ躍ハ、晝新藥師寺ニテ躍リ、夜不空院ノ辻ニテ躍之處、新藥師寺毎年ノ躍ニ、堂ユルギテ瓦モヲチ、御佛達モ御損ジアル間、彼寺ニ難儀之由申之故、躍堂毎年用意ニ、當年構之云々、高畠ノ神人幷地下人等令出錢沙汰之歟、〇中略一躍風流以下事、自明日十六日可停止之由、七鄕被相觸云々、當年ハ殊可奔走之趣、先日爲六方被觸之處、自古市邊不可然之旨、執披露之間、自明日ハ臨時事也、無用之公平歟、

〔奇遊談三下〕大心院町盆躍　新町の北、清藏口の南の町を大心院町といふ、細川政元の第跡也、永正四年六月廿三日夜、家臣戶倉がために生害す、其一族六郎澄元を養子とす、いかにして政元、澄元の人をいるゝことのありしにや、于今毎年此町の人々、七月の夜、かの追福のためにとて、念佛を修行し、踊を催すこと今にたへず、言傳へたることもあらねど、かゝることのたへざるは、其人の德によることぞとおもはれき、

〔稻葉家譜九〕典通、〇中略七月〇天正十五年秀吉入大坂城、典通亦歸于曾根城也、〇中略良通貞通奉之、馳使於曾根、告此事於典通、時典通往稻葉土佐秀通宅、而催盂蘭盆踊、卽聞之、直發濃州、而蟄居于勢州朝熊、

〔義殘後覺一〕入江大藏之丞口論の事附力業の事
角て月日をふるほどに、七月〇文祿元年十五日の夜、藝州御城の馬場におゐて、諸方のさぶらひ、小姓衆、さみせん、つゞみにて、大おどりをはじむるほどに、大藏之丞も、道場の太鼓、三尺四方ありける、につなをつけてくびにかけ、是をうつて中おどり舞給ふほどに、平河は常にねらひけるにや、こ

れにて見付、人にまぎれておしくみ、一物のものきれにて、覺えたるかとて大肩をうつて、そのまま大勢にまぎれてのいたりけり、

〔日次紀事七七月〕十五日　兒女踊躍　洛下兒女、今日亦擊太鼓、催踊躍、同于七夕之式、　地。藏。踊。今夜至明夜、幡枝地藏踊、凡愛宕山地藏権現、有鎭火災之誓、此處人亦祭之、新免火難、燈。籠。踊。洛北岩倉花園兩村少年女子、各戴大燈籠、各聚八幡社前、而男子擊太鼓、吹笛勸踊躍、是謂燈籠踊躍、又於岩倉觀音堂前作踊躍、兩處共踊躍後、村人點烟火、烟火倭俗謂花火、所戴頭上之燈籠、踊躍女子之家々、自春初製造之、互秘其所作之模様、〇中略　七月節謂立秋、(中略)街市賣大鼓、團扇、大小木刀、加伊羅木、三尺手巾、奇特頭巾、作髮、金銀薄紋所等、是兒童踊躍所用之具也、賣截子燈籠、塞燈籠、金燈籠、草挑燈、小行燈、是皆中元夜所點燈也、(中略)自十四日至晦日、入夜大人小兒、街頭催踊躍、或又各催同列、到所相知之家、而大爲踊躍、是謂懸踊、其所被掛之家、再催踊、往而酬之、是謂返、又入夜、民間請僧使擊六齋大鼓、或歌念佛、或説經解、任意而請之、

〔山城四季物語七四月〕十五日十六日の夜、松ヶ崎、長谷、岩藏、花苑踊の事、

松ヶさきは、本涌寺といふ堂の前にて、法花の題目にふしを付、拍子に合、老若男女をし交り、孫や子供をかたに懸てもおどるなり、此寺は、日蓮の末弟、日像の開基として、法花圓純の學室なり、長谷、岩藏、花苑にては、六字の念佛にふしを付、さま〳〵の花をかざり、匠をつくしたる、四角なる燈籠を戴ておどる、いづれも肝にいりたるひとふし、きはめて品ある事、都にも恥ずおもしろし、此所にては、氏神の前より踊初、其としみまかりたる亡者有家に行て、夜更までおどりありくなり、かくばかり、列年にもよほしたる事なれば、由來なきにしもあらじなれど、たしかに知者なしとかや、又播磨國姫路の、總社といふ宮にては、十五日の晝燈籠を戴て、男ばかり、太刀刀をぬきかたげ、けはしきさまして踊なり、是にも由來さだかならずとぞいひける、祭れる神は大己貴命なり、

〔奇遊談三下〕花園燈籠躍　洛北花園村に、毎年七月十六日の夜、里の童女、頭に二尺四方もあるべき角なる紙ばりの燈籠をいたゞき、上に名所の山水などの形をつくりて、燈火をてらして、念佛をとなへつゝ踊ることなり、隣村北岩倉村にも、同日おなじさまのおどりあり、

〔一話一言十二〕池田氏筆記　一京都踊所々ニアリ、島。原。踊。盆中アリ、此外ニ松ヶ崎ノ題目、岩倉灯。

籠踊、下賀茂ハチズ踊、浄土寺村念佛踊、白川シヨガイナ踊、祇園町ノ踊、右毎七月十五日十六日ノ夜也

〔市中取締類集二一〕盆祭りと唱、七月十四日、十五日亥刻過ゟ月夜に乘じ、桶町南槇町邊〇江戸諸職人共、夜通し戲踊はやし騷歩行、表住居之もの共、臥兼難儀仕候由、依之寛政初年頃ゟ、南北御用掛ゟ、厳敷御差留、両大口殿御役中、德兵衞引受、右體大行之儀仕間鋪、御請證文差上來、其後等閑に相成、去亥年は、南臨時御廻り方ゟ、五郎兵衞を以、御差止證文取置申候趣に御座候、〇中略

丑〇天保十二年七月

〔甲子夜話十六〕諺ニ、鼻ノ先ノコトモ知ラヌト云ヘルガ予、〇松浦清ガ淺草邸ノ西隣ハ、弘前侯〇津輕ノ中邸ナリ、其邸ニテ七月十五日、十六日、十七日ノ夜ハ踊ヲナス、毎年コノ如シ、コレ其領國ノナラハシト云リ、士分ヨリ下賤マデ皆踊ルコトナリ、其形何ニト定リタルコトモ無ク、思々ノ衣類ヲ著シ、游女又ハ半シタ女、又ハ老人、又ハ乞兒、又ハ妊婦ナドノ、スベテオカシキ容體シテ鳴モノヲナラシ、囃シテ踊ル、謡フ章モ定リナク、譬ヘバ婆々ハ腰ハ曲ツタソレ〱ト云ヤウノ詞ニテ、拍子ヲ打テ踊ルトゾ、侯ヨリモ時ニハ揃衣裝ナド賜フコトモアリ、或ハ四斗樽ノ酒ヲ其マヽ下サレテ、諸人醉ニ乘ジテ踊ルヨシ、多クハ衣服ニ樹ヲ紋ニツケ、木履ヲハキテ踊ルト云、コレ弘前侯ノ手廻小頭熊谷文八ト云フガ話ナリト聞ヌ、

〔西遊旅譚一〕勢州四日市の驛より、石藥師の間の宿日永村あり、七月十三日、十四日、十五日、盆中、ツンツク踊とて、小童、或十七八の女子、又廿歳ばかりのおのこ、白きさらしの手拭をほう冠にして、腰に扇をさし、手に手を取て輪となり唱(ウタフ)、此一村三四町より、此踊を出す、一町づヽ、唱(ウタフ)文句ちがひぬ、

〔房總志料四上總附錄〕一房總南海の砂民、其俗盡く南紀の人にならへり、如何となれば、賀多須原の

漁師潟淺弱山の商賣は雜處すればなり、中元の踊などいへるも、彼土俗を傳、是則他なし、其俗脆薄のいたす所、かく舊俗のあらたまりぬるはよからぬ事也、

〔飛州志 七踏歌〕吉左右踊 本土高山國府ニ於テ、毎歲七月下民ノ小兒男女トモニ遊ビトスル踊也、今ノ俗キッソ踊、或ハキソ踊トモ云ヘリ、皆吉左右踊ノ誤ナリ、木曾踊ハ信州木曾ニアリ、隣國ナレバ其名混ゼシモノナラン、按ズルニ、是文祿年中、豐臣家朝鮮征治ノ時舊領主金森法印父子、肥前唐津ニ在陣セリ、然ルニ朝鮮ニ至ル處ノ、日本ノ諸將、速ニ勝軍ノ事、唐津ヨリ此州ニ告來レリ、(于時文祿元年壬辰三月、朝鮮國ノ還東季子チ擒ニセリ、)仍テ下民是ヲ祝シテ、悉ク高山ノ城下ニ群參シ、踊歌セシヲ濫觴トス、俗ニ吉左右ノ告來ルト云フヲ以テ名トスルモノ也、自是毎歲七月七日ハ、高山ノ民同鄉ノ國分寺ノ境內ニ集リ踊レリ、同十五日、十六日ハ、高山ノ國府ニ於テ踊ヲイタス、古來用ユル處ノ章句ヲ載ス、 空タツ鳥ガ日本へ行バ、言傳シヨモノ文副テ、(按ズルニ、朝鮮在陣ノ意チ云フカ、)天ニ照ル月ハ十五夜ガ盛リ、我ガ君サマハイツモサカリ、(按ズルニ、豐臣家ノ事チ云フニヤ、)御寺サマノ御門ニ、鶴ガ巢ヲカケタ鶴千年ト、(按ズルニ、本願寺宗照蓮寺高山ニアリ、其時ノ住持ハ金森氏ノ婿也、是チ云フカ、)思イモ寄ラヌ、タクラダニ出ヨテモロタヨ、知行ヲ五千五万石、(未解)小豆餅ニ砂糖ツケテ、フクサ(袱紗)ニツヽ(包)デ、フ(封)ヲツケテヤリタヤ、大野主馬殿へ、(按ズルニ、大野主馬ハ豐臣家ノ長臣タリ、)コ(國)クブ(分寺)ジデ踊レバ、ヲノケ(御化)メガシ(婀)カル、ヲノケメガサイハチヲ、(按ズルニ、又□チ下俗サイハチト云フトナリ、)シントロ〳〵ト、眠ル眼モイトシ、トリヲケヲゴケ、(未解、チゴケハ字禰ナルベシ、)今宵モ鹿子、アスノ夜モカノコ、メシカエテゴザレ、(按ズルニ、鹿子目結、染色ノ名ナリ、)

〔新潟繁昌記〕盆踊 燈節既過、其十四五六、一連三夜、男女混雜、團欒舞蹈、蓋昔者諸州皆有之、而越最盛、遂到今不廢、各裁新衣、爭美粧束、紅聯紫翩、結隊競舞、雖不如演戲萬變盡態、其揮手扭脚、履矩合節、千亦一身、萬亦一態、堪取賞觀、謳亦不過一曲節、美音者一人爲引、大家從和、千亦一喉、萬亦一腔、歌有數種、其一曰、御祭渠兮白山祠、家業覆兮上窮時、土音極淫、所謂桑間能蕩人心、邂逅相遇適我願、采唐

於其間者多、冶遊之子必携狎妓往、鴛鴦傾歩、迷蝶雙飄、衣同其色、以照驕奢、土俗之習不止幼穉少年、爺亦歩、婆亦顛、連僧連、祝恚心也似、莫不入夥、貧不能爭美者、俗而臂袈裟、僧而瓢長袖、或負笥籠、或被藁薦、奇怪百出、箇々取笑、那邊舞罷、這邊謳起、矜色取重者坐宴不出、酒酣矣、然不過、亦投袂而起、七十四橋將蹋頓、三十餘坊危顛覆、

〔諸國盆踊唱歌序〕此さうしは、寛文の頃、後水尾院諸國に勅して、盆踊の唱歌を集め給ひしものなりとて、今より二十年ばかりさきに、友人の許よりかりえたりしが、其刻は何のこともなくて寫しとゞめず、其のち見まくほりすれども、彼友も亡たれば、更にせんすべなかりしが、今又不意此寫本を得たり、御撰なりといふが、たゞいひ傳ふるのみにて、その虚實は不知、

いたこ出島云々の歌は、むかし見しさうしには無し、後人の書加へしものなるべし、そのほかもなほ近くおもはるゝ歌あり、よく味ひて新古を分つべし、

文政乙酉六ノ朔　柳亭種彥

〔花洛名所圖會東山四〕大文字噺(熊谷直恭、通稱久右衛門、)云、每年七月十六日の黃昏に、洛東淨土寺村如意嶽の山上に、燈すなる大文字は、弘法大師の作り給ふと云傳へたり、いかにも其運筆字勢の妙絕たる類ひなし、予彼村に往て、親しく村長に問に、第一の畫長三十八間、第二八十五間、第三六拾間とぞ、火の數七拾五、其中央の所を、カナワといふ、さて山に登り、薪を積めるを見しに、生松の小割を以て、卌此の如く積立、枯松葉を差添て、火勢を助る、其體さながら、護摩爐に用る、壇木助刀に異ならず、思へば山上に用ゆる、柴爐護摩の根原たる、靈地なる事炳然なり、またかの七十五の火場、皆穴にあらず、只平地なれども、絕て草木を生せず、故に焚時諸蟲殺生の患なし、又多日の雪朝には、雪の大文字を顯はして、人目を驚歎せしむ、これら大師秘密の加持力を以て、山祇に誓ひ、後葉まで結界なし給ふならめ、されば忌服ある人を甚く憚るとぞ、もし人家に誤て用ふれば、忽ち祟りを受

るなど、千歳の今に顯然たるは、神秘の密法を、下民に示し給ふならん、かくて諸病者、此大文字を拜して、祈願するに、靈驗有て平癒を得し人多し、想ふに、七月十六日夜は、亡靈の送り火とて、諸國に爐火を奠す、此義、經説にも所見なく、また緇素其由緣を知らず、また正月元旦は、年月日時皆陽數なり、當夜は則其裏なり、黑年黑月黑日黑刻にして、悉く陰數なり、故に增益の柴燈護摩を焚て、諸惡氣諸亡靈を退散せしめて、天下太平國土安穩の祈禱をなし置給ふことゝ思へり、此夜また北山に船形を焚火は、則異船燒打の表示にして、蒙古異賊を調伏の護摩爐たる事跡ならん、さて或書に曰、延曆年中より、例歳三月、鹿谷靈鑑寺の峯に北辰を祭り、伐木して山川の神々に捧ぐ、これを御燈と云、こは異邦堯舜の例を摸したるとなり御燈遙拜のことは、書經舜典に見えたれども、彼國には古風亡びて、皇國には今も御遙拜の例ある事にあらずや、斯て思へば、村人カナワといひ傳ふる所は、此御爐に用ひし鐵輪(かなわ)の舊地なるべく、其は往昔弘仁中、天下飢饉して、疫病流行せし事あり、大師其頃より、此鐵輪を中央に置て、上下左右に七十五の火を添て、大の文字を作り改め、月も七月十六夜になし給ふこと、天地陰陽の妙數を取て、玉體安穩、寶祚悠久を祈らせ給ふ、其を村人の勤め來しなるべし、其古へは相當の下行をも賜はりつれども、數百年來世の亂れ打續きて、其事絶はてしとぞ、予火氣の早く衰へる事を歎き、年々薪の助力をなせり、同志の人は、聊にても此助力をこそあらまほしけれ、因みに云、同じ夕べ松ヶ崎の山に燈火する妙法の二字、此は日像上人、大文字を倣ひて、作り給ふこと必せり、さるを大文字は、足利將軍家の時に始れりといふ説は、金閣寺山なる、左大字の事なり、其を籬島が都名所圖會に、銀閣寺の所に出せるは、甚だ誤れり、此如意嶽の大文字は、弘法大師の御作なることは、其筆法點畫の微妙なる、何者かまねぶべけん、

〔雍州府志一山川〕慈照寺山〇中略　毎年七月六日、慈照寺淨土寺兩村民、登山伐松木、長二三尺許、歸家

細割之日乾、至同十六日晩、各擎此薪登山上、山西北面有大之字跡、是弘法大師之所畫也、所々以小石爲徽、各合而視之、則字畫分明也、凡大一字、横一畫、其長及四十間、其間炬火十箇餘也、左竪一畫八十間餘、其間炬火二十箇、右一畫六十八間、其際炬火二十九箇餘也、所擎來之薪木積置前所謂所爲徽之小石上、同時點火、其光分明赫奕、是謂亡魂送火、洛人爭觀之、凡兩村民家、割此木爲炬、其數四百餘、分之各主、或三四、或五六、爭競而點火、始此薪日乾間、誤用他事、則其家必有祟云、是弘法餘威之所及者乎、不如此、則何至今日有不易之理乎、此外北山點妙字法字、或有作船形者、又所々山岳或原野、諸人以枯麻條爲炬、點火拋虚空、或燒平地、俗是亦謂聖靈送火、又稱施火燒、凡盂蘭盆會所供佛之餘物、悉擎出燒之、諸人群集鴨川邊觀之、

〔花洛名勝圖會四〕如意嶽○中略　毎年七月十六日の夕方、京師の山にて送火を燒事數あり、就中此山の大文字の形勢遒壯、その地尤高嶽にありて、連珠の如く粲然として明かに、赫然として赤し、他の火に比ぶれば大に勝れり、土人傳ていふ、往昔此麓に、淨土寺といへる天台の伽藍あり、本尊阿彌陀佛、一とせ回祿の時、此峯に飛去り、光明を放ち給ふ、是を慕ふて、本尊を元の地へ安置し、夫より盂蘭盆會に、光明のかたちを作り火を燈しける、爾後弘法大師、大文字に改め給ふ、星霜累りて文字の跡も壓(うつも)れしかば、慈照院義政公、相國寺の横川和尚に命せられ、元の如くに作らしめ給ふと云、山州名跡志云、相國寺横川和尚と、將軍の臣芳賀掃部と、兩人作る所也、掃部は和尚筆道の弟子なり、火の數七十二ありと云々、

〔續史愚抄東山〕元祿二年七年十八日壬子、今夕有諸山送火、去十六日依雨不燃、

〔增補江戸年中行事七月〕十六日　諸所ゑんま參り、正月に同じ、

〔東都歳事記三七月〕十六日　閻魔參、ゑんまの齋日と云　參詣の場所、正月十六日のくだりに記する如し、　東叡山、輪藏も啓らく　增上寺、淺草寺、山門を開き、諸人登樓をゆるす、

〔東都歳事記一正月〕十六日　閻魔參、世にゑんまの齋日といふ　淺草御藏前長延寺、閻魔丈六倶生神脱衣婆立象　同大圓寺、十

生身玉

王堂、淺草寺奧山、〈井脫衣婆在、虫齒病者祈願す、〉同寺中正智院、〈堂內釋迦〉淺草誓願寺中西慶院、上野淸水觀音堂內、下谷廣小路常樂院、下谷坂本善養寺、〈○中略〉今日、諸寺院地獄變相の畫幅を掛る、〈本所押上眞盛寺に藏する所の閻魔廳前の圖は、京師の畫匠圓應擧が筆にして、飛動來目を驚かしむ、今日本堂に揭て拜せしむ、〉

〔華實年浪草〈七上七月〉〕生身魂（イキミタマ）、蓮飯、刺鯖、〈祀事曰、此月公武兩家各被饗尊親、是謂生身魂、或稱生盆、地下貴賤亦然、又此月十五日前、人家各以荷葉裹糯米飯、載鯖魚於其上、親戚之間互相贈而祝之、是謂荷飯、此月專賞鯖魚、一雙稱一插、以一首插一首內、依之稱一插、刺鯖是也、和漢三才圖會曰、刺鯖爲中元日祝用、但自脊傍骨割開連之、二枚作一重、謂之一刺、其色靑葉者爲上、能登之產爲上、越中次之、同書曰、蓮飯供考妣靈前、又以贈親戚、爲禮式、稱之曰生靈祭也、用荷葉包蒸糯飯、用親昔草縛之、以佛名爲好乎、閑窓倭筆曰、本朝ノ世俗七月ニナレバ、生ケル二親ヲ供養シテ、生身魂ト名ヅク、是モ盂蘭盆ノ修行也、盆經曰、願使現在父母、壽命百年無病、無一切之苦惱之患、是七月十五日佛自恣ノ日、現在ノ父母ノ壽命長久ヲ祈ル發願ノ文也、是生身魂ノ修行ナリ、〉

〔輪池叢書〈六〉〕生見玉考〈○中略〉假名記ニハ、目出度事ノ御祝トハ、イキミ玉ノ心ナリト云ヘリ、生身玉ノ祝ノ事、世俗ニテハ、親アル人、親ヲバ祝スルヨシナレドモ、御所ガタハ有無ニヨラズ御祝アル也、是ハ八日ヨリ十三日マデノ內、吉日ヲエラビテ、御厨子所、高橋大隅兩家ヨリ奉ル、七獻、幷ニ五ツ居、二ツ居ノ御獻アリ、

〔後水尾院當時年中行事〈上七月〉〕御めでた事、盂前此事有、日限不定也、兼日、宮門跡御比丘尼衆、內々の男衆、ふれもよほされて伺候あり、正親町の院の御時までは、宮門跡御比丘尼衆等伺公なし、舊院〈○後陽成〉の御時も、たゞ一度おの／＼祗候にて、今出川前右府晴季公抔も、座につらなられしとかや、其後はおの／＼召はあれど祗候はなし、長座窮屈人々暑氣にたへざるによりて斟酌有なり、其ゆへに日をかへて伺公あれば、是も御三間にて二こんまいりて天盃たぶ、天酌まではなし、各伺公の時は、十一獻十三獻に及で、あけはなるゝ事のみにて有けるとや、今はさまではなけれども、每度曉天に及、御座已下公卿の座にいたるまで、かまへやうみな月におなじ、女中おの／＼まろすゞしを著用、先初獻〈ぞうに〉御盃一こんまいりて、女中香とをる、二こん〈そろ〉御そへくしまで供じて後男をめす、公卿すのこの座につく、藏人そろ／＼を公卿のまへにするわたしてのち、內侍御

前の御汁をもてまいる、公卿にも汁をたぶ、御はし下ル、内侍御かへをもて參る、公卿にもたぶ、藏人すゞの鉢に入てもていづ、公卿給りて、御盃まいる、女中とをりて後、藏人酌にて、公卿に座ながら、殿上人は公卿の座の末に而召出してたぶ、其後公卿の座のうしろに候ズ、三こん御ひらは第一の上﨟の酌也、女中の座をいざり出て、女中公卿以下召出て、御とほりをたぶ、四こん(まん御そへくしあ)りは、次の上﨟の酌なり、勿論御前の御陪せんは、とほしの樣前におなじ、五こん鳥は、天酌なり、六こんうりを供ずれば、公卿侍臣ニもうりたぶ、みな月のごとし、御箸くだりて後各給はる、此度は又次の典侍の酌なり、もし上﨟分の人不足の時、勾當內侍人數にくはゝるなり、七こん(ひとつもの)を供じて後、五すへを供ズ、御右の方のはしにあり、此度は公卿の酌也、第一第二をいはず、公卿の中可然人也、女中は座ながら、男はめし出さる、酌の人の手前は、次の人酌に替る也、常の事也、天酌の頭より、うたひなどうたひて、公卿の座のまへに、かはらけのもの二つ出ル也、天酌の後、公卿だがひにとりてあたふ、事はてゝ入御、みな月に同じ、

〔御湯殿の上の日記〕明應四年七月六日、御めでた御さか月、二宮の御かた、三宮の御かた、おかどの御ふた御所、ほうあん寺殿、大志やう寺どの御ふた御所、あんせん寺どのよりも、御まいりなけれども、御さかな三色、一かまいる、のこり御所々々よりは、ながはしへ、御申どもありし、ふたゆふめして、うたはせらるゝ、御さかづきの御かず八こん參る、　十日、めでた御さか月參る、宮の御かた、ふしみどの、御むろ、くわじゆ寺の宮はしゐんの御かつ志ぎ御所も、御參りあり、おり五かう御たる二かまいる、ふしみ殿より、御かわらけの物三色、一かまいる、くろどにて九こん參る、三こんに、宮の御かた志やく、五こんに、ふしみどの、六こんに、御かつしき御所ばかりまいらるゝ、七こんに、てん志やくこと〴〵くにたぶ、御ともに六らう、よしらうなど參る、めしてうたわせらるゝ、御ひしひしとめでたし〳〵、　十三日、志もかはら殿より、めでた御さか月まいらせらるゝ、御いはゐ

ありて、あなたへ御かわらけのもの二色にて、一かまいらせらるゝ、あんせんじどのへも、御かわらけのもの三いろにて、一かまいらせらるゝ、　七年七月九日、宮の御かた、ふしみ殿、二宮、三宮、めうほう院殿、御むろ、御かつしき御所、大しゐんの御かつしき御所、めでた御さか月まいる

〔親長卿記〕文明八年七月十一日、參內、依召也、若宮御方已下有御祝之儀、（いきみたま云々）

〔親元日記〕寬正六年七月十一日丙辰、新造御生御玉、

文明五年七月十一日辛丑、公方御生御玉御祝也、貴殿御出仕、　十二日壬寅、貴殿生御玉御祝、御內方悉一種一瓶進上之、御一家少々如上、武田殿、女中樣御出、終夜一獻あり、奉公方衆少々同前、

〔二水記〕文龜四年（永正元年）七月七日乙未、今日三宮御方御目出事有之、　十日戊戌、今日未剋宮宮御目出事御申沙汰有之、竹園御兩御所宮御方、二宮御方、（中略）新御所於小御所有之、月卿雲客已下候緣、悉圓座、十一獻參之、堂上歌有之、悉沈醉、

〔天文御日記〕天文十五年七月八日　一自光應寺爲佳例、生靈玉、索麵口鉢、干鯛一折、指樽一荷、坊瓜二鉢來、　一日沒過て各食之、此時兼智上人、西向、ちやち（久今）、治部卿（カメ）、此衆還有之、各へ勸盃、　一今朝、南向爲生靈玉百疋被出之、慶壽院へも百疋被申候、合之明日冷麵可調之由候條、今日不勸盃、

十日　一生靈玉如佳例令調備、仍四汁十菜茶子五種也、人數者、南向、西（左）向、兼譽、（昨朝歸坊、又今旦來儀、）兼智、兼澄、敎淸、純惠、新（左）發、城入等也、此外末之一家衆於亭之次令食之、

十一日　一小兒生靈玉如例年調之、於新殿有之、汁三引物壹、菜六、茶子五種也、人數者如昨朝也、末之一家衆於亭如昨日令食也、

十二日　一本宗寺爲生靈玉冷麵（添肴）有之、取居一膳、食籠壹出也、人數者、兼智夫婦、新發、治部卿、南向等也、城入相伴也、

十三日　一去八日、南向生靈玉之貳百疋、九日者慶壽院依霍亂氣、今日有之、

〔後中内記〕享保二年七月十二日、御目出度事也、少將雖ㇾ當番、頭痛氣ニ付、小番御免等申入御理了、

〔日本歳時記七月五〕十三日　生見玉(いきみたま)の祝儀とて、玉祭より前に、おやかたへ、子かたより、酒さかなをおくり、又饗をなす事あり、いつの世よりかはじまりけん、今の世俗にする事なり、死せる人はなき玉をまつるに、今いける人を相見るがうれしきとのこゝろなるべし、

〔年中行事歌合〕十九番〇中略　右　盂蘭盆同十五日　前大納言

今日とてや内藏の司もそなふらん玉まつるてふ七月半に

〔彙載雜談〕一于蘭盆の歌

後の世にまよふ諸人こよひこそいでし都の月をみるらん

又歳暮にも玉まづるとよめり、玉祭の事、一年中に十六度あり、

〔春雨樓詩鈔九江門節物〕茄牛瓜馬(キウダナノウシウマ)　七月自二十三一至二十五一、家家祭二其先一、必有二茄牛瓜馬一、用二茄瓜一、截二芝蕀一加二四足一者、

野情轉不ㇾ在二驅驅一、靈仗排來猶要ㇾ扶、遮莫呼ㇾ牛又呼ㇾ馬、祭餘其奈ㇾ比二芻狗一、

〔翁草八〕川村瑞軒成立之事

川村瑞軒事、元は車力十右衛門とて、常に車を押て世を渡る傭夫也、〇中略　或時不圖思ひ付キ、上方に行て身の安否を究んと、僅の諸道具を賣て、金貳三歩肌に著け、小田原迄來て一宿せしに、相宿に老翁あり、〇中略　十右衛門つら〳〵此翁を見るに、唯者ならぬ氣性顯れければ、忽得心して、實も翁の異見尤也、然らば江戸にて一と勵致して見んと、翁に別れて江府へ引返し、品川を通りけるに、折節七月盆過ぎにて、瓜茄子夥敷磯端に流れ寄りしを、不圖心付て、其邊の乞食共に錢を取らせて取上ゲさせ、所緣の所にて古桶ヶを借り、右の瓜茄子を鹽漬にして引かづき、每日普請小屋江行キ是を賣る、大勢の日傭共晝食の菜に、我も〳〵と競調るに仍て、夫々段々瓜茄子の漬物を

鹽梅よく仕込て賣ける

〔守貞漫稿〕于盂盆戲

京師ハ僮僕箱提灯ヲ携ヘ並ビ列シ、先ヅ往ク、次ニ女兒等美服ヲ著シ、五七人ヅヽ手ヲ携ヘ、並ニ左ノ辭ヲ唄ヒ往ク、或ハ二三行、或ハ五六行、皆横ニ連レ歩ム、傅ノ婢ハ團扇ヲ以テ女兒ニ添テ仰レ之、女兒ノ唄フ發語ニ、必ラズ、サアノヤト云、故ニ此戲ノ名ヲサアノヤト號ク、サアノヤ〳〵云々、大坂ハ數十ノ女兒幾人ニテモ縱ニ連リ、一行ニ往ク、幼ヲ先トシ、年長ヲ後トス、各己ガ前ナル女兒ノ帶ヲ持テ竪ニ列ス、乃チ雁行ニ似タリ、衣服又美也、文化後迄專ラ無地絓縮緬ノ單衣ニ、黑天鵞絨ノ半襟ヲカケ、廣袖ニシテ袖口ノ半バニ、大角豆ト號ケ、紅紫黃靑等ノ縮緬ヲホソク長尺餘ニ數條ヲクケ、四五色ヲ交ヘ付ル、年長ノ女兒ハ不レ附レ之、又單衣モ絓ヲ用ヒズ、他ノ美服或ハ絽ノカタビラ等也、無地絓服ノ者ノ帶ハ、黑天鵞絨ヲ專トス、文政末ヨリ右ノ絓服ヲ著ルモ、漸クニ減ズ、他色ノ衣服多シ、又京都ノ如ク、宮提灯等ヲ携ヘズ、婢ハ添テ團扇モテアフギ往モアリ、

# 古事類苑

## 歲時部十八

### 八朔

名稱

八朔ハ、每年八月一日ニ、物品ヲ贈答シテ其日ヲ祝スルモノニシテ、一ニタノミノ節ト云フ、タノミトハ、田實ノ義ト云ヒ、又依賴ノ義トモ云ヒテ、明ナラズ、朝廷及ビ幕府ニテ、此式ヲ行フニ至リシハ、鎌倉時代ノ頃ヨリナリト云フ、

〔書言字考節用集二時候〕八朔(ハッサク)謂賀四收飲宴、故謂之田面(タノモ)、或云、起仁和帝朝、或云、始建長年中、本說未詳、見四季物語、公事根源、菜葉、

〔日次紀事八八月〕八朔凡每月朔是吉日、而相賀與中華同、今日特稱八朔、又稱恃怙節、又謂憑節供、或稱田實節、又號田面節、中世農民獻稻初穗於禁裏、故謂田實節、又稱田面節、武家借用其訓、而稱憑節供、蓋取君臣朋友相依賴之義也、君臣朋友間互有贈答之義、今日武家幷地下貴賤、各著白帷子而互修慶、

〔秋苑日涉七〕民間歲節下　八月一日謂之八朔、士庶互相拜賀、饋送飲食爲節、謂之田實(タノミ)節、　按、中原康富記曰、八朔之儀、始于後鳥羽天皇末年乎、或云、起于鎌倉氏、淸家嘉元中記亦載此事、要之不詳其所由來矣、蓋是月也、禁定禾熟、故饋送飲食以賀秋成也、或是貙膢之遺俗、後漢書禮儀志曰、立秋之日、自郊禮畢、始揚武、斬牲於郊東門、以薦陵廟、斬牲之禮、名曰貙劉、註曰、古今註曰、永平元年六月乙卯、初令百官貙膢、白幕皆霜、風俗通稱、韓子書、山居谷汲者、膢臘而賨水、楚俗常以十二月祭飲食也、又曰嘗新、始殺食曰貙膢、又劉玄傳曰、欲以立秋日貙膢時共刼更始、註曰、前漢書音義曰、貙獸以立秋日祭獸、王者亦此日出獵、用祭宗廟、冀州北郡以八月朔作飲食爲膢、其俗語曰、膢臘社伏、通雅曰、膢臘謂秋膢冬臘也、祈穀食新曰膢、類奇曰、膢臘皆獵取禽獸以祭之名、膢以立秋、臘以十二月、韓非子曰、山居而谷

起原

汲者、腰臟而相遺以水、後志、貙膢以八月、一作貙劉、五雜俎曰、立秋有禮、名曰貙劉、漢書註謂之貗婁、楊子曰、不膢臘也與哉、今人尙知有臘、而膢則不知久矣、潛居錄曰、古人以八月朔爲天醫節、祭黃帝岐伯、

風俗通曰、八月一日、是六神日、以露水調朱砂、蘸小指、宜點炙、去百病、

〔月令廣義十五八月〕日次　初一日○中略　綵囊柏露續齊諧記、弘農鄧紹、八月朔入華山、見一童子、以五色綵囊取栢葉下露云、赤松先生取以明目、今作眼明袋本此、○中略　六神靈露風俗通、八月一日、是六神日、以露水調朱砂、蘸小指點、去百病、又一說、侵晨取百草頭露水、名靈露、點百病、與社日同、天灸歳時記、八月一日、以朱點小兒額上、名天灸、厭百病、初十日同、腰臟晉義、冀州北、八月朔、作飲食爲腰臟、俗曰腰臟、

〔月令廣義一歳令〕祀典　腰祭顓瑞、祈穀、食新曰腰、腰臟類奇、皆獵取禽獸以祭之名、臘以立秋、臘以十二月、

〔嬉遊笑覧八慶賀〕八朔の賀は、○中略世諺問答に、はじめはたのみとて、よねをおしきに入て、人のもとへつかはしけるとかや、ほつかひとてわらはべのもちはべるはこの故にやと有、たのむは、もとたのみにて、田實なり、源氏あかしの巻に、このよのまうけ、秋のたのみをかりをさめなどいへり、たのむとて、人に物贈らむこと、けふに限るべきにあらず、民間田穀の新たにみのりたるを相賀して贈りしが、上ざまに及び、たのむ方へ物奉りしより、專らたのむといひならひしなり、

〔空華日工集〕應安三年八月一日、泉倉貺沈香一塊、砂糖一壺、蠟燭十條、蓋俗所謂恃。怙。之。節。也、時曇瑛來、余謂、今日之節、不知公家果有故否、瑛曰、是則天下之人未決者也、或云、古人以田實初收相餉、謂之恃怙、和語相近云々、然未見出處、雖然朝廷以下盛賞茲辰、蓋俗習也、

〔康富記〕文安五年八月一日乙卯、晝程參局務文第、留守也、暫奉待、被歸之後奉謁、此次雜事略之、不寫之、　八朔禮事、何比より在之事哉之由尋申候處、後鳥羽院末つ方より出來歟、但不得所見慥、所詮先代より沙汰初歟、鎌倉より事起之由、所語傳也、淸家之記、嘉元比之記、此事見之、近年如此之由注付云々、又今日尾花之粥事、其由來何事哉、自然見及歟之由令問之給、未見及、未知其子細之由返答了、

朝廷八朔

〔公事根源八月〕八朔風俗　この事はさらに本說なし、又正禮にもあらず、堅固世俗之風儀なり、或假名記に、建長の比より此事有、はじめは田のみとて、よねを打敷かはらけなどに入て、人のもとへつかはしけるとかや、また圓明寺太閤〇藤原實經の文永の記に、此七八年よりこのかた、殊に天下に流布せるよしのせられたり、誠に建長のころよりの事成べきか、或說には、後嵯峨院いまだ東宮にて、外戚通方卿の亭に御座ありし時、御閑素をなぐさめ申さんとて、近習の男女密々奉りけるに、其後ふしぎに聖運をひらかせ給しかば、御嘉瑞なりとて、内々御さたありけるなども申傳へたり、かれこれいづれもたしかなる事なし、また眞實はじまりたる年紀も分明ならず、たとへば後嵯峨院の御治世の時分よりの事成べきにや、然るに今年中行事の中に玄るしくはふる事詮なしといへども、頗殊に世にさかりにもてあそぶ事なれば、筆の次に玄るし侍るなり、猶々まことしき大やけ事にては、ゆめ〳〵あるまじきなり、

〔日次紀事八月〕八朔(中略)一條禪閤兼良公明應二年記云、今日捧二物品一於各自之主人一者、古不レ聞レ之、三十年來聞レ有二此事一云、依二禪閤之記一、則康永年中始行、爾後中絶、自二寛正年中一又再興者乎、

〔安齋隨筆七八月〕一類之祝　鴨長明四季物語ニ云、秋上ノ部八月ついたちには、たのむの御いはひとて、むかしはさしてもの玄給はざりしを、小松のみかどたゞ人にてましませし比、奉りそめて、御世につかせ給ひて、昭宣公のかたものせさせ奉られしなり、いろ〳〵のくだ物を、その年の御わせにそへて奉る、いつくさのもちゐなど、この事つかふまつる、〇中略貞丈云、長明が四季物語僞書也、八朔祝のおこり、正史實錄に見えず、用る事なかれ、

〔海人藻芥〕八月朔日ニ、小花粥、内裏仙洞以下令用給、良藥ト云々、彼粥調法ハ、薄ヲ黒燒ニシテ粥ニ入合ス也、

〔後水尾院當時年中行事上八月〕朔日、けふは御たのむとて、各おもひ〳〵の進物をさゝぐ、返しをた

ぶ、儲君親王よりは、だんし十帖鳥子一まいをよこになりて、たてに中央におしをりて、又三ッになり、都合八ッづゝ折也、腰に同じ、鳥子を五分ばかりに切、女房ひいなの帶の如くにしてさし入、是を一帖として十帖重れ、杉原の帶の如くにはいゝ又鳥子をたゝみて捻の紙とする也、紙のたけはゞは恰好次第に調るなり、にはいし一つゝみをすへて參る、陽明よりは、中高だんし十帖に御扇參る、勾當内侍よりは、だんし十帖御帶二すぢ參る、飛鳥井よりは、たんざく百枚、柳筥にすゑて參る、高倉よりは、だんし十帖に御くみかけ二すぢ參る、みなせよりは御やうじの木一ゆひ、帶二本參ル、てんやくの頭よりは、さかう丸、鴨の社務は、むしこなどまん上す、これらは大方定りたる事也、其外諸家は大概御太刀を進上す、人々の名字を書て札を附、札ばかりをとゞめおかれて、太刀をかへしたぶ、將軍家よりは馬太刀進上也、太刀は此御所のを申出して進上の分也、だいばん所の妻戸より、勾當内侍とり入、武家傳奏披露也、元は太刀もまん上とみえたり、舊院ゆどのゝ上の日記などには、銘などまるしてあり、いつ比より申出さるゝ事にてや、馬は左右馬れうの官人引て出、朝がれひにて御覽あり、御返しには大たかだんし十帖に、うち枝此橘の枝の七なりの枝也勅作入てたぶ、陰陽頭札進上、御てんの柱におさる、牛かひ御禮に參る、正月に同じ、あさ盃、あさがれひ等みな例のごとし、夕方の御祝、初獻にそへてをばなのかゆはぎのはし也を供す、是も初獻のうち也、六月朔日のこほりもちゐなどの類也、まゐるやうもおなじ、

〔内院年中行事〕八月● 一朔日タノモノ御祝トシテ、色々ノ物、院中、宮々方へまいらせラル、又方々ヨリモ獻之、御盃事如常、

一タノモト云事ハ、田實タノミト云事也、此事後嵯峨院御時ヨリ初ル事也、未御里ニ御座アル時、諸臣ヨリ當年ノ田ノ實ト云テ、米初尾ヲ獻ズ、其後不慮ノ御位ヲモタセラル、其吉例ナリトテ、御在位ノ時皆獻之故實也、依今ニ諸臣女官マデモ遣之也、此外不及見不知也、

〔辨内侍日記上〕寬元五年○寶治元年八月一日、中宮の御方よりまいりたりし御たきもの、よのつねな

らず匂ひうつくしう侍しかば、辨内侍、

けふはまたそらだきもの丶名をかへてたのめば深き匂ひとぞなる

〔看聞日記〕應永二十五年八月一日、八朔風俗、千秋嘉兆、幸甚々々、仙洞御憑、大鉢一、立石銚子提、小鳥打付地文烏籠付永基進之、室町殿○足利義持進物、酒海、銚子提、引合五十帖、若公、金銅盃、折敷、檜打枝三種入、銚子提、引合三十帖、内々付女房、當年初而進之、宮中男女進物如例、三位一獻如恒規、菊第三條勸修寺等如例年、進物注別紙、　三日、菊第三日憑一獻等被進之、壽藏主御憑一獻如例、　四日、源宰相參、御憑太刀一振持參、小一獻等申沙汰、　五日、自長階局御憑獻之、則返遣之、　六日、御憑返、宮中男女賜之、勝阿今日進之、遲々比興也、

〔康富記〕嘉吉二年八月一日己丑、晝過程、參清外史之文亭、依遲參、先有使、例式賞翫薏粥、有一盞之後、退出了、外史被語云、今日食薏粥之事、未見出處、若被見及歟、予十節記之中、不見此粥之事之由返答了、誠可尋出處文也、

南呂之令節、中華之嘉珍、祝著幸甚、殊先傾一鍋、次用一雙之條、御計殊本望候、爲其禮、太刀一腰、杉原十帖、筵十枚進候、期面賀候也、

八月一日爲返狀、同歟、表無充所也、　業忠

ついたちのめでたき御返し、ことさらばかり、一かさねつかはされ候よし、おほせ事に候、めでたくかしく、

日向どのへ　季隆

鷹司殿ヨリ御返し

自御所樣返、殊更計ニ、三色被使候由、心ろへて申候へと被仰下候、恐惶謹言、

八月六日引合十帖、扇、茶碗等被下也、　季隆

表書
日向守殿　季隆　裏書一條少將

文安五年八月一日乙卯、八朔之御禮、紙一束、杉原旦紙御太刀金覆輪一腰進上、院御所親王御方、同兩種進

上之、(折紙之注文ハカリ書載之)又金覆輪一振、鷹司殿進上之、又同太刀一腰、進入大炊御門殿、又一振、持參局務文第畢、又金覆輪一腰、杉原檀紙一帖、大茶碗一、遣飯尾肥前入道許、卽時付使有返報、鵝眼百疋也、木瓜之報歟、祝著、又康顯進入金覆輪一腰、御藏氷御方云々、自前官務亭三種送賜、(杉原且紙十帖、五明一本、道芝一足等也、)祝著返報、自是可進之由先示之、(此次雜事略之、不寫之、)

寶德元年八月三日辛亥、今夕自院御所(○後崇光)八朔御返ニ、御太刀、(黑)引合十帖被下之、自親王御方練貫一重被下由、一紙ニ兩御所御口被遊載之、御中間御使にて人夫持之云々、卽參御所、(直垂也、)以御燒師明盛法印申入之所、參入目出之由被仰下了、但院御所よりハ、去年之御返(シト)被遊候、當年分追可被下歟、彌有濫畏入者也、自大炊御門殿八朔御返、引合十帖、黑太刀一腰被送下、祝著了、

享德三年八月一日庚辰、參殿下、(○藤原房平)有御一獻、八朔御禮、御太刀持參之、口入之後退出、　三日壬午、八朔御返自處々給之、見注文、　八朔御禮進上方々　一院御所(朔日進入了)(○後崇光)御劍一腰、(御返四日被下之、金太刀一、引合十帖、)　一親王御方茶碗染付、(壺(ヘウタン)水入)杉原十帖、(御返銚子提、杉原十帖、四日被下之、)　一大炊御門殿、御劍一振、(御方)唐人人形、(茶碗ソメツケ)杉原十帖進入了、　一武者小路若公、小酒海一、杉原十帖、御返引合十帖、梅染染物一、小袖、　一御室(小蠟燭五十挺、杉原十帖、)三日御返絹一疋、杉原十帖、　一菩提院(茶碗花瓶一、杉原十帖進入候、)四日返、杉原十帖、備中筵十枚給之、　一青蓮院殿(小蠟燭五十挺、杉原十帖、)三日御返銚子提、杉原十帖、　一中御門殿(少納言殿)(金太刀一、青馬一疋、)御返金太刀一、皿十、　一飯尾肥州(杉原十帖、大蠟燭十挺、)返報二日　百疋到來、　一官務送給分(金太刀一、青馬一疋、)返報遣候分、(金太刀一、檀紙五帖、)　一殿下朔日金太刀一腰持參之、三日御返金太刀被下之、

〔宣胤卿記〕長享三年(○延德元年)八月一日丁亥、八朔風儀如例、亂來諸家停止、只進公武許也、檀紙十帖幷虫籠進禁裏、則御返被下、杉原十帖、御扇一本、宣季進太刀、(金)同被下御太刀、又此次庭前桃幷棗枝進上了、又東山殿御太刀、先日付伊勢又七了、又御臺此間依例御迯懷、御隱居長谷之間、如去年成略定之思處、近日御出京、俄有八朔進之儀之由後日聞之、

〔二水記〕永正十七年八月一日丙戌、早朝御憑、御太刀禁裏宮御方等進上如例、御返即出訖、(御盞不数如何)九月十二日、女中御憑、去月無之、今日各進御銚子云々、入夜果了、御座敷小御所也、其儀如常、

大永六年八月一日壬子、入夜參内、御盃儀如例、今日八朔、早旦進上、御太刀如恒、御返即被出了、　二日、申剋參番、女中御憑、御銚子事有之、毎年儀也、於常御所數剋、帥卿祗候、其外皆以番衆許也、二位殿三位殿等被參、各被著黒衣了、三位殿先帝御宇花帽子御白衣也、今日各始被著黒染之衣畢、　七年八月一日丙午、早旦(○中略)御憑、御返則令拜領了、入夜參內、御盃儀如恒、　廿五日、午後參內、女中有銚子事、御憑例年之儀也、地下者(窪田兄弟)祗候候也、及數獻了、中務卿宮、梶井門跡、(依御室御不例去月御出京)竹內殿等令候給、男衆少々祗候也、御座敷御三間、二位殿被參了、

〔長祿二年以來申次記〕八月朔日　(公家　大名　外樣衆　御供衆　申次　番頭　節朔衆　御造宮司)　一御對面次第、同御盃以下同前、(○七月朔日)也、但八朔御憑ニ御取亂之間、御盃被略時も在之、

〔殿中申次記〕八月朔日　一公家、大名、外樣、御供衆出仕、御對面在之、　一御憑在之、目祿別紙有之、

禁裏樣へ參ル

一初鮭一折(例年進上之)　佐々木四郎三郎　一木練(コネリ)一籠(例年進上之)　西林院　一同一籠(例年進上之)

宇治報恩院　一同一籠(例年進上之)　鶴原五郎　一柘榴一折(例年進上之)　等持寺　一松茸一折(例年進上之)

大光明寺　(禁裏樣へ參)一初鴈一(例年進上之)　朝倉彈正左衛門尉　一初鴈一(例年進上之)　武田伊豆守(何も式日不定)

〔年中定例記〕八月朔日、御對面御祝、毎月の如し、

一御憑　禁裏樣へ御進上、(目錄在之、大高檀紙一枚、伊勢守調之、)御使傳奏、御返まいる、御使同前、攝家、門跡、公家、大名、外樣、御供衆、總番衆、頭人、奉行、其外こと〴〵く進上、地下衆、職人、御牛飼、河原者、さんしよの者まで、似合の物を進上、大和國衆、奈良の門跡坊官、上杉雜掌判門田、いにしへはかい伊勢守被官蜷川越中なども進上申候、七月晦日、八月朔日、同三日、兩三度、右大名衆は御進上にて、近年は朔日の分進上候、又女中衆、御比丘尼衆、賀茂衆、五靈、今熊野神子も進上申候、大方進物共定候、御返し

の事は、御はからひの衆と申には、御返し過分に出候、大方の職人には、一重の代として、三百疋二百疋など、人によりて出候、御醫師賀茂衆などには、から物引合などそへて似合たる物出候、

一御たのむ總奉行伊勢守、古より此分　右筆御はからひ方は、代々同前備後守方に仕候右筆はさだまらず候近年は下總守仕候つる、

一御返の御使兩人にて候、是は門跡大名衆へまかり候、代々勢州名字仕候、某右筆參候時は、子にて候貞茂仕候、進候は貞遠と兩人仕候、御使在所、日野殿、三條殿、此次に西殿へ參候、門跡へは聖護院殿、青蓮院殿、實相院殿、吉良殿、石橋殿、澁川殿、武衞、細川殿、畠山殿、山名殿、一色殿、讃岐殿、修理大夫殿、此四人御相伴に御參次第　赤松、京極、大内、此三人座敷同前　細川殿、御母上さまへは同朋衆まいる、攝家へは、取次の方へわたし候、其外の衆は、殿中へ祗候候て御給候、奈良衆、賀茂衆、取次の方へ渡候、色々故實共候、

一大名御供衆などは、御返しの御禮に御參候、

一朔日殿中にてめしあり、御たのむ方より下行、ひる勢州より點心名へまいらせられ候、御酒あり、佳例也、

一二日、於殿中御憑御返各申合候て參候、此間はからひ右筆の人、各酒をまいらせられ候、

一御はからひとは、御返の物を取調候てをき候を、公方樣そと御覧せられ候、是を御はからひと申、此衆規模なり、御はからひの同朋衆には千疋づゝ也、

一三日、御憑、今日こと／＼く御返すみて、のこりたる物を、右筆兩人、御使人、同朋、御ちりとて、圖にて給候、先勢州へ可然物を二色三色まいらせられ候、いにしへは用脚など過分に御座候て、方方へ御ほうが、又人の御とぶらひなどにもたまはりたる由申候、

〔宗五大草紙下〕一いにしへは、御たのむは、三日參て候、七月晦日と八月朔日に參て候、又八月三日

に御返しの御禮の心に又進上候しとて候、今は朔日の分計參候、

〔成氏年中行事八月〕一八月朔日、八朔御祝ト號、御連枝樣方、護持管領奉公、外樣當參之人ハ不及申、在國之方々ニモ、皆々御額進上、御連枝樣之御使、管領之使計御對面、其外ハ無之、進上之御劍以下申繼之人數被仰付、名字ヲ書テ被押、御劍ハ廿間之御座、唐物十二間ニテ被替、早旦ニ宿老中ヘ近臣爲御使、急々有出仕テ、御劍可被申替旨被仰出ノ間、則皆以被參、唐物ハ中老被替、宿老中老申繼、於殿中御食ヲ被給、御返御劍唐物等、申繼人ニ持テマカリ出、代官々々ニ請取セテ後、大御所樣進上、御返モ皆代官給テ、其徒厩別當被官人等、御馬毛仕所ヘ代官行テ、毛付悉終テ、代官各宿所ヘ罷歸、其後公方樣七間御厩侍ヘ有御出、二間御厩ト七間御厩ノ間、御庭ニ御馬被替也、其間別當御酒數十獻被申、御劍以下進上、宿老中有伺候、別當相談、御馬ヲ見合テ被替、御馬ヲバ御厩者受取、其以後別當被官人引立掛御目、御馬替アケ及夕天、御酒過、公方樣御前ヘ有御歸、別當幷宿老中モ皆歸宅、

〔殿居囊武家年中行事〕八月朔日　五時、白帷子長袴、八朔御祝儀、三千石以上太刀目錄御馬代獻上之、大中納言、參議、中將、少將、侍從、四品五位之諸大夫、布衣以上無位無官之面々嫡子共御禮申上、但病氣幼少隱居之面々、名代使者を以右同斷、獻上は都て年頭之御規式に准ず、三千石以下諸番頭諸役人、奈良摠代、諸座人御禮、右は天正十八寅年、當日關東御打入之御恒例にて、如斯御祝義始ルと申傳ふ、

〔江戶鹿子二御城之年中行事〕八月　朔日　八朔御祝　諸大名白衣服ちやくす

〔官中秘策十七〕八月朔日

一卯中刻登城、諸大名白帷子長袴、閏月之朔日には染帷子半袴、獻上御太刀目錄、先而留主居持參、年頭に同じ、留守居染帷子半袴、御太刀獻上之使は白帷子長上下、勤方年頭に同じ、

御規式、是者台徳院様御代之記なり御白書院兩上樣白御帷子御長袴出御、御先立老中、御上段御著座、尾張殿御太刀目錄御禮、左近將監披露之、御奏者引之、御右ニ御著座、御祝儀は申上候段右近申上之、右近御取合申上候而被退座、

一紀伊殿式前に同じ、水戸殿御幼少ニ付、使者家老を以御禮申上候、

一松平肥後守、松平下總守、松平修理大夫、右壹人ツヽ御禮申上、

一大阪御城代土岐丹後守御禮申上候

一松平中務大輔御禮申上候

右次第畢而、御襖際讃岐守伊豆守開之御通候由、

高家、雁之間、御奏者番、同嫡子、菊之間、同嫡子、其外諸役人、御次伺公之面々、但三千石已上御太刀目錄前ニ置之、右一同御禮申上候旨老中言上之、

一大廣間兩上樣渡御、御先立老中、此節御白書院西御緣側、松平若狭守、有馬中務大輔、松平隱岐守、右壹人宛御太刀目錄持罷出、　但表大名、其外御譜代之四品以上在府之時、御禮如此、

一松平遠江守を始、諸大名三人宛交番、寄合表高家之内畠山治郎四郎、御太刀目錄持參之、板緣にて御禮、御太刀目錄引立畢而、表高家板緣三人可罷出御禮、但獻上無之

一金地院、一東一叡、護持院、同斷御禮申上候、右相濟、御間之襖障子開之、御敷居際兩上樣御一同ニ立切、御次之間三千石已上御太刀目錄前に置、其外伺公之面々御祝儀申上候段、右近將監言上之、此節落緣へ舞猿樂共並居平伏、畢而入御、御先立老中、此節大廊下石川大隅守、若年寄、御側衆、三千石已上、目錄前ニ置、一同ニ御禮申上、

一御白書院御次之間板緣、奈良總代晒布二十疋、銀座白銀御祫六枚、朱座朱百兩右獻上物前ヘ置、一同平伏、此外職人町人並居、獻上物前に置、一同平伏、

一大廣間御禮之内、西の御縁頬、法印法眼之道師平伏、

一入御已後、大廣間雁之間ニ而、在國在所、其外幼少、幷病氣之面々、名代を以使者、御太刀目錄獻上之、老中出座、

〔柳營新編年中行事八月八〕八朔御城中勤番　一御玄關前、御書院番頭、本番加番　一塀重御門、御持頭、一中之御門、御弓御鐵炮頭本番加番　一御臺所江御持頭　一大手御門、百人組之頭、以上

〔柳營秘鑑六〕一八月朔日御禮之次第　享保十五戊年御規式書也　御白書院　兩上樣白御帷子御長袴出御、御先立、松平左近將監勤之　御上段御著座　尾張中納言殿

一右被出席御禮、御太刀目錄左近將監披露之、御奏者番引之、直に御右の方に御著座、御祝儀被申上候段、左近將監言上之、年寄共及御取合被退座、

〔柳營諸舊例的一八朔〕文化五戊辰八月

一八朔御太刀獻上御禮願　寄合　津田主膳

私儀來ル八朔登城仕、御太刀目錄獻上御禮申上度、大納言樣江も同樣獻上仕度奉存候、家督初而之儀ニ付、此段奉伺候、以上、

七月廿三日　寄合　津田主膳

同年七月

一八朔御太刀獻上願　寄合　戸田順次郎

私儀病氣罷在、御目見未仕候得共、來八朔御太刀目錄、以使者獻上可仕哉、大納言樣江も同樣獻上仕度奉存候、家督後初而之儀ニ付、此度奉願候、以上、

七月二十二日　寄合　戸田順次郎

同年七月



〔德川年中行事 東京帝國大學圖書館所藏〕八朔參賀圖



一八朔御太刀獻上窺　寄合　室賀兵庫

私儀家督之御禮未申上候得共、從部屋住之内、五節句月並御禮出仕候間、當八朔登城仕、御太刀目錄獻上、御禮可申上哉、大納言樣江も同樣獻上可仕哉、此段奉伺候、以上、

七月廿七日　寄合　室賀兵庫

同年七月

一八朔御太刀獻上窺　寄合　青山喜右衛門

私儀退役後、今以病氣罷在候ニ付、來ル八朔御太刀目錄、以使者獻上可仕哉、退役後初而之義ニ付、此段奉伺候、以上、

七月　寄合　青山喜右衛門

〔梅松論〕下一或時夢窻國師談議の次に、兩將の御德を條々褒美申されけるに、先將軍○足利尊氏の御事を仰られけるは、國王大臣、人の首領と生るゝは、過去の善根の力なる間、一世の事にあらず、ことに將軍は、○中略御心廣大にして、物惜の氣なし、金銀土石をも平均に思召て、武具御馬以下の物を人々に下給ひしに、財と人とを御覽じ合る事なく、御手に任て取給ひし也、八月朔日などに、諸人の進物共、數もしらず有しかども、皆人に下し給ひし程に、夕に何有とも覺えずとぞ承し、

〔親元日記〕寛正六年八月朔日丙子、出仕如例年、　貴殿已下御進物式部丞持參之、別記之　佐々木馬淵進上太刀、金　馬、次郎四郎渡之御返太刀、金　貴殿江　二百疋、御返白木一張、染革二枚、　今出川殿江　八朔御禮在之、

文明十七年八月朔日己卯　一東山殿御憑所へ、貴殿より、點心むし、むき御さかな、すし、のし鮑、柳三荷、

〔御隨身三上記〕永正九年八月

一朔日、依所勞出仕不申、李部へ八朔のぎ、大刀金三郎□□○中略

一同二日、李部より飯隼、使にて、八朔の太刀持來候、又去月廿八日書狀にて、李部へ申御尋の物之事、先此方より可被尋候、萬一とかく申上候、一段と可被仰付候ほどに、無事に事行候樣に可申、具に申上候、御祝著のよし被仰出候、然間李部へ申候趣は、然ば公儀の分に可申付候、その御返事によりて、やがて可申遣由申候て、其左右を相待申候也、

〔大館常興日記〕天文七年九月二日、一越前朝倉方へ公方樣より八朔進物爲御返御太刀一腰持被下之由承及也、進物は御太刀御練貫三重、代千疋御馬一疋代五百疋進上之云々、仍御返御太刀の外、今一種被出候哉之由、不審申候へば、去年御馬を相副候處、只御太刀計にて御ざ候由、彼雜掌申て、御馬をば不請取申候、先々此分にて御座候由申けると云々、さては勢州被申次候時、其分にて候けると存候也、

〔親俊日記〕天文八年八朔　八月丙寅

一貴殿御出仕　疊面十枚、俵十進上之、

一禁裏樣〇後奈良へ、大御所樣〇足利義晴より御太刀一腰、御馬一疋、何毛にてもあれ、毛付ハ鶴毛被遊候由、傳奏被仰云々、　若公樣〇義輝同前、

一御靈別當一荷兩種、貴殿へ進上之、御見參ニて御盞參之□□□□到來之、

一野洲井兩種一荷、貴殿へ進上之、同私へ、

大森二郎三郎十疋、高倉與五郎十疋、小島子十疋、並木十疋到來之、

一樂阿、巽阿、冬阿、才阿、薰阿、何も扇到來、面一枚ヅヽ遣之、〇下略

〔言經卿記〕慶長十年八月一日癸卯、殿中〇二條城へ御禮ニ各被參了、御太刀大中納言ハ惣別申次披露、今日宰相衆ハ持參也トイヘドモ、將軍〇德川秀忠御辭退也、申次披露スベキ由也、殿上人ハ持參也、參仕衆、大炊御門亞相、烏丸亞相、日野前亞相、花山院亞相、六條相公、烏丸右大弁、廣橋左中弁、花山院少

幕府獻馬

將、四條少將、土御門左馬助、內藏頭、藤侍從、冷泉侍從、舟橋式部少輔等也、

〔江戸總鹿子〕江都年中行事七 八月朔日　今日をたのむの祝と號して、後深草天皇、建長のころよりはじまるとも云、又後嵯峨の帝より起るともあり、但し東武にては上下ともに、別して佳節として祝ふべき日也、天正十八年八月朔日、台駕○源家康始て東都に入らせたまひしよりぞ、萬代不易の地と成、今日此太平の國となりて、鼓腹して樂しむにあらずや、五節句の祝義より、わけていわゐことぶくべき日也、御當地開闢の日なれば、誰か祝し奉らざらんや、

〔武江年表〕一天正十八年庚寅　今年八月一日、台駕はじめて江戸の御城へ入らせ給へり、そのころは、御城の邊葦沼汐入等の地にして、田畠も多からず、農家寺院さへ所々に散在せしを、慶長に至り、始て山を裂地をならし、川を埋め溝を堀、士民の所居を定め給ひしより、萬世不易の大都會とはなれり、玄かりしよりこのかた、萬民干戈の危きを忘れ、鼓腹して娛みを極め、泰平の御恩澤に浴し奉るのありがたき事、申も中々おろかなるべし、中古より八月一日を田の實と號して佳節とす、わけて今年御打入、八月一日なる故、毎年八朔の御祝儀、五度の佳節と等しく、御嘉例となりしとぞ、

〔故實拾要〕五 將軍家○足利氏御馬獻上　是毎歳自將軍家八朔ニ御馬獻上也、左右馬寮、件ノ御馬ヲ清涼殿ノ南庭ニ立、牽之備天覽、事終テ是ヲ納寮、

〔夏山雜談〕一八朔ニ禁中へ大樹ヨリ御馬御太刀ヲ進ゼラル、此時之御太刀ハ禁裏ノ御物ヲ借用ヒルナリ、其次ノ日御太刀代トシテ鳥目ヲ納ラル丶ナリ、是又室町家ノ時ヨリノ事ナリト、公物ノ御太刀ヲ借用ヒラル丶事モ、古例ニテ秘藏ノコトナリトイヘリ、

頭注　室町將軍家ノ時、公物ノ太刀ヲ借用ラル丶コト、おゆどの丶記ニミヘタリ、

〔高貴八朔考〕一八朔の駒牽といふは、古しへ國々の御牧より貢の駒を獻じ、左右馬寮にて其事を掌れる事、延喜式、江家次第、其餘の舊記に詳なり、○中略當家の世となり、慶長八年將軍宣下ありて、

その年八朔に、太刀御馬を進獻し給ひし事、御湯殿上日記に見ゆ、それより以來は、世々太刀馬を進上せらる、室町の代、八朔進獻の太刀は、禁裏の御物を借り用ひ、次の日太刀代として鵞目を納む、當家に至りても、其例にしたがひ、太刀代は舊によりて別進らせらる、進獻の馬何毛にても月毛と目錄にしるす事なり、都て白を用ゆるは當季の色なれば也、御使は二條在番の大番頭也、正德三年までは長袴を著し參內せしが、同じき四年より衣冠にて參る事となれり、これ將軍にて馬寮御監を兼させられしゆへとぞ、天和二年よりして、關東よりはる〴〵牽のぼせらるゝは、古へ武藏國小野秩父平野等の牧より貢獻ありし遺風にかなへり、禁裏にも御返しとして橘の折枝に薰物をいれ、大高檀紙銚子提子等を贈らせらる、これ室町以來の舊例にて、天盃を賜はるの意なるよし、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年八月一日、あさ御さか月參る、あさがれい、ごんすけしんないし殿こや御まわりあり、御たのむども、あなたこなたより參る、けふは御とく日にて、御かへしなし、ぶけ〇德川氏より御むまたち、おりかみ參る、だいばん所の御にわへ、おほぎまち三でう少將御むまにつきていて參るゝ、女ゐんの御所ならします、女御の御かたより花參る、夕かたの御さか月いつものごとく三こん參る、女御の御かた御しやうばん女中おとこたち御とをりあり、

〔言緒卿記〕慶長十七年八月一日癸亥、從二將軍一〇德川秀忠御馬禁裏ヘ被レ進了、令二院參一了、次ニ勸修寺、廣橋大納言、鷹司殿、竹內、六條、四條、女御樣、近衛殿政所、近衛殿各々ヘ御禮ニ參了、　二日甲子、昨日從二大樹一御馬、今日於二御前一予、鞠良庭騎仕了、

〔高貴八朔考〕御馬進獻之記　　牧野成著伊豫守

古き世のためしとし〴〵あづまより駒ひきて、八月朔日大うちにさゝげらるゝ、御使は、大御番おさの役なり、かくて文政むつのとし、左の役つとめよと仰を蒙りければ、かしこみたてまつりて、

あふぐぞよ今日こゝのへのみかは水汲ども盡じ君が惠は、さてその日にもなりしかば、湯あ

臣庶八朔

びくしけづりなどして、從者どもにいたるまで、身をきよめ、朝とくよりいで、まづ施藥院といへるかたに立より、しばしやすらひ、衣冠著してまちける、やがて御附森川美濃守氏昌、松平伊勢守定朝よりあないありければ、すぐに立出て行ける、宣秋門の前にて、のりものよりおりぬ、美濃守、伊勢守同じく衣冠にて出むかひ、御車よせのまへ清涼殿のかたを左にして、また、ひら唐門のうちにいり、諸大夫の間にいたりぬ、美濃守、伊勢守かたはらに侍り、むかひに非藏人ふたり、みどりの袖をつらねてざせり、やがて廣橋一位胤定卿、甘露寺前大納言國長卿いできたり給ひぬ、御使つとめらる、次第恐れあればこゝにしるさず、それより美濃守、伊勢守あないにて、神嘉殿のわきより月華門の前を過、右腋門をいり、紫宸殿を拜し奉れば、みとの、さまよのつねならず、ゆほびかにつくりなして、御障子にはいにしへのひじり、又かしこき人々のかたちをあまたゑがきたるは、住吉內記廣行の筆にして、威風凜々たり、○中略節會の儀式此所にて行はるゝよし、日花門のうち廻廊より左掖門を出て、御鳳輦を拜し、內侍所を左にして廻廊之外承明門の前を過て、もときしみちにかへりぬ、

〔內安錄〕一八朔御進獻馬の目錄、何毛にても月毛と書來りしを、御右筆頭久保吉右衛門、如前例月毛と認、堀田老中筑前守へ入見分たる時、筑州、是は今度の御進獻馬と毛附が相違せりと申されければ、あなた樣、何を御存じでと返答しければ、卽座に久保吉右衛門は改易被仰付、向後は月毛と不認、全の毛附を認可申と仰渡されしは、故實を失ひ口をしゝ、近頃御進獻は野馬になれど、毛附の復古はなし、

〔東都歲事記〕三八月朔日　八朔御祝儀、五ツ時白帷子にて御禮有貴賤佳節を祝す、今日を田實（タノミ）といひて、往古より佳節とすれども、東都にては、わけて祝すべき日なり、天正十八年八月一日、台駕はじめて江戸に入らせ給ふ、かくてぞ四海昌平に歸し、萬民鼓腹して樂しむにあらずや、神恩たれか尊み祝し奉らざるべき、公にも五度の佳節より、わけて祝せらるゝとぞ聞えし、元祿の頃、清原長須といふ人の編輯の中に、江城八朔の白かたびらは、八月の節なし、白露といふによる歟といへり、○中略

今日吉原遊女、一般に白小袖を著して仲の町へ出る、

〔浪花の風〕八朔には、家々小豆飯を祝ふ、都て毎月朔望には、家並赤豆飯多し、

〔園太曆〕康永三年八月一日戊午、稱習俗風、今日種々物等流布、就中關白〇藤原師平幷北政所、一條前關白〇經通等被送物、又自式部卿親王被送薰物、其風流妙也、又自近衞前關白〇基嗣同被送之、自北山中將又送、此兩人者可合體之由許之、

貞和三年八月一日辛未、仲秋朔、幸甚幸甚、稱俗習無內外諸方少々有志與事、就中近衞前關白〇兼基幷右大將跡、予〇藤原公賢幷大夫方、前關白白廉百帖口被志父子、右幕下秘遣繩銚子提被與予、鞠歌被與大夫云々、予分牛一頭斑進前殿、硯文臺銅宮入薰物居扇、進幕下了、大夫分牛一頭黑進前殿、李白註文集十冊進幕下、其後一條前關白、鷹司前關白、李部王、兵部王已下方々有此事、

〔碧山日錄〕長祿四年八月一日乙巳、勤行如規、舊紀所謂吾俗之憑日也、門客有以珍貨投於春公爲憑者、乃返之、在服而避吉也、

〔武江年表　三〕此年間〇元祿記事　吉原の遊女、八朔に白無垢を著する事、元祿中、江戶町壹丁目巴屋源右衞門が抱へ高橋といへる太夫、その頃瘧(ギヤク)をわづらひ居けるが、馴染の客來りし時、臥居ける白むくの儘にして、揚屋入しける容の艶なりしより、是を眞似て八朔には、一般に白むくを著る事になりし由、花街大全にいへり、〇思ふに、昔の遊女に、米島丹後守、出來島長門守抔名のりしもの有、是等のともがら、武家の例に事よせ、八朔に白き衣裳を著したるか、尚可考、

〔一話一言　十二〕池田氏筆記　一桂女、每年始、八朔、所司代へ御禮トシテ三四人ヅヽ來ル、年始ニ飴、八朔ニ菓ヲ上ル、菓ハ柿梨ノ類ナリ桂ノ里ニ住ス、人別ニ鳥目一貫文ヅヽ下サルナリ、目見無之、著服ハ途中ニテハ、カヅキヲシ、例席ニテハ、カイドリヲシテ、頭ニ古キ布ヲ頂クナリ、桂女ノ名、左ノ如キモノ也、　婦クリ　地ゾウ　フクラ抔ト云リ

〔心田詩稿〕八月初吉詩并序

本邦風俗名仲秋朔旦爲憑日、以賚相贈、贈則有答、以故無貴也、无賤也、習以爲常、不亦宜乎、余結交足下非一日之雅、然則於是辰盍獻以小詩乎、所庶幾者酬答如嚮所謂投以木瓜、酧以瓊琚者乎、

中秋初吉日、憑寄小詩篇、未倩飛奴繫、好教黄耳傳、蕭朱无穎甚、管鮑有終焉、猶記昨宵面、夢回鏡度前、

名稱

# 八月十五夜　九月十三夜 〔併入〕

八月十五夜ノ月ヲ賞スルコトハ、支那人ニ倣ヒシモノニテ、寛平延喜ノ頃ヨリ、之ヲ以テ高興ト爲シ、宴ヲ設ケ詩歌ヲ賦スルコト、漸ク盛ニシテ、後世ニ至ルマデ衰ヘズ、而シテ民間ニテハ、芋、團子等ヲ月ニ供シ、又互ニ贈遺スルヲ以テ例トス、

九月十三夜ノ月ヲ賞スルコトハ、醍醐天皇ノ時ヨリ起リ、爾後八月十五夜ト相對シ、並ニ此夜ヲ稱シ、以テ明月ノ夜トス、

〔書言字考節用集 二 時候〕月見(ツキミ)　名月 八月望夜

〔倭訓栞 前編 十六 都〕つきみ　中秋十五夜は秋の最中なれば、至て清明なるをもて、倭漢ともに賞し來れり、

〔月令廣義 十五 八月〕十五日、中秋節、秋九十日、是日爲中秋、是夕月中天、是正、乃太陰朝元、宜守夜燒香、三五夕、三五夜、十五十

〔日本歳時記 五 八月〕十五日、中秋といふ、秋九十日の最中なる故なり、○中略 今宵は秋の最中にて、殊に月を賞する故に、月夕とも、三五夕ともいふ、歌人騷客の晴を期する夕なり、林羅山野槌にいはく、今夜月を玩ぶ事、大かた李唐の世より盛にして、詩人文人其詠おほしといへども、古樂府に嫦娥怨の曲あり、漢人の中秋の月なきによりて、此曲を作るとある時は、漢の世よりもある事にや、又

もろこしには、今宵餅を製して、いろ〳〵の狀に作り、月餅と號して相をくり、又月餅、西瓜等を食して、看月會をするよし、月令廣義にみへたり、

〔東京夢華錄八〕中秋　中秋節前、諸店皆賣新酒、重新結絡門面綵樓、花頭畫竿、醉仙錦旆、市人爭飮、至午未間、家々無酒、拽下望子、是時螯蟹新出、石榴榅勃梨棗栗孛萄弄色棖橘皆新上市、中秋夜、貴家結飾臺榭、民間爭占酒樓翫月、絲管鼎沸、近內庭居民夜深遙聞笙竽之聲、宛若雲外、閭里兒童連宵嬉戲、夜市駢闐至於通曉、

〔徒然草下〕八月十五日、九月十三日は、婁宿也、此宿清明なる故に、月をもてあそぶに良夜とす、

〔古今要覽稿(歲時)〕八月十五夜　八月十五夜の月を賞すること、島田忠臣の集にはじめて見えたり、その年記さだかならずといへども、齊衡三年詠史百四十六首を奉り、貞觀元年調三百六十首を奉れるよし、家集の自注に見えたれば、その時代大槪ゑられたり、そののち貞觀六年八月十五日、菅原是善卿後漢書の竟宴せし時、聖廟の作られたる序に、滿月光暉咸陳中庭之玉帛とあれば、その宴夜に及びしこともゑらる、(本朝文粹)また聖廟の八月十五夜、望月亭にて桂生三五夕といふことを賦させ給ひし時は、紀納言詩の序をかけり、(同上)大內にて賞し給ひしは、醍醐天皇の延喜九年なり、(同上)仙洞にて賞し給ひしは、寬平法皇の亭子院にて行はれし時、菅原淳茂の詩序かけるや(同上)はじめならん、歌は貫之、躬恆、素性法師などのをはじめともいふべきにや、(賞之集、古今六帖、)林道春は、古樂府の孀娥怨を引て、西土にては、漢の代よりもありしにやといひて、されど盛なりしは、李唐の代よりなりと(樋野)いへり、

〔雲州消息上〕明月之得名者八月十五夜也、難得其名、晴又希有也、今夜銀漢卷翳、金波鋪影、可謂千載一遇歟、難得易失時也、何可默止乎、褰箔登樓之興、聊欲追前蹤、詩客四五人、伶人兩三輩、不期而來會、是皆當世之好士也、只依遲尊下之光臨、豫空座右耳、抑恩慶之甚也、忝廻花軒、素懷可足、下若酒、上林

朝廷十五夜

菓、聊以儲之、乞莫嫌下劣、謹言、

八月十五日　　兵庫頭

謹上源兵衛佐殿

〔故實拾要　五〕八月十五日御獻　是名月ノ御獻也、初獻、二獻ハ、自男居供之、又供禮酒、

〔後水尾院當時年中行事　上八月〕十五日、名月御さかづき、つねの御所にて參る、まづいも、次に茄子を供す、なすびをとらせまし〳〵て、萩のはしにて穴をあけ、穴のうちを三反はしをとほされて、御手にもたる、御さかづき參りてのち、御前のをてつす、せいりやうでんのひさしに、かまへたる御座にて月を御覽あり、彼の茄子の穴より御覽じて御願あり、これらも專世俗に流布の事也、禁中には、いつの比よりはじまれることにか、

〔禁中年中行事　八月〕十五日　名月和歌御會　芋ノ獻　甘酒　伊豫殿局ヨリ調進

〔禁中近代年中行事　八月〕十五日、名月おこん、　九月十三日同事　初獻、さといも三計、かわらけに高盛、直に三方におく、常の御はしそへ、

二獻、小きなすび三計、かわらけに高盛にして、三方一ツに二ツを置、御はし、はぎのはし、なすびにはぎの御はしにて丸くあなをあけ、月を御覽のよしなり、

三獻、あまざけ、伊豫の局よりあがる、荷桶に入上ル、常のあまざけをひきこしてなり、御まへ江はてうしに入出ル、

〔光臺一覽　一〕十五夜月○八良辰とて、和漢兩朝いまもたへせぬ名におふて、天氣に任せ、詩歌管絃堂上御近臣を被召、內々之酒饌を被下、上達部も御免を蒙り、新月の情をのべ、風雅を口に嘯き、いと面しろき嘉會也、

〔日本紀略　一醍醐〕延喜九年閏八月十五日、夜、太上法皇○宇多召文人於亭子院、令賦月影浮秋池之詩、

〔本朝文粹八詩〕八月十五夜、侍亭子院、同賦月影滿秋池、應太上法皇（○宇多）製、　菅淳茂

洛陽城內、有一離宮、竹樹泉石如仙洞、爾蓋世之所謂亭子院焉、太上法皇雖人三密之道、出萬乘之家、猶未捨此地風流、以助彼岸寂靜、故今商飈半暮之秋、漢月正圓之夕、阿耨池淨、摩尼光浮、懸鸞鏡於波心、似楊州之鑄出、浸冰絹於潭面、如泉室之織成、況珠露萬點、倚荷葉而助桂花、玉沙數重、穿魚衣而宿蟾影、水月之相應、容觀自生、心目之不離、煩慮卽滅、宜哉我后、偏命斯遊、旣而其屬事者千萬種、其應製者八九人、俗物去而無來、囂塵絕而不起、詠歌一曲、奏水閣之秋聲、盃酌數行、促華池之夜宴、嗟呼天氣爽也、地形勝也、物色幽也、人心切也、筆不毛擧、聊記口談云爾謹序、

〔新勅撰和歌集四秋〕延喜御時、八月十五夜月宴歌、　源公忠朝臣

いにしへもあらじとぞ思ふ秋の夜の月のためしはこよひなりけり

〔中右記〕寬治八年（○嘉保元年）八月十四日、明夕爲御覽月、可有乘船興、著布衣可參入之由、從鳥羽殿（○白河上皇）有召、　十五日、午時許候大納言殿御車後、參入鳥羽殿、（○中略）殿上人船、頭中將國信朝臣四十人許、皆布衣、此外御隨身、副小船前行、先出御船、有御遊、藤大納言拍子帥大納言、（琵琶）左大將、（箏）宰相中將、（笛）宗忠、（笙）有賢、（和琴）皇大后宮權大夫幷政長朝臣付歌、先雙調、紀伊州、席田、鳥破急、平調、大平樂破、伊勢海、廻急、五常樂急、帥大納言朗詠、盤涉調、秋風樂三帖、靑海波、蘇香急、各及數反、于時雲收天末、月明池上、絲竹之調興入幽玄、（○下略）

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年八月十五日はる〱、めい月の御さか月一こん參る、せいりやうでんへならしまして、月おがませらる〻、女ゐんの御所より、まき、御てうし參る、

〔榮花物語一月宴〕康保三年八月十五夜、月宴せさせ給はんとて、淸涼殿の御前に、みなかたわかちて前栽うゑさせたまふ、（○中略）御遊ありて上達部おほくまゐり給て、御祿さま〴〵なり、

〔日本紀略四村上〕康保三年閏八月十五日丙子、御座前兩壺分方、有前栽合、

幕府十五夜

〔年中恒例記〕八月十五日　明月御祝參於内儀也、茄子きこしめさるゝ、枝大豆、柿、栗、瓜、茄、美女調進之、御いも、御かゆ、茄、大草調進之、

〔江戸鹿子(二御城之年中行事)〕八月　名月月見之御祝　金かわらけに而さゝげ奉る

臣庶十五夜

〔田氏家集(上)〕八月十五夜宴月

夜明如晝宴嘉賓、老兎寒蟾助主人、欲及露晞天向曙、未曾投轄滯銀輪、

八月十五夜惜月

月好偏憐是夜深、三更到曉可分陰、爭敎天柱當西崎、礙滯明光不肯沈、

〔田氏家集(下)〕八月十五夜宴、各言志探一字得亭、

隣月情多晤歎賞、遂光移座最西亭、若令他夕如今夜、不惜明朝一莢零、

○按ズルニ、田氏家集八月十五夜宴月ノ詩ノ下ニ、晩秋陪右丞相開府賜飲、于時美作獻白鹿、仍命賦四韻ト題セル詩アリ、美作國ヨリ白鹿ヲ獻ゼシハ、貞觀四年ノ事ニシテ、三代實錄九月二十七日ノ條ニ見エタリ、以テ此詩ノ貞觀四年ニ係レルヲ知ルベシ、

〔本朝文粹(九論文)〕八月十五夜、嚴閤尙書授後漢書畢各詠史得黃憲、　菅贈大相國(○菅原道眞、中略、)

貞觀六年甲申歲八月十五夜、訓說雲披、童蒙霧散、(○中略)於是赤帝之史、倚席於白帝之秋、三千之徒、式宴于三五之日、嚴涼景氣、方醉上界之烟霞、滿月光暉、咸陣中庭之玉帛、數盃快飮、一曲高吟、不可必趨瑤池、不可必臨梓澤、

〔本朝文粹(八詩序)〕八月十五夜、同賦映池秋月明、(井序)可法　善相公(○三善淸行)

八月十五夜者、秋之仲、月之望也、風驚蕭索、蒼天卷其群翳、雲收蒙朧、碧落晴而踈濶、今夜初更銜暗、團月褰光、淸景外徹、照天地於冰壺、浮彩傍散、變都城於玉府、長安十二衢、皆蹈萬項之霜、高宴千萬處、各得一家之月、斯乃良夜之美、足愛玩者也、況乎秋水澄徹、夜池平鋪、對絳宵之明月、倒素光而映波、玉鏡

沈景、與止水而可鑑、金波凝色、混細浪而難分、于時詩賦之客、筆硯得時、遇幽閑之月夜、取縱容於池亭、周遊忘歸、似行瑤池之曲、風情漸高、疑入銀河之中、所以爲佳會也、與夫魏夜徘徊、開西園之敬愛、晉月玲瓏、催北堂之賞玩者、論其風流、足誇在昔也、嗟呼人之一遇、時不再來、盍命以篇章述其中情云爾、

紀納言 〇序略

〔本朝文粹八詩序〕八月十五夜、陪菅師匠望月亭、同賦桂生三五夕、

〔古今著聞集十九草木〕經信卿太宰帥に任じて下向の時、八月十五夜に筑前國筵田驛につきたりけるに、天はれ月あきらかなるに、館の前に大きなる槻ありけり、枝葉ひろくさしおほひて、月をへだてければ、人をめしあつめて、たちまちに其木を切はらはせて、月にむかひて、夜もすがら琵琶をかきならして、心をすまして天あけぬれば、たゝれにけり、かゝるすき人も、今はなき世なりけり、

〔今昔物語二十四〕大江朝綱家尼直詩讀語第二十七

今昔、村上天皇ノ御代ニ、大江朝綱ト云博士アリケリ、〇中略 其朝綱ガ家ハ、二條ト京極トニナム有ケレバ、東ノ川原遙ニ見エ渡テ、月讀ク見エケリ、而ルニ朝綱失テ後、數ノ年ヲ經テ、八月十五夜ノ月極ク明カリケルニ、文章ヲ好ム輩、十餘人伴ヒテ月ヲ翫バムガ爲ニ、去來故朝綱ノ二條ノ家ニ行カムト云テ、其家ニ行ニケリ、其家ヲ見レバ、舊ク荒テ人氣无シ、屋共モ皆倒傾テ、只煙屋許殘タルニ、此人々壞タル緣ニ居並テ、月ヲ興ジテ詩句ヲ詠ジケルニ、踏沙被練立清秋、月上長安百尺樓ト云詩ハ、昔シ唐ニ□□云ケル人、八月十五夜ニ、月ヲ翫テ作レル詩也、其ヲ此人々詠ジケルニ、〇下略

〔江戸鹿子二年中行事〕八月 同夜〇十五日 月見 江府之諸人、三ッまたへ舟に而行、花火立、

〔俳諧歲時記八月〕名月 名高き月、けふの月、今宵の月、十五夜、三五夜、望月、月見、中秋、十五夜の月を玩ぶこと、中ごろより和漢みな然り、民間今日餅を製し、同器に芋と枝豆とを盛り、幷に神酒尾花を月に供し、或は互に相贈る、今の清人の說に、八月十五夜雨ふれば、來年元日快晴也、若十五夜晴ろゝときは、元日雨ありといへるよし、或物に記したり、兩三年これをこゝろみるに、多くは違はず、

新月 三五夜中新月色、白樂天詩、 端正月 事文類聚、今の人八月十五夜を以、良夜とするは誤也、書言古事に、良夜は深更なりとあり、ふからば秋の夜にも

限べからず、芋名月(俗間、今日必芋と團子とを食ふ、故に芋名月の名あり、)

〔東都歳事記三八月〕十五日　看月諸所賑へり(家々團子、造酒、すゝきの花等月に供す、清光のくまなき、うかれ船など浮べて、月見をなす輩多し、)今夜吉原の賑ひ大方ならず、廓中のならひとして、遊女より馴染の客へ杯を送る事、寶永の頃角山口の太夫香久山より始りけるとぞ、又待宵既望ともに賑へり、　元祿の頃迄は、良夜に三派の月見とて、船にて大川へ出たのしめる事あり、此夜に限り官のゆるしを得て、花火をともしけるとなり、享保の頃にいたりては、此事少かりしよし、江戸砂子拾遺にいへり、中古迄は麻布六本木芋洗坂に、青物屋ありて、八月十五夜の前に市立て、芋を商ふ事夥かりし故、芋あらひ坂とよびけるなり、近來は坂上に市立り、

〔浪花の風〕月見には團子を製すること江戸と同じ、ふかし汁烹にすることは稀なり、きなこ、又はあんを附て食ふ、芋を賞玩す、故に十五夜の月を賞して、芋名月といふ、

〔守貞漫稿二十七〕八月十五夜、賞月俗ニ月見ト云、

三都トモニ今夜月ニ團子ヲ供ス、然レドモ京坂ト江戸ト大同小異アリ、江戸ニテハ圖(○圖略、下同、)ノ如ク、机上中央ニ三方ニ團子數々ヲ盛リ、又花瓶ニ必ラズ芒ヲ挿テ供之、京坂ニテハ芒及ビ諸花トモニ供セズ、手習師家ニ此机ヲ携ヘ行キ、此引出シ、筆、硯、紙、手本等ヲ納メ、京坂ノ如ク別ニ文庫ヲ携ヘズ、京坂ニテモ机上三方ニ團子ヲ盛リ供スコト、江戸ニ似タリト云ドモ、其團子ノ形、圖ノ如ク小芋ノ形チニ尖ラス也、然モ豆粉ニ砂糖ヲ加ヘ、是ヲ衣トシ、又醬油煮ノ小芋トトモニ、三方ニ盛ルコト各十二個、閏月アル年ニハ十三個ヲ盛ルヲ普通トス、江戸ノ俗、今日若他ニ行テ酒食ヲ饗サルヽ歟、或ハ宿スコトアレバ、必ラズ九月十三日ニモ再行テ今日ノ如ク宿ス歟、或ハ酒食ヲ饗サルヽコトトスル人アリ、不爲之ヲ片月見ト云テ忌ムコトトス、俗諺ノ甚シキ也、片付身ト云コトヲ忌ナルベシ、此故ニ大略今日ハ他家ニ宿ラザルコトトス、

〇

〔書言字考節用集二時候〕後月宴(ノチノツキノエン)九月十三夜

〔和漢三才圖會四時候〕九月十三夜　按、俗八月十五夜煮芋食、稱芋名月、今夜煮莢豆食、稱豆名月、

〔古今要覽稿歳時〕九月十三夜月を賞することは、延喜十九年内裏にて、月の宴せさせ給ひしぞ始なるべき、躬恒集にみえたり、中右記には、寛平法皇の仰より、明月の夜とすとみえたり、然るを菅家の詩作よりといひ、又は天暦七年八月十五夜、先帝の御國忌をさけられしより、はじまるといへるは、みなあやまりなり、

〔躬恒集〕清涼殿の南のつまに、みかは水ながれいでたり、その前栽にさゝら河あり、延喜十九年九月十三日に賀せしめ給ふ、題に月にのりてさゝら水をもてあそぶ、詩歌心にまかす、

もゝ敷の大宮ながら八十島を見るこゝちする秋のよのつき〇又見拾遺和歌集十七

〔古今要覽稿歳時〕弘賢曰、これ九月十三夜、賞月のはじめなるべし、これより前には所見なきにや、

〔中右記〕長承四年〇保延元年九月十三日、今夜雲淨月明、是寛平法皇、今夜明月無雙之由被仰出云々、仍我朝以九月十三夜為明月之夜也、

〔光臺一覽一〕十三日〇九月今夜は名殘の月とて眺賦せる事、異朝には例なし、和國にては後朱雀院いまだ潛龍の御時、樞要の公卿御發鬱之御爲にて、彼御所へ參上して御遊を催し、枝豆を供じて慰め奉る、其明の年御位に即玉ひしかば、御佳例と有て、明の年よりも九月十三夜の月をも、賞し詠させたまひける例とかや、

〔俳諧歳時記九月〕十三夜　後の月、二夜の月、豆名月、栗名月、七十五代崇徳院保延元年九月十三日、今宵雲淸く月明らか也、是むかし寛平法皇明月無雙のよし仰出さる、依て我朝九月十三夜を以

明月の夜とす、〇中略中右記今夜の月を翫ぶや、無題詩に載る所の藤原忠通公の詩、證とするに足れり、菅家の作の如き、配所に在て、たま〳〵九月十五日の月を詠じ給ひし也、後人妄りに五の字を以三となし、證とするものあり、或は兼好が婁宿の說の如き、又信とするに足らず、亦建仁寺三益和尙十三夜の詩の序に、延喜の御時始まると記せり、はたこよひの月は、唐山にも賞すると見えて、明の十二家詩に、鄭少谷、何大復が詩あり、本朝の俗、九月十三日を豆名月と稱し、又栗名月と名づく、是栗を以節物とし、或は餠を製し、莢豆を烹てこれを食ふ、こゝをもて名づく、又俗間今宵必芋子を食ふ、その芋子外皮を除ずしてこれを烹る、この芋を呼て衣かつぎといふ、後の月は八月十五夜を前とし、九月十三夜を後とするの稱、二夜の月は、中秋、季秋、兩夜月を賞する故にいふ也、

〔隣女晤言 二〕十三夜　九月十三夜は、婁宿にあたれるによりて晴明なるよし、つれ〳〵草に書たれどさにはあらず、たゞ何となく、寬平の帝、九月十三夜のこよなう晴明なりし年、興じさせ給ひて、仰られし事よりおこれり、〇中略勅撰に十三夜と出たるは、拾遺集がはじめなり、

〔隨意錄 八〕兼好云、八月十五日、九月十三日、皆婁宿也、以此宿清明、翫月以爲良夜、斯古人之所以未發歟、將有所據焉歟、婁宿金氣與月之水氣相和、以特清明、此說頗似有理矣、然仲秋之月、史傳論星宿者未之有所見焉、且賞九月十三夜者、獨我方之事、而基乎寬平法皇、然是其當時特以此夜清光可愛也、謂其星宿者則未之有也、或資乎菅相公宰府詩、以爲十三夜之濫觴者、固不是也、

〔隨意錄 五〕我方賞九月十三夜、蓋𥘉於寬平中、而其來久矣、而明十二家詩、鄭少谷、何大復、有九月十三夜詩、此必我方之事、傳以倣乎彼爾、

〔故實拾要 五〕九月十三日御獻　是名月ノ御獻也、八月十五夜ノ如御獻、

〔禁中年中行事 九月〕十三日　名月和歌御會　芋之獻　甘酒　伊豫殿ヨリ上ル

〔古今著聞集 四文學〕東三條院關白前太政大臣、〇藤原兼家九月十三夜の月に、東北院の念佛に參給へる

に、夜もうちふけて、世の中もしづかなるほどに、齊信民部卿をめして、今宵たゞにはいかゞやまん、朗詠有なんやと仰られければ、いとかしこまりて、しばし煩ふけしきなるを、人々耳をそばだてゝ、いかなる句をか詠せんずらんと待程に、極樂の尊を念ずる事一夜とうちいだしたりける、たぐひなくめでたかりけり、此句かきたる齊名、やがて御供にさぶらひけり、我句をしもさばかりの人の朗詠にせられたりける、いかばかり心の中のすゞしかりけん、此句は、勸學會の時、攝念山林を賦する序なり、

念極樂之尊一夜、山月正圓、先句曲之會三朝、洞花欲落、

これは三月十五夜の事なり、九月十三夜に詠せられける、いかにとおぼゆ、但念佛の義ばかりにとれるにや、古人の所作、仰而可信歟、

〔後拾遺和歌集 雜 十五〕賀陽院におはしましける時、いしたて瀧おとしなどして、御らんじける頃、九月十三夜になりければ、　後冷泉院御製

岩まよりながるゝ水ははやけれどうつれる月の影ぞのどけき

〔本朝無題詩 三〕九月十三夜翫月　法性寺入道殿下

閑窓寂々月相臨、從屬窮秋望叵禁、潘室昔蹤凌雪訪、蔣家舊徑蹈霜尋、十三夜影勝於古、數百年光不若今、猶憑前軒廻首見、淸明此夕價千金、

星河皎々月蒼々、從屬窮秋最斷腸、訪古無如今夜影、經年豈忘此時光、洛中各領吾家雪、塞外定疑萬里霜、起倚前軒廻首立、金波朧朗足相望、

〔源平盛衰記 三十三〕平氏九月十三夜歌讀事

九月(壽永二年)十三夜ニ成ヌ、今夜ハ名ヲ得タル月也、秋モ末成行バ、稻葉ヲ照ス電ノ、有カ無カモ定ナク、荻ノ上風身ニシミテ、荻ノ下露袖濡ス、海士ノ蓬屋ニ立煙、雲井ニ昇面影、苫間ヲ分テ漕船ノ、

波路遙ニ幽也、十市ノ里ニ擣砧、旅寢ノ夢ヲ覺シケリ、ヨハリ行蟲音、吹シホル風ノ音、何事ニ付テモ、藻ニスム蟲ノ風情シテ、我カラ音ヲゾナカレケル、更行秋ノ哀サハ、何國モト云ナガラ、旅ノ空コソ悲ケレ、冷行月ニアクガレテ各心ヲ澄シツヽ、歌ヲヨミ連歌セラレケルニモ、都ノ戀シサアナガチ也、會紙ヲ勸メケルニ、寄月戀ト云題ニテ、薩摩守忠度、

月ヲ見シコゾノコヨヒノ友ノミヤ都ニ我ヲ思ヒ出ラン〇中略各加樣ニ思ツヾケ給ヒテモ、互ニ御目ヲ見合テ、直垂ノ袖ヲゾ絞ラレケル、

〔吾妻鏡二十三〕建保六年九月十三日辛巳、明月夜、御所和歌御會也、一條羽林、李部已下好士七八輩、被候其座、

〔年中恒例記〕九月十三日　明月御祝參於內儀也、茄きこしめさるゝ、御祝調進儀、八月十五日同、

〔江戶鹿子二年中行事〕九月　同夜〇十三日　月見舟遊山

〔東都歲事記三九月〕十三日　看月後の月宴といふ、衣被(かはむかぬいも)、栗、枝豆、すゝきの花等月に供す、船中月見多し、

〔浪花の風〕十三夜には團子を製することなし、うで豆一式を多く調へ置て、家內、下女、下男迄に、多く是を食はしむ、故に十三夜の月を、市中にて豆名月といふ、

## 九月九日　殘菊宴 併入

九月九日ハ重陽ト稱ス、朝廷ニテハ、天皇紫宸殿ニ出御シテ、菊花宴ヲ臣下ニ賜フ、之ヲ小儀ト爲ス、若シ宴會ヲ停メテ出御セザル時ハ、上卿宜陽殿ノ平敷座ニ著シテ、菊酒ヲ侍臣ニ賜フ、之ヲ平座ト云フ、幕府ニテモ亦此日ヲ祝日ト爲シ、諸侯登城シテ之ヲ賀ス、後世民間ニテハ、親戚朋友ノ間ニ栗子ヲ贈遺シ、又菊酒ヲ飲ムヲ以テ、栗節供、又菊節供ト稱シテ之ヲ祝セ

名稱

り、又禁中ニテ十月ニ至リテ、更ニ菊花宴ヲ行フコトアリ、之ヲ殘菊宴ト云フ、

〔下學集 上 時節〕重陽(チヨウヤウ)(九月九日也、月令云、九月九日、月與日俱應陽數、故云重陽、此日採菊獻親音、則壽命長遠也、起於彭祖古事也、)

〔月令廣義 十六 九月〕初九日(空亡)重九(九月九日、故曰重九、)重陽(魏文帝書、九爲陽數、日月並應、名曰重陽、○中略)菊花節(王維詩、○中略)茱萸節(張說詩)

〔東京夢華錄 八〕重陽　九月重陽、都下賞菊、有數種、其黃白色、蘂若蓮房、曰萬齡菊、粉紅色曰桃花菊、白而檀心曰木香菊、黃色而圓者曰金齡菊、純白而大者曰喜客菊、無處無之、酒家皆以菊花縛成洞戶、

〔運步色葉集 天〕重陽(九月九日、月與日俱應陽數也、)重九(同)

〔日本歲時記 五 九月〕九日、重陽と云、月と日と二ながら老陽の數にかなふ故にかくいふなり、又重九ともいふ、

〔年中行事秘抄 九月〕九日節會事(九月九日、月日俱應陽數、故曰重陽、陽九陰六也、見金谷、)　月舊記云、日月並應、俗嘉其名、以爲宜於長久、以享宴會、今人爲節、

〔光臺一覽 一〕九月重陽之御祝儀有之、今日佩茱之節とかや稱て、前日祝候事とかや承る、

〔俳諧歲時記 九月〕菊の節供　栗の節句　本邦の俗、九月九日、親戚朋友、迭に相贈るに栗を以し、菊花酒を飮むゆゑに、菊の節句とも、また栗の節句ともいひならはせり、

九日宴式

〔延喜式 四十五 左右近衞〕小儀(謂告朔(中略)九月九日○又見左右衞門式、左右兵衞式、)

〔內裏式 中〕九月九日菊花宴式

前一日、所司設御座、及參議以上、幷非參議三位以上座、於神泉苑乾臨閣、(具所司式)中庭東設五位以上幄、西設文人幄、南去閣若干丈(具所司式)構舞臺、臺南若干丈設女樂幄、其日平旦、中務置宣命位於尋常位北一許丈、內藏寮立文臺於舞臺西北、(鋪虎皮立臺、上居革筥、)既而皇帝御乾臨閣、諸衞服上儀服、內侍臨東檻、喚大臣、皇太子著座、及大臣令喚群臣等儀、(謂次侍從以上、)並如常、群臣坐定、式部率文人參入、幄前列立、北面東上、

謝座謝酒著座、內藏寮賜筆墨研紙、先是女樂預候於東瀧殿、盃一兩行、乘舟渡就閣前幄奏樂、訖皇太子避座、次閣上群臣下自東階、左近仗南去二許丈、異位重行、西面北上、不升閣者、各當幄前立、並拜訖復座、大藏省積祿、辨官奏數訖、授宣命文於大臣若中納言以上、外記進見參侍從及文人交名、少時大臣進宣命文、見參侍從、及文人交名、內侍傳取令御覽、訖大臣喚、應宣制參議以上一人、授宣命文復座、上下群臣避座如初、宣命大夫下閣就位、宣制曰、天皇我詔旨良萬宣不大命乎衆諸食聞止閉宣、群臣稱唯再拜、訖更宣云、今日者、九月九日乃菊花豐樂聞食日爾在、故是以御酒食閉惠良伎退止爲氐奈毛、常毛賜酒幣乃大物賜久止宣、群臣拜舞、賜祿有差、其文人者、後日定第更復賜祿、或時不必爲也、

〔儀式八〕九月九日菊花宴儀

前二日式部省點定文人、作簿宣示、前一日、早旦所司裝飾紫宸殿、設參議以上座如常、自尋常版南去三許丈構舞臺、承明門內左掖、北進三許丈立、次侍從幄、右掖立文人幄、並橫立雙幄、其日早旦、中務錄率史生省掌等參入內裏、置版並立標、尋常版以北、進一許丈置宣命版、南去一許丈、更東折二丈五尺、立親王標、次太政大臣標、次左右大臣標、次大納言標、次中納言標、三位參議、非參議三位、四位參議少退在此列、次臣四位參議標、次王四位標、次臣四位標、次五位標二、自宣命版西折二丈五尺、與王四位五位相對、立文人王四位五位標、次臣四位標、次五位標、次六位以下標、並各相去七尺、掃部寮設中務輔以下省掌以上座於便處、史生以上就座、次侍從以上就版受點、便差仰女樂前侍從二人侍從中、若無其人、取次侍從帶劔者、若無帶劔者權帶、設式部省輔以下省掌以上、及文人座於八省院昭訓門外以北壇上、于時輔以下著座、錄文人見參五位以上遞點、六位以下自書、造文人歷名四通、一通進內裏、一通進太政、一通史生送中務、一通留省、內藏寮立文臺於舞臺西北、以虎皮敷地立上、臺上置筆硯、唯參議以上臺在殿上、時刻皇帝御殿、諸衞服上儀、內侍臨東檻喚大臣、大臣稱唯、左近仗南謝座、升自東階就座、皇太子升自同階、謝座謝酒就座、中務省於長樂門前、列立次侍從以上、式部省於永安門前、列立文人五位以上六位以下、立定所司開承明門、訖大臣喚舍人二聲、舍人共稱唯、少納言

代之、入自承明門東戸就版、大臣宣喚大夫等、少納言稱唯、出自同戸、立屏幔外北向喚之、親王以下依次稱唯、訖參入、諸仗興、(親王以下侍從以上自東戸、文人自西戸、式部省官人共引而入、餘一人行且稱容止、)立定、大臣宣侍座、親王以下稱唯謝座謝酒、參議以上升自東階就座、次五位以上六位巳下各以次就座、內藏寮給紙筆墨、少時參議一人立南檻喚五位巳上文人、翹楚者一兩人稱唯、自舞臺南度馳道、升自東階就大臣後、宣進題、大臣取奏、訖復本座、文人成篇、畢進文臺下稱官姓名、跪開筥納之、先是內膳司益供御膳、主膳監益供東宮膳、大膳職益賜五位巳上幷六位巳下文人饌、一兩觴之後、吉野國栖於承明門外奏風俗、少時女樂參入、奏樂訖、式部少輔進取文臺筥、自舞臺北度馳道、經左近仗東就廊付內侍、進經舞臺東南復座、掃部寮撤文臺訖皇太子拜舞、次親王以下五位巳上六位以下出於庭中拜、訖復本座、于時大藏省積祿物於舞臺以南、(掃部寮預儲積祿床、)辨大夫進奏祿數、內記進宣命文於大臣、外記亦進見參侍從及文人交名、大臣摠取奏覽等事如常、訖上下群臣避座列立、宣命大夫降殿就版、宣制曰、天皇我詔旨良麻止宣不大命乎衆諸聞食止閉宣、上下群臣稱唯再拜、訖更宣旨、今日波九月九日乃菊花豐樂聞食日爾在、故是以御酒食倍惠良岐退止爲氏奈毛常毛賜酒幣乃大物賜久止宣、群臣拜舞復本座、賜祿有差、文人亦同、(或評定詩等、事更加賜、)

〔延喜式十一太政官〕凡九月九日御神泉苑、賜菊花宴於次侍從巳上及文人、大臣行事、所司供設如常、(事見儀式、)

〔延喜式十九式部〕九月九日菊花宴

應召文人者、前二日、省簡定文章生幷諸司官人堪屬文者、造簿、預令宣告、當日質明、掃部寮設座如常、輔以下就座、計列文人、卽造名簿、卿若輔以名簿奉進內侍、(事見儀式、)餘節應召文人者准此、(九月九日、文人雖未進奏、且令參入、又獻詩人、省點之移中務省、同注記其名、丞錄共至積祿所、授大藏省、共監給祿事、)

〔西宮記九月〕九日宴。。。　停止時給宣旨式部、外任者可預文人者、大臣奏聞仰外記、藏人催坊家、依請奏給飾物宣旨、御帳左右付茱萸嚢、御前立菊瓶有臺、承平以後、依御忌日無節會、天曆依詔十月被行殘菊宴、

天皇出御、（置物御机上、置御硯）警蹕、內辨著兀子、（王卿著外辨）內侍出、內辨謝座昇、太子參上、（座邊机置硯等）開門、（闈司著）內辨召舍人、（二唯）少納言參入、內辨云、大夫達召セ、少納言出召、王卿參入、（中務率侍從入自東扉、式部率文人入自西、已大上位）立定、（大臣仰云、敷座）留、謝座謝酒了、昇著座、（式部點幄下文人）內藏寮給紙筆、（應和二十五、不置紙筆、依無柳筥也、或文云、不注給紙筆由云々、）內辨起奏云、題令進、（勅許了居）召參議仰可召博士由、（召某々某也）參議立南檻召博士等參進、（起座、經舞臺南、昇東階立內辨後、或跪、北面西上、雨儀、經南廊東殿等參上、）內辨仰云、題進、（禮、北面西上、上卿以在前紙筆令書、跪居書、兩儒一紙書之、書了撤硯筆入柳筥奉內辨、）兩人書題奉內辨、（載一紙）內辨奏聞、（內辨插笏取筥進御座奏聞、依勅定用題、或更不令獻、又勅韻、臨時定分給勅題、無御製、公宴題兼披露、多有用意、仍上云々韻、）內辨還座令書進奏之、（今般問序者）內辨又令書一通、進就太子座邊授之、又令書一通、（清涼記、奉太子之後不書、博士入柳筥、奉內辨、內辨傳取如本置前、以題見下、）博士還本幄、若有探韻此間置、（左少將持韻坏昇殿置殿上料於文臺筥中、右將監又以韻坏置庭中文臺、先令藏人給內辨、加韻目錄二通、內辨召少將給坏、次召內記給目錄、殿上料也、內記有障召外記給一通、可給式部幄下料也、件韻以土器入之、又以土器覆其上、以紙封其邊、二坏之中片坏是殿上料也、下給時居柳筥、天曆七年、居折數欲置之期、少將召右將監階下傳下給韻坏、欲置之間開封紙、近代兼作韻字、探時不稱取字、稱我作韻字、又得意撰韻之人可作、字載目錄不入坏中、不然之時、兩人擇同字、爲世被咲者也、）內辨獻御料韻、（內辨出立文臺東間、就案入時用意立文臺間上、進倚御帳東、主上探一字、示字訓音、內辨還出初入間、進置坏經簀子敬、東行復座、天長八年、大納言自進、探韻奉天皇、延喜廿一年、同之、東宮參上時、歸於御前之次獻之、太子探之、內辨置坏具、）王卿屬文者探韻、（經東階上簀子、就案下、插笏取韻字、右傾開見、加笏立、申官姓名名字訓音、右廻著本座、內記於階下探字等、隨便可示之、）幄下文人次第探之、（式部錄在座西床子記字、）內膳供御膳、（采女撤杷）供太子、給臣下、一獻間國栖奏、三獻內敎坊別當奏舞妓奏、（或二獻、別當不參者、內辨奏之、）奏御酒勅使、仰下奏樂、（應和二十五、依雨姬女立南殿南廂、舞樂女列居南階以西、）漸獻文、（申官姓名、置笏開筥、入文取笏、天德三年十月五日、獻六韻詩勅韻、）樂畢拜舞、（取文臺之後拜、）若此間可給氷魚、（有無不定也、采女一人持氷魚、一人執鹽傳度御前、就公卿座上、上臈一人下座受之、令內竪令下、各小拜、以在前器分取、以汁加上、或文云、在樂拜前、）式部輔取文臺匣、（雨儀、立承明門四二間、輔上自南廊、）參、少將傳取置內辨傍、（輔經舞臺北、執筥候東廊、左少將昇殿、執殿上筥歸下、執加輔持筥入自東廂一間、置內辨座後西南邊、相去六尺、舊例先置內辨前臺盤云、）內辨仰參議令召講師、（臨南檻召文章博士、或召他博士兩三、）近衛少將秉燭、（二人昇自東階、到北障子東戶下、殿司授燭、一人候御帳艮、一人候王卿座下御帳巽、）王卿講者候御帳東、（親王北、公卿博士南、）講文、（令博士讀詩、及深更讀無止文一兩、大臣取筥蓋、置講師前、大臣取詩展張筥上、先讀序篇、次始自下讀之、或自上始之、不必盡、撰五位以上中無止文、十餘枚令讀、內辨披文置之、次撰取授之、有佳句者獻盃、了給御製、內撤初文、展御製令讀吟詠、上卿取入懷、講師讀臣下文、即立內辨仰留令讀御製、或召公卿中博士、博士讀御製、有例、天曆七年十月五日、夜深不讀詩、同十一十上卿不候氣色、仍主上以御製傳給秉燭者、近衛少將親賢傳上卿也、）辨奏目錄、（先大藏積祿、）內辨降見見參等、內辨奏宣

命見參、召參議給宣命等如常、群臣下宣命拜舞給祿、(中務召給)天皇歸御、(雨儀春興安福殿庇、設侍從文人座、文臺立承明門西二間、諸事准他雨儀、)

〔北山抄二九月〕九日節會事

所司裝束如正月七日儀、(但當御帳之母屋左右柱、以絲囊盛茱萸、向外着之、去柱貫一尺餘許、以金瓶插菊花、置黑漆臺机、以組結著、各置茱萸、柱下北邊、內藏寮立文臺二基、一基立殿東第四間實子上、一基立版位西、相去二許丈、殘菊宴无茱萸、或掃部寮立文臺者、又儀式云、內藏寮立文臺、掃部寮撤之云々、今案內藏寮敷虎皮、掃部寮立机於其上、內藏又置筥也、見天曆五年十月五日記幷內裏式、)

當日早旦、若有外任者、可預文人輩、大臣奏召預之、巳剋御南殿、近衞引陣、御帳中御座上、(右置物御机、先供御硯、)陣衞稱警蹕、內辨著靴就兀子、內侍召人、大臣謝座參上、皇太子參上、謝座謝酒著座、(座北邊預置紙筆机、)所司開門、闈司著座、大臣召舍人、少納言參入、大臣宣、召侍從、(儀式云、召大夫等、是可稱刀禰也、雖非大節、依文人相加歟、九條記如此、而延喜十二年勅定、以稱侍從爲善、天曆四年殘菊宴、左大臣奉仰所召也、)親王以下入自承明門、(中務率侍從入自東扉、式部率文人入自西扉、衞府文人、五位以上不帶弓箭、六位以下不著靴巾、先是兩省率侍從文人等、列立承明門前東西、又中務省、殿前東西、預立侍從及文人標云々、)謝座謝酒著座如常儀、(或預仰兵衞陣、禁文人外出、)內藏寮給紙筆、(或出御以前置之、爲違例、)次大臣奏曰、令獻題、勅許訖、稱唯復座、召參議仰召某人、(召文章博士、若有一(一或作二似可從)人、參召當座第一儒士、預問某人候否、可參上、)參議臨南檻召之、(如召御酒勅使、即退下令告之、)博士等經舞臺南庭度馳道、昇自東階立大臣後、仰云、獻題、博士等跪大臣後書之、(大臣給前紙硯、令書、兩人書一紙、承和以往、三獻以前獻之、天安以後、三獻以後令獻、延喜七年復舊、未供御膳之前獻之、依是儀式文也、)撤硯雜具、入柳筥奉之、大臣插笏取筥、直進御座東奏覽、(此間筥候)取以其一爲今日題、(或又令獻、又令儒士付題、勒韵臨時不定、或有非菊事題、或給勅題、又令文人獻長韵、給御題時无御製、天曆五年例如之、)大臣復坐、令清書重奏之、又令書一通、進授皇太子、又令書一通、博士入楊筥奉之、(硯具如元、)大臣問序者、博士申某、次博士退下、大臣以題令下見王卿座、若有探韵、大臣奉勅令置探韵、左次將持盛韵坏昇殿、置文臺筥中、右將監持同坏、進自陣頭、置庭中文臺筥、(先是令藏人給大臣韵字二坏、書韵二紙、大臣以盛韵坏給次將、次書韵給外記、令傳給內記、式部錄、件韵於藏人所令書、入土器以同器覆其上、以紙封其上、二坏中、片院一坏、御及王卿料、中院一坏、非參議以下料、並置楊筥、天曆七年記、置綸折敷云々、上卿給左少將、至時剋、於東階下、召右將監給庭中料、開封置之、寬平二年、乍二坏先置殿上、次將取之給將監、令置者、而延喜廿一年例如之、)大臣起座就文臺下、取盛韵器置筥蓋進

膝行捧候、從立文臺間東就案、跪插笏取之、入自立文臺間東邊候御帳東、主上探一字、示得其字、出自初入之間返置案上、把笏自賛子敷東行復本座、披露主上探其字之由、天長八年、大納言自探進之、而延喜例如之、天皇探訖、置坏復座、皇太子預參時、還從御前之次獻之、即探畢返置云々、次王卿屬文者、就文臺探韻、經東階上自賛子敷就案下、跪插笏取韻字、右傾開見、加笏立磬折申官姓名及字訓音、右廻、內記於階下開唱音記之、次陪幄座文人等、依次進探、式部錄著幄西頭床子記之、次供御膳給臣下饌如常、一獻後國栖奏、三獻之間、內敎坊別當奉舞妓奏、或二獻奏之、次仰御酒勅使、侍從四人立左仗東南、參議仰舉二人相分、經舞臺南就文人幄、次奏參入音樂、次吹調子之間、樂前大夫二人、不帶劍者權帶之、率妓女進到右近陣下、並立東南屏幔東、東上北面、舞妓樂人等著座畢、大夫還入、殿上地下文人等、各就文臺下申官姓名、跪置笏、或插腰、開宮獻詩、親王不必就臺、從披獻之、例公卿或又如之云々、近樂畢、上下群臣避座拜舞、儀式云、撤文臺訖拜舞、清涼抄云、近例奏樂雖不畢、待取文臺拜舞、失錯歟云々、今案、待樂音止可取文臺之由、見天長三年宣旨、依被宣旨制儀式歟、但拜舞是賀女樂、而他事相隔有此拜舞、頗非穩便、拜舞之後、即取文臺、不可違宣旨歟、或給氷魚、其儀如旬、獻詩畢式部輔進經舞臺北、取文臺宮候東階下、右少將上殿、取殿上詩宮退下、合取庭中宮、昇自東階、入母屋東南第一間、置大臣座西南、相去二許丈、大臣奉勅、令參議召文章博士二人、他上臈儒士一兩、臨檻召之、下殿令告、次將二人昇殿、到北御障子東戶下、秉紙燭、一人便候御帳艮角、一人經王卿座東南、候御帳巽角、殿司預儲候、王卿及博士等進候御帳東、親王北邊、王卿博士等南頭云々、令儒士一人講序幷五位以上詩、大臣取文臺置講師前、展詩其上、先讀序、次自下讀詩、或自上讀之、不必盡讀、擇儒士幷五位以上堪能者、若干許枚令讀、次人撰之、上卿展之、若有佳句、令作者勸盃、巡先及講師、其御製授給大臣、大臣撤初所讀詩等、展御製於宮上、讀題幷詩畢、始授給自發句吟詠、更又數度詠畢、親王大臣競給納之懷中、夜更闌者、不必於此殿讀之、御題者无御製云々、先是大藏積祿、辨奏目錄、大臣奏宣命見參、宣制畢拜舞、中務唱名、給祿如常、殘菊宴宣命有取捨、或文人不獻詩者、不可預給祿云々、兩儀同七日儀、但立文臺於承明門西第二間、博士應召、經東西廊及春興宜陽兩殿砌參上、式部輔取文臺宮參進又同、

〔東宮年中行事九月〕おなじき日日〇九しゆせんけむ御せつくをぐすること、れいのごとし、おなじきひ、ちやうかう所にせつくをすふること同、

〔公事根源九月〕重。陽。宴。　九日

九月九日は、節日にて侍れは、菊花の宴行はるゝ也、是を重陽宴と申す、九月九日は、月と日と九陽の數に叶がゆゑに重陽とはいふ也、昔は天子南殿に出御なりて節會行はる、上達部御子たちよりはじめて、其道のはみな探韵給はり、文つくりて、文臺にするゑてかうせらる、十月旬のみにあらず、今日も氷魚を給ふ例あり、又群臣に菊酒を給はり、大かたは五日月〇五の節會に同じ、御帳左右に茱萸の嚢をかけ、御前に菊瓶をおく、

〔後水尾院當時年中行事上九月〕九日、毎事三月五月等の節供に同じ、夕方の御祝より女中の衣しやう二ツゑりなり、うはぎは猶すゞしのうらを用ふ、此事ふしん三獻めのてうしにきくの花をきざみ入、けふも一首の懷紙おの〳〵詠進す、七夕に同じ、重陽の宴の心なり、舊院の御とき、九首の事あり、其後また一度あり、けふも講せらるゝまではなし、

〔年中行事歌合〕二十七番　左　重陽宴　內大臣

きくもみぢ折しくひ魚を取そへてけふたまふなるみきのさかづき〇中略

左、九月九日せちゑにて侍れば、菊の花のゑんをおこなはれけるなり、此重陽と申は、九をば陽數なるよし易にも申なり、月も日も九なれば重陽といふなり、詩などかうせられて、いとおもしろき事なり、今日ぐんしんにひをゝ給ふ事ためしあるにや、なべては十月の旬にこそひををば給ふべきに、此せちゑにもためし有事にや、

〔江家次第正月一〕節會雨儀　重陽　立文臺於承明門西第二間、博士應召、經東西廊及春興宜陽兩殿砌參上、式部輔取文臺宮等上、又同侍從幄依例設春興殿、文人幄設安福殿、

節會雨儀　重陽宴　文人在安福殿座

進題幷講詩之時、有召參上、道經南廊幷春興殿日華門宜陽殿、如公卿道、文臺立安福殿東壇上、式部輔取宮參上、道如上、舞妓如七日、

用度

〔延喜式三十大藏〕諸節祿法　九月九日節　皇太子綿三百屯、(預文人者加一百屯、)一品一百九十屯、(文人加七十屯、)二品一百七十屯、(文人加六十屯、)三品一百五十屯、(文人加五十屯、)四品一百卌屯、(文人加卌屯、)無品七十屯、(文人加卌屯、)太政大臣二百五十屯、(文人加七十屯、)左右大臣各二百屯、(文人加六十屯、)大納言一百卌屯、(文人加五十屯、)中納言一百屯、(文人加卌屯、)三位參議七十屯、四位參議五十屯、一位一百卌屯、二位一百屯、三位五十屯、(已上文人各加卌屯、)四位卌屯、(文人加廿屯、)五位廿屯、外五位十五屯、(文人加十屯、)六位已下文人十屯、

〔延喜式三十三大膳〕九月九日節料　生大豆、(五位已上二把、)生栗子、(參議已上一升、五位已上五合、)桃子、(參議已上五顆、五位已上四顆、)梨子、(參議已上七顆、五位已上五顆、)蔔子、(參議已上六顆、五位已上五顆、)菱子、(參議已上八合、五位已上六合、)

同節文人料　五位一人、醬一合五勺、韲酒酢各四勺、鹽三合、東鰒、隱岐鰒、堅魚、烏賊、熬海鼠、各一兩、雜魚腊、并楚割、各三兩、押年魚、與理刀魚、各二兩、鮭五分隻之一、腊鮨各一斤、海藻一兩、青大豆二把、生栗子五合、桃子四顆、梨子五顆、熟柹子四顆、蔔子三顆、菱子六合、　六位已下一人、滓醬五勺、鹽二勺、鮭六分隻之一、腊鮨各二兩、

〔延喜式三十九内膳〕九月九日節

米二斗三升、糯稻五束、糯糒一斗、粟子糒二升、小麥胡麻子各四升、大豆二升、小豆一斗、荏子六升、酒一斗、酢油各五升、醬一斗、鹽二升、東鰒一斤十二兩、隱岐鰒一斤五兩、烏賊一斤五兩、煮堅魚螺各十三兩、押年魚鳥腊各八兩、腊五升、紫菜五兩、海藻一斤五兩、炭三石、薪六百斤、

〔年中行事祕抄九月〕御節供事(内膳司)

內藏寮酒肴事

〔厨事類記一〕臨時供御(內、院、宮儀、)

九月九日　赤飯　御菜　御菓子八種　已上小預給料米備進之、　進物所御節供之外、折敷高坏十二本、(居折數、)舊例美麗之調進也、

九日宴例

〔禁中恒例年中行事九月〕九日御獻　是は初獻赤飯、二獻御すひもの、三獻鯣くだ物、菊の花をそへ清所より上る、

〔故實拾要五〕九月九日御獻　此御獻三獻、自御臺所供之、

〔日本書紀二十九天武〕十四年九月甲辰朔壬子、天皇宴于舊宮安殿之庭、

〇按ズルニ、壬子ハ九日ニ當レリ、恐ラクハ是九日宴ナラン、然レドモ大寶令ノ制ニハ、九日ヲ以テ佳節ト爲サズ、故ニ遽ニ斷ジテ九日ノ節ト爲スヲ得ズ、姑ク錄シテ考ヲ俟ツ、

〔類聚國史七十四歲時〕平城天皇大同二年九月癸巳、〇九日幸神泉苑、觀射、詔曰、今詔久弓射都可波須事波、本與利正月乃行事奈利、但正月者、三節豐樂聞食之、雜事毛繁久無暇支月奈利、此月者時毛涼久、射禮都可波須留毛便留在利、又九月九日者、菊花豐樂聞食日留在止毛、忌避所有留依氐、比年之間停支奈止毛聞行須、然時節止云物者、不可虛擲止、自昔云來留事毛在依天奈毛、此乃豐樂聞食之始賜布、故是以御酒賜倍、惠良支退止之氐奈毛、酒幣乃大物賜久止宣、賜親王已下文人已上物有差、

〇按ズルニ、此詔文ニ據レバ、大同以前ニ既ニ九日ノ宴會有リシガ如シ、而シテ史ニ所見ナシ、

〔類聚國史七十四歲時〕嵯峨天皇大同四年九月壬子、〇九日幸神泉苑、觀射、兼命文人賦詩、賜物有差、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年九月庚子、〇九日曲宴前殿、命文人賦詩、其文人五位已上賜被、自餘五位幷文人六位已下衣、

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁三年九月甲子、〇九日幸神泉苑、宴侍從已上奏妓、命文人賦詩、五位已上及文人賜祿有差、

〔政事要略二十四年中行事〕天長格抄云、太政官符、宮內省應准九月九日節准三月三日事、

右被右大臣宣偁、九月九日節、每事准三月三日節者、省宜承知之、自今以後依例永行、弘仁三年九月九日同格抄云、太政官符、五畿內、志摩、近江、若狹、紀伊、淡路等國司、應進九月九日節御贄事、

右被右大臣宣偁、件節御贄准廢三月三日節令進之、諸國承知、自今以後、依件進之、弘仁三年九月十六日

〔類聚國史 七十四 歳時〕弘仁四年九月戊午、〇九日 幸神泉苑、令文人賦詩、賜綿有差、　五年三月辛亥、右大臣從二位兼行皇太弟傅藤原朝臣園人奏、去大同二年、停正月二節、迄于三年、又廢三月節、大概爲省費也、今正月二節復于舊例、九月節准三月、去弘仁三年已來、更加花宴、准之延暦、花宴獨餘、比之大同、四節更起、願彼祿賜、庫貯罄乏、伏望九日者不入節會之例、須臨時擇定堪文藻者下知所司、庶絕他人之望、省大藏之損、〇中略 許之、　九月壬午、〇九日 幸神泉苑、令文人賦詩、賜祿有差、

〔類聚國史 七十三 歳時〕天長元年三月乙亥、公卿覆奏言、〇中略 夫九月九日者、所謂重陽也、〇中略 伏望乘此良節、以臨射宮、臣等請奉詔、付外施行、

〔類聚國史 七十四 歳時〕淳和天皇天長三年九月癸酉、〇九日 賜宴於內裏、文人已上賜祿有差、　八年九月甲辰、〇九日 皇帝〇淳和 御紫宸殿、召文人、令賦詩、爲重陽節、賜祿有差、

〔續日本後紀 三 仁明〕承和元年九月丙辰、〇九日 是重陽節也、天皇御紫宸殿、宴侍從已上、自外非侍從、及諸司綠衫官人堪應詔者、幷文章生等侍焉、同賦秋風歌之題、宴訖賜祿、

〔續日本後紀 四 仁明〕承和二年九月辛亥、〇九日 天皇御紫宸殿、賜菊酎宴於侍從已上、但召非侍從、及諸司綠衫官人堪應詔者、幷文章生等如常、同賦秋風搖落、効梁元帝體之題、宴訖賜祿、

〔文德實錄 四〕仁壽二年九月壬寅、〇九日 重陽節也、帝不御南殿、勅公卿喚侍從文人等、賞宴、賜祿如常、

〔文德實錄 五〕仁壽三年九月丙申、〇九日 重陽宴也、帝不御南殿、勅公卿召侍從文人等、賜菊酒、一如常儀、但以天下有災、不舉音樂、

〔文德實錄 九〕天安元年九月癸卯、〇九日 重陽節也、天皇不御南殿、命公卿賦詩、賜祿如常儀、雖開宴筵不舉音樂、緣旱雲不害、秋稼爲害也、

停九日宴

〔三代實錄五清和〕貞觀三年九月九日庚辰、重陽節、天皇不御前殿、於殿庭賜菊酒親王以下侍從以上及文人、酣飮賦詩、勅賜題云、菊暖花未開、日暮賜祿各有差、

〔三代實錄十五清和〕貞觀十年九月九日己亥、天皇御紫宸殿、宴于群臣、內敎坊奏女樂、文人賦喜晴詩、宴竟賜祿各有差、

〔日本紀略一醍醐〕寬平九年九月九日辛巳、天皇御紫宸殿、賜重陽宴、題云、観群臣插茱萸、

〔日本紀略五冷泉〕安和元年九月九日己丑、右大臣已下參仗座、有菊酒事、無御出、

〔本朝世紀〕正曆元年九月九日辛巳、是日重陽宴也、然而諸卿不參、因之進外記大春日仲明藏人所邊觸此由、藏人卽奉仰還局、以召使令申此由、大納言源重信卿、中納言藤原顯光卿退、召使等還來申云、各被申障之由、尊不被參、于時小外記小槻善言爲申事由、參攝政里第令申此由、被仰云、可申春宮大夫、早被參可被行今日重陽宴事者、善言奉此由申件卿、被仰云、只今可參、早申傍卿、又試諸司備候者、奉此由罷還、于時中納言藤原公季卿以亥剋參、然而參議不參、仍停件宴、諸司裝束儲饌辨備如恒、

〔百練抄四一條〕正曆三年九月九日、重陽宴、有探韻事、

〔法成寺攝政記〕寬弘四年九月九日壬申、節會如常、從初御製皆四韻、帥敦道親王一人絕句、

〔類聚國史七十四歲時〕弘仁七年九月辛未、停九日節、以聖躬○嵯峨不平也、

〔續日本後紀七仁明〕承和五年九月甲子、是重陽之日也、天皇不豫、停廢節會、但賜菊酒見參親王侍從已上、於廊下賜祿有差、

〔文德實錄三〕仁壽元年九月戊寅、以有水災廢重陽宴、但公卿於近仗下、與諸侍臣聊進菊酒、賜祿有差、

〔三代實錄三清和〕貞觀元年九月九日辛酉、停重陽節、以先帝忌景近也、○去年八月文德帝崩於右仗頭賜菊酒、群臣次侍從、及非侍從堪言詩者、外記、史、內記預焉、酣暢之後、賦重陽菊酒詩、錄見在座者奏之、後日賜綿有差、

平座

〔三代實錄清和十三〕貞觀八年九月九日辛亥、停重陽之宴、餉侍臣于宜陽殿西廂、錄在入坐者、而奏之、後以大藏省綿賜焉、

〔三代實錄清和十六〕貞觀十一年九月九日癸亥、停重陽宴、以秋稼不登也、

〔三代實錄陽成三十二〕元慶元年九月九日丁未、停重陽節、以自去八月朔聖體乖和、攝理未驗也、詔遣外記、錄公卿已下五位已上見在侍從所座者、賜祿有差、

〔三代實錄陽成四十〕元慶五年九月九日甲寅、停重陽之節、諒闇也、○去年十二月清和帝崩

〔日本紀略醍醐一〕延喜五年九月九日、節會停止、依帝姑源連子卒也、　八年九月九日、止重陽宴、依諸國衰損也、　九年九月九日、依雨停重陽宴、　十年九月九日、依諸國旱損、止重陽宴、　十三年九月九日戊申、止節會、依諸國申不堪幷風水之損也、　十五年九月九日丁卯、停重陽宴、依諸國申不堪佃田也、
　十九年九月九日癸酉、停重陽宴、依諸國申不堪佃也、　二十年九月九日、止重陽宴、依諸國不堪佃、幷去夏咳病也、　廿二年九月九日、止重陽宴節會、依諸國不堪佃也、
延長元年九月九日庚戌、停重陽宴、依去夏疫癘也、　二年九月九日甲辰、止重陽宴會、依諸國申不堪田也、　三年九月九日己亥、止重陽宴、依諸國不堪佃也、　七年九月九日乙亥、依異損止節會、　八年九月九日己巳、無節會、

〔大鏡八〕延喜帝、○中略われいかでか、ふづきながづきにしにせじ、すまひのせち、九日のせちの留らんが、くちおしきにとおほせられけれど、九月にうせさせ給ひて、九日のせちはそれよりとまりたる也、

〔日本紀略朱雀二〕承平元年九月九日癸巳、不給菊酒、　二年九月九日戊子、止宴會、

〔日本紀略圓融六〕天祿三年九月九日乙丑、依諸國異損停止節會、但諸司設膳如常、

〔西宮記九月〕九日宴○中略

无宴者上卿奏聞、王卿著宜陽殿有坏酒、

〔北山抄（二九月）〕九日節會事

不出御者上卿奏請、侍從等可給菊酒之由、即於宜陽殿給之、如旬儀、（前一日、止宴會之由、勅上卿、上卿仰外記、）

延喜十三年九月九日、今年諸國、多申不堪及損田、（不堪佃廿四ヶ國、旱損九ヶ國、風水損十四ヶ國、）因之停宴、王卿及次侍從已上、召宜陽殿西廂賜菊酒、于時從御所以右少將藤原俊蔭給氷魚一高坏、式部卿親王把盃給俊蔭朝臣、七盃飲畢、奏復命云々、

安和元年、又有此例、藏人爲保爲勅使、令內豎曳下、（今案、先置座上、次令內豎曳下、或云、此日上卿取居之云々、若准御前儀歟、但非慥說也、）召著於參議座末、大納言以下勸盃云々、（准延喜例歟、）

延喜七年、依旱損廢節會、侍從以上享飲、宜陽殿例也、其儀如旬、三獻後召侍從、大膳進索餅等、如諸節、仰侍從錄事、左大臣問群卿、今日先例不讀見參歟、右衛門督云、先年有讀、唯近年例不見讀文、乃從其議、

〔江家次第（九九月）〕九日平座　上卿著左仗座、令藏人奏可給侍臣菊酒由、（可停節會由、前一日被仰下、仍存其由進申請也、近例雖不被仰件由、彼例可申也、）藏人歸來仰聞食由、上卿仰裝束弁（若無弁者他弁）令居餛、（弁仰史、）居畢弁申其由於上卿、上卿以下移著宜陽殿座、（以北爲上、異常儀、著東座之人度末板數、）諸司預設膝突、（若忘却不設者、上卿可仰陣令舖歟、）弁少納言著座、（起床子座經數政門東、上官盡候座前、上官下地相揖過、南行經儀所東井南、入自日華門、自宜陽殿坤角柱內出西砌、北行著座、近例弁西、少納言東、）一獻、（弁若少納言著膝突勸之、五位繼酌、納言如恒、）二獻、（如上、）勸索餅、（箸下、）三獻、（如上、件獻以前、坏留於最末參議座、）上卿仰大弁（或最末參議、）令召侍從、參議仰最末少納言、少納言稱唯、出自日華門召之、侍從參入、相分著座、（近代不必參、）居飯汁物、（撤索餅、）箸下、上卿示最末參議令仰錄事、即點東西座、四位五位高戶者各一人、先申上卿、上卿揖之召仰錄事可奉仕由、（座錄事奉仕禮、四位某官職朝臣、有官者加姓、五位某朝臣、）近例依侍從不參無此儀、四獻最末參議降座、轉坏於侍從座計度數飲闕巡、若無參議召上辨擬坏、師尹大臣例云々、上卿令官人召外記、外記出自宣仁門、上卿云、見參外記歸後持參見參、依上卿目稱唯持參如恒侍從以

上一通、(公卿在此中、攝政不論參否、必奉入、非參議以上者、歷少納言者入之、有懸紙、)非侍從一通、(非少納言、非參議入之、)祿法一通、(以上三通無懸紙、)上卿見畢返給、外記如本插之立小庭、上卿經軒廊中、自西第二間就御所、付藏人奏聞、藏人取之奏聞返給、(御覽シツ)上卿返給外記、令插之、上卿復本座、外記進之、上卿留文、外記執空杖退出、上卿召少納言給見參、召弁給目錄、(弁給之、入於宣仁門、)少納言出自日華門、於南庭唱見參、當南殿東一間、相去版位三丈、或令去版位巽三許丈、親王以下列立櫻樹南、第一人當少納言、或云當少納言巽二丈許、參議以上一列、四位五位一列、並西上北面、參議以上出自軒廊、侍從出自門下、雨儀王卿立宣陽殿西廂、侍從東壁下云々、少納言召自名後、稱唯加列、拜舞畢各退出、參議以上出自敷政門、(四位以下出自日華門、)　近例無召唱儀、仍給見參目錄後、人人退出、　御里內之時、依無所於陣居饌、仍弁少納言不著顯座、(仍無四獻轉盃、)不召侍從事留三獻、　參議一人行事例　寬治四年九月、公卿皆依瘵病不參、仍左大弁大江朝臣病中奉別仰、參入行之、　貞元元年四月一日、平座參議一人行事之例云々、　依少納言不參、目錄見參共給於弁例、　寬治四年九月九日、少納言不參、仍給弁、(右少弁重資、)去四月一日旬、依無少納言、共給左少弁爲房之例云々、　上卿一人參入時(依無擬坏、不獻酌、)　故源右府御說、四獻之後奏見參、經信卿說、三獻後奏見參、還著行四獻儀、　上卿一人參時、不可有勸坏之由、源左相府被示然而已、　奏可給菊酒由、仍有勸坏、(寬治四九九)　著東座之人可經末座、而經季卿自侍從座上筵上、東進脫履、(延久三)人々怪之、而資仲卿感件說、記其由云々、

今案、四條大納言者、小野宮無雙之人也、被記自座末可上之由、資仲卿說不可然、

下﨟大納言能長、先著行事間、隆國大納言後參、能長卿奏事由、而能長可給由被仰、(延久三十一)隆國退出、

〔年中行事秘抄　九月〕齋宮群行年、無重陽宴事　天祿二年九月九日、齋宮(隆子)依參太神宮、京畿七道爲齋月、仍停止宴會、但有平座事、同廿三日、齋宮參太神宮、○中略　無節會年、宜陽殿平座事、(上卿令奏可給侍從等菊酒由、依節會儀著紛熟、)

〔建武年中行事〕九日〇九月平座四月におなじ、重陽宴はたえて久しければ、みな御酒給べきよし、今日は下より奏するなり、平座なりとも召唱られば、祿はたまふべきにや、

〔小右記〕寛弘二年九月九日甲寅、參內、未一刻諸卿不參、暫徘徊壁後、其間諸卿參入、內大臣(藤原公季)中納言公任、俊賢、忠輔、參議有國、行成、經房、內府於仗座今日先有仰事、可行歟、旬日有仰事乎、九日平座、上卿所被奏請也、即起座、於壁後指出源納言、其間今日奏請事、復座、納言問云、上卿奏聞可奏見參之由歟、答云、不然、奏可給上達部侍從等菊酒之由、納言覺寤高聲陳此詞兩三度、似令聞相府、相府問余、大略答對、相府召外記問左右府參不申云、未參者、○中略今日屬文卿相著宿衣可候者、有作文云々、○中略此間內府仰左大辨令仰宜陽殿座事、敷座備饗、余云、可令居飯者、諸卿應內府仰、左大辨令居飯、內豎等令羞粉熟後居飯者、已臨夜之間、不見羞粉熟由、仍居飯了、內府以下移著宜陽殿、二獻三獻、每度行獻盃人行闕巡、未見事也、四獻於本座行闕巡者也、巡三獻了、余稱障退出、

〔法成寺攝政記〕寛弘二年九月九日甲寅、參內、被行平座事、入夜作文、題、菊是花聖賢、

〔左經記〕寛仁元年九月九日甲辰、入夜有召參內、源大納言依召兼被參進、頭之右兵衛督依召被參入、今日□□□以下□□□等不參、仍召之云々、大納言令藏人頼宣奏可賜侍從等御酒之由、蒙仰即著宜陽殿代座、兼居酒肴等、次余○源經頼辨少納言惟光相共入自日華門代著座、余東、少納言西、並北上對坐、兼居飯餜等、次一獻少納言、二獻余、次粉熟、次三獻少納言、次居飯汁、次召侍從、右兵衛督傳示少納言、少納言立座召之、即歸著、次外記奉見參等、上卿覽畢返給外記、外記給之、即取之挾文杖立小庭、上卿外記奉文退出、次召少納言給見參、又召見參目錄、各退出、

〔水左記〕康平八年九月九日、申剋許參內、大內今日平座也、相公一人不參、仍召外記問其由、皆申故障由者、以頭辨經信朝臣奏聞其由、又可重召者、又仰件由、武衛右大丞重申障、又奏件由、正曆四年、御堂長曆二年、資平卿一人參行之例、外記申其由、隨奏聞、依前例可行者、承之付藏人、侍從等奏菊酒可給之由、勅語曰、依例行之、仍先召辨仰物居之由、物居了著外座、一獻如例、二獻、粉熟三獻居汁、下著食、依無

座不召侍從等、次奏見參、奏聞了召納言下見參、次召辨下目錄退出、

〔中右記〕寛治八年〇嘉保元年九月六日、申時許、新中納言通俊卿參仗座、被行陣覽內文、〇中略上卿召予〇藤原宗忠於仗座言談世事、次問云、〇中略又問云、二盃幷九月九日平座之事如何、被答云、〇中略九日ハ貫首上卿令職事奏云、大夫君達菊酒給ヒト勅云、無御出、依例行ヘ者、其後上卿於仗座行盃酒事、辨互勸盃、大臣被候者、四位辨取續杓納之、不被候者、五位辨取續杓也、勸盃之人ハ、必受盃之人、旋他人於盃後起座也、被奏見參目錄之後、上卿召少納言給見參、召辨給目錄、辨不結申也、又强不下史、入懷中歸里亭歟、　九日、無平座、依爲廢朝中也、但內藏寮居酒肴於殿上、如例、諸司供菊花、

嘉承三年〇天仁元年九月九日丙辰、未剋許參內、端座〇中略參仗座、依有平座也、〇中略窺見宜陽殿、治部卿、基藤宰相、顯辨二人、少納言一人在座、居粉熟之間也、予加其上、治部卿談云、以新藏人可賜大夫君達於菊酒之由奏聞之後、移著宜陽殿座、二獻已了、初獻右少辨實光、二獻少納言定通、從下﨟始也、少下箸、次居替飯汁物、又箸下、次三獻藏人辨顯隆、次侍從可召之由仰藤宰相、宰相仰少納言定通、定通起座向日華門歸著、及晤之間、侍從參否不慥見、大略許歟、近代不參也、雖可有四獻、无勸盃人之上、近代多三獻許也、次外記可進見參之由相催外記、插文杖持來、披見之三通也、見參二通、目錄一通、入綿數、見了皆推卷一通、返給之外記、如本插文杖出軒廊、立南庭、予拔箸、立經壇上幷軒廊二間南階下、進弓場殿、付藏人辨顯奏聞、殿下御于鬼間云々、則歸出返給之、次聞食之由被仰、給文杖辨見參返給、外記復本座、外記又奉之、予取之、外記出之後、召少納言定通給見參二通、卷加懸紙、次召右少辨實光給目錄一通、无懸紙、其後退出、于時亥一點也、

元永三年〇保安元年九月九日、入夜參內、是依有平座上卿催也、先著仗座、奧座左大辨長同參著、以官人招藏人、新藏人匡周來、予奏云、大夫君達ニ菊酒給ムト、藏人來云、不出給、依例行ヘ、予召辨藏人、辨實光來、仰可令敷坐之由、藏人辨出敷政門仰史、諸司居饗於宜陽殿代、藏人辨來、坐敷畢由申上、予起仗座奧座著宜陽殿座、今日北上、第一上﨟著端座、左大辨又著端座、依可勸盃也、實辨少納言上官等著座、了一獻少納言忠能、二獻

藏人辨實光、居粉熟、(二孟日不居也)三獻(依無他人、少納言忠能)居飯汁、(大辨下箸)又予可召侍從由示左大辨、左大辨示少納言、少納言起座召歟、依臨暗不見之、次可及四五獻也、依無勸盃人止之、(及四五獻時、參議下﨟下從座轉盞辨座也、)次召官人可進見參之由仰外記、外記指杖出從日華門候小庭、予目之、外記稱唯進軾、(軾座上方敷之)予從座上方取文披見之處、見參二通、目錄一通、見了一度返給、外記指杖立小庭、予拔箸立也、揖起座、揖經軒廊二間幷階下進弓場殿、指笏取杖、付藏人匡周奏覽之、返給、(藏人指杖返給、如何、御覽之後、取副杖返給之也、)復本座、外記進見參、予取之、外記歸入之後、先召少納言給見參二通、(加懸紙)不結申、又召辨給目錄一通、不結申、○中略

今夜少納言ハ給見參、復本座、辨ハ給目錄出從仗座方、如何、可尋知歟、

大治五年九月九日、僮僕一人不出來、以靑侍一兩人參內、先著仗座、(奧座)以官人招藏人、新藏人惟兼(老者也)來、予奏云、大夫君達菊酒給む、藏人奏達之後歸來云、不出給、依例行へ、予以藏人召辨、右中辨師俊朝臣來奧座、予仰云、座令敷、(與)右中辨起座、仰史令敷、居饗饌於宜陽殿代、右中辨來申上云、座敷了、右兵衞督(伊)相共著宜陽殿座、(共端坐、自本數膝突、)一獻右中辨師俊朝臣勸盃、次二獻少納言忠宗、次居粉熟、右兵衞督氣色下箸、次居飯汁物、又氣色、(撤粉熟)下箸、予尋去、可有三獻歟、其後可召侍從由可仰也、右兵衞督云、人數不候、近代又只二獻許也、予以官人見參可持參之由催外記、外記指文杖居壇上、(雨後地濕也、仍用雨儀歟、)予目外記、稱唯寄膝突進之、予向上方取之、披見之後、一度返給外記、如本指文杖立、予向奧方揖起座、又揖出從軒廊東二間進弓場殿、只今雨止也、藏人惟兼出逢、予指笏執文杖付藏人、御覽了返給(取副文杖取之、氣色、)仰云、聞食、返給外記、復宜陽殿座、外記指文杖進之、如初從上取之、外記退出、召少納言、少納言忠宗來膝突、給見參二通、少納言取之南行、又召辨、右中辨師俊來、給目錄一通、(是人具綿屯數書之、)辨出從敷政門後退出、及亥三點也、　近代大納言強不參勤也、然依事闕有別召、仍參仕之人人多可參仕也、近代只上卿宰相各一人參勤也、

〔台記〕仁平三年九月九日乙未、不飮菊酒、依不好長命也、平座、上宗能卿、宰相雅通朝臣、

停平座

〔吉記〕承安四年九月九日癸巳、參內、今日重陽平座也、中宮大夫(隆忠)堀河中納言、左兵衞督(成範)等參著仗座、先以官人招藏人長俊、被奏事由、卽歸來仰聞食之由、次召予、(裝束辨參迎)取笏昇奥座、參上、(如常揖上)卿中宮大夫被仰可令居饌之由、予退起下知史基兼令居之、先是人々暫起座、徘徊陣後邊、居了、後予申其由於上卿、次著座、(外中宮大夫、左兵衞督、奥堀川納言、)次一獻少納言信季勸盃、次二獻右少辨親宗、爰上卿被仰云、二獻已前可居粉熟歟、於今者二獻粉熟、三獻可居飯汁物云々、此儀定事也、

〔明月記〕建仁三年九月九日、今日依有召、先參殿下、(○藤原良經、中略、)平座之間事令申給、未時許御共參內、直著陣給、俄而中納言公房卿、左大辨參著、以藏人辨光親奏菊酒事、(歟、昇奥座坐第二人後、向上卿仰詞、)上卿以下起座、官掌令居物、居了辨申上云、上卿著端、(進宜陽殿兼數諸司軾、)軾ヲ上ニ宛(天)、其下ニ脫沓著之、中將殿(○藤原良平)奥、大辨端、少納言信定、辨長兼、親國、次々勸盃、座雖擬宜陽殿、猶各經柱外、五位取續杓、上卿召外記、召見參、外記持參、上卿向座上見之、見了插文返給、進弓場付藏人木工云々、請取之後、更自小庭出下侍方、招召使示上卿云、今日御物忌也、而見參書白紙可令改之歟、上卿返事不分明、召使盛安(當世舊物)相計時剋、移は事煩候、只何となくて可候歟、兼定依此說奏下了、上卿復座、召少納言辨、各下了退出、

〔園太曆〕延文四年九月九日、今日重陽平座、上卿坊城中納言、(俊冬)參議敎有卿、少納言豐長朝臣、辨行時朝臣、行知等參仕、勸盃三獻云々、

〔康富記〕寶德二年九月九日庚戌、重陽平座也、公卿日野中納言資網卿、參議不參、少納言爲賢朝臣、權右中辨網光、(藏人)職事藏人右兵衞權佐經茂、權少外記康純、(本廣顯也、分配、)左少史高橋俊職、(父重服中也、例幣以前參陣不審了、)內豎川康里等參陣之、雨儀也、

○按ズルニ、平座ノ事ハ、政治部旬篇ニモ在リ、參看スベシ、

〔園太曆〕觀應二年九月九日、今日重陽平座不被行云々、旅御所(○持明院)之上、上卿已下無出仕人之故也、

先日被仰合之間、二孟幷重陽平座不被行之時注進之候、

平座停止例(重陽)

天元元年九月九日、

依御物忌無菊宴、又無平座事、　長元九年九月九日、中宮威子有事穢中、仍無平座、　承暦元年九月九日、依上卿不參無平座、　此外重陽宴停止年、平座不及沙汰例等存候歟、

〔長祿二年以來申次記〕九月九日公家、大名、外樣、御供衆、申次、番頭、節朔衆、今日より出仕衆小袖にて候、　一御對面次第同、〇如常　御盃以下同前也、

〔殿中申次記〕從永正十三丙子至同十七庚辰歳記錄事

九月九日出仕如常　一栗一籠、柿一籠、例年進上之、御太刀被下之、　八瀨童子、　一滑薄一折、例年進上之、　無量壽院、

一栗一籠、例年參、　三寶院殿、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄御對面御祝已下之事

九月九日、御對面以下同前、〇如常　夜に入て菊にわたを御きせ候、

〔殿居囊武家年中行事〕九月九日、五ッ時花色小袖、長、重陽御祝儀、万石以下花色に不限、

〔柳營新編年中行事九月九日〕九日　一御規式大廣間　出御御上段御著座如例年、御召物空色御小袖、御長袴著御、　諸事端午之通り、但シ出仕之面々染小袖長袴、　山王別當觀理院　同神主樹下兵部　出仕御禮申上之、

〔幕朝年中行事歌合中〕二十六番　左　重陽參賀

祝ひおく世を長月の袖の上にちらぬ花田の色を見るかな〇中略

重陽參賀は、九月九日に行はる、彌生三日、さつき五日の節にかはる事なく、唯出仕の面々、花田色の小袖に長袴をきる、むかしはさもなかりしにや、いつとなく此色にのみなれりけるを、舊きを捨じとにや、目付衆の中に、ひとり二人、つるばみの色を交へ著る也、此日兩御所にも、千くさ色の御衣を奉る、

〔親元日記〕寬正六年九月九日甲寅、御祝四御方分調進之、此內今出河殿御臺樣江はじめてまいる、

但無人衆御座候間、赤飯之折五合進上、召二次三是は就飯左太被申候勘略之儀也、御節供方引付ニ記之、

〔駿府政事錄〕慶長十六年九月九日、諸人雖出仕前殿、造替故無出御、　十八年九月九日、在府之諸侯麾下士林、悉登城拜謁、神尾五兵衛尉守世出御前、御服五領進上、關東衆多來賓之由申上云々、　十九年九月九日、巳剋常之御書院渡御如例、公家武家出仕、自幕府為御禮神尾五兵衛尉參府、重陽之吳服五領被進之、於御前公家衆僧衆給酒盃、　廿年九月九日、尾州宰相殿被獻白鳥、是者自令鐵炮打由云々、今日諸士出仕如例、出御前殿、自尾州來白鳥為奏、近士賜饗、〇中略今朝自將軍家重陽御服被進之、水野監物上之、

臣庶重陽

〔玉海〕治承元年九月九日乙巳、節供、家司闕如、仍政所勤之、陪膳行賴、行事良盛等也、　四年九月九日戊午、節供如常、陪膳季長朝臣、

文治二年九月九日壬子、入夜有節供事、余〇藤原兼實　方式部少輔範光勤之、陪膳文章博士業實朝臣、北政所方前馬助國行勤之、陪膳大藏卿宗賴朝臣、役送北政所家司、五位余職事等也、女房就之、

〔日次紀事九月〕九日　菊酒今日貴賤著標色小袖互相賀、各飲菊酒食蒸栗、或親戚朋友互贈栗、乳母小櫃壹雙盛栗并餅、贈其所保養之兒女、

〔改正月令博物筌九月〕九日　菊花宴（中略）又上巳の草餅、端五の粽、重陽の菊酒、又栗等、其節の物故是を食ひ、又は送りなどして、其日の佳節を祝するなるべし草木子に出たり

〔東都歲事記三九月〕九日　重陽御祝儀、〇中略良賤佳節を祝す、菊花酒を以て節物とす

〔浪花の風〕重陽には、栗、柹、葡萄を賞玩す、家々に儲置て、來る人每に出してもてなしとす、烹物には、必ず松茸を用ひ、魚類は、はもを用ること通例なり、

神社重陽

〔建久三年皇大神宮年中行事九月〕一九日、御節供次第、又以同前也、但詔刀ノ狀中ニ、菊ノ御饌并御神酒御贄等ヲ調奉狀ヲ、平ク安ク聞食ト被申也、其外皆例狀也、仍不記、一殿饗膳如三月三日、仍不

記料所、時盛神主ノ所知、件御節供、菊花御饌供進次第、如三月三日桃花御饌之勤、件菊花菊御薗勤也、直會饗當時退轉、　詔刀云

度會ノ宇治ノ五十鈴ノ河上ノ下津石根ニ大宮柱太敷立、高天原ニ千木高知、皇御麻命ノ稱辭定奉、掛畏キ天照坐皇太神ノ廣前ニ、恐ミ恐ミモ申ク、常モ奉ル今年九月九日ノ菊ノ御饌幷御酒御贄等ヲ調奉狀ヲ、平ク安ク聞食テ、朝廷寶位無動、常石堅石ニ、夜守日守護幸給ヒ、阿禮坐皇子達ヲモ慈給エ、百官供奉人等ヲモ、天下四方國ノ人民ノ作食五穀豐饒恤幸給ト、恐ミ恐ミモ申、

年號九月九日

〔鹿島宮年中行事九月〕九日、大宮祭、大宮司、大禰宜、物忌、

右八日之晚與リ、樓門面エ、日神、月神奉嚴(カザリ)設、九日之日暮、先如例、於神前備御供、〇中略九月九日ハ、月ト日ト九陽ニ叶故、重陽ト云、然ニ日月嚴、今日之祭事ヲ專勤行、於內裏九日ニハ、重陽之宴トテ、君臣菊酒ヲ祝祭事、子細多、

〔倭訓栞前編七〕きくのわた　後撰集、源氏物語などに見えたり、九月九日にある事也、きせわたともよめり、七月朔日よりきせて、九月九日に大內へかざしまゐる也ともいへり、

〔故實拾要五〕九月九日　御菊居　是常御殿ノ御庭ニ菊綿ヲ加置也、陰陽師大黑調進之、菊居ト云ハ、菊ノ枝ニ色綿ヲ以、菊ノ花ヲ作リ、件ノ枝ニ付テ獻之也、是ヲ菊居トモ菊綿トモ云也、往古今日菊ノ花不咲事アリテ、件ノ事ヲ被用シヨリ始ルト云々、

〔松の落葉三〕菊のきせわた　菊にわたをきするは、花の香を綿にうつしとりて、そのうつしの香をもてはやすためにぞありける、そは清少納言の枕冊子に、九月九日は、曉がたより雨すこしふりて、きくの露もこちたくそぼち、おほひたる綿などもいたくぬれ、うつしの香もてはやされたるとあるにて志られたり、さるを春曙抄といへる此冊子のちうさくに、きくに綿をきするは、

菊綿

菊をもてあそぶあまり、寒霜をふせがんとのこゝろざしなりと、とけるやうのひが說もあれば、今くはしくときあかしてん、後撰集に、となりに住はべりける時、九月八日、伊勢が家のきくに綿をきせにつかはしたりければ、又のあしたをりてかへすとて詞がきありて、伊勢の御の歌をしるしたり、九月八日に、となりの菊に綿をきせにつかはすは、九日の重陽宴にうつせる香をもてはやさんとてぞ、又のあしたその綿をかへすにてもしるべし、折てかへすといへるは、きくの花にきせたる綿を、枝ながら折てかへすにて、しかするは道のほどに、うつせる香のうすくやならんとおもふこゝろしらびにこそ、これを見てしるべし、はじめにいへるおのが考のごとくなることを、

〔古今要覽稿時令〕きくのきせわた　菊に綿きすることは、伊勢集、忠見集等にはじめて見えたれば、其比よりはじまりけるならはしにやあらん、正しき行事にはあらざるなり、何故に綿をきするぞといへば、先菊は仙境にさける花にて、延年の功能あるといへるより、九月九日每に、菊の露にて身をしめして、千とせの齡をのぶるなど、祝ごとせしならはしなり、九月九日の菊の露、よはひをのべ、わかゞへるなどいふならはし有し證は、古今六帖異本第一、九日、貫之、ぬれぎぬと人にいはする菊の露よはひのぶとぞわがそぼちつる、貫之集に、延長四年九月廿四日、法皇六十賀京極御息所被奉仕時屛風歌菊、いかでなほ君がちとせは菊のはな折つゝ露にぬれんとぞおもふ、九月九日、壬生忠峯がもとより、折ぎくのしづくをおほみわかゆてふぬれぎぬをこそ老の身にきれ、とよみておくれるかへし、露ふかき菊をしをれる心あらば千世のなき名はたゝんとぞ、おもふ、〇中略　曾根好忠集、九月上、老にけるよはひもしわものぶばかりきくの露にぞ今朝はそぼつる、中務集、長月の九日に、きくにて面のごひたる人有、おいにける身にはしるしもしらぎくの花の名だてになりにけるかな、これらにて、きくの露にそぼちつれば、よはひをのぶるといひなら

はせしことあきらかなり、こゝに引中務集は、倭學講談所藏古抄本なり、他本には、きくのわたにておもてのごふ女と有、九日に、花咲あへぬ年は、綿を菊の花のかたにつくりて、八日の夕に菊にきせ置、露にしめりたるを九日にとりて、其綿にて身をのごひて、齡をのべ、おいをのごひすて、若がへるなどいふまじなひにせるよしなり、伊勢集、忠見集、紫式部日記、清少納言枕草紙、新撰六帖、辨内侍日記等に見えたり、然るを近代は、霜をいとふ故といふ說もあるはあやまりなり、

〔嬉遊笑覽十一上〕菊のきせ綿も、香をめづるより起れり、○中略散木集、九月九日菊してかほなでよと人の申ければ、ちるごとくしぼめるかほは花なればなづとも菊のしるしあらめや、○中略新撰六帖、信實、垣根なる菊のきせ綿けさみればまだき盛の花咲にけり、時過てたれかは今もきせわたのそれかと匂ふ露のしらぎく、○中略隣女晤言に、溪雲問答に、通茂公の歌を出して、咲きくはまたむら〳〵の籬をも花につくろふけふのきせ綿とあそばせるは、花とみせんとてのことにやといへり、これは新撰六帖に信實の垣ねなるきくのきせ綿云々とあるより、花の咲ざる程、綿を花とみせむとてのことのやうに思ひ給ふなるべし、但し通茂公は、定基卿の尊父にて、有職の人におはしませば、猶古書などに見したゝめ給ふ事あるべし、今按ずるに、信實の歌も、花と見せむとて綿を著るにあらず、香を移す爲なれば、半開の花にもきするなるべし、通茂公の歌も亦しかなり、何の不審かあらむ、世諺問答に、霜をさくる爲ならむとあるはいかゞ、もし霜をよけんとならば、花のうへのみにてはかなふまじ、又古人老をわかゆる撫ものと、もてあつかひしも戲れごとなり、これ風俗通に、南陽酈縣有二甘谷一谷水甘美、云其山上有二大菊一落レ水、從二山下一流、得二其滋液一谷中有二三千餘家一不レ復レ穿井、悉飮二此水一上壽百二三十、其中年亦七八十、ゆゑ長壽を得といひ、又魏文帝與二鍾繇一書に、九月九日、九爲二陽數一而日月並應、俗宜二其名一以爲レ宜二於長久一故以燕享高會云々、屈平悲二冉々之將一レ老、思レ食二秋菊之落英一輔レ體延年莫レ斯之貴一などあるによる事にて、重九を長久の義にとり、これらのわざもあるべ

けれど、散木集のごとく、菊花を用ひばよかるべきを、綿にうつさむは迂遠なるべし、これによりてきせ綿は、もと香をもてはやせしより起れりとぞ思はるゝ、後世染わたを用るは、唯華飾のみなり、又年の氣候によりて、菊の花いまださかざる時などに、綿を置て花にかへ、此日の節物をとゝのふは後世の義なり、

〔後水尾院當時年中行事上九月〕八日、内藏頭きくわたを獻ず、女中方の沙汰として、菊の花につくりて、院、女院御所にて女中にたぶ、后のおはします時は、后の御れうとて、すこしこぶたに作りて、菊の枝におほひて、をしきにするゑて御しやうじの内におく、内侍ひとへぎぬきてもて參る、常の御所西庭に菊をうゝ、大黒これを役す、下行あり、夕方常の御所にて、こぶあはにて一獻參る、其後にしのすのこに出おはしまして、砌の下にうゑたる菊に綿をおほはる、綿、包紙あり御はいせんの人もて參る、ひとりのれう、白三輪、赤三輪、黄三輪、都合九りんなり、主上、院、女院、中宮、親王などは、こぎくとかいひて、菊の花のうへに、しべのやうに小りんあり、白きには黄、赤きには白、黄なるには赤をする也、女中も次第に持參しておほふ也、綿きせはてゝ、包紙は菊のもとに殘しおく、次の人包紙を其上にかさね、おの〳〵かくのごとし、はてゝのち、又一人の料は、をしきにそへて菊のもとにおきて、内々小番の衆をめす、こそりとおほふ也、

〔洞中年中行事九月〕九日、重陽と云て、菊花を弄事如常、入夜而御殿の南階に菊花を多植、其菊に赤白黄色々の染綿を丸菊花に作りて枝々に付る也、御盃事あり、女房皆小袖、袴、結中御陪膳也、其後別當より女藏人まで、皆右之綿を菊に蓋ふなり、簾外階前に燭左右に立て、其前に右の綿を大たかに包、廣蓋にのせ、内侍簾中より持出る也、又今日より葵を菊に取かへらるなり、此外不及見不知也、

〔禁中年中行事九月〕九日　菊居（御菊綿ヲ被置）　常御殿西庭ニ菊ヲ植、大黒勤之、　（仙人のおる袖にほふきくの露うちはらふ）

にも千世はへぬらむ、此歌を唱、菊綿をおかる、

〔禁中近代年中行事九月〕八日の晩　きくわたあり、上様のきくわたには、きくわたのうへに、又ちいさきわた有、きくわた相すみ、御盃出ル、おこぶあわにて御いわゐ有り、

〔禁中恒例年中行事九月〕九日　御菊居(オキクスヘ)　是は常御殿西の御椽、きり隠しといふ所の御庭に、陰陽師大黒菊を植る、其枝に菊綿をつけさせ給ふよし、ひとりの料赤黄白三輪づゝ、九輪なり、小々小さき菊綿をしべの緣に置るゝ也、白花には黄、黄には赤、赤には白を置るゝよし、女中方も付け給ふとなり、

〔日次紀事九月〕八日　菊綿傳言、今日唱門師酋長大黒參二禁裏一、種二菊於常御殿之前庭一、明朝官女等取レ綿使レ蒙二階下菊花一、是謂二菊綿一、又稱二衣綿(キセワタ)一、傳言、菊綿插二小兒衣領之内一、則無二疾病一云、故節後頒レ賜之、

〔伊勢集下〕九月八日、隣より菊にわたおほひにおこせたりける、朝にほりてやるとて、

數しらず君がよはひをのばへつゝなたゝる宿のつゆとならなん

返し、まさたゞ、

露だにもなたゝるやどの菊なれば花のあるじやいくよなるらん

〔忠見集〕九月九日に、菊のわたおほひたり、

花の香をけさはいかにぞ君の爲まゆひろげたる菊の上の露

〔紫式部日記〕九日〇寛弘五年九月　菊の綿を兵部のおもとのもてきて、これとの〻うへの、とりわきて、いとようおいのごひすて給へと、のたまはせつるとあれば、

菊の露分るばかりに袖ぬれて花のあるじにちよは讓らん

〔枕草子一〕九月九日の曉より、雨すこし降て、菊の露もこちたくそぼち、覆ひたる綿などもいたくぬれ、うつしの香も、もてはやされたる、つとめては、やみたれど猶くもりて、やゝもすれば、降り落

菊酒、茱萸囊

ぬべく見えたるもをかし、

〔辨内侍日記 上〕九月〇寛元四年八日、中宮の御かたより、菊のきせわたまいりたるが、ことにうつくしきを、朝がれゐの御つぼの菊にきせて、夜のまの露もいかゞとおぼえわたされて、おもしろく侍しかば、辨内侍、

九重やけふ九日の菊なれば心のまゝに咲せてぞみる

〔御湯殿の上の日記〕享祿五年〇天文元年九月八日きくの御なかまいる、きく大こくうへまいらせらるゝ、きくの御なか、とし〲のごとくめでたし、御さかづきまいる、

〔言經卿記〕慶長八年九月八日辛酉、禁中へ御嘉例菊綿進上了、書狀相添之、如此、

かしこまりて申入候、御かれゐの菊の御なかきん上いたし候、御心へ候て、御ひろうたのみまいらせ候、かしく、

ながはしどのゝ御局へ　とき經

御返事有之、珍重之由也、

御ふみのやう、ひろう申候へば、きくの御なか、あいかはらずまいらせられ候、めでたくおぼしめし候、なを〱いく秋久しく御しん上候へのよし、心へて申せとて候、かしく、

山しな前中なごんどのへ

〔禁裏番衆所日記〕寛永八年九月八日甲午、入夜有菊綿、參衆醍醐大納言、左大辨宰相尚房、基雄朝臣、

〔年中恒例記〕九月八日　今夕菊を御庭にうへ申也、三所者役也、今夜菊に五色のわたをきせらるる也、御藏より參るを、中﨟衆こしらへ被申候て如此也、同くゝりたる菊、十二月用迄被置申候也、

〔掌中歷 上 歳時〕節日由緒

九月九日飲菊酒。　魏文帝七歳即天子位、其性聰明、有聖德、仙人來於王前、持菊曰、是浮酒今日可飲、

長壽之術也、

〔隨意錄 四〕九月九日、登高、茱萸囊、菊花酒之事、以續齊諧記所記爲濫觴、然又西京雜記、戚夫人侍兒賈佩蘭、說在宮中時、見戚夫人侍高帝事、曰九月九日佩茱萸、食蓬餌、飮菊華酒云々、然則桓景、費長房以前、夙已有此事也、又晉周處風土記云、九月九日律中無射而數九、俗尙此日、折茱萸房以插頭、言辟除惡氣而禦初寒、

〔續齊諧記〕汝南桓景、隨費長房遊學累年、長房謂之曰、九月九日、汝家當有災厄、急宜去、令家人各作絳囊盛茱萸以繫臂、登高山飮菊酒、此禍可消、景如言齊家登山、夕還見雞狗牛羊一時暴死、長房聞之曰、此可代也、今世人每至九日、登高飮菊酒、婦人帶茱萸囊、蓋始於此、

〔西京雜記 三〕戚夫人侍兒賈佩蘭、後出爲扶風人段儒妻、說在宮中時、○中略九月九日、佩茱萸、食蓬餌、飮菊華酒、令人長壽、菊華舒時、幷採莖葉、雜黍米釀之、至來年九月九日始熟、就飮焉、故謂之菊華酒、

〔荊楚歲時記〕九月九日、四民並籍野飮宴、

按、杜公瞻云、九月九日宴會、未知起於何代、然自漢至宋未改、今北人亦重此節、佩茱萸、食餌、飮菊花酒、云令人長壽、近代皆宴設於臺榭、

〔公事根源 九月〕重陽宴　九日

昔は天子南殿に出御ありて節會を行はる、○中略群臣に菊酒を給はり、大かたは五日の節會に同じ、御帳左右に茱萸の囊をかけ、御前に菊瓶をおく、または茱萸の房を折て頭にさしはさめば、惡氣をさるといふ本文あり、むかし費長房といふ仙人、汝南の桓景にかたりていはく、九月九日なんぢが家災有べし、茱萸の囊をぬいてひぢにかけ、山にのぼりて菊酒をのまば、この災きゆべしと申ければ、其日にいたりてをしへのごとくせしかば、その身はつゝがなくして、家中の雞犬羊ことごとく死たり、かやうのくのう侍るによて、けふは菊酒をのむといひつたへたり、

〔延喜式 中宮 十三〕凡九月九日平旦、供二奉菊酒一如二常儀一、

〔年中恒例記〕九月九日　御祝御酒に菊花入申

〔日本歳時記 五 九月〕九日、○中略今日栗子飯を食ひ、菊花酒をのむ、もろこしにも栗子飯を食ふに似たる事侍り、歳時雑記に、二社重陽尚レ食レ糕、而重陽爲レ盛、大率以レ棗爲レ之、或加以レ栗、亦有レ加レ肉者といへり、又今日餅を食ふは、黍黏すでに盛熟せる故、黏米を以てこれにかへ、餅として食ふ、これ新を嘗る意なりと、玉燭寶典に見えたり、

〔權記〕長保四年九月九日辛丑、參内、右衞門督參、右仗彈正大弼、左大辨、宰相中將在レ座、上卿召二少外記爲政一問二諒闇事一、○去年閏十二月、一條母后藤原詮子崩、重陽日給二菊酒一否事、申云、正曆有二其例一、上、召二天曆八年、及正曆二年日記一、天曆八年十月五日記、依二諒闇一無二殘菊宴一、不レ給二菊酒一、正曆儲レ饌無二見參一云々、仍令下藏人永光奏二事由一、仰云、可レ依二天曆例一、仍不レ羞レ饌退出、右金吾中將共參、左府深更退出、寬弘○寬弘蓋誤五年四月六日休暇列見、天曆非二節日一、仍不レ羞レ饌歟、依二正曆例一、羞レ饌可レ無二見參一、　十日壬寅、與二源中將一詣二中務宮一、左金吾被レ參云、昨菊酒事不レ給、失也、入レ夜歸、　十一日癸卯、見二天曆八年四月十日旬日記一、厨家雖レ儲レ饌無二見參一云々、就中四月記不レ著二宜陽殿一云々、以レ之見レ之、雖レ有二此儲一不レ羞レ之、羞事待二上卿可一左右也、

〔宣胤卿記〕文明十一年九月九日丙戌、重陽佳節、菊酒祝著如レ例、

〔年中行事秘抄 九月〕九日藥司獻二茱萸一事 結二付御帳東柱一

月舊記云、折二茱萸房一插レ頭、避二惡氣一而禦二初寒一也、

〔延喜式 中務 十二〕藥司

九月九日裹二呉茱萸一料、緋帛一疋、緋絲二絇、皇后宮亦同

〔延喜式 典藥 三十七〕凡九月九日呉茱萸廿把、附二藥司一供レ之、

〔東宮年中行事 九月〕九日てんやくれう供二呉茱萸一事

てんやく、づしよれうらのによくわん、きくならびに呉茱萸をたてまつる、くら人これをとり、ひの御ざのはしらにむすびつく、もしえようぶいまだとけうせずば、かれをときてこれをむすび

つく、によくわんどもろくをたまはる、わたおの〳〵二とん、てむやくのくわむにむ五位まゐるには、うちぎ二りやうこれを給はる、今案、呉茱萸といふは、くすりのくさなり、きむだいこのくさなし、たゞそのかたをつくりてたてまつるなり、

〔政事要略二十四年中行事〕詔、損益隨時、宿霧開於連山之上、絃革有日、皇風扇於四海中、五月者、先帝〇村上昇遐之月也、端午之遊、縱在閱武、胤子之思、何同臨文、五月之節、一切之吏、尋良辰而設宴、訖美景而命觴、豈只君上以樂之期、誠是臣下布思之處、而重陽廢於承平之初、踏歌停於天曆之末、雖復翫殘藥於初多移射禮於三月、然猶露菊含過秋之恨、煙楊忘舞春之娛、追感漢儀、莫不惆悵、方今驪騵代遷、星霜程隔、傷佳會之多廢、憶古典之更存、正月十六日踏歌、十七日射禮、九月九日節等、宜復舊制、庶使登降之禮無違、文武之道不墜、主者施行、

安和元年八月廿二日、高成忠作、

〔本朝文粹八詩序〕九日侍宴同賦喜晴應製　菅贈大相國〇菅原道眞

臣聞、爲雨爲露、天以降成歲之靡違、乍陰乍陽、人以仰授時之由運、洎于黃落開候、辰角麗天以垂文、清風戒寒、雨畢隨政而設教、彼輿蓋之所覆載、自然當晴以既晴、車書之所祇承、誰不一喜而重喜者乎、我皇馭人壽域、玩風光以遇淒涼、導物福庭、推日月而得長久、菊花一束、聖主助彭祖之仙術也、茎宰千年、群臣効華封舊詞也、於是繡衣之子、謝曉夢於往時、白頭之公、報秋晴於今日、遊氣高褰、叡簪玄覽、頒宸寓以高仰、賜侍臣以遠瞻、故天下之傾首者、皆是唐堯就日之民、天下之屬心者、孰非樂廣披霧之士、風塵永斷、耳目俱清、請歌聖代之明、將接頌臣之朗詠云爾、

〔菅家文草三詩〕重陽日府衙小飲

秋來客思幾紛々、況復重陽暮景曛、菊遣窺園村老送、萸從任土藥丁分、停盃且論輸租法、走筆唯書辨訴文、十八登科初侍宴、今年獨對海邊雲、

殘菊宴

○

〔公事根源十月〕殘菊宴　五日

昔菊花ゑんは九月九日にて、又殘菊のえんとて、十月五日に行はれし也、是も群臣詩を作、酒をたまふ事重陽におなじ、

〔空穗物語菊の宴〕かくてしも月の朔日ごろ、のこれるきくのえむきこしめしけるに、みこたちかむたちめまゐり給、はかせ文人等めしてふみつくらせ、御あそびなどし給、

〔年中行事秘抄十月〕殘菊宴事〈近來不行〉

〔年中行事故實考十一月〕殘菊宴　上代禁中にて、十月五日殘菊の宴とて公卿を饗せらる、これは古へ菊を愛せし事ふかきゆゑ、禁庭にも菊を植られ、王卿に見せたまふを殘菊宴といふ、菊花は九月九日を節とする故、重陽過ぬれば殘菊といふなり、いまはたえてなし、

〔三體詩三〕十日菊　鄭谷

節去蜂愁蝶不知、曉庭還繞折殘枝、自緣今日人心別、未必秋香一夜衰、

〔類聚國史七十五歲時〕延曆十六年十月癸亥、〈○十二日〉曲宴、酒酣皇帝〈○桓武〉歌曰、己乃己呂乃、志具禮乃阿米爾、菊乃波奈、知利曾之奴倍伎、阿多良蘇乃香乎、賜五位已上衣被、

○按ズルニ、十月菊花ヲ賞スル事、始テ此ニ見ユ、

〔本朝文粹二詔〕停九日宴十月行詔〈世號殘菊宴〉　後江相公〈朝綱〉

詔、望五雲而穿眼、汾水之遊不歸、攀九霞而摧心、荆岫之駕彌遠、九月九日者、先帝〈○醍醐〉昇霞之月也、故九日之節廢而經年、丹藥無驗、徒傳禦寒之方、黃菊失時、空綴泣露之蕚、朕之長恨、千秋無窮、爰洛水春遊、昔日閣筆、商飈秋菊、今時卷筵、鹿鳴再停、人心不樂、詞人才子、漸呑吟詠之聲、詩境文場、已爲寂寞之地、孔子曰、文王已沒、文不在茲乎、宜開良燕於十月之首、以翫餘芳於五美之裘、凡厥儀式、一准重陽、主

名稱

者施行、

天暦四年九月二十六日〔○又見二政事要略一〕

〔古今著聞集十九草木〕天暦七年十月十八日、殿上の侍臣左右をわかちて、おの〳〵殘菊を奉りけり、主上〔○村上〕清涼殿東の孫庇南の第三間に出御、王卿東の簀子に候、仰に云、延喜十三年侍臣獻レ菊、かの日只左衛門藤原定方一人候、仍不レ相二分左右一、至二于今日一數人已候、可二相分一とて、右大臣〔○藤原師輔〕大納言源朝臣〔○高明〕參議師氏朝臣三人を左方とす、大納言藤原朝臣、左衛門頭藤原朝臣二人を右方とす、左菊いまだ仰かうむらざるさきに弓場殿にかきたつ、其後召によりて御前の東庭にまゐる、洲濱に菊一本をうゑたる、藏人所衆六人してこれをかく、仁壽殿の西の砌にしの邊に、兵衛府の圓座一枚をしきて、殿上の小舍人一人矢三をもちて候、洲濱の風流さま〳〵なり、

〔本朝文粹九詩序〕賀二祿綿一　源順

昔侍二重陽宴一者、皆賜二大府之綿一、去冬以來、有二殘菊宴一、應二其徵一者亦仍二舊貫一、爰江國子、藤貢士、荷二祿綿一歸二秘閣一、顧相語曰、吳綿橫レ肩、可レ知二八蠶之貢一、齊裘聚レ毳、何稱二衆狐之珍一、欲レ嘲三子寒之著二蘆花一、猶勝三王純之得二縕被一、滿座相謔、遂及レ言詩、其詞云、〔○下略〕

## 玄猪

玄猪ハ、キノコト云フ、十月中ノ亥日ニ行フ、後世幕府ニテハ、上ノ亥日ヲ以テセリ、此日貴賤共ニ餅ヲ製シ、亥子餅ト稱シテ以テ之ヲ祝セリ、朝廷ニテハ始メ内藏寮ヨリ獻ゼシガ、後ニハ丹波國野瀨里ヨリ獻ズル事トナレリ、

〔增補下學集上時節〕豕子〔十月亥日食レ餅、令二人無一レ病、又說、豕能生二多子一、故女人豕之日獻レ餅祝、〕

〔書言字考節用集 二時候〕玄猪(キノコ) 初冬其月建亥、以亥日亥刻食餅無病、見太平御覧、〇中略 豕(同) 或云、亥能生多子、故婦人羨之、至此日供餅祀神矣、詳政事要略、四季物語、 玄(ゲン)猪(チヨ)

〔二中歴 五歳時〕節日由緒

十月亥子 群忌隆集云、十月亥日、作餅食之、令人無病也、

〔源氏物語 九葵〕その夜さり、ゐのこのもちひまゐらせたり、

〔古今要覧稿 歳時〕釋名 亥日餅(年中行事秘抄) 亥子餅(同上) 御嚴重(二水記、兩朝時令云、三條右大臣公賢江戸參向ノ時、羅山子道春ニ詰セラレテ云、亥子餅イツクシクカサヌル故ニ、嚴重ト稱ス、嚴ノ字イツクシト訓セリ、シカルニ俗ニ亥ノ日タルニヨツテ玄猪ト云、獻猪ト云ナラハス、無根ノ餅記ナリ、弘賢曰、御ゆどのゝ上の記に、けんしやうと書たるは、かなのたがへるなるべし、) 豚之嚴重(宣胤記) げんでう(後水尾院年中行事) 玄猪(續谷響集云、玄猪或謂亥猪也、冬屬水、故呼猪爲玄猪、弘賢曰、女房私記に、けんしよと書たるは、かなたがへり、) お玄猪(雅筵醉狂集云、俗にお玄猪といふは、黒き猪といふにて、此包たる物の名にはあらず、いつよりか誤てしかり、又室町將軍家より此日餅に作り花など相そへ、いつくしく飾り、内々にて獻上あり、仍て御嚴重ともいふ、其外説々あり、) 御亥子(殿中申次記) 御源猪(年中定例記、かり字也、) 御まいり切(宣胤記) 御成切(御事始記、成氏年中行事、御事始記云、御なりきり共申、又御嚴重とも申なり、弘賢曰、ナリキリとは、喫さしを賜はるゆゑにいひならはせし異名なるべし、喫さしを賜はるよしは、後水尾院年中行事に、御いきをかけらるゝとみえたるもし其意なるべし、年中定例記には、そもじ御口にあてられて、まいらせられ候を賜はるよし見えたり、) おなれぎり(大友興廢記、おなりぎりの轉語なり、)

〔日本歳時記 六十月〕初の亥日餻を製して食ふ事あり、おほやけにも上の亥の日、内藏寮より御玄猪を奉る、あさがれゐにてきこしめす、御玄猪は亥子餅の名なり、(委き事は公事根源、節供記要略などにみへたり、公事なる故略之、)又亥子の餻七種の粉を合て作る、七種の粉とは、大豆、小豆、大角豆、胡麻、栗、柿、糖なりと、掌中暦に見えたり、かゝる事を下にうけて、此日民間にいたるまで餻を製してくらふ、此事いつの比よりはじまるとも見えず、延喜式にのせたれば、往古より有し事とみへたり、承安四年沙汰ありて、大外記頼重師尙など勘文をまいらす、それも本朝のおこりをばたしかに申さず、みな本書本記をのせたり、しかるに歌林四季物語には、但馬の國よりはじめてゐのこのもちゐたてまつりし事、國

史に侍る、時代開化のすべらみことの御くらゐしろしめして二とせの、此月の御事なりとかや、子夜行といふふみには、十月は亥の月にして、亥の用らるゝ事は、子を一年の月の數うみ、うるふには十三うみて、めでたくあさましきまで、いみじき物なればとて、この事をこなはるゝよし侍る、もろこしにてもひさしくなしつたへたりや、はかりがたしとしるせり、しかれども開化天皇の御宇に、亥の日の餅奉りし事、日本紀などには見えず、又榻鳴曉筆といへる書を見侍しに、景行天皇二十三年十月亥日、餅を奉りしよししるしぬれども、これ又ふるき文にも見えず、まいて國史などにもしるさゞれば、かれもこれもみな無稽の言なるべし、源氏物語に、子のこはいくつかまいらせんとあれば、亥の日の餅の殘を、翌日もくふと見えたり、　按ずるに、月令廣義に、五行書を引ていはく、十月亥日餅をくらへば、人をして病なからしむ、又錦繡萬花谷にもかくしるせり、されども其故をしらずいぶかし、右にいへるごとく、豕の多く子をうむによりて、かれをうらやみ、婦人女子のたはふれになし來りし事なるべし、猶ことはりしれらん人に問べし、

〔古今要覧稿歳時〕玄猪本名亥子餅一名嚴重げんでう御まいり切御なり切　玄猪正しくは亥日餅、又は亥子餅といふ、此ことといづれの御時より、はじまれるといふこと詳ならず、然れども禁中年中行事の一つにて、藏人式にみえたれば、貞觀以前より行はれしことなるべし、藏人式は橘廣相撰、廣相は貞觀年の人なり、昔は餅を豕子の形に作るといひ、年中行事秘抄又大豆、小豆、及び胡麻等、七種の粉を合せて作るなどみえたり、掌中此儀唐土にても、上古よりありと見えたり、初學記

〔改正月令博物筌十月〕亥日　御玄猪玄猪餅、御嚴重、亥の子、能勢餅、昔は山猪を奉る事、日本紀等に出應神天皇の御代より、毎歳亥の月亥の日を祝ひたまひ、御玄猪の餅を奉るべき詔ありて、攝州能勢郡木代村切畑村剛村より貢とす、餅を製する當家は能く清め、赤小豆と餅米とにて餅とす、きくの花かえでゑのぶの花葉をかいしきとす、色うす赤し、これは豕の子の肉を表したる也、(中略)十月亥の日に餅をくへば、無病長生なり、月令廣義

〔二中歷八供膳〕玄子餅七種粉　大豆　小豆　大角豆　胡麻　栗　柿　糖

朝廷亥猪

〔政事要略 二十五年中行事〕藏人式云、初亥日、內藏寮進殿上男女房料餅、各一折櫃
内藏所進餅、已見人給料、但又大炊寮出渡糯米、內膳司備調供御、雖不載式文、寮司供來尙矣、
群忌隆集云、十月亥日、食餅除萬病、雜五行書云、十月亥日、食餅令人無病、亥日之餅、本緣如此、愛敬之詞、未詳其說、

〔東宮年中行事 十月〕ゐの日、えゆせんけむもちひをくうずること、この月のゐのひごとに、これをたてまつる、うねべ大ばん所にまゐりて、とりつたへたてまつりあぐ、又殿上にもすゑたり、

〔年中行事秘抄 十月〕上亥日、內藏進餅事、中下亥、又同、殿上井女房、
亥子餅事、或記云、盛朱漆盤、立紙四枚、居御臺一本上、女房取之供朝餉、次召藏人所鐵臼、入其上分擣、令爲猪子形、以錦裹之、插於夜御殿帳臺四角、但臺盤所殿上料、內藏寮進、

〔大外記類業勘申云、　十月亥日餅事〇又見政事要略卷二十五
大外記師尙勘申云　亥子餅事　群忌隆集云、十月亥日、食餅除萬病、　齊民要術云、十月亥日、食餅令人無病、　本朝月令云、雜五行書曰、十月亥日、食餅令人無病、　右亥日餅、本緣如此、奉供事、藏人方沙汰候歟、外記不知也、但內藏寮進殿上男女房料餅、各一折櫃以柳臼杵等、於朝餉方令舂御云々、仍言上如件、
承安四年
御膳宿申云、內膳司供之、卽於御膳宿盛朱漆盤四坏、立紙居御盤、自大盤所傳供之、或加書御膳供之、

〔建武年中行事〕十月〇中略ゐのこは、くられうよりまいる、あさがれゐにてまいらす、

〔公事根源 十月〕豕子餅　上亥日
此餅は內藏寮よりそなへ奉る、朝餉にてきこしめす、十月の亥日餅を食すれば、病なしといふ本說あり、この事いつ比よりはじまるともみえず、延喜式に載たれば、往古よりはやありける事な

らんかし、承安四年にさた有て、大外記頼重〈○頼重頼業誤〉師尙など勘文をまゐらす、それも本朝のおこりをばたしかにも申さず、みな本書本說をのせたり、

〔後水尾院當時年中行事上十月〕ゐのこ、亥に當る日なり、あしたのほど御げんでうを供ず、御いきをかけらる、夫を人々の申出すに志たがひて給はる也、御所々々親王方、門跡方、比丘尼衆、大臣等、其外番衆、八幡別當、醫師等にいたるまで、小たかだんしに包、小かくにすゑ、水引にてゆひてとり出、內々の男衆、院の女中、御所々々の上﨟、同乳母などの申出すは、椙原に包て出さる、杉原つゝみたるは、小かくにもすわらす也、畢竟或は賞翫の人、或は外樣人には、たかだんしに包たるを給はるなり、つゝみの中にいる物は、初度は菊と志のぶと、中度はもみぢと志のぶと、三度めはいちやうと志のぶとなり、いちやうの葉に、申出す人の名を書て、つゝみ紙にさしはさむなり、御げんでうのいろは、公卿たる迄は黑白品々、殿上人は赤、五位殿上人已下は白、兒は赤、地下は白、花ぞくの人は三度一度も、二度に一度も赤は黑、白キは赤を給はる也、家を賞翫のゆゑなり、女中は上﨟のかぎりは黑、中﨟は赤、下﨟は白、儲君の親王の上﨟をはじめ、御所々々の上﨟は赤、其家にては黑かるべきことなれど、禁中にては中﨟の准據なればなり、又后はおはしまさぬときも、后の御料とてひらの御はんに、土器三ツすゑて、御げんでう三色をそなへて、御志やうじの內におく、ないしひとへぎぬきてもて參る、菊のわたのたぐひなり、丹波國野勢といふ所より、宮に入て獻る物あり、則のせと名付て、夕方の御祝に供す、衞士かちんを進上す、高くらてんそう也、夕方御いはひ常の御所にて參る、御座等例のごとし、先つく〳〵〈臺にすう、臺のてい兩方に足あり、花足の類也、當時世俗に流布に足うちとかいふものなり、〉をもて參る、はいせん御前にすう、すこし亥の方にむかはせ給ひてつかせ給、はいせん御直衣のそでをおほふ、もとより御直衣はたゝみながら御座におく、つきをはらせ給ひて、御はしをとらせ給ひて、供御を少し參る、親王女御などあれば御相伴なり、次第にもて參る、親王は半尻著用なれ

ば、はいせんの人、袖をおほふに及ばず、女の御はいせんの人、唐衣の袖をおほふ、女中と上臈中らふは、次第に御前にてつく、下らふから衣（上らふは上臈の唐衣、中らふは中臈のなり、）の袖をおほふ、次第につきをはりて番所へ御まへものから衣を置て出さる、男の料とかや、唐衣はいかゞしたることにか、次に御げんでうを供ず、南にむかはせ給ふ、はいせん手長の人、例のきぬをいだき持て著座、かけおびばかりをかく、下臈はひとへぎぬを著す、つく〳〵と同體臺（此臺亥のこの外、目にふれざるもの也、）二ッにすゑて供ず、白き土器五ッに御げんでうを入て、臺ひとつにすう、都合十也、御はしはとらるゝにも及ばず、はいせんてながてつせずしてさりぞく、又西向に居直らせ給ふ、上臈、中らふ、下臈裾ばかりにて、まづ御盃、次に二獻御まなを供ず、御さかづき常のごとくとほりて、又御さかづき參りて、三獻のせを供ず、三獻目は天酌にて御とほし、例のごとくひと〳〵天酌のついで、初獻に供たる御ひだりのかたにある、御げんでうをとらせ給ひて、ゑきゐのうへにおかせ給ひて、御ゆびにてはじかせ給ふを給はるなり、御げんでうの事前にみえたり、たゞし四位殿上人の內、淸花の族、大臣の子或は孫、兩頭などは、二度の時も、三度の時も、一度は黑を給はるなり、五位殿上人も又同じ、これらは賞翫ゆゑ也、赤ゑきじに補せらるゝ人は、器量を稱せらるゝよし、又親王、女御、第一の公卿などは、はじかるゝ迄はなく、敷居のうへにおかるゝを、さしよりて給はるなり、ゐのこの御いはひは、兩度三度共におなじ、ゐのこには女中の衣ゑやう、はいせん、てながの外は、りんず、唐あやなどの小そでを、心次第に著用なり、

〔禁中年中行事十月〕御嚴重（一番、二番、或三番亥日、）　野瀨ノ折　丹波ノ野瀨ヨリ調進　御嚴重　道喜調進

同　衛士　つく〳〵　供御所ヨリ調進

〔禁中近代年中行事十月〕御げんちやう（戌の日の夜）　白もち、赤もち、（あづきの汁にて色付ル）くろもち、（くろごまにてあへる、あいかわらけに、高盛三ッ三方臺ッにのせ、それに御いきをかけ給ふ、）　折敷合　へぎ板にて長サ七寸程、横四寸程、高サ三四寸、餠の

内にあづきを入、なまづきあづきもち、米半分ほどはつぶにて有、是を箱の大サにきり、五ッかさね入、もちの間々へさゝの葉をしき、のせもちといふ、丹波國野瀨の里より上ル、　亥の日三ッあれば三度上ル、御所の仕丁とりに行也、野瀨もちを二ッに切、あいかわらけに入、三方にて御まへ出ル、此次につく〳〵出ル、　亥の日三ッ有時、初菊、(ゑのぶの葉三度とも入)中紅葉、下鴨脚、　夜御前江赤黑の餅十計、菊紅葉鴨脚の時葉を敷、もちをかわらけ五ッに盛ならべ、足打にのせ二膳出る、はしなし、此次につく〳〵御前よりすべる、當番の堂上方へ出る時、表使の女中きぬをかだにかけ、左のかたにかける、持まゐり直にかへり、伊豫の局へさがるなり、　宮々大臣以上上臈の御方へは、くろもち壹ッ引合紙うすやう包にして、小かくにのせ、白紅の水ひきにて十文字にむすび被下、其外堂上方大奉書にて包、堂上の家來長橋のそうゑや所へ、硯ぶた持參申請かへる、御内々相勤、地下の者には白もち壹ッ、杉原かみにて、うすやう包にして、人數ほどぶんこのふたに入被下、

〔光臺一覽〕十月亥之日を玄猪とて、則内侍所等御拜有、備物は赤白黑之小餅を調へ、ゑのぶ、もみぢ、なんてん抔の物の葉を入、大奉書を蝶花形に折包み、内侍所へ被供し跡を、天子御頂戴有故に、緣を求て下へおろし、厄よけ病よけの頂き物と致す事也、此備の名を内侍所のおくま共、又は御玄猪共申なり、

〔故實拾要五〕十月　亥日御獻　此御獻自御臺所三獻供之、又玄猪ノ御祝アリ、土佐衞士等ヨリ獻餅、是代々今日獻ジ來ル家也、又丹波國野瀨鄕ヨリ折敷合獻之、是代々獻ジ來ルニ依テ也、凡玄猪ノ爲御祝、親王、攝家、淸華、諸家中ニ賜御餅也、長橋於奏者所以使者受之也、但外樣ノ面々如此、近習伺候ノ面々ハ、於御前賜之也、又此餅ノ色、位階ニヨッテ替リアリ、五位ハ赤一ッ白一ッ也、四品以上ハ黑一、白一也、是ヲ大奉書紙ニ包、内ニ紅葉、銀杏、垣衣ヲ入テ包之賜也、

〔日次紀事十月〕斯月亥日　禁裏賜赤白黑小團餅於群臣、謂之御玄猪、或稱嚴重、又謂嚴祥、女中御下

頭伊豫局調進擣餅之木臼并木杵、今日春之謂幸著、倭俗得幸謂幸著福著、幸著之著與擣餅之擣倭語相同、故相混春斯餅稱祥著、其春之人敷裳於臼下、春之時有所口誦之歌、凡祝今日者、猪性多產子、故亥月亥日祝之、而祈子孫繁榮者也、有女子者特祝之、此月三旬之間、亥日有三、則始用小圓餅、并鴨脚、忍草、第二箇度用小圓餅、并菊花、忍草、第三箇度用小圓餅、并楓葉、忍草、又餅有各色、所賜典侍方者、用黑色餅、內侍方用白色餅、其以下用赤色餅、所賜諸家者又有其差也、圓餅并草葉、相共以白紙裹之、以黑白水引結之、載小倍木、又別鴨脚葉一枚記所須賜之諸家交名、而插所結之水引間、始自女中到諸家各拜戴之、

〔鹽尻 九 十〕十月亥日、朝廷御嚴重に、供御所より春形を調進す、これをツクツクと稱す、

神無月しぐれの雨のあしごとにわがおもふ事かなへつく〱、此歌を誦し給ふとかや、是もまた民のわざをしろしめすありさまなるべし、

〔攝津名所圖會 能勢〕御玄猪餅調貢 又御嚴重、玄猪餅、能勢餅ともいふ、能勢郡木代村切畑村より、毎歳十月に調貢し奉る、上亥日木代五戸より貢す、中亥日切畑八戸より貢す、若下亥日ある年は、切畑八戸の内四戸より貢す、むかしは村長門大夫より調貢し奉る、元弘、建武、康安、應永年間の國宣あり、○中略

能勢餅製造 當家の四壁に齋竹を立て、家宅を清め、新莚を布、饌して先赤小豆を能煮て、餅米を白精、飯にて蒸、赤小豆に交て春粘す、事數十返也、製造の役人はみな〱袴を著し、覆面して齋となす、其色薄紅なり、これ家の肉を表したるとぞ、長さ六寸五分、幅四寸、深サ貳寸の筐に入、赤小豆の煮汁を上に引、其上に栗を切て、これを六ツ計程よく並べ置、又其上に熊笹の葉二枚を覆ひ、此如く幾重も重れ、都て年々少々の増減あれども、凡貳百合計也、筐の數は、例年御所より仰出さる也、これを唐櫃に藏め、錠に封印をつけ、注連など張、白幣を指、御用の御會符は、毎年頂戴して、これを立、淨衣を著する者荷ひ、壹荷に貳人宛、都て三荷、宰領の役人帶刀にて守護し、亥日前々日の夜半に里を出、山路險しき道を御紋の挑灯照らし、丹州龜山の驛より、公役の人足にて、例年の定刻亥日の前日未の刻、禁裏へ參著し奉る、其時御料理御酒を賜ひ、下行として米三十俵拜賜とぞ聞へし、

〔貞丈雜記 六飲食〕一能勢餅の事、古京都將軍の御代、毎年八幡の善法寺より、十月亥の日ごとに、能勢餅を獻上しける由、年中恒例記、殿中申次記等にみえたり、此餅今に絶ず禁裏へ獻上する也、攝津の國能勢郡木代村は、大阪の天滿と云所より、七里北の方なり、其村に數代居住して、其名

を門大夫と名のる者あり、毎年十月亥の子の餅を禁裏へ奉る、不淨を禁じて別火にて餅をつく也、赤小豆をつき交へたる餅也、幅四寸、長さ六寸五分、深さ二寸の筥へ入て餅の形を作るなり、上に栗を五ッ五角において蓋をおほふ也、亥の日三ッあれば、初の亥の日百筥、中の亥、終の亥の日は年により増減ありといへども、八九十におよびて百に及ばず、初の亥には門大夫自身に獻ず、後の亥の日には、門大夫が親類五人の内宰領して獻ず、京都迄傳馬を給る也、此由緒にて居屋敷、除地、諸役御免也、其初りは凡千年計にも及ぶといへり、古善法寺の寺領などにてありし故なるべし、當時は禁裏へ献じたる内を分て、關東の將軍家へも参らせらるゝとぞ、又米の價一石に付五十目わづかに及ばざれば、餅一筥のあたひ二匁五分づつ、一石に付五十目の時は、餅一筥のあたひ三匁づゝ、白銀を以て、禁裏より被下とぞ、八九十年以前、兩年獻上怠りし事有しに、主上御惱の事有しかば、又本のごとく獻ずべきよし、仰付られて、今に絶ず獻上するよし、攝津の國の事書たる書にみえたり、

〔類柑子 中〕御玄猪　細川家の茶道、京都の御内縁につきてのぼりし比、近衞左大臣基熈公御茶にめして、御手づから御菓子を下し給へり、碁石形して色々に染たる餅也、偖仰せ下さるゝやうは、此餅はきのふ御玄猪なりし宸宴供拜のあまりなり、いたゞきおさむべきにこそ、○中略爰に丹波のの(ママ)せの郡久路の庄より、御玄猪餅の名也備へ奉る事、内藏寮より是を行ふ也、昔をしのぶべき御心ばへとかや、○下略

〔厨事類記 一〕臨時供御○内、院、宮儀、中略　十月豕子　餅一折敷角　五種白、赤、黄、栗、胡麻、　菓子一折敷八種、各用角小外居、本立居、色々粉一折敷、角小折敷也入小外居、折敷　臼杵一具、居折敷、　已上内々御沙汰歟、

〔年中行事秘抄 正月〕十五日七種粥　御記云、寛平二年二月卅日丙戌、仰善曰、○中略十月初亥餅等、俗間行來以爲歳事、自今以後毎色辨調、宜供奉之、

〔看聞日記〕應永二十四年十月五日、今夜亥子也、三位以下候、　十七日、今夜亥子也、　廿九日、亥子也、

〔宣胤卿記〕文明十二年十月五日辛亥、今日亥子也、禁裏御まいり切事、元は以雜色於勾當局申出也、

歸路入夜、當時難儀間、兼而都護申出之、翌日令頂戴了、

文龜元年十月七日壬子、去夜內裏豚之嚴重兼日申來、黃門今日一裹此内兩人分小餠二到來、令頂戴了、

〔二水記〕永正十六年十月二日〇癸亥入夜參內、御亥子御盃如恒、親王御不參、仍於御妻御所各令頂戴御嚴重了、　十四日〇乙亥入夜參內、御亥子御盃如常、　廿六日〇丁亥入夜亥子之御禮如例、今朝亥御樂不參候、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年十月七日、たんばののせこゝろみに、長はしよりとりよせ候て、十二がうまいる、　十一日、御いのこにて、いつものごとく御げんじやう申いだしあり、のせ久しくまいり候はぬとて、たんばへ尋ね候へば、こしらへこんよし申候て、長橋より百講申つけ候、けふ百講のほうし、のせのゑやうを、しますりうはくと申ぶし、ちぎやうにとりしとて、百かうしん上申、女御ひろう、こんゑのゑちより御申あり、のせ、御所々々、女中、男たち、御配りあり、いのこてんのかちん、いつものごとく二折參る、藤宰相申つぎ、こよひのゑそく、れいせい、四辻少將□□也、御盃いつものごとくまいる、いまだ御心わろく候て、御盃も三ごん一どに重ねまゐらせ候て、男たちの御とをり中の口にてあり、長はし御げんじやうも御いだしあり、　八年十月四日、女御の御かたより、かき參る、のせとし〳〵のごとく、おほせつけられ候へば、ほりのけんもつむすこ、ちぎやう所にて、みやうがのためにて候まゝ、申つけ上申候はんよしにて、百五十かうしん上申、　五日、御いのこにて、御げんでうはう〳〵より參りていづる、夕かた御さか月三ごん參る、つく〳〵いつものごとく、ひとへぎぬにて參り、女中おとこたち御とをりあり、御げんでうくださるゝ、ゑやうぐんへ御げんでう、うすやうにつゝみて參る、　十七日、御ゐのこにて、御げんでうはう〳〵より申に參りていださる、夕かた御さか月いつものごとく、女中おとこたち御とをりあり、　廿九日、御いのこにて、御げんでうどもはう〳〵申に參る、

〔時慶卿記〕慶長九年十月五日、御殿重如例給、御所、女院御所、親王御方也、金千世ニハ親王御方ヨリ別ニ給、家中猪子申付候、　十七日、御殿重戴、御三所ナリ、此方亥子モ祝、家中マデナリ、　廿九日、御番ハ時直勤、御殿重、御三御所ヨリ戴候如例、家中ノ祝、又々同、

〔大江俊矩公私雑日記〕文化七年十月六日丁亥、御玄猪禁中計被出申出之儀如例年、　十八日己亥、御玄猪申出如例、今日仙洞東宮被出、自三御所令拝領、尤如昨年、東宮者未刻後申出也、秉燭前相濟罷歸也、佐々木左門麻上下著用相勤也、（三御所共、紅葉ニのぶ也、尤白餅、）　三十日辛亥、御玄猪申出、辰刻以使附長橋奏者所申込、午半刻更令申出、如例給之、尤禁中計也、

〔殿中申次記〕御亥ノ子諸家出仕様體之事

一御對面所ヘ御出座候て、則申次御前ヘ参、面々と申入候て、則三職以下御相伴衆之大名、一列に御前江被参著座候て、御膳参り候、同二ノ御膳も参る、左様ニ候て、三職以下一人ヅヽ直ニ御給候て、直に退出なり、次ニ國持の外様、同打つゞきて被参、如此之後二ノ御膳をあげ被申候て、御とほりニ置申て、常の外様一人ヅヽ被参候て、則御せんの御なりぎりを給て、頂戴候て退出なり、如此ありて御とをりに置被申たる御膳をかげへ取申され候也、

一如此次第ありて、別の御膳を持参候て、御前に置被申時、御供衆御部屋衆申次已下被参候て、直に被下之候也、

一各参すみて公家と申入て、公家衆一人ヅヽ御参候て、直ニ被給候也、

一傳奏御事は、公家達の中ニ被参候也、

一禁裏様より参らせらるゝ御殿重は、傳奏公家中にて被参時、被持参申候也、如此之段、もと〳〵よりの御様體也、然に惠林院殿様（○足利義稙）御代禁裏様御殿重を、一番に御頂戴ありたき由上意にて、面々よりも前に、傳奏と申入て被参候也、其分至于今無相違也、

一御膳は以上三膳參り候也、御配膳は如常御供衆勤役也、

右趣者貞□記錄在之、○中略

一御亥子次第之事（季遠卿ノ御筆なり、歌ニ神無月時雨のあめのあしごとに・わがおもふことなかなへとぞつく〳〵ノ歌）

如常御對面所へ被成御出、則申次面々と申入、三職を始て、御相伴衆之大名一列ニ御前へ祗候候て、二膳まいり候て、御相伴衆次第ニ頂戴候て退出候、其次國持之衆、此內國持ならねども、國持に准じて、外樣も少々在之、被參候て後、二膳まいり候、內一せん御とをりへ被出候て、如常に外樣被參候て、此一膳は則あけ申て、又別ニ一膳御前へまいり候て、御供衆申次番頭巳下節朔衆、醫師（上池院又清も參候歟）參り候て、其後公家と申入て、公家被參候、又御部屋衆は御供衆と申次の間に被參、御供衆御部屋衆申次と次第在之、

一御亥子の事、古記錄の上にては難致分別間、御佐五御局并春日殿へ尋申候處、懇ニ注給之趣寫置之、同御兩御局の文在之、

御亥子の御祝之樣體之事

一一番ニ三ッ之御盃參候

一二番ニくろき赤白三色の御嚴重、かくの折敷につませ候て、三ならび、御四方にすはりて參候、又同かくのおしきに、黃なると靑きと二ならびて、御四方ニすはりて參候、

一三番ニつく〳〵御四方ニすはりて、なかばそは御はしのすはり候ごとくに、御まへにをかれ候、何も一度にまいり候て、御祝の樣體、常のごとく御座候て、やがて御てうし參候、三の御盃は、女中衆ばかり御いたゞき候、御げんでうの事は、御手づからみな〳〵に下され候、

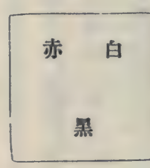
一四番目ニのし四方にすはりて參候、さて御てうし參候、

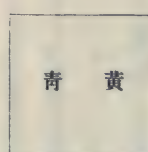
一つく〳〵の上にをかれ候五色のこは、くろきをなかにをかれ候、

一つく／＼は御ひと　御所様ばかり參候

つく／＼の上ニをかれ候　御四方の上ニすはり候、三ツすはり候を、まづまいり候て、のちに二すはり候が參候、




一かくのおしきニ、玄のぶ菊をかひしきニして、御げんでう十七八廿ばかりほどつみて、うつくしききく、玄のぶにてかざり候、

一つく／＼には、くもはくのやうにゑどり候て、きく玄のぶなど繪にかきて、金はく白はくにて、うつくしきゑどり候、何も五色にさいしき候、

一なかほうも、つく／＼のごとく、時々の繪をかゝれ候、一番の亥にはきく、二番は紅葉、三番はいちやうにて、何もうつくしく色どり候、

一御げんでうのつゝみ紙には、きく玄のぶを、ちうでい、ゑろでいにて、とき／＼の繪をかゝれ候、

從永正十三丙子至同十七庚辰歲記錄事〇中略

十月三日　一公家、大名、外樣、御供衆、申次以下出仕、　仍御成切頂戴之、如例年之、　一能勢餅卅合、例年進上之善法寺、　一初鱈三、武田大膳大夫、　一鮭二尺、大草三郎左衞門尉、

十五日　辻ノ坊八瀨童子八、亥ノ子三ツ有之時は、中ノ亥ノ子進之、　一柿餅三籠、例年進上之宇治辻ノ坊、　一餅一籠、栗一籠、例年進上之、御太刀被下之、八瀨童子、　一能勢餅卅合、例年進上之善法寺、　一公家、大名、外樣、御供衆、申次巳下出仕、　仍御成切頂戴之、如前、　一柿餅二籠、例年進上之宇治報恩院、

廿七日　一能勢餅卅合、例年進上之善法寺、　一鮭十尺、例年進上之細川右馬頭、　一公家、大名、外樣、御供衆、

申次已下出仕、仍御成切頂戴之、如前、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄御對面御祝已下之事

一亥の日暮ておもてにて御祝參、其樣ちいさき餅五色なるを、角の折敷につみて、さきに五色の粉すはり候、又前の如くの餅を二三百、御四方につみたるがまいる、さて面々一人づゝ御參候へば、其おほき餅を一ツ御取候て、そと御口にあてられてまいらせられ候、御たまはり候て、御頂戴候て、御まいり候、面々過て、其おほき餅を、御對面所の御さいのきはに、御配膳の人御をき候、其を外樣衆一人づゝ被出候て、一づゝとられ候て頂戴候、外樣衆過候ては、此御膳をあげられ候、さて又餅つみたる膳參候、前のごとく御取候て、御供衆、御部屋衆、申次、攝津、二階堂、小笠原直にたまはられ候て、さて公家の御かた〲御出候、

一餅をたまはられ候て、頂戴候てくひ候が能候由、貞宗申され候つる、懷中志たるがよきといへり、又わろしとも被仰候、人によるべし、

一禁裏樣御源猪のつゝみ紙を、一番に傳奏御持參にて、ひろげて被參候へば御頂戴候、其次に傳奏御給候、

一國々又御不參候大名、國持衆は、御源猪を申出され候、女中より御つゝみ候て御出し候、急度志たる方へは、下繪のつゝみ紙につゝみて、その上を杉原にてつゝみ候て御出候、中﨟の御役なり、大方の衆へは、きりはくの御つゝみ紙、其外は引合也、つゝみ樣あり、觀世大夫には、下繪のつつみ紙にて候、申次遣之、

〔年中恒例記〕十月十日、のせ善法寺、當月亥日ごとに進上之、御臺樣へも參也、　今月亥日ごとに御嚴重各拜領之、公家、大名、外樣衆、御供衆、御部屋衆、申次衆、番頭、節朔衆、走衆、上池院等也、　亥日次第事、御對面所に御出座の面、禁裏樣御嚴重を傳奏持參、則御頂戴之次、申次面々と申入て、三職はじ

めて御相伴衆は、大名一列に御前へ被参候て、御亥子の餅すはり□□□御膳二膳參候て、御相伴衆次第頂戴ありて被参也、其次國持衆、此外正月一日數御盃を頂戴之人數被参候て、後二膳參候内、一膳御とふりへ被出候て、常外樣衆被参候て、此御膳をばあげられ候て、又別に一膳參候て御供衆、申次、番頭以下、節朔衆、走衆、御藥師上池院迄參候て、其次公家と申入て、公家官位次第に被参也、御部屋衆は御供衆後に被参候哉、是は伊勢肥前守盛富說也云々、　昔は禁裏樣御嚴重は、公家衆被参候時、傳奏持參候て御頂戴也、近年は先一ばんに御頂戴と也、　御嚴重包樣事、三色に在之、一には繪、二には切箔、三には白紙也、先繪のつゝみ紙の事、角の折敷に物の葉を敷て、御嚴重を一すえて繪かきたる引合にて包、（つゝみ樣口傳在之）其上を白引合にてうはづゝみあり、香包の樣に包也、此うはづゝみに給人の名を書也、次切はくの事、假令繪書所に繪はなくて、切薄たるかはりばかり也、こしらへ樣は繪に同、次に白紙事、假令繪書所之繪をもかゝず、切はくをもせず、白紙にて包也、白紙のには、うはづゝみと云事なし、うはづゝみなき間、名書もなき也、繪切薄のごとく、角に葉を敷、御成きり一すはりてつゝむまで也、　三職計常角にてはなくて、大角にすはる也、三職女中同前、又三職以下ことくく上包に名書あり、但仁木にかぎりて名書無之、　御嚴重の下に敷く葉事、一番の亥には、玄のぶと菊、（花たるべし）二番の亥には、玄のぶと紅葉楓、三番の亥には、玄のぶと鴨脚の葉を敷也、繪にも如此、一番には玄のぶと菊、二番には玄のぶと紅葉、三番には玄のぶと鴨脚を、泥白でいにて書也、又切薄も銀薄にてする也、　つゝみ紙以下用意事、中臈衆の役也、うはづゝみの名書は、上臈の役也云々、繪切箔などは、土佐調進上之、御成切は（きんとんの樣なる餅也）御美女方より參、諸下行は亥子がけと云て、倉役を相懸、以納錢被仰付之、　番方へ御嚴重出事、杉原にて御嚴重を二十も卅もつゝみて、御四方をうちかへし、うらへ此五包を銘々に入て、五ケ番へ一膳づゝ出也、此つゝみ候事も、番頭へ渡事も、會所同朋之役也、これも菊、紅葉、鴨脚など、時々の物を敷べき也、又番

頭義は、その番々の月行事へ渡也、　大名の被官衆へ御嚴重出樣事、めい〳〵には無之、角に葉を敷て、御嚴重を十五も二十もひとつに入て、其上を白引合にてつゝみ、總中へ一つゝみ出也、つゝみやうは、まづ御嚴重を引合の中に置て引合をうち合て、あとさきをしかへしたる計也、これを中臈衆調之、　禁裏伺候女中衆十人、給上壹名書無之、但十人にかぎらず、御所々々樣、轉法輪三條殿、　花山院殿　大名衆　同大名女中　松梅院　和泉守護　三條西殿　日野殿　八幡善法寺右給也、上包在之名書有之、　御紋候御供衆　同御供衆　兩傳奏　飛鳥井殿　萬里小路殿類早輪院　そくりん院　かみ〳〵　御部屋衆　攝津　以下評定衆、　右切薄也、上包在之、名書有之、　右筆方法中醫者　在富卿　正實坊　河村中興(伊勢被官)　同朋御末同朋　土佐　伊勢同苗佐々木七郎　右白紙也、上包名書無之、　仁木切箔うはづゝみ有之、名書無之、　名書の下に殿文字かくとかゝざるとの事、武家にては御紋候大名、同御供衆、同外樣衆、御部屋衆、殿文字有之、御紋候といへ共、番方衆は不及沙汰候、大名たりと云共、御紋の衆にあらざれば、殿文字無之、公家衆はこと〳〵く不殘殿文字有之、御所々々かみ〳〵皆殿文字有之也、

〔公方樣正月御事始之記〕一十月ゐのこの御成切之事　公方樣御直ニ被下方へは、其分にて候、又御直に不被下方へは、御前之御成切過候て、五ヶ番へ御なりきり四方へすはりて、一膳づゝ、五ヶ番へ被出之、五ヶ番へ月行事あり、祗候請取之、番子にちやうだいさせ申候、又奉行衆には、公人奉行祗候仕候て請取申、是も各に頂戴させ申候也、每年此分にて候也、御成切共申、又御嚴重共申也、

〔宗五大草紙下〕殿中さま〴〵の事　一十月いのこの時、御まいり切とて、きんとんのやう成もち參候、それを直に面々其外人によりて御給候、又不參衆諸國又御前にてえ給はぬ人の方へ、申次して申出され候、其つゝみ紙にけちめ候、大名衆其外國大名きつとしたる方へは、下繪の紙に包まれ候、大方の人へは、切はくの紙につゝまれ候、すゑ〳〵は引合一かさねにつゝまれ候、つゝみ

やう候、観世大夫には大名のごとく、下繪の紙につゝまれ候、つゝみ候事、上﨟の御使にて候、つゝみ紙のうへを、又杉原ひとかさねにて御包候て御出し候、申つぎとりつぎ候て、かたがたへまいられ候、

〔成氏年中行事十月〕一十月朔日御祝如例、亥子之御祝三度アル時ハ、三度ナガラ御祝有之、御成切管領ヨリハ以使可被下由被申上、其使ニ御對面、其以後御使被遣之、管領御成切直ニ請取有頂戴、御使ニ一獻、其後被出太刀、歸參シテ其由ヲ申上、自餘ノ外樣ヘハ近付方々申出シテ被遣之、奉公中在郷之方々御亥子之御祝ニ、多分參上アル也、

一亥ノ子ノ餅之事、御祝亥ノ時也、白餅、赤豆餅、黒餅、衝重ニ積テ、胡麻ノ粉、小豆ノ粉、栗ノコ、フチダカニ紙ヲシキ、三種ノコヲ、三所ニヲキテ御前ニ置也、松ノ木ニテ、リウゴノセイニウスヲ作リテ、柳ノ木ニテキネヲ二本作、強飯ヲウスニ入、三種ノコヲカケテ、キネ二ヲヲシソロヘ、右ノ手ニトリテ、女ハイノチツクサイワイト、三キネツイテ食ベシ、オトコハイノチツクツカサト、三キネツキテ食ベシ、白強飯マイル也、

〔享保集成絲綸錄四〕寛永二十一申年十月八日

一今晩御玄猪ニ衆人登城之刻限之事、御近習之面々(未刻より同下刻迄)總番衆(未下刻より申刻迄)諸衆申刻より同下刻迄を可限、此外は如例年たるべき之旨被仰出之趣、彌可存其旨之由上意也云々、是例年は申刻以後より酉刻迄之間に、不殘登城付而、下乘之橋之邊、僕從一同に群集候而、騷動之故也云々、

〔嚴有院樣御代覺書〕一十月初之亥日、御玄猪御祝、酉刻御長袴ニ而、御白書院(江)出御、松平左京大夫、松平攝津守、松平出雲守、井伊掃部頭、松平讃岐守、保科肥後守、松平刑部大輔、松平播磨守、藤堂和泉守、松平大和守、松平出羽守、松平下總守、此外酒井雅樂頭、吉良、大澤、老中侍從以上之高家衆、四品之御譜代衆、右何も官位之順に壹人充出座、自御手御餅頂戴、右之外御譜代衆、御詰衆同息、御番頭衆、

御役人衆、布衣以上之面々、中奥衆貳百五六拾人餘、不ㇾ殘壹人充自ㇾ御手ㇾ被ㇾ下之、薄盤之餅出、御手江被ㇾ爲ㇾ附御下壇に置、新御番之組頭衆、御膳奉行初小役人御番衆寄合衆、三人五人充罷出頂戴、御同朋頂戴畢而入御被ㇾ遊、

〔要筐辨志一年中行事〕十月朔日

一玄猪御規式夕七時出仕、熨斗目長袴、　御連枝方、溜詰、御譜代大名、諸御役人、大廣間席ニ而、藤堂和泉守、有馬玄蕃頭、松平出羽守、松平大和守、立花左近將監父子、柳之間ニ而、丹羽左京大夫、藤堂佐渡守、遠山美濃守父子、堀丹後守、片桐主膳正、

右御手自御餅頂ㇾ戴之、畢而戌刻前退出、諸御門內外正月三日夕之通、〇中略

文化四丁卯年十月六日、亥之日之所、常憲院樣〇德川綱吉百回御忌御法事御取越、六日ゟ於ㇾ上野ㇾ御執行有ㇾ之候ニ付、中之亥之日、玄猪御規式有ㇾ之候事、

〔享保集成絲綸錄四〕寶永六丑年十月二日　今晚玄猪御祝有ㇾ之

御手自御餅頂戴之面々者、爲ㇾ御禮ㇾ明日中老中間部越前守江可ㇾ被ㇾ相廻ㇾ候、

十月

〔享保集成絲綸錄五〕享保元申年九月

一玄猪御祝儀之節　御書院番頭三人　御小姓組番頭三人　林大學頭　大目付壹人　町奉行壹人　御黑書院御勝手ニ而御目見之面々、布衣以上之御役人、壹役之內より壹人ツヽ、　御旗奉行壹人　百人組之頭壹人　御鑓奉行壹人　御持弓頭壹人　御持筒頭壹人　火消役壹人　中奥御小姓壹人　一位樣御用人壹人　月光院樣御用人壹人　三千石以上寄合之內、諸大夫布衣之無ㇾ之者壹人、但壹人之外は不ㇾ及ㇾ出仕ㇾ、　半井驢菴、今大路道三、此內壹人、　法印之醫師壹人　法眼之醫師壹人　林七三郎、林百助、此內壹人、　總御弓頭壹人　總御鐵砲頭壹人　西丸御裏御目付壹人　御使番壹人　御書院番組頭壹人　御小姓組與頭一人　御鐵砲方壹人

御門番之頭一人　御徒頭壹人　小十八人頭壹人　御船手壹人　板橋五大夫(下田奉行)　御用人壹人(瑞春院樣)
(竹姬君樣)御用人　(法心院殿)御用人　(蓮淨院殿)御用人　(壽光院殿)御用人　二丸御留守居一人　(元方拂方)御納戶頭之內一人　御腰物奉行一人　御勘定吟味役一人　奧御祐筆組頭　伊奈半左衞門　右之通頂戴に罷出候、其段向々江可ㇾ被ㇾ達候、布衣以下之分は、前々之通罷出事に候、

一三千石以下、五百石以上之寄合は、御祝之節不ㇾ及二登城一候、是又可ㇾ被ㇾ達候、

一御留守居嫡子、大御番頭嫡子も不ㇾ及二罷出一候間、得二其意一、大御番頭江可ㇾ被ㇾ達候、御留守居江は、此方々相達候、尤相達候向には、(大目付御目付)可ㇾ被ㇾ談候、以上、

〔幕朝故事談〕公方家　玄猪の出御は、とび色の御小袖に、黑の御羽織なり、布衣以上、御自身被二下置一、

〔東都歲事記(十月四)〕上亥日　玄猪御祝儀、諸侯申中刻御登城、大手御門、幷に櫻田御門にて、御篝を焚せらる、

〔幕朝年中行事歌合(中)〕廿八番　左　玄猪

秋をおきて時こそあれと咲花の鏡はけふのもちいなりけり(○中略)

玄猪は亥の子と稱せり、十月上の亥の日を用ひらる、障あれば後の亥を用ひらるゝこともあり、溜詰、譜代の大名、外樣にも藤堂、立花、遠山、片桐の類、むかしより出仕せし家々のものは、皆熨斗目長袴著て城にのぼる、暮かゝる頃より、白書院におほく燈を點じ、兩御所上段に著御在、五色の餠ひ薄盆に盛て、菊の花を摘そへて、御前にすゝむ、布衣より以上の輩には、御みづから是を賜ふ、次に大きなるひら臺ふたつに、餠あまた積重て、しきみのきはにおき、布衣以下の司、もろもろの番士同朋に至る迄、七人づゝ出て、臺にある餠を取てまかづ、此夜兩御所御のし目のしたに、紫の御衣を奉るとなん、是室町家などの、ふるき世のすがたなるべし、

〔德川禁令考(三十年始嘉節)〕慶應三卯年三月廿三日　御祝儀事御廢止之件々

臣庶玄猪

河内守殿御渡　　大目付（○中略江）

玄猪（○中略）右御祝儀御禮等御廢之事（○中略）

右之趣向々（江）可相觸候

三月

〔親元日記〕寛正六年十月朔日乙亥、御祝四御方分調進上之、亥子、　十三日丁亥、亥子御祝四御方分調進上之、

文明十三年十月十日辛亥、貴殿無御出仕、大内どのへ御方御所樣御なり切之事、藝阿方へ申之、土岐どのへ、同御なり切、兵庫殿口より給之、大御所樣、上樣、御なり切は當年不出云々、　廿二日癸亥、御方御所樣之御なり切、土岐殿への分、翌日兵庫殿被下之、御なり切事、大内殿、土岐どのへ御狀あり、

〔大館常興日記〕天文十年十月十一日（御いのこ也）能勢餅十合、善法寺殿より以使者給之、例年儀也、　十二日、夜前の（御いのこ）御げんでう公方樣（井）上樣兩御所さま御分二つ、み拜受之、今朝從佐方持遣給之也、（使松平也）　廿三日（今夜御いのこ也）

〔秋苑日渉　七〕民間歲節下　十月謂之上無月、亥日謂之玄猪、士庶作糍糕以相饋送、（○中略）　初學記引雜五行書曰、十月亥日食餅、令人無病、（政事要略曰、十月上亥内藏寮進餅、群忌隆集云、十月亥日食餅除萬病、）　淵鑑類函曰、十月命有司祭司寒、司中、司命、司人、司祿於國城西北亥日祭之、　南齊書禮志曰、永明三年、有司奏、來年正月二十五日丁亥、可祀先農、卽日輿駕親耕、宋元嘉大明以來、並用立春後亥日、尙書令王儉以爲、亥日籍田、經記無文、通下詳議、國子助教桑惠度議、尋鄭玄以亥爲吉辰者、陽生於子、元起於亥、取陽之元以爲生物、亥又爲水、十月所建、百穀賴茲沾潤畢熟也、　月令廣義曰、歲時記、荊楚十月一日食燋糟、或作燋糖、見杜詩、峽人十月朔、以蒸菓爲節物、楚俗是日裹蒸京飩充節物、南粤志、閩中是日作糯糍或京飩以祀祖

告冬、

〔江戸鹿子年中行事二〕十月亥日　三ツあれば、中祝、

〔東都歲事記十月四〕上亥日　玄猪御祝儀、〇中略　貴賤餅を製し時食とす、武家にては公の例にならひて、白赤の餅を家臣に給るなり、町家にては、牡丹餅等製す、又中亥をも祝ふ、

〔源順集〕天元元年十月初の亥の日、右大臣の女御のひをけどもに、もちゐくだものもりて、うちの女房どもにつかはす次でに、大臣にもひをけ一つ奉らせ給ふ、銀にゐのこ、かめのかたを作りて、するさせ給へるに、くはヽれる歌、

わたつ海のうきたる島をおふよりはうごきなき世をいたゞけや龜

〔古今著聞集飮食十八〕同法印、〇中略、泰覺ゐのこのもちをよめりける、

なによりも心にぞつくゐのこもちびんぐうすなる物とおもへば

〔執政所抄十月下〕亥子御餅事毎亥日勤仕之料物別三石

外居　柿二外居　度別六外居寸法方一尺深八寸　餅二外居寸法方弘一寸、水永丸長、　栗二

大豆　小豆　栗　已上外居加之、上品紙八枚、重二枚盛之　御强飯一合例折櫃　五種　胡麻　大角豆

米及別三石、年預申成下文、副廻文、取所課下家司、奉申執行、家司之所課下家司憂大酌別也、停止濫

雜、女致淸淨勤之、

〔臥雲日件錄〕應仁二年十月廿六日、慶侍者持餅二片來、俗所謂亥子也、去年在西山時、宗聯西堂來話次曰、太平御覽曰、十月上亥喫餹餅、餹字何義、此方亥子亦有故也、今年今月有三亥日、昨日下亥也、此方不必限上亥耳云々、

〔言經卿記〕慶長十年十月十日辛亥、四條冷等ヨリ亥ノ子給了、　廿二日癸亥、冷四等へ亥ノコモタセ遣了、此方祝詞如例了、寶壽院殿へ亥ノコモタセ進了、

〔南龍公言行錄〕下玄猪御祝儀の事

十年詰御歸國〇徳川賴宣の翌年之十月、玄猪之御祝儀、末々迄御手づから餅を取て被下けるニ、其夜夥敷人數なり、御仕廻被成、奥へ爲入候時、三浦長門守爲時、佐野良庵御供して申けるハ、今夜ハさてさて大勢ニ而御退屈可被成と、第一御氣色ニ障り可申候と、乍憚氣遣仕候と申上ル、御意ニハ、侍共ハ此上また五増倍多ても退屈ハせぬ也、大將者人數ニハ飽ぬものなりと被仰けると也、

〔槐記〕享保九年十月十七日、今宵御玄猪御祝儀、

# 古事類苑

## 歳時部十九

### 追儺　土牛童子　併入

追儺ハ、オニヤラヒ、又ナヤラヒト云ヒ、字音ニテツヰナト云フ、十二月晦日ノ夜、禁中ニ於テ惡鬼ヲ驅逐スルノ儀式ナリ、其式ハ、大舍人ノ身體長大ナル者一人ヲ取リテ方相氏ト爲シ、是ヲ大儺ト云フ、方相氏ハ黄金四目ノ假面ヲ被リ、玄衣朱裳ヲ著シ、右ニ戈ヲ執リ、左ニ楯ヲ執ル、又官奴等二十人ヲ以テ侲子ト爲シ、是ヲ小儺ト云フ、侲子ハ紺布衣、朱末額ヲ著シテ殿庭ニ列立ス、陰陽師先ヅ祭文ヲ讀ム、訖テ方相氏儺聲ヲ作シ、戈ヲ以テ楯ヲ撃ツ、侲子之ニ從ヒ、親王以下桃弓葦矢桃杖ヲ執リ、相和シテ以テ惡鬼ヲ逐フナリ、中世以降其制漸ク頽レ、殿上人等、桃弓葦矢ヲ以テ方相氏ヲ射ル等ノ事アルニ至レリ、

又大寒ノ日ノ前夜ニ、宮城門ニ土牛童子ノ像ヲ立ツル事アリ、疫氣ヲ驅ルガ爲ナリ、

名稱

〔伊呂波字類抄 疊字部〕追儺ツイナ

〔類聚名義抄 一人〕儺ナニヤラフ

〔下學集 上時節〕追儺ナニヤライ（節分夜、於禁中殿上侍臣以桃弓葦矢驅惡鬼、謂之追儺也、）

〔掌中歷 上歳時〕節日由緒

十二月晦日夜﹝䰯﹞儺鬼　高辛氏子、十二月晦夜死、其神成鬼致疾疫、因之以桃之弓葦矢逐疫鬼、靜國家、又川邊幷道路散供之、

〔事物紀原 八〕驅儺　禮緯曰、高陽有三子、生而亡、去爲疫鬼、一居江水中爲瘧、一居人宮室區隅中、善驚小兒、於是以正歲十二月、命祀官時儺、以索室中、而驅疫鬼、軒轅本紀曰、東海渡索山有神荼鬱壘之神、以禦凶鬼、爲民除害、因制驅儺之神、子游鳥問於雄黃曰、今人逐疫出魅、擊鼓呼噪何也、雄黃曰、黔首多疾、黃帝氏立巫咸、使黔首鳴鼓振鐸、以動心勞形、發陰陽之氣、擊鼓呼噪、逐以出魅、黔首不知、以爲祟魅也、或記以爲驅儺之事、按周禮有大儺、漢儀有侲子、要之雖原始於黃帝、而大抵周之舊制也、周官歲終、命方相氏、率百隸索室驅疫以逐之、則驅儺之始也、

〔東京夢華錄 十〕除夕　至除日、禁中呈大儺儀、並用皇城親事官、諸班直戴假面、繡畫色衣、執金鎗龍旗、敎坊使孟景初身品魁偉、貫全副金鍍銅甲裝將軍、用鎭殿將軍二人、亦介冑裝門神、敎坊南河炭醜惡魁肥裝判官、又裝鍾馗小妹土地竈神之類、共千餘人、自禁中驅祟出南薰門外、轉龍彎、謂之埋祟而罷、

〔倭訓栞 中編 三十 於〕おにやらひ　儺を訓せり、鬼を逐ふ也、東京賦に、卒歲大儺、毆除羣癘と見え、乞食のお歲末とてする事も、熙朝樂事に、丐者塗抹變形、裝成鬼形、叫跳驅儺、索乞利物といへり、又ついなの下に見えたり、

〔倭訓栞 前編 十六 都〕つゐな　追儺の音也、鬼逐をいふ、類聚國史に、慶雲三年、始作土牛大儺と見えたり、本は周家の禮也、我邦にては、大舍人寮鬼を勤め、陰陽寮祭文を讀、殿上人桃弓葦矢して射といへり、こは女官より獻と雲圖抄に見ゆ、又儺主率侲子入仙花門とあり、桑弧蓬矢は西土の式也、さるを桑は扶桑國の意、蓬萊の意といふは、卜家の附會也、

〔倭訓栞 前編 十九 那〕なやらふ　源氏にみゆ、儺のやらひ也、又なやらはんともはたらかしていへり、神代紀に、逐をやらふとよめり、今鬼やらひといへり、

〔古今要覽稿 時令 那〕那　那續日本紀、延喜式、內裏式、河海抄、按に那は儺の音なり、禮記月令の注にも、儺音那とあり、是なやらふとも、なやらひとも、はたらかせていへり、年中

追儺式

の疫氣をはらふ義也、此事の始て行はれしは、文武天皇慶雲三年十二月より也、或は元年よりとも、二年よりともいふ説あれど、正しからず、

**儺** 周禮、禮記月令集説、按に義上におなじ、禮記月令の注に、難與儺通とみえたり、

**儺** 續日本紀、延喜式、内裏式、論語、後漢書、荊楚歳時記、南部新書、玉燭寶典、按に、先臘一日大儺、謂之逐疫と後漢書禮儀志にみえたり、又儺人は厲鬼を逐ものなり、いはゆる儺人所以逐厲鬼也と、禮記にみえたり、

**なやらふ** 延喜式、小野宮年中行事、源氏物語、江家次第、河海抄、按に、河海抄に儺を追事なり、鬼やらひといふ、追の字をやらふとよむなりとみゆ、

**追儺** 延喜式、小野宮年中行事、榮花物語、雲圖抄、濫觴抄、按に、古へついなともなやらふとも云り、其證は、源氏物語紅葉の賀に、なやらふとて、いぬきがこれをこぼち侍にとみえ、榮花物語月の宴に、つごもりのついなに、殿上人ふりつゞみしてまいらせたればとあれば、其頃ついなともなやらふともいはれしこと志られたり、

**おにやらひ** 年中行事秘抄、河海抄、建武年中行事、公事根源、按に、河海抄に、儺を追事なり、鬼やらひといふ、追の字をやらふとよむ也、又儺の一字を鬼やらひと讀なりとみえ、又年中行事秘抄に、金谷を引て云、陰陽の氣相激、化爲疾癘之鬼、爲人家作病とあれば、此疫鬼をはらふを鬼やらひとはいへり、又後漢書禮儀志にも、惡鬼を禁中に逐ふとあるもこの義なり、

**行儺** 月令廣義、引呂覽、按に、行儺といふも、追儺といふに義同じ、行字やろといふ意あれば、やらふといふ義にて行儺と名付たり、

**害除** 同上、按に、同書に、驅疫癘之鬼、謂之害除とみえたれば、是も義上におなじ、

**逐除** 同上、同書に、行儺、今所謂逐除也とみえたれば、義明なり、

**逐疫** 後漢書禮儀志、同書に、先臘一日大儺、謂之逐疫とあれば、儺の別名なること明かなり、

〔源氏物語 七 紅葉賀〕いつしかひゐなをしすへて、そゝぎ給へり、三尺のみづしひとよろひに、志なじなしつらひすゑて、又ちひさきや共つくりあつめて奉給へるを、所せきまであそびひろげ給へり、なやらふとて、いぬきがこれをこぼち侍にければ、つくろひはべるぞとて、いとだいじとおぼいたり、

〔河海抄 四 紅葉賀〕なやらふとて追儺十二月晦日 除夜に儺を追ふ事なり、鬼やらひといふ、追の字をやらふとよむなり、又儺の一字をも鬼やらひとよむ也、始自禁中迄何家行之、

〔源氏物語 四十一 幻〕年暮ぬとおぼすも心ぼそきに、わか宮のなやらはんに、音たかゝるべきこと、なにわざをせさせんと走りありき給も、おかしき御ありさまをみざらんこと、よろづに志のびがたし、

〔内裏式 中〕十二月大儺式

晦日夜、諸衞依時剋、勒所部屯諸門、近仗陣階下、近衞將曹各一人率近衞左近衞五人、右近衞四人、開承明門、先共

北面立門内壇下、共置弓、登階開之、將曹倚立 訖引還、闈司二人出自紫宸殿西、居門左右、大舎人未叫門之先、闈司二人各持桃弓葦矢、木工寮作備之 昇自南階、授内侍、即班給女官、大舎人叫門、闈司就版奏云、儺人等率氏參入止、某官姓名等 謂親王以下參議以上 叫門故爾 申、勅曰、萬都理 ○理字恐衍 禮、闈司傳宣云、令姓名等參入、中務省率侍從内舎人大舎人等各持桃弓葦矢、陰陽寮陰陽師率齋郎 其數具所司式 執祭具、方相一人 取大舎人長大者爲之 著假面黄金四目玄衣朱裳、右執戈、左執楯、侲子二十人 取官奴等爲之 同著紺布衣朱抹額、共入殿庭列立、陰陽師率齋郎奠祭、陰陽師跪讀呪文、今案立而讀之 訖方相先作儺聲、即以戈撃楯、如此三遍、群臣相承和呼、以逐惡鬼、各出四門、方相出北門 至宮城門外、京職接引、鼓譟逐、至郭外而止、

〔儀式十〕十二月大儺儀

晦日戌二刻、諸衛勒所部、中務輔丞錄率史生省掌等、列承明門外東庭、錄喚四位五位、史生喚丞及内舎人、史生大舎人等計總數、不喚交名、 于時陰陽寮官人率齋郎等、候承明門外、以桃弓葦矢桃杖、頒充儺人、守辰丁預前造備 訖大舎人叫門、闈司問阿誰、大舎人答、儺人等將參入止、某官姓名等 謂參議已上 候御門止 申、闈司傳奏如上、于時儺人入而列立、時刻陰陽寮共入、齋郎持食薦敷庭中、陳祭物、其料五色薄絁各一尺二寸、飯一斗、酒一斗、脯醢、堅魚、鰒魚各一斤、海藻五斤、鹽五升、柏廿把、食薦五枚、匏二柄、缶二口、陶鉢六口、松明五把、祝料當色袍一領、袴一腰、寮預前申省請受辨備 訖陰陽師進讀祭文、其詞曰、今年今月今日今時、時上直符、時上直事、一人一事、時下直符、時下直事、及山川禁氣、江河谿壑、二十四君、千二百官、兵馬九千万人、(人一本作匹)已上音讀 位置衆諸前後左右、各隨其方諦定其位可候、大宮内爾、神祇官宮主能伊波比奉里敬奉留、天地能諸神等波、平久於太比爾伊麻佐布倍志登申、事別天詔久、穢久惡伎疫鬼能所々村々爾藏里隱布留乎波、千里之外、四方之堺、東方陸奥、西方遠値嘉、南方土左、北方佐渡與里乎知能所乎、奈牟多知疫鬼之住加登定賜比行賜氏、五色寶物、海山能種々味物乎給氏、罷賜移賜布、所々方々爾急爾罷往登追給爾、挾姧心氏留里加久良波、大儺公小儺公、持五兵氏追走、刑殺曾登聞食登詔、訖儺長大舎人著方相面、耕

衣、皁裳、持楯槍、小儺今良著紺布衣、緋末額、持桃弓、葦矢、桃杖、碎瓦、儺長稱儺、小儺及分配人等隨、卽同稱、遍駈宮中、出自十二門、付京職、先是鼓吹司同就左右兵庫、請受鼓十二面、付京職、（職別六面、擊者別鼓各一人、）京職門別備夫一人馬一疋候之、

〔延喜式 十一 太政官〕凡十二月晦日儺者、中務預點親王及大臣已下次侍從已上、分配諸門、丞錄舍人大舍人等亦同、（事見中務式）當日戌時、親王幷大臣已下著承明門外東庭幄座、少納言幷外記史候之、依例行事、（事見儀式）

〔延喜式 十二 中務〕凡年終行儺者、前晦二日、少輔已上點定親王幷大臣以下次侍從以上及丞錄內舍人等應預事者、造奏文、當日平旦令內侍進奏、又仰寮令進大舍人歷名、其分配、闈別參議以上二人、侍從十人、省丞一人、錄一人、內舍人四人、史生四人、大舍人五人、昏時省輔丞錄率史生省掌等、列於承明門外東庭、點撿儺人、依次列立、錄喚四位五位、史生喚丞及內舍人、但史生大舍人者計列總數、開承明門、闈司傳宣、時率侍從內舍人大舍人、入而列立、未傳宣之前、以桃弓葦矢桃杖（陰陽寮作進之）頒充儺人、（事見儀式）凡親王以下次侍從以上、闕追儺陣者、不預元日節祿、

凡供奉十二月大祓公卿者、不可更責儺陣之不參、

〔延喜式 十三 大舍人〕凡年終追儺前一日、錄供事官人舍人等名申省、及裝束御殿、所進舍人十人、當日戌刻、官人率追儺舍人等候承明門外、待省處分頒配四門、（東宣陽門、南承明門、西陰明門、北玄暉門、）亥一刻舍人叫門、其詞曰、儺人等率參入（止）某官親王門候（止）申、卽方相爲首、（○爲原脫、據政事要略補、）親王以下隨次入立中庭、陰陽寮儺祭畢、親王以下執桃弓葦矢桃杖儺出宮城四門、（東陽明門、南朱雀門、西殷富門、北達智門、）其方相假面一頭、（黃金四目）後帔赤兩面四尺、（若有損壞者、內匠寮修理、）緋皁袷袍各一領、緋皁單裳各一腰、（料皁緋帛各一疋、）侲子八人、紺布衣八領、（料紺調布四端）楯一枚、（長五尺、廣一尺五寸、）桙一枚、（長九尺）緋幡一流、（料帛二尺）並納寮庫、當時出用、（侲子裝束受主殿寮、事畢返納、）若有損壞申省受替、其弓箭杖受陰陽寮、

〔延喜式主殿三十六〕十二月晦夜官人、當日晩頭率史生殿部今良等、大内前庭、東西相分立燈臺、(各相去八尺)隨即燃燈、于時追儺已畢供奉御湯、

〔延喜式左近衛四十五〕凡儺夜分遣近衛四人、聞夜中事記奏之、

〔延喜式掃部三十八〕十二月晦夜追儺、當承明門東南庭中、大藏省立七丈幄一宇、設親王以下侍從已上座、隔幄内東一間敷辨大夫并外記史等座、但雨濕之時設廊上、

〔延喜式兵庫四十九〕年終行儺者、鼓十二面付左右京職、(職別六面、擊者各一人、夫一人、但夫馬職備、)

〔延喜式左京四十二〕凡年終儺者、差擊鼓夫六人馬六疋送兵庫寮、分配宮城六門、其夫馬功賃以徭錢充之、

凡追儺夜、分配諸門史生已上交名、廿八日以前進太政官、

〔延喜式陰陽十六〕儺祭料

五色薄絁各一尺二寸、飯一斗、酒一斗、腩醢堅魚鰒乾魚各一斤、海藻五斤、鹽五升、柏廿把、食薦五枚、匏二柄、缶一口、陶鉢六口、松明五把、祝料當色袍一領、袴一腰、○中略

凡追儺料、桃弓杖葦矢、令守辰丁造備、其矢料蒲葦各二荷、攝津國每年十二月上旬採送、

〔延喜式主殿三十六〕十二月晦夜、供奉内裏并大極殿、豐樂殿、武德殿、儺料等雜物、椶椒油七斗六升六合、胡麻油四斗、油瓶廿六口、燈盞一千百六十六口、(二百五十三口加盤)燈炷調布一丈九尺三寸、燈臺八十基、(紫宸殿并御在所料)中宮油八斗、油坏八百口、盤百卌口、瓶十六口、燈炷布一丈三尺、追儺今良男卌人、女十六人、(女五人率中宮)各給衣服、表桃染布、裏調布、各二丈一尺、(女減五尺)庸綿二屯、生絲一分、

〔西宮記十二月〕追儺事(中務省以分配文付内侍所、近代不然、)

戌刻王卿著座、(衛府帶弓箭、長樂門東廊西上對座、親王南面、上卿北面、以紺幕曳度柱外也、雨儀晴時廊前立七丈幄二宇、)兵衛陣承明門外、中務丞進分配簡、(每門一枚、總四枚、王卿以下分配四門、)上卿以下見下了、自侍從座如元上、上卿給丞、中務錄立長樂門前召計五位(雨儀下立壇上、史生代召六位、)陰陽寮以桃杖弓葦矢進王卿以下、(或天皇御南殿、不御帳中、内侍參上裳云々、)王卿立承明門巽壇上、開門、(不開)

門(建禮)、闈司著、大舍人叫門、(闈司傳宣、勅云々、万都禮、)陰陽寮於門壇上、以桃弓葦矢付闈司、(入折檻、內侍自南階傳取、給女官、)方相參入、(松八把立前、侲子八人在後、)立版南三丈、王卿以下列南庭、(西上、去門二丈、雨下立門壇上、)陰陽寮下部八人給方相饗、(出自安福殿砌、入自月華門、)同寮官人一人立版、讀宣命、(詞在寮式、)撤饗、(同寮人、)方相揚聲打楯三度、(群臣相承和呼、)王卿以下各率眷屬、四門分追、(插笏執杖、侍臣任分配追、)方相經明義仙華門、出自瀧口戶、向北門、上卿從方相分出、(向東門、)右近陣進白木束、以充追儺、闕追儺侍從除元日見參、(有障者觸外記、)　天曆八十二、雖諒闇(○醍醐后藤原穩子、此年正月崩、)有追儺、　延曆夫人薨、(○光仁后高野新笠、延曆八年十二月崩、)未葬間無追鬼、　追儺奏、晦日中務錄付內侍所、

〔北山抄二十二月〕晦日追儺事(近例外辨用雨儀、往昔出御時內侍著緣上裝云々、)

中務省以分配文付內侍奏之、王卿就中隔幄、(雨儀長樂門東廊西上對座、上卿北面、)亥一刻中務丞奉諸門分配簡四枚、上卿見畢授次人、次第見下、自侍從座如元返上、上卿返給、次錄取簡、於長樂門前召五位已上、次史生召六位以下、畢陰陽寮以桃杖弓葦矢等頒親王以下、

天皇御南殿、(不必御帳中、)近仗陣階下、(立陣)所司開承明門、(清涼抄云、諸衛開門、然而不可開建禮門之由見內裏式、)王卿起座、(搢笏取弓矢、近例、衛府公卿皆帶弓箭、雖无所據可從例歟、)立左兵衛陣南、(雨儀壇上、)經陰陽寮授桃弓葦矢於闈司、方相率侲子參入、立版南三許丈、王卿率侍從大舍人等列方相後、(去承明門二許丈、西上、降雨時壇上、)陰陽師率齋郞入自月華門、奠祭讀呪文、畢方相先作儺聲、即以戈擊楯三度、群臣相承和呼追之、方相入自仙華門、出北廊戶北門、分配人々從方相後度御前而出、(近例不依分配、皆度御前退出、)　諒闇年如例行之、但長保三年停此儀、依七々日內也、(此年閏十二月、一條母后藤原詮子崩、)尋往昔例被定行耳、

參議一人行事例(應和三年、康保二年)

〔江家次第十一十二月〕追儺(近例用雨儀、私北山要抄云、近例外辨用雨儀、私長樂門東廊西上對座、親王南面、上卿北面、晴時廊前立七丈幄二宇、)

中務省以分配文付內侍所、(近代不然、)藏人押分配於小壁、(殿上西戶南腋、其高與立人等、)戌刻王卿著外辨、(西上對座、上卿北面、)衞府帶弓箭、以紺幕曳度柱下、(辨少納言著其外、)亥一刻、中務丞奉諸門分配簡、(著軾奉之、四枚、近代一枚、○中略)

〔政事要略二十九十二月〕追儺圖



上卿見之下參議、參議見下侍從座、侍從見了返上、自幕下出之上卿返給丞、分配人不具者、上卿時差定、近代無此事、于錄取簡於長樂門召計、史生代召六位陰陽寮以桃杖弓葦矢進上卿以下、內侍渡南殿、上古參上、近代不然、又雖有渡御不著御帳內、近代殊不出御、近仗陣階下、帶弓箭、往年著靴、近例不著靴也、兵衞陣建禮門、今夜衞府公卿著弓壺胡籙、六衞將佐、縫掖壺籙、持桃杖井桃弓葦矢、王卿起座、揷笏取弓矢、帶弓箭之人揷之於壺、次立承明門巽壇上、陰陽寮於同壇上授桃弓葦矢於闈司、入折檻傳給之女官、女官入、自長橋置石灰壇、方相率侲子參入、立版南三丈、松八把在前、侲子八人在後、王卿率侍從大舍人等列方相後、去承明門二許丈、西上、降雨時立壇上、陰陽寮下部八人給饗方相、出自安福殿給、初入自月華門、件饗近代不見、陰陽師率齋郎入自月華門、允一人著深沓、立版讀呪、祭詞存寮式、撤饗、同寮人方相先作儺聲、以戈叩楯三箇度、群臣相承和呼追之、方相經明義仙華門出北廊戶、御物忌時猶度、見天曆六年記、上卿以下隨方相後度御前、出自瀧口戶、出自承香殿馬道向東陣、西宮抄、猶揷笏執杖、近例不然、又或經南殿前到燈臺之中、或其期斜向明義門方、殿上人於長橋內射方相、主上於南殿密覽、還御之時、扈從人忌最前行逢方相、振鼓儺木儺法師等種々事、皆有故實、殿上人候御座方讙呼、或放格子踏之、或取白木燈臺衞之、其事無紀極、雲圖云、行事藏人獻儺木振鼓等於臺盤所、御殿每間白木灯臺立柱、南殿庭、殿上小庭、朝餉壺、並打燈臺、不開建禮門、時衞門不可帶弓箭歟、

年中要抄曰、近例衞府公卿皆帶弓箭、雖無所據可從例歟、大將儀曰、大將及諸衞督皆帶弓箭、此事無所據、又不見舊例、然而近代帶之、未得其意、府式、少將以上執弓箭之日、大中將帶參議以上不執云々、候殿上時如之、況於中重行事、又已執桃弓葦矢等、何重帶之哉、可尋之、

左右衞門佐、帶弓箭哉否事、　予案、建禮門不開、於中重行事、仍不帶、有信問予說、帶之前例慥可尋之、故行親帶之云々、

左右衞門督、近來帶之、次又有不帶之人、

諒闇年如常、天曆八年長保三年無之、依母后(一條后藤原詮子)四十九日內也、延曆夫人(桓武母后高野新笠)薨、未葬間、無追鬼事云々、

參議二人行事例承平二年、公賴、實賴、　參議一人行例　天曆九、應和二、[illegible]天德元、康保二、[illegible]

長樂門外東廊設王卿侍從內舍人等座、西上對座、就中親王南面、大臣北面、紺幔曳度柱外、雨儀

〔小野宮年中行事十二月〕晦日追儺事

當日中務省以二分配文一付二內侍一奏レ之、所司裝束訖、亥一刻、天皇出二御南殿一、不レ御二御帳內一、方相一人、〈取二大舍人長大舍人一、〉侲子廿人、〈取二官奴等一爲レ之、〉共入列二立殿庭一、〈其裝束等見二式文一〉

〔雲圖抄十二月〕晦日追儺事

御殿無レ別御裝束儀一、刻限南殿事了、儺王率二侲子一入二仙華門一、經二東庭一出二瀧口戶一、侍臣於二孫庇一射レ之、〈女官獻二弓箭一〉逐電下二格子一儺レ之、先レ是行事藏人獻二儺木振鼓等於臺盤所一、

追儺

| | | |
|---|---|---|
| 巽 | 朝臣 | 朝臣 |
| 坤 | 朝臣 | 朝臣 |
| 乾 | 朝臣 | 朝臣 |
| 艮 | 朝臣 | 朝臣 |
| 御殿內 | 朝臣 | 朝臣 |

〈件分配押二殿上小壁一也、上ノ長押ノ下ヨリ七八寸ヲ垂テ押レ之也、往古書二追儺分配一、近代無二分配兩字一、又角字不レ書、或書二巽角一也、南殿四角書二近衛司一也、御殿入二職事一也、又御殿ニハ三堺ニ書レ之、城外服暇之外、皆悉書レ之、四位朝臣、五位六位名字、小舍人不レ入レ之、追儺了逐電放レ之、及二明朝一之時、爲二大失禮一、〉

〔夕拜備急至要抄上十二月〕一晦追儺〈亥一刻〉

上卿〈分配〉　宰相〈同〉　辨　少納言　近衛次將〈一兩人〉　官外記　陰陽寮

〔建武年中行事〕追儺、〈十二月〇〉大とねりれう鬼をつとむ、陰陽寮の祭文をもちて南殿のへんにつきて

よむ、上卿以下これを追、殿上人ども御殿の方に立て桃の弓にている、仙花門より入て、東庭をへて瀧口の戸にいづ、こよひ所々にともし火をおほくともす、東庭、あさがれい、だいばん所のまへのみぎりに燈臺をひまなく立てともすなり、

〔年中行事歌合〕三十五番　右　追儺　内大臣

いまはたゞ一夜になりてあしのやのいるがごとくにとしぞくれぬる中略

右追儺とは、年中の疫をおひはらひ侍るこゝろにや、ひかる源氏に、なやらふなど申侍るも、儺を追にて侍るなり、やらふとは追と云ことばなり、夜の事なれば、殿上の侍臣、桃のゆみ、あしの矢をもつて、御殿のかたにたちておにをいるなり、四目あるおそろしきおもてをきて、手にたてほこをもつ、また侲子とて二十人、こんの布衣きたるものをそつして、内裏の四門をめぐるなり、慶雲二年三年誤、よりはじまるとぞ、〇四目以下、據一本補、

〔公事根源十二月〕追儺　卅日

けふはなやらふ夜なれば、大舍人寮鬼をつとめ、陰陽寮祭文をもて南殿の邊につきてよむ、上卿以下是をおふ、殿上人ども御殿の方に立て、桃の弓あしの矢にている、仙花門より入て、東庭をへて瀧口の戸にいづ、こよひ御前に灯をおほくともす、東庭、朝餉、臺盤所のまへのみぎりに、灯臺を隙なくたてゝともす也、追儺といふは、年中の疫氣をはらふ心也、鬼といふは、方相氏の事也、四目ありて、おそろしげなる面をきて、手にたてほこをもつ、又侲子とて廿人紺の布衣きたる物を率して、内裏の四門をまはるなり、慶雲二年十二月にはじまる、此年天下に百姓おほく疫癘になやまされ侍し故なり、

〔延喜式四十三春宮〕凡十二月晦日戌時追儺、坊官率品官舍人等候南門外、兵衞開門如常、內裏儺聲始發、大夫以下各執桃弓葦矢入立庭中、俱作儺聲、分出諸門、

〔東宮年中行事十二月〕同日〇晦ついなの事

きんちうにおはします時、うちの御かたのなりごゑにゑたがひて、宮づかさども、あしのゆみやをもちて、あひまちこれをおふ、今案、式のごとくには、も丶の弓なり、しよしゆみやをたてまつるといへり、しかれどもきんだいは、口やうはりたてまつる、とばの院とうぐうの御時、内裏におはしますあひだ、としごとにこのことあり、

〔執政所抄下十二月〕追儺事　六位職事奉₂行之₁　儺木旬出納調進之　振鼓御倉町進之

〔倭訓栞前編十九〕なおひ　儺追の義也、尾張國國府の社などにいへり、遠江國淡海國玉神社にも、古へありし事にて、なおひ祭といひしとぞ、なやらふと義通へり、正月十三日の夜、旅人を捉へ、土餅を負せて逐ふ也、茅にて小人形を作りて儺を擊つ、此を小形と稱す、別に大形ありて儺に負す也、元亨釋書に、筑紫觀音寺に、正月上旬、行人を捉て駈儺を行ふよし見えたり、浮屠修正の法にして、神事と心得るは非也、鬼走の條考へ看べし、

〔東都歳事記四十二月〕節分立春の前日也　龜戸天滿宮追儺の神事酉の時社前に燎をたき、神樂を奏し、雙角四目青赤の二鬼に出立する者、猿の皮をかぶり、鹿角の杖をつき、社前に進出づ、巫出て問答し、幣杖にて鬼を打つ、其餘五人の巫、牛王杖を持て追ひ退く、都て當社の神事は、筑前大宰府の例にならへりとぞ、○中略　雜司が谷鬼子母神堂追儺今夜院主衆僧内陣に於て、陀羅尼品を誦す、十三卷に至て、番頭尊前の供豆を、拜殿のさかひの障子の穴より打出す、參詣の男女これを拾ひて守とす、この豆を懷中なす時は、不時の怪我過ちを除き、又は疫病を辟るとて、大に尊信せり、○中略　下谷五條天神宮神事酉の刻追儺あり○下略

〔俳諧歳時記十二月〕淺草觀音追儺除夜より七日　江戸金龍山淺草寺にあり、今夜參詣堂中に充、乃チ初更の頃、鬼形の者一人堂外に出、又一人方相氏の假面を被りたるもの、これを追ふて堂を巡る、後除疫の札三千枚を撒して諸人に與ふ、參詣の人各あらそひ拾ふて、持かへりて自家の門戸に貼、

〔東都歳事記一正月〕元日　淺草寺修正會、除夜より正月六日に至る迄、七日の間毎夕儺あり、衆徒六人弟子二人出仕、これを勤む、夕七ッ時頃、寶前に於て讀經唄散華あり、後衆徒壹人袈裟衣のま

ま、鬼面を持、面へかざして出る、又壹人竹杖をもちて是を追ひ、竈を廻る事三度なり、此間かね太鼓亂調に打ならす、〇中略東叡山中堂のおにやらひは、元日より七日迄、毎夕八ッ半時修行あり、一山藥師の十二願をよみ、後銅羅、太鼓、螺貝等の鳴ものにて、鬼面をかけたる僧を追ふとぞ、中門を閉してより修行あり、ゆゑに庶人は見る事なし、

〔續日本紀三文武〕慶雲三年、是年天下諸國疫疾、百姓多死、始作土牛大儺、

〔文德實錄六〕齊衡元年十二月辛巳、武藏國貢長人一枚、以備驅儺、

〔三代實錄四十二陽成〕元慶六年十二月廿九日丁卯晦、於朱雀門大祓及追儺如常、

〔三代實錄四十六光孝〕元慶八年十二月卅日丙辰、朱雀門前大祓、公卿行事、夜天皇御紫宸殿、追儺如舊儀、

〔榮花物語一月の宴〕安和二年八月十三日、〇中略東宮〇圓融位につかせ給ぬ、御年十一なり、〇中略今のうへ、わらはにおはしませば、つごもりのつゐなに、殿上人ふりつゞみなどしてまゐらせたれば、うへふりけうせさせ給もをかし、

〔榮花物語三様々の悦〕つごもり〇永延二年十二月になりぬれば、追儺とのゝしるうへ〇一條いとわかうおはしませば、ふりつゞみなどしてまゐらするに、君だちもおかしうおもふ、

〔小右記〕寛仁三年十二月卅日壬子、宰相云、今夜追儺分配、仍可參入、四條大納言、公任中宮權大夫、能信同分配、而有故障不可參由云々、爲之如何者、答云、上卿不參者奏其由、可隨仰、參議一人行例若有歟、退出後以書狀云、追儺雨儀如何、答云、追儺雨儀忽不覺、但延長二年雪、王卿著深履立中庭、彼時諸卿云、無雨儀例者、今廻志慮、方相立承明門壇上、上卿可立其後歟、經南廊安福校書殿等壇上、可度御前歟、雨脚滂沱者、執笠可度歟、若經露臺西庇、於吳竹後、執笠可宜歟、仰近衛府者、令取笠、持向竹後、可指歟、依無前例、新愚案也、此間臨事相議可左右歟、雨脚不止、其儀鬱々明旦可聞、〇中略追儺事、依有雨隙、用晴儀云々、雨儀例不殊見、

〔左經記〕寬仁四年閏十二月卅日丙子、大納言、辨、修理大夫出自敷政門、經中重著追儺所、(余〔源經頼〕同相從著座)外記申代官、(中務丞不參代、陰陽允忠孝、)云々、上卿率辨史外記等、立承明門催雜事、陰陽寮桃弓桑矢等分奉上卿以下、上﨟挾腰取弓矢、(宰相并余如此云々)又次開門、闈司著座云々、上宰相渡御前之間、撤弓矢把笏云々、

〔江家次第〕十一十二月追儺　裏書　後朱雀院寬德元年十二月卅日、上卿權中納言資平卿已下參入、以左少辨資仲奏云、剋限漸到、早申行如何、仰云、天下之動靜、唯依追儺遲速、而近年不待剋限、急行退出、故災孽頻發、人民不安、於今者慥守剋限、可申行者、上卿資平以下深所畏申也、

〔永昌記〕嘉承元年十二月卅日丁亥、夜深有追儺事、(先年季仲卿被奏事具之由、今度自御所被尋仰之、)上卿源納言、少納言家隆、右少辨實光等參向南庭、方相氏陰陽呪了、經軒廊渡東庭、此間侍臣放矢儺之、卽下格子、主上〇堀河數度有仰、良久追之、南殿分配如例、

〔知信朝臣記〕天承元年十二月卅日、戊剋屬保信(仕所年預)持參儺木六十筋(三十大盤所料、三十侍所料、)振鼓一捧、(御料)下官進御所了、追儺下官分配之故也、此外無他事、

〔兵範記〕仁平四年十二月卅日戊申、追儺如例、

〔宣胤卿記〕明應元年十二月　追儺(此年再興)　六位外記五十疋、六位史五十疋、召使三十疋、陰陽寮五十疋、掃部寮三十疋、大舍人百疋、以上三百、

〔康富記〕享德四年(〇康正元年)十二月廿九日庚午、追儺被行也、其儀上卿權中納言有俊卿、參議左中將季春卿、權中辨經茂(藏人)、諸衞左近將監源通任、權少外記中原康繼等、月華門外南腋著座、東上北面一例、(諸衞已上座、薦上重半帖、外記座不重半帖、頗不審、雖然不及相尋、自然無沙汰歟、不可然、)各著座之後、諸司獻於上卿、上卿取之、(〇中略)聊見之被授相公、相公一見之傳辨、辨傳諸衞、諸衞一見之後授外記、外記置笏於床下、(左)請取之、以兩手持之聊見之、(如讀)其後更如元返于諸衞、如此次第各取上之、至上卿取之、返給諸司訖、此後自下﨟起座之後、上卿已下至外記、相率入月華門、(上卿已下靴也、但諸司外記等淺沓也、)簷下(霤下也)列立、北上東面一列也、諸司獻弓矢(桃弓葦矢)

也、矢二也、上卿已下指笏取之相待之、鬼形（陰陽寮沙汰歟、如何、可尋云々、）自右近陣橘樹邊出現指南走、則上卿已下各放矢一了、（注矢於弓）諸司進給弓矢、各抜笏持之、自下薦離列出月華門退散、

〔兵範記〕仁平四年十二月卅日戊申、私家雖新宅、令追儺、是先例也、見于年々舊記、

**停追儺**

〔年中行事秘抄 十二月〕卅日追儺事

延暦八年十二月廿八日、太皇太后宮（○高野新笠 桓武母后）崩、無追鬼之事、

〔日本紀略 十一條〕長保三年閏十二月廿二日己丑、東三條院（○藤原詮子 一條母后）崩于行成卿第、　廿八日乙未、右大臣仰云、任天慶延暦之例、被仰下可停止追儺之由、　廿九日丙申、今日大祓也、追儺停止、

〔台記〕久安六年十二月卅日壬申、禪閤（○藤原忠實 頼長父）仰曰、重喪間追儺如何、答曰、北山抄（年中下）意、諒闇行追儺、但於七々日内者不行之、七々日既過可被行之歟者、禪閤稱善、

**追儺不行**

〔日本紀略 後一條 十三〕長和五年十二月卅日庚子、追儺也、而兩京無追儺事、士老成恠、

〔園太暦〕觀應二年十二月卅日乙巳、今日大祓追儺已下、毎事無沙汰也、天下安危猶更不聊心者也、

〔小右記〕寛仁三年十二月卅日壬子、子時始許追儺、依新屋不儺、依世俗風、

**雜載**

〔徒然草 上〕尹大納言光忠入道追儺の上卿をつとめられけるに、洞院右大臣殿に次第を申請られければ、又五郎男を師とするより外の才覺候はじとぞ宣ひける、かの又五郎は、老たる衛士のよく公事になれたる者にぞありける、近衛殿著陣し給ひける時、ひざつきを忘れて外記をめされければ、火たきて候ひけるが、先ひざつきをめさるべくや候らんと、忍びやかにつぶやきける、いとをかしかりけり、

〔躬恒集 下〕しはすのつごもりの夜、なのおにを、

鬼すらも都の内とみのかさをぬぎてやこよひ人にみゆらん

〔新撰六帖 一〕歲のくれ

土牛童子

百敷の大宮人もきゝつぎて鬼おふほどに夜は成にけり

〔夫木和歌抄十八歳暮〕椋子内親王家歌合　宣旨

ふる年といふなをやらふをとたかみ春をいとふと人やきくらん

○

〔公事根源十二月〕立土牛童子像　大寒日

大寒の日、夜半に陰陽師土牛童子の像を門口にたつ、陽明、待賢門は青色の土牛をたつ、美福、朱雀門には赤色なり、談天、藻壁門は白色なり、安嘉、偉鑒門には黒色也、郁芳、皇嘉、殷富、達智の四門には黄色をたつるなり、青色は春の色、ひんがしにたつ、赤色は夏のいろ、南にたつ、白色は秋のいろ、西にたつ、黒色は冬の色、北にたつ、四方の門に、また黄色の土牛をたてくはふるは、中央土のいろなり、木火金水に土ははなれぬ理有、慶雲二年天下疫癘さかりにして、百姓おほくうせたりしかば、土牛をつくり追儺といふ事はじまりき、異國の書には、農事のために時をしめさんとて、土牛を立るよし見えたり、

〔禮記註疏十七月令〕季冬之月、〇中略命有司大儺、旁磔出土牛以送寒氣、註、此難難陰氣也、難陰始於此者、陰氣右行、此月之中、日歷虚危、虚危有墳墓四司之氣、爲厲鬼將隨強陰出害人也、旁磔於四方之門、磔攘也、出猶作也、作土牛者、丑爲牛、牛可牽止也、送猶畢也、

〔年中行事秘抄十二月〕大寒日夜半諸門立土牛童子像事

陽明、待賢門、青　美福、朱雀門、赤　郁芳、皇嘉、殷富、達智門、黄　安嘉、偉鑒門、黒　談天、藻壁門、白　弘仁陰陽式云、凡土牛童子像、請内匠寮大寒之日前夜半時立於諸門、縣犬養、山二門各青色、壬生、大伴二門赤色、建部、若犬養、伊福部、丹治比四門黄色、玉手、佐伯二門白色、海犬養、猪使二門黒色也、

〔延喜式十六陰陽〕凡土牛童子等像、請内匠寮大寒之日前夜半時立於諸門、陽明、待賢二門各青色、美福、朱雀二門赤色、郁芳、皇嘉、殷富、達智四門黄

色、謨天、藻壁二門白色、安嘉、偉鑒二門黒色、立春之日前夜半時乃撤、

〔延喜式 内匠十七〕大寒日立諸門土偶人十二枚、各高二尺、土牛十二頭、各高二尺、長三尺、料、青土二升、赤二升、白二升、黄四升、掃黒二升、酒一升、糯米一斗二升、藁八圍、板廿四枚、十二枚立偶人、各方一尺五寸、厚二寸、十二枚立牛、各長三尺五寸、廣一尺五寸、厚二寸、木工寮毎年充之、功一百卅四人、工九十六人、夫卅八人、

〔延喜式 木工三十四〕土偶人土牛各十二枚、料板廿四枚、　右毎至大寒預前充内匠寮、

〔事物紀原 八〕土牛　禮記月令曰、出土牛以示農耕之早晩、注云、若立春在十二月望、則策牛人近前、示農早也、月晦及正月旦、則在中、示農平也、近正月望、則近後、示農晩也、其周制乎、後漢禮儀制曰、季冬立土牛於國都郡縣城外日地、以送寒、月令章句曰、是月之辰建丑、丑爲牛、寒將極、故出其物爲形像、以示送達之、且以升陽、

〔續日本紀 光仁三十二〕寶龜三年十二月乙亥、〇二十九日有狂馬、喫破的門土牛偶人、及辨官曹司南門限、

〔中右記〕大治五年十二月廿四日、左衞門督實行被申云、廿六日大炊殿御渡之事被問人々、大略一同申云、黄牛五菓御前物儺儀可候也、雖舊所被作改所々□已有犯土、黄牛最可候之由予申了、

## 節分

節分ハ、古來立春、立夏、立秋、立冬ノ前日ヲ云ヒシガ、後世ハ專ラ立春ノ前日ノミノ稱トナレリ、此夜毎戸熬豆ヲ撒シ、惡鬼ヲ驅逐ス、蓋シ追儺ノ餘風ナリ、

名稱

〔增續山井 下十二月〕節分セチブ 立春前なり

〔倭訓栞 中編十二〕せつぶん　節分なり、立春の前夜をいへり、

〔古今要覽稿 時令〕節分　節分と追儺とは、後世同じき事のやうに心うれど、むかしは差別あり、追

節分式

儺は十二月晦日のみにかぎりて、別日は其式行なはれざるなり、又中むかしより節分に大豆打事始まれり、此事の起りは、以二赤丸五穀一播二灑之一と後漢書みえ、呉越風俗、歲除互擊二炒豆一交二納之一と類書纂要みえ、歲暮夕四更、豆麻と家人の頭髮とを井中に入、井を呪勅すれば、其家竟年傷寒五温の鬼をさくるよし太平御覽引龍魚河圖みえたり、これらによりて、皇國にても大豆打事始まれり、さはあれど時代たしかならず、應永の頃よりは、たしかに所見あれば、其以往よりありし事は明かなり、又門戸にひゝらぎの枝、なよしのかしらをさす事は、寛平延喜の御時既にありしと見えて、こゝのへの門のなよしのかしらひゝらぎと土佐日記みえたるにてしられたり、中むかしよりは鯔をいはしにかへ用ゐたりしは、藤の爲家卿の歌に、ひゝらぎにいはしをよみ合せ給へるによれば、是も六百年前よりの事なり、按又此夜炒豆に頭髮と錢の三物をつゝみて、乞食の夜行の者におとしてとらする事は、宗長手記、大永六年のくだりに見えたれば、これも大永より以前に始まりしなり、

〔後水尾院當時年中行事上十二月〕節分ちらし、おぶらを供す、夕方つねの御所例の御座にて御さかづき參る、先芋かはらけ二に入を供す、次にまめかはらけ二ッに入を、次にをりびつ二ッ、まめを入て三方にすゑてまゐる、はいせん三方ながら御前にさしよす、をりびつ二ッのふちを合せて、二ッながら御左の手にとらせ給ひて、をりびつ二ッの中なるまめのうへにおほひたるかはらけを、右の御手にてとらせ給ひ、豆を柄の方へ三度うたせ給ふ、柄の方もし御うしろの方ならば、御うしろざまにうち給ふなり、打をはらせ給ひて、三方におかせ給ふ、はいぜんとりて勾當につだふ、勾當このをりを左の手にてとり、右の手にてうしろざまに立ながら、一まに三度づゝうちて、御殿中御ゆどのゝうへまでをうちめぐる、此間にかはらけに入たるまめを御としの數參る、勾當かへり參りて、かうろに追儺香をくゆらしてもて參る、かゞしめ給ひて返し給、女中次第にとり渡してきく、其後勾當の內侍、又御殿中を持てめぐる次第にてうじ出ス、御盃まゐりて一獻とほる、御前をて

つして、さけなほしめさしましまして、御方たがへになり、ないし、ゑよくを持て御さきべ參る、次に勾當ひとへぎぬ著て、劒をもて參る、御後には女中褔ばかりきて、ひるまうけの所にいらせましまして三獻にいたる、三獻め天酌にて女中をとこ御とほしあり、御前をてつして、殿上人御鳥三聲の後還御、勾當御やく拂（まめ御としの數、鳥目御としの數、引合一かされにおしつゝむなり、）もて參る、御身をなでられて返さる、給はりてうしろをかへりみざるやうに退く、故實とす、

〔洞中年中行事十二月〕節分入夜御盃事あり、此時に豆打事あり、御盃過て後、此豆を內侍間々に打也、（○中略）小キ四角なる行器に煎豆を入て、三方に乘て是を御前へ獻ず、御盃過て內侍此行器を二ツならべ、まん中を左の手にさげ持、右の手にて後へ三度打事也、此時女房ははつき袴びんすべらかし也、

〔禁中年中行事十二月〕節分　初獻（イモ）　小預調進　二獻（マメ）　同（コブアワ）　常御殿勾當內侍被拍子之、供御所、山國拍之、對屋御淸所仕丁頭拍之、

〔禁中近代年中行事正月〕節分の夜　細きごぼうをかわをさり、丸にて長サ一尺計にして、三斗かわらけに入、臺にのせ、小刀を付ケ出ル、小がたなをおそへごといふ、東の方へ向し桃の枝を少し切、御茶釜にてにる、御せんじ茶をあげる時、まめ三ツぼ、さんせう三ツ入上ル、いり豆さんせう御茶がまへ入、臺高サ五寸、長サ七寸、横五寸、くりあし、

〔年中恒例記十二月〕　節分事御祝參、（伊勢守調進之、大獻御ゆづけ參候也、）御太刀金、御馬一疋進上之、伊勢守則御三盃頂戴之、此太刀有春朝臣給之、（七獻御酌）　節分御成、伊勢守、　御小袖の間には、大豆を自うたるゝ也、劒役人在之、常御所以下、伊勢守うち被申候也、御するゑは伊勢同苗、（○中略）　節分にむぎの食御いも、大草調之、　節分御館にうたるゝ、大豆勝栗、伊勢守進士也、

〔宗五大草紙上〕公方樣諸家へ御成の事

一每年節分に伊勢守宿所へ御成候、其時は五迄參候、又此時にかぎりて、同名の衆御供致し候はぬも、少々御相伴衆の御配膳を申候、又同時御成ニぐご過て、そと御しづまり候時、同名備後守方に定りて、障子の際へそと參候て、鷄のうたふまねを三聲仕、雀の鳴まねを仕候へば、御ひるならせ給候て還御成候、さだまりたる事にて候、

〔成氏年中行事十二月〕朔日御祝如ㇾ常、節分之夜、御方違御出、管領奉公外樣番ニ廻テ被ㇾ勤ㇾ之、十月中ニ被二仰出一、ヤウダイハ如ㇾ常行始、出御之時被ㇾ勤人、門外マデマカリ出ラル丶、時御輿ニ被ㇾ召、有二御禮一テ妻戸ノ間へ御輿ヲ被ㇾ寄、有二御下一テ面之坐ニ有二御坐一、亭被ㇾ參、御座伺候、其後式三獻、御劍一白御鎧御馬御鞍ヲ置引副、膚背御引出物持參ノ樣、前ニ具記ㇾ之、御座替テノ樣如二御行初一、御臺過テ後、管領ヲ爲ㇾ始ト、御一家幷老若各宿所へ歸、直垂ヌギ、單物著テ被ㇾ致二出仕一、御酒數獻、御引出物不ㇾ知二其數一參、御酒過ノ後、公方樣御寢所へ御出之時、又御酒三獻參、

〔殿居囊武家年中行事〕十二月下旬節分之日、七半時登城有ㇾ之、のしめ麻、

〔殿居囊三編〕節分　福内、二抓、中音ニ而二聲、　鬼外、一抓、大音ニ而一聲、　御盃御酒御肴鶴燒鳥御吸物大鱸　右相濟、三方ニ大豆ヲノセ、詰合之面々へ被ㇾ下、畢而御吸物御酒被ㇾ下ㇾ之、爲二御祝儀一於二御前一時服五被ㇾ下ㇾ之、御飾之數三百六十柊井樒之枝ニ鰯之頭ヲサス、

〔德川年中行事十二月〕節分

一暮時前、老中、若年寄登城、

但御年男老中計長袴著用、其外熨斗目半袴、晝ハ如二平日一登城、例刻退座、

一老中登城已前より、殿中伺公之面々、熨斗目半袴、

一老中、若年寄、於二奥御祝相濟、暮時過退出、

但此節㸅火之間上御數居際ニ、本御番之御書院番頭、御小性組番頭列居、同所ノ御數居外御廊

下ニ、御使番、兩御番與頭、御徒頭、小十人頭列居、老中若年寄中退出之節、御祝儀申ニ上之一、御目付、新御番頭者、中之間者座、桔梗之間、新御番組頭、御番醫師伺公、

一御祝之大豆、升ニ入、御賄方之者持ニ出之一、伺公之面々於ニ席々一頂ニ戴之一、

〔幕朝年中行事歌合 中〕三十四番　右　節分

多と春と行かふ道の誰かれも迷はでのぼるとのゝうちかな○中略

節分と申は、立春の前の夜、儺をやらひ豆をまく事、都鄙みなおなじ、黃昏の頃、年男の老臣長ばかま、其餘の宿老少老は、熨斗目半袴にて出仕あり、奥のおまし所に豆を置き、執參の人々も歡をのべらるゝにやあらん、此夜宿老小老の外は、別に出仕するにいたらず、

〔内安錄〕一恭廟○德川家齊御時、御膳所御臺所より、節分の夜、御吸物に白魚を調じ奉るは、いか成譯かと思ひしに、禁裏附となりて、節分の夜に內侍所へ警固上げに廻りければ、定式白魚の吸物、地紙形白木の硯蓋に松の枝を立て、肴品々を盛りたるを出し、行事官と武家附と盃事をする定例也、さすれば節分に白魚の吸物といふ事は、古く京にも江戸にも用ゆるものなるべし、

〔日次紀事 十二月〕十二月此日○節分御泥池艮隅中村貴布禰社祭、相傳、寬平年中疫癘盛行、依ニ神託一而此處勸ニ請貴布禰神一、今夜舁ニ神輿一而巡ニ池邊一、其後入ニ豆於升一而撒ニ四方一追ニ疫鬼一、于ニ今在ニ豆塚升塚之名一、豆塚或作ニ魔滅塚一、貴布禰奧院所ニ祭素盞嗚神也、宜哉殺ニ疫鬼一也、

〔俳諧歲時記 正月〕女節分 十九日　是も吉田の疫神詣也、前にいへるが如く、節分の夜より、疫神を祭るがゆゑに、男子は節分の夜といへども參詣すれども、女子は時分の家事にいとまなく、特に夜中にまふずることあたはず、この日を以、節分のかはりに詣ずるこゝろにていふ歟、京の婦女正月十五日を年始のはじめとして、女正月といふたぐひにや、

〔鹽尻 九〕一駿府に住し者かたりしは、府中の十二月節分の日は、暮前より市井蔀をおろし、あるじ

儺豆

豆をいりて、家々はやし侍る也、さて淺間の社に神人多く出、儺ひの豆を打て、本社よりはじめ、末社末社一同に手を以て御戸を撃事夥し、町へは地震のやうに聞ゆ、これを聞て家々一時に豆をうち、戸外に出て、家の內の男のかぎり、戸々己が蔀をたゝく事、物いふ音も聞えず、雷同してしばしすさまじ、かゝる事しらぬ旅人は、宿にて大に驚く者多しといへり、處々の風俗、世にしらぬ事多かる、

〔東都歲事記十二月四〕節分立春の前日也、　神田社疫神齋本社の左のかたに、疫神塚を立て、祝詞をさゝげ執行あり、疫神齋の札を出す、この札は後小松院樣勅筆といひ傳ふ、○中略　本鄉四丁目天滿宮節分の守札を出す、(中略)　淺草寺觀音節分會寶前にて一山衆徒般若心經を來年の日數程讀誦す、終りて豆を打ち、又外陣の左右の柱に高く架を構へ、こゝに登りて節分祈禱の守札をまきあたふ、諸人挑み拾ひて、堂中混雜せり、但し申の刻に行ふ、この札に節分と印したる所の、分の一字なきをいふ、又立春の札も出す、妊婦に服せしむれば、はたたるして平産ありといふ、

〔壒囊抄一〕節分ノ夜大豆ヲ打事ハ何ノ因緣ゾ、是更ニ慥ナル本說ヲ不見、由來ヲ云人ナシ、但シ或古記ノ中ニ云、節分ノ夜大豆ヲ打事ハ、宇多天皇ヨリ始レリ、鞍馬ノ奧僧正谷、美曾路池ノ端ノ方丈ノ穴ニ住ケル藍婆惣主ト云二頭ノ鬼神、共ニ出テ都ヘ亂レ入ントシケルヲ、毗沙門ノ御示現ニ依テ、彼寺ノ別當奏シ申子細アリ、主上聞召スニ、明法道ニ宣旨アリテ、七人博士ヲ集テ、七々四十九家ノ物ヲ取テ、方丈ノ穴ヲ封ジ塞デ、三斛三斗ノ大豆ヲ熬テ鬼ノ目ヲ打ハ、十六ノ眼ヲ打盲テ、抱ヘテ歸ルベシ、又聞鼻ト云鬼、人ヲ喰ハントスルヲバ、鰯○鰯字傍訓、壓添、壒囊抄作イハシ、ヲ炙串ト名付テ、家家ノ門ニ指ベシ、然ラバ鬼ハ人ヲ不可取ト云御示現也ト云々、

〔古今要覽稿時令〕節分ノ正誤、　按に、節分の夜大豆打事、宇多天皇より始れりといふ事は信用しがたし、しかはあれど故道遊軒は、壒囊抄の說をも捨べからずと申されしと也、正月七日若菜を獻る事、此御宇よりはじまれば、これらによりて豆打事も此時よりといひ出しならんか、且たしかなる本說を見ずといひながら、古記の中云、節分の大豆打事云々といへるは、とりとめ

ざる説にしてとりがたし、字鏡集鮏音ハとみえ、コヒと訓せり、康熙字典に博雅を引て、黒鯉謂之鮏としるしたり、

〔世諺問答〕十二月　問て云、せつぶんのまめうつ事は、何のゆへにてかはべる、答、としこしと世俗にいひならはして、こよひは悪鬼の夜行するゆへに、禁中にも、むかしは陰陽寮さいもんをよみて、上卿已下これををふ、御所にともし火をおほくともして、四目ありておそろしげなる面をきて、手にたてほこをもて、内裏の四門をまはるなり、また殿上人ども御殿のかたに立て、桃の弓蓬の矢にていはらふ也、これらをかたどりて、まめうちて鬼をはらふ事はじまれるにや、此内裏にて鬼をはらはれし事は、慶雲二年十二月、百姓おほく疫癘になやまされしゆへに、はじめられたるよし承およびし、

〔今川大雙紙上〕躾式法の事

一御年男きんずる事、○中略節分の夜の鬼の大豆をも、御年男きんずる也、

〔明良帯録世職〕御臺所小間遣頭　節分にて御黒書院御白書院江豆を納る、唱云、天長く地久しく日の下の鬼の豆、福は内〳〵〳〵と唱へ、四方印紙之上に置く、

〔甲子夜話二十三〕節分ニモ、御坐間ハ老中方豆打ヲ勤メラル、尋常ノ如ク、高聲ニ鬼ハ外、福ハ内ナドハ言ハズ、タヾ御上段ノ塗緣ニ豆ヲ三處ニ置キ退カル、コレヲ豆ヲハヤスト云フ、但シ置クトキ祝文ヲ唱ヘラルトナリ、餘録又節分ノ日ハ、世ニ胴揚トテ、歳男ヲツトムル者ヲ、婦女打寄リドウニ揚ル、大城ノ大奥ニテハ、御留守居ソノ役ヲツトム、其事畢ルト老女衆列坐アリテ、御祝儀ニツキ胴揚イタスト申達アリテ、女員打ヨリ胴ニ揚ルトナリ、予ガ大叔父松浦越前守御留守居勤役シタリシトキノ物語ナリ、

〔半日閑話一〕節分の夜、白大豆を黒く成程煎り、弦懸升に入れ、夫を箕に入て持參し、福は内三聲、鬼

は外と一聲三度づゝまく、公方樣御年の數に一粒增し、大豆を三方に載せ差上る、則御祝被レ遊、相濟て右の大豆を三方にのせ、詰合の面々江被レ下之、

〔日本歲時記 七 十二月〕晦日(又除夜といふ、○中略)俗に隨て今宵儺豆をうつべし、(儺豆をうつ事、節分の夜する人侍れど、禁中の追儺も十二月晦日のよし、ふみに見え侍る、又もろこしにも金吾除夜進二儺名一とあれば、今宵その事をなすべし、)

〔歲時故實大概 十二月〕一節分(立春の節の前日なり) 今宵門戶に鰯のかしらと柊の枝を插て、邪氣を防ぐの表事とし、又炒大豆を升の器に入て、夫を暗に打はやして祝ひ賀す、○中略 按に、今宵大豆をまくは、古人追儺の遺風なり、其追儺と云は除夜の儀にて、(俗には大歲といえり) 節分の夜の事にはあらず、されども俗習都鄙共に、今宵此大豆まく事を營み祝へば、是又俗に隨ひて爰に記すなり、

〔改正月令博物筌 十二月〕節分(按ずるに、節分の夜する儀式、鬼やらひ、はやし豆、ひいらぎ、寶舟、厄拂の事まで、昔は晦日にて有たれども、晦日の夜は、來る年のまふけに事しげきゆへ、中世より右等の事を節分の夜なすとぞ、尙委しきわけは、年中風俗考に出たり、面白き事也、見るべし、) 豆打(爆レ豆、撒レ豆、福は內、鬼は外、禁中にも熬豆を撒して、疫鬼をはらはせらるゝ事、宇多天皇のときより始る、民家にも豆をうちて、福は內、鬼は外と囃すなり、豆をうつものは、來る年の支に當る者つとむ、是を年男ともいふ、又豆を打事は、魔目を打といふ義也、[illegible] 唐土にも今夜赤丸と五穀をまく事、後漢書の註に出たり、赤丸とは、あづきの事也、)

〔秇苑日涉 七〕民間歲節下　立春前一日謂二之節分一、至夕家々燃レ燈如二除夜一、炒二黃豆一供二神佛祖先一、向二歲德方位一、撒レ豆以迎レ福、又背二歲德方位一、撒レ豆以逐レ鬼、謂二之儺豆一、老幼男女啖レ豆如二歲數一、加レ以レ一、謂二之年豆一、

〔隨意錄 四〕方俗立春前夕、貴賤家々放二擲熬豆一、號呼曰二鬼外福內一、此未レ審レ起二乎何時一、蓋是原二乎儺一者也、禮季冬儺二於國中一、儺逐二疫鬼一也、論語所レ謂鄕人儺是也、漢世謂二之逐除一、荊楚歲時記云、十二月、村人並擊二細腰鼓一、戴二胡頭一、及作二金剛力士一以逐レ疫、然擲二熬豆一者、未二之有一レ所レ稽、正月旦吞二熬麻子大麻一、則歲時記有レ之、亦是辟二瘟疫氣一云、

〔東都歲事記 四 十二月〕節分、(立春の前日也) 今夜尊卑の家にて熬豆を散、大戟、(ひゝらぎ)鰯の頭を戶外に插す、(豆をまく男を年おとこといふ、今夜の豆を貯へて、初雷の日、合家是を服して、まじなひとす、又今夜いり豆を己が年の員に一ツ多く數へて是を服す、世俗今夜を年越といふ、)

插柊鰯門戸

〔時慶卿記〕慶長十年二月廿五日、晚ニ雷鳴、入夜ハ光帶タヾシ、初雷ナレバ節分大豆ヲ用、

〔貞丈雜記十六雜事〕一節分の大豆を取て置て、初がみなりの時、くひつむ事、今の世のならはし也、京都將軍の御代には、節分の大豆を取て置て、二月初午の日に參らせし由、年中恒例記にみへたり、

〔甲子夜話二〕先年ノコトナリ、御城ニテ予九鬼和泉守隆國ニ問ニハ、世ニ云フ、貴家ニテハ節分ノ夜、主人闇室ニ坐セバ、鬼形ノ賓來リテ對坐ス、小石ヲ水ニ入レ吸物ニ出スニ、鑿々トシテ音アリ、人目ニハ見エズト、コノコトアリヤト云シニ、答ニ、拙家曾テ件ノコトナシ、節分ノ夜ハ、主人惠方ニ向ヒ坐ニ就バ、歲男豆ヲ持出、尋常ノ如クウツナリ、但世ト異ナルハ、其唱ヲ鬼ハ内、福ハ内、富ハ内トイフ、是ハ上ノ間ノ主人ノ坐セシ所ニテ言テ、豆ヲ主人ニ打ツクルナリ、次ノ間ヲウツニハ、鬼ハ内、福ハ内、鬼ハ内ト唱フ、此餘歲越ノ門戸ニ挾ムヒヽラ木、鰯ノ頭ナド、我家ニハ用ヒズトナリ、コレモ亦一奇ナリ、

〔續狂言記五〕節分　女わらはゝ、此家の女房でござる、今夜は節分でござるによつて、こちの人は出雲の大社へ年籠りに參られてござる、表もうらもさいてよふ留主致しませふ、

〔比古婆衣三〕口女　神代紀海神宮の段に、火々出見尊御兄火酢芹命の鈎を失ひ給へる由を海神のきゝて、魚どもを集て、覔得たる事を載られたる一書の中に、海神召赤女口女問之時、口女自口出鈎以奉焉、赤女即赤鯛魚也、口女即鯔魚也、また一書に、亦云、口女有口疾、即急召、至探其口、所失之鈎立得、○中略土佐日記元日の條に、今日は都のみぞおもひやらるゝ、こゝのへのみかどの、しりくめ繩のなよしの頭ひゝらぎら、いかにとぞいひあへるとあるは、そのかみ、かの口女の喉の鈎のために、痛み疼きたる古事によりて、元日にかの魚の頭と杠谷樹を宮門に插れたりしなるべし、○中略近むかしよりの世の風俗に、春の節分の前夜儺すとて、鰯とひゝらぎの枝を葉ごめに門戸

に插すも、上に論へるごとく、元日の賀儀の儲を、大晦にものせることの、春の節分に儺ふ事となれるにつれて、混にうつり來しものなるべし、春の節分の前夜、大内にて追儺の豆うちせさせ給へること、文龜四年の元長卿記に見およびたり、そのかみ既く古の式は廢れ革りたりしなり、

〔日次紀事十二月〕同夜節分○家々門戶窓櫺插鰯魚首并枸骨條、傳言、此二物疫鬼之所畏也、又熬大豆於家內、是謂打豆、或謂拍豆、凡一家之內、執事者勤之、是稱歲男、高聲呼鬼外福內、而攘疫索福、其後合家各食熬大豆、則用己歲之數、○中略紀貫之土佐日記載鯔首枸枝等事、然則昔日用鯔首者乎、月令、季冬月大儺旁磔、按、旁磔、謂四方之門皆披磔其牲、以攘除陰氣、不但如季春之九門磔攘而已、又本草曰、辟禳時氣、以新布盛大豆一斗、納井中、一宿取出、每服七粒佳、本朝除夕投炒豆或食之、出自此義乎、

〔歲時故實大概十二月〕一節分立春の節の前日なり今宵門戶に鰯のかしらと柊の枝を插て、邪氣を防ぐの表事とし、○中略鰯頭并柊を門戶に插事は、事文類聚に、月令、季冬之月、大儺旁磔と有に習へるものの歟、旁磔とは、旁とは四方と云事にて、磔とは張り肆の儀なり、是追儺の時に用る畜獸の屬を、四方の門戶に磔り肆して、邪魅陰精を攘ふの表事とする事なりといへり、往古は鰯のかしらにもかぎらずと見えて、貫之が土佐日記に、小家の門の端出縄、鯔のかしら柊などと有、但シ柊さす事は、いかなる據にや考へ得ず、或說に云、土地によりて柊をさゝず、トベラと云木の枝をさす所あり、トベラと云は、扉の轉音なり、此木はもちの木に似たるものなり、元來此木右のごとく門戶にさすものの故に、倭訓を扉の木といへるよしなり、

〔改正月令博物筌十二月〕節分○中略柊插（ひゝらぎさす）柊實、冬も青翠にして貞を守るの操ありと、本草時珍の說なり世俗に門戶にさして、目つこ鼻つことて、同じく鬼を追ふ也、神代卷にひゝらぎの桙のことあり、この緣によるにや、鰯插（いわしさす）鰯の頭さす、キゲシサス、なよしの頭さす、いわしのかしらは、疾鬼邪鬼のきらふものゆへ、今日さすなるべし、土佐日記節分の條に曰、なよしのかしらひいらぎを、小家の門にさすといふ事あり、なよしは鰡の古名と思はる、然れども勢州にては鯔（ぼら）の魚をなよしといひ、名吉（みやうきち）とも呼、いづれか是なる事をしらず、キゲシサスとは、節分の夜、鰯の頭を門にさすをいふ、長竹集に出

〔倭訓栞中編二十一〕ひゝらぎ　信濃は雪國にて、ひゝらぎなきをもて、いわしまめがらを用ひ、木曾のあたりはもみの葉を用う、

勝餅
笑白朮

〔世諺問答〕十二月　問て云、節分に、せうのもちゐとてくひ侍るは、なにのゆへぞや、　答、この事さらにしりがたし、また五條天神に侍るよし申、彼天神いつよりあまくだりまします神とも見えず、儀式にものせぬ神なれば、さらにしりがたし、此もちゐをくへば、物に勝といふくのう侍るよし、申つたへたるばかりなり、

問て云、節分に、おけらをたくは、何のゆへぞや、　答、白朮は風氣をさる藥にて侍るうへ、餘薫あしきゆへに、疫疾の神の夜行する夜なれば、是をたきておそれしめんがためにて侍る、

〔日次紀事〕十二月〕節分の夜は、五條の天神にまいり、餅白朮をうけてかへることあり、五條天神は少彦名命にて、天下の疫癘を守らんとちかひ給ふ神なるゆへ、一年中の疫癘をいのらんためにまいる事なり、白朮は濕はらふ藥なれば、風濕疫癘をのぞくの心にて、神前にてうけて歸り、火にてたくなり、

節分例

〔都名所圖會〕二〕五條天神宮　祭は九月十日、又節分には、白朮小餅寶船を禁裏に上る、（小餅料は、天文二年將軍義輝公の母公慶壽院より御吹擧ありて賜る、それより今に至り、公務の沙汰として、年々其料を賜ふ、此夜諸人群參して厄難除滅を祈り、三種の神物をうくるなり、）

〔東都歳事記〕四〕十二月〕節分（立春の前日也）　下谷五條天神宮神事（酉の刻追儺あり、白朮餅を出す、これを服して邪氣を避るといふ、少彦名命の祭事なり、）

〔看聞日記〕應永二十四年正月十日、節分也、

〔御湯殿の上の日記〕慶長九年正月七日、せつぶんの御いわひ、まも、まめにて一こん參る、まめよはうへくいにうちそめまいられて、いつものごとく、長はしうちまいらせられ、竹内よりついなかう參りて、御かきあらせらるゝ、べちでんにながはしへならします、御さか月三ごん參る、女中御ばんしゆ御とをりあり、　十二月十八日、せつぶんの御さか月、まも、まめにて一こん參る、まめよはうへむかせられ候て、御所にうちそめまいらせられて、そうへは、長はしうちまいらせ候、竹田

よりついなかう參る、御さか月のうちに、かきまいらせらるゝ、べちでんに女院の御所へならします、こん三こん參る、御みやげに、ゑろがね十まいまいらせらるゝ、三の宮の御かたへ、ひいな、はりこ一つゝみ參る、女院の御所々々へ、いつものごとく御ほしまいらせらる、

○按ズルニ、是歲八月ニ閏アリ、因テ年內ニ二度ノ節分ノ祝アリシナリ、

〔百一錄〕寶永七年十二月十七日、節分、市中輩內侍所參詣、當年停止、

〔續百一錄〕延享三年正月十四日、節分、內侍所へ御初尾貳百文、

〔花營三代記〕應永二十八年正月八日己卯、節分大豆打役昭心、カチグリ打、アキノ方、申ト酉ノアイ也、アキノ方ヨリウチテ、アキノ方ニテ止、

〔齋藤親基日記〕寬正七年正月十一日、節分御方違御成、伊勢守春日亭

○按ズルニ、節分方違ノ事ハ、方技部陰陽道篇方違節分忌條ニ在リ、

〔親俊日記〕天文十一年正月十二日癸巳、節分、坂本へ御錢、節分祝物共下之、

〔臥雲日件錄〕文安四年十二月廿二日、明日立春、故及昏景、富每室散熬豆、因唱鬼外福內四字、蓋此方驅儺之樣也、

〔宗長手記〕廿五日、○大永六年十二月節分の夜、大豆打つを聞て、

　福は內へいり豆の今夜もてなしに拾ひ〳〵や鬼は出らん

〔宣胤卿記〕文龜元年十二月十九日癸亥、今夜節分、讀心經、打大豆事等如例、

〔言經卿記〕慶長九年正月七日戊午、節分之神供已下祝詞如例了、豆ヲハヤス、大澤彌七郎也、

〔道の幸〕下廿三日、○寬政四年十二月、中略、菊川にいづれば、家ごとに長き竿にいがきつけて、しきみさしたるを、庇の柱にゆひそへて立たり、何ぞととへば、けふはせちぶでござりますから、鬼おどしをたてまするといふ、しきみにやととへば、がうの葉なりといふ、猶とへど、しきみとはいはで、がうのは、

かうの實などいふ、金谷、島田、水の上などまでおなじさまなり、いはしの頭は見えず、あたらしき箸を折て、かうの葉をまきて、ねぎをはさみて、戸にさすこともありといふ、松島の日記に、あすは年かへる日なりとて、松にしきみをたてそへと見えしもおもひ出らる、又藤枝のあたりは、ひゝらぎにしきみをそへたるも見えし、こよひは藤枝にやどる、そのやどりにて豆はやしす、〇節分酉のをはりに、おやしのをのこ袴きて、煎豆入たる升を箕の内にのせて、あきの方にむかひ、鬼は外三聲、福は内三聲、一聲ごとに豆一まきづゝうちて、打をはれば、三方に紙しき、いり豆もり、ひゝらぎの枝そへてすへたり、所がらめづらかなる年の夜なりけり、

節分式停止

〔大江俊矩記〕文化十年十二月十五日丁丑、今日節分也、柊鰯挾之、依俗習也、雖此節之儀、以祓邪氣之義、不及遠慮所持也、煎豆如形擲之、同上 但不發聲、依有傳奏觸也 尤年德棚不設之、一切家内祝儀堅固令停止、只入夜煎豆喰之而已、〇是歳閏十一月、後櫻町帝崩、

〔先哲叢談 四〕伊藤維楨、字原佐、號仁齋、〇中略邦俗立春前一夕撒炒豆、高聲叫曰、福内鬼外、殆不類於兒戲乎、而仁齋必著禮服行之、家其不好爲崖異者如此、

〔德川禁令考 三十年始嘉節〕慶應三卯年三月廿三日

御祝儀事御廢止之件々

河内守殿御渡　大目付江〇中略

節分　右祝儀御禮等御廢之事〇中略

右之趣向々江可相觸候

三月

厄拂

〔書言字考節用集 二時候〕厄攘 又云厄除

〔人倫訓蒙圖彙七〕厄拂　節分夜にありく、はらいを望者、煎大豆に錢つゝみてとらすれば、壽命長久のすいた事をたからかにわめく、只二時計、世上の大豆を打間にめぐる所作なれば、いそがしき事かぎりなし、

〔日次紀事十二月〕節分の夜、厄拂をするといふこと有て、男女ともに、厄年にあたりたるものは、身をはらひするなり、　同夜、○中略人々以大豆配紀年之數、與孔方兄數枚以白紙包之、自摩遍體、則授是於街頭疫拂、疫拂受之、高聲唱逐疫詞而祝之、併爲鷄鳴而去、今夜乞人以綿巾覆頭面、自稱疫拂疫落、終夜往來街衢、至曉而止之、

〔日本歲時記七十二月〕世俗に立春の前夜、乞人家々に行て、厄拂ひ〳〵とよぶ、其翌年厄にあたる歲の人、錢を出してあたふれば、祝詞をのべ、をはりに鷄の鳴まねをす、京都武城に殊に多し、鄙にもする所多し、

〔俳諧歲時記十二月〕厄祓厄落　此月に入るより、貧者每數十人群をなし、神鬼に裝ひ、男婦鑼鼓を以門を巡り錢を乞ふ、これを打夜胡(やくはらひ)と名づく、又驅祟の類、夢花錄、歲令廣義、月十二月廿四日これを交年といふ、丐者塗抹鬼形に裝成し、驅儺と叫跳り、利物を索乞、熙朝樂事かゝれば唐山にも丐者のやくはらひといふことゝするとみえたり、厄祓は逐疫也、代醉篇に出、

〔改正月令博物筌十二月〕節分○中略厄拂も厄落、(中略)國によりて、今夕每家に社人來りて祓をする所もあり、是は禁中に卅日に行はるゝ大祓の餘風なるべし、厄拂の事、歌にちくらの沖へさらりといふは、素盞烏尊の、千くらの置所に物をつみて拂なし給ふ、其千くら置所を、ちくらの沖とはいへるなるべし、紙圖けづりかけの夜にも、身の厄を拂はんが爲、何なるものにても、我身に添ひたる物を、わざと道に落し歸るなどのならはせも同じ心也、

〔秇苑日涉七〕民間歲節下　立春前一日謂之節分、○中略老幼男女啖豆如歲數加以一、謂之年豆、街上有驅疫者、兒女以紙包裹年豆及錢一文與之、則唱祝壽驅邪之辭去、謂之疫除(ヤクハラヒ)、

〔塵塚談下〕厄はらひといふ非人、節分の夜は、御厄はらひが厄拂ひましよとさけび、武家町家を步

雜載

行く事は、今昔かはりなし、文化元子年頃より、大晦日、正月六日、同十四日にも、除夜のごとくに、御厄はらひ〳〵といふて來るなり、しかし節分の如くに大勢は來らず、

〔東都歳事記　四十二月〕節分、立春の前日也　今夜厄拂ひ來る、厄はらひは、元祿開板の人倫訓蒙圖彙に、同じ頃は節分の夜ばかりにして、世上の豆をまく間、只二時の程にありきしよしなり、文化より以來は、冬至除夜正月の年越毎に來る、

〔守貞漫稿　二十七〕厄拂　京坂ハ節分ノ夜ノミ來ル、江戸モ古ハ節分ノミナリシガ、文化元年以來、大卅日、正月六日、十四日ニ來ル、　追儺ノ豆、大坂ハ年數ヲカゾヘ、一錢ヲ加ヘ、白紙ニ包ミ與フ、江戸ハ十二錢ヲ添ルナリ、又京坂ハヤクハライマシヤウト云、江戸ハオンヤク―――ト、御字ヲ付ル、厄拂ノ辭ノミ、音節及ビ文句トモニ三都相似タリ、蓋文句ハ年々種々アリ、　アヽラ、メデタイナ、メデタイナ、ダンナ住吉御參詣、ソリ橋カラ西ヲナガムレバ、七福神ノ船アソビ、中ニモ夷ト云人ハ、命長柄ノ棹ヲモチ、メギスオギスノ糸ヲツケ、金ト銀トノ針ヲタレ、釣タル鯛ガ姫小鯛、カホドメデタキオリカラニ、イカナル惡魔ガ來ルトモ、此厄ハラヒガヒツトラヘ、西ノ海トハオモヘドモ、チクラガ沖ヘサラリ、　或ハ役者名盡シ、魚盡、何盡ナド種々ヲ云、

〔宗長手記〕廿五日、〇大永六年十二月　節分の夜、〇中略　京には役落しとて、年の數錢を包みて、乞食の夜行におとしてとらする事を思ひやりて、

かぞふれば我八十の雜事錢やくとていかゞおとしやるべき

〔羅山文集　五十六雜著〕儺文　儺雖近於戲、而古之禮也、故聖人猶朝服而立於阼階、記於周禮、載於漢志、見於歷代之史集、不可勝數也、我國昔神世、既雖有驅鬼之故事、然權輿于文武帝慶雲三年、以降每歲行以爲恒、出于國史、具于江家之次第、其朝廷儀式、未及論焉、民間除夕、到今所行者、插杠谷樹於門戶壁間、此國蓬所謂比比良木是也、其葉有稜角如刺、蓋禦邪鬼也、又爆豆撒之屋內、唱曰、鬼兮外、福兮內、古

人所云、暗中信手頻拋擲、打著諸方鬼眼睛是也、按、漢舊儀、逐疫之夕、方相氏率隷童、設桃弓棘矢土鼓、鼓且射之、又取赤丸五穀、以播灑之、夫五穀菽豆在其中、杠谷樹與棘矢、亦不甚遠也、方相侲童所唱和、其辭八十言、咨爾十二神食諸惡鬼者、亦不過於鬼外福內之四言、由是觀之、我國舉自古有此故事、然謂效漢儀亦可乎、今夫炒豆、其聲爆々烈々、鬼聞汗流魄駭、拋豆其響砲々發々、飛雹碎氷、有時而如銃丸之擊破、鬼心洗々、股戰毛豎、宜乎邪魅之逃遁也、及其既逃也、則杠谷樹森兵戟、鬼豈得再還來哉、所謂鬼外福內之言洋々乎盈耳哉、吾聞、度朔之山有二神、曰神荼、曰鬱儡、領群鬼、若有所為祟為邪者、縛之以葦索、此山在東海中而近扶桑、或然則此二神者、不為我國之靈、未可知也、嗚呼豆之焦而馨、神其歆之、豆之散而鳴、神其聽之、豆一也、群邪懾之、明神饗之、為我要者、為彼害者、蓋如此、於是乎焄蒿悽愴、肅爾而居、若聞神言者焉云、鬼兮外、福兮內、神之格、鬼之退、惟二神儼而對、召鬼王、數鬼罪、抉鬼眼、劊鬼肺、搤鬼吭、拔鬼髻、拉鬼肩、鞭鬼背、鬼口喎、鬼鼻嚏、鬼腕脫、鬼脚蹶、縲鬼翁、縋鬼嫗、係鬼妻、縛鬼妹、執鬼子、捕鬼弟、破鬼篋、裂鬼袋、僨鬼車、毀鬼蓋、赫鬼軀、褫鬼袂、奪鬼糧、閉鬼米、鬼僕倒、鬼婢斃、鬼牙摧、鬼翼鎩、鬼顏赧、鬼顙泚、鬼色枯、鬼聲嗄、鬼不笑、鬼泣涕、群鬼族及鬼輩、叩鬼頭、乃九拜曰、鬼去來不再、流鴨水、浮於桂、送之淀、湛于海、畀鬼方、投四裔、不祥除、景福介、神之助、人是賴、神之德、物所體、言惟敬、行惟勵、是人心、神所憩、嗚呼冬春交、陰陽際、今夫送故迎新、眉壽無疆百千歲、　余比年在江戸、元和九年、旋洛而逢除夜、因作儺辭云爾、

〔鶉衣後編〕節分賦　こよひは鬼のすだく夜なりとて、家々に鰯の頭、柊さし渡す、我大君の國のならはし、いづくか鬼のすみかなるべき、昔の聖は衣冠して、殊に此夜をつゝしみ給ふとこそ、世をのがれたる翁の巨燵に足さしわたし、年を惜むの外に、何のわきまへたる事もなきこそ中々安かりけれ、今は捨たる世ににげなきわざながら、家に老たる男の、かゞめる腰にしほたれ袴かけて、けしきばかり豆うちちらし、聲わなゝきて鬼やらひたるも、昔覺えておかし、年の數を豆に拾

ひて、厄拂ふ者にとゝとらするものとて、をのがさま〴〵する事なるに、むかしは膝のあたりかい探りても、其數を得たりしが、今は八疊の一ト間にもあまるばかりに成にたるぞ侘しきや、厄拂ふ男の宵は町々をめぐりし後、夜更るほど聲呼からして、此わたりへも音なふ事にぞ有ける、行年波のしげく打よせて、かたち見にくう心かたくなに、今は世にいとはるゝ身の、老はそとへと打出されざるこそせめての幸なれ、　一えだの梅はそへずや柊うり　雪はらふ垣ねや梅の厄おとし　梅やさく福と鬼とのへだて垣

〔守貞漫稿二十七〕節分ノ夜、大坂ノ市民五六夫、或ハ同製ノ服ヲ着シ、或ハ不同ノ服モ有之、其中一人生海鼠ニ細繩ヲツケ、地上ヲ曳キ巡ル、其餘三四夫ハ各銅鑼、鉦、太鼓等ヲ鳴シテ曰、ウゴロモチハ内ニカ、トラゴドンノオンマヒジヤト呼ビ、自家及ビ知音ノ家ニモ往テ祝スコトアリ、ウゴロモチハ土龍ヲ云也、江戸ニテハ、ムグロモチト云、坂人今夜ノミ生海鼠ヲトラゴドノ、虎子殿ト云、傳云、行之年ハ、其家土龍地ヲ動サズ云々、最モ古風ヲ存セリ、

〔筆のすさび三〕一節分に菓木をうつ事　五島の俗、節分に童子きそひて菓木をうちたゝき、來年は枝のたわむまでなれ〳〵といふ、蜡後草木をむちうち萌動せしむといふこと、おもひあはせておもしろし、

〔房總志料四上總附錄〕一夷隅郡夷北村の俗に、清明の候に童部あつまり、木刀竹鎗などいふもの持て、鬼の面を裝るわらはを先にし、金鼓を鳴し、跡より逐、いふ惡鬼を退治すと、これ則追儺[ナヤライ]の古俗、僻邑には猶かゝる事ぞのこれる、

## 歲暮

名稱

歳暮ハ上下ノ別ナク、互ニ相往來シ、禮物ヲ贈遺シテ之ヲ賀スルコトハ、年始等ノ諸節ノ如シ、又餅搗アリ、煤拂アリ、其他歳暮ノ事タル信ニ繁シ、要スルニ舊ヲ送リ新ヲ迎フルノ準備タルニ過ギズ、除夜ノ如キニ至リテハ、特ニ一歳ノ最終ナルヲ以テ、一夜ノ中タレドモ殊ニ多事ニ屬ス、

〔改正月令博物筌十二月〕歳暮（せいぼ）年仕舞

〔古今和歌集六冬〕としのはてによめる　在原もとかた

あら玉の年のをはりになるごとに雪もわがみもふりまさりつゝ

〔平治物語一〕院御所仁和寺御幸事

年（○平治元年）ハ既ニ暮ナントスレドモ、歳末年始ノ營ニモ不及、只合戰ノ評定計也、

〔書言字考節用集二時候〕節季（セツキ）（本朝俗臘月爲節季）

〔華實年浪草十二月〕節季（倭俗臘月謂節季、此節民間、多辨備春時之用物、或謂節小袖、或謂節薪、或謂節米、）

歳暮禮

〔後水尾院當時年中行事上十二月〕晦日、御ゆする參る、みな月に同じ、夕方常の御所にて一獻（こぶ、あはび、）參る、勾當御としのみ（はなびらのかちんは、ちひさくひしに切て、御としの數、引合一重におしつゝむ、）もて參る、御身のごはせまし〳〵て返したぶ、給はりてしりぞく、やう〳〵拂に同じ、御三間にて内々のをとこ衆、御さいまつ申、御さけなほしめして御座に著、申次勾當ないし、今夜もちらし油を供す、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年十二月廿九日、御さいまつに、ない〳〵のおとこたちしこう、御みまにて御たいめん、申つぎ長はし、こよひの御さか月一こん參る、　九年十二月廿五日、すわうの中納言入道（○毛利輝元）せいぼの御禮、御むま、たち玄ん上、くわんじゆ寺日ろう、長はしよりいづる、

〔光臺一覽五〕萩の城主松平大膳大夫兼長門守殿は、毎年禁中へ年頭歳暮勤められ候、大身之遠國大名可成由緒やらん、大名多きなかに一人の格式也、往來見申たる事の候文言、

一翰奉啓上候、先以雖嚴寒節御座候、禁裏倍御機嫌能被遊御座、恐悅之至奉存候、依之爲歲暮之御祝儀、目錄之通奉獻上之候、右之趣可然奉仰奏聞候、吉廣誠恐誠惶謹言、

十二月幾日　長門侍從　吉廣書判

庭田前大納言殿　高野前大納言殿

如斯返書文言

芳墨致披閱候、如來諭雖酷寒之節候、禁裏倍機嫌能被成渡御恐悅之旨、依之爲歲末之御祝儀、目錄之通御獻上之趣共、則達天聽候處、叡感不斜御事候、猶以女房奉書被出之進之候、恐々謹言、

十二月幾日　保春　重條

長門侍從殿

〔長祿二年以來申次記〕歲暮御禮事

同○十二月廿日、四條上人參賀、　一申次御對面所之さいのきはへ參て、四條上人と申入て、則被懸御目、御送は無之、

同廿一日、七條聖參賀、　一是も申次さいのきはへ參て、七條聖と申入て、則被懸御目也、御送は無之、

同廿五日、廬山寺以下少々參賀、　一同前申次さいのきはへ參て、律家と申入て、一人宛被懸御目也、もし自餘人不參にて、廬山寺只一人にて候共、律家と可申候、乍去一人候者、廬山寺共可申也、

同廿六日梶井殿、聖護院殿、三寶院殿御參、淨花院、智恩院、智恩寺、妙行寺、淨教寺、加茂萱、撿挍とも、○中略

同廿七日攝家、門跡、公家、法中、此內に北野衆在之、山徒、外郎、善通事參賀、次田樂も參、　一御藥とうちん香五裹進上　外郎毎年今日如此也　一御對面次第事　公家、法中、山徒、外郎、善通事、田樂、攝家、門跡、　一御對面所へ御出座以前より、御供衆、申次衆何毎のごとく、さいのきはに伺公して、御出座之時、則御禮申て各被退也、前々注申ごとくと同、○中

略

同廿九日（大名、外樣、御供衆、申次、公家、五ヶ番衆、上樣、御被官、）　一御對面次第事　三職、御相伴衆、國持衆、外樣、公家、（日野殿、三條殿、）總番衆、上樣之御被官、是は兩人、　一御對面所へ御出座以前より、御供衆申次衆每之さいのきはに伺公して、御出座之時、則御禮申上各退出也、前々如注申と同前也、扨當番之申次、さいのきはへ參て、面々と申入て退出候へば、三職御相伴衆迄は、一列に御對面所之內へ被參、各見合て一度に御禮申て退出候也、○中略

同卅日（長老達、公家、吉良殿、石橋殿、澁川殿、大名、外樣、御供衆、申次衆、番頭、節朔衆、走衆、奉行衆、）　一御身固（有之、在宣通卿、）　一御ひとへ（井御卷數所々より進之、）　一美物進上、三職、御相伴衆、國持衆迄、（每年今日如此、目錄にて在之、）　一御扇（一裹數十本）進上、右京大夫殿、（每年今日如此也）　一染革（三枚）進上、同、（每年今日如此也）　一鼻革（十同）進上、畠山殿、（每年今日如此也）　長老達、三職、御相伴衆、國持衆、外樣衆、　番頭、節朔衆、走衆、奉行衆、吉良殿、石橋殿、澁川殿、　吉、石、澁已後に、仁木殿、上杉殿可參上、但外樣內へ可參歟、公家と可書所を先明申也、○下略

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄御對面御祝已下之事

一廿日（○十二月）御對面、（今日より歲暮の御禮）四條上人と申て上人まいられ候、　一廿一日、御對面、七條上人と申て上人御出候、　一廿五日、律家少々、　一廿六日、御對面、御持僧、（殿上人申御次）此外淨華院、智恩院、智恩寺、妙行寺、賀茂甕、撿挍、　一西衆、梶井殿、御持僧、（宮門跡はすみあり、殘は左程次第、）殿上人申御次、但殿上人御座候はねば武家申次候、　一御對面次第は、賀茂甕以下、次に撿挍と申て、申次手を引ていづる、　一廿七日、御對面、公家法中と申て各御參、其後外郞と申て、進上の御藥を備上覽て、則外郞まかり出御目にかゝる、其後通師と申て、御目にかゝる、其後日吉と申て、御障子をあけて、於庭上御目にかゝる、さて田樂と申て、田樂まかり出候、　一西より攝家、公家、門跡、法中少々、攝家をば殿上人申次、一廿九日、御對面、總番衆を申て罷出られ候、上樣御被官衆、　一晦日御對面次第、一番に傳奏、御ひと

へ御ひろぶたにすはる、二番又所々よりの御卷數、是又傳奏御持參、三番伊勢守、御ひとへ御ひろぶたにすはる、四番所々よりの御卷數、申次持參、五番に又所々よりの御卷數の箱、御ひろぶたにすへて申次持參、六番に細川殿より進上の御扇十本、申次御目にかくる、七番に又細川殿よりのそめ革三枚、申次御目にかけ候、八番に諸家より進上の歲暮の美物の目錄、申次持參、めい〳〵に御前にてひろげて御目にかけ候、九番畠山殿より御進上の鼻革十間、御名字衆御めに御かけ候、御名字御不參之時は、申次御目にかけ候、下總守、十番に長老達蔭凉軒申つがれ候、十一番に大名、御供衆、御部屋衆、申次節朔の衆、奉行以下御目にかゝり候、さて吉良殿と申て御出候、其後公家と申て御出、大方此分、小の月は、晦日の衆も廿九日に一度に出仕候、　一御對面以前に御撫物(御服)申出て、御身固在之、泰法等勤之、　一今日御服御拜領の衆あまた御入候、其御服を正月朔日にめして御出仕候、其は御人數大方注之、公家衆には、日野殿、三條殿、廣橋殿、烏丸殿、飛鳥井殿、其外大名衆御拜領、　一細川殿より參御扇も、今日をの〳〵へまいらせられ候、面の繪は源氏、うらは雲の間くれなゐ、其上にでい繪在之、骨は十五骨、くろく候、

〔薩戒記〕應永三十三年十二月廿七日丙戌、早旦參入道內相府殿、(足利義持)姊小路、萬里小路、稱歲末禮道來諸人所群參也、巳剋入道殿令出座(於會所)給之由、左中將雅兼朝臣告申、人々先僧中上乘院宮、相應院宮、仁和寺新宮、(先此宮令謁給、其後上乘院宮以下參近進給、)圓滿院宮、(未令蒙親王宣下)如意寺准后、梶井僧正御坊、隨心院僧正、岡崎法眼、花頂僧正、竹內僧正、政智僧正、勸修寺僧正、此外不見知之人申許輩、(參進之次第如此)此後俗中、前關白〇九條(滿敎)關白(二條持基)(已上小直衣上結也)右大臣(一條兼良)(衣冠)前內大臣(洞院滿季)(參進時令內府立、前攝政家也如何、)內大臣(〇近衛房嗣)四條大納言入道、三條大納言、權大納言、右大將、德大寺大納言、藤大納言、萬里小路大納言、(此人不守次類謙退、先令大炊御門大納言、西園寺中納言、花山中納言、三位中將等近前、依敬清花也、)大炊御門大納言、中御門中納言、三條中納言、中院中納言、西園寺大納言、葉室中納言、花山院中納言、伯二位、中御門宰相、四辻宰相中將、右衞門督、右中將季俊朝臣、頭中將

隆夏朝臣、左中將爲之朝臣、土御門三位在盛卿、典藥頭郷成朝臣、大膳大夫季長、(列外記史上如何之)四位大外記師勝朝臣、四位史爲緒宿禰、大史外記師郷等、各構見參退出、此事毎年之儀也、然而不能勞記、今日聊注之、

〔齋藤親基日記〕寛正六年十二月七日、爲節季御要脚、洛中地口事、以飯肥(左大)之種被仰出之、

〔晴右記〕永祿十年十二月十九日、すゝはらゐ、賀茂ヨリ嘉例木(卅束)出也、　廿六日、鳴ヨリ嘉例木(十束)、(○さいはひ木十束、)　廿八日、鳴祝嘉例之木五束出之、同氏人宮内少輔木三束出之、

〔嚴有院樣御代覺書〕一大晦日(○十二月)ニハ、御兩典樣(○德川家綱弟左馬頭德川綱重、右馬頭德川綱吉)、御三家樣、御譜代衆、御詰衆、歳暮之御祝儀出仕、御老中(江)御逢被成、退出被成候、

〔殿居囊(武家年中行事)〕十二月廿一日、歳暮御祝儀御三家方始諸家以使者時服獻上、　廿四日、增上寺方丈、傳通院、歳暮御祝儀登城、獻上物有之、　廿八日、五時のしめ麻、月並御禮、閏月之方有之、歳暮御祝義、御三家方、同御嫡子方、御居殘被仰上之、其外御連枝方、万石以上、溜詰、高家、詰衆、御奏者番等居殘、同斷申上之、餘は廿五七日頃迄に、御老中宅(江)伺公之事、相濟西丸出仕、寺社幷諸職人歳暮御祝儀登城、連歌師一同參上御禮、

〔柳營新編年中行事(十二月)〕廿八日

一月次之御禮有之、御白書院(江)出御、(御のしめ御長袴)著御禮被爲請之、是刻歳末之御目見也、御禮濟、居殘り歳末之御祝義申上之、御三家ハ於御白書院謁老中、其外者於帝鑑之間謁老中退去、

〔要筐辨志(一年中行事)〕同(○十二月)廿八日

一月次御禮、熨斗目半袴、　但歳暮、御三家樣、或ハ御嫡子樣方も御居殘御祝儀被仰上、幷加賀守、越前守、薩摩守、陸奥守、因幡守、御連枝方、越前家、松平備前守、藤堂和泉守、溜詰、松平下總守、高家衆、御奏者番等居殘、同斷申上之、其餘者廿五七日頃迄、御老中宅(江)伺公之事、

〔幕朝年中行事歌合中〕三十四番　左　歳暮參賀

おさまれる世をこそ祝へ花もみぢなれにし年のゆくにつけても○中略

歳暮の參賀と申は、十二月廿八日、諸の大名百の司々、皆のしめ半袴をきて出仕す、其式月次參賀にかはる事なし、

〔享保集成絲綸錄五〕享保元申年十二月

覺

一爲二歳暮之祝儀一、老中若年寄中江被二相越一候儀、廿八日前、勝手次第見合、不二込合一樣に可レ被レ參候、○中略

右前々も相觸候通、供之者大勢無レ之樣に可レ被レ致候、以上、

十二月

右御書付同文言ニ而、享保十九年迄、毎年十二月に至、御觸有レ之、

〔德川禁令考三十年始歳暮節〕慶應三卯年三月廿三日

御祝儀御廢止之件々

河内守殿御渡　　大目付江○中略

歳暮○中略右御祝儀御禮等御廢之事○中略

右之趣向々江可二相觸一候

三月

〔日次紀事十二月十二月〕大晦今日一年終、俗謂二大晦一、貴賤互相賀、是謂二歳暮禮一、金銀衣服酒肴、互有二贈答之儀一、又親戚之間、鏡餅互相贈、是謂レ居レ鏡、

〔日本歳時記七十二月〕下旬の內、親戚に送物して歳暮を賀す、又しれる所の鰥寡孤獨、貧窮困苦の者にも、我力に隨て財物を賑ふべし、或は我に嘗て恩德ある人、師傅となれる人、我身及家人の病を療せし醫師などにも、分に隨てあつく物を送べし、疎薄なるべからず、かうやうの事は、輕くせん

髮上

か重くせんかとうたがひて、決しがたくば重につくべし、鄙客なるべからず、

〔東都歲事記 十二月 四〕歲暮賀（當月下旬、知音親戚に往來し、又歲暮となづけて、餅乾魚等送る、初生の嬰兒へは、破魔弓、羽子板等を送る、）

〔年中行事故實考 十二月 十〕歲暮　今月下旬、親戚互に物を贈り、其外我に恩ある人には、分に應じて物を贈る、一年の終なれば、かくことぶくにや、和漢同じ風俗也、風土記曰、吳蜀風俗、歲晚相與餽、謂之餽歲、　熙朝樂事曰、僧道作交年疏仙米湯、以送檀越、醫人亦送屠蘇袋、同心結、及諸品湯劑於常所往來者、

〔書言字考節用集 時候 二〕御梳上（ミグシアゲ）（歲暮公事）

〔故實拾要 五〕十二月　御髮上　是年中ノ御髮ノクズヲ、吉日ヲ撰テ燒上ル事也、是ヲ御髮上ノ祭ト云也、極﨟主殿寮ノ官人衞士等此事ヲ勤也、

〔小野宮年中行事 十二月〕午日御髮上事

〔東宮年中行事 十二月〕しものむまのひ、みぐしあげの事、

このひ御めのと、もしはさかるべき上らう女房、御ぐしをあひぐして、宮づかさのびりやうにのりて、殿もんれうにむかふ、ぎやうじのくら人あひしたがふ、御くしは御ころもばこのふたに入たてまつる、御くし十枚ばかりあひぐせらるゝをりて御はらへにいれたり、ちんこんのまつり御衣のやうに、やつあしにすへたてまつりて、女房ならびに、左右ひやうゑ、たちはきぐぶ、殿もんれうにいたる、たゞしかのれうやけてのち、大くらしやうひくりをまうく、しゆせんけむ、ぐぶの人人のれうに、きやうをまうく、御ぐしやく所には、あなをほりて、そのうへにとりゐのやうにきをたて、これをやく、事をはりてかへりまいる、

今案、としのうちにはるたつとしは、たつはるよりさきのむまのひ、この事あり、又いまだ火もともさぬさき、ほしのいまだいでぬほどに、これをやくといへり、行事の宮づかさ、ならびにく

ら人、よく〳〵たづねさたすべし、おなじく殿もむれうにゆきむかふべきなり、

〔年中行事秘抄十二月〕下午日御髪上事(用立春以前、或中午、)

藏人給御髪等、向主殿燒之、　新式云、午日上御髪事、大寒後立春前午用之、如件文者、神今食以前、不可有其忌歟、　長曆二年十二月七日壬午、御髪上也、可用神今食以後立春以前午、而依當行幸日、問左大臣、申神今食以前不可忌之狀、安和二年例也、

土用間御髪上例　保安三年十二月廿一日丙午、御髪上、(土用間也)

〔夕拜備急至要抄上十二月〕一御髪上(午日)(六位藏人沙汰、然而可尋沙汰、)

〔公事根源十二月〕御髪上　下午日

藏人御ぐしのけづりくづを給はりて、主殿寮にむかひてやくなり、此外ことなることなし、

〔後水尾院當時年中行事上十二月〕御ぐしあげ、これも陰陽頭勘文によりて日時を定らる、年中の御ぐしのおち、御つめ、御もとゆひ等の物をとりあつめて、大たかだんしにつゝみ、上をかう捻にてからげ、所々沈香をさしはさみ、すゞしの包に入、つゞらのふたにするゑて出ス、女官とり傳へて藏人衞士にくだす、吉方にむかひてこれをやく、事をはりて、きぬのつゝみ、つゞらのふたをもて參る、きぬの包は女官に給はるなり、

〔禁中年中行事十二月〕御髪上(十二月中撰吉日有之)極﨟催　奥ヨリタト持參極﨟ニ渡ス、スヾシノ袋ニ入、　御髪上役人　衞士勤之　松明　主殿寮調進

〔慶長日件錄〕慶長八年十二月廿九日、女院御所御髪上也、參勤、○舟橋秀賢

〔大江俊矩公私雜日記〕文化六年十二月廿五日辛亥、御髪上、卯刻(予)參勤、屆議奏卿前番山科中納言承知、衞士藤井伊豫掾同刻出仕也、仕丁之事、番頭代へ申置如例、　一午刻頃、當番議奏花山院右大將被招、御髪(勘文添、盛御文匣蓋、)清火手燭等被渡、如例可奉仕旨被示、卽於直廬階邊申之了、尤衞士予家來仕

煤拂

丁等は、入平唐門内、如例、御庭塞整之上、予衛士以下到御輿宿前庭、如例令奉仕、吉方申酉方也、奉仕了、率衛士以下歸來、御文匣蓋〈絹袋勘文等在内〉手燭等持參、御詰謁議奏卿、令返上、御髮上無滯相濟旨申入處、同卿承知、卽退出、被示、未刻過令退出了、尤衛士退出、先刻申渡置也、

〔年中恒例記〕十二月　御髮上の事、御ぐし御垢、御古元結、御落髮などを、年中取ておき申て、すゞしの袋に取入て被置候、以吉日千秋參候て申出之、御末へにてやき被申也、さて公方樣より御太刀、上樣よりは御服を被下云々、當千秋晴秀說也、

〔書言字考節用集〈二時候〉〕煤拂(スヽハラヒ/スヽハキ)〈起于陽成院朝、見四季物語、〉

〔清嘉錄十二〕打埃塵　臘將殘、擇憲書宜掃舍宇日、去庭戶塵穢、或有在二十三日、二十四日、及二十七日者、俗呼打埃塵、蔡雲吳歈云、茅舍春回事々歡、屋塵收拾號除殘、太平甲子非容易、新曆頒來子細看、

案歲時瑣事、十二月二十四日、掃舍宇、凡有所爲不擇憲書、多嫁娶、謂之亂絲日、月令精鈔、二十四日爲無忌日、九邑志、皆於二十四日祓房塵、猶本亂絲無忌之說、徐崧張大純百城烟水則云、二十七日掃屋塵、曰除殘、楊循吉除夜雜詠云、除塵舊室攻、又吳自牧夢粱錄云、士庶家、不論貧富、俱灑掃門閭、去塵穢、淨庭戶、亦在除夕、

〔增積山井〈下〉十二月〕煤拂(スヽハラヒ)　すゝはき　かにはらひ

〔老牛餘喘〈初編上〉〕かに拂　或書に、增山井に、カニ拂、煤拂ト並出セリ、按ルニ、竈拂ナルベシと見ゆ、おのれ思ふに、此說ひがごとなり、こは蟹拂といふ言にて、大內の煤拂を云辭ならむ、此故に煤拂とならべて上に出せる也、田舍にては聞もつかぬ詞なり、京人は大內詞を聞ならひて、わきまへなく、下々の家の煤拂をもしかいへるを、增山井には其まゝ記せるかとおぼし、しかいふ故は、官名の掃部(カモン)は、カニモリと云事にて、宮中の拂淸めする官を云也、そは彥瀲尊を海濱に

生奉りて、母神は海宮へ歸給ひければ、蟹の集るをはらひし神を蟹守といひし事有、其詞轉りてカモンといふよし、古語拾遺に見ゆ、〇中略此故事にて、大内の煤拂をば、カニ拂といふ事ともほゆる也、故實しれる人にきかまほし、

〔日本歳時記十七十二月〕十五日の後、屋中の煤塵を掃べし、煤塵を掃に、世人多く期日を定て恒例とす、然れども或風雨の變あれば期日に拘らず、十五日の後、風雨なき暖日を用べし、

〔歳時故實大概十二月〕一煤拂　近世多くは十三日を用ゆ、是は柳營に而、十三日に御煤納メあり、それにならへる期日なるべし、民庶尤今日を專らにするなり、貝原氏の歳時記には、十五日を用ると見えたり、近世年中行事の書には、禁裏にては、吉日を撰て御煤拂ありと見えたり、吉日を撰む事は、陰陽家より日時の勘文と云ものを奉りて、それにて定めらるゝなり、閫書曰、臘月廿四日毎家掃塵云々、是は廿四日を期日として、屋中を掃除すると見えたり、和漢共に新年を迎ふるの儲に屋中を掃除して萬の事の淸からん事を欲するなり、別して異なる事もなきなり、或說に、煤拂と云事は、陽成院の御宇より初ると言り、いぶかし、古書に所見かつてなき事なり、此日壯年の婦女奴婢の屬は、相ともに戲れ興じて、家長貴人を論ぜず、見るまゝにとらへ戲れて、胴に擧ると稱して、賑ひのゝめく事あり、いかなるゆへと言事をしらず、誠の俗間の一戲興なり、

〔俳諧歳時記十二月〕煤拂　和漢戸々、十二月下旬、屋塵を掃ふ、漢にはこれを除殘といひ、我俗これをすゝはき、又煤はらひ、或はすゝとりといふ、

〔秇苑日涉七〕民間歳節下　家々掃除塵煤、謂之煤除、閫書引漳志曰、臘月廿四日毎家掃塵、歳時紀異集曰、吳中十月廿七日掃屋塵、曰除殘、

〔梅園日記一〕晦日掃　今の世に晦日掃とて、毎月の晦日に、家内を掃除するものあり、〇中略十二月の煤掃も、もとは晦日なりしにや、俊頼朝臣の散木集云、としの暮の歌とてよめる、さらひするむろのやしまのことこひにみのなりはてん程をしる哉、顯昭注云、さらひするとは檑どかけり、掃

除する事也、むろのやしまとは、竈戸をいふと古髄腦に書り、除夜に民の竈戸をさらひて、こんずる年のうちの事の吉凶みな見ゆといへり、火を日々にあてゝ、きえ、きえぬを見てしるなどもまをすめり、ことこひとは、みんと思事を云也、それに我身のなりはてんほどをもしると讀也、祇園修行日記云、貞和六年十二月二十九日、今日晦日也、始煤掃、宣胤卿記云、永正元年十二月十九日、朝陰晴、比屋煤掃、亂以前朔日式日也、嚴嶋道芝記（年中行事卷）云、十二月晦日、御煤掃、上番の社司衣冠引繕ひ、國文代下番等立まじはり御殿を清め奉る也、また草根集云、歲暮、家々にはらひつくすをあやにくに空はすゝけておつる雪哉、とよめるも、除日なるべし、是も亦もろこしにあり、玉燭寶典（卷十二）云、歲暮今世多解除、擲去破弊器物、名爲送窮、太平御覽（四百七十二）云、錄異傳曰、昔廬陵邑子甌明者、從客買、道經彭澤湖、每輒以舟中所有多少投湖中云、以爲禮、積數年、後過見湖中有大道、有數吏乘車來候云、是青洪君、以君前後有禮、故要君、必有重送君者、皆勿收、獨求如願、及去果以繒帛送、明辭之、乃求如願、神呼如願使隨去、如願者、青洪婢也、明將如願歸、所欲輙得之、數年大成富人、歲朝鷄一鳴、呼如願、如願不起、明大怒欲捶之、如願乃走、明逐之於糞上、糞上有昨日故歲掃除聚薪、明乃以杖捶使出、久無出者、因曰汝但使我富、不復捶汝、今世人歲朝鷄鳴時、轉往捶糞云、使人富也、これ歲朝に昨日故歲掃除とあり、除日に掃除したる事明らか也、夢粱錄云、十二月盡、俗云月窮歲盡之日、謂之除夜、士庶家不論大小、家俱洒掃門閭、去塵穢、淨庭戸、僧明本の中峯廣錄臘蕩除夜頌云、茅屋三間冷似水、灰頭土面十餘僧、掃除自己閑枝葉、不打諸方爛葛藤、就手揭開新歲曆、和光吹滅舊年燈、頂門別具摩醯眼、越死超生似不曾、楊循吉除夜雜詠云、除塵舊室攻、遂安縣志云、除夜掃宅會、南野堂筆記云、梅里薛卤齋廷文、五十未娶、有除夕詩云、獨送窮愁獨掃塵、一回除夕一傷神、來朝記取年多少、不敢分明說與人、みな除日の煤拂なり、

〔古今要覽稿（時令）〕すゝはらひ（煤拂）　すゝはらひの事は、中昔より慥に所見ありといへども、神代

にすゝの事みえたり、いはゆる天の新巣の凝烟の八挙垂まで燒擧てと古事記みえ、ふせやたきすすしきほひてとも、葦火焼やのすゝたれどと萬葉集みえたれば、古代よりすゝを拂ひし事もありしなるべけれど、時日をさだめ吉日を撰みてすゝをはらひし事は、嘉禎二年より慥にみえたり、その年十二月六日己丑霽、爲大膳權大夫奉行、召陰陽師等於御所、歳末年始雜事日時勘申之、御煤拂事有相論、文元朝臣申云、新造者三箇年之內可有其憚と東鑑みえたるによれば、此以前よりもありし事しられたり、しかりといへども、禁中にては此頃煤拂の事ありしやいなや、しるべからず、東鑑は全く武家の記錄にして、殊に鎌倉將軍家の進退事實を記したる日記なれば、禁中の見合にはなりがたしといへども、嘉禎二年は、將軍賴經公御在世中なれば、萬事何事にかぎらず、大內の御式をうつされ給ふべき事と推はかられたり、しかれば禁中にても、其頃は御煤拂ありしなるべけれど、定式の御行事にはあらざりし故、諸家の記錄中に見當らざれど、はるかに後れて、親長卿の記に、文明二年十二月十七日、晴、雨御所御煤拂也としるし、宣胤卿記に、同十二年十二月九日、今日禁裏御煤拂とみえたれば、此頃よりは、禁中にても恒例となりて、年々十二月中にすゝを拂はせ給ふなり、さて東鑑にみえしごとく、新造の御殿は、三箇年の內はすゝけをとらせ給はぬ事にして、今の世にいたるまで、いやしき賤が家居までも、其規定を守りてとらず、又煤拂の時日は、嘉禎二年の頃より、十二月の中、吉日良辰を撰み、且雨などの降ぬ日を用ゐられしとみえて、親長卿の記、御ゆどのゝ上の日記等にも、幾日晴、御所御煤拂也、幾日はるゝ、御すゝはき、いつものごとくありなどみえたるにてしられたり、さて近世は、柳營にても十二月十三日を定日とさだめ給ひしによりて、貴賤おしなべて此日を用る事とはなれり、武家にては、舊家は古來の仕來もあれば、各々其定を用ゐて、日の晴雨善惡にかゝはらず、すゝを拂ふ事なれど、諸家の記錄によりて按に、二百年前のむかしは、大概十二月廿日前後の吉日にて、且晴る日を撰まれてすゝを拂ふ事、

諸日記に顯然たり、扨又西土にても此事所見あり、いはゆる臘月廿四日、毎家掃塵と閭書にみえ、呉中十月廿七日掃屋塵」と、歳時記異集に記したるによれば、千萬里の海陸を隔、且國異にて人異なりといへども、風俗一致にして、人情も又かはらざりしなり、

〔夕拜備急至要抄上十二月〕一御煤拂六位并女房沙汰

〔東宮年中行事十二月〕御すゝはらひの事　たつはるよりさきに、行事の藏人さはりなき日、つゐでをさだめ、れいにまかせて申おこなふ、　今案、みすは、ちやうにまうくるほか、おほかるとき、宮づかさに、すけいげ、ごむのすけ、がくしをのぞきてこれをあてらる、

〔後水尾院當時年中行事上十二月〕煤拂、陰陽頭勘文にしたがひて日時を定めらる、勾當ないし兼日殿上人をふれ催して、各參りあつまる、其外はみすや大はり衞士の者を、それ〴〵の奉行催しによりて參る、刻限に典侍一人、内侍一人、ひとへぎぬきて、劒璽の間近代此間あり より劒璽の案ながら二かい厨子を舁出して、常の御所の御座のうへに、大宋の屛風一雙引めぐらして、しばらくその中に案ず、神祇の伯けんじの間の煤を拂ひ掃除せしめ、事をはりて本やく人、劒璽をもとのごとく舁、其後吉方より拂ひそむ、すのこの方は、衞士手のものあまたためし具してそうぢせしめ、御簾疊も新調、或は古物をさらしてこれをとゝのふ、是も手の者參りて合力する也、此間便宜の所にうつりまします、其所にて二獻あり、初獻かちん　二こんでんがく 供じをはりて、御前をてつす、其後女中にもたぶ、御見廻しこうの公卿、めされたる殿上人、内々の衆は、のこりなくめし出されて、かちんでんがくなど給、御乳母これをやくす、勾當内侍酌、伊豫さかなにて御とほしあり、其日は女中老若によらず、世俗にうちかうふりとかいふ綿をかづくなり、いかなることにかゆゑはしらず、勾當局にて、かれいのしふぎあり、内侍所にても、近年嘉例の事ありといふなり、さうぢの事終りて、本殿に還御、常の御所にて御さかづき參る、あつもの、そろ〳〵、柑子やうの物三獻あり、女中もあつもの、

そろ〱、例のをしきひとつにすゑてたぶ、さかづきは女中ばかりとほる、天酌迄の事はなし、

〔禁中年中行事十二月〕御煤拂（十二月中撰吉日有之）常御殿、（四位五位殿上人、六位藏人、非藏人、御縁側侍中勤之、）男居衛士勤之、清涼殿、極﨟衛士勤之、

御獻（箸主殿寮調進、同柄南座調進）初獻、コサシ數ノ子トウフ、櫃司調進、二獻、索麪、三獻、ヒシ餲、菓物、ハカマコシ、道喜調進、デンガク、御清所ニテ調之、雜煮、同、アツカベ、於長橋車寄調之、

〔禁中近代年中行事十二月〕御煤拂御こん常の通　三方に赤白のもちを袴腰のごとくに切、やきみそを付ル、三方にかみを敷直におく、とうふをやきみそを付、でんがくなり、御皿に入、もちのむかふにつく、御はし有、

院御煤拂之時　御ぞうに上置、くしかい、いりこ、御吸物鯛ひれ付、御茶わんに入、三方にて出ル、

〔禁中恒例年中行事十二月〕御煤拂　是は吉日を撰びて有之、御獻あり、初獻こさし、數の子、豆腐、櫃司より上る、二獻さうめん、三獻餲、くだ物、白てん餅、男居より上る、箸は主殿寮、柄は南座より調進す、長橋の車寄御門の脇にて豆腐を煮、山椒味噌をかけて下さる、あつかべの獻といふ、常御殿は殿上人、非藏人、御縁側は侍、男居は衛士つとむ、

〔康富記〕寶德元年十二月廿日乙未、參給事中文第、煤拂也、賜一盞、

〔親長卿記〕文明二年十二月十七日、兩御所御煤拂也、秦仲朝臣以量等祗候、予晉宰相等合力了、依無人也、番衆所煤拂、冷泉亞相以下各沙汰也、

〔宣胤卿記〕文明十二年十二月九日乙卯、今日禁裏御煤拂、人夫壹人遣切符、右京職役也、極﨟在國之間、源當仲以折紙觸之、可爲一通、尤聊爾之由仰遣了、

文龜四年（〇永正元年）十二月十五日壬申、明日內裏御煤拂人夫事、極﨟藤資直相觸、衛士持來、遣切符、右京職役也、

〔二水記〕大永七年十二月十八日、禁中御煤拂也、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年十二月十八日、御すゝはきの御ふれあり、こよひより御ゆどのゝうへならします、さけの御くばりあり、十九日、御煤はきいつものごとくあり、常の御所ばかりにうちに御ゆどのゝうへにて、かちん御てんにて二こんまいる、女御女中みな〳〵御祝まいる、男たちするにて、あつ物御いはゐあり、しんじほうけん、權すけ殿、かんろじ、つねの御所の御ざのうへに、たいそうの御屛風一さうたてられて御祓あり、夕かた御煤はきの御いはゐ三ごん常の御所にてまいる、初こん三ッさかな、二こんそろ〳〵、三ごんかうぢまいる、准后、女御、御しやうばんの女中も、そろ〳〵御すわりあり、めでたし〳〵、長はし御すゝはきには、いつも御盃御いたゞき候へ共、わづらひにて御まいりなし、

〔慶長日件錄〕慶長八年十二月廿日、從二禁中一明後日廿二日、御煤拂御觸有レ之、則出納所へ令二下知一者也、其一通、來廿二日可レ有二御煤拂一、任レ例可レ致二下知一之狀如レ件、　十二月廿日　式部丞　出納所　次明原晴子　參、日沒之比退出、　廿二日、禁中御煤拂也、朝飯令二支度一參內、衞士五人參、與介、茂兵衞、與兵衞、甚五郎、新藏等也、入レ夜退出、　日女院御所御煤拂可レ候之由有二御觸一候、　廿一日、今日女院御所煤拂也、仍飯後女院〇後陽成母后新上東門院藤

〔大江俊矩記〕文化三年十二月廿七日庚子、淸凉殿御煤拂也、依二申合一俊常壹人卯半刻參勤、俊矩、助功、常顯等、巳刻頃參集也、賚愛朝臣前夜參宿故暫之殘居、其後重能朝臣以下各如レ例參集也、　一藏人方諸司出納以下小舍人所衆等、如レ例卯半刻出仕、出仕相屆上、俊常申二頭辨一、頭辨被レ屆二議奏一後、取掛之儀、令二出納一、如レ例令二奉仕一、尤買物使修理職等相廻、掃除湯諸具等可レ廻、義申二番頭代一、如レ例催レ之也、出納職厚出仕、職寅も爲二見習一參仕也、　一內侍所御塞有レ之、巳刻前諸司令レ出二平唐門外一、午刻前被レ解、更相廻如レ元令二奉仕一也、〇中略　一鍐形御屛風金物大分損有レ之に付、飾師召連、買物使相廻爲レ直候也、此飾師ハ、修理職ノ飾師トハ違也、　一朝餉

間小紋縁疊二帖、當年表替也、　一荒海障子北面少々破損有之、點撿之節頭辨被示、一兩日之內、繕之儀令沙汰可置、修理職へ下知之儀、番頭代へ申含置了、　一大宋屛風二帖、夜御殿ニ無之故、頭辨へ申入置、則頭辨議奏へ被申入、四方拜迄に可被出筈也、　一申半剋計、御掃除幷繕物等出來に付、各點撿之上頭辨へ申入、〈此時頭中將依勅問無詰合也〉卽剋頭辨以下有點撿、卽議奏へ被申、當番六條前中納言有點撿、〈點撿中頭中將歸參也〉宜敷旨被示、卽撤却退出、頭中將被申渡、出納へ申渡令撤却退出、　一事訖各秉燭過令退出了

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年十二月六日己丑、爲大膳權大夫奉行、召陰陽師等、於御所歲末年始雜事、日時勘申之、御煤拂事有相論、文元朝臣申云、新造者、三箇年之內可有其憚云々、親職、晴賢等朝臣之先達者、雖無指文、皆所記置也、至新造者、無煤之故歟、有煤者可拂歟云々、所詮此條無證據、然者無煤拂御沙汰可宜歟之由、被仰出之間、各不申子細也、

〔年中恒例記〕十二月廿七日、御すゝはき在之、於內儀御祝參也、常の御所、御會所、御廐以下は、御會所之同朋仕之、上樣御在所は御末の同朋、御末は御三男衆並御末同朋仕也、御すゝはきの御祝參る、雜煮參也、御美女方より參也、御會所同朋、御末同朋、御末男衆、御美女等於御末ざふに御酒給之、　御すゝはきの道具、柄刺箒の掛布、一人に一色づゝ、上下の御すゝはきの道具も、ざふにも御倉より御下行在之、　御すゝはきの御餠、大草調進之、

〔殿居囊武家年中行事〕十二月十三日、例剋、ふくさ、麻、御煤納、御祝儀御臺所御節會御料理、

〔要筐辨志年中行事一〕同〈十二月〉〇十十三日　一御煤拂勤仕之面々、服紗小袖、半袴、

〔半日閑話一〕十二月十三日御煤拂納御規式

御年男御老中　大奧御年男御留守居

子持筋の熨斗目同長袴著之、十三日朝六ッ時前、御年男登城、從御奧御案內有之而通る、御煤拂竹

毎年御代官所より上る、但雌竹雄竹と揃へ、直なる水引にてゆひ合せ、根松、藪かうじ、長のしを附る、御寢間、御座之間、兩所拂之、夫より御次は不殘御下男麻上下著之勤之、右相濟御目見御吸物御酒被下退出仕候、押付右之御下男頭御使にて、御年男へ被下物、白米壹俵　鹽いなだ三尾　薄緣胡座三枚　赤椀三ッ組三具　山折敷三枚

右之通宿所へ被遣、此品を元日御年男夫婦、家司壹人、上下ニ而祝ふと云、

〔幕朝年中行事歌合中〕三十三番　左　煤拂

ゆく年とともにつもれる塵なればはらひ捨てや春を待まし○中略

煤拂は、師走の十三日の朝、年男の老臣、のしめ長袴にて、おまし所の上段にはゝきを入らる、夫より殿のうちの塵をはらひ清むる也、けふは皆のし目半袴を著せり、

〔德川禁令考三十年始嘉節〕慶應三卯年三月廿三日

御祝儀事御廢止之件々

河内守殿御渡　大目付江○中略

御煤納○中略右御祝儀御禮等御廢之事○中略

右之趣向々江可相觸候

三月

〔江戶鹿子二年中行事〕十二月十三日　すゝはらい、ふるき札納め、

〔增補江戶年中行事十二月〕十三日　すゝ納、武家町方ともに此日專すゝはき也、

〔東都歲事記四十二月〕十三日　煤拂、貴賤多くは此日を用ゆ、

〔小文庫〕煤掃之說　明ぼのゝ空より、物のはた〳〵ときこゆるは、疊をたゝく音なる可、けふは師走の十三日すゝはきのことぶきなり、げにや雲井の儀式、九重の町の御法は嘉例ある事にて、唯

なみ〳〵の人のすゝはく體こそいとおもしろけれ、おの〳〵門さしこめて、奥のひと間を屏風にかこひなし、火鉢に茶釜をかけて、媼が帷子の上張、爪さき見えたる足袋もいとさむく、冬の日かげのはやく書になりゆき、庭の隅調度どもとりちらしたる中に、持佛のうしろむきたるぞめには立なれ、家の童の椽のやぶれ、すのこの下をのぞきまはるは、なにをひろふにやとあやし、味噌とよばる大男の、袋かぶり蓑きたるもめづらかに、米櫃のサンうちつけ、俎しらげ、行燈はりかへて、たつくり膾、あさづけのかほり花やかに、かみしもの膳すゑならべたるに、ほどなく暮て、高いびきとはなりぬ、

〔一話一言二〕南郭掃塵會　南郭先生毎年十二月十三日には、家内の煤掃をさけて、東海寺少林院にて詩會をなす、名づけて掃塵會といへりと、耆山和尙の物語なり、

〔鈴がね艸子〕寶曆十二年十月廿七日、晴天、煤拂也、是去八月母人除服之掃除、當月又予除服相兼掃除也、　十四年七月七日、晴天、煤拂、　閏十二月八日、曇、午後晴天、煤拂、

古札納

〔俳諧歲時記十二月〕札納め　祈禱の札を、煤はく日に納るなり、

〔塵塚談下〕古札おさめといふ非人、予〇小川顯道若年の頃は、毎年十二月に、武家町家を御祓おさめよ、古札納とさけび歩行ける、年中佛神の札守の溜りしを、錢を付て右の非人にやりし事なり、近歲絕て來らず、

〔東都歲事記四十二月〕十三日　煤拂　享保の頃までは、古札納といふ非人、毎年十二月に、武家町家を御はらひをさめ、古札納とさけび歩行けり、〇中略この事、總鹿子、江戶砂子拾遺等にもいへり、今はなし、

餅搗

〔日次紀事十二月〕此月尾、傭夫無晝夜、肩木槌、巡街衢、高聲呼餅搗、倭俗舂米拌餅謂加都、貧民雇之以使舂、餅、日間無暇者、又嫌乞人之請餅者、多入夜舂之、　此月尾、良賤毎家舂餅、作圓鏡形、或作菱蔬形、

供神佛、又贈宗親、是俗謂居鏡、其圓而大者謂鏡、以其形之相似稱之、其圓而小者謂小戴、戴鏡餅上之義也、以其形之相似稱之、其至小者謂星、是因似星點也、兒女貼小丸餅於枯條玩之、是謂餅花、中古衰世時、著褐塵服者盛餅於圓曲器、戴頭上、而賣禁垣內、內家女子呼褐塵而買之、其後婦人直謂餅曰褐塵、

〔雍州府志六土產〕缺餅　凡倭俗新年所用之餅有數品、鏡餅又菱花、片菱比菱花形、花片則圓而比蓏之謂也、又有小戴子持之號、小戴則戴餅、而子持其形小而比子孫之繁榮者也、以片圓餅獻宗親、

〔清嘉錄十二〕年餻　黍粉和糖爲餻、曰年餻、有黃白之別、○中略　富家或倔餻工至家、磨粉自蒸、若就餚之家、皆買諸市、春前一二十日、餻肆門市如雲、

〔日本歳時記十七十二月〕二十六七日、此比餻を製すべし、此日より前に立春の節に入らば、大寒の節の內に別に餻を作り、今日は年始に用るのみを製すべし、臘水にて餻を製すれば、味美にして久に堪へ、且性和なる故なり、然ども歳初に用るは、日數多く歷たるは、堅硬なる故早く製すべからず、但大寒の內に製しても、その翌日より水に漬置ば、常にやはらかなり、

〔改正月令博物筌十二月〕餅搗（餅花、餅むしろ、賃搗、青むしろ、長崎の柱餅、正月祝ふ餅を年內つきて、新しき筵に敲おくなり、餅花といふ小さき餅を、柳の枝に數多つけて、はなのかたちをなす、賃搗といふは、繁華の市中には、釜甑杵臼など持て人の家に來り、一臼搗賃何ほどゝ賃を取て搗をいふ。三四十年前よりおこれり、柱餅といふは、肥前の長崎にては、年のくれの餅搗には、終りの一臼を柱へ巻付置、正月十五日、東土の火にて焼り喰ふとぞ、）

〔俳諧歳時記十二月〕餅搗　糯米洗、もち花、　長崎の柱餅、肥前國長崎にて、としの暮の餅搗の日に、終りの一臼の餅を家の柱へまき付おき、正月十五日、左義長の火にてこれを炙りて食ふなり、これを柱餅といふ、このこと西鶴が世間胸算用といふ草紙にもしるしたり、又豆州下田より一里ばかりに、中の瀨といふ所あり、この所の鎭守を、ねのひじり權現といふ、この神餅を忌嫌ひ給ふとて、中の瀨の人、年の暮に餅をつかず、元日燒飯に粟を入れ、羹として雜煮の代に祝ふ、是を餅搗

臘八

ぬ里といふべし、

〔秋苑日涉 七〕民間歲節下　廿日二月〇十後、家々臼杵、具飲饌之料、以爲新年之儲、歲終舂餈之聲、比屋相接、市肆有以舂餈爲業者、其餈圓如鏡者、曰鏡餈、以餈粘柳枝若枯柴、如貫珠者、曰餈花、似供神佛、又細切如方解石者、曰霰子、曬乾至二月十五日、雜豆炒之、以供佛薦祖先、或以爲茶素、　風土記曰、歲暮家家具餚蔌、備宿歲之儲、以迎新年、范石湖集、村田樂府冬舂行叙曰、臘日舂米爲一歲計、多聚杵臼、盡臘中畢事、藏之土瓦倉中、經年不壞、謂之冬舂米、月令廣義曰、江淮俗、除夕烹飦兼數日之炊、於新年可支許時、名曰隔年陳、歲除家戶競蒸餈饅之類、亦資月餘、廣東新語曰、廣州之俗、歲終以糯粳相雜炒成粉、置方圓印中敲擊之、使堅如鐵石、名爲白餅、殘臘時、家々打餅聲與擣衣相似、甚可聽、

〔東都歲事記 四十二月〕廿六日　此節より餅搗街に賑し其體尊卑によりて差別あれども、おほよそ市井の餅つきは、餅搗者四人宛組合て、竈蒸籠、臼、杵、薪、何くれの物擔ひありき、傭て餅つかする人、糯米を出して渡せば、やがて其家の前にむしろ立、街中せましと搗たつることいさましく、晝夜のわかちなし、俗是を賃餅、又は引ずりなどいふなり、都て下旬親戚に餅を送り、歲暮を賀す、是を餅配りといふ、鹽魚乾魚を添るなり、

〔先哲叢談 四〕伊藤維楨、字原佐、號仁齋、〇中略仁齋家故赤貧、歲暮不能買糯餈、亦曠然不以爲意、妻跽進曰、家道育鞠、妾未嘗爲不堪、而獨其不可忍者、孺子原藏、未解貧爲何物、羨人家有餈、連求不已、妾雖口能譙呵之、腸爲斷絕言訖泣下、仁齋隱几閱書、一言不爲之答、直卸其所著外套以授妻、

〔大江俊矩記〕文化六年十二月廿五日辛亥、家內餅舂也、當年は今朝出勤故、午後ニ爲致、未刻頃よりむしに來、戌刻相濟、都合五斗八升也、家禮如例、ちん舂、中町之安兵衞也、

〔坂井家日策〕天保七年十二月十二日、餅米貳俵取リニ遣ス、　十三日、つき屋餅米つきニ參ル、　十九日、成瀨へ餅米つきに遣ス、〇中略餅つきの者、日限承リニ參ル、　廿三日、夕方ゟ餅つき參ル、

〔書言字考節用集 二時候〕臘ラフジツ日〇說文、冬至後三戌爲臘、風俗通、夏曰嘉平、殷曰淸祀、周曰大蜡、漢改爲臘、臘者獵也、言田獵取獸、以祭祀其先祖也、

〔荊楚歳時記〕十二月八日、爲臘日、諺語、臘鼓鳴、春草生、村人並擊細腰鼓、戴胡頭、及作金剛力士、以逐疫、

〔淸嘉錄十二〕臘八粥　八日（〇十二月）爲臘八、居民以菜果入米煑粥、謂之臘八粥、或有餽自僧尼者、名曰佛粥、李福臘八粥詩云、臘月八日粥、傳自梵王國、七寶美調和、五味香糝入、用以供伊蒲、藉之作功德、僧尼多好事、踵事增華飾、此風未汰除、歎歳尙沿襲、今晨或饋遺、啜之不能食、吾家住城南、饑民兩寺集、（時開元瑞光兩寺、官設粥廠、救濟貧民、）男女叫號喧、老少街衢塞、失足命須臾、當風膚迸裂、怯者蒙面走、一路吞聲泣、問爾泣何爲、答言我無得、此景親見之、令我心悽惻、荒政十有二、蠲賑最下策、慳囊未易破、胥吏弊何極、所以經費艱、安能按戶給、吾佛好施舍、君子貴周急、願言借粟多、蒼生免菜色、此志虛莫償、嗟歎復何益、安得布地金、憑仗大慈力、眷焉對是粥、跂望蒸民粒、　案、荊楚歳時記、十二月初八日爲臘日、魏臺訪議、漢以戌臘、魏以丑臘、是臘非定以初八日也、又西域諸國志云、天竺國以十二月十六日爲臘、而唐書歷志、以十二月爲臘月、故八日爲臘八、吳自牧夢粱錄云、十二月八日、寺院謂之臘八、大刹等寺、俱設五味粥、名曰臘八粥、又孟元老東京夢華錄、十二月初八日、諸僧寺送七寶五味粥於門徒、鬪飲、謂之臘八粥、一名佛粥、陸放翁詩、今朝佛粥更相餽、反覺江村節物新、周密武林舊事云、寺院及人家、皆有臘八粥、用胡桃松子乳蕈柿栗之類爲之、又孫國敉燕都游覽志云、十二月八日、民間作臘八粥、以米果雜成、多者爲勝、又吳曼雲江鄕節物詞小序云、杭俗、臘八粥、一名七寶粥、本僧家齋供、今則居室者亦爲之矣、詩云、雙弓學得僧厨法、瓦鉢分盛和蔗胎、莫笑今年榛栗少、記曾晝粥斷虀來、而九縣志亦皆云、十二月八日以菜果入米煑粥、名曰臘八粥、

〔尺素往來〕亥兒春餠者、十月之神樂、寒更紅糟（ウンザウ）者、臘八之佛供、皆是一時一會之景物、當日當座之賞翫候之間、令略之候、

〔故實拾要五〕十二月八日供溫糟粥、　是自櫃司調進之

〔貞丈雜記飲食六〕一温糟粥の事、櫃司より十二月八日上レ之、かゆに味噌幷酒のかすを少し四角にきざみて入煮也、右公家の說なり、又一說温糟、本は作二紅糟一、出二于勅修淸規一、卽赤豆粥之類也、下學集曰、訛轉也云々、貞丈按に、紅糟をうんざうとよむこと心得がたし、紅の字、ウンノ音無レ之、紅糟と温糟とは別物と心得べし、味噌と糟を入て粥にして天子へ奉る事、今もある事なれば、前の温糟の說を用べし、

〔日次紀事十二月〕八日　温臓粥今日自二櫃司一獻二温臓粥一、二水記云、本朝臘八粥、名二温臓粥一、今見レ所レ造、昆布串柿大豆粉菜葉相合製レ之、按、中華十二月初八日、都下諸大寺作二浴佛會一、幷瞻二七寶五味粥一、謂二之臘八粥一、本朝温臓粥本二於此一乎、

〔百丈淸規下〕月分須知　十二月　初八日　佛成道、庫司預造二紅糟一、

〔俳諧歳時記十二月〕臘日　道家に五臘あり、正月朔日を天臘とし、五月五日を地臘とし、七月七日を道德臘とし、十月朔日を民歳臘とし、十二月臘日を王侯臘とす、五雜組、　温糟粥八日　臘八粥　釋尊成道の日也、本朝の五山に於てこの義あり、又唐山にても十二月八日、都の諸寺に於て浴沸會をなし、或は七寶五味の粥を贈る、これを臘八粥といふよし所見あり、

〔東都歳事記四十二月〕八日　禪家の諸寺院、臘八の法事、釋尊成道日也、

〔後水尾院當時年中行事上十二月〕八日、あしたのものに、うむさうがゆを供す、夕方うんさうがゆの御さかづきまゐる、正月七日の御みそなどにおなじ、

〔禁中近代年中行事十二月〕八日うんそうがゆ　あま酒をひき、中へもちやきぐり菜をしごくこまかにして、わかしたる物なり、御茶わんに入、先々のしに切付る、御硯ぶたの臺にのせ出る、

〔禁中恒例年中行事十二月〕八日　温臓粥　是は櫃司より上る、くだ物靑物品々を甘酒にてねりたるものなり、

〔二水記〕永正十七年十二月八日、臘八之御盃如レ常、温臓於二御末一令レ食了、巳剋許退出了、

年忘

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年十二月八日、うんそう、御あしたの物に參る、うんそうの御さか月、いつものごとく一こん參る、

〔殿中申次記〕十二月八日　一温糟、曇花院殿、　一同、等持寺、　一同、伊勢寺、

〔空華日工集〕應安三年十二月八日、駿州兵庫二居士、同喫紅糟、次駿州問紅糟之起、余爲撿佛祖統紀、出家成道篇、集衆講一篇、以答佛恩也、曰牧牛廿獻乳糜、今紅糟其遺意也、

〔正風芭蕉流奧儀秘蘊集〕竪題横題之事并落題詞書之事

秀逸に落題の句あるときは前書あるべし、證句あり、臘八に、　はらわたを探て見れば納豆じる　許六　これ落題なり、此句最初は、臘八や腹を探れば納豆汁といふ句なり、翁○芭蕉に呈す、翁曰く、是秀逸なり、然れども臘八にては、句の勢ひぬるしとて、句作り直したまふ、

〔日本歳時記十二月七〕下旬の内に年忘とて、父母兄弟親戚を饗する事あり、これ一とせの間、事なく過ぎにし事を祝ふ意なるべし、

〔書言字考節用集二時候〕分歳(トシワスレ)　活法、除夜長幼聚飲、祝頌而散、謂之分歳、別歳、同　東坡集、歳晚相與饋問爲饋歳、酒食相邀呼爲別歳、至除夜達旦不眠爲守歳、

〔改正月令博物筌十二月〕年忘　年の暮に、親類朋友互に酒宴をなすをいふなり、唐土にも此事あり、名づけて澄散又は別歳といふよし、東坡集にも出たり、

〔秋苑日渉七〕民間歳節下　歳暮親友相聚飲宴、謂之忘年、又互相餽遺以賀卒歳、　史記天官書曰、凡候歳美惡、謹候歳始、或冬至日、産氣始萌、明日人聚卒歳一會、飲食發陽氣、故曰初歳、琅邪代醉編曰、淮人歳莫家人宴集、曰澄散、韋蘇州云、田婦有佳獻、澄散新歳餘、風土記曰、蜀之風俗、晚歳相與餽問、謂之餽歳、酒食相邀謂之別歳、至除夕達旦不眠、謂之守歳、廣東新語曰、小陰次日、爲酒以分歳曰團年、歳除祭曰送年、月令廣義曰、歳時記、都城以寒食、冬節、正旦、爲三大節、交相餽問、諺曰、肥冬瘦年、又曰、歳除互相問謁饋遺之禮、天下古今事同俗異、

〔東都歳事記十二月四〕別歳(トシワスレ)　當月下旬、親戚知己を邀へて饗する事あり、一年の間、事故なく過して、新年を向ふるを祝するの意なるべし、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年十二月九日、大御ちの人より、御としわすれにて、く御參る、みやの御かたはじめ、のこらず御所々々ならします、御さか月一こん參りて、御したかわらけ、大御ちの人御いたゞきあり、御ひし〳〵にて、めでたし〳〵、

〔關八州古戰錄九〕太田三樂齋乘捕小田城事

常州ノ小田讃岐入道天庵、其家ノ吉例トシテ、毎年臘月晦日ノ夜、群臣ヲ集テ連歌ノ會ヲ促シ、百韻興行シテ、是ヲ年忘レト號シ、酒宴曉天ニ至ルヲ定式トス、

〔日次紀事十二月〕十二此月市中供神佛之器皿、同神折敷臺、幷片木、袴、肩衣、頭巾、綿帽子、裙帶、扇子、踏皮、同襪線、雪踏、草履、寒臙脂皿、櫛、髻結紙、及常器椀、木皿、塗折敷、飯櫃、太箸、茶碗、鉢皿、眞那板、膳組、若水桶、柄杓、加伊計、浴桶、盥盤、幷毬、及毬杖、部里々々、羽古義板、其外鰤魚、鯛魚、鱈魚、章魚、海鰕、煎海鼠、串石決明、數子、田作類、蜜柑、柑子、橙、柚、榧、搗栗、串柿、海藻、野老、梅干、山椒粉、胡椒糊、牛房、大根、昆布、熨斗、諸般物悉賣之、是皆來年春初所用也、〇中略又賣齒朶、由津里葉、幷薪炭等、幡枝幷深草土民、盛土器於籠壹雙、擔之賣市中、其大者稱三度或五度、其小者謂小重、又稱臍土器、室町總門辻、四條新町小結棚爲市、而賣節物、

〔日本靈異記下〕髑髏目穴筍揭脫以祈之示靈表緣第廿七

白壁天皇〇光仁世、寶龜九年戊午冬十二月下旬、備後國葦田郡大山里人品知牧人爲買正月物向同國深津郡於深津市、

〔改正月令博物筌十二月〕年の市正月の儀式に用ゆる物を賣る市をいふ、毬打賣、ぶり〳〵賣、はごいた賣、神の折敷賣、かや、かちぐり賣、椽賣、しだ賣、穗長賣、葉竹うり、飾松賣、かざり藁賣、神の皿賣、

〔清嘉錄十二〕年市　年夜已來、市肆販置南北雜貨、備居民歲晚人事之需、俗稱六十日頭店、熟食鋪、豚蹄雞鴨、較常貨買有加、紙馬香燭鋪、預印路頭、財馬、紙糊元寶、緞疋多澆巨蠟束名香、街坊吟賣籌



〔近世職人盡畫詞〕歲市圖


大
はははは

鐙、鐙草、挂錠、竈牌、竈簾、及箪瓢、箕帚、竹筐、磁器、缶器、鮮魚、果蔬諸品、不絶、鍛磨磨刀殺雞諸色工人、亦應時而出喧於城市、酒肆藥鋪、各以酒糟蒼朮辟瘟丹之屬、餽遺于主顧家、總謂之年市、蔡雲呉歈云、送竈柴枝束々齊、照厨竹挂雙々提、煇湯礪刀獨何業、慘聽連聲叫殺雞、　案、馮贄雲仙雜記、僧圖逸記、皆載、都下寺院、毎用歳除鍛磨、是日作鍛磨齋、呉自牧夢粱錄、歳旦在邇席鋪、饋與主顧、更以蒼朮小棗辟瘟丹相遺、

〔江戸總鹿子新増大全 七 江都年中行事〕十二月十七日十八日晝夜 淺草市、正月の飾物、其外品々、江府第一の市也、淺草橋より、御藏前、駒形、雷神門の東西寸地も明間なく、後は砂利場、山の宿に至り、臼、木鉢、手桶等の品々を商もの、市の假屋のどよむ聲賑はしく、武士方町百姓ともに、男女老少群集して蟻のごとし、

〔燕石襍志 三〕淺草事實　毎年十二月十七日十八日にたつ淺草の市は、いかなる故に、正月の物を賣買するとて、佛閣に參りつどふにやと、こゝろ得がたく思ひしかば、これを土老に間に、この市は當初雷神門の左のかた、大神宮の攝社なる蛭子の宮の市なりき、往昔は十二月九日十日兩日なりしが、觀世音の會日には、參詣の老幼群聚する事、市の日にましたり、よりてこの市を十七十八兩日にせば、便宜なるべしとて、遂にその事を聞えあげて、今のごとくにはなりしといへり、しかるや否はしらず、

〔塵塚談 下〕淺草觀音の市、十二月十七十八兩日也、諸人正月のかざりの物を吉凶をいはひ、此市にて求る事なり、外に江戸に市なし、故に並木町より雷神門内までは、老人小兒の通行思ひもよらぬ事にて、俳句に、市の人人より出て人に入る、といふ句も有しに、近ごろに至り、神田明神、深川八幡、芝愛宕、麹町天神に市はじまり、人も相應に出て賑かなり、麹町はわけて群集なすよし、其故にや近歳觀音の市、先年よりは淋しきやうに見ゆる、

節季候

〔東都歲事記 四〕十一月廿三日、川崎山王宮年の市、この邊の賑ひなり、　十二月十四日、今明日深川八幡宮年の市、(江戸市のはじめなり、諸人群集す、商ひものは淺草の市に同じ、)　十七日、今明日淺草寺年の市、(今日寶前には修法なし、堂前にて大黒天開運の守を出す、當寺境内は云に及ばず、南は駒形より御藏前通り淺草御門迄、西は門跡前より下谷車坂町、上野黑門前に至る迄、寸地を漏さず假屋を補理し、新年の儲けとて、注連飾りの具、庖厨の雜器、破魔弓、手鞠、羽子板等の手遊び、其餘種々の祝器をならべ售ふ、聲は巷にかまびすしく、都鄙の諸人是を求るを恒例とし、陰晴を撰ず群集する事、更に晝夜のわかちなく、大路に群鬧して東西に道を分け、縱横に目も配りがたし、又裏手の方は、山の宿、砂利場に滿て夥し、此日吉原の賑ひいふも更なり、(中略)又此所に三八の日市立し事ありしとぞ、)　廿日、廿一日、兩日神田明神社年の市、(淺草につゞひて繁昌す、境内すき間なく假屋をつらね、三四町ツゝ四方へ商人出る、)　廿一日、大師河原平間寺年の市、この邊の賑ひなり、　廿二日、廿三日兩日、芝神明宮年の市、境内にて注連飾の具等商ふのみ、纔の市なり、　廿四日、芝愛宕權現年の市、(淺草に續て大市なり、遠近の商人こゝに集ひ、參詣の老若、通り町は芝の邊より日本橋迄の賑ひなり、)　廿五日、今明日平河天滿宮年の市、(參詣多し、大市なり、(中略)此頃より、辻々河岸、其餘廣場等に松竹をならべ、又は假屋を建て、注連飾の具、齒朶、讓葉、海老、飾栗(カチグリ)、乾柿等を商ふ、除夜には、夜通しに市を立る、又腊魚、鮭鱈等を售ふ小屋、街に多し、今川橋、通り町筋、筋違御門外、日本橋四日市、下谷廣小路、麴町五丁目等也、其外にも多し、)　廿八日(藥研堀不動尊、年の市、)

〔坂井家日策〕天保七年十二月十八日、天氣、夕方ゟ丹次、淺草市へ參ル、九ツ頃歸宅、

〔倭訓栞 中編 十二〕せきぞろ　節季候と口に唱ふるをもて、名目に呼たるなり、

〔人倫訓蒙圖彙 七〕節季候　都鄙にあり、都には十二月廿日より出る、節季にて候へば、くるとしの福と又年の終まで、何事なくをくりかさねしをいはふ心なるべし、

〔人倫訓蒙圖彙 七〕姥等(うば)　女の物もらい也、としは若けれども、みづから婆等といふ、十二月廿日より出る、下京は五日六日の比も出る也、赤前垂に手拭かつぎ、いがきを手に持て、婆等いわひませうと幾人も一連に、口々にわめきて門々をめぐる也、

〔雍州府志 八古蹟〕悲田寺　悲田院爲小兒之藥局、(○中略)其後至乞兒有病者寓茲、藥餌之事無幾而絕、爲大人小兒乞丐之寓居、今專乞人會長居之、總謂與次郞、常造草鞋爲業而賣之、(○中略)凡每年自臘月二

除夜

十一日、斯徒小草笠上插貫首葉(シダノハ)蒙頭上、又以赤布巾覆面顏、纔出兩眼、四人或六人入人家庭踊躍、是稱節季候、倭俗臘月謂節季、候一決之辭也、每家告歲終而請米、

〔日本歲時記七十二月〕二十日、(廿日以後の事をしるす、故に此日に揭出す、)國俗此月中旬より後、乞人共絳絹にて面をおほひ、又絳絹にて膝を蔽ひ、烏帽子を著、せきぞろといひて、いろ〳〵の祝詞をうたひ舞ありく事あり、せきぞろとは、節季候といふ意なるべし、都鄙共にする事なり、

〔民間年中故事要言六十二月〕節季候　二十日ノ以後、和國ノ風ニ、乞人ドモ絳布ニテ前ヲ蔽、マタ覆面ヲシテ齒朶ヲ戴テ、色々ノ祝詞ヲウタフテ舞コトナリ、是ヲセキゾロト云、節季候也、

〔俳諧歲時記十二月〕胸搗　節季候　むかしは乞兒としのくれに人家の門にたち、膺をあらはし、手を以胸を敲き、節季さむらふ〳〵といふて錢を乞ひし也、これを胸たゝきといふ、三十六番職人歌合にその圖のこれり、今節季候といふもの是なり、

〔增補江戶年中行事十二月〕當月より　節季候出る

〔東都歲事記四十一月〕廿八日　今日より節季候出る

〔書言字考節用集二時候〕除歲(臘月盡夜、)終年(同)、大暮歲(俚民所言)除夜(ジヨヤ)(臘月盡夜、言此夜所以除舊年也、)除夕(ジヨセキ)(同上)

〔增續山井下十二月〕除夜(ジヨヤ)(歲のくれ、歲末、歲尾、暮年、大晦日、除歲、ゆく年、ながるゝ年、年みつ、晚年、)

〔日次紀事十二月〕俗間金銀年中出納、至大晦結解一決了、

〔日本歲時記七十二月〕晦日(又除日といふ、○中略)今夜を除夜といふ、又除夕ともいふ、一年のおはる夜なれば、つゝしみて心をしづかにし、禮服を著、酒食を先祖の靈前にそなへ、みづからも酒食を食し、家人奴婢にもあたへ、一とせを事なくてへぬる事を互に歡娛し、坐して以て旦をまち、舊を送り新を迎べし、　周處が風土記にいはく、除夜祭其先祖、長幼聚飮祝頌而散、謂之分歲、げに一年の終る夜なればかく有べき事なり、(○下略)

〔民間年中故事要言 十六 十二月〕大歳　俗ニ晦日ヲ大歳ト云、盧照隣ガ元旦ノ詩ニ曰ク、人歌小歳酒、花舞大唐春トイフトキハ、元日ヲ小歳ト謂ナリ、シカレバ大晦日ヲ大歳トイフベキ事ナリ、大小ハ猶言老若也、

〔俳諧歳時記 十二月〕除夜(じよや)　十二月晦日、これを除夜といふ、言こゝろは此夜舊年を除く也、本邦の俗、この日つぐみ鳥を燒て食ふ、是繼身(つぐみ)の訓によりて賀する也、又質をとる家、かし鳥を食ふ、是借取の祝語なり、今は大かたこの戲なし、　大歳(おほとし)　元日を小歳といふに對して、晦日を大歳といふ、琅琊代醉編

〔改正月令博物筌 十二月〕大年 大晦日、年のはてゆへ、大年の字をそゆるなるべし、

〔東都歳事記 四 十二月〕晦日 又大晦日といふ

〔秇苑日渉 七〕民間歳節下　除夜謂之大歳(おほとし)、天地神佛祖先竈井圊戸以至溷厠、燃燈輝煌達于旦、 按、大歳之稱、不詳所起、蓋對小歳云、通鑑魏制、群臣季冬朝賀、服袴褶行事、謂之小歳、宋書、魏晉冬至日受萬國及百僚稱賀、因小會、其儀亞于歳朝、代醉編、子美有小至詩、説者謂、冬至前一日爲小歳、五雜組、臘之次日爲小歳、今俗以冬至夜爲小歳、老學菴筆記、唐人冬至前一日、乃謂除夜、所謂冬除也、陳師錫家享儀、冬除夜與歳除夜爲對、蓋閩俗也、由此觀之、古人以冬至前一日爲除夜、又謂之小歳、因以歳除夜爲大歳耳、　月令廣義曰、除夜家奉天地神佛祖先之前、倶各香燈明燭、及主人臥室燃燈達旦、家宅光明、擯火闔爐以助陽氣、　群談採餘曰、除夕燃燈室中、謂之照虛耗、

〔年中行事故實考 十二 十二月〕大晦日　除夜とも云、除はつくるといふ訓あり、大晦日といふ字、東鑑二十八卷に出たり、人家所々に火を多くとぼす、福を得ると云ひつたふ、和漢共にしかり、　熙朝樂事曰、除夕燃燈床下、謂之照虛耗、　信州諏訪にて岡見といふ事あり、高き山に登り、我家の方を見て來年の吉凶を占ふ、中華にては、正月七日岳に登り四方を望ば、陰陽の氣をしづむる事を得て、

煩を除く術なりと云、　堀川百首　後頼朝臣　ことだまのおぼつかなさに岡みするこずゑながらに年はこすかな　李充人日詩曰、命ㇾ糯升ㇾ西山、寓ㇾ目眺ㇾ原疇、

〔浪花の風〕節分大晦日には、必らず麥飯を焚て、赤いわしを添へて祝ひ食ふ、都て年越には麥飯を食ふことゝ貧富相同じ、江戸にて蕎麥切を用ふるが如し、

〔嬉遊笑覽十二草木〕世俗除夜に果樹の實のならぬに、一人杖を持て木のもとに行、ならうか、なるまいかとて、打むとするを、又一人その樹に代りて、ならうと申ますといふなり、寶倉に、或時婦にはかりて云、君みずや、柿木などいへるもの、、年きりせるには、節分の夕に、一人斧をとりて、此木をきらんといらなめば、今一人其木に代りて、明年より年きりせまじ、ゆるし給へなど、口がためする時は、必明年より年きりする事なし云々、汝南圃史に、正月元旦辰刻、將ㇾ斧班駁敲ㇾ樹、則結ㇾ子不ㇾ落、名曰ㇾ嫁樹ㇾと是なり、又文昌襍錄云、楊州李冠卿所ㇾ居堂前杏一株極大、多ㇾ花而不ㇾ實、一老嫗曰、來春爲ㇾ嫁ㇾ此杏、冬深忽携ㇾ尊酒ㇾ云、是婚嫁撞門酒、索ㇾ處子裙ㇾ繫ㇾ樹上、已尊酒辭祝再三、家人咸哂ㇾ之、明年結ㇾ子無ㇾ數とあり、これ嫁樹の義なり、

年越

〔俚言集覽上〕年越　大晦日と節分をいふ、又正月六日、十四日を、六日どしこし、十四日年越といふ、

〔御湯殿の上の日記〕慶長九年十二月卅日、としこしの御さかづき一こん參る、

〔東都歲事記四十二月〕晦日　今日を年越といふ

〔增補江戸年中行事十二月〕晦日　神田明神年越のはらひ　其外諸所の神社ニ有

正月年越

〔改正月令博物筌正月〕六日○○○年越　今七日は式日なれば、今日をいふにや、

〔故實拾要三〕同日○正月六日　歲越之御獻　是御臺所井自ㇾ男居ㇾ獻ㇾ之

〔後水尾院當時年中行事上正月〕六日夕方、年越の御さかづき、常の御所にて一獻三ツかなさ參る、かくのごときの時、女中の衣しやう、わたの入たるものを用ふる、たゞしきうのもの也、からあやさりかんずき等、又はくるしからず、羽二重などならば不ㇾ著用、十四日大晦日又同じ、節句も同じ、但是は御さかづきよりすく

ぐに別殿の行幸なれば、其時著あらためむも、遣作なるによりて、初より袴を著るなり、散しあぶらを供す、

〔禁中近代年中行事正月〕六日年越の御獻　初獻三ッ肴出ル、二獻は御こんぶあは、三方の角の方にかちぐり七ッ有、長のしの上にあり、三獻はなし、二獻まで、　十四日年越御こん　同じ御事なり

〔年中行事故實考二正月〕六日　年越の御獻、御臺所幷男居より奉るよし、禁中年中行事略に見えたり、民家にても年越の祝、大根汁、田作り鱠など調へことぶきとす、

〔光臺一覽一〕六日〇正月　年越の御儀式

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年正月六日、としこしの御盃一獻、御こぶあわにてまいる、

〔言經卿記〕慶長九年正月六日丁巳、歲越祝詞如二例年一、

〔江戸鹿子二年中行事〕正月　六日　十四日　年越神明參

〔增補江戸年中行事正月〕六日　年越祝ふ、惠方氏神參り、

〔東都歲事記一正月〕六日　良賤年越を祝ふ六日年越といふ

〔故實拾要三〕十。四。日。年。越。御。獻。　是六日ノ御獻ノ規式ニ同ジ

〔後水尾院當時年中行事上正月〕十四日、年越の御さかづき、常の御所にて一獻まいる、けふもちらし油を供す、

〔日次紀事一正月〕十四日　歲越今夜俗稱二十四日年越一、各相祝、

〔諸國圖會年中行事大成一正月〕十四日歲越　今夜諸公家の奴僕、圓餅を枚杖に插み、諸家ごとの門戸を敲く、〇下略

〔日本歲時記二正月〕十四日　今夜蘿蔔にて臼、杵、判金、いろいろの物作りて折敷につらね、簑笠きて人のもとへ持行、かのをしきを戸の內へさし入て置を、あるじの方より取て、その折敷に米

餻など入て、もとの所にかへせば、持來し人とりて歸るを、かねてより水をくみ置て是にかけ、わらひのゝしる事あり、鄕國にては、とび〳〵といふ、四國には、かいづりといふよし聞ぬ、西國にて此日薄暮より明曉に至まで、うぐろもちを打とて、藁をつかねて地を打事あり、土をかためんとにや、東國には此事なしとぞ、げにかゝるよしなし事、俗にしたがひて何かせん、せずして禮義に害なくば、せざるにしかじ、

〔增補江戶年中行事正月〕十四日　年越祝ふ、家々けづりかけを下る、

〔東都歲事記一正月〕十四日　良賤年越を祝す十四日年こしといふ

〔年中行事故實考二正月〕十四日　禁中にて年越の御獻あり、俗家にても六日のごとくことぶきをなす、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年正月十四日、としこしの御盃、夕かた一こんまいる、女中御ばんしゆ、くじらのすひ物ひし〳〵とまいる、

# 古事類苑

## 歳時部二十

### 豐凶

豐年トハ、穀蔬豐熟ノ年ヲ云ヒ、凶年トハ、穀蔬不熟ノ年ヲ云フ、豐年ニハ満作ト云ヒ、凶年ニハ凶作ト云ヒ、或ハ不作トモ、飢饉トモ云フ、凡ソ農業ハ、天候ト人力ト相待チテ効果ヲ奏スルモノナルニ、往々天候不順ニシテ、或ハ霖雨アリ、或ハ旱魃アリ、爲メニ穀蔬ノ發育ヲ妨ゲラレ、或ハ大風吹キ、或ハ洪水起リ、爲メニ其成熟ヲ害セラレ、秋稼ヲ損ズルコト、古來其例少カラズ、就中養和ノ凶荒ハ、尤モ慘狀ヲ極メ、京都ニ於ケル二箇月間ノ餓死ノミニテモ、四萬二千餘人ニ及べリ、近世天明天保ノ凶年モ亦奥羽ノ諸國ハ、死者甚多ク、終ニ人々相食ムニ至レリ、凶年ノ甚シキモノハ、斯ノ如ク人ヲシテ酸鼻ノ極ニ至ラシムルヲ以テ、世々ノ爲政者、厚ク意ヲ此ニ用キ、農民ヲシテ、豫メ穀類ヲ貯藏シテ、不時ノ用ニ備ヘシメ、不幸ニシテ凶年ニ過ヘバ、其淺深ニヨリ、或ハ租稅ヲ免除シ、或ハ種子ヲ貸與スルナド、種々救恤ノ法ヲ設ケ、勉メテ飢餓ヲ濟フノ途ヲ講ゼリ、而シテ其救濟方法ノ如キハ、政治部賑給篇、救恤篇等ニ詳ナリ、宜シク參看スべシ、

豐年

〔伊呂波字類抄保疊字〕豐稔ホウシン 豐年 豐饒 豐登

〔運歩色葉集保〕豐年 豐登 〔同滿〕滿作

〔易林本節用集保言語〕豐年ホウネン 〔同末言語〕滿作マンサク

〔公羊傳註疏桓公四〕三年有年、傳、有年何以書、〇註略以喜書也、大有年何以書、亦以喜書也、〇中略彼其曰大有年何、〇註略大豐年也、註、謂五穀皆大成熟、

〔萬葉集十七〕天平十八年正月、白雪多零、積地數寸也、於時左大臣橘卿、〇諸兄率大納言藤原豐成朝臣、及諸王諸臣等、參入太上天皇〇元正御在所、〇中宮西院供奉掃雪、於是降詔大臣參議幷諸王者、令侍于大殿上、諸卿大夫等者、令侍于南細殿、而則賜酒肆宴、勅曰、汝諸王卿等聊賦此雪、各奏其詞、

葛井連諸會應詔歌一首

新年乃波自米爾、豐乃登之、思流須登奈良思、雪能敷禮流波、

〔拾遺和歌集十神樂歌〕おほくにのさと

年もよしこがひもえたりおほくにの里たのもしくおもほゆるかな　かねもり

〔日次紀事十月〕此月土民納年貢、凡秋米收納法、晩秋縣吏、先巡撿田地立毛之善惡、〇中略其立毛宜歲、民間稱世中宜、又謂豐年、凡百石田地收納秋米百石、是謂縮取、悉縮得之義也、其次百石之中、或八分或七分、惡者納二分或三分、是謂幾箇成、定其收納之法謂置免、言免多而少取之義也、又百石田收五十石謂半納、是中之上也、是皆依歲之豐凶而雖定之、農民於其內、又減一分、或請減二分、是謂請免、言免收納之多義也、

〔鶴岡事書案〕佐々目鄕書下案

今年者當鄕滿作候へば、於有限年貢者、百姓等不可申異儀之處、爲奸曲、〇中略於有緩怠者、不可然之狀如件、

應永元十月廿二日　法印

佐々目鄕公文殿

〔日本書紀十一仁德〕四年三月己酉、詔曰、〇中略是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寬、頌德既滿、炊烟

豐年免租

亦繁、

〔日本書紀十二反正〕元年、當是時風雨順時、五穀成熟、人民富饒、天下太平、○又見扶桑略記

〔日本書紀十五顯宗〕二年、是時天下安平、民無傜役、歲比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文、牛馬被野、

〔日本書紀十五仁賢〕八年、是歲、五穀登衍、蠶麥善收、遠近淸平、戶口滋殖焉、

〔日本書紀十八安閑〕二年正月壬子、詔曰、間者連年登穀、接境無虞、元元蒼生、樂於稼穡、業業黔首、免於飢饉、仁風暢乎宇宙、美聲塞乎乾坤、內外淸通、國家殷富、朕甚欣焉、可大酺五日、爲天下之歡、

〔日本紀略嵯峨〕弘仁四年十月壬午、奉幣於名神、報豐稔也、

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁五年八月壬申、詔曰、朕恭踐天位、纂承洪基、旰食宵衣、星琯頻改、雖躬居紫極、而心遍黎民、庶齊七政、以無水旱之災、勸九農以有仁壽之喜、頃年以降、春耕候花、不愆灌枝之潤、秋稼垂穎、可餘栖畝之粮、是則神靈降祥、佛子修善之所致也、朕思膺斯嘉貺、寄中實於百神、欣彼豐稔、報勤勞於萬姓、宜委天下國宰、明加撿挍、奉官社幣帛、並施給高年僧尼及耆老鰥寡孤獨不能自存者、各有等級、務在賙稱朕意焉、　九月戊子、奉幣明神、報豐稔也、

〔百練抄六崇德〕大治元年、今年五穀豐稔、野老擊壤、世以爲殺生禁斷之報、

〔會津塔寺村八幡宮長帳〕應永四年丁丑、冬雪フラズ、其年の作毛吉、

〔妙法寺記上〕明應六、丁巳此年、賣買吉、秋モ耕作吉、稗十分也、

〔牧民金鑑五〕寶曆九卯年七月朔日

一當卯年諸國作方之儀、何年ニも無之至極豐作之聞有之候條、各當撿見坪刈、別而念入格別御取箇進候樣、出精可有之候、

〔續日本紀五元明〕和銅五年九月己巳、詔曰、朕聞、舊者相傳云、子年者穀實不宜、而天地垂祐、今茲大稔、古賢王有言、祥瑞之美、無以加豐年、○中略宜大赦天下、其强竊二盜、常赦所不免者、並不在赦限、但私鑄錢

者降罪一等、〇中略天下諸國今年田租、并大和河內山背三國調並原免之、

〔續日本紀聖武九〕神龜三年九月丁亥、天皇臨軒詔曰、今秋大稔、民產豐實、思與天下共茲歡慶、宜免今年田租、

〔續日本紀聖武十一〕天平三年八月辛丑、詔曰、如聞天地所貺豐年最好、今歲登穀、朕甚喜之、思與天下共受斯慶、宜免京及諸國今年田租之半、但淡路阿波讃岐隱岐等國租、幷天平元年以往、公私未納稻者、咸免除之、

豐年賜物

〔續日本紀桓武三十九〕延曆六年十月丁亥、詔曰、朕君臨四海、于茲七載、未能使含生之民、共治淳化、率土之內、咸致雍熙、顧惟虛薄、良用慙嘆、而天下諸國、今年豐稔、享此大賚、豈獨在予、思與百姓慶斯有年、其賜天下高年百歲已上穀人三斛、九十已上人二斛、八十已上人一斛、鰥寡孤獨疹疾之徒、不能自存者、所司准例加賑恤、仍各令本國次官已上巡縣鄉邑、親自給稟、

熟荒

〔一話一言十五〕熟荒　近年米價賤くして、士人の窮する事甚し、これを熟荒と云、淸董舍が蓴鄉贅筆に曰、秋大熟、斛米二錢、時湖廣江右價尤賤、田之所出、不足供稅、富人蔌粟盈倉、委之而逃、有貨充斥、無過問者、百姓號爲熟荒、猶憶順治丙戌辛卯兩年、米價騰貴、每石價至四兩餘、而民反無流亡者、古人云、穀賤傷農信然、薛宗伯所蘊有豐逃行、慨乎其言之也、　覃按、此書袖珍本の說鈴の中に收載して、大本の說鈴になし、又國朝詩別裁の作者二百餘人の中に薛所蘊の名なし、豐逃行の詩は見まほしきものなり、八月十三日府中ニ書ス

春臺先生糴賤行詩抄、出于卷三十四、可以補此詩也、庚午五月七日雨中記

〔一話一言二十三〕春臺糴賤行詩　春臺先生の詩に　糴賤行

東都士民何㕦㕦、始自孟冬至季冬、海內糴賤諸侯困、哀哉方今士與農、郡國近歲頻有年、粟米如土不直錢、迺詔有司議定價、號令數出紛々然、貴貨賤穀由上政、因循無人察利病、號令愈出愈不行、黎

民何以保性命、商賈何親戚、士農何仇讎、末厚本却薄、一樂一憂愁、本末厚薄兩易處、冠履倒置皆失據、都鄙嗷々不聊生、在位肉食日暇豫、君不見農夫辛苦把鋤犂、秋成粟米如塗泥、已知樹穀徒費力、來年誰復事夏畦、天下求利相馳逐、那知金錢不如穀、一朝不炊終日飢、金錢寧充人口腹、冠冕君子胡然愚、皆道有錢斯有粟、郡國粟米鉅萬々、何若擧棄之壑谷、不然鉅船稛載去、遠向海外諸國鬻、愚哉四國有粟可金買、一方無糴何所苦、君不見盈虛消息天道彰、年歲穰儉豈有常、安知今日如土米、不爲後來餓者糧、勸君儲蓄民間粟、用待凶年救飢荒、

太宰純卿

右之卿本牛込改代町田中寺にありしを得て裱褙したるとて、人のみせしまゝに寫し置也、(中略牛込)御門外藥店龜屋勘兵衞話、六月廿八日、

〔隨意錄　二〕不可因經義以論其是非者、獨我東方、年之豐耗也、自古在昔祈豐年者、天下之常也、而我方衆國擧豐熟、而穀價太賤、則士農工商、皆不以爲樂、其喜之者、唯負擔之細民也、漢時以斗米三錢爲太平之美事、今我方、斗米不及一兩金、則四民皆窮乎財用、是專以金銀爲主用故也、

〔我衣〕同年〇延享元年豐作ニ付、新米一石三斗ガヘナリ、〇註略依之御藏米ノ御旗本衆困窮ニ及ブ、則御買上ゲ米ノ儀、評定有之トイヘドモ、御損毛有之事ユヘ、奉行役有德ノ町人九人ヘ買上ノ義御賴ミナリ、伊勢町成井善三郞、小船町村田七右衞門、茅場町冬木萬藏、新堀冬木喜平次、小網町天野甚右衞門、中橋石田何某、兩替町海保半兵衞、同三谷三九郞、飯田町萬屋伊兵衞等ナリ、彼等ガ買上ゲワヅカナルユヘ不及力トイヘドモ、公儀ノ御威光ニテ、一石一斗迄ニハナリ、又其比傳馬町綿屋何某、南部修理大夫殿ノ仕送リス、依テ御米拂時一石一斗ニ賣ケレバ、下直ニ賣タル咎ニテ手錠ニナル、依之米多シトイヘドモ下直ニ賣者ナク、又高直ニ買者ナク、暫米商賣相止ミタリ、夫ヨリ又々二番ノ有德者五十八人、買上米被仰付、何モ少シ宛ノコトユヘ、米高ハ多キコトナレバ詮方ナシ、キビシキ被仰付有テ、九斗二三升ニナル、前九人ノ賣米ハ不及申、後五十八人ノ買米モ、町奉

凶年

行ヨリ封ヲ付テ賣コトヲ不許貯之、其後二千兩以上ノ町人ドモ御吟味ニ付、名主共承之書上ル、江戶、京、大坂、奈良、堺筋迄如斯、三十日餘世間大ニ騷動ス、十月廿日比ヨリ漸靜ル、

〔類聚名義抄　八食〕饉音覲、コフ、ウヱ、　鐽饉俗　饑飢或、正、音肌、ツカル　ウヘ　ウヱ　イヒニウヘタリ　イヒウヘス　和、ケ、

〔伊呂波字類抄　幾疊字〕飢饉

〔下學集　下態藝〕飢饉　飢渴

〔運步色葉集　幾〕飢饉　飢寒　〔同　景〕飢渴

〔撮壤集　中五穀〕農作　不作　損亡

〔書言字考節用集　二時候〕飢饉爾雅、穀不熟曰飢、蔬不熟曰饉、　飢荒　飢渴　飢年　凶年不歛歲、荒歲、並同、連年穀不登曰凶年、出穀梁傳、　凶稔同上　凶歲同上

〔倭訓栞　中編七〕けかち　西州の俗語、飢渴の音也、

〔康熙字典　戌集下食〕飢唐韻、集韻、居夷切、韻會、居猗切、並音肌、玉篇、餓也、書舜典、黎民阻飢、爾雅釋天、穀不熟爲飢、註、五穀不成、又仍飢爲荐、註、連歲不熟、韓詩外傳、一穀不升曰歉、二穀不升曰飢、按、說文飢饑二字、飢訓餓、居夷切、饑訓穀不熟、居衣切、汪來楨方伯說、饑饉之饑从幾、飢渴之飢从几、諸韻書俱分列支微兩韻、止集韻、飢字訓或从幾、經傳傳通用、長箋云、近代喜茂密者、通作饑、趨簡便者通作飢、遂成兩謬、經傳不誤、恐傳寫之譌也、集韻別作餓、　饑古文、餓餩、玉篇、紀衣切、音機、說文穀不熟爲饑、从食幾聲、餘詳飢字註、

〔延喜式　八祝詞〕龍田風神祭

龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久、志貴島爾大八島國知志皇御孫命乃(崇神)遠御膳乃長御膳止、赤丹乃穗爾聞食須五穀物乎始氐、天下乃公民乃作物乎、草乃片葉爾至万氐不成、一年二年爾不在、歲眞尼久傷故爾、〇下略

〔日本書紀　二十九天武〕五年五月甲戌、下野國司奏、所部百姓遇凶年飢之、欲賣子、而朝不聽矣、

〔續日本紀　八元正〕養老五年二月甲午、詔曰、世諺云、歲在申年常有事故、此如所言、去庚申年、〇養老四年咎徵屢見、水旱並臻、平民流沒、秋稼不登、國家騷然、萬姓苦勞、

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字七年正月戊午、詔曰、如聞、去天平寶字五年、五穀不登、飢饉者衆、宜其五年以前公私債負、貧窮不堪備償公物者、咸從原免、私物者除利收本、

〔日本後紀十三桓武〕大同元年五月己巳、是日勅、今聞頻年不登、民食惟乏、雖出擧公稻、而猶多阻飢、因茲私託民間、更事乞貸、報償之時、息利兼倍、遂使富强之輩、膏粱有餘、貧弊之家、糟糠不厭、宜貸正税濟彼絶乏、須差使實錄貧人、結保給之、若有亡者、令保內塡、其情涉愛憎、退弱進强、及補塡未納、兼收私債者、發覺之日、必處重科、待民稍給、乃從停止、

〔日本後紀十四平城〕大同元年九月壬子、遣使封左右京及山埼津難波津酒家甕、以水旱成災、穀米騰躍也、

〔類聚國史百七十三災異〕弘仁十三年八月戊午朔、令諸國於國分二寺、七日七夜悔過、兼修淸神社、爲災害頻發、年穀不登也、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年五月壬子、大和國言、頻年不登、例擧有缺、准弘仁十年官符、借國中富人稻三萬八千束、將賑飢民、許之、　甲寅、京師五畿內七道諸國並飢疫焉、

〔日本紀略三村上〕天曆二年十一月九日甲寅、官奏、是廿五箇國損田事也、　十二月廿八日壬寅、今年諸國申異損、其數甚多、宜停止來年朝拜者、

〔百練抄五鳥羽〕元永元年八月九日、京中多餓死者、上皇開御廩賑貧窮、

〔百練抄六崇德〕保延元年七月一日、天下飢饉疫疾事、仰諸道令進勘文、

〔源平盛衰記二十七〕大神宮祭文東國討手歸洛附天下餓死事

治承三年ノ秋八月ニ、小松內府〇平重盛被薨ヌ、今年〇養和元年潤二月ニ、又入道相國〇平淸盛失給ヒシカバ、平家ノ運ノ盡事顯也、サレバニヤ、年來恩顧ノ輩ノ外ニ、隨ヒ付者更ニナシ、兵衞佐〇源賴朝ニハ、日ニ隨テ勢ノ付ケレバ、東國ニハ諍者ナシ、自背者アレバ、推寄々々誅戮シ給ヒケレバ、關ヨリ東ハ、草木モ靡トゾ、京都ニハ聞エケル、去程ニ去年〇治承四年諸國七道ノ合戰、諸寺諸山ノ破滅モ猿事ニテ、

天神地祇恨ヲ含給ヒケルニヤ、春夏ハ炎旱夥、秋冬ハ大風洪水不斜、懇ニ東作ノ勤ヲ致ナガラ、空西收ノ營絶ニケリ、三月雨風起、麥苗不秀、多黃死、九月霜降秋早寒、禾穗未熟、皆青乾、ト云本文アリ、加樣ニヨカラヌ事ノミ在シカバ、天下大ニ飢饉シテ、人民多餓死ニ及ベリ、僅ニ生ル者モ、或ハ地ヲステ境ヲ出、此コ彼コニ行、或ハ妻子ヲ忘テ、山野ニ流浪人、巷ニ伶傳、憂ノ音耳ニ滿リ、角テ年モ暮ニキ、明年ハサリトモ立直ル事モヤト思ヒシ程ニ、今年ハ又疫癘サヘ打副テ、飢テモ死、病テモ死ヌ、ヒタスラ思ヒ侘テ、事宜キ樣シタル人モ、形ヲ窄(ヤツ)シ、樣ヲ隱シテ諂ヒ行ク、去カトスレバ、軈テ倒臥テ死ヌ、路頭ニ死人ノオホキ事筭ヲ亂セルガ如シ、サレバ馬車モ死人ノ上ヲ通ル、臭香京中ニ充滿テ、道行人モ不輙、懸リケレバ餘ニ餓死ニ責ラレテ、人ノ家ヲ片ハショリ壞チテ、市ニ持出ツヽ、薪ノ料ニ賣ケリ、其中ニ薄朱ナドノ付タルモ有ケリ、是ハ爲方ナキ貧人ガ、古キ佛像率都婆ナドヲ破テ、一旦ノ命ヲ過ントテ、角賣ケルニコソ、誠ニ濁世亂漫ノ折ト云ヒナガラ、心ウカリケル事共也、佛說ニ云、我法滅盡、水旱不調、五穀不熟、疫氣流行、死亡者多、ト佛法王法亡ツヽ、人民百姓ウレヘケリ、一天ノ亂逆、五穀ノ不熟、金言サラニ不違ケリ、

〔吉記〕治承五年(養和元年)○中略四月五日、參內、次退出、(欲過三條烏丸之處、餓死者八人並首云云、仍不過之、近日死骸殆可満道路歟、)

〔百練抄(九安德)〕養和元年六月廿八日、近日天下飢饉、餓死者不知其數、僧綱有官之輩有其聞、

〔皇帝紀抄(安德)〕養和一年、○中略今年天下飢饉、道路餓死者充滿、開闢以來無此程子細、

〔方丈記〕養和の比かとよ、久しく成てたしかにも覺えず、二年が間世中飢渇して、浅ましき事侍き、或は春夏日でり、或は秋冬大風大水など、よからぬ事共打つゞきて、五穀こと〴〵くみのらず、空しく春耕し、夏うふるいとなみのみありて、秋刈冬收るぞめきはなし、是によりて國々の民、或は地をすて、堺を出、或は家を忘て山に住、さま〴〵の御祈はじまりて、なべてならぬ法ども行はるれ共、更に其しるしなし、京のならひなにわざにつけても、みなもとは田舍をこそたのめるに、

絶てのぼるものなければ、さのみやはみさほも作りあへむ、ねんじ侘つゝ、様々の寶物かたはしより捨るがごとくすれども、更に目みたつる人もなし、たま〳〵かふるものは、金を輕くし粟を重くす、乞食道の邊におほく、愁悲しぶ聲耳にみてり、前の年かくのごとくからくして暮ぬ、明る年はたちなをるべきかと思ふ程に、あまさへえやみ打そひて、まさる樣に跡かたなし、世の人みな飢死ければ、日をへつゝきはまり行さま、少水の魚のたとへに叶へり、はてには笠うちき足ひきつゝみ、身よろしき妻したる者、ひたすら家ごとに乞ひありく、かくわびしれたる者どもありくかと見れば、則たふれふしぬ、ついひぢのつら路の頭に飢死ぬる類ひはかずもしらず、とりすつるわざもなければ、くさき香世界にみち〳〵て、かはり行かたち有さま、目もあてられぬ事おほかり、いはむや川原などには、馬車の行ちがふみちだにもなし、あやしきしづ山がつも力つきて、薪さへともしくなりゆけば、たのむかたなき人は、みづから家をこぼちて、市に出てこれをうるに、一人が持て出たるあたひ、なを一日が命をさゝふるにだに及ばずとぞ、あやしき事はかゝる薪の中につき、白かねこがねのはくなど所々につきて、みゆる木のわれあひまじれり、是を尋ぬれば、すべき方なきもの、古寺に至りて佛をぬすみ、堂の物の具をやぶり取て、わりくだけるなり、濁惡の世にしも生れあひて、かゝる心うきわざをなむ見侍りし、又いとあはれなる事侍りき、さりがたき女男など持たる者は、其思ひまさりて、志ほそきはかならずさきだちて死ぬ、其故は我身をば次になして、男にもあれ女にもあれ、いたはしく思ふかたに、たま〳〵乞得たる物を先ゆづるによりて也、去ば親子ある者は定まれるならひにて、親ぞさき立て死にける、父母が命盡てふせるを志らずして、いとけなき子のその乳房にすひつきつゝふせるなども有けり、仁和寺に慈尊院の大藏卿隆曉法印といふ人、かくしつゝ數志らずしぬる事をかなしみて、聖をあまたかたらひつゝ、その首のみゆるごとに、額に阿字を書て、縁を結ばしむるわざをなむせられけ

る、その人數をしらむとて、四五兩月がほどかぞへたりければ、京の中一條より南、九條より北、京極よりは西、朱雀よりは東、道の邊にある頭すべて四萬二千三百餘りなむ有ける、況や其前後に死ぬるものも多く、川原白川西の京もろ〳〵の邊地などをくはへていはゞ、際限も有べからず、いかにいはむや、諸國七道をや、近くは崇德院の御位の時、長承の比かとよ、かゝるためしは有けりと聞ど、その世のありさまはしらず、まのあたりいとめづらかに、悲しかりし事也、

〔養和二年記〕養和二年〔○壽永元年〕正月廿五日丙申、此間天下飢饉以後、過路頭人々伏死、又天下强盜每夜事也、已相同長承飢饉令泉院末者也、上品白綾一卷僅相博三斗耳、　二月廿六日丁卯、此間天下ニ飢饉强盜引裸燒亡每日每夜事也、不可勝計、清水寺橋下二十餘許アル童、食小童口令見之云々、人相食之文已顯然也、又犬甕ヲ又犬食、是飢饉徵也、希代事也、

〔百練抄九安德〕壽永元年正月十七日、近日嬰兒棄道路、死骸滿街衢、夜々强盜所々放火、稱諸院藏人之輩、多以餓死、其以下不知數、飢饉超前代、

〔皇帝紀抄安德〕壽永元年、天下飢饉、同去年旱魃疫癘、越年之死人在墻壁、

〔玉海〕壽永三年〔○元曆元年〕正月十四日甲辰、或人云、關東飢饉之間、上洛之勢不幾云々、實否難知歟、

〔皇帝紀抄後堀河〕寬喜三年五月廿一日、風聞、近日飢饉甚之間、京中在地人等、合力推入富家、飲食之後、推借錢米等、數多分配取事、所々多聞云々、　廿二日、取事仰武家被停止之、　六月十一日、祇園內常行堂上、餓死者出來之間、令破築地上取棄云々、

〔百練抄十三後堀河〕寬喜三年六月十七日、自去春天下飢饉、此夏死骸滿道、治承以後、未有如此之飢饉、

〔曆仁以來年代記〕正嘉二年六月、寒冷如例二三月、仍五穀不熟、天下一同、仍次年〔○正元元年〕大飢饉、餓死者不知其數、百文直、僅小升三升也、

〔如是院年代記〕明德元〔南朝元中七年〕庚午、自元年至二年、天下大飢

〔八幡宮年日記長帳續一上〕應永九年壬午、今年大飢饉、七歲以下海川ニ投シ、七歲以上ハ普代ニ渡ス、

〔吉田日次記〕應永十年三月十一日戊子、及晩向海西堂了、百花已得盛云々、然而川東邊無人冷然、世間飢饉以外、倒死路頭之輩繁多、末歲之徵歟、又寒氣超過例年、尤奇也、

〔天地根元圖〕應永廿七年、天下大飢饉、百文米一升賣、

〔曆仁以來年代記〕應永廿八年、大飢饉疫病、山野江河亡人充滿、

〔年代記殘篇〕應永卅一年甲辰、大疫病大飢饉、人多死亡、失家失村、

〔神明鏡〕正長元年、當年飢饉、餓死者幾千萬云數不知、鎌倉中二萬人及聞、

〔南方紀傳〕三月〇正長元年十二日、〇中略天下飢饉、〇中略自三月疾疫、人民多死亡、骸充滿諸國、

〔看聞日記〕永享三年七月六日、抑聞米商買之者六人、侍所召捕、糺問被書湯起請云々、此事此間、洛中邊土飢饉、忽及餓死云々、是米商人所行也、露顯之間、張本六人、餘黨數十人、被召捕嚴密沙汰云々、十日、抑去月以來、洛中邊土飢饉及餓死、是米商人所行之由露顯之間、去五日、米商人張本六人、侍所召捕糺明、被書湯起請、皆有其失、糺問之間白狀、諸國米塞運送之通路、是所持之米爲沽却也、又飢渴祭、三ヶ度行云々、與黨商人も皆被召捕、張本六人、被籠舍、可被斬云々、所司代〇赤松滿祐依此事、失面目、職辭退云々、洛中飢饉以外也、自公方〇足利義教被定法、可米於沽却之由被觸云々、 十九日、米商人被召捕、張本六人之內、門次郎〇元乞食也唐紙師等三人、今日被刎首云々、京都米如元本復云々、珍重也、

〔年代記殘篇〕永享十年戊午、飢饉大疫病、洛中死骸如山、

〔南方紀傳〕此年〇文安五年疾疫飢饉、

〔假名年代記〕戊辰五年、〇文安大水、地しん、えきれい、ききん、

〔祇園社記〕左辨官 下祇園社、

應七日間令轉讀仁王般若經事

右日來、天變告災、地震作害、多以疫癘之苦、因以飢饉之憂、非仰佛神之仁慈者、爭救都鄙之厄難乎、權大納言兼大宰權帥藤原朝臣實雅宣奉勅、於彼社、可轉讀仁王般若經、早凝七日之懇精、宜得衆人之延命、其施供料、依例行之者、社宜承知依宜行之、

文安六年(○寶德元年)六月十二日　　大史小槻宿禰(判)

右中辨藤原朝臣(判)

〔碧山日錄〕寬正元年六月五日庚戌、備美伯三州大饉、人民相食云、

〔新撰長祿寬正記〕寬正二年、春ノ比ヨリ天下大キニ飢饉シ、又疾疫悉クハヤリ、世上三分二餓死ニ及、骸骨衢ニ滿テ、道行人アハレヲモヨヲサズト云コトナシ、

〔妙法寺記上〕文明五(癸巳)甲州大飢饉、餓死スルコト無限、米百三十文壹升、粟七十文、大麥六十文也、

〔八丈島年代記〕一長亨元(未)年十一月十三日夜、神火吹出し、隨て島中甚飢饉す、

〔妙法寺記上〕延德二(庚戌)京ニテハ正亨二年ト延德ヲカヱ給フナリ、此年ハ多日デリ、後ニハ大風又大雨降テ、作毛皆實モナシ、大飢饉無申計、○中略京ニ王崩御トテ福德元(庚戌)年ト年號ヲ替ルナリ、○中略以ノ外ニ大飢饉ニテ、其年中ニ米ハ七十、大豆ハ六十、粟ハ更ニナシ、牛馬カツヘ死ルコト大半ニ越タリ、人民飢死無限、

明應元(辛亥)此年モ年號色々也、大飢饉無申計、賣買ナシ、○中略牛馬飢死コト無限、鹽、初ハ四貫文、後ハ三貫六百文ニ壹駄賣、

〔東寺過去帳拔書〕延德三年(○辛亥)美濃、尾張兩國、餓死數百人、

〔會津塔寺村八幡宮長帳〕明應八年己未、此年大飢饉に而、日本國迷惑候、米貳貫八百文をかぎる、

〔妙法寺記上〕永正元(甲子)此年冬寒キコト叵及言說、此海(○甲斐河口湖)少モアク處無シ、大飢饉、百分千分、不

及言說、人馬死ルコト無限、賣買米七十、粟六十、稗五十文、大豆六十文、籾六十文、

〔假名年代記〕永正元年甲子、天下きゝん、

〔會津塔寺村八幡宮長帳〕永正二年乙丑、此とし大雪なり、大けかつにて、人三千人飢死あり、ふしぎのとしなり、

〔續本朝通鑑〕後柏原 百七十八 永正七年、是年、諸國饑饉、

〔紀伊國續風土記〕附録 名草郡 二 三箇寺就入院之儀式而掟事　右三寺、修造已後、各輕薄也、舊債漸相積、殊依凶年飢饉而、土貢已下不全也、兩寺住持、七派之頭、以御評議而今當永正七年庚午十月四日ヨリ十ケ年間、三寺共入院御停止也、○下略

〔暦仁以來年代記〕永正九年大飢饉、人多六七月死、

〔妙法寺記〕上 永正十二乙亥、此年ハ十月○十月、一本作十二月、十二日ノ夜ヨリ雪降、大雨ト雪ト同心ニ降ルニ依テ、大地殊ノ外ニ氷テ、芋モホリエズ、菜ナドモ一本モ取ルマモ無之、サシヲクニヨッテ、ナモ徒ラニスツル、芋モ如此致候間、中々言語同斷飢饉トナルナリ、地下ノワビコト無申計、此年ハ耕作、田畠、粟稗惡シ、惣テ作ル程ノモノハ、イカニモ惡シキヽンス、寒キコト前々ニモ過タリ、

〔暦仁以來年代記〕永正十六年、春夏大飢饉、死者多之、於悲田寺施行、逐日在之、然者助者有云々、

〔妙法寺記〕上 永正十六己卯、此年惣テ一國ニ國ナラズ、日本國飢饉シテ、諸國餓死ニヲヨブナリ、當國ノ内浦ノ兵庫殿屋形樣ト取合給フベキニ定リ、今日ノ明日ノト卯月迄モ不息、賣買ハ米百文、粟ハ八十、大豆七十、籾六十五文ナリ、其餘ハ更ニ賣買一粒モ無之、就中雜事一本モ無之、冬ヨリ富士郡へ往還而、芋ノカラヲ買越テタベ候、

〔八丈島年代記〕天文元辰年、麥不作、及困窮の飢死人數多有之、五ケ村より山江牛喰に入る、

〔續史愚抄〕後奈良 天文九年、今年春秋天下大疫饑、人相食、或作春

〔嚴助往年記 上〕天文九年庚子二月十日　當春、世上大キヽン、非人數千萬、餓死不ㇾ知其數、於上京下京之間、春夏中、毎日六十人計、死人捨ㇾ之云々、於誓願寺非人施行、春中有ㇾ之、

〔妙法寺記 下〕天文十、辛丑此年春餓死致候テ、人馬トモニ死ルコト無限、百年ノ内ニモ無御座候ト人人申來リ候、十死一生ト申候、

〔玉露叢 十三〕一同年〇寛永十八年ノ暮ヨリ十九廿年ノ春マデ天下飢饉、依テ餓死ス、尤乞食道路ニ散亂ス、

〔一話一言 十五〕米金の事　又寛永ノ末迄ハ、八木ノ直段、北國ノ米五斗ノ俵、銀六匁ニ賣シヲ予モ覺ケル也、其昔午歳〇寛永十九年大飢饉ノ時、天下一統飢死ノ者多、予若年ノ時、父ト連、賀州ヨリ越前ヘ行ケル時、小松ノ串野ト云所ヲ通シニ、松原ノ内ニ石瓦ノ如白ク見ヘケリ、朝霧深フシテ慥成貌見分ガタシ、依ㇾ之馬形ニ尋ケレバ、アレコソ午ノ歳ノ大飢饉ノトキ、飢死ノ者ノ首ニ縄ヲ付テ、此所ヘ在々ヨリ捨タル其骸骨ドモナリトゾ申ケル、サナガラ石川ノ水ノ干タルガ如也、〇中略

寛永飢饉の事　寛永年中、午年天下一統ノ飢饉ニハ、田ノ畔ノ草ヲアラソヒ、木葉松竹ノ翠ヲ拔食セシナリ、

〔大猷院殿御實紀 四十九〕寛永十九年二月、すべてこの月より、五月に至るまで、天下大に飢饉し、餓莩道路に相望む、また身に一衣覆ふ事もなし得ず、古席をまとひて倒れふすもの巷にみちたり、よて町奉行をして各その郷里をたゞし、領主代官に命じ、飢者をたすけて、その故郷にかへさしめ、その外は市中に假屋を設け、旦暮粥をつくりて、飢者に施行せられしとぞ、家譜、寛永系圖、天享東鑑、

〔十三朝紀聞 靈元三〕延寶三年正月、天下大飢、餓莩載ㇾ路、京師棄ㇾ兒、空屋比比而在、大將軍〇徳川家宣奉ㇾ勅賑ㇾ之、設場于北野四條磧五條磧諸處、與粥及錢米、自三月至五月而止、慶長亂後、比歳豐稔、京師斛米、價率銀十八錢、其後至二十四五錢、既而漸次涌貴、平價不ㇾ下四十錢、至ㇾ是斛銀百三四十錢云、

〔親聽草 十集四〕延寶飢饉　當年延寶三年天下大飢饉にて、金子壹兩に米五斗宛是を買、錢百文には黒米壹升壹合なり、是に依て人民飢にのそんで死する族多かりし、其趣上に聞し召され、御慈悲を加わへられ、柳原の土手の下に小屋がけ仰付られ、江戸中の貧人ども其所へ呼び集め、施行粥を被下ければ、皆々悦び來りけり、京都にても、四月九日より北野七本松と四條河原にて、江戸のごとく、貧人共に粥を賜わりし、誠に大慈大悲なりし、京都へ御借米二萬俵いでけり、但し表壹軒に付四斗九升九合七勺宛にあたるなり、尤江戸町中へも拜借米仰付らる、然るといえ共、四五年米故、俵より出し候て、升にてはかり候へば、過半ふけ候へ共、皆米を大切にいたし候事ゆへ、臼などにてつき候へば、古米ゆへことの外へりおほく候間、其まゝ黒米にて食し候事となり、御惠みの程有がたく奉存候也、

〔元祿救民記〕元祿十六年癸未の春に至て、餓人次第に增長し、一國忽艱苦に及ぶ、元祿十五年壬午七月八月兩度、風雨洪水數多し、先公義山〇土佐山內家の御藏を開かれ、彼窮民を救給ふに、正月も過二月に成ば、飢人彌多く、御小屋に入者二千餘人、其後米穀益乏しく、田地扣家藏持たる者も自然に窮迫す、去ども御救屋に入事を恥て餓死するもの又少からず、

〔兎園會集說〕奥州南部癸卯の荒饑　山崎美成

天明三年癸卯十一月十一日、奥州三戸郡、南部內藏頭殿〇信房領分、八戸の惠比須屋善六より、本店江戸田所町かど、井筒屋三郎兵衛へ遣はせし書狀左の如し、〇中略

一追々御承知可被遊、當地當年凶作前代未聞に御座候、全體去冬寒中甚暖にて如夏、霜月頃より氷候へ共、寒に入悉解、平生三四月頃之氣候に等しく、夫より年明け正月に相成、少々寒く候得共、例年よりは格別暖に御座候、二月三月迄不寒、四月頃より卯辰風北風計にて、寒中如極寒、雨降、四月中に雨不降日、漸に七日御座候、夫も薄曇東風にて霧雨、晴天は一日も無御座候、五月も同斷に

て、朔日より降初、五月中不降日、漸に六日、六月中も五日程も右の如く、快晴は無之、七月には四日、八月には六日、右之通不天氣に候得共、當春より麥作の景氣至て宜、近年に不覺作合に相見え候間、諸人甚大悦罷在候處、苅頃に成、右之雨續候故、熟し兼、存之外日數おくれ苅取候處、一圓實成無御座、諸民大困窮仕候、然共稻作大豆小豆稗等者、例年に勝候作合宜相見え申候間、秋作は十分に可有之と、素人の拙者共は不申及、老農老圃年來の功者共、當秋者豐作無相違由申居故、右之季候も左のみ驚不申罷在候處、次第に不順に相成、春一度花咲候藤山吹之類など、六七月頃、山々春の如く花咲、九輪草唐葵抔は、春より霜月まで四度も五度も花咲、夏菊十一月下旬迄盛り、九月十月中成に竹の子生じ、九月下旬に蟬なきやます、種々の季候違に御座候、稻作は七月下旬に至り候ても、出穗無之、たまさか穗出候ても、葉の內へかくれ、花もかゝり不申、穗出るは百分一、其外一圓に穗出不申候、右之次第に御座候間、一粒も實入無御座候、大豆小豆粟稗蕎麥等は、八月十三日之夜、大に霜降り、是に當り、種なしに相成、誠に古今未曾有之大凶作、元來三四年已來打續、半作に不滿飢饉に御座候處、當夏麥不作、其上秋作皆無に御座候間、諸穀物一向無之、相場は市每に引上げ、當時相場は左之通り、

一玄米一升に付二百五十文　一こぬか一升に付五十文　一大豆一升に付百五十文　一搗粟一升に付二百六十文　一蕎麥一升に付百廿文　一豆腐粕一升に付廿五文　一片春麥一升に付二百文　一フスマ一升に付六十文　一粗稗一升に付百文　一兩替六貫二三百文○中略

扨餓死之者、唯今國中半分餘と相見え申候間、來正月より三四月迄之內、如何樣に成可申哉、難計奉存候、乞食非人往來如市、そのありさま、元來世並宜敷砌、伊勢熊野へ參詣仕候に、路用澤山所持仕候ても、南部山案子(かゝし)と出立に御座候、まして况此節の體、譬可申者無御座候、眼色憔悴(かじけ)、髮亂れ、眼星の如く、色青くつかれ衰へ、頰骨高く口尖り、手足口の如く、からだ赤裸に菰をまとひし有樣、何

と申ても、更に人間とは見え不申候、右故に店々も相仕廻、蔀など指堅め居候、戸口開置候へば、非人共無體に押入、食餌をあたへ不申内は、更らに立退不申候故、無據白晝の門戸を閉、用事御座候者、戸口より用事を足し、志等有之、施行抔仕候節は、家内中立わたり世話仕候得共、我勝に前後を爭ひ泣さけび、老弱の者の貰候食物を奪ひ取、なきさけび候聲、身にしみ胸に答へ申候、互に食を奪ひ合、溝へ落入半死半生之者數多、叫喚大叫喚、八寒紅蓮のくるしみ、食を奪合打合つかみ合、互に疵を得候體、修羅道の有樣、目前に御座候、火事は一夜に二ヶ處三ヶ處より出來、燒死する者數多、焦熱大焦熱の炎に入、烟にむせび、牛馬鷄犬之燒亡夥敷御座候、世尊滅後二千八百年、彌勒の出世迄は、餘程間も有之樣に承り候處、今その期來候哉と心細く、少も安心無御座候、依之御上樣にも、何卒飢渴之者御救ひ被遊度思召候へ共、近年打續候不熟損毛に付、御貯も悉く盡候故、不被為任思召、御心遣被為痛候へ共、更に其甲斐なく、殘念に被思召、乞食非人へ御施行被遊候ても、大海の一滴、中々屆不申、氣之毒千萬に奉存候、〇中略

一古來稀成義は、非人共犬猫牛馬を喰候は、世に不思議に存候所、死掛り候人之肉を切はなし、格別うまき味なるよし申候、言語同斷、かゝる時節にあひ申候事、いかなる事に御座候哉奉存候、乍然ヶ樣之樣不存候はゞ、生涯佛も御經もうはの空にて、至敬の信心も有之間敷奉存候處、六道四生之有樣、凡俗の身にて、目前に見申候事こそ、難有奉存候、乍去知らぬが佛、見ぬが花とも申候、何卒無難に明年を迎へ、豐作を祈申候外、他事無御座候、惣體當地之事、中々難盡筆紙、實に九牛の一毛に御座候、猶追便萬々可申上候、恐惶謹言、

卯十一月十一日　惠比須屋善六

井筒屋三郎兵衞樣　平兵衞樣　傳兵衞樣

〔農喩〕第三　餓死人の事　卯〇天明三年のきゝんも、此近國關東のうちは、いまだ大きゝんとはいふ

にいたらず、其故は秋作の實のりも少づゝはありてとりもし、又御領主方より御救の米穀、および友救の雜穀等もありし故、食餌のたえて、うゑ死にせしといふほどのものは、一人もなかりければ也、扨又奥州等の他國にては、うゑ死にせしが多くありけり、わけて大きゝんの所にては、食物の類とては一色もなかりければ、牛や馬の肉はいふに及ばず、犬猫までも喰ひ盡しけれども、つひに命をたもち得ずしてうゑ死にけり、其甚所にては、家數の二三十もありし村々、或は竈の四五十もありし里々にて、人皆死に盡し、ひとりとして命をたもちしはなきもありけり、其なき跡を弔ふ者なければ、命の終りし日も知れず、死骸は埋ざれば、鳥けだものゝ餌食となれり、庭も門もくさむらと荒て、一村一里すべて亡所となりしもあり、かく成果て見る時は、これに過し悲はなし、然を其由を知らぬ人などは、何ほどのきゝんたりといふとも、さまでの事はあるまじきと思ふもあらんが、其疑をはらさせんために、我儕に聞き届けしを示す事左のごとし、

右卯年きゝんの後、上州新田郡の人に高山彦九郎と云ひしあり、奥州一見の爲、彼國に至り、こゝやかしこと經めぐりあるきしが、ある山路へかゝりしに踏まよひて、行べきかたを失ひ、難義のあまり、高き峯によぢのぼりて、山のふもとを見渡しければ、山間に人家の屋根のかすかにあるを見つけしかば、心悦て、草木を押分けつゝ、やう／＼としてふもとに下りしに、其村里に人とてはひとりもなし、こはいかなる事にやと見まはせば、田畑の跡は茫々たるくさむらとなり、家々は皆たふれかたぶき、軒端には葎などはひまとはれり、あやしと思ひながら空敷家に入りて見れば、篠竹など椽をつらぬき出たり、其間々に人の骨白々と亂れありしを見て、目も當られず大におどろき、いと物凄おぼえければ、身の毛よだちて恐れをなし、とく／＼そこを走出、人住む里へと志し、路を尋けれども、あれはてたれば、其あたりには路がたちたえしゆへ、大に苦みしが、路らしきにたづねあたり、とやかくとして、人里に馳着、始て人心地となりけり、かくあれば奥の方

のきゝんたりし餓死の樣子は、關東へ聞えしよりも、直に其所を見ては、殊更におどろかれ、恐しき事共なりとの物語なりし、

〔十三朝紀聞 光格六〕天明五年九月、琉球大飢、幕府貸穀萬苞金萬兩于薩摩守島津重豪以賑之、

〔視聽草 初集五〕天明七丁未年江戸飢饉騷動之事

一天明三癸卯年春中より雨降續き大水ニ而、麥作甚あしく候處、○中略是冬上州淺間山燒候而、砂を吹出し候よし、關東奧州筋、都而近國近在一統に、右之燒灰砂降候ニ付、秋作よろしからず、米穀直段高直に相成候處、天明四甲辰年、又麥作惡敷、五月末より六月に至り、江戸町中に而、春米相場小賣百文に六合五勺、或は七合位に賣買致し、町かた一統に困窮いたし候に付、七月十二日、關東御代官伊奈半左衞門殿ゟ、江戸町中端々迄、人別帳ヲ以、御救米被下置候、○中略それより天明五乙巳年は、諸國ともに少々直段引下ゲ候處、天明六丙午年正月元日丙午の日にて、午の刻に九分の日蝕にて、諸人不思儀の事に思ひし所、○中略此とし七月、關東筋大水に而、諸作甚不作に而、近在の困窮によつて、御代官伊奈半左衞門殿より、兩國橋廣小路へ施行の御小屋掛り、近在の百姓男女へ、御救ひの施行粥出し下され候、尤日數十四五日の間、近在の百姓共老若の人數夥しき事に而有之候、○中略此としの暮に、御藏米御張紙三斗五升入百俵に付、金百七拾五兩之御張紙、右之通故、町方春米玄米ともに直段高直に而、一統難儀に及び候所、天明七丁未年の春、御藏前御張紙、三斗五升入百俵ニ付、百八拾兩、夏の御張紙、三斗五升入百俵ニ付、貳百貳兩、右之相場に相なり候ゆへ、町かた一統困窮いたし、其上此年四月上旬ゟ燈油一向無之、大難儀、此上もなき事に而候、此砌町方に而、諸國小賣相場の直段荒增書記す、

一金壹兩ニ付、上白米壹斗八升、中白米貳斗、下白米貳斗貳升位、小賣百文ニ付、上白三合、中白三合五勺、下白四合の小賣相場ニ而候、

一金壹兩ニ付、錢五貫七百文、

一百文ニ付、舂麥上五合、中六合、

一百文ニ付、挽割上六合、中六合五勺、下七合、

一百文ニ付、大豆上八合、中九合、下壹升、

一金壹兩ニ付、穀麥上五斗、中五斗二升位、同小賣百文ニ付、上八合五勺、中九合、

一百文ニ付、溫沌粉上八合、中壹升、下壹升壹合、

一百文ニ付、味噌上貳百五拾匁、中三百目、下三百五拾目、下ノ下四百目、

一並の酒壹升ニ付、五百文、

一燈油壹合ニ付、六拾文位に賣し故、一統困窮いたし候處、五月十八日、本所扇橋、深川六間堀邊ニ而、玄米屋舂米やを毀敷打こわし、騷動致候由、○中略 此節奥州筋の咄ニハ、食物無之候ゆへ、わらをいりて、臼ニ而挽き粉にいたし候而、食事ニ致候所抔も有之候よし、尤江戸町中ニ而も豆腐やのきらずを升に而はかり、壹升四十八文位ニ賣申候、如此に町中困窮故、騷動致候ニ付、五月廿七日、御救米として、大人小兒の差別なく、人別帳を以、壹人に付、白米三合二勺ニ、銀三匁二分ヅヽ被下置候、其後御救米として、御代官伊奈半左衛門殿ゟ、人別帳を以、壹人ニ付、白米壹升ヅツ御渡し、尤代銀壹人分九分五厘ヅヽ、上納可仕旨被仰渡、同六月廿一日、御同人ゟ人別帳通、壹人五日分の食物の由ニ而、玄米五合、此代六十五文也穀麥四升、此代二百文也代錢上納御取立之場所、玄米百文ニ付、七合五勺、穀麥百文ニ付、二升之相場之由被仰渡候、此砌錢相場、金壹兩ニ付、五貫八百文、同六月廿八日、御同人ゟ、玄米壹升、穀麥二升、小麥五合、右壹人分に而、同積り五日之食物之由被仰渡、此代上納取立に而、壹人前二百五十八文ヅヽ、御取立同七月六日、御同人ゟ玄米壹升、穀麥二升、小麥五合、右壹人分に而、同積り五日分之よし、此代上納御取立、壹人前三色ニ而百九十五

文ヅヽ、上納被仰付候、夫ゟ諸色少々宛直段引下ゲ候而、町方米小賣相場、錢百文に付、上白米六合、中白米六合五勺、下白米七合、是ニ准じ諸色直段引下ゲ、騷動之後御藏前御張紙も、三斗五升入百俵ニ付、百三拾兩と改り申、此砌町奉行曲淵甲斐守殿、○景漸山村信濃守殿○良旺勤役ニ而有之候、去ル天明三癸卯年ゟ打續五ヶ年之凶作、江戸町々ニ而は、伊奈半左衞門殿ゟ被成御渡候穀麥を水につけ、日本橋大通りは勿論、大傳馬町本石町の通り迄も、往還に臼を直し、右之穀麥を搗申、誠ニ江戸町々在邊のごとくニ而有之候、此としの春頃ゟして、所々方々ニ而、妻子を置去ニいたし、闕落等いたし候もの、其數いくらといふ事をしらず、近在近國奥州邊ニ而ハ、食事ニ盡て渴死いたせしもの夥しく有之、誠ニめもあてられぬ次第、哀といふもおろか也、尤此とし三月十二日、町奉行所ゟも、江戸中町々端々場所にいたる迄、一統に朝夕とも粥をたべ候やうにとの御觸有之、春中より江戸町々場末迄、大根、薩摩いも、割麥、小豆、大角豆等をまぜ候而、一圓にかて飯あるひは粥をたべ候、此砌とふなすかぼちやをゆで、砂糖きなこをつけて賣候、いつこく餅とて、大きなるいまさか、よねまんぢうを拵候て、一ツ八文ヅヽに賣、殊之外時花（はやり）候ゆへ、町中端々方々ニ而こしらへ賣申候、此砌は、肴計至而下直ニ而、殊に鰹夥しくとれ、かすご小鯛杯すさまじくとれ、下直ニ而有之候、江戸町中殊ニ江戸橋日本橋之上などにて、なまりぶしニ鹽をそへて、壹本四文よりうり申候、前代未聞珍ら敷事ニ而有之候、後の世の人に志らしめんがため、荒増記置候、

〔救荒便覽後集下〕凶饑悲慘の狀を記しておごりを戒む　天保巳年○四年に、塾生忠純語りしは、奥州へ細工に行し松五郎と云者いへるは、奥州邊にて九萬三千人を逐ひ拂ひしを見たり、又石の卷とか云所にて、盲目三人川端にて終日酒を飲、其夕皆水に投じて死けり、又婦人子を川に投、ふりかへりふりかへりて悲歎せしが、立戻り水に投じて死けり、又松の木へ子を結び付殺せるも

因旱魃年凶

あり、江戸にてもおき去多し、頃勢州より來るもの・話を聞くに、道中騷鋪、夜行は不相成、路傍に埋みし新塚、凡五百計もあるべしと、又聞、埋ざるもありて、犬群り喰ひ、鴉集り食ふも有と、又秋田邊にて、垣根の繩まで喰盡して死せるも有、又歌修行する者、奥州邊にて子を舟にのせ、流しやりたるを見しと語る、又奥州邊に夜な〳〵、七八歳、十二三歳の子供等連立、夜な〳〵武家の門口に、ひもじひ〳〵とさけびて、食を求るも有ときく、うゑ人やつれはて兩杖にて行、七八歳の子跡に付、泥濘の中をはきものもなく、びた〳〵と歩み行、町送り、やしき送りかはしらねども、うゑくるしがり、むう〳〵とかなしき細き聲を立けり、慘さ胸をさく、薬子、縊、身なげ、そこゝにありて、いと哀なり、或の書狀に、此凶歉にては、餓死の人も有之、蕨葛も雪降後は、とても堀ざるものに候間、唯今の中、必死と堀とり候へども、四五拾斤にて、毎家五月迄は食續ものにも無之候、殊に山中少も金の有ものは、大豆小豆迄、都下の直段にも不拘買〆致候故、此節大豆七斗、小豆五斗に相成り、白米兩に貳斗四升に御座候、姦商の所爲可惡事に御座候、箇樣の事より、諸民騷擾亂をいたし候事、相始り可申候、高崎邊其外小錢の廻り候奴は、大に利益を得、正直に人を救ひ候ものは、却て困難に及候事には成り候、貧民頻りに買〆の輩を惡み、打こはしの基と可相成候、都下芝居料理店の繁昌被仰聞、歎息仕候、都下はさすがに、よき御役人樣多く、御世話行屆きのよし御羨鋪存候、

〔續日本紀九元正〕養老六年八月壬子、詔曰、如聞今年少雨、禾稻不熟、〇下略

〔續日本紀十聖武〕天平二年六月庚辰、緣旱令撿挍四畿內水田陸田、　閏六月庚戌、勅、比者亢陽稍盛、思量年穀不登、宜遣使者四畿內、令撿百姓產業矣、

〔續日本紀二十淳仁〕四天平寶字七年八月辛未朔、勅曰、如聞去歲霖雨、今年亢旱、五穀不熟、米價踊貴、由是百姓稍苦飢饉、加以疾疫、死亡數多、朕每念茲、情深傷惻、宜免左右京五畿內七道諸國今年田租、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年三月癸巳、勅、比年遭旱、歲穀不登、朕念於茲、情甚愍惻、其去年不熟之

國、今年得稔、始須徵納、若有今年又不熟者、至於秋時、待勅處分、其備前備中備後三國、多年亢旱、荒弊尤深、因茲所負正稅不得進納、宜天平寶字八年以前官稻未納咸悉免之、

〔沙石集六〕賣身養母事

一去シ文永年中、炎旱日久シテ、國々飢饉ヲビタヾシク聞シ中ニモ、美濃尾張殊餓死セシカバ、多ク他國ニコソ落行ケル、(下略)

〔太平記一〕關所停止事

元亨元年ノ夏、大旱地ヲ枯テ、甸服外百里ノ間、空赤土ノミ有テ青苗無、餓莩野ニ滿テ、飢人地ニ倒ル、此年錢三百ヲ以テ粟一斗ヲ買、君(○後醍醐)遙ニ天下ノ飢饉ヲ聞召テ、朕不德アラバ、天予一人ヲ罪スベシ、黎民何咎有テカ此災ニ遭ルト、自帝德天ニ背ケル事ヲ歎キ思召テ、朝餉ノ供御ヲ止ラレテ、飢人窮民ノ施行ニ引レケルコソ難有ケレ、

〔太平記三十六〕仁木京兆參南方事附太神宮御託宣事

都ニハ去年ノ天災、旱魃、飢饉、疫癘、都鄙ノ間ニ發テ、尸骸路徑ニ充滿セシ事、只事ニアラズ、何樣改元有ベシトテ、延文六年(○南朝正平十六年)三月晦日ニ、康安ニ改ラレケル、

〔太平記三十八〕彗星客星事附湖水乾事

又今年(○北朝康安二年、南朝正平十七年、)ノ六月ヨリ、同十一月ノ始マデ旱魃シテ、五穀モ不登、草木モ枯萎シカバ、鳥ハチグラヲ失ヒ、魚ハ泥ニ吻(イキツク)ノミナラズ、人民共ノ飢死ヌル事、所々ニ數ヲ不知、

〔年代記殘篇〕應永廿七年庚子、天下大旱魃、畿內西國殊不熟、人民多餓死、近江湖水三町乾枯、淀河無船渡、

〔東寺百合古文書〕東寺八幡宮御領、上久世名主百姓等謹言上、

右當年旱魃、無今古之風聞也、名主百姓等、隨分雖修固井溝、既に桂河瀨絕上者、所不及人民力也然

因霖雨年凶

間御領以外干損也、其上に早田中田未熟之時分、七月之大風に大略半損仕候了、所憑存相殘作毛、八月之大風、晩田ニ秀吹最中雨、稻華損失候、隨而損亡之歎申處、五石御免云々、□□段別之僅八合計也、如今者有名無實御名也、全損亡不下給者、爭得苅取事、若損亡之御免、及遲々者、枯穗以下殊可令朽損、奉爲上方、爲百姓等、彌々可爲失墜損亡者也、所詮名主百姓等、令姦謀被思食者、早蒙御免、翻牛王之裏、欲捧起請文者也、謹言上如件、應永十五年九月日、

〔八幡宮年日記長帳續一上〕應永九年壬午、三月ヨリ七月迄、雨少モ不降大旱、別會津草木諸作燒枯、〇中略二十七年庚子、自五月十八日至八月二日、雨少モ不降大旱飢饉、

〔看聞日記〕應永二十八年二月十八日、抑去年炎旱飢饉之間、諸國貧人上洛、乞食充滿、餓死者不知數、路頭ニ臥云々、仍自公方〇足利義持被仰諸大名、五條河原ニ立假屋引施行、受食醉死者又千萬云々、

〔親長卿記〕文明四年六月十七日、今日賀茂神主勝久來閑談、依炎旱堺內無作毛之儀、無先規之由語之、

〔會津塔寺村八幡宮長帳〕明應三年甲寅、此年四月晦日より八月まで日照にて、當所干魃、諸人迷わく仕候、古來大木草木かうさく、やけかれ候て、不思儀此事に候、

〔二水記〕大永八年〇享祿元年七月廿九日、民戶炎旱及難儀、北ミソロ池、西廣澤池等、爲用水切落之云々、近年炎旱云々、及三四十日不雨歟、草木枯槁色也、此邊井水汲淵底、勝事之體也、祈雨事、諸寺被仰出之、依濁穢不及神社云々、　去年當年大亂、又秋稅可爲未熟云々、凶年連續、艱難此事也、

〔日本書紀二十二推古〕三十一年、自春至秋霖雨大水、五穀不登焉、　三十四年、是歳自三月至七月霖雨、天下大飢之、老者啜草根而死于道垂、幼者含乳以母子共死、又强盜竊盜並大起之、不可止、

〔看聞日記〕應永三十年七月廿二日、大雨降、此間霖雨也、以外洪水云々、田地損亡人民周章歟、　八月十日、雨下霖雨、過法、當所田地水損、散々事也、

〔民間備荒錄上凡例〕寶曆五年乙亥五月中旬より寒冷行れ、八月のすゑまで雨ふりつゞき、其間五日七日雨歇といへども、寒氣は初冬の頃のごとく、三伏の暑日も布子を襲し、水田へ入りて芸る者は、手足ひへ龜手ぬる程の寒氣なりければ、稻は植たるまゝにて長せず、漸く穗は出たれども、みのらずして枯れぬる故、奧羽おほひに飢饉し、諸民の歎いふばかりなし、我一關には備蓄倉をひらかせたまひ、大夫家老司農郡代の侶、心を盡し救はせられけるゆゑ、餓莩の患はあらざれども、他郷より來る流民、鵠形鳥面の老弱男女、蟻のごとく群來るは、目もあてられぬことどもなり、

〔農商工公報五〕天明年間の飢饉

左に引證するものは、佐々木參議〇高行が、曩に青森縣下巡視の際、陸奧國西津輕郡木造村に於て、僧、菊池勇義といふ者より獲られたる、天明年間の凶歲日記にして、此書は明治十三年五月、叡覽に供へ奉られたるものなり、其狀、慘怛悽愴、實に讀むに忍びざるものあり、

翌天明三癸卯年、初春より天氣荒續き、土用中尙以て、年中漸く十日許りならでは快晴無之、凶年に及び候、〇中略 右色々の變難有之ことども、第一六月中旬より町村とも米賣買無之、御拂米も一ケ村へ二俵ばかりづゝ、相當り候へば、一日の内に賣仕廻、其後一向賣手無之、同月廿三日、大風病脊東風のことにて、作毛殘らず損じ申候、尤も病脊のあたらぬ村所、三四步迄の稔もあれども、青森、四ケ組、金木より下、並に三新田は皆無にて、一粒一杯の贍足なり兼、それより糧種に取り付き、最初は、菜、大根、蕪、ナダレ落、大豆の葉等をもて朝夕の飯料とし、其後は、根山へのぼり、九月末まで能在り、雪路に赴き、山を下り、蕨の根、山大根、川骨の根、茅ムグリ、木賊の根までも掘り集め、栗、梨子はさておき、莢の實、車前子までも食ひ盡し、それより大豆殼、蕎麥がら、薺の節合はしかぬかにて命を繫ぎ、漸く十一月頃に至り、黑石邊、或は餘りある族へ貯へおきし米穀、又は中國より買ひ越し米等、少々づゝ賣出し候へども、直段甚高直にて、米は壹匁に三合五勺、大豆は六合、蕎麥は九

合、小豆三合致し候ことにて、高なき小者は、調ふることなりかね、歴々の百姓も、家財衣類を賣り代なし、二升三升と調へ候者もあれども、第一五拾匁の品物は五匁にもなり不申、さて三ッ建ての家は壹匁五分に拂ひ、漬物乃至一汁椀と、小家壹軒と取りかへ候やうなることにて、大體の家財、拾匁とはなり不申、田畑屋敷渡し申し度とも、只の五匁にも受け取る者無之、○中略

又楽田家調、繫田邊の下通りは、死したる人を食ひ申候、出崎村の源次郎と申者の女房など、十四五歳の男子餓死致し候を女兩人にて、四日の間にたべ申候、其後何卒して人を丸にてたべたきものと願ひ申候よし、漆派の治介と申者の處にて、子供の泣きごゑ致し候につき、隣家より參り見ければ、まだ生きたる子供の股へ食ひつき居り候よし、此の如き類も多し、其外鷄犬は皆無、牛馬の切り賣りは、次第に廣まり、初は五分代目方百匁もいたし候處、日增しに流行し、後は五分に目方十匁位にもなり申候、馬を殺すもの、一匹三匁づゝ、これを渡世とするものもあり、處々より馬を買び求め、或は盜み、六ヶ村へ賣り出し、其日の露命をつなぐもあり、種々樣々の境界なり、全く人事の業にはあらず、淺ましき世のありさまなり、

豊田村の支村に、カッキ派といふ處の、長三郎と申者の悴、今年十六才になりしが、舊冬より人を食ひ助命致し居候處、頃日母と妹餓死いたし候處、二十日ばかりの間、右母と妹を食ひ候て、骨をば薪の代りに焚き居り候由、又同村の清次郎と申す者の子供十五才になり候、兩親は餓死致し、たべものもなく、餘り苦しさに、豊田村の庄屋方へ罷り越し、粥を乞ひ候處、一二膳の冷粥あり合ひたるを與へて歸し候處、右長三郎の悴其歸りがけをまち受け、半途にて之を庖丁にて刺し殺し、おのれが家へ取り運び食ひ居り候由、如何なることにや、たとひ餓死に及ぶとも、母や妹を食ふこと、凡三千世界にも其ためしあるまじく候、殊更彼岸中にて、心ある者は、乞食非人も追善供養の志あるべきに、鳥畜類にも劣り候境界、誠に鬼も逃ぐべしと思ひ、おそろしきことに覺え候、

〔松屋筆記 八十四〕天保七年霖雨及飢饉　天保七丙申年三月十九日壬寅より雨降出て、廿九日までの間、快晴僅に四日なり、其外は降ざれば曇り、或は朝降て晴れ、日中降て夕に止などして四月に成ぬ、四月朔日より八月十五日までの間おなじさまにて、快晴十日にみたず、去年乙未の冬より、今年の春三月にいたるまでに、地震幾十度ふりけん、一日夜に三四度、又は五度もふりし事ありき、七月十八日朝より雨降出、東南の風おこれるが、巳の時よりいたくはげしく成て、面をむくべきやうもなし、○中略八月朔日、はたた北風雨はげしく、十八日の風につげり、同月十三日夜も烈風雨也、十六日又南風雨いとあらましくて、朔日の風につげり、七月十八日第一、八月朔日第二、十六日第三、十三日第四と順次せる大風雨なり、かくて葛西領金町の堤きれて、江戸川あふれ流れ、二万石の地水底になれる事卅日に過ぎ、水戸通路たえたること十餘日なり、武藏の見沼邊は、七月十八日以後、八月廿三日までも水たゝへて、舟筏かよはず、江戸町賣の白米、錢百文に五合なりしが、八月初より四合五勺、同十八日より四合、廿一日より三合五勺なり、此時搗大麥、百文に四合、割麥六合也、小豆一升の價錢百六拾四文、水油一合、調五十文、鹽一升六拾八文、大根いとちひさきを拾本つかねたるが百三十二文、大なるは百七十二文にも及べり、茄子はたえてなし、熟瓜冬瓜白瓜などすべて瓜類ふつになし、西瓜の大さ梨子の大なるほどなるがまゝ見ゆめり、味噌金壹兩に十八貫目、さつま芋百文に六百目、里芋壹升六拾四文、その外高價ならざるものはなし、魚類たえてなし、實に古今未曾有の凶歳也、

おほやけより命ありて、裏店住の町人男子に白米二升五合、錢四百二十四文、老幼婦女の類は白米壹升五合、錢貳百四十八文たまはりき、江戸中すべて三拾貳万二千人餘にて、米五千石餘、錢拾三万貳千貫許といへり、裏店住にても下女下男弟子などあるものにはたまはらず、表住の者は下女下男弟子などのなき工商にても賜事なし、

因大風年凶

〔續日本紀 文武二〕大寶元年八月辛酉、參河、遠江、相模、近江、信濃、越前、佐渡、但馬、伯耆、出雲、備前、安藝、周防、長門、紀伊、讃岐、伊豫十七國、蝗、大風、壞二百姓廬舍一、損二秋稼一、　二年八月庚子、駿河、下總二國、大風、壞二百姓廬舍一、損二禾稼一、

〔吾妻鏡 十七〕正治三年〇建仁元年十月六日癸未、江馬太郎殿〇北條泰時昨日下二著豆州北條一給、當所去年依二小損亡一、去春庶民等粮乏、盡失二耕作計一之間、捧二數十人連署狀一、給二出擧米五十石一、仍返上期、爲二今年秋一之處、去月大風之後、國郡大損亡、不レ堪レ飢之族、已以欲二飢死一、故負二累件米一之輩、兼怖二譴責一、插二逐電思一之由、令二聞及一給之間、爲レ救二民愁一、所レ被レ揚レ鞭也、今日召二聚彼數十人負人等一、於二其眼前一、被レ燒二弃證文一、年雖レ屬二豐稔一、不レ可レ有二糺返沙汰一之由、直被二仰含一、

〔分類本朝年代記 二加雜〕土御門院建永元年八月十一日、鎌倉大風雨、堂舍悉顚倒、浦々大船小船覆、暫時下總國海邊、潮波漂死人不レ知レ數、此年五穀不レ稔、

〔妙法寺記 上〕明應四乙卯七月十三日、大風吹テ、作リ一本モ不レ入レ實、飢饉ス、

永正八辛未此年大風二三度吹テ、十分ノ富貴、四分三分ニ成リ申候、〇下略

〔續本朝通鑑 百七十八後柏原〕永正九年三月甲午、相模國大風、大山寺大杉倒、關東大饑、

〔八幡宮年日記 長帳續二中〕大永五年八月廿七日、大風雨、日本惡作、

〔妙法寺記 下〕天文十一壬寅此年ノ秋、世ノ中一向惡ク候テ、大風三度迄吹申候、人々餓死事無レ限、〇中略ナラベテ三年餓死イタシ候、　同十五年丙午七月十五日ノ夜、大風吹候テ、作毛悉吹コボシ申候、去程ニ世間悉ク餓死致候テ不レ及二言語一、〇下略

〔武德編年集成 十一〕元龜元年八月二十一日、暴雨烈風シテ、參遠ノ二州、殊ニ家數大破シ、作毛皆損ス、

〔武德編年集成 五十二〕慶長十一年八月、四國中國大風吹テ、田園損亡ス、

因洪水年凶

〔翁草 二十〕金銀米穀之事　元祿十二年己卯の秋、八月十五夜に大風有、米穀熟せざりしかば、其年の冬、大倉の米、價百苞三十五石を金五十兩に被定、則金一兩には米七斗也、○中略辛巳十四年○元祿の多に至て、都下に飢人多く、道路に餓死する者有、憲廟○德川綱吉則有司に命じて、本所の郷に廣舍を作り、毎日數十石の米を粥に煮て、飢民に與へしめ給ふ事、百餘日に及ぶ、翌年の春に至りて、飢民やうやく少く成ぬ、○又見武野燭談

〔寛天見聞記〕事の序に、先一年の飢饉の事を說かん、天保七年八月、諸國大風雨にて、其年五穀不熟にして、天下大飢饉とぞきこえける、されば諸色の價次第に上りて、同八年には御藏前の相場は、百俵に百五十兩ほど、錢百文に白米四合より貳合五勺迄に至りしかば、下賤の者難儀いふばかりなし、火附盜賊多くして、同八年正月廿八日の夜は、江戶中に火災九ヶ所ほど有て、日々物さはがしく、其うへ大疫流行して人多く死す、飢にくるしみ道路にたほれ死す者、昨日はこゝ、今日はかしこ、幾人といふ數を知らず、市中の人々は、此倒死の者のかたづけにのみ奔走せしに、有がたき御仁政により、兩國廣小路、神田佐久間町、同鎌倉河岸に御救小屋を建られ、道路に迷ひ飢にくるしむものどもを入置れ、日々に飯を賜り、病者には醫藥を賜りしかば、窮民喜び樂しむこと限りなし、されば町々の富豪の者どもゝ、粥を焚て飢人に施し、又は我家近きあたりの窮民に、米錢をあたへなどせしかば、飢を助かる人數をしらず、此時近國には窮民蜂起して、富家に亂妨せしなど聞えしかども、江戶はかばかりの御仁政によりて、かゝる鬪諍をさらにしらず、

〔日本書紀 十九欽明〕二十八年、郡國大水飢、或人相食、轉傍郡穀以相救、

〔武德編年集成 五十四〕慶長十三年六月八日、畿內幷播河兩國決水、洛陽室町筋ハ家屋ヲ浸シ、財寶ヲ流シ、大河ノ隄防所々破壞シ、田園ヲ損ス、

〔十三朝紀聞 四櫻町〕寛保二年八月、自二十七日至朔、畿內大雨風、京城內外大水、破三條橋、東海東山北

陸諸道大水、幕府赤坂門下成河、本所深川傍村、及市舍漂壞、民多溺死、信濃善光寺前、水深二丈餘、上野、下野、武藏、常陸、損稼禾八十萬斛、北陸等亦多損毛云、

〔武江年表 五〕寶曆七年四月より五月迄霖雨、關東洪水、奥州飢饉にて、江戸の米價も次第に登揚せり、

〔翁草 百五〕丙午之凶歲　往事渺茫たる折から、ひとりの友、我〇神澤其蝸几邊に遊びて、問て曰、舊年の丙午〇天明六年元日のエトも丙午にして、而も日蝕皆既なり、仍て火を愼しむべき年なりとて、公武に於て御祈など有し驗にや、火一變して水となり、春の内より雨降續き、九夏三伏に暑を不ㇾ知、何國にも火災の沙汰なく、諸人安堵の思をなす處に、炎熱なき故にや、海內一圓に穀不ㇾ實、水論は勿論、左無き所も水溢れ、殊に東國は洪水にて、江都は神君〇德川家康御開國以來、未曾有の水難、其上、上に御大變有ㇾ之、寵臣御勘氣を得られ抔、天變、地怪、人事迄、悉く大凶故、米價素より諸物の價、古今希有に貴く成て、國々の飢饉云はん方なし、係る凶年、百年來に有しにや、以前の丙午は奈何、余答て曰、以前の丙午は享保十一年なり、余は十七歲なれば、凡の事は覺え侍りぬ、今の間に仍て、尙考ふるに、其年は豐凶の沙汰もなく、只の年なりき、其ころ老たる人の咄しに、寬文六の丙午は凶年なりしが、今年は無事にて宜敷と云へるを思ひ出せし許なり、去れば翁が物を覺えて後、舊年程の凶年はなし、七十年來或は西國又は畿內、東北國の變事は折々聞きぬれども、四隅の國々、一圓に凶たるを不ㇾ聞、享保六七年、國々洪水、同十八年、西國の虫入も、米價は凡そ舊年に等しく貴かりしが、餘國には格別の變事なかりき、又元文の頃、雨ふり續き、暑無き年一年有し、其頃戲に、春、梅雨、秋、冬と云しなり、其時分は連年畿內洪水して、木津邊、淀、八幡の水難云はん方なし、山々崩潰へて、諸木折れ倒れ、適々殘る喬木も、梢僅に顯れ、半は過るまで、土砂に埋れて小樹の如し、山には靑兀の色なく唯盛砂の崩れ掛りたるに似たり、田地は悉く河原と成、川床は地形よりも高く埋り、民村

壞れ流れ、多くは其跡淵と成、人の損亡不ㇾ可ㇾ勝ㇾ計、目も當られぬさまなり、洛邊にも加茂川、桂川溢れて、農村須壞し田地不毛せり、然りといへども、國々悉くは不ㇾ然、明和の旱も爾なり、舊年の如き四隅一面の凶は、年久舖無き事なり、元祿の末、世の中惘うく成て、寶永と改元ありしを、世人悅びて、源六殿が出替りて、ホウ永事や、世直ろ、と口號み、また、寶永祭は見事な事よ、など謳て、祝ひ直せども、曾て驗なく、富士山燒、洛は大地震、大雷、大火、連年續き、世の風俗も、花奢頻りに長じ、通用金銀は黒銅と成り、飢人道路に斃れ、淺猿かりし事共、年長たる人の物語には聞きぬれ共、我未ㇾ生以前の事なれば、委しき事は知らず、當時のさま實にも其頃に似たれば、凡そ八九十年以來の凶年たるべしと答ふ、

因霜雪年凶

〔日本書紀 二十九 天武〕十一年七月戊午、是日、信濃國、吉備國並言、霜降亦大風、五穀不ㇾ登、

〔八幡宮年日記長帳續 二中〕文明九年七月始、北陸道紅雪一寸降、諸作枯大飢饉、

永正十三年四月十一日、諸國大雪大雹降、其形如ㇾ梅、會津別シテ大雪、平地四尺餘降、惡作飢饉、

〔妙法寺記 上〕永正十五戊寅其年八月廿六夜大霜降テ、明ル日マデキエズ、世間ツマルコト無ㇾ限、秋ノ賣買ハ、米六十七文ナリ、當國山里ノ米荷ヲ、山家不通、米ノ賣買、此郡一粒モ無ㇾ之、耕作イカニモ實不ㇾ入、蕨ヲ九月マデホル也、總而此年堀トヲス、明ル五月迄ホルナリ、

〔新選和漢合圖〕永正十五年戊寅八月廿六日、大雪降、天下餓死、

〔享祿以來年代記〕永祿九丙寅六月八日霜降、大饉天下三分之一死、

〔十三朝紀聞 六 光格〕天明三年八月十三日、陸奧隕霜、殺ㇾ菽及蕎麥、東國飢、南部尤甚、米斗錢二貫五百文、餓死者多、

因蝗年凶

〔續日本紀 二 文武〕大寶二年三月壬申、因幡、伯耆、隱岐三國、蝗損ㇾ禾稼、

〔碧山日錄〕長祿四年〇寛正元年五月十日丙戌、宿雨不ㇾ晴、民曰、青苗腐濕、其根生ㇾ蝗云、　閏九月十八日辛

酉、去夏水蝗、稻穀不熟、民憂之曰、來冬春夏、天下大飢、

〔會津塔寺村八幡宮長帳〕永正八年辛未、次には五六月雨ふり、又はむぎは、七十づゝうれ申候、八月より稻にすくはくの虫たかり候て、秋米は一貫四五百文ニうれ申候へ共、うりかいもおもふ樣になく、

天文十五年丙午七月七日、すくはく、ふり申候、

〔嚴助往年記上〕大永六年丙戌十月廿日、當年虫損之故、年貢三分一抑留之由、百姓注進之云々、言語道斷之次第也、〇中略

天文八年己亥閏六月同八月十五六大洪水、當年世上不熟、虫損過此、以外事云々、

〔續史愚抄中御門〕享保十七年、今秋西國有虫、俗名雲霞、五穀不登饑、年代略記

〔十三朝紀聞四中御門〕享保十七年九月、自夏西南諸道大蝗、西海、山陰、山陽尤甚、大飢、於是幕府移關東粟稟、貸西國諸藩、以賑其民、　十八年二月、西南諸道益飢、餓死者十六萬九千九百餘人、於是幕府又人發、毎男日給米二合、女一合、以濟億萬飢者、

〔除蝗錄總論〕偖其享保子年〇十七年の凶作といふは、前年亥冬、寒氣うすく氣候不順にして、子年に至り春雨しげく、其後しば〳〵照、又五月末ゟ閏五月の下旬迄、霖雨晝夜をわかたず、六月初旬より漸やむといへども、氣候陰冷にして暑うすく、又中旬にして白雨度々あり、其頃より蝗生じ、稻の莖を喰枯しぬ、於是諸國一統凶作して、飢饉に至る所多く、身うすき農民は、うゑしするものすくなからず、此事書にも傳はり、古老の口碑にも殘りて、聽も中々淺間敷事共なり、

〔農喩〕第九　金を持し者うゑ死せし事　享保十七年壬子、西國すべて大きゝん、うんか也、此事を年代記に、西國いれむしつき、大ききんと有、此時、道にゆきたふれてうゑ死せし者おびたゞしく有けり、其中に一人の男ありしが、衣類を始、身のまはり腰の物に至る迄、美々しくてなみ〳〵ならざる出立ゆへに、其所の者、

豐凶知豫

死體を見屆ければ、金百兩をくびにかけてありしと也、さあれば多くの金を持し人、くい物を求んとて旅に出しと見えたれども、うゑをしのぐべき、わづかの一飯を得る事あたはずして、かく餓死せしと察せられたれば、殊に殘念なる事也、百兩の金を身に添へし人だに、がしをまぬかれざりし有樣かくのごとし、いはんや貧乏人のがしせしは、なをすみやかならんとおもひやられしとなり、　是は伊豫國松山の產にて、正山といひし老僧が、其所にて直に見きゝしとありし物がたりを、わが○鈴木武助若き比聞置し事なり、

〔藝藩通志 五災祥〕享保十七年、蝗饑、田禾を害するもの三十一万四千石、人死る九百七十六人、牛馬死る二百十一匹、

〔農業全書 二五穀〕稻は柳に生ずとて、楊柳のさかゆる歳が稻のよきものなり、本朝にても農民の世話に、梅田、枇杷麥とも云なり、考へみるに此說大抵たがはず、

〔和漢三才圖會 八十五苞木〕竹實 俗云、自然(ジネンゴ)穀、　本綱、今竹間時見開花、小白如棗花、亦結實如小麥、子無氣味而澁、可爲飯食、謂之竹米、以爲荒年之兆、其竹卽死、必非鸑鳳所食者、

〔碧山日錄〕長祿三年八月十三日壬戌、余撿舊書史、日之出、或七、或五、或四、三、二之數甚多矣、大率其咎徵咸屬旱魃飢饉也、來歲生民荒饉可知也、或曰、本朝羽州之境、二日出於南北、歷三日而沒、其歲其國大饑也、

〔新編覆醬續集 六〕咏衍竹 國俗曰、二十年枯、　昔日自所栽白竹俄欲竭、花實六十年、枯死三四月、豈非凶荒兆、誰爲饑孝發、林居友此君、雖朽勿剪伐、

〔有德院殿御實紀附錄 十四〕ある時御狩の道なる麥ばたの中に分入玉ひ、近侍の人々に、汝等は麥の豐凶を見しりたるやと仰あり、たれもしらざるよし申けるに、府內に生長したれば、さこそあらめ、麥の穗の左によれしは凶年にて、右によれたるは豐年の徵なり、見よ〳〵この麥みな右に

よれたれば、今年は豊作なるべしとて、また田家のかたにわたらせ玉ひ、あれ見よ農家の小兒いづれもつやよく肥ふとりしは、母なる者の食多く、あくまで乳をのみたればなり、また百姓の家毎に去年の芋を埋置しをほり出さゞるをみても、食物の多きをしるにたれり、いづこも〳〵ゆたかなるゐなかの樣かなと、御喜色をあらはし玉ひしかば、陪從の諸臣、農家のことまでかく至り深くまし〳〵ける事よと、感じけるとなり、

〔著作堂一夕話上〕富士の農男并淺間の辯　享和壬戌夏五月、嚢を擔杖を曳、ゆき〳〵て駿河の府中にあそぶ、彼地の人の說に、四五月のころ、富士の雪やゝ消殘たるが、寶永山の邊、凹なるところに、人の形のごとく雪の殘ることあり、これを農男と名づく、この殘雪見ゆる年もあり、又みえざるとしも有、田子の土人云、農男見ゆる年は、かならず五穀熟すと、〇下略

〔松屋筆記六十〕暦に黑日(クロビ)多き年は豊稔、黑日少き年は凶作、或人の說に、暦に黑日多年は必豊稔にて米價卑し、黑日少き年は凶作にて必米價貴し、黑日は民間耕作によしある日にや、御代官を叙せらるゝ日は必黑日也といへり、さもあることにや、文政十一子年、暦の黑日少して凶作、米價甚貴く、同十二丑年は黑日多して、米穀豊なりき、

〔農隙餘談〕世上竹枯、又は人の目に立程、鳥畜類山中林抔に死する事多き年は饑饉近きと知るべし、大山の鳴動、海あらく打上ゲば、畑惡しゝと知るべし、

〔農業自得上〕豊凶　豊凶の目當は、其國其里々に皆あるもの也、予〇下野河内郡田村仁左衞門在所近邊は、彼岸に鳥卵を產む年は豊作なり、不須の年は巢を始ても止るなり、おくるゝ年は違作なり、依て皆目當あるものなれども、心付ざれば有て無きも同樣なり、又百日紅と云はだか木あり、又さるすべりとも言、此木寺宮抔の邊にある木なり、此花は夏の土用より秋の土用前まで咲花なり、違作年には咲かぬる花なり、合歡木、つゝじ等の花も、多く咲は豊作の前表なり、皆諸鳥草木に至る迄、早

きは陽にして豐作のしるし、おくるゝは陰にして違作としるべし、

〔農業全書十一附錄〕凡飢饉年の兆をば、智ある人は夏の中にもはや見及ぶべし、尤七月末八月初には慥に見ゆる物也、されども民は愚なるものにて、其年なみ五こくの色を見て、飢饉を悟り、早く身持を引かへて勤る事をしらず、先秋の實り出來ぬれば悅びいさみて、春のききん餓死すべき事をも辨へず、心にまかせ飮み食ひ、萬の物を用にしたがひ求るゆへ、春の蓄へたらずして、年明れば頓て飢る者おほし、〇中略 前に記すごとく、飢饉の兆は初秋には必しるゝ物なり、農の總司より其下なる役人に委しく言しめし、農民の食物を儉約せしむべし、扨蕪菁を多く種さすべし、畠の地ごしらへ段々念を入れ、少延引すとも、糞もかれ、地もされたるよし、凶年には虫多き事あり、其ゆへ殊に地ごしらへよくすべし、若圃のなき所ならば、早田中田の跡を委しくこしらへ用ゆべし、必力をつくし、人々相應に多く蒔べし、こゝを農人じぶんにもとめかぬる事あらば、役人より借與へ才覺してつかはすべし、尤後の手入れこやしに心を用ゆべし、次に大根をも多く蒔べし、地ごしらへ右にいふごとし、蕪と大こんは、小きよりまびきて汁にもし、長ずるにしたがひ、食物に加へて穀物の助とすべし、よく農人をさとし、秋初より覺悟し、蕪大こんを多くうへなば、たとひ領主のめぐみ薄しといふとも、貧民までも餓死のうれへなかるべし、 又凶年には、そら豆をも多く種べし、麥より少はやくいできぬれば、麥に取つく時の助と成べし、 農人つね〴〵蕪大根のたねを餘分に蓄置べし、なみの年にてもおほく作り立、農人これを用ひて、冬春麥に取つくまでの穀食の助とすべし、

〔救荒事宜〕凶災の初毛替すべき事 凶災にて田畑とも植付おくるゝ時は、はやく地利を考へて、毛替すべし、水にて作物をそこなはゞ、はやく水にかまはぬものを植へ、旱にて作物をそこなはゞ、はやく旱にかまはぬものを植へば、彼を失ふとも此を得て、半作にはなるべし、是はいかにも時に先だちて、はやくなすをよしとす、

〔日本書紀 十八 宣化〕元年五月辛丑朔、詔曰、○中略 自胎中之帝、○應神 洎于朕身、收藏穀稼、蓄積儲粮、遙設凶年、

〔教令類纂 初集八十七〕慶安二己丑年二月廿六日

一百姓は分別もなく末の考もなき者ニ候ゆへ、秋ニ成候へば、米雜穀をむざと妻子にくはせ候、いつも正月二月三月時分之心をもち、食物を大切ニ可仕候ニ付、雜石專一ニ候間、麥粟稗菜大根其外何ニ而も雜石を作り、米を多く喰つぶし候わぬやうに可仕候、飢饉の時を存じ出候得ば、大豆之葉、あづきの葉、さゝげの葉、いもの落葉など、むざとすて候儀は、もつたいなき事ニ候、

〔教令類纂 初集八十八〕天和三癸亥年十月十九日

去年當年豐年たるの間、此節可致凶年之心當之旨、被仰出之條、被存其旨、國守領主、米穀等被貯置候樣可相心得もの也、

亥十月日

右之通万石巳上、其外旗本之面々へ被申渡、

〔享保集成絲綸錄 三十四〕享保十五戌年八月

近年ハ豐年打續候間、凶年之爲手當置米被仰付事候間、諸大名も米穀等可成程は、貯置候之樣、可被心得候、以上、

八月

〔米澤侯賢行錄〕米澤に於て諸士申合、山より石を切出し、橋を作り、池を堀、諸所の普請を御手傳と稱して働ける、美作嫡子も出て、石車の綱引けるとなり、斯て三年にして、城下に三間半に二十五間の倉五棟出來せり、是皆諸士自身石を引出、山の材木を伐來りて成しけるとなり、かゝりければ封內の諸民、思ひ〳〵に籾を持參し、五萬俵を上納せり、されば凶年の備にとて、彼倉に納られぬ、又四十四ヶ所の作事普請、農民我々が力にてせんと願出て、上の費なく成就しける、亦諸士幷

町在より願に寄て、桑百萬本、楱百萬本、楮百萬本、諸所の空地に植ける、亦小出村といふ所に、農民救米の藏を建られければ、庶民思ひ〳〵に籾を上納す、此時美作巡見して感悦し、自ら酒器を執て民に飲しめけるとなり、

〔牧民金鑑十一〕天明八申年九月廿九日

一夫食貯方之儀は、稗を第一ニいたし、其外麥、粟、大根、切干の類、何によらず於其所夫食ニ可相成品は、木の根葉、田にし、海草之類ニ而も、取集候積、土地柄相糺、米澤山之場所は、籾幷雜穀の類も、百姓持高ニ應じ爲差出候歟、又は男女壹人ニ付何程ツヽとか爲差出、右ニ准じ根葉幷田にし、海草之類も、程を極爲差出、圍置候積、其土地に隨ひ、書面之外ニも、夫食ニ可相成品可書出事、

〔德川禁令考五十一大坂〕寛政元酉年自三月至十二月　町觸

凶年手當之ため米雜穀貯置之事

當地〇大坂三郷町中之者共、凶年可及饑餓砌、爲御手當永續之ため、此度公儀御入用を以、天滿川崎ニ有之奉行所支配勘定場空地江、新規土藏取建、米雜穀御買上ニ而被詰置、猶又御入用を以、十ヶ年之間ハ御買足をも被仰付、土藏修復其外米穀詰替等之諸入用迄、是又年々公儀御入用を以被仰付候間、此旨令承知、御仁惠之程得と相辨、一同難有可奉存候、且又右ニ付而ハ、三郷市中之者儀も、一己之存寄に隨ひ候共、一町申合候共、勝手にいたし、金銀錢又は米雜穀納置度存候者共ハ、少少宛ニ而も不苦候間、志次第、右役所江相納可申候、尤御手當之儀、追而ハ米穀ニ可被仰付候得共、御趣意有之、先此度ハ米穀雜穀取交御買詰被仰付候、
右之通江戸より依御下知申渡候、尤格別之御趣意を以、三郷之ものども饑饉之節、御手當として永續之ため、被仰付候事ニ候間、御仁惠之程厚難有奉存、町中末々之者ども迄、不洩樣可申聞候、
酉三月十四日

〔報德記 二〕凶年ニ當リ先生〇二宮尊德厚ク救荒ノ道ヲ行フ
于時天保四癸巳年、初夏時氣不順ニシテ、霖雨止マズ、先生或時茄子ヲ食スルニ、其味常ニ異ナリ、恰モ季秋ノ茄子ノ如シ、箸ヲ投ジテ歎ジテ曰、今時初夏ニ當レリ、然シテ此物既ニ季秋ノ味ヲナスコト、豈唯ナランヤ、是ヲ以テ考ルニ、陽發ノ氣薄クシテ、陰氣既ニ盛ナリ、何ヲ以テカ米穀豐熟スルコトヲ得ン、豫メ非常ニ備ヘズンバ、百姓飢渇ノ憂ニ罹ラン歟、於是三邑ノ民ニ令シテ曰、今年五穀熟作ヲ得ズ、豫メ凶荒ノ備ヘヲ爲スベシ、一戸毎ニ畠一反歩其貢税ヲ免スベシ、速ニ稗ヲ蒔、飢渇ヲ免ルヽノ種トセヨ、忽ニスベカラズト、諸民是ヲ聞、笑テ曰、先生明知アリトイヘドモ、何ゾ豫メ年ノ豐凶ヲ知ランヤ、戸毎ニ一反歩ノ稗ヲ作ラバ、三邑夥多ノ稗ナルベシ、何レノ處ニ是ヲ貯ン、且稗ナルモノ、舊來貧苦ニ迫レリトイヘドモ、未ダ是ヲ食ハズ、今是ヲ作リタリトモ食フコトヲ得ズ、然ラバ無用ノモノト云ベシ、假令人ニ與フルトイヘドモ、誰カ是ヲ受ン、詮ナキコトヲ令スルモノカナト嘲リタリ、然レドモ貢ヲ免ルシ作ラシム、是ヲ背バ必ズ令ヲ用ザルノ咎メアラント、已ムコトヲ得ズシテ僅ニ稗ヲ作リ、無益ノ事ヲナセリト怨望スル者アルニ至ル、然ルニ盛夏トイヘドモ、降雨多クシテ冷氣行ハレ、終ニ凶歳トナリ、關東奥羽ノ飢民枚擧スベカラズ、此時ニ至リ三邑ノ民稗ヲ以テ食ノ不足ヲ補ヒ、一民飢ニ及ブモノナシ、始テ先生ノ明鑒豫メ凶荒ヲ計リ、下民ヲ安ズルノ深意ヲ知リ、我ガ知ノ淺々タルヲ悟リ、曾テ無益ノ事トナシ、活命ノ令ヲ嘲タルヲ悔、大ニ其德ヲ稱ス、翌午年ニ至リ、再ビ令ヲ下シテ曰、天運數アリテ、饑饉トナルコト遲クシテ五六十年、早クシテ三四十年、必凶荒至レリ、天明度以來ヲ考フルニ、饑饉來ルベシ、去年ノ凶荒ハ甚シカラズ、未ダ其數ニ當ルニ足ラズ、必今一度大凶至ランコト近年ニアリ、汝等謹テ是ニ備ヨ、今年ヨリ三年ノ間、畠ノ貢ヲ免スコト、去年ノ如クスベシ、家々心ヲ用キ、稗ヲ植テ豫メ飢渇ノ憂ヲ免ルベシ、若怠ルモノアラバ、里正是ヲ察シ我ニ告ヨト命ズ、三邑去年ノ前見明カナ

ルニ驚キ、且飢渇ノ害ヲ免レタレバ、謹テ命ニ随ヒ、糞養ヲ盡シテ是ヲ作レリ、如此スルコト三年、三邑ノ稗數千石ノ備アリ、同七丙申年ニ至リ、五月ヨリ八月マデ冷氣雨天、盛夏ト雖モ北風ノ寒キコト、膚ヲ切ルガ如シ、常ニ衣ヲ重ネタリ、年大ニ饑ウ、實ニ天明凶年ヨリモ甚シキ處アリ、關八州奧羽飢民夥多、餓莩道路ニ横ハリ、行人潸然トシテ面ヲ掩テ過ルニ至ル、此時ニ當リ櫻町三邑ノ民而已此憂ヲ免ル、

救荒食品

〔南浦文集下〕藤氏忠俊公、賦狂吟贈荷篠實(サヽノミ)人、予亦次韵、

人肩篠實喜消魂、主從相携出在原、今歲村々及飢饉、無之民命不曾存、

〔和漢三才圖會八十五苞木〕竹實(篠、俗云自然(ジネン)穀、○中略)　按(○中略)天和壬戌之春、紀州熊野及吉野山中、竹多結實、其竹高不過四五尺、枝細而皆小篠、其實如小麥、一房數十顆、山人每家收數十斛、以爲食餌、至翌年春夏、然大資荒年飢、而後五穀豐饒、米粟價減半、予(○寺島良安)亦直見之、然則荒年極當爲豐年之時出乎、

〔食物知新初〕山谷救荒煮豆法　眞黑豆一升、挼莎極淨、用貫衆一斤、細剉如豆、一般參和豆中、量水多少、以慢火煮豆、香熟攤篚、就日晒乾、翻覆令展盡餘汁、去貫衆瓦器收貯、空心日啖五七粒、則食百艸木枝葉、皆有味可飽也、此在凶年儉歲米珠薪桂之日、不可忽遺此方、故僭列救荒本草之首云、(宋黃庭堅)

若遇凶年飢饉、不在有以濟之、則枕藉道路而殍非命者殆多矣、故予(○神田玄泉)亦取一煮豆法置于此、

〔續昆陽漫錄〕松葉救荒　忠州救荒切要ノ(朝鮮書)ニ云、松葉段食之、可以延生、是昆摘取搗之、汁出成塊、則或溫挾陽地、布乾、更搗作末、以穀末二合作爲稀糊、可一大沙鉢、四分其糊、先以一分飲下、使腸胃通潤、次二分和松葉末四分而食、最後餘一分糊飲下、則胷無滯氣、口無粘滓、氣力勝於白粥者、若下道不通、則嚼下生太數三枚、下注通、氣可也、牧官亦嘗試之、因令在庭之民分飲、皆曰好甚、松葉段得之不難、用之無窮、救荒之策莫切於此、爲齊ト、按ズルニ松葉ノ飢ヲ救フハ、人ノ知トコロナレドモ、此法尤ヨロシク見ユ、

〔民間備荒錄下〕食草木葉法

生黄豆と槿樹葉と一同に嚼之、味不作嘔、可以下咽、毎日二三合にて可度一日、(唐の三合は、日本の一合五勺にあたる)なり、

生松栢葉を食するには、用茯苓骨碎補杏仁甘草、搗羅爲末、取生葉、蘸水、袞薬末同香美ありと云り、(如此のろいはよく〳〵試て用うべし、今年(寶暦五年)西國にて松皮を食せし事を聞傳へ、飢民ども製して食しけるに、製法よからざるか、又松の木西國とちがいあるか、吐瀉腹痛して死する者多きよし、この生松葉を食する法、我いまだ試ざれば、若し其毒にあたりて死するものあらんことを恐る、能試て後用べし、○中略)

右四方荒政要覽に見えたり、辟穀二方は、貧民の力にて調合なるべきにはあらざれども、好事の人のために載す、

〔救荒事宜〕草木をもて食とする事　松皮を食して毒に中りしことを、備荒錄にいへど、天明の凶年の事を知りし人に尋るに、上方筋にては、毒に中りしことはかつて聞ずといへり、奥羽邊にては、その製法を得ざりしにや、或人の鈔錄を見しに、松を食ふ法と、藁を食ふ法とを載せたり、松を食ふ法、松は何によらずといへども、雄松老木の皮を最上とす、甘はだは苦みあり、それゆへ上一皮をへぎとり、碓にて舂て、磨にてひき、糊こしすいのうにて篩ひ、細末にするほどよし、是を蓋のよく合ふ釜か鍋に、水多く入れたるにかきませて、煮へ立て蓋を取らず、明る朝迄それなりにおけば、若木にても澁苦みは固より、匂ひもなくなる也、あく氣を流す時、粉のこぼれぬ樣にし、味噌漉の内へ敷布をひろげ、その上へ打あくべし、砂あらばゆりて其布にて直にしぼり、餅團子に入るならば、干に及ず、餅は常の通米をこしきに入れ、其上へ松の粉をひろげおき、米の蒸せるを期とし、臼に入てつく也、尤手水をひかゆべし、香煎にするには、あくを拔たる粉を日に乾して炒也、老木は灰汁ぬきせずして可也、(以上は享保十八丑年五月、大坂井上某これを貲家につぐ、寛保三年亥二月、江戸本船町大倉氏、この事を貲家につぐ、)藁を食ふ法は、藁の根元四五寸、末五六寸を切すて、二三分づゝに刻み、二三日水に浸し、よく干し、炮烙にていり、臼にてひき、粉にして糊こしにて能くふるひ、何にても二三分ませにして、蒸籠の類にて

むし、臼にてつきても、すり鉢にて摺りてもよし、餅團子に製し食する也、大坂船場の人、何某の法、

〔氣吹舍歌集〕天保七年夏より秋かけて飢饉にて、人々うゑに苦めるをりに、松の根をほりて、松根白皮丸と云を製りて人々に與へけるに、

いざ子等うゑな憂ひそ常しへに松の榮ゆる御世にし有れば

〔民間備荒錄下〕食草木葉解毒法　荒政要覽云、嘗見苦行僧人入山耽靜、必炒鹽入竹筒携往云、食草葉有毒、惟鹽可解、しかれば荒歲第一の解毒は、鹽にしくはなし、飢民の死するは、鹽の貯へ盡て後、毒草を食するゆゑ死するよし、今こゝろむるに皆しかり、鹽にて解せざるは、救荒解毒丹を用うべし、もし毒つよくして解せずんば、碎積廣濟丹をかね用うべし、此藥は四五十ケ村へ施藥したるなり、もしつよく毒にあたりたるものは求め用べし、　又總身浮腫水腫のごとくなるのみにて、餘症なきものは、五加木(うこぎ)の根を煎じ飲ば、腫ひくものなり、

〔世事百談〕食せずして飢ゑざる法　串柿を糊の如くにして、蕎麥粉を等分にまじへ、大梅ほどの大さに丸じ、朝出づる時二三を用ひなば、一日の食事になれり、もし蕎麥粉なき時は、餅米の粉にてもよろし、又三色あはせても用ふべしと、安齋漫筆にあり、また芝麻一升、糯米一升をともに粉にして、棗一升を煮て、それへ二味をこねまじへ、團子として一丸食すれば、一日飢に及ばずと、白河燕談にあり、猶これらの法あり、予〈○山崎美成〉曾てきけるは、白米一斗を井籠に入れ、百度蒸し干しおき、一握づゝ、每日水にて三十日のめば、死ぬまで一切の食物くひたからず、〈壽世保元〉黑大豆をよくむして一日食物をくはず、翌日かの黑大豆を食し、外の食物をくふことなく、渴時は水を飲むべし、如此一年ほどすれば、後には一切の食物をくふことなくて仙人となる、〈博物志〉黑大豆五合、胡麻三合、水に一夜浸し蒸すこと三度、さてよく干して二色ともに、手にて皮を取り舂きくだき、拳の大さほどにつくね、飯の中に入れて、戌の時より子の時まで蒸して、あくる日寅の時に取り出し、

日に干付けて食ふべし、拳ほどなるを一食へば、七日飢ゑず、二食へば四十九日飢ゑず、三食へば三百日飢ゑず、四食へば二千四百日飢ゑずして、顔色おとろへず、手足の働き少しも常にかはることなし、〈王氏農書〉この三方は唐土にて飢饉の時に、多く人を濟ひたる名方なりといへり、因に云、人の通はぬ谷底、又は井の中などへあやまちて落ち入りたるか、あるひは海上にても一切の食物なきところにて、命をつなぎ、しかも身體氣力おとろへざる方、壽世保元に、口に唾を一はいためてはのみこみ、又ためては飲みこみ、かくの如くする事、一日一夜に三百六十度飲みこめば、何十日へても飢ゑずといへり、これにつきて話あり、正徳のころのことゝかや、奈良宗哲といふ人、武藏に住みしをりから、常にこゝろやすく交る僧の祈願ありて、七日斷食して禮拜行道す、同行の僧一人あり、彼僧に右の唾を飲みこむ方を敎ふ、彼僧ふかく信じて相勤む、同行の僧はあざけり笑ひて、これを用ひず、行法六日に至りて、同行の僧は手足痛みことの外にくるしむ、又唾を飲みこみし僧は、つねにかはることなく、行法とゞこほりなく滿願成就したりとぞ、おもふに、この唾を飲みこむの方は効驗さもあるべくおぼゆ、唾は身液なれば吐かずして飲まば、身體の潤をまさんことゝわりあり、常の養生にも心得あるべし、已に遠唾高枕、壽を損すと、醫心方に見えたり、

〔農稼肥培論下〕豆腐粕〈からと云、又きらずといへり、九州にてはとうふの花と云、又とうふの粕といふところあり、〉飢饉の時は、此雪花菜壹升に葛粉〈山より掘製せしまゝ晒さゞるなり、是を灰葛といふ、〉壹合程入、よくこねませ、たぎる湯にて團子のごとくこねて、片手にて握りて、鍋に味噌汁をこしらへ置、其中へ蘿蔔或は菜の干葉等を入煎て、其たぎる中へいれて、よく煎えたるを試て食するに、美味して飢をしのぐに足れり、肥しの事にあらざれども、備荒の助ともならんと、次序ニ記し置ぬ、是は天明の凶年に、予が試たる事也、

〔牧民金鑑十一〕天明三卯年九月廿六日申渡

申渡

在方不作の節、夫食等差支候砌、薺餅食事ニいたし候由、尤主法存候ものも可有之候得共、場所ニ寄不存知之ものも可有之ニ付、別紙書付相渡候間、用立候筋も可有之、村々江者可申達候、

卯九月

薺餅之法

一生薺を半日も水ニつけ、あくを出し、能々砂を洗ひ落し、穂ハ去り根元之かたより細ニきざみ、夫をむし候て、干立煎候上、臼ニて挽、細末ニいたし候、右薺の粉壹升江、米之粉貳合程入、水ニ而こね合セ、餅之様ニしてむし候歟、又ハゆで候て、鹽歟味噌をつけ候而食事ニよし、又ハきなこ付候而も吉、右之粉の代りニ、葛蕨の粉又ハ小麥の粉交ゼ候てもよし、

百草餅

一百草 壹斗〇註略 一粉糖 壹升 一小麥粉 壹升、餅米粉ニ而も 一小米 五合 一串柿 五串

右百草餅仕法

天明五巳年正月申渡

一薏苡仁者麥ニも勝り候者ニて、畑ニ作り候而も利を得る事有之由、尤濕地ニ應ジ、眞土ハ勿論砂地ニも出來安ク、一旦植置候得者、諸草を不厭はびこり出來立候ものニ候間、秣場等之端々、或者用惡水路川緣堤等ニ植置、實を取貯候樣可被申敎候、　但二月ニ植、八月ニ實を取候ものニ而、尤實之形細長ク、色白き方粮ニ宜敷候、

一綠豆は、畑の畦岸荒畑如何樣之地ニ而も、相應ニ出來立、殊ニ二月末ニ植、五月末六月ニ實を收、其實を直に植、又八月ニ實入候ニ付、百姓之粮に作り候而、甚益あるものニ候間、種を貯、少之空地ニも植付候樣可被申敎候、

一薯蕷、河首烏、草薢、栝樓、蒟蒻、葛、蕨等ハ、五穀ニも不劣、夫食ニ相成候ものニ而、自山林原等ニ生じ、木立の障ニも不相成者ニ候間、百姓持山或者御林等の內江も、種を蒔付候樣、可被申敎候、〇下略

天明八申年七月十日申渡書付

支配所村役人世話爲致、田弁小溝等に有之候田螺、子供ニ拾ひとらせ、村役人方江取集メ、湯をかけ干シ上貯置候得者、飢を凌ぎ候筋ニも相成候間、右之段村方江も能々申含、農業手透之節、干シ方等も世話爲致、貯候樣申渡、尤手代共江も申付、實意ニ村方江申含取計候樣可被致候、拾集候子供江手當をも遣し候而、宜キ筋も候ハヾ、聊之事ニ而可有之事故、各吟味勘辨之上可被取計候、勿論農業いそがしき節者難相成事故、此節より早々申渡取計可被申候、

右之通被仰渡奉畏候、早便を以、早速銘々支配所江申遣、被仰渡之趣取計、其段追而御勘定所江御屆申上候樣可仕候、依之御請申上候、以上、

申七月十日

天明八申年九月九日

以廻狀致啓上候、然者拙者儀、今日御勘定所江罷出候處、豐田金右衛門申聞候者、先達而村々貯穀之儀御談申候處、定而此節者追々貯置候事と被存候、夫ニ付唐茄者切干ニいたし貯候得者、夫食ニ宜ものヽ由、本多彈正大弼殿御沙汰有之候間、備後守殿被仰聞、右之趣寄々御同役中江御談申候樣、金右衛門申聞候間、御達申候、乍御世話廻狀御順達、留ゟ御返却可被成候、以上、

申九月九日　　辻六郎左衛門

〔農喩〕第八　かてをたくはえし人の事　ある所に米穀は云におよばず、凡くひものになるべきほどの色品をたくはひ、何によらず心を用ふる事のくはしき人ありけり、每年秋の末に至り、里芋を刈取るせつ、莖をば皆ほしあげてたくはひ、又きりすてし芋の葉をも遺さず取集めおき、よ

き日よりには庭へひろげてほしあげ、扨家内中かゝりてもみこなし、其葉を紙袋におし入れ、しめりけ虫氣のつかざる樣に、心を用ひ手入をして、年每におほくたくはひおきけり、かくて此ききんの時にいたり、此芋の葉の貯を出して、雜穀にまじえつゝくひければ、そくばくの日數うゑを凌ぎて、大きにたすけとなり、又人にもあたへしときこえしは、よき心がけと知るべし、

〔西遊記續編三〕飢饉　近年打つゞき五穀凶作なりし上、天明二年寅の秋は、四國九州の邊境飢饉して、人民の難澁いふばかりなし、余(○橘南谿)などが旅行も、道路盜賊の恐れありて、冬深き頃などは、所々逗留して用心せり、さて春になりても、諸國とも米穀ます〳〵高直に成り、余など途中白米一升を大かた百四十文ばかりを出して求たり、國々城下までも、多くは麥飯、粟飯、琉球芋、大根飯の類を食し取つゞきたり、村々在々はかずねといひて、葛の根を山に入りて堀食ひしが、是も暫くの間に皆ほりつくし、金槌といふものをほりて食せり、是もすくなく成りぬれば、すみらといふものをほりて、其根を食せり、葛の根金槌の類は、其根をつきくだき水にさらし、夫をだんごに作りて、鹽煮にして食せり、春のころにいたりては、鹽もけしからず高直に成しかば、これをも求めかねて、海邊に出て潮を汲來りて、其潮にて右の金槌團子を煮て食す、すみらといふものは、水仙に似たる草なり、其根を多く取あつめ、鍋に入三日三夜ほど水を替、煮て食す、久しく煮ざればゑぐみありて食しがたく、三日ほど煮れば至極柔らかに成、少し甘味も有樣なれど、其中にゑぐみ殘れり、余も食しみるに、初め一ッはよく、二ッめには口中一はいになりて咽に下りがたく、はや三ッとは食しがたきもの也、されど食盡ぬれば、皆々やう〳〵に是を食して命をつなぐ、哀れ成事筆に書盡すべきに非ず、余一日行勞れて、中にも大に奇麗なる百姓の家に入て、しばらく休息せしに、年老たる婆々一人なり、いかゞして人のすくなきやと尋ぬれば、父子嫁娘皆今朝七つ時より、すみら堀にまゐれりといふ、夫ははやき行やふ也といへば、此所より八里山奥に入らざればす

みならし、淺き山は既に皆ほりつくして、食すべき草は一本もさむらはず、八里餘も極難所の山を分入り、ずみらをほりて此所へ歸れば、都合十六里の山道なり、歸りも夜の四つならでは得歸り着ず、朝七ッも猶遲し、其上近き頃は皆々空腹がちなれば、力もなくて道もあゆみ得ずといふ、其すみらいかほど取來るといへば、家内二日の食に足らずといふ、さても朝の夜るより暮の夜まで十六里の難所を通ひ、三日三夜煮て、漸々に咽に下りかぬるものをほり來りて、露の命をつなぐ事、哀れといふも更なり、中にも大なる家だに斯のことし、ましていはんや貧民のしかも老人少兒、又は後家やもめなどは、いかゞして命をつなぐ事やらんと思ひやればむねふさがる、

〔兎園會集説〕奥州南部癸卯(天明三年)の荒饑　山崎美成○中略

何品によらず、食物に相成候類、過分の直段に御座候間、食物在々無御座、蕨、野老(トコロ)、葛等を堀り食事仕候、夫も幾千萬人と申、限りなき事に御座候間、さしもの大山を忽に堀盡し申候間、葛蕨の粕、あも、さゝめなど申ものゝ計食事に仕候に付、右の毒に中り、五體腫れ、大小便不出して、忽ちに相果候者數知れ不申候、當九月比乞食共犬猫猿等を食事に仕候事承り候て、肝を潰し候處、去月よりは、犬猫は不及申、牛馬を打殺、食事に仕候、非人乞食等は、眼前犬猫をとらへ、鹽も付けず喰候體、誠に鬼共可申哉、おそろしとも何とも可申様無御座候、○中略

一唯今難澁の者共食事には　一あも香煎(是はわらびの屑をたゝき、さらし粉を取申候か、すな、ササメといふ、細成るをアモといふよし、)　一松皮香煎　一同餅　一藁糂(シベ)香煎　一豆がら香煎　一犬たで香煎　一あざみの葉○下略

〔救荒事宜〕草木をもて食とする事　水府の佐藤平三郎といふ人、物産に精しき名あり、先達而出會し時、救荒の事を談せしに、佐藤いへらく、草根など堀り食ふても、人の腹にたまるものは少し、天明の凶年、余會津にて民どもにおしへて、山林にゆきて、あらゆる木葉を鎌にて芟り來り、湯引て食料とせしむ、それのみにてはやはり腹のもちあしき故、猪鹿の類を打取り、その肉を鰹節の

凶年減服御及封祿

ごとく切りて乾し置き、右の木葉の内にけづり込て喰はしめて、飢を救ひしとまうしき、いかゞあらん試むべし、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年六月庚申、詔曰、哲后撫運、寔約己而臨人、明王曾昌、必推心而濟物、是以義農隔代、同期於勤勞、勛華殊時、共均於愛育、朕祗膺景命、嗣守丕基、日愼塞懷、不以九重自樂、夕惕興想、毎以億兆爲憂、而政化未孚、至誠靡達、去年陰陽並隔、秋稼弗登、頃者偏亢淹旬、藝殖或損、如聞諸國飢疫、往々喪亡、朕之菲虛、黎元何罪、仰稽前烈、德是除邪、內求諸心、抑可挹損、其朕服御物幷常膳等、並宜省減、左右馬寮秣穀一切擁絕、諸作役非要者、量事且停、狴圄之中、恐有冤者、速命所司、申慮放出、加之天下諸國有水之處、任令百姓灌漑、先貧後富、鰥寡孤獨不能自存者、量加賑贍、其臥病之徒、無人視養、多致夭折、凡國郡司爲民父母、而不顧念、豈稱子育、宜就班穀藥、令得存濟、又免除五畿內七道諸國去承和二年以往、調庸未進在民身者、但東海、東山、山陽三道驛戶田租限三ヶ年、殊從原免、庶油雲布族、施甘澤於十旬、嘉苗亘原、貯京城於萬畝、普告遐邇、俾知朕意、　丙寅、太政官、左大臣正二位藤原朝臣緒嗣、右大臣從二位皇太子傅藤原朝臣三守等奏曰、伏奉今月十六日詔書、倂去年陰陽並隔、秋稼不登、頃者偏亢淹旬、藝殖或損、御物幷常膳等、並宜減省者、群臣跪讀不勝感歎、但恩渙俄出、甘澤平施、鳳畛收黃、龍原布綠、神明不遠、感應孔昭、率土之濱、誰不歡慶、昔夏帝之解陽肝、殷王之禱桑林、以古況今、抑須慙德、臣等忝以散樗、叨廁槐棘、道非匡贊、功謝緝熙、覗懼之至、倍百恒情、今者帝念猶勞於上、臣心何安於下、埃塵不讓泰山、居仰止之庭、涓澮无辭巨海、作朝宗之府、伏望暫減五位已上封祿、以支萬一焉、伏聽天裁、　庚午、勅報公卿論奏曰、運鍾季俗、道謝潛通、內求諸己、政術多昧、去年炎旱鳴蟬之稔不昇、今夏驕陽封蟻之徵欲缺、而上天反累、惟神降休、雨師俄奔於四溟、甘澤終遍於八極、是則卿等能施變復以申弼諧、感勵彼蒼、用招燮理之所致也、卿等贊揚嘉應、歸于朕躬、朕之菲德、何以當之、且夫年豐不劾、職朕之由、菑害仍臻、何關輔相、況大夫等、或在屢空之地、不能濟家、或絕兼遂之心、所恃唯秩、所以

凶年救助

此般省撤、獨止一人、而卿等輸以丹誠、折封減祿、驅之朱紱、塈私助公、惟雖知雅懷、固乖予意、是以來表之請、特以不容、　壬申、卿等重奏曰、伏奉綸旨、恩發紫庭、損上之美獨遠、德重黃屋、益下之道愈光、所請祿封未被減省、夫周后雲漢、鄭伯桑山空聞其祈、不見其驗、今皇天報應、雖畢滂沱、動植飛沈、無水不霑潤、猶且乾々在慮、納隍之勞良深、孳々責躬、濟物之仁至廣、臣等伏惟、斗筲謬叨匪據、覩天猶暗、在陸如泥、何贊皇猷、應備彼相、而運遇昌期、覩聖化之無外、時屬交泰、禱民天之有年、但君唱臣隨、上行下化、古今一揆、事得闕如、未有主上憂勤、臣下逸樂者也、伏望、五位已上封祿、暫從省約、導涓流而添溟海、持熘火而助大陽、權中納言從三位藤原朝臣良房、奉綸旨、報命曰、頻省來表、具之懇情、宜食封之家依請減之、人別四分之一、但四位五位秩祿惟薄、今年之間不可減省、

〔續日本紀一文武〕元年閏十二月己亥、播磨、備前、備中、周防、淡路、阿波、讃岐、伊豫等國飢、賑給之、又勿收負稅、

〔吾妻鏡二十八〕寬喜四年〇貞永元年十一月十三日、依飢饉可救貧弊民之由、武州〇北條泰時被仰之間、矢田六郎左衛門尉、既下行九千餘石米訖、而件輩今年無據于辨償之旨、又愁申之、可相待明年糺返之趣、重被仰矢田云云、凡去今年飢饉、武州被廻撫民術之餘、美濃國高城西郡、大久禮以上、千餘町之乃貢、被停進濟之儀、遣平出左衛門尉春近兵衛尉等、於當國株河驛、被施于往反浪人等、於尋緣邊上下向輩者、勘行程日數而與旅粮、至稱可止住由之族者、預置于此庄園之間、百姓被扶之云云、

〔救荒事宜〕飢饉を救ふことは急にすべき事　備前の芳烈公〇池田光政寬永の饑饉に逢ひ玉ひ、救ひの儀を老臣と相談致され候處、評議まち〳〵にて一決せず、熊澤蕃山先生助右衛門末座より進み出て、かやうのせつ長僉議は無用に御座候、早く御救ひを下さるべき旨申ければ、芳烈公實にもと思召、早速評議一決して、多くの銀子を出して、窮民九萬人江厚く下され、尙もれたるものもあらんかと思召、御自身又は家老分のものにても、くま〴〵まで御巡見あるべき仰なれども、夫も差

支へあらんとて、やはり蕃山先生に仰せ付られ、國中をめぐり行き、御救ひにもれたるものあらば、直ぐに賜はるべきよしにて、銀子十〆目渡され、尙又郡奉行抔へ、御自筆にて御救ひの儀仰渡され、銀子入用あらば、何ほどにても出し遣すべく、たとへ御手道具まで、御うり拂被成候ても、御調達可被成間、百姓一人にても餓死致させ候はゞ、其方共越度たるべき旨被仰渡候事、君則烈公遺事などにくはしく見えたり、人君の仁政、かくありたきものなり、

〔翹楚篇〕天明三年夏より秋に至る迄、絶て暑なく、ひとへ物著しは唯二三日なるべし、斯る年並なりければ、作毛不熟して、今年より翌四年まで奧羽一統の飢饉とはなれり、されば年來御心〇上杉治憲を盡されし蓄藏をひらかれ、夫が上に越後或羽州酒田などにての買、米有て、飢に及んとせるには、男子二合、女子一合の積にて、飯米の御手當のあり、味噌を賜り、さるものまでの御手當有りけるゆへ、餓死に及べるはなかりしか、ゝるほどの年並なれば、御寢食を安んじ給はず、只人民の事のみ憂思しめし、御心を盡させ給ひしは、御脚痛と唱へられ、御參府をだに延引し給へるにて、推はかり知り參らすべし、されば貴となく賤となく、粥を用よ菜菓をかてにしてくらへなど、觸渡し給ひければ、以後は朝の御膳には粥を聞し召、例として怠り給はざりし也、唯御國民を思し憂せ給ふのみか、他の人迄に及ばせ給へる事有、御國民は君德によつて、幸に飢餓を免がれしが、隣國の飢餓人多入來りて食を乞は、道路に行倒れて死する者亦なきにしもあらず、されば道路に倒れ死せるものあれば、其村其處の者の量として、其所に埋み、其うへに札建て、よるべの人を待事、是迄の例なりしを、以後は其あたりの寺に葬り、布施銀五匁錢四百文とてあたへて回向なさしめ、大町札の辻にも札立て、よるべのものを待べしとの御意下れば、天明四年を始として、以後は上の御施主にて葬り回向し給へる事にはなりぬ、

〇按ズルニ、凶年救助ニ關スルコトハ、政治部賑給篇及び救恤篇ニ詳ナリ、

〔續日本紀二十淳仁五〕天平寶字八年三月己未、勅曰、周急之言、義著曩聖、救飢之惠、道茂先備、頃年水旱、民稍餧乏、東西市頭乞食者衆、念斯失所、情軫納隍、而聞紀政臺少疏正八位上土師宿禰島村、出己蓄粮、資養窮弊者壹拾餘人、其所行雖小、有義可褒、仍授位一階、自今已後若有如此色者、所司撿察錄實申官、其一年之內、貳拾人已上加位一階、五十人已上加位二階、但正六位上不在此例、

〔續日本紀二十稱德七〕天平神護二年六月丁酉、丹波國人家部人足、以私物資養飢民五十七人、賜爵二級、

〔碧山日錄〕寬正二年正月十二日甲寅、去年蝗潦風旱、相繼爲災、國家凋耗弊亡、玆年正月、天下殺禮減食、飢餧者多、充飽者少、僧舍又止方外之會、　二月二日癸酉、已而雨、願阿於六角長法寺南路、爲流民造茇舍十數間、其橫長自東洞院坊、以烏丸街爲限也、　六日丁丑、流民之茇舍成矣、願阿命其徒、病民之不能起、俾竹輿乘之、其群聚不可勝紀也、先烹粟粥食之、蓋飢者喫飯則仆死、故勸粥也、此賑濟以是月爲限云、　九日庚辰、高弘公來問不安、且話及茇舍曰、日死者以五六十數之云、　十三日甲申、六角坊之茇舍、是日流民死九十七人也、　十四日乙酉、春公出銅錢數百枚、分與道路餓莩、公平生有慈、見流客餓人、則作草舍養之、活者多矣、　晦日辛丑、以事入京、自四條坊橋上見其上流、流屍無數、如塊石磊落、流水壅塞、其腐臭不可當也、東去西來、爲之流涕寒心、或曰、自正月至是月、城中死者八萬二千人也、余〇碧山曰、以何知此乎、曰城北有一僧、以小片木造八萬四千率堵、一々置之於尸骸上、今餘二千云、大概以此記焉也、雖城中所不及見、又郭外原野溝壑之屍、不得置之云、願阿徹流民之屋、　三月三日甲辰、淸水寺有淨僧、是日於五條橋下、聚死尸作冢、其數一千二百餘人云、　廿九日庚午、相公命建仁寺之一衆、開施食會於第五橋上、以薦飢疫死亡之靈、且書牌曰、盡法界沒亡靈、是日平旦作是會也、若干而作之、死尸爛壞之臭不可觸、故急務之云、

〔十三朝紀聞靈元三〕天和二年二月、長崎崇福寺主千獃、爲湯粥施與飢民、自前年九月行之、至是以釜飢鑄巨鍋重千九百六十五斤、以炊濟之、福濟寺主慈岳亦爲粥施飢者、　三月、自去冬天下飢、至是京師

大飢、民多餓死、幕府設場于北野祇園二處賑之、

〔例書 四〕一壹ヶ年飢饉にて、江戶中米拂底故、輕き町人共難義致候に付、身上向宜敷町人共の救を出候處、新橋近處富家成町人救を不致由、裏店之者ども、町奉行石河土佐守殿江訴出候節、奉行被申聞候は、富家成者共救不救は、其者共之了簡に有之事にて、右富家なる町人ども、何程懷に有之哉、亦其方共何百人と申眷屬共を、假初なる貯にて、容易に難救事に候處、右體相願候は、理不盡なる願に而、不屆千萬に候、依之其方ども眷屬を不殘、右富家成者江御預被成候間、急度預り證文指出、呼出之節召連可罷出旨申渡す、

凶年免租

〔續日本紀 三文武〕大寶三年七月甲午、以災異頻見、年穀不登、詔減京畿及太宰府管內諸國調半、幷免天下之庸、

慶雲元年十月丁巳、有詔以水旱失時年穀不稔、免課役幷當年田租、　二年四月壬子、詔曰、朕以菲薄之躬、託于王公之上、不能德感上天、仁及黎庶、遂令陰陽錯謬、水旱失時、年穀不登、民多菜色、每念於此、惻怛於心、宜令五大寺讀金光明經、爲救民苦、天下諸國勿收今年擧稅之利、幷減庸半、

〔日本後紀 八桓武〕延曆十八年六月戊寅、詔曰、惟王經國、德政爲先、惟帝養民、嘉穀爲本、朕以寡薄、忝承洪基、慄甚履氷、懍乎御朽、昧旦丕顯、日昃聽朝、思弘政治、冀宣風化、時雍未洽、陰陽失和、去年不登、稼穡被害、眷言其弊、有憫于懷、宜敷寬恩答彼咎祥、其被損尤甚之處、美作、備前、備後、南海道諸國、肥前、豐後等十一國、去年田租、特全免之、

凶年賜物

〔續日本紀 十七聖武〕天平十九年二月丁卯、以去年亢旱、年穀不登、詔爲治產業、賜大臣已下諸司才伎長上已上稅布幷鹽、各有差、

〔續日本紀 十七聖武〕天平勝寶元年正月己巳、比年頻遭亢陽、五穀不登、官人妻子、多有飢乏、於是文武官及諸家司、給米人別月六斗、

凶年賑貸

〔續日本紀 十一 聖武〕天平五年正月丙寅、芳野監、讃岐、淡路等國、去年不登、百姓飢饉、勅賑貸之、　閏三月己巳、勅、和泉監、紀伊、淡路、阿波等國、遭旱殊甚、五穀不登、宜今年之間借貸大税、令續百姓産業、

〔類聚國史 百七十三 災異〕延暦廿二年六月癸未、勅、去年不登、民業絶乏、富贍之輩、唯有餘儲、糶則要以貴價、借則責之大利、因玆貧民彌貧、富家逾富、均濟之道、良不須然、宜遣使大和國、割折有餘之貯、假貸不足之徒、收納之時、先俾報之、若遭凶年、有未納者、賜以正税、後徴負人、

〔例書 五〕夫食は百姓飢候節貸渡、作夫食は夫食乏候故、耕作難致候間、取續之爲拜借被仰付、但作夫食は壹ヶ年限返納、右百姓割賦は、飢夫食は人別割、作夫食は田畑高割之定法也、

〔十三朝紀聞 三 東山〕元祿九年三月、天下飢、津輕多餓死者、京町奉行、發穀一萬三千石、賑貸都下及伏見民、

〔牧民金鑑 十二〕享保十九寅年正月日申渡書付

一西國、四國、中國、五畿內筋、去々子年〇十七年虫附ニ付、貸渡し候夫食種貸等之儀者、爲御救去丑ゟ卯年迄は不取立、來辰年ゟ返納之積、年賦別紙ニ相伺可被申候、〇中略

右之通可申渡旨、松左近將監殿被仰渡候間、可被得其意候、以上、

寅正月

〔例書 四〕一越後國美沼郡拾三ヶ村凶作にて、飢人有之、夫食及度々に、御勘定所江伺候處、不濟に付、其段村方江申渡候處、御勝手方御勘定奉行江、江戸揔代に罷出居候村方欠込訴致候に付、見分被遣候、取計方飢人改方吟味之事、

凶年貸賜種子

〔續日本紀 二十五 淳仁〕天平寶字八年正月甲寅、播磨、備前兩國飢、並賑給之、　丙寅、備中、備後二國飢、並賑給之、　二月丙申、石見國飢、賑給之、　三月辛亥、攝津、播磨、備前、備中、備後等五國飢、賑給之、　丙辰、淡路國比年亢旱、無種可播、轉紀伊國便郡稻、以充種子、出雲國飢、賑給之、

時候戾和

〔續日本紀稱德二十八〕神護景雲元年二月壬寅、和泉國五穀不登、民無種稻、轉讚岐國稻四萬餘束、以充種子、

〔吾妻鏡九〕文治五年十一月八日甲子、葛西三郞淸重、依被仰付奥州所務事、還御之時、不令供奉、所留彼國也、仍今日條々有被仰遣事、先國中今年有稼穡不熟愁之上、二品〇源賴朝相具多勢、數日令逗留給之間、民戸殆難安堵之由就聞食、平泉邊、殊廻秘計沙汰、可被救窮民云云、仍岩井、伊澤、柄差志、以上三箇郡者、自山北方可遣農料、和賀部貫兩郡分者、自秋田郡可被下行種子等也、近日則雖可有沙汰、當時依爲深雪、可有其煩歟、明春三月中可被施行、且兼日可相觸土民等者、

〔八丈島年代記〕一同〇永正三寅年、飢饉に而耕作の仕附ならず、依而船頭奥次郞、諸色之種物爲願、同年四月七日出島、於江府長戸路七郞左衞門に掛合、諸作の種物を乞請、同年五月十五日歸島ス、其種物早速百姓へ配當す、

〔例書五〕種貸は、水損に付種物押流候歟、出火ニ付燒失致候歟、又は旱魃候稻作旱損ニ付拜借致し候故、田方計江高所持之者江割賦致し候也、
右吟味之上貸附候節、何ヶ年賦返納之積にて、壹ヶ年何程、若返納相滯候者、村中辨納可仕旨、且小割相濟候上、小前江銘々受取候段書付可取之、

〔享保集成絲綸錄二十五〕寬永二十未年二月
一御旗本、給人、幷關東御代官衆、在江戸之分、不殘登城、所謂去年作毛損毛ニ付而、百姓等及飢也、然バ當作種米以下、面々地頭御代官方、致種借作等仕付等候樣ニ可仕、給人かた手前不能成輩有之而、於不致種借者、其番頭可救之、番頭於難計者、其剋遂吟味、相談而可致言上旨被仰出之也、右上意之趣、松伊豆、阿豐後守、阿對馬守傳之、

〔日本書紀推古二十二〕三十四年正月、桃李華之、三月、寒以霜降、六月、雪也、

〔日本書紀 二十三 舒明〕十年九月、霖雨、桃李華、

〔日本書紀 二十四 皇極〕元年十月、是月、行夏令、無雲雨、　十一月癸丑、大雨雷、　丙辰、夜半雷一鳴於西北角、　己未、雷五鳴於西北角、　庚申、天暖如春氣、　辛酉、雨下、　壬戌、天暖如春氣、　甲子、雷一鳴於北方而風發、　十二月壬午朔、天暖如春氣、　甲申、雷五鳴於晝、二鳴於夜、　庚寅、雷二鳴於東而風雨、　辛丑、雷三鳴於東北角、　甲辰、雷一鳴於夜、其聲若裂、　辛亥、天暖如春氣、　二年二月、是月、風雷氷雨、行冬令、　三月乙亥、霜傷草木華葉、是月、風雷雨氷、行冬令、　四月丙戌、大風而雨、　丁亥、風起天寒、　己亥、西風而雹、天寒、人著綿袍三領、

〔日本紀略 桓武〕延曆十一年六月甲申朔、寒、人或著絮、

〔日本紀略 平城〕大同二年十二月、是冬鳥雀乳、桃李華、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年九月、是月桃李華、

〔續日本後紀 一 仁明〕天長十年五月辛丑、北山玄雲黯靄、山嶺不見、終日天寒、衆人多著襖子、

〔續日本後紀 十九 仁明〕嘉祥二年四月癸巳、天隕霜焉、風景之寒、宛似冬二月、

〔三代實錄 三十九 陽成〕元慶五年正月庚戌朔、藏氷厚薄不奏、以去年不冱寒凌室空虛也、

〔三代實錄 四十五 光孝〕元慶八年四月九日己亥、申時雷電雨雹、摧傷草木之葉、占曰、凡雹者冬之過陽、夏之伏陰也、過陽多溫、伏陰夏寒矣、　十日庚子、天寒殞霜、　十一日辛丑、霜降、　十六日丙午、霜降氣寒、　十七日丁未、夜寒霜降、草木葉彫、

〔日本紀略 一 醍醐〕昌泰二年五月十三日乙巳、外記廳前萩花發、麥穗出、又五畿內諸國早稻皆秀、可謂奇怪、　六月四日丙寅、東宮有藤花、又監物局枇杷花不發而有子生、或熟或青、小於常子、人皆食之、

〔扶桑略記 二十三 裏書 醍醐〕延喜九年四月五日庚子、霜降嚴寒、時人莫不愁、

〔扶桑略記 二十三 醍醐〕延喜九年八月、宮中及東西京、櫻桃李柚柿藤等皆華、李柚子生也、

〔日本紀略醍醐一〕延喜九年閏八月、此月也、東西兩京、桃櫻李柚柿藤、皆花或實、九月十四日、諸道進〻非時樹木花勘文〻、十五年九月一日己未、近者萬木華發、

〔日本紀略村上四〕天德二年四月三日甲寅、寒氣如〻冬、氷雪間降、世以爲〻恠、十二月十日丙戌、今日仰〻諸道〻、令〻勘〻草木非時花實事〻、

〔百練抄鳥羽五〕天永元年　或記云、三月五日、雪下寒氣甚、苛政甚之故也、

〔古今著聞集草木十九〕嘉應二年九月上旬、京中櫻梅桃李花開て、春のそらのごとく成けり、延喜九年八月にもかゝる事侍りけるとかや、そのたびは藤柚柿などもさきたりけり、聖代に此事有、いか成瑞にか侍らん、

〔太平記三十六〕大地震并夏雪事

同〇康安元年六月二十二日、俄ニ天掻曇雪降テ、氷寒ノ甚キ事、冬至ノ前後ノ如シ、酒ヲ飲テ身ヲ暖メ、火ヲ燒、爐ヲ圍ム人ハ、自寒ヲ防グ便リモアリ、山路ノ樵夫、野徑ノ旅人、牧馬林鹿悉氷ニ被〻閉、雪ニ臥テ凍ヘ死ル者數ヲ不〻知、

〔梵舜日記〕慶長三年四月三日、霜大降、茶葉悉枯萎了、

〔當代記〕慶長九年十一月十八日、寒ニ入ル、〇中略此寒中諏方湖水不〻凍、人馬一圓不〻相通、今年程暖氣之儀、此巳前無之由云々、五年以前庚子之冬程、寒ジケル事無之由、何モ諏方ノ住民云〻之、

〔春日記錄六〕慶長十年六月十四日、大夕立、萬民案堵、大ナル霰マジリ降リ、大サ如〻大豆〻、手中ニ置〻之、寒氣以外也、

〔十三朝紀聞後櫻町五〕明和三年七月十二日、大坂雨雹、寒如〻盛冬〻、

〔窻の須佐美二〕一寬延三年午四月の末、晴天なりしが、申刻ばかりに、東北に黑雲ふかく、雷も少し鳴て、白雨つよく、雹のふる事霰のごとく、二尺ばかりつもりけり、雹の重さ大なるは廿八匁あり

しとぞ、御城廻りより東地屋根の瓦を碎き、塀をくづし、腰板など炮丸の打たる如く、ふかき跡附しとぞ、鳥燕雀など多く損じける由、本所邊猶強く、家のくづれたるも多かりしとなり、芝青山の邊は、一旦夕だち立たるばかりなり、雹のふることはとき〴〵あれども、か丶る事は終に聞ず、是につきて四五日前、秩父山より初て、川越の城則忍夫郡三吉野の里といふあたり、大なる雹降て、麥をこと〴〵くに打つぶしけるとぞ、

〔農喩〕第四　天災地變の事　卯年(天明三年)凶作にてき丶んたりし事、天よりは災を降し、地にも變ありしよりおこれり、其故は前年の寅の冬より、氣候いつもとは大きにたがへり、夫冬はさむかるべきにさはなく、其十二月甚あた丶かにて、まづ菜種の花などさきそろひ、又は筍を生じ、陽氣春に似て三月比のごとし、且時ならざる雷雨度々あり、殊に大坂にては、御城の門に雷おちて燒し、と聞えし、極月にかくある事は、前代未聞の天災たりとて、人々おそれをの丶けり、扨其年も暮て、明れば卯の年となりぬ、此春はなほさら暖ならんとおもひしに、冬とは引かはりて、寒氣甚しくありけり、其上雨のふる日おほくして、晴天はまれなりし、されども夏に及びしに、麥作はいつもとさまでのちがひもなくとりけり、かくて五月になりぬれば、暑氣の節たれどもさはなくて、田植の時にいたれども、餘寒なほさらず、人皆綿入を著て、火にあたるほどなれば、此さむさにては、作物不熟たらんと察せられしかば、穀物の直段諸國一同大きにあがれり、

〔閑窻自語〕六月寒事　寛政五年六月二日(土用中)北風ふきてひや丶かなる事、八九月のごとし、近來たえてき丶も及ばぬ事なり、三日ばかりにて風も吹きかはり、氣候もなほりぬ、のちにきく、北國には雪ふりて、うすくつもれり、越後には三寸ばかりありけりとなん、

〔草山集十六〕饑年有感

八月雨猶少、引流理水車、途窮人棄子、林瘦竹生花、荒草穿龜背、亂虫入犬牙、自驚淸福足、香飯及芳茶、

〔翹楚篇〕天明四年の事也、去年の飢饉に、人民安からざる折ふし、連日の雨氣にて、或曇り或雨ふり、曇雨相半して、晴るゝ日更になく、盛夏の頃袷を重ね、或は綿入をきるといふ程なりければ、今年の作毛覺束なく、人民危急の思ひをなしけり、斯りければ六月十一日、村泉寺寶珠寺へ五穀成就の祈禱仰付られ、猶も御大事に思し、憂させ給ひ、二丸へ諸寺院を召れ、御堂(御本丸東南の隅、謙信公の御遺骸を安置ましませる御靈屋、)におゐて、二夜三日の御祈禱御執行有り、勿體なくも公御食を斷せられ、二夜三日の間御堂に籠らせ給ひける、至誠感神とかや、十一日十二日には晴或微雨有り、十三日晴上りてより二十九日まで、日々の大暑とはなりける、是につき又難有ことの有ける、公の御斷食にて籠らせ給へる事を、御父重定公聞し召、淺からぬ御誠は御感じ思召ながら、斯る君にして煩せ給はゞ、人民などか安かるべき、是非の論なし、御志を奪せ給ひて、御食を進めまいらすべきとの御事にて、七旬に近き御老體の御みづからも、御潔齋し玉ひ、粥かしがせ、御みづから御堂へ持上りましまし、ひたすらに御進め進らせられしかば、何かは辭し背かせ給ふべき、押いたゞき給ひてきこしめせしとぞ、

〔例書四〕一武州都筑郡神奈川宿近在に有德なる百姓有之、天明年中之頃、世間飢饉にて、右百姓米を買込圍候段、其近在之百姓訴出、早速御改之處、五つ戸前之藏に圍置、不殘炭之由申出、直段壹俵何程と尋有之處、銀四兩宛之由、貳萬俵餘不殘御買上に相成候、戸前二つは炭にて、殘りは皆米之由、

編修總裁　從二位男爵　細川潤次郎
編修長　正七位文學博士　佐藤誠實
編修副長　正七位文學博士　松本愛重
編修　正七位　廣池千九郎
編修兼校合員　加藤才次郎
編修　山本信哉
編修　村尾節三
編修　正七位　佐伯有義
編修　三浦千畝
校合員　坂倉廣胖
校合員　坂本廣太郎
校合員　間嶋磐雄

編修顧問　正四位　本居豐穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　正六位文學博士　井上頼圀

明治四十一年六月二十二日印刷
明治四十一年六月二十五日發行



神宮司廳

昭和九年二月一日印刷
昭和九年二月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社内
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(85)　一一〇五四番　三三六九番

單式印刷株式會社印刷

（白石製本所　製本）